大正十二年八月十五日印刷
大正十二年八月十八日發行

漢文叢書
管子（非賣品）

不許複製

東京府下大久保町西大久保二百三十六番地
編輯者　塚本哲三

東京市神田區錦町一丁目十九番地
發行者兼印刷者　三浦理

東京市神田區錦町三丁目九番地
印刷所　有朋堂印刷部

東京市神田區錦町一丁目十九番地
發行所　有朋堂書店

民以僅存。不芸之害也。宜穫而不穫。風雨將作。五穀以削。士民零落。不穫之害也。宜藏而不藏。霧氣陽陽。宜死者生。宜蟄者鳴。不藏之害也。張耜當弩。銚耨當劍戟。穫渠當脅䩭。蓑笠當抹櫓。故耕械具。戰械備矣。

輕重庚第八十六 亡

管子輕重十九

管子終

以秋日至始數。九十二日。天子北出。九十二里而壇。服黑而絻黑。朝諸侯。卿大夫。列士。號曰發繇。趣山人。斷伐具械器。趣菹人。薪藋葦。足蓄積。三月之後。皆以其所有。易其所無。謂之大通三月之蓄。凡在趣耕而不耕。民以不令。不耕之害也。宜芸。而不芸。百艸皆存。

秋日至を以て數を始む。九十二日。天子北のかた出づると九十二里にして壇す。黑を服し黑を絻し、諸侯・卿・大夫・列士を朝し、號して發繇と曰ふ。(一)山人を趣し、(二)斷伐して械器を具へしむ。菹人を趣し、(三)藋葦を薪にし、蓄積を足す。三月の後、皆其の有する所を以て、其の無き所に易ふ。之を大に三月の蓄を通ずと謂ふ。凡そ耕を趣すに在りて耕さず、民以て令からざるは、(四)不耕の害なり。宜しく芸るべくして芸らざれば、百艸皆存し、民以て僅に存するは、不芸の害なり。宜しく穫るべくして穫らず、風雨將に作らんとし、五穀以て削り、(五)士民零落するは、(六)不穫の害なり。宜しく藏むべくして藏めず、霧氣陽陽、宜しく死すべき者生き、宜しく蟄すべき者鳴くは、(七)不藏の害なり。耜を張りて弩に當て、銚耨、劍戟に當り、穫渠、(八)脇軻に當り、蓑笠、(九)枺櫓に當る。故に耕械具り、戰械備る。

(一) 役を徵發する也　(二) 促也　(三) 菹は澤に生ずる草、之を芟る人　(四) 善也　(五) 減也　(六) 零つべくち、衰傷すること秋葉の如しと也　(七) 藏氣の堅からざるをいふ　(八) 盾の屬　(九) 枺は杆の誤か、櫓は大盾也

四出二其國一。百三十八里而壇。服レ白而絻レ白。搢二玉揔一。帶二錫監一。吹二塤篪之風一。鑿二動金石之音一。朝二諸侯。卿大夫。列士一。循二於百姓一。號曰二祭月一。犧牲以レ彘。發レ號出レ令。罰而勿レ賞。奪而勿レ予。罪獄誅而勿レ生。終歲之罪。毋レ有レ所レ赦。作レ衍。牛馬之實二在野一者王。天子之秋計也。〇以二秋日至一始レ數。四十六日。秋盡而冬始。天子服レ黑絻レ黑而靜處。朝二諸侯。卿大夫。列士一。循二於百姓一。發レ號出レ令曰。毋レ行二大火一。毋レ斬二大山一。毋レ塞二大水一。毋レ犯二天之隆一。天子之冬禁也。

卿・大夫・列士を朝し、百姓を循る。號けて祭月と曰ふ。(三)犧牲は彘を以てす。號を發し令を出し、罰して賞するなく、奪ひて予ふるなく、罪獄誅して生すなく、(四)終歲の罪、赦す所ある毋れ。(五)衍を作め、牛馬の野に實在する者は王にす。(六)天子の(七)秋計なり。〇秋日至を以て數を始む。四十六日、秋盡きて冬始る。天子黑を服し黑を絻して靜處す。諸侯・卿・大夫・列士を朝し、百姓を循る。號を發し令を出して曰く、大火を行ふ毋れ、大山を斬る毋れ、大水を塞ぐ毋れ、天の(八)隆を犯す毋れ。天子の冬禁なり。

㊀秋分也 ㊁星の名、疑ふらくは心星か ㊂秋の殺也 ㊃肅殺の氣に從ふ也 ㊄牧場也 ㊅收めて王の有となすと也 ㊆計は策也 ㊇隆は盛なり、天の隆盛の氣を犯す勿れと也

族者入。殊族者處。皆齊ニ大材。出祭ニ王母一。天子之所ニ以主レ始而忌諱一也。○以ニ夏日至一始レ數。四十六日。夏盡而秋始。而黍熟。天子祀ニ於大祖。其盛以レ黍。黍者穀之美者也。祖者國之重者也。大功者大レ祖。小功者小レ祖。無レ功者無レ祖。無レ功者。皆稱ニ其位一而立。沃ニ有レ功者一。觀ニ於外一。祖者所ニ以功祭一也。非レ所ニ以戚祭一也。天子之所下以異ニ貴賤一。而賞中有功上也。

は國の重き者なり。大功の者は祖を大にし、小功の者は祖を小にし、功なき者は、祖なし。功なき者は、皆其位を稱して立ち、功ある者に沃かしむるときは外を觀る。祖は功祭する所以なり、戚祭する所以にあらざるなり。天子の、貴賤を異にして有功を賞する所以なり。

(一) 粢盛に黍を用ふと也　(二) 麥は夏至を以て熟す、數の始なり　(三) 大材は牛を謂ふ　(四) 齋也　(五) 外神也
(六) 五廟にする也　(七) 二廟或は三廟にする也　(八) 元士は一廟也　(九) 凡そ祖を祭るに、功なき者はその位を稱して立ち、君、功ある者に飫かしむれば、則ち功なき者外より觀て、之に與るを得ずと也、沃は飫也

以ニ夏日至一始レ數。九十二日。謂ニ之秋至。秋至而禾熟。天子祀ニ於大惢一。

夏日至を以て數を始む。九十二日、之を秋至と謂ふ。秋至にして禾熟し、天子、大惢に祀る。西のかた其國を出づること百三十八里にして壇す。白を服して白を絻し、玉揔を搢み、錫監を帶び、塤箎の風を吹き、金石の音を鑿動す。諸侯

之地。上作二之天一。謂二之不服之民一。處レ里爲二下陣一。處レ師爲二下通一。謂二之役夫一。三不樹。而主使レ之。天子之春令也。○以二春日至一始レ數。四十六日。春盡而夏始。天子服レ黄而靜處。朝二諸侯一。卿大夫。列士。備二於百姓一。發レ號出レ令曰。毋レ聚二大衆一。毋レ行二大火一。毋レ斷二大木一。毋レ誅二大臣一。毋レ斬二大山一。毋レ戮二大衍一。滅二三大一。而國有レ害也。天子之夏禁也。

を誅する毋れ、大山を斬る毋れ、大衍を戮する毋れ。三大を滅して國に害あらん。天子の夏禁なり。

(一) 春分也　(二) 男女會長事に關する也　(三) 陳は列也、下列となれば、民衆に爲せずと也　(四) 下りて下等となるをいふ　(五) 土石を斬伐する也　(六) 衍は散也、草木を芟刈する也

以二春日至一始レ數。九十二日。謂二之夏至一。而麥熟。天子祀二於大宗一。其盛以レ麥。麥者穀之始也。宗者族之始也。同

春日至を以て數を始む。九十二日にして之を夏至と謂ふ。而して麥熟す。天子、大宗を祀り、其盛は麥を以てす。麥は穀の始なり、宗は族の始なり。同族の者入り、殊族の者處り。皆大材を齎し、出でて王母を祭る。天子の始を主りて忌諱する所以なり。○夏日至を以て數を始む。四十六日にして夏盡きて秋始り、而して黍熟す。天子、大祖を祀る。其盛は黍を以てす。黍は穀の美なるものなり。祖

民也。耜二耒耨一。懷二鉊鉏一。又攩二櫂渠繩緤一。所三以御二春夏之事一也。必具。教ㇾ民爲二酒食一。所三以爲二孝敬一也。民生而無二父母一。謂二之孤子一。無ㇾ妻無ㇾ子。謂二之老鰥一。無ㇾ夫無ㇾ子。謂二之老寡一。此三人者。皆就ㇾ官。而衆可ㇾ事者。不ㇾ可ㇾ事者。食如ㇾ言而勿ㇾ遺。多者爲ㇾ功。寡者爲ㇾ罪。是以。路無二行乞者一也。路有二行乞者一。則相之罪也。天子之春令也。

人をして遶りて之を命ぜしむる也　(二)冬也　(三)陰邪の氣を攘ふ也　(四)大なる鐘の柄　(五)築く也

以二冬日至一始ㇾ數。九十二日。謂二之春至一。天子東出二其國一。九十二里而壇。朝二諸侯卿大夫列士一。循二於百姓一。號曰二祭星一。十日之內。室無二處女一。路無二行人一。苟不二樹藝一者。謂二之賊ㇾ人。下作二

冬日至を以て數を始む。九十二日之を春至(一)と謂ふ。天子東のかた其國を出づることと九十二里にして壇し、諸侯・卿・大夫・列士を朝し、百姓を循る。號して祭星と曰ふ。十日の內、(二)室に處女なく、路に行人なし。苟も樹藝せざる者は、之を人を賊すと謂ふ。下之を地に作し、上之を天に作すは、之を不服の民と謂ふ。里に處り(三)下陳と爲り、師に處り下通と爲れば、之を役夫と謂ふ。三不樹にして主之を使ふ。天子の春令なり。〇春(四)日至を以て數を始む。四十六日にして、春盡きて夏始る。天子、黃を服して靜處し、諸侯・卿・大夫・列士を朝し、百姓を循る。號を發し令を出して曰く、大衆を聚むる毋れ、大火を行る毋れ、大木を斷ずる毋れ、大臣

因而理之。道徧矣。○以冬日至始數四十六日。冬盡而春始。天子東出其國四十六里而壇。服青而絻青。搢玉揔。帶玉監。朝諸侯。卿大夫。列士循於百姓。號曰祭日。犧牲以魚。發號出令。曰生而勿殺。賞而勿罰。罪獄勿斷。以待期年。教民樵室鑽鐩。墐竈泄井。所以壽

侯・卿・大夫・列士を朝し、百姓を循る。號けて祭日と曰ふ。犧牲には魚を以てし、號を發して令を出す。曰く、生して殺す勿れ、賞して罪する勿れ、罰獄斷ずる勿れ、以て期年を待てと。民をして室を樵き鐩を鑽り、竈を墐り井を泄へしむ。民を壽くする所以なり。耒耨に耜し（一三）鉏鐮を懷き、又權渠𦆑緤を䉈けよ。夏春の事を御する所以なり。必ず具へよ。民に敎へて酒食を爲るは、孝敬を爲す所以なり。民の生れて父母なき、之を孤子と謂ふ。妻なく子なき、之を老鰥と謂ふ。夫なく子なき、之を老寡と謂ふ。此の三人の者は、皆官に就かしむ。而して衆事ふべき者と事ふべからざる者と、食、言の如くにして遺す勿れ。多き者を功を爲し、寡き者を罪と爲す。是の以に路に行乞者なきない。路に行乞者あるは、則ち相の罪なり。天子の春令なり。

㈠ 氣の淸くして淸なる者は心を生ずと也 ㈡ 心は智謀を主とす。智は圓なり、故にいふ ㈢ 智は法を生ど然して後圓得て治むべし。而して法は方也 ㈣ 物方なれば則ち正なり ㈤ 萬物を正すは、[illegible]より大なるはなし ㈥ 冬至は天の始也、故に數を此に起す ㈦ 邦内を國といふ ㈧ [illegible]の古字 ㈨ 揔は笏也 ㈩ 帶飾也 一一

代修三月。秦國聞之。果令人之衡山。求買械器。衡山之君。告其相曰。天下爭吾械器。令其買再什以上。衡山之民。釋其本。修械器之功。齊即令隰朋漕粟於趙。趙糴十五。隰朋取之。石五十。天下聞之。載粟而之齊。齊修械器十七月。修羅五月。即閉關。不與衡山通使。燕代秦趙。即引其使而歸。衡山械器盡。魯削衡山之南。齊削衡山之北。內自量。無械器應二敵。即奉國而歸齊矣。

歸す。

(一)衡山といふ國を治むる策なり　(二)論也　(三)粟を買ひ、趙より糴する也

清神生心。心生規。規生矩。矩生方。方生正。正生曆。曆生四時。四時生萬物。聖人

輕重己第八十五

管子輕重十八

(一)清神は心を生じ、(二)心は規を生じ、(三)規は矩を生じ、矩は方を生じ、(四)方は正を生じ、(五)正は曆を生じ、曆は四時を生じ、四時は萬物を生ず。聖人因りて之を理め、道徧し。○(六)冬日至を以て數を始む。四十六日、冬盡きて春始む。天子東のかた(七)其國を出で、四十六里にして壇す。青を服して青を絻す。(八)(九)玉揔を搢み(一〇)玉監を帶び、諸

子曰。吾欲制衡山之衡。爲之奈何。管子對曰。公其令人貴買衡山之械器而賣之。燕代必從公而買之。秦趙聞之。必與公爭之。衡山械器必什倍以上。公曰諾。因令人之衡山求買械器不敢辯其貴買。齊修械器於衡山十月。燕代聞之。果令人之衡山。求買械器。燕

と。管子對へて曰く、公其れ人をして衡山の械器を貴買して之を賣らしめよ。燕代必ず公に從ひて之を買はん。秦趙之を聞かば、必ず公と之を爭はん。衡山の械器必ず什倍以上とならんと。公曰く、諾と。因りて人をして衡山に之き械器を求買せしめて、敢へて其貴買を辯ぜず。齊、械器を衡山に修むること十月。燕・代之を聞き、果して人をして衡山に之き、械器を求買せしむ。燕・代修むること三月。秦國之を聞き、果して人をして衡山に之き械器を求買せしむ。衡山の君、其相に告げて曰く、天下吾が械器を爭ふ、其賈をして再什以上ならしむと。衡山の民、其本を釋てて械器の功を修む。齊卽ち隰朋をして粟を趙に糴せしむ。趙糴十五、隰朋之を取る。石に五十。天下之を聞き、粟を載せて齊に之く。齊、械器を修むること十七月、糴を修むること五月。卽ち關を閉ぢ、衡山と使を通ぜず。燕・代・秦・趙、卽ち其使を引きて歸り、衡山の械器盡く。魯は衡山の南を削り、齊は衡山の北を削る。內自ら量るに械器の二敵に應ずるなし、卽ち國を奉じて齊に

山林之中。離枝聞之。必侵其北。離枝侵其北。代必歸於齊。公因令齊載金錢。而往。桓公曰。諾。即令中大夫王師。北將人徒。載金錢。之代谷之上。求狐白之皮。代王聞之。即告其相曰。代之所以弱於離枝者。以無金錢也。今齊乃以金錢。求狐白之皮。是代之福也。子急令民求狐白之皮。以致齊之幣。寡人將以來離枝之民。代人果去其本。處山林之中。求狐白之皮。二十四月。而不得一。離枝聞之。則侵其北。代王聞之大恐。則將其士卒。葆於代谷之上。離枝遂侵其北。王即將其士卒。願以下齊。齊未亡一錢幣。修使三年。而代服。

離枝の民を來さんと。代人果して其本を去り、山林の中に處り、狐白の皮を求む。二十四月にして一を得ず。離枝之を聞き、則ち其北を侵す。代王之を聞きて大に恐れ、則ち其士卒を將ゐて、代谷の上に葆つ。離枝遂に其北を侵す。王即ち其士卒を將ゐて、以て齊に下らんと願ふ。齊未だ一錢幣を亡はずして、使を修むること三年にして、代服す。

一　保也　ふせぎ守るをいふ

桓公問於管

桓公、管子に問ひて曰く、吾れ衡山の術を制せんと欲す、之を爲すこと奈何せん

王果自得而修レ穀。穀不レ可二三月而得一也。楚糴四百。齊因令二人載レ粟。處二芊之南一。楚人降レ齊者十分之四。三年而楚服。

桓公問二於管子一曰。代國之出。何有。管子對曰。代之出。狐白之皮。公其貴買之。管子曰。狐白應二陰陽之變一。六月而一見。公貴二買之一。代人忘二其難一レ得。喜二其貴買一。必相率而求レ之。則是齊金錢不二必出一。代民必去二其本一。而居二

桓公、管子に問ひて曰く、代國の出、何か有ると。管子對へて曰く、代の出、狐白の皮あり、公其れ之を貴買せよと。管子曰く、狐白、陰陽の變に應じ、六月にして一見す。公之を貴買せよ。代人其得難きを忘れ、其貴買を喜びて、必ず相率ゐて之を求めん。則ち是れ齊の金錢必ずしも出でず。代民必ず其本を去りて山林の中に居らん。離枝之を聞かば必ず其北を侵さん。離枝其北を侵さば、代必ず齊に歸せん。公因りて齊をして金錢を載せて往き往かしめよと。桓公曰く、諾と。即ち中大夫王師をして、北のかた人徒を將ゐる金錢を載せ、代谷の上に之き、狐白の皮を求めしむ。代王之を聞き、即ち其相に告げて曰く、代の離枝より弱き所以の者は、金錢なきを以てなり。今齊乃ち金錢を以て狐白の皮を求む、是れ代の福なり。子急に民をして狐白の皮を求め、以て齊の幣を致さしめよ。寡人將に以て

公與レ民通ニ輕重一。藏ニ穀什之六一。令下左司馬伯公將ニ白徒一。鑄中錢於莊山上。令上中大夫王邑、載ニ錢二千萬一、求中生鹿於楚上。楚王聞レ之。告ニ其相一曰。彼金錢。人之所レ重也。國之所ニ以存一。明主之所三以賞ニ有功一。禽獸者羣害也。明主之所ニ棄逐一也。今齊。以ニ其重寶一。貴ニ買吾羣害一。則是楚之福也。天且ニ以レ齊私ヒ楚也。子告ニ吾民一。急求ニ生鹿一。以盡ニ齊之寶一。楚民卽釋ニ其耕農一。而田レ鹿。管子。告ニ楚之賈人一曰。子爲レ我。致ニ生鹿二十一。賜ニ子金百斤一。什至而金千斤也。則是楚不レ賦ニ於民一。而財用足也。楚之男子居レ外。女子居レ涂。隰朋敎ニ民藏ヒ粟五倍。楚以ニ生鹿一藏レ錢五倍。管子曰。楚可レ下矣。公曰。奈何。管子對曰。楚錢五倍。其君且ニ自得而修ヒ穀。錢五倍。是楚強也。桓公曰。諾。因令ニ人閉ヒ關。不ニ與レ楚通ヒ使。楚

て曰く、子、我が爲に生鹿二十を致せ。子に金百斤を賜らん。什至にして金千斤なり。則ち是れ楚、民に賦せずして財用足らんと。楚の男子外に居り、女子涂に居る。隰朋、民をして粟を藏せしむること五倍、楚は生鹿を以て錢を藏すること五倍。管子曰く、楚、下すべしと。公曰く、奈何せんと。管子對へて曰く、楚錢五倍、其君且に自ら得て(三)穀を修めんとす。錢五倍は是れ楚の强なりと。桓公曰く、諾と。因りて人をして關を閉ぢしめて、楚と使を通ぜず。楚王果して自得して穀を修む。穀三月にして得べからざるなり。楚糴四百、齊因りて人をして粟を載せ、芊(四)の南に處らしむ。楚人の齊に降る者十分の四、三年にして楚服す。

(一) 竄也 (二) 城は鹿を蓄く所にあらず、圉の誤か (三) 自ら以て得計となす也 (四) 蓋し楚の北境

桓公問於管子曰。楚者山東之强國也。其人民習戰鬪之道。擧兵伐之。恐力不能過兵弊於楚。功不成於周。爲之奈何。管子對曰。卽以戰鬪之道與之矣。公曰。何謂也。管子對曰。公貴買其鹿。桓公卽爲百里之城。使人之楚買生鹿。楚生鹿。當一而八萬。管子卽令桓

桓公、管子に問ひて曰く、楚は山東の强國なり。其人民、戰鬪の道に習ひ、兵を擧げて之を伐たんとす。恐らくは力過ぐる能はず、兵、楚に弊れて、功、周に成らざらん、之を爲すこと奈何せんと。管子對へて曰く、卽ち戰鬪の道を以て之に與せんと。公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、公、其鹿を貴買せよと。桓公卽ち百里の城を爲り、人をして楚に之き生鹿を買はしむ。楚の生鹿、一にして八萬に當る。管子卽ち桓公をして民と輕重を通ぜしめ、穀什の六を藏し、左司馬伯公をして、白徒を將ゐて錢を莊山に鑄しめ、中大夫王邑をして錢二千萬を載せ、生鹿を楚に求めしむ。楚王之を聞き、其相に告げて曰く、彼の金錢は人の重んずる所なり。國の存する所以、明主の有功を賞する所以なり。禽獸は羣害なり、明主の棄逐する所なり。今齊、其重寶を以て吾羣害を貴買すれば、則ち是れ楚の福なり。天且に齊を以て楚に私せんとす。子、吾民に告げ、急に生鹿を求め、以て齊の寶を盡せと。楚民卽ち其耕農を釋てて鹿を田す。管子、楚の賈人に告げ

柎ㇾ枝而論。終日不ㇾ歸。歸ㇾ市亦惰倪。終日不ㇾ歸。今吾沐二涂樹之枝一。日中無二尺寸之陰一。出入者長ㇾ時。行者疾走。父老歸而治ㇾ生。丁壯者者而薄ㇾ業。彼臣歸。其三不ㇾ歸。此以鄉不ㇾ資也。

桓公問二於管子一曰。萊莒與二柴田一相幷。爲ㇾ之奈何。管子對曰。萊莒之山生ㇾ柴。君其率二白徒之卒一。鑄二莊山之金一。以爲ㇾ幣。重二萊之紫買一。萊君聞ㇾ之。告二左右一曰。金幣者。人之所ㇾ重也。柴者。吾國之奇出也。以二吾國之奇出一。盡二齊之重寶一。則齊可ㇾ幷也。萊卽釋二其耕農一。而治ㇾ柴。管子卽令二隰朋反一ㇾ農。二年。桓公止ㇾ柴。萊莒之糴三百七十。齊糶十錢。萊莒之民降ㇾ齊者。十分之七。二十八月。萊莒之君。請ㇾ服。

桓公、管子に問ひて曰く、萊莒(一)と柴田(二)と相幷す、之を爲すこと奈何せんと。管子對へて曰く、萊莒の山に柴を生ず。君其れ白徒の卒を率ゐ、莊山の金を鑄、以て幣を爲り、萊の紫買を重くせよと。萊君之を聞き、左右に告げて曰く、金幣は人の重んずる所なり、柴は吾國の奇出(三)なり。吾國の奇出を以て、齊の重寶を盡さば則ち齊幷すべきなりと。萊卽ち其耕農を釋てて柴を治む。管子卽ち隰朋をして農に反さしむ(四)。二年桓公柴を止め、萊莒の糴三百七十、齊糶十錢、萊莒の民の齊に降る者十分の七、二十八月にして萊莒の君、服を請ふ。

(一) 莒も亦萊の邑名。蓋し莒は大邑、故に萊と併稱す (二) この二國は、柴と田との二利を併有すと也 (三) 奇は餘也 (四) 金を鑄るの卒を農に反すと也

垣壞而不ㇾ築。爲ㇾ之奈何。管子對曰。沐ニ涂樹之枝一也。桓公曰。諾。令ㇾ謂ニ左右伯一。沐ニ涂樹之枝一。左右伯受。沐ニ涂樹之枝一。闊其年民被ニ白布一。淸中而濁。應ㇾ聲之正。有ニ以給ㇾ上。室屋漏者得ㇾ居。墻垣壞者得ㇾ築。公召ニ管子一問曰。此何故也。管子對曰。齊者夷萊之國也。一樹而百乘息ニ其下一者。以ニ其不ㇾ埍也。衆鳥居ニ其上。丁壯者胡ㇾ丸操ㇾ彈。居ニ其下。終日不ㇾ歸。父老

白布を被り、淸中にして濁、（四）聲に應ずるの正、以て上に給するあり。室屋の漏る者は居を得、墻垣の壞るゝ者は築を得。公、管子を召して問ひて曰く、此れ何の故ぞやと。管子對へて曰く、齊は夷萊の國なり。（五）一樹にして百乘其下に息ふ者は、其の埍らざるを以てなり。（六）衆鳥其上に居り、丁壯の者、丸を胡にし（七）彈を操りて其下に居り、終日歸らず。父老枝に拊きて（八）論じ、終日歸らず、市に歸するも亦惰倪（九）して終日歸らず。今吾れ樹の枝を沐す、日中尺寸の陰なし。出入する者、時を長しとし、行く者疾く走り、父老歸りて生を治め、丁壯の者歸りて業を務む。（一〇）彼の臣（一一）歸り、其三（一二）歸らず、此の以に鄕資せざるなり。

（一）伯は陌と通ず、左右街に居る者を謂ふ　（二）令を受けて也　（三）疏也、枝既に沐す、故に疏なりと也　（四）濁は明ならざるなり。市中淸濁、而して表裡明ならず。即ち布理の緻密なるをいふ　（五）齊の東に萊國あり、故に云ふ　（六）捎の誤か、捎は芟也　（七）丸を囊に盛り以て之を頸に係く。牛胡の如く然り、故にいふ　（八）附也　（九）怠惰睥睨して貌意なしと也。倪は睨也　（一〇）務也　（一一）臣は僕也　（一二）父老丁壯市に歸する者也

百斤。什至。而金三千斤。則是魯梁不賦於民。材用足也。魯梁之君聞之。則教其民爲綈。十三月。而管子。令人之魯梁。魯梁郭中之民。道路揚塵。十步不相見。絏繑而踵相隨。車轂齺。騎連伍而行。管子曰。魯梁可下矣。公曰。奈何。管子對曰。公宜服帛。率民去綈。閉關。毋與魯梁通使。公曰。諾。後十月。管子令人之魯梁。魯梁之民。餓餒相及。應聲之正。無以給上。魯梁之君。即令其民去綈修農穀。不可以三月而得。魯梁之人糴十百。齊糴十錢。二十四月。魯梁之民歸齊者。十分之六。三年。魯梁之君。請服。

を修めしむるも、三月を以て得べからず。魯・梁の人糴十百、(九)齊糴十錢、(一〇)二十四月、魯・梁の民の齊に歸する者十分の六、三年にして魯・梁の君、服を請へり。

(一) 千は即ち阡也、境界なり。故に兩畔穀を爭ふの境地にありと也　(二) 相害するをいふ　(三) 齒の辱ある、取つて以て備となすべし　(四) 綈の厚き物　(五) 十たび綈を持ち來る也　(六) 袴の細也。絏は絜也、歩行するをいふ　(七) 相繼ぐをいふ　(八) 急速の賦をいふ。正は征也、税也　(九) 穀斗千錢也　(一〇) 穀斗十錢也

桓公問管子曰。民飢而無食。寒而無衣。應聲之正。無以給上。室屋漏而不居。牆

桓公、管子に問ひて曰く、民飢ゑて食なし、寒えて衣なし。聲に應ずるの正、以て上に給するなく、室屋漏れて居らず、墻垣壞れて築かず、之を爲すこと奈何せんと。管子對へて曰く、涂樹の枝を沐せんと。桓公曰く、諾と。令して左右の伯(一)に謂ひ、涂樹の枝を沐せしむ。左右の伯受けて涂樹の枝を沐す。(二)闊し。其年、民

齒之有レ脣也。今吾欲レ下二魯梁一。何行而可。管子對曰。魯梁之民俗。爲レ綈。公服レ綈。令二左右服一レ之。民從而服レ之。公因令三齊勿二敢爲一レ綈。必仰二於魯梁一。則是魯梁釋二其農事一而作レ綈矣。桓公曰。諾。卽爲二服於泰山之陽一。十日而服レ之。管子告二魯梁之賈人一曰。子爲レ我致二綈千匹一。賜二子金三

(四)綈を爲る。公、綈を服して、左右をして之を服せしめよ。民從ひて之を服す。公因りて齊をして敢へて爲る勿らしめて、必ず魯・梁に仰がしむれば、則ち是れ魯・梁其農事を釋てて綈を作らんと。桓公曰く、諾と。卽ち服を泰山の陽に爲り、十日にして之を服す。管子、魯梁の賈人に告げて曰く、子、我が爲に綈千匹を致せ。子に金三百斤を賜らん。(五)什至にして金三千斤となる。則ち是れ魯・梁民に賦せずして材用足らんと。魯梁の君之を聞き、則ち其民に敎へて綈を爲ること十三月。而して管子、人をして魯・梁に之かしむ。魯・梁郭中の民、道路塵を揚げ、十歩相見ず、(六)繑を絏きて踵相隨ふ。車轂齺み、騎、伍を連ねて行く。管子曰く、魯・梁下すべしと。公曰く、奈何せんと。管子對へて曰く、公宜しく帛を服すべし。民を率ゐ綈を去り、關を閉ぢ、魯・梁と使を通ずる毋れと。公曰く、諾と。後十月、管子、人をして魯・梁に之かしむ。魯・梁の民、(七)餓餒相及び、(八)聲に應ずるの正、以て上に給する無し。魯・梁の君、卽ち其民をして綈を去り農穀

王。燒二曾藪一斬二羣害一。以爲二民利一。封レ土爲レ社。置レ木爲レ閭。始民知レ禮也。當二是其時一。民無二慍惡不一レ服。而天下化レ之。夏人之王。外鑿二二十嗌一。韘二十七湛一。疏二三江一。鑿二五湖一。道二四涇之水一。以商二九州之高一。以治二九藪一。民乃知二城郭門閭室屋之築一。而天下化レ之。殷人之王。立二阜牢一。服二牛馬一。以爲二民利一。而天下化レ之。周人之王。循二六峜一。合二陰陽一。而天下化レ之。公曰。然則當世之王者。何行而可。管子對曰。幷用。而毋二俱盡一也。公曰。何謂。管子對曰。帝王之道備矣。不レ可レ加也。公其行レ義而已矣。公曰。其行レ義奈何。管子對曰。天子弱。諸侯亢强。聘享不レ上。公其弱レ强繼レ絕。率二諸侯一。以起二周室之祀一。公曰。善。

道備る、加ふべからざるなり。公其れ義を行はんのみと。公曰く、其れ義を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、天子幼弱、諸侯亢強(一四)、聘享上らず。公其れ強を弱め絕を繼ぎ、諸侯を率ゐて以て周室の祀を起せと。公曰く、善しと。

(一)何れの時始めて之を行ふかと (二)伏羲以前は荒唐にして紀なし。國を治むるの道は、伏羲より始ると也 (三)六卦にて、八卦の始也 (四)羶は臭矣、臊は肉腥 (五)胃腑の膨脹也。茲は益也、腸は胃の或體 (六)大藪也、曾は層也 (七)鳥獸の人を害するもの (八)植也 (九)汒也大水の貌 (一〇)決也 (一一)江河淮濟也 (一二)阜は厩也 (一三)韻出 (一四)亢は卑屈ならざる也

桓公曰。魯梁之於レ齊也。千穀也。蠭螫也。

桓公曰く、魯梁の齊に於ける、千穀なり(一)、蠭螫なり(二)、齒の脣あるなり(三)。今吾れ魯・梁を下さんと欲す、何を行ひてか可なると。管子對へて曰く、魯・梁の民俗、

以二輕重一而能成二其王一者也。公曰、何謂。管子對曰、虙戲作。造二六峜一以迎二陰陽一作二九九之數一以合二天道一而天下化レ之。神農作。樹二五穀淇山之陽一九州之民乃知二穀食一而天下化レ之。黃帝作。鑽レ燧生レ火、以熟二葷臊一民食レ之。無二茲䏌之病一而天下化レ之。黃帝之王。童レ山竭レ澤。有虞之

九九の數を作り、以て天道に合せて天下之に化す。神農作り、五穀を樹ゑ、淇山の陽、九州の民乃ち穀食を知りて天下之に化す。黃帝作りて燧を鑽り火を生じ、以て葷臊を熟す。民之を食ひて茲䏌の病なし、而して天下之に化す。黃帝の王たる、山を童にし澤を竭す。有虞の王たる。曾藪を燒き、羣害を斬り、以て民利を爲す。土を封じて社と爲し、木を置ゑて閭を爲す。始めて民、禮を知るなり。是れ其時に當り、民慍惡して服せざるなくして、天下之に化す。夏人の王たる、外二十㼜を鑿ち、十七湛を渫り、三江を疏し、五湖を鑿ち、四涇の水を道き、以て九州の高と商す。以て九藪を治む。民乃ち城郭門閭室屋の築を知りて、天下之に化す。殷人の王たる、皁牢を立て、牛馬を服し、以て民利を爲して、天下之に化す。周人の王たる、六峜を循ひ、陰陽を合して天下之に化すと。公曰く、然らば則ち當世の王たる者は、何を行ひて可なるかと。管子對へて曰く、幷べ用ひよ、而して俱に盡くる毋れと。公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、帝王の

然則無ニ可ニ以爲レ有乎。貧可ニ以爲レ富乎。管子對曰。物之生未レ有レ形。而王霸立ニ其功一焉。是故以レ人求レ人。則人重矣。以レ數求レ物。則物重矣。公曰。此若言何謂也。管子對曰。擧レ國而一。則無レ貲。擧レ國而十。則有レ百。然則吾。將下以ニ徐疾一御中之。若ニ左之授ニ右。若ニ右之授ニ左。是以外內不レ踐。終身無レ吝。王霸之不レ求ニ於人。而求ニ之終始一。四時之高下。令之徐疾而已矣。源泉有レ竭。鬼神有レ歇。守ニ物之終始一。身不レ竭。此謂ニ源究一。

きず、此を源究と謂ふと。(一〇)

(一)專也。國を以て專ら臣をして之を儲せしめんと也 (二)貲也 (三)兩は二端也 (四)貴重の布を以て諸侯の商賈を決収せば、則ち齊の金幣その固有する所に二十倍せんと也 (五)佚と通ず失也 (六)還と通ず推也流也 (七)四時各々物を生ず、故に終れば則ち始るありと也 (八)屈也 (九)物の終始也 (一〇)終れば則ち始るあり、故に終身之を用ひて竭きず。此を財源の究極と謂ふと也

輕重戊第八十四

管子輕重十七

桓公問ニ於管子一曰。輕重安施。管子對曰。自ニ理レ國虙戲一以來。未レ有ニ不下

桓公、管子に問ひて曰く、輕重安にか施はんと。(一)管子對へて曰く、國を理むる虙戲より以來、未だ輕重を以てして、能く其王を成さざる者あらざるなりと。(二)公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、虙戲作り六峜を造り、以て陰陽を迎ふ。(三)

麻籍。四ニ十倍其賈ヲ。術布。五ニ十倍其賈ヲ。公以ニ重布ヲ決ニ諸侯賈ヲ。如レ此而有レ二十齊之故。是故。輕軼ニ於賈レ穀制ヒ畜者。則物軼ニ於四時之輔ヲ。善爲レ國者。守ニ其國之財ヲ。湯レ之以ニ高下ヲ。注レ之以ニ徐疾ヲ。一可ニ以爲ヒ百。未ニ嘗籍ニ求於民ヲ。而使用若ニ河海ヲ。終則有レ始。此謂ニ守レ物而御ニ天下ヲ也。公曰。

賈を決し、此の如くにして齊の故に二十するものあり。是の故に輕く穀を賈ひ畜を制するに軼(五)すれば、則ち物、四時の輔を軼す。善く國を爲むる者は、其國の財を守り、之を湯(六)すに高下を以てし、之を注ぐに徐疾を以てせば、一以て百と爲るべし。未だ嘗て民に籍求せずして、使用河海の若く、終(七)れば則ち始るあり。此を物を守りて天下を御すと謂ふと。公曰く、然らば則ち無以て有と爲すべきか、貧以て富と爲すべきかと。管子對へて曰く、物の生未だ形あらず、而して王覇其功を立つ。是の故に人を以て人を求むれば則ち人重し、數を以て物を求むれば則ち物重しと。公曰く、此の若の言は何の謂ぞやと。管子對へて曰く、國を擧げて一なれば則ち貲なし。國を擧げて十なれば則ち百あり。然らば則ち吾れ將に徐疾を以て之を御せんとす。左の右に授くるが若く、右の左に授くるが若し。是の以に外內蹤(八)まず、終身啻なし。王覇の人に求めずして、之を終始に求むるは、四時の高下、令の徐疾のみ。源泉竭くるあり、鬼神歇むあるも、物の終始を守りて身竭

對曰。守其三原。公曰。何謂三原。管子對曰。君守布則籍於麻。十倍其賈。布五十倍其賈。此數也。君以織籍。籍於系未爲系。籍系撫織。再十倍其賈。如此則云五穀之籍。是故籍於布。則撫之系。籍於穀。則撫之山。籍於六畜。則撫之術。籍於物之終始。而善御以言。公曰善。

籍せん。其賈を十倍せば、布其賈に五十倍せん、此れ數なり。君、(三)織を以て籍し、(四)系未だ系と爲らざるに籍し、系に籍し織を(五)撫せば、其賈に再十倍せん。此の如くんば則ち五穀の籍を云る。是の故に布に籍せんとせば、則ち之を系に撫し、穀に籍せんとせば、則ち(六)之を山に撫し、六畜に籍せんとせば、則ち之を(七)術に撫す。物の(八)終始を籍し、而して善く御するに言を以てすと。公曰く、善しと。

(一) 麻絲及び穀と六畜との源をいふ (二) 麻は布の源也、故に布を守りて之を貴賣せんと欲すれば、則ち先づ麻に籍す。價十倍なれば布價必ず五十倍、此れ自然の數なりと也 (三) 織は織文にて錦綺の屬也 (四) 糸の誤か糸は織の源也 (五) 持也 (六) 山中土塙は穀重の源也、故に之を上に持すと也 (七) 遂と通ず、郷外を遂と曰ふ、六畜の畜する所、故に之を遂に持すといへるなり (八) 終は帛織の屬、始は糸麻の屬

管子曰。以國一籍臣。右守布萬兩而右

管子曰く、國を以て(一)一ら臣に籍せん。守布を(二)右ぶ萬兩、而して臝を右びて籍せば、其賈を四十倍にし、術布、其賈を五十倍せん。公、(三)重布を以て諸侯の

一也。朝夕外レ之。所レ壖ニ齊地一者。五分之一。非ニ穀之所ヒ生也。然則吾非ニ託食之主耶。桓公遽然起曰。然則爲レ之奈何。管子對曰。動レ之以レ言。潰レ之以レ辭。可以爲ニ國基一。且君幣籍而務。則賈人獨操ニ國趣一。君穀籍而務。則農人獨操ニ國固一。君動レ言操レ辭。左右之流。君獨因レ之。物之始。吾已見レ之矣。物之終。吾已見レ之矣。物之賈。吾已見レ之矣。管子曰。長城之陽。魯也。長城之陰。齊也。三敗殺ニ君二重臣一定ニ社稷一者。吾此皆以ニ狐突之地一封者也。故山地者山也。水地者澤也。薪芻之所レ生者斥也。

は魯なり、長城の陰は齊なり。三敗、君の二重臣を殺し、社稷を定めたる者は、吾れ此れ皆狐突の地を以て封ずる者なればなり。故に山地は山なり、水地は澤なり、薪芻の生ずる所の者は斥なりと。

(一) 穀賃也　(二) 平は治也、をさむ。即ち、九月に百穀の賃を斂む、此れ麥田を平治するの始なりと也　(三) 爲也
(四) 齊の地名　(五) 朝夕は潮汐也、之を外にしては潮汐其外を遶り、水澤其の壅遏する所となり、以て齊地に貯瀦する所の者五分の一也、齊はその東北の海に瀕するが故なり　(六) 寄食也　(七) 驚懼の貌　(八) 號令也　(九) 遂也
(一〇) 辭命也、教をいふ　(一一) 國人歸趨する所をいふ　(一二) 國の恃んで以て固き所のものを穀といふ

公曰。託食之主。及吾地。亦有レ道乎。管子

公曰く、託食の主及び吾が地、亦道あるかと。管子對へて曰く、其三原を守らんと。公曰く、何をか三原と謂ふかと。管子對へて曰く、君、布を守らば則ち穀に

桓公問二管子一曰。請問。王數之守二終始一。可レ得レ聞乎。管子曰。正月之朝、穀始也。日至百日。黍秫之始也。九月斂レ實。平麥之始也。管子問二於桓公一。敢問。齊方于二幾何里一。桓公曰。方五百里。管子曰。陰雍。長城之地。其於二齊國一。三分之一。非二穀之所一レ生也。池龍夏。其於二齊國一。四分之

桓公、管子に問ひて曰く、請ひ問ふ、王數の終始を守る、聞くを得べきかと。管子曰く、正月の朝は穀の始なり。日至百日は黍秫の始なり。九月に實を(一)斂むるは(二)平麥の始なりと。管子、桓公に問ふ。敢へて問ふ、齊の方幾何里と(三)于すかと。桓公曰く、方五百里と。管子曰く、陰雍・長城の地、其の齊國に於ける三分の一にして、穀の生ずる所に非るなり。(四)池・龍夏、其の齊國に於ける四分の一なり。(五)朝夕之を外にして、齊地に墆る所の者五分の一にして、穀の生ずる所にあらざるなり。然らば則ち吾れ(六)託食の主にあらざるかと。桓公(七)遽然として起ちて曰く、然らば則ち之を爲すこと奈何せんと。管子對へて曰く、之を動すに(八)言を以てし、之を(九)潰ぐるに辭を以てせば、以て國基を爲すべし。且つ君幣籍して務むれば、則ち賈人獨り國趣を(一〇)操る。君穀籍して務むれば、則ち農人獨り國固を(一一)操る。君言を動かし辭を(一二)操れば、左右の流、君獨り之に因る。物の始、吾れ已に之を見たり、物の終、吾已に之を見たり、物の賈、吾れ已に之を見たりと。管子曰く、長城の陽

桓公曰、糴賤。寡人恐三五穀之歸二於諸侯一。寡人欲下爲二百姓萬民一藏上レ之。爲レ此有レ道乎。管子曰、今者夷吾過レ市、有下新成二囷京一者二家上。君請、式レ璧而聘レ之。桓公曰、諾。行レ令半歲、萬民聞レ之舍二其作業一。而爲二囷京一。以藏二菽粟五穀一者過レ半。桓公問二管子一曰、此其何故也。管子曰、成二囷京一者二家。君式レ璧而聘レ之。名顯二於國中一。國中莫レ不レ聞。是民。上則無レ功。顯二名於百姓一也。功立而名成。下則實二其囷京一。上以給レ上爲レ君。一擧而名實俱在也。民何爲也。

桓公曰く、糴賤し。寡人、五穀の諸侯に歸するを恐る。寡人、百姓萬民の爲に之を藏せんと欲す。此を爲すに道あるかと。管子曰く、今者夷吾市を過りしとき、新に囷京㊀を成す者二家あり、君請ふ、璧を式て㊁之を聘せよと。桓公曰く、諾と。令を行ふこと半歲、萬民之を聞きて、其作業を舍て、囷京を爲り、以て菽粟五穀を藏むる者半に過ぐ。桓公、管子に問ひて曰く、此れ其れ何の故ぞやと。管子曰く、囷京を成す者二家、君、璧を以て之を聘す。名、國中に顯れ、國中聞かざる莫し。是れ民、上には則ち功なくして、名を百姓に顯すなり。功立ちて名成る。下には則ち其囷京を實し、上には以て上に給して君の爲にす。一擧して名實俱に在るなり。民何ぞ爲ざらんやと。

㊀ 米倉の大なるもの　㊁ 用也

寡人欲使帛布絲纊之賈賤。爲之有道乎。管子曰。請以令沐途旁之樹枝。使無尺寸之陰。桓公曰。諾。行令未能一歲。五衢之民。皆多衣帛完屨。桓公召管子而問曰。此其何故也。管子對曰。途旁之樹。未沐之時。五衢之民。男女相好。往來之市者。罷市相睹樹下。談語終日不歸。男女當壯。扶輦推輿。相睹樹下。戲笑超距。終日不歸。父兄相睹樹下。論議玄語。終日不歸。是以田不發。五穀不播。麻桑不種。繭縷不治。內嚴一家。而三不歸。則帛布絲纊之賈。安得不貴。桓公曰。善。

令を以て途旁の樹枝を沐ひ(一)、尺寸の陰なからしめんと。桓公曰く、諾と。令を行ふこと未だ一歲なる能はずして、五衢の民皆多く帛を衣、屨を完うす。桓公、管子を召して問ひて曰く、此れ吾れ何の故ぞやと。管子對へて曰く、途旁の樹未だ沐せざるの時、五衢の民、男女相好し(二)、往來して市に之く者、市を罷めて樹下に相睹る。談語終日歸らず、男女壯に當り、輦を扶け輿を推し、樹下に相睹る。戲笑超距、終日歸らず。父兄樹下に相睹、玄語(三)を論議し、終日歸らず。是の以に田發せず、五穀播かず、麻桑種ゑず、繭縷治めず、內は一家を嚴にするも、三歸らずんば、則ち帛布絲纊の賈、安ぞ貴からざるを得んと。桓公曰く、善しと。

(一) 洗也　(二) 愛也　(三) 道理微妙の語

洛之水通之杭莊之間。桓公曰、諾。行令未能一歲。而郊外之民殷然益富。商賈之民廓然益貧。桓公召管子而問曰、此其故何也。管子對曰、決瓖洛之水通之杭莊之間。則屠酤之汁肥流水。則蟲虻巨雄。翡燕小鳥。皆歸之。宜昏飲。此水上之樂也。賈人蓄物。而賣爲讎。買爲取。市未央畢。而委舍其守列。投蟲虻巨雄。新冠五尺。請挾彈懷丸。游水上。彈翡燕小鳥被於暮。故賤賣而貴買。四郊之民賣賤。何爲不富哉。商賈之人。何爲不貧哉。桓公曰善。

瓖洛の水を決し、之を杭・莊の間に通ずれば、則ち屠酤の汁肥水に流る。則ち蟲虻巨雄(四)、翡燕小鳥皆之に歸し、昏飲に宜し(五)。此れ水上の樂なり。賈人物を蓄へ、而して賣るを讎と爲し(六)、買ふを取と爲せ。市未だ央ならずして畢り、其守列を委舍し、蟲虻巨雄を投じ、新冠五尺、請ふ、彈を挾み丸を懷にし、水上に游び、翡燕小鳥を彈じて暮に被ぶ(七)。故に賤く賣りて貴く買ふ。四郊の民、賣賤す、何爲れぞ富まざらんや。商賈の人何爲れぞ貧ならざらんやと。桓公曰く、善しと。

(一) 其富を減ずる也　(二) 齊國の邑名　(三) 空虛の貌　(四) 巨雄は大なる蚊也　(五) 昏暮酒を飲みて之を見るに宜しと也　(六) 售と通ず、うる也　(七) 及也

桓公曰。五衢之民。衰然多衣弊而屨穿。

桓公曰く、五衢の民、衰然として衣弊れて屨穿つもの多し。寡人、帛布絲纊の賈をして賤しからしめんと欲す、之を爲すに道あるかと。管子曰く、請ふ、

皆齊レ首。稽顙而問曰。何以得レ此也。使者曰。君令曰。寡人聞レ之。詩曰。愷悌君子。民之父母也。寡人有二峥丘之戰一。吾聞。子假貸吾貧萌一。使レ有下以給二寡人之急一。度中寡人之求上。使下吾萌。春有二以剸レ耜、夏有二以決レ芸。而給中上事上。子之力也。是以式レ璧而聘レ子。以給二鹽菜之用一。故子中二民之父母一也。稱貸之家。皆折二其券一。而削二其書一。發二其積藏一。出二其財物一。以賑二貧病一。分二其故貲一。故國中大給。峥丘之謀也。此之謂二繆數一。

分つ。故に國中大に給するは、峥丘の謀なり。此を之れ繆數と謂ふと。

(一) 渡に同じ、濟也すくふ (二) 之を旌する也 (三) 里門也 (四) 井十を通となす。師は長也 (五) 簽籍にて、書簡をいふ (六) 用也 (七) 給する所の至微なるをいふ謙辭 (八) 溷願なるをいふ (九) 古券は木を用ふ、故に折りて其書を削る也

桓公曰。四郊之民貧。商賈之民富。寡人欲下殺二商賈之民一以益中四郊之民上。爲レ之奈何。管子對曰。請以レ令決二壤

桓公曰く、四郊の民貧にして、商賈の民富む。寡人、商賈の民を殺ぎ、以て四郊の民を益さんと欲す、之を爲すを奈何せんと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て壤洛の水を決し、之を杭(一)・莊の間に通ぜんと。桓公曰く、諾と。令を行ふこと未だ一歲なる能はざるに、郊外の民殷然として益〻富み、商賈の民、廓然(三)として益〻貧し。桓公、管子を召して問ひて曰く、此れ其故何ぞやと。管子對へて曰く、

桓公曰。崢丘之戰。民多稱貸。負二子息一以給二上之急一。度二上之求一。寡人。欲レ復二業産一。此何以洽。管子對曰。惟繆數爲レ可耳。桓公曰。諾。令二左右州一曰。表二稱貸之家一。皆堊二白其門一。而高二其閭一。州通之師。執二折築一曰。君且レ使二使者一。桓公使二八使者一。式レ璧而聘レ之。以給二鹽菜之用一。稱貸之家。

桓公曰く、崢丘の戰、民多く稱貸し、子息を負ひて以て上の急に給し、上の求を度ふ。寡人、業産を復せんと欲す、此れ何を以て洽くせんと。管子對へて曰く、(一)惟り繆數を可なりと爲すのみと。桓公曰く、諾と。左右州に令して曰く、稱貸の家を(二)表し、皆其門を堊白にし、其(三)閭を高くせよと。(四)州通の師、(五)折築を執りて曰く、君且に使者を使はんとすと。桓公、八使者をして璧を(六)式ちて之を聘せしめて、以て(七)鹽菜の用を給す。稱貸の家、皆首を齊へ、稽顙して問ひて曰く、何を以て此を得るかと。使者曰く、君の令に曰く、寡人之を聞く、詩に曰く、(八)愷悌の君子、民の父母と。寡人、崢丘の戰あり。吾れ聞く、子、吾貧萌に假貸し、以て寡人の急に給し、寡人の求を度ふあらしむと。吾萌をして、春は以て耜を傳すあり、夏は以て芸を決するありて上事に給せしむるは子の力なり。是の以に璧を式て子を聘し、以て鹽菜の用を給す。故に子は民の父母に中るなりと。稱貸の家、皆其(九)券を折りて其書を削り、其積藏を發し、其財物を出し、以て貧病を賑し、其故貲を

穀而不散。管子對曰。請以令召城陽大夫而請之。桓公曰。何哉。管子對曰。城陽大夫。嬖寵被絺綌。鵝鶩含餘秫。齊鍾鼓之聲。吹笙篪。同姓不入。伯叔父母。遠近兄弟。皆寒而不得衣。飢而不得食。子欲盡忠於寡人。能乎。故子毋復見寡人。滅其位。杜其門。而不出。功臣之家。皆爭發其積藏。出其資財。以予其遠近兄弟。以爲未足。又收國中之貧病孤獨。老不能自食之萌。皆與得焉。故桓公推仁立義。功臣之家。兄弟相戚。骨肉相親。國無飢民。此之謂繆數。

管子對へて曰く、城陽の大夫、嬖寵絺綌(一)を被り、鵝鶩餘秫(二)を含む。鍾鼓の聲を齊へ、笙篪を吹くも、同姓入らず。伯叔父母、遠近兄弟、皆寒えて衣を得ず、飢ゑて食を得ず。子、忠を寡人に盡さんと欲す、能くするか。故に子、復た寡人を見る毋れと。其位を滅し、其門を杜ぎて出さず。功臣の家、皆爭ひて其積藏を發し、其資財を出し、以て其遠近兄弟に予へて、以て未だ足らずと爲す。又國中の貧病孤獨、老いて自ら食ふ能はざるの萌を收めて、皆與り得しむ。故に桓公は、仁を推し義を立て、功臣の家、兄弟相戚み、骨肉相親み(三)、國に飢民なし。此をこれ繆數(四)と謂ふ。

(一) 細なるを絺といひ、粗なるを綌といふ　(二) 秫は饘也　(三) 相親まざるをいふ　(四) 繆は詐也、陽に義を行ひ陰に其利を收む、故にしかいふ

子入復於桓公曰。天使使者臨君之郊。請使大夫初飭左右玄服天之使者乎。天下聞之曰。神哉齊桓公。天使使者臨其郊。不待舉兵。而朝者八諸侯。此乘天威而動天下之道也。故智者役使鬼神。而愚者信之。○桓公終神。管子入。復桓公曰。地重。投之哉兆。國有慟。風重。投之哉兆。國有槍星。其君必辱。國有彗星。必有流血。浮丘之戰。彗之所出。必服天下之仇。今彗星見於齊之分。請以令朝功臣世家。號令於國中曰。彗星出。寡人恐服天下之仇。請有五穀菽粟布帛文采者。皆勿敢左右。國且有大事。請以平賈取之。功臣之家。人民百姓。皆獻其穀菽粟泉金。歸其財物。以佐君之大事。此謂乘天菑而求民隣財之道也。

れ天菑(二〇)に乘じて民を求め、財を隣くする(二一)の道を謂ふなり。

(一) 阬は阬なるべし。阬は塞也 (二) 進也 (三) 反也 (四) 去也 (五) 起也。物價將に之が爲に興起せんとすと也 (六) 甲兵の纏、弓弩の弦、皆絲麻を要す (七) 舊也 (八) 國家が物價を定むる法の意 (九) 來也 (一〇) 玄端の服にて、即ち、大夫が首として左右を戒飭し、天の使者の爲に、皆玄端の衣を服せしむる也 (一一) 極也、即ち、桓公が鬼神を役使するの說を聞き、遂に其理を窮極せりと也 (一二) 厚也 (一三) 哉は災と通ず、禍災也 (一四) 隱也 (一五) 必ず哀慟の事ありと也 (一六) 搶槍也 (一七) 彼也 (一八) 布帛文采をいふ (一九) 賠也 (二〇) 天災也、凡そ天災は、天が吝んで福を人に與へざるが故なり (二一) 近也

桓公曰。大夫多幷其財而不出。腐朽五

桓公曰く、大夫多く其財を幷せて出さず。五穀を腐朽して散ぜずと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て城陽の大夫を召して之を譜はんと。桓公曰く、何ぞやと。

舉。大夏帷蓋衣幕之奉不給。謹守泉布之謝。物且為之擧。大秋甲兵求繕。弓弩求弦。謹絲麻之謝。物且為之擧。大冬任甲兵。糧食不給。黃金之賞不足。謹守五穀黃金之謝。物且為之擧。已守其謝。富商蓄賈。不得如故。此之謂國準。○龍鬭於馬謂之陽。牛山之陰。管

と。○龍、馬謂の陽、牛山の陰に闘ふ。管子入り、桓公に復して曰く、天、使者をして君の郊に臨ましむ。請ふ、大夫をして初め左右を飭め(九)、天の使者に玄服せ(一〇)しめんかと。天下之を聞きて曰く、神なるかな齊の桓公、天、使者をして其郊に臨ましむと。兵を擧ぐるを待たずして朝する者八諸侯。此れ天威に乗じて天下を動すの道なり。故に智者は鬼神を役使して、愚者は之を信ずと。○桓公神を終む(一一)。管子入りて桓公に復して曰く、地重く(一二)之に哉兆(一三)を投ずれば(一四)、國に慟(一五)あり。風重く之に哉兆を投ずれば、國に槍星(一六)ありて其君必ず辱めらる。國に彗星あれば必ず流血丘に浮ぶの戰あり。彗の出づる所は必ず天下の仇を服らん(一七)。今彗星、齊の分に見る。請ふ、令を以て功臣世家を朝せしめ、國中に號令して曰く、彗星出づ、寡人恐らくは天下の仇を服らん。請ふ、五穀收粟、布帛文采ある者は、皆敢へて左右する勿れ。國且に大事あらんとす。請ふ、平賈を以て之を取らんと。功臣の家、人民百姓、皆其穀菽粟泉金を獻じ、其財物を(一八)歸り(一九)、以て君の大事を佐く。此

而民飢。齊東豐庸而糶賤。欲下以二東之賤一被中西之貴上。爲レ之有レ道乎。管子對曰。今齊西之粟釜百泉。則鏂二十也。齊東之粟釜十泉。則鏂二錢也。請以レ令籍二人三十泉一。得下以二五穀菽粟一決中其籍上。若レ此則齊西出二三斗一而決二其籍一。齊東出二三釜一而決二其籍一。然則釜十之粟皆實二於倉廩一。西之民。飢者得レ食。寒者得レ衣。無レ食者予二之陳一。無レ種者予二之新一。若レ此。則東西之相被。遠近之準平矣。

桓公曰。衡數。吾已得レ聞レ之矣。請問國準。管子對曰。孟春且レ至。溝瀆阬而不レ遂。谿谷報二上之水一。不レ安二於藏一。內毀二室屋一。壞二牆垣一。外傷二田野一。殘二禾稼一。故君。謹守二泉金之謝一。物且二爲レ之

公曰く、衡數は吾れ已に之を聞くを得たり。國準を請ひ問ふと。管子對へて曰く、孟春且に至らんとす。溝瀆(一)阬りて(二)遂まず。谿谷上の水を報して(三)藏に安んぜず。內は室屋を毀り牆垣を壞り、外は田野を傷り禾稼を殘ふ。故に君謹んで泉金の謝(四)を守る。物且に之が爲に舉らんとす(五)。大夏には帷蓋衣幕の奉給せず、謹んで泉布の謝を守り、物且に之が爲に舉らんとす。大秋(六)には甲兵繕を求め、弓弩弦を求め、絲麻の謝を謹め。物且に之が爲に舉らんとす。大冬には甲兵に任じ、糧食給せず、黃金の賞足らず。謹んで五穀黃金の謝を守る。物且に之が爲に舉らんとす。已に其謝を守り、富商蓄賈(七)、故の如きを得ず。此を之れ國準(八)と謂ふ

若言、曷謂也。管子對曰。昔萊人善染。練茈之於萊純錙。緅綬之於萊。亦純錙也。其周中二十金。萊人知之。聞纂茈空。周且斂馬。作見於萊人操之。萊有推馬。是自萊失纂茈。而反準於馬也。故可因者因之。乘者乘之。此因天下以制天下。此之謂國準。桓公曰。齊西水潦

り、是れ萊の纂茈を失ひしより、反りて馬に準ずるなり(五)。故に因るべき者は之に因り、乘ずる者をば之に乘ず。此れ天下に因りて以て天下を制す、此を之れ國準と謂ふと。桓公曰く、齊西に水潦ありて民飢ゑ、齊東豐庸(六)にして糶賤し。東の賤を以て西の貴に被らしめんと欲す、之を爲すに道あるかと。管子對へて曰く、今齊西の粟、釜ごとに百泉なれは、則ち鏂(七)には二十なり。齊東の粟、釜ごとに十泉なれば則ち鏂に二錢なり。請ふ、令を以て人に三十泉を籍し、五穀菽粟を以て其籍を決する(八)を得しめん。此の若くんば則ち齊西三斗を出して其籍を決し、齊東三釜を出して其籍を決せん。然らば則ち釜十の粟皆倉廩に實ち、西の民、飢うる者は食を得、寒ゆる者は衣を得、食なき者は之に陳を予へ、種なき者は之に新を予ふ。此の若くんば則ち東西の相被むる、遠近の準平かなりと。

(一) 練は練繒也、茈は染紫草 (二) 緅は紫綬也 (三) 纂は集也 (四) 起也 (五) 價也、即ち茈に失ひて馬に準す、賓善く之に因る、以て天下を制すべしと也 (六) 庸は用也、用の足ろ也。豐年にして用の足るをいふ (七) 區と同じ (八) 去也、除也

中ニ純萬泉一也。願以爲ニ吾貸萌一。決ニ其子息之數一。使レ無ニ劵契之責一。稱貸之家。皆齊レ首。而稽顙曰。君之憂レ萌至ニ於此一。請再拜以獻ニ堂下一。桓公曰不可。子使下吾萌春有ニ以剚耜一、夏有中以決上レ芸。寡人之德レ子。無レ所レ寵。若レ此而不レ受。寡人不レ得ニ於心一。故稱貸之家曰。皆再拜受。所レ出棧臺之職。未レ能ニ參十純一也。而決ニ四方子息之數一。使レ無ニ劵契之責一。四方之萌聞レ之。父教ニ其子一。兄教ニ其弟一曰。夫墾レ田發レ務。上之所レ急。可ニ以無一レ庶乎。君之憂レ我。至ニ於此一。此之謂ニ反準一。

(一) 稱貸の家をして子息を棄損せしめざるなり　四方に各々稱貸の家あり、君を幷せて五、是れ一州にして五君の征に應ずと也　(二) 棧は業をつるす器、棧枝は之を制する木。臺は臺鐘、臺鼓は、鐘を架する鼓　(三) 衣袂を擧ぐる也　(四) 純は屯と通ず、束也。其價一束萬錢と也　(五) 去也　(六) 事務を興發する也、農を勉めしむるをいふ　(七) 財を償ひて以て物價を重くする也

管子曰。昔者癸度。居ニ人之國一。必四面望ニ於天下一。天下高亦高。天下高。我獨下。必失ニ其國於天下一。桓公曰。此

管子曰く、昔者癸度人の國に居り、必ず四面天下を望む。天下高ければ亦高く、天下高くして我獨り下ければ、必ず其國を天下に失ふと。桓公曰く、此の若の言曷の謂ぞやと。管子對へて曰く、昔萊人善く染む。(一)練茈の萊に於ける、純緇、(二)緺綬の萊に於ける、亦純緇なり。其周には十金に中る。萊人之を知り、(三)纂茈空しく、周且に馬を斂めんとするを聞き、(四)作つて萊人の之を操るを見る。萊に馬を推すあ

乎。管子曰。惟反之以號令爲可。請以令賀獻者。皆以鐮枝蘭鼓。則必坐長什倍其本矣。君之棧臺之職。亦坐長什倍。請以令召稱貸之家。君因酌之酒。太宰行觴。桓公舉衣而問曰。寡人多務。令衡籍吾國。聞子假貸吾貧萌。使有以終其上令。寡人有鐮枝蘭鼓。其賈

家を召さんと。君因りて之に酒を酌み、太宰觴を行らす。桓公、衣を擧けて問ひて曰く、寡人多く務め令して吾國に衡籍す。聞く、子吾が貧萌に假貸(三)し、以て其上令を終ふることあらしむ。寡人鐮枝蘭鼓あり、其賈純萬泉(四)に中る。願はくは以て吾が貧萌の爲に、其子息の數を決し、劵契(五)の責なからしめんと。稱貸の家、皆首を齊しうし、稽顙して曰く、君の萌を憂ふる、此に至る。請ふ再拜して以て堂下に獻ぜんと。桓公曰く、不可なり。子、吾萌春をして以て耜を傳すあり、夏以て芸を決するあらしむ。寡人の子に德ありて寵する所なし。此の如くにして受けずんば、寡人心に得ずと。故に稱貸の家曰く、皆再拜して受けんと。出す所の棧臺の職、未だ三十純なる能はず、而して四方子息の數を決し、劵契の責なからしむと。四方の萌之を聞き、父は其子に敎へ、兄は其弟に敎へて曰く、夫れ田を墾し務(六)を發くは、上の急にする所なり、以て庶なかるべけんや。君の我を憂ふる此に至ると。此を之れ反準(七)と謂ふ。

無騎而南。反報曰。南方之萌者山居谷處。登降之萌也。上斷ニ輪軸ー。下采ニ杼栗ー。田獵而爲レ食。其稱貸之家。多者千萬。少者六七百萬。其出レ之。中ニ伯伍ー也。其受レ息之萌。八百餘家。寗戚騎而東。反報曰。東方之萌。帶レ山負レ海。若レ處レ上。斷レ輻。漁獵之萌也。治ニ葛縷ー爲レ食。其稱貸之家。丁惠高國。多者五千鍾。少者三千鍾。其出レ之中ニ鍾五釜ー也。其受レ息之萌。八九百家。隰朋騎而北。反報曰。北方之萌者。衍處負レ海。煮レ沛爲レ鹽。梁レ濟取レ魚之萌也。薪食。其稱貸之家。多者千萬。少者六七百萬。其出レ之。中ニ伯二十ー也。受レ息之萌。九百餘家。凡稱貸之家。出レ泉參千萬。出レ粟參千萬鍾。受ニ子息ー民。參萬家。四子已報。

少相去るの間也　(五)　國四千家に滿たば則ち以て吾に報ぜよと也　(六)　貸也　(七)　亦也　(八)　百錢を貸して五錢を收息する也　(九)　富也　(一〇)　幅也、即ち其の山上に處る者のごときは、幅を斷ちて以て生を爲し、下地は則ち漁獵を以て業と爲すと也　(一一)　丁惠は齊國の富人。高氏國氏は皆齊の卿　(一二)　衍は下平也　(一三)　魚梁にて、魚をとるやな也　(一四)　鹽を煮るに薪を要す、故に民は薪に食する也　(一五)　子も息也

管子曰。不レ棄。我君之有レ萌。中ニ一國而五君之正ー也。然欲ニ國之無レ貧。兵之無レ弱。安可レ得哉。桓公曰。爲レ此有レ道

管子曰く、棄てざるときは我君の萌あるは、一國にして五君の正に中るなり。然して國の貧なく、兵の弱なきを欲すとも、安ぞ得べけんやと。桓公曰く、此を爲すに道あるかと。管子曰く、惟り之を反すに號令を以てするを可と爲す。請ふ以て賀獻する者に令し、皆鐻枝蘭鼓を以てせしめば、則ち必ず坐ながら長じて其本を什倍せん、君の棧臺の職も、亦坐ながら長じて什倍せん。請ふ、令を以て稱貸の

子之行定。夷吾請號令。謂ニ四子ニ曰。子皆爲ニ我君ニ視ニ四方稱貸之閒。其受レ息之氓幾何。千家以報レ吾。鮑叔馳而西。反報曰。西方之氓者。帶レ濟負レ河。菹澤之萌也。漁獵。取ニ薪蒸ニ而爲レ食。其稱貸之家。多者千鍾。少者六七百鍾。其出レ之。鍾也一鍾。其受レ息之萌。九百餘家。賓胥

胥無馳せて南し、反報して曰く、南方の萌は、山居谷處、登降の萌なり。上には輪軸を斷ち、下には杼栗を采り、田獵して食を爲す。其稱貸の家多き者千萬、少き者六七百萬、其の之を出すや(八)伯伍(九)に中るなり。其の息を受くる萌、八百餘家ありと。甯戚馳せて東し、反報して曰く、東方の萌、山を帶び海を負ひ、上に處るが若きは輻を(一〇)斷ず。漁獵の萌なり。葛縷を治めて食を爲す。其の稱貸の家、丁(一一)惠・高・國あり。多き者五千鍾、少き者三千鍾、其の之を出すや、鍾五釜に中るなり。其の息を受くるの萌は、八九百家ありと。隰朋馳せて北し、反報して曰く、北方の萌は、衍處(一二)して海を負ひ、泲を煮て鹽と爲す。濟に梁(一三)して魚を取るの萌なり。(一四)薪食す。其の稱貸の家、多き者千萬、少き者六七百萬、其の之を出すや、伯二十に中るなり。息を受くる萌は九百餘家と。凡そ稱貸の家、泉を出す三千萬、粟を出す三千萬鍾、(一五)子息を受くるの民三萬家。四子已に報ず。

(一) 祇也 (二) 貧民也、萌は氓と通ず (三) 償也、貧民農夫の爲に、其債を反償するをいふ (四) 息を收むる、多

十倍ス其賈一束而百金。故天子三日即レ位。天下之金。四流而歸レ周。若ニ流水一。故周天子七年。不レ求ニ賀獻一者。菁茅之謀也。

桓公曰。寡人多レ務。令レ衡ニ籍吾國之富商蓄賈稱貸家一。以利ニ吾貧萌農夫一。不レ失ニ其本事一反レ此有レ道乎。管子對曰。惟反レ之。以ニ號令一爲レ可耳。桓公曰。行レ事奈何。管子對曰。請使ニ賓胥無馳而南。隰朋馳而北。寧戚馳而東。鮑叔馳而西一。四

桓公曰く、寡人、務を多み、吾國の富商・蓄賈・稱貸の家に衡籍せしめ、以て吾が貧萌農夫を利して、其本事を失はざらしめんとす。此を反すに道あるかと。管子對へて曰く、惟り之を反すこと、號令を以てせば可なりと爲すのみと。桓公曰く、事を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、請ふ、賓胥無をして馳せて南し、隰朋をして馳せて北し。寧戚をして馳せて東し、鮑叔をして馳せて西せしめんと。四子の行定る。東吾請ひて號令して四子に謂つて曰く、子皆、我君の爲に、四方の稱貸の閭、其息を受くるの氓幾何なるかを視て、千家ならば以て吾に報ぜよと。鮑叔馳せて西し、反報して曰く、西方の民は、濟を帶び河を負ふ。菹澤の萌なり。漁獵し、薪蒸を取つて食と爲す。其稱貸の家、多き者千鍾、少き者六七百鍾。其の之を出すや、鍾に也た一鍾、其の息を受くるの萌、九百餘家と。賓

桓公曰。天子之養不足。號令賦於天下。則不信諸侯。爲此有道乎。管子對曰。江淮之間。有一茅而三脊。毋至其本。名之曰菁茅。請。使天子之吏。環封而守之。夫天子。則封於太山。禪於梁父。號令天下諸侯曰。諸從天子封於太山。禪於梁父者。必抱菁莪一束。以爲禪籍。不如令者。不得從天子。下諸侯。載其黃金。争秩而走。江淮之菁茅。坐長而

桓公曰く、天子の養足らず、號令天下に賦すれば、則ち諸侯に信ぜられず。此を爲すに道あるかと。管子對へて曰く、江淮の間、一茅にして(一)三脊なるものあり、其本に至るなし、之を名づけて菁茅と曰ふ。請ふ、天子の吏をして、環封して之を守らしめん。夫れ天子は則ち太山に封じ、梁父に禪し、天下諸侯に號令して曰く、諸ろ天子に從ひて太山に封じ、梁父に禪する者は、必ず菁苞一束を抱きて以て禪籍と爲せ。令の如くならざる者は、天子に從ふを得ずと。下諸侯其黃金を載せて(二)秩を爭ひて走る。江淮の菁茅、坐ながら長じて十倍となり、其賈一束にして百金となる。故に天子三日(三)位に卽き、天下の金、四流して周に歸すること流水の若し。故に周の天子七年、賀獻を求めざる者は、菁茅の謀なりと。

右菁茅謀

(一)三角の茅をいふ　(二)次第也　(三)祭位也。封禪すること三日、其位に卽きて祭ると也

使ニ玉人ー。刻レ石而爲レ璧。尺者萬泉。八寸者八千。七寸者七千。珪中ニ四千ー。瑗中ニ五百ー。璧之數已具。管子西見ニ天子ー曰。弊邑之君。欲下率ニ諸侯ー而朝ニ先王之廟ー。觀中於周室上。請以レ令使下天下諸侯。朝ニ於先王之廟ー。觀ニ於周室ー者。不レ得レ不レ以ニ彤弓石璧ー。不レ以ニ彤弓石璧ー者。不レ得レ入レ朝。天子許レ之曰。諾。號ニ令於天下ー。天下諸侯。載ニ黃金珠玉。五穀文采布泉ー輸ニ齊ー。以收ニ石璧ー。石璧流而之ニ天下ー。天下財物。流而之レ齊。故國八歲而無レ籍。陰里之謀也。

侯を率ゐて先王の廟に朝し、周室に觀えん(五)と欲す。請ふ、令を以て天下の諸侯をして、先王の廟に朝し、周室に觀ゆる者は、彤弓・石璧を以てせざるを得ざらしめん。彤弓・石璧を以てせざる者は、朝に入るを得ざらしめんと。天子之を許して曰く、諾と。天下に號令す。天下の諸侯、黃金珠玉、五穀・文采(六)・布泉を載せて、齊に輸し、以て石璧を收む。石璧流れて天下に之き、天下の財物流れて齊に之く。故に國八歲にして籍なきは、陰里の謀なりと。

右石璧謀

(一) 詐也　(二) 輸も重也。其事を密にして、人をして知らざらしめんとする也　(三) 玉をつくる人　(四) 泉は古の錢の字　(五) 觀の誤か　(六) 文采は錦繡の類、布も亦錢也

紡績緝縷之所レ作也。此之謂二冬之秋一。故歲有二四秋一。而分有二四時一。已得二四者之序一。發レ號出レ令。物之輕重。相什而相伯。故物不レ得レ有二常固一。故曰。衡無レ數。○桓公曰。皮幹筋角。竹箭羽毛齒角不レ足。爲レ此有レ道乎。管子曰。唯曲衡之數爲レ可耳。桓公曰。行レ事奈何。管子對曰。請。以レ令爲二諸侯之商賈一立二客舍一。一乘者有レ食。三乘者有二芻菽一。五乘者有二伍養一。天下之商賈。歸レ齊若二流水一。

輕重丙第八十二　亡　　管子輕重十五

輕重丁第八十三　　管子輕重十六

桓公曰。寡人欲三西朝二天子一。而賀獻不レ足。爲レ此有レ數乎。管子對曰。請。以レ令城二陰里一。使二其牆三重。而門九襲一。因

桓公曰く、寡人、西のかた天子に朝せんと欲す、而るに賀獻足らず、此を爲すに數あるかと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て陰里に城き、其牆をして三重（一）にして、門をして九襲（二）せしめんと。因りて玉人（三）をして、石を刻して璧を爲らしめ、尺なる者は萬泉（四）、八寸なる者は八千、七寸なる者は七千、珪は四千に中り、瑗は五百に中る。璧の數已に具る。管子、西のかた天子に見えて曰く、弊邑の君、諸

常則高下不貳。高下不貳、則萬物不可得。而使固。桓公曰。然則何以守時。管子對曰。夫歳有四秋。而分有四時。故曰。農事且作。請以什伍農夫。賦耜鐵。此之謂春之秋。大夏且至。絲纊之所作。此之謂夏之秋。而大秋成。五穀之所會。此之謂秋之秋。大冬營室中。女事

す、絲纊の作る所、此を之れ夏の秋と謂ふ、而して大秋成る。五穀の會する所(六)、此を之れ秋の秋と謂ふ。大冬室中に營し、女事紡績緝縷(五)の作る所なり。此を之れ冬の秋と謂ふ。故に歳に四秋ありて、分に四時あり。已に四者の序を得。號を發し令を出し、物を輕重、相什して相伯す(七)。故に物、常固あるを得ず。故に曰く、衡に數なしと○桓公曰く、皮幹筋角、竹箭羽毛齒角足らず、此を爲すに道あるかと。管子曰く、唯だ曲衡(八)の數可なりと爲すのみと。桓公曰く、事を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て諸侯の商賈の爲に客舍を立てん。一乘の者食あり、三乘の者芻菽あり、五乘の者伍養(九)あらしめん。天下の商賈、齊に歸すること流水の若くならんと。

(一) 物價を平准にする也 (二) 常に一定不變なるをいふ (三) 物價に高低なくして一なれば運さに行はれず、故に得べからずと也 (四) 秋は物を收むる時也 (五) 成は熟也 (六) 聚也 (七) 伯は百也 (八) 車の數によりて之を待つを異にするをいふ。この法や委曲にして平當なりと也 (九) 厮養の卒五人ありと也

重二粟之價一。釜三百。若レ是。則田野大辟。而農夫勸二其事一矣。桓公曰。重レ之有レ道乎。管子對曰。請以レ令與二大夫一城レ藏。使下卿諸侯藏二千鍾一。令大夫藏二五百鍾一。列大夫藏二百鍾一。富商蓄賈藏中五十鍾上。內可三以爲二國委一。外可三以益二農夫之事一。桓公曰。善。下二令卿諸侯令大夫一城レ藏。農夫辟二其五穀一。三二倍其賈一。則正商失二其事一。而農夫有二百倍之利一矣。

る城を、藏穀の廩の外に築き、之をして餘す所の穀を藏めしむるをいふ (二) 百乘の家 (三) 令は長也、上大夫をいふ (四) 中大夫也。

桓公問二於管子一曰。衡有レ數乎。管子對曰。衡無レ數也。衡者使二物一高一下一。不レ得二常固一。桓公曰。然則衡數不レ可レ調耶。管子對曰。不レ可レ調。調則澄。澄則常。

桓公、管子に問ひて曰く、衡(一)に數あるかと。管子對へて曰く、衡に數なきなり。衡は物をして一高一下せしめて、常固(二)を得ずと。桓公曰く、然らば則ち衡數調すべからざるかと。管子對へて曰く、調すべからず。調すれば則ち澄み、澄めば則ち常あり、常あれば則ち高下貳ならず、(三)高下貳ならざれば、則ち萬物得べからずして固ならしむと。桓公曰く、然らば則ち何を以て時を守るかと。管子對へて曰く、夫れ歲に(四)四秋ありて分に四時あり。故に曰く、農事且に作らんとす。請ふ、以て農夫を什伍にし耜鐵を賦せん。此を之れ春の秋と謂ふ。大夏且に至らんと

釜千。滕魯之粟四流而歸我若下深谷者非歲凶而民飢也辟之以號令引之以徐疾施乎。其歸我若流水。〇桓公曰。吾欲殺正商賈之利而益農夫之事爲此有道乎。管子對曰。粟重而萬物輕粟輕而萬物重。兩者不衡立。故殺正商賈之利而益農夫之事則請

るなり。之を辟すに號令を以てし、之を引くに徐疾を以てせば、施乎として其の我に歸すること流水の若しと〇桓公曰く、吾れ正商賈の利を殺ぎて、農夫の事を益さんと欲す、此を爲すに道あるかと。管子對へて曰く、粟重くして萬物輕し。粟輕くして萬物重し。兩者衡立せず。故に正商賈の利を殺ぎて農夫の事を益さば、則ち請ふ、粟の價を重くすること、釜ごとに三百にせん。是の若くんば則ち田野大に辟けて、農夫其事に勸まん。桓公曰く、之を重くするに道あるかと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て大夫の與に藏を城き、卿・諸侯をして千鍾を藏め、令大夫をして五百鍾を藏め、列大夫をして百鍾を藏め、富商蓄賈をして五十鍾を藏めしめん。內は以て國委と爲すべく、外は以て農夫の事を益すべしと。桓公曰く、善しと。令を卿・諸侯・令大夫に下し、藏を城かしむ。農夫其五穀を辟き、其賈を三倍にす。則ち正商、其事を失ひて、農夫、百倍の利あり。

(一) 召也　(二) 舒かに行く貌。平は乎の誤　(三) 正は長也長商賈は大商人也　(四) 減也　(五) 大夫の爲に、穀を藏む

行。行者不レ能二百之一。千之十。而囷窌之數。皆見二於上一矣。君案二囷窌之數一。令レ之曰。國貧而用不レ足。請以二平價一取二之子一。皆案二囷窌一而不レ能レ挹損一矣。君直二幣之輕重一。以決二其數一。使レ無二券契之責一。則積二藏囷窌一之粟。皆歸二於君一矣。故九州無レ敵。竟上無レ患。令曰。罷レ師歸レ農。無レ所レ用レ之。管子曰。天下有レ兵。則積藏之粟。足三以備二其粮一。天下無レ兵。則以賜二貧甿一。若レ此。則菹菜鹹鹵斥澤。山間堁壘之壤。無レ不レ發レ草。此之謂レ籍二於號令一。

ず。君、幣の輕重に直て(三)、以て其數を決し、券契の責なからしむ。則ち囷窌に積藏する粟、皆君に歸せん。故に九州に敵なく、竟上に患なし。令して曰く、師を罷めて農に歸れ。之を用ふる所なしと。管子曰く、天下兵あらば、則ち積藏の粟以て其粮に備ふるに足り、天下兵なければ、則ち以て貧甿に賜ふ。此の若くんば則ち菹菜・鹹鹵・斥澤・山間堁壘の壤、(四)草を發せざるなし。此を之れ號令に籍すと謂ふと。

(一) 減也　(二) 囷は倉の圓なるもの。窌は穴　(三) 當也　(四) 草を發すとは、荒を墾くをいふ

管子曰。滕魯之粟釜百。則使二吾國之粟

管子曰く、滕・魯の粟釜百ならば、則ち吾國の粟をして釜千ならしめん。滕・魯の粟、四流して我に歸する、深谷に下る者の若し。歲凶にして民飢うるにあらざ

升ニ焉。去ニ菹菜鹹鹵斥澤。山間堤埊。不レ爲レ用之壤。寡人不レ得レ籍ニ斗升ニ焉。去一列稼ニ緣レ封十五里之原。強耕而自以爲ち落。其民寡人不レ得レ籍ニ斗升焉。則是寡人之國五分。而不レ能レ操ニ其二一是有ニ萬乘之號一而無ニ千乘之用一也。以レ是與ニ天子ニ提レ衡、爭ニ秩於諸侯一爲レ之有レ道乎。管子對曰。唯籍ニ於號令一爲レ可耳。桓公曰。行レ事奈何。

爲すを去りて、其民、寡人斗升に籍するを得ず。則ち是れ寡人の國五分して、其二を操る能はず、是れ萬乘の號ありて、千乘の用なきなり。是を以て天子と衡を提し、秩を諸侯に爭はんとす、之を爲るに道あるかと。管子對へて曰く、唯だ號令に籍せば可なりと爲すのみと。桓公曰く、事を行ふ、奈何せんと。

(一)渠弟は二邑の名、弟といへるは桓公の弟の封ぜられし所なるが故也 (二)識々に調取する所の税也 (三)平ならざる土地 (四)除也 (五)強ひて耕す也 (六)平を持觀するにて、相下らざるをいふ (七)序列也

管子對曰。請以レ令發レ師置レ屯籍レ農。十鍾之家不レ行。百鍾之家不レ行。千鍾之家不レ

管子對へて曰く、請ふ、令を以て師を發し、屯を置きて農に籍す、十鍾の家行かず、百鍾の家行かず、千鍾の家行かずして、困窌の數皆上に見る。君、困窌の數を案じ、之に令して曰く、國貧にして用足らず。請ふ、平價を以て之を子より取らんと。皆困窌を案じて挹損する能は

粟賈之計也。

桓公曰。曲防之戰。民多下假貸而給二上事一者上。寡人欲下爲レ之出上レ賂。爲レ之奈何。管子對曰。請。以レ令令二富商蓄賈。百符而一馬一。無レ有者。取二於公家一。若レ此則馬必坐長。而百二倍其本一矣。是公家之馬。不レ離二其牧皁一。而曲防之戰賂足矣。

桓公曰く、曲防の戰、民の假貸して上事に給する者多し。寡人之が爲に賂(一)を出さんと欲す、之を爲すこと奈何せんと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て富商蓄賈をして、百符(二)にして一馬ならしめん。有するなき者は公家より取らしめん。此の若くんば則ち馬必ず坐ながら長じて、其本に百倍せん。是れ公家の馬、其牧皁(三)を離れずして、曲防の戰賂足らんと。

(一)財を以て人に與ふる也　(二)符は券也、財を人に貸したる證となすもの　(三)皁は廐也

桓公問二於管子一曰。崇弟。蔣弟。丁惠之功。世二吾歲罔一。寡人不レ得レ籍二斗

桓公、管子に問ひて曰く、(一)崇弟・蔣弟・丁惠の功ある、吾が歲罔(二)を世にす。寡人、斗升を籍するを得ず、菹菜・鹹鹵・斥澤・山間壖壗(三)、用を爲さざる壤を去り(四)、寡人、斗升を籍するを得ず、一列、封に緣る十五里の原に稼し、(五)强耕して自ら以て落と

賜之百金。管子又曰。誰能聽旗旌之所指。而得執將首者。賜之千金。言能得者壘千人。賜之人千金。其餘言能外斬首者。賜之人十金。一朝素賞。四萬二千金。廓然空。桓公惕然大息曰。吾曷以識此。管子對曰。君勿患。且使外爲名於其內。鄕爲功於其親。家爲德於其妻子。若此則士必爭名報德。無北之意矣。吾擧兵而攻。破其軍。幷其地。則非特四萬二千金之利也。五子曰。善。桓公曰。諾。乃誡大將曰。百人之長。必爲之朝禮。千人之長。必拜而送之。降兩級。其有親戚者。必遺之酒四石。肉四鼎。其無親戚者。必遺其妻子酒三石。肉三鼎。行教半歲。父教其子。兄教其弟。妻諫其夫曰。見其若此其厚。而不死列陳。可以反於鄕乎。桓公終擧兵攻萊。戰於莒必市里。鼓旗未相望。衆少未相知。而萊人大遁。故遂破其軍。兼其地。而虜其將。故未列地而封。未出金而賞。破萊軍。幷其地。禽其君。此

めて曰く、其の此の若く其れ厚きを見て、列陳に死せずんば、以て鄕に反るべけんやと。桓公終に兵を擧げて萊を攻め、(一一)莒必・市里に戰ふ。鼓旗未だ相望まず、衆少未だ相知らずして、萊人大に遁る。故に遂に其軍を破り、其地を兼ねて其將を虜にす。故に未だ地を(一二)きて封ぜず、未だ金を出して賞せず、萊軍を破り、其地を幷せ、其君を禽にするは、此れ素賞の計なりと。

(一)素は空也、功なくして賞するが故なり　(二)先後してならぶをいふ　(三)從也　(四)軍隊を出して敵に迫るをいふ　(五)空しき貌　(六)恐るゝ貌　(七)賞を受くる者を誇さんと也。[illegible]は誇也　(八)恩也　(九)敗走也　(一〇)階を降ること二等せよと也　(一一)萊の二の地名　(一二)裂也

管子執レ枹而揖二軍士一曰。誰能陷レ陳破レ衆者。賜二之百金一。三問不レ對。有二一人秉レ劍而前一。問曰。幾何人之衆也。管子曰。千人之衆。千人之衆。臣能陷レ之。賜二之百金一。管子又曰。兵接弩張。誰能得二卒長一者。賜二之百金一。問曰。幾何人卒之長也。管子曰。千人之長。千人之長。臣能得レ之。

臣能く之を得んと。之に百金を賜ふ。管子又曰く、誰か能く旗旌の指す所を聽き(三)て、將首を執るを得る者あるか。之に千金を賜はんと。能く得ると言ふ者壘ねて千人あり。之に人ごとに千金を賜ふ。其餘能く(四)外に首を斬ると言ふ者は、之に人ごとに十金を賜ふ。一朝にして素賞し、四萬二千金、(五)廓然として空し。桓公惕然(六)大息して曰く、吾れ曷を以て此を識さんと(七)。管子對へて曰く、君患ふる勿れ。且く外、名を其內鄕に爲し、功を其親に爲し、家には(八)德を其妻子に爲さしむ。此の若くんば則ち士必ず名を爭ひ德に報いて、(九)北ぐるの意なけん。吾れ兵を擧げて攻め、其軍を破り其地を幷せば、則ち特に四萬二千金の利のみにあらざるなりと。五子曰く、善しと。桓公曰く、諾と。乃ち大將を誡めて曰く、百人の長必ず之が朝禮を爲せ。千人の長必ず拜して之を送ること、(一〇)兩級より降れ。其の親戚ある者は、必ず之に酒四石・肉四鼎を遺れ。其の親戚なき者は、必ず其の妻子に酒三石・肉三鼎を遺れと。教を行ふこと半歳、父其子に教へ、兄其弟に教へ、妻其夫を諫

存。故善爲レ國者。天下下。我高。天下輕。我重。天下多。我寡。然後可三以朝二天下一。○桓公曰。寡人欲下毋レ殺二一士一。毋レ頓二一戟一。而辟中方都二上。爲レ之有レ道乎。管子對曰。涇水十二空。汶淵洙浩。滿レ三之於乃。請以レ令。使二九月種一レ麥。日至日穫。則時雨未レ下。而利二農事一矣。桓公曰。諾。令以二九月一種レ麥。日至而穫。量二其艾一。一收之積。中二方都二一。故此所レ謂。善因二天時一。辯二於地利一。而辟二方都一之道也。

管子入。復二桓公一曰。終歲之租金。四萬二千金。請以二一朝一素二賞軍士一。桓公曰。諾。以レ令至二鼓期於泰舟之野一。朝二軍士一。桓公乃卽レ壇而立。寗戚鮑叔。隰朋。易牙。賓胥無。皆差肩而立。

管子入りて桓公に復して曰く、終歲の租金四萬二千金、請ふ、一朝を以て軍士を素賞せんと。桓公曰く、諾と。令を以て鼓期に泰舟の野に至り、軍士を朝せしむ。桓公乃ち壇に卽きて立ち、寗戚・鮑叔・隰朋・易牙・賓胥無、皆差肩して立つ。管子枹を執りて軍士に揖して曰く、誰か能く陳を陷れ衆を破る者あるか。之に百金を賜はん。三問して對へず。一人劍を秉りて前むあり。問ひて曰く、幾何人の衆と。管子曰く、千人の衆と。千人の衆は臣能く之を陷れんと。之に百金を賜ふ。管子又曰く、兵接し弩張る。誰か能く卒長を得る者あるか。之に百金を賜はん。問ひて曰く、幾何人卒の長なるかと。管子曰く、千人の長と。千人の長は

曰。强ㇾ本節ㇾ用。可ニ以爲ㇾ存乎。管子對曰。可三以爲ニ益愈一。而未ㇾ足ニ以爲ㇾ存也。昔者紀氏之國。强ㇾ本節ㇾ用者。其五穀豐滿。而不ㇾ能ㇾ理也。四流而歸ニ於天下一。若ㇾ是。則紀氏其强ㇾ本節ㇾ用。適足丁以使丙其民。穀盡而不ㇾ能ㇾ理爲乙天下虜甲。是以其國亡。而身無ㇾ所ㇾ處。故可ニ以益愈一。而不ㇾ足ニ以爲ㇾ

しむるに足る。是の以に其國亡びて身處る所なし。故に以て益ゝ愈るべきも、以て存すと爲すに足らず。故に善く國を爲むる者は、天下下せば我れ高くし、天下輕くすれば我れ重くし、天下多くすれば我れ寡くす。然る後に以て天下を朝せしむべしと。〇桓公曰く、寡人、一士を殺すなく、一戟を頓くする(八)なくして、方(九)都二を辟かんと欲す、之を爲すに道あるかと。管子對へて曰く、涇水十二空(一〇)、汶(一一)淵洙浩には、三に滿つるの於乃あり。請ふ令を以て、九月麥を種ゑしめ、日至に日穫せば、則ち時雨未だ下らずして農事に利せんと。桓公曰く、諾と。令して九月を以て麥を種ゑ、日至にして穫る。其艾を量るに、一收の積、方都二に中る。故に此れ所謂善く天時に因り地利を辯(一二)じて、方都を辟くの道なりと。

(一) 地下五尺に泉あり、而して雨澤の地に入るもまた五尺なり。かゝる地は豐穰なるが故に人民富みて其君辱めらると也 (二) 食の民にかなひて豐かなる國 (三) 備也 (四) 合して我有となすべしと也 (五) 强也 (六) 勝也 (七) 奴也 (八) 鈍也 (九) 四縣を都といふ。方都は其地正方中都也 (一〇) 竅也 (一一) 汶・洙は川の名。浩は大水の貌 (一二) 辨と通ず

侯。五釜而得二剚錢一。十倍而不レ足。或五分而有レ餘者。通二輕重高下之數一。國有二十歲之蓄一。而民食不レ足者。皆以二其事業一望二君之祿一也。君有二山海之財一。而民用不レ足者。皆以二其事業一交二接於上一者也。故租籍。君之所レ宜レ得也。正籍者。君之所二强求一也。亡君廢二其所一レ宜レ得而斂二其所一二强求一。故下怨レ上而令不レ行。民奪レ之則怒。予レ之則喜。民情固然。先王知二其然一。故見二予之所一。不レ見二奪之理一。故五穀粟米者。民之司命也。黃金刀布者。民之通貨也。先王善制二其通貨一。以御二其司命一。故民力可レ盡也。

管子曰。泉雨五尺。其君必辱。食稱之國必亡。待二五穀一者衆也。故樹木之勝二霜露一者。不レ受二命於天一。家足二其所一者。不レ從二聖人一。故奪然後予。高然後下。喜然後怒。天下可レ擧。○桓公

管子曰く、泉雨(一)五尺ならば、其君必ず辱められ、食稱(二)の國必ず亡びん。五穀を待つ(三)者衆ければなり。故に樹木の霜露に勝ふる者は、令を天に受けず。家其所に足る者は、聖人に從はず。故に奪ひて然る後に予へ、高くして然る後に下し、喜びて然る後に怒る、天下擧ぐ(四)べしと。○桓公曰く、本を强め(五)用を節し、以て存と爲すべきかと。管子對へて曰く、以て益〻愈ると爲すべし、而して未だ以て存と爲すに足らざるなり。昔者紀氏の國に本を强め用を節する者あり。其五穀豐滿して理むる能はざるなり。四流して天下に歸す。是の若くんば則ち紀氏其れ本を强め用を節するも、適〻以て其民をして、穀盡きて理むる能はず、天下の虜(七)と爲ら

對曰。夫河埒諸侯。畝鍾之國也。故穀衆多而不ㇾ理。固不ㇾ得ㇾ有。至ニ於山諸侯之國一。則斂ㇾ蔬藏ㇾ菜。此之謂ニ豫戒一。桓公曰。壤數盡ニ於此一乎。管子對曰。未也。昔狄諸侯。畝鍾之國也。故粟十鍾而錙金。程諸侯。山諸侯之國也。故粟五釜而錙金。故狄諸侯。十鍾而不ㇾ得ニ制戟一。程諸

粟五釜にして錙金、故に狄の諸侯は、十鍾にして制戟を得ず、程の諸侯は、五釜にして制戟を得。」十倍にして足らず、或は五分して餘ある者は、輕重高下の數を通ず。國に十歲の蓄ありて民食足らざる者は、皆其事業を以て君の祿を望むなり。君に山海の財ありて民用足らざる者は、皆其事業を以て上に交接する者なり。故に租籍は、君の宜しく得べき所なり、正籍は君の強ひて求むる所なり。亡君は其の宜しく得べき所を廢して、其の強ひて求むる所を斂む。故に下、上を怨みて令行はれず。民之を奪へば則ち怒り、之を予ふれば則ち喜ぶ。民情固より然り。先王其の然るを知る。故に予の所を見して奪の理を見さず。故に五穀粟米は、民の司命なり。黄金刀布は、民の通貨なり。先王善く其通貨を制して、以て其司命を御む。故に民力盡すべきなりと。

㊀ 水國の諸侯にて、その土地の收穫多し　㊁ 埒也、山中の土埒　㊂ 六銖を錙といひ六斗四升を釜といひ、十釜を鍾といふ　㊃ 畝に税するを租といふ

山木。鼓二山鐵一。是可二以毋一レ籍而用足。管子對曰。不可。今發二徒隸一而作レ之。則逃亡而不レ守。發レ民。則下疾二怨上一。邊竟有レ兵。則懷二宿怨一而不レ戰。未レ見二山鐵之利一而內敗矣。故善者。不レ如下與レ民量二其重一。計中其贏上。民得二其十一。君得二其三一。有下雜レ之以二輕重一。守レ之以中高下上。若レ此則民疾作而爲二上虜一矣。

んと。

㈠ 車轂中の鐵なり、こしきかね ㈡ 鉄は鑿の大なるもの ㈢ 車の軸をつなぐもの ㈣ 長針也 ㈤ 山木をきりて炭をつくる也。山鐵云々は鐵をふいごにかけて鑄するをいふ

桓公曰。請問壤數。管子對曰。河埖諸侯。畝鍾之國也。磧。山諸侯之國也。河埖諸侯。常不レ勝二山諸侯之國一者。豫戒者也。桓公曰。此若言何謂也。管子

桓公曰く、壤數を請ひ問ふと。管子對へて曰く、河埖の諸侯は、畝ごとに鍾の國あり。磧は山諸侯の國なり。河埖の諸侯、常に山諸侯の國に勝たざる者は、豫戒すればなりと。桓公曰く、此の若の言は何の謂ぞやと。管子對へて曰く、夫れ河埖の諸侯は、畝ごとに鍾の國なり。故に穀衆多にして理らず、固より有るを得ず。山諸侯の國に至りては、則ち蔬を斂め菜を藏む。此を之れ豫戒と謂ふと。桓公曰く、壤數此に盡くるかと。管子對へて曰く、未だし。昔は狄の諸侯は、畝ごとに鍾の國なり。故に粟十鍾にして錙金、程の諸侯は、山諸侯の國なり。故に

因。則國策可レ成。故謹毋レ失二其度一。未レ與レ民可レ治。武王曰。行事奈何。癸度曰。金出二於汝漢之右衢一。珠出二於赤野之末光一。玉出二於禺氏之旁山一。此皆距レ周七千八百餘里。其涂遠。其至阨。故先王度用二於其重一。因以二珠玉一爲二上幣一。黄金爲二中幣一。刀布爲二下幣一。故先王善高二下中幣一。制二下上之用一。而天下足矣。

桓公曰。衡謂二寡人一曰。一農之事。必有二一耜一銚。一鎌。一耨。一椎一銍一。然後成レ爲レ農。一車。必有二一斤一鋸。一釭一鑽。一鑿一銶一軻一。然後成レ爲レ車。一女。必有二一刀一錐。一箴一鉥一。然後成レ爲レ女。請以レ令斷二

桓公曰く、衡、寡人に謂つて曰く、一農の事、必ず一耜一銚、一鎌一耨、一椎一銍(一)ありて、然る後に農たるを爲す。一車は必ず一斤一鋸、一釭一鑽、一鑿一銶(二)一軻(三)ありて、然る後に車たるを成す。一女は必ず一刀一椎、一箴一鉥(四)ありて、然る後に女たるを成す。請ふ、令を以て(五)山木を斷ち山鐵を鼓せん。是れ以て籍なくして用足るべしと。管子對へて曰く、不可なり。今徒隷を發して之を作らば、則ち逃亡して守らず。民を發すれば則ち下、上を疾怨し、邊竟に兵あらば、則ち宿怨を懷いて戰はず、未だ山鐵の利を見ずして内敗れん。故に善者は、民と其重を量り其贏を計るに如かず。民は其十を得、君は其三を得。之を襍ふるに輕重を以てし、之を守るに高下を以てするあり。此の若くんば則ち民疾作して上虜と爲ら

度一曰。賀獻不重。身不親於君。左右不足。友不善於羣臣。故不欲收穡戶籍。而給左右之用爲之有道乎。癸度對曰。吾國者衢處之國也。遠秸之所通。游客蓄商之所道。財物之所遵。故苟入吾國之粟。因吾國之幣。然後載黃金而出。故君。請重。重而衡輕。輕運物而相

ば、友は羣臣に善ならず。故に戶籍を收穡（三）して、左右の用に給せんと欲せず。之を爲すに道あるかと。癸度對へて曰く、吾國は衢處の國なり。遠秸（四）の通ずる所、游客蓄商の道く所、財物の遵ふ所なり。故に苟も吾國の粟を入れ、吾國の幣に因り、然る後に黃金を載せて出づ。故に君、請ふ重くせよ（五）。重くして輕きを衡す。輕く物を運びて相因らば、則ち國策成るべし。故に謹みて其度を失ふ毋れ。未だ民の治むべきを與さずと。武王曰く、事を行ふこと奈何せんと。癸度曰く、金は汝漢の右衢に出で、珠は赤野の末光に出で、玉は禺氏の旁山に出づ。此れ皆周を距ること七千八百餘里、其途遠く、其至ること阨、故に先王度りて其重きを用ふ。因りて珠玉を以て上幣と爲し、黃金を中幣と爲し、刀布を下幣と爲す。故に先王善く中幣を高下し、下上の用を制して天下足ると。

（一）殷の紂王　（二）紂王の左右の臣　（三）穡も收なり、をさむ　（四）秸は稿本、貢賦三百里、秸服を納む、粟を并せて之を致す也　（五）物價を高くする也

里。故有二百倍之力一而不レ至者。有二十倍之力一而不レ至者一。有二倪而是者一。則遠者疏。疾二怨上一。邊竟諸侯。受二君之怨民一。與レ之爲レ善。缺然不レ朝。是天子塞二其涂一。熟レ穀者去。天下之可二得而霸一。桓公曰。行レ事奈何。管子對曰。請與レ之立二壤列天下之旁一。天子中立。地方千里。兼霸之壤。三百有餘里。佌諸侯。度百里。負海子男者。度七十里。若レ此則如二胸之使レ臂。臂之使レ指也。然則小不レ能レ分二於民一。推二徐疾羨不足一。雖レ在レ下。不レ爲二君憂一。夫海出レ沸無レ止。山生二金木一無レ息。草以レ時生。器以レ時靡幣。沸水之鹽。以日消。終則有レ始。與二天壤一爭。是謂レ立二壤列一也。

若くんば則ち胸の臂を使ひ、臂の指を使ふが如し。然らば則ち小も民より分つ能はず。徐疾羨不足を推すもの、(六)下に在りと雖も君が憂と爲さず。夫れ海は沸を(七)出して止むなく、山は金木を出して息むなし。草は時を以て生じ、器は時を以て靡幣す。(八)沸水の鹽以て日に消る。(九)終れば則ち始るあり、天壤と爭ふ。是を壤列を立つと謂ふなりと。

(一) 物價の高低をいふ (二) 其道益々遠くして、力を用ふること益々多し。而して猶は且つ至らず。是に於て睨んで之を視る者あり。則ち遠き者は遂に疏んぜられて、君上を疾怨すと也。倪は睨也、是は題にて、視る也 (三) 好也 (四) 諸侯を兼幷し天下に霸たる者 (五) 佌は小也 (六) 移也 (七) 潮水の沙を漉すもの (八) 弊也 (九) 售也

武王問二於癸

武王、癸度に問ひて曰く、賀獻重からざれば、身は君に(一)親まず、(二)左右足らざれ

桓公曰。天下之朝夕可定乎。管子對曰。終身不定。桓公曰。其不定之說。可得聞乎。管子對曰。地之東西。二萬八千里。南北二萬六千里。天子中而立。國之四面。面萬有餘里。民之入正籍者。亦萬有餘

卷第二十四

輕重乙第八十一　　管子輕重十四

桓公曰く、天下の朝夕定むべきかと。管子對へて曰く、終身定らずと。桓公曰く、其の定らざるの說(一)得て聞くべきかと。管子對へて曰く、地の東西は二萬八千里、南北二萬六千里、天子中して立つ。國の四面、面ごとに萬有餘里、民の正籍に入る者亦萬有餘里。故に百倍の力にして至らざる者あり、十倍の力にして至らざる者あり。(二)倪して是る者あれば、則ち遠き者は疏く上を疾怨す。邊竟の諸侯、君の怨民を受け、之と(三)善を爲し、缺然として朝せず。是れ天子其塗を塞ぎて、穀を熟する者去り、天下得て覇たるべしと。桓公曰く、事を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、請ふ、之が與に壤列を天下の旁に立てん。天子は中立し、地方千里、(四)兼霸の壤は、三百有餘里、(五)佌諸侯は度百里、負海子男は度七十里。此の

有道乎。管子對曰、吳越不朝。珠象而以爲幣乎。發朝鮮不朝。請文皮毤服而以爲幣乎。禺氏不朝。請以白璧爲幣乎。崑崙之虛不朝。請以璆琳琅玕爲幣乎。故夫握而不見於手、含而不見於口、而辟千金者珠也。然後八千里之吳越。可得而朝也。一豹之皮。容金而金也。然後八千里之發。朝鮮。可得而朝也。懷而不見於抱。挾而不見於掖。而辟千金者。白璧也。然後八千里之禺氏。可得而朝也。簪餌而辟千金者。璆琳琅玕也。然後。八千里之崑崙之虛。可得而朝也。故物無主。事無接。遠近無以相因。則四夷不得而朝矣。

朝せず。請ふ、白璧を以て幣と爲さんか。崑崙の虛朝せず。請ふ、(三)璆琳琅玕を以て幣と爲さんか。故に夫の握りて手より見れず(一)、含みて口より見れず、而して千金を辟す者は珠なり。然る後に八千里の吳越、得て朝せしむべきなり。一豹の皮、金を容るゝと金の而し(五)。然る後に八千里の發・朝鮮、得て朝せしむべきなり。懷にして抱より見れず、挾みて掖より見れず。而して千金を辟す者は白璧なり。然る後に八千里の禺氏、得て朝せしむべきなり。簪餌して千金を辟す者は璆琳琅玕なり。然る後に八千里の崑崙の虛、得て朝せしむべきなり。故に物に主なく事に接なく、遠近以て相因るなければ、則ち四夷得て朝せざるなりと。

(一) 流也 (二) 文皮は虎豹の皮、毤服は皮毛を治去して以て服となすをいふ (三) 寶石の名 (四) 腋也 (五) 如也

使也。故軒冕立於朝。爵祿不隨。臣不爲忠。中軍行戰。委予之賞不隨。士不死其列陳。然則是大臣執於朝。而列陳之士。執於賞也。故使父不得子其子。兄不得弟其弟。妻不得有其夫。唯重祿重賞爲然耳。故不遠道里。而能威絕域之民。不險山川。而能服有恃之國。發若雷霆。動若風雨。獨出獨入。莫之能圉。

るを得ず、兄にして其弟を弟とするを得ず、妻にして其夫あるを得ざらしむるは、唯だ重祿重賞を然りと爲すのみ。故に道里を遠しとせずして、能く絕域の民を威し、山川を險とせずして、能く恃むあるの國を服す。發すること雷霆の若く、動くこと風雨の若く、獨出獨入、之を能く圉ぐものなしと。

(一)鼓聲也　(二)鐘聲也　(三)急遽の貌　(四)桐は洞に通ず、洞に深にて深鼓は大鼓也　(五)杖也　(六)食用也、戰士の重賞のために身を顧みざるをいふ　(七)利に動くをいふ　(八)國の敵を父母の仇より大なりとせずと也　(九)中軍は軍中也　(一〇)執は守なり、朝に執るとは朝に位祿あり、故に其爵を執守すると也　(一一)子は父を棄て、死し父も亦その子を殺して患へざるをいふ　(一二)險を恃むをいふ

桓公曰。四夷不服。恐其逆政。游於天下。而傷寡人。寡人之行爲此。

桓公曰く、四夷服せずんば、恐らくは其逆政、天下に游れて寡人を傷らん。寡人の此を行爲すること道あるかと。管子對へて曰く、吳越朝せず、珠象して以て幣と爲さんか。發・朝鮮朝せず。請ふ、文皮毤服して以て幣と爲さんか。禺氏

子對曰。粟賈平四十。則金賈四千。粟賈釜四十。則鍾四百也。十鍾。四千也。二十鍾者。爲二八千一也。金賈四千。則二金。中二八千一也。然則一農之事。終歲耕二百畝。百畝之收。不レ過二二十鍾。一農之事。乃中二二金之財一耳。故粟重。黃金輕。黃金重。而粟輕。兩者不二衡立一。故善者重二粟之賈一。釜四百。則是鍾四千。也。十鍾四萬。二十鍾者八萬。金賈四千。則是十金四萬也。二十金者。爲二八萬一。故發レ號出レ令曰。一農之事。有二二十金之策一。然則地非レ有二廣狹一。國非レ有二貧富一也。通二於發レ號出一レ令。審二於輕重之數一然。

策といふ（六）擧也（七）貴也（八）廣平の地（九）鈍也（一〇）平也（一一）粟重からざれば則ち農を傷る。故に治を善くする者は之を重んずと也

管子曰。漣然擊レ鼓。士忿怒。鎗然擊レ金。士帥然。策二桐鼓一。從レ之。與レ死扶レ傷。爭進而無レ止。口滿レ用。手滿レ錢。非レ大二父母之仇一也。重祿重賞之所レ

管子曰く、漣然（一）として鼓を擊てば、士忿怒し、鎗然（二）として金を擊てば、士帥然（三）とし、桐鼓（四）を策（五）てば之に從ひ、死を輿し傷を扶け、爭進して止むなし。口は用を滿たし、（六）手（七）は錢を滿たす。父母の仇より大とするにあらざるなり。（八）重祿重賞の使ふ所なり。故に軒冕して朝に立つも、爵祿隨はざれば、臣は忠を爲さず。中（九）軍戰を行ふも、委予の賞隨はざれば、士は其の列陣に死せず。然らば則ち是れ大臣、朝に執り（一〇）、而して列陣の士、賞に執るなり。故に父にして（一一）其子を子とす

物可因矣。故知三准同策者。能爲天下。不知三准之同策者不能爲天下。故申之以號令。抗之以徐疾也。民乎其歸我。若流水。此輕重之數也。○桓公問於管子曰。今刵戟十萬、薪菜之靡、日虛二十里之衍、頓戟一譟、而靡幣之用。日去千金之積。久之、且何以待之。管

る。之を久しくせば、且に何を以て之を待たんとすると。管子對へて曰く、粟賈平ごとに四十ならば、則ち金の賈四千、粟の賈釜ごとに四十ならば、則ち鍾ごとに四百なり。十鍾に四千なり。二十鍾ならば八千となるなり。金の賈四千ならば、則ち二金、八千に中るなり。然らば則ち一農の事、終歲百畝を耕し、百畝の收、二十鍾に過ぎず。一農の事は、乃ち二金の財に中るのみ。故に粟重く黃金輕し。黃金重くして粟輕し。兩者衡立せず(一〇)。故に善者は(一一)、粟の賈を重くす。釜四百ならば、則ち是れ鍾四千なり。十鍾に四萬、二十鍾は八萬、金賈四千ならば、則ち是れ十金に四萬なり。二十金の者八萬と爲る。故に號を發し令を出して曰く、一農の事、二十金の策ありと。然らば則ち地に廣狹あるにあらず、國に貧富あるにあらず、號を發し令を出すに通じ、輕重の數を審にするのみ。

(一) 鄕にして百里の采あるもの、餘富ありて餘車なきは其人儉嗇なり故に之を責めて戎車の數を具へしむと也 (二) 游客也 (三) 財を以て人に與ふるをいふ (四) 大水の義 (五) 穀幣財を三准となす、輕重に從ひて之を減らすを同

寡獨老。不與得焉。散之有道。分之有數乎。管子對曰。唯輕重之家。爲能散之耳。請以令輕重之家。桓公曰。諸東車五乘。迎癸乙於周下原。桓公問四。因與癸乙管子寗戚。相與四坐。桓公曰。請問輕重之數。癸乙曰。重籍其民者。失其下。數欺諸侯者。無權與。管子差肩而問曰。吾不籍吾民。何以奉車革。不籍吾民。何以待鄰國。癸乙曰。唯好心爲可耳。夫好心。則萬物通。萬物通。則萬物運。萬物運。則萬物賤。萬物賤。則萬物可因。知萬物之可因。而不因者。奪於天下。奪於天下者。國之大賊也。

桓公曰。請問好心。萬物之可因。癸乙曰。有餘富。無餘乘者。責之卿諸侯。足其所。不賂其游者。責之令大夫。若此則萬物通。萬物通。則萬物運。萬物運。則萬物賤。萬物賤。則萬

桓公曰く、好心にして萬物の因るべきを請ひ問ふと。癸乙曰く、餘富あり餘乘なき者は、之を卿諸侯(一)に責めよ。其所を足して其游(二)に賂(三)はざる者は、之を令大夫(四)に責めよ。此の若くんば則ち萬物通ず、萬物通ずれば則ち萬物運く、萬物運けば則ち萬物賤し、萬物賤しければ則ち萬物因るべし。故に三准同策を知る者は、能く天下を爲む。三准の同策を知らざる者は、天下を爲むる能はず。(五)故に之に申ぬるに號令を以てし、之を抗ぐる(六)に徐疾を以てせんか、民其れ我に歸すること流水の若し。此れ輕重の數なりと○桓公、管子に問ひて曰く、今傳戟十萬、薪菜の靡(七)、日に十里の衍(八)を虛しうす。戟を頓らし(九)一譟して、靡幣の用、日に千金の積を去

君鑄錢立幣。
民通移。人有
百十之數。然
而民有寶子
者何也。財有
所并也。故爲
人君。不能散
積聚。調高下。
分并財。君雖
張本趣耕。發
草立幣而無
止。民猶若不
足也。桓公問
於管子曰。今
欲調高下。分
并財。散積聚。
不然。則世且
并兼而無止。
蓄餘藏羨而
不息。貧賤鰥

に道あり、之を分つに數あるかと。管子對へて曰く、唯輕重の家、能く之を散ずるを爲すのみ。請ふ、以て輕重の家に令せんと。桓公曰く、諾と。車五乘を束し、癸乙を(三)下原に迎ふ。桓公問ふこと四たびす。因りて癸乙・管子・寗戚と相與に四坐す。桓公曰く、輕重の數を請ひ問ふと。癸乙曰く、重く其民を籍する者は、其下を失ふ。數ば諸侯を欺く者は(四)權與なしと。管子(五)差肩して問ひて曰く、吾れ吾民に籍せずんば、何を以て(六)車革を奉ぜん。吾民に籍せずんば、何を以て隣國を待たんと。癸乙曰く、唯好心を可なりと爲すのみ。夫れ好心なれば則ち萬物通ず、萬物通ずれば則ち萬物運く。萬物運けば則ち萬物賤し。萬物賤しければ則ち萬物因るべし。萬物の因るべきを知りて因らざる者は、天下に奪はる。天下に奪はるゝ者は、國の大賊なりと。

(一) 管子國蓄に人年ごとに十畝收むる所を食ふを準となす　(二) 成也　(三) 齊の東の地名　(四) 威權ある者その己れを欺くを怒れば肯へて與國とならずと也　(五) やゝ後れて立つをいふ　(六) 車は兵車、革は甲冑

於中一而士遁二於外一。此不レ待レ戰而內敗。

管子曰。今爲レ國有レ地牧レ民者。務在二四時一。守在二倉廩一。國多レ財則遠者來。地辟擧。則民留處。倉廩實。則知二禮節一。衣食足。則知二榮辱一。今君躬犁二墾田一。耕二發草土一。得二其穀一矣。民人之食。有二人若干步畝之數一。然而有下餓餒於衢閭一者上何也。穀有レ所レ藏也。今

管子曰く、今國を爲め地を有ち民を牧する者、務は四時に在り。守は倉廩に在り。國に財多ければ則ち遠き者來り、地辟擧すれば則ち民留處す。倉廩實つれば則ち禮節を知り、衣食足れば則ち榮辱を知る。今君躬ら墾田を犁し、草土を耕發して其穀を得、民人の食、(一)人ごとに若干步畝の數あり。然り而して衢閭に餓餒する者あるは何ぞや。穀藏する所あればなり。今君、錢を鑄、幣を立て、民通移す。人ごとに百十の數あり。然り而して民に子を賣る者あるは何ぞや。財の幷する所あればなり。故に人君となりて、積聚を散じ、高下を調へ、幷財を分つ能はざれば、君、本を彊くし、耕を趣し、草を發き、幣を立てて止むなしと雖も、民猶ほ足らざるを苦むなりと。桓公、管子に問ひて曰く、(二)今高下を調へ、幷財を分ち、積聚を散ぜんと欲す。然らずんば則ち世且に幷兼して止むなく、餘を蓄へ羨を藏して息まざらんとす。貧賤鰥寡獨老、得るに與らず。之を散ずる

事四二其本一。則正籍給。事五二其本則遠近通。死得ㇾ藏。今事不ㇾ能ㇾ再二其本一。而上之求焉無ㇾ止。是使下姦涂不ㇾ可二獨行一。遺財不ㇾ可二拘止一。隨ㇾ之以ㇾ法。則是下艾ㇾ民。食三升。則鄉有二正食而盜一。食二升。則里有二正食而盜一。食一升。則家有二正食而盜一。今操二不反之事一。而食二四十倍之粟一。而求二民之無ㇾ失。不ㇾ可ㇾ得矣。且君朝令而求二夕具一。有者出二其財一。無有者賣二其衣屨一。農夫糶二其五穀一。三分賈而去。是君朝令一怒。布帛流越而之二天下一。君求焉而無ㇾ止。民無二以待一ㇾ之。走亡而棲二山阜一。持戈之士。顧不ㇾ見ㇾ親。家族失。而不ㇾ分。民走

らざらしむ。之に隨ふに法を以てすれば、則ち是れ下、民を艾るなり。食三升なれば、則ち鄕に正食して盜む者あり。食二升なれば、里に正食して盜む者あらん。食一升なれば、則ち家に正食して盜むもの有らん。今不反の事を操り、四十倍の粟を食ひて、民の失なきを求むとも得べからず。且つ君朝に令して、夕に具るを求む。有る者は其財を出し、有るなき者は其衣屨を賣り、農夫は其五穀を糶し、三分の賈にして去る。是れ君朝に令し一たび怒り、布帛流越して天下に之く。君求めて止むなく、民以て之を待つなし。走亡して山阜に棲む。持戈の士、顧みて親まれず、家族失ふち分たれず。民は中に走りて、士は外に遁る。此れ戰を待たずして内に敗れんと。

(一) 遺は餘也　(二) 艾也　(三) 凡そ我が二合五勺餘にあたる　(四) 出づるのみにて反らざるをいふ　(五) 遺也　(六) 越は散也　(七) 佚也　(八) 衞從の士也

林菹澤草萊一。不可三以立爲二天下王一。桓公曰。此若言何謂也。管子對曰。山林菹澤草萊者。薪蒸之所レ出。犧牲之所レ起也。故使二民求一レ之。使二民籍一レ之。因以給レ之。私愛之於レ民。若二弟之與一レ兄。子之與二父也。然後。可三以通二財交殷一也。故請。取二君之游財一。而邑里布二積之一。陽春蠶桑且レ至。請。以給二其口食箇曲之彊一。若レ此則絓絲之籍。去レ分而斂矣。且四方之不レ至。六時制レ之。春日倳レ耜。次日獲レ麥。次日薄レ芋。次日樹レ麻。次日絕レ菹。次日大雨且至。趣二芸壅培一。六時制レ之。臣給二至於國都一。善者鄉。因二其輕重一。守二其委廬一。故事至而不レ妄。然後可三以立二爲天下王一。

の王となるべしと。

㊀ 國に大賈のあるは君の依賴する所にあらず、乃ち君の賜與する所なりと也 ㊁ 應也 ㊂ 春は乏しく秋は饒なるの時也 ㊃ 蒸也 ㊄ 薪蒸犧牲を買ふをいふ ㊅ 殷は盛也、上下交々盛なるをいふ ㊆ 游は餘也 ㊇ 箇は舟をつなぐ竹索 ㊈ 絓は絲の粗なるもの ㊉ 鋤也 ⑪ 蒔也 ⑫ 物資を蓄ふる倉

管子曰。一農不レ耕。民或爲レ之飢。一女不レ織。民或爲レ之寒。故事。再二其本一。則無下賣二其子一者上。事三二其本一。則衣食足。

管子曰く、一農耕さざれば、民或は之が爲に飢ゑ、一女織らざれば、民或は之が爲に寒ゆ。故に事、其本を再びすれば、則ち其子を賣る者なし。事其本を三たびすれば則ち衣食足る。事其本を四たびすれば、則ち正籍給す。事其本を五たびすれば、則ち遠近通じ、死して藏むるを得。今事、其本を再びする能はずして、上の求むること止むなし。是れ姦涂をして獨り行くべからず、㊀遺財をして拘止すべか

其號令、則中一國而二君二王也。桓公曰。何謂一國而二君二王。管子對曰。今君之籍取。以正萬物之賈輕。去其分、皆入於商賈。此中一國而二君二王也。故賈人乘其弊。以守民之時。貧者失其財。是重貧也。農夫失其五穀。是重渇也。故爲人君而不能謹守其山

失ふ、是れ重ねて貧しきなり。農夫は其五穀を失ふ、是れ重ねて渇くるなり(三)。故に人君と爲りて、謹みて其山林菹澤草萊を守る能はざれば、以て立てて天下の王と爲すべからずと。桓公曰く、此の若の言は何の謂ぞやと。管子對へて曰く、山林・菹澤・草萊は、薪蒸の出づる所、犧牲の起る所なり。故に民をして之を求めしめ、民をして(五)之を籍せしめ、因りて以て之に給す。私愛の民に於けるは、弟の兄に與ける、子の父に與けるが若きなり。然る後に以て財を通じ、交殷(六)すべきなり。故に請ふ、君の(七)游財を取りて、邑里に之を布積せん。陽春蠶桑且に至らんとす。請ふ、以て其口食簞曲(八)の彊を給せん。此の若くんば則ち絓絲(九)の籍、分を去りて斂らん。且つ四方の至らざるときは、六時之を制す。春日耜を傳し、次日麥を獲り、次日芋を薄き(一〇)、次日麻を樹ゑ、次日菹を絶き(一一)、次日大雨且に至らんとす。芸蘗培を趣し、六時之を制す。臣給して國都に至る。善者は郷にをり、其輕重に因り、其委廬(一二)を守る。故に事至りて妄ならず。然る後に以つて立ちて天下

且起。大夫無得繕冢墓。理宮室。立臺榭。築牆垣。北海之衆。無得聚庸而煮鹽。若此。則鹽必坐長而十倍。桓公曰。善。行事奈何。管子對曰。請以令糶之梁趙宋衛濮陽。彼盡饋食之國也。無鹽則腫。守圉之國。用鹽獨甚。桓公曰。諾。乃以令使糶之。得成金萬一千餘斤。桓公。召管子而問曰。安用金而可。管子對曰。請以令使賀獻出正籍者。必以金。金坐長而百倍。運金之重。以衡萬物。盡歸於君。故此所謂用。若挹於河海。若輪之合馬。此陰王之業。

て題は禍也 (六)蓄也 (七)征也 (八)初春 (九)鹽をおくり然して後人之を食ふを得、故に饋食の國といふなり (一〇)成は善也 (一一)盡きざるをいふ

管子曰。萬乘之國。必有萬金之賈。千乘之國。必有千金之賈。百乘之國。必有百金之賈。非君之所賴也。君之所與。故爲人君而不審

管子曰く、萬乘の國、必ず萬金の賈あり、千乘の國、必ず千金の賈あり。百乘の國、必ず百金の賈あり。君の賴む所にあらざるなり、君の與ふる所なり。故に人君と爲りて其號令を審(一)にせざれば、則ち一國にして二君二王に中る(二)なりと。桓公曰く、何をか一國にして二君二王と謂ふかと。管子對へて曰く、今君の籍取、以て萬物に正しうするの賈輕く、其分を去るときは皆商賈に入る。此れ一國にして二君二王に中るなり。故に賈人其弊に乘じ、以て民の時(三)を守る。貪者は其財を

也。苟有レ操レ之不レ工。用レ之不レ善。天下倪而是耳。使二夷吾得レ居二楚之黄金一吾能令二農毋レ耕而食。女毋レ織而衣一。今齊有二渠展之鹽一請君伐二菹薪一煮レ水爲レ鹽。正而積レ之。桓公曰。諾。十月始正。至二於正月一成二鹽三萬六千鍾一。召二管子一而問曰。安用二此鹽一而可。管子對曰。孟春既至。農事

に此鹽を用ひて可なるかと。管子對へて曰く、孟(八)春既に至り、農事且に起らんとす。大夫、冢墓を繕し宮室を理め、臺榭を立て墻垣を築くを得るなし。北海の衆、鬴を聚めて鹽を煮るを得るなし。此の若くんば則ち鹽必ず坐ながら長じて十倍ならんと。桓公曰く、善し。事を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て之を梁・趙・宋・衛・濮陽に糴せん。彼は盡く饋(九)食の國なり、鹽なければ則ち腫る。守圉の國、鹽を用ふること獨り甚しと。桓公曰く、諾と。乃ち令を以て之を糴せしめて、成金萬(一〇)一千餘斤を得たり。桓公、管子を召して問ひて曰く、安くに金を用ひて可なるかと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て賀獻せしむるに、正籍を出す者は必ず金を以てせしめん。金坐ながら長じて百倍となる。金の重を運らし、以て萬物を衡し、盡く君に歸す。故に此れ所謂用は河海に揖(一一)むが若く、輪の馬に合するが若しと。此れ陰王の業なりと。

(一) 陰は彰也、諸侯にして王者の利あり、故に陰王と曰ふ　(二) 鹽也　(三) 墻を築く石　(四) 晩也　(五) 是ヽ適に

夫得㆓居裝㆒。而賣㆓其薪蕘㆒。一束十倍。則春有㆓以剸㆑耜。夏有㆓以決㆑芸。此租稅所㆓以九月而具㆒也。

○桓公憂㆓北郭民之貧㆒。召㆓管子㆒而問曰。北郭者盡屨縷之甿也。以㆓唐園㆒爲㆓本利㆒。爲㆑此有㆑道乎。管子對曰。請以令禁。百鍾之家。不㆑得㆑事㆑轄。千鍾之家。不㆑得㆑爲㆓唐園㆒。去㆑市三百步者。不㆑得㆑樹㆓葵菜㆒。若㆑此。則空閒有㆓以相給資㆒。則北郭之甿。有㆑所㆑讎㆓其手搔之功㆒。唐園之利。故有㆓十倍之利㆒。

管子曰。陰王之國有㆑三。而齊與在焉。桓公曰。此若言。可㆑得㆑聞乎。管子對曰。楚有汝漢之黃金㆒。而齊有㆓渠展之鹽㆒。燕有㆓遼東之煮㆒。此陰王之國也。且楚之有㆓黃金㆒。中㆔齊有㆓菑石㆒。

管子曰く、陰王(一)の國三あり、齊與りて在りと。桓公曰く、此の若の言聞くを得べきかと。管子對へて曰く、楚に汝漢の黃金あり。而して齊に渠展の鹽あり。燕に遼東の煮(二)あり、此れ陰王の國なり。且つ楚の黃金あるは、齊に菑石(三)あるに中るなり。苟も之を操りて工ならず、之を用ひて善ならざるあらば、天下倪(四)して是(五)んのみ。夷吾をして楚の黃金を居(六)ふるを得しめよ。吾れ能く農をして、耕すなくして食し、女をして織るなくして衣しめん。今齊に渠展の鹽あり。請ふ、君菹薪を伐り、水を煮て鹽を爲り、正(七)して之を積まんと。桓公曰く、諾と。十月始めて正し、正月に至り、鹽三萬六千鍾を成す。管子を召して問ひて曰く、安く

五萬人。以待戰於曲菑。大敗越人此之謂水豫。○齊之北澤燒。火光照堂下。管子入賀桓公。曰。吾田野辟。農夫必有百倍之利矣。是歲租稅。九月而具。粟又美。桓公召管子。而問曰。此何故也。管子對曰。萬乘之國。千乘之國。不能無薪而炊。今北澤燒。莫之續。則是農

束十倍なれば、則ち春は以て耜を制する(八)あり。夏は以て芸を決する(九)あり。此れ租稅の九月にして具る所以なりと。○桓公、北郭民の貧を憂へて管子を召して問ひて曰く、北郭は盡く屨縷の甿なり。唐園を以て本利と爲す(一〇)。此を爲むるに道あるかと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て禁ぜん(一一)。百鍾の家は、屩を事とする(一二)を得ず。千鍾の家は、唐園を爲るを得ず。市を去ること三百步なる者は、葵菜(一三)を樹うるを得ず。此の若くんば則ち空閒(一四)以て相給資するあり。則ち北郭の甿、其の手搔の功を讎ゆる(一五)所あり。唐園の利、故より十倍の利ありと。

(一) 命令を以て之を隱し越人をしてさとらざらしめし也 (二) 員は圓也、都は瀦にて水の聚る所 (三) 大舟を浮ぶる滿水 (四) 讀也 (五) 曾は增也、隈は蔽也、即ち越人が身を曲瀦に蔽はれて水を猪城に灌ぐと也 (六) 豫め水を備へて敵を破る意 (七) 大を薪と曰ひ小を蕘と曰ふ (八) 割也 (九) 去也 (一〇) 唐は塘の古字、即ち塘を築きて水を防ぎ以て園を爲し、菜果を其中に種え此を以て本業の利源と爲す意にて貧の甚しきをいへるなり (一一) 發令を以て國人を禁ぜんと也 (一二) 屩は草履也、事とすは作るをいふ (一三) 唐園に生ずる所のもの (一四) 空は徒也 徒に此令を聞く意 (一五) 售也

無二屋粟邦布之籍一。此之謂下設レ之以二祈祥一。推レ之以二禮義一上也。然則自足。何求二於民一也。○桓公曰。天下之國。莫レ強二於越一。今寡人欲三北擧二事孤竹離枝一。恐越人之至。爲レ此有レ道乎。管子對曰。君請遏二原流一。大夫立二沼池一。令下以二矩游一爲上レ樂。則越人安敢至。

桓公曰。行レ事奈何。管子對曰。請以レ令隱。三川立二員都一。立二大舟之都。大身之都一。有二深淵壘十仞一。令曰。能游者賜二千金一。未レ能レ用二金千一。齊民之游レ水。不レ避二吳越一。桓公終北擧二事於孤竹離枝一。越人果至。隱二曲蓄一。以レ水レ齊。管子有二扶身之士

桓公曰く、事を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て隱し、三川に員都(二)を立て、大舟(三)の都・大身の都を立て、深淵壘十仞あり。令して曰く、能く游ぐ者は千金を賜はんと。未だ金を用ふること千なる能はずして、齊民の水に游ぐもの、吳越に避(四)らず。桓公終に北のかた事を孤竹離枝に擧ぐ。越人果して至る。曲蓄(五)に隱はれて以て齊を水にす。管子に扶身の士五萬人あり。以て戰を曲蓄に待ち、大に越人を敗る。此を之れ水豫(六)と謂ふ。○齊の北澤燒け、火光、堂下を照す。管子入りて桓公を賀して曰く、吾田野辟け、農夫必ず百倍の利あらんと。是の歲租稅九月にして具り、粟又美なり。桓公は管子を召して問うて曰く、此れ何故ぞやと。管子對へて曰く、萬乘の國・千乘の國、薪なくして炊ぐ能はず。今北澤燒けて之を續ぐなければ、則ち是れ農夫、居裝して其薪蕘(七)を賣るを得。一

曰。君請籍於鬼神。桓公忽然作レ色曰。萬民室屋。六畜樹木。且不レ可レ得レ籍。鬼神乃可ニ得而籍一夫。管子對曰。厭宜乘レ勢。事之利得也。計議因レ權。事之囿大也。王者乘ソ勢。聖人乘レ幼。與レ物皆宜。桓公曰。行レ事奈何。管子對曰。昔堯之五吏五官。無レ所レ食。君請立ニ五厲之祭。祭ニ堯之五吏。春獻レ蘭。秋斂ニ落原。魚以爲レ脯。鯢以爲レ殽。若レ此則澤魚之正。伯ニ倍異日。則

し。君、請ふ、五厲の祭を立て、堯の五吏を祭れ。春は蘭を獻じ、秋は落原を斂め、魚以て脯と爲し、鯢以て殽と爲す。此の若くんば則ち澤魚の正(六)、異日に伯倍(七)せん。則ち屋粟邦布の籍なし。此を之れ之を設くるに祈祥を以てし、之を推すに禮義を以てすと謂ふ。然らば則ち自ら足らん、何ぞ民に求めんと。○桓公曰く、天下の國、越(八)より強きは莫し。今寡人、北のかた事を孤竹離枝に擧げんと欲す、恐らくは越人の至らんことを。此を爲すに道あるかと。管子對へて曰く、君請ふ、原(九)流を過め、大夫、沼池を立て、矩(一〇)游を以て樂を爲さしめば、則ち越人安ぞ敢へて至らんと。

(一) 實也、即ち民籍を避けて將に口數を離さんとすと也　(二) 獻は觀也、宜は社を祭るをいふ、鬼神を祈祭する也　(三) 囿は有也、權に因りて計議すれば、事の包有する所の者大なりと也　(四) 幼は微也、聖人は智明なるが故に能く微に乘ずと也　(五) 大なるを官といひ小なるを吏といふ　(六) 征也　(七) 佰は百也　(八) 越の強大は呉を亡したる後にあり　(九) 原は源の古字　(一〇) 矩は激也、水をふせぐもの、必ず其身を句す

召二管子一而問曰。此何故也。管子對曰。鵠鶤之所レ在。君式レ璧而聘レ之。菹澤之民聞レ之。越レ平而射レ遠。非二十鈞之弩一。不レ能レ中二鵠鶤鶬鴚一。彼十鈞之弩。不レ得二棐檠一。不レ能二自正一。故三月解レ匑。而弓弩無二匡軫者一。此何故也。以三其家習二其所一也。

桓公曰。寡人欲レ籍二於室屋一。管子對曰。不可。是毀レ成也。欲レ籍二於萬民一。管子曰。不可。是隱レ情也。欲レ籍二於六畜一。管子對曰。不可。是殺レ生也。欲レ籍二於樹木一。管子對曰。不可。是伐レ生也。然則寡人安籍而可。管子對

桓公曰く、寡人、室屋に籍せんと欲すと。管子對へて曰く、不可なり。是れ成を毀るなりと。萬民に籍せんと欲す。管子曰く、不可なり。是れ情を隱すなりと(一)。六畜に籍せんと欲す。管子對へて曰く、不可なり。是れ生を殺すなりと。樹木に籍せんと欲す。管子對へて曰く、不可なり、是れ生を伐るなりと。然らば則ち寡人安ぞ籍して可なると。管子對へて曰く、君、請ふ、鬼神に籍せよと。桓公忽然として色を作して曰く、萬民室屋、六畜樹木、且つ籍するを得べからず。鬼神乃ち得て籍すべけんやと。管子對へて曰く、厭宜勢に乘ずれば(二)、事の利得るなり。計議權に因れば(三)、事の囿大なり。王者は勢に乘じ、聖人幼に乘じ(四)、物と皆宜しと。桓公曰く、事を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、昔堯の五吏五官(五)、食む所な

留皮幹筋角。徒予人而莫之敗牛馬之賈。必坐長而百倍。天下聞之、必離其牛馬而歸、齊若流。故高杠柴池所以致天下之牛馬而損民之籍也。道若祕云物之所生。不若其所聚。

桓公曰。弓弩多匡軫者。而重籍於民。奉繕工。而使弓弩多匡軫者。其故何也。管子對曰。鵝鶩之舍近。鵾鷄鵠鴇之通遠。鵠鵾之所在。君請式璧而聘之。桓公曰。諾。行事期年。而上無闕者。前無趨人。三月解匃。而弓弩無匡軫者。

桓公曰く、弓弩の匡軫(一)する者多くして、民に重籍し、繕工を奉ず。而るに弓弩をして匡軫する者多からしむ。其故何ぞやと。管子對へて曰く、鵝鶩の舍近く、鵾鷄鵠鴇の通(二)遠し。鵠鵾の在る所、君請ふ、璧を式(三)ひて之を聘せよと。桓公曰く、諾と。事を行ふこと期年にして、上闕(四)くる者なく、前に趨人なし。三月匃(五)を解いて、弓弩匡軫する者なし。管子を召して問ひて曰く、此れ何の故ぞやと。管子對へて曰く、鵠鵾の在る所、君、璧を式ひて之を聘す。藪澤の民之を聞き、平を越して遠きを射る。十鈞の弩にあらざれば、鵾鷄鵠鴇に中つる能はず。彼の十鈞の弩は、檠檄(六)を得ざれば、自ら正す能はず。故に三月匃を解きて、弓弩匡軫する者なし、此れ何の故ぞや。其家其所に習ふを以てなりと。

(一) 曲りて正しからざるもの　(二) 道也　(三) 用也　(四) 上に缺乏の者なく前に趨求の人なしの意にて弓弩の至足をいふ　(五) 匃也、卽ち弊束する所の匃を解く意　(六) 弓體を正す器

子對曰。請以レ令。高レ杠柴レ池。使下東西不二相睹一。南北不中相見上。桓公曰。諾。行レ事期年。而皮幹筋角之徵去レ分。民之籍去レ分。桓公召二管子一而問曰。此何故也。管子對曰。杠池平之時。夫妻服レ簟。輕至二百里一。今高レ杠柴レ池。東西南北不二相睹一。天酸然雨。十人之力。不レ能レ上。廣澤遇レ雨。十人之力。不レ可二得而恃一。夫舍二牛馬之力一無レ所レ因。牛馬絶罷。而相繼死二其所一者相

桓公、管子を召して問うて曰く、此れ何の故ぞやと。管子對へて曰く、杠池平なる時、夫妻簟(八)に服し、輕く百里に至る。今杠を高くし池に柴し、東西南北相睹ず。天酸然(九)として雨れば、十人の力も上る能はず。廣澤雨に遇へば、十人の力も得て恃むべからず。夫れ牛馬の力を舍てて因る所なく、牛馬絶だ罷れて、相繼ぎて其所に死する者相望む。皮幹筋角、徒に人に予ふるも之を敗る莫し。牛馬の賈も、必ず坐ながら長じて百倍となる。天下之を聞かば、必ず其牛馬を離り(一〇)、齊に歸すること流るゝが若けん。故に杠を高くし池に柴するは、天下の牛馬を致して、民の籍を損ずる所以なり。道若祕(一一)に云ふ、物の生ずる所は、其の衆る所に若かずと。

(一) 幹は骨也 (二) 求也 (三) 多也 (四) 高く買ふ也、市は買也 (五) 橋也 (六) 柴を池に植つる也 (七) 半也求めずして自ら至り而して又之をやすく買ふ、故に皆半を去る也 (八) 簟の誤、竹器也 (九) 凄然に同じ、杠高し故に上るべからず、柴植つ故に恃むべからずと也 (一〇) 去也 (一一) 書名

朝功臣世家。遷封食邑。積餘藏羨跱蓄之家曰、城脆致衝、無委致圍。天下有慮、齊獨不與其謀。子大夫有五穀菽粟者、勿敢左右。請以平賈取之子。與之定其券契之齒。釜鏂之數、不得爲侈弇焉。困窮民聞而糴之。釜鏂無止。遠通不推。國粟之賈、坐長而四十倍。君出四十倍之粟、以振孤寡、收貧病、視獨老窮而無子者、靡得相鬻而養之。勿使赴於溝澮之中。若此則士爭前戰、爲顏行、不偸而爲用。輿死扶傷、死者過半。此何故也。士非好戰、而輕死也。輕重之分使然也。

れ何の故ぞや。士は戰を好みて、死を輕んずるにあらざるなり。輕重の分然らしむるなりと。

㈠地方より食糧を仰ぐ都也　㈡斂兵　㈢而也　㈣孤は戰死の子、茶は茅秀也、茶首は白首　㈤斂兵を戰鬪するを賣するの貨財を仰望すと也　㈥明也　㈦喪服也　㈧士は事也、事謀は事を謀るの室　㈨謀也　㈩敵國の衝突を招くと也　⑪委積なければ兵賊の攻圍を招くと也　⑫移動也　⑬多少也　⑭前列也　⑮薄也

桓公曰。皮幹筋角之徵甚重。重籍於民、而貴市之皮幹筋角、非爲國之數也。管

桓公曰く、皮幹筋角の徵甚だ重し。重く民に籍し、而して之の皮幹筋角を貴市するは、國を爲むるの數にあらざるなりと。管子對へて曰く、請ふ、令を以て杠を高くし池を柴し、東西をして相睹ず、南北をして相見ざらしめんと。桓公曰く、諾と。事を行ふこと期年にして皮幹筋角の徵は分を去り、民の籍は分を去る。

死扶レ傷。如孤荼首之孫。仰二剸レ戟之寶一、吾無レ由レ與レ之。爲レ之奈何。管子對曰。吾國之豪家。遷レ封食レ邑而居者。君章レ之以レ物。則物重。不二章以一レ物。則物輕。守レ之以レ物、則物重。不二守以一レ物。則物輕。故遷レ封食レ邑。富商蓄賈、積レ餘藏レ羨、峙レ蓄之家。此吾國之豪也。故君請。縞素而就二士室一。

則ち物重し。章にするに物を以てせざれば則ち物輕し。之を守るに物を以てすれば則ち物重く、守るに物を以てせざれば則ち物輕し。故に封を遷し邑を食み、富商蓄賈、餘を峙み羨を藏め、蓄を積む家は、此れ吾國の豪なり。故に君請ふ、(七)縞素して士室に就き、(八)功臣世家、封を遷し邑に食み、餘を積み羨を藏め蓄を峙む(九)の家を朝せしめて曰く、城脆ければ衝を致し、(一〇)委なければ鬭を致す。(一一)天下齊を慮るありて、獨り其謀に與らず。子大夫、五穀菽粟ある者は、敢へて左(一二)右する勿れ。請ふ、平賈を以て之を取らん。子、之れを其券契の齒・釜鏂の數を定め、修弇を爲すを得ず。困窮の民、聞いて之を糴し、釜鏂止むなく、遠通も推さず。(一三)國粟の賈、坐ながら長じて四十倍となる。君、四十倍の粟を出し、以て孤寡を振ひ、貧病を收め、獨老窮にして子なき者を視て、相鬻ぐを得るなくして之を養ひ、溝澮の中に赴かしむる勿らしむ。此の若くんば則ち士爭ひて前戰し、顏行を爲し、(一四)偸からずして用を爲し、(一五)死を輿し傷を扶け、死者半に過ぎん。此

下歸湯。若流水。此桀之所以失其天下也。桓公曰。桀使湯得為是。其故何也。管子曰。女華者桀之所愛也。湯事之以千金。曲逆者桀之所善也。湯事之以千金。內則有女華之陰。外則有曲逆之陽。陰陽之議合。而得成其天下。此湯之陰謀也。〇桓公曰。輕重之數。國准之分。吾已得而聞之矣。請問。用兵奈何。管子對曰。五戰而至於兵。桓公曰。此若言何謂也。管子對曰。請戰衡。戰准。戰流。戰權。戰勢。此所謂五戰而至於兵者也。桓公曰、善。

輕重の數、國准の分、吾れ已に得て之を聞けり。請ひ問ふ、兵を用ふること奈何せんと。管子對へて曰く、五戰して兵に至らんと。桓公曰く、此の若の言は何の謂ぞやと。管子對へて曰く、請ふ、衡を戰はし、准を戰はし、流を戰はし、權を戰はし、勢を戰はせん。此れ所謂五戰して兵に至る者なりと。桓公曰く、善しと。

(一) 亳に同じ、殷の都　(二) [illegible]也　(三) 放也　(四) 強也、強暴、民を害する者を平坦にすと也

桓公。欲賞死事之後。曰。吾國者衢處之國。饋食之都。虎狼之所棲也。今每戰。輿

桓公、死事の後を賞せんと欲して曰く、吾國は衢處の國、饋食の都(一)、虎狼の棲む所なり。今戰ふごとに、死を輿し傷を扶く、如(二)して孤茶首(三)の孫(四)、穀を制すの貲(五)を仰ぐ、吾れ之に與ふるに由なし。之を爲すこと奈何せんと。管子對へて曰く、吾國の豪家、封を遷し邑に食みて居る者、君之を章(六)にするに物を以てすれば、

流。此之謂來天下之財。桓公曰。何謂致天下之民。管子對曰。請使州有一掌。里有積五窌。民無以與正籍者。予之長假。死而不葬者。予之長度。飢者得食。寒者得衣。死者得葬。不資者得振。則天下之歸我者。若流水。此之謂致天下之民。故聖人。善用非其有。使非其人。動言搖辭。萬民可得而親。桓公曰善。

桓公問管子曰。夫湯以七十里之薄。兼桀之天下。其故何也。管子對曰。桀者冬不爲杠。夏不束柎。以觀凍弱。弛牝虎充市。以觀其驚駭。至湯而不然。夷競而積粟。飢者食之。寒者衣之。不資者振之。天

桓公、管子に問ひて曰く、夫れ湯は七十里の薄を以て、桀の天下を兼ぬ、其故何ぞやと。管子對へて曰く、桀は冬に杠を爲らず、夏に柎を束せずして、以て凍弱を觀る。牝虎を弛ちて市に充たしめ、以て其驚駭を觀る。湯に至りて然らず、競きを夷にして粟を積み、飢うる者は之に食はしめ、寒ゆる者は之に衣せ、資せざる者は之を振ふ。天下の湯に歸する流水の若し。此れ桀の其天下を失ふ所以なりと。桓公曰く、桀の湯をして是を爲すを得しめしは、其故何ぞやと。管子曰く、女華は桀の愛する所なり、湯之に事ふるに千金を以てす。曲逆は桀の善する所なり、湯之に事ふるに千金を以てす。内には則ち女華の陰あり、外には則ち曲逆の陽あり。陰陽の議合して、其天下を成すを得、此れ湯の陰謀なりと。○桓公曰く、

民則國不可威。桓公曰。何謂來天下之財。管子對曰。昔者桀之時。女樂三萬人。端譟晨樂。聞於三衢。是無不服文繡衣裳者。伊尹以薄之游女工。文繡纂組一純。得粟百鍾於桀之國。夫桀之國者。天子之國也。桀無天下憂。飾婦女鍾鼓之樂。故伊尹得其粟。而奪之

鍾を桀の國に得たり。夫れ桀の國は、天子の國なり。桀天下の憂なくして、婦女鐘鼓の樂を飾る。故に伊尹は其粟を得て、之が流(八)を奪ふ。此を之れ天下の財を來すと謂ふと。桓公曰く、何をか天下の民を致すと謂ふかと。管子對へて曰く、請ふ。州ごとに一掌(九)あらしめ、里ごとに五窌(一〇)に積むことあらしめん。民の以て正籍(一一)に與る無き者は、之に長假(一二)を予へ、死して葬らざる者は、之に長度(一三)を予ふ。飢うる者は食を得、寒ゆる者は衣を得、死する者は葬を得、貲せざる者は振はる(一四)を得ば、則ち天下の我に歸する者流水の若し。此を之れ天下の民を致すと謂ふ。故に聖人は、善く其有に有らざるを用ひ、其人にあらざるを使ふ。言を動かし辭を搖がし、萬民得て親むべしと。桓公曰く、善しと。

(一) 法也 (二) 稱也、世に稱する所を聞きて之に因る也 (三) 端は首也 (四) 音樂の聲が第三衢に聞ゆと也 (五) 亳に同じ、殷の都の名 (六) 游は浮也 (七) 屯に同じ一束也 (八) 粟穀の利也 (九) 一ヶ事の也 (一〇) 穴也、窖に同じ、積は藏也 (一一) 正戸、正人の籍也 (一二) 假は貸也 (一三) 度也、之を濟ふをいふ (一四) 救也

非二五穀之所一レ生也。麋鹿牛馬之地。春秋賦レ生殺レ老。立レ施以守二五穀一。此以二無用之壤一。臧二民之贏一。五家之數。皆用而勿レ盡。○桓公曰。五代之王。以盡二天下數一矣。來世之王者。可二得而聞一乎。管子對曰。好レ讖而不レ亂。亟變而不レ變。時至則爲。過則去。王數不レ可二豫致一。此五家之國准也。

(一)祥は福也、祈福を立つとは兆を置きて之を祀る也 (二)械器既に成れば則ち萬物皆用ふべしと也 (三)天下皆之を利とし、而して我謹んで其權を操ると也 (四)廣く其利を移すなり (五)金銅は幣錢也 (六)贏の誤 (七)衆也 (八)數也 (九)王たる術也

桓公曰。輕重有レ數乎。管子對曰。輕重無レ數。物發而應レ之。聞レ聲而乘レ之。故爲レ國不レ能下來二天下之財一。致中天下之

輕重甲第八十

管子輕重十三

桓公曰く、輕重に數(一)あるかと。管子對へて曰く、輕重に數なし。物發して之に應じ、聲(二)を聞きて之に乘ず。故に國を爲めて、天下の財を來し、天下の民を致す能はざれば、則ち國成すべからずと。桓公曰く、何をか天下の財を來すと謂ふかと。管子對へて曰く、昔者桀の時、女樂三萬人、端譟晨樂(三)、三衢に聞ゆ。(四)是れ文繡衣裳を服せざる者なし。伊尹、薄(五)の游女工(六)・文繡纂組(七)一純を以て、粟百

善也。管子對曰。燒二山林一。破二增藪一。焚二沛澤一。猛獸衆也。童レ山竭レ澤者。君智不レ足也。燒二增藪一。焚二沛澤一。不レ益二民利一。逃二械器一。閉二智能一者。輔レ己者也。諸侯。無二牛馬之牢一。不レ利二其器一者。曰二淫器一。而壹二民心一者也。以レ人御レ人。逃二戈刃一。高二仁義一。乘二天固一。以安レ己者也。五家之數殊。而用一也。

桓公曰。今當時之王者。立レ何而可。管子對曰。請兼二用五家一。而無レ盡。桓公曰。何謂。管子對曰。立二祈祥一。以固二山澤一。立二械器一。以使二萬物一。天下皆利。而謹操二重策一。童レ山竭レ澤。益レ利搏レ流。出二山金一立レ幣。存二菹丘一。立二駢牢一。以爲二民饒一。彼菹菜之壤。

桓公曰く、今當時の王者は、何を立てて可なるかと。管子對へて曰く、請ふ、五家を兼用して盡す無けんと　桓公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、(一)祈祥を立て、以て山澤を固くす、(二)械器を立て以て萬物を使ふ。(三)天下皆利して、謹んで重策を操る。山を童にし澤を竭し、利を益し流を搏くす。(四)山金を出して幣を立て、菹丘を存じて駢牢を立て、以て民饒と爲す。彼の菹菜の壤は、(五)五穀の生ずる所にあらざるなり　麋鹿牛馬の地は、春秋に生を賦し老を殺し、施を立てて以て五穀を守る。此れ無用の壤を以て民の(六)贏を臧む、五家の數皆用ひて盡すなしと。○桓公曰く、五代の王以に天下の數を盡せり、來世の王者、得て聞くべきかと。管子對へて曰く、(七)議を好みて亂れず、(八)亟ば變じて變ぜず。時至れば則ち爲し、過ぐれば則ち去る。(九)王數は豫め致すべからず。此れ五家の國准なりと。

對曰。國准者。視レ時而立レ儀。桓公曰。何謂ニ視レ時而立一レ儀。對曰。黄帝之王。謹逃ニ其爪牙一。有虞之王。枯レ澤童レ山。夏后之王。燒ニ增藪一。焚ニ沛澤一。不レ益ニ民之利一。殷人之王。諸侯無ニ牛馬之牢一。不レ利ニ其器一。周人之王。官レ能以備レ物。五家之數殊。而用一也。桓公曰。然則五家之數。籍ニ何者一爲レ

く、黄帝の王たる、謹みて其爪牙を逃れ、有虞の王たる、澤を枯し山を童にし、夏后の王たる、增藪を燒き沛澤を焚き、民の利を益さず。殷人の王たる、諸侯に牛馬の牢(三)なく、其器(四)を利せず。周人の王たる、能を官して以て物を備ふ。五家の數(五)殊にして用は一なりと。桓公曰く、然らば則ち五家の數、何物を籍(六)りて善と爲すかと。管子對へて曰く、山林を燒き增藪を破り沛澤を焚くは、猛獸衆ければなり。山を童にし澤を竭すは、君の智足らざればなり。增藪を燒き、沛澤を焚き、民利を益さず、械器を逃(七)り、智能を閉づる者は、己れを輔くる者なり。諸侯の、牛馬の牢なく、其器を利せざる者は、曰く、淫器なりと。民心を壹にする者なり。人を以て人を御(八)し、戈刃を逃け、仁義を高び、天固(九)に乘じ、以て己れを安んずる者なり。五家の數は殊にして用(一〇)は一なりと。

(一)准は法也 (二)法也 (三)牛馬の居る所 (四)兵器也 (五)法也 (六)借也 (七)去也、即ち利器と知能との己を害するを知り之を去閉するは是れ己れを助くるものなりと也 (八)治也 (九)因也 (一〇)時を視、法を建つるが故なり

四其本。則鄉里給。五其本。則遠近通。然後死得葬矣。時不能再其本。而上之求焉無止。然則姦塗不可獨遵。貨財不安於拘。隨之以法。則中內摲民也。輕重不調。無饘之民。不可責理。鬻子不可得使。君失其民。父失其子。亡國之數也。管子曰。神農之數曰。一穀不登。減一穀。穀之法什倍。二穀不登。減二穀。穀之法再什倍。夷疏滿之。無食者予之陳。無種者貸之新。故無什倍之賈無倍稱之民。

登らざれば一穀を減じ、穀の法什倍す。二穀登らざれば二穀を減じ、穀の法再什倍す。夷疏之に滿つ。(九)食なき者には之に陳を予へ、種なき者には之に新を貸す。故に什倍の賈なく、倍稱の民なしと。(一〇)

(一)決と通ず　(二)順也　(三)相足す也　(四)私塗にて民の自ら官道にあらざるを爲す所也　(五)止也　(六)叉也　(七)匯ずる也　(八)法也　(九)夷狹疏遠の者京師に滿つと也　(一〇)稱は擧也、息を出すをいふ

國准第七十九

管子輕重十二

桓公問於管子曰。國准可得聞乎。管子

桓公、管子に問ひて曰く、國准(一)聞くを得べきかと。管子對へて曰く、國准は時を視て儀を立つと。(二)桓公曰く、何をか時を視て儀を立つと謂ふかと。對へて曰

邑里一。其人力同而宮室美者良萌也。力作者也。脯二束。酒一石。以賜レ之。力足。蕩游不レ作。老者譙レ之。當レ壯者。遣レ之邊戍。民之無レ本者。貸之圃彊一。故百事皆擧。無二留レ力失レ時之民一。此皆國策之數也。

上農挾レ五。中農挾レ四。下農挾レ三。上女衣レ五。中女衣レ四。下女衣レ三。農有二常業一。女有二常事一。一農不レ耕。民有二爲レ之飢者一。一女不レ織。民有二爲レ之寒者一。飢寒凍餓。必起二於糞土一。故先王謹二於其始一。事再二其本一。民無レ糧者。賣二其子一。三二其本一。若爲レ食。

上農は五を挾くし(一)、中農は四を挾くし、下農は三を挾くす。上女は五に衣せ、中女は四に衣せ、下女は三に衣す。農に常業あり、女に常事あり。一農耕さざれば、民之が爲に飢うる者あり。一女織らざれば、民之が爲に寒ゆる者あり。飢寒凍餓必ず糞上より起る。故に先王は其始を謹み、事其本を再びすれば、民の糧なき者其子を賣る。其本を三にすれば、若つて食を爲す。其本を四にすれば則ち鄕里給す(二)。其本を五にすれば則ち遠近通ず(三)。然る後に死は葬を得。時其本を再びする能はずして、上の求むること止むなし。然らば則ち姦涂(四)獨り遵ふべからず。貨財拘(五)に安んぜず。之に隨ふに法を以てすれば、則ち内は民を撫る(六)に中る(七)。輕重調(九)はざれば、糧なきの民、責理すべからず。子を鬻げば使ふを得べからず。君其民を失ひ、父其子を失ふは、亡國(八)の數なりと。管子曰く、神農の數に曰く、一穀

爲レ當レ分者十萬人。爲二輕車千乘一。爲二馬四千匹一。萬乘之國。中而立レ市。東西南北。度五百里。三日定レ慮。五日定レ載。十日出レ竟。二十日而反。萬乘之制二輕重一。毋レ過二一旬一。萬乘爲二耕田百萬頃一。爲二戸百萬戸一。爲二開口千萬人一。爲二當レ分者百萬人一。爲二輕車萬乘一。爲二馬四萬匹一。

管子曰。匹夫爲レ鰥。匹婦爲レ寡。老而無レ子者爲レ獨。君問。其若有二子弟師役而死者一。父母爲レ獨。上必葬レ之。衣衾三領。木必三寸。鄕吏視レ事。葬二於公壤一。若產而無二弟兄一。上必賜二之匹馬之壤一。故親之殺二其子一以爲二上用一。不レ苦也。君終歲行二

管子曰く、匹夫(一)を鰥と爲し、匹婦を寡と爲し、老いて子なき者を獨と爲すと。君問ふ。其れ若し子弟師役して死する者あり、父母獨となれば、上必ず(二)之を葬る。衣衾三領、木必ず三寸(三)、鄕吏事を視て公壤に葬る。若し產(四)して弟兄なければ、上必ず之に匹馬の壤を賜ふ。故に親の其子を殺して、以て上の用を爲すも苦まざるなり。君終歲邑里を行り、其人力同じくして宮室美なる者は、良萠(五)なり、力作する者なり。脯二束、酒一石、以て之に賜ふ。力足るも蕩游して作さざれば、老者をば之を譙め(六)、壯に當る者をば、之を遣して邊戍せしむ。民の本なき者には、之に圃彊(七)を貸す。故に百事皆擧はれ、力を留めて時を失ふの民なし。此れ皆國策の數なりと。

(一) 匹は特也 (二) 君必に之を葬ると也 (三) 木は棺木にて三寸より薄きを得ずと也 (四) 生也 (五) 良民也 (六) 責也 (七) 菜をうゑるを圃といふ、彊は疆と通ず菜圃の疆場を貸す也

數也。珠起二於赤野之末光一。黄金起二於汝漢水之右衢一。玉起二於禺氏之邊山一。此度。去周七千八百里。其涂遠。其至阨。故先王。度用二其重一而因レ之。珠玉爲二上幣一。黄金爲二中幣一。刀布爲二下幣一。先王高二下中幣一。利二下上之用一。百乘之國。中而立レ市。東西南北。度五十里。一日定レ慮。二日定レ載。三日出レ竟。五日而反。百乘之制二輕重一。毋レ過二五日一。百乘爲二耕田萬頃一。爲二戸萬戸一。爲二開口十萬人一。爲レ分者萬人。爲二輕車千乘一。爲二馬四百匹一。千乘之國。中而立レ市。東西南北。度百五十餘里。三日定レ慮。五日定レ載。五日出レ竟。十日而反。千乘之制二輕重一。毋レ過二一旬一。千乘爲二耕田十萬頃一。爲二戸十萬戸一。爲二開口百萬人一。

り、戸萬戸たり、開口十萬人たり。分を爲す者萬人、輕車(八)百乘と爲り、馬四百匹と爲り、千乘の國、中して市を立つ。東西南北、度るに百五十餘里、三日慮を定め、五日載を定め、五日竟を出で、十日にして反る。千乘の輕重を制する、一旬を過ぐる莫し。千乘は耕田十萬頃たり、戸十萬戸たり、開口百萬人なり、分に當る者十萬人爲り。輕車千乘と爲り、馬四千疋と爲る。萬乘の國は中して市を立つ。東西南北、度るに五百里、三日慮を定め五日載を定め、十日竟を出で、二十日にして反る。萬乘の輕重を制する、二旬を過ぐる毋し。萬乘は耕田百萬頃と爲り、戸百萬戸と爲り、開口千萬人と爲り、分に當る者百萬人と爲り、輕車萬乘と爲り、馬四萬匹と爲ると。

(一) 正戸正人の籍にて、正戸は本業あるもの、正人は家長 (二) 預也 (三) 吾は衙也、吾至は該當するをいふ (四) 成也 (五) 來也 (六) 雜也 (七) 物價の貴賤を定むるをいふ (八) 兵車

內玉幣有七策。可得而聞乎。管子對曰。陰山之礝碈一策也。燕之紫山白金一策也。發朝鮮之文皮一策也。汝漢水之右衢黃金一策也。江陽之珠一策也。秦明山之曾青一策也。禺氏邊山之玉一策也。此謂以寡爲多。以狹爲廣。天下之數。盡於輕重矣。

桓公問於管子曰。陰山之馬具駕者千乘。馬之平賈萬也。金之平賈萬也。吾有伏金千斤。爲此奈何。管子對曰。君請使與正籍者。皆以幣還於金。吾至四萬。此一爲四矣。吾非埏埴。搖鑪橐。而立黃金也。今黃金之重。一爲四者

桓公、管子に問ひて曰く、陰山の馬、駕を具ふる者千乘、馬の平賈萬なり、金の平賈萬なり。吾に伏金千斤あり、此を爲すこと奈何せんと。管子對へて曰く、君請ふ、正籍(二)に與る者をして、皆幣を以て金を還らさしめ、四萬に吾至(三)すれば、此の一、四と爲る。吾れ埴を埏し、鑪橐を搖して黃金を立つるにあらざるなり。今黃金の重(四)、一の四と爲る者は數なり。珠は赤野の末光より起り、黃金は汝・漢水の右衢より起り、玉は禺氏の邊山より起る。此れ度に周を去ること七千八百里、其塗遠く、其至る(五)を阨し。故に先王、度りて其重を用ひて之に因る。珠玉を上幣と爲し、黃金を中幣と爲し、刀布を下幣と爲す。先王、中幣を高下し、下上の用を利す　百乘の國、中して市を立つ。東西南北、度るに五十里、一日慮を定め二日載を定め、三日竟を出で、五日にして反る。百乘の輕重(七)を制する、五日に過ぐるなし。百乘は耕田萬頃た

五穀者民之司命也。刀幣者溝瀆也。號令者徐疾也。令重二於法一。社稷重二於親戚一。胡謂也。對曰。夫城郭拔。社稷不二血食一。無二生臣一。親沒之後。無二死子一。此社稷之所レ重二於親戚一者也。故有レ城無レ人。謂三之守二平虚一。有レ人而無二甲兵一而無レ食。謂二之與一レ禍居一。〇桓公問二於管子一曰。吾聞海

五穀は民の司命なり、刀幣は溝瀆(一)なり、號令は徐疾なり(二)。令は法より重く、社稷は親戚(三)より重しとは、胡の謂ぞやと。對へて曰く、夫れ城郭拔け、社稷血食せず。生臣なければ、親沒の後、死子なし。此れ社稷の親戚より重き所の者なり。故に城ありとも人なき、之を平虚(四)を守ると謂ふ。人ありて甲兵なく、食なき之を禍と與に居ると謂ふと。〇桓公、管子に問ひて曰く、吾れ聞く、海内の玉幣に七策ありと。得て聞くを得べきかと。管子對へて曰く、陰山の礝碈(五)は一策なり、燕の紫山白金は一策なり、發・朝鮮(六)の文皮(七)は一策なり、汝・漢水の右衢黄金は一策なり。江陽の珠は一策なり、秦明山の曾青は一策なり、禺氏邊山の玉は一策なり。此れ寡を以て多と爲し、狹を以て廣と爲すと謂ふ。天下の數、輕重に盡くと。

(一) 財穀を流移す、故に溝瀆といふ　(二) 物の緩急は號令によりて變ずと也　(三) 父母也　(四) 猶は城なきがごとき故に虚といふ。虚墟と通ず　(五) 玉に次ぐ寶石　(六) 東夷の名　(七) 虎豹の皮也

子曰。一歲耕。五歲食。粟賈五倍。一歲耕。六歲食。粟賈六倍。二年耕。而十一年食。夫富能奪。貧能予。乃可三以爲二天下一。且天下者。處レ茲行レ茲。如レ此而天下可レ壹也。夫天下者。使レ之不レ使。用レ之不レ用。故善爲二天下一者。毋レ曰レ使レ之。使レ不レ得レ不レ使。毋レ曰レ用レ之。使レ不レ得レ不レ用也。○管子曰。善爲レ國者。如二金石之相舉一。重鈞則金傾。故治レ權則勢重。治レ道則勢贏。今穀重二於吾國一。輕二於天下一。則諸侯之自泄。如三原水之就二下。故物重則至。輕則去。有二以レ重至一。而輕處者。我動而錯レ之。天下即已二於我一矣。物藏則重。發則輕。散則多。幣重則民死レ利。幣輕則決而不レ用。故輕重調二於數一而止。

重さ鈞しければ則ち金傾く。故に權を治むれば則ち勢重く、道を治むれば則ち勢贏る。今穀吾國に重く、天下に輕ければ、則ち諸侯の自ら泄すこと、原水の下きに就くが如し。故に物重ければ則ち至り、輕ければ則ち去る。重きを以て至り、輕くして處る者あり。我れ動かして之を錯けば、天下即ち我に已る。物藏すれば則ち重く、發すれば則ち輕く、散ずれば則ち多し。幣重ければ則ち民利に死し、幣輕ければ則ち決して用ひずと。故に輕重は數を調して止むと。

㊀財用を和調する也　㊁餘也　㊂舍也、舍と行と皆我に在り、然して後天下得て一にすべきなりと也　㊃徒藏せざるをいふ　㊄散ずれば則ち之を爲す者衆し、故に多しと也　㊅去也　㊆貴賤の數を和調して止むと也

策也。五官之數。不レ籍二於民一。

桓公問二於管子一曰。輕重之數。惡終。管子對曰。若二四時之更擧一。無レ所レ終。國有二患憂一。以輕二重五穀一。以調レ用。積レ餘藏レ羨。以備レ賞。天下賓服。有二海內一。以富二誠信仁義之士一。故民高二辭讓一。無下爲二奇怪一者上。彼輕重者。諸侯不レ服。以出戰。諸侯賓服以行二仁義一。○管

桓公、管子に問ひて曰く、輕重の數、惡にか終ると。管子對へて曰く、四時の更擧ぐるが若くして、終る所なく、國に患憂あれば、五穀を輕重して以て用を調(一)ふ。餘を積み羨を藏(二)して以て賞に備ふ。天下賓服して、海內を有ちて、以て誠信仁義の士を富ます。故に民は辭讓を高びて、奇怪を爲す者なし。彼の輕重の者は、諸侯服せざれば以て出戰し、諸侯賓服すれば以て仁義を行ふと。○管子曰く、一歲耕せば五歲食し、粟賈五倍。一歲耕せば六歲食し、粟賈六倍。二年耕せば十一年食す。夫れ富は能く奪ひ、貧は能く予ふるときは、乃ち以て天下を爲むべし。且つ天下は玆を處(三)き玆を行ふ。此の如くにして天下壹にすべきなり。夫れ天下は之を使ひて使はれず、之を用ひて用ひられず。故に善く天下を爲むる者は、之を使ふと曰ふ毋くして、使はれざるを得ざらしむ。之を用ふと曰ふ毋くして、用ひざるを得ざらしむと。○管子曰く、善く國を爲むる者は、金石の相擧ぐるが如し。

子曰、人君操本。民不得操末。人君操始。民不得操卒。其在途者。籍之於衢塞。其在穀者。守之春秋。其在萬物者。立貲而行。故物動則應之。故豫奪其途。則民無遵。君守其流。則民失其高。故守四方之高下。國無游賈。貴賤相當。此謂國衡。以利相守。則數歸於君矣。○管子曰、善正商任者。省有肆。省有肆。則市朝閒。市朝閒。則田野充。田野充。則民財足。民財足。則君賦斂焉不窮。今則不然。民重而君重。重而不能輕。民輕而君輕。輕而不能重。天下善者不然。民重則君輕。民輕則君重。此乃財餘以滿不足之數也。故凡不能調民利者。不可以爲大治。不察於終始。不可以爲至矣。動左右以重相因。二十國之策也。鹽鐵二十國之策也。錫金二十國之

輕くす、輕くして重くする能はず。天下の善者は然らず。民重ければ則ち君輕く、民輕ければ則ち君重し。此れ卽ち餘を財して以て不足を滿すの數なり。故に凡そ民利を調する能はざる者は、以て大治を爲すべからず。終始を察せざれば、以て至れりと爲すべからず。左右を動かし、重を以て相因るは、二十國の策なり。鹽鐵は二十國の策なり。錫金は二十國の策なり。五官の數、民に籍せずと。

(一) 列也 (二) 讐は對、數は當なり。民、上求に供へず、有する所の財物と五穀とを隱ねて、後に其價を一騰するに暇あらず、君が徴する所の數と相對當するをなして去ると也 (三) 農事也 (四) 物價また騰貴するをいふ (五) 分は半也、少分は十分の三 (六) 更は迭也、富民迭に興り相制し、君、輕重に事あるを得ずと也 (七) 商也 (八) 闕市をいふ (九) 貨也 (一〇) 物價變動すれば則ち起ちて之に應ずと也 (一一) 貴也 (一二) 輕重の計也 (一三) 商を務めとなすもの (一四) 其肆塵ある者を省減すと也 (一五) 裁也 (一六) 明也 (一七) 極也

穀一。爲二饑厭一而去。賈人受而廩レ之。然則國財之一分在二賈人一。師罷。民反二其事一。萬物反二其重一。賈人出二其財物一。國幣之少分。廩二於賈人一。若レ此則幣重三分。財物之輕重三分。賈人市二於三分之間一。國之財物。盡在二賈人一。而君無策焉。民更相制。君無レ有レ事焉。此輕重之大准也。管

其事に反り、萬物其重に反る。賈人其財物を出し、國幣の少分、賈人に廩す。此の若くなれば則ち幣重三分、財物の輕重三分、賈人、三分の間を市ひて、國の財物盡く賈人に在りて、君策なし。民、更る相制し、君、事あるなし。此れ輕重の大准なりと。管子曰く、人君本を操れば、民、末を操るを得ず。人君始を操れば、民、卒を操るを得ず。其の涂に在る者は、之を衢塞に籍す。其の穀に在る者は、之を春秋に守る。其の萬物に在る者は、貲を立てて行ふ。故に物動けば則ち之に應ず。故に豫め其涂を奪へば、則ち民遵ふなし。君其の流を守れば、則ち民其の高きを失ふ。故に四方の高下を守れば、國に游賈なく、貴賤相當る。之を國衡と謂ふ。利を以て相守れば、則ち數君に歸すと。○管子曰く、善く商任を正す者は、肆あるを省く。肆あるを省けば、則ち市朝間なり。市朝間なれば則ち田野充つ。田野充てば則ち民財足る。民財足れば、則ち君、賦斂して窮らず。今は則ち然らず。民重くして君重くす、重くして輕くする能はず。民輕くして君

祿。至於君者上矣故相任寅爲官都。重門擊柝。不能去。亦隨之以法。

○桓公問於管子曰。請問大准。管子對曰。大准者。天下皆制我。而無我焉。此謂大准。桓公曰。何謂也。管子對曰。今天下。起兵加我。臣之能謀厲國定名者。割壤而封。臣之能以車兵進退。成功立名者。割壤而封。然則是天下。盡封君之臣也。非封君之也。天下已封君之臣十里矣。天下每動。重封君之民二十里。君之民非富也。鄰國富之。鄰國每動。重富君之民。貧者重貧。富者重富。大准之數也。桓公曰。何謂也。管子對曰。今天下起兵加我。民棄其耒耜。出持戈於外。然則國不得耕。此非天凶也。此人凶也。

大准の數なりと。桓公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、今天下兵を起して我に加ふ。民其の耒耜を棄て、出でて戈を外に持す。然らば則ち國耕すを得ず、此れ天凶にあらざるなり、此れ人凶なりと。

㊀二者は生じ、五者は用ひ、其弊、必ず山を童して澤を竭すに至る。故に人君は、法を以て之を人に制し、妄りに取るを許さずと也　㊁守らざれば則ち之を徑にあやまつと也　㊂これ國家盛衰の樞機なりと也　㊃門を守るもの　㊄詐也　㊅數也　㊆官職の美をなす也　㊇疾走也　㊈其富、功臣に倍す、故にかくいふ也　㊉諸侯來り伐てば、則ち臣、功を以て、封ぜられ、民は疾令によりて富む

君朝令而夕求具。民肆其財物。與其五

君、朝に令して夕に具ろを求む。民、其財物と其五穀とを肆ねて、讎厭を爲して去る。賈人受けて之を廩す。然らば則ち國財の一分は賈人に在り。師罷めて民

人君失五者。亡其國。大夫失五者。亡其勢。民失五者。亡其家。此國之至機也。謂之國機。輕重之法曰。自言。能爲司馬。不能爲司馬者。殺其身以釁其鼓。自言。能治田土。不能治田土者。殺其身以釁其社。自言。能爲官。不能爲官者。劓以爲門父。故無敢姦能誣

はざる者は、其身を殺して以て其鼓に釁る。自ら言ふ、能く田土を治むと。田土を治むる能はざる者は、其身を殺して其社に釁る。自ら言ふ、能く官を爲むと。官を爲むる能はざる者は、劓りて以て門父(四)と爲す。故に敢へて能を姦(五)り祿を誣ひて、君に至る者なし。故に相任じ、寅(六)みて官都(七)を爲す。重門擊柝(八)去る能はざるも、亦之に隨ふに法を以てす。○桓公、管子に問ひて曰く、大准を請ひ問ふと。管子對へて曰く、大准は天下皆我を制して我なし、此を大准と謂ふと。桓公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、今天下兵を起して我に加ふ。臣の能く國を厲し、名を定むるを謀る者は、壤を割きて封じ、臣の能く車兵を以て進退し、功を成し名を立つる者は、壤を割きて封ぜん。然らば則ち是れ天下盡く君の臣を封ずるなり。君之を封ずるにあらざるなり。天下已に君の臣を十里に封ず、天下動くごとに君の民を二十里(九)に重封す。君の民富むにあらざるなり、鄰國(一〇)之を富すなり。鄰國動くごとに君の民を重富す。貧者重ねて貧しく、富者重ねて富むは

令三諸侯之子將レ委レ質者。皆以雙武之皮一。卿大夫豹飾。列大夫豹幨。大夫散三其邑粟與二其財物一。以市二虎豹之皮一。故山林之人。刺二其猛獸一若レ從二親戚之仇一。此君冕二服於朝一。而猛獸勝二於外一。大夫已散二其財物一。萬人得レ受二其流一。此堯舜之數也。桓公曰。事名二。正名五。而天下治。何謂二事名二一。對曰。天策陽也。壤策陰也。此謂二事名二一。何謂二正名五一。對曰。權也。衡也。規也。矩也。准也。此謂二正名五一。其在レ色者。青黃白黑赤也。其在レ聲者。宮商羽徵角也。其在レ味者。酸辛鹹苦甘也。二五者。童レ山竭レ澤。

（一）大計也、會は計也　（二）女媧氏につぎて天下を有てり　（三）陰は狹也　（四）謹みて猛獸爪牙の害を逃るゝのみにて、未だ其器を利くして以て之に勝つに暇あらずと也　（五）增は重也、藪は澤也　（六）水草の雜居するを沛といふ　（七）襜也　（八）禽獸人を害するが故に仇といふ　（九）賤也　（一〇）貫也　（一一）武は虎也　（一二）飾幨は皆緣也　（一三）これは父母をいふ　（一四）財物の流通の利也　（一五）法也　（一六）陰陽あり、而して後物生す、物生じ而して後事起る、故に陰陽を事名といふ也　（一七）五音は皆物を正すの器なり

人君。以レ數制二之人一。味者所三以守二民口一也。聲者所三以守二民耳一也。色者所三以守二民目一。

（一）人君は數を以て之を人に制す。味は民口を守る所以なり、聲は民耳を守る所以なり、色は民目を守る所以なり。人君の二五を失ふ者は其國を亡し、大夫の二五を失ふ者は其勢を亡し、民の二五を失ふ者は其家を亡す。此れ國の至機なり。之を（二）國機と謂ふ。○輕重の法に曰く、自ら言ふ、能く司馬と爲らんと。司馬と爲る能

什之七。陸處什之三。乘天勢以隘制天下。至黃帝之王。謹逃其爪牙。不利其器。燒山林。破增藪。焚沛澤。逐禽獸。實以益人。然後天下可得而牧也。至於堯舜之王。所以化海內者。北用禺氏之玉。南貴江漢之珠。其勝禽獸之仇。以大夫隨之。桓公曰。何謂也。管子對曰。

べきなり。堯舜の王たるに至り、海內を化する所以の者は、北、禺氏の玉を用ひ、南、江漢の珠を貴ぶ。其の禽獸の仇(八)に勝つときは、大夫を以て之に隨はしむと。桓公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、諸侯の子にして將に質(九)を委(一〇)せんとする者は、皆雙武(一一)の皮を以てせしむ。卿・大夫は豹飾(一二)、列大夫は豹幨、大夫は其邑粟と其財物とを散じ、以て虎豹の皮を市ふ。故に山林の人、其猛獸を刺すこと、親戚(一三)の仇に從ふが若し。此君、朝に冕服して、猛獸に外に勝つ。大夫已に其財物を散じて、萬人其流(一四)を受くるを得。此れ堯舜の數(一五)なりと。桓公曰く、事名(一六)二、正名五にして天下治る。何をか事名二と謂ふかと。對へて曰く、天策は陽なり、壤策は陰なり、此を事名二と謂ふ。何をか正名五と謂ふかと。對へて曰く、權なり、衡なり、規なり、矩なり、準なり、此を正名(一七)五と謂ふ。其の色に在る者は、青・黃・白・黑・赤なり。其の聲に在る者は、宮・商・羽・徵・角なり。其の味に在る者は、酸・辛・鹹・苦・甘なり。二五の者、山を童にし澤を竭す。

曰。未也。夫齊衢處之本。通達所出也。游子勝商之所道。人求本者。食吾本粟。因吾本幣。騏驥黃金然後出。令有徐疾。物有輕重。然後天下之寶。壹爲我用。善者用非有。使非人。

吾が本粟を食ひ、吾が本幣に因り、騏驥黃金然る後に出づ。(四)令に徐疾あり、物に輕重あり。然る後に天下の寶、壹に我が用を爲す。善者は、有にあらざるを用ひ、人にあらざるを使ふ。

(一)首也 (二)富商也 (三)資本 (四)去[illegible]

齊桓公。問於管子曰。自燧人以來。其大會可得而聞乎。管子對曰。燧人以來。未有不以輕重爲天下也。共工之王。水處

揆度第七十八　管子輕重十一

齊の桓公、管子に問ひて曰く、燧人より以來、其大會(一)得て聞くべきかと。管子對へて曰く、燧人以來、未だ輕重を以て天下を爲めざるあらざるなり。(二)共工の王たるや、水處什の七、陸處什の三、天勢に乘じて以て天下を(三)隘制す。黃帝の王たるに至りて、謹みて其爪牙を逃るゝのみにて、其器を利くせず。山林を燒き、(四)增藪を破り、(五)沛澤を焚き、(六)禽獸を逐ひ、實して以て人を益す。然る後に天下得て(七)牧ふ

天下。然則天下不滅矣。

桓公。問於管子曰。吾欲富本而豐五穀。可乎。管子對曰。不可。夫本富而財物衆。不能守。則稅於天下。五穀興。豐巨錢。而天下貴。則稅於天下。然則吾民。常爲天下虜矣。夫善用本者。若以身濟於大海。觀風之所起。天下高則高。天下下則下。天高我下。則財利稅於天下矣。

桓公、管子に問ひて曰く、吾れ本を富し五穀を豐にせんと欲す、可ならんかと。管子對へて曰く、不可なり。夫れ本富みて財物衆し。守る能はざれば則ち天下に稅す。五穀興り(一)、巨錢(二)を豐にして天下貴べば、則ち天下に稅す。然らば則ち吾民常に天下の虜(三)と爲る。夫れ善く本を用ふる者は、身を以て大海を濟るが若し。風の起る所を觀る。天下高ければ則ち高く、天下下ければ則ち下る。天高く我れ下れば、則ち財利天下に稅すと。

(一) 盛也 (二) 大錢也 (三) 古へ虜俘を以て奴となす、故に奴を謂ひて虜といふ

桓公問於管子曰。事盡於此乎。管子對

桓公、管子に問ひて曰く、事此に盡くるかと。管子對へて曰く、未だし。夫れ齊は衢處の本(一)、通達の出づる所なり。遊子勝商(二)の道する所、人の本(三)を求むる者は、

之金。齊有渠展之鹽。燕有遼東之煮。此三者。亦可以當武王之數。十口之家。十人咶鹽。百口之家。百人咶鹽。凡食鹽之數。一月。丈夫五升少半。婦人三升少半。嬰兒二升少半。鹽之重。升加分耗。而釜五十。升加一耗。而釜百。升加十耗。而釜千。君伐菹薪。煮沸水。爲鹽。正而積之三萬鍾。至陽春。請籍於時。

桓公曰。何謂籍於時。管子曰。陽春。農事方作。令民毋得築垣墻。毋得繕冢墓。丈夫毋得治宮室。毋得立臺榭。北海之衆。毋得聚庸而煮鹽。然鹽之賈必四什倍。君以四什之賈。脩河濟之流。南輸梁趙宋衞濮陽。惡食無鹽則腫。守圉之本。其用鹽獨重。君伐菹薪煮沸水。以籍於

桓公曰く、何をか時に籍すと謂ふかと。管子曰く、陽春、農事方に作る。民に令して垣墻を築くを得る毋らしめ、冢墓を繕するを得る毋らしむ。丈夫(一)、宮室を治むるを得る毋らしめ、臺榭を立つるを得る毋らしめ、北海の衆、庸を聚めて鹽を煮るを得る毋らしむ。然るときは鹽の賈必ず四什倍せん。君、四什の賈を以て、河濟(二)の流を脩め、南は梁に輸し、宋衞濮陽に赴かしむ。惡食して鹽なければ則ち腫る。(三)守圉の本は、其れ鹽を用ふる獨り重し。君、菹薪を伐り沸水を煮て以て天下に籍す。然らば則ち天下減ぜずと。

(一) 大夫也　(二) 齊趙の境にあり、之を脩むるは漕に便するなり　(三) 惡食鹽なければ則ち腫る。之を凶年に驗するに果して然り。腫るれば則ち戰ふ能はず。これ守圉の本なり

曰。夫月激而流渠。令疾而物重。先王理其號令之徐疾。內守國財。而外因天下。矣。桓公問於管子曰。其行事奈何。管子對曰。夫昔者。武王有巨橋之粟。貴糴之數。桓公曰。爲之奈何。管子對曰。武王。立重泉之戍。令曰。民自有百鼓之粟者不行。民擧所最粟。以避重泉之戍。而國穀二什倍。巨橋之粟亦二什倍。武王以巨橋之粟二什倍。而市繒帛。軍五歲。毋籍衣於民。以巨橋之粟二什倍而衡黃金百萬。終身無籍於民。准衡之數也。桓公問於管子曰。今亦可以行此乎。管子對曰。可。夫楚有汝漢

と五歲、衣を民に籍する毋し。巨橋の粟二什倍を以てして、黃金百萬を衡し、(五)終身民に籍する無し。准衡の數なりと。桓公、管子に問ひて曰く、今亦以て此を行ふ可きかと。管子對へて曰く、可なり。夫れ楚に汝漢の金あり、齊に渠展の鹽あり、燕に遼東の煮(六)あり。此の三者も亦以て武王の數に當るべし。十口の家、十人鹽を咶め、(七)百口の家、百人鹽を咶む。凡そ鹽を食ふの數、一月に、丈夫は五升少半、婦人は三升少半、嬰兒は二升少半。鹽の重、升に分耗(八)を加へて、釜ごとに五十升、一耗を加へて、釜ごとに百升、十耗を加へて釜ごとに千。君、菹(九)薪を伐り沸水(一〇)を煮て鹽を爲る。正して之を積むこと三萬鍾。陽春に至り、請ふ、時に籍せんと。

(一)臨淄の處置 (二)渠は巨也、大也 (三)一鼓は十二斛 (四)賣也 (五)平也、其價を平准して金を取る也 (六)鹽也 (七)舐に同じ (八)耗は孔也、分孔は半錢也 (九)菹は枯草 (一〇)灌したる潮水。或はいふ沸の誤と

昔距ㇾ周七千八百里。其涂遠而至難。

故先王各用ニ於其重一。珠玉爲ニ上幣一。黃金爲ニ中幣一。刀布爲ニ下幣一。令疾則黃金重。令徐則黃金輕。先王權ニ度其號令之徐疾一。高ニ下其中幣一。而制ニ下下之用一。則文武是也。○桓公器ニ於管子一曰。吾欲下守ニ國財一。而毋ㇾ稅ニ於天下一。而外因中天下上。可乎。管子對

故に先王各〻其重を用ひ、珠玉を上幣と爲し、黃金を中幣と爲し、刀布を下幣と爲す。令疾ければ則ち黃金重く、令徐かなれば則ち黃金輕し。先王其號令の徐疾を權度し、其中幣を高下して、下上の用を制す、則ち文武是れなりと。○桓公、管子に問ひて曰く、吾れ國財を守りて、天下に稅する毋くして、外、天下に因らんと欲す。可ならんかと。管子對へて曰く、可なり。夫れ月激して流渠なり、令疾くして物重し。先王、其號令の徐疾を理めて、內は國財を守り、而して外は天下に因れりと。桓公、管子に問ひて曰く、其の事を行ふに奈何せんと。管子對へて曰く、夫れ昔者、武王に巨橋の粟貴糴の數ありと。桓公曰く、之を爲すこと奈何せんと管子對へて曰く、武王、重泉の戍を立つ。令して曰く、民の百鼓の粟ある者より行かしめずと。民、最むる所の粟を擧げて、以て重泉の戍を避く。而して國穀二什倍、巨橋の粟亦二什倍、武王は巨橋の粟二什倍を以てして繒帛を市ふ。軍するこ

水。金從之。蚩尤受而制之。以爲雍狐之戟芮戈。是歲相兼者。諸侯十二。故天下之君。頓戟。一怒。伏尸滿野。此見戈之本也。桓公問於管子曰。請問天財所出。地利所在。管子對曰。山上有赭者。其下有鐵。上有鉛者。其下有銀。一曰。上有鉛者。其下有鉒銀。上有丹沙者。其下有鉒金。上有慈石者。其下有銅金。此山之見榮者也。苟山之見榮者。謹封而爲禁。有動封山者。罪死而不赦。有犯令者。左足入。左足斷。右足入。右足斷。然則。其與犯之遠矣。此天財地利之所在也。桓公問於管子曰。以天財地利。立功成名於天下者誰子也。管子對曰。文武是也。桓公曰。此若言何謂也。管子對曰。夫玉起於牛氏邊山。金起於汝漢之右洿。珠起於赤野之末光。此

も山の榮を見す者は、謹封して祭を爲す。封山を動す者(七)あれば、罪死にして赦さず。令を犯す者あれば、左足入れば左足斷ち、右足入れば右足斷つ。然らば則ち其の之を犯すに與て遠し。此れ天財地利の在る所なりと。桓公、管子に問ひて曰く、天財地利を以て、功を立て名を天下に成す者は誰の子ぞと。管子對へて曰く、文武是れなりと。桓公曰く、此の若の言は何の謂ぞと。管子對へて曰く、夫れ玉は(八)牛氏邊山より起り、金は汝漢の右洿より起り、珠は赤野の末光より起る。此れ皆周を距ること七千八百里、其涂遠くして至難なり。

(一) 蓄也、挑搦也　(二) 地名　(三) 芮は短也、戈は戟より短し。故にいふ　(四) 鈍也、疾く戰へば則ち戟鈍るなり
(五) 始也　(六) 鉒は丱也　(七) 變也之を毀つをいふ　(八) 禺氏也

有二諸者一下有レ鐵、此山之見レ榮者也。

苟山之見二其榮一者。君謹封而祭レ之。距レ封十里。而爲二一壇一是則使二乘者下行。行者趨。若犯レ令者。罪死不赦。然則與レ折二取之一遠矣。修教十年。而葛盧之山。發而出レ水。金從之。蚩尤受而制レ之。以爲二劍鎧矛戟一。是歲相兼者。諸侯九。雍狐之山。發而出レ

苟も山の其榮を見す者は、君、謹封して之を祭る。封を距ること十里にして一壇を爲る。是れ則ち乘者をして下行し、行者をして趨らしむ。若し令を犯す者は罪死にして赦さず。然らば則ち之を折取(一)するに與て遠し。敎を修むること十年にして、葛盧の山發して水を出し、金之に從ふ。蚩尤受けて之を制し、以て劍鎧矛戟を爲る。是の歲、相兼ぬる者諸侯九。雍狐の山、發して水を出す、金之に從ふ。蚩尤受けて之を制し、以て(二)雍狐の戟(三)芮戈を爲る。是の歲相兼ぬる者、諸侯十二。故に天下の君、戟を頓(四)くし、一たび怒れば、伏尸野に滿つ。此れ戈を見るの本(五)なりと。桓公、管子に問ひて曰く、天財の出づる所、地利の在る所を請ひ問ふと。管子對へて曰く、山上に赭有る者は、其下に鐵あり。上に鉛ある者は、其下に銀あり。一に曰く、上に鉛ある者は、其下に鉒(六)銀あり。上に丹沙ある者は、其下に鉒金あり。上に慈石ある者は、其下に銅金あり。此れ山の榮を見す者なり、苟

發。刀幣之所起也。能者有餘。拙者不足。封於泰山。禪於梁父。封禪之王。七十二家、得失之數。皆在是內。是謂國用。桓公曰。何謂得失之數皆在此。管子對曰。昔者桀霸有天下。而用不足。湯有七十里之薄。而用有餘。天非獨爲湯雨菽粟。而地非獨爲湯出財物也。伊尹善通移輕重。開闔決塞。通於高下徐疾之策。坐起之費時也。黃帝問於伯高曰。吾欲陶天下。而以爲一家。爲之有道乎。伯高對曰。請刈其莞而樹之。吾謹逃其蚤牙。則天下可陶而爲一家。黃帝曰。此若言。可得聞乎。伯高對曰。上有丹沙者。下有黃金。上有慈石者。下有銅金。上有陵石者。下有鉛錫赤銅。上

帝は伯高に問ひて曰く、吾れ天下を陶(八)して以て一家と爲さんと欲す。之を爲すに道あるかと。伯高對へて曰く、請ふ、其莞を刈りて之に樹ゑん。吾れ謹んで其蚤牙を逃れば、則ち天下陶して一家と爲すべしと。黃帝曰く、此の若の言、聞くを得べきかと。伯高對へて曰く、上に丹沙ある者は下に黃金あり、上に慈石ある者は、下に銅金(九)あり。上に陵(一〇)石ある者は、下に鉛錫赤銅あり。上に赭(一一)ある者は、下に鐵あり。此れ山の榮を見す者なり。

(一) 土地の情により得失の數あるをいふ (二) 錯也 (三) 發也 (四) 利すれば則ち之を開き、利せざれば則ち之を閉づ。決塞は開閉の如き也 (五) 高下は貴賤、徐疾は緩急也 (六) 靜動也 (七) 物價の靜動、必ず貴と時とあり。之に通ぜずんば國を利する能はずと也 (八) 化也 (九) 銅を金といふは、古へ銅を稱して金といひしなり (一〇) 陵は稜也、方解石の屬 (一一) 赤土

桓公曰。地數可レ得レ聞乎。管子對曰。地之東西二萬八千里。南北二萬六千里。其出レ水者八千里。受レ水者八千里。出レ銅之山四百六十七山。出レ鐵之山三千六百九山。此之所二以分レ壤樹レ穀也。戈矛之所

卷第二十三

地數第七十七

管子輕重十

桓公曰く、地數(一)聞くを得べきかと。管子對へて曰く、地の東西二萬八千里、南北二萬六千里、其水を出す者八千里、水を受くる者八千里。銅を出す山、四百六十七山、鐵を出す山は三千六百九山、此れ之れ壤を分ち穀を樹うる所以なり。戈矛の發する所、刀幣(二)の起る所なり。能者は餘りあり、拙者は足らず。泰山に封じ梁父に禪す。封禪(三)の王七十二家、得失の數、皆是の内に在り。是を國用と謂ふと。

桓公曰く、何をか得失の數皆此に在りと謂ふかと。管子對へて曰く、昔者桀、天下を霸有して用足らず、湯は七十里の薄を有して用餘りあり。天は獨り湯の爲に粟を雨らすにあらず、而して地は獨り湯の爲に財物を出すにあらざるなり。伊尹は善く輕重を通移し、(四)開闔決塞(五)高下徐疾の策、(六)坐起の費(七)時に通ずればなり。黃

有二天下一。則賦レ幣。以守二萬物之朝夕調一而已。利有レ足則行。不レ滿則有レ止。王者鄉州以レ時察レ之。
故利不二相傾一。縣二死其所一。君守レ大奉レ一。謂二之國簿一。

於無用之地。因レ捫レ牢策一也。謂二之通一。○桓公問二管子一曰。請問國勢。管子對曰。有二山處之國一。有二氾下多レ水之國一。有二山地分之國一。有二水泆之國一。有二漏壤之國一。此國之五勢。人君之所レ憂也。山處之國。常藏二國穀三分之一一。氾下多レ水之國。常操二國穀三分之一一。山地分之國。常操二國穀十分之三一。水泉之所レ傷。水泆之國。常操二十分之二一。漏壤之國。謹下二諸侯之五穀一。與レ工。雕二文梓器一。以下二天下之五穀一。此准レ時。五勢之數也。

桓公問二管子一曰。今有二海内一。縣二諸侯一。則國勢不レ用已乎。管子對曰。今以二諸侯一爲レ竽。公州之飾焉。以乘二四時一。行二捫牢之策一。以東西南北。相二彼國一。牢而准。故曰。爲二諸侯一。則高二下萬物一。以應二諸侯一。偏

桓公、管子に問ひて曰く、今海内を有し、諸侯を縣にせば、(一)則ち國勢用ひずして已まんかと。管子對へて曰く、今諸侯を以て竽と爲す、(二)公州の飾なり。(三)以て四時に乘じ、牢を捫する策を行ひ、以て東西南北、彼の國を相て、平にして准ず。故に曰く、諸侯たれば則ち萬物を高下して以て諸侯に應じ、偏く天下を有てば則ち(四)幣を賦し、以て萬物の朝夕調するを守るのみ、利の足るあれば則ち行ひ、滿たざれば則ち止むあり。王者は鄕州時を以て之を察す。故に利あるも相傾けず、其所に縣死す。(五)君は大を守り一を奉ず、之を國簿と謂ふと。(六)

(一)之を亡して郡縣となす也　(二)竽を持つ者也　(三)勢をいふ　(四)錢を民間に布く也　(五)縣は繫也　(六)國計の簿の意

何不三以レ此通二國策一哉。桓公曰。何謂レ通二國策一。管子對曰。馮二市門一吏一。書レ贅直レ事。若二其事一。唐圉牧食之人。養視不レ失。扞殂者。去三其都秩與二其縣秩一。大夫不二鄉贅合游一者。謂三之無二禮義一。大夫幽。其春秋。列民幽。其門山之祠。馮會龍夏。牛羊犧牲。月賈十二倍異日一。此出二諸禮義一。藉

禮義なしと謂ふ。大夫は幽せらる。其春秋には列民幽せらる。其門山の祠、馮會龍夏には、牛羊犧牲、月賈異日に十倍す。此れ諸を禮義に出して、無用の地に藉す。牢を捫する策に因るなり。之を通と謂ふと。○桓公、管子に問うて曰く、國勢を請ひ問ふと。管子對へて曰く、山處の國あり、氾下水多き國あり、山地分るゝ國あり、水洑るゝ國あり、漏壤の國あり。此れ國の五勢にして、人君の憂ふる所なり。山處の國は、常に國穀三分の一を藏し、氾下水多き國は、常に國穀三分の一を操り、山地分るゝ國は、常に國穀十分の三を操り、水泉の傷るゝ所、水洑るゝ國は、常に十分の二を操り、漏壤の國は、謹んで諸侯の五穀と工とを下さんとし、梓器を彫文して、以て天下の五穀を下す。此れ時に准ずる五勢の數なりと。

(一) 縣を治むる法 (二) 正也 (三) 唐は塘の古字。唐圉は、塘を築きて逃逸者をふせぐをいふ (四) 墜ちて死せしむるもの (五) 秩は祿也 (六) 氾は、水の延漫する也 (七) 山と平地と相半する也 (八) 溢也 (九) 致に同じ

天壤同數。此王者之大轡也。○桓公問管子曰。請問幣乘馬。管子對曰。始取夫三大夫之家。方六里而一乘。二十七人而奉一乘。幣乘馬者。方六里。田之美惡若干。穀之多寡若干穀之貴賤若干。凡方六里。用幣若干。穀之重。用幣若干。故幣乘馬者。布幣於國。幣爲一國陸地之數。謂之幣乘馬。桓公曰。行幣乘馬之數。奈何。管子對曰。士受資以幣。大夫受邑以幣。人馬受食以幣。以幣則一國之穀資在上。幣資在下。國穀什倍。數也。萬物財物。去什二策也。皮革筋角羽毛竹箭。器械財物。苟合於國器君用者。皆有矩券於上。君實鄉州藏焉。曰某月某日。苟從責者。鄉決州決。故曰。就庸一日而決。國策出於穀。軌國之策。貨幣乘馬者也。今刀布藏於官府。巧幣萬物輕重。皆在賈之。彼幣重。而萬物輕。幣輕而萬物重。彼穀重而穀輕。人君操穀幣金衡。而天下可定也。此守天下之數也。

桓公問於管子曰。准衡。輕重。國會。吾得聞之矣。請問縣數。管子對曰。狼牡以至於馮會之日。龍夏以北。至於海莊。禽獸羊牛之地也。

桓公、管子に問ひて曰く、准衡・輕重・國會、吾れ之を聞くを得たり。縣數を請ひ問ふと。管子對へて曰く、狼牡より以て馮會の日に至るまで、龍夏以北より海莊に至るまで、禽獸羊牛の地なり。何ぞ此を以て國策を通ぜざらんやと。桓公曰く、何をか國策を通ずと謂ふかと。管子對へて曰く、市門の一吏に馮り、貲を書し事を直しくすること、其事の若くす。唐圃牧食の人は、養視して失はざらしむ。扞殂する者は、其都秩と其縣秩とを去る。大夫の鄉貲合游せざる者は、之を

桓公問二管子一曰。請問。爭奪之事何知。管子曰。以レ戚始。桓公曰。何謂二用レ戚始一。管子對曰。君レ人之主。弟兄十人。分レ國爲レ十。兄第五人。分レ國爲レ五。三世則昭穆同レ祖。十世則爲レ祏。故伏尸滿レ衍。兵決而無レ止。輕重之家。復游二於其間一。故曰。毋二予レ人以一レ壤。毋二授レ人以一レ財。財終則有レ始。與二四時一廢起。聖人理レ之以二徐疾一。守レ之以二決塞一。奪レ之以二輕重一。行レ之以二仁義一。故與二

器械財物・苟も國器君用に合ふ者は、皆上に矩券あり。君、郷州に實して藏せしむ。曰く、某月某日苟も責(二五)に從ふ者は、郷に決し(二六)州に決せんと。故に曰く、庸(二七)を就ふこと一日にして決せんと。國策(二八)は穀より出づ。國を執(二九)するの策は、貨幣乘馬の者なり。今刀布官府に藏し、巧幣(三〇)萬物輕重、皆之を在賈(三一)す。彼れ幣重くして萬物輕く、幣(三二)輕くして萬物重し、彼の穀は重くして穀輕し。人君、穀幣金衡(三三)を操りて、天下定むべきなり。此れ天下を守るの數なりと。

(一) 半也 (二) 四分也 (三) 數也 (四) 濟也 (五) 費也 (六) 財を散じて之を救ふ也 (七) 理也 (八) 變易也 (九) 數也 (一〇) 泰は豐也、嗇は收也 (一一) 墳也 (一二) 親戚を以て始むと也 (一三) 祖先の配列也 (一四) 主を藏する室石也、五世親盡くれば、則ち主を祏に移すと也 (一五) 廣平也 (一六) 兵を以て決戰する也 (一七) 決は開、塞は閉也 (一八) 王者以て天下を御す、故にしかいふ (一九) 幣を以て乘馬を出すの法也 (二〇) 價也 (二一) 治也 (二二) 資用する所にて藏也 (二三) 理也 (二四) 布帛の類 (二五) 求也 (二六) 開也 (二七) 庸は償して雇はるゝもの。就は僦にてやとふ也 (二八) 國財の計也 (二九) 國財を量長するの計也 (三〇) 奇巧の帛也 (三一) 在は察也賈は買也 (三二) 錢也 (三三) 衡は平也亦時價をいふ

王者乘レ時。聖人乘レ易。桓公曰、善。○桓公問二管子一曰、特命レ我曰、天子三百領。泰奢而散。大夫准レ此而行。此如何。管子曰、非二法家一也。大夫高二其爵一、美二其宝一。此奪二農事及市庸一。此非二便國之道一也。民不レ得三以織。爲二緣綃一、而靡二之於地一。彼善爲レ國者、乘二時徐疾一而已矣。謂二之國會一。○

に游ぶ。故に曰く、人に予ふるに壤を以てする毋れ。人に授くるに財を以てする毋れ。財終れば則ち始るあり。四時と廢起す。聖人は、之を理むるに徐疾を以てし、之を守るに決塞（一七）を以てし、之を奪ふに輕重を以てし、之を行ふに仁義を以てす。故に天壤と數を同じくす、此れ王者の大轡（一八）なりと。○桓公、管子に問ひて曰く、幣乘馬（一九）を請ひ問ふと。管子對へて曰く、始め夫の三大夫の家を取る。方六里にして一乘、二十七人にして一乘を奉ず。幣乘馬は方六里、田の美惡若干、穀の多寡若干、穀の貴賤若干、凡そ方六里、幣を用ふること若干、穀の重（二〇）は幣を用ふること若干。故に幣乘馬は、幣を國に布くには、幣もて一國陸地の數を爲む（二一）。之を幣乘馬と謂ふと。桓公曰く、幣乘馬の數を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、士は資（二二）を受くるに幣を以てし、大夫は邑を受くるに幣を以てし、人馬は食を受くるに幣を以てす。幣を以てすれば則ち一國の穀資上に在り、幣資下に在り。國穀什倍するは數なり（二三）。萬物財物什二（二四）を去るは策なり。皮革筋角・羽毛竹箭・

在上。謂民朋。皆受上粟。度君藏焉。五穀相靡者重。去什三爲餘。以國幣穀准反行。大夫無什於重。君以幣賦祿。什在上。君出穀。什而去七。君斂三。上賦七。散振不資者。仁義也。五穀相靡而輕。數也。以鄕完重。而籍國。數也。出實財散仁義。萬物輕。數也。乘時進退。故曰。

るは仁義なり。五穀相靡して輕きは數なり。(七)鄕の完重を以て國に籍するは數なり。實財を出し仁義を散じ、萬物輕きは數なり。時に乘じて進退す。故に曰く、王者は時に乘じ、聖人は易に乘ずと。(八)桓公曰く、善しと。○桓公、管子に問ひて曰く、特に我に命じて(九)曰く、天子は三百領、泰嗇(一〇)して散ず。大夫は此に准じて行へと。此れ如何と。管子曰く、法家にあらざるなり。大夫其壟(一一)を高くし、其室を美するには、此れ農事及び市庸を奪ふなり、此れ國を便にするの道にあらざるなり。民以て織り縿絹と爲すを得ずして、之を地に貍む。彼の善く國を爲むる者は、時の徐疾に乘ずるのみ、之を國會と謂ふと。○桓公、管子に問ひて曰く、請ひ問ふ、爭奪の事は何如と。管子曰く、戚(一二)を以て始ると。桓公曰く、何をか戚を用て始ると謂ふかと。管子對へて曰く、人に君たるの主、弟兄十人あれば、國を分ちて十と爲す。兄弟五人あれば、國を分ちて五と爲す。三世は則ち昭穆祖(一三)を同じくし、十世は則ち祏(一四)と爲る。故に伏尸(一五)衍に滿ち、兵決(一六)して止むなし。輕重の家、復た其間

大夫。殘國亡家藏於篋。桓公曰。何謂藏於民。請散棧臺之錢。散諸城陽。鹿臺之布。散諸濟陰。君下令於百姓曰。民富。君無與貧。民貧。君無與富。故賦無錢布。府無藏財。貲藏於民。歲豐五穀登。五穀大輕。穀賈去上歲之分。以幣據之。穀爲君。穀爲下。國穀盡在下。幣輕穀重。上分上歲之二分在下。下歲之二分在上。則二歲者四分在上。則國穀之一分在下。穀三倍重。邦布之籍。終歲十錢。人家受食。十畝加十。是一家十戶也。出於國穀策而藏於幣者也。

㈠錢穀を合會するの法也　㈡祿を以て大夫を封ずる也　㈢常也　㈣去年也　㈤半也　㈥守也

以國幣之分。復布百姓。四減國穀。三在上。一在下。復策也。大夫聚壤而封。積實而驕上。請奪之以會。桓公曰。何謂奪之以會。管子對曰。粟之三分

國幣の分を以て、復た百姓に布き、國穀を四減し、三は上に在り、一は下に在るは、復策なり。大夫、壤を聚めて封じ、實を積みて上に驕る。請ふ、之を奪ふに會を以てせんと。桓公曰く、何をか之を奪ふに會を以てすと謂ふかと。管子對へて曰く、粟の三分は上に在り。民朋に謂ふ、皆上粟を受けよ。君の藏を度さんと。五穀相靡して重し。什の三を去りて餘と爲し、國幣の穀准を以て反行す。大夫、重に什なければ、君、幣を以て祿を賦す。什、上に在れば、君、穀を出すとき、什にして七を去り、君、三を斂む。上七を賦して、資あらざる者を散振す

之策。守二一鄕一。以二一家之策一。守レ家。以二一人之策。桓公曰。其會數奈何。管子對曰。幣准之數。一縣必有二一縣中田之策一。一鄕必有二一鄕中田之策一。一家必有二一家直レ人之用一。故不下以レ時守上レ郡。爲レ無レ與。不下以レ時守上レ鄕。爲レ無レ伍。桓公曰。行レ此奈何。管子對曰。王者藏二於民一。霸者藏二於

に直るの用あり。故に時を以て郡を守らずんば、與なしと爲す。時を以て鄕を守らずんば、伍なしと爲すと(三)。桓公曰く、此を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、王者は民に藏し、霸者は大夫に藏し、殘國亡家は篋に藏すと。桓公曰く、何をか民に藏すと謂ふ。請ふ、散ぜん。棧臺の錢は諸を城陽に散じ、鹿臺の布は、諸を濟陰に散ぜん。君、令を百姓に下して曰く、民富めば、君與に貧しきなく、民貧しければ、君與に富むなし。故に賦に錢布なく、府に藏財なくして、貲は民に藏す。歲豐に五穀登れば、五穀大に輕く、穀賈(四)、上歲の分(五)を去り、幣を以て之を據る(六)。穀爲に君り、幣爲に下る。國幣盡く下に在り。幣輕く穀重し。上、上歲の二分を分ちて下に在り。下歲の二分上に在れば、則ち二歲の者四分上に在り。則ち國穀の一分下に在りて、穀三倍の重となる。邦布の籍、終歲十錢、人家食を受く。十畝に十を加ふれば、是れ一家は十戶なり。國穀の策を出して幣に藏する者なり。

予者若干。今上斂穀以幣。民曰。無幣。以穀。則民之三有歸於上矣。重之相因。時之化擧。無不爲穀策。君用大夫之委。以流歸於上。君用民。以時歸於君。藏輕出輕以重數也。則彼安有自還之大夫獨委之。彼諸侯之穀十。使吾國穀二十。則諸侯穀歸吾國矣。諸侯穀二十。吾國穀十。則吾國穀歸於諸侯矣。故善爲天下者謹守重流。而天下不吾洩矣。彼重之相歸。如水之就下。吾國歲非凶也。以幣藏之。故國穀倍重。故諸侯之穀至也。是藏一分。以致諸侯之一分也。利不奪於天下。大夫不得以富侈。以重藏輕。國常有十國之策也。故諸侯服而無止。臣橫從而以忠。此以輕重御天下之道也。謂之數應。

(一) 桓公氣驕る、故に之を抑ふ　(二) 食する所、餘す所也　(三) 貴也　(四) 新穀既に成る、穀價三の一を減ず　(五) 同也　(六) 穀のなほ田に在る也　(七) 變動也　(八) 移也　(九) 自然の數なりと也　(一〇) 君大夫貴く所の穀を用ひ、糴法を以て、之を上に歸さしむるをいふ　(一一) 穀價重し。隣國の穀、來りて我に移る。之を重流を守るといふ　(一二) 平也、平心以て君に從ふ也

桓公問管子曰。請問國會。管子對曰。君失大夫爲無伍。失民爲失下。故守大夫。以縣之策。守一縣以一鄕

桓公、管子に問ひて曰く、國會を請ひ問ふと。管子對へて曰く、君、大夫を失へば伍なしと爲す。民を失へば下を失ふと爲す。故に大夫を守るに縣の策を以てし、一縣を守るに一鄕の策を以てし、一鄕を守るに一家の策を以てし、家を守るに一人の策を以てすと。桓公曰く、其會數奈何と。管子對へて曰く、縣准の數、一縣に必ず一縣中田の策あり。一鄕には必ず一鄕中田の策あり。一家には必ず一家人

縣之壤。廣若干。某縣之壤。狹若干。則必積ニ委幣一。於レ是縣州里受ニ公錢一。泰秋。國穀去ニ參之一一。君下レ令。謂ニ郡縣屬大夫一。里邑皆籍レ粟入ニ若干、穀重一也。以藏ニ於上一者。國穀參分。則二分在レ上矣。泰春。國穀倍重。數也。泰夏。賦レ穀以ニ市櫎一。民皆受ニ上穀一。以治ニ田土一。穀秋。田穀之存

存予する者若干。今上穀を斂むるに幣を以てす。民曰く、幣なしと。穀を以てすれば、則ち民の三有た上に歸す。重の相因り、時の化擧(七)するは、穀策と爲らざるなし。君、大夫の委を用ひて、流(八)を以て上に歸す。君、民を用ひ、時を以て君に歸す。輕を藏し輕を出すに、重を以てするは數(九)なり。則ち彼れ安ぞ自還(一〇)の大夫獨り之を委するあらん。彼の諸侯の穀十のとき、吾國穀をして二十ならしめば、則ち諸侯の穀吾國に歸せん。諸侯の穀二十のとき、吾が國穀十ならば、則ち吾國穀諸侯に歸せん。故に善く天下を爲むる者は、謹(一一)みて重流を守りて、天下吾を洩さず。彼の重の相歸すること、水の下きに就くが如し。吾國歳凶にあらざるなり。幣を以て之を藏す、故に國穀倍重、故に諸侯の穀至るなり。是れ一分を藏して、以て諸侯の一分を致すなり。利天下に奪はれず、大夫は富を以て侈り、重を以て輕を藏むるを得ずんば、國常に十國の策あり。故に諸侯服して止むなく、臣(一二)櫎かに從うて以て忠。此れ輕重を以て天下を御するの道なり。之を數應と謂ふ。

今九爲レ餘。穀重。而萬物輕。若レ此則國財九在二大夫一矣。國歲反一。財物之九者。皆倍重而出矣。財物在レ下。幣九在二大夫一。然則幣國美在二大夫一也。天子以レ客行。令以レ時出。熟穀之人亡。諸侯受而官レ之。連レ朋而聚レ與。高二下萬物一。以合二民用一。內則大夫自還而不レ盡レ忠。外則諸侯。連レ朋合レ與。熟穀之人。則去亡。故天子失二其權一也。桓公曰。善。

桓公。又問二管子一曰。終身有二天下一。而勿レ失。爲レ之有レ道乎。管子對曰。請勿レ施二天下一。獨施二之於吾國一。桓公曰。此若言何謂也。管子對曰。國之廣狹。壤之肥境有レ數。終歲食餘有レ數。彼守レ國者。守レ穀而已矣。曰。某

・桓公又管子に問うて曰く、終身天下を有ちて失ふ勿し。之を爲すに道あるかと。管子對へて曰く、請ふ、天下に施ふなくして、獨り之を吾國に施へと。桓公曰く、此の若の言は何の謂ぞやと。管子對へて曰く、國の廣狹・壤の肥境數あり、終歲の食餘數あり。彼の國を守る者は、穀を守るのみ。曰く、某縣の壤の廣さ若干、某縣の壤の狹きこと若干、則ち必ず幣を積み委く。是に於て縣州里公錢を受く。泰秋には、國穀參の一を去る。君、令を下して郡縣屬大夫に謂ふ。里邑皆粟を藉して若干を入れしむ。穀の重は一なり。以て上に藏する者は、國穀參分なれば、則ち二分上に在り。泰春には、國穀倍重するは、數なり。泰夏には、穀を賦するに市横を以てし、民皆上穀を受け、以て田の土を治む。穀秋には、田穀の

寡ニ於其下。何數也。管子對曰。君分壤而貢入。市朝同流。黃金一策也。江陽之珠一策也。秦之明山之曾青一策也。此謂以寡爲多。以狹爲廣。軌出之屬也。桓公曰。天下之數。盡於軌出之屬也。今國穀重什倍。而萬物輕。大夫謂賈之子。爲吾運穀而斂財。穀之重一也。

靑は一策なり。此を寡を以て多と爲し、狹を以て廣と爲すと謂ふ。軌出の屬なりと。桓公曰く、天下の數、軌出の屬に盡くるか。今國穀の重什倍にして萬物輕し。大夫、賈の子に謂ふ、吾が爲に穀を運して財を斂めよと。穀の重は一な(一)り。今九、餘と爲る。穀重くして萬物輕し。此の若くんば則ち國財の九は大夫に(二)在り。國歲は反りて一、財物の九は皆倍重して出でん。財物下に在り、幣の九は大夫に在り。然らば則ち幣國の羨(三)は大夫に在るなり。(四)天子は客を以て行き、令して時を以て出さしむるも、熟穀の人亡ぐ。諸侯受けて之を官にし、朋を連ねて與を聚め、萬物を高下し、以て民用に合す。內は則ち大夫自ら還(五)して忠を盡さず、外は則ち諸侯、朋を連ね與を合し、熟穀の人は則ち去り亡ぐ。故に天子其權を失ふなりと。桓公曰く、善しと。

(一) 理也 (二) 同也、穀價の什倍すること、前に同じと也 (三) 餘也 (四) 天子は客商を以て五穀を行流し、令下すに時を以てし、出でゝ、糶糴す。穀價已に賤し、故に熟穀の農、亡げて畿內を去る (五) 財を運ぶをいふ

五穀什倍。士半祿而死君。農夫夜寢蚤起。力作而無止。彼善爲國者。不曰使之。使不得不使。不曰貧之。使不得不用。故使民無有不得不使者。夫梁聚之言非也。桓公曰善。○桓公。又問於管子曰。有人教我。謂之請士。曰。何不官百能。管子對曰。何謂百能。桓公曰。使智士盡其智。謀士盡其謀。百工盡其巧。若此則可以爲國乎。管子對曰。請士之言非也。祿肥則士不死。幣輕則士簡賞。物輕則士偸幸。三怠在國。何數之有。彼穀十藏於上。三游於下。謀士盡其慮。智士盡其智。勇士輕其死。請士所謂妄言也。不通於輕重。謂之妄言。

萬物輕ければ則ち士偸幸す。三怠國に在り、何の數か之れ有らん。(一〇)彼の穀十、上に藏し、三、下に游ばし、謀士は其慮を盡し、智士は其智を盡し、勇士は其死を輕んず。請士は所謂妄言なり。輕重に通ぜざる、之を妄言と謂ふと。

(一) 農には賦税といひ、商工には籍斂といふ (二) 厚也 (三) 佚也 (四) 彼也、穀重くして利を失はんことを恐る故に來りて我に被らずと也 (五) 倉廩虚しければ則ち重價に穀を糶する能はず、故に價を立つる必ず賤しくして復た藏して以て士に與ふるなしと也 (六) 偶也 (七) 錢を蓄る人 (八) 穀既に賞く、半錢の得る所、他日に五倍す。故に亦恩に感じて君に死する也 (九) 輕也、易也 (一〇) 計也

桓公。問於管子曰。昔者周人有天下。諸侯賓服。名教通於天下。而

桓公、管子に問ひて曰く、昔者周人天下を有ち、諸侯賓服し、名教天下に通ぜり。而るに其下に奪はれしは何の數ぞやと。管子對へて曰く、君、壤を分ちて貢入せしめ、市朝流を同じくす。黄金は(一一)一筴なり、江陽の珠は一筴なり、秦の明山の曾

管子對曰。梁聚之言非也。彼輕賦稅。則倉廩虛。肥籍斂。則械器不奉。械器不奉。而諸侯之皮幣不衣。倉廩虛。則倳賤無祿。外皮幣不衣於天下。內國倳賤。梁聚之言非也。君有山。山有金。以立幣。以幣准穀。而授祿。故國穀斯在上。穀價什倍。農夫夜寢蚤起。不待見使。

則ち(五)倳つるや賤しくして祿なし。外は皮幣天下に衣らず、內は國倳賤し。梁聚の言は非なり。君は山を有し、山は(六)金を有し、以て(七)幣を立つ。幣を以て穀に准じて祿を授く。故に國穀斯に上に在りて、穀價什倍す。農夫は夜に寢ね蚤に起き、使はるゝを待たずして、五穀什倍し、士は(八)祿を半にして君に死す。農夫は、夜に寢ね蚤に起き、力作して止むなし。彼の善く國を爲むる者は、之を使ふと曰はずして、使はれざるを得ざらしむ。之を貧にすと曰はずして、用ひられざるを得ざらしむ。故に民をして、使はれざるを得ざる者あること無からしむ。夫の梁聚の言は非なりと。桓公曰く、善しと。○桓公又管子に問ひて曰く、人有り我に敎ふ。之を請士と謂ふ。曰く、何ぞ百能を官にせざると。管子對へて曰く、何をか百能と謂ふかと。桓公曰く、智士をして其智を盡し、謀士をして其謀を盡し、百工をして其巧を盡さしむ。此の若くんば則ち以て國を爲むべきかと。管子對へて曰く、請士の言は非なり。祿肥ければ則ち士死せず、幣輕ければ則ち士賞を(九)簡り、

質於子、以假子之邑粟。丁氏北鄉再拜、入粟、不敢受寶質。桓公命丁氏曰。寡人老矣。爲子者不知此數。終受吾質。丁氏歸、革築室。賦籍藏龜。還四年。伐孤竹。謂丁氏之粟。中食三軍五月之食。桓公立貢數。文行中七年龜中四千金。黑白之子當千金。凡貢制中二齊之壤策也。用貢國危。出寶國安。行流。桓公曰。何謂流。管子對曰。物有豫。則君失策。而民失生矣。故善爲天下者。操於二豫之外。桓公曰。何謂二豫之外。管子對曰。萬乘之國。不可以無萬金之蓄飾。千乘之國。不可以無千金之蓄飾。百乘之國。不可以無百金之蓄飾。以此與令進退。此之謂乘時。

人、所謂丁惠也　(一二)宿は留也、向ふ也　(一三)席也　(一四)貢制、國用十分の二に中る、齊田出す所の計也　(一五)君豫と民豫と也、豫は豫め備ふる意也　(一六)乘は因也、此蓄飾を以て權と進退し以て輕重を御す、これをこれ時に因るといふ也

桓公。問管子曰。梁聚謂寡人曰。古者輕賦稅。而肥籍斂。取下無順於此者矣。梁聚之言何如。

山至數第七十六　　管子輕重九

桓公、管子に問ひて曰く、梁聚は寡人に謂つて曰く、古者は賦稅を輕くして籍斂を肥くす(一)。下に取ること此より順なる者なしと。梁聚の言は如何と。管子對へて曰く、梁聚の言は非なり。彼れ賦稅を輕くすれば、則ち倉廩虛し。籍斂を肥くすれば、則ち(二)械器奉ぜず。械器奉ぜずして、諸侯の皮幣衣らず(三)。倉廩虛しければ

若服中大夫。曰。東海之子類ニ於龜一。託ニ舍於若一。賜ニ若大夫之服一。以終ニ而身一。勞レ若以ニ百金一。之龜爲ニ無貲一。而藏ニ諸泰臺一。一日而釁レ之以ニ四牛一。立レ寶曰無貲一。還四年。伐ニ孤竹一。丁氏之家粟。可下食ニ三軍之師一。行五月上。召ニ丁氏一而命レ之曰。吾有レ無ニ貲之寶於此一。吾今將レ有ニ大事一。請以レ寶爲レ

曰く、寡人老いたり。子たる者は此數を知らざらん。終に吾質を受けよと。丁氏歸り、革めて室を築き、籍(一四)を賦き龜を藏す。還ぐること四年にして孤竹を伐つ謂ふ、丁氏の粟、三軍を食ふこと五月の食に中ると。桓公、貢數の文を立て、行くこと七年に中る。龜は四千金に中り、黑白の子は千金に當る。凡そ貢制(一五)二に中るは、齊の壞策なり。貢を用ふるは國危く、寶を出すは國安くして流を行ふと。桓公曰く、何をか流と謂ふかと。管子對へて曰く、物に豫あれば、則ち君、策を失ひて、民生を失ふ。故に善く天下を爲むる者は、(一六)二豫の外に操ると。桓公曰く、何をか二豫の外と謂ふかと。管子對へて曰く、萬乘の國は、以て萬金の蓄飾なかるべからず。千乘の國は、以て千金の蓄飾ながるべからず。百乘の國は、以て百金の蓄飾無かるべからず。此を以て令と進退す。此を之れ時に乘ず(一七)と謂ふと。

(一) 時價を輕重するの法也 (二) 神は怪也、御しは之を驅使する也 (三) 穴を穿つ也 (四) 之を求め得たるをいふ
(五) 貲也 (六) 携ふる所の幣をいふ (七) 若は汝也、即ち汝に直に其服を賜ひて以て官と爲さんと也 (八) 海神也
(九) 貲は限也、至貲限りなきをいふ (一〇) 管子に泰といへるは皆擧んで之を稱する也 (一一) 定也 (一二) 齊の富

曰、輕重准施之矣、策盡於此乎。管子曰、未也、將御神用寶。桓公曰、何謂御神用寶。管子對曰、北郭有掘闕而得龜者。此檢數百里之地也。桓公曰、何謂得龜百里之地。管子對曰、北郭之得龜者、令過之平盤之中。君請起十乘之使、百金之提、命北郭得龜之家曰、賜

管子曰く、未だし。將に神を御し寶を用ひんとすと。桓公曰く、何をか神を御し寶を用ふと謂ふかと。管子對へて曰く、北郭に掘闕して龜を得たる者あり。此れ數百里の地を檢するなりと。桓公曰く、何をか龜を得て百里の地と謂ふかと。管子對へて曰く、北郭の龜を得たる者は、之を平盤の中に過かしむ。君請ひて十乘の使・百金の提を起し、北郭龜を得たるの家に命じて曰く、若に服中大夫を賜はんと。曰く、東海の子、龜に類するもの、若に託舍す。若に大夫の服を賜ふ、以て而の身を終へよ。若を勞するに百金を以てすと。之の龜無貲たり。而して諸を泰臺に藏し、一日にして之に釁するに四牛を以てし、寶を立て、無貲と曰ふ。還ること四年にして孤竹を伐たんとす。丁氏の家粟、三軍の師を食ひ、行くこと五月なるべし。丁氏を召して之に命じて曰く、吾れ此に無貲の寶あり。吾れ今將に大事あらんとす。請ふ、寶を以て子に質と爲し、以て子の邑粟を假らんと。丁氏北郭再拜して粟を入れ、敢へて寶質を受けず。桓公は丁氏に命じて

穀者民之司命也。智者民之輔也。民智而君愚。下富而君貧。下貧而君富。此之謂事名二。國機徐疾而已矣。君道度法而已矣。人心禁繆而已矣。桓公曰。何謂度法。何謂禁繆。管子對曰。度法者。量人力而舉功。禁繆者。非往而戒來。故禍不萌通。而民無患咎。○桓公曰。請聞心禁。管子對曰。晉有臣不忠於其君。慮殺其主。謂之公過。諸公過之家。毋使得事君。此晉之過失也。齊之公過。坐立長差。惡惡乎。來刑。善善乎。來榮。戒也。此之謂國戒。

せずして民に患咎なしと。○桓公曰く、請ふ、(六)心禁を聞かんと。管子對へて曰く、晉に臣にして其君に忠ならず、其主を殺さんと慮るものあり、之を公過と謂ふ。(七)諸公過の家は、君に事ふるを得しむる毋らしむ。此れ晉の過失なり。齊の公過は、(八)坐するに長差を立つ。惡を惡まんか刑を來す、善を善みせんか榮を來す。戒なり。此を之れ國戒と謂ふと。

(一) 能は材也、鹽鐵草木の屬をいふ、官しは之をして其職を盡さしむる也 (二) 法也 (三) 二は殊也、ことなる也 (四) 事也 (五) 責也 (六) 心に非を爲すを禁ずる也 (七) 諸は衆也、公過は其謀に與する者をいふ、この家は則ち罪子孫に及ぶと也 (八) 罪するに首と從とを定むる也

桓公。問管子

桓公、管子に問ひて曰く、(一)准を輕重するは之を施へり。策此れに盡くるかと。

官技。桓公曰。何謂五官技。管子曰。詩者所以記物也。時者所以記歲也。春秋者所以記成敗也。行者道民之利害也。易者所以守凶吉成敗也。卜者卜凶吉利害也。民之能此者。皆一馬之田。一金之衣。此使君不迷妄之數也。六家者。即見其時。使豫先蚤閒之日受之。故君無失時。無失策。萬物興豐。無失利。遠占得失。以爲末數。詩記人無失辭。行殫道無失義。易守禍福凶吉。不相亂。此謂君棅。

桓公問於管子曰。權棅之數。吾已得聞之矣。守國之固奈何。曰。能皆已官。時皆已官。得失之數萬物之終始。君皆已官之矣。其餘皆以數行。桓公曰。何謂以數行。管子對曰。

桓公、管子に問ひて曰く、權棅の數は、吾れ已に之を聞くを得たり。守國の固は奈何せんと。曰く、能(一)皆已に官し、時皆已に官し、得失の數(二)、萬物の終始、君皆已に之を官せり。其餘は皆數を以て行はんと。桓公曰く、何をか數を以て行ふと謂ふかと。管子對へて曰く、穀は民の司命なり。智は民の輔なり。民智にして君愚、下富みて君貧しく、下貧しうして君富む。此を之れ事名二(三)と謂ふ。國機は徐疾のみ、君道は法を度るのみ、人心は繆を禁ずるのみと。桓公曰く、何をか法を度ると謂ひ、何をか繆を禁ずと謂ふかと。管子對へて曰く、法を度る者は、人力を量りて功(四)を擧げ、繆を禁ずる者は、往を非めて(五)來を戒む。故に禍菑通

一斤。直食八石。民之能已民疾病者。置之黃金一斤。直食八石。民之知時。曰。歲且阨。曰。某穀不登。曰。某穀豐者。置之黃金一斤。直食八石。民之通於蠶桑。使蠶不疾病者。皆置之黃金一斤。直食八石。謹聽其言。而藏之官。使師旅之事無所與。此國策之者也。國用相靡而足。相困揲而吞。然後置四限高下。令之徐疾。毆屛萬物。守之以策。有五

令の徐疾、萬物を毆屛し、之を守るに策を以てす。五官の技ありと。桓公曰く、何をか五官の技と謂ふかと。管子曰く、詩は物を記する所以なり、時は歲を記する所以なり、春秋は成敗を記する所以なり、行は民の利害を道くなり、易は凶吉成敗を守る所以なり、卜は凶吉利害を卜するなり。民の此を能くする者は、皆一馬の田・一金の衣、此れ君をして迷妄せざらしむるの數なり。六家の者卽ち其時を見ば、豫め先づ蚤閒の日に之を受けしむ。故に君は時を失ふなく策を失ふなく、萬物興豐、利を失ふなく、遠く得失を占ひて以て末敎と爲す。(六)詩記の人は辭を失ふなく、行は道を殫して義を失ふなく、易は禍福凶吉を守りて相亂れず。此を君揉と謂ふと。(七)

(一) 敎民の法也 (二) 直日食ふ所、八石は大男二月の食 (三) 賜ふ所の金數、其中に在る也 (四) 揲の誤也 (五) 四境也 (六) 記は春秋也、卽ち詩經と春秋とを學べる人はと也 (七) 揉は柄也、君權といふ意

高二仁慈孝一。財散而輕。乘レ輕而守レ之以レ策。則十之五有レ在。上運レ五如レ行レ事。如二日月之終復一。此長有二天下一之道。謂之准道。

桓公。問二於管子一曰、請レ問二教數一。管子對曰。民之能明二於農事一者。置二之黃金一斤。直食八石一。民之能蕃二育六畜一者。置二之黃金一斤。直食八石一。民之能樹藝者。置二之黃金一斤。直食八石一。民之能樹二瓜瓠葷菜百果一。使二蕃育一者。置二之黃金

桓公、管子に問ひて曰く、教數を請ひ問ふと。管子對へて曰く、民の能く農事を明かにする者は、之に黃金一斤・直食八石を置け。民の能く六畜を蕃育する者は、之に黃金一斤・直食八石を置け。民の能く樹藝する者は、之に黃金一斤・直食八石を置け。民の能く瓜瓠葷菜百果を樹ゑ、蕃育せしむる者は、之に黃金一斤・直食八石を置け。民の能く民の疾病を已むる者は、之に黃金一斤・直食八石を置け。民の時を知りて、曰く、歲且に阨ならんとすと。曰く、某穀登らずと。曰く、某穀豐なりといふ者をば、之に黃金一斤・直食八石を置け。民の蠶桑に通じ、蠶をして疾病せざらしむる者をば、皆之に黃金一斤・直食八石を置け。謹みて其言を聽きて之を官に藏し、師旅の事をして、與る所なからしむ。此れ之を國策とする者なり。國用相靡して足り、相困して咨る。然る後に四隈に高下を置く。

天下。不通權策。其無能者矣。桓公曰。今行權。奈何。管子對曰。君通於廣狹之數。不以狹長廣。通於輕重之數。不以少長多。此國策之大者也。桓公曰。善。蓋天下。視海內。長譽而無止。爲之有道乎。管子對曰。有。曰。執守其數。準平其流。動於未形。而守事已成。物一也。而十。是九爲用。徐疾之數。輕重之策也。一可以爲十。十可以爲百。引十之半。而藏四。以五操事。在君之決塞。桓公曰。何謂決塞。管子曰。君不高仁。則國不相被。君不高慈孝。則民簡其親而輕過。此亂之至也。則君。請以國策十分之一者。樹表置高。鄉之孝子。聘之幣。孝子兄弟衆寡。不與師旅之事。樹表置高。而

ふかと。管子曰く、君、仁を高ばざれば則ち國相被らず(八)、君、慈孝を高ばざれば、則ち民其親を簡りて過(七)を輕んず。此れ亂の至りなり。則ち君、請ふ國策十分の一なる者を以て、表を樹てて高きに置き、鄕の孝子は、之を聘するに幣あり、孝子兄弟の衆寡は、師旅の事に與らしめざらん。表を樹て高きに置き、仁慈孝を高ばば、財散じて輕し。輕きに乘じて之を守るに策を以てすれば、則ち十の五は在るあり。上、五を運して事を行ふ如き、日月の終復する(九)が如し。此れ長く天下を有つの道なり。之を道に准ずと謂ふと。

(一)上陜の地　(二)中田也　(三)下田也　(四)出糧の數也　(五)卽也　(六)威天下を蓋ひ、德を海內に示し聲響を延長して止息なからしむ、之を爲すに道あるかと　(七)崇也　(八)覆也、相撫恤するをいふ　(九)日月の終りて又其始に復するが如きなり

謂國無制。地有量。管子對曰。高田十石。間田五石。庸田三石。其餘皆屬諸荒田。地量百畝。一夫之力也。粟賈一。粟賈十。粟賈三十。粟賈百。其在流策者。百畝從中千畝之策也。然則百乘從千乘也。千乘從萬乘也。故地有量國無策。桓公曰。善。今欲爲大國。大國欲爲

の量百畝は一夫の力なり。粟の賈一、粟の賈十、粟の賈三十、粟の賈百、其の流策に在る者、（五）百畝は從ち千畝の策に中るなり。然らば則ち百乘は從ち千乘なり、千乘は從ち萬乘なり。故に地に量ありて國に策なしと。桓公曰く、善し。今大國を爲めんと欲す。大國にして天下を爲めんと欲せば、權策に通ぜずんば、其れ能くする者無からんと。桓公曰く、今權を行ふこと奈何せんと。管子對へて曰く、君、廣狹の數に通ずれば、狹を以て廣を畏れず。輕重の數に通ずれば、少を以て多を畏れず。此れ國策の大なる者なりと。桓公曰く、善し。（六）天下を蓋ひ海内を視る、謦を長じて止むなし。之を爲すこと道あるかと。管子對へて曰く、有り。曰く、軌は其數を守り、准は其流を平かにし、未形に動きて事を已に成るに守る。物は一なり、而して十となる。是れ九、用を爲すと。徐疾の數、輕重の策あればなり。一以て十と爲すべく、十以て百と爲すべし。十の半を引きて四を藏し、五を以て事を操るは、君の決塞に在りと。桓公曰く、何を決塞と謂

故平則不レ平。民富則不レ如レ貧。委積則虛矣。此三權之失也已。桓公曰。守二三權一之數。奈何。管子對曰。大豐則藏レ分。阨亦藏レ分。桓公曰。阨者所二以益一也。何以藏レ分。管子對曰。隘則易レ益也。一可二以爲一レ十。十可二以爲一レ百。以レ阨守レ豐。阨之准數。一上レ十。豐之策數。十去レ九。則吾九。爲レ餘二於數一。策レ豐則三權皆在レ君。此之謂二國權一。

と。管子對へて曰く、大豐には則ち分を藏し、阨にも亦分を藏すと(三)。桓公曰く、(四)阨は益する所以なり、何を以て分を藏せんと。管子對へて曰く、隘なれば則ち益し易きなり。一以て十と爲すべく、十以て百と爲すべし。阨を以て豐を守り、阨の准數は、一、十に上り、豐の策數は、十に九を去る。則ち吾が九、數に餘ると爲す。(五)豐を策すれば則ち三權皆君に在り。此を之れ國權と謂ふと。

(一) 下必ず贏利を相求むる也 (二) 富豪に隷屬する也 (三) 半也 (四) 凶年也 (五) 能く豐年を計れば則ち府庫常に實つ、凶年も亦半を藏すべし、故に天地人の三權皆君に在りと也

桓公。問二於管子一曰。請二問國制一。管子對曰。國無レ制。地有レ量。桓公曰。何

桓公、管子に問ひて曰く、國制を請ひ問ふと。管子對へて曰く、國に制なくして地に量ありと。桓公曰く、何をか國に制なくして地に量ありと謂ふかと。管子對へて曰く、高田は十石、(一)間田は五石、(二)庸田は三石。其餘は皆諸を荒田に屬す。地

之参。三年與少半成歳。三十一年。而藏三十一年與少半藏参之一。不足以傷民。而農夫敬事力作。故天毀埊凶。旱水泆。民無入於溝壑乞請者也。此守時。以待天權之道也。桓公曰。善。吾欲行三權之數。爲之奈何。管子對曰。梁山之陽。綪絤夜石之幣。天下無有。管子曰。以守國穀。歳守一分。以行五年。國穀之重。什倍異日。管子曰。請立幣。國銅。以二年之粟顧之。立黔落。力重。與天下調。彼重則見射。輕則見泄。故與天下調。泄者失權也。見射者失策也。

失ふなり。射らるゝ者は策を失ふなり。

(一) 自ら重くして以て物を致す所なり (二) 僅かの食物すら得る能はずして子を賣りて之に代ふる者ありと也 (三) 少半は三分歳の一なり、歳に十分の三を守り三年に九分を得、又三分歳の一の守る處を加へて一分を得一歳十分の數を成すなり (四) 埊は地の古字 (五) 溢也、あふる、即ち歳旱潦すと雖も救荒備あり、故に民の溝壑に轉入するなく又道路に乞請する者なしと也 (六) 天地への權也 (七) 綪は赤繒、絤は綫也、夜石は未だ詳ならず、夜中光を發するが故に名づけしか (八) 以て國穀を守り、歳に一分を守りて售らずんば之を行ふこと五年、穀の民間に在るもの少く其貴必ず異日に什倍せんと也 (九) 錢を鑄るをいふ (一〇) 價也、あたひす (一一) 黔は黔首也、人民、落は村落 (一二) 我が輕きを射取らるゝ也

不備天權。下相求備准。下陰相隸。此刑罰之所起。而亂之之本也。

天權を備へざれば、下に相求めて准に備へ、下陰に相隸す。此れ刑罰の起る所にして、之を亂すの本なり。故に平は則ち平ならず、民富めば則ち貧に如かず、委積すれば則ち虚し。此れ三權の失なりと。桓公曰く、三權を守るの數奈何せん

以レ令爲レ權。失二天之權一。則人地之權亡。桓公曰。何謂下失二天之權一。則人地之權亡上。管子對曰。湯七年旱。禹五年水。民之無レ饘賣レ子者。湯以二莊山之金一鑄レ幣。而贖二民之無レ饘賣レ子者一。禹以二歷山之金一鑄レ幣。而贖二民之無レ饘。賣レ子者一。故天權失。人地之權皆失也。故王者。歲守二十分

の水あり。民の饘(一)なくして子を賣る者あり。湯は莊山の金を以て幣を鑄て、民の饘なくして子を賣る者を贖ふ。禹は歷山の金を以て幣を鑄て、民の饘なくして子を賣る者を贖ふ。故に天の權失へば、人地の權皆失ふなり。故に王者は、歲に十分の三を守り、三年(三)と少半と與にして歲を成す。三十一年にして十一年と少半とを藏す。參の一を藏するも、以て民を傷るに足らずして、農夫は事を敬みて力作す。故に天毀れ埊(四)凶に、旱水泆(五)するも、民の溝壑に入りて乞請する者なきなり。此れ時を守りて以て天權を待つの道なりと。桓公曰く、善し。吾れ三(六)權の數を行はんと欲す、之を爲すこと奈何せんと。管子對へて曰く、梁山の陽、(七)綪綖夜石の幣、天下に有るなしと。管子曰く、(八)以て國穀を守り、歲に一分を守り、以て五年を行はば、國穀の重、異日に什倍せんと。管子曰く、請ふ、幣を立て(九)ん。國銅二年の粟を以て之を顧(一〇)し、黔落(一一)を立つ。力重きときは、天下と調す。彼れ重ければ則ち射られ(一二)、輕ければ則ち泄さる。故に天下と調す。泄さるゝ者は權を

之薪也。國穀之朝夕在上。山林廩械器之高下在上。春秋冬夏之輕重在上。行田疇。田中有木者。謂之穀賊。宮中四榮。樹其餘。曰害女功。宮室械器。非山無所仰。然後。君立三等之租於山。曰。握以下者爲柴楂。把以上者爲室奉。三圍以上爲棺槨之奉。柴楂之租若干。室奉之租若干。棺槨之租若干。○管子曰。鹽鐵撫軌。穀一廩十。君常操九。民衣食而繇。下安無怨咎。去其田賦。以租其山。巨家重葬其親者。服重租。小家菲葬其親者。服小租。巨家美修其宮室者。服重租。小家爲室廬者。服小租。上立軌於國。民之貧富。如加之以繩。謂之國軌。

恒稅にあらざる也〔二〕材を買ふこと多し、故に重租に被服せしむ〔三〕廬は小居也〔四〕平均すること一の如く貧富大小の異なき也

山權數第七十五

管子輕重八

桓公問管子曰。請問權數。管子對曰。天以時爲權。地以財爲權。人以力爲權。君

桓公、管子に問ひて曰く、〔一〕權數を請ひ問ふと。管子對へて曰く、天は時を以て權と爲し、地は財を以て權と爲し、人は力を以て權と爲し、君は令を以て權と爲す。天の權を失はば、則ち人地の權亡びんと。桓公曰く、何をか天の權を失へば、則ち人地の權亡ぶと謂ふかと。管子對へて曰く、湯には七年の旱あり、禹には五年

請毆之。顚齒量其高壯。曰。國爲師旅。戰車毆就。斂子之牛馬。上無幣。請以穀視市櫎。而庚子牛馬。爲上粟。二家立貲。散其粟反准。牛馬歸於上。〇管子曰。請立貲於民。有田倍之。內毋有其外。外皆爲貲壤。被鞍之馬千乘。齊之戰車之具。具於此。無求於民。此去丘邑

所なし。然る後に君は三等の租を山に立つ。曰く、握(一七)以下の者を柴楂と爲し、把(一八)以上の者を室奉と爲し、三圍以上を棺槨の奉と爲す。柴楂の租は若干、室奉の租は若干、棺槨の租は若干と。〇管子曰く、鹽鐵軌に撫(一九)ふときは、穀一なるも十を稟す。君常に九を操り、民衣食して繇すれば、下安ぞ怨咎無らん。其田賦(二〇)を去りて、以て其山に租せん。巨家の其親を重く葬る者は、重租を服し、小家の其親を菲く葬る者は、小租を服す。巨家の其宮室を美修する者は、重租(二一)を服し、小家の室廬(二二)の爲にする者は、小租を服す。上、軌を國に立つれば、民の貧富、之に(二三)加ふるに繩を以てするが如し。之を國軌と謂ふと。

(一) 貨財を量る官 (二) 黃金及び幣貨、貨幣は刀布也 (三) 山田は地瘠せて收少し (四) 周の地名 (五) 金を布きて之を慰撫し以て其穀を致す、故に國穀の多く再び十倍に至る (六) 牛馬の產地 (七) 驅りて貲らんとする也 (八) 顚は頭也凡そ老少を察するに牛は其頭を視、馬は其齒を視る (九) 戰車を驅りて之に就き以て買子の牛馬を斂むと也 (一〇) 價の貴き也 (一一) 四井を邑と曰ひ四邑を丘と曰ふ、兵馬戰車の具此より出づ、今貲を立つ、故に其藉去るべきなり (一二) 貴賤といふに同じ (一三) 藏する所の械器なり (一四) 疇は麻田也、田中に木あれば必ず穀を害すふ (一五) 巡視也 (一六) 周垣を宮といふ (一七) 隻手圍む所をいふ (一八) 握に同じ (一九) 循也 (二〇) 兵賦をいふ、

官。桓公曰。奈何。管子對曰。龍夏之地。布黄金九千。以幣貨金。巨家以金。小家以幣。周岐山。至於崢丘之西塞丘者。山邑之田也。布幣。稱貧富而調之。周壽陵而東。至少沙者。中田也。據之以幣。巨家以金。小家以幣。三壤已撫。而國穀再什倍。梁渭陽瑣之牛馬滿齊衍。

家は幣を以てす。周の岐山より、崢丘の西塞丘に至るまでは、山邑の田なり。幣を布き貧富に稱うて之を調す。周の壽陵よりして東のかた少沙に至るまでは中田なり。之に據るに幣を以てし、巨家は金を以てし、小家は幣を以てす。三壤已に撫して、國穀再び什倍。梁の渭陽瑣の牛馬齊衍に滿つるときは、之を毆らんと請ふ。顚齒もて其高壯を量る。曰く、國、師旅の爲に戰車毆り就き、子の牛馬を斂めん。上に幣なし。謂ふ、穀を以て市擴に視て、子の牛馬を庚ひ、爲に粟を上らんと。二家貲を立て、其粟を散じて反准すれば、牛馬上に歸せり。○管子曰く、請ふ、貲を民に立てん。田ある之を倍にし、内其外ある毋く、外皆貲壤と爲らん。鞍を被るの馬千乘、齊の戰車の具此に具りて、民に求むる無けん。此れ丘邑の藉を去るなり。國穀の朝夕上に在り。山林廩械器の高下上に在り。春秋冬夏の輕重上に在り。田疇を行るに、田中に木ある者を、之を穀賊と謂ふ。宮中四に其機を桑樹にするを、女功を害すと曰ふ。宮室械器、山にあらざれば仰ぐ

之所ㇾ發。泰冬民令之所ㇾ止。令之所ㇾ發。此皆民所ニ以時守一也。此物之高下之時也。此民之所ニ以相并兼一之時也。君守ニ諸四務一。桓公曰。何謂ニ四務一。管子對曰。泰春。民之且ㇾ所ㇾ用者。君已廩ㇾ之矣。泰夏。民之且ㇾ所ㇾ用者。君已廩ㇾ之矣。泰秋。民之且ㇾ所ㇾ用者。君已廩ㇾ之矣。泰冬。民之且ㇾ所ㇾ有者。君已廩ㇾ之矣。泰春功布日。春縑衣。夏單衣。捍ニ籠纍。箕。勝籯。屑糗。若干日之功。用人若干。無ㇾ賞之家。皆假ㇾ之。械器勝籯屑糗公衣。功已而歸ㇾ公。衣折ㇾ券。故力出ニ於民一。而用出ニ於上一。春十日。不ㇾ害ニ耕事一。夏十日。不ㇾ害ニ芸事一。秋十日。不ㇾ害ニ斂實一。冬二十日。不ㇾ害ニ除田一。此之謂ニ時作一。

力は民に出でて用は上に出づ。春十日耕事を害せず、夏十日芸事を害せず、秋十日斂實を害せず、冬二十日除田を害せず、此をこれ時作と謂ふと。

㊀ 價の貴き也 ㊁ 其數の未だ形れざる前に布く也 ㊂ 天生ずる所の財也 ㊃ 發は徭也、徭役をいふ ㊄ 山澤の禁發するところをいふ、民令は民に令する也 ㊅ 四時の令を守るをいふ ㊆ 百姓の四時に務むる所をいふ ㊇ 廩は藏也、人の要する所先づ皆之を備へよと也 ㊈ 春事の令を民に布く日 ㊉ 縑は絣也表裡具る者をいふ (十一) 功と人とに應じて之を貸す也 (十二) 借時入れし所の債券を帳消しにする也

桓公曰。善。吾欲ㇾ立ニ軌官一。爲ㇾ之奈何。管子對曰。鹽鐵之策。足ニ以立ニ軌

桓公曰く、善し。吾れ軌官(一)を立てんと欲す、之を爲す奈何せんと。管子對へて曰く、鹽鐵の策は、以て軌官を立つるに足ると。桓公曰く、奈何せんと。管子對へて曰く、龍夏の地、黄金九千を布くに、(二)幣貨金を以てす。巨家は金を以てし小

出萬物、隆而止。國執布於未形、據其已成、乘令而進退。無求於民。謂之國執。桓公問於管子曰、不藉而贍國、爲之有道乎。管子對曰。執守其時、有官天財、何求於民。桓公曰。何謂官天財。管子對曰、泰春民之功繇。泰夏民之令之所止、令之所發。泰秋民令之所止。令

に問ひて曰く、藉せずして國を贍さんとす、之を爲すこと道あるかと。管子對へて曰く、其時を執守し、(三)天財を官にする有らば、何ぞ民に求めんと。桓公曰く、何をか天財を官にすと謂ふかと。管子對へて曰く、泰春は民の功繇あり。(四)泰夏は民の令の止る所、令の發する所。泰秋は民令の止る所、令の發する所。(五)泰冬は民令の止る所、令の發する所、此れ皆民の時守する所以なり。(六)此れ物の高下の時なり、此れ民の相兼幷する所以の時なり。君諸を四務に守れと。(七)桓公曰く、何をか四務と謂ふかと。管子對へて曰く、泰春に民の且に用ふる所あらんとする者は、君已に之を廩せよ。(八)泰夏に民の且に用ふる所あらんとする者は、君已に之を廩せよ。泰秋に民の且に用ふる所あらんとする者は、君已に之を廩せよ。泰冬に民の且に用ふる所あらんとする者は、君已に之を廩せよ。泰春功布の日、(九)春は縑衣、夏は單衣、籠纍、箕、勝籯、屑糗を捍へ、(一〇)若干日の功、人を用ふること若干、貲なきの家は皆之を假す(一一)械器勝籯屑糗公衣、功已れば公に歸し、衣、券を折る。(一二)故に

其不贍、未淫失也。高田。以時撫於主上。坐長加十也。女貢織帛。苟合於國奉者。皆置而券之。以鄕櫎市准曰。上無幣有穀。以穀准幣。

と十倍なるに據り、穀を環して假幣に應ずれば、國幣の九は上に在り、一は下に在り、幣重くして萬物輕し。

（一）量度の章程也 （二）此れ輕重を和調するの大量なりと也 （三）臣乘馬幣穀相准ずるの法也 （四）之を生ずる者寡く之を食する者多きなり （五）中田なり （六）比年也 （七）上映の田也 （八）民也 （九）寄する所の幣也 （一〇）淫は大也 （一一）奉は供也、國の供用する所に合ふ者 （一二）之を證券にして金錢を予へずと也 （一三）富豪也、委は置也、貲は貨也 （一四）遊觀也 （一五）穀賈也 （一六）出糶を許さずと也 （一七）更に穀價を定むる也 （一八）四縣を都といふ

環穀而應筴。國奉決穀反准賦。軌幣。穀廩重有加十。謂大家委貲家曰。上且修游。人出若干幣。謂鄕縣曰。有實者。皆勿左右。不贍。則且爲人馬假其食民。鄕縣四面。皆櫎穀。坐長而十倍。上下令曰貲家假幣。皆以穀准幣。直幣而庚之。穀爲下。幣爲上。百都百縣軌。據穀坐長十倍。環穀而應假幣。國幣之九在上。一在下。幣重。而萬物輕。斂萬物。應之以幣。幣在下。萬物皆在上。萬物重十倍。府官以市櫎。

萬物を斂めて之に應ずるに幣を以てせば、幣は下に在り、萬物は皆上に在り、萬物の重十倍、府官市櫎を以て萬物を出し、隆くして止む。國軌未形に布き、其已成に據り、令に乘じて進退し、民に求むるなき之を國軌と謂ふと。桓公、管子

餘二於其人食一者。謹置二公幣一焉。大家衆。小家寡。山田間田。曰。終歲其食。不レ足二於其人一若干。則置二公幣一焉。以滿二其准。重歲豐年。五穀登。謂二高田之萌一曰。吾所レ寄二幣於子一者若干。鄉穀之櫎若干。請爲レ子什減レ三。穀爲上。幣爲下。高田撫二間田一。山不レ被レ穀十倍。山田以二君寄幣一振二

く、吾が幣を子に寄する所の者若干、鄉穀の櫎若干。請ふ、子の爲に什に三を減ぜんと。穀爲に上り、幣爲に下る。高田は間田を撫すれども、山の穀を被らざること十倍なれば、山田は君の寄幣を以て、其の贍らざるを振ふも、未だ淫失（一〇）せざるなり。高田は時を以て主上（九）に撫せらる、坐ながら長ずること十を加ふ。女は織帛を貢し、苟も國奉（一一）に合する者は、皆置きて之を券（一二）にす。鄉櫎市准を以てして曰く、上に幣なくして穀あれば、穀を以て幣に准し、穀を環らして策に應ずと。國奉あれば穀を決し、反りて准賦し幣を軌す。穀廩の重十を加ふるあり。大家（一三）委貲家に謂つて曰く、上且（一四）に游を修めんとす、人ごとに若干幣を出せと。鄉縣に謂つて曰く、實（一五）ある者皆左右（一六）する勿れ。贍らずんば則ち且に人馬の爲に其食を民に假らんとすと、鄉縣四面皆穀を櫎（一七）にし、坐ながら長じて十倍なれば、上は令を下して曰く、貲家の假幣は、皆穀を以て幣に准し、幣に直てて之を庚へと。穀爲に下り幣爲に上る（一八）。百都百縣の軌には、穀の坐ながら長ずるこ

業一直レ時而擴レ之。終歲人已衣被之後。餘衣若干。別二群軌一。相二壤宜一。桓公曰。何謂下別二羣軌一。相中壤宜上。

管子對曰。有二莞蒲之壤一。有二竹箭檀柘之壤一。有二氾下漸澤之壤一。有二水潦魚鼈之壤一。今四壤之數。君皆善官而守レ之。則籍二於財物一。不レ籍二於人畝一。十畝之壤。君不二以レ軌守一。則民且レ守レ之。民有二過移長一レ力。不二以レ本爲一レ得。此君失也。桓公曰。軌意安出。管子對曰。不三陰據二其軌一者。下制二其上一。桓公曰。此若言何謂也。管子對曰。某鄉田若干。食者若干。某鄉之女事若干。餘衣若干。謹行二州里一曰。田若干。人若干。人衆田不レ度レ食若干。

て曰く、田若干、人若干、人衆きときは、田、食を度さざること若干と。

(一) 官は職也、事也、國を官にすとは國中有する所の者をして盡く其職事に服せしむる也、軌は量也 (二) 度量の法也 (三) 支用に准擬する所の數なり (四) 貴也 (五) 應ずる也 (六) 濟也、すくふ也 (七) 價を定むる也 (八) 他人と自己と也 (九) 席をつくるもの (一〇) 箭は小竹、檀は强韌以て車輻をつくるべし、柘は桑に似たり以て蠶を飼ふべし (一一) 守也

曰。田若干。餘食若干。必得二軌程一。此調之泰軌也。然後調二立環乘之幣一。田軌之有レ

曰く、田若干、餘食若干、必ず軌程(一)を得るは、此れ調(二)の泰軌なり。然る後に環(三)乘の幣を調立す。田軌の其人食に餘ある者は、謹みて公幣を置く。(四)大家衆く小家寡く、山田(五)閒田なれば、曰く、終歲其食其人に足らざること若干と。則ち公幣を置きて以て其准を滿たす。(六)重歲豐年、五穀登れば、(七)高田の(八)萌に謂つて曰

有軌。人事有軌。幣有軌。縣有軌。國有軌。不通於軌數。而欲爲國不可。桓公曰。行軌數奈何。對曰。某鄉田若干。人事之准若干。穀重若干。曰。某縣之人若干。田若干。幣若干。而中用。穀重若干。而中幣。終歲度人食。其餘若干。曰。某鄉女勝事者終歲績。其功業若干。以功

（三）軌數を行ふこと奈何せんと。對へて曰く、某鄉の田若干、人事の（四）准若干、穀の重（五）若干と。曰く、某縣の人若干、田若干、幣若干にして用に中る。穀重若干にして幣に中る。終歲人食を度（六）す、其餘若干と。曰く、某鄉の女の事に勝ふる者、終歲績して其功業若干、功業を以て時に直（七）てて之を擴す、（八）終歲人已に衣被の後、餘衣若干、羣軌を別ち壤宜を相ると。桓公曰く、何をか羣軌を別ち、壤宜を相ると謂ふかと。管子對へて曰く、（九）莞蒲の壤あり、（一〇）竹箭檀柘の壤あり、氾下漸澤の壤あり。水潦魚鼈の壤あり。今四壤の數、君皆善く官して之を守らば、則ち財物に籍して人畝に籍せず、十畝の壤、君、軌を以て守らざれば、則ち民且に之を守らんとす。民に過移して力を長ずるあらば、本を以て得と爲さず。此れ君の失なりと。桓公曰く、軌意安くにか出でんと。管子對へて曰く、陰に其軌を據（一一）らざる者は、下其上を制すと。桓公曰く、此の若の言は何の謂ぞやと。管子對へて曰く、某鄉の田若干、食する者若干、某鄉の女事若干、餘衣若干、謹みて州里を行り

乘可レ反也。千乘之國。封二天財之所レ殖。械器之所レ出。財物之所レ生。視二歲之滿虛一。而輕二重其祿一。然後千乘可レ足也。萬乘之國。守二歲之滿虛一。乘二民之緩急一。正二其號令一。而御二其大准一。然後萬乘可レ資也。玉起二於禺氏一。金起二於汝漢一。珠起二於赤野一。東西南北。距レ周七千八百里。水絕壤斷。舟車不レ能レ通。先王爲二其途之遠。其至之難一。故託二用於其重一。以二珠玉一爲二上幣一。以二黃金一爲二中幣一。以二刀布一爲二下幣一。三幣。握レ之。則非レ有レ補二於煖一也。食レ之。則非レ有レ補二於飽一也。先王以守二財物一。以御二民事一。而平二天下一也。今人君籍二求於民一。令曰。十日而具。則財物之賈。什去レ一。令曰。八日而具。則財物之賈。什去レ二。令曰。五日而具。則財物之賈。什去レ半。朝令而夕具。則財物之賈。什去レ九。先王知二其然一。故不レ求二於萬民一。而籍二於號令一也。

也 (八) 麢擭 功ある者は亦賞を分ちて之を祿すと也 (九) 事に死せし者の孤の父に繼ぐ者 (一〇) 列也 (一一) 軌は量也、符は符節也 (一二) 貴族といふに同じ (一三) 財の人功を假らずして生ずる者 (一四) 利を專にして自ら私し民と之を共にせざる也 (一五) 豐凶也 (一六) 時價の大なる者 (一七) 錢也、刀は其利を取り布は其徧をとる

桓公問二管子一曰。請問官レ國軌。管子對曰。田有レ軌。人有レ軌。用有レ軌。鄉

山國軌第七十四　　管子輕重七

桓公、管子に問ひて曰く、(一)國を官するの軌を請ひ問ふと。管子對へて曰く、田に軌あり　人に軌あり、用に軌あり、鄉に軌あり、人事に軌あり、幣に軌あり、縣に軌あり、國に軌あり。軌數に通ぜずして、國を爲めんと欲するは不可なりと。桓公曰く、

外分壤而功列陳。繫獲虜分賞而祿。是壤地盡於功賞。而稅藏殫於繼孤也。是特名羅於爲君耳。無壤之有。號有百乘之守。而實無尺壤之用。故謂託食之君。然則大國內款。小國用盡。何以及此。曰。百乘之國。官賦軌符。乘四時之朝夕。御之以輕重之准。然後百

と七千八百里、水絶ち、壤斷ちて、舟車通ずる能はず。先王其途の遠く、其至るの難きが爲に、故に用を其重きに託す。珠玉を以て上幣と爲し、黃金を以て中幣と爲し、刀布（七）を以て下幣と爲す。三幣、之を握るも則ち煖に補あるにあらざるなり。之を食ふも則ち飽に補あるにあらざるなり。先王以て財物を守り、以て民事を御して天下を平にせしなり。今人君、民に藉求し、令して曰く、十日にして具へよと。則ち財物の賈、什に一を去る。令して曰く、八日にして具へよと。則ち財物の賈、什に二を去る。令して曰く、五日にして具へよと。則ち財物の賈、什に半を去る。朝に令して夕に具へよと。則ち財物の賈、什に九を去る。先王其の然るを知る、故に萬民に求めずして、號令に藉するなり、

（一）抵は觸也、前に萬乘の國あり、動もすれば其前を侵伐す、觸角の人に觸るゝがごとし、故に小國の後に在るをなづけて抵國といふ　（二）鄰距なり、後に萬乘の國あり動もすれば其後を衝擊すること、鄰距の物を擊つがごとし、故に小國の前に在る者を名づけて距國といふ　（三）四達を衢といふ　（四）託は寄也　（五）中は得也、中得ずとは恐怒をいふ　（六）釁に通ず、受也　（七）列は裂と通ず、大臣戰死すれば地を分ちて之を封じ功烈朝に陳列せらると

謂二之距國一。壤正方。四面受レ敵謂二之衢國一。以二百乘一衢處。謂二之託食之君一。千乘衢處。壤削少半。萬乘衢處。壤削太半。何謂二百乘衢處。託食之君一也。夫以二百乘一衢處。危二慴圍三阻千乘萬乘之間一。夫國之君。不二相中一。擧レ兵而相攻。必以爲二扞格蔽圉之用一。有二功利一。不レ得レ鄕。大臣死二於

乘衢處を託食の君と謂ふ。夫れ百乘を以て衢處すれば、千乘萬乘の間に危慴圍阻す。夫れ國の君相中(五)らずして、兵を擧げて相攻むるときは、必ず以て扞格蔽圉の用を爲す。功利あるも鄕(六)くるを得ず。大臣外に死すれば、壤を分ちて功列陳せ(七)らる。(八)獲虜を繫纍すれば、賞を分ちて祿す。是れ壤地功賞に盡きて、秘藏纖(九)孤に殫くるなり。是れ特に名は君たるに羅(一〇)るのみ。壤の有なし。號は百乘の守あるも、實は尺壤の用なし。故に託食の君と謂ふ。然らば則ち大國款を內れ、小國用盡きば、何を以て此に及ばん。曰く、百乘の國、官(一一)軌符を賦し、四時の朝(一二)夕に乘じ、之を御するに輕重の准を以てし、然る後に百乘及ぶべきなり。千乘の國、(一三)天財の殖する所、械器の出づる所、財物の生ずる所(一四)を封じ、歲の滿虛(一五)を視て其祿を輕重す、然る後に千乘足すべきなり。萬乘の國、歲の滿虛を守り、民の緩急に乘じ、其號令を正して其大(一六)准を御す、然る後に萬乘資すべきなり。玉は禺氏より起り、金は汝漢より起り、珠は赤野より起る。東西南北、周を距るこ

佐籍於食中。歳之穀。糴石十錢。大男食四石。月有四十之籍。大女食三石。月有三十之籍。吾子食二石。月有二十之籍。歳凶穀貴。糴石二十錢。則大男有八十之籍。大女有六十之籍。吾子有四十之籍。是非人君發號令收穡而戸籍也。彼人君守其本委謹。而男女諸君吾子。無不服籍者也。一人廩食。十人得餘。十人廩食。百人得餘。百人廩食。千人得餘。夫物多則賤。寡則貴。散則輕。聚則重。人君知其然。故視國羨不足。而御其財物。穀賤。則以幣予食。布帛賤。則以幣予衣。視物之輕重而御之以准。故貴賤可調。而君得其利。

穀賤しければ則ち幣を以て食を予へ、布帛賤しければ則ち幣を以て衣を予ふ。物の輕重を視て之を御するに准を以てす。故に貴賤調すべくして君其利を得。

㊀ 次第也　㊁ 廡は廊なり、卽ち李唐に行ひし所の間架錢なり　㊂ 民其數を減じ以て籍を避く、是れ生育を止むるなり　㊃ 家長也、人月ごとに三十錢を籍すれば下情上を離る　㊄ 本業を有する者　㊅ 餘也、游民をいふ　㊆ 金幣也　㊇ 穡は斂也　㊈ 委は末也

前有萬乘之國。而後有千乘之國。謂之抵國。前有千乘之國。而後有萬乘之國。

前に萬乘の國有りて、後に千乘の國ある、之を抵國㊀と謂ふ、前に千乘の國ありて、後に萬乘の國ある、之を距國㊁と謂ふ。壤正方にして四面敵を受くる、之を衢國㊂と謂ふ。百乘を以て衢處する、之を託食㊃の君と謂ふ。千乘にして衢處すれば、壤削らるゝこと少半。萬乘にして衢處すれば、壤削らるゝこと大半。何をか百

爲敵。則不俱平。故人君御穀物之秩。相勝。而操事於其不平之間。故萬民無藉。而國利歸於君也。夫以室廡藉。謂之毀成。以六畜藉。謂之止生。以田畝藉。謂之禁耕。以正人藉。謂之離情。以正戶藉。謂之養嬴。五者不可畢用。故王者。徧行而不盡也。故天子藉於幣。諸

れ室廡を以て藉する、之を成を毀ると謂ひ、六畜を以て藉する、之を生を止むと謂ひ、田畝を以て藉する、之を耕を禁ずと謂ひ、正人を以て藉する、之を情を離すと謂ひ、正戶を以て藉する、之を嬴を養ふと謂ふ。五者畢く用ふべからず、故に王者偏行して盡さざるなり。故に天子は幣に藉し、諸侯は食に藉す。中歳の穀は、糶石に十錢、大男四石を食めば、月に四十の藉あり。大女三石を食めば、月に三十の藉あり。吾子二石を食めば、月に二十の藉あり。歳凶にして穀貴く、糶石に二十錢ならば、則ち大男に八十の藉あり、大女に六十の藉あり、吾子に四十の藉あり。是れ人君號令を發し、收穡して戶ごとに藉するにあらざるなり。彼の人君、其本委を守ること謹みて、男女諸君吾子、藉に服せざる者なきなり。一人廩食すれば十人餘を得、十人廩食すれば、百人餘を得、百人廩食すれば千人餘を得。夫れ物多ければ則ち賤しく、寡ければ則ち貴し。散ずれば則ち輕く、聚むれば則ち重し。人君其の然るを知る。故に國の羨不足を視て其財物を御す、

輕。民不足。則重之。故人君。散之以重。斂積之以輕。散行之以重。故君必有什倍之利。而財之櫎。可得而平也。○凡輕重之大利。以重射輕。以賤泄平。萬物之滿虛。隨財。准平不變。衡絕而則重見。人君知其然。故守之以准平。使萬室之都。必有萬鍾之藏。藏繦千萬。使千室之都。必有千鍾之藏。藏繦百萬。春以奉耕。夏以奉芸。耒耜械器。種饟糧食。畢取贍於君。故大賈蓄家。不得豪奪吾民矣。然則何。君養其本謹也。春賦以斂繒帛。夏貸以收秋實。是故民無廢事。而國無失利也。

なり。

(一) 錢を予へ以て之を買ふ者なしと也　(二) 錢賈也　(三) 價の功力に半にして錢を予へ之を買ふ者なしと也　(四) 委は置也　(五) 治也　(六) 月平也、君、輕重に從ひて之を斂散す、故に月平太だ貴賤なきなり、漢世常平倉の法蓋し此に本づく　(七) 物重し、我が重を以て鄰國の輕を射取す、物輕し、我が輕を以て平價の地に泄注す、貴賤を調ふる所以なり　(八) 財は貨幣をいふ、金幣滿つれば則ち物隨ひて滿ち金幣虛しければ則ち物隨ひて虛し　(九) 平也　(一〇) 均也　(一一) 供也　(一二) 種は穀種也、午飯を饋るを饟といふ糧は行旅に齎す所なり　(一三) 足也　(一四) 賦は布也

凡五穀者。萬物之主也。穀貴。則萬物必賤。穀賤。則萬物必貴。兩者

凡そ五穀は、萬物の主なり。穀貴ければ則ち萬物必ず賤しく、穀賤しければ則ち萬物必ず貴し。兩者敵を爲せば、則ち倶に平かならず。故に人君は、穀物の秩を御し、相勝ちて事を其不平の間に操る。故に萬民籍なくして、國利君に歸す。夫

歲食人食。故來歲之民不足也。物適賤。則半力而無予。民事不償其本。物適貴。則什倍而不可得。民失其用。然則豈財物固寡。而本委不足也哉。夫民利之時失。而物利之不平也。故善者。委施於民之所不足。操事於民之所有餘。夫民有餘。則輕之。故人君。斂之以

の時失ひて、物利の平かならざればなり。故に善者は、民の足らざる所に委施して、事を民の餘りある所に操る。夫れ民に餘りあれば則ち之を輕んず。故に人君之を斂むるに輕を以てす。民足らざれば則ち之を重くす。故に人君之を散ずるに重を以てす。之を斂積するに輕を以てし、之を散行するに重を以てす。故に君必ず什倍の利あり。而して財の横(六)、得て平にすべきなり。〇凡そ輕重の大利は、重(七)を以て輕を射、賤を以て平を泄す。(八)萬物の滿虛は財に隨ふ。准(九)平にして變ぜず、衡(一〇)絶えて則ち重見る。人君其の然るを知る、故に之を守るに准平を以てし、萬室の都をして必ず萬鍾の藏あらしめ、繦を藏すること千萬。千室の都をして必ず千鍾の藏あらしめ、繦を藏すること百萬。春は以て耕に奉じ(一一)、夏は以て芸に奉じ、耒耜(一二)械器、種饟糧食、畢く贍る(一三)ことを君に取る。故に太賈蓄家、吾民を豪奪するを得ず。然らば則ち何ぞや、君其本を養ふこと謹めば、春(一四)賦は以て繒帛を斂め、夏貸は以て秋實を收む。是の故に民に廢事なくして、國に失利なき

行。萬民之不治。貧富之不齊也。且君引錣量用。耕田發草上。得其數矣。民人所食。人有若干步畝之數矣。計本量委。則足矣。然而。民有飢餓不食者何也。穀有所藏也。人君鑄錢立幣。民庶之通施也。人有若干百千之數矣。然而人事不及。用不足者何也。利有所并也。然則人君。非能散積聚均羨不足。分并財利。而調民事上也。則君雖彊本趣耕。而自爲鑄幣而無已。乃今使民下相役耳。惡能以爲治乎。

本(五)償也(六)蓄也、人君貧富を調和して之を均一にする能はず、故に民產の相百倍する者あるなり(七)蓄也(八)伐也(九)田の生ずる所のもの(一〇)末也、人の食ふ所をいふ(一一)富豪の家に藏するをいふ(一二)通として用ふるをいふ、鏹は用也(一三)餘也

歲適美。則市糶無予。而狗彘食人食。歲適凶。則市糴釜十繦。而道有餓民。然則豈壤力固不足而食固不贍也哉。夫往歲之糶賤狗

歲適ま美なれば、則ち市糶予ふるなくして、狗彘人の食を食ふ。歲適ま凶なれば、則ち市糴釜ごとに十繦(一二)にして、道に餓民あり。然らば則ち豈に壤力固より足らずして、食固より贍らざらんや。夫れ往歲の糶賤しくして、狗彘人の食を食ふ。故に來歲の民は、足らざるなり。物適ま賤しければ、則ち(一三)力を半にして予ふるなし。民事其本を償はず。物適ま貴ければ則ち什倍して得べからず。民其用を失ふ。然らば則ち豈に財物固より寡くして、本委足らざらんや。夫の民利

有ニ緩急一。故物有ニ輕重一。然而人君不レ能レ治。故使下蓄賈游レ市。乘ニ民之不レ給。百ニ倍其本上。分レ地若レ一。彊者能守。分レ財若レ一。智者能收。智者有下什ニ倍人一之功上。愚者有ニ不レ賡レ本之事一。然而人君不レ能レ調。故民有ニ相百倍之生一也。夫民富。則不レ可ニ以レ祿使一也。貧則不レ可ニ以レ罰威一也。法令之不レ

事あり。然り而して人君は調ふること能はず。故に民に相百倍するの生あるなり。夫れ民富めば、則ち祿を以て使ふべからざるなり。貧しければ則ち罰を以て威す(六)べからざるなり。法令の行はれざる、萬民の治らざる、貧富齊しからざればなり。且つ君、鐵を引き用を量り、田を耕し草を發する上に、其數を得たり。民人の食ふ所、人に若干歩畝の數あり(七)。本を計り委を量れば(八)(九)(一〇)、則ち足る。然り而して民に飢餓食はざる者あるは何ぞや。穀藏する所あればなり(一一)。人君の錢を鑄幣を立つるは、民庶の通施なり(一二)。人に若干百千の數あり。然り而して人事及ばず、用足らざる者は何ぞや、利拚する所あればなり。然らば則ち人君能く積聚を散じ、羨不(一三)足を均しくし、財利を分拚し、民事を調ふるにあらざれば、則ち君、本を彊くし耕を趣し、而して自ら幣を鑄るを爲して已むなしと雖も、乃ち今民下をして相役せしめんのみ。惡ぞ能く以て治を爲さんや。

(一) 死力を盡さざるをいふ　(二) 令の緩なる所は其物必ず輕く、令の急なる所は其物必ず重し　(三) 富賈　(四) 責

洽二於上一也。租籍者。所二以彊求一也。租稅者。所二慮而請一也。王覇之君。去三其所二以彊求一。廢三其所二慮而請一。故天下樂從也。○利出二於一孔一者。其國無レ敵。出二二孔一者。其兵不レ詘。出二三孔一者。不レ可三以擧二兵。出二四孔一者。其國必亡。先王知二其然一。故塞二民之養一。隘二其利途一。故予レ之在レ君。奪レ之在レ君。貧レ之在レ君。富レ之在レ君。故民之戴レ上如二日月一。親レ君若二父母一。凡將レ爲レ國。不レ通二於輕重一。不レ可レ爲二籠以守一レ民。不レ能レ調二通民利一。不レ可三以語二制爲二大治一。

を利する者のために死すと也　(一五)示也　(一六)藉は賦也、上始め給する所なし、事に因りて之を藉　故に彊求といふ　(一七)稅は田租也、民に給するに田を以てす、其の得る所を度りて之に稅す故に慮請といふ　(一八)穴也、一孔よりとは專ら君より出づるをいふ　(一九)二孔は君と相と也、三四孔といふは臣民より分出するをいふ　(二〇)衣食住をいふ　(二一)包也

是故。萬乘之國。有二萬金之賈一。千乘之國。有二千金之賈一。然者何也。國多失レ利。則臣不レ盡二其忠一。士不レ盡二其死一矣。歲有二凶穰一。故穀有二貴賤一。令

是の故に、萬乘の國には萬金の賈あり、千乘の國には千金の賈あり。然る者は何ぞや。國多く利を失へば、則ち臣其忠を盡さず、士其死を盡さざるなり。(二二)歲に凶穰あり、故に穀に貴賤あり。令に緩急あり、故に物に輕重あり。(二三)然り而して人君治むる能はず、故に蓄賈をして市に游び、民の給せざるに乘じて、其本を(二四)百倍せしむ。地を分つこと一の若きも、彊き者は能く守る。財を分つこと一の若きも、智者は能く收む。智者は人に什倍するの功あり、愚者は本を(二五)償はざるの

挾其食。守其用。據有餘。而制不足。故民無不累於上也。五穀食米。民之司命也。黃金刀幣。民之通施也。故善者執其通施。以御其司命。故民力可得而盡也。夫民親信而死利。海內皆然。民予則喜。奪則怒。民情皆然。先王知其然。故見予之形。不見奪之理。故民愛可

び、奪へば則ち怒るは、民情皆然り。先王其の然るを知る、故に予ふるの形を見(五)して、奪ふの理を見さず。故に民の愛は上に洽かるべきなり。(六)租藉は彊ひて求むる所以なり。(七)租稅は慮りて請ふ所なり。王霸の君は、其の彊ひて求むる所以を去り、其の慮りて請ふ所を廢く。故に天下樂みて從ふなり。○利の(八)一孔より出づる者は、其國に敵なし。二孔より出づる者は、其兵詘せず。三孔より出づる者は、以て兵を舉ぐべからす。(九)四孔より出づる者は、其國必ず亡ぶ。先王其然るを知る。故に民の養を(一〇)塞ぎて、其利途を隘くす。故に之を予ふる君に在り、之を奪ふ君に在り、之を貧しくする君に在り、之を富す君に在り。故に民の上を戴くこと日月の如く、君に親むこと父母の若し。凡そ將に國を爲めんとせば、輕重に通ぜずんば、(一一)籠みて以て民を守ると爲すべからず。民利を調通する能はずんば、以て制を語りて大治と爲すべからず。

(一) 民皆上に係累せられて敢て心を離さずと也　(二) 古への金錢　(三) 施は用也　(四) 其の信ずる所を覩みて已

立。不レ留而成レ事者。天下無レ有。今鍼之重加レ一也。三十鍼。一人之藉也。刀之重加レ六。五六三十。五刀。一人之藉也。耜鐵之重加レ七。三耜鐵。一人之藉也。其餘輕重。皆准レ此而行。然則擧レ臂勝レ事。無レ不レ服レ藉者。桓公曰。然則國無二山海一。不レ王乎。管子曰。因二人之山海一。假二之名一。有レ海之國讎二鹽於吾國一。釜十五。吾受而官出レ之以レ百。我未レ與二其本事一也。受二人之事一。以レ重相推。此人用之數也。

國蓄第七十三

管子輕重六

國有二十年之蓄一。而民不レ足二於食一。是皆以二其技能一。望二君之祿一也。君有二山海之金一。而民不レ足二於用一。是皆以二其事業一。交二接於君上一也。故人君

國に十年の蓄あるも、而も民の食に足らざるは、是れ皆其技能を以て君の祿を望めばなり。君に山海の金ありて、而も民の用に足らざるは、是れ皆其事業を以て君上に交接するなり。故に人君は、其食を挾み、其用を守り、有餘に據りて不足を制す。故に民は上(一)に累せざるなきなり。五穀食米は民の司命なり。黃金刀幣(二)は民の通施(三)なり。故に善者は、其通施を執り以て其司命を御す。故に民力、得て盡すべし。夫れ民の(四)信に親みて利に死するは、海內皆然り。民予ふれば則ち喜

一彊。釜百也。升加二彊。釜二百也。鍾二千。十鍾二萬。百鍾二十萬。千鍾二百萬、萬乘之國。人數開口千萬也。禺策之。商日二百萬。十日二千萬、一月六千萬。萬乘之國。正九百萬也。月人三十錢之藉。爲錢三千萬。今吾非藉之諸君吾子。而有二國之藉者六千萬。使君施令曰。吾將藉於諸君吾子。則必囂號。今夫給之鹽策。則百倍歸於上。人無以避此者。數也。今鐵官之數曰。一女必有一鍼一刀。若其事立。耕者必有一耒一耜一銚。若其事立。行服連軺輂者。必有一斤一鋸一錐一鑿。若其事

ふれば、五六三十なり。五刀は一人の藉なり。耜鐵の重七を加ふれば、三耜鐵なり、一人の藉なり。其餘輕重、皆此に准じて行ふ。然らば則ち臂を擧げて事に勝ふるもの、藉に服せざる者なしと。桓公曰く、然らば則ち國に山海なくんば、王ならざるかと。管子曰く、人の山海に因りて之が名を假る。海ある國は、鹽を吾國に讎ると、釜に十五。吾れ受けて官し、之を出すに百を以てす。我れ未だ其本事に與らざるなり。人の事を受けて、重を以て相推す、此れ人用の數なり(一三)と。

㊀ 長さ三丈、高さ一丈を雉と爲す、臺の高廣を算して之に斂する也 ㊁ 人、暴斂に苦むが故に將に臺を毀たんとすと也 ㊂ 情は實也、人に籍せば必ず將に詐ッて其口數を減ぜんとす、此れ情實を隱すなりと也 ㊃ 山海をして職に供せしむるにて其職を盡すをいふ、官は職なり ㊄ 三分升の一也 ㊅ 大略也 ㊆ 錢也 ㊇ 十釜也 ㊈ 合也 ㊉ 計也 (一一) 布帛を裁つもの (一二) てぐるま (一三) 人の運用して國を富ますの法なりと也

可耳。桓公曰。何謂官山海。管子對曰。海王之國。謹正鹽策。桓公曰。何謂正鹽策。管子對曰。十口之家。十人食鹽。百口之家。百人食鹽。終月大男食鹽五升少半。大女食鹽。三升少半。吾子食鹽。二升少半。此其大曆也。鹽百升而釜。令鹽之重。升加分彊。釜五十也。升加

ごとに分彊(七)を加へしむれば、釜に五十なり。升ごとに一彊を加ふれば、釜に百なり。升ごとに二彊を加ふれば、釜に二百なり。鍾(八)は二千、十鍾に二萬、百鍾に二十萬、千鍾に二百萬なり。萬乘の國は、人數の口を開くもの千萬なり。之を禺(九)せ策るに、商日に二百萬、十日に二千萬、一月に六千萬なり。萬乘の國は正に九百萬なり。月に人ごとに三十錢の籍ならば、錢を爲むること三千萬なり。今吾れ之を諸君吾子に籍するにあらずして、二國の籍者六千萬を有す。君をして令を施さしめて曰く、吾れ將に諸君吾子に籍せんとすと。則ち必ず囂號せん。今夫れ之を鹽策に給すれば、則ち百倍上に歸して、人以て此を避くる無き者は、數なり。今鐵官の數(一〇)に曰く、一女必ず一鍼一刀(一一)あり、若くして其事立つ。耕者は必ず一耒一耜一銚あり、若くして其事立つ。行くに連軺輂(一二)を服する者は、必ず一斤一鋸一錐一鑿あり。若くして其事立つ。爾らずして事を成す者は、天下に有ること無し。今鍼の重一を加ふれば、三十鍼は一人の籍なり。刀の重六を加

桓公問二於管子一曰。吾欲レ藉二於臺雉一。何如。管子對曰。此毀レ成也。吾欲レ藉二於樹木一。管子對曰。此伐レ生也。吾欲レ藉二於六畜一。管子對曰。此殺レ生也。吾欲レ藉二於人一。何如。管子對曰。此隱レ情也。桓公曰。然則吾何以爲レ國。管子對曰。惟官二山海一爲レ

海王第七十二

管子輕重五

桓公、管子に問ひて曰く、吾れ臺雉(一)に藉せんと欲す、何如と、管子對へて曰く、此れ成(二)を毀るなり。吾れ樹木に藉せんと欲すと。管子對へて曰く、此れ生を伐るなりと。吾れ六畜に藉せんと欲すと。管子對へて曰く、此れ生を殺すなりと。吾れ人に藉せんと欲す、何如と。管子對へて曰く、此れ情(三)を隱すなりと。桓公曰く、然らば則ち吾れ何を以て國を爲めんと。管子對へて曰く、惟り(四)山海を官にするを可と爲すのみと。桓公曰く、何をか山海を官にすと謂ふかと。管子對へて曰く、海王の國は、謹みて鹽策を正すと。桓公曰く、何をか鹽策を正すと謂ふかと。管子對へて曰く、十口の家には、十人鹽を食ふ。百口の家には、百人鹽を食ふ。終月に大男の鹽を食ふこと五升少半、大女の鹽を食ふこと三升(五)少半、吾子鹽を食ふこと二升少半。此れ其の大暦(六)なり。鹽は百升にして釜。鹽の重をして升

勤於緝績徽織。功歸於府者。非怨民心。傷民意也。非有積蓄不可以用人。非有積財。無以勸下。泰奢之數。不可用於危隘之國。桓公曰。善。桓公又問管子曰。佚田謂寡人曰。善者用非其有。使非其人。何不因諸侯權。以制天下。管子對曰。佚田之言非也。彼善爲國者。壤辟擧。則民留處。倉廩實。則知禮節。且無委致圍。城脆致衝。夫不定內。不可以持天下。佚田之言非也。管子曰。歲藏一。十年而十也。歲藏二。五年而十也。穀十而守五。綈素滿之。五在上。故視歲而藏。縣時積歲。國有十年之蓄。富勝貧。勇勝怯。智勝愚。微勝不微。有義勝無義。練士勝敺衆。凡十勝者盡有之。故發如風雨。動如雷霆。獨出獨入。莫之能禁止。不待權輿。故佚田之言非也。桓公曰。善。

練士(一八)は歐衆(一九)に勝つ。凡そ十勝は盡く之れ有り。故に發すること風雨の如く、動くこと雷霆の如く、獨り出で獨り入りて、之を能く禁止する莫し。權輿(二〇)を待たず。故に佚田の言は非なりと。桓公曰く、善しと。

(一) 物をして來至せしむるの計なり (二) 飾也 (三) 豐也 (四) 極也 (五) 練士を定むる數也 (六) 四狄に背き京師に面するが故にしかいふ (七) 平准ならす也 (八) 兵を擧ぐる也 (九) 徽は三糾の繩也 (一〇) 危急阨狹の國 (一一) 巧者也、即ち諸侯の權に因り己が力を勞せずと也 (一二) 辟は闢に同じ、擧は起也、之を開墾するをいふ (一三) 積也 (一四) 圍みて之を取らんとするをいふ (一五) 衝車也 (一六) 歲の豐凶を視て之を下邑の倉に藏すと也 (一七) 善也 (一八) 訓練せられたる士 (一九) 驅逐して聚めし所の衆也 (二〇) 輿は與也、即ち與國と權力とをいふ

羣材不散。此言何如。管子曰。非數也。桓公曰。何謂非數。管子對曰。此定壤之數也。彼天子之制。壤方千里。齊諸侯方百里。負海子七十里。男五十里。若胸臂之相使也。故准徐疾贏不足。雖在下也。不爲君憂。彼壤狹。而欲擧與大國爭者。農夫寒耕暑耘。力歸於上。女

耘、力上に歸し、女は緝績徽織に勤めて、功の府に歸する者は、民心を怨ましめ、民意を傷るにあらざるなり。積蓄有るにあらざれば、以て人を用ふべからず、積財あるにあらざれば、以て下を勸ずなし。泰奢の數は、危險の國に用ふべからずと。桓公曰く、善しと。桓公又管子に問ひて曰く、佚田、寡人に謂つて曰く、善者は其有にあらざるを用ひ、其人にあらざるを使ふ。何ぞ諸侯の權に因りて以て天下を制せざると。管子對へて曰く、佚田の言は非なり。彼の善く國を爲むる者は、壤辟擧すれ則ち民留處し、倉廩實つれば則ち禮節を知る。且つ委なければ圍を致し、城脆ければ衝を致す。夫れ内を定めざれば、以て天下を持すべからず。佚田の言は非なりと。管子曰く、歲に一を藏すれば、十年にして十なり。歲に二を藏すれば、五年にして十なり。穀十にして五を守れば、綈素之に滿つ。五上に在り、故に歲を視て縣に藏す。時に積みて歲、國に十年の蓄あり。富は貧に勝ち、勇は怯に勝ち、智は愚に勝ち、微は不微に勝ち、有義は無義に勝ち、

桓公。問二管子一曰。事之至數可レ聞乎。管子對曰。何謂二至數一。桓公曰。泰奢敎レ我曰。帷蓋不レ餝。衣服不レ衆。則女事不レ恭。俎豆之禮不レ致レ牲。諸侯太牢。大夫少牢。不レ若レ此。則六畜不レ育。非下高二其臺榭一。美中其宮室上則

卷第二十二

事語第七十一　　管子輕重四

桓公管子に問ひて曰く、事の至數（一）聞くべきかと。管子對へて曰く、何をか至數と謂ふと。桓公曰く、泰奢我に教へて曰く、帷蓋餝らず（二）、衣服衆からざれば、則ち女事恭ならず（三）。俎豆の禮、牲を致めず（四）。諸侯は太牢、大夫は少牢。此の若くならざれば、則ち六畜育せず。其臺榭を高くし、其宮室を美しくするにあらざれば、則ち羣材散ぜずと。此の言何如と。管子曰く、數にあらざるなりと（五）。桓公曰く、何をか數にあらずと謂ふかと。管子對へて曰く、此れ定壤の數なり。彼の天子の制は、壤方千里、齊諸侯は方百里、負海子は七十里（六）、男は五十里、胸臂の相使ふが若きなり。故に徐疾贏不足を准すれば（七）、下に在りと雖も、君の憂と爲さざるなり。彼の壤狹くして、擧げて（八）大國と爭はんと欲する者は、農夫寒耕暑

而功地田策相圓。此國策之時守也。君不二守以一レ策。則民且レ守二於止一。此國策流已。桓公曰。乗馬之數盡二于此一乎。管子對曰。布織財物。皆立二其貲一。財物之貲。與レ幣高下。穀獨貴獨賤。桓公曰。何謂二獨貴獨賤一。管子對曰。穀重而萬物輕。穀輕而萬物重。公曰。賤二策乗馬之數一奈何。管子對曰。郡縣上臾之壤。守レ之若干。間壤守レ之若干。下壤守レ之若干。故相レ壤定レ籍。而民不レ移。振レ貧。補二不足一。下樂レ上。故以二上壤之滿一。補二下壤之衆一。章二四時一。守二諸開闔一。民之不レ移也。如レ廢二方於地一。此之謂下策二乗馬一之數上也。

て下壤の衆を補ふ。(一四)四時を章にし、諸が開闔を守れば、民の移らざるや、(一五)方を地に廢くが如し。此をこれ乗馬を策るの數と謂ふと。

(一) 君、法律制度を行ひ以て之を正せば則ち民罪ろ刑戮を被りて背へて上に從はず、困むこと甚しきが故なり (二) 流は移也、君守らずんば則ち國策下に移る、王國は之を持して移らざらしむと也 (三) 功は事也、圓は通也 (四) これ國計の時に從ひて守るものなりと也 (五) 古へ其の有する所を以てその無き所に易ふ、貨幣は特にその窮を通ずるのみ故に萬物が穀と相輕重せしなり (六) 之を輕計する也、即ち穀物の價を輕くせんとする也 (七) 臾は腴に同じ、壤は穀土也 (八) 其税を定むるをいふ (九) 間は上下の中間也 (一〇) 視也 (一一) 税也 (一二) 救也 (一三) 穀物充滿する也 (一四) 凡そ物は四時に從ひて貴賤なり、貴なれば則ち之を開き、賤なれば則ち之を閉づ物價得て平なるを得べしと也 (一五) 方は方物也、廢は置也

問乗馬第七十　亡

管子輕重三

上此策乘馬之數亡也。乘馬之准。與天下齊准。彼物輕則見泄。重則見射。此鬪國相泄。輕重之家相奪也。至于王國。則持流而止矣。桓公曰。何謂持流。管子對曰。有一人耕。而五人食者。有一人耕。而四人食者。有一人耕。而三人食者。有二人耕而二人食者。此齊力。

ければ則ち射らる。此れ國を鬪して相泄し、輕重の家相奪ふ。王國に至りては、則ち流を持して止むと。桓公曰く、何をか流を持すと謂ふと。管子對へて曰く、一人耕して五人食ふ者あり、一人耕して四人食ふ者あり、一人耕して三人食ふ者あり、二人耕して二人食ふ者あり。此れ力を齊しくして功地田策相圓す、此れ國策の時守なり。君守るに策を以てせざれば、則ち民且に止を守らんとす。此れ國策流るゝのみと。桓公曰く、乘馬の數此れに盡くるかと。管子對へて曰く、布織財物、皆其賈を立む。財物の賈、幣と高下するも、穀は獨り貴く獨り賤しと。桓公曰く、何をか獨り貴く獨り賤しと謂ふかと。管子對へて曰く、穀重ければ萬物輕く、穀輕ければ萬物重しと。公曰く、乘馬の數を賤策すること奈何せんと。管子對へて曰く、郡縣上臾の壤、之を守ること若干、間壤之を守ること若干、下壤之を守ること若干。故に壤を相し籍を定めて民移らず。貧を振ひ不足を補ひて、下は上を樂む。故に上壤の滿を以

三不足。則加三焉。國用四不足。則加四焉。國用五不足。則加五焉。國用六不足。則加六焉。國用七不足。則加七焉。國用八不足。則加八焉。國用九不足。則加九焉。國用十不足。則加十焉。人君之守高下。歳藏三分。十年則必有五年之餘。若歳凶旱水泆。民失本。則修宮室臺榭。以前無狗。後無彘者爲庸。故修宮室臺榭。非麗其樂也。以平國策也。今至於其亡策乘馬之君。春秋冬夏。不知時終始。作功起衆。立宮室臺榭。民失其本事。君不知其失諸春策。又失諸夏秋之策數也。民無糧。賣子數矣。猛毅之人淫暴貧病之民乞請。

を知らず、又諸を夏秋の策に失ふこと數ばなり。民に糧なく、子を賣ること數ばなり。猛毅の人は淫暴、貧病の民は乞請なり。

(一) 時を以て土行の事を行ふ也 (二) 准は平准也、地用は地の生ずる所をいふ、即ち平准の命を出し殺地の生ずる所と人口の計とを守り以て之を行ふ、故に錢穀を開閉するの權皆上に在り、而して民に求むる所なきなり (三) 物賤しければ則ち分上に入り貴ければ則ち分下より出づ、君、兩分の間に游びて國用おのづから足ると也 (四) 一不足より十不足までは年饑えて用の足らざるをいふ、王者は國を策するに之を未だ饑ゑざるの始に守るその狀をいふ (五) 貧也 (六) 貧の甚しきをいふ、狗は門を守る故に前といひ彘は牢に居る故に後といふ (七) 國計を平均すと也 (八) 四時也 (九) 農をいふ (一〇) 春計にて耕種也 (一一) 子女を賣りて以て其口を餬すと也

君行律度焉。則民被刑僇。而不從於主

君、律度を行へば則ち民は刑僇を被りて主上に從はず。此れ乘馬を策るの數亡ぶればなり。乘馬の准、天下と准を齊しくす。彼の物輕ければ則ち泄らされ、重

爲之奈何。管子對曰。戰國修其城池之功。故其國。常失其地用。王國則以時行也。桓公曰。何謂以時行。管子對曰。出准之令。守地用人策。故開闔皆在上。無求於民。霸國守分上分下。游分之間。而用足。王國守始。國用一不足。則加一焉。國用二不足則加二焉。國用

時を以て行ふと謂ふかと。管子對へて曰く、准の令を出し、地用人策を守る。故に開闔皆上に在りて、民に求むるなし。霸國は分上分下を守り、分の間に游びて用足る。王國は始を守る。國用一足らざれば則ち一を加へ、國用二足らざれば則ち二を加へ、國用三足らざれば則ち三を加へ、國用四足らざれば則ち四を加ふ。國用五足らざれば則ち五を加へ、國用六足らざれば則ち六を加へ、國用七足らざれば則ち七を加へ、國用八足らざれば則ち八を加へ、國用九足らざれば則ち九を加へ、國用十足らざれは則ち十を加ふ。人君の高下を守るや、歲ごとに三分を藏し、十年なれば則ち必ず五年の餘あり。若し歲凶旱水泆し、民本を失はば、則ち宮室臺榭を修めしめ、前に狗なく後に彘なき者を以て庸と爲す。故に宮室臺榭を修むるは、其樂を麗しくするにあらざるなり、以て國策を平にするなり。今其の乘馬を策る亡きの君に至りては、春秋冬夏、時の終始を知らず、功を作し衆を起し、宮室臺榭を立て、民其の本事を失ふ。君其の諸を春策に失ふ

二十七日。爲二子之春事一。資二子之幣一。春秋子穀大登。國穀之重。去レ分。謂二農夫一曰。幣之在レ子者。以爲レ穀。而廪二之州里一。國穀之分在レ上。國穀之重再十倍。謂二遠近之縣。里邑百官一。皆當レ奉二器械備一。曰。國無レ幣。以レ穀准レ幣。國穀之橫。一切什九。還レ穀而應レ穀。國器皆資。無レ藉二於民一。此有虞之乘二策馬一也。

邑百官に謂ひて、皆當に器械備を奉ずべしと。曰く、國に幣なければ、穀を以て、幣に准ず。國穀の橫(五)、一切什が九。穀を還らして穀に應ずれば、國器皆資して民に藉するなかれ。此れ有虞の乘馬を策るなりと。

㊀計書也、民、上幣を借らんと欲す、數を策に書し以て之に與ふ、その之に與ふる初合二十七日に至るを以て限とする也、限に過ぐれば貸さず ㊁穀種也 ㊂貴也 ㊃半也、半を減ずる也 ㊄穀は州吏の倉に在り、故に外官に命じ器械を修めしむる也、備もまた器也、奉は供也

乘馬數第六十九

管子輕重二

桓公。問二管子一曰。有虞策二乘馬一。已行矣。吾欲三主策二乘馬一。

桓公、管子に問ひて曰く、有虞の乘馬を策ること已に行はる。吾れ主ら乘馬を策らんと欲す、之を爲す奈何せんと。管子對へて曰く、戰國其城池の功を修む、故に其國常に其地用を失ふ。王國は則ち(一)時を以て行ふなりと。桓公曰く、何をか

起二千人之繇一。十萬畝不レ擧。春已失二二十五日一。而尚有レ起二夏作一。是春失二其地一。夏失二其苗一。秋起レ繇而無レ止。此之謂三穀地數亡。穀失二其時一。君之衡藉而無レ止。民食二什伍之穀一。則君已藉レ九矣。有レ衡求レ幣焉。此盜暴之所二以起一。刑罰之所二以衆一也。隨レ之以レ暴。謂二之内戰一。桓公曰。善哉。策二乘馬之數一。求レ盡也。彼王者不レ奪二民時一。故五穀興豐。五穀興豐。則士輕レ祿。民簡レ賞。彼善爲レ國者。使下農夫寒耕暑耘。力歸二於上一。女勤二於緣微一。而功歸中於府上者。非下怨二民心一。傷中民意上。高下之策。不レ得レ不レ然之理也。

作は徭役也　(八)耕さゞるをいふ　(九)去らざるをいふ　(一〇)しば／＼生穀の地をうしなへば其の生ずる所の穀も亦その芸耨收穫の時を失ふとなり　(一一)衡は官名、税斂の官、藉は斂也　(一二)十分の五の息を出して米を買ひし也　(一三)十分の九の貢稅となるをいふ　(一四)策也、計也　(一五)理也　(一六)侮也、輕んずる也　(一七)力は功也

桓公曰。爲レ之奈何。管子曰。虞國得下策二乘馬一之數上矣。桓公曰。何謂下策二乘馬一之數上。管子曰。百畝之夫。予二之策一。率

桓公曰く、之を爲すを奈何せんと。管子曰く、虞國、乘馬を策るの數を得たりと。桓公曰く、何をか乘馬を策るの數と謂ふかと。管子曰く、百畝の夫、之に策(一)を予ふるに、率ね二十七日。子の春事の爲に子の幣を貸く。春秋子穀(二)大に登らば、國穀の重(三)、分(四)を去ると。農夫に謂つて曰く、幣の子に在る者は、以て穀と爲して之を州里に稟(五)せよと。國穀の分上に在れば、國穀の重再び十倍。遠近の縣里

日。日至六十日。而陽凍釋。七十日。而陰凍釋。陰凍釋。而秇稷。百日不秇稷。故春事二十五日之内耳也。今君立扶臺。五衢之衆皆作。若過春而不止。民失其二十五日。則五衢之内。阻棄之地也。起一人之繇。百畝不擧。起十人之繇。千畝不擧。起百人之繇。萬畝不擧。

千人の繇を起せば、十萬畝擧らず。春已に二十五日を失ひて、尙ほ夏作(七)を起すあり。是れ春其地を失ひ、(八)夏其苗を失ふ。(九)秋に繇を起して止むなき、此を之れ穀地(一〇)數亡ひ、穀其時を失ふと謂ふ。君の衡藉して止むなし。(一一)民什伍の穀を食まば、(一二)則ち君已に九を藉す。(一三)衡あり幣を求む、此れ盜暴の起る所以、刑罰の衆き所以なり。之に隨ふに暴を以てす、之を内戰と謂ふと。桓公曰く、善いかな。乘馬を策(一四)するの數盡くる(一五)を求むるなり。彼の王者は、民の時を奪はず、故に五穀興豐、五穀興豐なれば、則ち士は祿を輕んじ、民は賞を簡る。(一六)彼の善く國を爲むる者は、農夫をして寒耕暑耘して力上に(一七)歸し、女は織微に勤めて、功を府に歸せしむる者は、民心を怨ましめ、民意を傷くるにあらず。高下の策然らざるを得ざるの理なりと。

(一) 國に儲蓄なきは政令宜しきを失ふにありと也 (二) 春は兩畝に事とす、僅に二十五日の内に在りと也 (三) 日至は冬至をいふ、山南を陽といふ及び高燥の地これなり、山北を陰といふ及び卑濕の地亦これなり (四) 百日すぐれば稷をうゑず、七十五日に二十五日を加ふ、たまたま百日に滿つ、故に春事は二十五日の内に在りといへるなり (五) 四達の街也、蓋し齊都に五大衢あり、よりて五衢と稱して之を統べしなり (六) 艱阻廢棄の地をいふ (七)

能進其長技。故智者效其計。能者進其功。以前言督後事。所效當則賞之。不當則誅之。張官任吏治民。案法試課成功。守法而法之。身無煩勞而分職。故明法曰。主雖不身下爲而守法爲之可也。

臣乘馬第六十八

管子輕重一

桓公問管子曰。請問乘馬。管子對曰。國無儲在令。桓公曰。何謂國無儲在令。管子對曰。一農之量。壤百畝也。春事二十五日之內。桓公曰。何謂春事二十五日之內。管子對

桓公、管子に問ひて曰く、乘馬を請ひ問ふと。管子對へて曰く、(一)國に儲なきは令に在りと。桓公曰く、何をか國に儲なきは令に在りと謂ふかと。管子對へて曰く、一農の量は壤百畝なり。(二)春事は二十五日の內のみと。桓公曰く、何をか春事は二十五日の內のみと謂ふかと。管子對へて曰く、(三)日至六十日にして陽凍釋け、七十日にして陰凍釋く。陰凍釋けて稷を執う。(四)百日なれば稷を執ゑず。故に春事二十五日の內のみ。今君扶臺を立て、(五)五衢の衆皆作つ。若し春を過ぎて止めざれば、民其の二十五日を失はん。則ち五衢の內は(六)糶棄の地なり。一人の繇を起せば、百畝擧らず。十人の繇を起せば、千畝擧らず。百人の繇を起せば、萬畝擧らず。

分也。奉レ法聽從。臣之分也。故君臣相與高下之處也。如ニ天之與レ地也。其分畫之不レ同也。如ニ白之與レ黑也。故君臣之間明別。則主尊臣卑。如レ此。則下之從レ上也。如ニ響之應レ聲。臣之法レ主也。如ニ影之隨レ形。上令而下應。故主行而臣從。以令則行。以禁則止。以求則得。此之謂レ易レ治。故明法曰。君臣之間明別。則易レ治 ○明主。操レ術任ニ臣下一。使下羣臣效ニ其智

が如く、臣の主に法るや、景の形に隨ふが如し。故に上令して下應へ、主行ひて臣從ふ。以て令すれば則ち行はれ、以て禁ずれば則ち止み、以て求むれば則ち得。此を之れ治め易しと謂ふ。故に明法に曰く、君臣の間明別すれば、則ち治め易しと。○明主は、術を操り臣下に任じ、羣臣をして其智能を效し、其長技を進めしむ。故に智者は其計を效し、能者は其功を進め、前言(四)を以て後事を督す。效す(五)所當れば則ち之を賞し、當らざれば則ち之を誅す。官を張り吏に任じて民を治めしめ、法を案じて成功を試課し、法を守りて之に法らしむ。身に煩勞なくして職を分つ。故に明法に曰く、主は身下爲せずと雖も、法を守りて之を爲せば可なりと。

(一) 之を貴ぶが故に懸けて仰ぐ也 (二) 居也 (三) 畫は限也 (四) 前に言ふ所を以て、後に爲す所を考察すと也
(五) その言行の當否を效驗し、以て之を誅賞すと也

明法曰、使法量功、不自度也○明主之治也、辯是非、察事情、以度量案之、合於法則行、不合於法則止、功充其言則賞、不充其言則誅、故言智能者、必有見功而後擧之、言惡敗者、必有見過而後廢之、如此則士上通、而莫之能妬、不肖者困廢、而莫之能擧、故明法曰、能不可蔽、而敗不可飾也○明主之道、立民所欲、以求其功、故爲祿以勸之、立民所惡、以禁其邪、故爲刑罰以畏之、故案其功而行賞、案其罪而行罰、如此則羣臣之擧無功者、不敢進也、毀無罪者、不能退也、故明法曰、譽者不能進、而誹者不能退也。

退くる能はざるなり。故に明法に曰く、譽むる者進むる能はずして、誹る者退くる能はずと。

㊀正也 ㊁遏也 ㊂法度也 ㊃滿也、言行の相應ずるをいふ ㊄他人之を言ふ也 ㊅定也、さだむ

制羣臣、擅生殺、主之分也、縣令仰制、臣之分也、威勢尊顯、主之分也、卑賤畏敬、臣之分也、令行禁止、主之

羣臣を制し生殺を擅にするは主の分なり、令を縣け制を仰ぐは臣の分なり(一)威勢尊顯は主の分なり、卑賤畏敬は臣の分なり。令行はれ禁止むは主の分なり、法を奉じて聽從するは臣の分なり。故に君臣相與に高下する處は(二)、天の地に與けるが如し。其分畫(三)の同じからざるは、白の黑に與けるが如し。故に君臣の間明別すれば、則ち主尊く臣卑し。此の如くんば則ち下の上に從ふや、響の聲に應ふる

治ニ竟内一。使下強不レ凌レ弱。衆不レ暴レ寡。萬民驩盡ニ其力一而奉中養其主上。此吏之所ニ以爲レ功也。匡主之過一。救ニ主之失一。明ニ禮義一。以道ニ其主一。無ニ邪僻之行一。蔽欺之患一。此臣之所ニ以爲レ功也。故明主之治也。明ニ分職一而課ニ功勞一。有レ功者賞。亂レ治者誅。誅賞之所レ加。各得ニ其宜一。而主不ニ自與一焉。故

以なり。故に明主の治は、分職を明にして功勞を課す。功ある者は賞し、治を亂す者は誅す。誅賞の加る所、各々其宜しきを得て、主自ら與らず。故に明法に曰く、法をして功を量らしめて、自ら度らずと。○明主の治は、是非を審にし、事情を察し、度量を以て之を案ず。法に合すれば則ち行ひ、法に合せざれば則ち止む。功其言に充てば則ち賞し、其言に充たざれば則ち誅す。故に智能を言ふ者は、必ず功を見すありて而る後に之を舉げ、惡敗を言ふ者は、必ず過を見すありて而る後に之を廢す。此の如くんば則ち士上通して、之を能く妬むなし。不肖者は困廢して之を能く舉ぐる莫し。故に明法に曰く、能は蔽ふべからず、敗は飾るべからずと。○明主の道は、民の欲する所を立てて、以て其功を求む。故に爵祿を爲りて以て之を勸す。民の惡む所を立てて、以て其邪を禁ず。故に刑罰を爲りて以て之を畏す。故に其功を案じて賞を行ひ、其罪を案じて罰を行ふ。此の如くんば則ち羣臣の無功を舉ぐる者、敢へて進まざるなり。無罪を毀る者、

ればなり。このゆゑに又、勇い人に多き者をも亦之を賢といふ。愚賢の賢にあらざるなり ㊁ その官中の事を考察せずと也

薄爵祿者、人主之所以使吏治官也。亂主之治也、處卑位、受厚祿、養所與佼、而不以官爲務。如此者、則官失其能矣。故明法曰。小臣持祿養佼、不以官爲事。故官失職。○明主之擇賢人也、言勇者、試之以軍、言智者、試之以官。試於軍而有功者則舉之。試於官而事治者則用之。故以戰功之事、定勇怯、以官職之治、定愚智。故勇怯愚智之見也、如白黑之分。亂主則不然。聽言而不試。故妄言者得用。任人而不官。故不肖者不困。故明主以法案其言、而求其實、以官任其身、而課其功、專任法、不自舉焉。故明法曰。先王之治國也、使法擇人。不自舉也。

凡所謂功者、安主上、利萬民者也。夫破軍殺將。戰勝攻取。使主無危亡之憂、而百姓無死虜之患。此軍士之所以爲功者也。奉主法、

凡そ所謂功とは、主上を安んじ萬民を利する者なり。夫れ軍を破り將を殺し、戰へば勝ち攻むれば取り、主をして危亡の憂なく、百姓をして死虜の患なからしむるは、此れ軍士の功を爲す所以の者なり。主法を奉じ、竟内を治め、强をして弱を凌がず。衆をして寡を暴せず、萬民をして驩びて其力を盡して、其主を奉養せしむるは、此れ吏の功と爲す所以なり。主の過を匡し、主の失を救ひ、禮儀を明にして以て其主を道き、邪僻の行蔽欺の患なきは、此れ臣の功を爲す所

用也。故明法曰。國無人者。非朝臣衰也。家與家務相益。不務尊君也。大臣務相尊。而不任國也○人主之張官置吏也。非徒尊其身厚奉之而已也。使之奉主之法。行主之令。以治百姓。而誅盜賊也。是故。其所任官者大。則爵尊而祿厚。其所任官者小。則爵卑而祿

めしむる所以なり。亂主の治は、尊位に處り、厚祿を受け、與に佼る所を養ひて、官を以て務と爲さず。此の如き者は、則ち官其能を失ふ。故に明法に曰く、小臣祿を持し佼を養ひ、官を以て事と爲さず、故に官は職を失ふと。○明主の(三)賢人を擇ぶや、勇を言ふ者は之を試みるに軍を以てし、智を言ふ者は之を試みるに官を以てす。軍に試みて功ある者は則ち之を擧げ、官に試みて事治る者は則ち之を用ふ。故に戰功の事を以て勇怯を定め、官職の治を以て愚智を定む。故に勇怯愚智の見るゝや、白黑の分の如し。亂主は則ち然らず。言を聽きて試みず、故に妄言する者用ひらるゝを得。人に任じて官せず、(四)故に不肖の者困まず。故に明主は、法を以て其言を案じて其實を求め、官を以て其身に任じて其功を課し、專ら法に任じて自ら擧げず。故に明法に曰く、先王の國を治むるや、法をして人を擇ばしめて自ら擧げずと。

(一) 交々相推薦せずと也　(二) 設也、まうくる也　(三) 財多きを賢といふ、故に字は貝に從ふ、貝は古への貨幣な

以任レ國也。此之謂二國無一レ人。

明主者。使三下盡レ力而守二法分一。故羣臣務尊レ王。而不三敢顧二其家一。臣主之分明。上下之位審。故大臣各處二其位一。而不二敢相貴一。亂主則不レ然。法制廢而不レ行。故羣臣得三務益二其家一。君臣無レ分。上下無レ別。故羣臣得二務相貴一。如レ此者。非二朝臣少一也。衆不レ爲レ

明主は、下をして力を盡して法分を守らしむ。故に羣臣務めて王を尊くして、敢へて其家を顧みず。臣主の分明かに、上下の位審かなり。故に大臣は各其位に處りて、敢へて相貴ばず。亂主は則ち然らず。法制廢して行はれず。故に羣臣務めて其家を益すを得。君臣分なく上下別なし。故に羣臣務めて相貴ぶを得。此の如き者は、朝臣の少なきにあらざるなり、衆の用を爲さざればなり。故に明法に曰く、國に人なき者は、朝臣の衰へしにあらざるなり。家と家と相益すを務めて、君を尊ぶを務めざるなり。大臣は相貴ぶを務めて、國に任ぜざるなりと。〇人主の官を張り吏を置くは、徒らに其身を尊びて、厚く之を奉ずるのみにあらざるなり。之をして主の法を奉じ、主の令を行ひ、以て百姓を治めて盜賊を誅せしむるなり。是の故に其の官に任ずる所の者大なれば、則ち爵尊くして祿厚し。其の官に任ずる所の者小なれば、則ち爵卑くして祿薄し。爵祿は、人主の吏をして官を治

法曰。十至二于私人之門一。不三一至二於庭一。○明主之治也。明二於分職一。而督二其成レ事。勝二其任一者處レ官。不レ勝二其任一者廢免。故羣臣。皆竭レ能盡レ力。以治二其事一。亂主則不レ然。故羣臣處二官位一。受二厚祿一。莫二務レ治レ國者一。期下於管二國之重一。而擅中其利上。牧二魚其民一。以富二其家一。故明法曰。百二慮其家一。不レ一二圖其國一。○明主在二上位一。則竟內之衆。盡レ力以奉二其主一。百官分レ職致レ治。以安二國家一。亂主則不レ然。雖レ有二勇力之士一。大臣私レ之。而非三以奉二其主一也。雖レ有二聖智之士一。大臣私レ之。非三以治二其國一也。故屬數雖レ衆。不レ得レ進也。百官雖レ具。不レ得レ制也。如レ此者。有二人主之名一。而無二其實一。故明法曰。屬數雖レ衆。非二以尊一レ君也。百官雖レ具。非二

主上位に在れば、則ち竟内の衆、力を盡して以て其主に奉じ、百官職を分ち治を致して、以て國家を安んず。亂主は則ち然らず。勇力の士ありと雖も、大臣之を私して、以て其主に奉ずるにあらざるなり。聖智の士ありと雖も、大臣之を私して、以て其國を治むるにあらざるなり。故に(三)屬數多しと雖も進むを得ざるなり。百官具ると雖も制(四)するを得ざるなり。此の如き者は、人主の名ありて其實なし。故に明法に曰く、屬數多しと雖も、以て君を尊ぶにあらざるなり。百官具ると雖も、以て國に任ずるにあらざるなり。此を之れ國に人なしと謂ふと。

(一) 察也。即ち才に隨ひ職掌を分ちて、其の成す所の優劣を考察すと也　(二) 主として當る也。即ち民より利を貪ることと、獵夫の牧に於けるが如く、漁夫の魚に於けるが如く、その力を盡して之を取ると也　(三) 臣屬の數也　(四) 裁也。國事を裁制するを得ずと也

廟。人主莫不惡也。忠臣之欲明法術以致主之所欲而除主之所惡者。姦臣之擅主者。有以私危之。則忠臣無從進其公正之數矣。故明法曰、所死者非罪。所起者非功。然則爲人臣者。重死而輕公矣。

亂主之行爵祿也。不以法令案功勞。其行刑罰也。不以法令案罪過。而聽重臣之所言。故臣有所欲賞。主爲賞之。臣欲有所罰。主爲罰之。廢其公法。專聽重臣。如此。故羣臣皆務其黨重臣而忘其主。趨重臣之門。而不庭。故明

亂主の爵祿を行ふや、法令を以て功勞を案ぜず。其の刑罰を行ふや、法令を以て罪過を案ぜず。而して重臣の言ふ所を聽く。故に臣の賞を欲する所あれば、主爲に之を賞す。臣罰する所あるを欲すれば、主爲に之を罰す。其公法を廢し、專ら重臣に聽くこと此の如し。故に羣臣皆其重臣に黨するを務めて、其主を忘れ、重臣の門に趨りて庭せず。故に明法に曰く、十たび私人の門に至りて、一たびも庭に至らずと。○明主の治は、分職を明にして其事を成すに督す。其任に勝ふる者は官に處り、其任に勝へざる者は廢免す。故に羣臣皆能を竭し力を盡し、以て其事を治む。亂主は則ち然らず。故に羣臣官位に處り、厚祿を受くるも、國を治むるを務むる者なし。國の重きを管して、其利を擅にするを期し、其民を牧魚にし、以て其家を富す。故に明法に曰く、其家を百慮して、其國を一圖せずと。○明

治二天下一者也。姦邪之臣。知二法術明之必治一也。治則姦臣困。而法術之士顯。是故姦邪之所レ務事一者。使二法無レ明。主無レ悟。而己得レ所レ欲也。故方正之臣得レ用。則姦邪之臣困傷矣。是方正之與二姦邪一。不二兩進一之勢也。姦邪在二主之側一者。不レ能レ勿レ惡也。惟惡レ之。則必候二主間而日夜危レ之。人主不レ察。而用二其言一。則忠臣無レ罪而困死。姦臣無レ功而富貴。故明法曰。忠臣死二於非罪一。而邪臣起二於非功一。○富貴尊顯。久有二天下一。人主莫レ不レ欲也。令行禁止。海內無レ敵。人主莫レ不レ欲也。蔽欺侵凌。人主莫レ不レ惡也。失二天下一。滅二宗

なり。故に明法に曰く、忠臣は非罪に死して、邪臣は非功に起ると。○富貴尊顯、久しく天下を有つは、人主欲せざるなきなり。令行はれ禁止み、海內敵なきは、人主欲せざるなきなり。蔽欺侵凌は、人主惡まざるなきなり。天下を失ひ宗廟を滅するは、人主惡まざるなきなり。忠臣の、法術を明にして以て主の欲する所を致し、主の惡む所を除かんと欲する者も、姦臣の主を擅にする者、私を以て之を危うするあらば、則ち忠臣其公正の數を進むるに從しなし。故に明法に曰く、死する所の者罪にあらず、起す所の者功にあらず。然らば則ち人臣たる者、死を重んじて公を輕んずと。

㊀ 羣臣が姦邪の人に向ひて利を得害を除くを仰望すと也 ㊁ 大僞にて、大姦をいふ。古へ、僞と義と通ぜし也
㊂ 度は揆也はかる、數は術也 ㊃ 必ず方正の士を惡むと也

主無二術數一則羣臣易レ欺レ之。國無二明法一則百姓輕レ爲レ非。是故姦邪之人用二國事一則羣臣仰二利害一也。如レ此則姦人爲レ之視聽者多矣。雖レ有二大義一主無レ從レ知レ之。故明法曰。佼衆譽多。外內朋黨。雖レ有二大姦一其蔽レ主多矣。○凡所レ謂忠臣者。務明二法術一日夜佐レ主。明二於度數之理一以

主に術數なければ、則ち羣臣之を欺き易し。國に明法なければ、則ち百姓非を爲すを輕んず。是の故に姦邪の人國事を用ふれば、則ち羣臣利害(一)を仰ぐなり。此の如くんば、則ち姦人あるも、之が爲に視聽する者多し。大義(二)ありと雖も、主之を知るに從しなし。故に明法に曰く、佼衆く譽多く、內外朋黨すれば、大姦ありと雖も、其主を蔽ふこと多しと。○凡そ所謂忠臣は、務めて法術を明にし、日夜主を佐け度數(三)の理を明にし、以て天下を治むる者なり。姦邪の臣は、法術明なるの必ず治るを知るなり。治れば則ち姦臣困みて、法術の士顯る。是の故に姦邪の務めて事とする所の者は、法をして明なるなく、主をして悟ることなからしめて、己れ欲する所を得るなり。故に方正の臣用ひらるゝを得れば、則ち姦邪の臣困傷す。是れ方正と姦邪と、兩進せざるの勢なり。姦邪主の側に在る者は、惡むこと(四)勿き能はざるなり。惟だ之を惡めば則ち必ず主の間を候ひて、日夜之を危くす。人主察せずして其言を用ふれば、則ち忠臣罪なくして困死し、姦臣功なくして富貴

則民倍二公法一而趨二有勢一。如レ此則愨愿之人失二其職一。而廉潔之吏失二其治一。故明法曰。官之失二其治一也。是主以レ譽爲レ賞。而以レ毀爲レ罰也。○平吏之治レ官也。行レ法而無レ私。則姦臣不レ得二其利一焉。此姦臣之所レ務レ傷也。人主不レ參二驗其罪過一。以二無實之言一誅レ之。則姦臣不レ能レ無下事二貴重一。而求二推譽一。以避二刑罰一。而受中祿賞上焉。故明法曰。喜レ賞惡レ罰之人。離二公道一而行二私術一矣。○姦臣之敗二其主一也。積レ漸積レ微。使三主迷惑而不二自知一也。上則相爲候二望於主一。下則買二譽於民一。譽二其黨一。而使二主尊一レ之。毀二不レ譽者一。而使二主廢一レ之。其所二利害一者。主聽而行レ之。如レ此。則羣臣皆忘レ主。而趨二私佼一矣。故明法曰。比周以相爲レ慝。是故忘レ主死レ佼。以進二其譽一。

れて私術を行ふと。○姦臣の其主を敗るや、漸を積み微を積み、主をして迷惑して自ら知らざらしむるなり。上は則ち相爲に主に候望し（六）、下は則ち譽を民に買ふ。其黨を譽めて（七）、主をして之を尊ばしめ、譽めざる者を毀りて、主をして之を廢せしむ。其利害する所の者は、主聽きて之を行ふ。此の如くんば則ち羣臣皆主を忘れて私佼に（八）趨る。故に明法に曰く、比周以て慝を相爲す。是の故に主を忘れ佼に死し、以て其譽を進むと。

（一）由也　（二）行の正しからざるを汙と爲す、辱も亦汙也　（三）謹愼の人也　（四）敦厚の人也　（五）多方にして之を考驗する也　（六）候は伺也、うかがふ　（七）己れを譽めざる者あれば則ち之を廢棄せしむと也　（八）佼は交の古字

擧官。則民務交而不求用矣。

亂主。不察臣之功勞。譽衆者則賞之。不審其罪過。毀衆者則罰之。如此者。則邪臣無功而得賞。忠正無罪。而有罰。故功多而無賞。則臣不務盡力。行正而有罰。則賢聖無從竭能。行貨財而得爵祿。則汙辱之人在官。寄託之人。不肖而位尊。

亂主は、臣の功勞を察せずして、譽衆き者は則ち之を賞す。其罪過を審にせずして、毀衆き者は則ち之を罰す。此の如き者は、則ち邪臣功なくして賞を得、忠正罪なくして罰あり。故に功多くして賞なければ、則ち臣は力を盡すを務めず。行正しくして罰あれば、則ち聖賢は能を竭すに從なし。貨財を行ひて爵祿を得れば則ち汙辱の人、官に在り。(三)寄託の人、不肖にして位尊ければ、則ち民、公法に倍きて有勢に趨る。此の如くんば、則ち(四)愨愿の人其職を失ひて、廉潔の吏其治を失ふ。故に明法に曰く、官の其治を失ふは、是れ主、譽を以て賞と爲し、毀を以て罰と爲せばなりと〇平吏の官を治むるや、法を行ひて私なければ、則ち姦臣其利を得ず。此れ姦臣の傷を務むる所なり。人主は、其罪過を(五)參驗せず。無實の言を以て之を誅すれば、則ち姦臣、貴重に事へて推譽を求め、以て刑罰を避け、祿賞を受くる無き能はず。故に明法に曰く、賞を喜び罰を惡むの人は、公道を離

其私。故明法曰。有權衡之稱者。不可欺以輕重。○尺寸尋丈者。所以得長短之情也。故以尺寸量長短。則萬擧而萬不失矣。是故尺寸之度。雖富貴衆强。不爲益長。雖貧賤卑辱。不爲損短。公平而無所偏。故姦詐之人。不能誤也。故明法曰。有尋丈之數者。不可差以長短。○國之所以亂者。廢事情。而任非譽也。故明主之聽也。言者責之以其實。譽人者。試之以其官。言而無實者誅。吏而亂官者誅。是故虛言不敢進。不肖者不敢受官。亂主則不然。聽言。而不督其實。故羣臣以虛譽進其黨。任官而不責其功。故愚迂之吏。在庭。如此則羣臣相推以美名。相假以功伐。務多其交。而不爲主用。故明法曰。主釋法。以譽進能。則臣離上。而下比周矣。以黨

てす。人を譽むる者は、之を試むるに其官を以てす。言ひて實なき者は誅せられ、吏にして官を亂る者は誅せらる。是の故に虛言は敢へて進まず、不肖者は敢へて官を受けず。亂主は則ち然らず。言を聽きて其實を督さず。(三)故に羣臣は、虛譽を以て其黨を進む。官に任じて其功を責めず。故に愚迂の吏は庭に在り。此の如くんば則ち羣臣相推すに美名を以てし、相假すに功伐を以てし、務めて其交を多くして、主の用を爲さず。故に明法に曰く、主、法を釋て、譽を以て能を進むれば、則ち臣は上を離れて下比周す。黨を以て官を擧ぐれば、則ち民は交を務めて用を求めずと。

(一) 之に奉事する也 (二) たゞ公なるが故に、之を事とするも益なしと也 (三) 察也

權衡者。所三以起二輕重之數一也。然而人不レ事者。非二心惡一レ利也。權不レ能三爲レ之多二少其數一。而衡不レ能三爲レ之輕二重其量一也。人知下事二權衡一之無上レ益。故不レ事也。故明主在二上位一。則官不レ得レ枉レ法。吏不レ得レ爲レ私。民知二事レ吏之無一レ益。故財貨不レ行二於吏一。權衡平正而待レ物。故姦詐之人。不レ得レ行二

權衡は、輕重の數を起す所以なり。然り而して人の事とせざる者は、心に利を惡むにあらざるなり。權は、之が爲に其數を多少する能はず、而して衡は、之が爲に其量を輕重する能はざればなり。人、權衡を事とするの益なきを知る、故に事とせざるなり。故に明主上位に在れば、則ち官は法を枉ぐるを得ず、吏は私を爲すを得ず。民は吏に事ふるの益なきを知る、故に財貨、吏に行はれず。權衡平正にして物を待つ、故に姦詐の人、其私を行ふを得ず。故に明法に曰く、權衡の稱ある者は、欺くに輕重を以てすべからずと。○尺寸尋丈は、長短の情を得る所以なり。故に尺寸を以て長短を量れば、則ち萬擧して萬失はず。是の故に尺寸の度は、富貴衆强と雖も、爲に長を益さず、貧賤卑辱と雖も、爲に短を損せず。公平にして偏する所なし。故に姦詐の人誤る能はざるなり。故に明法に曰く、尋丈の數有る者は、差ふに長短を以てすべからずと。○國の亂るゝ所以の者は、事情を廢して非譽に任ずればなり。故に明主の聽くや、言ふ者は之を責むるに其實を以

於主。而不與臣共。法政獨制於主。而不從臣出。故明法曰。威不兩錯。政不二門。○明主者。一度量。立表儀。而堅守之。故令下而民從。法者。天下之程式也。萬事之儀表也。吏者。民之所懸命也。故明主之治也。當於法者賞之。違於法者誅之。故以法誅罪。則民就死而不怨。以法賞功。則民受賞而無德也。此以法舉錯之功也。故明法曰。以法治國。則舉錯而已。○明主者。有法度之制。故羣臣皆出於方正之治。而不敢爲姦。百姓知主之從事於法也。故吏之所使者。有法則民從之。無法則止。民以法與吏相距。下以法與上從事。故詐僞之人。不得欺其主。嫉妬之人。不得用其賊心。讒諛之人。不得施其巧。千里之外。不敢擅爲非。故明法曰。有法度之制者。不可巧以詐僞。

故に吏の使ふ所の者は、法あれば則ち民之に從ひ、法なければ則ち止る。(七)民は法を以て吏と相距ぎ、(八)下は法を以て上と事に從ふ。故に詐僞の人、其主を欺くを得ず、嫉妬の人、其賊心を用ふるを得ず、讒諛の人、其巧を施すを得ず、千里の外、敢へて擅に非を爲さず。故に明法に曰く、法度の制ある者は、巧むに詐僞を以てすべからずと。

(一) 君と臣との兩方におかさるゝ也 (二) 君と臣との兩方より出でざる也 (三) 法度也 (四) 準則也 (五) 原也
(六) 令也 (七) 止りて從はざる也 (八) 抗也

在下。則主制於臣。威勢在上。則臣制於主。夫蔽主者。非塞其門。守其戶也。然而令不行。禁不止。所欲不得者。失其威勢也。故威勢獨在於主。則羣臣畏敬。法政獨出於主。則天下服德。故威勢分於臣。則令不行。法政出於臣。則民不聽。故明主之治天下也。威勢獨在

ぎ其戸を守るにあらざるなり。然り而して令行はれず禁止まず、欲する所得ざる者は、其威勢を失へばなり。故に威勢獨り主に在れば、則ち羣臣畏敬し、法政獨り主に出づれば、則ち天下德に服す。故に威勢臣に分てば則ち令行はれず。法政臣に出づれば則ち民聽かず。故に明主の天下を治むるや、威勢獨り主に在りて、臣と共にせず。法政獨り主に制せられて、臣より出でず。故に明法に曰く、威は兩（一）錯せず、政（二）は二門ならずと○明主は、度（三）量を一にし、表（四）儀を立てて堅く之を守る。故に令下りて民從ふ。法は天下の程式なり、萬事の儀表なり。吏は民の命を縣くる所なり。故に明主の治は、法に當る者は之を賞し、法に違ふ者は之を誅す。故に法を以て罪を誅すれば、則ち民は死に就きて怨みず。法を以て功を賞すれば、則ち民は賞を受けて德（五）とするなきなり。此れ法を以て擧錯するの功なり。故に明法に曰く、法を以て國を治むれば則ち擧錯のみと。○明主は法度の制あり。故に羣臣皆方正の治に出でて、敢へて姦を爲さず。百姓、主の法に從事するを知るなり。

上一也。行ニ私惠一而赦ニ有罪一。則是使ニ民輕ㇾ上。而易ㇾ爲ㇾ非也。夫舍ニ公法一。用ニ私惠一。明主不ㇾ爲也。故明法曰。不ㇾ爲ニ惠於法之內一。○凡人主。莫ㇾ不ㇾ欲ニ其民之用一也。使ニ民用一者。必

暴する能はざるにあらざるなり。然り而して敢へてせざる者は、法誅を畏るればなり。故に百官の事、之を案ずるに法を以てすれば、則ち姦生ぜず。暴慢の人、之を誅するに刑を以てすれば、則ち禍起らず。羣臣竝び進むも、之を策るに數を以てすれば、則ち私の立つ所なし。故に明法に曰く、動の法にあらざる者なきは、過を禁じて私を外にする所以なりと。

(一) 苟も幸を求めて上に冀望するなり (二) 上のために用をなすをいふ (三) 考也 (四) 計數を以て羣臣の爲す所を策料すれば、則ち私の成る所なしと也 (五) 遠也、とほざくる也

法立而令行也。故治ㇾ國使ㇾ衆。莫ㇾ如ㇾ法。禁ㇾ淫止ㇾ暴。莫ㇾ如ㇾ刑。故貧者。非ㇾ不ㇾ欲ㇾ奪ニ富者財一也。然而不ㇾ敢者。法不ㇾ使也。強者非ㇾ不ㇾ能ㇾ暴ㇾ弱也。然而不ㇾ敢者。畏ニ法誅一也。故百官之事。案ㇾ之以ㇾ法。則姦不ㇾ生。暴慢之人。誅ㇾ之以ㇾ刑。則禍不ㇾ起。羣臣並進。策ㇾ之以ㇾ數。則私無ㇾ所ㇾ立。故明法曰。動無ㇾ非ㇾ法者。所ニ以禁ㇾ過而外ㇾ私也。

人主之所ニ以制ニ臣下一者。威勢也。故威勢

人主の臣下を制する所以の者は威勢なり。故に威勢下に在れは、則ち主は臣に制せられ、威勢上に在れば、則ち臣は主に制せらる。夫れ主を蔽ふ者は、其門を塞

明主之治國也。案其當宜。行其正理。故其當賞者。羣臣不得辭也。其當罰者。群臣不敢避也。夫賞功誅罪。所以爲天下致利除害也。草茅弗去。則害禾穀。盜賊弗誅則傷良民。夫舍公法而行私惠。則是利姦邪而長暴亂也。行私惠而賞無功。則是使民偸幸而望於

明主の國を治むるや、其の宜しきに當るを案じ、其正理を行ふ。故に其の賞に當る者は、羣臣辭するを得ざるなり。其の罰に當る者は、羣臣敢へて避けざるなり。夫れ功を賞し罪を誅するは、天下の爲に利を致し害を除く所以なり。草茅去らざれば則ち禾穀を害す。盜賊誅せざれば則ち良民を傷る。夫れ公法を舍てて私惠を行はば、則ち是れ姦邪に利して暴亂を長ずるなり。私惠を行ひて無功を賞するは、則ち是れ民をして偸幸して上に望ましむるなり。私惠を行ひて有罪を赦すは、則ち是れ民をして上を輕んじて非を爲し易からしむるなり。夫れ公法を舍てて私惠を用ふるは、明主爲さざるなり。故に明法に曰く、惠を法の內に爲さずと。○凡そ人主は、其民の用を欲せざるなきなり。民をして用ひられしむる者は、必ず法立ちて令行はるゝなり。故に國を治め衆を使ふは、法に如くはなし。淫を禁じ暴を止むるは、刑に如くは莫し。故に貧者は、富者の財を奪ふを欲せざるにあらざるなり。然り而して敢へてせざる者は、法使めざればなり。强者は、弱を

者。侵主之道也。故明法曰。下情上而道止。謂之侵。○人主之治國也。莫不有法令賞罰具。故其法令明。而賞罰之所立者當。則主尊顯。而姦不生。其法令逆。而賞罰之所立者不當。則羣臣立私而壅塞之。朋黨而劫殺之。故明法曰。滅塞侵壅之所生。從法之不立也○法度者。主之所以制天下。而禁姦邪也。所以牧領海內。而奉宗廟也。私意者。所以生亂長姦。而害公正也。所以壅蔽失正而危亡也。故法度行。則國治。私意行。則國亂。明主。雖心之所愛。而無功者不賞也。雖心之所憎。而無罪者。弗罰也。案法式。而驗得失。非法度。不留意焉。故明法曰。先王之治國也。不淫意於法之外。

下を制し、姦邪を禁ずる所以なり。海内を牧領(五)して宗廟を奉ずる所以なり。私意は亂を生じ姦を長じて、公正を害する所以なり。壅蔽正を失ひて危亡する所以なり。故に法度行はるれば則ち國治り、私意行はるれば則ち國亂る。明主は、心に愛する所と雖も、功なき者は賞せざるなり。心の悪む所と雖も、罪なき者は罰せざるなり。法式を案じて得失(六)を驗し、法度にあらざれば意を留めず。故に明法に曰く、先王の國を治むるや、意を法の外に淫せずと。

(一) 下言の由りて入る所を多くする也 (二) 術は策也、數は計也 (三) 多方に稽察する也 (四) 臣下のために侵犯せらるゝ主の寵 (五) 牧は畜也、やしなふ。領は統也、すぶ (六) 法式に合すれば則ち得をなし法式に合せざれば則ち失をなす。因りて以て之が賞罰するなり

壅過之患。亂主則不然。法令不得至于民。疏遠隔閉。而不得聞。如此者。壅過之道也。故明法曰。令出而留。謂之壅。○人臣之所以乘而爲姦者。擅主也。臣有擅主者。則主令不得行。而下情不上通。人臣之力。能隔君臣之間。而使美惡之情不揚聞。禍福之事不通徹。人主迷惑。而無從悟。如此者。塞主之道也。故明法曰。下情不上通。謂之塞。

明主者。兼聽獨斷。多其門戸。羣臣之道。下得明上。賤得言貴。故姦人不敢欺。亂主則不然。聽無術數。斷事不以參伍。故無能之士上通。邪枉之臣專國。主明蔽而聽塞。忠臣之欲謀諫者不得進。如此

明主は兼聽獨斷、其門戸を多くす。羣臣の道、下は上を明にするを得、賤は貴を言ふを得。故に姦人は敢へて欺かず。亂主は則ち然らず。聽くに術數なく、事を斷ずるに參伍を以てせず。故に無能の士上通し、邪枉の臣國を專にす。主の明蔽はれて聽塞り、忠臣の謀諫せんと欲する者は、進むを得ず。此の如き者は侵主の道なり。故に明法に曰く、下情上りて道止る、之を侵と謂ふと。○人主の國を治むるや、法令賞罰の具あらざるなし。故に其法令明にして賞罰の立つる所の者當れば、則ち主尊顯にして姦生ぜず。其法令逆にして、賞罰の立つる所の者當らざれば、則ち羣臣私を立てて、之を壅塞し、朋黨して之を劫殺す。故に明法に曰く、滅塞侵壅の生ずる所は、法の立たざるに從るなりと。○法度は、主の天

爲レ用。百姓弗レ爲レ使。竟内之衆不レ制。則國非二其國一。而民非二其民一。如レ此者。滅主之道也。故明法曰。令本不レ出。謂二之滅一。○明主之道。卑賤不下待二尊貴一而見上。大臣不下因二左右一而進上。百官條通。羣臣顯見。有レ罰者。主見二其罪一。有レ賞者。主知二其功一。見知不レ悖。賞罰不レ差。有二不レ蔽之術一。故無二

の道は、卑賤、尊貴を待つて見えざるなり。大臣は左右に因りて進まず、百官條通し、(二)羣臣顯見す。(三)罰ある者は、主其罪を見、賞ある者は、主其功を知る。見知悖らず、賞罰差はず、蔽はれざる術あり。故に壅過の患なし。亂主は則ち然らず。法令民に至るを得ず、疏遠隔閉せられて聞ゆるを得ず。此の如き者は壅過の道なり。故に明法に曰く、令出でて留る、之を壅と謂ふと。○人臣の乘(四)じて姦を爲す所以の者は、主を擅にするなり。臣に主を擅にする者あれば、則ち主令行はるゝを得ずして、下情上通ぜず。人臣の力、能く君臣の間を隔てて、美惡の情をして揚聞(五)せず、禍福の事をして通徹(六)せざらしむ。人主迷惑して從(七)つて悟るなし。此の如き者は塞主の道なり。故に明法に曰く、下情の上通せざる、之を塞と謂ふと。

(一) 國を滅すの主也 (二) 百官各々其職に由りて上通す、木條の直達の如きなり (三) 顯は明也、明見は、暗夜に乞憐せざるなり (四) 因也 (五) 揚は擧也 (六) 徹もまた通也 (七) 由也

羣臣。此主道也。人臣者處ニ卑賤一。奉ニ主令一。守ニ本任一。治ニ分職一。此臣道也。故主行ニ臣道一則亂。臣行ニ主道一則危故上下無レ分。君臣共レ道。亂之本也。故明法曰。君臣共レ道則亂。○人臣之所ニ以長恐。而諱ニ事レ主者。以ニ欲レ生而惡一レ死也。使ニ人不一レ欲レ生不レ惡レ死。則不レ可ニ得而制一也。夫生殺之柄。專在ニ大臣一。而主不レ危者。未ニ嘗有一也。故治亂不ニ以レ法斷一。而決ニ於重臣一。生殺之柄。不レ制ニ於主一。而在ニ羣下一。此寄生之主也。故人主。專以ニ其威勢一予レ人。則必有ニ劫殺之患一。專以ニ其法制一予レ人。則必有ニ亂亡之禍一。如レ此者。亡主之道也。故明法曰。專授則失。

予ふれば、則ち必ず亂亡の禍あり。此の如き者は亡主(六)の道なり。故に明法に曰く、專授すれば則ち失ふと。

(一)賜也　(二)畜也やしなふ　(三)財也　(四)己れ任ぜらるゝ所の官也　(五)己れに分賦せらるゝ所の職也　(六)亡國の主なり

凡爲レ主而不レ得レ行ニ其令一。廢レ法而恣ニ羣臣一。威嚴已廢。權勢已奪。令不レ得レ出。羣臣弗レ

凡そ主と爲りて其令を行ふを得ず、法を廢して羣臣を恣にせしめ、威嚴已に廢し、權勢已に奪はれ、令出づるを得ず、羣臣用を爲さず、百姓使を爲さず、竟內の衆制せられざれば、則ち國は其國にあらずして、民は其民にあらず。此の如き者は、滅主の道なり。故に明法に曰く、令本の出でざる、之を滅と謂ふと。○明主

之。故無爵祿。則主無以勸民。無刑罰。則主無以威衆。故人臣之行理奉命者。非以愛主也。且以就利而避害也。○百官之奉法無姦者。非以愛主也。欲以受爵祿而避罰也。故明法曰。百官論職。非惠也。禁罰必也。○人主者擅生殺。處威勢。操令行禁止之柄。以御其

主を愛するを以てにあらざるなり。以て爵祿を受けて罰を避けんと欲するなり。故に明法に曰く、百官職を論ずるは惠にあらざるなり、禁罰必すればなりと。○人主は生殺を擅にし、威勢に處り、令すれば行はれ禁ずれば止むの柄を操り、以て其羣臣を御す、此れ主道なり。人臣は卑賤に處り、主令を奉じ、(四)本任を守り、(五)分職を治む、此れ臣道なり。故に主、臣道を行へば則ち亂れ、臣、主道を行へば則ち危し。故に上下分なく、君臣道を共にするは、亂の本なり。故に明法に曰く、君臣道を共にすれば則ち亂ると。○人臣の畏恐して、謹みて主に事ふる所以の者は、生を欲して死を惡むを以てなり。人をして生を欲せず死を惡まざらしめば、則ち得て制すべからざるなり。夫れ生殺の柄の專ら大臣に在りて、主危からざる者は、未だ嘗て有らざるなり。故に治亂は法を以て斷ぜずして、重臣に決せられ、生殺の柄は、主に制せられずして羣下に在るは、此れ寄生の主なり。故に人主專ら其威勢を以て人に予ふれば、則ち必ず劫殺の患あり。專ら其法制を以て人に

者。下之所二以使一レ上亂ヒ主也。故法廢而私行。則人主孤特而獨立。人臣羣黨而成レ朋。如レ此則主弱而臣强。此之謂二亂國一。故明法曰。所レ謂亂國者。臣術勝也。○明主在二上位一。有二必治之勢一。則羣臣不三敢爲二非。是故羣臣之不二敢欺一主者。非レ愛レ主也。以レ畏二主之威勢一也。百姓之爭レ用。非レ以レ愛レ主也。以レ畏二主之法令一也。故明主。操二必勝之數一。以治二必用之民一。處二必尊之勢一。以制二必服之臣一。故令行禁止。主尊而臣卑。故明法曰。尊レ君卑レ臣。非レ計レ親也。以勢レ勝也。

を制す。故に令行はれ禁止み、主尊くして臣卑し。故に明法に曰く、君を尊み臣を卑むは、親を計るにあらざるなり、以て勝を勢するなりと。

(一)術策、はかりごと　(二)國內　(三)私利の術也　(四)羣也

明主之治也。縣二爵祿一以勸二其民一。民有レ利二於上一。故主有二以使ヒ之。立二刑罰一以威二其下一。下有レ畏二於上一。故主有二以牧ヒ

明主の治は、爵祿を縣けて以て其民を勸す。民の上を利するあり、故に主以て之を使ふあり。刑罰を立てて以て其下を威す。下の上を畏るゝあり、故に主以て之を牧ふあり。故に爵祿なければ則ち主以て民を勸すなく、刑罰なければ則ち主以て衆を威すなし。故に人臣の理を行ひ命を奉ずる者は、主を愛するを以てにあらざるなり、且に利に就き害を避くるを以てなり。○百官の法を奉じて姦なき者は、

明主者。有二術數一。而不レ可レ欺也。審二於法禁一。而不レ可レ犯也。察二於分職一。而不レ可レ亂也。故群臣不三敢行二其私一。貴臣不レ得レ蔽レ賤。近者不レ得レ塞レ遠。孤寡老弱。不レ失二其所一レ職。竟內明辨。而不二相踰越一。此之謂二治國一。故明法曰。所レ謂治國者。主道明也。○明主者。上之所二以一レ民。使レ下也。利術

明主は、術數(一)ありて欺くべからざるなり。法禁に審にして犯すべからざるなり。分職に察して亂すべからざるなり。故に羣臣敢へて其私を行はず、貴臣、賤を蔽ふを得ず、近き者遠きを塞ぐを得ず、孤寡老弱、其職とする所を失はず、(二)竟內明辨して相踰越せず。此を之れ治國と謂ふ。故に明法に曰く、所謂治國とは、主道明なるなりと。○明主は、上の民を一にし下を使ふ所以なり。(三)利術は、下の上を侵し主を亂す所以なり。故に法廢して私行はるれば、則ち人主孤特にして獨立し、人臣羣黨して朋を成す。此の如くんば則ち主弱くして臣強し。此を之れ亂國と謂ふ。故に明法に曰く、(四)所謂亂國とは、臣術勝つなりと。○明主上位に在りて、必治の勢あれば、則ち羣臣敢へて非を爲さず。是の故に羣臣の敢へて主を欺かざる者は、主を愛するにあらざるなり、主の威勢を畏るゝを以てなり。百姓の用を爭ふは、主を愛するを以てにあらざるなり、主の法令を畏るゝを以てなり。故に明主は、必勝の數を操りて、以て必用の民を治め、必尊の勢に處りて、以て必服の臣

有予人者也。

○桓公謂管子曰。今子教寡人。法天合德。合德長久。合德而兼覆之。則萬物受命。象地無親。無親安固。無親而兼載之。則諸生皆殖。參於日月。無私徧光。無私而兼照之。則美惡不隱。然則君子之爲身。無好無惡。然已乎。管子對曰。不然。夫學者所以自化。所以自撫。故君子惡稱人之惡。惡不忠而怨怒。惡不公議而名常稱。惡不位下而位上。惡不親外而內放。此五者。君子之所恐行。而小人之所以亡。況人君乎。

惡み、公議せずして名常に稱せらるゝを惡み、(八)下に位せずして上に位するを惡み、(九)外を親まずして内に放なるを惡む。此の五者は君子の行ふを恐るゝ所にして、小人の亡ぶる所以なり。況んや人君をやと。

(一) 封邑をいふ。二十五家を里となし、里に社あり、戶口田籍を書し、之を社に藏す、故に邑を稱して書社となす也 (二) 發也、あばく也 (三) 徧く恩澤を施すなり。徧く德澤を施せば則ち國祚長久、而して又能く之を覆護すれば則ち萬物皆命を受くとなり (四) 私親也 (五) 殖は大也 (六) 惡を化して善となし、愚を化して智となす也 (七) 安也 (八) 下に位するを肯ぜずして上に位するを望む其人必ず驕る (九) 外に親む所なくして内に放恣を行ふは、天下の棄才なり

明法解第六十七　管子解五

凡所謂能以所不利利人者。舜是也。舜耕歷山。陶河濱。漁雷澤。不取其利。以敎百姓。百姓擧利之。此所謂能以所不利利人者也。所謂能以所不有予人者。武王是也。武王伐紂。士卒往者。人有書社。入殷之日。決鉅橋之粟。散鹿臺之錢。殷民大說。此所謂能以所不

凡そ所謂、能く利せざる所を以て人を利する者は、舜是れなり。舜は歷山に耕し、河濱に陶し、雷澤に漁す。其利を取らずして以て百姓に敎ふ。百姓擧な之を利とす。此れ所謂能く利せざる所を以て人を利する者なり。所謂能く有せざる所を以て人に予ふる者は、武王是れなり。武王紂を伐つ、士卒の往く者人ごとに書社(一)あり。殷に入るの日、鉅橋の粟を決し、鹿臺の錢を散ず。殷民大に說ぶ。此れ所謂能く有せざる所を以て人に予へ(二)し者なり。○桓公、管子に謂つて曰く、今子、寡人に敎ふ、天の德(三)を合するに法り、德を合せば長久。德を合して之を兼覆すれば、則ち萬物命を受く。地の親(四)なきに象る。親なければ安固。親なくして之を兼載すれば、則ち諸生皆殖す。日月に參し、(五)葆光を私するなし。私なくして之を兼照すれば、則ち美惡隱さずと。然らば則ち君子の身を爲むる、好なく惡なし、然のみかと。管子對へて曰く、然らず。夫れ學者は自ら化(六)する所以なり、自ら撫(七)んずる所以なり。故に君子は、人の惡を稱するを惡み、不忠にして怨怒するを

明。如此、則近者親之。遠者歸之。故曰、召遠在修近。○閉禍在除怨。非有怨乃除之。所事之地。常無怨也。凡禍亂之所生。生於怨咎。怨咎所生。生於非理。是以明君之事衆也、必經、使之必道。施報必當。出言必得刑罰必理。如此、則衆無鬱怨之心、無感恨之意。如此、則禍亂不生。上位不危。故曰、閉禍在除怨也。○凡人君所以尊安者賢佐也。佐賢則君尊國安民治。無佐則君卑國危民亂。故曰、脩長在乎任賢。○凡人者莫不欲利而惡害。是故與天下同利者天下持之。擅天下之利者、天下謀之。天下所謀、雖立必墮。天下所持、雖高不危。故曰、安高在乎同利。

す必ず得、刑罰必ず理る。此の如くんば則ち衆に鬱怨の心なく、感恨の意なし。此の如くんば則ち禍亂生ぜず、上位危からず。故に曰く、禍を閉づるは怨を除くに在りと。○凡そ人君の尊安なる所以の者は賢佐なり。佐賢なれば則ち君尊く國安く民治る。佐なければ則ち君卑く國危く民亂る。故に曰く、脩長は賢に任ずるに在りと。○凡そ人は、利を欲して害を惡まざるなし。是の故に天下と利を同じくする者は、天下之を持く。天下之利を擅にする者は、天下之を謀る。天下の謀る所は、立つと雖も必ず隳れ、天下の持くる所は、高しと雖も危からず。故に曰く、高きを安くするは、利を同じうするに在りと。

㊀ 修也　㊁ 恩也　㊂ 治也、をさむる也　㊃ 法也

時之行。信必而著明。聖人法レ之。以事二萬民一。故不レ失二時功一。故曰。伍二於四時一。○凡衆者。愛レ之則親。利レ之則至。是故明。君設レ利以致レ之。明レ愛以親レ之。徒利而不レ愛。則衆至而不レ親。徒愛而不レ利。則衆親而不レ至。愛施倶行。則說二君臣一。說二朋友一。說二兄弟一。說二父子一。愛施所レ設。四固不レ能レ守。故曰。說在二愛施一。○凡君所二以有レ衆者。愛施之德也。愛有レ所レ移。利有レ所レ并。則不レ能二盡有一。故曰。有レ衆在レ廢レ私。

愛施之德。雖二行而無レ私。內行不レ修。則不レ能レ朝二遠方之君一。是故。正二君臣上下之義一。飾二父子兄弟夫妻之義一。飾二男女之別一。別二疏數之差一。使二君德臣忠。父慈子孝。兄愛弟敬。禮義章

愛施の德、行ひて私なしと雖も、內行修らざれば、則ち遠方の君を朝せしむる能はず。是の故に君臣上下の義を正し、父子兄弟夫妻の義を飾め(二)、男女の別を飾め、疏數の差を別ち、君は德あり(一)、臣は忠に、父は慈に、子は孝に、兄は愛に、弟は敬に、禮義章明ならしむ。此の如くんば、則ち近き者之を親み、遠き者之に歸す。故に曰く、遠きを召すは、近きを修むるに在りと。○禍を閉づるは怨を除くに在り。怨ありて乃ち之を除くにあらず、事とする所の地、常に怨なきなり。凡そ禍亂の生ずる所は、怨咎に生ず。怨咎の生ずる所は、非理に生ず。是の以に明君の衆を事むるや(三)、必ず經あり(四)。之を使ふや必ず道あり。施報必ず當り、言を出

安固而不動。故莫不生殖。聖人法之。以覆載萬民。故莫不得其職性。則莫不爲用。故曰。法天合德。象地無親。○日月之明無私。故莫不得光。聖人法之。以燭萬民。故能審察。則無遺善。無隱姦。無遺善。無隱姦。則刑賞信必。刑賞信必。則善勸而姦止。故曰。參於日月。四

なれば、則ち善勸み姦止む。故に曰く、日月に參し、四時之れ行ひ、信必にして著明と。聖人之に法り、以て萬民に事ふ。故に時功を失はず。故に曰く、四時に伍すと。○凡そ衆は、之を愛すれば則ち親み、之を利すれば則ち至る。是の故に明君は、利を設けて以て之を致し、愛を明にして以て之を親む。徒に利して愛せざれば、則ち衆至りて親まず。徒に愛して利せざれば、則ち衆親みて至らず。愛施倶に行はるゝときは、則ち君臣を說ばしめ、朋友を說ばしめ、兄弟を說ばしめ、父子を說ばしむ。(四)愛施の設くる所、四固守る能はず。故に曰く、說は愛施に在りと。○凡そ君の衆を有つ所以の者は、愛施の德なり。(五)愛移る所あり、利并す所あれば則ち盡く有つ能はず。故に曰く、衆を有つは私を廢するに在りと。

(一) 燭は照也　(二) 審もまた使也　(三) 假也　(四) 施は即ち利なり。愛施倶に行はるれば、則ち君臣朋友兄弟父子、よろこばざるものなし。故に愛施設けらるゝ所には、他邦の民も亦之を感戴す。四塞の固ありと雖も、亦之を守る能はずと也　(五) 始に甲を愛し後に乙を愛す、これ愛に移る所あるなり。數人與ふる所の利を并せて一人に與ふ、これ利に并す所あるなり。かくの如くんば則ち怨仇相半し、盡く其衆を有する能はずと也

得レ存。雖レ犯レ禁。而可二以得一レ免。雖レ無レ功。而可二以得一レ富。夫國有下不レ聽而可二以得一レ存者上。則號令不レ足二以使一レ下。有下犯レ禁而可二以得一レ免者上則斧鉞不レ足二以畏一レ衆。有下無レ功而可二以得一レ富者上。則祿賞不レ足二以勸一レ民。號令不レ足二以使一レ下。斧鉞不足二以畏一レ衆。祿賞不レ足二以勸一レ民。則人君無二以自守一也。然則明君奈何。明君不下爲二六者一變中更號令上。不下爲二六者一疑中錯斧鉞上。不下爲二六者一益中損祿賞上。故曰。植固而不レ動。奇邪乃恐。奇革邪化。令往民移。

乃ち恐る。奇革り邪化すれば、令往きて民移ると。

㈠親近の者についていふ ㈡貴き者についていふ ㈢貨色・巧佞・玩好の類をいふ ㈣錯は誤也

凡人君者。覆二載萬民一而兼二有之一。燭二臨萬族一而事二使之一。是故。以二天地日月四時一爲レ主爲レ筧。以治二天下一。天覆而無レ外也。其德無レ所レ不レ在。地載而無レ棄也。

凡そ人君は、萬民を覆載して之を兼有し、萬族を燭臨㈠して之を事使㈡す。是の故に天地日月四時を以て主と爲し筧㈢となし、以て天下を治む。天は覆ひて外なきなり、其德、在らざる所なし。地は載せて棄つるなきなり、安固にして動かず。故に生殖せざるなし。聖人之に法り、以て萬民を覆載す。故に其職性を得ざる莫し、則ち用を爲さざる莫し。故に曰く、天の德を合するに法り、地の親なきに象ると。〇日月の明は私なし。故に光を得ざるなし。聖人之に法り、以て萬民を燭す。故に能く審察すれば則ち遺善なく、隱姦なし。遺善なく隱姦なければ、則ち刑賞信必。刑賞信必

攻而立三器。故國治。不肖之君。不能勝六攻而立三器。故國不治。三器者何也。曰號令也。斧鉞也。祿賞也。六攻者何也。親也。貴也。貨也。色也。巧佞也。玩好也。三器之用何也。曰非號令無以使下。非斧鉞無以畏衆。非祿賞無以勸民。六攻之敗何也。曰雖不聽而可以

ず。三器とは何ぞ。曰く號令なり、斧鉞なり、祿賞なり。六攻とは何ぞ。曰く親なり、貴なり、貨なり、色なり、巧佞なり、玩好なり。三器の用は何ぞ。曰く、號令にあらざれば以て下を使ふなく、斧鉞にあらざれば以て衆を畏すなく、祿賞にあらざれば以て民を勸すなし。六攻の敗は何ぞ。曰く、聽かずと雖も、而も以て存するを得べし。禁を犯すと雖も、而も以て免るゝを得べし。(二)(三)功なしと雖も、而も以て富を得べし。夫れ國、聽かずして以て存するを得べき者あれば、則ち號令以て下を使ふに足らず、禁を犯して以て免るゝを得べき者あれば、則ち斧鉞以て衆を畏れしむるに足らず。功なくして以て富を得べき者あれば、則ち祿賞以て民を勸すに足らず。號令以て下を使ふに足らず、斧鉞以て衆を畏れしむるに足らず、祿賞以て民を勸すに足らざれば、則ち人君以て自ら守るなきなり。然らば則ち明君は奈何。明君は、六者の爲に號令を變更せず、六者の爲に斧鉞を疑(二)錯せず、六者の爲に祿賞を益損せず。故に曰く、植固にして動かず、奇邪なれば

壞之心。故曰。民不足。令乃辱。民苦殃。令不行。施報不得。禍乃始昌。禍昌而不悟。民乃自圖。○凡國無法。則衆不知所爲。無度則事無機。有法不正。有度不直。則治辟。治辟則國亂。故曰。正法直度。罪殺不赦。殺僇必信。民畏而懼。武威既明。令不再行。○凡民者。莫不惡罰而畏罪。是以人君。嚴教以示之。明刑罰以致之。故曰。頓卒怠倦以辱之。罰罪有過以懲之。殺僇犯禁以振之。

に曰く、法を正しうし度を直くし、罪殺赦さず、殺僇必ず信なれば、民畏れて懼れ、武威既に明なれば、令再び行はずと。○凡そ民は、罰を惡みて罪を畏れざる莫し。是の以に人君は、敎(六)を嚴にして以て之に示し、刑罰を明にして以て之を致(七)す。故に曰く、怠倦を頓卒して以て之を辱め、有過を罰罪して以て之を懲し、犯禁を殺僇して以て之を振ふと。

(一) 功を用ふること粗莽なるが故に事工ならずと也 (二) 工ならざれば毀ち易し、故にしば／＼重複す、これ勞する所以なり (三) 堵は垣也、壞は毀土也 (四) 強は舍也 (五) 發動の由る所也、國に制度なければ則ち形勢定らず故に機を見て動く能はずと也 (六) 令也 (七) 之を民に致す也

治國有三器。亂國有六攻。明君能勝六

國を治むるに三器あり、國を亂すに六攻あり。明君は能く六攻に勝つて三器を立つ。故に國治る。不肖の君は、六攻に勝つて三器を立つる能はず、故に國治ら

必工。人有二逆順一。事有二稱量一。人心逆則人不レ用。事失二稱量一。則事不レ工。事不レ工則傷。人不レ用則怨。故曰取レ人以レ己。成レ事以レ質。○成レ事以レ質者。用二稱量一也。取レ人以レ己者。度レ怨而行也。度レ怨者度二之於己一也。己之所レ不レ安。勿レ施二於人一。故曰。審レ用レ財。愼二施報一。察二稱量一。故用レ財。不レ可二以嗇一。用レ力。不レ可二以苦一。用レ財嗇則費。用レ力苦則勞矣。

ならずんば、則ち國に秕政多し、故に其民怨むと也

奚以知二其然一也。用レ力苦。則事不レ工事不レ工。而數得レ之。故曰勞矣。用レ財嗇。則不レ當二人心一。不レ當二人心一。則怨起。用レ財而生レ怨。故曰費。怨起而不二復反一。衆勞而不レ得レ息。則必有下崩二弛堵

奚を以て其の然るを知るや。力を用ふること苦めば、則ち事工ならず、(一)事工ならざれば數〻之を得。故に曰く勞すと。財を用ふること嗇めば、則ち人心に當らず。人心に當らざれば則ち怨起る。財を用ひて怨を生ず、故に曰く費ゆと。怨起りて復た反らず、衆勞して息むを得ざれば、則ち必ず堵壞(三)を崩弛(四)するの心あり。故に曰く、民足らざれば令乃ち辱めらる。民、殃を苦めば令行はれず、施報得ざれば、禍乃ち始めて昌なり。禍昌にして悟らざれば、民乃ち自ら圖ると。○凡そ國に法なければ、則ち衆爲す所を知らず。度なければ則ち事に機(五)なし。法ありて正しからず、度ありて直からざれば、則ち治辟す。治辟すれば則ち國亂る。故

親。不レ親則不レ明。不レ教レ順則不レ郷レ意。是故。明君兼愛以親レ之。明教レ順以道レ之。便ニ其勢一。利ニ其備一。愛ニ其力一。而勿レ奪ニ其時一。以利レ之如レ此。則衆親レ上郷レ意。從レ事勝レ任矣。故曰。兼愛無レ遺。是謂ニ君心一。必先順レ教。萬民郷レ風。旦暮利レ之。衆乃勝レ任。治之本二。一曰。人。二曰。事。人欲ニ必用一。事欲ニ

を利して、衆乃ち任に勝ふと。治の本二あり、一に曰く人、二に曰く事。人必ず用ふるを欲し、事は必ず工なるを欲す。人に逆順あり、事に稱量(六)あり。人心逆なれば則ち人用ひられず(七)、事稱量を失へば則ち事工ならず、事工ならざれば則ち傷れ(八)、人用ひられざれば(九)則ち怨む。故に曰く、人を取るに己れを以し、事を成すに質を以てすと。○事を成すに質を以てする者は、稱量を用ふるなり。人を取るに己れを以てする者は、度恕して行ふなり。度恕せる者は、之を己れに度るなり。己れの安んぜざる所は、人に施す勿れ。故に曰く、財を用ふるを審にし、施報を愼み、稱量を察す。故に財を用ふること、以て嗇むべからず。力を用ふること、以て苦むべからず。財を用ふること嗇めば則ち費え、力を用ふること苦めば則ち勞すと。

(一) 厚敬の者を賞し、有功の者を富し、有名の者を貴くすれば、則ち民、禮義の貴ぶべきを知りて爭はずと也 (二) 民意の君にむかふをいふ (三) 明に和順の道を教へざれは、則ち民意、君にむかはずと也 (四) 器也 (五) 惜也其力を惜み、妄りに之を役せずと也 (六) 料度也 (七) 人、上用せられずと也 (八) 毀也 (九) 賢者、上の用ふる所と

始不レ足レ見者。人輕レ棄レ之。人輕レ棄レ之。則必失二不レ可レ及之功一。夫數困二難レ成之事一。而時失二不レ可レ及之功一。衰耗之道也。是故。明君審察二事理一。愼觀二終始一。爲必知二其所一レ成。成必知二其所一レ用。用必知三其所二利害一。爲而不レ知レ所レ成。成而不レ知レ所レ用。用而不レ知レ所二利害一。謂二之妄擧一。妄擧者。其事不レ成。其功不レ立。故曰。擧レ所レ美。必觀二其所一レ終。廢レ所レ惡。必計二其所一レ窮。

凡人君者。欲三民之有二禮義一也。夫民無二禮義一。則上下亂而貴賤爭。故曰。慶二勉敦敬一以顯レ之。富二祿有功一以勸レ之。爵二貴有名一以休レ之。○凡人君者。欲二衆之親レ上鄕一レ意也。欲三其從レ事之勝二レ任也。而衆者不レ愛則不レ

凡そ人君は、民の禮義あるを欲するなり。夫れ民に禮義なくんば、則ち上下亂れて貴賤爭ふ。故に曰く、(一)敦敬を慶勉して以て之を顯し、有功を富祿して以て之を勸まし、有名を爵貴して以て之を休すと。○凡そ人君は、衆の上に親み意に鄕は(二)んことを欲するなり、其の事に從ふものの任に勝ふるを欲するなり。而して衆は、愛せざれば則ち親まず、親まざれば則ち明かならず、(三)順に敎へざれば則ち意に鄕はず。是の故に明君は兼愛して以て之を親み、明かに順を敎へて以て之を道く。其勢を便にし、其備(四)を利し、其力を愛みて其財を奪ふ勿く、以て之を利す。此の如くんば則ち衆は上に親み意に鄕ひ、事に從ひ任に勝ふ。故に曰く、兼愛遺すなき、是を君心と謂ふ。必ず先づ敎を順にして、萬民風に鄕ふ。旦暮之

外。外之有レ徒。禍乃始牙。衆之所レ怒。寡不レ能レ圖。○冬既閉藏、百事盡止。往事畢登。來事未レ起。方ニ冬無レ事。愼觀ニ終始一。審察ニ事理一。事有ニ先易而後難者一。有ニ始不レ足レ見。而終不レ可レ及者一。此常利之所ニ以不ヒ擧。事之所ニ以困一者也。事之先易者。人輕レ行レ之。人輕レ行レ之。則必困ニ難レ成之事一。

事の困む所以の者なり。事の先に易き者は、人之を行ふを輕んず。人之を行ふを輕んぜば、則ち必ず成り難きの事に困む。始め見るに足らざる者は、人之を棄つるを輕んず。人之を棄つるを輕んぜば、則ち必ず及ぶべからざるの功を失ふ。夫れ數〻成り難きの事に困みて、時に及ぶべからざるの功を失ふは、衰耗の道なり。是の故に明君は審に事理を察し、愼みて終始を觀る。爲せば必ず其成る所を知り、成れば必ず其用ふる所を知り、用ふれば必ず其利害する所を知る。爲して成る所を知らず、成りて用ふる所を知らず、用ひて利害する所を知らざる、之を妄擧と謂ふ。妄擧する者は、其事成らず、其功立たず。故に曰く、美する所を擧ぐるも、必ず其の終る所を觀、惡む所を廢するも、必ず其の窮る所を計ると。

㊀ 刑は秋冬を以てす、而るに夏の方に長ずるに乘じ、之を審治する者は、益々好生の意を示し、且つ其の悉く曉なきを欲する也 ㊁ 春夏秋爲す所の農桑徭役の屬也 ㊂ 成也 ㊃ 來年爲す所の事 ㊄ 行はれざるをいふ

有所受命。釋風而更有所仰動、釋雨而更有所仰濡。則無為尊天而貴風雨矣。今人君之所尊安者、為其威立而令行也。其所以能立威行令者、為其威利之操、莫不在君也。若使威利之操、不專在君。而有所分散。則君日益輕。而威利日衰。侵暴之道也。故曰。三經既飭、君乃有國。

乘夏方長。審治刑賞。必明經紀。陳義設法。斷事以理。虛氣平心。乃去怒喜。若倍法棄令。而行怒喜。禍亂乃生。上位乃殆。故曰喜無以賞。怒無以殺。喜以賞。怒以殺。怨乃起。令乃廢。驟令而不行。民心乃

(一)夏の方に長ずるに乘じ、審に刑賞を治め、必ず經紀を明かにし、義を陳じ法を設け、事を斷ずるに理を以てし、氣を虛しくし心を平かにし、乃ち怒喜を去る。若し法に倍き令を棄てて怒喜を行はば、禍亂乃ち生じ、上位乃ち殆し。故に曰く、喜ぶも以て賞するなく、怒るも以て殺すなし。喜びて以て賞し、怒りて以て殺せば、怨乃ち起り、令乃ち廢せん。驟しば令して行はれざれば、民心乃ち外す。外の徒ある、禍乃ち始めて牙し、衆の怒る所は、寡圖る能はずと。〇冬既に閉藏し、百事盡く止み、(二)往事畢く登り、(三)來事未だ起らず。(四)冬の事なきに方り、愼みて終始を觀、審に事理を察す。事先に易くして後に難き者あり、始め見るに足らずして、終に及ぶべからざる者あり。此れ常利の擧らざる所以にして、(五)

謅。事不盡憊。則功利不盡擧。功利不盡擧則國貧。疏遠微賤者。無所告謅。則下饒。故曰。凡將立事。正彼天植。天植者心也。天植正。則不私近親。不孽疏遠。不私近親。不孽疏遠。則無遺利。無隱治。無遺利。無隱治。則事無不擧。物無遺者。欲見天心。明以風雨。故曰。風雨無違。遠近高下。各得其嗣。萬物尊天。而貴風雨。所以尊天者。爲其莫不受命焉也。所以貴風雨者。爲其莫不待風而動。待雨而濡也。若使萬物。釋天而更

こと無けん。今人君の尊安なる所の者は、其威立つて令行はるゝが爲なり。其の能く威を立て令を行ふ所以の者は、其威利の操、（一一）君に在らざる莫きが爲なり。若し威利の操をして、專ら君に在らずして、分散（一二）する所あらしめば、則ち君日に益〻輕くして、威利日に衰へん。侵暴（一三）の道なり。故に曰く、三經（一四）既に飭しければ、君乃ち國を有つと。

（一）政要を選擇し、之を版に載せ、以て常法となす也 （二）天下を紀理經綸するの法を立つと也 （三）人君南面して立つ、左右前後此に由りて生ずと也 （四）法令を行ひ事理を治むる也 （五）身の執守する所をいふ （六）疏遠微賤の者告訴する所なければ、則ち衆井の民鄕里に橫行す、故に下饒富なりと也 （七）妾隷の子を孽子といふ、よりて輕賤の意に用ふ （八）遺利は遺棄して利源を索らざる者。隱治は私治にて、公共之を謀らざるをいふ （九）積也 （一〇）習也、俠也 （一一）柄也、權力也 （一二）分散して臣下に在れば、則ち君日に益々輕しと也 （一三）人の爲に侵暴せらるゝの道なりと也 （一四）天植及び風雨なり。天植正しければ則ち其道天と同じ、故に解するに天を以て之を言へるなり

以建經紀。春生於左。秋殺於右。夏長於前。冬藏於後。生長之事。文也。收藏之事。武也。是故。文事在左。武事在右。聖人法之。以行法令。以治事理。凡法事者。操持不可以不正。操持不正。則聽治不公。聽治不公。則治不盡理。事不盡應。治不盡理。則疏遠微賤者。無所告

こと公ならず。治を聽くこと公ならざれば、則ち治は理を盡さず、事は應を盡さず。治に理を盡さざれば、則ち疏遠微賤の者、告愬する所なし。事に應を盡さざれば、則ち功利盡く擧らず。功利盡く擧らざれば則ち國貧し。疏遠微賤の者、告愬する所なければ則ち下饒なり。(六)故に曰く、凡そ將に事を立てんとすれば、彼の天植を正しくす。天植とは心なり。天植正しければ、則ち近親に私せず、疏遠を孽まず。近親に私せず、疏遠を孽まざれば、則ち遺利なく(八)隱治なし。遺利なく隱治(七)なければ、則ち事擧らざるなく、物遺る者なし。天心を見んと欲せば、明かに風雨を以てす。故に曰く、風雨違ふなく、遠近高下、各〻其の嗣(九)を得。萬物天を尊びて風雨を貴ぶ。天を尊ぶ所以の者は、其の命を受けざる莫きが爲なり。風雨を貴ぶ所以の者は、其の風を待つて動き、雨を待つて濡はざる莫きが爲なり。若し萬物をして、天を釋てて更に命を受くる所あり、風を釋てて更に動を仰ぐ(一〇)所あり、雨を釋てて更に濡を仰ぐ所あらしめば、則ち天を尊びて風雨を貴ぶを爲す

○人君唯毋レ聽二請謁任擧一。則羣臣皆相爲請。然則請謁得二于上一。黨與成二于鄉一。如レ是。則貨財行二於國一。法制毀二於官一。羣臣務レ佼而求レ用。然則無レ爵而貴。無レ祿而富。故曰。請謁任擧之說勝。則繩墨不レ正。○人君唯勿レ聽二諂諛飾レ過之言一。則敗。奚以知二其然一也。夫諂臣者。常使下其主不レ悔二其過一。不上レ更二其失一者也。故主惑而不二自知一也。如レ是則謀臣死。而諂臣尊矣。故曰。諂讒飾レ過之說勝。則巧佞者用。

(一) 偶也、たまたま　(二) 賄賂の公行するを言ふ　(三) 交、假借字、まじはり　(四) 君の過を飾る也

版法解第六十六

管子解四

版法者。法二天地之位一。象二四時之行一。以治二天下一。四時之行。有レ寒有レ暑。聖人法レ之。故有レ文有レ武。天地之位。有レ前有レ後。有レ左有レ右。聖人法レ之。

(一)版法は、天地の位に法り、四時の行に象り、以て天下を治む。四時の行はるるや、寒あり暑あり。聖人之に法る。故に文あり武あり。天地の位、前あり後あり左あり右あり。聖人之に法り、以て(二)經紀を建つ。(三)春は左に生じ、秋は右に殺し、夏は前に長じ、冬は後に藏す。生長の事は文なり、收藏の事は武なり。是の故に文事左に在り、武事右に在り。聖人之に法り、以て法令を行ひ以て事理を治む。凡(四)そ法事は、(五)操持以て正しからざるべからず。操持正しからざれば、則ち治を聽く

宮室臺池。珠玉聲樂也。此皆費財盡力。傷國之道也。而以此事君者。皆姦人也。而人君聽之。焉得無敗。然則府倉虛。蓄積竭。且姦人在上則壅遏賢者而不進也。然則國適有患。則優倡侏儒。起而議國事矣。是敺國而捐之也。故曰。觀樂玩好之說勝則姦人在上位。

る者は、皆姦人なり。而るに人君之を聽かば、焉ぞ敗なきを得んや。然らば則ち府倉虛しく、蓄積竭きん。且つ姦人上に在らば、則ち賢者を壅遏して進ましめざるなり。然らば則ち國適(一)ま患あらば、則ち優倡侏儒起つて國事を議せん。是れ國を敺りて之を捐つるなり。故に曰く、觀樂玩好の說勝たば、則ち姦人上位に在りと。○人君唯だ請謁任擧を聽く毋れ、則ち羣臣皆相爲に請はん。然らば則ち請謁上に得、黨與鄕に成る。是の如くんば則ち貨(二)財國に行はれ、法制官に毀れ、羣臣佼(三)を務めて用を求む。然らば則ち爵なくして貴く、祿なくして富む。故に曰く、請謁任擧の說勝たば、則ち繩墨正しからずと。○人君唯だ諂諛(四)過を飾るの言を聽く勿れ、則ち敗れん。奚を以て其然るを知る、夫れ諂臣は、常に其主をして其過を悔いず、其失を更めざらしむる者なり。故に主惑ひて自ら知らざるなり。是の如くんば則ち諫臣死して諂臣尊し。故に曰く、諂諛過を飾るの說勝たば、則ち巧佞の者用ひられんと。

曰。私議自貴之說勝。則上令不行。○人君唯毋好金玉貨財。必欲得其所好。然則必有以易之。所以易之者何也。大官尊位。不然則尊爵重祿也。如是。則不肖者在上位矣。然則賢者不為力。智者不為謀。信者不為約。勇者不為死。如是則歐國而捐之也。故曰。金玉貨財之說勝。則爵服下流。○人君唯毋聽羣徒比周。則羣臣朋黨。蔽美揚惡。然則國之情偽。不見於上。如是。則朋黨者處前。寡黨者處後。夫朋黨者處前。賢不肖不分。則爭奪之亂起。而君在危殆之中矣。故曰。羣徒比周之說勝。則賢不肖不分。

夫れ朋黨する者前に處り、賢・不肖分たずんば、則ち爭奪の亂起りて、君は危殆の中に在らん。故に曰く、羣徒比周の說勝てば、則ち賢・不肖分たずと。

㊀ 既に其生を全くし其養を極むと也 ㊁ 此れ實は生を害する也、然れども其心は此を以て生を養ふと爲すと ㊂ 縱と通ず、ほしいまゝ ㊃ 民の初めて生ずるや、飢えて食し、渇して飲み、欲動きて淫す。禽獸と甚だ遠からず。聖人之が爲に禮數をつくり、こゝに於て人道始めて貴くなれる也 ㊄ 上の行ふ所の間隙を指して之を非毀する也 ㊅ 金玉貨財を獻ずる者は必ず不肖者なり、而るに君、大官重祿を以て之に代ふ、故に不肖者上位に在りと ㊆ 勸也 ㊇ 逐也 ㊈ 朋は羣也、朋は古への鳳の字、鳳飛べば羣鳥之に從ひ、萬を以て數ふ、故に多黨を謂ひて朋となせるなり

人君唯毋聽觀樂玩好。則敗。凡觀樂者。

人君は唯だ觀樂玩好を聽く毋れ、則ち敗れん。凡そ觀樂は、宮室臺池、珠玉聲樂なり。此れ皆財を費し力を盡し國を傷るの道なり。而して此を以て君に事ふ

生又養。生養何也。曰滋味也。聲色也。然後爲養生。然則從欲妄行。男女無別。反於禽獸。然則禮義廉恥不立。人君無以自守也。故曰。全生之說勝。則廉恥不立。○人君唯毋聽私議自貴。則民退靜隱伏。窟穴就山。非世間上。輕爵祿。而賤有司。然則令不行。禁不止。故

欲を從にして妄行し、男女別なく、禽獸に反る。然らば則ち禮義廉恥立たず、人君以て自ら守るなけん。故に曰く、生を全くするの說勝たば、則ち廉恥立たずと。○人君は唯だ私議自ら貴ぶを聽く毋れ。則ち民退靜隱伏、穴に窟し山に就き、世を非り上を間り、爵祿を輕んじて有司を賤む。然らば則ち令行はれず、禁止まず。故に曰く、私議自ら貴ぶの說勝たば、則ち上令行はれずと。○人君は唯だ金玉貨財を好み、必ず其の好む所を得んと欲する毋れ。然らば則ち必ず以て之に易ふるあらん。之に易ふる所以の者は何ぞ。大官尊位、然らずんば則ち尊爵重祿なり。是の如くんば則ち不肖者上位に在らん。然らば則ち賢者爲に力めず、智者爲に謀らず、信者爲に約せず、勇者爲に死せず。是の如くんば則ち國を敺りて之を捐つるなり。故に曰く、金玉貨財の說勝たば、則ち爵服下に流ると。○人君唯だ羣徒比周を聽く毋れ。則ち羣臣朋黨し、美を蔽ひ惡を揚ぐ。然らば則ち國の情僞上に見れず。是の如くんば則ち朋黨する者前に處り、黨寡き者後に處る。

圉敵之心。故曰。寢兵之說勝。則險阻不守。○人君。唯毋聽兼愛之說。則視天下之民。如其民。視國如吾國。如是則無幷兼攘奪之心。無覆軍敗將之事。然則射御勇力之士。不厚祿。覆軍殺將之臣。不貴爵。如是。則射御勇力之士。出在外矣。我能毋攻人。可也。不能令人毋攻我。彼求地而予之。非吾所欲也。不予而與戰。必不能勝也。彼以教士。我以敺衆。彼以良將。我以無能。其敗。必覆軍殺將。故曰。兼愛之說勝。則士卒不戰。

人を攻むる毋きは可なるも、人をして我を攻むる毋らしむる能はず。彼れ地を求めて之に予ふるは、吾が欲する所にあらざるなり。予へずして與に戰へば、必ず勝つ能はざるなり。彼は教士(六)を以てし、我は敺衆(七)を以てす。彼は良將を以てし、我は無能を以てす。其れ敗れて必ず軍を覆し將を殺さん。故に曰く、兼愛の說勝てば、則ち士卒戰はずと。

㈠偃也、兵を伏する也　㈡殘也、そこなふ　㈢守備既に壞るれば、則ち遼遠の地は敵に謀られ、邊境の士は唯だ修飾を事とし、復た武技を講ぜず、百姓亦敵を防ぐの心なし、故に險阻の地ありと雖も守る能はずと也　㈣天下の國を視る意　㈤敵軍を覆し敵將を敗るの事なしと也　㈥操練せられたる兵士　㈦敺衆徵聚の意にて、所謂烏合の衆なり

人君。唯無好全生。則羣臣皆全其生。而

人君は唯だ生を全くするを好む無かれ。則ち羣臣皆其生を全くして、生し(一)又養ふ。生養とは何ぞ、曰く滋味なり、聲色なり。然る後に(二)生を養ふと爲す。然らば則ち

人君。唯毋聽寢兵。則群臣賓客莫敢言兵。然則內之。不知國之治亂外之。不知諸侯強弱。如是則。城郭毀壞莫之築補。甲弊兵彫。莫之修繕。如是。則守圉之備毀矣。遼遠之地謀。邊竟之士修。百姓無

卷第二十一

立政九敗解第六十五　　管子解三

人君は唯だ兵を寢むる(一)を聽く毋れ。則ち羣臣賓客、敢へて兵を言ふもの莫し。然らば則ち之を內にして國の治亂を知らず、之を外にして諸侯の強弱を知らず。是の如くんば則ち城郭毀壞して、之を築補するもの莫く、甲弊れ兵彫ひて、之を修繕するもの莫し。是の如くんば則ち守圉の備毀る。遼遠の地謀られ、邊竟の士修むるのみ。百姓敵を圍ぐの心なし。故に曰く、兵を寢むるの說勝てば、則ち險阻守らずと。○人君、唯だ兼愛の說を聽く毋れ。則ち天下の民を視ること其民の如く、(二)國を視ること吾國の如し。是の如くんば則ち幷兼攘奪の心なく、(五)軍を覆し將を敗るの事なし。然らば則ち射御勇力の士厚祿せず、軍を覆し將を殺すの臣貴爵せず。是の如くんば則ち射御勇力の士、出でて外に在り。我れ能く

爲二天下矣一者。此不レ可レ復之行。故明主不レ行也。故曰。行而不レ可レ再者。君不レ行也○言之不レ可レ復者。其言不レ信也。行之不レ可レ再者。其行賊暴也。故言而不レ信。則民不レ附。行而賊暴。則天下怨。民不レ附。天下怨。此滅亡之所二從生一也。故明主禁レ之。故曰。凡言之不レ可レ復。行之不レ可レ再者。有レ國者之大禁也。

信ならざれば、則ち民附かず、行ひて賊暴なれば、則ち天下怨む。民附かず天下怨むは、此れ滅亡の從りて生ずる所なり。故に明主は之を禁ず。故に曰く、凡そ言の復すべからず、行の再びすべからざる者は、國を有つ者の大禁なりと。

㊀ 損氣也　㊁ 人民をそこなふ也

之情。不得上通。故姦邪日多。而人主愈蔽。故曰。日月不明。天不易也。○山物之高者也。地險穢不平易。則山不得見。人主猶山也。左右多黨。比周以壅其主。則主不得見。故曰。山高而不見。地不易也○人主出言。不逆於民心。不悖於理義。其所言。足以安天下者也。人唯恐其不復言也。出言而離父子之親。疏君臣之道。害天下之衆。此言之不可復者也。故明主不言也。故曰。言而不可復者。君不言也。

疏んじ、天下の衆を害す、此れ言の復すべからざる者なり。故に明主は言はざるなり。故に曰く、言ひて復すべからさる者は、君言はざるなりと。

(一)再也、重ねて言ふ事の出來ぬやうな言は口より出さずと也

人主。身行方正。使人有禮。遇人有信。行發於身。而爲天下法式者。人唯恐其不復行也。身行不正。使人暴虐遇人不信。行發於身。而

人主は、身行方正、人を使ふに禮あり、人を遇するに信あり、行身に發して天下の法式と爲る者は、人唯だ其の復た行はざるを恐るゝなり。身行正しからず、人を使ふこと暴虐、人を遇すること信ならず、行身に發して天下の笑と爲る者は、此れ復すべからざるの行なり。故に明主は行はざるなり。故に曰く、行ひて再びすべからざる者は、君行はざるなりと。○言の復すべからざる者は、其言信ならざるなり。行の再びすべからざる者は、其行賊暴なればなり。故に言ひて

堯舜。古之明主也。天下推之而不倦。譽之而不厭。久遠而不忘者。有使民不忘之道也。故其位安。而民來之。故曰。久而不忘焉。可以來矣。○日月照察萬物者也。天多雲氣。蔽蓋者衆。則日月不明。人主猶日月也。羣臣多姦。立私。以擁蔽主。則主不得昭察其臣下。臣

堯舜は古への明主なり。天下之を推して倦まず、之を譽めて厭はず、久遠にして忘れざる者は、民をして忘れざらしむるの道あればなり。故に其位安くして民之に來る。故に曰く、久しくして忘られざれば、以て來るべしと。○日月は萬物を照察する者なり。天に雲氣多く、蔽蓋する者衆ければ、則ち日月明ならず。人主は猶ほ日月の如きなり。羣臣に姦多く、私を立てて以て主を擁蔽すれば、則ち主其臣下を昭察するを得ず。臣の情、上通するを得ず。故に姦邪日に多くして、人主愈〻蔽はる。故に曰く、日月明ならざるも、天は易らざるなりと。○山は物の高き者なり。地の險穢にして平易ならざるや、則ち山見るを得ず。人主は猶ほ山のごときなり。左右に黨多く比周して以て其主を壅げば、則ち主見るを得ず。故に曰く、山高くして見えざるも、地は易らざるなりと。○人主の言を出す、民心に逆はず、理義に悖らずんば、其の言ふ所以て天下を安んずるに足るなり。人は唯だ其の復た言はざらんことを恐るゝなり。言を出して父子の親を離し、君臣の道を

人之力。故其身勞而禍多。故曰獨任之國勞而多禍。○明主。內行其法度。外行其理義。故鄰國親之。與國信之。有患。則鄰國憂之。有難。則鄰國救之。亂主內失其百姓。外不信於鄰國。故有患。則莫之憂也。有難。則莫之救也。外內皆失。孤特而無黨。故國弱而主辱。故曰。獨國之君。卑而不威○明主之治天下也。必用聖人。而後天下治。婦人之求夫家也。必用媒。而後家事成。故治天下。而不用聖人。則天下乖亂而民不親也。求夫家而不用媒。則醜恥而人不信也。故曰。自媒之女。醜而不信。○明主者。人未之見。而有親心焉者。有使民親之之道也。故其位安。而民往之。故曰。未之見而親焉。可以往矣。

らずと。○明主の天下を治むるや、必ず聖人を用ひて而る後に天下治まる。婦人の夫家を求むるや、必ず媒を用ひて而る後に家事成る。(三)故に天下を治めて聖人を用ひざれば、則ち天下乖亂して民親まざるなり。夫家を求めて媒を用ひざれば、則ち醜恥として人信ぜざるなり。故に曰く、自媒の女は、醜にして信ぜられずと。○明主は、人未だ之を見ずして親む心ある者は、民をして之を親ましむる道あればなり。故に其位安くして民之に往く。故に曰く、未だ之を見ずして親しければ、以て往くべしと。

(一) 智力を去る也　(二) 同盟國　(三) 家をいふ、古人は夫を稱して家と爲し、婦を室と爲す

不知。謂之勞而無功。○常以言翹明其與人也。其愛人也。其有德於人也。以此爲友。則不親。以此爲交。則不結。以此有德於人。則不報。故曰。見與之友。幾於不親。見愛之交。幾於不結。見施之德。幾於不報。四方之所歸。心行者也。

明主。不用其智。而任聖人之智。不用其力。而任衆人之力。故以聖人之智思慮者。無不知也。以衆人之力起事者。無不成也。能自去。而因天下之智力起。則身逸而福多。亂主。獨用其智。而不任聖人之智。獨用其力。而不任衆

明主は、其智を用ひずして聖人の智に任じ、其力を用ひずして衆人の力に任ず。故に聖人の智を以て思慮する者は、知らざるなきなり。衆人の力を以て事を起す者は、成らざるなきなり。能く自ら去り、而して天下の智力に因りて起れば、則ち身逸して福多し。亂主は、獨り其智を用ひて、聖人の智に任ぜず。獨り其力を用ひて、衆人の力に任ぜず。故に其身勞して禍多し。故に曰く、獨り任ずるの國は、勞して禍多しと。○明主は、内其法度を行ひ、外其理義を行ふ。故に鄰國之を親み、與國之を信ず。患あれば則ち鄰國之を憂へ、難あれば則ち鄰國之を救ふ。亂主は、内其百姓を失ひ、外鄰國に信あらず。故に患あるも則ち之を憂ふるもの莫きなり、難あるも則ち之を救ふものなきなり。外内皆失ひ、孤特にして黨なし、故に國弱くして主辱めらる。故に曰く、獨國の君は、卑しくして威か

力。令於人之所不能爲。故其令廢。使於人之所不能爲。故其事敗。夫令出而廢。擧事而敗。此彊不能之罪也。故曰。毋彊不能。○狂惑之人。告之以君臣之義。父子之理。貴賤之分。不信。聖人之言也。而反害傷之。故聖人不告也。故曰。毋告不知。○與不肖者擧事。則事敗。使於人之所不能爲。則令廢。告狂惑之人。則身害。故曰。與不可。彊不能。告

義、父子の理、貴賤の分を以てするも信ぜず。聖人の言なるも、反りて之を害傷(一)す。故に聖人は告げざるなり。故に曰く、不知に告ぐる毋れと。○不肖者と事を擧へば則ち事敗る。人の爲す能はざる所をせしむれば則ち令廢す。狂惑の人に告ぐれば則ち身害せらる。故に曰く、不可と與にし、不能に彊ひ、不知に告ぐる、之を勞して功なしと謂ふと。○常に言を以て、其の人を與け(二)、其の人を愛し、其の人に徳あるを翹明(三)す。此を以て友と爲せば則ち親まず、此を以て交(四)と爲せば則ち結ばず。此を以て人に徳(五)ありとせば則ち報ぜられず。故に曰く、見與(六)の友は親まざるに幾し、見愛の交は結ばざるに幾し、見施の徳は報いざるに幾し。四方の歸する所は、心行する者なりと。

(一) 之を毀短する也　(二) 助也　(三) 擧也、常に此三事を言ひて之を翹顯する也　(四) 交は合也、合ひて以て事を爲すを求むる也　(五) 恩を施すをいふ　(六) 表面助くるが如くする友也、見は示也之を表顯するをいふ

る、此れ不可と與にするの罪なり。故に曰く、不可と與にするなかれと。

㊀瞯に同じ空也　㊁一切の事、一時の方便を取る也　㊂哂也、しかる也　㊃必ず相倍かざるを知るべきの理あり、然るに後に約結すと也　㊄因也

成必敗。○與レ人交。多二詐僞一。無二情實一。偸取二一切一。謂二之烏集之交一。烏集之交。初雖二相驩一。後必相哂。故曰。烏集之交。雖レ善不レ親。○聖人之與レ人約結也。上觀二其事レ君也。內觀二其事レ親也。必有二可レ知之理一。然後約結。約結而不レ襲二於理一。後必相倍。故曰。不重之結。雖レ固必解。道之用也。貴二其重一也。○明主與二聖人一謀。故其謀得。與レ之擧レ事。故其事成。亂主與二不肖者一謀。故其計失。與レ之擧レ事。故其事敗。夫計失而事敗。此與二不可一之罪。故曰。毋レ與二不可一。

明主度二量人力之所一レ能爲。而後使焉。故令二於人之所一レ能爲。則令行。使二於人之所一レ能爲。則事成。亂主不レ量二人

明主は人、力の能く爲す所を度量して、而る後に使ふ。故に人の能く爲す所を令すれば、則ち令行はる。人の能く爲す所をせしむれば則ち事成る。亂主は、人力を量らずして、人の爲す能はざる所を令す、故に其令廢す。人の爲す能はざる所をせしむ。故に其事敗る。夫れ令出でて廢し、事を擧ひて敗る、此れ不能を彊ふるの罪なり。故に曰く、不能を彊ふる毋れと。○狂惑の人は、之に告ぐるに君臣の

地生二之財一。亂主。上逆二天道一。下絕二地理一。故天不レ予レ時。地不レ生レ財。故曰。其功順レ天者。天助レ之。其功逆レ天者。天違レ之。○古者。武王天之所レ助也。故雖二地小而民少一。猶之爲二天子一也。桀紂。天之所レ違也。故雖二地大民衆一。猶之困辱而死亡也。故曰。天之所レ助。雖レ小必大。天之所レ違。雖レ

地は、財を生ぜず。故に曰く、其功の天に順ふ者は天之を助け、其功の天に逆ふ者は、天之に逆ふと。○古者武王は、天の助けし所なり。故に地小にして民少しと雖も、猶ほ之れ天子たるなり。桀紂は天の違ふ所なり。故に地大に民衆しと雖も、猶ほ之れ困辱して死亡せしなり。故に曰く、天の助くる所は、小と雖も必ず大なり、天の違ふ所は、成ると雖も必ず敗ると。○人と交るには、詐僞多くして情實なく、偸くも一切を取れば、之を烏集の交と謂ふ。烏集の交は、初め相讎ぶと雖も、後(二)に必ず相咄(三)す。故に曰く、烏集の交は、善と雖も親まずと。○聖人の人と約結するや、上は其の君に事ふるを觀るなり、內は其親に事ふるを觀るなり。必(四)ず知るべきの理あり、然る後に約結す。約結して理に襲(五)らざれば、後必ず相倍く。故に曰く、不重の結は、固しと雖も必ず解く。道の用は、其重きを貴ぶと。○明主は聖人と謀る。故に其謀得。之と事を舉ぐ、故に其事成る。亂主は不肖者と謀る。故に其計失る。之と事を舉ぐ、故に其事敗る。夫れ計失ひて事敗

慈母笞之。故以其理動者。雖覆屋不爲怨。不以其理動者。下瓦必笞。故曰。生棟覆屋。怨怒不及。弱子下瓦。慈母操箠。○行天道。出公理。則遠者自親。廢天道。行私爲。則子母相怨。故曰。天道之極。遠者自親。人事之起。近親造怨。○古者武王。地方不過百里。戰卒之衆。不過萬人。然能戰勝攻取。立爲天子。而世謂之聖王者。知爲之之術也。桀紂。貴爲天子。富有海内。地方甚大。戰卒甚衆。而身死國亡。爲天下僇者。不知爲之之術也。故能爲之。則小可爲大。賤可爲貴。不能爲之。則雖爲天子。人猶奪之也。故曰。巧者有餘。而拙者不足也。

聖王と謂ひし者は、之を爲すの術を知ればなり。桀紂は貴きこと天子たり、富四海を有ち、地方甚だ大、戰卒甚だ衆し。而も身死し國亡び、天下の僇と爲れる者は、之を爲すの術を知らざればなり。故に能く之を爲せば、則ち小も大と爲すべく、賤も貴と爲すべし。之を爲す能はざれば、則ち天子たりと雖も、人猶ほ之を奪ふなり。故に曰く、巧者は餘あり。而して拙者は足らずと。

㊀生の誤　㊁生棟の誤

明主。上不逆天。下不壙地。故天予之時。

明主は、上、天に逆はず、下、地を壙しくせず。故に天は之に時を予へ、地は之が財を生ず。亂主は、上は天道に逆ひ、下、地理を絶つ。故に天は時を予へず、

神農。教レ耕生レ穀。以致二民利一。禹身決レ瀆。斬レ高橋レ下。以致二民利一。湯武征二伐無道一。誅二殺暴亂一。以致二民利一。故明王之動作雖レ異。其利レ民同也。故曰。萬事之任也。異趣而同歸。古今一也。棟生撓不レ勝レ任。則屋覆。而人不レ怨者。其理然也。弱子。慈母之所レ愛也。不下以二其理一動上者下レ瓦。則

神農は、耕を教へ穀を生じ、以て民利を致せり。禹は身ら瀆を決し、高きを斬り下きに橋し、以て民利を致せり。湯武は無道を征伐し、暴亂を誅殺して、以て民利を致せり。故に明王の動作は異なりと雖も、其の民を利するは同じ。故に曰く萬事の任ずるや、異趣にして同歸、古今一なりと。〇棟生撓して任に勝へざれば、則ち屋覆る。而して人の怨みざる者は、其理然るなり。弱子は慈母の愛する所なり。其理を以て動かざる者、瓦を下せば則ち慈母之を笞つ、故に其理を以て動く者は、屋を覆すと雖も怨と爲さず。其理を以て動かざる者は、瓦を下すも必ず笞つ。故に曰く、生棟屋を覆して怨怒及ばず、弱子瓦を下して慈母笞を操ると。〇天道を行ひ公理に出づれば、則ち遠き者自ら親む。天道を廢し私爲を行へば、則ち子母相怨む。故に曰く、天道の極は、遠き者自ら親み、人事の起は、近親怨を造すと。〇古者武王、地方百里に過ぎず。戰卒の衆、萬人に過ぎず。然れども能く、戰へば勝ち、攻むれば取り、立つて天子と爲りて、世の之を

必危。○主有天道。以槩其民。則民一心而奉其上。故能貴富。而久王天下。失天之道。則民離叛而不聽從。故主危。而不得久王天下。故曰。欲王天下。而失天之道。天下不可得而王也○人主務學術數。務行正理。則化變日進。至於大功。而愚人不知也。亂主淫佚邪枉。日爲無道。至於滅亡。而不自知也。故曰。莫知其爲之。其功既成。莫知其釋之也。藏之而無形。○古者三王五伯。皆人主之利天下者也故身貴顯。而子孫被其澤。桀紂幽厲。皆人主之害天下者也。故身困傷。而子孫蒙其禍。故曰。疑今者。察之古。不知來者。視之往。

も愚人は知らざるなり。亂主は、淫佚邪枉、日に無道を爲し、滅亡に至る。而るに自ら知らざるなり。故に曰く、其の之を爲すを知るなくして其功既に成る。其の之を釋くを知る莫くして、之を藏して無形なりと。○古者三王五伯(六)は、皆人主の天下を利する者なり。故に身貴顯にして、子孫其澤を被る。桀紂幽厲(七)は、皆人主の天下を害せし者なり。故に身困傷して、子孫其禍を蒙る。故に曰く、今を疑ふ者は之を古へに察し、來を知らざる者は之を往に視ると。

(一) 制度、證數也 (二) 親まず信ぜずんば則ち離れて和せず、自ら以て安しと爲すと雖も必ず將に之を危ふうする所あらんとすと也 (三) 御なるべしをさむる也 (四) 術は策也、數は計也 (五) 民化し俗變じ日に善に進むをいふ
(六) 五覇に同じ (七) 古への暴君

主救天下之禍、安天下之危者也。夫救禍安危者、必待萬民之爲用也、而後能爲之。故曰、安危者與人。

地大國富、民衆兵彊、此盛滿之國也。雖已盛滿、無德厚以安之、無度數以治之、則國非其國、而民非其民也。故曰、失天之度、雖滿必涸。○臣不親其主、百姓不信其吏、上下離而不和。故雖自安、必且危之。故曰、上下不和、雖安

地大に國富み、民衆く兵彊きは、此れ盛滿の國なり。已に盛滿なりと雖も、德厚以て之を安んずるなく、度數以て之を治むるなくんば、則ち國は其國にあらずして、民は其民にあらざるなり。故に曰く、天の度を失へば、滿つと雖も必ず涸ると。○臣其主に親まず、百姓其吏を信ぜざれば、上下離れて和せず。故に自ら安んずと雖も、必ず且に之を危くせんとす。故に曰く、上下和せざれば、安しと雖も、必ず危しと。○主に天道ありて、以て其民を禦めば、則ち民心を一にして其上を奉ず。故に能く貴富にして、久しく天下に王たり。天の道を失へば、則ち民離叛して聽從せず。故に主危くして、久しく天下に王たるを得ず。故に曰く、天下に王たらんと欲して、天の道を失はば、天下得て王たるべからざるなりと。○人主は、務めて術數を學び、務めて正理を行はば、則ち化變日に進みて、大功に至らん。而

人也。○民之從ニ有道一也。如ニ飢之先食一也。如ニ寒之先衣一也。如ニ暑之先陰一也。故有レ道則民歸レ之。無レ道則民去レ之。故曰。道往者。其人莫レ來。道來者。其人莫レ往、○道者所下以變ニ化身一而之中正理上者也。故道在レ身。則言自順。行自正。事レ君自忠。事レ父自孝。遇レ人自理。故曰。道之所レ設。身之化也○天之道。滿而不レ溢。盛而不レ衰。明主法ニ象天道一。故貴而不レ驕。富而不レ奢。行レ理而不レ惰。故能長守ニ貴富一。久有ニ天下一。而不レ失也。故曰。持レ滿者與レ天。○明

と。○道は身を變化して、正理に之く所以の者なり。故に道の身に在るや、則ち言自ら順に、行自ら正しく、君に事ふること自ら忠に、父に事ふること自ら孝に、人を遇(二)つこと自ら理る。故に曰く、道の設くる所は身の化なりと。○天の道は、滿ちて溢れず、盛にして衰へず。明主は天道に法象す。故に貴くして驕らず、富みて奢らず、(三)理を行ひて惰らず。故に能く長く貴富を守り、久しく天下を有ちて失はざるなり。故に曰く、滿を持する者は(四)天と與にすと。○明主は、天下の禍を救ひ、天下の危きを安んずる者なり。夫れ禍を救ひ危きを安んずる者は、必ず萬民の用を爲すを待ち、而る後に能く之を爲す。故に曰く、危きを安んずる者は、人と與にすと。

(一) 去也　(二) 待也　(三) 治也　(四) 天と徒となると也

之。主親ㇾ民如ㇾ士。則民不ㇾ爲ㇾ用。主有ㇾ憂。則不ㇾ憂。有ㇾ難則不ㇾ死。故曰。莫ㇾ樂ㇾ之。則莫ㇾ哀ㇾ之。莫ㇾ生ㇾ之。則莫ㇾ死ㇾ之○民之所二以守ㇾ戰。至ㇾ死而不ㇾ衰者。上之所三以加二施於民一者厚也。故上施厚。則民之報ㇾ上亦厚。上施薄。則民之報ㇾ上亦薄。故薄施而厚責。君不ㇾ能ㇾ得二之於臣一。父不ㇾ能ㇾ得二之於子一。故曰。往者不ㇾ至。来者不ㇾ極。○道者扶二持衆物一。使ㇾ得三生育而各終二其性命一者也。故或以治ㇾ鄕。或以治ㇾ國。或以治二天下一。故曰。道之所ㇾ言者一也。而用ㇾ之者異。

聞ㇾ道。而以治二一鄕。親二其父子。順二其兄弟。正二其習俗。使下民樂二於上。安中其土。爲二一鄕主幹一者。鄕之人也。故曰。有二聞ㇾ道而好爲ㇾ鄕者一。一鄕之

りと。

(一) 生育の恩惠を施さざれば民之が爲めに死せず (二) 至也

道を聞きて以て一鄕を治め、其父子を親ましめ、其兄弟を順にし、其習俗を正し、民をして其上を樂み、其土に安んぜしめて、一鄕の主幹と爲る者は、鄕の人なり。故に曰く、道を聞きて好く鄕を爲むる者あるは、一鄕の人なりと。○民の有道に從ふや、饑ゑたるの先づ食するが如きなり、寒きの先づ衣るが如きなり、暑の先づ陰するが如きなり。故に道あれば則ち民之に歸し、道なければ則ち民之を去る。故に曰く、(二)道の往れるには其人來る莫く、道の來れるには其人往る莫し

則令行。無儀則令不行。故曰。進退無儀。則政令不行。○人主者。温良寛厚。則民愛之。整齊嚴莊。則民畏之。故民愛之。則親。畏之。則用。夫民親而爲用。主之所急也。故曰。且懷且威。則君道備矣。○人主能安其民。則民事其主。如事其父母。故主有憂。則憂之。有難則死

親みて用を爲すは、主の急にする所なり。故に曰く、且つ懷け且つ威せば、則ち君道備ると。○人主能く其民を安んぜば、則ち民の其主に事ふると、其父母に事ふるが如し。故に主に憂あれば則ち之を憂ひ、難あれば則ち之に死す。主の民を視ること土の如くなれば、則ち民、用を爲さず。主に憂あるも則ち憂へず、難あるも則ち死せず。故に曰く、之を樂ましむるなければ、則ち之を哀むなく、之を生するなければ、則ち之に死するなしと。○民の守戰して、死に至りて衰へざる所以の者は、上の施を民に加ふる所以の者厚ければなり。故に上の施厚ければ、則ち民の上に報ゆること亦厚し。上の施薄ければ、則ち民の上に報ゆること亦薄し。故に薄く施して厚く責むるは、君は之を臣に得る能はず、父は之を子に得る能はず。故に曰く、往者至らざれば、來者も極らずと。○道は衆物を扶持し、生育して各〻其生命を終ふるを得しむるものなり。故に或は以て鄕を治め、或は以て國を治め、或は以て天下を治む。故に曰く、道の言ふ所の者は一にして、之を用ふる者は異な

爲二人君一而不下明二君臣之義一以正中其臣上。則臣不下知二於爲レ臣之理一以事中其主上矣。故曰。君不レ君。則臣不レ臣。○爲二人父一而不下明二父子之義一以敎二其子一而整中齊之上。則子不下知下爲二人子一之道上以事中其父上矣。故曰。父不レ父。則子不レ子。○君臣親。上下和。萬民輯。故主有レ令。則民行レ之。上有レ禁。則民不レ犯。君臣不レ親。上下不レ和。萬民不レ輯。故令則不レ行。禁則不レ止。故曰。上下不レ和。令乃不レ行。○言辭信。動作莊。衣冠正。則臣下肅。言辭慢。動作虧。衣冠惰。故臣下輕レ之。故曰。衣冠不レ正。則賓者不レ肅。

曰く、上下和せざれば、令乃ち行はれずと。○言辭信に、動作(三)莊に、衣冠正しければ、則ち臣下(四)肅む。言辭慢り、動作虧け、衣冠惰れば則ち臣下之を輕んず。故に曰く、衣冠正しからざれば則ち賓者肅まずと。

㊀慢は易也、輕也　㊁和也　㊂重也、重々しき也　㊃敬也

儀者萬物之程式也。法度者萬民之儀表也。禮義者尊卑之儀表也。故動有レ儀

儀は萬物の程式なり、法度は萬民の儀表なり、禮義は尊卑の儀表なり。故に動に儀あれば則ち令行はれ、儀なければ則ち令行はれず。故に曰く、進退儀なければ則ち政令行はれずと。○人主は、溫良寬厚なれば則ち民之を愛し、整齊嚴莊なれば則ち民之を畏る。故に民之を愛すれば則ち親み、之を畏るれば則ち用ひらる。夫れ民

事主而不盡力。則有刑。事父母而不盡力。則不親。受業問學而不加務。則不成。故朝不勉力務進。夕無見功。故曰。朝忘其事。夕失其功。○中情信誠。則名譽美矣。修行謹敬。則尊顯附矣。中無情實。則名聲惡矣。修行慢易。則汚辱生矣。故曰。邪氣襲內。正色乃衰也。○

主に事へて力を盡さざれば則ち刑あり。父母に事へて力を盡さざれば、則ち親まず。業を受け問學して務を加へざれば則ち成らず。故に朝に勉力務進せざれば、夕に功を見るなし。故に曰く、朝に其事を忘るれば、夕に其功を失ふと。○中情信誠なれば、則ち名譽美なり。行を修めて謹敬なれば則ち尊顯附す。中に情實なければ則ち名聲惡し。行を修めて慢易なれば則ち汚辱生ず。故に曰く、邪氣內に襲れば、正色乃ち衰ふと。○人君と爲りて、君臣の義を明にし、以て其臣を正さざれば、則ち臣は臣たるの理を知りて、以て其主に事へず。故に曰く、君、君たらざれば、則ち臣臣たらずと。○人の父と爲りて、父子の義を明にし、以て其子に敎へ、之を整齊せざれば、則ち子は人子たるの道を知りて、以て其父に事へず。故に曰く、父、父たらざれば、則ち子子たらずと。○君臣親み上下和し、萬民輯ぐ。故に主に令あれば則ち民之を行ひ、上に禁あれば則ち民犯さず。君臣親まず、上下和せず、萬民輯がず。故に令すれば則ち行はれず、禁ずれば則ち止まず。故に

曰。伐矜好事。舉事之禍也。○馬者。所乘以行野也。故雖不行於野。其養食馬也。未嘗解惰也。民者所以守戰也。故雖不守戰。其治養民也。未嘗解惰也。故曰。不行其野。不違其馬。○天生四時。地生萬財。以養萬物。而無取焉。明主配天地者也。教民以時。勸之以耕織。以厚民養。而不伐其功。不私其利。故曰。能予而無取者。天地之配也。○解惰簡慢。以之事主則不忠。以之事父母則不孝。以之起事則不成。故曰。怠倦者不及。○以規矩爲方圜則成。以尺寸量長短則得。以法數治民則安。故事不廣於理者。其成若神。故曰。無廣者疑神。

天地に配する者なり。民に教ふるに時を以てし、之を勸むるに耕織を以てし、以て民養を厚くして其功に伐らず、其利を私せず。故に曰く、能く予へて取るなき者は天地の配なりと。○解惰簡慢、之を以て主に事ふれば則ち不忠、之を以て父母に事ふれば則ち不孝、之を以て事を起せば則ち成らず。故に曰く、怠倦なる者は及ばずと。○規矩を以て方圜(二)を爲せば則ち成る。尺寸を以て長短を量れば則ち得、法數を以て民を治むれば則ち安し。故に事、理を廣(三)しくせざる者は、其成ること神の若し。故に曰く、廣しきこと無き者は神かと疑はると。

(一) [illegible]也 (二) 圜は圓也まるき也 (三) [illegible]に同じ、空也其空を操りて、廣く求めざるを[illegible]

無レ棄者。天公平而無レ私。故美惡莫レ不レ覆。地公平而無レ私。故小大莫レ不レ載。無棄之言。公平而無レ私。故賢不肖莫レ不レ用。故無棄之言者。參二伍於天地之無一レ私也。故曰。有二無棄之言一者。必參二之於天地一矣。○明主之官レ物也。任二其所一レ長。不レ任二其所一レ短。故事無レ不レ成。而功無レ不レ立。亂主不レ知二物之各有一レ所レ長所一レ短也。而責二必備一。夫慮レ事定レ物。辯二明禮義一。人之所レ長。而蝚蝯之所レ短也。緣レ高出レ險。蝚蝯之所レ長。而人之所レ短也。以二蝚蝯之所一レ長。責レ人。故其令廢。而責不レ塞。故曰。墜岸三仞。人之所二大難一也。而蝚蝯飮焉。

明主之擧レ事也。任二聖人之慮一。用二衆人之力一。而不二自與一焉。故事成而福生。亂主自智也。而不レ因二聖人之慮一。矜奮自功。而不レ因二衆人之力一。專用レ己。而不レ聽二正諫一。故事敗而禍生。故

明主の事を擧ぐるや、聖人の慮に任じ、衆人の力を用ひて、自ら與らず、故に事成りて福生ず。亂主は自ら智なりとす、而して聖人の慮に因らず。矜奮自ら功なりとして、衆人の力に因らず。專ら己れを用ひ正諫を聽かず、故に事敗れて禍生ず。故に曰く、伐矜專を好むは、事を擧ぐるの禍なりと。○馬は乘りて以て野に行く所のものなり。故に野に行かずと雖も、其の馬を養食するや、未だ嘗て解惰せざるなり。民は守戰する所以なり。故に守戰せずと雖も、其の民を治養するや、未だ嘗て解惰せざるなり。故に曰く、其野に行かざるも、其馬を違さずと。○天は四時を生じ、地は萬財を生じ、以て萬物を養ひて取るなし。明主は、

故曰、小謹者不ニ大立一。○海不レ辭レ水、故能成ニ其大一。山不レ辭レ土、故能成ニ其高一。明主不レ厭レ人、故能成ニ其衆一。士不レ厭レ學、故能成ニ其聖一。饕者多レ所レ惡也。諫者所ニ以安レ主也。食者所ニ以肥レ體也。主惡レ諫、則不レ安。人饕レ食則不レ肥。故曰。饕食者不レ肥レ體也。○言而語ニ道德忠信孝悌一者、此言

ば則ち肥えず。故に曰く、饕食は體を肥さざるなりと。○言ひて道德・忠信・孝悌を語る者は、此言棄つる無き者なり。天は公平にして私なし、故に美惡覆はざるなし。地は公平にして私なし、故に小大載せざるなし。無棄の言は、公平にして私なし、故に賢・不肖用ひざる莫し。故に無棄の言は、天地の私なきに參伍す。故に曰く、無棄の言ある者は、必ず之を天地に參すと。○明主の物を官にするや、其の長ずる所に任じて、其の短なる所に任ぜず。故に事成らざるなくして、功立たざるなし。亂主は、物の各長ずる所、短なる所あるを知らず、而して必ず備るを責む。夫れ事を慮り物を定め、禮義を辯明するは、人の長ずる所にして、蝚蝯の短なる所なり。高きに緣り險に出づるは、蝚蝯の長ずる所にして、人の短なる所なり。蝚蝯の長ずる所を以て人を責む、故に其令廢して責塞らず。故に曰く、(三)墜岸三仞は、人の大に難る所なり、而るに蝚蝯は飲むと。

(一) 成也　(二) 食を貪る貌　(三) 岸に墜つる也、一仞は七尺

止。故其所レ得事者。常爲二身實一。小人之求レ事也。不レ論二其理義一。不レ計二其可否一。不義亦求レ之。不可亦求レ之。故其所レ得事者。未二嘗爲一レ賴也。故曰。必得之事。不レ足レ賴也○聖人之諾已也。先論二其理義一。計二其可否一。義則諾。不義則已。故其諾。不可則已。故其諾。未二嘗不一レ信也。小人不義亦諾。不可亦諾。言而必諾。故其諾。未二必信一也。故曰。必諾之言。不レ足レ信也。

(一) 制也、即ち其の裁制する所大なるが故に能く萬物を兼ねて之を覆載す (二) 賴也 (三) 己れ得る所の事常に身實と爲ると也 (四) 勢ひ信ずべからざる事也

謹二於一家一。則立二於一家一。謹二於一鄕一。謹二於一國一。則立二於一國一。謹二於天下一。則立二於天下一。是故其所レ謹者小。則其所レ立亦小。其所レ謹者大。則其所レ立亦大。

一家を謹めば則ち一家を立て、一鄕を謹めば則ち一鄕を立て、一國を謹めば則ち一國を立て、天下を謹めば則ち天下を立つ。是の故に其の謹む所の者小なれば、則ち其の立つる所も亦小、其の謹む所の者大なれば、則ち其の立つる所も亦大。故に曰く、小を謹む者は大に立たずと。○海は水を辭せず、故に能く其大を成す。山は土を辭せず、故に能く其高きを成す。明主は人を厭はず、故に能く其衆を成す。士は學を厭はず、故に能く其聖を成す。訾は惡む所多し。諫は主を安んずる所以なり。食は體を肥す所以なり。主は諫を惡めば則ち安からず。人は食を訾へ

故容レ物多。而衆人得レ比焉。故曰。裁大者衆之所レ比也。○貴富尊顯民歸二樂之一。人主莫レ不レ欲也。故欲三民之懷二樂己一者。必服二道德一而勿レ厭也。而民懷二樂之一。故曰美二人之懷一。定服而勿レ厭也。○聖人之求レ事也。先論二其理義一。計二其可否一。故義則求レ之。不義則止。可則求レ之。不可則

故に民の己れに懷樂するを欲する者は、必ず道德を服して厭ふなきなり。而して民之を懷樂す。故に曰く、人の懷を美にして、定服して厭ふ勿れと。○聖人の事を求むるや、先づ其理義を論じ、其可否を計る。故に義なれば則ち之を求め、不義なれば則ち止む。可なれば則ち之を求め、不可なれば則ち止む。故に其の得る所の事は、常に身寶たり。小人の事を求むるや、其理義を論ぜず、其不可を計らず。不義なるも亦之を求め、不可なるも之を求む。故に其の得る所の事は、未だ嘗て賴と爲らざるなり。故に曰く、必ず得るの事は、賴むに足らざるなりと。○聖人の諾已するや、先づ其理義を論じ、其可否を計る。義なれば則ち諾し、不義なれば則ち已む。可なれば則ち諾し、不可なれば則ち已む。故に其諾、未だ嘗て信ならずんばあらざるなり。小人は不義なるも亦諾し、不可なるも亦諾す。言ひて必ず諾す。故に其諾未だ必ずしも信ならざるなり。故に曰く、必諾の言は、信ずるに足らざるなりと。

を得ること速なりと雖も、禍患の至ること亦急なり。故に聖人は、去りて用ひざるなり。故に曰く、其の計るや速にして、憂の近くに在る者は、(三)往かしめて召す勿れと。○一を擧げて天下の長利を爲す者は、之を長を擧ぐと謂ふ。長を擧ぐれば、其利を被る者衆くして、德義の見る所遠し。故に曰く、長を擧ぐる者は遠見すべしと。

(一) 譙は顧の古字、一說に譙は大なりと　(二) 苟且也　(三) 之を遣る也

享ニ其功。久遠而利愈多。故曰。譙臣者可ニ與遠擧一。○聖人擇レ可レ言而後言。擇レ可レ行而後行。偸得レ利而後有レ害。偸得レ樂而後有レ憂者。聖人不レ爲也。故聖人。擇レ言必顧ニ其果一。擇レ行必顧ニ其憂一。故曰。顧レ憂者。可ニ與致一レ道。○小人枉レ道而取レ容。適ニ主意一而偸說。備レ利而偸得。如レ此者。其得レ之雖レ速。禍患之至亦急。故聖人。去而不レ用也。故曰。其計也速。而憂在レ近者。往而勿レ召也。○擧レ一而爲ニ天下長利一者。謂ニ之擧一レ長。擧レ長。則被ニ其利一者衆。而德義之所レ見遠。故曰。擧レ長者。可ニ遠見一也。

天之裁大。故能兼ニ覆萬物一。地之裁大。故能兼ニ載萬物一。人主之裁大。

天の裁は大、故に能く萬物を兼覆す。地の裁は大、故に能く萬物を兼載す。人主の裁(一)は大、故に物を容るゝこと多し。而して衆人比む(二)を得。故に曰く、裁大なる者は、衆の比む所なりと。○貴富尊顯は、民之に歸樂す。人主欲せざるなきなり。

行也。高行在ﾚ身、雖ﾚ有二小過一、不ﾚ為二不祥一。所ﾚ謂大山者。山之高者也。雖ﾚ有二小限一、不下以爲上ﾚ深。故曰。大山之限、奚有二於深一。

毀二訾賢者一。之謂ﾚ訾。推二譽不肖一。之謂ﾚ讆。訾讆之人得ﾚ用。則人主之明蔽。而毀譽之言起。任二之大事一。則事不ﾚ成。而禍患至。故曰。訾讆之人。勿二與任一ﾚ大。○明主之慮ﾚ事也。爲二天下一計者。謂二之譕臣一。譕臣。則海內被二其澤一。澤布二於天下一。後世

賢者を毀訾する、之を訾と謂ふ。不肖を推譽する、之を讆と謂ふ。訾讆の人用ひらるゝを得ば、則ち人主の明蔽れて、毀譽の言起る。之に大事を任ずれば、則ち事成らずして禍患至る。故に曰く、訾讆の人は與に大に任ずる勿れと。○明主の事を慮るや、天下の爲に計る者、之を譕臣と謂ふ。譕臣なれば、則ち海內其澤を被り、澤天下に布き、後世其功を享く。久遠にして利愈多し。故に曰く、譕臣は與に遠擧すべしと。○聖人は言ふべきを擇びて而る後に言ひ、行ふべきを擇びて而る後に行ふ。偸くも利を得て而る後に害あり。偸くも樂を得て而る後に憂ある者は、聖人爲さざるなり。故に聖人は、言を擇びて必ず其累を顧み、行を擇びて必ず其憂を顧る。故に曰く、顧憂する者は、與に道を致すべしと。○小人は道を枉げて容を取り、主意に適して偸說し、利に備へて偸得す。此の如き者は、其の之

吾親レ民。而民親矣。莅レ民如ニ仇讎一則民疏レ之。道レ之不レ厚。過レ之無レ實。詐僞並起。雖ニ言曰ニ吾親レ民。民不レ親也。故曰。親レ近者。言無レ事焉。○明主之。使ニ遠者來。而近者親一也。爲レ之在レ心。所レ謂夜行者心行也。能心ニ行德、則天下莫ニ能與レ之爭一矣。故曰。唯夜行者獨有レ之也。○爲レ主而賊。爲ニ父母一而暴。爲ニ臣下一而不忠。爲ニ子婦一而不孝。四者人之大失也。大失在レ身。雖レ有ニ小善一。不レ得レ爲レ賢。所レ謂平原者。下澤也。雖レ有ニ小封一。不レ得レ爲レ高。故曰。平原之隰。奚有ニ於高一。○爲レ主而惠。爲ニ父母一而慈。爲ニ臣下一而忠。爲ニ子婦一而孝。四者人之高

ば、則ち天下能く之と爭ふ莫し。故に曰く、唯だ夜行する者獨り之れあるなりと。○主と爲りて賊、父母と爲りて暴、臣下となりて不忠、子婦と爲りて不孝、四者は人の大失なり。大失身に在らば、小善ありと雖も、賢と爲すを得ず。所謂平原(三)は下澤(四)なり。小封(五)ありと雖も、高しと爲すを得ず。故に曰く、平原の隰(六)、高きに奚かあらんと。○主と爲りて惠、父母と爲りて慈、臣下と爲りて忠、子婦と爲りて孝、四者は人の高行なり。高行身に在らば、小過ありと雖も、不祥と爲さず。大山は山の高き者なり。小隈ありと雖も、以て深しと爲さず。故に曰く、大山の隈(七)、深きに奚かあらんと。

(一) 使者を遣して之を招くの要なしと也　(二) 導也　(三) 廣平なるを原といふ　(四) 原をいふ、之を下澤といふは其の高からざるを狀する也　(五) 封は聚土也　(六) 小阪也　(七) 淵也、弓淵を隈といふ。溪谷の類をいふ也

相當。上下相親。巧者奚仲之所以爲器也。主之所以爲治也。斲削者斤刀也。故曰。奚仲之巧非斲削也。

民利之則來。害之則去。民之從利也。如水之走下。於四方無擇也。故欲來民者。先起其利。雖不召而民自至。設其所惡。雖召之。而民不來也。故曰。召遠者使無爲焉。○莅民如父母。則民親愛之。道之純厚。遇之有實。雖不言曰

民は之を利すれば則ち來り、之を害すれば則ち去る。民の利に從ふや、水の下きに走るが如し。四方に於て擇ぶなきなり。故に民を來さんと欲する者は、先づ其利を起せば、召さずと雖も民自ら至る。其惡む所を設くる時は、之を召すと雖も民來らざるなり。故に曰く、遠きを召す者は、使爲すなしと。○民に莅むこと父母の如ければ、則ち民之を親愛す。之を道くこと純厚、之を遇すること實あれば、言つて吾れ民を親むと曰はずと雖も、而も民親む。民に莅むこと仇讎の如ければ、則ち民之を疎んず。之を道くこと厚からず、之を遇すること實なく、詐僞竝び起れば、言つて吾れ民を親むと曰ふと雖も、民親まざるなり。故に曰く、近きを親む者は、言事とするなしと。○明主の、遠者をして來り、而して近者をして親ましむるや、之を爲すこと心に在り。所謂夜行は心行なり。能く德を心行すれ

堅守之。有必治之道。故能多學而多當。道者。羿之所以必中也。主之所以必治也。射者弓弦發矢也。故曰。羿之道非射也。○造父善御馬者也。善視其馬。節其飲食。度量馬力。審其足走。故能取遠道。而馬不罷。明主猶造父也。善治其民。度量其力。審其技能。故立功。而民不困傷。故術者。造父之所以取遠道也。主之所以立功名也。馭者操轡也。故曰。造父之術。非馭也。○奚仲之爲車器也。方圜曲直。皆中規矩鉤繩。故機旋相得。用之牢利。成器堅固。明主猶奚仲也。言辭動作。皆中術數。故衆理

其足走を審にす。故に能く遠道を取りて馬罷れず、明主は猶ほ造父のごときなり。善く其民を治めて其力を度量し、其技能を審にす。故に功を立てて民困傷せず。故に術は、造父の遠道を取る所以なり、主の功名を立つる所以なり。馭は轡を操るなり。故に曰く、造父の術は馭にあらざるなりと。○奚仲(四)の車器を爲くるや、方圓曲直、皆規矩鉤繩(五)に中る。故に機旋相得(六)、之を用ひて牢利、器を成すこと堅固、明主は猶ほ奚仲のごときなり。言辭動作、皆術數に中る。故に衆理相當り、上下相親む。巧は奚仲の器を爲る所以なり、主の治を爲す所以なり。斲削は斤刀なり。故に曰く、奚仲の巧は斲削にあらざるなりと。

(一) 矢行高下の度を審にする也、(二) 視は猶ほ待つの如きなり、之を善養するをいふ (三) 道也 (四) 夏の車正なり (五) 鉤は半規也 (六) 機關の旋轉はどよきを得たりと也

○明主之動靜、得二理義一。號令順二民心一。誅殺當二其罪一。賞賜當二其功一。故雖下不レ用二犧牲珪璧一禱中於鬼神上、鬼神助レ之。天地與レ之。擧レ事而有レ福。亂主之動作。失二義理一。號令逆二民心一。誅殺不レ當二其罪一。賞賜不レ當二其功一。故雖下用二犧牲珪璧一禱中於鬼神上、鬼神不レ助。天地不レ與。擧レ事而有レ禍。故曰、犧牲珪璧、不レ足三以享二鬼神一。○主之所二以爲一レ功者。富強也。故國富兵強。則諸侯服二其政一。隣敵畏二其威一。雖レ不レ用二寶幣一。事中諸侯上、諸侯不二敢犯一也。主之所二以爲一レ罪者、貧弱也。故國貧兵弱。戰則不レ勝。守則不レ固。雖下出二名器重寶一。以事中隣敵上。不レ免二於死亡之患一。故曰、主功有レ素。寶幣奚爲。

(一)疾くする也　(二)役也　(三)饗は享の古字　(四)護也　(五)助也　(六)其政教に服従する也

羿。古之善射者也。調二和其弓矢一。而堅二守之一。其操レ弓也。審二其高下一。有二必中之道一。故能多發而多中。明主猶レ羿也。平二和其法一。審二其廢置一。而

羿は古への善く射し者なり。其弓矢を調和して之を堅守す。其の弓を操るや、其(二)高下を審にして、必ず中るの道あり。故に能く多く發して多く中つ。明主は猶ほ羿のごときなり。其法を平和にし、其廢置を審にし、之を堅守し、必治の道あり、故に能く多く擧げて多く當る。道は羿の必ず中る所以なり、主の必ず治る所以なり。射とは弓弦の矢を發するなり。故に曰く、羿の道は射にあらざるなりと。

○造父は善く馬を御せし者なり。善く其馬を視、(一)其飲食を節し、馬力を度量し、

紂自取レ之也。故曰。紂之失也。○無二儀法程式一。蜚搖而無レ所レ定。謂二之蜚蓬之問一。蜚蓬之問。明主不レ聽也。無度之言。明主不レ許也。故曰。蜚蓬之問。不レ在レ所レ賓。○道行則君臣親。父子安。諸生育。故明主之務。務在レ行レ道。不レ顧二小物一。燕雀。物之小者也。故曰。燕雀之集。道行不レ顧。

務めて道を行ふに在りて、小物を顧みず。燕雀は物の小なる者なり。故に曰く、燕雀の集は、道行顧みずと。○明主の動靜は理義を得、號令民心に順ひ、誅殺其罪に當り、賞賜其功に當る。故に犧牲珪璧を用ひて鬼神に禱らずと雖も、鬼神之を助け、天地之に與(五)みす。事を擧げて福あり。亂主の動作は義理を失ひ、號令は民心に逆ひ、誅殺は其罪に當らず、賞賜は其功に當らず。故に犧牲珪璧を用ひて鬼神に禱ると雖も、鬼神助けず、天地與みせず、事を擧げて禍あり。故に曰く、犧牲珪璧は、以て鬼神を享するに足らずと。○主の功を爲す所以の者は、富强なり。故に國富み兵强ければ、則ち諸侯其政(六)に服し、隣敵其威に畏る。寶幣を用ひて諸侯に事へずと雖も、諸侯敢へて犯さざるなり。主の罪を爲す所以の者は、貧弱なり。故に國貧しく兵弱ければ、戰へば則ち勝たず、守れば則ち固からず。名器重寶を出して、以て隣敵に事ふと雖も、死亡の患を免れず。故に曰く、主の功は素有り、寶幣奚ぞ爲んと。

明二其法式一。以佐二其民一。而不二以レ言先一レ之。則民循レ正。所レ謂抱蜀者祠器也。故曰。抱レ蜀不レ言。而廟堂既修。○将将鴻鵠。貌之美者也。貌美。故民歌レ之。徳義者行之美者也。徳義美。故民楽レ之。民之所二歌楽一者。美行徳義也。而明主鴻鵠有レ之。故曰。鵠鴻将将。維民歌レ之。○済済者。誠荘事断也。多士者。多二長者一也。周文王。誠荘事断。故国治。其羣臣。明レ理以佐レ主。故主明。主明而国治。竟内被二其利沢一。殷民挙レ首而望二文王一。願レ為二文王臣一。故曰。済済多士。殷民化レ之。

(一) 食也、よく之を理解する也　(二) 命令也　(三) 畏也、亂也　(四) 楽ましむる也　(五) 法に循ふ也　(六) 用也　(七) 法制也　(八) 百官の職事を分掌するをいふ　(九) 抱は之を抱く也、蜀は祠器也　(一〇) 将将は明々にて、容貌の舒揚するをいふ　(一一) 公正なるをいふ

紂之為レ主也。労二民力一。奪二民財一。危二民死一。寃暴之令。加二於百姓一。憯毒之使。施二於天下一。故大臣不レ親。小民疾怨。天下叛レ之。而願レ為二文王臣一者。

紂の主たるや、民力を労し、民財を奪ひ、民の死を危くす。寃暴の令百姓に加はり、憯毒の(一二)使天下に施す。故に大臣は親まず、小民は疾怨し、天下之に叛きて文王の臣たるを願ひし者は、紂自ら之を取れるなり。故に曰く、紂の失なりと。

○儀法程式なく、蜚搖(一三)して定る所なき、之を蜚蓬の問と謂ふ。蜚蓬の問は、明主聴かざるなり。無度の言は、明主許さざるなり。故に曰く、蜚蓬の問は、賓む所に在らずと。○道行はるれば則ち君臣親み、父子安く、諸生育す。故に明主の務は、

也。則主尊顯。故曰。銜令者君之尊也。○人主出言。順於理。合於民情。則民受其辭。民受其辭。則名聲章。故曰。受辭者名之運也。○明主之治天下也。靜其民而不擾。佚其民而不勞。不擾則民自循。不勞則民自試。故曰。上無事而民自試。○人主立其度量。陳其分職。

ち名聲章かなり。故に曰く、辭を受くる者は、名の運なりと。○明主の天下を治むるや、其民を靜にして擾さず。其民を佚して勞せず。擾さざれば則ち民自ら循ひ、勞せざれば則ち民自ら試ふ。故に曰く、上事なくして民自ら試ふと。○人主其度量を立て、其分職を陳し、其法式を明かにし、以て其民に莅みて、言を以て之に先だたざれば、則ち民正に循ふ。所謂抱蜀とは祠器なり。故に曰く、蜀を抱いて言はず而して廟堂既に修ると。○將將鴻鵠は貌の美なる者なり。貌美なるが故に民之を歌ふ。德義は行の美なる者なり。德義美なるが故に民之を樂む。民の歌樂する所の者は、美行德義なり、而して明主鴻鵠之れ有り。故に曰く、鴻鵠將將、維れ民之を歌ふと。○濟濟は、誠莊斷を事とするなり。多士は長者多きなり。周の文王、誠莊斷を事とす。故に國治れり。其羣臣、理を明にして以て主を佐く、故に主明かなり。主明かにして國治り、竟内其利澤を被る。殷民首を擧げて文王を望み、文王の臣たるを願へり。故に曰く、濟濟たる多士、殷民之に化すと。

禁止。令之所二以行一者。必民樂二其政一也。而令乃行。故曰。貴有二以行一レ令也。○人主之所三以使二下盡一レ力而親一レ上者。必爲二天下致一レ利除レ害也。故德澤加二於天下一。惠施厚二於萬物一。父子得二以安一。羣生得二以育一。故萬民驩盡二其力一而樂レ爲二上用一。入則務レ本疾作。以實二倉廩一。出則盡レ節死レ敵。以安二社稷一。雖二勞苦卑辱一而不二敢告一也。此賤人之所三以亡二其卑一也。故曰賤有二以忘一レ卑。○起居時。飲食節。寒暑適。則身利而壽命益。起居不レ時。飲食不レ節。寒暑不レ適。則形體累。而壽命損。人惰而侈則貧。力而儉則富。夫物莫二虛至一。必有レ以也。故曰。壽夭貧富。無二徒歸一也。

適せざれば、則ち形體累れて壽命損す。人惰りて侈れば則り貧し。力めて儉なれば則ち富む。夫れ物虛しく至る莫し、必ず以あるなり。故に曰く、壽夭貧富、徒歸なきなりと。

㊀與と通ず　㊁以て其命を行ふの道あるをいふ　㊂天下の父子たる者德澤を得て以て安く、萬物は惠施を得て以て長育すと也　㊃內仕の意　㊄外仕の意　㊅忘也　㊆衣服の寒暑に適するをいふ　㊇纍に同じ非常に疲るゝ也

法立而民樂レ之。令出而民銜レ之。法令之合二於民心一。如二符節之相得一

法立ちて民之を樂み、令出でて民之を銜む。法令の民心に合すると、符節の相得るが如くんば、則ち主尊顯なり。故に曰く、令を銜む者は君の尊なりと。○人主言を出し理に順ひ、民情に合すれば、則ち民其辭を受く。民其辭を受くれば、則

避大小彊弱。風雨至公而無私。所行無常鄕。人雖遇漂濡而莫之怨也。故曰。風雨無鄕而怨怒不及也。○人主之所以令則行。禁則止者。必令於民之所好。而禁於民之所惡也。民之情。莫不欲生而惡死。莫不欲利而惡害。故上。令於生利人。則令行。禁於殺害人。則

鄕なくして怨怒及ばざるなりと。○人主の、令すれば則ち行はれ、禁ずれば則ち止む所以の者は、必ず民の好む所に令して、民の惡む所を禁ずればなり。民の情は、生を欲して死を惡まざるなく、利を欲して害を惡まざるなし。故に上、人を生利するを令すれば則ち令行はれ、人を殺害するを禁ずれば則ち禁止む。令の行はるゝ所以の者は、必ず民其政を樂むなり、而して令乃ち行はる。故に曰く、（一）貴以て令を行ふあるなりと。○人主の、下をして力を盡して上に親ましむる所以の者は、必ず天下の爲に利を致し害を除けばなり。故に（三）德澤天下に加り、惠賜萬物に厚く、（二）父子以て安きを得、羣生以て育するを得。故に萬民驩びて其力を盡して、上の用を爲すを樂む。（四）入れば則ち本を務めて疾作し、以て倉廩に實し、（五）出づれば則ち節を盡して敵に死し、以て社稷を安んず。勞苦卑辱と雖も、敢へて告げざるなり。此れ賤人の其卑を亡る（六）ゝ所以なり。故に曰く、賤以て卑を忘るゝありと。○起居時あり、飮食節あり、（七）寒暑適すれば、則ち身利して壽命益す。起居時あらず、寒暑

而養之。四時生長萬物。而收藏之。古以至今。不更其道。故曰。古今一也。○蛟龍。水蟲之神者也。乘於水則神立。失於水則神廢。人主。天下之有威者也。得民則威立。失民則威廢。蛟龍待得水。而後立其神。人主待得民。而後成其威。故曰。蛟龍得水。而神可立也。○虎豹。獸之猛者也。居深林廣澤之中。則人畏其威而載之。人主。天下之有勢者也。深居。則人畏其勢。故虎豹去其幽。而近於人。則人得之。而易其威。人主去其門。而迫於民。則民輕之。而傲其勢。故曰。虎豹託幽。而威可載也。

畏る。故に虎豹、其幽を去りて人に近づけば、則ち人之を得て其威を易んず(五)。人主其門を去りて民に迫れば、則ち民之を輕んじて其勢を傲る。故に曰く、虎豹は幽に託して、威載くべきなりと。

(一) 其道の一貫せるをいふ　(二) 秀逸なる力を有するをいふ　(三) 民心を收むるをいふ　(四) 戴に同じ、仰也　(五) 輕也

風漂物者也。風之所漂。不避貴賤美惡。雨濡物者也。雨之所墮。不

風は物を漂す者なり。風の漂す所は、貴賤美惡を避けず、雨は物を濡す者なり、雨の墮つる所は、大小彊弱を避けず。風雨は至公にして私なく、行く所に常鄕なし。人は漂濡に遇ふと雖も、之を怨むなきなり。故に曰く、風雨は

春者陽氣始上。故萬物生。夏者陽氣畢上。故萬物長。秋者陰氣始下。故萬物收。冬者陰氣畢下。故萬物藏。故春夏生長。秋冬收藏。四時之節也。賞賜刑罰。主之節也。四時未嘗不生殺也。主未嘗不賞罰也。故曰。春秋冬夏。不更其節也。○天覆萬物而制之。地載萬物

春は陽氣始めて上る、故に萬物生ず。夏は陽氣畢く上る。故に萬物長ず。秋は陰氣始めて下る、故に萬物收る。冬は陰氣畢く下る、故に萬物藏す。故に春夏は生長し、秋冬は收藏するは、四時の節なり。賞賜刑罰は主の節なり。四時未だ嘗て生殺せずんばあらざるなり。主未だ嘗て賞罰せずんばあらざるなり。故に曰く、春夏秋冬其節を更へずと。○天は萬物を覆ひて之を制し、地は萬物を載せて之を養ひ、四時は萬物を生長して之を收藏す。古へより以て今に至るまで、其道を更へず。故に曰く、古今一なりと。(一)○蛟龍は水蟲の神なる者なり。(二)水に乘ずれば則ち神立ち、水を失へば則ち神廢す。人主は天下の威ある者なり。民を得れば則ち威立ち、民を失へば則ち威廢す。蛟龍は水を待ちて、而る後に其神を立て、人主は民を得るを待ちて、(三)而る後に其威を成す。故に曰く、蛟龍水を得て神立つべきなりと。○虎豹は獸の猛なる者なり。深林廣澤の中に居れば、則ち人其威に畏れて之を載く。(四)人主は天下の勢ある者なり、深居すれば則ち人其勢に

終而復始。故天不失其常。則寒暑得其時。日月星辰得其序。主不失其常。則羣臣得其義。百官守其事。父母不失其常。則子孫和順。親戚相驩。臣下不失其常。則事無過失。而官職政治。

教護するは、父母の則なり。正諫節に死するは、臣下の則なり。力を盡して共養するは、子婦の則なり。地其則を易へず、故に萬物生ず。主其則を易へず、故に百姓安んず。父母其則を易へず、故に家事辨ず。臣下其則を易へず、故に主に過失なし。子婦其則を易へず、故に親養備具す。故に則を用ふる者は安く、則を用ひざる者は危し。地未だ嘗て其安んずる所以を易へざるなり。故に曰く、地は其則を易へずと。

㊀ 辰は日月の相會するところ ㊁ 次第する也 ㊂ 寒暑日月星辰の行、天に之を治むるに理を以てすと也 ㊃ 詰也 ㊄ 天より子婦に至るまで、一年爲す所必ず其常に循ふ、故に旣終りて復た始むと言へるなり ㊅ 正也、 ㊆ 法也

子婦不失其常。則長幼理。而親疎和。故用常者治。失常者亂。天未嘗變其所以治也。故曰、天不變其常。○地生養萬物。地之則也。治安百姓。主之則也。教護家事。父母之則也。正諫死節。臣下之則也。盡力共養。子婦之則也。地不易其則。故萬物生焉。主不易其則。故百姓安焉。父母不易其則。故家事辨焉。臣下不易其則。故主無過失。子婦不易其則。故親養備具。故用則者安。不用則者危。地未嘗易其所以安也。故曰、地不易其則。

天覆㆓萬物㆒。制㆓寒暑㆒。行㆓日月㆒。次㆓星辰㆒。天之常也。治㆑之以㆑理。終而復始。主牧㆓萬民㆒。治㆓天下㆒。莅㆓百官㆒。主之常也。治㆑之以㆑法。終而復始。和㆓子孫㆒。屬㆓親戚㆒。父母之常也。治㆑之以㆑義。終而復始。敦敬忠信。臣下之常也。以事㆓其主㆒。終而復始。愛親善養。思㆑敬奉㆑教。子婦之常也。以事㆓其親㆒。

天は萬物を覆ひて、寒暑を制し、日月を行らして星辰(一)を次(二)す、天の常なり。之を治むるに理(三)を以てし、終りて復た始る。主は萬民を牧し天下を治め、百官に莅むは主の常なり。之を治むるに法を以てし、終りて復た始る。子孫を和し親戚(四)を屬するは、父母の常なり。之を治むるに義を以てし、終りて復た始る。敦敬忠信は臣下の常なり。以て其主に事へ、終りて復た始む。愛親善養、敬を思ひ教を奉ずるは、子婦(五)の常なり。以て其親に事へ、終りて復た始む。故に天は其常を失はざれば、則ち寒暑其時を得、日月星辰其序を得。主其常を失はざれば、則ち羣臣其義を得、百官其事を守る。父母其常を失はざれば、則ち子孫和順、親戚相驩ぶ。臣下其常を失はざれば、則ち事過失なくして官職(六)政に治る。子婦其常を失はざれば、則ち長幼理りて親疏和す。故に常を用ふる者は治り、常を失ふ者は亂る。天は未だ嘗て其治むる所以を變ぜざるなり。故に曰く、天は其常を變ぜずと。

○地の萬物を生養するは、地の則(七)なり。百姓を治安するは、主の則なり。家事を

至。子婦孝而不解。則美名附。故節高而不解。則所欲得矣。解則不得。故曰山高而不崩。則祈羊至矣。○淵者衆物之所生也。能深而不涸。則沈玉至。主者人之所仰而生也。能寛裕純厚。而不苛忮。則民人附。父母者子婦之所受教也。能慈仁教訓。而不失理。則子婦孝。臣下者主之所用也。能盡力事上。則當於主。子婦者親之所以安也。能孝悌順親。則當於親。故淵涸而無水。則沈玉不至。主苛而無厚。則萬民不附。父母暴而無恩。則子婦不親。臣下隨而不忠。則卑辱困窮。子婦不安親。則禍憂至。故淵不涸。則所欲者至。涸則不至。故曰淵深而不涸。則沈玉極。

盡し上に事ふれば、則ち主に當ふ。子婦は、親の安んずる所以なり。能く孝悌（八）順親なれば、則ち親に當ふ。故に（七）淵涸れて水なければ、則ち沈玉至らず。主苛にして厚なければ、則ち萬民附かず。父母暴にして恩なければ、則ち子婦親まず。臣下隨ひて忠ならざれば、則ち卑辱困窮なり。子婦親を安んぜざれば、則ち禍憂至る。故に淵涸れざれば、則ち欲する所の者至る。涸るれば則ち至らず。故に曰く、淵深くして涸れざれば、則ち沈玉極ると。

㈠優れたる行　㈡神を祈るに用ふる羊　㈢崩の古字　㈣税斂を納むるをいふ　㈤水の深き處　㈥暴酷にしてそこなひやぶる也　㈦合也　㈧和順親睦也　㈨君の惡に隨ふ也

山者物之高者也。惠者主之高行也。慈者父母之高行也。忠者臣之高行也。孝者子婦之高行也。故山高而不崩。則祈羊至。主惠而不解。則民奉養。父母慈而不解。則子婦順。臣下忠而不解。則爵祿

卷第二十

形勢解第六十四

管子解二

山は物の高き者なり。惠は主の高行なり。慈は父母の高行なり。忠は臣の高行なり。孝は子婦の高行なり。故に山高くして崩れざれば、則ち祈羊至る。主惠みて解らざれば、則ち民奉養す。父母慈にして解らざれば、則ち子婦順なり。臣下忠にして解らざれば、則ち爵祿至る。子婦孝にして解らざれば、則ち美名附す。故に節高くして解らざれば、則ち欲する所得、解れば則ち得ず。故に曰く、山高くして崩れざれば、則ち祈羊至ると。○淵は衆物の生ずる所なり。能く深くして涸れざれば、則ち沈玉至る。主は人の仰ぎて生ずる所なり。能く寛裕純厚にして苛伎ならざれば、則ち民人附す。父母は子婦の敎を受くる所なり。能く慈仁敎訓して、理を失はざれば、則ち子婦孝なり。臣下は、主の用ふる所なり。能く力を

則播灑。室中握レ手。執レ箕膺レ㨾。厥中有レ帚。入レ戸而立。其儀不レ忒。執レ帚下レ箕。倚二于戸側一。凡拚之紀。必由レ奥始。俯仰罄折。拚毋レ有レ徹。拚レ前而退。聚二於戸内一。坐板二排之一。以レ葉適レ已。實二帚於箕一。先生若作。乃興而辭。坐執而立。遂出棄レ之。既拚反立。是協是稽。暮食復レ禮。昏將レ擧レ火。執レ燭隅坐。錯レ總之法。横二于坐所一。櫛之遠近。乃承二厥火一。居句如レ矩。蒸間容レ蒸。然者處レ下。捧レ椀以爲レ緒。右手執レ燭。左手正レ櫛。有レ墮代燭。交坐毋レ倍二尊者一。乃取二其櫛一。遂出是去。○先生將レ息。弟子皆起。敬奉二枕席一。問レ所二何趾一。俶衽則請。有レ常則否。先生既息。各就二其友一。相切相磋。各長二其儀一。周則復始。是謂二弟子之紀一。

櫛の遠近、乃ち厥の火を承く。居句矩の如し。(七)蒸間蒸を容る。(八)然ゆる者は下に處く。椀を捧げて以て緒を爲む。右手に燭を執り、左手に櫛を正す。墮むことあれば代ゝ燭す。交ゝ坐するときに、尊者に倍く毋れ。乃ち其櫛を取り、遂に出で是去る。○先生將に息はんとす。弟子皆起ち、敬して枕席を奉じ、何れに趾(九)するかを問ふ。俶めて(一〇)衽するときは則ち請ふ、常あれば則ち否らず。先生既に息ふときは、各ゝ其の友に就き、相切し相磋し、各ゝ其儀を長ず。周るときは則ち復た始る。是を弟子の紀と謂ふ。

(一)先生口を漱ぐの水を進むる也　(二)箕前也　(三)推也　(四)食坐前を掃す也　(五)舌也　(六)室の西南隅　(七)居は倨也、直也、句は曲也　(八)細薪　(九)足を向くるかを問ふ也　(一〇)始也

子乃徹。趨走進レ漱。拚レ前斂レ祭。○先生有レ命。弟子乃食。以レ齒相要。坐必盡レ席。飯必捧擥。羹不レ以レ手。亦有レ據レ膝。毋レ有レ隱レ肘。既食乃飽。循レ咡覆レ手。振レ衽掃レ席。已食者作。摳レ衣而降旋。而鄉レ席。各徹ニ其餽一。如レ於ニ賓客一。既徹并レ器。乃還而立。○凡拚之道。實ニ水于盤一。攘ニ臂袂一。及レ肘。堂上

命あり、弟子乃ち食す。齒を以て相要し(三)、坐するに必ず席を盡す(四)。飯には必ず捧擥し、羹は手を以てせず。亦膝に據るあれば、肘に隱るある毋れ。既に食して乃ち飽くときは、咡に循ひて手を覆ふ。衽を振ひ席を掃ふ。已に食する者作ち、衣を摳げて降り、旋りて席に鄉ふ。各〻其餽を徹するには、賓客に於けるが如し。既に徹して器を并け、乃ち還りて立つ。○凡そ拚ふとの道は、水を盤に實し、臂袂を攘げて肘に及ぶ。堂上には則ち播灑し、室中には手を握る。箕を執り揲に膺る、厥の中に帚あり。戸に入りて立つ。其儀忒はず。帚を執り箕を下して戸側に倚る。凡そ拚ふの紀は、必ず奥(六)より始む。俯仰には磬折し、拚ふに徹あるなし。前を拚うて退き、戸内に聚め、坐して之を板排す。葉を以て己れに適し、帚を箕に實す。先生若し作つときは、乃ち興ちて辭す。坐し執りて立ち、遂に出でて之を棄つ。既に拚ふときは反立し、是れ協ひ是れ稽ふ。暮食には禮を復す。昏に將に火を擧げんとするときは、燭を執りて隅坐す。總を錯くの法は、坐所に橫ふ。

與レ行。思二中以一爲レ紀。古之將レ興者。必由レ此始。後至就レ席。狹坐則起。若有二賓客一。弟子駿作。對レ客無レ讓。應且遂行。趨進受レ命。所レ求雖レ不レ在。必以反レ命。反レ坐復レ業。若有レ所レ疑。捧レ手問レ之。師出皆起。○至二於食時一。先生將レ食。弟子饌饋。攝レ衽盥漱。跪坐而饋。置レ醬錯レ食。陳レ膳毋レ悖。凡置二彼食一。鳥獸魚鼈。必先二菜羹一。羹胾中別。胾在二醬前一。其設要レ方。飯是爲レ卒。左レ酒右レ醬。告レ具而退。捧レ手而立。三飯二斗。左執二虛豆一。右執二梜七一。周還而式。唯嗛之視。同嗛以レ齒。周則有レ始。柄尺不レ跪。是謂二貳紀一。

視る。同じく嗛するときは齒を以てす。周くすれば則ち始るあり。柄尺は跪かず。是を貳紀と謂ふ。

(一) 自ら其心を虚しくして然る後容るゝ所あるなり (二) 其本原を盡すをいふ (三) 力を恃めば必ず爭ふ (四) 法也 (五) 正也 (六) 敬也 (七) 席前を掃ふ也 (八) 盥は手を洗ひ、漱は口をそゝぐ (九) 供也 (一〇) 法也 (一一) 正中を得以て身紀と爲さんを思ふと也 (一二) 坐廣ければ則ち起たざる也 (一三) 迅也 (一四) 將求むる所あり、先生在らずと雖も、必ず命を家人に反すと也 (一五) 食をおくる也 (一六) 其膝に背を得ずと也 (一七) 其冷、齊を失ふを恐る、故に之を設く。鳥魚の後に在り (一八) 胾は大臠也、胾盤中に在り、又左右に分つ、故に中別といふ (一九) 己れに近きを前といふ。醬を設くるの法、酒醬外におく (二〇) 膳を陳ぬるに方を欲し、庶羞盡く具り、然して後飯を設く (二一) 斗の古字 (二二) 再食也 (二三) 食盡くる也

先生已食。弟

先生已に食す。弟子乃ち徹し、趨走して漱を進め、前を拚うて祭を斂む。○先生

衣帶必飭。朝益暮習。小心翼翼。一此不解。是謂學則。○少者之事。夜寐蚤作。既拚盥漱。執事有恪。攝衣共盥。先生乃作。沃盥徹盥。汎拚正席。先生乃坐。出入恭敬。如見賓客。危坐鄉師。顏色毋怍。○受業之紀。必由長始。一周則然。其餘則否。始誦必作。其次則已。凡言

には恭敬、賓客を見るが如し。危坐師に鄕ひて顏色怍づる毋し。○業を受くるの紀(一〇)は、必ず長より始む。一周すれば則ち然り。其餘は則ち否らず。始め誦するときは必ず作つ。其次は則ち已む。凡そ言と行と、中(一一)以て紀と爲すを思ふ。古への將に興らんとする者は、必ず此より始む。後れ至るには席に就くも、狹坐(一二)なれば則ち起つ。若し賓客あれば、弟子駿く作ち、客に對して讓る無し。應じて且つ遂に行き(一三)、趨り進みて命を受く(一四)。求むる所在らずと雖も、必ず以て反命す。坐に反り業に復す。若し疑ふ所あれば、手を捧げて之を問ふ。師の出づるときは皆起つ。○食時に至り、先生將に食せんとす。弟子饌饋す(一五)。袵を攝へ盥漱し、跪坐して饋る。醬を置き食を錯き、膳を陳ねて(一六)悖る毋れ。凡そ彼の食を置くに、鳥獸魚鼈には、必ず菜羹(一七)を先にし、羹胾(一八)中別、胾は醬の前(一九)の在り。其設(二〇)、方を要し、飯是れ卒と爲す。酒を左にし醬を右にし、具を告げて退き、手を捧げて立つ。三飯に二乎(二一)と。左に膴豆を執り、右に挾匕を執り、周還して(二二)貳し、唯だ嗛(二三)を之れ

細穀。多二白實一。蓄二殖果木一。不レ如二三土一。以二十分之六一。穀土之次曰二五鳧一。五鳧之狀。堅而不レ骼。其種陵稻。黑鵝。馬夫。蓄二殖果木一。不レ如二三土一。以二十分之七一。鳧土之次曰二五桀一。五桀之狀。甚鹹以苦。其物爲レ下。其種。白稻長狭。蓄二殖果木一。不レ如二三土一。以二十分之七一。凡下土三十物。其種十二物。凡土物九十。其種三十六。

先生施レ教。弟子是則。溫恭自虛。所レ受是極。見レ善從レ之。聞レ義則服。溫柔孝悌。毋二驕恃一レ力。志毋二虛邪一。行必正直。游居有レ常。必就二有德一。顏色整齊。中心必式。夙興夜寐。

弟子職第五十九　雜篇十

先生教を施すときは、弟子是れ則る。溫恭にして(一)自ら虛しく、(二)受くる所是れ極む。善を見れば之に從ひ、義を聞けば則ち服す。溫柔孝悌、驕りて(三)力を恃む毋れ。志に虛邪なく、行は必ず正直にす。游居常ありて必ず有德に就く。顏色整齊、中心必ず(四)式あり。夙に興き夜に寐ね、衣帶必ず(五)飭す。朝に益し暮に習ひ、(六)小心翼翼、此に一にして解らず、是を學則と謂ふ。○少者の事は、夜に寐ね蚤に作き、既に(七)拚ひて(八)盥漱す。事を執りて恪むあり、衣を攝へ盥を(九)共ふ。先生乃ち作くるときは、盥に沃ぎ盥を徹す。汎く拚ひて席を正す。先生乃ち坐す。出入

猶土之次。曰二五弘一。五弘之狀。如二鼠肝一。其種青梁。黑莖黑秀。蓄二殖果木一。不レ如二三土一。以二十分之五一。弘土之次。曰二五殖一。五殖之狀。甚澤以疏。離坼以臞脅。其種鴈膳黑實。朱跗黃實。蓄二殖果木一。不レ如二三土一。以二十分之六一。五殖之次曰二五穀一。五穀之狀。婁婁然。不レ忍二水旱一。其種大菽

猶土(一)の次を五弘(二)と曰ふ。五弘の狀は鼠肝の如し。其種は青梁にして、黑莖黑秀あり、果木を蓄殖するに、三土に如かざること十分の五を以てす。弘土の次を五殖と曰ふ。五殖の狀は、甚だ澤にして以て疏、離坼以て臞脅。其種は鴈膳黑實、朱跗黃實(三)、果木を蓄殖するには、三土に如かざること十分の六を以てす。五殖の次を五穀と曰ふ。五穀の狀は婁婁然(四)たり。水旱に忍へず。其種は大菽細菽にして白實多し。果木を蓄殖するには、三土に如かざること十分の六を以てす。穀土の次を五鳧と曰ふ。五鳧の狀、堅くして駱(五)ならず。其種は陵稻・黑鵝・馬夫あり。果木を蓄殖するには、三土に如かざること十分の七を以てす。鳧土の次を五桀と曰ふ。五桀の狀は、甚だ鹹にして以て苦く、其物下たり。其種は白稻にして長狹あり、果木を蓄殖するには、三土に如かざること十分の七を以てす。凡そ下土三十物、其種十二物。凡そ土物九十、其種三十六。

(一) 土瘠せ氣薄く、物速に長ぜず、故に五猶といふ。猶は猶豫不決の義　(二) 弘は弼也　(三) 穗端也　(四) 疏也

(五) 堅しと雖も骨骼の如くならずと也

穮。其粟大。蓄ニ殖果木。不レ若ニ三土。以ニ十分之三。纑土之次曰ニ五壚。五壚之狀。芬焉。若レ糠以肥。其種大荔細荔。青莖黃秀。蓄ニ殖果木。不レ若ニ三土。以ニ十分之三。壚土之次曰ニ五剽。五剽之狀華然。如レ芬以脈。其種大秬細秬。黑莖青秀。蓄ニ殖果木。不レ若ニ三土。以ニ十分之四。剽土之次曰ニ五沙。五沙之狀。粟焉。如ニ屑塵厲。其種大萯細萯。白莖青秀。以蔓。蓄ニ殖果木。不レ如ニ三土。以ニ十分之四。沙土之次曰ニ五塥。五塥之狀。累然。如ニ僕累。不レ忍ニ水旱。其種大樛杞。細樛杞。黑莖黑秀。蓄ニ殖果木。不レ如ニ三土。以ニ十分之四。凡中土三十物。種十二物。下土曰ニ五猶。五猶之狀如レ糞。其種大華細華。白莖黑秀。蓄ニ殖果木。不レ如ニ三土。以ニ十分之五。

の厲(八)るが如く、其種は大萯細萯にして、白莖青秀以て蔓あり、果木を蓄殖するには、三土に如かざること十分の四を以てす。沙土の次を五塥(九)と曰ふ。五塥の狀は累然たり、僕累の如し。水旱に忍へず。其種は大樛杞・細樛杞にして、黑莖黑秀あり、果木を蓄殖するには、三土に如かざること十分の四を以てす。凡そ中土三十物、種十二物。下土を五猶と曰ふ。五猶の狀は糞の如し。其種は大華細華あり、白莖黑秀にして、果木を蓄殖するには、三土に如かざること十分の五を以てす。

(一) 恣は密也　(二) 纑は疏也　(三) これまた草名也　(四) 土堅しと雖も、其上に浮膏あり、糠の如し　(五) 軽也
(六) 黑黍也　(七) 細脈也　(八) 起也　(九) 其土果然として蝸牛の如きをいふ

土之次。曰五浮。五浮之狀捍然。如米。以葆澤。不離不坼。其種忍蔭。忍葉如雚葉。以長狐茸。黄莖黒莖黒秀。其粟大。無不宜也。蓄殖果木。不如三土。以十分之二。

凡上土三十物。種十二物。中土曰五㤺。五㤺之狀。廩焉如壏。潤濕以處。其種大稷細稷。𧆛莖黄秀慈忍。水旱細粟如麻。蓄殖果木。不若三土。以十分之三。㤺土之次。曰五纑。五纑之狀。彊力剛堅。其種大邯鄲細邯鄲。莖葉如扶

凡そ上土三十物、種十二物、中土を五㤺と曰ふ。五㤺の狀、廩焉として壏の如く、潤濕して以て處る。其種は大稷細稷あり、𧆛莖黄秀にして、水旱に慈忍し、細粟麻の如く、果木を蓄殖するには、三土に若かざること十分の三を以てす。㤺土の次を五纑と曰ふ。五纑の狀、彊力剛堅、其種は大邯鄲・細邯鄲、莖葉扶櫄の如し。其粟大なり。果木を蓄殖するには、三土に若かざること十分の三を以てす。纑土の次を五壏と曰ふ。五壏の狀は芬焉たり。糠の如く以て肥ゆ。其種は大菽細菽にして、青莖黄秀あり、果木を蓄殖するには、三土に若かざること十分の三を以てす。壏土の次を五剽と曰ふ。五剽の狀は華然たり。芬の如く以て脆し。其種は大秬細秬にして、黒莖青秀あり、果木を蓄殖するには、三土に若かざること十分の四を以てす。剽土の次を五沙と曰ふ。五沙の狀は粟焉たり。屑塵

棟。羣藥安生。萓與桔梗。小辛大蒙。其山之梟。多桔符榆。其山之末。有箭與苑。其山之旁。有彼黃宝。及彼白昌。山藜葦芒。羣藥安聚。以圉民殃。其林其漉。其槐其楝。其柞其穀。羣木安逐。鳥獸安施。既有麋麃。又且多鹿。其泉青黑。其人輕直。省事少食。無高下。葆澤以處。是謂位土。位土之次。曰五蘟。五蘟之狀。黃土黑落。青怵以肥。芬然若灰。其種櫑葛。赨莖黃秀恚目。其葉如苑。以蓄殖果木。不若三土。以十分之二。是曰蘟土。蘟土之次。曰五壤。五壤之狀芬然。若澤若屯土。其種。大水腸。細水腸。赨莖黃秀。以慈忍水旱。無不宜也。蓄殖果木。不若三土。以十分之二。是謂壤土。壤

蘟土の次を五壤と曰ふ。五壤の狀は芬然たり。澤の若く、土を屯むるが如し。果木其種は大水腸・細水腸・赨莖黃秀、以て水旱に慈忍し、宜しからざるなし。果木を蓄殖するには、三土に若かざること十分の二を以てす。是を壤土と謂ふ。壤土の次を五浮と曰ふ。五浮の狀は捍然たり。(一一)米の如し。澤を葆つを以て、離れず坼けず。其種は忍蘟、忍葉、藿葉の如く、以て狐茸より長し。黃莖・黑莖・黑秀あり。其粟大、宜しからざるなし。果木を蓄殖するには、三土に若かざること十分の二を以てす。

㊀位は正也 ㊁英は花也 ㊂土塊の拳の如きをいふ ㊃色青くして性密なるをいふ ㊄芹の誤か ㊅安らかにして生長する也 ㊆灌也 ㊇小竹、以て矢をつくるべし ㊈蘭に同じ (一〇)其土色蘟に似たるが故に五蘟といふか (一一)散亂の貌 (一二)堅き貌

沃土之次。曰二五位一。五位之物。五色襍英。各有二異章一。五位之狀。不レ塥不レ灰。青悉以菭及。其種大葦。無二細葦一。無二赫蓫白秀一。五位之土。若在レ岡在レ陵。在レ墳在レ衍。在レ丘在レ山。皆宜二竹箭。求黽楢檀一。其山之淺。有二蘢與レ斥。羣木安遂。條長數大。其桑其松。其杞其茸。種木。胥。容檢。桃柳。

沃土の次を五位と曰ふ。五位の物、五色襍英、各々異章あり。五位の狀、塥ならず灰ならず。青悉にして以て菭及。其種は大葦にして細葦なし。赫蓫白秀なし。五位の土、若くは岡に在り陵に在り、墳に在り衍に在り、丘に在り山に在り。皆竹箭•求黽•楢檀に宜し。其山の淺、蘢と斥とあり。羣木安遂し、條長くして數に大なり、其桑其松。其杞其茸。種木•胥•容•檢•桃•柳•楝、羣藥安生し、薑と桔梗と、小辛大蒙あり。其山の梟には、桔•符楡多し。其山の末に、箭と苑とあり。其山の旁には、彼の黃虫及び彼の白昌•山藜葦芒あり。羣藥安聚し、以て民殃を圉ぐ。其林其漉、其槐其楝、其柞其穀、羣木安遂し、鳥獸安施す。旣に槫櫨あり、又且つ麋多し。其泉靑黑、其人輕直、事を省きて少食、高下となく、澤を葆ちて以て處る。是を位土と謂ふ。位土の次を五隱と曰ふ。五隱の狀、黑土黑菭、靑怵して以て肥え、芬然として灰の如し。其種檽葛、枏莖黃秀恚目、其葉、苑の如し。以て果木を蓄殖するに、三土に若かざること十分の二を以てす。是を隱土と曰ふ。

粟土。粟土之次曰二五沃一。五沃之物。或赤或青。或黄或白或黒。五沃五物。各有二異則一。五沃之狀。剽怷橐土。蟲易二全處一。怷剽不レ白。下乃以澤。其種大苗細苗。赨莖黒秀箭長。五沃之土。若在レ丘在レ山。在レ陵在レ岡。若在二陬陵之陽一。其左其右。宜二彼羣木一。桐柞枎櫄。及彼白梓。其梅其杏。其桃其李。其秀生莖起。其棘其棠。其槐其楊。其榆其桑。其杞其枋。羣木數大。條直以長。其陰則生二之楂梨一。其陽則安。樹二之五麻一。若高若下。不レ擇二疇所一。其麻大者。如レ箭如レ葦。大長以美。其細者。如レ雚如レ蒸。欲レ有レ與。各大者不レ類。小者則治。揣而藏レ之。若二衆練絲一。五臭疇生。蓮與二蘪蕪一藁本。白芷一。其澤則多レ魚。牧則宜二牛羊一。其泉白青。其人堅勁。寡レ有二疥騷一。終無二痟酲一。五沃之土。乾而不レ斥。湛而不レ澤。無二高下一。葆レ澤以處。是謂二沃土一。

美、其細なる者は、雚の如く蒸の如く、與にするあらんと欲せば、各の大なる者は類(一三)あらず、小なる者は則ち治る。揣(一四)くして之を藏む。衆練絲の若し。五臭疇生、蓮と蘪蕪・藁本・白芷と。其澤は則ち魚多し。牧には則ち牛羊に宜し。其泉は白青、其人は堅勁、疥騷あること寡し。終に痟酲(一五)なし。五沃の土は、乾きて斥けず、湛にして澤ならず。高下なく、澤に葆ちて以て處る、是を沃土と謂ふ。

(一)慤也　(二)外觀　(三)平和にして敦厚なる也　(四)堅緊なる也　(五)久しく雨ふるとも、變じて澤とならざる也　(六)常に濕ふ也　(七)沃は肥美の地　(八)剽怷は堅密なる也。橐土は、其土の竅穴多きこと橐の如きをいふ　(九)赨は赤也。箭長は矢箭の長さ　(一〇)陬は陬隅也　(一一)麻の總名。胡麻・疏麻・油麻・升麻・天麻の屬　(一二)麻田を疇といふ　(一三)疵節也　(一四)圓也　(一五)頭痛也

檿其桑。其柘其櫟。其槐其楊。羣木蕃滋數大。條直以長。其澤則多魚。牧則宜牛羊。其地其樊。俱宜竹箭。藻黽。楢檀。五臭生之。薜荔。白芷。蘪蕪。椒。連。五臭所校。寡疾難老。士女皆好其民工巧。其泉黃白。其人夷姤。五粟之土。乾而不格。湛而不澤。無高下。葆澤以處。是謂

以て長し。其澤に則ち魚多し。牧は則ち牛羊に宜し。其地其樊、倶に竹箭藻黽楢(一)檀に宜し。五臭之に生ず。薜荔・白芷・蘪蕪・椒・連。五臭の校する(二)所、疾寡く老い難し。士女皆好し。其民は工巧。其泉は黃白、其人は夷(三)姤。五粟の土は、乾けども格(四)せず、湛(五)ふれども澤せず。高下なく、澤を葆(六)ちて以て處る。是を粟土と謂ふ。粟土の次を五沃(七)と曰ふ。五沃の物、或は赤或は青、或は黃或は白或は黑。五沃五物、各異則あり。五沃の狀、剽(八)怸橐土、蟲、全處し易し。怸剽白からず、下は乃ち以て澤す。其種は大苗細苗にして、䒃(九)莖黑秀箭長あり。五沃の土、若くは丘に在り山に在り、陵に在り岡に在り、若くは陬(一〇)陵の陽に在り。其左其右に、彼の羣木に宜し。桐柞枎櫄及び彼の白梓、其梅其杏、其桃其李、其秀生じて莖起る。其棘其棠、其槐其楊、其榆其桑、其杞其枋、羣木數に大、條直にして以て長し。其陰は則ち之に楂梨を生ず。其陽は直ち安、之が五麻(一一)を樹う。若くは高若くは下、疇(一二)所を擇ばず。其麻の大なる者は、箭の如く葦の如く、大長にして以て

兢與ㇾ薔。其木乃格。鑿ㇾ之二七十四尺。而至ニ於泉一。山之側。其草蘆與ㇾ蔞、其木乃品榆。鑿ㇾ之三七二十一尺。而至ニ於泉一。凡草土之道。各有ニ穀造一。或高或下。各有ニ草土一。葉下ニ於鑾一。鑾下ニ於莧一。莧下於蒲一。蒲下ニ於葦一。葦下ニ於雚一。雚下ニ於蔞一。蔞下ニ於茾一。茾下ニ於蕭一。蕭下ニ於薜一。薜下ニ於雚。雚下ニ於茅一。凡彼草物。有ニ十二衰一。各有ㇾ所ㇾ歸。九州之土。爲ニ九十物一。每州有ㇾ常。而物有ㇾ次。群土之長。是唯五粟。五粟之物。或赤。或青。或白。或黑。或黃。五粟五章。五粟之狀。淖而不ㇾ肕。剛而不ㇾ觳。不ㇾ濘ニ車輪一。不ㇾ汚ニ手足一。其種大重細重。白莖白秀。無ㇾ不ㇾ宜也。五粟之土。若在ㇾ陵在ㇾ山。在ㇾ墳在ㇾ衍。其陰其陽。盡宜ニ桐柞一。莫ㇾ不ニ秀長一。其榆其柳。其

は赤或は青、或は白或は黑或は黃、五粟五章、五粟の狀、淖にして肕ならず。剛にして觳(九)からず。車輪を濘にせず。手足を汚さず。其種大重細重、白莖白秀、宜しからざるなきなり。五粟の土、若くは陵に在り山に在り、墳(一〇)に在り衍(一一)に在り。其陰其陽、盡く桐柞に宜し。秀長せざるなし。

(一)山上に水あり、之を懸くるが如し、故に名づく (二)呂は呂梁をいふ。龍門未だ闢けず、呂梁未だ鑿たざる時の如し。故にしか名づく (三)半腹也 (四)造は成也、此地某草を生じ某穀に宜しきを謂へる也 (五)鬱の古字、莊子の所謂鬱酉なり (六)品に次第ありと也、物は品なり (七)色也 (八)濡の甚しき也。肕は堅柔也 (九)薄也 (一〇)墳に同じ、水涯也 (一一)下平也

其楡其柳、其檿、其桑、其柘其櫟、其槐其楊、羣木蕃滋、數に大に、條直

高陵土山二十施。百四十尺。而至於泉。山之上。命之曰縣泉。其地不乾。其草如茅與走。其木乃樠。鑿之二尺。乃至於泉。山之上。命曰復呂。其草魚腸與藸。其木乃柳。鑿之三尺。而至於泉。山之上命之曰泉英。其草蘄白昌。其木乃楊。鑿之五尺。而至於泉。山之材。其草

高陵土山は二十施、百四十尺にして泉に至る。山の上、之を命けて縣泉と曰ふ。其地乾かず。其草は茅と走との如し。其木は乃ち樠、之を鑿つこと二尺にして乃ち泉に至る。山の上、命けて復呂と曰ふ。其草は魚腸と藸と、其木は乃ち柳、之を鑿つこと三尺にして泉に至る。山の上、之を命けて泉英と曰ふ。其草は蘄白昌、其木は乃ち楊。之を鑿つこと五尺にして泉に至る。山の材、其草は兢と蔷と、其木は乃ち格。之を鑿つこと二七十四尺にして泉に至る。山の側、其草は葍と蔞と、其木は乃ち品榆。之を鑿つこと三七二十一尺にして泉に至る。凡そ草土の道各々穀造あり、或は高く或は下く、各々草土あり。葉は鬱より下り、鬱は莧より下り、莧は蒲より下り、蒲は葦より下り、葦は雚より下り、雚は蔞より下り、蔞は荓より下り、荓は蕭より下り、蕭は薜より下り、薜は萑より下り、萑は茅より下る。凡そ彼の草物、十二衰あり。各々歸する所あり。九州の土、九十物たり。毎州常あり、而して物次あり。群土の長、是れ唯だ五粟なり。五粟の物、或

足。以レ是生レ商。有二三分一而復於二其所一。以レ是成レ羽。有二三分一。去二其乘一適足。以レ是成レ角。墳延者六施。六七四十二尺。而至二於泉一。陝之芳七施。七七四十九尺。而至二於泉一。祀陝八施。七八五十六尺。而至二於泉一。杜陵九施。七九六十三尺。而至二於泉一。延陵十施。七十尺而至二於泉一。環陵十一施。七十七尺。而至二於泉一。蔓山十二施。八十四尺。而至二於泉一。付山十三施。九十一尺。而至二於泉一。付山白徒十四施。九十八尺。而至二於泉一。中陵十五施。百五尺而至二於泉一。青山十六施。百一十二尺。而至二於泉一。青龍之所レ居。庚泥不レ可レ得レ泉。赤壤勢山十七施。百一十九尺。而至二於泉一。其下清商。不レ可レ得レ泉。陛山白壤十八施。百二十六尺。而至二於泉一。其下駢石。不レ可レ得レ泉。徙山十九施。百三十三尺。而至二於泉一。其下有二灰壤一。不レ可レ得レ泉。

泉に至る。付山の白徒は十四施、九十八尺にして泉に至る。中陵は十五施、百五尺にして泉に至る。青山は十六施、百一十二尺にして泉に至る。青龍の居る所なり。庚泥にして泉を得べからず。赤壤の勢山は十七施、百一十九尺にして泉に至る。其下に清商(九)あり、泉を得べからず。陛山の白壤は十八施、百二十六尺にして泉に至る。其下駢石、泉を得べからず。徙山は十九施、百三十三尺にして泉に至る。其下に灰壤あり、泉を得べからず。

(一)豕子也　(二)あなぐち　(三)音の總先をいふ　(四)九九八十一は、黃鍾の全數なり　(五)素は本也、小本は黃鍾の小宮也　(六)乘は三分の一也　(七)地名　(八)今の陝西の地　(九)神怪の名

凡聽レ徵、如レ負二豬豕覺而駭一。凡聽レ羽。如二鳴馬在一レ野。凡聽レ宮、如二牛鳴二窌中一。凡聽レ商。如二離レ羣羊一。凡聽レ角。如二雉登レ木以鳴、音疾以清一。凡將レ起二五音凡首一。先主レ一。而三レ之。四開以合二九九一。以レ是生二黃鐘小素之首一。以爲レ宮。三分而益レ之以レ一。爲二百有八一。爲レ徵。不レ無レ有二三分一而去二其乘一適

凡そ徵を聽くに、豬を負ふ豕の覺めて駭くが如し。凡そ羽を聽くに、鳴馬の野に在るが如し。凡そ宮(一)を聽くに、牛の窌中(二)に鳴くが如し。凡そ商を聽くに、羣を離るゝ羊の如し。凡そ角を聽くに、雉の木に登りて以て鳴き、音疾くして以て清きが如し。凡そ將に五音の凡首(三)を起さんとす、先づ一を主として之を三とし、四開して以て九九(四)を合す。是を以て黃鐘(五)小素の首を生じて以て宮と爲す。三分して之を益すに一を以てし、百有八と爲して徵と爲る。三分あるなからずして其乘(六)を去りて適足す。是を以て商を生ず。三分ありて復た其所に於て是を以て羽を成す。三分あり、其乘を去りて適足して、是を以て角を成す。墳延(七)は六施、六七四十二尺にして泉に至る。(八)陝の芳は七施、七七四十九尺にして泉に至る。祀陝は八施、七八五十六尺にして泉に至る。杜陵は九施、七九六十三尺にして泉に至る。延陵は十施、七十尺にして泉に至る。環陵は十一施、七十七尺にして泉に至る。蔓山は十二施、八十四尺にして泉に至る。付山は十三施、九十一尺にして

種無レ不レ宜。其麻白。其布黃。其草宜二白茅與一レ雚。其木宜二赤棠一。見二是土一也。命レ之曰二四施一。四七二十八尺而至二於泉一。呼音中レ商。其水白而甘。其民壽。黃唐無レ宜也。唯宜二黍秫一也。宜二縣澤一。行廧落。地潤數毀。難二以立レ邑置一レ廧。其草宜二黍秫與一レ茅。其木宜二櫄擾桑一。見二是土一也。命レ之曰二三施一。三七二十一尺。而至二於泉一。呼音中レ宮。其泉黃而糗。流徙。斥埴。宜二大菽與一レ麥。其草宜二蕢雚一。其木宜レ杞。見二是土一也。命レ之曰二再施一。二七十四尺。而至二於泉一。呼音中レ羽。其泉甘。水流徙。黑埴。宜二稻麥一。其草宜二萍蓨一。其木宜二白棠一。見二是土一也。命レ之曰二一施一。七尺而至二於泉一。呼音中レ徵。其水黑而苦。

るや、之を名づけて三施と曰ふ。三七二十一尺にして泉に至る。呼音宮に中る。其泉黃にして糗なり(一〇)。流徙す。斥埴にして大菽と麥とに宜し。其草、蕢雚に宜し。其木は杞に宜し。是の土を見るや、之を命けて再施と曰ふ。二七十四尺にして泉に至る。呼音羽に中る。其泉甘く、水流徙す。黑埴にして稻麥に宜し。其草は萍蓨に宜し。其木は白棠に宜し。是の土を見るや、之を命けて一施と曰ふ。七尺にして泉に至る。呼音徵に中る。其水黑くして苦し。

(一) 大尺の名其長さ七尺 (二) 溝を田側に穿つなり (三) 五穀 (四) 土地に生ずるところのもの (五) 水源 (六) この土に居る民の語音、角聲に合ふと (七) 壚は黑土。瀝は疎也、彊は堅也、疎にして堅きをいふ (八) 黃色にして虛脆なる也 (九) 澤を注ぐを縣澤といふ、行廧は垣根 (一〇) 臭の誤か

夫管仲之匡天下也。其施七尺。瀆田悉徙。五種無不宜。其立后。而手實。其木宜蚖菕與杜松。其草宜楚棘。見是土也。命之曰五施。五七三十五尺。而至於泉。呼音中角。其水倉。其民彊。赤壚歴彊肥。五

卷第十九

地員第五十八　　雜篇九

夫れ管仲の天下を匡すや、其施(一)七尺、(二)田に瀆して悉く徙す。(三)五種宜しからざるなし。其れ后を立てて實(四)を手にす。其木は、蚖菕と杜松とに宜し。其草は楚棘に宜し。是の土を見るや、之を命けて五施と曰ふ。五七三十五尺にして(五)泉に至り、呼音角に中る。(六)其水蒼く其民彊し。赤壚歴彊(七)にして肥ゆ。五種宜しからざるなし。其麻は白く其布は黄なり。其草は、白茅と藋とに宜し。其木は赤棠に宜し。是の土を見るや、之を命けて四施を曰ふ。四七二十八尺にして泉に至る。呼音商に中る。其水白くして甘く、其民壽く、黄唐(八)にして宜しきなきなり。唯だ黍秫に宜し。縣澤・行廧落に宜し。(九)地は潤數ば毀る、以て邑を立て廧を置き難し。其草、黍秫と茅とに宜し。其木、櫄・擾桑に宜し。是の土を見

寡人一舉矣。然則。寡人何事乎哉。亟爲二寡人一教二側臣一。

時則爲之。非其時而敗、將何以待之。管仲對曰。常令水官之吏。冬時行隄防。可治者章而上之都。都以春少事作之。已作之後。常案行隄有毀作。大雨各葆其所。可治者趣治。以徒隷給。大雨隄防可衣者衣之。衝水可据者据之。終歲以毋敗爲效。此謂備之常時。禍從何來。所以然者。獨水蒙壤。自塞而行者。江河之謂也。歲高其隄。所以不沒也。春冬取土於中。秋夏取土於外。濁水入之。不能爲敗。桓公曰。善仲父之語

に水官の吏をして、冬時隄防を行らしめ、治むべき者あれば、章して之を都に上り、都は春に事少きを以て之を作す。(二)已に作すの後、常に行隄に毀作あるを案ず。大雨には、各其所を葆ち、治むべき者は趣かに治めしめ、徒隷を以て給す。大雨には、隄防の衣すべき者は之を衣し、衝(三)水の据すべき者は之を据す。(四)終歳敗なきを以て效と爲す。此を之を常時に備ふと謂ふ。禍何れより來らん。然る所以の者は、獨水壤に蒙り、塞より行く者は、江河の謂なり。歳に其隄を高くするは、沒せざる所以なり。春冬、土を中に取り、秋夏、土を外に取れば、濁水之に入るも、敗を爲す能はずと。桓公曰く、善し。仲父の寡人に語ぐるは畢れり。然らば則ち寡人何を事とせんか、亟かに寡人の爲に側臣(五)に教へよと。

(一) 備也　(二) 巡視也　(三) 衝突の水也　(四) 拒也　(五) 君側に在る臣

朽脊。伐枯木而去之。則夏旱至矣。夏有大露。原烟噎下百草。人采食之。傷人。人多疾病而不止。民乃恐殆。君令五官之吏。與三老。里有司。伍長。行里順之。令之家起火。爲温其田。及宮中皆盎井。毋令毒下及食器。將飲傷人。有下蟲。傷禾稼。凡天菑害之下也。君子謹避之。故不八九死也。大寒大暑。大風大雨。其至不時者。此謂四刑。或遇以死。或遇以生。君子避之。是亦傷人。故吏者。所以教順也。

三老。里有司。伍長者。所以爲率也。五者已具。民無願者。願其畢也。故常以冬日。順三老。里有司。伍長。以冬賞罰。使各應其賞。而服其罰。五者不可害。則君之法犯矣。此示民而易見。故民不比也。

三老・里の有司・伍長は、率と爲る所以なり。五つの者具り、民の願ふ無き者は願ひ其れ畢れるなり。故に常に冬日を以て、三老・里の有司・伍長を順し、以て賞罰を冬り、各をして其賞に應じて其罰に服せしむ。五者害すべからざれば、則ち君の法犯す。此れ民に示して見易し、故に民比せざるなりと。

(一) 終也古字の未だ改めざる者 (二) 比周して上に違はずと也

桓公曰。凡一年之中。十二月。作土功。有

桓公曰く、凡そ一年の中、十二月、土功を作すに時あれば、則ち之を爲す、其時にあらずして敗るゝ時は、將に何を以て之を待たんとするかと。管仲對へて曰く、常

舉矣。舉有功、賞賢。罰有罪、遷有司之吏、而第之。不利作土功之事、利耗什分之七。土剛不立。晝日益短、而夜日益長、利以作室、不利以作堂。四時以得四害皆服。桓公曰、寡人悸、不知四害之服奈何。管仲對曰。冬作土功、發地藏、則夏多暴雨、秋霖不止。春不收枯骨

て曰く、冬、土功を作し地藏を發すれば、則ち夏に暴雨多く、秋霖止まず。春、枯骨朽胔を收めず、枯木を伐りて之を去れば、則ち夏旱至る。夏に大露あれば、原烟百草を曀下す。人之を采食すれば人を傷ふ。人に疾病多くして止まず。民乃ち恐殆す。君、五官の吏と三老・里の有司・伍長とをして、里を行り之を順にせしむ。之をして家ごとに火を起し、爲に其田を溫めしむ。及び宮中皆井を蓋ひ、毒をして下り、食器に及ばしむる毋し。將に飲まば人を傷らんとす。蟲を下して禾稼を傷ふるあり。凡そ天の菑害の下るや、君子は謹みて之を避く。故に八九死せざるなり。大寒大暑、大風大雨、其の至る、時ならざる者は、此を四刑と謂ふ。或は遇ひて以て死し、或は遇ひて以て生く。君子之を避く。是れ亦人を傷る。故に吏は順を教ふる所以なり。

(一) 舉は除也　(二) 已に同じ　(三) 畏也心の恐懼するをいふ　(四) 胔は腐ち死人の骨也　(五) 天災に死せざる者十に八九人なりと也

大其下、小其上、隨水而行。地有不生草者、必爲之囊、大者爲之隄、小者爲之防、夾水四道。禾稼不傷。歲埤增之、樹以荊棘、以固其地、雜之以柏楊、以備決水、民得其饒、是謂流膏、令下貧守之。往往而爲界。可以毋敗。當夏三月、天地氣壯。大暑至。萬物榮華。利以疾薅殺草薉。使令不欲擾。命曰不長、不利作土功之事、放農焉。利皆耗十分之五、土功不成。當秋三月、山川百泉踊。降雨下。山水出。海路距。雨露屬天。地湊汐。利以疾作收斂、毋留。一日把。百日餔、民毋男女、皆行於野、不利作土功之事、濡濕日生。土弱難成。利耗什分之六、土功之事。亦不立。

當冬三月、天地閉藏。暑雨止。大寒起。萬物實熟。利以塡塞空郄、繕邊城、塗郭術、平度量、正權衡、虛牢獄、實廩倉。君作樂。與神明相望。凡一年之事

冬三月に當り、天地閉藏、暑雨止み、大寒起り、萬物實熟、以て(一)空郄を塡塞し、邊城を繕し、郭術を塗り、度量を平にし、權衡を正し、牢獄を虛しくし、廩倉を實するに利あり。君、樂を修め、神明と相望む。凡そ一年の事畢る。有功を擧げて賢を賞し、有罪を罰し、有司の吏を遷して之を第す。土功の事を作すに利あらず。利什分の七を耗し、土は剛にして立たず。晝日に益〻短くして、夜日に益〻長し。以て室を作るに利あり。以て堂を作るに利あらず。四時(二)以に得、四害皆服すと。桓公曰く、寡人悖りて(三)、四害の服を知らず、奈何せんと。管仲對へ

毋レ敗。此謂二素有レ備而豫具一者也。桓公曰。當二何時一作レ之。管子曰。春三月。天地乾燥。水糾列之時也。山川涸落。天氣下。地氣上。萬物交通。故事已。新事未レ起。草木荑生可レ食。寒暑調。日夜分。分之後。夜日益短。晝日益長。利三以作二土功之事一。土乃益剛。令二甲士一作二隄大水之旁一。

歳ごとに之を埤(五)増し、樹うるに荊棘を以てし、以て其地を固め、之に雜ふるに柏(六)楊を以てし、以て決水に備ふ。民其饒を得、是を流膏と謂ふ。下貧をして之を守らしめ、往往にして界を爲せば、以て敗なかるべし。夏三月に當り、天地の氣壯に、大暑至り、萬物榮華、以て疾く薅り、草薉を殺すに利あり。使令援しきを欲せず、命けて不長と曰ふ。土功の事を作すに利ならざるは、農を放ればなり。利皆十分の五を耗し、土功成らず。秋三月に當り、山川百泉踊り、降雨下り、山水出で、海路距り、雨露天に屬し、地に湊(七)汐あり。以て疾く收斂を作すに利ありて、留る毋れ。一日把れば百日餔す。民、男女と毋く、皆野に行く。土功の事を作すに利あらず。濡濕日に生じ、土弱成り難く、利什分の六を耗し、土功の事亦立たず。

(一) 水害を防ぐに用ふるもの (二) 無事也 (三) 列は裂也。春雨未だ降らず、水落ちて石出で縱橫の溝、其裂たること糾繩の如く、其分るゝや帛の如しと也 (四) 草木初生の貌 (五) 埤は附也 (六) 植えて隄を固むるに (七) 湊は集也、晚潮を汐と曰ふ。時に雨汐多く、平地に水の出づる、潮汐の湊の如しと也

伍長。案行之。常以朔日治。出具閲之。取完堅。補弊久。去苦惡。常以冬少事之時。令甲士以更次益薪。積之水旁。州大夫將之。唯毋後時。其積薪也。以事之已。其作土也。以事未起。天地和調。日有長久。以此觀之。其利百倍。故常以毋事具器。有事用之。水常可制而使

る。常に冬の事少き時を以て、甲士をして更次を以て薪を益さしめて、之を水旁に積み、州大夫之に將として、唯だ時に後るなからしむ。其の薪を積むや、事の已るを以てし、其の土を作すや、事の未だ起らざるを以てすれば、天地和調し、日有た長久なり。此を以て之を觀れば、其利百倍。故に常に毋事を以て器を具へ、有事の時之を用ひば、水常に制して、敗る毋らしむべし。此を素と備ありて豫め具ふと謂ふ者なりと。桓公曰く、何れの時に當りて之を作さんかと。管子曰く、春三月、天地乾燥、水糾列の時あり。山川涸落、天氣下り、地氣上り、萬物交通す。故事已み新事未だ起らず、草木荑生食ふべし。寒暑調ひて日夜分る。分れし後、夜日に益々短く、晝日に益々長し。以て土功の事を作すに利あり。土乃ち益々剛、甲士に令して、隄を大水の旁に作り、其下を大にし其上を小にし、水に隨ひて行く。地の草を生ぜざる者あれば、必ず之が嚢を爲る。大なる者は之が隄を爲り、小なる者は之が防を爲る。水を夾みて四道なるも、禾稼傷れず。

都匠水行。令下之行中水道城郭。隄川溝池。官府寺舍。及州中當ㇾ繕治ㇾ者、給ニ卒財ー足。令曰。常以ニ秋歲末之時ー閱ニ其民ー。案ニ家人ー。比ㇾ地。定ニ什伍口數ー。別ニ男女大小ー。其不ㇾ爲ㇾ用者輒免ㇾ之。有ニ錮病不ㇾ可ㇾ作者ー。疾ㇾ之。可ニ省作ー者。半ニ事之ー。幷行。以定ニ甲士當ㇾ被ㇾ兵之數ー。上ニ其都ー。都以臨ㇾ下。視ニ有餘不足之處ー。輒下ニ水官ー。水官亦以ニ甲士當ㇾ被ㇾ兵之數ー。與ニ三老。里有司。伍長ー。行ㇾ里。因ニ父母ー案行。閱下具ニ備水ー之器上。以ニ冬無ㇾ事之時ー。籠臿板築各什六。土車什一。雨輂什二。食器兩具。人有ㇾ之。錮ニ藏里中ー。以給ニ喪器ー。

下す。水官亦甲士兵を被るべき數を以て、三老、里の有司、伍長と里を行り、父母に因りて案行し、水を具備する器を閱し、冬の事なき時を以て、籠臿(七)板築各什に六、土車什に一、雨輂什に二、食器雨具、人ごとに之れあり。里中に錮藏し、以て喪器(八)を給す。

(一) 人君は、天地と其德を同じうすと也 (二) 率部は、一部の卒徒をひきゐる者。校長は、各隊の長 (三) 水工の都匠也 (四) 省は減 (五) 減じて丁夫の半功を賦すと也 (六) 兵甲を帶ぶる者 (七) 籠は土を擧ぐる器。築は杵也 (八) 祭器也

後常。令下水官吏與ニ都匠ー因ニ三老。里有司。

後常に水官吏と都匠とをして、三老・里の有司・伍長に因り、之を案行せしむ。常に朔日を以て始め、具を出して之を閱し、完堅を取り、弊久を補ひ、苦惡を去

倚則環。環則中、中則涵。涵則塞。塞則移。移則控。控則水妄行。水妄行。則傷レ人。傷レ人則困。困則輕レ法。輕レ法則難レ治。難レ治則不孝。不孝則不臣矣。

故五害之屬。傷殺之類。禍福同矣。知レ備ニ此五者一。人君天地也。桓公曰。請下問備ニ五害一之道上。管子對曰。請除ニ五害一之說。以レ水爲レ始。請爲置ニ水官一。令ニ習レ水者爲レ吏。大夫。大夫佐各一人。率部。校長。官佐。各財足。乃取ニ水左右各一人一。使レ爲ニ

故に五害の屬、傷殺の類、禍福同じ。此五者に備ふるを知れば、(一)人君は天地なりと。桓公曰く、五害に備ふる道を請ひ問ふと。管子對へて曰く、請ふ、五害を除くの說は、水を以て始と爲さん。請ふ、爲に水官を置き、水に習ふ者をして吏と爲らしむ。大夫、大夫の佐各一人、(二)率部、校長、官佐各財足る。乃ち水の左右各一人を取り、(三)都匠水工と爲らしめ、之をして水道城郭、隄川溝池、官府寺舍、及び州中の繕治すべき者を行らしめ、卒に財を給して足らしむ。令して曰く常に秋、歳末の時を以て其民を閱し、家人を案じ、地を比して什伍の口數を定め男女大小を別ち、其用を爲さざる者は輒ち之を免じ、錮病作つべからざる者有らば之を疾とす。(四)省作すべき者は之を半事す。(五)并行して以て(六)甲士兵を被るべき數を定めて、其都に上る。都以て下に臨み、有餘不足の處を視て、輒ち水官に

海ㇾ者。命曰二枝水一。山之溝。一有ㇾ水。一毋ㇾ水者。命曰二谷水一。水之出二於他水溝一。流二於大水及海一者。命曰二川水一。出ㇾ地而不ㇾ流者。命曰二淵水一。此五水者。因二其利一而往ㇾ之可也。因而扼ㇾ之可也。而不ㇾ久。常有二危殆一矣。桓公曰。水可三扼而使二東西南北。及高一乎。管仲對曰。可。夫水之性。以ㇾ高走ㇾ下。則疾至二於漂ㇾ石。而下向ㇾ高。即留而不ㇾ行。故高二其上領一瓴ㇾ之。尺有二十分之三一。里滿二四十九一者。水可ㇾ走也。乃迂二其道一而遠ㇾ之。以ㇾ勢行ㇾ之。水之性。行至ㇾ曲必留退。滿則後推ㇾ前。地下則平行。地高則控。杜ㇾ曲則擣毀。杜ㇾ曲激。則躍。躍則倚。

(三)上領を高くして之を瓴(四)す。尺に十分に三あり、里四十九に滿つる者は、水走らすべきなり。乃ち其道を迂にして之を遠くし、勢を以て之を行る。水の性行きて(五)曲に至れば必ず留退し、滿つれば則ち後、前を推す。地下ければ則ち平行し、地高ければ則ち控む。曲を杜げば則ち擣毀し、曲を杜ぎて激すれば則ち躍る。躍れば則ち倚り、倚れば則ち環り、環れば則ち中し、中すれば則ち涵む。涵めば則ち塞り、塞がれば則ち移り、移れば則ち控み、控めば則ち水妄行す。水妄行すれば則ち人を傷け、人を傷くれば則ち困み、困めば則ち法を輕んず。法を輕んずれば則ち治め難く、治め難ければ則ち不孝、不孝なれば則ち不臣なり。

(一)岐也　(二)平地より出づる也　(三)上頭也　(四)大瓴瓶をつくり、其底を去り、上下相承け、以て水を通ずる也　(五)地形の彎曲せしところ

桓公曰。願聞二五害之說一。管仲對曰。水一害也。旱一害也。風霧雹霜一害也。厲一害也。蟲一害也。此謂二五害一。五害之屬。水最爲レ大。五害已除。人乃可レ治。桓公曰。願聞二水害一。管仲對曰。水有二大小一。又有二遠近一。水之出二於山一而流入二於海一者。命曰二經水一。水別二於他水一。入二於大水及

桓公曰く、願はくば五害の説を聞かんと。管仲對へて曰く、水は一害なり、旱は一害なり、風霧雹霜は一害なり、厲(一)は一害なり、蟲は一害なり。此を五害と謂ふ。五害の屬、水最も大たり。五害已に除かば、人乃ち治むべしと。桓公曰く、願はくば水害を聞かんと。管仲對へて曰く、水に大小あり、又遠近あり。水の山より出で、流れて海に入る者をば、命けて經水と曰ふ。水の他水より別れて、大水及び海に入る者をば、命けて枝水と曰ふ。山の溝、一は水あり一は水なきをば命けて谷水と曰ふ。水の他の水溝より出で、大水及び海に流るゝ者をば、命けて川水と曰ふ。(二)地を出でて流れざる者をば、命けて淵水と曰ふ。此五水は、其利に因りて之を往かしめて可なり、因りて之を扼して可なり。而して久しからずんば常に危殆ありと。桓公曰く、水、扼して東西南北し及び高からしむべきかと。管仲對へて曰く、可なり。夫れ水の性は、高きを以て下きに走れば、則ち疾くして石を漂はすに至る。而して下きより高きに向はば、卽ち留りて行かず。故に其

六畜。天下之人。皆歸其德。而惠其義。乃別制斷之。州者謂之術。不滿術者謂之里。故百家爲里。里十爲術。術十爲州。州十爲都。都十爲霸國。不如霸國者國也。以奉天子。天子有萬諸侯也。其中有公侯伯子男焉。天子中而處。此謂因天之固。歸地之利。內爲之城。城外爲之郭。郭外爲之土閬。地高則溝之。下則隄之。命之曰金城。樹以荊棘。上相穡著者。所以爲固也。歲修增而無已。時修增而無已。福及孫子。此謂人命萬世無窮之利。人君之葆守也。臣服之以盡忠於君。君體有之。以臨天下。故能爲天下之民先也。此宰之任。則臣之義也。故善爲國者。必先除其五害。人乃終身無患害。而孝慈焉。

を以てするは、固を爲す所以なり。歳に修增して已むなく、時に修增して已むなくんば、福、孫子に及ぶ。此を人命萬世無窮の利と謂ふ。人君の葆守（一〇）なり。臣之に服し、以て忠を君に盡す。君之を體有して以て天下に臨む。故に能く天下の民の先と爲るなり。此れ宰（一一）の任にして則ち臣の義なり。故に善く國を爲むる者は、必ず先づ其五害を除けば、人乃ち終身患害なくして孝慈なりと。

（一）凡を地に[illegible]する者、之を揆度し、善く其の宜しきを得しむ、故に度地と名づく　（二）天下の要か　（三）傾は圮也　（四）大水の海に專注する者　（五）國都の內、四方を經絡する渠をつくる也　（六）人功を假らずして生成する者　（七）順也　（八）土門　（九）上は畑上、穡は斂也。穡著とは、土上の密附するをいふ　（一〇）葆は保也安也　（一一）大宰の任

昔者桓公問管仲曰。寡人請問度地形而爲國者。其何如而可。管仲對曰。夷吾之所聞。能爲霸王者。蓋天子聖人也。故聖人之處國者。必於不傾之地。而擇地形之肥饒者。鄕山。左右經水若澤。內爲落渠之寫。因大川而注焉。乃以其天材、地之所生。利養其人。以育

昔者桓公、管仲に問ひて曰く、寡人請問す。地形を度りて國を爲むる者は、其れ何如にして可ならんかと。管仲對へて曰く、夷吾の聞く所、能く霸王たる者は、蓋し天子(二)の聖人なり。故に聖人の國を處く者は、必ず(三)不傾の地に於てして、地形の肥饒なる者を擇ぶ。山を鄕ひ、經(四)水若くは澤を左右にす。內、落渠(五)の寫を爲り、大川に因りて注ぐ。乃ち其の天材(六)地の生ずる所を以て、其人を利養し、以て六畜を育す。天下の人、皆其德に歸して其義に悳(七)ふ。乃ち別ちて之を制斷す。州は之を術と曰ふ。術に滿たざる者は之を里と謂ふ。故に百家を里と爲し、里十を術と爲し、術十を州と爲し、州十を都と爲し、都十を霸國と爲す。霸國の如くならざる者は國なり。以て天子に奉ず。天子に萬諸侯あり、其中に公侯伯子男あり、天子中して處る。此を天の固に因り、地の利に歸すと謂ふ。內之が城を爲り、城外之が郭を爲り、郭外之が土閬(八)を爲る。地高ければ則ち之を溝し、下ければ則ち之に隄す。之を命けて金城と曰ふ。樹つるに荊棘(九)、上相穡著する者

之問一者。下聽二於人一也。舜有二告善之旌一而主不レ蔽也。禹立二諫鼓於朝一。而備二訊唉一。湯有二總街之庭一。以觀二人誹一也。武王有二靈臺之復一。而賢者進也。此古聖帝明王。所二以有而勿レ失。得而勿一レ忘者也。桓公曰。吾欲二效而爲一レ之。其名云何。對曰。名曰二嘖室之議一。曰。法簡而易レ行。刑審而不レ犯。事約而易レ從。求寡而易レ足。人有レ非二上之所一レ過。謂二之正士一。內於嘖室之議一。有司執レ事者。咸以二厥事一奉レ職。而不レ忘焉。此嘖室之事也。請以二東郭牙一爲レ之。此人能以二正事一爭二於君前一者也。桓公曰。善。

て嘖室の議と曰ふと。曰く、法簡にして行はれ易く、刑審にして犯さず、事約にして從ひ易く、求寡くして足り易し。人、上の過つ所を非るある、之を正士と謂ひて、(七)嘖室の議に內る。有司、事を執る者、咸厥の事を以て、職を奉じて忘れず。此れ嘖室の事なり(八)。請ふ、東郭牙を以て之と爲さん。此人能く正事を以て君前に爭ふ者なりと。桓公曰く、善しと。

(一) 亡の誤か　(二) 政を行ふ所　(三) 同上　(四) 問答也　(五) 總は聚也、街は四達の道、蓋し路、衆人の己を誹るを觀察せんと欲し、庭を道路四聚の傍に設け、因りて之を名づけて總街の庭と曰ふ、其事を便にせし也　(六) 明堂の類、復は人民よりの上告也　(七) 正士を嘖室の議者中に納るゝ也　(八) 爲すべき仕事

(一)度地第五十七

則亂。名生於實。實生於德。德生於理。理生於智。智生於當。右督名

齊桓公問管子曰。吾念有而勿失。得而勿忘。爲之有道乎。對曰。勿創勿作。時至而隨。毋以私好惡害公正。察民所惡。以自爲戒。黃帝立明臺之議者。上觀於賢也。堯有衢室

右督名

(一)察也 (二)實也

桓公問第五十六

雜篇七

齊の桓公、管子に問ひて曰く、吾れ有ちて失ふ勿く、得て忘る(一)なきを念ふ。之を爲すに道あるかと。對へて曰く、創むる勿く作す勿く、時至りて隨ふのみ。私の好惡を以て公正を害する毋く、民の惡む所を察して、以て自ら戒と爲す。黃帝、明臺(二)の議を立つる者は、上、賢に觀ればなり。堯に衢室(三)の問ある者は、下人に聽けばなり。舜に告善の旌ありて、主蔽はれざるなり。禹、諫鼓を朝に立てて訊唉(四)に備ふ。湯に總街(五)の庭ありて、以て人の誹を觀る。武王、靈臺(六)の復ありて賢者進めり。此れ古聖帝明王の、有ちて失ふ勿く、得て忘るゝ勿き所以の者なりと。桓公曰く、吾れ效ひて之を爲さんと欲す。其名云何と。對へて曰く、名づけ

寂乎其無端也。外内不通。安知所怨。闢閉不開。善否無原。右主周

一曰。長目。二曰。飛耳。三曰。樹明。明知千里之外。隱微之中。曰動姦。姦動則變更矣。右主參

修名而督實。按實而定名。名實相生。反相爲情。名實當則治。不當

善否原なし。

右主周

(一)謹密也　(二)端緒の尋ぬべきなきをいふ　(三)外内通ぜずんば、刑罰に逢ふと雖も人怨む所を知らずと也　(四)闢は門也、口は言の闢門也、閉ぢて開かずんば、善と不善と、誰れか其の由りて起る所を知るを得んと也

一に曰く、長目。(一)二に曰く、飛耳。(二)三に曰く、樹明。(三)(四)明かに千里の外隱微の中を知るを、動姦と曰ふ。(五)姦動すれば則ち變更せん。(六)

右主參(七)

(一)能く遠くを見る也　(二)能く遠くを聞くなり　(三)樹は立也　(四)明の甚しきをいふ　(五)姦邪の心を悚動する也　(六)姦邪悚動すれば、則ち自ら其の爲す所を變更すと也　(七)參は、衆言を參用する也

名を修めて實を督し、(一)實を按じて名を定む。名實相生じ、反りて情を相爲す。(二)名實當れば則ち治り、當らざれば則ち亂る。名は實に生じ、實は德に生じ、德は理に生じ、理は智に生じ、智は當に生ず。

下左右前後。熒惑。其處安在。右主問

心不爲九竅。九竅治。君不爲五官。五官治。爲善者。君予之賞。爲非者。君予之罰。君因其所以來。因而予之。則不勞矣。聖人因之。故能掌之。因之修理。故能長久。右主因

人主不可不周。人主不周。則羣臣下亂。

右主問

㊀天地人三才の道、幽邃深邈なり。必ず賢者に問ひて後之を行ふと也 ㊁此れ守順逆の宜しきあり、故に須らく之を問ふべしと也 ㊂又須らく法量の在る所を知るべしと也

㈠心、九竅を爲めずして九竅治る。君、㈡五官を爲めずして五官治る。善を爲す者は、君之に賞を予ふ。非を爲す者は、君之に罰を予ふ。君は其の來る所以に因り、因りて之に予ふれば則ち勞せず。聖人は之に因る。故に能く之を掌る。之に因りて修理す、故に能く長久なり。

右主因

㊀爲は治也、心、君位に居り、自ら其道を正しうせば、九竅をのづから治る君亦かくの如しと也 ㊁五行の官にて百官をいふ

人主は周㈠ならざるべからず。人主周ならざれば、則ち羣臣下に亂る。寂乎として其れ端㈡なきなり。㈢外内通ぜずんば、安ぞ怨む所を知らん。㈣關閉開かずんば、

失守。距之則閉塞。高山仰之。不可極也。深淵度之。不可測也。神明之德。正靜其極也。右主聽

るべからざるなり。神明の德は、正靜其極なり。

右主聽

（一）人言を聽くの術　（二）言を塞ぎ明を塞ぐをいふ

用賞者貴誠。用刑者貴必。刑賞信必於耳目之所見。則其所不見。莫不闇化矣。誠暢乎天地。通於神明。見姦僞也。右主賞

一曰天之。二曰地之。三曰人之。四曰上

賞を用ふる者は誠を貴ぶ。刑を用ふる者は必を貴ぶ。刑罰、耳目の見る所に信必なれば、則ち其の見ざる所も闇化せざるなし。誠、天地に暢びて、神明に通じ姦僞を見はすなり。

右主賞

（一）刑賞を見ずして化する也

一に曰く、之を天にす。二に曰く、之を地にす。三に曰く、之を人にす。四に曰く、上下四方左右前後。熒惑、其處安にか在る。

安徐而靜。柔節先定。虛心平意。以待須。
右主位

安徐にして靜、㊀柔節にして先づ定る。虛心平意以て待須つ。

右　主　位

㊀主位・主明・主聽・主賞・主問・主因・主則・主參・督名の九守をいふ　㊁節は操也、卽ち和柔を以て節と爲し、先づ能く己れを定め、然る後人を定むるをいふ

目貴明。耳貴聰。心貴智。以天下之目視。則無不見也。以天下之耳聽。則無不聞也。以天下之心慮。則無不知也。輻湊並進。則明不塞矣。右主明

目は明を貴び、耳は聰を貴び、心は智を貴ぶ。天下の目を以て見れば、則ち見ざるなきなり。天下の耳を以て聽けば、則ち聞かざるなきなり。天下の心を以て慮れば、則ち知らざるなきなり。㊀輻輳並び進めば、則ち明塞らず。

右　主　明

㊀天下の人材の智をかりて進む也

聽之術曰。勿望而距。勿望而許。許之則

㊀聽の術に曰く、望んで距ぐ勿れ。望んで許す勿れ。之を許せば則ち守を失ひ、之を距げば則ち㊁閉塞す。高山之を仰ぐ、極むべからざるなり。深淵之を度る、測

疾者。凡國都皆有二掌病一。士人有レ病者。掌病以二上令一問レ之。九十以上。日一問。八十以上。二日一問。七十以上。三日一問。衆庶。五日一問。疾甚者。以告。上身問レ之。掌病行二於國中一。以二問病一爲レ事。此之謂レ問レ病。所レ謂通レ窮者。凡國都皆有二通窮一。若有下窮夫婦無二居處一。窮賓客絶二糧食一。居二其鄕黨一。以聞者有レ賞。不二以聞一者有レ罰。此之謂レ通レ窮。所レ謂振レ困者。歲凶。庸人訾厲。多死喪。弛二刑罰一。赦二有罪一。散二倉粟一以食レ之。此之謂レ振レ困。所レ謂接レ絶者士民死二上事一。死二戰事一。使下其知識故人。受二資於上一而祠上レ之。此之謂レ接レ絶也。

とは、歳凶にして庸人訾厲し(八)、多く死喪するときは、刑罰を弛め、有罪を赦し、倉粟を散じて以て之を食ふ。此を之れ困を振ふと謂ふ。所謂絶を接ぐとは、士民上事に死し戰事に死すれば、其知識故人をして、資(九)を上に受けて之を祠らしむ。此を之れ絶を接ぐと謂ふ。

(一) 半身の枯槁するをいふ (二) 五指屈撓して伸びず、物を握るが如きをいふ (三) 官に於て建てたる病を養ふところ (四) 身の死するをいふ (五) 之をして家あり室あらしむる也 (六) 役に從はしむる也 (七) 郷黨の中也 (八) 庸人は常人也、訾厲は病也。訾は疵と通ず (九) 財用也

(一)九守第五十五

雜篇　六

所レ謂養レ疾者。凡國都。皆有二掌養疾一。聾盲暗啞跛躄偏枯握遞。不レ耐二自生一者。上收而養二之疾官一。而衣二食之一。殊身而後止。此之謂レ養レ疾。所レ謂合レ獨者。凡國都皆有二掌媒一。丈夫無レ妻曰レ鰥。婦人無レ夫曰レ寡。取二鰥寡一而合二和之一。予二田宅一而家二室之一。三年。然後事レ之。此之。謂レ合レ獨。所レ謂問レ

所謂疾を養ふとは、凡そ國都皆掌養疾あり。聾盲暗啞跛躄偏枯握遞、自生に耐へざる者は、上收めて之を疾官に養ひて之を衣食せしめ、殊身にして而る後に止む。此を之れ疾を養ふと謂ふ。所謂獨を合すとは、凡そ國都皆掌媒あり。丈夫にして妻なきを鰥と曰ひ、婦人にして夫なきを寡と曰ふ。鰥寡を取りて之を合和し、田宅を予へて之を家室にす。三年にして然る後に之を事へしむ。此を之れ獨を合すと謂ふ。所謂疾を問ふとは、凡そ國都皆掌病あり。士人の病ある者は、掌病は上令を以て之を問ふ。九十以上なれば日に一問す。八十以上なれば二日に一問す。七十以上なれば三日に一問す。衆庶なれば五日に一問す。疾甚しき者は、以て告ぐるときは上身ら之を問ふ。掌病國中を行ぐり、問病を以て事と爲す。此を之れ病を問ふと謂ふ。所謂窮を通ずとは、凡そ國都皆通窮あり。若し窮夫婦の居處なく、窮賓客の糧食を絶して、其鄕黨に居るあれば、以て聞する者賞あり、以て聞せざる者罰あり。此を之れ窮を通ずと謂ふ。所謂困を振ふ

上。二子無レ征。月有二饋食一。九十已上。盡家無レ征。日有二酒肉一。死。上共二棺槨一。勸二子弟一精二膳食一。問レ所レ欲。求レ所レ嗜。此之謂レ老レ老。所レ謂慈レ幼者。凡國都皆有二掌幼一。上民有レ子。子有二幼弱不一レ勝レ養爲レ累者。有二三幼一者。無二婦征一。四幼者。盡家無レ征。五幼。又予二之葆一。受二二人之食一。能レ事而後止。此之謂レ茲レ幼。所レ謂恤レ孤者。凡國都皆有二掌孤一。士人死。子孤幼。無二父母所一レ養。不レ能二自生一者。屬二之其鄕黨知識故人一。養二一孤一者。一子無レ征。養二二孤一者。二子無レ征。養二三孤一者。盡家無レ征。掌孤數行二問之一。必知二其食飮飢寒。身之膌胜一。而哀二憐之一。此之謂レ恤レ孤。

盡家征なし。五幼あれば又之に葆(九)を予へて、二人(一〇)の食を受け、事を能くして後に止む。此を之れ幼を茲むと謂ふ。所謂孤を恤むとは、凡そ國都皆掌孤あり。士人死し、子孤幼にして、父母の養ふ所なく、自生する能はざる者は、之を其鄕黨の知識故人に屬す。一孤を養ふ者は、一子征なし。二孤を養ふ者は、二子征なし。三孤を養ふ者は、盡家征なし。掌孤數ば之を行問し、必ず其食飮飢寒、身の膌胜(一一)を知りて之を哀憐す。此を之れ孤を恤むと謂ふ。

(一) 始めて國を有ちて入り化を行ふをいふ　(二) 四十日　(三) 五方にて、四方及び中央なり　(四) 國及び都邑には皆掌老の官ありと也　(五) 國の征役に預らずと也　(六) 官より肉をおくる也　(七) 膳は食の善なるもの食は飯也　(八) 婦女の出す税にて、布帛の類　(九) 保母也　(一〇) 母と保母と也　(一一) 膌は瘦也、胜は肥肉也

入レ國四旬。五行二九惠之敎一。一曰。老レ老。二曰。慈レ幼。三曰。恤レ孤。四曰。養レ疾。五曰。合レ獨。六曰。問レ疾。七曰。通レ窮。八曰。振レ困。九曰。接レ絕。所レ謂老レ老者。凡國都皆有二掌老一。年七十已上。一子無レ征。三月有二饋肉一。八十已

卷第十八

入國第五十四（一）

雜篇五

國に入る（二）四旬にして、（三）五に九惠の敎を行ふ。一に曰く、老を老とす。二に曰く、幼を慈む。三に曰く、孤を恤む。四に曰く、疾を養ふ。五に曰く、獨を合す。六に曰く、疾を問ふ。七に曰く、窮を通ず。八に曰く、困を振ふ。九に曰く、絕を接ぐ。所謂老を老とすとは、凡そ（四）國都皆掌老あり。年七十已上なれば、一子（五）征なし。三月ごとに（六）饋肉あり。九十已上なれば、盡家征なし、日に酒肉あり。死すれば上、棺槨を共し、子弟に勸め、（七）膳食を精にし、欲する所を問ひ、嗜む所を求む。此を之れ老を老とすと謂ふ。所謂幼を慈むとは、凡そ國都皆掌幼あり、士民子ありて、子の幼弱養ふに勝へずして、累を爲す者あれば、三幼ある者は（八）婦征なし。四幼の者は

夫鏹鈞者。所ニ以多寡一權衡者。所ニ以視ニ重輕一也。戶籍田結者。所ニ以知ニ貧富之不訾一也。故善者必先知ニ其田一。乃知ニ其人一。田備。然後民可レ足也。凡有ニ天下一者。以ニ情伐者帝。以レ事伐者王。以レ政伐者霸。而謀有レ功者五。一曰。親ニ其所レ愛。以分ニ其威一。一人兩心。其內必衰也。臣不レ用。其國可レ危。二曰。視ニ其陰所レ憎。厚ニ其貨賂一。得レ情可レ深。身內情外。其國可レ知。三曰。聽ニ其淫樂一。以廣ニ其心一。遺以ニ竽瑟美人一。以塞ニ其內一。遺以ニ諂臣文馬一。以蔽ニ其外一。外內蔽塞。可ニ以成レ敗。四曰。必深親レ之。如ニ典之同生一。陰內ニ辨士一。使レ圖ニ其計一。內ニ勇士一。使レ高ニ其氣一。內ニ人他國一。使レ倍ニ其約一。絕ニ其使一。拂中其意上。是必士レ鬪。兩國相敵。必承ニ其弊一。五曰。深察ニ其謀一。謹ニ其忠臣一。揆ニ其所レ使。令ニ內不レ信。使レ有ニ離意一。離氣不レ能レ令。必內自賊。忠臣已死。故政可レ奪。此五者。謀レ功之道也。

四に曰く、必ず深く之を親むこと、典の同じく生ずるが如し。陰に辨士を內れて其計を圖らしめ、勇士を內れて其氣を高からしむ。人を他國に內れて、其約に倍き、其使を絕ち、其意に拂らしむ、是れ必ず鬪を士し、兩國相敵すれば、必ず其弊を承く。五に曰く、深く其謀を察し、其忠臣を謹み、其の使ふ所を揆り、內をして信ぜざらしめ、離意あらしむ。離氣令する能はざれば、必ず內自ら賊ふ。忠臣已に死す、故に政奪ふべし。此の五つの者は、功を謀るの道なり。

㊀ [illegible]也　㊁ 果は木實、蓏は草實、素食は耕作せずして食ふ也　㊂ 入る所一ならず故に奇利といふ　㊃ 多寡を量る器　㊄ 田結は田籍也　㊅ 限あらざるをいふ　㊆ 敵國愛する所の物を親賂りて之をして威を分たしむと也　㊇ その情の國外にあるをいふ

於燥濕。水之於高下。夫民之所生。衣與食也。食之所生。水與土也。所以富民有要。食民有率。率三十畝。而足於卒歲。歲兼美惡。畝取一石。則人有三十石。果蓏素食。當十石。糠粃六畜當十石。則人有五十石。布帛麻絲。旁入奇利。未在其中也。故國有餘藏。民有餘食。

歲は美惡を兼ぬ。畝ごとに一石を取れば、則ち人ごとに三十石あり。(二)果蓏素食十石に當る。糠粃六畜十石に當れば、則ち人ごとに五十石あり。布帛麻絲、旁入(三)奇利、未だ其中に在らざるなり。故に國に餘藏あり、民に餘食あり。夫れ(四)鏺鈞は多寡する所以、權衡は重輕を視る所以なり。戶籍田結(五)は、貧富の(六)不訾を知る所以なり。故に善者は必ず先づ其田を知りて、乃ち其人を知る。田備りて然る後に民足すべきなり。凡そ天下を有つ者は、情を以て伐つ者は帝たり。事を以て伐つ者は王たり。政を以て伐つ者は霸たり。而して謀に功ある者五あり。一に曰く、(七)其の愛する所を視て以て其威を分つ。一人兩心、其內必ず衰ふ。臣用ひずんば、其國危ふかるべし。二に曰く、其の陰に憎む所を視、其の貨賂を厚くすれば、情を得ること深かるべし。身は內なれども(八)情は外なれば、其國知るべし。三に曰く、其の淫樂に聽せ、以て其心を廣め、遺るに竽瑟美人を以てし、以て其內を塞ぎ、遺るに諂臣文馬を以てし、以て其外を蔽ふ。外內蔽塞、以て敗を成すべし。

不レ失二其時一、然後富。不レ失二其法一、然後治。故國不二虛富一、民不二虛治一。不レ治而昌、不レ亂而亡者。自古至レ今。未二嘗有一也。國多二私勇一者。其兵弱。吏多二私智一者。其法亂。民多二私利一者。其國貧。故德莫レ若二博厚一。使二民死一レ之。賞罰莫レ若二必成一。使二民信一レ之。夫善牧レ民者。非レ以二城郭一也。輔レ之以二什一、司レ之以レ伍。伍無レ非二其人一。人無レ非二其里一。里無レ非二其家一。故奔亡者無レ所レ匿。遷徙者無レ所レ容。不レ求而約。不レ召而來。故民無二流亡之意一、吏無二備追之憂一。故主政可レ往二於民一。民心可レ繫二於主一。

故に民に流亡の意なく、吏に備追(一二)の憂なし。故に主政民に往くべく、民心、主に繫ぐべし。

(一)五品の德也　(二)力は勤也　(三)五行の氣を收斂し之を地中に藏すと也　(四)聚也　(五)要也　(六)斂也　(七)私勇は必ず爭ふ、爭へば則ち軍和せず故に必ず弱し　(八)博厚なれば則ち人を感ぜしむると爲し、故に之に死すと也　(九)伺也察也　(一〇)非人なきをいふ　(一一)容害なきをいふ　(一二)卒を置きて以て追捕に備ふる也

夫法之制レ民也、猶二陶之於一レ埴。冶之於レ金也。故審二利害之所レ在。民之去就、如下火之

夫れ法の民を制するや、猶ほ陶の埴に於ける、冶の金に於けるがごとし。故に利害の在る所を審にせば、民の去就、火の燥濕に於ける、水の高下に於けるが如し。夫れ民の生ずる所は、衣と食となり。食の生ずる所は、水と土となり。民を富す所以は要あり。民を食ふに率(一二)あり。率三十畝にして歲を卒ふるに足る。

誅二大罪一。以所下禁二淫邪一。止中盜賊上。冬收二五藏一。最二萬物一。所三以内二作民一也。四時事備。而民功百倍矣。故春仁夏忠。秋急冬閉。順二六之時一。約二地之宜一。忠二人之和一。故風雨時。五穀實。草木美多。六畜蕃息。國富兵强。民材而令行。内無二煩擾之政一。外無二彊敵之患一也。夫動靜順。然後和也。

事備りて民功百倍す。故に春は仁、夏は忠、秋は急、冬は閉。天の時に順ひ、地の宜しきを約し、(五)人の和に忠なり。(六)故に風雨時あり。五穀實り、草木美多、六畜蕃息、國富み兵强く、民材にして令行はる。内に煩擾の政なく、外に彊敵の患なし。夫れ動靜順あり、然る後に和す。其時を失はず、然る後に富む。其法を失はず、然る後に治る。故に國は虚しく富まず、民は虚しく治らず。治らずして昌んに、亂れずして亡ぶる者は、古へより今に至るまで未だ嘗て有らざるなり。故に國に私勇(七)多き者は其兵弱く、吏に私智多き者は其法亂れ、民に私利多き者は其國貧し。故に德は博厚(八)に若くは莫し。民をして之に死せしむ。賞罰は必成に若くはなし、民をして之を信ぜしむ。夫れ善く民を牧する者は、城郭を以てするにあらざるなり。之を輔くるに什を以てし、之を司ふ(九)に伍を以てす。伍は(一〇)其人にあらざるは無く、人は其里に非るは無く、里は(一一)其家に非るは莫し。故に奔亡する者匿す所なく、遷徙する者容るゝ所なし。求めずして約し、召さずして來る。

吏爲二網罟一。什伍以爲二行列一。賞誅爲二文武一。繕二農具一。當二器械一。耕農當二攻戰一。推二引銚耨一。以當二劍戟一。被レ蓑以當二鎧鑐一。菹笠以當二盾櫓一。故耕器具。則戰器備。農事習。則功戰巧矣。當二春三月一。萩レ室熯レ造、鑽レ燧易レ火。杼レ井易レ水。所三以去二茲毒一也。舉二春祭一。塞二久禱一。以レ魚爲レ牲。以レ蘖爲レ酒。相召。所三以屬二親戚一也。毋レ殺二畜生一。毋レ拊レ卵。毋レ伐レ木。毋レ夭レ英。毋レ拊レ竿。所三以息二百長一也。賜二鰥寡一。振二孤獨一。貸二無種一。與二無賦一。所三以勸二弱民一。發二五正一。赦二薄罪一。出二拘民一。解二仇讎一。所下以建二時功一施中生穀上也。夏賞二五德一。滿二爵祿一。遷二官位一。禮二孝弟一。復二賢力一。所二以勸一レ功也。秋行二五刑一。

(一)市也　(二)一日に二日の道程を行く也　(三)夙夜に同じ、朝は早く夜はおそく也　(四)吏は治也　(五)禦也　(六)美は善也　(七)之を本とする所以也　(八)之を理する所以なり　(九)警持する所以のものなり　(一〇)善經篇す所なき也　(一一)五家を伍となし、二伍を什となす、民を編するの法なり、出でゝ軍に在るに及び、卽ち之を以て行列となす也　(一二)兵器也　(一三)鎖をつらねて甲となせるもの　(一四)薙は枯草也　(一五)蓄也、蓄やきて室をかわかす也　(一六)竈に通ず　(一七)激長の毒なり　(一八)麥芽也　(一九)存恤するをいふ　(二〇)草木の初生　(二一)孚の初生　(二二)種子を有せざるもの　(二三)貧民の斂收する所なき者は與へて貸さずと也　(二四)貧弱の人　(二五)正は政にて五行の政也　(二六)罪囚也　(二七)春時の功を建て百物を蕃息すと也、施は與也

夏に五徳を賞し、爵禄を満し、官位を遷し、孝弟を禮し、賢力を復するは、功を勸むる所以なり。秋に五刑を行ひ、大罪を誅するは、淫邪を禁じ、盗賊を止むる所以なり。冬に五藏を收め、萬物を最むるは、民を内作せしむる所以なり。四時

百里。宿夜不ㇾ出者。利在ㇾ水也。故利之所ㇾ在。雖二千仞之山一。無ㇾ所ㇾ不ㇾ上。深源之下。無ㇾ入ㇾ所ㇾ不ㇾ焉。故善者。勢利之在。而民自美安。不ㇾ推而往。不ㇾ引而來。不ㇾ煩不ㇾ擾。而民自富。如二鳥之覆一ㇾ卵。無ㇾ形無ㇾ聲。而唯見二其成一。夫爲ㇾ國之本。得二天之時一而爲ㇾ經。得二人之心一而爲ㇾ紀。法令爲二維綱一。

なく聲なくして、唯だ其の成るを見る。夫れ國を爲むるの本は、天の時を得て經(七)と爲し、人の心を得て紀(八)と爲し、法令を維綱(九)と爲し、吏を綱罟(一〇)と爲し、什伍(一一)以て行列と爲し、賞誅を文武と爲し、農具を繕め器械(一二)に當て、耕農を攻戰に當て、銚耨を推引して以て劍戟に當て、蓑を被りて以て鎧鑐(一三)に當て、蓧笠(一四)以て盾櫓に當つ。故に耕器具れば則ち戰器備り、農事習へば則ち功戰巧なり。春三月に當り、室に萩(一五)し、造(一六)に熯かし、燧を鑽りて火を易へ、井を杼みて水を易ふるは、玆毒(一七)を去る所以なり。春祭を擧ひ久禱を塞し、魚を以て牲と爲し、糵(一八)を以て酒と爲し、相召くは、親戚を屬(一九)する所以なり。畜生を殺す毋く、卵を拊つ毋く、木を伐る毋く、英(二〇)を夭する毋く、竿(二一)を拊つ毋きは、百長を息する所以なり。鰥寡に賜ひ、孤獨を振ひ、無種(二二)に貸し、無賦(二三)に與ふるは、(二四)弱民を勸むる所以なり。(二五)五正を發し、薄罪を赦し、(二六)拘民を出し仇讎を解くは、(二七)時功を建て、生穀を施る所以なり。

食足、則侵爭不生。怨怒無有。上下相親。兵刃不用矣。故適身行義。儉約恭敬。其唯無禍。禍亦不來矣。驕傲侈泰。離度絕理。其唯無禍。禍亦不至矣。是故君子。上觀絕理者。以自恐也。下觀不及者。以自隱也。故曰。譽不虛出。而患不獨生。福不擇家。禍不求人。此之謂也。能以所聞瞻察。則事必明矣。故凡治亂之情。皆道上始。故善者圉之以害。牽之以利。能利害者。財多而過寡矣。

道路を通じて之を記載するに足ると也　(五)善也　(六)道は由也上の明暗によりて始ると也　(七)利を致し害を除くをいふ

夫凡人之情。見利莫能勿就。見害莫能勿避。其商人通賈。倍道兼行。夜以續日。千里而不遠者。利在前也。漁人之入海。海深萬仞。就波逆流。乘危

夫れ凡人の情は、利を見て能く就く勿きこと莫からんや。害を見て能く避くること勿きこと莫からんや。其の商人賈(一)を通じ、道を倍して兼行し、夜以て日に續ぐ千里にして遠しとせざる者は、利の前に在ればなり。漁人(二)の海に入る、海深萬仞、波に就き流に逆ひ、危きに乘ること百里、(三)宿夜出でざる者は、利の水に在ればなり。故に利の在る所、千仞の山と雖も上らざる所なく、(四)深源の下、入らざる所なし。故に善者は、勢利をこれ在(五)して、民自ら美安(六)なり。推さずして往き、引かずして來る。煩しからず擾れずして、民自ら富む。鳥の卵を覆すが如し。形

不レ能レ兩也。故立ニ身於中一。養有レ節。宮室足三以避ニ燥濕一。食飲足三以和ニ血氣一。衣服足三以適ニ寒溫一。禮儀足三以別ニ貴賤一。游虞足三以發ニ歡欣一。棺槨足ニ以朽ヒ骨。衣衾足ニ以朽ヒ肉。墳墓足ニ以道記一。不レ爲ニ無補之功一。不レ爲ニ無益之事一。故意定。而不レ營ニ氣情一。氣情不レ營。則耳目穀。衣食足。耳目穀。衣

を別つに足り、游虞(三)以て歡欣を發するに足り、棺椁以て骨を朽ちしむるに足り、衣衾以て骨を朽ちしむるに足り、墳墓以て道記(四)するに足る。無補の功を爲さず、無益の事を爲さず、故に意定りて氣情を營はしめず。氣情營はざれば則ち耳目穀し。(五)衣食足れば耳目穀し。衣食足れば則ち侵爭生ぜず。怨怒有ること無く、上下相親み、兵刃用ひず。故に身を適めて義を行ひ、儉約恭敬なれば、其れ唯だ福なし、禍も亦來らず。驕傲侈泰、度を離れ理を絕たば、其れ唯だ禍なし、福も亦至らず。是の故に君子は、上、理を絕つ者を觀て以て自ら恐れ、下、及ばざる者を觀て以て自ら隱む。故に曰く、譽は虛しく出でずして、患は獨り生ぜず、福は家を擇ばず、禍は人を求めずとは、此の謂なり。能く聞く所を以て瞻察すれば、則ち事必ず明かなり。故に凡そ治亂の情は、皆上道り始る。(六) 故に善者は之を圉ぐに害を以てし、之を牽くに利を以てす。(七) 利害を能くする者は、財多くして過寡し。

(一) 物寡くして之を欲する者多し、是に於てか爭生ず　(二) 身を養ふに節度ありと也　(三) 虞は娛也たのしみ　(四)

當。斷斬雖多。其暴不禁。夫公之所加。罪雖重。下無怨氣。私之所加。賞雖多。士不爲歡。行法不道。衆民不能順。擧錯不當。

る所なり。之を近づくれば欲する勿き能はず、之を遠ざくれば惡む勿き能はず。人情皆然り、而して好惡同じからず。各〻欲する所を行ひて安危異なり。然る後に賢不肖の形見はる。

（一）衣等也　（二）法赦せば則ち赦し法誅なれば則ち誅す、是れ百姓の命法に懸る也　（三）黨は外親、交は故舊也　（四）尊也　（五）師は長也　（六）鬼神珍寶也　（七）鈞也、ひとし　（八）恩也　（九）服々重んずる也　（一〇）鄰國に聘問する也　（一一）與國也　（一二）庸人也、常人也

衆民不能成。不攻不備。當今爲愚人。故聖人之制事也。能節宮室。適車輿。以實藏則國必富。位必尊。能適衣服。去玩好。以奉本。而用贍身必安矣。能移無益之事。無補之費。通幣行禮。而黨必多。交必親矣。夫衆人者多營於物。而苦其力。勞其心。故困而不贍。大者以失其國。小者以危其身。凡人之情得所欲則樂。逢所惡則憂。此貴賤之所同有也。近之不能勿欲。遠之不能勿惡。人情皆然。而好惡不同。各行所欲。而安危異焉。然後賢不肖之形見也。

夫物有多寡。而情不能等。事有成敗。而意不能同。行有進退。而力

夫れ物多寡ありて、情等しき能はず、事成敗ありて、意同じき能はず、行進退有りて、力兩なる能はず。故に身を中に立つ。養に節あり、宮室以て燥濕を避くるに足り、食飲以て血氣を和するに足り、衣服以て寒溫を適するに足り、禮儀以て貴賤

其法吏、不下敢
以二長官威嚴一。
危中其命上。民不下
以二珠玉重寶一。
犯中其禁上。故主
上視レ法。嚴二於
親戚一。吏之擧レ
令。敬二於師長一。
民之承レ敎。重二
於神寶一。故法
立而不レ用。刑
設而不レ行也。
夫施レ功而不レ
鈞。位雖レ高爲レ
用者少。赦レ罪
而不レ一。德雖レ
厚。不レ譽者多。
擧レ事而不レ時。
力雖レ盡。其功
不レ成。刑賞不レ

行はざるなり。夫れ功を施きて鈞しからざれば、位高しと雖も、用を爲す者少し。罪を赦して一(七)ならざれば、德(八)厚しと雖も、譽めざる者多し。事を擧ひて時ならざれば、力盡くと雖も其功成らず。刑賞當らずんば、斷斬多しと雖も、其暴禁ぜず。夫れ公の加はる所は、罪重しと雖も下に怨氣なし。私の加はる所は、賞多しと雖も士爲に歡ばず。法を行ふこと道あらざれば、衆民順ふ能はず。擧錯當らざれば、衆民成る能はず。攻めず備へずんば、當に今愚人と爲るべし。故に聖人の事を制するや、能く宮室を節し、車輿を適し、以て藏を實すれば、則ち國必ず富み位必ず尊し。能く衣服を適し玩好を去り、以て本(九)を奉ずれば、用必ず贍り身必ず安し。能く無益の事無補の費を移し、幣(一〇)を通じ禮を行はば、黨(一一)必ず多く交 心ず親む。夫れ衆人(一二)は多く物に營ひて、其力を苦め其心を勞す。故に困んで贍らず。大なる者は以て其國を失ひ、小なる者は以て其身を危くす。凡そ人の情、欲する所を得れば則ち樂み、惡む所に逢へば則ち憂ふ。此れ貴賤の同じく有す

本而去レ末。居二民於其所一レ樂。事二之於其所一レ利。賞二之於其所一レ善。罰二之於其所一レ惡。信二之於其所一レ餘財。功二之於其所一レ無レ誅。於レ下無レ誅者。必誅者也。有レ誅者。不二必誅一者也。以レ有レ刑至レ無レ刑者。其法易而民全。以レ無レ刑至レ有レ刑者。其刑煩而姦多。夫先易者後難。先難而後易。萬物盡然。明王知二其然一。故必誅而不レ赦。必賞而不レ遷者。非三喜レ予而樂二其殺一也。所二以爲レ人致レ利除一レ害也。於三以養レ老長レ幼。完二活萬民一。莫レ明レ焉。

殺(さつ)を樂むにあらざるなり。人の爲に利を致し害を除く所以なり。以て老を養ひ幼(えう)を長じ、萬民を完活(くわんくわつ)するに於て、焉(こ)れより明なるは莫し。

(一)法禁也　(二)己れを推して以て人を知る者は情理に達する者なり故に能く之を以て彼を説す　(三)氷を水に泛べ、以て寒を求むるをいふ　(四)農業　(五)民に餘財あれば則ち之を信じて良吏と爲すと也

夫不レ法レ法則治。法者天下之儀也。所三以決レ疑而明二是非一也。百姓所レ縣レ命也。故明王愼レ之。不下爲二親戚故貴一易中

夫れ法を法とせざれば則ち治る。法は天下の儀(ぎ)(一)なり、疑(うたがひ)を決して是非を明にする所以なり。百姓の命(めい)を縣(か)くる所なり。故に明王は之を愼む。(二)親戚故貴(こき)の爲に其法を易へず。吏は敢へて長官の威嚴(ゐげん)を以て、其命を危くせず。民は珠玉重寶(しゆぎよくちようほう)を以て其禁を犯さず。故に主上の法を視ること、親戚より(四)嚴(げん)なり。吏の令を擧(おこな)ふ。(五)師長より敬す。民の敎を承(う)くる、(六)神寶(しんぽう)より重し。故に法立ちて用ひず、刑設けて

之內。而徧避於萬里之外。能以此制彼者。唯能以已知人者也。夫冬日之不濫。非愛冰也。夏日之不煬。非愛火也。爲不適於身便於體也。夫明王不美宮室。非喜小也。不聽鍾鼓。非惡樂也。爲其傷於本事。而妨於教也。故先愼於已而後彼。官亦愼內而後外。民亦務

(二)唯だ能く己れを以て人を知る者なり。夫れ冬日の濫(三)せざるは、氷を愛むにあらざるなり。夏日の煬らざるは、火を愛むにあらざるなり。身に適し體に便ならざるが爲なり。夫れ明王の宮室を美にせざるは、小を喜ぶにあらざるなり。鍾鼓を聽かざるは、樂を惡むにあらざるなり。其の本事(四)を傷りて教を妨ぐるが爲なり。故に先づ己れを愼みて彼を後にし、官も亦內を愼みて外を後にし、民亦た本を務めて末を去る。民を其の樂む所に居らしめ、之を其の利する所に事とせしめ、之を其の善みする所に賞し、之を其の惡む所に罰し、(五)之を其の餘す所の財に信じ、之を其の誅する無き所に功とす。下に於て誅なき者は、必ず誅せらるゝ者なり。誅ある者は必ずしも誅せられざる者なり。刑あるを以て刑なきに至る者は、其法易くして民全し。刑なきを以て刑あるに至る者は、其刑煩にして姦多し。夫れ先づ易き者は後に難く、先づ難くして後に易きは、萬物盡く然り。明王は其の然るを知る。故に心ず誅して赦さず、必ず賞して遷らざる者は、予ふるを喜んで其

微孤㆒。愚臣深罪。厚罰。以爲㆑行。重㆓賦斂㆒。多㆓兌道㆒。以爲㆑上。使㆔身見㆑憎。而主受㆓其謗㆒。故記稱㆑之曰。愚忠讒賊。此之謂也。姦臣痛㆓言人情㆒。以驚㆑主。開㆓罪黨㆒。以爲㆑讎除㆑讎。則罪㆓不辜㆒。罪㆓不辜㆒。則與㆑讎居。故善言可㆑惡。以自信。而主失㆑親。亂臣自爲辭㆓功祿㆒。明爲㆑下請㆓厚賞㆒。居爲㆓非母㆒。動爲㆓善棟㆒。以㆑非買㆑名。以㆑是傷㆑上。而衆人不㆑知。之謂㆓微功㆒。

を失ふ。亂臣は自ら僞にして功祿を辭し、明かに下の爲に厚賞を請ふ。(六)居には非母と爲り、(七)動には善棟と爲る、非を以て名を買ひ、是を以て上を傷る。而るに衆人知らず、之を(八)微功と謂ふ。

㊀ 佼は佷詐也、反は背理也、請は情也 ㊁ 上惛暗なれば則ち復た敵國の險を計度せずして、四方の賢聲を伺察するを掌る者、直に其祿を受くるのみにて其黨を變へずと也 ㊂ 其君の微弱孤立なるをいふ ㊃ 税道也 ㊄ 邪黨の名を開創して日に之と讐をなすと也 ㊅ 平居無事には衆非の母となり其黨を庇ふをいふ ㊆ 起ちて事を爲すに及びては善者の棟となり功を己れに歸すと也 ㊇ 微は暗也、廿々情險にして其跡正に似たり、故に人其姦をさとらず以て其君を暗愚にすと也

禁藏第五十三　　雜篇四

禁藏㆓於胸脇㆒

禁を胸脇の内に藏して、禍を萬里の外に避く。能く此を以て彼を制する者は、

王知二其然一。故見二必然之政一。立二必勝之罰一。故民知レ所二必就一。而知レ所二必去一。推則往。召則來。如レ墜二重於高一。如レ瀆二水於地一。故法不レ煩。而吏不レ勞。民無レ犯レ禁。故有二百姓一。無レ怨二於上一。上亦法二臣法一。斷レ名。決無二誹譽一。故君法。則主位安。臣法。則貨賂止。而民無レ姦。嗚呼美哉。名斷言澤。飾臣。克二親貴一。以爲レ名。恬二爵祿一。以爲レ高。好レ名則無レ實。爲レ高則不レ御。故記曰。無レ實則無レ勢。失レ轡。則馬焉制。

侵臣。事二小察一。以折二法令一。好二佼反一。而行二私請一。故私道行。則法度侵。刑法繁。則姦不レ禁。主嚴誅。則失二民心一。亂臣。多造二鍾鼓一。衆二飾婦女一。以惛レ上。故上惛。則隙不レ計。而司聲直祿。是以諂臣貴。而法臣賤。此之謂二

侵臣は小察を事として、以て法令を折き、佼反(一)を好んで私請を行ふ。故に私道行はるれば則ち法度侵され、刑法繁ければ則ち姦禁ぜず、主嚴誅すれば則ち民心を失ふ。亂臣は多く鍾鼓を造り、婦女を衆飾して以て上を惛ます。故に上惛けれ(二)ば則ち隙計らず、而して司聲直だ祿するのみ。是の以に諂臣貴くして法臣賤し。此を之れ微孤(三)と謂ふ。愚臣は深く罪し厚く罰して、以て行となし、賦斂を重くし(四)兌道を多くして以て上の爲にす。身をして憎まれて、主をして其誚を受けしむ。故に記に之を稱して曰く、愚忠は讒賊と、此れの謂なり。姦臣は人情を痛言して以て主を驚かし、罪黨(五)を開きて以て讎を爲す。讎を除けば則ち不辜を罪し、不辜を罪すれば則ち讎と居る。故に善く惡むべきを言ひて以て自ら信ぜしめて、主、親

失守則危。臣吏失守則亂。罪決於吏、則治。權斷於主、則威。民信其法則親。是故明王審法愼權。下上有分。夫凡私之所起。必生於主。夫上好本。則端正之士在前。上好利則毀譽之士在側。上多喜善賞、不隨其功。則士不爲用。數出重法、而不克其罪。則姦不爲止。明

夫れ上、本を好めば、則ち端正の士、前に在り。上利を好めば、則ち毀譽の士、側に在り。上、多く喜び善く賞して其功に隨はざれば、則ち士、用を爲さず。數く重法を出して其罪に克たざれば、則ち姦爲に止まず。明王は其の然るを知る。故に必然の政を見し、必勝の罰を立つ。故に民必ず就く所を知りて必ず去る所を知る。推せば則ち往き召せば則ち來る。重きを高きより墮すが如く、(一)水を地に瀆するが如し。故に法煩しからずして、吏勞せず民禁を犯すなし。(二)故に百姓を有し、上に怨なし。上も亦臣の法に法り、名を斷じ、決して誹譽なし。故に君法あれば則ち主位安く、臣法あれば則ち貨賂止みて民に姦なし。嗚呼美なるかな、(四)名斷じて言澤る。(五)飾臣は親貴に克ちて以て名と爲し、爵祿に恬として以て高しと爲す。名を好めば則ち實なく、高きを爲せば則ち御められず。故に記に曰く、實なければ則ち勢なからしむと。轡を失はば則ち馬焉ぞ制せん。

(一) 道也 (二) 溝を地に掘り以て水を通ずる也 (三) 百姓の心を收むる也 (四) 名に從ひて事を斷ずれば則ち法外の言すたれて行はれずと也、澤は釋と通ず (五) 虛名を飾る臣下は親貴の人に勝ちて以て剛直の名を爲すと也

者倶犯。則陰陽不レ和。風雨不レ時。大水漂レ州流レ邑。大風漂レ屋。折レ樹。火暴焚。地燋レ草。天冬雷。地冬霆。草木夏落。而秋榮。蟄蟲不レ藏。宜レ死者生。宜レ蟄者鳴。苴多二螣蟇一。山多二蟲螟一。六畜不レ蕃。民多二夭死一。國貧法亂。逆氣下生。故曰。臺榭相望者。亡國之廡也。馳車充レ國者。追寇之馬也。羽劍珠飾者。斬レ生之斧也。文采纂組者。燔レ功之窑也。明王知二其然一。故遠而不レ近也。能去レ此取レ彼。則人主道備矣。夫法者所二以興レ功懼レ暴也。律者所二以定レ分止レ爭也。令者所三以令二人知一レ事也。法律政令者。吏民規矩繩墨也。

(一) 剝也、之を掘壞するをいふ (二) 衍は深の廣きもの、倶にしは其草木を斬艾するをいふ (三) 小水を偃塞して大水に合する也 (四) 五行の氣の地中に伏藏するもの (五) 長は生也、百長は草木の屬をいふ (六) 賓也 (七) 旱甚しければ則ち草燋くる也 (八) 草の翳薈也 (九) 葉を食ふ蟲也 (一〇) 心を食ふもの (一一) 逆亂の氣下に生ずと也 (一二) 羽は旌旗の屬

夫矩不レ正。不レ可二以求一レ方。繩不レ信。不レ可二以求一レ直。法令者。君臣之所二共立一也。權勢者。人主之所二獨守一也。故人主

夫れ矩正しからざれば、以て方を求むべからず。繩信びざれば以て直を求むべからず。法令は君臣の共に立つ所なり。權勢は人主の獨り守る所なり。故に人主守を失へば則ち危く、臣吏守を失へば則ち亂る。罪、吏に決すれば則ち治り、權、主に斷ずれば則ち威あり、民、其法を信ずれば則ち親む。是の故に明王は法を審にし權を愼み、下上分あり。夫れ凡そ私の起る所は必ず主に生ず。

何也。春無殺伐。無割大陵。倮大衍。伐大木。斬大山。行大火。誅大臣。收穀賦。夏無遏水達名川。塞大谷。動土功。射鳥獸。秋無赦過釋罪緩刑。冬無賦爵賞祿。傷伐五藏。故春政不禁則百長不生。夏政不禁則五穀不成。秋政不禁。則姦邪不勝。冬政不禁則地氣不藏。四

し、冬に爵を賦し祿を賞し、五藏を傷伐するなし。故に春政禁ぜざれば則ち百長生ぜず。夏政禁ぜざれば則ち五穀成らず。秋政禁ぜざれば則ち姦邪勝たず。冬政禁ぜざれば則ち地氣藏らず。四者倶に犯せば則ち陰陽和せず、風雨時ならず。大水州を漂はし邑を流し、大風屋を漂はし樹を折り、火暴に焚き、地草を爍く。天は冬に雷あり、地は冬に霆あり。草木夏落ちて秋榮き、蟄蟲藏れず。死すべき者生き蟄すべき者鳴く、苴に螣蟇多く、山に蟲螟多し。六畜蕃からずして、民に夭死多し。國貧しく法亂れ、逆氣下生す。故に曰く、臺榭相望む者は亡國の廡なり。馳車國に充つる者は追寇の馬なり。羽劒珠飾は生を斬る斧なり、文采纂組は功を燔く窰なりと。明王其の然るを知る。故に遠けて近づけざるなり。能く此を去りて彼を取れば、則ち人主の道備る。夫れ法は功を興し暴を懼す所以なり。律は分を定め爭を止むる所以なり。令は人をして事を知らしむる所以なり。法律政令は、吏民の規矩縄墨なり。

時。必受其菑。夫倉庫非虚空也。商官非虚壞也。法令非虚亂也。國家非虚亡也。彼時有春秋。歲有敗凶。政有急緩。政有急緩。故物有輕重。歲有敗凶。故民有義不足。時有春秋。故穀有貴賤。而上不調淫。故游商得以什伯其本也。百姓之不田。貧富之不訾。皆用此作。城郭不守。兵士不用。皆道此始。夫亡國踣家者。非無壞土也。其所事者。非其功也。夫凶歲雷旱。非無雨露也。其燥濕。非其時也。亂世煩政。非無法令也。其所誅賞者。非其人也。暴主迷君。非無心腹也。其所取舍。非其術也。

あらざるなり。

(一) 舗は鋪也、門首にて攫を含むところ　(二) 材能ある女樂　(三) 畜也　(四) 法を設け財を用ふること　(五) 官は仕也、商を以て仕ふるもの　(六) 春は貴、秋は賤也　(七) 價本也　(八) 十百也　(九) 限也

故明主有六務四禁。六務者何也。一曰。節用。二曰。賢佐。三曰。法度。四曰。必誅。五曰。天時。六曰。地宜。四禁者

故に明主に六務四禁あり。六務とは何ぞ、一に曰く用を節す、二に曰く賢佐、三に曰く法度、四に曰く必誅、五に曰く天時、六に曰く地宜。四禁とは何ぞ、春に殺伐なく、大陵を割き、大衍を倮にし、大木を伐り、大山を斬り、大火を行り、大臣を誅し、穀賦(一)を収(二)むるなし。夏に水を遏(三)めて名川に達し、大谷を塞ぎ、土功を動かし、鳥獸を射るなし。秋に過を赦し、罪を釋し、刑を緩くするな

不レ勇。好レ富而忘レ貧。馳獵無レ窮。鼓樂無レ厭。瑤臺玉餔。不レ足レ處。馳車千駟不レ足レ乘。材女樂三千人。鍾石絲竹之音不レ絶。百姓罷乏。君子無レ死。卒莫レ有レ人。人有二反心一。遇二周武王一。遂爲二周氏之禽一。此營二於物一。而失二其情一者也。愉二於淫樂一。而忘二後患一者也。故設用無レ度。國家踰。擧レ事不レ

周氏の禽と爲るは、此れ物に營ひて其情を失ふ者なり。淫樂を愉んで後患を忘るゝ者なり。故に設用度なければ國家踰る。事を擧ぐるに時ならざれば必ず其の菑を受く。夫れ倉庫は虛空にあらざるなり。商官は虛壞にあらざるなり。法令は虛亂にあらざるなり。國家は虛亡にあらざるなり。彼の時に春秋あり、歲に敗凶あり、政に急緩あり。政に急緩あり、故に物に輕重あり。歲に敗凶あり、故に民に義不足あり。時に春秋あり、故に穀に貴賤あり。而るに上、淫を調へず、故に游商以て其本を什伯するを得るなり。百姓の田せざる、貧富の訾らざるは皆此を用て作る。城郭守らず、兵士用ひざるは、皆此道り始る。夫れ國を亡し家を踰す者は、壤土なきにあらざるなり。其の事とする所の者は、其功にあらざるなり。夫れ凶歲の雷旱は、雨露なきにあらざるなり。其燥濕は其時にあらざるなり。亂世煩政は法令なきにあらざるなり。其の誅賞する所の者は其人にあらざるなり。暴王迷君は心腹なきにあらざるなり。其取舍する所は其術に

無二姦臣一。下無二侵爭一。世無二刑民一。故一人之治亂。在二其心一。一國之存亡在二其主一。天下得失。道二一人一出。主好レ本。則民好レ墾二草萊一。主好レ貨。則人賈市。主好二宮室一。則工匠巧。主好二文采一。則女工靡。夫楚王好二小腰一。而美人省レ食。吳王好レ劍。而國士輕レ死。死與レ不レ食者。天下之所二共惡一也。然而爲レ之者。何也。從二主之所一レ欲也。而況愉樂音聲之化乎。夫男不レ田。女不レ緝。工技力二於無用一。而欲二土地之毛。倉庫滿實一。不レ可レ得也。土地不レ毛則人不レ足。人不レ足。則逆氣生。逆氣生。則令不レ行。

す。

(一) 職を臣下に委ねずして徒に勞するもの (二) 刑罰を課すること嚴しく、數多くなるをいふ (三) 刑罰を以て羣下を威嚇するもの (四) 清也 (五) 緩急の事行はれず植物の動かざるごとく然りと也 (六) 佚也 (七) 侈也 (八) 純也絲 (九) 上に逆ふの氣

然彊敵發而起。雖二善者一不レ能レ存。何以效二其然一也。曰。昔者桀紂是也。誅二賢忠一。近二讒賊之士一。而貴二婦人一。好レ殺而

然るに彊敵發して起たば、善者と雖も存する能はず。何を以て其の然るを效す。曰く、昔者桀紂是れなり。賢忠を誅し、讒賊の士を近づけて婦人を貴ぶ。殺を好みて勇ならず。富を好みて貧を忘る。馳獵窮りなく、鼓樂厭くなく、瑤臺玉餔(一)處るに足らず、馳車千駟乘るに足らず、材女樂三千人、鐘石絲竹の音絶えず。百姓罷乏、君子死なく、卒に人ある莫く、人に反心あり。周の武王に遇ひて、遂に

則後世何得。振主。喜怒無度。嚴誅無赦。臣下振怒。不知所錯則人反其故不詐。則法數日衰。而國失固。芒主通人情以質疑故臣下無信。盡自治其事則事多。多則昏。昏則緩急俱植。不詐則見所不善。餘力。自失而罰。故主虞而安。吏肅而嚴。民樸而親。官無邪吏。朝

以て疑を質す。故に臣下に信なし。盡く自ら其事を治むれば則ち事多く、多ければ則ち昏く、昏ければ則ち緩急俱に植つ。詐らずんば則ち善ならざる所を見る。餘力あれば自ら失して罰す。故に主虞んで安く、吏肅にして嚴、民樸にして親む。官に邪吏なく、朝に姦臣なく、下に侵爭なく、世に刑民なし。故に一人の治亂は其心に在り、一國の存亡は其主に在り、天下の得失は一人道り出づ。主、本を好めば則ち民、草萊を墾くを好む。主、貨を好めば則ち人賈市す。主、宮室を好めば則ち工匠巧なり。主、文采を好めば則ち女工靡る。夫れ楚王小腰を好んで、美人食を省き、吳王劍を好んで、國士死を輕んず。死と食せざるとは天下の共に惡む所なり。然り而して之を爲す者は何ぞ、主の欲する所に從ふなり。而るを況んや愉樂音聲の化をや。夫れ男田せず、女、緇せずんば、工技無用に力めて、土地の毛し倉庫の滿實なるを欲するも得べからざるなり。土地毛せざれば則ち人足らず、人足らざれば則ち逆氣生じ、逆氣生ずれば則ち令行はれ

則民反素也。惠主。豐賞厚賜。以竭藏。赦姦縱過。以傷法。藏竭則主權衰。法傷則姦門闓。故曰。泰則反敗矣。侵主。好惡反法。以自傷。喜決難知。以塞明。從狙而好小察。事無常。而法令申。不許。則國失勢。芒主。目伸五色。耳常五聲。四鄰不計。司聲不聽。則臣下恣行。而國權大傾。不許。則所惡及身。

にす。四鄰をば計らず、司聲(一五)をば聽かず。則ち臣下恣に行ひて、國權大に傾く。許らずんば則ち惡む所身に及ぶ。

(一)平氣虛心也 (二)當時七主の目ありしなり (三)照也 (四)正也、曲直を正す也 (五)申は伸ぶ、威權を世に伸ぶる主 (六)周は徧也、徧く遠近の言を聽きて以て己が明の及ばざる所を繼續すと也 (七)事皆要を得て詳審なるをいふ (八)民亦化して横恣となると也 (九)寛裕なる也 (一〇)臣下の爲す所を疑ひ喜んで其職を侵す主 (一一)從は蹤と通ず、狙は伺也、蹤跡して之を伺ひ以て察察の明を求むるをいふ (一二)人其法に從はざるが故に、之を申重すと也 (一三)悟也 (一四)亡主也、亡國の主 (一五)四方の風聲を伺察するを司るもの

勞主。不明分職。上下相干。臣主同則。刑振以豐。豐振以刻。去之而亂。臨之而殆。

(一)勞主は、分職を明にせず。上下相干し、臣主則を同じくす。(二)刑振ひて以て豐、豐振にして以て刻。之を去りて亂れ、之に臨みて殆ければ、則ち後世何ぞ得ん。(三)振主は、喜怒度なく、嚴誅赦すなし。臣下振怒錯く所を知らずんば、則ち人其故に反す。許らずんば則ち法數日に衰へて、國は固を失ふ。芒主は、人情に通じて

或以二平虚一。請レ論二七主之過一。得二六過一是一。以還自鏡。以知二得失一。以繩二七臣一。得二六過一是一。嗚呼美哉。成レ事疾。中主。任レ勢守レ數。以爲レ常。周二聽近遠一以續レ明。皆要審。則法令固賞罰必。則下服レ度。不二備待一而得レ和。

卷第十七

七臣七主第五十二　　雜篇三

或ひと(一)平虚を以て七主(二)の過を論ぜんと請ふ。六過一是を得たり。以て還た自ら(三)鏡して以て得失を知り、以て七臣を(四)繩して六過一是を得たり。嗚呼美なるかな、事を成すこと疾し。(五)中主は、勢に任じ數を守り、以て常と爲し、(六)近遠に周聽して以て明を續ぐ。(七)皆要審なれば則ち法令固し。賞罰必なれば則ち下度に服す。備待せずして和を得れば、則ち民(八)素に反る。惠主は、豐賞厚賜以て藏を竭す。姦を赦し過を縱し以て法を傷る、藏竭くれば則ち主權衰へ、法傷れば則ち姦門闓く。故に曰く、(九)泰なれば則ち反りて敗ると。(一〇)侵主は好惡法に反し、以て自ら傷る。喜びて知り難きを決し、以て明を塞ぎ、(一一)從狙して小察を好む。事常なくして法令(一二)申る。(一三)許らずんば則ち國は勢を失ふ。(一四)芒主は、目、五色を伸にして、耳五聲を常

然淸靜者。縗経之色也。繆然豐滿。而手足拇動者。兵甲之色也。日者臣。視二君之在二臺上一也。口開而不レ闔。是言レ莒也。擧レ手而指。勢當レ莒也。且臣觀二小國諸侯之不レ服者一。唯莒於レ是。臣故曰。伐レ莒。桓公曰。善哉。以二微射一明。此之謂乎。子其坐。寡人與レ子同レ之。

(五)之をさとり知ると也　(六)靜默の貌　(七)喪服　(八)大なる貌　(九)拇は大指　(一〇)形色の微を以て國を伐つの明を知ると也

客或。欲レ見二於齊桓公一。請レ仕二上官一。授二祿千鍾一。公以告二管仲一。曰。君予レ之。客聞レ之曰。臣不レ仕矣。公曰。何故。對曰。臣聞。取レ人以レ人者。其去レ人也。亦用レ人。吾不レ仕矣。

客或は齊の桓公に見えんと欲し、請ふ、上官に仕へん。祿千鍾を授けんと。公以て管仲に告ぐ。曰く、君、之に予へよと。客之を聞きて曰く、臣仕へずと。公曰く、何の故ぞと。對へて曰く、臣聞く、(一)人を取るに人を以てする者は、其の人を去るや亦人を用ふと。吾れ仕へずと。

(一)人言を聽き、以て其臣を進退す、其の擧ぐるは恃むに足らず、故に仕へずと也

少焉。東郭郵至。桓公。令二儐者延而上一。與レ之分級而上。問焉。曰子言レ伐レ莒者乎。東郭郵曰。然。臣也桓公曰。寡人不レ言レ伐レ莒。而子言レ伐レ莒。其何故也。東郭郵對曰。臣聞レ之。君子善謀。而小人善意。臣意レ之也。桓公曰。子奚以意レ之。東郭郵云。夫欣然喜樂者。鐘鼓之色也。夫淵

少焉して東郭郵至る。桓公、儐者(一)をして延きて上らしむ。之と分級(二)して上る。桓公問ふ、曰く、子は莒を伐つと言ひし者かと。東郭郵曰く、然り、臣なりと。桓公曰く、寡人、莒を伐つを言はず。而るに子、莒を伐つと言ひしは、其れ何の故ぞと。東郭郵對へて曰く、臣之を聞く、君子(三)は善く謀り、而して小人(四)は善く意ふ(五)と。臣は之を意ふなりと。桓公曰く、子は奚を以て之を意ふと。東郭郵云ふ、夫の欣然喜樂する者は、鐘鼓の色なり。夫の淵然(六)として清靜なる者は、縗絰(七)の色なり。滲然(八)豐滿にして手足(九)擧動する者は、兵甲の色なり。日者に臣、二君の臺上に在るを視る、口開きて闔ぢず、是れ莒を言ふなり。手を擧げて指す。勢、莒に當るなり。且つ臣、小國諸侯の服せざる者を觀るに、唯だ莒のみ。是に於て臣故に曰く莒を伐つと。桓公曰く、善いかな、微(一〇)を以て明を射るとは謂か。子其れ坐せよ。寡人、子と之を同じくせんと。

(一) 接待役也　(二) 主人の階段と客の階と別にして上り、禮をつくせしをいふ。級は階也　(三) 在位者　(四) 人民

國子擿二其齒一。遂入爲二于國一多。百里徯。秦國之飯レ牛者也。穆公擧而相レ之。遂霸二諸侯一。由レ是觀レ之。賤豈可レ賤。少豈可レ少哉。管子曰。然。公使三我求二甯戚一。甯戚應レ我曰。浩浩乎。吾不レ識。婢子曰。詩有レ之。浩浩者水。育育者魚。未レ有二室家一。而安召レ我居。甯子其欲レ室乎。○桓公與二管仲一闔レ門而謀レ伐レ莒。未レ發也。而已聞二於國一矣。桓公怒。謂二管仲一曰。寡人與二仲父一闔レ門而謀レ伐レ莒。未レ發也。而已聞二於國一。其故何也。管仲曰。國必有二聖人一。桓公曰。然。夫日之役者。有下執二席食一以視レ上者上。必彼是邪。於レ是乃令二之復役一。毋レ復二相代一。

なり。育育たる者は魚なり。未だ室家あらざるに、而安ぞ我を召すやと。甯子其れ室を欲するかと。○桓公と管仲と、門を闔ぢて莒を伐つを謀る。未だ發せざるに已に國に聞ゆ。(六)桓公怒り、管仲に謂つて曰く、寡人、仲父と門を闔ぢて莒を伐つを謀る。未だ發せざるに而已に國に聞ゆ。其故何ぞやと。管仲曰く、國に必ず聖人あらんと。桓公曰く、然り。夫の日の役者、(七)席食を執りて以て上を視し者あり、必ず彼は是れなるかと。是に於て乃ち之をして復た役せしめ、相代ることを復る毋からしむ。

(一)大水の貌　(二)婢子食を盜む。然るに管仲の食はざるを見、怪んで之に問ひし也　(三)于は于越也　(四)軍功をたつるをいふ　(五)魚も水あらずんば居る能はず。人も妻女なくんば居る能はずと也　(六)管仲が謀を洩しゝかと疑ひて怒りし也　(七)下賤の勞働者

而登山神見。且走馬前疾。道也。祛衣。示前有水也。右祛衣。示從右方涉也。至卑耳之谿。有贊水者。曰。從左方涉。其深及冠。從右方涉。其深至膝。若右涉。其大濟。桓公立拜管仲於馬前曰。仲父之聖。至若此。寡人之抵罪也久矣。管仲對曰。夷吾聞之。聖人先知無形。今已有形。而後知之。臣非聖也。善承教也。

(一)立ち止る貌　(二)直謁の貌　(三)導也　(四)佐也、遮也　(五)管仲は聖なり、而るに之を待つこと軽し。是れ罪に觸る、なりと也

桓公使管仲求寗戚。寗戚應之曰。浩浩乎。管仲不知。至中食而慮之。婢子曰。公何慮。管仲曰。非婢子之所知也。婢子曰。公其毋少少。毋賤賤。昔者吳干戰。未齔不得入軍門。

桓公、管仲をして寗戚を求めしむ。寗戚之に應じて曰く、浩浩乎たりと。管仲知らず。中食に至りて之を慮る。婢子曰く、公何をか慮ると。管仲曰く、婢子の知る所に非るなりと。婢子曰く、公其れ少を少とする毋れ。賤を賤とする毋れ。昔者吳・干戰ふ。未だ齔せざれば軍門に入るを得ず。國子其齒を擿き、遂に入りて干國の多と爲る。百里徯は、秦國の牛を飯ひし者なり。穆公擧げて之を相とし、遂に諸侯に霸たり。是に由りて之を觀れば、賤豈に賤とすべけんや、少豈に少とすべけんやと。管子曰く、然り。公、我をして寗戚を求めしむ。寗戚我に應じて曰く、浩浩乎たりと。吾れ識らずと。婢子曰く、詩に之れあり。浩浩たる者は水

援レ弓將レ射。引而未二敢發一也。謂二左右一曰。見二是前人一乎。左右對曰。不レ見也。公曰。事其不レ濟乎。寡人大惑。今者。寡人見下人長尺。而人物具焉。冠。右袪レ衣。走二馬前一疾上。事其不レ濟乎。寡人大惑。豈有二人若レ此者一乎。管仲對曰。臣聞登山之神。有二兪兒者一。長尺而人物具焉。霸王之君興。

曰く、是の前人を見たるかと。左右對へて曰く、見ざるなりと。公曰く、事其れ濟らざるか。寡人大に惑ふ。今者寡人、人の長尺にして人物具り、冠し、右は衣を袪み、馬前に走りて疾きを見たり。事其れ濟らざるか。寡人大に惑ふ。豈に人の此の若き者あらんやと。管仲對へて曰く、臣聞く、登山の神、兪兒といふ者あり、長尺にして人物具る、霸王の君興りて、登山の神見る。且つ馬前に走りて疾きは、道(三)くなり。衣を袪むは、前に水あるを示すなり。右に衣を袪むは、右方より渉るを示すなりと。卑耳の谿に至る。水を贊(四)する者あり、曰く、左方より渉らば、其深き冠に及ばん。右方より渉らば、其深さ膝に至らん。若し右より渉らば、其れ大に濟らんと。桓公立ちて管仲を馬前に拜して曰く、仲父の聖(五)、此の若きに至る。寡人の罪に抵るや久しと。管仲對へて曰く、夷吾之を聞く、聖人は無形を先知すと。今已に形ありて而る後に之を知る。臣は聖にあらざるなり、善く教を承くるなりと。

豹。故虎疑焉。

○楚伐莒。莒君使人求救於齊。桓公將救之。管仲曰。君勿救也。公曰。其故何也。管仲對曰。臣與其使者言。三辱其君。顏色不變。臣使官無満其禮。三強其使者。爭之以死。莒君小人也。君勿救。桓公果不救。而莒亡。

○桓公放春、三月觀於野。桓公曰。何物可比於君子之德乎。隰朋對曰。夫粟。內甲以處。中有卷城。外有兵刃。未敢自恃。自命曰粟。此其可比於君子之德乎。管仲曰。苗始其少也。眴眴乎。何其孺子也。至其壯也。莊莊乎。何其士也。至其成也。由由乎茲免。何其君子也。天下得之則安。不得則危。故命之曰禾。此其可比於君子之德矣。桓公曰。善。

の君子なるや。天下之を得れば則ち安く、得ざれば則ち危し。故に之を命けて禾(二三)と曰ふ。此れ其れ君子の德に比すべしと。桓公曰く、善しと。

(一) 血祭也 (二) 纂は饗に同じ、福饗也 (三) 祝の姓名也 (四) 祭肉也 (五) 皮膚の微痛あるをいふ (六) 君の誤か (七) 告也 (八) 馭馬なるべし、馬色の純ならざるもの (九) 涓は古への盤の字、桓は舞まざる貌 (一〇) 不忠なるをいふ (一一) その禮を損じて辱めし也 (一二) 公を輕んじ私を重んずるをいふ (一三) 其使不賢、故に其君の小人なるを知るなり (一四) 春に當り放浪自適する也 (一五) 皮也 (一六) 頭をいふ (一七) 芒をいふ (一八) 膺也、臣膺をいふ (一九) 柔順貌 (二〇) 盛なる貌 (二一) 光悅の貌 (二二) 實りてたるゝ也 (二三) 和也

桓公北伐孤竹、未至卑耳之谿十里。闟

桓公、北のかた孤竹を伐ち、未だ卑耳の谿に至らざること十里、闟然(二)として止り、瞠然として視る。弓を援きて將に射んとす。引いて未だ敢て發せず、左右に謂つて

曰。又與二君之若レ賓。桓公怒將レ誅レ之。而未也。以復二管仲一。管仲於レ是。知二桓公之可一以覇一也。○桓公乘レ馬。虎望二見之一而伏。桓公問二管仲一曰。今者寡人乘レ馬。虎望二見寡人一。而不二敢行一。其故何也。管仲對曰。意者君乘二駮馬一而滑桓。迎レ日而馳乎。公曰。然。管仲對曰。此駮象也。駮食二虎

仲對へて曰く、意者に君は駮馬に乘りて滑桓し、日を迎へて馳せしならんと。公曰く、然りと。管仲對へて曰く、此れ駮の象なり。駮は虎豹を食ふ、故に虎疑へるなりと○楚、莒を伐つ。莒君、人をして救を齊に求めしむ。桓公將に之を救はんとす。管仲曰く、君、救ふ勿れと。公曰く、其故何ぞと。管仲對へて曰く、臣、其使者と言ひ、三たび其君を辱むれども顏色變ぜず。臣、官をして其禮に滿すなからしめんとし、三たび其使者を強ひたるに、之を爭ふに死を以てせり。莒君は小人なり、君救ふ勿れと。桓公果して救はず。而して莒亡びたり○桓公、放春、三月野を觀る。桓公曰く、何物か君子の德に比すべきかと。隰朋對へて曰く、夫れ粟は内甲以て處り、中に卷城あり、外に兵刄あり。未だ敢へて自ら恃まずして、自ら命じて粟と曰ふ。此れ其れ君子の德に比すべきかと。管仲曰く、苗は、始め其の少きや、喣喣乎たり。何ぞ其れ孺子なるや。其の壯に至るや、莊莊乎たり。何ぞ其の士なるや。其の成るに至るや、由由乎として玆免す。何ぞ其

管仲對曰。夷吾嘗爲圉人矣。傅馬棧最難。先傅曲木。曲木又求曲木。曲木已傅。直木無所施矣。先傅直木。直木又求直木。直木已傅。曲木亦無所施矣。○桓公謂管仲曰。吾欲伐大國之不服者。奈何。管仲對曰。先愛四封之內。然後可以惡竟外之不善者。先定卿大夫之家。然後可以危鄰之敵國。是故先王。必有置也。然後有廢也。必有利也。然後有害也。

(一) 人君は民を恵むを以て言となすべし、勝つは則ち不可なりと (二) これに與ふるに物を以てする也 (三) 官に同じ (四) 人將に劫持せんとするをいふ (五) 岌々乎に同じ、危き貌 (六) 馬の因つて以て立つ木 (七) 小人に喩ふ (八) 安也 (九) 必ず之を建つるあり、然して後能く之を廢するあり、必ず之を利するあり、然して後能く之を害するありと也

桓公踐位。令釁社塞禱。祝鳧已疵獻胙。祝曰。除君苛疾與若之多虛而少實。桓公不說。瞋目而視祝鳧已疵。祝鳧已疵受酒而祭之

桓公位を踐み、社に釁して(一)塞禱せしむ(二)。祝(三)鳧已疵、胙(四)を獻じ祝して曰く、君の苛(五)疾と若(六)の虛多くして實少きとを除はんと。桓公說ばず、目を瞋して祝鳧已疵を視る。祝鳧已疵、酒を受けて之を祭りて曰く、又君の賢なるが若きとをと。桓公怒り、將に之を誅せんとして未だし。以て管仲に復す(七)。管仲是に於て桓公の以て霸たるべきを知れり。○桓公馬に乘る。虎之を望見して伏す。桓公、管仲に問ひて曰く、今者寡人馬に乘る。虎寡人を望見して敢へて行かず。其故何ぞと。管

爲レ道。非二天下之大道一也。君欲レ勝レ民。則使二有司疏レ獄。而謁二有罪一者償。數省而嚴誅。若レ此則民勝矣。雖レ然。勝レ民之爲レ道。非二天下之大道一也。使二民畏レ公而不レ見レ親。禍亟及二於身一。雖レ能。不レ久則人持。莫二之弑一也。危哉君之國。㕙乎。○桓公觀二於廐。問二廐吏一曰。廐何事最難。廐吏未レ對。

則ち民に勝つの道たるや、天下の大道にあらざるなり。民をして(三)公を畏れて親まれざらしめ、禍亟に身に及ぶ。能くすと雖も久しからずして則ち人持(四)す。之を弑する莫からんや。危いかな君の國、㕙(五)乎たりと。○桓公廐を觀る。廐吏に問ひて曰く、廐は何事か最も難きと。廐吏未だ對へず。管仲對へて曰く、夷吾嘗て圉人と爲る、(六)馬棧を傳くること最も難し。先づ(七)曲木を傳けて、曲木又曲木を求む。曲木已に傳くときは、直木施す所なし。先づ直木を傳け、直木又直木を求む。直木已に傳けば、曲木も亦施す所なしと。○桓公、管仲に謂つて曰く、吾れ大國の服せざる者を伐たんと欲す、奈何せんと。管仲對へて曰く、先づ四封の内を愛して、然る後に以て竟外の不善者を惡むべし。先づ卿大夫の家を(八)定めて、然る後に以て鄰の敵國を危くすべし。是の故に先王(九)必ず置くこと有りて、然る後に廢することあるなり。必ず利することありて然る後に害することあるなりと。

鮑叔至。公又問焉。鮑叔對曰。公當下召二賓胥無一而問上焉。賓胥無趨而進。公又問焉。賓胥無對曰。古之王者。其君豐。其臣教。今君之臣豐。公遵遁繆。然遠二二三子一。遂徐行而進。公曰。昔者大王賢。王季賢。文王賢。武王賢。武王伐レ殷。克レ之。七年而崩。周公旦。輔二成王一而治二天下一。僅能制二於四海之內一矣。今寡人之子。不レ若二寡人一。寡人不レ若二二三子一。以レ此觀レ之。則吾不レ王必矣。

繆る。然れども二三子に遠し。遂に徐行して進まんと。公曰く、昔者大王賢、王季賢、文王賢、武王賢。武王殷を伐ち之に克てり。七年にして崩ず。周公旦、成王を輔けて天下を治め、僅に能く四海の内を制せり。今寡人の子は寡人に若かず、寡人は二三子に若かず。此を以て之を觀れば、則ち吾れ王たらざること必せりと。

㊀ 又也　㊁ 才德多大なる也　㊂ よく教を受くる也

桓公曰。吾欲レ勝レ民。爲レ之奈何。管仲對曰。此非二人君之言一也。勝レ民爲レ易。夫勝レ民之

桓公曰く、吾れ民に勝たんと欲す、之を爲すこと奈何せんと。管仲對へて曰く、此れ人君の言にあらざるなり。民に勝つは易しと爲す。夫れ民に勝つの道たるや、天下の大道にあらざるなり。君、民に勝つを欲せば、則ち有司をして獄を疏んぜしめ、而して有罪を調ぐる者は償ひ、數省みて嚴誅す。此の若くんば

害。涸旱爲二民患一。年穀不レ熟。歲饑。糴貸貴。民疾疫。當二此時一也。民貧且罷。牧レ民者發二倉廩山林藪澤一。以共二其財一。後レ之以レ事。先レ之以レ恕。以振二其罷一。此謂二先レ之以一レ德。其收レ之也。不レ奪二民財一。其施レ之也。不レ失レ有レ德。富レ上而足レ下。此聖王之至事也。桓公曰。善。

を牧する者は、倉廩山林藪澤を發して以て其財を共す。之に後るゝに事を以てし、之に先んずるに恕を以てし、以て其罷（二）を振ふ。此を之を先んずるに德（三）を以てすと謂ふ。其の之を收むるや民財を奪はず、其の之を施すや德あるを失はず、上を富して下を足す、此れ聖王の至事なりと。桓公曰く善しと。

（一）救也　（二）疲也　（三）恩惠也

桓公問二管仲一曰。寡人欲レ霸。以二二三子之功一。既得レ霸矣。今吾有レ欲レ王。其可乎。管仲對曰。公當下召二叔牙一而問上焉。

桓公、管仲に問ひて曰く、寡人霸たらんと欲せしに、二三子の功を以て既に霸を得たり。今吾れ有（一）た王たらんと欲す。其れ可ならんかと。管仲對へて曰く、公當に叔牙を召して問ふべしと。鮑叔至る。公又問ふ。鮑叔對へて曰く、公當に賓胥無を召して問ふべしと。賓胥無趨りて進む。公又問ふ。賓胥無對へて曰く、古への王者、其君豐（二）にして其臣教（三）ふ。今君の臣豐、公には遵ふも遁くときは

以有禮。慎此四者。所以行之也。桓公曰。請。聞其說。管仲對曰。信也者民信之。忠也者民懷之。嚴也者民畏之。禮也者民美之。詩曰。澤命不渝。信也。非其所欲。勿施於人。仁也。堅中外正。嚴也。質信以讓。禮也。桓公曰。善哉。牧民何先。管子對曰。有時先事。有時先政。有時先德。有時先恕。飄風暴雨。不爲人害。涸旱。不爲民患。百川道。年穀熟。糴貸賤。禽獸與人。聚食民食。民不疾疫。當此時也。民富且驕。牧民者。厚收善歲。以充倉廩。禁藪澤。此謂先之以事。

雨あるも人の害を爲さず、涸旱あるも民の患を爲さず、百川道あり、年穀熟し、(六)糴貸賤し。禽獸と人と、民の食を聚食す。民疾疫せず。(七)此時に當りてや、民富み且つ驕る。民を牧する者厚く善歲を收め、以て倉廩に充たし、藪澤を禁ず、此を之を先んずるに事を以てすと謂ふ。

(一) 民の敬ふところ　(二) 勢力を以て之を強制するをいふ　(三) 質は正也、即ち拒と通ず　(四) 體得する也　(五) 稱と通ず命を守りて變ぜざる也　(六) 利息を出すこと少き也　(七) 氣和するが爲也

隨之以刑。敬之以禮樂。以振其淫。此謂先之以政。飄風暴雨爲民

之に隨ふに刑を以てし、之を敬するに禮樂を以てし、以て其淫を振ふ。此を之を先んずるに政を以てすと謂ふ。飄風暴雨民の害を爲し、涸旱民の患を爲し、年穀熟せず、歲饑ゑ、糴貸貴く、民疾疫あり。此時に當りて民貧しく且つ罷る。民

寡非ニ有ㇾ國者之患一也。昔者天子中立。地方千里。四言者該焉。何爲其寡也。夫牧ㇾ民。不ㇾ知ニ其疾一。則民疾。不ニ憂以一ㇾ德。則民多ㇾ怨。懼ㇾ之以ㇾ罪。則民多ㇾ詐。止ㇾ之以ㇾ力。往者不ㇾ反。來者鷙距。故聖王之牧ㇾ民也。不ㇾ在ニ其多一也。桓公曰。善。勿ㇾ已如ㇾ是。又何以行ㇾ之。管仲對曰。質ㇾ信極ㇾ忠。嚴

四方千里なるも、四言にして該る。何爲れぞ其れ寡からんや。夫れ民を牧するに、其疾を知らざれば則ち民疾む。憂ふるに德を以てせざれば、則ち民に怨多し。之を懼れしむるに罪を以てすれば、則ち民に詐多し。之を止むるに力を以てすれば、往く者反らず來る者鷙距す。故に聖王の民を牧するや、其多に在らざるなりと。桓公曰く、善し。已む勿くんば是の如けん。又何を以て之を行はんと。管仲對へて曰く、信を質にし忠を極め、嚴にして以て禮あり。此四者を愼むは、之を行ふ所以なりと。桓公曰く、請ふ、其說を聞かんと。管仲對へて曰く、信なれば民之を信じ、忠なれば民之に懷き、嚴なれば民之を畏れ、禮なれば民之を美す。語に曰く、命を澤きて渝らずと。信なり。其欲する所にあらずして、人に施すなきは仁なり。堅中外正は嚴なり。信を質にし以て讓るは禮なりと。桓公曰く、善いかな、民を牧するには何をか先にせんと。管子對へて曰く、時ありて事を先にし、時ありて政を先にし、時ありて德を先にし、時ありて怒を先にす。飄風暴

守戰之難。不必信、則不可恃而外知。夫恃不死之民。而求以守戰。恃不信之人。而求以外知。此兵之三闇也。使民必死必信、若何。管子對曰、明三本。公曰、何謂三本。管子對曰。三本者。一曰。固。二曰。尊。三曰、質。公曰。何謂也。管子對曰。故國。父母墳墓之所在。固也。田宅爵祿。尊也。妻子。質也。三者備。然後大其威。厲其意。則民必死而不我欺也。

る後に其威を大にし、其意を厲せば、則ち民必ず死して我を欺かざるなりと。

桓公、民を治むるを管子に問ふ。管子對へて曰く、凡そ民を牧する者は、必ず其疾を知りて之を憂ふるに德を以てす。懼すに罪を以てする勿く、止むるに力を以てする勿し。此四者を愼めば、以て民を治むるに足るなりと。桓公曰く、寡人其善を睹る、何爲れぞ其れ寡きと。

㊀行止也、或は行き或は止る也　㊁反間を用ふる也　㊂彼の要塞を察すれば地理を失はざるなり　㊃奇計也　㊄未だ守戰せずして豫め其患あるを見ると也　㊅不信の人、恃んで以て外事を知るべからざるなり、間諜を謂ふ　㊆守闇・戰闇・外闇なり　㊇其心を堅固にする也　㊈思患也

桓公問治民於管子。管子對曰。凡牧民者。必知其疾。而憂之以德。勿懼以罪。勿止以力。愼此四者。足以治民也。桓公曰。寡人睹其善也。何爲其寡也。

管仲對曰。夫

管仲對へて曰く、夫れ寡きは國を有する者の患にあらざるなり。昔者天子中立、

桓公曰。吾已知戰勝之器。攻取之數矣。請問。行軍襲邑。擧錯而知先後。不失地利。若何。管子對曰。用貨察圖。公曰。野戰必勝。若何。管子對曰。以奇。公曰。吾欲徧知天下。若何。管子對曰。小以吾不識。則天下不足識也。公曰。守戰。遠見有患。夫民不必死。則不可與出乎

桓公曰く、吾れ已に戰勝の器・攻取の數を知れり。請ひ問ふ、軍を行り邑を襲ひ、(一)擧錯して先後を知り、地利を失はざるには若何すべきと。管子對へて曰く、(二)貨を用ひて(三)圖を察すと。公曰く、野戰必ず勝つには若何せんと。管子對へて曰く、(四)奇を以てすと。公曰く、吾れ徧く天下を知らんと欲するには若何せんと。管子對へて曰く、小なりとして吾が識らざるを以てせば、則ち天下識るに足らざるなりと。公曰く、(五)守戰、遠く患あるを見る。夫れ民必ず死せざれば、則ち與に守戰の難に出づべからず、(六)心ず信ならざれば、則ち恃んで外知すべからず。夫れ不死の民を恃みて以て守戰を求め、不信の人を恃みて以て外知を求むるは、此れ兵の(七)三闇なり。民をして必死必信ならしむるには若何せんと。管子對へて曰く、三本を明にすと。公曰く、何をか三本と謂ふと。管子對へて曰く、三本は、一に曰く(八)固、二に曰く尊、三に曰く質と。公曰く、何の謂ぞやと。管子對へて曰く、故國、父母墳墓の在る所は固なり。田宅爵祿は尊なり。妻子は質なり。三者備りて然

可。管子對曰。誅レ暴禁レ非。存レ亡繼レ絶。而赦二無罪一。則仁廣而義大矣。公曰。吾聞レ之也。夫誅レ暴禁レ非。而赦二無罪一者。必有二戰勝之器。攻取之數。而後能誅レ暴禁レ非。而赦二無罪一。公曰。請問。戰勝之器。管子對曰。選二天下之豪傑一。致二天下之精材一。來二天下之良工一。則有二戰勝之器一矣。公曰。攻取之數何如。管子對曰。毀二其備一。散二其積一。奪二之食一。則無二固城一矣。公曰。然則取レ之若何。管子對曰。假而禮レ之。厚而勿レ欺。則天下之士至矣。公曰。致二天下之精材一若何。管子對曰。五而六レ之。九而十レ之。不レ可レ爲レ數公曰。來レ工若何。管子對曰。三倍。不レ遠二千里

天下の良工を來せば、則ち戰勝の器あらんと。公曰く、攻取の數は何如と。管子對へて曰く、其備を毀り、其積を散じ、之が食を奪はば、則ち固城なからんかと。公曰く、然らば則ち之を取る若何せんと。管子對へて曰く、假して之を禮(七)し、厚くして欺く勿くんば、則ち天下の士至らんと。公曰く、天下の精材を致すには若何せんと。管子對へて曰く、五なれば之を六にし、九なれば之を十にするときは、數を爲すべからずと。公曰く、工を來すには若何せんと。管子對へて曰く、(八)三倍ならば千里を遠しとせずと。

(一) 貴賤の分を明にすれば則ち治りて亂れず、百官各々其職に任ずれば則ち明にして蔽はれず　(二) 地利を盡す也
(三) 天の時　(四) 大義也　(五) 廣仁也　(六) 計也　(七) 禮と通ず　(八) 其報酬を三倍にする也

穀不生。而蓬蒿藜莠茂。鴟梟數至。而欲封禪。毋乃不可乎。於是桓公乃止。

小問第五十一　　雜篇二

桓公問管子曰。治而不亂。明而不蔽。若何。管子對曰。明分任職。則治而不亂。明而不蔽矣。公曰。請問富國奈何。管子對曰。力地而動於時。則國必富矣。公又問曰。吾欲行廣仁大義。以利天下。奚爲而

桓公は管子に問ひて曰く、治りて亂れず、明にして蔽れざるには若何せんと。管子對へて曰く、(一)分を明にし職に任ずれば、則ち治りて亂れず、明にして蔽れずと。公曰く、請ひ問ふ、國を富すには奈何せんと。管子對へて曰く、(二)地を力めて(三)時に動けば則ち國必ず富まんと。公又問ひて曰く、吾れ廣仁大義を行ひて、以て天下に利せんと欲す、奚を爲して可ならんかと。管子對へて曰く、(四)暴を誅し非を禁じ、(五)亡を存し絕を繼ぎ、而して無罪を赦せば、則ち仁廣くして義大なりと。公曰く、吾れ之を聞く、夫れ暴を誅し非を禁じて無罪を赦す者は、必ず戰勝の器、攻取の(六)數あり、而る後に能く暴を誅し非を禁じて無罪を赦すと。公曰く、請ひ問ふ、戰勝の器をと。管子對へて曰く、天下の豪傑を選び、天下の精材を致し、

泰山。禪二云云一。帝嚳封二泰山一。禪二云云一。堯封二泰山。禪二云云一。舜封二泰山。禪二云云一。禹封二泰山。禪二會稽一。湯封二泰山。禪二云云一。周成王封二泰山。禪二社首一。皆受レ命。然後得二封禪一。桓公曰。寡人北伐二山戎。過二孤竹一。西伐二大夏。渉二流沙一。束レ馬懸レ車。上二卑耳之山一。南伐至二召陵一。登二熊耳山一。以望二江漢一。兵車之會三。而乘車之會六。九二合諸侯一。一二匡天下一。諸侯莫レ違レ我。昔三代受レ命。亦何以異乎。於レ是管仲。睹二桓公不レ可二窮以一レ辭。因設レ之以レ事曰。古之封禪。鄗上之黍。北里之禾。所二以爲一レ盛。江淮之間。一茅三脊。所二以爲一レ藉也。東海致二比目之魚一。西海致二比翼之鳥一。然後物有二不レ召而自至者。十有五焉。今鳳凰麒麟不レ來。嘉

違ふものなし。昔三代の命を受けしものも、亦何を以て異ならんやと。是に於て管仲、桓公の窮むるに辭を以てすべからざるを睹、因りて之を設くるに事を以てして曰く、古への封禪には鄗上の黍、(七)北里の禾あり。(八)盛と爲す所以なり。江淮の間、一茅三脊は、(九)藉と爲す所以なり。東海に比目の魚を致し、(一〇)西海に比翼の鳥を致す。(一一)然る後に物召かずして自ら至る者十有五あり。今鳳凰麒麟來らず、嘉穀生ぜずして、蓬蒿藜莠茂り、鴟梟數ば至る。而るに封禪せんと欲するは、乃ち不可なる毋からんかと。是に於て桓公乃ち止む。

(一) 封は土を積みて壇を爲す也。禪は墠也。地をはらひて祭るをいふ (二) 山の名 (三) 古への王者、伏羲の前に在り (四) 山の名、梁父の東にあり (五) 山名 (六) 山名 (七) 地名 (八) 地名 (九) 所謂藉茅也 (一〇) 各々一目あり、比せざれば行かず、名づけて鰈と曰ふ (一一) 各々一翼あり。比せざれば飛ばず、其名を鶼鶼と曰ふ

桓公既霸。會諸侯於葵丘。而欲封禪。管仲曰。古者封泰山。禪梁父者。七十二家。而夷吾所記者。十有二焉。昔無懷氏封泰山。禪云云。虙羲封泰山。禪云云。神農封泰山。禪云云。炎帝封泰山。禪云云。黃帝封泰山。禪亭亭。顓頊封

封禪第五十

雜篇一

桓公既に霸となり、諸侯を葵丘に會して封禪せんと欲す。管仲曰く、古者泰山に封じ梁父に禪する者七十二家にして、夷吾の記する所の者は十有二のみ。昔無懷氏、泰山に封じ云云に禪す。虙羲は泰山に封じ云云に禪す。炎帝は泰山に封じ云云に禪す。黃帝は泰山に封じ亭亭に禪す。顓頊は泰山に封じ云云に禪す。帝嚳は泰山に封じ云云に禪す。堯は泰山に封じ云云に禪す。舜は泰山に封じ云云に禪す。禹は泰山に封じ會稽に禪す。湯は泰山に封じ云云に禪す。周の成王は泰山に封じ社首に禪す。皆命を受けて然る後に封禪を得たりと。桓公曰く、寡人、北のかた山戎を伐ち孤竹を過ぎ、西のかた大夏を伐ち流沙を涉り、馬を束ね車を縣けて卑耳の山に上る。南のかた伐ちて召陵に至り、熊耳山に登りて以て江漢を望む。兵車の會三、而して乘車の會六、諸侯を九合し天下を一匡す。諸侯、我に

凡人之生也。必以二其歡一。憂則失レ紀。怒則失レ端。憂悲喜怒。道乃無レ處。愛慾靜レ之。遇亂正レ之。勿レ引勿レ推。福將二自歸一。彼道自來。可二藉與謀一。靜則得レ之。躁則失レ之。靈氣在レ心。一來一逝。其細無レ內。其大無レ外。所三以失レ之。以レ躁爲レ害。心能執レ靜。道將二自定一。得レ道之人。理丞而屯泄。匈中無レ敗。節レ欲之道。萬物不レ害。

凡そ人の生は、必ず其歡(一)を以てす。憂ふれば則ち紀を失ひ、怒れば則ち端(二)を失ふ。憂悲喜怒あれば、道乃ち處なし。愛慾あれば之を靜にし、遇亂(三)あれば之を正す。引く勿く推す勿くんば、福將に自ら歸せんとす。彼の道自ら來らば、藉りて與に謀るべし。靜なれば則ち之を得、躁なれば則ち之を失ふ。靈氣心に在り、一來一逝す。其細内なく其大外なし。之を失ふ所以は、躁を以て害を爲せばなり。心能く靜を執らば、道將に自ら定らんとす。道を得る人は理丞けて屯泄(四)し、匈中敗なし。欲を節する道あれば、萬物害せず。

(一) 歡すれば則ち志氣和す故に生くと　(二) 正也　(三) 遇は偶にて、不正也　(四) 理は脈理也。丞は承也。屯は聚也、泄は下也

喜不ㇾ怒。平正擅ㇾ胸。凡人之生也。必以二平正一。所三以失二之。必以二喜怒憂患一。是故止ㇾ怒莫ㇾ若ㇾ詩。去ㇾ憂莫ㇾ若ㇾ樂。節ㇾ樂莫ㇾ若ㇾ禮。守ㇾ禮莫ㇾ若ㇾ敬。守ㇾ敬莫ㇾ若ㇾ靜。內靜外敬。能反二其性一。性將二大定一。凡食之道。大充。傷而形不ㇾ臧。大攝。骨枯而血沍。充攝之間。此謂二和成一。精之所ㇾ舍。而知之所ㇾ生。飢飽之失ㇾ度。乃爲二之圖一。飽則疾動。飢則廣思。老則長慮。飽不二疾動一。氣不ㇾ通二於四末一。飢不二廣思一。飽而不ㇾ廢。老不二長慮一。困乃遬竭。大心而敢。寬氣而廣。其形安而不ㇾ移。能守ㇾ一。而棄二萬苛一。見ㇾ利不ㇾ誘。見ㇾ害不ㇾ懼。寬恕而仁。獨樂二其身一。是謂二雲氣一。意行似ㇾ天。

枯れて血沍る。充攝の間、此を和成と謂ふ。精の舍る所にして、知の生ずる所なり。飢飽の度を失ふ、乃ち之が圖を爲す。飽けば則ち疾く動き、飢うれば則ち廣く思ひ、老ゆれば則ち長く慮る。飽きて疾く動かざれば、氣(八)四末に通ぜず。飢ゑて廣く思はず、飽きて廢せず、老して長く慮らざれば、困みて乃ち遬に竭く。大心にして敢、寬氣にして廣ければ、其形安んじて移らず。能く一を守りて萬苛を棄て、利を見て誘はれず、害を見て懼れず、寬恕にして仁、獨り其身を樂む。是を雲氣(九)と謂ふ。意の行くこと天に似たり。

(一) 天其の精を出す、故に魂氣天に歸す。地其形を出す、故に形魄地に歸す　(二) 醜は衆也　(三) 平易方正の氣、胸中にほしいまゝにして、之を論治するは心に在り。則ち二者自ら和し以て長壽を得と也　(四) 五官の欲　(五) 喜怒　(六) 大飽すれば則ち食に傷れて形之を藏する能はずと也　(七) 儉也　(八) 四肢の末　(九) 雲は運也

生レ知。慢易生レ憂、暴傲生レ怨。憂鬱生レ疾。疾困乃死。思レ之而不レ捨。內困外薄。不二蚤爲一レ圖、生將レ巽レ舍。

食莫レ若レ無レ飽。思莫レ若レ勿レ致。節適之齊。彼將二自至一。凡人之生也、天出二其精一。地出二其形一。合レ此以爲レ人。和乃生。不レ和不レ生。察二和之道一。其精不レ見。其徵不レ醜。平正擅レ胸。論治在レ心。此以長壽。忿怒之失レ度、乃爲二之圖一。節二其五欲一。去二其二凶一。不レ

食は飽くなきに若くはなく、思は致むる勿きに若くは莫し。節適之れ齊なるときは、彼れ將に自ら至らんとす。凡そ人の生は、(一)天其精を出し、地其形を出す。此を合して以て人と爲る。和すれば乃ち生じ、和せざれば生ぜず。和を察するの道は、其精見えず、其徵(二)醜からず。平正胸に擅に、論治心に在り。此の以に長壽なり。忿怒度を失はば乃ち之が圖(三)を爲す。其五欲(四)を節し、其二凶(五)を去り、喜ばず怒らず、平正胸に擅なり。凡そ人の生は必ず平正を以てす。之を失ふ所以は、必ず喜怒憂患を以てす。是の故に怒を止むるは詩に若くはなく、憂を去るは樂に若くは莫く、樂を節するは禮に若くはなく、禮を守るは敬に若くは莫く、敬を守るは靜に若くは莫し。內靜外敬、能く其性に反らば、性將に大に定らんとす。凡そ食の道は、大に充つるときは、(六)傷れて形藏せず。大に攝(七)するときは、骨

形容。見於膚色。善氣迎人。親於弟兄。惡氣迎人。害於戎兵。不言之聲。疾於雷鼓。心氣之形。明於日月。察於父母。賞不足以勸善。刑不足以懲過。氣意得。而天下服。心意定。而天下聽。摶氣如神。萬物備存。能摶乎。能一乎。能無卜筮。而知吉凶乎。能止乎。能已乎。能勿求諸人。而得之己乎。思之思之。又重思之。思之而不通。鬼神將通之。非鬼神之力也。精氣之極也。四體既正。血氣既靜。一意摶心。耳目不淫。雖遠若近。思索

得て天下服し、心意定りて天下聽く。氣を摶(二)にすること神の如く、萬物備に存す。能く摶ならんか、能く一あらんか、能く卜筮なくして吉凶を知らんか。能く止まんか、能く已まんか、能く諸を人に求むる勿くして之を己れに得んか。之を思ひ之を思ひ又重ねて之を思ふ。之を思ひて通ぜざれば、鬼神將に之を通ぜんとす。鬼神の力にあらざるなり、精氣の極なり。四體既に正しく、血氣既に靜に意を一にし心を摶にし、耳目淫せざれば、遠しと雖も近きが若し。思索(三)は知を生じ、慢易は憂を生じ、暴傲は怨を生じ、憂鬱は疾を生じ、疾困すれば乃ち死す。之を思ひて捨てずんば、内困み外薄る(四)。蚤く圖を爲さずんば、生將に舍を巽(五)らんとす。

(一) 摶と通ず　(二) 專也　(三) 索は求也　(四) 迫に同じ　(五) 讓也

滿九州。何謂解之。在於心安。我心治。官乃治。我心安。官乃安。治之者心也。安之者心也。心以藏心。心之中又有心焉。彼心之心。音以先言。音然後形。形然後言。言而後使。使然後治。不治必亂。亂乃死。精存自生。其外安榮。內藏以爲泉原。浩然和平。以爲氣淵。淵之不涸。四體乃固。泉之不竭。九竅遂通。乃能窮天地。被四海。中無惑意。外無邪菑。心全於中。形全於外。不逢天菑。不遇人害。謂之聖人。人能正靜。皮膚裕寬。耳目聰明。筋信而骨強。乃能戴大圜。而履大方。鑑於大淸。視於大明。敬愼無忒。日新其德。徧知天下。窮於四極。敬發其充。是謂內得。然而不反。此生之忒。

（一）苟も中を得ば則ち心自ら治る。中は身の中なり、腹をいふ、中よりして口、而して人に加はる、事の序なり　（二）中正の心　（三）來り進む貌　（四）五官　（五）心の他事を謀るをいふ　（六）心中の心は、乃ち心の精なるものなり　（七）天也　（八）地也　（九）道也　（一〇）日月也　（一一）內に得し德

凡道。必周必密。必寬必舒。必堅必固。守善勿舍。逐淫澤薄。既知其極。反於道德。全心在中。不可蔽匿。和於

凡そ道、必周必密、必寬必舒、必堅必固、善を守りて舍つる勿く、淫を逐ひ薄を澤す。既に其極を知りて道德に反る。全心中に在りて、蔽匿すべからず。形容に和し膚色に見る。善氣の人を迎ふること弟兄より親しく、惡氣の人を迎ふること、戎兵より害あり。不言の聲は、雷鼓より疾く、心氣の形は、日月より明かに、父母より察かなり。賞は以て善を勸すに足らず、刑は以て過を懲すに足らず。氣意

以レ官亂レ心。是謂二中得一。有レ神。自在レ身。一往一來。莫二之能思一。失レ之必亂、得レ之必治。敬除二其舍一。精將二自來一。精想二思之一。寧レ念治レ之。嚴容畏敬。精將二至定一。得レ之而勿レ捨。耳目不レ淫。心無二他圖一。正心在レ中。萬物得レ度。道滿二天下一。普在二民所一。民不レ能レ知也。一言之解。上察二於天一。下極二於地一。蟠二

何をか之を解くと謂ふ。心の安に在り。我心治れば官乃ち治る。我心安ければ官乃ち安し。之を治むる者は心なり。之を安んずる者は心なり。(六)心以て心を藏す、心の中に又心あり。彼の心の心は、音以て言に先んず。音ありて然る後に形あり、形ありて然る後に言ひ、言ひて然る後に使ひ、使ひて然る後に治る。治らざれば必ず亂れ、亂るれば乃ち死す。精存すれば自ら生じ、其外安榮なり。內藏以て泉原と爲し、浩然和平以て氣淵と爲す。淵涸れずんば四體乃ち固く、泉竭きずんば九竅遂に通ず。乃ち能く天地を窮め四海に被る。中惑意なく、外邪菑なく、心中に全く、形外に全し。天菑に逢はず、人害に遇はざる、之を聖人と謂ふ。人能く正靜にして、皮膚裕寛、耳目聰明、筋信びて骨强ければ、乃ち能く(七)大圓を戴きて(八)大方を履み、(九)大淸に鑑みて(一〇)大明を視る。敬愼忒ふなく、日に其德を新にし、徧く天下を知り、四極を窮め、敬んで其充を發する、是を(一一)內得と謂ふ。然り而して反らざるは、此れ生の忒へるなり。

過知失生。一物能化。謂之神。一事能變。謂之智。化不易氣。變不易智。惟執一之君子。能爲此乎。執一不失。能君萬物。君子使物。不爲物使。得一之理。

治心在於中。治言出於口。治事加於人。然則天下治矣。一言得。而天下服。一言定。而天下聽。公之謂也。形不正。德不來。中不靜。心不治。正形攝德。天仁地義。則淫然而自至。神明之極。照乎知。萬物中義。守不忒。不以物亂官。不

治心中に在り、治言口より出で、治事人に加はる。然らば則ち天下治らん。一言得て天下服し、一言定りて天下聽くは、公の謂なり。形正しからざれば德來らず、中靜ならざれば心治らず。形を正し德を攝め、天仁地義なれば、則ち淫然として自ら至る。神明の極、照乎として知る。萬物義に中り、守りて忒はず、物を以て官を亂さず、官を以て物を亂さず、是を中得と謂ふ。神あり、自ら身に在り、一往一來、之を能く思ふものなし。之を失へば必ず亂れ、之を得れば必ず治る。敬して其舍を除はば、精將に自ら來らんとす。精しく之を想思し、念を寧んじて之を治め、嚴容畏敬なれば、精將に至り定らんとす。之を得て捨つる勿く、耳目淫せざれば、心に他圖なし。正心中に在りて、萬物度を得。道天下に滿ち、普く民の所に在れども、民知る能はざるなり。一言の解、上は天に察に、下は地に極り、九州に蟠滿す。

天主正。地主平。人主安靜。春秋冬夏。天之時也。山陵川谷。地之枝也。喜怒取予。人之謀也。是故聖人。與時變。而不化。從物而不移。能正能靜。然後能定。定心在中。耳目聰明。四枝堅固。可以爲精舍。精也者。氣之精者也。氣道乃生。生乃思。思乃知。知乃止矣。凡心之形。

天は正を主とし、地は平を主とし、人は安靜を主とす。春秋冬夏は天の時なり、山陵川谷は地の枝なり、喜怒取予は人の謀なり。是の故に聖人は、時と變じて(一)化せず、(二)物に從つて移らず、能く正しく能く靜にして、然る後に能く定る。定心中に在れば、耳目聰明、四枝堅固、以て(三)精舍と爲るべし。精なる者は、氣の精なる者なり。氣、道あれば乃ち生ず、生ずれば乃ち思ふ。思へば乃ち知る、知れば乃ち止る。凡そ心の形は、(四)過知なれば生を失ふ。物に一となりて能く化する、之を(五)神と謂ふ。事に一となりて能く變ずる、之を智と謂ふ。化して氣を易へず、變じて智を易へざるは、惟だ一を執るの君子、能く此を爲さんか。一を執りて失はざれば、能く萬物に君たり。君子は物を使へども、物に使はれずして、一の理を得。

(一) 一を守りて以て止るなり　(二) 故令四時に從ひて變ず、而も四時を御する所以の道は則ち我に在り是れ化せざるなり　(三) 物來れば則ち從ひて之に應じ、而して我が執守する所未だ嘗て移らずと也　(四) 精の舍るところ　(五) 多知也　(六) 物に事一なれば能く聽を化して善と爲す、之を神と謂ふ

凡道無所。善心安愛。心靜氣理。道乃可止。彼道不遠。民得以產。彼道不離。民因以知。是故。卒乎其如可與索。渺渺乎其如窮無所。彼道之情。惡音與聲。修心靜音。道乃可得。道也者。口之所不能言也。目之所不能視也。耳之所不能聽也。所以修心而正形也。人之所失以死。所得以生也。事之所失以敗。所得以成也。故凡道。無根無莖。無葉無榮。萬物以生。萬物以成。命之曰道。

凡そ道は所なし、善心なれば安愛なり。心靜に氣理まれば、道乃ち止むべし(一)。彼の道は遠からず、民得て以て產す。彼の道は離れず、民因りて以て知る。是の故に、卒乎として、其れ與に索むべきが如く、渺渺乎として其れ窮むるも所なきが如し。彼の道の情は、音と聲とを惡む(二)。心を修め音を靜にせば、道乃ち得べし。道なる者は、口の言ふ能はざる所なり、目の視る能はざる所なり、耳の聽く能はざる所なり、心を修めて形を正す所以なり。人の失ひて以て死する所、得て以て生くる所なり。事の失ひて以て敗るゝ所、得て以て成る所なり。故に凡そ道には、根なく、莖なく、葉なく、榮なし(三)。萬物以て生じ、萬物以て成る、之を命けて道と曰ふ。

(一) 得て之を止めおくを得べしと也　(二) 道は靜を喜ぶ、故に音聲を惡むと也　(三) 花也

以レ德。不レ可レ呼以レ聲。而可レ迎以レ意。敬守勿レ失。是謂レ成德。德成而智出。萬物果得。凡心之刑。自充自盈。自生自成。其所三以失二之。必以二憂樂喜怒欲利一。能去二憂樂喜怒欲利一。心乃反濟。彼心之情。利二安以寧一。勿レ煩勿レ亂。和乃自成。折折乎。如レ在二於側一。忽忽乎。如レ將レ不レ得。渺渺乎。如レ窮二無極一。此稽不レ遠。日用二其德一。夫道者。所二以充一レ形也。而人不レ能レ固。其往不レ復。其來不レ舍。謀乎莫レ聞二其音一。卒乎乃在二於心一。冥冥乎不レ見二其形一。淫淫乎與レ我俱生。不レ見二其形一。不レ聞二其聲一。而序其成。謂二之道一。

乎として側に在るが如く、忽忽乎(一二)として將に得ざらんとするが如く、渺渺乎(一三)として無極を窮むるが如し。此の稽(一四)るや遠からず、日に其德を用ふ。夫の道は形を充す所以なり　而るに人固(一五)くする能はず。其の往くや復らず、其の來るや舍らず、謀乎(一六)として其音を聞く莫く、卒乎(一七)として乃ち心に在り。冥冥乎(一八)として其形を見さず、淫淫乎(一九)として我と倶に生ず。其形を見さず、其聲を聞かずして、序其れ成る。之を道と謂ふ。

(一) 陰陽の二氣をいふ　(二) 陽を神といひ、陰を鬼といふ　(三) 生物の精を胸中に藏するなり　(四) 土の精なる者をいふ、則ち人氣なり　(五) 明の貌　(六) 深廣の貌　(七) 濶也　(八) 忽然也、則ち、人氣あれば則ち存す、故にしかいふ　(九) 形也　(一〇) 心、本に反りておのづから成ると也。濟は成也　(一一) 安舒の貌　(一二) 事を省みざる也　(一三) 遠き貌　(一四) 留也　(一五) 道を固くして身に止めしむる能はずと也　(一六) 暗き貌　(一七) 忽然也　(一八) 嗜欲心に塞れば道乃ち遠く去り見るべからずと也　(一九) 來り進む貌

凡物之精。此則爲ㇾ生。下生ニ五穀ㇾ。上爲ニ列星ㇾ。流ニ於天地之間ㇾ。謂ニ之鬼神ㇾ。藏ニ於胸中ㇾ。謂ニ之聖人ㇾ。是故民氣杲乎。如ㇾ登ニ於天ㇾ。杳乎如ㇾ入ニ於淵ㇾ。淖乎如ㇾ在ニ於海ㇾ。卒乎如ㇾ在ニ於己ㇾ。是故此氣也。不ㇾ可ニ止以ㇾ力。而可ニ安

巻第十六

内業第四十九　　區言五

凡そ物(一)の精、此れ則ち生を爲す。下は五穀を生じ、上は列星と爲る。天地の間に流く、之を鬼神(二)と謂ふ。胸中(三)に藏す、之を聖人と謂ふ。是故に民氣(四)杲乎(五)として天に登るが如く、杳乎(六)として淵に入るが如く、淖乎(七)として海に在るが如く、卒乎(八)として己れに在るが如し。是の故に此の氣や、止むるに力を以てすべからずして、安んずるに德を以てすべし。呼ぶに聲を以てすべからずして、迎ふるに音を以てすべし。敬守して失ふ勿き、是を成德と謂ふ。德成りて智出で、萬物果く得。凡そ心の刑(九)は、自ら充ち自ら盈ち、自ら生じ自ら成る。其の之を失ふ所以は、必ず憂樂喜怒欲利を以てす。能く憂樂喜怒欲利を去らば、心乃ち反濟(一〇)す。彼の心の情は、安にして以て寧なるを利とす。煩す勿く亂す勿ければ、和乃ち自ら成る。折折(一一)

勝一。守不二必固一矣。夫令不二必行一。禁不二必止一。戰不二必勝一。守不二必固一。命レ之曰二寄生之君一。此由二不レ利レ農。少レ粟之害也。粟者王者之本事也。人主之大務。有レ人之塗。治レ國之道也。

興レ利。故天下之民歸レ之。所謂興レ利者。利ニ農事一也。所レ謂除レ害者。禁レ害ニ農事一也。農事勝則入粟多。入粟多。則國富。國富。則安レ鄕重レ家。安レ鄕重レ家。則雖三變レ俗易レ習。毆レ衆移レ民。至二於殺一レ之。而民不レ惡也。此務レ粟之功也。上不レ利レ農。則粟少。粟少。則人貧。人貧。則輕レ家。輕レ家。則易レ去。易レ去。則上令不レ能ニ必行一。上令不レ能ニ必行一。則禁不レ能ニ必止一。禁不レ能ニ必止一。則戰不ニ必

み、國富めば則ち鄕に安んじ家を重んず、鄕に安んじ家を重んぜば、則ち俗を變じ(二)習を易へ、衆を毆り民を移して、之を殺するに至ると雖も、而も民惡まざるなり。此れ粟を務むるの功なり。上、農を利せざれば則ち粟少し、粟少ければ則ち人貧し。人貧しければ則ち家を輕んず、家を輕んずれば則ち去り易く、去り易ければ則ち上令必ずしも行はるゝ能はず、上令必ずしも行はるゝ能はざれば、則ち禁必ずしも止らず、禁必ずしも止む能はざれば、則ち戰必ずしも勝たず、守必ずしも固からず。夫れ令必ずしも行はれず、禁必ずしも止らず、戰必ずしも勝たず、守必ずしも固からざれば、之を命けて(三)寄生の君と曰ふ。此れ農を利せず、粟少きに由るの害なり。粟は王者の本事なり。人主の大務、人を有つの塗、國を治むるの道なり。

(一) 鄕に背きて去る者をいふ　(二) 其常習を改易するをいふ　(三) その君民の上に位すと雖も、自ら其下をたもつ能はざるは、蟲は草木の梢上に寄生するがごとしと也

二百石。今也倉廩虛。而民無積。農夫以粥子者。上無術以均之也。故先王。使農士商工四民。交能易作。終歲之利。無道相過也。是以。民作一。而得均。民作一。則田墾。姦巧不生。田墾則粟多。粟多則國富。姦巧不生。則民治。富而治。此王之道也。不生粟之國亡。粟生而死者霸。粟生而不死者王。粟也者。民之所歸也。粟也者。財之所歸也。粟也者。地之所歸也。粟多。則天下之物盡至矣。故舜。一徙成邑。二徙成都。三徙成國。

束といふ、必ずしも布帛のみにあらざるなり。秋穀既に成る、上之を買ふに泉を以てす、春穀稍々乏し乃ち之を賣るに十を以てす、是れ亦倍貸なりと也 (六) 凡そ物、市にひさぐに市租あり、關を出づるに關税あり、寶玉兵器羽毛歯角の屬、凡そ以て府庫に藏すべきもの、又皆之を民に徴する也。若し單與らば、現粟に就きてその土を收む薪を採るを𨻶と曰ひ、畜をひくを輿といふ (七) 四種の倍貸也 (八) 四時皆穫うる也 (九) 五穀皆穫る所あるをいふ (一〇) 一夫百畝を耕す (一一) 士と雖も亦農工に善く、農と雖も亦士業に通ずるをいふ (一二) 四人の者位を均しくす、故に其利相過ぐるによしなしと也 (一三) 四人能を交へ作を易ふ、故に一と曰ふ也

舜非嚴刑罰。重禁令。而民歸之矣。去者必害。從者必利也。先王者。善爲民除害

舜は刑罰を嚴にし禁令を重くして、民之に歸するにあらざるなり。去る者は必ず害あり、從ふ者は必ず利あればなり。先王は、善く民の爲に害を除き利を興す。故に天下の民之に歸す。所謂利を興す者は、農事を利するなり。所謂害を除く者は、農事を害するを禁ずるなり。農事勝てば、則ち入粟多し。入粟多ければ則ち國富

是又倍貸也。故以上之徵。而倍取於民者四。關市之租。府庫之徵。粟什一。厮輿之事。此四時亦當一倍貸。矣。夫以一民養四主。故逃徙者刑。而上不能止者。粟少而民無積也。常山之東。河汝之間。蚤生而晩殺。五穀之所蕃熟。也。四種而五穫。中年畝二石。一夫爲粟

(九)五穫、中年は畝ごとに二石、一夫、粟を爲ること二百石(一〇)。今や倉廩虚しくして、民に積なし。農夫以て子を粥る者は、上、術の以て之を均しくする無ければなり。故に先王、農士商工の四民をして、能(一一)を交へ作を易へしめ、終歳の利、相過ぐる(一二)に道なきなり。是の以に民作一(一三)にして得ること均し。民作一なれば、則ち田墾けて姦巧生ぜず。田墾けば則ち粟多く、粟多ければ則ち國富む。姦巧生ぜざれば則ち民治る。富みて治るは此れ王の道なり。粟を生ぜざる國は亡ぶ。粟生じて死るゝ者は覇たり、粟生じて死なざる者は王たり。粟なる者は、民の歸する所なり。粟なる者は、財の歸する所なり。粟なる者は地の歸する所なり。粟多ければ則ち天下の者盡く至る。故に舜一たび徙りて邑を成し、二たび徙りて都を成し、三たび徙りて國を成す。

(一) 穀物は時に從ひて成る。其の未だ成らざるに當りてや、物、貢する所なし、故に月に計へて足らず。旣に成り物皆充足す、故に歳に計へて餘ありと也　(二) 主上の徵收が緩急にして時なければと也　(三) 倍の利息の金を借るをいふ　(四) 雨澤足らざれば、則ち貧民、富者に倍貸して、傭夫をやとひ、以て其田に灌ぐと也　(五) 凡そ物十を

先王貴之。凡爲國之急者。必先禁末作文巧。末作文巧禁。則民無所游食。民無所游食。則必農。民事農。則田墾。田墾。則粟多。粟多。則國富。國富者兵彊。兵彊者戰勝。戰勝者地廣。是以。先王知衆民彊兵廣地富國之必生於粟也。故禁末作。止奇巧。而利農事。今爲末作奇巧者。一日作。而五日食。農夫終歲之作。不足以自食也。然則民舍本事。而事末作。民舍本事而事末作。則田荒而國貧矣。

(一) 安んぜざるをいふ　(二) 末作は商業工業の如きをいひ、文巧は奢侈品をいふ　(三) 農業を務むと也　(四) 一日の利を取りて五日の食に供すべしと也

凡農者月不足。而歲有餘者也。而上徵暴急無時。則民倍貸。以給上之徵矣。耕耨者有時。而澤不必足。則民倍貸。以取庸矣。秋糴以五。春糶以束。

凡そ農は、(一)月に足らずして歲に餘ある者なり、而るに(二)上徵暴急時なければ、則ち民倍貸して以て上の徵に給す。(三)耕耨する者時あり、而も(四)澤必ずしも足らざれば、則ち民倍貸して以て庸を取る。(五)秋糴に五を以てし、春糶に束を以てするに、是れ又倍貸なり。故に上の徵を以てして民に倍取する者四。(六)關市の租・府庫の徵・粟什一・斷輿の事、此れ四時亦一倍貸に當る。夫れ一民を以て(七)四主を養ふ、故に逃徙する者刑せられて、上止むる能はざる者は、粟少くして民に積なきなり。常山の東、河汝の間、蚤く生じて晩く殺る。五穀の蕃熟する所なり。(八)四種して

上畏罪。敬上畏罪。則易治也。民貧。則危鄉輕家。危鄉輕家。則敢陵上犯禁。陵上犯禁。則難治也。故治國常富。而亂國常貧。是以善爲國者。必先富民。然後治之。昔者七十九代之君。法制不一。號令不同。然俱王天下者何也。必國富而粟多也。夫富國多粟生於農。故

治め難きなり。故に治國は常に富みて、亂國は常に貧し。是の以に善く國を爲むる者は、必ず先づ民を富して然る後に之を治む。昔者七十九代の君、法制一ならず。號令同じからず。然れども倶に天下に王たりし者は何ぞや。必ず國富みて粟多ければなり。夫れ富國多粟は農に生ず。故に先王之を貴ぶ。凡そ國を爲むるの急なる者は、必ず先づ末作(一)文巧を禁ず。末作文巧禁ずれば、則ち民、游食する所なし。民、游食する所なければ、則ち必ず農(二)し。民、農を事とすれば、則ち田墾く。田墾くれば、則ち粟多し。粟多ければ則ち國富む。國富めば兵彊く、兵彊ければ戰勝つ、戰勝てば地廣し。是の以に、先王は衆民彊兵・廣地富國の、必ず粟より生ずるを知るなり。故に末作を禁じ奇巧を止めて、農事を利す。今末作奇巧を爲す者は、(三)一日作して五日食ふ。農夫終歳の作は、以て自ら食ふに足らざるなり。然らば則ち、民は本事を舍てて末作を事とす。民本事を舍てて末作を事とすれば、則ち田荒れて國貧し。

於治亂之道。習二於人事之終始一者也。其治二人民一也。期二於利一レ民而止。故其位レ齊也。不レ慕レ古。不レ留レ今。與レ時變。與レ俗化。夫君レ人之道。莫レ貴二於勝一。勝。故君道立。君道立。然後下從。下從。故敎可レ立。而化可レ成也。夫民不二心服體從一則不レ可下以二禮義之文一敎上也。君レ人者不レ可三以不二レ察也。

一 理に合するをいふ 二 期に同じ、緩急宜しきを得るをいふ 三 保に同じ、安也 四 今を善として固執せざるをいふ 五 能く臣民に勝ち然る後君道立つと也 六 體從とは四體の心に從ふが如きをいふ

治國第四十八

區言四

凡治レ國之道。必先富レ民。民富則易レ治也。民貧。則難レ治也。奚以知二其然一也。民富。則安レ鄕重レ家。安レ鄕重レ家。則敬レ

凡そ國を治むるの道は、必ず先づ民を富す。民富めば則ち治め易きなり。民貧しければ則ち治め難きなり。奚を以て其の然るを知る。民富めば則ち鄕に安んじ家を重んず。鄕に安んじ家を重んずれば、則ち上を敬して罪を畏る。上を敬して罪を畏るれば、則ち治め易きなり。民貧しければ則ち鄕を危くし家を輕んず、鄕を危くし家を輕んずれば、則ち敢へて上を陵ぎ禁を犯す、上を陵ぎ禁を犯せば、則ち

夫盜賊不勝。則良民危。法禁不立。則姦邪繁。故事莫急於當務。治莫貴於得齊。制民急。則民迫。民迫則窘。窘則民失其所葆。緩則縱。縱則淫。淫則行私。行私則離公。離公則難用。故治之所以不立者。齊不得也。齊不得。則治難行。故治民之齊不可不察也。聖人者明於

夫れ盜賊勝へずんば則ち良民危し。法禁立たずんば則ち姦邪繁し。故に事は務（一）に當るより急なるは莫く、治は齊を得るより貴きは莫し。民を制すること急なれば則ち民迫る。民迫れば則ち窘む。（二）窘めば則ち民其の葆んずる所を失ふ。（三）緩なれば則ち縱、縱なれば則ち淫、淫なれば則ち私を行ひ、私を行へば則ち公を離れ、公を離るれば則ち用ひ難し。故に治の立たざる所以の者は、齊得ざるなり。齊得ざれば則ち治行ひ難し。故に民を治むるの齊は、察せざるべからざるなり。聖人は治亂の道に明かに、人事の終始に習ふ者なり。其の人民を治むるや、民を利するを期して止む。故に其齊に位つや、古へを慕はず、（四）今に留らず、時と變じ俗と化す。夫れ人に君たるの道は、勝より貴きは莫し。勝なり、故に君道立つ。（五）君道立ちて然る後に下從ふ。下從ふ、故に敎立つべくして化成るべきなり。夫れ民、心服體從せざれば、則ち禮義の文を以て敎ふべからざるなり。人に君たる者は、以て察せざるべからざるなり。

力立人之所不畏。欲以禁。則邪人不止。是故陳法出令。而民不從。故賞不足勸。則士民不爲用。刑罰不足畏。則暴人輕犯禁。民者服於威殺。然後從。見利然後用。被治然後正。得所安。然後靜者也。夫盜賊不勝。邪亂不止。彊劫弱。衆暴寡。此天下之所憂。萬民之所患也。憂患不除。則民不安其居。民不安其居。則民望絶於上矣。夫利莫大於治。害莫大於亂。夫五帝三王。所以成功立名。顯於後世者。以爲天下致利除害也。事行不必同。所務一也。夫民貪行躁。而誅罰輕。罪過不發。則是長淫亂。而便邪僻也。有愛人之心。而實合於傷民。此二者。不可不察也。

民其居に安んぜざれば、則ち民望上に絶つ。夫れ利は治より大なるはなく、害は亂より大なるはなし。夫れ五帝三王の功を成し名を立て、後世に顯るゝ所以のものは、天下の爲に利を致し害を除くを以てなり。事行必ずしも同じからざるも、務むる所は一なり。夫れ民貪り行躁にして誅罰輕く、(六)罪過發せずんば、則ち是れ(七)淫亂を長じて邪僻に便ずるなり。人を愛するの心ありて、實は民を傷るゝに合す。此の二者は察せざるべからざるなり。

(一)五帝三王の如き明君の多きをいふ　(二)その行の迹也　(三)中正を失ふ也　(四)人情にもとるをいふ　(五)上の用也　(六)罪過ある者の發擧せざるをいふ　(七)淫は貪也

明君者。非ニ一君ー也。其設レ賞。有レ薄有レ厚。其立レ禁。有レ輕有レ重。迹行不ニ必同一。非ニ故相反一也。皆隨レ時而變。因レ俗而動。夫民躁而行僻。則賞不レ可ニ以不一レ厚。禁不レ可ニ以不一レ重。故聖人。設ニ厚賞一。非レ侈也。立ニ重禁一。非レ戾也。賞薄。則民不レ利。禁輕。則邪人不レ畏。設ニ人之所一レ不レ利。欲ニ以使一。則民不レ盡

り。其の禁を立つるや、輕あり重あり、迹行(二)必ずしも同じからざるは、故らに相反するにあらざるなり。皆時に隨ひて變じ、俗に因りて動く。夫れ民躁にして行僻(三)なれば、則ち賞は以て厚からざるべからず、禁は以て重からざるべからず。故に聖人、厚賞を設くるは侈にあらざるなり。重禁を立つるは戾(四)にあらざるなり。賞薄ければ則ち民、利とせず、禁輕ければ、則ち邪人畏れず。人の利せざる所を設けて以て使はんと欲すれば、則ち民、力を盡さず、人の畏れざる所を立てて以て禁ぜんと欲すれば、則ち邪人止まず。是の故に法を陳し令を出して民從はず。故に賞勸むるに足らざれば、則ち士民、用(五)を爲さず。刑罰畏るゝに足らざれば、則ち暴人輕々しく禁を犯す。民は威殺に服して然る後に從ふ。利を見て然る後に用ひらる。治められて然る後に正し、安んずる所を得て、然る後に靜なる者なり。夫れ盜賊勝へず、邪亂止まず、强は弱を劫し、衆は寡を暴すれば、此れ天下の憂ふる所、萬民の患ふる所なり。憂患除かざれば、則ち民其居に安んぜず、

毋墮倪。民已侵奪墮倪。因以法隨而誅之、則是誅罰重而亂愈起。夫民。勞苦困不足、則簡禁而輕罪。如此則失在上。失在上、而上不變、則萬民無所託其命。今人主輕刑政。寬百姓薄賦歛。緩使令。然民淫躁行私。而不從制。飾智任詐。負力而爭。則是過在下。過在下。人君不廉而變。則暴人不勝。邪亂不止。暴人不勝。邪亂不止則君人者勢傷。而威日衰矣。故爲人君者。莫貴於勝。所謂勝者。法立令行。之謂勝。法立令行。故羣臣奉法守職。百官有常。法不繁匿。萬民敦慤。反本而儉力。故賞必足以使。威必足以勝。然後下從。

ず。邪亂止まず。暴人勝へず、邪亂止まざれば、則ち人に君たる者勢傷れて、威日に衰ふ。故に人君たる者は、勝より貴きはなし。所謂勝とは、法立ち令行はる。之を勝と謂ふ。法立ち令行はる、故に羣臣法を奉じ、職を守る。百官常あり。法、繁匿せず。(七) 萬民敦慤、本に反りて儉力す。故に賞は必ず以て使ふに足り、(八) 威は必ず以て勝つに足る。然る後に下從ふ。

(一) しばしば徭役を起すをいふ (二) 墮は惰也、倪は睨也、邪視也、惰りて他の財をうらやむをいふ (三) 慢也、輕んずる也 (四) 其政令を變ぜざるをいふ (五) 恃也 (六) 多きにたへざるをいふ (七) 匿は邪也 (八) 人をして善に從はしむる也

故古之所謂

故に古への所謂明君は、一君にあらざるなり。(一) 其の賞を設くるや、薄あり厚あ

古之欲正世調天下者。必先觀國政。料事務。察民俗。本治亂之所生。知得失之所在。然後從事。故法可立。而治可行。夫萬民不和。國家不安。失非在上。則過在下。今使人君行逆不修道。誅殺不以理。重賦斂。竭民財。急使令。罷民力。財竭則不能無侵奪。力罷則不能

古への世を正し天下を調へんと欲する者は、必ず先づ國政を觀、事務を料り、民俗を察し、治亂の生ずる所を本つけ、得失の在る所を知り、然る後に事に從ふ。故に法立つべくして、治行ふべし。夫れ萬民和せず、國家安んぜざるは、失上にあるにあらざれば、則ち過下に在り。今人君をして逆を行ひ、道を修めず、誅殺理を以てせず、賦斂を重くし、民財を竭し、使令を急にし、民力を罷れしむ。財竭くれば則ち侵奪なき能はず、力罷るれば則ち墮倪毋き能はず。民已に侵奪墮倪す。因りて法を以て隨ひて之を誅すれば、則ち是れ誅罰重くして亂愈、起る。夫れ民、勞苦して不足に困めば、則ち禁を簡にして罪を輕んず。此の如くんば、則ち失、上に在り。失、上に在りて上變ぜざれば、則ち萬民、其命を託する所なし。今人主、刑政を輕くし、百姓を寛くし、賦斂を薄くし、使令を緩む。然るに民、淫躁私を行ひて制に從はず。智を飾り詐に任じ、力を負みて爭ふは、則ち是れ過、下に在り。過、下に在るも、人君廉して變ぜざれば、則ち暴人勝へ

慮其家。不一圖其國。屬數雖衆。非以尊君也。百官雖具。非以任國也。此之謂國無人。國無人者。非朝臣之衰也。家與家。務於相益。不務尊君也。大臣務相貴。而不任國。小臣持祿養交。不以官爲事。故官失其能。是故先王之治國也。使法擇人。不自擧也。使法量功。不自度也。故能匿而不可蔽。敗而不可飾也。譽者不能進。而誹者不能退也。然則君臣之間明別。明別則易治也。主雖不身下爲。而守法爲之。可也。

臣は相貴ぶを務めて國に任ぜず、小臣は祿を持し交を養ひ、官を以て事と爲さず。故に官は其能を失ふ。是の故に先王の國を治むるや、(三)法をして人を擇ばしめて、自ら擧げざるなり。法をして功を量らしめて、自ら度らざるなり。故に能ありて匿れて蔽ふべからず。敗ありて飾るべからざるなり。譽むる者進む能はずして、誹る者退くる能はざるなり。然らば則ち君臣の間明かに別つ。明かに別てば則ち治め易きなり。主、身下りて爲さずと雖も、法を守りて之を爲せば可なり。

(一) 公廷にて朝廷をいふ　(二) 官各々能を失へば則ち人なしと同じきなり　(三) 法がゆるせば之をあげ法がゆるさざれば之を擧げずと也

正世第四十七

區言三

不可巧以詐僞。有權衡之稱者。不可以欺以輕重。有尋丈之數者。不可差以長短。今主釋法。以譽進能。則臣離上。而下比周矣。以黨擧官。則民務交。而不求用矣。是故官之失其治也。是主以譽爲賞。以毀爲罰也。然則喜賞惡罰之人。離公道。而行私術矣。比周以相爲匿。是忘主死交。以進其譽。故交衆者譽多。外內朋黨。雖有大姦。其蔽主多矣。

行ふをいふ　(一一) 臣、政を出すをいふ　(一二) 行止也、法の行はる、所は之を行ひ法の止むる所は之を止め而して、國既に治ると也　(一三) 欺也　(一四) 輕重を欺く能はずと也　(一五) 毀也　(一六) 互に黨をつくるをいふ　(一七) 主其の姦たるを知らざるをいふ

是以。忠臣死於非罪。而邪臣起於非功。所死者非罪。所起者非功也。然則爲人臣者。重私而輕公矣。十至私人之門。不一至於庭。百

是の以に忠臣は非罪に死して、邪臣は非功に起る。死する所の者罪にあらず、起る所の者功にあらざるなり。然らば則ち人臣たる者、私を重んじて公を輕んぜん。十たび私人の門に至るも、一たびも庭に至らず。其家を百慮するも、其國を一圖せず。屬數衆しと雖も、以て君を尊ぶにあらざるなり。百官具ると雖も、以て國に任ずるに非るなり。此を之れ國に人なしと謂ふ。國に人なしとは、朝臣の衰へしにあらざるなり。家は家を興し、相益するを務めて、君を尊ぶを務めざるなり。大

而道留。謂之擁。下情求不上通。謂之塞。下情上而道止。謂之侵。故夫滅侵塞擁之所生。從法之不立也。是故先王之治國也。不淫意於法之外。不爲惠於法之内也。動無非法者。所以禁過而外私也。威不兩錯。政不二門。以法治國。則擧錯而已。是故有法度之制者。

り。威、兩錯(一〇)せず、政、二門(一一)ならず。法を以て國を治むれば、則ち擧錯(一二)のみ。是の故に法度の制ある者は、巧る(一三)に詐僞を以てすべからず。權衡の稱なる者は、欺く(一四)に輕重を以てすべからず。尋丈の數ある者は、差る(一五)に長短を以てすべからず。今主は法を釋て、譽を以て能を進めば、則ち臣は上を離れて下比周(一六)す。黨を以て官を擧げば、則ち民は交を務めて用を求めず。是の故に官の其治を失ふは、是れ主、譽を以て賞となし、毀を以て罰を爲せばなり。然らば則ち賞を喜び罰を惡むの人、公道を離れて私術を行はん。比周以て匿すを相爲す。是れ主を忘れて死交し、以て其譽を進めん。故に交り衆き者は譽多く、外内朋黨す。大姦ありと雖も、其の主を蔽ふ(一七)こと多し。

(一) 主道明なれば則ち公法明なり、故に國治る (二) 臣術勝てば則ち私事立つ、故に國亂る (三) 君臣相親むを計るにあらずと也 (四) 本文に讒とあるは職の誤か (五) 臣、君の事を行ふをいふ (六) 威柄を專ら臣に授くれば亡ぶと也 (七) 求めて命を出さずば則ち下、裏くる所なし、故に滅すと也 (八) 中道にして留止す、故に擁と曰ふ (九) 下情、上通を欲すと雖も中道にして左右の止むる處となる、此れ則ち臣上事を侵すと也 (一〇) 臣、君の威を

上也。如二響之應一レ聲也。臣之事レ主也。如二影之從一レ形也。故上令而下應。主行而臣從。此治之道也。夫非二主令一而行。有二功利一。因賞レ之。是教二妄舉一也。遵二主令一而行レ之。有二傷敗一而罰レ之。是使下民慮二利害一而離上レ法也。羣臣百姓。人慮二利害一而以二其私心一舉錯。則法制毀。而令不レ行矣。

明法第四十六　區言二

所レ謂治國者。主道明也。所レ謂亂國者。臣術勝也。夫尊レ君卑レ臣。非レ計レ親也。以レ執レ勝也。百官識。非レ惠也。刑罰必也。故君臣共レ道則亂。專授則失。夫國有二四亡一。令求不レ出。謂二之滅一。出

所謂治國なる者は、主道明かなるなり。所謂亂國なる者は、臣術勝つなり。夫れ君を尊み臣を卑むは、親を計るにあらざるなり。以て勝を執るなり。百官の識、惠にあらざるなり。刑罰必すればなり。故に君臣道を共にすれば則ち亂り、專授すれば則ち失ふ。夫れ國に四亡あり。令求めて出でず、之を滅と謂ふ。出でて道に留る、之を擁と謂ふ。下情求めて上通せざる、之を塞と謂ふ。下情上りて道に止る、之を侵と謂ふ。故に夫の滅侵塞擁の生ずる所は、法の立たざるに從ふなり。是の故に先王の國を治むるや、意を法の外に淫さず、惠を法の内に爲さず。動きて法にあらざる者無きは、過を禁じて私を外にする所以な

慮一也。故有レ不レ知也。夫私者。壅蔽失位之道也。上舍二公法一。而聽二私說一。故羣臣百姓。皆設レ私立レ方。以敎二於國一。羣黨比周。以立二其私一。請謁任擧。以亂二公法一。人用二其心一。以幸二於上一。上無二度量以禁一レ之。是以私說日益。而公法日損。國之不レ治。從レ此產矣。夫君臣者。天地之位也。民者衆物之象也。各立二其所一レ職。以待二君令一。羣臣百姓。安得下各用二其心一而立上レ私乎。故遵二主令一而行レ之。雖レ有二傷敗一無レ罰。非二主令一而行レ之。雖レ有二功利一罪死。然故下之事レ

夫れ君臣は天地の位なり。民は衆物の象なり。各〻其の職とする所を立て、以て君令を待たば、羣臣百姓、安ぞ各〻其(三)心を用ひて私を立つるを得ん。故に主令に遵ひて之を行へば傷敗ありと雖も罰無し。主令に非ずして之を行へば功利ありと雖も罪死す。然る故に下の上に事ふるや、響の聲に應ずるが如し。臣の主に事ふるや、影の形に從ふが如し。故に上令して下應じ、主行ひて臣從ふ。此れ治の道なり。夫れ主令にあらずして行ひ、功利ありて因りて之を賞するは、是れ妄擧(四)を敎ふるなり。主令に遵ひて之を行ひ、傷敗ありて之を罰すれば、是れ民をして利害を慮りて法を離れしむるなり。羣臣百姓、人〻利害を慮りて、其私心を以て擧錯(五)すれば、則ち法制毀れて令行はれず。

(一) 胸臆也むね　(二) 道也、即ち名その道たる所を立て、以て人に敎ふと也　(三) 人、君の心を以て心となさず、各々其心を用ひ以て上に徼幸すと也　(四) 擧は動也、行也　(五) 進退也、動作也

法。不適其意。顧臣而行。離法而聽貴臣。此所謂貴而威之也。富人用金玉。事主而來焉。主離法而聽之。此所謂富而祿之也。賤人以服約卑敬悲色。告愬其主。主因離法而聽之。此所謂賤而事之也。近者以偪近親愛。有求其主。主因離法而聽之。此所謂近而親之也。美者以巧言令色。請其主。主因離法而聽之。此所謂美而淫之也。治世則不然。不知親疏遠近貴賤美惡。以度量斷之。其殺戮人者。不怨也。其賞賜人者。不德也。以法制行之。如天地之無私也。

是以官無私論。士無私議。民無私說。皆虛其匈。以聽於上。上以公正論。以法制斷。故任天下而不重也。今亂君則不然。有私視也。故有不見也。有私聽也。故有不聞也。有私

是の以に官に私論なく、士に私議なく、民に私說なし。皆其匈（一）を虛しくして以て上に聽く。上は公正を以て論じ、法制を以て斷ず。故に天下に任じて重しとせざるなり。今の亂君は則ち然らず。私視あるなり、故に見ざるあるなり。私聽あるなり、故に聞えざるあるなり。私慮あるなり、故に知らざるあるなり。夫れ私は、壅蔽失位の道なり。上、公法を舍て、私說を聽く。故に羣臣百姓、皆私を設け方（二）を立て、以て國に敎ふ。羣黨比周、以て其の私を立て、請謁任擧、以て公法を亂る。人（三）、其の心を用ひて、以て上に幸ふ。上、度量の以て之を禁ずる無し。是の以に私說日に益して、公法日に損す。國の治らざるは此れより產す。

還廢之。令出而復反之。枉法而從私。毀令而不全。是貴能威之。富能祿之。賤能事之。近能親之。美能淫之也。此五者不禁於身。是以羣臣百姓。人挾其私。而幸其主。彼幸而得之。則主日侵。彼幸不得。則怨日產。夫日侵而產怨。此失君之所愼也。凡爲主。而不得用其

怨を產するは、此れ失君の愼(四)ふ所なり。凡そ主と爲りて其法を用ふるを得ず、其意に適せず、臣を顧みて行ひ、法を離れて貴臣に聽くは、此れ所謂貴にして之を威すなり。富人は金玉を用ひ、主に事へて來(五)む。主は法を離れて之を聽く。此れ所謂富にして之を祿するなり。賤人は服約(六)卑敬を以て悲色あり。其主に告愬す。主因りて法を離れて之を聽く。此れ所謂賤にして之に事ふるなり。近き者は偪近親愛を以て其主に求むるあり。主因りて法を離れて之を聽く。此れ所謂近にして之に親むなり。美なる者は巧言令色を以て其主に請ふ。主因りて法を離れて之を聽く、此れ所謂美にして之に淫するなり。治世は則ち然らず。親疎遠近貴賤美惡を知らずして、(七)度量を以て之を斷ず。其の人を殺戮する者怨みざるなり。其の人を賞賜する者德とせざるなり。法制を以て之を行ふこと、天地の私なきが如し。

(一) 心能く獨立するをいふ (二) 奇邪の人、惡を改め善に變れば則ち復た化をふさぐものなし、故に命出でゝ民移りて之に從ふと也 (三) 其主に幸を求むる也 (四) 愼と通ずしたがふ也 (五) 求の誤 (六) 服約は屈服隱約也 (七) 法度也

其正心一專聽二其大臣一者。危主也。故爲二人主一者。不レ重レ愛人一。不レ重レ惡人一。重愛曰二失德一。重惡曰二失威。威德皆失。則主危也。故明王之所レ操者六。生レ之殺レ之。富レ之貧レ之。貴レ之賤レ之。此六柄者。主之所レ操也。主之所レ處者四。一曰。文。二曰。武。三曰。威。四曰。德。此四位者。主之所レ處也。藉レ人。以二其所レ操。命曰二奪柄一。藉レ人。以二其所レ處。命曰二失位一。奪柄失位。而求二令之行一。不レ可レ得也。法不レ平。令不レ全。是亦奪柄失位之道也。故有レ爲枉レ法。有レ爲毀レ令。此聖君之所二以自禁一也。故貴不レ能レ威。富不レ能レ祿。賤不レ能レ事。近不レ能レ親。美不レ能レ淫也。

植固而不レ動。奇邪乃恐。奇革而邪化。令往而民移。故聖君失二度量一。置二儀法一。如二天地之堅一。如二列星之固一。如二日月之明一。如二四時之信一。然故。令往而民從。之。而失君則不レ然。法立。而

植つこと固くして動かずば、奇邪乃ち恐る。奇革りて邪化し、令往きて民移る。故に聖君、度量を失ね、儀法を置くこと、天地の堅きが如く、列星の固きが如く、日月の明なるが如く、四時の信なるが如し。然る故に令往きて民之に從ふ。而るに失君は則ち然らず。法立ちて還た之を廢し、令出でて復た之を反す。法を枉げて私に從ひ、令を毀りて全からず。是れ貴も能く之を威し、富も能く之を祿し、賤も能く之に事へ、近も能く之に親み、美も能く之に淫するなり。此の五つの者身に禁ぜず。是の以に羣臣百姓、人其私を挾みて其主を幸ふ。彼れ幸ひて之を得ば、則ち主日に侵さる。彼れ幸ひて得ざれば、則ち怨日に產す。夫れ日に侵されて

也。法於法者民也。君臣上下貴賤。皆從法。此謂爲大治。故主有三術。夫愛人不私賞也。惡人不私罰也。置儀設法。以度量斷者。上主也。愛人而私賞之。惡人而私罰之。倍大臣。離左右。專以其心斷者。中主也。臣有所愛。而爲私賞之。有所惡。而爲私罰之。倍其公法。損

ず、人を重惡せず。重愛を失德と曰ひ、重惡を失威と曰ふ。威德皆失すれば則ち主危きなり。故に明王の操る所の者六あり。之を生し之を殺し、之を富し之を貧しくし、之を貴くし之を賤しくす。此の六柄は主の操る所なり。主の處る所の者四あり。一に曰く、文、二に曰く、武、三に曰く、威、四に曰く、德。此の四位は主の處る所なり。人に藉すに其の操る所を以てするを、命じて奪柄と曰ふ。人に藉すに其の處る所を以てするを、命じて失位と曰ふ。奪柄失位ありて、令の行はれんことを求むとも得べからざるなり。法の平しからず、令の全からざるは、是も亦奪柄失位の道なり。故に爲にするありて法を枉げ、爲にするありて令を毀るは、此れ聖君の自ら禁ずる所以なり。故に貴も威す能はず、富も祿する能はず、賤も事ふる能はず、近も親く能はず、美も淫する能はざるなり。

(一) 嬖也、愛幸也 (二) 臣之を愛惡す、君又從つて之を愛惡す、是れ重也 (三) 德は恩也 (四) 奪は失也、說文に奪は手に隹を持ち之を失ふなりとあり

置レ子立レ相。大臣。能以二其私一附二百姓一剪二公財一。以祿二私士一。

凡如レ是。而求二法之行。國之治。不レ可レ得也。聖君則不レ然。卿相不レ得レ剪二其私。羣臣不レ得レ辟二其所二親愛。聖君亦明二其法。而固守レ之。羣臣修通輻輳。以事二其主。百姓輯睦。聽レ令道レ法。以從二其事。故曰。有レ生レ法。有レ守レ法。有レ法二於法。夫生レ法者君也。守レ法者臣

凡そ是の如くにして、法の行はれ國の治るを求むとも得べからざるなり。聖君は則ち然らず。卿相は其私を剪るを得ず、羣臣は其親愛する所に辟するを得ず。聖君亦其法を明にして固く之を守る。羣臣修通輻湊、以て其主に事ふ。百姓輯睦、令を聽き法に道り、以て其事に從ふ。故に曰く、法を生ずるあり、法を守るあり、法を法とするあり。夫れ法を生ずる者は君なり。法を守る者は臣なり。法を法とする者は民なり。君臣上下貴賤皆法に從ふ。此を大治を爲すと謂ふ。故に主に三術あり。夫れ人を愛して私賞せず、人を惡みて私罰せず、儀を置き法を設け、度量を以て斷ずる者は上主なり。人を愛して之を私賞し、人を惡みて之を私罰し、大臣に倍き左右を離れ、專ら其心を以て斷ずる者は中主なり。臣に愛する所ありて、爲に之を私賞し、惡む所ありて、爲に之を私罰し、其公法に倍き、其正心を損し、專ら其大臣に聽く者は危主なり。故に人主たる者は、人を重愛せ

君臣上下貴賤皆發焉。故曰。法古之法也。世無請謁任舉之人。無間識博學。辯說之士。無偉服。無奇行。皆囊於法。以事其主。故明王之所恆者二。一曰。明法而固守之。二曰。禁民私而收使之。此二者。主之所恆也。夫法者。上之所以一民使下也。私者。下之所以侵法亂主也。故聖君。置儀設法。而固守之。然故諶杵習士。聞識博學之人。不可亂也。衆彊富貴私勇者。不能侵也。信近親愛者。不能離也。珍怪奇物。不能惑也。萬物百事。非在法之中者。不能動也。故法者天下之至道也。聖君之實用也。今天下則不然。皆有善法而不能守也。然故諶杵習士。聞識博學之士。能以其智亂法惑上。衆彊富貴私勇者。能以其威犯法侵陵。鄰國諸侯。能以其權

親愛は離す能はざるなり。珍怪奇物惑す能はざるなり。萬物百事、法の中に在る者に非れば動かす能はざるなり。故に法は天下の至道なり。聖君の實用なり。(一〇)今の天下は則ち然らず。皆善法ありて守る能はざるなり。然る故に諶杵習士、聞識博學の士、能く其智を以て法を亂し上を惑し、衆彊富貴私勇の者、能く其威を以て法を犯して侵陵す。鄰國の諸侯、能く其權を以て子を置き相を立つ。(一一)大臣は、能く其私を以て百姓を附づけ、公財を剪り、以て私士に祿す。

(一) 法立たずんば仁義禮樂施す所なし、故にいふ (二) 聞は法を以て本と爲すと也 (三) 不詳の誤か (四) 儀は表也儀表の意 (五) 發は起也、皆法に由りて起つと也 (六) 今日の法は卽ち大古の法ゆゑこれを以て法とせざるべからずと也 (七) 任は保也、其の用ふべきを保して之を擧ぐる也 (八) 表準也 (九) 信謂明者事務を習熟するの士なり (一〇) 君の心を動かす能はずと也 (一一) 君の子を廢置し國相を擁立すと也

所謂仁義禮樂者。皆出於法。此先聖之所以一民者也。周書曰。國法。法不一。則有國者不祥。民不道法。則不祥。國更立法。以典民。則祥。羣臣不用禮義教訓。則不祥。百官服事者。離法而治。則不祥。故曰。法者不可不恆也。存亡治亂之所從出。聖君所以爲天下大儀也。

所謂仁義禮樂は、皆法より出づ。此れ先聖の民を一にする所以の者なり。周書に曰く、國に法ありと。法一ならざれば則ち國を有つ者不祥。民、法に道らざれば則ち不祥。國、法を更立して、以て民を典れば則ち祥。羣臣、禮義教訓を用ひざれば則ち不祥。百官、事に服ふ者、法を離れて治めば則ち不祥。故に曰く、法は恆にせざるべからざるなりと。存亡治亂の從りて出づる所、聖君天下を爲むる所以の大儀なり。君臣上下貴賤皆發す。故に曰く、法は古への法なりと。世に請謁任擧の人なく、聞識博學辯說の士なく、偉服なく奇行なく、皆法に襲まれて、以て其主に事ふ。故に明王の恆にする所の者二、一に曰く、法を明にして固く之を守る。二に曰く、民私を禁じて之を收使す。此の二者は、主の恆にする所なり。夫れ法は、上の民を一にし下を使ふ所以なり。私は、下の法を侵し主を亂す所以なり。故に聖君、儀を置き法を設けて固く之を守る。然る故に諶杵習士、聞識博學の人、亂すべからざるなり。衆彊富貴私勇は侵す能はざるなり。信近

不ㇾ然。守ニ道要一。處ニ佚樂一。馳騁弋獵。鍾鼓竽瑟。宮中之樂。無ニ禁圉一也。不ㇾ思不ㇾ慮。不ㇾ憂不ㇾ圖。利ニ身體一。便ニ形軀一。養ニ壽命一。垂拱而天下治。是故。人主能有下用ニ其道一者上。不ㇾ事ㇾ心。不ㇾ勞ㇾ意。不ㇾ動ㇾ力。而土地自辟。囷倉自實。蓄積自多。甲兵自強。羣臣無ニ詐僞一。百官無ニ姦邪一。奇術技藝之人。莫下敢高言孟行。以過ニ其情一。以遇中其主上矣。昔者堯之治ニ天下一也。猶ニ埴之在ㇾ埏也。唯陶之所ニ以爲一。猶ニ金之在ㇾ鑪。恣ニ冶之所ニ以鑄一。其民引ㇾ之而來。推ㇾ之而往。使ㇾ之而成。禁ㇾ之而止。故堯之治也。善明ニ法禁之令一而已矣。黃帝之治ニ天下一也其民不ㇾ引而來。不ㇾ推而往。不ㇾ使而成。不ㇾ禁而止。故黃帝之治也。置ㇾ法而不ㇾ變。使ニ民安ニ其法一者也。

の鑄る所以を恣にす。其民之を引きて來り、之を推して往き、之を使ひて成り、之を禁じて止む。故に堯の治むるや、善く法禁の令を明にするのみ。黃帝の天下を治むるや、其民引かずして來り、推さずして往き、使はずして成り、禁ぜずして止む。故に黃帝の治むるや、(一四)法を置きて變ぜず、民をして其法に安んぜしめし者なり。

(一) 區は小なり 區言凡そ五篇、至論多し (二) 計數也 (三) 小道也 (四) 實事を務めずして虛譽に馳す、智を好むの敵也 (五) 道の要を守るが故に能く佚樂を縱にする也 (六) 竽は三十六簧、長さ四尺二寸、瑟は二十五弦樂也 (七) 上の法・數・公・正・大・道をいふ (八) 孟は大也 (九) 實也 (一〇) 黏土也 (一一) 水の土に和するをいふ、ねやす器をいふなるべし (一二) 瓦工也 (一三) 鑄也 (一四) 法一たび設けて變更せずと也、至治をいふ也

聖君。任ㇾ法而不ㇾ任ㇾ智。任ㇾ數而不ㇾ任ㇾ說。任ㇾ公而不ㇾ任ㇾ私。任二大道一。而不ㇾ任二小物一。然後身佚而天下治。失君則不ㇾ然。舍ㇾ法而任ㇾ智。故民舍ㇾ事而好ㇾ譽。舍ㇾ數而任ㇾ說。故民舍ㇾ實而好ㇾ言。舍ㇾ公而好ㇾ私。故民離ㇾ法而妄行。舍二大道一而任二小物一。故上勞煩。百姓迷惑。而國家不ㇾ治。聖君則

聖君は法に任じて智に任ぜず、數に任じて說に任ぜず、公に任じて私に任ぜず、大道に任じて小物に任ぜず。然る後に身佚して天下治る。失君は則ち然らず。法を舍てゝ智に任ず、故に民事を舍てて譽を好む。數を舍てて說に任ず。故に民實を舍てて言を好む。公を舍てて私を好む。故に民、法を離れて妄行す。大道を舍てて小物に任ず。故に上勞煩し、百姓迷惑して國家治らず。聖君は則ち然らず。道要を守り、佚樂に處り、馳騁弋獵、鍾鼓竽瑟、宮中の樂、禁囿なきなり。思はず慮らず、憂へず圖らず、身體に利に、形軀に便に、壽命を養ひ、垂拱して天下治る。是の故に人主能く其道を用ふる者あれば、心を事とせず、意を勞せず、力を動かさずして、土地自ら辟け、囷倉自ら實り、蓄積自ら多く、甲兵自ら強く、羣臣詐僞無く、百官姦邪なく、奇術技藝の人、敢へて高言孟行、以て其情を過し、以て其主に遇ふなし。昔者堯の天下を治むるや、猶ほ埴の埏に在るがごとし。唯だ陶の爲す所以のまゝなり。猶は金の鑪に在るがごとし。治

州縣鄉黨。與ニ宗族ー。足ニ懷樂ー也。不レ然。則上之教訓習俗慈愛之於レ民也厚。無ニ所レ往而得ヒ之。不レ然。則山林澤谷之利足レ生也。不レ然。則地形險阻。易レ守而難レ攻也。不レ然。則罰嚴而可レ畏也。不レ然。則賞明而足レ勸也。不レ然。則有レ深ニ怨於敵人ー也。不レ然。則有レ厚ニ功於上ー也。此民之所ニ以守戰至レ死而不ヒ德ニ其上ー者也。今恃ニ不信之人ー。而求ニ以智ー。用ニ不守之民ー。而欲ニ以固ー。將ニ不戰之卒ー。而幸ニ以勝ー。此兵之三闇也。

易くして攻め難ければなり。然らずんば則ち罰嚴にして畏るべければなり、然らずんば則ち賞明にして勸むに足ればなり。然らずんば則ち敵人に深怨あればなり。然らずんば則ち上に厚功(五)あればなり。此れ民の守戰死に至りて、其上に德とせざる所以の者なり。今不信(六)の人を恃みて以て智(七)るを求め、不守の民を用ひて以て固きを欲し、不戰の卒を將ゐて以て勝つを幸ふは、此れ兵の三闇なり。

(一) 本分と考へて上卽ち君に對し恩德を報ずるためになすと思はざるはと也　(二) 計數也、これによりてこゝに至らしむると也　(三) 父母也　(四) 何處に往くもかゝる所なきをいふ　(五) 功厚ければ祿多きをいふ　(六) 闇謀也　(七) 知の通字

任法第四十五

(一)區言一

德。其民和平以靜。致道。其民付而不爭。罪人當名曰刑。出令當時曰政。當故不改曰法。愛民無私曰德。會民所聚曰道。立常行政。能服信乎。中和愼敬。能日新乎。正衡一靜。能守愼乎。廢私立公。能擧人乎。臨政官民。能後其身乎。能服信政。此謂正紀。能服日新。此謂行理。守愼正名。僞詐自止。擧人無私。臣德咸道。能後其身。上佐天子。

むる也　(九)邪僻に導く也　(一〇)非分の幸を求めしむるなかれと也　(一一)用也　(一二)擠也、その惡を拂ひ去る也　(一三)任也　(一四)衡は平也　(一五)紀綱を正す也　(一六)得失邪正の名也

九變第四十四　短語十八

凡民之所以守戰至死不德其上者。有數以至焉。曰大者。親戚墳墓之所在也。田宅富厚足居也。不然則

凡そ民の、守戰死に至りて、(一)其上に德とせざる所以の者は、(二)數ありて以て至ればなり。曰く、大なる者は、(三)親戚墳墓の在る所なり。田宅富厚居るに足ればなり。然らずんば則ち州縣鄕黨と宗族と、懷樂するに足ればなり。然らずんば則ち上の教訓習俗慈愛の民に於ける厚くして、(四)往く所として之を得るなければなり。然らずんば則ち山林澤谷の利生ずるに足ればなり。然らずんば則ち地形險阻、守り

無レ好無レ惡。萬物崇レ一。陰陽同レ度。曰レ道。刑以糾レ之。政以令レ之。法以過レ之。德以養レ之。道以明レ之。刑以糾レ之。毋レ失二民命一。令レ之以終二其欲一。明レ之毋レ徑。過レ之以絶二其志意一。毋レ使二民幸一。養レ之以化二其惡一。必自レ身始。明レ之以察二其生一。必修二其理一。致レ刑。其民庸レ心以蔽。致レ政。其民服信以聽。致レ

ず其理を修めしむ。刑を致せば、其民は心を庸ひ[一一]て以て蔽[一二]ふ。政を致せば、其民服信にして以て聽く。德を致せば、其民、和平にして以て靜なり。道を致せば、其民は付[一三]して爭はず。人を罪して名に當るを刑と曰ひ、令を出して時に當るを政と曰ひ、故に當りて改めざるを法と曰ひ、民を愛して私なきを德と曰ひ、民の聚る所に會するを道と曰ふ。常を立て政を行ふ。能く服信ならんか、中和愼敬。能く日に新ならんか、正衡[一四]一靜。能く愼を守らんか、私を廢し公を立つ。能く人を舉げんか、政に臨み民を官にす。能く其身を後にせんか、能く政に服信す。之を紀[一五]を正すと謂ふ。能く日新に服する、此を理を行ふと謂ふ。愼を守り名[一六]を正せば、僞詐自ら止む。人を舉げて私なければ、臣德咸く道あり。能く其身を後にせば、上、天子を佐く。

(一)刑の罪名によく相當するをいふ　(二)刑の正當なる故に驚かず、此の如き者は刑の正しき者なりと也　(三)姦邪に勝つ也　(四)整也　(五)恩也　(六)道の二ならざる者を用ふる也　(七)斷也。さだむ　(八)成也、成し遂げし

制二斷五刑一。各當二其名一。罪人不レ怨。善人不レ驚。曰レ刑。正レ之服レ之。勝レ之飾レ之。必嚴二其令一。而民則レ之曰レ政。如二四時之不一レ貳。如二星辰之不一レ變。如レ宵如レ晝。如レ陰如レ陽。如二日月之明一。曰レ法。愛レ之生レ之。養レ之成レ之。利レ民不レ德。天下親レ之。曰レ德。無レ德無レ怨。

正第四十三　短語十七

五刑を制斷し、各〻其名に當れば(一)、罪人怨みず、善人驚(二)かざるを刑と曰ふ。之を正し之を服し、之に勝ち(三)之を飾へ(四)、必ず其令を嚴にして、民之に則るを政と曰ふ。四時の貳はざるが如く、星辰の變ぜざるが如く、宵の如く晝の如く、陰の如く陽の如く、日月の明の如きを法と曰ふ。之を愛し之を生じ、之を養ひ之を成し、民を利して德とせず、天下之を親むを(五)德と曰ふ。德なく怨なく、好なく惡なく、萬物一(六)を崇び、陰陽度を同じうするを道と曰ふ。刑以て之を(七)斷め、政以て之に命じ、法以て之を遏め、德以て之を養ひ、道以て之を明にす。刑以て之を斷め、民の命を失はしむる毋れ。之を令して以て其欲を(八)終へしめ、之を明にして俓(九)する毋れ。之を遏めて以て其志意を絶ち、民をして幸(一〇)せしむる毋れ。之を養ひて以て其惡を化せんとせば、必ず身より始む。之を明にして以て其生を察す、必

端二政象一。不二敢以先一レ人。中靜不レ留。裕レ德無レ未。形二於女色一。其所レ處者柔安靜樂。行レ德而不レ爭。以待二天下之瀆作一也。故賢者安徐正靜。柔節先定。行二於不敢一。而立二於不能一。守二弱節一。而堅二處之一。故不レ犯二天時一。不レ亂二民功一。秉レ時發レ人。先レ德後レ刑。順二於天一。微度レ人。善周者。明不レ能レ見也。善明者周不レ能レ蔽也。大明勝二大周一。則民無二大周一也。大周勝二大明一。則民無二大明一也。大周之先。可二以奮信一。大明之祖。可三以代二天下一。索而不レ得。求二之招搖之下一。獸厭レ走。而有レ伏二網罟一。一偃一側。不レ然不レ得。大文三曾。而貴二義與一レ德。大武三層。而偃二武與一レ力。

り人を養ふ。徳を先にし刑を後にし、天に順ひて微に人を度る。善周なる者は明も見る能はざるなり。善明なる者は、周も蔽ふ能はざるなり。大明(六)、大周に勝たば、則ち民に大周なきなり。大周、大明に勝たば、則ち民に大明なきなり。大周の先、以て奮信すべく、大明の祖、以て天下に代るべし(七)。索めて得ざれば、之を招搖の下に求む(八)。獸走るを厭ひて、網罟に伏すあり(九)。一は偃し一は側つ。然らずんば得ざるなり。大文三曾(一〇)、而して義と徳とを貴ぶ。大武三層、而して武と力とを偃す(一一)。

(一) 贏羸の誤 (二) 天地の形見はるる所をとる也 (三) 象は法也。端は正也 (四) 湧き興るにて、動亂也 (五) 柔順の操也 (六) 極めて周密なるもの (七) 代りて天下の王たるべしと也 (八) 逍遙に同じ (九) 網の一邊をふせ、一邊を起つるをいふ (一〇) 曾は層と通ず。三曾は、累積して三に至るをいふ (一一) 收めて用ひざるに至るをいふ

靜不レ爭。動作不レ貳。素質不レ留。與レ地同レ極。未レ得二天極一。則隱二於德一。已得二天極一。則致二其力一。既成二其功一。順守二其從一。人不レ能レ代。成レ功之道。嬴縮爲レ寶。毋レ亡二天極一。究レ數而止。事若未レ成。毋レ改二其形一。毋レ失二其始一。靜レ民觀レ時。待レ令而起。故曰。修二陰陽之從一。而道二天地之常一。

なかれと也　(一四)人事怨叛を起さゞれば、自ら興事の始となるなかれと也　(一五)從ふ所也　(一六)至誠の道也　(一七)文飾なき也　(一八)嬴の誤。これを進退度にかなふといふ　(一九)由也

嬴嬴縮縮。因而爲レ當。死死生生。因二天地之形一。天地之形。聖人成レ之。小取者小利。大取者大利。盡行レ之者。有二天下一。故賢者誠信以仁レ之。慈惠以愛レ之。

(二〇)嬴嬴縮縮、因りて當を爲し、死死生生、天地の形に因る。天地の形は、聖人之を成す。小しく取る者は小しく利あり　大に取る者は大に利あり。盡く之を行ふ者は、天下を有つ(二一)。故に賢者は、誠信以て之を仁にし、慈惠以て之を愛にし、政(二二)象を端しくして、敢へて以て人に先だたず。中靜にして留らず、德を裕にして求むるなく、女の色に形す。其の處る所の者、柔安靜樂、德を行ひて爭はず、以て天下の潰作(二四)を待つ。故に賢者は、安徐正靜、柔節(二五)先づ定り、不敢を行ひて不能に立ち、弱節(二六)を守りて之を堅處す。故に天時を犯さず、民功を亂さず。時を乘

貴レ得レ度。知二靜之修一。居而自利。知二作之從一。毎レ動有レ功。故曰。無爲者帝其斯之謂矣。逆節萌生。天地未レ形。先爲二之政一。其事乃不レ成。繆受二其刑一。天因レ人。聖人因レ天。天時不レ作。勿レ爲レ客。人事不レ起。勿レ爲レ始。慕二和其衆一。以修二天地之從一。人先生レ之。天地形レ之。聖人成レ之。則與レ天同レ極。正

以て天地の從(一五)を修む。人先づ之を生じ、天地之を形し、聖人之を成せば、則ち天と極を同じくす(一六)。正靜爭はず、動作貳ならず、素質(一七)留らざれば、地と極を同じくす。未だ天極を得ざれば、則ち德に隱る。已に天極を得ば、則ち其力を致す。既に其功を成し、其從を順守せば、人伐つこと能はず。功を成すの道は、贏縮(一八)を寶と爲す。天極を亡ふ毋く、數を究めて止む。事若し成らざれば、其形を改むる毋く、其始を失ふ毋れ。民を靜にして時を觀、令を待ちて起る。故に曰く、陰陽の從を修めて、天地の常に道る(一九)と。

(一) 濟は水の貌。即ち戰の時に方り、水を憚れて謀を誤る、此を濟淡の水に滅ぶと云ふと也 (二) 欲する所を得る也。即ち小大利する所なしと也 (三) 中は心なり。即ち、險を憚れて謀を誤る、これを迷心といふと也 (四) 芒は疲の貌。即ち、險に伏あるを恐れ、兵を分ちて以て之に備ふ、其人既に迷惑疲倦、復た用ふべからず。是れ將帥死亡の道なりと也 (五) 師を用ふる道我動きて敵の靜なる者あらば、則ち靜なる者勝つ。故に我れ死亡にちかしと也 (六) われ先づ動きて、敵に反つて應をなす者あらば、我れ必ず功なし。故に醜に近しと也 (七) 退避也 (八) 當に修むべきこと (九) 欲する所を得る也 (一〇) 理の自然に任せて爲すなきもの (一一) 人の善惡に因りて之に禍福すと也 (一二) 天の禍福する所に因りて之を誅賞すと也 (一三) 天時變災を起さざれば、客兵となりて人を攻むる

戰而懼ㇾ水。此謂ニ澹滅ー。小事不ㇾ從。大事不ㇾ吉。戰而懼ㇾ險此謂ニ迷中ー。分ニ其師衆ー。人既迷芒。必其將亡之道。動。靜者比ニ於死ー。動。作者比ニ於醜ー。動。信者比ニ於距ー。動。詘者比ニ於避ー。夫靜與ㇾ作。時以爲ニ主人ー。時以爲ㇾ客。

卷第十五

勢第四十二　　短語十六

(一)戰ひて水を懼る、此を澹滅と謂ふ、(二)小事從はず、大事吉ならず。戰ひて險を懼る、此を(三)迷中と謂ふ。其師衆を分てば、人既に迷芒す。(四)必ず其將亡ぶるの道なり。(五)動くも靜なる者あらば死に比し。(六)動くも作つ者あらば醜に比し。動くも信ぶる者あらば距に比し。動くも詘する者あらば避に比し。(七)夫れ靜と作と、時に以て主人と爲り、時に以て客と爲り、度を得るを貴ぶ。(八)靜の修を知れば、居りて自ら利す。作るの從ふを知れば、動く毎に功あり。故に曰く、(一〇)無爲の者は帝なりとは、それ斯の謂なり。(九)逆節萌生するも、天地未だ形れざるに、先づ之が政を爲すときは、其事乃ち成らずして、繆つて其刑を受く。(一一)天は人に因り、(一二)聖人は天に因る。(一三)天時作らざれば客と爲る勿れ。(一四)人事起らざれば始と爲る勿れ。其衆を慕和し

之。所所以貴天地之所閉藏也。然羽卵者不段。毛胎者不牘。腱婦不銷棄。草木根本美。七十二日而畢。睹甲子。木行御。天子不賦。不賜賞。而大斬伐傷。君危不殺。太子危。家人夫人死。不然則長子死。七十二日而畢。睹丙子。火行御。天子敬行急政。旱札。苗死民厲。七十二日而畢。睹戊子。土行御。天子修宮室。築臺榭。君危。外築城郭。臣死。七十二日而畢。睹庚子。金行御。天子攻山擊石。有兵作。戰而敗。士死。喪執政。七十二日而畢。睹壬子。水行御。天子決塞。動大水。王后夫人薨。不然。則羽卵者段。毛胎者牘。腱婦銷棄。草木本根不美。七十二日而畢也。

至。白露下。天子出令。命左右司馬。衍組甲。厲兵。合什爲伍。以修於四境之內。諛然告民有事。所以待天地之殺斂也。然則晝炙陽。夕下露。地競環。五穀鄰熟。草木茂實。歲農豐。年大茂。七十二日而畢。睹壬子。水行御。天子出令。命左右使人內御。其氣足。則發而止。其氣不足。則發撊瀆盜賊。數剸竹箭。伐檀柘。令民出獵禽獸。不釋巨少而殺

を修め臺樹を築くときは君危し。外、城郭を築くときは臣死す。七十二日にして畢る。庚子を睹、金行にて御む。天子、山を攻め石を撃つときは兵の作るあり。戰ひて敗れ、士死し、執政を喪ふ。(一九)七十二日にして畢る。壬子を睹、水行にて御む。天子、塞を決するときは大水を動し、王后夫人薨ず。然らざれば則ち羽卵の者段れ、毛胎(二〇)の者贖れ、腜婦銷棄し、草木の本根美ならず。七十二日にして畢るなり。

(一) 貢也 (二) 正也 (三) 大に仁惠の號令を發する也 (四) 粵は厚し、宛は順也、天の厚順にして時氣に逆はざるを爲すをいふ (五) 門・戶・行・竈・中霤をいふ (六) 組を以て甲を貫く也 (七) 修めて之を美にする也 (八) 容貌の和恭なる也 (九) 秋時は炙の如くなればなり (一〇) 地脈競起、其文環の如し、環死也 (一一) 鄰は連也 (一二) 閉藏の氣足れば、則ち命を發して休止すと也 (一三) 追捕を嚴にする也 (一四) 弓幹をつくるもの (一五) 腜は孕の古字 (一六) 若し君危しと雖も殺されずんば、則ち又太子危く而して家人夫人に死禍ある也 (一七) 敬と本文にあるは敢の誤 (一八) 札は夭死也 (一九) 山は金の藏する所、石も亦金屬也。之を攻擊すれば金氣を觸動す、故に兵起る也 (二〇) 隄防也

穀。君子之靜居。而農夫修二其功力一極。然則天爲二粤宛一。艸木養長。五穀蕃實秀大。六畜犧牲具。民足レ財國富。上下親。諸侯和。七十二日而畢。睹二甲子一。金行御。天子出レ令。命二祝宗一。選二禽獸之禁。五穀之先熟者一。而薦三之祖廟與二五祀一。鬼神饗二其氣一焉。君子食二其味一焉。然則凉風

命じ、組甲（六）を衍しく（七）し、兵を厲ぎ、什を合して伍と爲し、以て四境の内を修む。諛然（八）として民に事あるを告ぐるは、天地の殺斂を待つ所以なり。然らば則ち晝炙（九）陽、夕露を下し、地競（一〇）環、五穀鄉熟（一一）、草木茂實、歲農豐に、年大に茂る。七十二日にして畢る。壬子を睹、木行にて御む。天子令を出し、左右使人内御に命じて御めしむ。其氣足れば則ち發して止む。其氣足らざれば、則ち發して盜賊を瀆擱（一二）し、數竹箭を剸り、檀柘（一四）を伐り、民をして出でて禽獸を獵せしむ。巨少を釋（一三）ばずして之を殺すは、天地の閉藏する所を貴ぶ所以なり。然らば則ち羽卵する者段れず、毛胎する者贖れず、孋婦（一五）銷棄せず、草木の根本美なり。七十二日にして畢る。甲子を睹、木行にて御む。天子賦せず、賜賞せずして大に斬伐傷すれば、君危き（一六）も殺されず、太子危く家人夫人死す。然らずんば則ち長子死す。七十二日にして畢る。丙子を睹、火行にて御む。天子敢へ（一七）て急政を行ふときは旱札（一八）あり、苗死し民厲む。七十二日にして畢る。戊子を睹、土行にて御む。天子、宮室

氷解而凍釋。艸木區萌。贖蟄蟲卵菱。春辟勿時。苗足本。不殤雛鷇。不夭麑麇。毋傅速。亡傷繈褓。時則不凋。七十二日而畢。睹丙子。火行御。天子出令。命行人內御。令掘溝澮。津舊塗。發藏任君賜賞。君子修游馳。以發地氣。出皮幣。命行人修春秋之禮於天下諸侯。通天下遇者。兼和。

然則天無疾風。艸木發奮。鬱氣息。民不疾。而榮華蕃。七十二日而畢。睹戊子。土行御。天子出令。命左右司徒內御。不誅。不貞。農事爲敬。大揚惠言。寬刑死。緩罪人。出國司徒令。命順民之功力。以養五

然らば則ち天に疾風なく、艸木發奮し、鬱氣息む。民疾まずして榮華蕃し。七十二日にして畢る。戊子を睹、土行にて御む。天子令を出し、左右司徒內御に命じ〔一〕誅めず〔二〕貞さず。農事敬を爲す。大に〔三〕惠言を揚げ、刑死を寛にし罪人を緩にし、國の司徒の令を出し、命じて民の功力を順にし、以て五穀を養ふ。君子は靜居して、農夫其功力を修めて極む。然らば則ち天は〔四〕粤宛を爲し、艸木養長し五穀蕃實秀大、六畜犧牲具り、民は財を足し國富み、上下親み、諸侯和す。七十二日にして畢る。甲子を睹、金行にて御む。天子令を出し、祝宗に命じ、禽獸の禁、五穀の先づ熟する者を選びて、之を祖廟と五祀とに〔五〕薦む。鬼神其氣を饗し、君子其味を食ふ。然らば則ち涼風至り、白露下る。天子令を出し、左右の司馬に

五日。黑鍾隱其常。五聲既調。然後作二立五行一。以正二天時一。五官以正二人位一。人與レ天調。然後天地之美生。日至。睹二甲子一。木行御。天子出レ令。命二左右士師內御一。總別二列爵一。論二賢不肖士吏一。賦二祕賜一。賞二於四境之內一。發二故粟一。以二田數一。出二國衡一。愼二山林一。禁二民斬一レ木。所三以愛二艸木一也。然則

木を斬るを禁ずるは、艸木を愛する所以なり。然らば則ち氷解けて凍釋け、艸木區萌し、蟄蟲卵菱を贖る。春辟きて時く勿れ。（一一）苗は本を足ぐ。（一二）雛鷇を癘ましめず。麑麇を夭せず。傅速する毋れ。（一三）襁褓を傷くる亡れ。時なれば則ち凋まず、（一四）七十二日にして畢る。丙子を睹て、火行にて御む。天子令を出し、（一五）行人內御に命じ、溝澮を掘り、舊塗を津せしむ。藏を發きて君の賜賞に任ず。君子は遊馳を修めて、以て地氣を發す。皮幣を出し、行人に命じて、春秋の禮を天下諸侯に修め、天下の遇者を通じて兼和す。

（一）五聲のうち、宮は最も緩にして羽は最も急なり （二）命也、名づくる也 （三）東方の風、鐘、風に從ふ、其音必ず大、故に大音と名づく （四）南方火、人に於て心たり、故に重心と名づく （五）中央は土なり、六月を主る、時、雨澤多く、洗濯光を生ずる也 （六）景は明也。西方金、金は光明を主とす。故に名づく （七）北方は水、水色は玄なり。而して隱晦は即ち其常なりと也 （八）日至は冬至也、御は治也、冬至の後、甲子の直日をみ、木行施す所の命を用ひて國を治むと也 （九）士師は司寇の屬官、國の五禁の法を掌る。內御は內侍の官 （一〇）陳粟を出して足らざるを補ふ也 （一一）蒔也 （一二）足は壅也、春生の苗、當に土を以て其本をふさぐべしと也 （一三）賦役の者を速に使ふ也 （一四）春は九十なり。七十二日といふは、季月の十八日は土位に屬するが故なり （一五）行使の官也

其離通若道。然後有行。然則神筮不靈。神龜不卜。黃帝澤參。治之至也。昔者黃帝。得蚩尤。而明於天道。得大常。而察於地利。得奢龍。而辯於東方。得祝融。而辯於南方。得大封。而辯於西方。得后土。而辯於北方。黃帝得六相。而天地治。神明至。蚩尤明乎天道。故使為當時。大常察乎地利。故使為廩者。奢龍辯乎東方。故使為工師。祝融辯乎南方。故使為司徒。大封辯於西方。故使為司馬。后土辯乎北方。故使為李。

是故。春者工師也。夏者司徒也。秋者司馬也。冬者李也。昔者黃帝。以其緩急。作五聲。以政五鍾。令其五鍾。一曰青鍾大音。二曰赤鍾重心。三曰黃鍾灑光。四曰景鍾昧其明。

是の故に春は工師なり。夏は司徒なり。秋は司馬なり。冬は李なり。昔者黃帝、其（一）緩急を以て五聲を作り、以て五鍾を政し其五鍾を令（二）す。一に曰く、（三）青鍾は大音と。二に曰く、（四）赤鍾は重心と。三に曰く、（五）黃鍾は灑光と。四に曰く、（六）景鍾は味として其れ明と。五に曰く、（七）黑鍾は隱れて其れ常ありと。五聲既に調ひて、然る後に五行を作立し、以て天時を正し、五官以て人位を正す。人と天と調ひて、然る後に天地の美生ず。（八）日至に甲子を睹、木行にて御す。天子令を出し、（九）左右士師內御に命じ、總べて列爵を別ち、賢不肖士吏を論じて、祕賜を賦し四境の內を賞し、（一〇）故粟を發するに田數を以てす。國衡を出し、山林を愼み、民の

子。修二槩水土一。以待二乎天一。菫反二五藏一。以視レ不レ親。治祀二之下一。以觀二地位一。貨賵二神廬一。合二於精氣一。已合而有レ常。有レ常而有レ經。審二合其聲一。修二十二鍾一。以律二人情一。人情既得。萬物有レ極。然後有レ德。故通二乎陽氣一。所二以事一レ天也。經二緯日月一。用二之於民一。通二乎陰氣一。所二以事一レ地也。經二緯星曆一。以視二

方を辯じ、祝融を得て南方を辯じ、大封を得て西方を辯じ、后土を得て北方を辯ず。黄帝、六相を得て天地治り神明至る。蚩尤、天道を明にす。故に當時たらしむ。[二三]大常、地利を察す、故に廩者たらしむ。[二四]奢龍、東方を辯ず、故に工師たらしむ。[二五]祝融、南方を辯ず、故に司徒たらしむ。大封、西方を辯ず、故に司馬たらしむ。后土、北方を辯ず、故に李たらしむ。[二六]

(一) 農桑をいふ (二) 農桑を理むる所以の具 (三) 人力の能く本と器と比稱ふを謂ふ (四) 人既に本を務む、治を設けて以て之を理むる也 (五) 人既に法を奉ずれば、則ち禮義を以て之に教ふ (六) 人既に法を奉じ教に從へば、則ち官を設けて以て之を守る (七) 既に官を設けて以て之を守れば、則ち能く事を立つ (八) 既に能く功を立て事を立つれば、前王と隆を比すべしと也 (九) 既に能く前王と隆を比せば、王道の終と謂ふべしと也 (一〇) 五行の官を立て、六府を分掌する也 (一一) 五行の官 (一二) 水火金木土穀也 (一三) 日至後六日、復た日至を得 (一四) 人の世を制する、多く六數を用ふ、故に六多といふ (一五) 通也 (一六) 天に九理あり、天は九を以て制し地に八瀕八紘八極あり、地は八を以て制し、八卦は六、人は六を以て制する也 (一七) 五行の氣の寓する所 (一八) 廟祀也 (一九) 十二律に應ずるの鐘なり (二〇) 中也 (二一) 二十八宿を經と爲し、五星を緯となす (二二) 月の離くところを視ると也 (二三) 官名 (二四) 米藏を廩といふ (二五) 司空也 (二六) 斷獄の吏也

也。教者五也。守者六也。立者七也。前者八也。終者九也。十者然後具。五官於六府也。五聲於六律也。六月日至。是故人有六多。六多所以街天地也。天道以九制。地理以八制。人道以六制。以天爲父。以地爲母。以開乎萬物。以總一統。通乎九制六府三充。而爲明天

（一二）六府に於ける、五聲の六律に於ける、六月（一三）にして日至あり。是の故に人に六多（一四）あり。六多は天地に街（一五）する所以なり。天道（一六）は九を以て制し、地理は八を以て制し、人道は六を以て制す。天を以て父となし、地を以て母と爲し、以て萬物を開きて以て一統を總べ、九制六府三充に通じて、明天子と爲る。水土を修槩して、以て天を待つ。董んで五藏（一七）に反み、以て親まざるを視る。治めて之を下に祀り、以て地位を觀る。貨ごとに神盧（一八）を睥て、精氣に合せしむ。已に合して常あり、常ありて經あり。其聲を審合して、十二（一九）鍾を修め、以て人情を律す。人情既に得て、萬物に極あり、然る後に德あり。故に陽氣を通ずるは、天に事ふる所以なり。日月を絣緯（二〇）して、之を民に用ふ。陰氣に通ずるは、地に事ふる所以なり。（二一）星曆を經緯して、以て其（二二）の離くを視る。若の道に通じて、然る後に行ふことあり。然らば則ち神筮靈ならず、神龜卜せず。黄帝も參を澤つるは、治の至りなり。

昔者黄帝、蚩尤を得て天道を明にし、大常を得て地利を察し、奢龍を得て東

星掌レ和。陽爲レ德。陰爲レ刑。和爲レ事。是故日食、則失レ德之國惡レ之。月食。則失レ刑之國惡レ之。彗星見。

り。固く王事を執りて、四守（一一）所あり、三政（一二）執輔す。

（一）識計也（二）父兄と分房する者をふせぐ也（三）氣の時に反するを賊といふ（四）政を時に寓する也（五）萬物を生成するをいふ（六）政に同じ（七）大を政といひ、小を事といふ（八）移也（九）所を失ふをいふ（一〇）月三旬、政々異にす、故に三政と曰ふ也（一一）四時執守する所の命、各々其所あり、移易すべからずと也（一二）月三の政を執り以て四時の守を輔くと也

則失レ和之國惡レ之。風與レ日爭レ明。則失レ生之國惡レ之。是故聖王日食則修レ德。月食則修レ刑。彗星見。則修レ和。風與レ日爭レ明。則修レ生。此四者聖王所三以免二於天地之誅一也。信能行レ之。五穀蕃息。六畜殖。而甲兵强。治積則昌。暴虐積則亡。道生二天地一。德出二賢人一。道生レ德。德生レ正。正生レ事。是以聖王治二天下一。窮則反。終則始。德始二於春一。長二於夏一。刑始二於秋一。流二於冬一。刑德不レ失。四時如レ一。刑德離レ鄕。時乃逆行。作レ事不レ成。必有二大殃一。月有二三政一。王事必理。以爲二久長一。不レ中者死。失レ理者亡。國有二四時一。固執二王事一。四守有レ所。三政執輔。

一者本也。二者器也。三者充也。治者四

五行第四十一　短語十五

一は本（一）なり。二は器（二）なり。三は充（三）なり。治（四）は四なり。教（五）は五なり。守（六）は六なり。立（七）は七なり。前（八）は八なり。終（九）は九なり。十者（一〇）ありて然る後に具る。五官（一一）の

民。圉ニ分異ー。五政苟時。冬事不ㇾ過。所ㇾ求必得。所ㇾ惡必伏。是故春凋秋榮。冬雷。夏有ニ霜雪ー。此皆氣之賊也。刑德易ㇾ節失ㇾ次。則賊氣遫至。賊氣遫至。則國多ニ菑殃ー。是故聖王。務ㇾ時而寄ㇾ政焉。作ㇾ教而寄ㇾ武焉。作ㇾ祀而寄ㇾ德焉。此三者聖王所ニ以合ㇾ於天地之行ー也。日掌ㇾ陽。月掌ㇾ陰。

は和を掌る。陽を徳と爲し、陰を刑と爲し、和を事と爲す。是の故に日食すれば、則ち徳を失ふの國之を惡む。月食すれば、則ち刑を失ふの國之を惡む。彗星見るれば、則ち和を失ふの國之を惡む。風と日と明を爭へば、則ち生を失ふの國之を惡む。是の故に聖王は、日食すれば則ち徳を修め、月食すれば則ち刑を修め、彗星見るれば則ち和を修め、風と日と明を爭へば則ち生を修む。此四者は、聖王の天地の誅を免るゝ所以なり。信に能く之を行はば、五穀蕃息し、六畜殖し、而して甲兵強し。治積めば則ち昌え、暴虐積めば則ち亡ぶ。道は天地に生じ、徳は賢人に出づ。道は徳を生じ、徳は正を生じ、(六)正は事を生ず。(七)是の以に聖王天下を治め、窮すれば則ち反り、終れば則ち始る。徳は春に始り、夏に長ず。刑は秋に始り、冬に流る。(八)刑徳失はざれば、四時一の如し。刑徳鄕を離るれば、(九)時乃ち逆行す。事を作して成らざれば、必ず大殃あり。月に三政あり。(一〇)王事必ず理りて以て久長を爲す。中らざる者は死し、理を失ふ者は亡ぶ。國に四時あ

曰。修牆垣。周門閭。五政苟時。五穀皆入。北方曰月。其時曰冬。其氣曰寒。寒生水與血。其德淳越。溫怒周密。其事號令。修禁徙民。令靜止。地乃不泄。斷刑致罰。無赦有罪。以符陰氣。大寒乃至。甲兵乃强。五穀乃熟。國家乃昌。四方乃備。此謂月德。月掌罰。罰爲寒。

冬行春政。則泄。行夏政則靁。行秋政。則旱。是故冬三月。以壬癸之日發五政。一政曰。論孤獨。恤長老。二政曰。善順陰。修神祀。賦爵祿。授備位。三政曰。效會計。毋發山川之藏。四政曰。捕姦遁。得盜賊者有賞。五政曰。禁遷徙。止流

冬、春政を行へば則ち泄れ、夏政を行へば則ち靁あり。秋政を行へば則ち旱す。是の故に冬三月、壬癸の日を以て五政を發す。一政に曰く、孤獨を論じ、長老を恤む。二政に曰く、善く陰に順ひて、神祀を修め、爵祿を賦し、備位を授く。三政に曰く、會計を效して、山川の藏を發く毋れ。四政に曰く、姦遁を捕へ盜賊を得る者は賞あり。五政に曰く、遷徙を禁じ、流民を止め、分異を圉ぐ。五政苟も時なれば、冬事過たず、求むる所必ず得、惡む所必ず伏す。是の故に春凋み、秋榮き、冬雷あり、夏に霜雪あるは、此れ皆氣の賊なり。刑德、節を易へ次を失へば、則ち賊氣遫に至る。賊氣遫に至れば、則ち國に菑殃多し。是の故に聖王は、時を務めて政を寄せ、教を作りて武を寄せ、祀を作りて德を寄す。此三者は、聖王の天地の行に合する所以なり。日は陽を掌り、月は陰を掌り、星

群材百物乃收。使民毋怠。所惡其察。所欲必得。我信則克。此謂辰德。辰掌收。收爲殺。秋行春政則榮。行夏政則水。行冬政則耗。是故秋三月以庚辛之日。發五政。一政曰。禁博塞。圉小辯。鬭譯誵。二政曰。毋見五兵之刃。三政曰。愼旅農。趣聚收。四政曰。補缺塞坼。五政

を圉げ。二政に曰く、(六)五兵の刃を見す毋れ。三政に曰く、(七)旅農を愼み、聚收を趣す。四政に曰く、(八)缺を補ひ坼を塞げ。五政に曰く、牆垣を修め、門閭を周らす。五政苟も時なれば、五穀皆入る。北方を月と曰ふ。其時を冬と曰ふ。(一〇)其氣を寒と曰ふ。寒は水と血とを生ず。(一一)其德は淳越(九)、溫怒周密。其事の號令には、徙民を修禁して靜止せしむ。地乃ち泄れず、(一二)刑を斷じ罰を致して、有罪を赦すなく、以て陰氣に符す。大寒乃ち至り、甲兵乃ち強く、五穀乃ち熟し、國家乃ち昌に、四方乃ち備す。(一三)此を月德と謂ふ。月は罰を掌る、罰を寒と爲す。(一四)

(一) 日月の會する所を辰と曰ふ。辰の言は振也、萬物を振收するを掌る (二) 秋は收也、時物成熟して之を收斂す
(三) 陰氣凝結すれば堅固、故に金を生ず。位は西方に在り。指甲の人に於ける、金類也 (四) 萬物を振斂する德
(五) 博塞は局戲也 (六) 德を施して兵を藏さゞる也 (七) 旅は衆也 (八) 缺陷を補ひ坼裂を塞ぐは、收斂の氣に從ふ
也 (九) 閉也、物外に闘きて中に歸する也 (一〇) 終也、萬物終りて將に復び始らんとする也 (一一) 血の人に於け
る、水の類也 (一二) 冬は含畜を主とすればなり (一三) 服の古字 (一四) 罰の人を損する、猶ほ寒の物を殺すがご
とし

四時。春嬴育。夏養長。秋聚收。冬閉藏。大寒乃極。國家乃昌。四方乃朝。此謂二歲德一。日掌レ賞。賞爲レ暑。歲掌レ和。和爲レ雨。夏行二春政一。則風。行二秋政一。則水。行二冬政一。則落。是故夏三月。以二丙丁之日一。發二五政一。一政曰。求下有二功發勞力一者上而擧レ之。二政曰。開二久墳一。發二故屋一。辟二故窌一。以假貸。三政曰。令禁レ扇去レ笠。毋二扱免一。除二急漏田廬一。四政曰。求下有二德一賜布三施於民一者上而賞レ之。五政曰。令禁レ罝二設禽獸一。毋レ殺二飛鳥一。五政苟時。夏雨乃至也。

に墳と名づくるのみ　（一〇）人をして陰陽の氣をとゞめしむるを欲せざるなり　（一一）恩也

西方曰レ辰。其時曰レ秋。其氣曰レ陰。陰生二金與一レ甲。其德憂哀。靜正嚴順。居不二敢淫佚一。其事號令。毋レ令二民淫暴一。順レ旅聚收。量二民資一以畜聚。賞二彼羣幹一。聚二彼

西方を辰と曰ふ。（一）其時を秋と曰ふ。（二）其氣を陰と曰ふ。（三）陰は金と甲とを生ず。其德は憂哀、靜正嚴順。居敢へて淫佚せず。其事の號令に、民をして淫暴ならしむる毋れと。旅を順にして聚收し、民資を量りて以て畜聚し、彼の羣幹を賞し、彼の羣材を聚む。百物乃ち收り、民をして怠る毋らしむ。惡む所其れ察し、欲する所必ず得。我れ信なれば則ち克つ。此を辰德と謂ふ。（四）辰は收を掌る。收を陰と爲す。秋に春政を行へば榮き、夏政を行へば則ち水あり、冬政を行へば則ち耗る。是の故に秋三月、庚辛の日を以て五政を發す。一政に曰く、（五）博塞を禁じ、小しく鬪を辯じ跽を譯ぶる

方曰日。其時曰夏。其氣曰陽。陽生火與氣。其德施舍修樂。其事號令賞賜賦爵。受祿順鄉。謹修神祀。量功賞賢。以動陽氣。九暑乃至。時雨乃降。五穀百果之登。此謂日德。中央曰土。土德實輔四時入出。以風雨節。土益力。土生皮肌膚。其德和平用均。中正無私。實輔

昌に、四方乃ち朝す、此を歲德と謂ふ。(一六)日は賞を掌る。(一七)賞を暑と爲す。歲は和を(一八)掌る。和を雨と爲す。夏に春政を行へば則ち風あり。秋政を行へば則水あり、冬政を行へば則ち落つ。是の故に夏三月、丙丁の日を以て五政を發す。一政に曰く功發勞力ある者を求めて之を擧ぐ。二政に曰く、(一九)久墳を開き故屋を發し、故窌を辟きて、以て假貸す。三政に曰く、令して扇(二〇)を禁じ笠を去り、扱免する毋らしむ。急漏田廬を除ふ。四政に曰く、民に德賜(二一)布施する有る者を求めて、之を賞す。五政に曰く、令して禽獸を置設するを禁じ、飛鳥を殺す毋らしむ。五政苟も時なれば、夏雨乃ち至るなり。

(一) 興發也　(二) 渴と通ず。竭也　(三) その恤むべき者を識し之を養ふ也　(四) 審也　(五) 阡陌也　(六) 拔也　(七) 草盛なる也　(八) 實也、萬物充實する也　(九) 大也、物相長大なればなり　(一〇) 日氣なればなり　(一一) 恩を施し債を舍て、廢樂を修補す　(一二) 鼓舞する也　(一三) 土は二氣の間に在り、既に前氣を收入し而して後に後氣を發出するなり　(一四) 四時相代の氣を和し、土氣を節適し、以て生殖の力を增益すと也　(一五) 皮は膚の誤　(一六) 土は四時を掌る、故に歲を以て之に屬す　(一七) 賞の人を益する猶暑の物を長ずるがごとし、故に賞を暑と爲す也　(一八) 陰陽和すれば則ち雨　(一九) 地を穿つを窌といふ、墳も亦窌の類、貨物を中に致して之を藏ふ。[illegible]然として流し、故

星者掌レ發。發爲レ風。是故春行ニ冬政一則雕。行ニ秋政一則霜。行ニ夏政一則欲。是故春三月。以ニ甲乙之日一發ニ五政一。一政曰。論ニ幼孤一。舍ニ有罪一。二政曰。賦ニ爵列一。授ニ祿位一。三政曰。凍解。修ニ溝瀆一。復ニ亡人一。四政曰。端ニ險阻一。修ニ封疆一。正ニ千伯一。五政曰。無レ殺ニ麑夭一。毋ニ蹇レ華絶一レ芋。五政苟時。春雨乃來。南

星は發(一)を掌る。發して風と爲る 是の故に春に冬政を行へば則ち雕む(二)。秋政を行へば則ち霜る。夏政を行へば則ち欲なり。是の故に春三月、甲乙の日を以て五政を發す。一政に曰く、幼孤(三)を論じ有罪を舍す。二政に曰く、爵列を賦し祿位を授く。三政に曰く、凍解くるとき溝瀆を修め亡人を復す。四政に曰く、險阻を端(四)かにし封疆を修め千伯(五)を正す。五政に曰く、麑夭を殺す無かれ、華を蹇(六)き芋(七)を絶つ毋れ。五政苟も時なれば、春雨乃ち來る。南方を日(八)と曰ふ。其時を夏(九)と曰ふ。其氣を陽(一〇)と曰ふ。陽は火と氣とを生ず。其德は施舍樂を修む。其事は號令(一一)賞賜、爵を賦し祿を受け鄕を順にし、謹みて神祀を修む。功を量り、賢を賞し、以て陽氣(一二)を動かす。九暑乃ち至り、時雨乃ち降り、五穀百果の登る、此を日德と謂ふ。中央を土と曰ふ。土德(一三)は實、四時を輔けて入出す。風雨を以て土(一四)を節し力を益す。土は皮肌膚を生ず。其德は和平用均、中正にして私なし。四時を實輔す。春は嬴育(一五)、夏は養長、秋は聚收、冬は閉藏、大寒乃ち極り、國家乃ち

爲レ惛。惛而忘也者。皆受二天禍一。是故上見二成事一。而貴レ功。則民事接。勞而不レ謀。上見レ功而賤。則爲二人下一者直。爲二人上一者驕。是故。陰陽者天地之大理也。四時者陰陽之大經也。刑德者四時之合也。刑德合二於時一則生レ福。詭則生レ禍。然則春夏秋冬將二何行一。東方曰レ星。其時曰レ春。其氣曰レ風。風生二木與一骨一。其德喜レ嬴。而發二出節時一。其事號令。修二除神位一。謹二禱弊梗一。宗レ正レ陽。治二隄防一。耕芸樹藝。正二津梁一。修二溝瀆一。甃レ屋行レ水。解レ怨赦レ罪。通二四方一。然則柔風甘雨乃至。百姓乃壽。百蟲乃蕃。此謂二星德一。

罪を赦し、四方を通ず。然らば則ち柔風甘雨乃ち至り、百姓乃ち壽、百蟲乃ち蕃し。此を星德と謂ふ。

(一) 若し一定の時日なくんば、則ち必ず當に天の來る所以を觀察して之に順ふべし。卽ち花開きて春の來るを知り草長じて夏の來るを知り、霜結んで秋の來るを知り雪降りて冬の來るを知るがごとき類なり (二) 五は五行也。漫漫は限なきさま (三) 六は六氣。惛惛は微暗のさま (四) 聖人は四時に順ひて政を施せばなり (五) 生成する所以也 (六) 躔と通ず、贏也。つかる (七) 聖は智也。懸象著明、節に應じて轉ずるは明なり、高下宜しきに從ひ、萬物を生成するは智なり。而して皆萬古一の如し、故に信と曰ふ。生長收死は、各々其時に從ふ、此れ其の正也 (八) 天の與ふる福也 (九) 上、功を貴べば則ち民各々其業を勸む。故に其事情相接續し、唯筋肉を勞して、敢へて他事を謀らずと也 (一〇) 殖也、徒に貨殖を以て利を謀すと也 (一一) 萬物をわかちて陰陽となすとの意 (一二) 配也、刑德は四時に配當して之を施すべしと也 (一三) 星は生也、物は東方に生ずればなり (一四) 春は蠢也、萬物蠢生すと也 (一五) 風なければ則ち氣積す、氣積すれば則ち木生殖せず。木位は東方に仕り。骨の人に於ける木の類なり (一六) 登也 (一七) 修は理也、除は治也 (一八) 神の名、禍を除くもの (一九) 陽氣を正す也

以來。五漫漫。六惛惛。孰知レ之哉。唯聖人知二四時一。不レ知二四時一。乃失二國之基一。不レ知二五稽之故一。國家乃路。故天曰二信明一。地曰二信聖一。四時曰レ正。其王信明聖。其臣乃正。何以知二其王之信明信聖一也。曰愼使レ能而善聽二信之一。使レ能之謂レ明。聽信之謂レ聖。信明聖者。皆受二天賞一。使二不能一

の基を失ふ。五稽の故(五)を知らざれば、國家乃ち路る(六)。(七)故に天を信明と曰ひ、地を信聖と曰ひ、四時を正と曰ふ。其王信明聖なれば、其臣乃ち正し、何を以て其王の信明信聖を知るか。曰く、愼んで能を使ひて、能く之を聽信すと。能を使ふを之れ明と謂ひ、聽信するを之れ聖と謂ふ。信明聖は皆天賞(八)を受く。不能を使ふを惛と爲す。惛にして忘なる者は、皆天禍を受く。是の故に上(九)、成事を見て功を貴べば、則ち民事接し、勞して謀らず。上、功を見て賤めば、則ち人の下たる者は直(一〇)、人の上たる者は驕る。是の故に陰陽(一一)は天地の大理なり、四時は陰陽の大經なり。刑德は四時の合(一二)なり。刑德の時に合すれば則ち福を生じ、詭れば則ち禍を生ず。然らば則ち春夏秋冬は將に何をか行はんとする。東方を星(一三)と曰ふ。其時を春(一四)と曰ふ。其氣を風(一五)と曰ふ、風は木と骨とを生ず。其德は嬴(一六)を喜びて節時を發出す。其事の號令には、神位(一七)を修除し幣梗(一八)を謹禱し、陽(一九)を正すを宗とす。隄防を治め、耕芸樹藝、津梁を正し、溝瀆を修め、屋を甃し水を行り、怨を解き

子以之。是故具者何也。水是也。萬物莫不以生。唯知其託者能爲之正。具者水之

是也。故曰。水者何也。萬物之本原也。諸生之宗室也。美惡賢不肖愚俊之所產也。何以知其然也。夫齊之水。道躁而復。故其民貪麤而好勇。楚之水。淖弱而清。故其民輕果而賊。越之水。濁重而洎。故其民愚疾而垢。秦之水。泔最而稽。淤滯而雜。故其民貪戾罔。而好事。齊晉之水。枯旱而運。淤滯而雜。故其民諂諛葆詐。巧佞而好利。燕之水。萃下而弱。沈滯而雜。故其民愚戇而好貞。輕疾而易死。宋之水。輕勁而清。故其民閒易而好正。是以聖人之化世也。其解在水。故水一則人心正。水清則民心易。一則欲不汚。民心易則行無邪。是以聖人之治於世也。不人告也。不戶說也。其樞在水。

ごとに說かざるなり。其樞(一三)は水に在り。

(一) 三十年を世と曰ふ (二) 水の材を具ふるをいふ (三) 品物の水に生ずる、なほ支子の宗室に生ずるがごとしと也 (四) 道は遒の誤なるべし、遒は勁也、つよし (五) 肉汁也 (六) 疾は嫉也 (七) 心の重厚なる也 (八) 泔は米汁也、最は集也 (九) 留也 (一〇) 濁泥の凝滯する也 (一一) 太直深き也 (一二) 說也 (一三) 要也

管子曰。令有時。無時。則必視順天之所

四時第四十

短語十四

管子曰く、令は時あり。時なければ則ち必ず天の來る所以に視順す(一)。五漫漫(二)、六惛惛(三)、孰れか之を知らんや。唯だ聖人は四時を知る(四)。四時を知らざれば、乃ち國

精也。涸川之精者。生於蟡。蟡者。一頭而兩身。其形如蛇。其長八尺。以其名呼之。可以取魚鼈。此涸川水之神也。是以。水之精麤濁蹇。能存而不能亡者。生人與玉。伏闇能存而能亡者。蓍龜與龍。或世見。或不見者。蟡與慶忌。故人皆服之。而管子則之。人皆有之。而管

具(一二)とは何ぞや。水是れなり。萬物以て生きざるなし。唯だ其託を知る者は、能く之が正を爲す。具は水是れなり。故に曰く、水とは何ぞや、萬物の本原なり。(一三)諸生の宗室なり。美惡賢不肖愚俊の產する所なりと。何を以て其の然るを知る。夫れ齊の水は道躁(一四)にして復す。故に其民貪麤にして勇を好む。楚の水は淖弱にして淸し。故に其民は輕果にして賊なり。越の水は濁重にして洎(一五)、故に其民愚疾(一六)にして垢し(一七)。秦の水は泔㝡(一八)にして稽(一九)、淤滯(二〇)して雜。故に其民貪戾にして罔、而して好く齊を事とす。晉の水は枯旱にして運り、淤滯にして雜。故に其民諂諛詐を葆ち、巧佞にして利を好む。燕の水は萃下(二一)にして弱、沈滯して雜。故に其民愚戇にして貞を好み、輕疾にして死を易る。宋の水は輕勁にして淸し。故に其民簡易にして正を好む。是の以に聖人の世を化するや、其解(二二)は水に在り。故に水一なれば則ち人心正し。水淸ければ則ち民心易し。一なれば則ち欲汚されず、民心易ければ則ち行邪なし。是の以に聖人の世を治むるや、人ごとに告げざるなり、戸

而九德出焉。凝蹇而爲レ人。而九竅五慮出焉。此乃其精也。精麤濁蹇。能存而不レ能レ亡者也。伏闇能存。而能亡者。蓍龜與レ龍是也。龜生二於水一。發二之於火一。於レ是爲二萬物先一。爲二禍福正一。龍生二於水一。被二五色一而游。故神。欲レ小。則化如二蠶蠋一。欲レ大。則藏二於天下一。欲レ尙。則凌二於雲氣一。欲レ下。則入二於深泉一。變化無レ日。上下無レ時。謂二之神一。龜與レ龍。伏闇能存而能亡者也。

或世見。或世不レ見者。生三蟡與二慶忌一。故涸澤數百歲。谷之不レ徙。水之不レ絕者。生二慶忌一。慶忌者。其狀若レ人。其長四寸。衣二黃衣一。冠二黃冠一。戴二黃蓋一。乘二小馬一。好疾馳。以二其名一呼レ之。可レ使二千里外。一日反報一。此涸澤之

或は世に見れ、或は世に見れざる者は、蟡と慶忌とを生ず。故に涸澤數百歲、谷之れ徙らず、水之れ絕えざる者には慶忌を生ず。慶忌は、其狀人の若し。其長四寸、黃衣を衣、黃冠を冠し、黃蓋を戴き、小馬に乘り、好く疾馳す。其名を以て之を呼べば、千里の外も一日に反報せしむべし。此れ涸澤の精なり。涸川の精は蟡を生ず。蟡は一頭にして兩身、其形蛇の如し。其長八尺、其名を以て之を呼べば、以て魚鼈を取らしむべし。此れ涸川水の神なり。是の以に水の精麤濁蹇、能く存して亡ぶる能はざる者は、人と玉とを生ず。伏闇能く存して能く亡ぶる者は、蓍龜と龍となり。或は世に見れ、或は見れざる者は、蟡と慶忌となり。故に人皆之に服して、管子之に則る。人皆之を有して、管子之を以ふ。是の故に

生肉。五肉已具。而後發爲九竅。脾發爲鼻。肝發爲目。腎發爲耳。肺發爲竅。五月而成。十月而生。生而目視。耳聽。心慮。目之所視。非特山陵之見也。察於荒忽。耳之所聽。非特雷鼓之聞也。察於淑湫。心之所慮。非特知於麤粗也。察於微眇。故修要之精。是以水集於玉。

みにあらざるなり。淑湫(八)を察す。心の慮る所は、特に麤粗を知るのみにあらざるなり。微眇を察す。故に要の精(九)を修む。是の以に水は玉に集りて、九徳出づ。凝蹇して人と爲りて、九竅(一〇)五慮出づ。此れ乃ち其精なり。精麤濁蹇、能く存して亡ぶ能はざる者なり。伏闇(一一)能く存して、能く亡ぶる者は、蓍龜と龍と是れなり。龜は水に生じ、之を火に發す(一二)。是に於て萬物の先と爲り、禍福の正と爲る。龍は水に生じ、五色を被りて游ぐ。故に神なり。小を欲すれば則ち化して蠶蠋(一三)の如く、大を欲すれば則ち天下を藏す。尙きを欲すれば則ち雲氣を淩ぎ、下きを欲すれば則ち深泉に入る。變化日なく、上下時なし、之を神と謂ふ。龜と龍と、伏闇能く存して能く亡ぶる者なり。

(一) 流は布也、水化して形を布くと也 (二) 如は而也、咀は味を含む也、胎する三月、形未だ具らずと雖も、母氣を含味し以て自ら養ふと也 (三) 何を咀ふ、對へて曰く五味なりと也 (四) 母の五藏の氣をいふ (五) 脾の上に在りと (六) 皮膚也 (七) 有無の不明なるをいふ (八) 極めて微小なる音 (九) 要妙の情也 (一〇) 耳目鼻口心 (一一) 伏水流闇也 (一二) 卜者火を以て之を鑽灼するをいふ (一三) 蠋は、其大なること指の如く、蠶に似て色青し

集二於天地一。而藏二於萬物一。産二於金石一。集二於諸生一。故曰。水神。集二於草木一。根得二其度一。華得二其數一。實得二其量一。鳥獸得レ之。形體肥大。羽毛豐茂。文理明著。萬物莫レ不下盡二其幾一。反中其常上者。水之内度適也。夫玉之所レ貴者。九德出焉。夫玉溫潤以澤。仁也。鄰以理者。知也。堅而不レ蹙。義也。廉而不レ劌。行也。鮮而不レ垢。潔也。折而不レ撓。勇也。瑕適皆見。精也。茂華光澤。並通而不二相陵一。容也。叩レ之。其音清搏徹レ遠。純而不レ殺。辭也。是以人生貴レ之。藏以爲レ寶。剖以爲二符瑞一。九德出焉。

人水也。男女精氣合。而水流レ形。三月如咀。咀者何。曰五味。五味者何。曰五藏。酸主レ脾。鹹主レ肺。辛主レ腎。苦主レ肝。甘主レ心。五藏已具。而後生レ肉。脾生レ隔。肺生レ骨。腎生レ腦。肝生レ革。心

人は水なり。男女精氣合して、水形（一）を流く。三月にして如咀（二）、咀とは何ぞや。曰く、五味なり。五味とは何ぞや。曰く、（四）五藏なり。酸は脾を主り（三）、鹹は肺を主り、辛は腎を主り、苦は肝を主り、甘は心を主る。五藏已に具りて、而る後に肉を生ず。脾は（五）隔を生じ、肺は骨を生じ、腎は腦を生じ、肝は（六）革を生じ、心は肉を生ず。五肉已に具りて、而る後に發して九竅と爲る。脾は發して鼻となり、肝は發して目となり、腎は發して耳と爲り、肺は發して竅と爲る。五月にして成り、十月にして生る。生れて目視、耳聽き、心慮る。目の視る所は、特に山陵を之れ見るのみにあらざるなり。（七）荒忽を察す。耳の聽く所は、特に雷鼓を之れ聞くの

可使概。至滿而止正也。唯無不流。至平而止義也。人皆赴高。己獨赴下卑也。卑也者。道之室。王者之器也。而水以爲都居。準也者。五量之宗也。素也者。五色之質也。淡也者。五味之中也。是以水者。萬物之準也。諸生之淡也。違非得失之質也。是以無不滿。無不居也。

藏し、金石を產し、諸生に集る。故に曰く、水は神なりと。草木に集まれば、根其度を得、華其數を得、實其量を得。鳥獸之を得て形體肥大、羽毛豐茂、文理明著。萬物其幾を盡し(一〇)、其常に反らざる莫き者は、水の內度適すればなり。夫れ玉の貴き所の者は、九德出づればなり。夫れ玉は溫潤にして以て澤なるは仁なり。鄰(一一)にして以て理なるは知なり。堅にして蹙らざる(一二)は義なり。廉にして劌らざる(一三)は行なり。鮮にして垢ならざるは潔なり。折れて橈らざるは勇なり。瑕適(一四)皆見るゝは精(一五)なり。茂華光澤、並び通じて相陵がざるは容なり。之を叩くに其音淸搏(一六)遠きに徹し、純にして殺がざるは辭(一七)なり。是を以て人生之を貴び、藏めて以て寶となし、剖りて以て符瑞と爲す。九德出づればなり。

(一) 智の千人に過ぐるを俊と曰ふ (二) 其の水の地中を流通すること、筋脈の人の體中に流通するがごとしと也 (三) 筋脈通ぜざれば人死し、水氣通ぜされば則ち地朽ち、以て萬物を生ずる能はず。故に水は衆材を具備すといへるなり (四) 柔弱の貌 (五) 精純にして雜ならざる意 (六) 都は豬と通ず、水だまり (七) 度量衡準繩 (八) 色なきもの (九) 偏せざるもの、(一〇) 機微の性也 (一一) 璘に同じ、五色の光彩也 (一二) 促也 (一三) 傷也 (一四) 適は瑿也、瑕瑿は玉のきず (一五) 情の誤 (一六) 搏は揚の誤か (一七) 君子のあらはす言辭のごとしと也

地者萬物之本原。諸生之根菀也。美惡賢不肖愚俊之所ㇾ生也。水者地之血氣。如ニ筋脈之流通一者也。故曰。水具ㇾ材也。何以知ニ其然一也。曰。夫水淖弱以淸。而好灑ニ人之惡。仁也。視ㇾ之黒而白。精也。量ㇾ之不ㇾ

巻第十四

水地第三十九　短語十三

地は萬物の本原、諸生の根菀なり。美惡・賢不肖・愚・俊の生ずる所なり。水は地の血氣、筋脈の流通の如き者なり。故に曰く、水は材を具ふるなりと。何を以て其の然るを知る。曰く、夫れ水は淖弱として以て淸く、而して好んで人の惡を灑ふは仁なり。之を視るに黒くして白きは精なり。之を量るに概を使ふべからざるも、滿に至りて止むは正なり。唯だ流れざるなし、平に至りて止むは義なり。人皆高きに赴く、己れ獨り下きに赴くは卑なり。卑なる者は道の室、王者の器なり、而るに水以て都居と爲す。準なる者は五量の宗なり。素なる者は五色の質なり。淡なる者は五味の中なり。是の以に水は萬物の準なり。諸生の淡なり。違非得失の質なり。是の以に滿たざるなく居らざるなきなり。天地に集り萬物を

旣知レ行レ情。乃知レ養レ生。左右前後。周而復レ所。執レ儀服レ象。敬迎ニ來者一。今夫來者。必道ニ其道一。無レ遷無レ衍。命乃長久。和以反レ中。形性相葆。一以無レ貳。是謂レ知レ道。將欲レ服レ之。必一ニ其端一。而固ニ其所レ守。責ニ其往來一。莫レ知ニ其時一。索ニ之於天一。與レ之爲レ期。不レ失ニ其期一。乃能得レ之。故曰。吾語ニ若大明之極一。大明之明。非ニ愛レ人不レ予也。同則相從。反則相距。吾察ニ反相距一。吾以レ故知ニ古從之同一也。

（九）延也　（一〇）物と和睦し、以て中道に反歸すれば、則ち形性相保全し、俱に害する所なし。能く此に專一なれば以て其心に貳なし、是を道を知ると謂ふ也　（一一）道は天に出づ、旣に其の吾身に往來するの時を知らず。故に直に之を天と道を求むるの期と爲す、若し能く勉勵孜孜、其期を失はずんば、乃ち能く道を得と也　（一三）道の至極也　（一四）惜也　（一五）道と同じきをいふ　（一六）古への道に從ふをいふ

滿盛之國。不可以仕任。滿盛之家。不可以嫁子。驕倨傲暴之人。不可與交。道之大如天。其廣如地。其重如石。其輕如羽。民之所以知者寡。故曰。何道之近。而莫之能服也。棄近而就遠。何以費力也。故曰。欲愛吾身。先知吾情。若親六合。以考內身。以此知象。乃知行情。

復る。儀を執り象に服し、敬んで來者を迎ふ。今夫れ來る者は、必ず其道を道とす。遷なく(九)衍なく、命乃ち長久。(一〇)和以て中に反り　形性相葆ち、一以て貳なきを、是れを道を知ると謂ふ。將た之を服はんと欲すれば、必ず其端を一にして其の守る所を固くす。(一一)其の往來を責むるも、其時を知るもの莫し。之を天に索めて之れと期を爲せば、其期を失はずして、乃ち能く之を得。故に曰く、吾れ若に(一三)大明の(一二)極を語げん。大明の明は、人に(一四)愛みて予へざるにあらざるなり。(一五)同じければ則ち相從ひ、反すれば則ち相距ると。吾れ反することの相距るを察す。吾れ故を以て(一六)古從の同じきを知るなり。

(一) 其德を謳歌せらるゝをいふ。(二) 武王は其歸と巧とを去り、仁義を以て天下を治め、又功名を有せず、退きて衆人と道を同じうす、故に人其德を歌舞すと也 (三) 臥は息也、やむる也、歸は除也、即ち、能く名利を息むれば身の危きを除くと也 (四) 委任をうけて仕ふるをいふ (五) 民が日々これに由りながら、而も知らずと也 (六) 情は性より出づ情を知れば則ち性を知るなり (七) 之を近くしては君親に事ふる道、之を遠くしては天地に奉じ四方に接するの法、皆之を身に考ふるは道の在るを以てなり。內とは、外物に對して之をいふ (八) 本所[illegible]

父。曰義也。臣而代其君。曰簒也。簒何能歌。武王是也。故曰、孰能去辯與巧。而還與衆人同道。故曰。思索精者。明益衰、德行修者。王道狹。臥名利者。寫生危。知周於六合之内者。吾知生之有爲阻也。持而滿之。乃其殆也。名滿天下。不若其已也。名進而身退。天之道也。

簒うて何ぞ能く歌はるゝ(一)、武王は是れなり。故に曰く、孰れか能く辯と巧とを去りて、還つて衆人と道を同じうするかと。故に曰く、思索(二)の精しき者は、明益衰へ、德行の修る者は、王道狹し。(三)名利に臥する者は、生危を寫く。知、六合の内に周き者は、吾れ生の阻まることあるを知るなり。持して之を滿にするは、乃ち其れ殆きなり。名の天下に滿つるは、其の已むに若かざるなり。名進みて身退くは、天の道なり。滿盛の國は、以て仕任(四)すべからず。滿盛の家は、以て子を嫁すべからず。驕倨傲暴の人は、與に交るべからず。道の大は天の如く、其の廣さは地の如く、其の重さは石の如く、其の輕さは羽の如し。(五)民の知る所以の者は寡し。故に曰く、何ぞ道の近くして之を能く服ふなきやと。近きを棄てて遠きに就く、何を以て力を費すや。故に曰く、吾身を愛せんと欲せば、先づ吾情(六)を知ると。(七)君親六合以て内身に考ふ。此を以て象を知り、乃ち情を行ふを知る。既に情を行ふを知れば、乃ち生を養ふを知る。左右前後、周くして(八)所に

善擧レ事者。國人無レ知ニ其解一。爲レ善乎。毋ニ提提一。爲ニ不無一乎。將陷ニ於刑一。善不善。取レ信而止矣。若左若右。正中而已矣。縣ニ乎日月一無レ已也。愕愕者。不下以ニ天下一爲ち憂。刺刺者。不下以ニ萬物一爲ち筴。執能棄ニ刺刺一而爲ニ愕愕一乎。難レ言ニ憲術一。須レ同而出。無レ益レ言。無レ損レ言。近レ可ニ以免一。故曰。知何知乎。謀何謀乎。寀ニ而出一者彼自來。自知曰レ稽。知レ人曰レ濟。知苟適。可レ爲ニ天下周一。內固レ之一。可レ爲ニ長久一。論而用レ之。可ニ以爲ニ天下王一。天之視而精。四璧而知レ請。壤土而與生。能若ニ夫風與ヒ波乎。唯其所レ欲レ適。

自ら知るを稽と曰ひ、人を知るを濟と曰ふ。知苟も適すれば、天下の周と爲すべし。內之を固めて一なれば、長久と爲るべし。論じて之を用ふれば、以て天下の王と爲るべし。天の視て精しき、四璧にして請を知り、壤土にして與に生ず。能く夫の風と波との若き、唯だ其の適かんと欲する所のまゝなり。

(一)物未だ至らずして先づ之を講習するをいふ　(二)發は成也、我之を教へ、彼知りて之を守り、其徳行名聲に發し、四體顏色の發成する也、此れ其の釐すべき者なりと也　(三)天性至善の者　(四)論と同じ、責也　(五)読びを解く器　(六)安舒自得貌　(七)能く常に中を得ば、其名、日月とともに懸りてやむ時なしと也　(八)直言也　(九)多言也　(一〇)能く之を爲す者、我れ特に之を用ひんとす　(一一)凡そ法術を爲す、必ず之を置疑し、衆心に同じうして然して後に之を出すと也　(一二)四圭也。之を以て天を祀り、其の請ふ所を知ると也　(一三)王者の天下に於ける、またかくの如しと也

故子而代ニ其

故に子にして其父に代るを義と曰ふなり。臣にして其君に代るを篡と曰ふなり。

上聖之人。口無虛習也。手無虛指也。物至而命之耳。發於名聲。凝於體色。此其可論者也。不發於名聲。不凝於體色。此其不可論者也。及至於至者。敎存可也。敎亡可也。故曰。濟於舟者。和於水矣。義於人者。祥於神矣。事有適。而無適。若有適觹解。不可解。而後解。故

上聖の人は、口、虛習なきなり、手、虛指なきなり、物至りて之に命ずるのみ。名聲に發し、體色に凝る。此れ其の論すべき者なり。名聲に發せず、體色に凝らざるは、此れ其の論ずべからざる者なり。至者に至るに及びては、敎存するも可なり、敎亡ぶるも可なり。故に曰く、舟に濟る者は水に和し、人に義なる者は神に祥なりと。事、適あるも適なし。若し適あるとも觹解す、解くべからずして而る後に解く。故に善く事を擧ぐる者は、國人、其解を知るものなし。善を爲さんか、提提たる毋れ、不善を爲さんか、將に刑に陷らんとす。善不善、信を取りて止まん、若しくは左、若しくは右、正中のみ。日月を縣けて已むなきなり。愕愕たる者は、天下を以て憂と爲さず、刺刺たる者は、萬物を以て筴を爲さず。孰れか能く刺刺を棄てて愕愕を爲すか。憲術を言ふを難つて、同を須つて出す、言を益すなく、言を損するなければ、以て免るべきに近し。故に曰く、知何をか知らんや。謀何とか謀らんや。而の出を審にする者は、彼れ自ら來らんと。

矣。夫天不墜。地不沈。夫或維而載之也夫。又況於人。人有治之。辟之。若夫雷鼓之動也。夫不能自搖者。夫或搖之。夫或者何。若然者也。視則不見。聽則不聞。灑乎天下滿。不見其塞。集於顏色。知於肌膚。責其往來。莫知其時。薄乎其方也。韓乎其圜也。韓韓乎莫得其門。故口爲聲也。耳爲聽也。目有視也。手有指也。足有履也。事物有所比也。當生者生。當死者死。言有西有東。各死其鄉。置常立儀。能守貞乎。常事通道。能官人乎。故書其惡者。言其薄者。

り、目は視ることあるなり、手は指すことあるなり、足は履むことあるなり、事物は比する所あるなり、（一〇）生ずべき者は生じ、（一一）死すべきものは死す。西あり、東あり、各々其鄕に死するを言ふなり。常を置き儀を立て、（一二）能く貞を守らんか。常事通道、（一三）能く人を官にせんか。故に（一四）其の惡者を書し、其の薄者を言ふ。

㊀ 篤也 ㊁ 大也、盈滿より甚しき故に滅ぶる也 ㊂ 忘也。即ち、誰れか能く滿盈の心をやめて、おのが身を忘るゝか、果して能く此の如くんば、是れ能く天地の萬物を綱紀するに倣ふと也 ㊃ 其の爲す所を堅持して、毀譽に定る所を待つと也 ㊄ 清き貌 ㊅ 天地猶は或は之を維載す。又況んや人に於てをや。故に人必ず之を治むる者あるなりと也 ㊆ 八面の鼓也。流散の貌 ㊇ 貴く拔ふ貌、薄は迫に通ず ㊈ 圓に同じ ㊉ 比方也、即ち、事物比方する所あり、之をして宜しきを得しむ、これ心の官なりと也 ⑪ 常に生ずべき者は、此氣を以て生じ、常に死すべき者は、此氣を得て以て死し、東西を分たず、各々其鄕に死し、神氣充塞、一方に偏せずと也 ⑫ 常法を設け儀表を立つる者は、能く貞を守る者なりと也 ⑬ 常行の事を行ひ、上下通行の道に循ふ者は能く人を官にすと也 ⑭ 風俗常を貴べば、則ち世に善人多し。故に特に其薄惡者を書する也

滿則虧。極之徒反。滿之徒虧。巨之徒滅。孰能已亡已乎。效夫天地之紀。人言善。亦勿聽。人言惡。亦勿聽。持而待之。空然勿兩之。淑然自清。無以旁言爲事成。察而徵之。無聽辯。萬物歸之。美惡乃自見。天或維之。地或載之。天莫之維。則天以墜矣。地莫之載。則地以沈

の徒は滅ぶ。孰れか能く已めて已れを亡るゝ(三)か。夫の天地の紀に效ふ。人、善と言ふとも亦聽く勿れ。人、惡と言ふとも亦聽く勿れ。(四)持して之を待ち、空然之を兩つ勿く、(五)淑然として自ら清くせよ。旁言を以て事成と爲す無かれ、察して之を徵して辯に聽く無かれ。萬物之に歸せば、美惡乃ち自ら見る。天或は之を維ぎ、地或は之を載す。天之を維ぐなければ則ち天以つて墜ちん。地之を載するなくんば、則ち地以て沈まん。夫れ天墜ちず、地沈まず。夫れ或は維ぎて之を載するかな。(六)又況んや人に於てをや。人之を治むるあらん。之を辟ふるに、夫の(七)靁鼓の動くが若きかな。自ら搖ぐ能はざる者は、夫れ或は之を搖かすものあらん。夫の或はとは何ぞや。若然きものあり、視れば則ち見えず、聽けば則ち聞えず、(八)灑乎として天下に滿ちて、其の塞るを見ず。顏色に集り、肌膚に知らる。其の往來を責むるも、其時を知るもの莫し。(八)薄乎として其れ方なり、諄乎として其れ(九)圜なり、諄諄乎として其門を得るものなし。故に口は聲を爲すなり、耳は聽を爲すな

者而自傷也。不日不月。而事以從。不卜不筮。而謹知吉凶。是謂寛乎形。徒居而致名。去善之言。爲善之事。事成而顧反。無名。能者無名。從事無事。審量出入。而觀物所載。孰能法無法乎。始無始乎。終無終乎。弱無弱乎。故曰。美哉岪岪。故曰。有中有中。孰能得夫中之衷乎。故曰。功成者隳。名成者虧。故曰。孰能棄名與功。而還與衆人同。孰能棄功與名。而還反無成。無成。有貴其成也。有成。貴其無成也。

るかと。成るなきは、其の成るを貴ぶあるなり、成るあるは、其の成るなきを貴ぶなり。

（一）鬼神の之を祐けざるをいふ（二）自ら虧くして義を行ふなり（三）伸に同じ（四）絶也、絶えて道に取るなければ則ち民之に反し、終に賊殺より免れずと也（五）人の手は、右は便にして左は便ならず。便なる者は能く物を裂し財の己れに入るを主る。不便なる者は、物を裂する能はず、徒に其財を費す、是れ出を主るなり。然らば則ち右手は左手より貴し。然れども左手の出づる者は、兵器を執りて以て人を傷くる能はず。其の兵を執りて以て自ら傷くる者は、入るを主るの右手に在り。則ち亦左手は右手より貴し。これ出入利害の辨なり（六）欲する所を得るなり（七）形を案むるに緩なりと也（八）是れ徒然平居して其名を致すものなりと也（九）能者は事に従ふ、其能く之を治む、事なき者の如しと也（一〇）任也（一一）行ふ所にして法たらざるなきなり（一二）人その始る所、終る所を知らざるをいふ（一三）實強くして自ら以て弱しとなす也（一四）岪々は、山の盤紆するさま。即ち、是の如き者は、山の盤紆して壯大なるがごとしと也（一五）中の至極也（一六）事成りて之を有せざるをいふ

日極則仄。月

日極れば則ち仄き、月満つれば則ち虧く。極の徒は（二一）仄き、満の徒は虧け、巨（二二）

亟死亡。強而卑義。信二其強一。弱而卑義。免二於罪一。是故驕之餘卑。卑之餘驕。道者一人用レ之。不レ聞レ有レ餘。天下行レ之。不レ聞レ不レ足。此謂二道矣。小取焉。則小得レ福。大取焉。則大得レ福。盡行レ之。而天下服。殊無レ取焉。則民反。其身不レ免二於賊一。左者出者也。右者入者也。出者而不レ傷レ人。入

一人之を用ひて餘あるを聞かず、天下之を行うて足らざるを聞かず、此を道と謂ふ。小に取れば則ち小に福を得、大に取れば則ち大に福を得。盡く之を行ひて天下服す。(四)殊に取るなんくば、則ち民反して其身賊ふを免れず。(五)左は出づる者なり。右は入る者なり。出づる者にして人を傷らずんば、入る者にして自ら傷くるなり。日ならず月ならずして事以に從ふ。(六)卜せず筮せずして謹みて吉凶を知る。是を形に寛なりと謂ふ。(七)徒居して名を致す。(八)善の言を去り善の事を爲す。事成りて顧つて名なきに反る。(九)能者は名なし。事に從ひて事なし。審に出入を量りて、物の載する所を觀る。(一〇)孰れか能く法なきを法とするか、(一一)始なきを始とするか、(一二)終なきを終とするか、弱きなきを弱しとするか。(一三)故に曰く、美なるかな、弗弗と。(一四)故に曰く、中あり、中あり、孰れか能く夫の中の衷を得るかと。(一五)故に曰く、功成る者は隳れ、名成る者は虧くと。故に曰く、孰れか能く名と功とを棄て、還つて衆人と同じきか、(一六)孰れか能く功と名とを棄て、還つて成るなきに反

行二其所レ行。而萬物被二其利一。聖人亦行二其所レ行。而百姓被二其利一。是故萬物均。既誇レ衆矣。是以聖人之治也。靜レ身以待レ之。物至而名自治レ之。正レ名自治レ之。奇レ身名廢。名正法備。則聖人無レ事。不レ可二常居一也。不レ可二廢舍一也。隨レ變斷レ事也。知レ時以爲レ度。大者寬。小者局。物有レ所レ餘。有レ所レ不レ足。兵之出。出二於人一。其人入。入二於身一。兵之勝。從二於適一。德之來。從二於身一。

の本となすなり　(三)令と時と違へば財貨生ぜざればなり　(四)儀は表也、政を以て己を行ふの標準となすなり。(五)當に立つべき者を謂ふ　(六)壁の誤か。即ち其の言行する所、天と人とに順ふ、故に辟壁せずと也　(七)推究也　(八)端緒也、いとぐち　(九)日月運行、以て四時を爲して、物從ひて化すと也　(一〇)由也。聖人は先づ其名を正しうし、之をして自ら治めしむ。若しその身行を邪にすれば、則ち名亦從ひて廢せられ、自ら之を治むるを得ずと也　(一一)是事を以て是となして常に之に居るべからず、是事を以て非となして、之を廢舍すべからず、當に其の變ずる所に隨ひて事を斷ずべしと也　(一二)人は兵の誤か。なんぢに出づるものは必ず汝にかへるをいふ　(一三)適は敵に通ず。即ち、敵弱ければ則ち勝ち、敵強ければ則ち敗れ、必すべからず。德の來るも亦身に從ひ、身修れば則ち德必ず來る。故に聖人は德を務めて兵を務めず

故曰。詳二於鬼一者。義二於人一。兵不レ義不レ可。強而驕者。損二其強一。弱而驕者。

故に曰く、(一)鬼に詳なる者は人に義なり、兵、義ならざれば不可なりと。強くして驕る者は其強を損し、弱くして驕る者は亟(二)に死亡す。強くして卑義(三)なれば其強を信べ、弱くして卑義なれば罪を免る。是の故に驕の餘は卑、卑の餘は驕。道は

不唱不知。天不始不隨。故其言也不廢。其事也不隨。原始計實。本其所生。知其象。則索其形。緣其理。則知其情。索其端。則知其名。故苞物衆者。莫大於天地。化物多者。莫多於日月。民之所急。莫急於水火。然而天不爲一物枉其時。明君聖人。亦不爲一人枉其法。天

れば則ち其名を知る。故に物を苞むこと衆き者は、天地より大なるはなく、(九)物を化すること多き者は、日月より大なるは莫く、民の急にする所は、水火より急なるは莫し。然り而して天は一物の爲に其時を枉げず、明君聖人は、亦一人の爲に其法を枉げず、天は其の行ふ所を行ひて、萬物其利を被る。聖人も亦其の行ふ所を行ひて、百姓其利を被る。是の故に萬物均しくして、既に衆きを誇る。是を以て聖人の治や、身を靜にして以て之を待つ。物至りて名自ら之を治む。名を正しくして自ら之を治む。身を奇にすれば(一〇)名廢せらる。名正しく法備はれば、則ち聖人事なし。常居すべからざるなり、(一一)廢舍すべからざるなり、變に隨つて事を斷ずるなり。時を知りて以て度と爲す。大なる者は寬に、小なる者は局、物に餘る所あり、足らざる所あり。兵の出づるは、人より出づ。(一二)其人の入るは、身に入る。(一三)兵の勝つは適に從ひ、徳の來るは身に從ふ。

(九) 有は物の誤なるべし。卽ち國を治むるの法、先づ其の常に立つべき者を建つと也 (一〇) 安靜を以て事を建つる

凡心之形。過知失生。是故内聚以爲原。泉之不竭。表裏遂通。泉之不涸。四支堅固。能令用之。被服四固。是故聖人一言解之。上察於天。下察於地。

(一) 必ず天性の善に復ると也　(二) 利を欲し安を欲する者は心なり、安心なる者も亦心なり、是れ心の中又心あるなり　(三) 意動き、然る後事、心にあらはると也　(四) 事、心にあらはれ、然る後これに應ずる所以を思ふ　(五) 多知也　(六) 内に精氣を集め、以て生を保つの源となすと也　(七) 固は塞也、即ち、能く羣臣をして是道を用ひしむれば、其德は四方の塞に被服すと也

白心第三十八　　短語十二

建當立有。以靖爲宗。以時爲寶。以政爲儀。和則能久。非吾儀雖利不爲。非吾當雖利不行。非吾道雖利不取。上之隨天。其次隨人。人

(一)當に立つべき有を建て、(二)靖を以て宗と爲し、(三)時を以て寶と爲し、(四)政を以て儀と爲す。和すれば則ち能く久し。吾が儀にあらざれば、利と雖も爲さず、吾が(五)當にあらざれば、利と雖も行はず、吾が道にあらざれば、利と雖も取らず。之を上にして天に隨ひ、其次は人に隨ふ。人唱へざれば和せず、天始めざれば隨はず。古に其言や廢せられず、其事や(六)墮れず、始を(七)原ねて實を計り、其の生ずる所に本づく。其象を知れば則ち其形を索め、其理に緣れば則ち其情を知る。其端を(八)索む

靜不レ失。日新二其德一。昭知二天下一。通二於四極一。金心在レ中。不レ可レ匿。外見二於形容一。可レ知二於顏色一。善氣迎レ人。親如二兄弟一。惡氣迎レ人。害二於戈兵一。不言之言。聞二於雷鼓一。金心之形。明二於日月一。察二於父母一。昔者明王之愛二天下一。故天下可レ附。暴王之惡二天下一。故天下可レ離。故貨レ之。不レ足二以爲一レ愛。刑レ之。不レ足二以爲一レ惡。貨者愛之末也。刑者惡之末也。凡民之生也。必以二正平一。所二以失一レ之者。必以二喜樂哀怒一。節レ怒莫レ若レ樂。節レ樂莫レ若レ禮。守レ禮莫レ若レ敬。

其意は、道の常に至るべきもの至らずんば、入る所として大に亂れざるはなしと也 (三) 堅也 (四) 天也 (五) 地也 (六) 道也 (七) 日月也 (八) 四方 (九) 金は全の誤、全心 (一〇) 八面の鼓 (一一) 禮は敬を主とす故に能く淫樂を節す

外敬而內靜者。必反二其性一。豈無二利事一哉。我無二利心一。豈無二安處一哉。我無二安心一。心之中又有レ心。意以先レ言。意然後形。形然後思。思然後知。

外敬にして内靜なる者は、(一)必ず其性に反る、豈に利事なからんや、我に利心なし。豈に安處なからんや、我に安心なし。(二)心の中又心あり。意ありて以て言に先だつ。(三)意ありて然る後に形はる。(四)形はれて然る後に思ふ。思うて然る後に知る。凡そ心の形はるゝ、過知なれば生を失ふ。是の故に内聚以て原と爲す。泉の竭きざるや、(五)表裏遂に通ず。泉の涸れざるは、(六)四支堅固なり。能く之を用ひしむれば、(七)四固に被服す。是の故に聖人一言之を解せば、上、天を察し、下、地を察す。

所ニ以危一者。非レ怒也。民人操。百姓治。道其本至也。至不レ至。無レ非ニ所レ入而亂。凡在ニ有司執制者之利。非レ道也。聖人之道。若存若亡。援而用レ之。歿レ世不レ亡。與レ時變而不レ化。應レ物而不レ移。日用之而不レ化。人能正靜者。筋肕而骨強。能戴ニ大圜一者。體ニ乎大方一。鏡ニ大淸一者。視ニ乎大明一。正

に之を用ひて化せず。人能く正靜なる者は、筋肕くして骨強し。能く大圓を戴く(四)者は、大方に體し、(五)大淸を鏡す者は、(六)大明を視る。(七)正靜失はず、日に其德を新にせば、昭かに天下を知りて四極に通ず。(八)金心中に在り、匿すべからず。(九)外、形容に見はれ、顏色に知るべし。善氣人を迎へば、親むこと兄弟の如く、惡氣人を迎へば、戈兵より害なり。不言の言、雷鼓より聞ゆ。(一〇)金心の形はるゝは日月より明かに、父母より察かなり。昔者明王の天下を愛する、故に天下附くべし。暴王の天下を惡む、故に天下離るべし。故に之を貨するも、以て愛と爲すに足らず、之を刑するも、以て惡と爲すに足らず。貨は愛の末なり、刑は惡の末なり。凡そ民の生くるや、必ず正平を以てし、之を失ふ所以の者は、必ず喜樂哀怒を以てす。怒を節するは樂に若くは莫く、樂を節するは禮に若くは莫く、(一一)禮を守るは敬に若くは莫し。

(一) 民人を操持し、敢へて非をなさざらしむる所以の者は、刑以て之を劫すにあらずと也　(二) 至は本至るの至也

毋ニ卜筮一而知ニ凶吉一乎。能止乎。能已乎。能毋レ問ニ於人一。而自得ニ之於己一乎。故曰。思レ之。思レ之不レ得。鬼神教レ之。非ニ鬼神之力一也。其精氣之極也。一レ氣能變曰レ精。一レ事能變曰レ智。慕選者。所ニ以等レ事也。極レ變者。所ニ以應レ物也。慕選而不レ亂。極變而不レ煩。執レ一之君子。執レ一而不レ失。能君ニ萬物一。日月之與同レ光。天地之與同レ理。聖人裁レ物。不レ爲ニ物使一。

外に求めざるをいふ　(一四) 心の專一になるをいふ　(一五) 其氣を專一にするの極、能く其思ふ所を得るなり　(一六) 暗を變じて明となす也　(一七) 危を變じて安となす也　(一八) 思慕して選擇するもの　(一九) 萬物に應ずるをいふ　(二〇) 道の源

心安。是國安也。心治。是國治也。治也者心也。安也者心也。治心在ニ於中一。治言出ニ於口一。治事加ニ於民一。故功作而民從。則百姓治矣。所ニ以操一者。非レ刑也。

心安きは是れ國安きなり。心治るは是れ國治るなり。治なる者は心なり。安なる者は心なり。治心は中に在り、治言は口より出で、治事は民に加はる。故に功作りて民從はば、則ち百姓治る。操る所以の者は刑にあらざるなり。危からしむる所以の者は怒にあらざるなり。民人操り(二一)百姓治るは、道其本至れるなり。至にして(二二)至ならざれば。入る所として亂るゝにあらざるはなし。凡そ有司、制を執る者の利に在り、道にあらざるなり。聖人の道は、存するが若く亡するが若し。援きて之を用ふれば、世を歿するまで亡せず。時と變じて化せず。物に應じて移らず、日

正。氣者身之充也。行者正之義也。充不美。則心不得。行不正。則民不服。是故聖人若天然。無私覆也。若地然。無私載也。私者亂天下者也。凡物載名而來。聖人因而財之。而天下治。實不傷。不亂於天下而天下治。專於意。一於心。耳目端。知遠之證。能專乎。能一乎。能

ば、耳目端しくして、遠の證(一一)を知る。能く(一二)專ならんか、能く一ならんか、能く卜筮なくして凶吉を知らんか。能く(一三)止まんか、能く已まんか、能く人に問ふ毋くして、自ら之を己れに得んか。故に曰く、之を思ひ(一四)、之を思うて得ざれば、鬼神之を教ふと。鬼神の力にあらざるなり。其精氣(一五)の極なり。氣を一にして能く變ず(一六)るを精と曰ひ、事を一にして能く(一七)變ずる智と曰ふ。慕選(一八)する者は、事を等しくする所以なり。變を極むる者は、物(一九)に應ずる所以なり。慕選して亂れず、極變して煩ならざるは、一を執るの君子のみ。一(二〇)を執りて失はず、能く萬物に君たり。日月之と與に光を同じくし、天地之と與に理を同じくす。聖人は物を裁して、物に使はれず。

(一〇) 行の修らざる故に、德來らざるなり　(一一) 心　(一二) 雜念多ければなり　(一三) 修也　(一四) 和ぐさまにいふ　(一五) 鬼神も亦た究極する所を知るなしと也　(一六) 耳目鼻口也　(一七) 心の內に得る所の道也　(一八) 欲なければ定氣定る也　(一九) 裁と通ず、物自ら其名を載せて來り、聖人はその名に因りて之を裁制す、而して天下治り、其實を傷害せずと也　(二一) 諸事の兆を前知すと也　(二二) 能く心意に專一なれば、則ち卜筮を待たずして能く吉凶を知ると也　(二三)

則仵於物矣。變化則爲生。爲生則亂矣。故道貴因。因者。因其能者。言所用也。君子之處也。若無知。言至虛也。其應物也。若偶之。言時適也。若影之像形。響之應聲也。故物至則應。過則舍矣。舍矣者。言復所於虛也。

心術下第三十七　短語十一

形不正者。德不來。中不精者。心不治。正形飾德。萬物畢得。翼然自來。神莫知其極。昭知天下。通於四極。是故曰。毋以物亂官。毋以官亂心。此之謂內德。是故意氣定。然後反

(一)形正しからざる者は德來らず、(二)中精ならざる者は、(三)心治らず。形を正し德を(四)飾めば、萬物畢く得。(五)翼然として自ら來り、(六)神も其極を知るなし。昭に天下を知り、四極に通す。是の故に曰く、(七)物を以て官を亂す毋れ、官を以て心を亂す毋れ。此を之れ(八)內德と謂ふと。是の故に(九)意氣定り、然して後に正に反る。氣は身の充なり。行は正の義なり。充美ならざれば則ち心得ず、行正しからざれば則ち民服せず。是の故に聖人は天の若く然り、私覆なきなり。地の若く然り、私載なきなり。私は天下を亂す者なり。凡そ物は、名を載せて來る。聖人因りて之を(一〇)財して天下治り、實傷れず、天下を亂さずして天下治る。意に專に心に一なれ

所レ惡。非レ道也。故曰。不レ怵二乎好一。不レ迫二乎惡一。惡不レ失二其理一。欲不レ過二其情一。故曰。君子恬愉無爲。去二智與レ故一。言二虛素一也。其應非レ所レ設也。其動非レ所レ取也。此言レ因也。因也者。舍レ己而以レ物爲レ法者也。感而後應。非レ所レ設也。緣レ理而動。非レ所レ取也。過在二自用一。罪在二變化一。自用則不レ虛。不レ虛

所にあらざるなり。其動は取る所にあらざるなりとは、此れ因(六)を言ふなり。因なる者は、己れを舍して、物を以て法と爲す者なり。感じて後に應ずるは、設くる所にあらざるなり。理に緣(七)りて動くは、取る(八)所にあらざるなり。過は自ら用ふるに在り、罪は變化に在りとは、自ら用ふれば則ち虛ならず、虛ならざれば則ち物に忤ひ、變化すれば則ち僞(九)生じ、僞生ずれば則ち亂るればなり。故に道は因を貴ぶ。因とは、其能者に因(一〇)りて用ふる所を言ふなり。君子の處る、知なきが若しとは、至虛を言ふなり。其の物に應ずるや、之に偶するが若しとは、時適(一一)するを言ふなり。影の形に像り、響の聲に應ずるが若きなり。故に物至れば則ち應じ、過ぐれば則ち舍つ。舍つとは、虛に復(一二)所するを言ふなり。

(一) 常人は之を爲し、而して聖人は之れなし。是れ物と異なりと也　(二) 首也、天子たるをいふ　(三) 窮也　(四) 誘也　(五) 其心虛にして性質素、故に能く悦んで爲す所なきに安んず、而して智と事とを去るなり　(六) 彼來りて我之に因るをいふ　(七) 則りて之に循ふをいふ　(八) 擇び取る也　(九) 僞也　(一〇) 因は其能者に因りて之を行ふ、善く因るにあらず。且つ所謂因は、用ひて以て國を治むる所の名をいふ、心を治むる法にあらず　(一一) 時と宜しきに適ふをいふ　(一二) 所に居也、すでに之を捨つ、心は舊によりて虛なり、故にしかいふ

目也。耳也者。所以聞見也。物固有形。形固有名。此言不得過實。實不得延名。姑形以形。以形務名。督言正名。故曰聖人。不言之言應也。應也者。以其爲之人者也。執其名。務其應。所以成之。應之道也。無爲之道因也。因也者無益無損也。以其形。因爲之名。此因之術也。名者聖人之所以紀萬物也。人者立於强。務於善。未於能。動於故者也。聖人無之。無之則與物異矣。異則虛。虛者萬物之始也。故曰。可以爲天下始。人迫於惡。則失其所好。怵於好。則忘其

顧慮するなきなり 〔一〇〕 深邃の固、有する所測るべからざるをいふ。固は猶有のごときなり 〔一一〕 既に過擧なし故に人に伐れずと也 〔一二〕 嗜好の過を去る也 〔一三〕 正也 〔一四〕 止むを得ずして之に應ず、言ふと雖も猶は言はざるが如しと也 〔一五〕 用也、人の爲す所を用ひて之を爲すと也 〔一六〕 名を執りて以て形を責め、自ら始を爲さず而も務めて物に應ず、事を成す所以にして、此れ卽ち應の道なりと也 〔一七〕 無爲は、實は爲すなきにあらず、彼來りて我之に因るなりと也 〔一八〕 百事の名 〔一九〕 理也 〔二〇〕 强毅を以て自ら立つと也 〔二一〕 味也材能に玩味する也 〔二二〕 事也

之〔一〕れなければ則ち物と異なり。異なれば則ち虛、虛は萬物の始なり。故に曰く、以て天下の始〔二〕と爲るべしと。人は惡に迫〔三〕れば、則ち其の好する所を失ふ。好する所に怵〔四〕るれば、則ち其の惡む所を忘るゝは、道にあらざるなり。故に曰く、好に怵れず、惡に迫られず、惡むも其理を失はず、欲するも其情を過さずと。故に曰く、君子は恬愉無爲、智と故とを去るとは、虛〔五〕素を言ふなり。其應は設くる

能無宜也。不顧言因也。因也者、非吾所顧。故無顧也。不出於口、不見於色、無形也。四海之人、孰知其則、言深圍也。天之道虛、地之道靜。虛則不屈。靜則不變。不變則無過。故曰、不伐。潔其宮開其門。宮者言心也。心也者智之舍也。故曰、宮潔之者、去好過也。門者謂耳

故に曰く、宮之を潔くすとは、好過を去るなり。(一二)門とは、耳目を謂ふなり。耳目は聞見する所以なり。物固より形あり、形固より名ありとは、此れ實に過ぐるを得ず、實、名を延すを得ざるを言ふなり。姑く形すに形を以てし、形を以て名を務め、言を督しうして(一三)名を正しうす。故に聖人と曰ふ。(一四)不言の言は應なり。應なる者は、其の之を爲すの人を以ふるなり。(一五)其名を執り其應を務むるは、(一六)之を成す所以にして、應の道なり。無爲の道は因なり。(一七)因る者は、益なく損なきなり。其形を以て、因りて之が名を爲すは、此れ因の術なり。名は聖人の萬物を(一八)紀する所以なり。(一九)人は、强に立ち、(二〇)善に務め、能に未ひ、(二一)故に動く者なり。(二二)聖人は之れなし。

(一) 一なるをいふ　(二) 察也、法を以て事を察するをいふ　(三) はかる也、輕重其宜しきをはかるをいふ　(四) 其の究極するところを知らず、これ說くべからざる所以なり　(五) 人の能く言ふ能き者　(六) 理の至りなりと也　(七) 感れ作してわれ之に應ずる者、吾が强め設くる所にあらずと也　(八) 其の宜しきを强めにかる能はずと也　(九) 始より顧思せざる言は、言事來りて我れ之に因ると也　(一〇) 事來りて我れ之に因る者、能く顧思する所にあらず、故に

也者。其謂レ所二得以然一也。以二無爲一之謂レ道。舍レ之。之謂レ德。故道之與レ德無レ間。故言レ之者不レ別也。間之理者。謂三其所二以舍一也。義者。謂三各處二其宜一也。禮者因二人之情一。緣二義之理一。而爲二之節文一者也。故禮者謂レ有レ理也。理也者。明レ分以諭レ義之意也。故禮出二乎義一。義出二乎理一。理因二乎宜一者也。

法者。所三以同出二不レ得レ不レ然者也。故殺僇禁誅。以一レ之也。故事督二乎法一。法出二於權一。權出二乎道一。道也者。動不レ見二其形一。施不レ見二其德一。萬物皆以得レ然。莫レ知二其極一。故曰。可二以安一而不レ可レ說也。無二人言一至也。不レ宜言レ應也。應也者。非二吾所一レ設。故

法は、同じく然らざるを得ざるに出づる所以の者なり。故に殺僇禁誅、以て之を一にするなり。故に事は法に督し、法は權に出で、權は道に出づ。道なる者は、動きて其形を見さず、施して其德を見さず、萬物皆以て然るを得て、其極を知る莫し。故に曰く、以て安んずべくして說くべからざるなりと。人の言ふ莫きは至なり。宜ならざるは應を言ふなり。應なる者は、吾が設くる所にあらず、故に能く宜なきなり。顧みざるは因を言ふなり。因なる者は、吾が顧みる所にあらず、故に顧みる無きなり。口に出さず、色に見さず、形なきなり、四海の人孰れか其則を知らんとは、深囿を言ふなり。天の道は虛、地の道は靜、虛なれば則ち屈せず、靜なれば則ち變ぜず、變ぜざれば則ち過なし。故に曰く、伐たず、其宮を潔くし、其門を開くとは、宮とは心を言ふなり。心なる者は智の舍なり。

故曰。不レ潔則神不レ處。人皆欲レ知。而莫レ索レ之。其所二以知一彼也。其所二以知一此也。不レ修二之此一。焉能知レ彼。修二之此一。莫二能虛一矣。虛者無レ藏也。故曰。去レ知。則奚率求矣。無レ藏則奚設矣。無レ求無レ設。則無レ慮。無レ慮、則反覆虛矣。天之道。虛其無レ形。虛則不レ屈。無レ形則無レ所二位趦一。無レ所二位趦一。故徧流二萬物一而不レ變、德者道之舍。物得以生。生知得二以職一。道之精。故德者得也。得

變ぜず。（八）徳は道の舍にして、物得て以て生ず。生知以て職を得るは、道の精なり。故に徳は得なり。得なる者は、其の得て以て然る所を謂ふなり。無爲を以てする之を道と謂ふ。之に舍る、之を徳と謂ふ。故に道の徳に與ける、閒なし。故に之を言ふ者別たざるなり。閒の理は、其の舍る所以を謂ふなり。義は、各、其の宜しきに處るを謂ふなり。禮は人の情に因り、理の義に緣りて、之が節文を爲す者なり。故に禮は、理あるを謂ふなり。（九）理なる者は、分を明にして以て義を諭すの意なり。故に禮は義より出で、義は理より出づ。理は宜しきに因る者なり。

（一）道の體は虛なり。たゞ聖人之を得。然れども虛と人とは閒なし、則ち道も亦人と閒なきなり。たゞ常人は之を知らず、故に之と並び處る、而も得る能はずと也　（二）其道に精熟するに在るをいふ　（三）外物にとらはれざるをいふ　（四）宮は心也。辟は門をひらく也。除は掃除也　（五）彼此なりと雖も、之を知る所以は一なりと也　（六）知らんと欲するの心を去れば、則ち何ぞしたがひて求めんと也　（七）逆也、相さかふ也　（八）道は有德の人に聚る。故に道の舍といふ。而して物も亦之を得て以て生ずと也　（九）上下の分を明にし、以て長幼貴賤の義を諭すと也

立也。人主者立二於陰一。陰者靜。故曰動則失レ位。陰則能制レ陽矣。靜則能制レ動矣。故曰靜乃自得。

道在二天地之間一也。其大無レ外。其小無レ內。故曰。不レ遠而難レ極也。虛之與レ人也。無レ間。唯聖人得二虛道一。故曰。並處而難レ得。世人之所レ職者精也。去レ欲則宣。宣則靜矣。靜則精。精則獨立矣。獨則明。明則神矣。神者至貴也。故館不レ辟除。則貴人不レ舍焉。

道は天地の間に在り。其の大外なく、其小內なし。故に曰く、遠からざるも極め難しと。虛の人に與ける間なし。唯だ聖人は、虛道を得。(一)故に曰く、並び處りて得難しと。人の職とする所の者は精(二)なり。欲を去れば則ち宣ぶ。宣ぶれば則ち靜かなり。靜かなれば則ち精し。精しければ則ち獨立す。(三)獨なれば則ち明、明なれば則ち神なり。神は至貴なり。故に館(四)辟除せざれば、則ち貴人舍らず。故に曰く、潔からざれば則ち神處らずと。人皆知を欲す、而も之を索むる莫し。(五)其の彼を知る所以は、其の此を知る所以なり。之を此に修めずんば、焉ぞ能く彼を知らん。之を此に修むれば、能く虛なる莫し。虛は藏なきなり。故に曰く、(六)知を去れば則ち奚ぞ率ひ求めん。藏なければ則ち奚ぞ設けん。求むるなく、設くるなくんば則ち慮なし。慮なくんば則ち反覆虛なりと。天の道は、虛にして其れ形なし。虛なれば則ち屈せず。形なければ則ち位の迕(七)する所なし。位の迕する所なし、故に徧く萬物に流れて

心之在ㇾ體。君之位也。九竅之有ㇾ職。官之分也。耳目者視聽之官也。心而無ㇾ與ニ於視聽之事ー則官得ㇾ守ニ其分ー矣。夫心有ㇾ欲者。物過而目不ㇾ見。聲至而耳不ㇾ聞也。故曰。上離ニ其道ー。下失ニ其事ー。故曰。心術者。無爲而制ㇾ竅者也。故曰。君無ニ代ㇾ馬走ー。無ニ代ㇾ鳥飛ー。此言ニ不ㇾ奪ㇾ能。能不ㇾ與ㇾ下誠ー也。毋ニ先ㇾ物動ー者。搖者不ㇾ定。趮者不ㇾ靜。言ニ動之不ㇾ可ニ以觀ー也。位者謂ニ其所ㇾ立

心の體に在るは、君の位なり。九竅の職あるは、官の分なり。耳目は視聽の官なり。心にして視聽の事に與るなければ、則ち官其の分を守るを得。夫れ心に欲するある者は、物過ぐれども目見えず、聲至れども耳聞かざるなり。故に曰く、上其道に離るれば、下其事を失ふと。故に曰く、心術は、無爲にして竅を制する者なりと。故に曰く、君は馬に代りて走るなかれ。鳥に代りて飛ぶなかれと。此れ能を奪はず、能あれども下に與らざれば、誠なるを言へるなり。物に先ちて動く毋れとは、搖く者は定らず、趮る者は靜ならず。(二)動の以て觀るべからざるを言へるなり。位とは、其の立つ所を謂へるなり。(三)人主は陰に立つ。陰は靜なり。故に曰く、動けば則ち位を失ふと。陰なれば則ち能く陽を制す。靜なれば則ち能く動を制す。故に曰く、靜なれば乃ち自ら得と。

(二) 定らず靜ならずば、以て他人の爲す所を觀察すべからずと也　(三) 人主は戸牖の間に坐して南面するをいふ

之義。登降揖讓。貴賤有レ等。親疎之體。謂二之禮一。簡二物小未一レ一レ道。殺戮禁誅。謂二之法一。大道可レ安而不レ可レ說。眞人之言。不レ義不レ顧。不レ出二於口一。不レ見二於色一。四海之人。又孰知二其則一。天曰レ虛。地曰レ靜。乃不レ伐。潔二其宮一。開二其門一。去レ私毋レ言。神明若存。紛乎其若レ亂。靜レ之而自治。強不レ能二徧立一。智不レ能二盡謀一。物固有レ形。形固有レ名。名當。謂二之聖人一。

故必知二不言無爲之事一。然後知二道之紀一。殊レ形異レ埶。不下與二萬物一異上レ理。故可三以爲二天下始一。人之可レ殺。以二其惡一レ死也。其可レ不レ利。以二其好一レ利也。是以君子不レ怵二乎好一。不レ迫二乎惡一。恬愉無爲。去二智與一レ故。

故に必ず不言無爲の事を知り、然る後に道の紀(一)を知る。形を殊にし、埶を異にし、萬物と理を異にせず。故に以て天下の始と爲るべし。(二)人の殺すべきは、其の死を惡むを以てなり。其の利せざるべきは、其の利を好むを以てなり。是を以て君子は、好に(三)怵れず、惡に迫らず。恬愉(四)無爲、智と故(五)とを去る。其の應ずるや、設くる所にあらざるなり。其の動くや、取る所にあらざるなり。過は自ら用ふる(六)に在り、罪は變化(七)に在り。是の故に有道の君は、其の處るや、知るなきが若し。其の物に應ずるや、之に偶する(八)が若し。靜因(九)の道なり。

(一) 理也 (二) 死を惡まずんば、殺すとも益なしと也 (三) 誘也 (四) 恬は安也、愉は悅也 (五) 事也 (六) 私智を用ふるをいふ (七) 常道を變化するをいふ (八) 能く自然に合する也 (九) 虛靜循理の道

其應也。非レ所レ設也。其動也。非レ所レ取也。過在二自用一。罪在二變化一。是故有道之君。其處也。若レ無レ知。其應レ物也。若レ偶レ之。靜因之道也。

位、靜乃自得。道不違。而難言。極也。與人並處。而難得也。虚其欲、神將入舍。掃除不潔、神乃留處。人皆欲智。而莫索其所以智乎。智乎智乎。投之海外。無自奪。求之者。不得處之者。夫正人無求之也。故能虚無。虚無無形、謂之道。化育萬物、謂之德。君臣父子。人間之事。謂

無なり。虚無は形なし、之を道と謂ふ。萬物を化育す、之を德と謂ふ。君臣父子・人間の事は、之を義と謂ふ。登降揖讓、貴賤等あり。親疎の體は、之を禮と謂ふ。(六)物小、未だ道に一ならざるを簡び、殺戮禁誅する、之を法と謂ふ。(七)大道は安んずべくして說くべからず。(八)直人の言は、義ならず、顧ならず、口より出さず、色に見さず、四海の人、又孰れか其則を知らん。(九)天を虚と曰ひ、地を靜と曰ふ、乃ち伐たず。其宮を潔くし、其門を開き、私を去りて言ふ毋ければ、神明若ひ存す。(一〇)(一一)紛乎として其れ亂るゝが若し、之を靜にせば、自ら治る。強も徧く立つ能はず、智も盡く謀る能はず。(一二)物固より形あり、形固より名あり、名の當る、之を聖人と謂ふ。

(一) 心が體を支配する者なればなり (二) 耳・目・鼻・口及び下の二穴なり (三) 心、正道に居れば、九穴、理に循ひて離ずと也 (四) 法也、即ち彼をして先づ動かしめ、以て其の法則とする所を觀察し、然して後之に應ず (五) 心虚なれば則ち智生ず。智を求むれば則ち反りて不智に陷る (六) 事物の微小にして、未だ道に純一ならざる者をえらび、以て之を殺戮禁誅す、之を法と謂ふと也 (七) 道は以て天下を安んずべくして、而も其狀を說くべからずと也 (八) 猪飼彥博云ふ、直は當に眞に作るべしと。道術を得たる人 (九) その虚靜なること天地の如し。故に人敢へて之を伐たずと也 (一〇) 隨也 (一一) 世事勝手にして亂るゝが如し。靜を以て之に應ぜば、事おのづから治ると也 (一二) 名と形との相一致するをいふ

心之在レ體。君之位也。九竅之有レ職。官之分也。心處二其道一。九竅循レ理。嗜欲充益。目不レ見レ色。耳不レ聞レ聲。故曰。上離二其道一。下失二其事一。毋二代レ馬走一。使レ盡二其力一。毋二代レ鳥飛一。使レ弊二其羽翼一。毋二先レ物動一。以觀二其則一。動則失レ

卷第十三

心術上第三十六　　短語十

(一)心の體に在るは、君の位なり、(二)九竅の職あるは、官の分なり。(三)心其道に處れば、九竅理に循ふ。嗜欲充益すれば、目、色を見ず、耳、聲を聞かず。故に曰く、上其道を離るれば、下其事を失ふ。馬に代りて走る毋れ、其力を盡さしめよ。鳥に代りて飛ぶ毋れ、其羽翼を弊さしめよ。物に先ちて動く毋れ、以て其(四)則を觀よ。動けば則ち位を失ひ、靜なれば乃ち自ら得。道は遠からず、而も極め難きなり。人と並び處る、而も得難きなり。其欲を虛しくせば、神將に入りて舍らんとす。(五)不潔を掃除せば、神乃ち留り處る。人皆智を欲す、而も其の智たる所以を索むる莫きか。智か智か。之を海外に投じて、自ら奪はるゝなかれ。之を求むる者は、之に處るを得ざる者なり。夫の正人は、之を求むる無きなり、故に能く虛

國之稱號亦更矣。視之亦變。觀二之風氣一。古之祭。有時而星。有時而星熺。有時而熓。有時而朐。鼠應廣之實陰陽之數也。華若落之名。祭之號也。是故天子之爲國。圖具二其樹物一也。

をいふ也（一〇）笑は陳也、即ち、今は金は鐵より貴きこと數千倍なれども、その時には、鐵の貴きこと、數金を陳ねて始めて之を得るに至らんといふ意にて、世亂れて兵器を貴ぶにいたるをいへるなり（一一）下曲は、劣等なる音樂。鹹苦は、賤者の好むもの。退くは、衰退なり（一二）歷は解なり、あたる。即ち、天命にあたるの國にて、周室をいふ（一三）視る所のもの皆變じ、風采氣象も亦變ずるを觀んと也（一四）祭は大典也、王者旌を易へ、各々其貴ぶ所を祭る。故に古人の祭る所を羅擧し、以て其法を示す。星は二十八宿也。熺は星の明也、或る明星を祭るものあらんと也。熓は、熱甚しきなり、旱熱甚しくして祭るをいふ。朐は遠也、或は遠くして、來歲の爲に福を祈りてこれを祭る也（一五）鼎俎籩豆に盛りて、神に供するものならん（一六）牛家の如きもの、美名か（一七）圖をつくりて、樹木及び庶物を具備し、以て祭祀の用にすと也

問二運之合滿安臧。二十歲而可レ廣。十二歲而聶レ廣。百歲傷レ神。周鄭之禮移矣。則周律之廢矣。則中國之草木有下移二於不通之野一者上。然則人君聲服變矣。則臣有二依レ馭之祿一。婦人爲レ政。鐵之重。反旅レ金。而聲好二下曲一。食好二鹹苦一。則人君。日退亟。則谿陵山谷之神之祭更。應

運の合滿安くに臧するかを問ふと。(一)二十歲にして廣くすべし。(二)十二歲にして廣を聶ふ。(三)百歲にして神を傷ましむ。(四)周鄭の禮移らん。(五)則ち周律之れ廢せん。(六)則ち中國の草木、不通の野に移る者あらん。(七)然らば則ち人君の聲服變ぜん。(八)則ち臣は馭に依るの祿あり。(九)婦人政を爲し、鐵の重き、反りて金を旅ぬ。(一〇)而して聲、下曲を好み、食、鹹苦を好めば、則ち人君、日に退くこと亟なり。(一一)則ち谿陵山谷の神の祭更り、應國の稱號も亦更る。(一二)之を視るも亦變じ、之が風氣を觀る。(一三)古への祭、時ありて星、時ありて星熹熺、時ありて熇、時ありて朐、鼠應廣の實は、陰陽の數なり。(一四)華若落の名は、祭の號なり。(一五)是の故に天子の國を爲むるや、圖して其樹物を具ふるなりと。(一六)(一七)

(一) わが齊國の運祚の合滿、何處に存するかを問ふと也 (二) 管仲對へて曰く、今より後二十歲にして、我國土廣大となるべしと也 (三) 攝也、整飾也、ととのふる也 (四) 又百歲にして天下大に亂れ、傷害鬼神に及ばんと也 (五) 禮移れば則ち俗變る也 (六) 周の法則壞れんと也 (七) 夷狄入り伐ち、中國の草木を未だ嘗つて通達せざるの野に移す事あらんと也 (八) 音樂と衣服と皆變じて、夷狄のものとならんと也 (九) 馭馬相倚る意にて、衆多なる

之變氣。應之以正。且夫天地精氣有五。不必爲沮其亟而反。其重陔動毀之進退。即此數之難得者也。此形之時變也。沮平氣之陽。若如辭靜。餘氣之潸然而動。愛氣之潸然而哀。胡得而治動。對曰。得之衰時。位而觀之。佁美。然後有輝修之心。其殺以相待。故有滿虛哀樂之氣也。故書之帝八。神農不與存。爲其無位。不能相用。

を知りて、委曲詳細の致をなすと也 (七) 天地の物を生ずる形也 (八) 甘は滿即ち陽也、苦は虛即ち陰なり、この調和を得たる草生ず、その餘生は知るべしと也 (九) 五行の氣あらはれて五色となり、發して五聲となる故なり (一〇) 定れる時なしと也 (一一) 年の豐凶也 (一二) 豐凶を自由にする能はずと也 (一三) 惡也、即ちその理由を難察して、之に應ずる手段をとると也 (一四) 豫め備ふるにて、堤防疏通の如きをいふ (一五) 行を正し德を修むる也 (一六) 五行の氣にて、木火土金水也 (一七) この五氣は、萬物を生成するものなるが故に、始より必ずしも沮敗の害をなさずと也 (一八) 亟は極也、陔は動也。即ち、其重終にして常行に反すれば、則ち其氣重疊、やゝもすれば即ち萬物の進退を毀敗す、此れ天數の得て知り難きものなりと也 (一九) 時ありて變ずるをいふ (二〇) 沮は、とゞめはゞむ也、若は順也。即ち、凡そ天地の災は、氣の不和より起る。その始め、和平の氣を沮止するにあたりても、順從なること、靜合の靜の如くせば、却て手間の要なしと也 (二一) 愛氣にて、陰氣也 (二二) 皆見るべからず、故にいづくんぞ其動を治むるを得んと也 (二三) 管仲の對へなり (二四) 休氣の衰へし時 (二五) 佁は留也。即ち、五氣の位に就きて之を觀察し、其氣の衰なるものを留めて去らざらしむ。然して、後氣和し候消ひ、物光輝ありと也 (二六) 邪氣猶は盛なれば、ますゝゝ之を心に修め、これが滅殺につとめ、以て其氣の衰ふるを待つと也 (二七) 故に兩氣相殄する者、必ずこの四氣ありと也 (二八) 孔子未だ序でざる以前の書をいふか、現存の書には神農の位を除けるものなし

請問。形有レ時而變乎。對曰。陰陽之分定。則甘苦之草生也。從二其宜一。則酸鹹和焉。而形色定焉。以爲二聲樂一。夫陰陽進退滿虛亡レ時。其散合可二以觀一レ哉。唯聖人不レ爲レ哉。能知二滿虛一。奪二餘滿一。補二不足一。以通二政事一。以贍二民常一。地之變氣。應二其所一レ出。水之變氣。應レ之以レ精。受レ之以レ豫。天

を爲らず。能く滿虛を知るのみ。餘滿を奪ひて不足を補ひ、以て政事を通じ、以て民常を贍す。地の變氣は、其の出づる所に應ず。水の變氣は、之に應ずるに精(一三)を以てし、之を受くるに豫を以てす。(一四)天の變氣は、之に應ずるに正を以てす。(一五)且夫れ天地の精氣に五あり。(一六)必ずしも沮を爲さず。(一七)其れ亟りて反る、其の重陔動毀の進退は、即ち此れ數の得難き者なり。此れ形の時變なりと。(一八)平氣の陽を沮せば、若ふこと、辭靜の如くす。(一九)餘氣の潛然として動き、(二〇)愛氣の潛然として哀(二一)むは、胡ぞ得て動を治めんと。(二二)對へて曰く、之を衰時に得たり。(二三)位して之を觀れ(二四)ば美を佁め、然る後に輝あり。之を心に修め、其れ殺して以て相待つ。(二五)故に滿虛哀樂の氣あるなり。故書の帝は八、(二六)神農の與り存せざるは、其の位なきが爲(二七)に、相用ふる能はざればなりと。(二八)

(一) 夏至、冬至にて、これによりて寒暑の亂れを來すあるを以て也 (二) 秋は草木を殺し、春は之を生ずるをいふ (三) その滿虛の氣合して散ぜざる時、即ち九月に獄事を斷ずと也 (四) 虛滿の氣即ち陰陽の氣の合せんとする時、即ち二月に禺耕すべしと也。禺は耦也 (五) 行は列也、其耦耕の列に從ひて以て兵伍となすと也 (六) 滿虛の多少

夏之勝也。然有知強弱之所尤。然後應諸侯取交。故知安危國之所存。以時事天。以天事神。以神事鬼。故國無罪。而君壽而民不殺。智謀遂。而兵刃盡。其滿爲感。其虛爲亡。滿虛之合。有時而爲實。時而爲動。地陽時貸。其冬厚。則夏熱。其陽厚則陰寒。

(二四)人鬼の功ある者、及び己れの由りて出づる所の祖は、祀祭せざるべからざればなり　(二五)水旱疫癘の災也　(二六)ふくろに入れて用ひざる義　(二七)氣滿つれば則ち物之に感じ生じ、氣虛なれば、則ち物受くる所なくして亡ぶと也　(二八)滿つる時は實となり、虛なる時は動となりて、散ずと也　(二九)地中の陽氣が時ありてたがひ、地震噴火等をおこすをいふ

是故。王者謹於日至。故知虛滿之所在。以爲政令。已殺生。其合而未散。可以決事。將合。可以禺其隨行以爲兵。分其多少。以爲曲政。

是の故に、王者は日至(一)を謹む。故に虛滿の在る所を知りて、以て政令を爲す。已に殺生(二)す、其れ(三)合して未だ散ぜざれば、以て事を決すべし。將に(四)合せんとせば、以て禺(五)すべし。其れ行に隨ひて以て兵と爲し、(六)其の多少を分ちて、以て曲政と爲すと。請ひ問ふ、(七)形は時ありて變ずるかと。對へて曰く、陰陽の分定れば、則ち甘苦(八)の草生す。(九)其の宜しきに從へば、則ち酸鹹和し、而して形色定り、以て聲樂と爲る。夫れ陰陽進退滿虛は時亡(一〇)し、其散合以て歲(一一)を觀るべし。唯だ聖人は歲(一二)

澤人。而取之謂之好利。審此兩者、以爲處行、則云矣。不方之政。不可以爲國。曲靜之言。不可以爲道。節時於政。與時往矣。不動以爲道。齊以爲行。避世之道。不可以進取。陽者進謀。幾者應感。再殺則齊。然後運可請也。對曰。夫運謀者。天地之虚滿也。合離也。春秋冬

して强弱の尤なる所を知るあり、然る後に諸侯に應じて交を取る。故に安危を知るは、國の存する所、時を以て天に事へ、(二二)天を以て神に事へ、(二四)神を以て鬼に事ふ。故に國罪なければ、(二五)君は壽にして民は殺されず。智謀運りて、刃を雜鑿す。(二六)其の滿は感と爲り、(二七)其の虚は亡と爲る。滿虚の合、時ありて(二八)實と爲り、時にして動と爲る。地陽時に貸ふ。(二九)其の冬厚ければ、則ち夏熱く、其陽厚ければ、則ち陰寒し。

(一) 大賢者也 (二) 親也 (三) 餌の誤 (四) 凋落せざるをいふ (五) 心に己れを募はずんば、强ひて之を引く勿れと也 (六) 養也 (七) 徧はあまねく也、月の暗くして光なき時をいふ (八) 律は調也、即ち、光輝の愛すべき、月の始めて一方の明より出づるごとくなるべしと也 (九) 虚心を以て士を待つべしと也 (一〇) 時には其士を苦むるをいふ (一一) 處は止也、やむる也。行は行ふ也 (一二) 曲は小也、靜は靖なり、即ち小靖なる謀 (一三) 時に從ひて政を行へば、四時共に行はると也 (一四) 動作せざるをいふ (一五) 事の顯陽なる者 (一六) 陰にして隱微なる者 (一七) 再び雪霜の物を枯す意にて、三年を經るの意 (一八) 智謀を運用する法 (一九) 虚は陰にて、秋冬。滿は陽にて春夏 (二〇) 合は寒と暑と合ふ也、春分秋分。離は寒を離れて暑にゆき、暑を離れて寒にゆくをいふ (二一) 四時の氣の代謝の盛にて、功を成す者去る、故に勝といふ (二二) 尤は殊絶也。即ち、運に應じて王たる者は、必ずその智强の、衆より殊絶する點あり、然して後、諸侯に應じて、以て天下の交を取るべしと也 (二三) 天は神の在る所なればなり

問曰。多賢可云。對曰。魚鼈之不食餌者。不出其淵。樹木之勝霜雪者。不聽於天。士能自治者。不從聖人。豈云哉。夷吾之聞之也。不欲彊能。不服智。而不牧。若旬虛期於月。津若出於一明。然則可以虛矣。故阨其道。而薄其所予。則士云矣。不擇人而予之。謂之好人。不

問ひて曰く、多賢、云むべきかと。對へて曰く、魚鼈の餌を食はざる者は、其淵を出でず、樹木の霜雪に勝ふる者は、天に聽さず、士の能く自ら治むる者は、聖人に從はず。豈に云まんや。夷吾の之を聞くや、能を彊ふるを欲せず、智に服せざれば牧せず。旬虛、月を期するが若し。津、一明に出づるが若し。然らば則ち以て虛なるべし。故に其道を阨して、其の予ふる所を薄くすれば、則ち士云む。人を擇ばずして之に予ふるを、之を人を好むと謂ふ。人を擇ばずして之に取るを、之を利を好むと謂ふ。此兩者を審にして、以て處行を爲せば、則ち云む。方ならざる政は、以て國を爲むべからず。曲靜の言は、以て道と爲すべからず。時を政に節にすれば、時と與に往かん。動かずして以て道と爲し、齊ひて以て行と爲すは、世を避くるの道にして、以て進取すべからずと。陽者は進み謀り、幾者は感に應じ、再殺すれば則ち齊ふ。然る後に運請ふべきかと。對へて曰く、夫れ謀を運す者は、天地の虛滿なり、合離なり。春秋冬夏の勝なり。然

矣。衣食之於人也、不可以一日違也。親戚可以時大也。是故聖人萬民艱處而立焉。人死則易云。生則難合也。故一爲賞。再爲常。三爲固然。其小行之、則俗也。久之則禮義。故無使下當上必行之。然後移商入於國。非用人也。不擇鄉而處。不擇君而使。出則從利。入則不守。國之山林也。則而利之。市塵之所及。二依其本。故上侈而下靡。而君臣相。上下相親。則君臣之財不私藏。然則貪動枳而得食矣。徙邑移市。亦爲數一。

にして下靡、而して君臣相け、上下親めば、則ち君臣の財、私藏せず。(二三)然らば則ち貪り動くも、枳りて食を得。(二四)邑を徙し市を移すも、亦數の一たりと。

(一) 天意を得る者は、仁人なるが故なり (二) 天と人とを得るをいふ (三) 正也 (四) 信の誤 (五) 結也 (六) 生の誤 (七) 至極の事 (八) 君子が嚴然として動かざるは、則ち望む者林の如しと也 (九) 均也。即ち、均卒正直ならしむると也 (一〇) 國を治むる常器なりと也 (一一) 古の通字 (一二) 輕躁の人の妄りに變ずる所あるを畏ると也 (一三) 詘の通字、屈也 (一四) たゞ仁智の人にして後能く變化を用ふ。苟も其人にあらざれば、則ち變化の機、神と皆去ると也 (一五) 大は豐なり、即ち、父母老ゆ、時を以て其衣食を豐大にすべし。然らずんば、追ふべからざるの悔あらんと也 (一六) 人は靜にし難くして亂れ易きものなるが故也 (一七) 親也 (一八) やゝ恩に感ずる心あるをいふ (一九) 小は暫也。凡そ事、暫くこれを行へば、則ち風俗此の如しとなし、久しく之を行へば、則ち禮義當にかくの如くなるべしといふ。此れ生人の合し難き所以なりと也 (二〇) 上にして侈賞なければ、則ち人心定る。然して後商賈を移して國都に入るゝ。其人を用ふるにあらざるなり。將に以て貨を殖せんとするのみと也 (二一) 君と其城を守らずと也 (二二) 山林の生ずる所に則りて、以て賦を出すのみ。又之を賣りて以て其資本の二倍の利を收むと也 (二三) 上下侈靡なれば、則ち貪りて利に動く者、壅塞せられて財を失ひ、而して貧民皆食を得と也 (二四) 邑は國都也。即ち、都を徙し市を移すも亦貧民をして食を得しむる數中の一たりと也

重故。故至貞生至信。至言往至教。生至自有道。不務以文勝情。不務以多勝少。不動。則望有廣。旬身行。法制度量。王者典器也。執故義道。畏變也。天地者夫神之動。化變者也。天地之極也。能與化起。而王用。則不可以道山也。仁者善用。智者善用。非其人則與神往

勝つを務めず。動かざれば、望、廣あり。身行を旬しくし、法制度量あるは、王者の典器なり。故の義道を執るは、變を畏るゝなり。天地は夫の神の動くごとく、化變する者なり。天地の極なり。能く化と起る。而して王よく用ふれば、則ち道を以て山すべからざるなり。仁者は善く用ひ、智者は善く用ふ。其人にあらざれば、則ち神と與に往く。衣食の人に於ける、一日を以て違るべからざるなり。親戚は時を以て大にすべきなり。是の故に聖人・萬民、艱處して立つ。人死すれば則ち亡み易く、生くれば則ち合し難きなり。故に一たびすれば賞と爲し、再びすれば常と爲し、三たびすれば固より然りと爲す。其の小らく之を行ふや、則ち俗なりとし、之を久しくすれば則ち禮義なりとす。故に下をして、上の必ず之を行ふべしとなさしむる無かれ。然る後に商を移して國に入れしむ。人を用ふるにあらざるなり。爵を擇ばずして處り、君を擇ばずして使はれ、出づれば則ち利に從ひ、入れば則ち守らず。國の山林や、則りて之を利とし、市塵の及ぶ所、二其の本に依る。故に上侈

使人君不安者。屬際也。不可不謹也。賢不可威。能不可留。杜事之於前易也。水鼎之汨也。人聚之。壞地之美也。人死之。若江湖之大也。求珠貝者。不令也。逐神而遠熱。交觶者不處。兄遺利。夫事左中國之人。觀危國過君。而弋其能者。豈不幾於危社主哉。利不可法。故民流。神不可法。故事之。天地不可留。故動。化故從新。

ば、財おのづから生ずるが故也　〔一一〕　事を奪はざれば、食おのづから生ずるが故なり　〔一二〕　上下の交は、常に此くの如くなるべしと也。際は交也　〔一三〕　其故治を神にするものなりと也　〔一四〕　係屬なり。君臣之によりてつながると也　〔一五〕　父母をいふ　〔一六〕　纂詁にいふ、際の誤と　〔一七〕　親子の交に同じからしむる也　〔一八〕　固の誤　〔一九〕　姦凶の事を前に塞ぐ意　〔二〇〕　水の鼎中に沸くは、其肉將に熟せんとするなり。故に人之に聚ると也　〔二一〕　人之を樂み、死に至るまでも去る能はずと也　〔二二〕　今神を祭る者あり。祭を助くる者幾く至る。而も之が祭主たる者、忽ち祭る所の神を逐ひ、熟する所の熟物を遂げば、則ち祭を助け、杯を交へんとする者、皆去りてをらず、其酒肴を得ざるが爲なり、況んや國家を治めて大利をすつる者、たれか敢へて之に就かんと也。兄は況の古字　〔二三〕　中國は國中、左は戾、弋は取也。言ふは、人君の所爲、既に國中の人にもとり、又危國過君の行ふ所を觀、その能を爲す所の者を取りて之にならふ、必ず其社稷を危くせんと也　〔二四〕　利は法を以て拘止すべからず、故に民をして移流せしむと也　〔二五〕　天地の變化する道なり

是故得天者。高而不崩。得人者。卑而不可勝。是故聖人重之。人君

是の故に天を得る者は、高くして崩れず、人を得る者は、卑くとも勝つべからず。是の故に(一)聖人之を(二)重んじ、人君故を重んず。故に至貞(三)は至信を生じ、(四)至言は至絞を(五)往ず。(六)至(七)を生ずるに自ら道あり。文を以て情に勝つを務めず、多を以て少に

得。所棄者遠矣。所爭者外矣。明無私交、則無內怨。與大則勝。私交衆則怨殺夷吾也。如以予人財者、不如無奪時。如以予人食者、不如無奪其事。此謂無外內之患。事故也。君臣之際也。禮義者、人君之神也。且君臣之屬也。親戚之愛性也。使君親之祭、同索屬故也。

なり。禮義は人君の神なり。且つ君臣の屬なり。親戚の愛は性なり。君臣の祭をして同じからしむるは、屬の故を索むるなり。人君をして安からざらしむる者は、屬際なり。謹まずんばあるべからざるなり。賢をば威すべからず、能をば留むべからず。事を杜ぐの前に於けるは易きなり。水淵の涸くや、人之に聚る。壌地の美なるや、人之に死す。江湖の大の如き、珠貝を求むる者は、令せざるなり。神を逐ひて熱に遠り、觶を交ふる者は處らず、兄んや利を遺つるものをや。夫れ事の中國の人に左り、危國過君を觀て、其能者を弋るは、豈に社主を危くするに幾からずや。利は法にすべからず、故に民流る。神は法にすべからず、故に之に事ふ。天地は留むべからず、故に動き、故を化して新に從ふなり。

(一) 隣國強くとも、われ之と接し、羣臣をして忠義ならしむ、敢へて詐謀を以て之に先んぜざれば、わが命を聴くにいたると也　(二) 隣國也　(三) 我が命を聴くに至ると也　(四) 自ら仁をなしたりと思はぬなり　(五) 徳也、恩惠　(六) 底なき嚢、能く物を包むをいふ。即ち包容する所也　(七) 遼大なる也　(八) 我を爭ふところの者は疎外せらると也　(九) 私交する所多ければ、則ち人必ず之を怨む。是れ君、則吾を殺すなりと也　(一〇) 民の時を奪はざれ

也。以ㇾ輕則可ㇾ使。重不ㇾ可ㇾ起ㇾ輕。輕重有ㇾ齊。重以爲ㇾ國。輕以爲ㇾ死。毋二全祿一。貧ㇾ國而用不ㇾ足、毋二全賞一。好ㇾ德惡ㇾ亡ㇾ使ㇾ常。

せずと也 (二一) 事に同じ。才輕き者には、之をして輕事を執らしむれば、得て使ふべしと也 (二二) 位の重き者に輕事をなさしむべからずと也 (二三) 拘齊を得る也 (二四) 全は純也。即ち、人に祿するに純なるなかれ。將に國を貧しうして財用足らざらんとすと也 (二五) 得也、利 (二六) 失也、損也

請問。先合二於天下一。而無二私怨一。犯ㇾ強而無二私害一。爲ㇾ之若何。對曰。國雖ㇾ強。令二必忠以義一。國雖ㇾ弱。令二必敬以哀一。強弱不ㇾ犯。則人欲ㇾ聽矣。先ㇾ人而自後。而無二以爲一ㇾ仁也。加二功於人一。而勿ㇾ

請ひ問ふ、先づ天下を合して私怨なく、強を犯して私害なき、之を爲すこと若何せんと。對へて曰く、(一)國、強なりと雖も、必ず忠にして以て義ならしむ。(二)國、弱と雖も、必ず敬にして以て哀ならしむ。強弱犯さずんば、則ち人聽かんと欲す。(三)人を先にして自ら後にし、而も以て仁と爲すなし。(四)功を人に加へ、而も得とするなし。(五)槖(六)する所の者遠ければ(七)、爭(八)ふ所の者外なり。明に私交なければ、則ち内怨なし。大と與にすれば則ち勝つ。(九)私交衆ければ則ち怨みて夷吾を殺さん。以て人に財を予ふる者の如し、(一〇)時を奪ふなきに如かず。以て人に食を予ふる者の如し、(一一)其事を奪ふなきに如かず。此を外内の患事故無しと謂ふなり。(一二)君臣の際

因₂天地之道₁。無ㇾ使₂其內₁、使₂其外₁。使₂其小₁、毋ㇾ使₂其大₁。棄₂其國寶₁、使₂其大貴₁。一與而聖。稱₂其寶₁、使₂其小₁。可₂以爲ㇾ道。能則專。專則佚。椽能踰。則椽₂於踰₁。能宮、則不ㇾ守而不ㇾ散。衆能伯。不ㇾ然、將ㇾ見ㇾ對。君子者勉₂於糾ㇾ人者也。非₂見ㇾ糾者₁也。故輕者輕。重者重。前後不ㇾ慈。凡輕者操ㇾ實

と毋れ、國を貧にして用足らず。全賞すること毋れ、德を好み亡を惡むを常たらしめよと。(二五)(二六)

(一) 邊境 (二) 邊境は、彼我相接し、形勢日に變じ、平常の習を以て觀察すべからずと也 (三) 民の未だ始より其形を變ぜずして君たる也、之を變ずるは、これ君となりて、自らその法を損すなりと也 (四) 桓公、管仲に問ひ問ふ、諸邊のその亂を參考し、邊吏に任ずるに防禦の事を以てし、其の願る所に因りて之を用ふ、之をなす如何と也 (五) 四邊に、方百里の地を分ちて一區となし、此一區中に表をたてゝ相累む者は、丈夫は其鄉に走り、婦人は其家に備へ、左右相繼ぎ、內外相備り、以て國都に至る。備邊の策、これより善なるはなしと也 (六) 春秋に、一日の敵を記して曰く、その費す所千金。故に人主は當に本をはかりて動くべし。妄りに師を出すを得ずと也。備は當也 (七) 斥候、即ち、其權を重くすべからずと也 (八) 使人也、つかひ (九) 國內の因りて亂をなすものなるが故也 (一〇) 使人に能者を用ひば、境を出づるに必ず主とする所あり、其の主とする所の者、內國の事を成さんとすと也 (一一) 道をいふ (一二) 國內の人を使はずして專ら外人を使ひ、小材を使ひて大材を使はざるは、其國寶を棄つるなりと也 (一三) 其臣をも大に貴からしめて、一たび爵位を與へて、聖人たるを得しめば、是れその寶の實に稱ふと也 (一四) 其の小臣を使ふ、其の行ふ所、以て道となすべくして後に之を用ふと也 (一五) 人を官して能を得ば則ち其事を專にせしむ。其事に專なれば、緊附する必要なく、上は安樂にて功成ると也 (一六) 幷ちて能くこゆるは則ち必ず踰ゆべき所に據づる故なり。故に能く守る者は、人をして踰ゆる能はざらしむと也 (一七) 宮は、周圍の牆。即ち、能く四境を防守すること、猶の居室をめぐる如くせば、自ら守らずして民散へて散せず、民散ぜざれば衆なり。衆なれば則ちよく天下に長たりと也。伯は覇にて、長也 (一八) 敵也 (一九) 上位者 (二〇) 私情に從ひて愛憎せ

請問諸邊而參其亂任之以事。因其謀。方百里之地。樹表相望者。丈夫走禍。婦人備食。內外相備。春秋。一日敗。曰千金。稱本而動。候人不可重也。唯交於上。能必於邊之辭。行人不可有私。不有私。所以爲內因也。使能者。有主矣。而內事。萬世之國。必有萬世之寶。必

外相備ふ。(六)春秋に、一日敗るゝを千金と曰ふ。本を稱りて動く。(七)候人は重んずべからざるなり。唯だ上に交り、能く邊の辭を必するのみ。(八)行人は私あるべからず。私あらざるは、(九)內因を爲す所以なり。(一〇)能者を使はば、主あり、內も事あり。萬世の國には、必ず萬世の寶あり。必ず天地の道に因り、其內を使ふ無く、(一一)其外を使ひ、其小を使ひて、其大を使ふ毋くば、其國寶を棄つ。(一三)其れをして大に貴からしめんとして、一たび與へて聖たらしめば、其寶に稱ふ。(一四)其小を使はば、以て道と爲すべし。(一五)能なれば則ち專、專なれば則ち佚す。(一六)椽ぢて能く踰ゆるは、踰ゆべきに椽づればなり。(一七)能く宮して、則ち守らざれば散ぜず、衆なれば能く伯たり。然らざれば(一八)將に對を見んとす。(一九)君子は人を糾すに勉むる者なり、糾さるゝ者にあらざるなり。故に輕くすべき者は輕くし、重くすべき者は重くして、(二〇)前後慈せず。凡そ(二一)輕き者の實を操る、輕を以てすれば則ち使ふべし。(二二)重きには輕きを起さしむべからず。(二三)輕重齊きあり、重は以て國を爲め、輕は以て死を爲す。(二四)委祿するこ

象而定期則民從之故爲禱。朝縷綿。明輕財而重名。公曰。同臨。所謂同者。其以先後智。諭者也鈞同財爭。依則說。十則從服。萬則化。成功而不能識。而民期然後成形。而更名則臨。請問。爲邊若何。對曰。夫邊日變。不可以常智觀也。民未始變而是變。是爲自亂。

あるの時の嘗 (四) その資力のひとしきなり (五) 古法になづみて、新にうつる能はざるを殺す約あらば、君即ち桓公は之に從はんかと也 (七) 管仲 (八) 古法になづみて治むれば、他の諸侯と同じくして、其上に出づる能はずと也 (九) 其法を新にして、その日久しくば、諸侯の上に臨むを得べしと也 (一〇) 鬼神と雖も、亦其義を明にする能はずと也 (一一) ふくろに食を入れて人におくる、敢へて其報を人に望まざるは、重厚の德を明にする所以なりと也 (一二) 牲玉を浮沈して川を祭るをいふ (一三) 法也、つるして人に示すもの。即ち、先づ法象を立てゝ、豫め成功の期を定めば、則ち民よろこびて之に從ふと也 (一四) 故に將に禱をなさんとして、其の朝、綾と綿とを神廟の前に陳ぬれば、民之を見て禱らんとするの期を知り、因りて以て神に賽す。財を輕んじて、鬼神に事ふるの名を重んずるを明にする也 (一五) 同と臨とは何ぞやと也 (一六) 變也。即ちわが智が彼の先にあらば、我變りて彼に勝ち、我が智後に在らば、彼れ變じて我に勝つと也 (一七) 彼の我に依頼するはどの餘裕あるをいふ (一八) 邦土の形をなす也 (一九) 天下に君臨すと也

請ひ問ふ、(二)邊を爲むるは若何と。對へて曰く、夫れ邊は日に變ず。常智を以て觀るべからざるなり。(三)民未だ始より變ぜずして、是れ變ずるは、是を自亂と爲すと。(四)請ひ問ふ、諸邊にして其亂に參す、之に任ずるに事を以てし、其謀に因る事をと。(五)方百里の地、表を樹てて相望む者あり、丈夫は禍に走り、婦人は食を備へ、内

百蓋無築。千聚無社。謂之陋。一擧而取天下。有事之時也。萬諸侯鈞。萬民無聽。上位。不能爲功更制。其能王乎。緣故修法。以政治道。則約殺子。吾君故取。夷吾謂替。公曰。若何。對曰。以同。其日久。臨可立而待。鬼神不明。囊橐之食無報。明厚德也。沈浮。示輕財也。先立

の時なり。萬諸侯鈞しければ、萬民聽くなし。上位、功を爲し制を更むる能はずんば、其れ能く王たらんや。故に緣り法を修め、政を以て道を治むれば、則ち子を殺すを約す、吾が君は故より取らん。夷吾は替へんと謂ふと。公曰く、何若と。對へて曰く、以て同じ。其日久しければ、臨むこと立つて待つべし。鬼神も明ならず。囊橐の食は報なし、厚德を明にするなり。沈浮は財を輕んずるを示すなり。先づ象を立てて期を定めば、則ち民之に從はん。故に禱を爲す、朝に縷綿あるは、財を輕んじて名を重んずるを明にすと。公曰く、同臨。所謂同とは、其先後の智を以て渝る者なり。萬なれば則ち化す。財に鈞同なれば爭ふ。依なれば則ち說ぶ。十なれば則ち從服す。萬なれば則ち化す。功を成して織る能はず。而して民期す。然る後に形を成して名を更むれば則ち臨むと。

(一) 弱きは守りて强きは攻むと也 (二) 蓋は屋也、築は堂及び牀を築く也。千聚は千戶の聚卽ち百戶、たゞ屋のみありて、堂及び牀を築かず、千戶の村に亦社を立てざるは、其陋甚しき也 (三) 事は一本一事に作る。伐つべき事

曰。吾不レ欲二與レ女及上レ若。女言至焉。不レ得レ毋三與レ女及若言一。吾欲レ致二諸侯一。諸侯不レ至。若何哉。女子不レ辨三於致二諸侯一。自二吾不上レ爲二污殺之事一。人布織不レ可二得而衣一。故雖レ有二聖人一。惡用レ之。能摩二故道新道一。定二國家一。然後化レ時乎。國貧而鄙富。苴二美於朝一。市レ國。國富而鄙貧。莫二盡如一レ市。市也者勸也。勸者所二以起上レ本。善而末事起。不レ侈本事不レ得レ立。選レ賢擧レ能。不レ可レ得。惡得下伐二不服一用上。百夫無レ長不レ可レ臨也。千乘有レ道。不レ可レ修也。

一人主ならざるを示すなり〔一一〕行也、即ち桓公が既に祭事を行ひ、其器を徹せず、分明に之を設置すと也〔一二〕脩の大夫〔一三〕婦官〔一四〕常服は、退朝の後、服饌して食ふ。然るに今然らず、故に之を怪しむ也。脩脯は、肉を膳にみたして之をおくる也〔一五〕何故に公を送らざると也〔一六〕此也。即ち、われは汝と此言を論ずるを欲せずと也〔一七〕婦人は外政にあづからず。故に諸侯を致すの理に明ならずと也〔一八〕污は垢污を去るの意にて、洗濯。殺は削にて、減殺〔一九〕苟も先づ自ら下らずんば、聖人ありと雖も、將たいづくに之を用ひんとせん。言ふは、必ず之を致す能はずと也〔二〇〕故道は先王の道。新道は新しき政道。摩は、對照研究する也〔二一〕國は國都。鄙はゐなか。即ち、國朝貧にして鄙富めば、邊鄙の邑は、必ず美なる苞苴財貨を朝におくりて、以て市を國都に開くと也〔二二〕全部に市を開きて、貨財を均等にするにしくはなしと也〔二三〕勸は民の心をはげますと也。本は本業にて、農業〔二四〕商業〔二五〕もし路なくんば、百夫の長の如き微のことも、人の之をなすなしと也〔二六〕千乘の小國と雖も、道あれば、怨を修むるため、之を伐たんとしても、伐つべからずと也

夫紂在レ上。惡得レ伐。不レ得。鈞則戰。守則攻。

夫れ紂、上に在り、惡ぞ伐ち得ざるを得ん。鈞しければ則ち戰ひ、守れば則ち攻(一)む。(二)百蓋案なく、千衆社なきは、之を陋と謂ふ。一舉して天下を取る、(三)事ある

主也。載レ祭明置。高子聞レ之。以告二中寢諸子一。中寢諸子。告二寡人一。舍レ朝不二鼎饋一。中寢諸子。告二宮中女子一曰。公將レ有レ行。故不レ送。公言。無レ行。女安聞レ之。曰。聞二之中寢諸子一。索二中寢諸子一而問レ之。寡人無レ行。女安聞レ之。吾聞二之先人一。諸侯舍二於朝一。不二鼎饋一者。非レ有二外事一。必有二內憂一。公

せんと。女子(一七)は諸侯を致すを辨ぜず。吾れ汚(一八)殺の事を爲さざるより、人の布織、得て衣るべからずと。故に聖人(一九)ありと雖も、惡くに之を用ひん。能く故道(二〇)・新道を摩して、國家を定め、然る後に時を化せんか。國貧(二一)にして鄙富めば、美を朝に莅して、國に市す。國富みて鄙貧なれば、盡く(二二)市するに如くはなし。市なる者は勸(二三)なり、勸は本を起す所以なり。善にして末事(二四)起る。修ならざれば、本事立つを得ず。賢を選び能を擧げんとするも得べからずんば、惡ぞ不服を伐つことを用ふるを得ん。百夫(二五)も長なくんば、臨むべからざるなり。千乘(二六)の道あるは、修むべからざるなり。

(一) 官職を掌るもの。(二) 祖先の廟を昭穆二列にならべ、相位次するをいふ。雖は、位次の別なり (三) 功に大小あり、器に精粗あり、各其前後の差を定むるなり (四) 其享祭の禮を謹み、古典を守るをいふ (五) 其功あるを飼ひ、其功なきを省く。則ち臣勸むるなり (六) 大義を上びて小利に與ふる能はずと也 (七) 五行によりて配當せられたる百官が、各爭ひて其職につとむれば、國治る。故に君名天下に聞ゆとなり (八) 臣能く君の事を行ふ故なり (九) 賢をたつとぶは、國に益なきのみならず、又君臣の分を亂し、遂に國を亡すにいたると也 (一〇) 朝は藉朝なり。宗族を聚會して、以て豐殺の禮を朝に行ふ。族貞といふなり。屬疏なる者は、宗族と雖も猶は之を殺ぐ。以て輕くし

尊鬼而守故。戰事之任。高功而下死。本事食功而省利。勸臣上義。而不能與小利五官者人爭其職然後君聞祭之時上賢者也故君臣掌。君臣掌則上下均。此以知。上賢無益也。其亡茲適。上賢者亡而役賢者昌。上義以禁暴。尊祖以敬祖。聚宗以朝殺。示不輕爲

義を上びて小利に與ふる能はず。五官は、人其職を爭ひ、然して後君聞ゆ。祭るの時は、賢者を上ぶなり。故に君臣掌る。君臣掌れば則ち上下均し。此の以に知る、賢を上ぶの益なきことを。其亡ぶる、茲に適く。賢を上ぶ者は亡びて、賢を役する者は昌ゆ。義を上びて以て暴を禁じ、祖を尊びて以て祖を敬し、宗を聚めて以て朝殺す。主たるを輕んぜざるを示すなり。祭を載ひて明置すと。高子之を聞きて以て中寢諸子に告ぐ。中寢諸子は寡人に告ぐ。朝に舍して鼎饋せず。中寢諸子、宮中女子に告げて曰く、公將に行くあらんとす。故ぞ行を送らざるぞと。公言ふ、行くこと無し。女安に之を聞けると。曰く、之を中寢諸子に聞くと。中寢諸子を索めて之を問ふ。寡人行くことなし。女安に之を聞けると。吾れ之を先人に聞く、諸侯の朝に舍し、鼎饋せざる者は、外事あるにあらざれば、必ず内憂ありと。公曰く、吾れ女と若に及ぶを欲せず。女の言至る。女と若言に及ぶ毋きを得ず。吾れ諸侯を致さんと欲すれども、諸侯至らざるは、若何

重而祭尊。其君無餘地。與他若一者。從而艾之。君始者。艾若一者。從乎殺。與子殺若一者。從者艾。艾若一者。從于殺與子殺若一者。從無封始。王事者上。王者上事。霸者生功。言重本。是爲十禹分免而不爭。言先人而自後也。

祭す。萬一他國を思慕し、謳歌稱號に發する者は、之を許す。此れ民が鄕を去るを重んずる風を保存する方策なり 〔一一〕方里にして井田となし、其の歡を斷定す 〔一二〕さて井十六を丘と稱し、四丘を甸と稱し、甸の民衆に、長轂一乘と馬四匹を出さしむ 〔一三〕又大陵深谿ある毎に、此に神祠を置きて民をして祭らしむ 〔一四〕又民の才能によりて、食祿の多少を區別す。以上井田乘馬祭祠は、皆國政の本源なり、故に本を重んずといふ 〔一五〕君餘地なきときは、國を立つる能はず。故に地の肥墝、他の熟田と同一なるものあらば、之を開墾して、財を充足せざるべからず、艾は乂、治むなり、墾治するをいふ 〔一六〕君は桓公なり。言ふは、民が地の肥墝、他の熟田と一の若きものを開墾したるとき、君は始め之に税するに、熟田と開墾地との減税を比較して、宜しきに從ひ課税すべし 〔一七〕以上の如くすれば、民は税の輕きを悅びて、上の令に從ひ、熟田と肥墝同一のものを墾治し、其の減税は封なきものより始む。井田の如きは、封洫あり、方里にして制するものは、新たに墾開せし田に施す能はず 〔一八〕王者は新開地輕税の法を貴ぶ 〔一九〕王者は務めて事を行ふを貴び、霸者は利を生ずるを貴ぶ。是れ本を重んずるなり 〔二〇〕禹は耦耕、十人並び耕すの意、必しも十人に限るにあらず、成敗を擧ぐるなり。此の如く分明に勸勉して、新開地を耦耕して、其の利を爭はず。此れ人を先にし己れを後にするを言ふなり

官禮之司。昭穆之離。先後功。器事之治。

（一）官禮の司は、（二）昭穆の離あり。（三）先後の功、器事の治り、（四）鬼を尊びて故を守る。戰事の任は、功を高くして死を下しむ。（五）木事は功に食ましめて利に省み、臣を勸む。

民相利。守戰之備合矣。鄕殊レ俗。國異レ禮。則民不レ流矣。不レ同レ法。則民不レ困レ鄕。丘老不レ通。覩レ誅二流散一。則人不レ眺。安レ鄕樂レ宅。享祭。而謳吟稱號者。皆誅。所三以留二民俗一也。斷二方井田之數一。乘二馬甸之衆一。制二之陵谿一。立二鬼神一而謹祭。皆以レ能別。以爲二食數一。示レ重レ本也。故地廣千里者。祿

を斷じ、(一二)甸の衆に乘馬し、之が(一三)陵谿を制し、鬼神を立てて謹祭し、皆(一四)能を以て別ち、食數をなす、本を重ずるを示すなり。故に地の廣きこと千里なる者は、祿重くして祭尊し。其の君餘地なし。(一五)他と一の若き者は、從ひて之を艾む。(一六)君始は一の若き者を艾め、殺すると殺すなに于いて一の若き者とに從ふ。(一七)從ふ者艾む。一の若き者を艾む。殺と殺に于いて一の若き者とに從ふは、封なきより始む。(一八)王事は上ぶ。(一九)王者は事を上ぶ。霸者は功を生ず。本を重ずるを言ふ。(二〇)是れ十禺をなし分免して爭はず。言ふは人に先にして自ら後にするなり。

㊀ 窪垢は葬穴なり、巨は大なり、之を大にするは、貴賤を殺して錢を得しむるなり ㊁ 服を異にするは、貴者を役使す。文明とは、俗に言ふ立派なり。美といひ文明といふは、同意にして文を互にせしのみ ㊂ 以上の如くして富盛さずとし、次の華飾あり ㊃ 墓を飾む裝飾なり ㊄ 葬穴に埋むる器具なり ㊅ 以上の如きは、皆貴民を殺し、錢を得しむる方法なり。此くして民各利を守て、守戰の備全きを得 ㊆ 他の鄕國は、俗禮を異にする故に、民其の故鄕を去れば、困難するを以て他へ流移せず ㊇ 他鄕は、吾が鄕と法を異にする故、民外に向ふ心なく、其の故鄕を困難の所となさず。故鄕の丘山中に一生を過して、他邑に通ぜず ㊈ 且又國法に於て、他へ流亡逃散する者を誅するを覩れは、敢て他鄕を眺めて走ることなし ㊉ 此くして人皆鄕宅に安んじ樂み、先祖を享

之身。然後行。公曰。謂何。長喪。以毀其時。重送葬。以起身財。一親往。一親來。所以合親也。此謂衆約。

問。用此若何。巨瘞培。所以使貧民也。美壟墓。所以文明也。巨棺槨。所以起木工也。多衣衾。所以起女工也。猶不盡。故有次浮也。有差樊。有瘞藏。作此相食。然後

(一) 人衆くして之を用ふる約に、實は其の利を取りて、言は之を讓り、其の行は陰にして視難く、言は陽にして明し易く、心に人の禍あるを利して、口に其の患なきを言ふ。此の如き謀略を人に喩らしめずして、己れ獨り有せんと欲す、之を爲す若何んと。以上桓公の問なり (二) 故は古なり。言ふは、古へ財を府庫に陳列するの道なりと (三) 然も利民に散ずれは、民察して知る。故に人君之を身に置きて、民に知らしめずして始めて行はる (四) 喪に居るの時を長くし、其の時を罷くしとは、久く倚廬に居るなり。倚廬は、喪中居る所の假屋なり (五) 重く葬を送り、財を費さしむ、故に下民は之に由りて、身の財を起す (六) 喪に居るの日長く、葬を送るの禮重く、一親去り一親來り、其の親族を聚合するなり。此れ人衆きも、之を用ふる約なるなり

問ふ、此れを用ふる若何と。(一)瘞培を巨にするは、貧民を使ふ所以なり。(二)壟墓を美にするは、文明にする所以なり。棺槨を巨にするは、木工を起す所以なり。衣衾を多くするは、女工を起す所以なり。猶ほ盡さず、故に(三)次浮あるなり。(四)差樊あり、(五)瘞藏あり。此れを作して相食みて、(六)然る後に民相利し、守戰の備合す。(七)鄕は俗を殊にし、國は禮を異にすれば、民流れず。法を同じくせざれば、(八)民鄕に困まず、丘老通ぜず。(九)流散を誅するを視るときは、人眺めす。(一〇)鄕に安んじ宅を樂み、享祭し、謳吟稱號する者は、皆誅す。民俗を留むる所以なり。(一一)方井田の數

以待其害。雖聚必散。大王不恃衆而自恃。百姓自聚。供而後利之。成而無害。疏戚而好外。企以仁而謀泄。賤寡而好大。此所以危。

衆而約。實取而言讓。行陰而言陽。利人之有禍。言人之無患。吾欲獨有是。若何。是故之時。陳財之道。可以行今也。利散而民察。必放

(一)近臣を粗略にして、反て遠きに合ふ樣にする者は、功立つと雖も、終に壞る。暴話に、立つは立つと雖も、必ず壞ろとあるべしとあり　(二)國の起る所以を失ひ、宗族を殺滅せば、たとひ遠きに及ぶも、人民離反するに至り敵國畏れず　(三)國小なるに、遠大の策を修め、陽はに仁道を標榜するも、國利を謀らず、徒らに名を爭ふものは禍を其の國に及ぼすものなり　(四)多衆の力を恃みて、他人の強者を兼並し、又其の害に備ふる如きは、民を勞苦せしむこと甚しく、衆と雖も必ず離散す　(五)大王は、周の大王なり。大王は衆を恃みとせずして、自らの德を恃み、狄人の難を避けて豳を去り、岐山の下に之きたるに、百姓王を慕ひて自ら聚れり　(六)先づ百姓の器用するものを供給して、而る後己れ亦其の利に預る。故に功成りて害を受けず　(七)羽藏を踈じて外人を好み、仁を用ふるを企て、謀外に泄れ、身賤く兵寡くして、遠大なる策を好むは、危き所以なり

(一)衆にして約にし、實は取りて言は讓る。行は陰にして言は陽なり、人の禍あるを利し、人の患なきを言ふ、吾れ獨り是れあらんと欲す、若何と。是れ故の時財を陳するの道にして、今に行ふべきなり。(二)利散じて民察す、必ず之を身に放きて、然る後に行はると。公曰く、何を謂ふやと。(三)喪を長じ、其の時を踐し、重く葬を送りて身財を起し、(六)一親は往き一親は來る、親を合す所以なり。此れを衆約と謂ふと。

高下者。不レ足ニ以相待一。此謂レ殺レ事立而壞何也。兵遠而畏何也。民既聚而散何也。轂レ安而危何也。功成而不レ信者殆。兵強而無レ義者殘。不レ謹ニ於附近一。而欲レ來ニ遠者一。兵不レ信。

境を出づれば、必ず國情を他に漏らし怨を報ぜん（八）大臣の家に遊樂するときは、威權彼れに在り、國威消するに至る（九）三義は、堯の如き者三人といふことにて、賢者に喩ふ。賢者在るも、之をして縣に滅れて比戸の民たらしむる如き國は、必ず敗亡す。尹知章云ふ、壞は臭の字敗なり（一〇）三義を用ひざる者は、譬へば徒に高談するも、談ずる所の本源に堪ふる能はずして、失亡流下するのみ（一一）命令を公平にする能はず、徒に令を下すのみ貴賤高下相當の證を以て相待つ能はず。此の如きは、君自ら其の身を殺すといふ（一二）四の何ぞやは、桓公の問なり。畏るは畏れずの誤（一三）功成るも、人其の才德を備せざる者は身殆し（一四）人に殘害せらる（一五）兵力伸びざるなり

略ニ近臣一。合ニ於其遠一者立。亡ニ國之起一。毀ニ國之族一。則兵遠而不レ畏。國小而修大。仁而不レ利。猶有レ爭レ名者。累哉是也。樂ニ聚之力一。以兼ニ人之強一。

近臣を略して、其の遠きに合ふ者は立つ。（二）國の起を亡し、國の族を毀つときは、（一）兵遠くして畏れず。（三）國小にして修大、仁にして利せず、猶ほ名を爭ふ者あり。累なるかな是れや。（四）聚の力を樂みて、人の強を兼ね、以て其の害を待つは、聚と雖も必ず散ず。（五）大王は、衆を恃まずして自ら恃み、百姓自ら聚る。（六）供して而る後に之を利す、成りて害なし。（七）戚を疎じて外を好み、仁を以てするを企てて謀泄れ、賤寡にして大を好む、此れ危き所以なり。

贍。輕國位者。國必敗。疏貴戚者。謀將泄。毋仕異國之人。是爲失經。毋數變易。是爲敗成。大臣得罪。勿出封外。是爲漏情。毋數據大臣之家而飲酒。是爲使國大消。三堯在。臧於縣。返於連比。若是者。必從是霊亡乎。辟之若尊譚。未勝其本。亡流而下。不平。令苟下不治。

しむるなかれ。是れを經を失ふとなす。(六)數、變易するなかれ。是れを成を敗るとなす。(七)大臣罪を得ば、封外に出すなかれ。是を情を漏らすとなす。(八)數、大臣の家に據りて酒を飲むなかれ、是を國をして大消せしむとなす。(九)三堯在り。縣に臧れ、連比に返る。是の若き者は、是れより蹈亡せんか。(一〇)辟之ば、尊譚して未だ其の本に勝へざるが若し。亡流して下らん。(一一)令を平にせず、苟も下して治まらず、高下の者相待つに足らず。此れを殺と謂ふと。(一二)事立ちて壞るゝは何ぞや、兵遠くして畏るゝは何ぞや、民既に聚まりて散ずるは何ぞや。安を緩めて危きは何ぞやと。(一三)功成りて信ぜざる者は殆し。兵強くして義なき者は殘す。(一四)附近に謹ずして、遠き者を來さんと欲するは、(一五)兵信ぜず。

(一)士の才徳ある者は之を推擧すべきに、己れ先きだつて自薦するをいふ　(二)先づ民を贍(たらす)すべきを之を後にして己れの家を肥(こやす)すをいふ　(三)國を輕んずる者は、凡庸の人に國事を任ずる故に、國敗る　(四)近臣には必ず貴戚に往來する者あり。されば君たる者、貴戚を疎んずるときは、謀必ず泄れん　(五)我が族類にあらざれば心異なり、此れ國の常を失ふものなり　(六)數々官を易ふれば、功を成す能はず　(七)大臣の罪を得し者封

為首。一上一下。唯利所處。利然後能通。通然後成國。利靜而不化。觀其所出。從而移之。視其不可使。因以為民等。擇其好名。因使長民。好而不已。是以為國紀。功未成者。不可以獨名。事未道者。不可以言名。成功。然後可以獨名。事道。然後可以言名。然後可以承致酢。

獨り名づくべし。事道ありて然る後に名を言ふべし。然る後に承けて酢を致すべし。(一一)

(一) 又問ひて曰く、無事の日に財を集め、有事の日に備ふるの法若何と (二) 答ふ、財を積む富人に、暇日を與へて侈らしめ、車馬を美にし、酒醴に耽らしめて、財を散ぜしめば、貧者は爲に財を得て、他國に出食することなく安んじて農事を勸むるを得。此れを本を務むるの事といふ (三) 縣は、尹知章云ふ、繫屬なり。人を繫屬せんと欲せば、必ず主どる所あらしめ人此に始めて財用を治む (四) 然るに上の人爲に之を治めずば、空しく之を市に積むのみ (五) 利上にあれば上、利下にあれば下と、唯利の在る所に赴くなり。處は在なり (六) 利靜とは、積みて通ぜざるなり。然るときは、其の出すべき所を觀察して之を移動す (七) 此れ人を使ふ道を言ふ。先づ使ふべからざる者を視て、民等を爲し、上下九等に分つ (八) 名を好みて已まざる者は、志大なれば、國家を綱紀するの官に任ずべし (九) 成功なき者は、才能の名を專得する能はず (一〇) 事の道に合はざる者は、其の名を言ふを得ず (一一) 功成り事道ありて、然る後に、之をして國事を奉承して君より爵祿の報酬を受くべし、酢は報酬なり

先其士者之為自犯。後其民者之為自

其の士(一)に先だつ者の自犯をなし、其の民(二)を後にする者の自贍をなし、(三)國位を輕ずる者は、國必ず敗れ、(四)貴戚を疎にする者は、謀將に泄れんとす。(五)異國の人を仕へ

柔之毋失。十言者。不勝此一。雖凶必吉。故平以滿。

無事而總。以待有事。而爲之若何。積者立餘日而侈。美車馬而馳。多酒醴而靡。千歲無出食。此謂本事。縣人有主。人此治用。然而不治。積之市。一人積之下。一人積之上。此謂利無常。百姓無寶。以利

柔は其の深情を探るとあり。若し深く彼れの情を探るときは、彼をして怒らしめ我を害する恐あり。故に涸らす卽ち盡くすなかれ（七）不儀は不義なり、義は明なり（八）彼れ章明の行あるとき、之を掩ひ隱すなかれ（九）彼れ生榮の道あるとき、之を失はしむるなかれ（一〇）言ふは、以上は皆至要の言にして、他の十言に勝る（一一）能く上に述べたる事を行へば、周凶運なるも必ず變じて吉となる、故に平和にして財貨滿つ

（一二）事なくして總め、以て有事を待つ、之を爲す若何と。積む者餘日を立てて侈り、車馬を美にして馳せ、酒醴多くして靡す。千歳出で食ふなし。此れを本事と謂ふ。人を（一三）縣る主あり。人此に用を治む。（一四）然れども治めずして之を市に積み、一人之を下に積み、一人之を上に積む。此れを利常なしと謂ふ。百姓寶なし、利を以て首となす。（一五）一上一下唯利の處る所なり。利ありて然る後に能く通じ、通じて然る後に國を成す。（一六）利靜にして化せず、其の出づる所を觀て、從ひて之を移す。（一七）其の使ふべからざるを覩て、因りて民等をなし、其の名を好む者を擇びて、民に長たらしむ。（一八）好みて已まざる、是を以て國紀となす。（一九）功未だ成らざる者は、獨り名づくべからず。（二〇）事未だ道あらざる者は、名を言ふべからず。功を成して然る後に

之若何。高予二之名。而擧レ之。重予二之官。而危レ之。因責二其能。以隨レ之。猶儼則疏レ之。毋レ使二人圖一レ之。猶疏則數レ之。毋レ使二人曲一レ之。此所二以爲一レ之也。大有レ臣甚大。將二反爲一レ害。吾欲二優レ患除一レ害。將二小能察一レ大。爲レ之奈何。潭根之毋レ伐。固事之毋レ入。深䵍之毋レ涸。不儀之毋レ助。章明之毋レ滅。生

(一)既に國門を塞ぎたるに、百姓何人か敢て𧫷語する者あらん、又何等の預備すべきことありや。𧫷は不肖の語なり　(二)天下の下は、衍字なり。言ふは、天の佑くる所の人を擇ぶ　(三)言ふは、鬼神の心に當る人を擇ぶ　(四)人天の天は衍なり。言ふは、人の敬戴する人を擇ぶ　(五)以上の如き人を擇びて、其の身に重任を付與することは國を安んずるの道なり　(六)桓公曰く、强有力者と短才と、齊國に並び立たば若何せんと　(七)對へて曰く、高く名を予へて、之を擧用するに便にして强者を悅ばしめ、重く官を予へて、才短者を危ましめ、此くして其の能を責め、其の後に隨ひ視れば、强と短との別分明となる　(八)我に親む者は之を疎くして、我を圖る能はざらしめ、又疎なる者は數々之を見て、人を屈せしめず、此くすれば强者は我を侵さず、短者は我に近づくを得て、兩つながら操御することを得

(一)大れ臣ありて甚だ大なり、將に反りて害をなさんとす、吾患を優にし(二)、害を除かんと欲す。將に小能く大を察せんとす。(三)之を爲す奈何と。(四)潭根之れ伐るなかれ。(五)固事之れ入るなかれ。(六)深䵍之れ涸らすなかれ。(七)不儀之れ助くるなかれ。(八)章明之れ滅するなかれ。(九)生榮之れ失ふなかれ。(一〇)十言の者も、此の一に勝たず。(一一)凶と雖も必ず吉、故に平にして滿つ。

(一)大は夫の誤なり　(二)ゆるやかにするなり　(三)小臣をして大臣を察せしめんとす　(四)潭根は深き根なり。大樹の如く根深きは伐るなかれ　(五)彼れ若し固く某の事を行はんとするに、其の謀に參するなかれ　(六)䵍詰に、

其失ㇾ人心。公事則道必行。開二其國門一者。玩ㇾ之以二善言一。奈二其卑辱一。知二神次一者。操三犧牲與二其珪璧一。以執二其卑一。家小害。以ㇾ小勝ㇾ大。員二其中一。辰其外。而復長ㇾ強。長二其虛一。而物正。以視二其中情一。

き事を行ひ死する者は、人心を失へる者なり　(一二)　公共の事は、其の道必ず行はる　(一三)　國門を開いて、人の言を容るゝ者には、人の玩ぶに善言を以てすべし。然も或は恥辱の言を以て來らん。故に衆言必しも從ふ能はず。卑は賤なり　(一四)　神に事ふるを以て、大國に事ふるに喩ふ。言ふは、神に事ふるに犧牲と珪璧とを操り、又卑を執りて祭る如く、大國に事ふるに家の貨財を費し、小害あるも侵略の大害を免る。是れ小を以て大に勝つなり。辱は猶傷なり　(一五)　又其の中心を圓にして固執せず、其の外は時宜の場合に應じて變化し、強者を長養し、謙虚の心を長ぜば、外物自ら正しく我を侵すことなし。此くして又他の中情を觀察すべし

公曰。國門則塞。百姓誰敢敖。胡以備ㇾ之。擇二天下之所一ㇾ宥。擇二鬼之所一ㇾ當。擇二人天之所一ㇾ戴。而亟付二其身一。此所二以安一ㇾ之也。強與ㇾ短。而立二齊國一。

公曰く、國門は塞ぐ。百姓誰か敢て敖せん。胡を以て之に備へんと。天下の宥くる所を擇び、鬼の當る所を擇び、人天の戴く所を擇びて、亟に其の身を付す、此れ之を安ずる所以なりと。強と短とにして齊國に立つ、之れ若何と。高く之に名を予へて之を舉げ、重く之に官を予へて之を危くし、因りて其の能を責め、以て之に隨ひ、猶儼めば之を疎くし、人をして之を圖らしむるなかれ。猶は疎なれば、之を數し人をして之を曲げしむるなかれ。此れ之を爲むる所以なりと。

行。聖人者陰陽理。故平外而險中。故信其情者。傷其神。美其質者。傷其文。化之美者。應其名。變其美者。應其時。不能兆其端者。菑及之。故緣地之利。承從天之指。辱舉其死。開國閉辱。知其緣地之利者。所以參天地之吉綱也。承從天之指者。動必明。辱舉其死者。與

知る者は、天地の吉綱(一三)に參する所以なり。天の指に承從する者は、動必ず明なり。辱擧其れ死する者は、其の人(一四)を失ふと同じ。公事(一五)は道必ず行はる。其の國門(一六)を開く者、之を玩ぶに善言を以てす。其の斝辱を奈ん。神次(一七)を知る者、犧牲と其の珪璧とを操り、以て其の斝を執り、家の小害は、小を以て大に勝つ。其の中を員にして其の外を辰にし、復た強を畏る。其の虛を長じて物正し、以て其の中情(一八)を視ると、

(一) 法を立てゝ其の常を守る　(二) 禮を尊びて俗を善くす　(三) 信實を貴びて虛文を賤しむ　(四) 緣は因なり、事は、因緣を以てせば容易なり。駔は、牙儈、賣買の仲に立ち彼此の情を通ず。國ををさむるに、此の事を要することあり　(五) 民性に反すとは、後の逸に反して勞を敎ふる云々を指す。力を耕田に致し、寇あれば防禦し去らざる如き、敎ふるに勞又は死を以てするなり　(六) 陰陽に法りて法を爲す　(七) 其の外平易をしめすは陽にして、其の中を險阻にし測知すべからざらしむるは陰なり　(八) されば情を伸ばす者は、神を傷り、質の美なる者は、物之を文にする能はず　(九) 治化の美なる者は、事と名と相應す　(一〇) 治化の美は變ずべからざるも、時 場合變ぜざるべからずして、之を變ずることあり　(一一) 預め事の發端を卜知する能はざる者は、災害身に及ぶを免れず　(一二) 戮辱せらるべき樣の事を擧ぐれば、身死するを免れず　(一三) 天地の吉綱にかなふものなり。物を生ずるは、天の綱、物を成すは地の綱なり。此の道に違はざれば、天地の化育に參して、財を殖するを得べし　(一四) 戮辱せらるべ

以招請。廉以標人。堅强以乘六。廣其德。以輕上位。不能使之。而流徙。此謂國亡之郄。

故法而守常。尊禮而變俗。上信而賤文。好緣而好駔。此謂成國之法也。爲國者。反民性。然後可以與民戚。民欲逸。而教以勞。民欲生。而教以死。勞教定。而國富。死教定。而威

智ある者は、招きて謀議に與からしむ　(一〇)　廉潔なる者は、衆人の標式となすべし　(一一)　六は、上に言ふ予奪、使賤、使貴、久、緊、虛爵、收時なり。此の六事を堅强の心を以て運用するは、人君の要樞なり　(一二)　若し人臣が其の德を貴めて上位を輕んずるときは、君之を使ふ能はざる故に、之を轉移して禍を爲す能はざらしむべし。此れ亡國の郄(ひま)を爲すものなればなり

故に法にして常を守り、(二)禮を尊びて俗を變じ、(三)信を上びて文を賤み、緣を好みて駔を好む。(一)此れを成國の法と謂ふなり。國を爲むる者、(五)民性に反し、然る後に民と戚むべし。民は逸を欲して教ふるに勞を以てし、民は生を欲して教ふるに死を以てし、勞教定りて國富み、死教定まりて威行はる。聖人は(六)陰陽理る、故に(七)外を平にして中に險し。故に其の(八)情を信る者は、其の神を傷る、其の質を美にする者は、其の文を傷る。(九)化の美なる者は、其の名に應ず。(一〇)其の美を變ずる者は、其の時に應ず。其の端を兆する能はざる者は、菑之に及ぶ。故に地の利に緣りて天の指に承從す。(一一)辱(一二)擧は其れ死す。國を開き辱を閉ぢ、其の地の利に緣るを

而離卵。然後淪之。彫橑然後爨之。丹沙之穴不塞。則商賈不處。

富者靡之。貧者爲之。此百姓之怠生。百振而食。非獨自爲也。爲之畜化。用其臣者。予而奪之。使而輟之。徒以而富之。父繫而伏之。予虛爵而驕之。收其春秋之時而消之。有襍禮我而居之。時擧其強者以譽之。強而可使服事。辯以辯辭。智

(一)富者は之を靡し、貧者は之を爲くる。此れ百姓(二)の生を怠る。百振して食し、獨り自ら爲にするにあらずして、之が爲に畜化す。其の臣(三)を用ふる者は、予へて之を奪ひ、使ひて之を輟め、徒に以て之を富まし、父しく繫ぎて之を伏し、虛爵(四)を予へて之を驕らし、其の春秋(五)の時を收めて之を消ふ。我に襍禮(六)ありて之に居き、時に其の強き者を擧げて之を譽む。強くして(七)事に服せしむべし。辯(八)は以て辭を辯じ、智(九)は以て招請し、廉(一〇)は以て人に標し、堅強(一一)以て六に乘じ、其の德(一二)を廣めて上位を輕ずれば、之を使ふ能はずして流徙す。此れを國亡の郄と謂ふ。

(一) 富めるには財を費やさしめ、貧しき者には之をつくらしむ (二) 故に百姓の生業を怠る者あるも、終に百方賑振して食を求むるは、自ら爲にするのみにあらず、富者の爲に畜化即ち畜積及貿易の業を助くるなり (三) 臣を用ふるに、予奪使止宜きに從ひて之を爲し、或は徒に富ましめんと謂ひ、久しく繫ぎ置きて之を伏從せしむ。父は久なりと、某氏の説なり (四) 雖其の爵を尊くして、事を任ぜず (五) 春秋に富者の收得する利を、官自ら收得して受用す。此の段は、侈靡の者を制御する術數なり (六) 我に小禮を爲す者は之を居き、時に其の中の強き者を擧げて之を奬め、他日の用を俟つ (七) 強き者は、事に服せしむべし (八) 口辯ある者は、辭命の用を爲さしむべし (九)

長虎豹之皮。用功力之君。上金玉幣。好戰之君。上甲兵。甲兵之本。必先於田宅。今吾君戰。則請行民之所重。飲食者也。侈樂者也。民之所願也。足其所欲。贍其所願。則能用之耳。今使衣皮而冠角。食野草。飲野水。孰能用之。傷心者。不可以致功。故嘗至味。而罷至樂。

り、侈樂なる者なり、民の願ふ所なり。其の欲する所を足し、其の願ふ所を贍さば、能く之を用ひんのみ。今皮を衣て角を冠し、野草を食ひ、野水を飲ましめば、孰れか能く之を用ひん。(八)心を傷る者は、(九)功を致すべからず。(一〇)故に至味を嘗めて、至樂に罷れ、卵を雕して、然る後に之を瀹、橑を彫して然る後に之を爨す。(一一)丹沙の穴塞がざれば、商賈は處らず。

(一) 化弊とは、舊慣の久しき、弊害を生ずるものをいふ (二) 言ふは、弊害は家に生ずるものなり。家は諸侯の宮をいふ (三) 宮中の事は、他より言ひ難きこと多し。故に慣行の久しき遂に弊を生ず (四) 吾が君は長に驗ゝを來すは、虎豹の皮を常に好まるゝ故なり。人の功力を用ふるの君は、金玉幣を貴ぶ。之を用ひて功勞ある人を賞せんとなり。長は常なり。吾君は、管子が桓公を指す (五) 戰を好む吾が君は、甲兵を貴ばるゝが、甲兵を備ふるには、田宅より賦税を取らざるを得ず (六) 言ふは、吾が君若し戰はんと欲せば、願くは民の重んずる所の事を行へとなり (七) 飲食侈樂は、俱に民の重んじ願ふ所なれば、其の願を充足せば、民を用ふることを得 (八) 言ふ、、皮を衣角を冠し、野草を食ふ禽獸の如き狀態にあらしめば、孰れか君の爲に力を致さんとなり (九) 凡そ心を貧富に傷る者は、俱に功を致さしむる能はず (一〇) されば至味を嘗め、至樂につかれ、其の極は卵を彫鏤して後に之を煮、薪と彫刻して後に之を爨くといふ如き、奢侈の度を爲し盡すに至る者は、決して功を致す能はず。瀹は煮なり、橑は薪なり (一一) 丹沙の穴とは、丹沙化して黃金となるといふ故事より、金穴といふことに用ふ。言ふは、皆丹砂の穴に走り、畢處せずして、顧むに足らずと

弊而民勸之。慈種而民富。應言待感與物俱長。故日月之明。應風雨而種。天之所覆。地之所載。斯民之良也。不有而醜天地。非天子之事也。民變。而不能變。是悅傳革。有革而不能革。不可服。民死信。諸侯死化。

は多く育し、五穀は多く熟し、此くして始めて民力を用ふべし （一〇）此の際鄰國君俱に不賢ならば、我は王たるべし （一一）忽然卿大夫を易へて、今迄の方針を變じ、忽然政事を易へて、變化すれば、名を成すに至る （一二）以上言ふ如く、善く變化する故に先代の弊を承け繼ぐも、名を成すを得て、民は業に勸勉し、又種藝を慈愛し、之を補助する故に、民富むに至る （一三）言ふは、他の發言に對應して對へ、他の己れに感ずるを待ちて動き、天に應じ人に順ふ故に、物と俱に長ずるを得 （一四）言ふは、耕作すべき日月を明察し、風雨の便宜に應じて、種藝すれば苗必ず蕃殖す （一五）言ふは、天地の間、斯民に對する良君主なりと （一六）上に言ふ如き事あらずして天地の化育を醜とするは、天子の事にあらずとなり （一七）若し人民が善く變ずるも、君の變ずる能はざるは、梲（はしら）に革を傅けたる如く、外見は華なるも、眞の革ならざるが如し。又人民は改革せざるに君の改革せるは、民を服する能はず （一八）民は上に信あれば、爲に死を惜まず。諸侯は天子の德化に感じて死を惜まず

請問諸侯之化弊。弊也者家也。家也者。以因人之所重而行之。吾君長來獵。君

諸侯の化弊を請ひ問ふ。（一）弊なる者は家なり、（二）家なる者は、人の重ずる所に因りて之を行ふを以てなり。吾が君、長に獵を來す、（三）君虎豹の皮を長にす。功力を用ふるの君は、金玉幣を上ぶ、（四）戰を好むの君は、（五）甲兵を上ぶ。甲兵の本は、必ず田宅を先にす。今吾が君戰はば、（六）請ふ、民の重ずる所を行へ。（七）飲食なる者な

地之道。然後功名可以殖。辨於地利而民可富。通於修靡而士可戚。君親自好事強以立斷。仁以好任。人君壽以政年。百姓不夭厲。六畜遮育。五穀遮熟。然後民力可得用。鄰國之君。俱不賢。然後得王。俱賢若何。曰。忽然易卿而移。忽然易事而化。變而足以成名。承

し。地利を辨じて民富ますべく、（四）修靡に通じて士戚むべし。君親自ら事を好み（五）強以て斷を立て、仁以て任を好み、人君の壽、政を以て年あり。（七）（八）百姓夭厲ならず、（九）六畜遮育し、五穀遮熟して、然る後に民力用ふるを得べし。（一〇）鄰國の君倶に不賢にして、然る後に王たるを得んと。倶に賢ならば若何と。曰く、（一一）忽然卿を易へて移り、忽然事を易へて化し、變じて名を成すに足り、（一二）弊を承けて民之を勸め、種を慈して民富み、（一三）言に應じ感を待ち、物と倶に長ず。故に（一四）日月の明風雨に應じて種う。（一五）天の覆ふ所、地の載する所、斯の民の良なり。（一六）行らずして天地を醜とするは、天子の事にあらざるなり。民變じて變ずる能はず。是れ（一七）稅に革を傳くるなり。革ありて革する能はずは、服すべからざるなり。（一八）民は信に死し、諸侯は化に死すと。

（一）之を用ふるとは政を用ふるなり　（二）天地の地は衍字なり　（三）殖は立なり　（四）修靡の道に通ずるときは士をして欲する所を得しむる故に、士は我に親むに至る　（五）政事を爲すを好むなり　（六）強くして能く斷じ仁にして能く人に任ず　（七）人君の壽は、政の善惡を以て、其の長短をなし　（八）百姓は、短命又は疾病なし　（九）六畜

則流。親在有用。無用則辟之。若相爲有兆怨。上短下長。無度而用則危本。不稱。而祀譚次祖。犯詛。渝盟。傷言。敬祖禰。尊始也。齊約之信。論行也。尊天地之理。所以論威也。薄德之君之府囊也。必因成形。而論於人。此政行也。可以王乎。

請問用之若何。必辨於天

は、威を論ずる所以なり、(一〇)薄徳の君の府嚢や、必ず成形に因りて人を論ず。此の(一一)政行や、以て王たるべきかと。

(一) 貧者と富者とを採用するに當り、甚だ富める者は自ら倨傲にして使ひ難く、甚だ貧き者は恥を知らず、貨を貪るの虞あり。されば孰れも甚しからざる者を使ふ可きなり (二) 委は、積なり。塡積せる器なり (三) 言ふは、汎愛に過ぎて、特に親む者なければ、其の愛は漫流して、賢者力を致さず (四) 親むべきは、有用の人たるべし。無用の人は、之を辟くべし。之に親めば、反て怨をきざすことあらん (五) 上の人は才短く、下の人は才長きに、之を度らずして用ふれば、本末稱はず、本を危くすべし。本は、上の人をいふ (六) 譚は祭名、次祖は始祖以下なり列祖を祭りて福を願はんと欲するは、徒に詛盟を傷り益することなし (七) 畢竟するに、祖禰を祀るといふことは自己の由りて出づる所を敬するなり。臣下と詛盟する爲にあらず。禰は父の廟なり (八) 詛盟することは、齊整して約束の信即ち實行を期するにあり。徒に其の言を恃むにあらず (九) 天高く地卑きの理を論ずるは、君臣の階級を明にするなり (一〇) 薄德の君は、人の成敗の形に因りて、才智の長短を論じ、之を以て其の秘計となせり。府嚢は、貨を藏する所秘藏するものに喩ふ (一一) 上に言ふ、成敗に因りて人の才智を論定する政行は、果して王たるべきか。其の樣の君は、決して王たらず

請ひ問ふ、(一)之を用ふること若何と。必ず(二)天地の道を辨じて、然る後に功名(三)殖つべ

禜神山祭之。賢者少。不肖者多。使其賢。不肖惡得不化。今夫政。則少則。若夫成形之徵者也。去則少。可使人乎。用貧與富。何如而可。曰甚富不可使。甚貧不知恥。水平而不流。無源則則遬竭。雲平而雨不甚。無委雲雨則遬已。政平而無威則不行。愛而無親

汚物を蕩去する如く、人をして之を思慕して、自然心を生じて善き方に往くに至らしむ（五）教を宗る者は、身必ず教の道を備ふること、譬へば秋雲の始めて起らんとするがごとく、人をして其の状を想像せしむ（六）さて賢者を見るときは、不肖者自ら賢者の德に化するに至る（七）君たる者は、賢者を敬愛して之を使ひ、神山に禜を設けて之を祭る如く、人に敬畏の念を起さしむ（八）其の賢者を使ひ、君之を尊敬するときは、不肖者從て賢者の德に化せざるを得ず（九）政は教と異なりて、民只其の制令に從ふのみ。則るべきもの少し。成形物の明徵あるごとし。無聲無形に感化する效力少し、則る所の少きものを去れば、殘る所は悉致にして、則るべき所全くなし。人を使ふ能はず。教の人心に浸漸して、善化の效あるに及ばず

（一）貧と富とを用ふる、何如して可ならんと。曰く甚だ富みたるは使ふべからず。甚だ貧きは恥を知らず。水平にして流れず、源なければ遬に竭く。雲平にして雨甚だしからず。（二）委雲なければ、雨は遬に已む。政平にして威なければ行はれず。（三）愛して親なければ流る。（四）親は用あるに在り。用なければ之を辟く。相僞せば、怨を兆すあるが若し。（五）上短く下長く、度なくして用ふれば、本を危くし、稱はず。而るに祀るに（六）次祖を譚するは、詛を犯し、盟を渝へ、言を僞る。（七）祖禰を敬するは、始を尊ぶなり。（八）齊約の信は、行を論ずるなり。（九）天地の理を尊ぶ

政與教孰急。管子曰。夫政教相似而殊方。若夫教者。標然若秋雲之遠動人心之悲。藹然若夏之靜雲。乃及人之體。鵩然若譪之靜。動人意以怨。蕩蕩若流水。使人思之。人所生往。教之始也。身必備之。辟之若秋雲之始。見賢者。不肖者化焉。敬而待之。愛而使之。若

政と教と孰れか急なるかと。管子曰く、夫れ政教は相似て方を殊にす。若し夫れ教なる者は、(一)標然として、秋雲の遠く人心の悲を動かすが若く、(二)藹然として、夏の靜雲乃ち人の體に及ぶが若く、鵩然として、譪の靜なるが若く、(三)人意を動かし以て怨む。(四)蕩蕩として、流水の若く、人をして之を思はしむ。人の生往する所は教の始なり。(五)身必ず之を備ふ、之を辟ふるに秋雲の始の若し。(六)賢者を見、不肖者化す。(七)敬して之を待し、愛して之を使ひ、神山を樊して之を祭るが若し。賢者は少く、不肖者は多し。(八)其の賢を使はば、不肖は惡ぞ化せざるを得ん。今夫れ(九)政は、則ること少し。夫の形を成すの徵の若き者なり。則少を去れば、人を使ふべけんやと。

(一) 大切なりや　(二) 纂詁に、標は瞟なり、輕擧の貌とあり。言ふは、教の人の善心を動かすこと、秋雲の其の悲を動かすが如く、自然のものなり　(三) 纂詁に、藹は靄、鵩は讙の字、和樂の貌、譪は訟にして叫呼なりとあり。言ふは、夏の靜雲の人體に及び、陰久くして涼生し、讙然として悦樂すること、叫呼の俄かに靜かなるごとし。教の人に於けるや此の如く人心を感動せしめ、自ら往日の所爲の非を怨むに至る　(四) 教の道は蕩々として、大水の

若何。莫善於侈靡。賤有實、敬無用、則人可刑也。故賤粟米而如敬珠玉、好禮樂而如賤事業、本之始也。珠者陰之陽也。故勝火。玉者陰之陰也。故勝水。其化如神。故天子藏珠玉。諸侯藏金石。大夫畜狗馬。百姓藏布帛。不然則強者能守之。智者能牧之。賤所貴。而貴所賤。不然。鰥寡獨老。不與得焉。均之始也。

すれば、人刑すべきなり。故に(三)粟米を賤みて、珠玉を敬するが如く、禮樂を好みて、事業を賤むが如くなるは、本の始なり。珠なる者は、陰の陽なり、故に火に勝つ。玉なる者は陰の陰なり、故に水に勝つ。其の化神の如し。故に(四)天子は珠玉を藏め、諸侯は金石を藏め、大夫は狗馬を畜ひ、五姓は布帛を藏む。然らざれば強者は能く之を守り、智者は能く之を牧ふ。(五)貴ぶ所を賤みて賤む所を貴ぶ。然らざれば鰥寡獨老は、得るに與からず、均の始なり。

(一) 今日の化を與すに、若何なる事をせば可ならん。其れは侈靡（おごり）より善きはなしと (二) 有實は粟帛、無用は珠玉なり。粟帛を賤み、珠玉を貴ぶときは、我が範型の中に入るべし (三) されば陽には粟米を賤みて、珠玉を敬する如くし、禮樂を好みて、事業を賤むが如くするは、民人をして本務に反するの始なり (四) 天子より百姓に至るまで、其の畜藏する所同からずして、各其の所を得るなり。然らざれば強者と智者とに獨占せらるとの意なり (五) 若たる者、其の貴ぶ所の粟米を賤みて、其の賤む所の珠玉を貴ぶ。故に粟米上下に均分するを得。然らざれば粟米布帛は、強者智者の手に歸して、鰥寡孤獨の者は、粟米を得る能はず

及㆒。人民之俗。不㆓相知㆒。不㆑出㆓百里㆒。而來足。故卿而不㆑理。靜也。其獄一踦腓。一踦屨而當㆑死。今周公斷指滿稽。斷首滿稽。斷足滿稽。而死民不㆑服。非㆓人性㆒也。敝也。地重。人載。毀敝。而養不㆑足。事㆓末作㆒。而民興㆑之。是以下名而上實也。聖人者省㆓諸本㆒。而游㆓諸樂㆒。大昏也。博夜也。

博夜なりと。

（一）尹知章云ふ、今は古に同からずと雖も、政を爲すに其の不法を誅めて、古に復すべしと（二）佶は帝嚳、堯は帝堯なり。此の時、彼我混合して分別せず。風俗の美、下民にあり。帝の道獨り世人に勝るにあらず（三）山は童せず、即ちはげやまならず、草木多く、用足り、水澤は敗壞せずして、魚類多く、養足る（四）耕作して自ら養ひ餘分の穀を以て良天子に納る（五）言ふは、牛馬を養牧するに、他人の牧地を侵すことなし（六）人々其の郷里に安んじ、他に出でざる故、其の風俗を相知らず（七）百里の間を出でずして、求むる所足る。來は求の誤なり（八）故に卿の位置はあるも、其の事を理めず、閑靜無事なり（九）猗用賢云ふ、踦は奇にして、物體具らざるなりと。人罪あれば、一足屨を穿ち、一足穿たざるを以て、之を辱め、以て死の代りとす（一〇）今用ふる周公の刑法には斷指より斷足までの事を用ひ、罪人獄舍に滿つ、之を稽考し又各處刑するも民服せず。此れ人性の本然にあらず。政俗の敝なり（一一）地の利厚く、人亦之に栽殖す。然れども人君民の時を奪ひて之を毀ち、税を重くし之を斂る、故に民足らず（一二）されば民は、末作即ち商賈の末に興起するに至る（一三）故に下には農作の空名あるのみにて、實利は上に歸す（一四）故に聖人は、國の本即ち農に省みて、農民をして樂地に游ばしめ、苛察の事を爲さず。大昏なる長夜の如くす、故に民は安樂に世を送ることを得

問曰。興㆓時化㆒

問ひて曰く、（一）時化を興すは若何と。修靡より善きはなし。（二）有實を賤み、無用を敬

問曰。古之時。與二今之時一同乎。曰同。其人同乎。不レ同乎。曰不レ同。可レ與二政誅一。俈堯之時。混吾之美在レ下。其道非二獨出一レ人也。山不レ童而用贍。澤不レ弊而養足。耕以自養。以二其餘一應二良天子一。故平。牛馬之牧。不二相

卷第十二

侈靡第三十五 (侈靡を以て時化を興すの本となす、故に名づく。趙用賢云ふ、此の篇錯簡多く讀むべからず。) 短語九

問ひて曰く、古の時今の時と同じきかと。曰く、同じと。其の人同じきか、同じからざるかと。曰く、同じからず。(一)政誅を與にすべし。(二)俈・堯の時、混吾の美下に在り、其の道獨り人に出づるにあらざるなり。(三)山童せずして用贍り、澤弊せずして養足る。(四)耕して自ら養ひ、其の餘を以て良天子に應ず、故に平かなり。(五)牛馬の牧相及ばず、(六)人民の俗相知らず。百里を出でずして(七)來足す、故に(八)卿あるも理めず、靜なる也。其の獄は、(九)一踦腓一踦屨にして死に當る。今周公は(一〇)斷指滿稽、斷首滿稽、斷足滿稽にして、死するも民服せず、人性にあらざるなり。敝なり。(一一)地は重く、人は載し、毀敝して養ひ足らず、(一二)末作を事として、民之に興る。是を以て(一三)下名にして上實なり。聖人は諸を(一四)本に省みて、諸を樂に游ばす。大昏なり

易國常。擅創爲令。迷惑其君。生奪之政。保貴寵矜。遷損善士。捕援貨人。入則乘等。出則黨駢。貨賄相入。酒食相親。倶亂其君。君若有過。各奉其身。此亦可謂昔者無道之臣乎。桓公曰。善哉。

（一）賢を見るの賢は、纂詁に、貴に作る。言ふは、貴人を見ては、之を悦ぶと貨を得る如く、賤者を見れば、之を嫌ふと己れ過あるがごとし（二）己れに諂ひ事ふる人にのみ物を與ふ（三）彌は止なり。人の爭を止めんとはせず人を煽動して訴訟を興さしむ（四）先代の法典故實を棄てゝ修めず（五）擅まゝに法令を新創す（六）君生存せるに、其の政權を奪ひて、己れ貴寵を保有して尊大にす（七）尹知章云ふ、善士は、遷改して棄損す。言ふは、在官者を貶黜するなり（八）貨財ある者は、捕取して掠奪す。捕とは盜賊を捕ふる如く、急追して捨さざるを恐るゝ如きをいふ（九）等は、等輩なり。朝に在りては等輩を陵ぎ、出てゝは黨を結び、比駢す。駢は、比に同じ（一〇）言ふは、過を君に歸し、獨り其の身を潔くす。

正言第三十四　亡

事左右。執説以進。不蘄亡已。遂進不退。假寵鬻貴。尊其貨賂。卑其爵位。進曰輔之。退曰不可。以敗其君。皆曰非我。

家なり　(三)君寵を假りて、貴き官位を賣り物にす　(四)貨を我に賂る者を尊びて、君の爵位を輕々しく人に與ふ　(五)君前に進みては、己れ輔佐すと言ひ、退きては君は輔佐すべからずと言ひ、事務を爲して君家の事を敗り、之を君の所爲に歸し、我の責にあらずと言ふ

不仁羣處。以攻賢者。見賢若貨。見賤若過。貪於貨賂。競於酒食。不與善人。唯其所事。倨敖不共。不友善士。讒賊與通。不彌人爭。唯趣人訟。湛湎於酒。行義不從。不修先故。變

不仁羣處して賢者を攻め、(一)賢を見ること貨の若く、賤を見ること過の若く、貨賂を貪り、酒食を競ひ、善人に與せず、唯其の事ふる所にす。(二)倨敖不共にして、善士を友とせず、讒賊と與に通じ、(三)人爭を彌めず、唯人訟を趣し、酒に湛湎し、行義に從はず、(四)先故を修めず、國常を變易し、(五)擅創令を爲り、其の君を迷惑し、(六)生に之が政を奪ひ、貴寵を保ちて矜る。善士を(七)逐損し、貨人を捕援し、(八)入りては等を乘ぎ、(九)出でては驁駢し、貨賂相入れ、酒食相親み、倶に其の君を亂り、君若し過あれば、各〻其の身を奉ず。(一〇)此れ亦昔者の無道の臣と謂ふべきかと。桓公曰く、善いかなと。

以與交。廉以與處。臨レ官則治。酒食則慈。不レ謗ニ其君一。不レ毀ニ其辭一。君若有レ過。進諫不レ疑。君若有レ憂。則臣服レ之。此亦可レ謂ニ昔者有道之臣一矣。桓公曰。善哉。

其の言語する所は、悉く善謀良謨にして、必ず事ありて動き虚しく動作せず (四) 君に近侍する時は、君の過を正すなり。拂は弼(たすく)にして、孟子の所謂拂士なり (五) 酒食あれば、必ず人に及ぼすなり (六) 君理に違ふ辭あるも之を非毀せず (七) 君の憂を我身に受けて憂ふるなり

桓公曰。仲父。既以語ニ我昔者有道之臣一矣。不レ當ニ盡語ニ我昔者無道之臣一乎。吾亦鑒焉。管子對曰。夷吾聞ニ之於徐伯一曰。昔者無道之臣。委レ質爲レ臣。賓ニ

桓公曰く、仲父、既に我に昔者の有道の臣を語ぐ。盡く我に、昔者の無道の臣を語ぐべからざるが、吾亦鑒せんと。管子對へて曰く、夷吾之を徐伯に聞く、曰く、昔者の無道の臣は、質を委して臣と爲り、(一)左右に賓事し、(二)說を執りて進み、斷めざれば已む亡く、遂に進みて退かず。(三)寵を假り貴を鬻ぎ、其の貨賄(四)を尊くし、其の爵位を卑しとし、(五)進みては之を輔くと曰ひ、退きては不可と曰ひ、以て其の君を敗り、皆我にあらずと曰ふ。

(一) 君の左右の臣に賓事して、君に親近する爲にす (二) 自說を固く執りて進見し、所欲を得ざれば止めず。斷は

伯曰。昔者有道之臣。委ㇾ質爲ㇾ臣。不ㇾ賓ニ事左右ㇾ。君知則仕。不知則已。若有ㇾ事。必圖ニ國家ㇾ。徧ニ其發揮ㇾ。循ニ其祖德ㇾ。

せず。君に事ふるは主、左右に事ふるは賓にして、主要にあらず。故に賓といふ ㊃ 若し國家に事あるときは、十分の力を盡し、君をして、其國の祖先の德に循はしむ

辯ニ其順逆ㇾ。推ニ育賢人ㇾ。讒慝不ㇾ作。事ㇾ君有ㇾ義。使ㇾ下有ㇾ禮。貴賤相親。若ニ兄若ㇾ弟。忠ニ於國家ㇾ。上下得ㇾ體。居處則思ㇾ義。語言則謀謨。動作則事。居ㇾ國則富。處ㇾ軍則克。臨ㇾ難據ㇾ事。雖ㇾ死不ㇾ悔。近ㇾ君爲ㇾ拂。遠ㇾ君爲ㇾ輔。義

(一)其の順逆を辯じ、賢人を推育し、讒慝作らず、君に事へて義あり、下を使ふに禮あり、貴賤相親み、兄の若く弟の若く、國家に忠にして、上下禮を得、居處は義を思ひ、語言は謀謨し(三)、動作は事とし、國に居れば富み、軍に處れば克ち、難に臨み事に據り、死すと雖も悔いず(四)。君に近ければ、拂るをなし、君に遠ければ輔となり、義と與に交り、廉と與に處り、官に臨みて治り、酒食は慈に(五)、其の君を謗らず、其の辭を毀たず(六)。君若し過あれば、進諫して疑はず。君若し憂あれば、臣之を服す(七)と。此れ亦昔者の有道の臣と謂ふべしと。桓公曰く、善いかなと。

㊀ 臣たる者の所爲の順逆なり ㊁ 言ふは、人の賢德ある者は、年長者は之を推擧し、少者は之を敎育す ㊂

令不ㇾ善。壘壘若ㇾ夜。辟若二野獸一。無ㇾ所二朝處一。不ㇾ修二天道一。不ㇾ鑒二四方一。有ㇾ家不ㇾ治。辟若ㇾ生ㇾ狂。衆所二怨詛一。希ㇾ不二滅亡一。進二其俳優一。繁二其鐘鼓一。流二于博塞一。戲二其工瞽一。誅二其良臣一。敖二其婦女一。獠獵畢弋。暴二遇諸父一。馳騁無ㇾ度。戲樂笑話。式政既輮。刑罰則烈。內削二其民一。以爲二攻伐一。辟猶二漏釜一。豈能無ㇾ竭。此亦可ㇾ謂二昔者無道之君一矣。桓公曰。善哉。

壘集するやうのことなり、勝手に行動するなり (九) 纂詁に云ふ、家の字、前と重複す、身となすべしと (一〇) 俳優（やくしや）の様な者を進用す (一一) 音樂に耽る (一二) 博塞（ばくち）に溺る (一三) 音樂者と遊び戲る (一四) 敖は戲なり (一五) 獠は獵田なり、夜獵し、畢（あみ）にて魚を取り弋（いぐるみ）にて鳥を取る (一六) 親族の年長者等なり (一七) 法度を曲ぐるなり

桓公曰。仲父。既已語二我昔者有道之君與二昔者無道之君一矣。仲父不ㇾ當三盡語二我昔者有道之臣一乎。吾亦鑒焉。管子對曰。夷吾聞二之徐

桓公曰く、仲父既已に、我に昔者の有道の君と昔者の無道の君とを語ぐ。仲父、盡く我に昔者の有道の臣を語ぐべからざるや。吾亦鑒せんと。管子對へて曰く、夷吾之を徐伯に聞く。曰く、者昔の有道の臣は、(一)質を委して臣となり、(二)左右に賓事せず。君知れば仕へ、知らざれば已む。(三)若し事あれば必ず國家を圖り、其の發揮を偏くし、其の祖德に循ふ。

(一) 質は、贄なり。初見の時、君に獻ずるもの。委は置くなり、臣となる印にするなり (二) 君の左右の臣に賓事

道。又何以聞惡爲。桓公曰。是何言邪。以繡緣繡。吾何以知其美也。以素緣素。吾何以知其善也。仲父已語我其善。而不語我其惡。吾豈知善之爲善也。管子對曰。夷吾聞之於徐伯。曰。昔者無道之君。大其宮室。高其臺榭。良臣不使。讒賊是舍。有家不治。借人爲圖。政

道の君は、其の宮室を大にし、其の臺榭を高くし、良臣は使はず、讒賊是れ舍し、家あり治めず、人を借り圖をなす。政令善からず、壺墨夜の若し。譬へば野獸の若く、朝處する所なし。天道を修めず、四方を鑒みず、家ありて治めず。譬へば狂を生ずるが若し。衆の怨詛する所、滅亡せざること希なり。其の俳優を進め、其の鐘鼓を繁くし、博塞に流れ、其の工瞽に戲れ、其の良臣を誅し、其の婦女に敗れ、獵獵畢弋、諸父を暴遇し、馳騁度なく、戲樂笑語、式政既に褻り、刑罰則ち烈に、内其の民を削りて攻伐をなす。譬へば猶ほ漏釜のごとし。豈能く竭くるなからんやと。此れ亦昔者の無道の君と謂ふべしと。桓公曰く、善いかなと。

(一) 言ふは、君の德行美好にして、政令も宣通し、又官職の美道を盡したれば、惡政を聞く必要なしと (二) 繡はぬひとりなり。繡を以て繡に緣飾(ふちかざり)しては、同一にて比較し難し (三) 素を以て素に緣飾としても、同上なり。此の意は善は惡といふ對照ありて、明亮になる故に、惡の方も聞きたしと (四) 臺榭は、物見臺なり (五) 自ら其の家を理むる能はず、他人の計圖に依頼す (六) 暗きことなり (七) 辟は譬なり (八) 朝處[illegible]と、朝廷に

焉。管子對曰。夷吾聞二之於徐伯一曰。昔者有道之君。敬二其山川宗廟社稷一。及至二先故之大臣一。收聚以レ忠。而大富レ之。固二其武臣一。宣レ用二其力一。聖人在レ前。貞廉在レ側。競二稱於義一。上下皆飾。刑政明察。四時不レ貸。民亦不レ憂。五穀蕃殖。外內均和。諸侯臣伏。國家安寧。不レ用二兵革一。受二其幣帛一。以懷二其德一。昭受二其令一。以爲二法式一。此亦可レ謂二昔者有道之君一也。桓公曰。善哉。

(一) 言ふは、仲父は、吾に昔者の有道の君の言行を語り聽かせよ。吾は其の君の所爲を見倣はん (二) 言ふは、夷吾の能くし得る事は、今更君の命なくとも、盡く献上せりと (三) 先代よりの舊臣をば、忠誠に收聚して、物を與へて之を富ましむ (四) 武臣には、祿位を以て其の心を固くし、離れざるやうにして、其の力を用ふ (五) 前に聖人、側に貞廉の臣ありて、必ず競うて義を言ひ、上下皆戒飭す

桓公曰。仲父既已語二我昔者有道之君一矣。不レ當下盡語中我昔者無道之君上乎。吾亦鑒焉。管子對曰。今若二君之美好而宣通一也。既二官職美

桓公曰く、仲父既已に我に昔者の有道の君を語ぐ。盡く我に昔者の無道の君を語ぐべからざるか。吾亦鑒せんと。管子對へて曰く、今君の(一)美好にして宣通する若き、官職の美道を既せり、又何ぞ惡を聞くを以てせんと。桓公曰く、是れ何の言ぞや。(二)繡を以て繡に緣す。吾何を以て其の美を知らん。(三)素を以て素に緣す、吾何を以て其の善を知らん。仲父已に我に其の善を語げて、我に其の惡を語げずは、吾豈に善の善たるを知らんやと。管子對へて曰く、夷吾之を徐伯に聞く、曰く、昔者無

桓公問二於管子一曰。寡人幼弱惽愚。不レ通二諸侯四鄰之義一。仲父。不レ當三盡語二我昔者有道之君一乎。吾亦鑒焉。管子對曰。夷吾之所レ能與レ所レ不レ能盡在二君所一矣。君胡有レ辱レ令。桓公又問曰。仲父。寡人幼弱惽愚。不レ通二四鄰諸侯之義一。仲父不レ當三盡告二我昔者有道之君一乎。吾亦鑒

桓公、管子に問ひて曰く、寡人幼弱惽愚にして、諸侯四鄰の義に通ぜず。仲父(一)盡く我に昔者の有道の君を語ぐべからざるや、吾亦鑒せんと。管子對へて曰く、夷吾(二)の能くする所と能くせざる所と、盡く君の所にあり。君胡ぞ令を辱くするあらんと。桓公又問ひて曰く、仲父、寡人幼弱惽愚にして、四鄰諸侯の義に通ぜず。仲父盡く我に昔者の有道の君を告ぐべからざるか。吾亦鑒せんと。管子對へて曰く、夷吾之を徐伯に聞く。曰く、昔者有道の君は、其の山川・宗廟・社稷を敬し、及び先故(三)の大臣に至る、收聚忠を以てして、大に之を富まし、其の武臣(四)を固くし、其の力を宣用す。聖人前に在り、貞廉側に在り、義を競稱し、上下皆飾め、刑政明察に、四時貸(五)はず、民も亦憂へず。五穀蕃殖し、内外均和し、諸侯臣伏し、國家安寧にして、兵革を用ひず。其の幣帛を受けて、其の德に懐き、昭に其の令を受けて法式と爲す。此れ亦昔者の有道の君と謂ふべきなりと。桓公曰く善いかなと。

不ㇾ收者、以ㇾ不ㇾ終ㇾ用ㇾ賢也。

桓公。管仲。鮑叔牙。甯戚。四人飲。飲酣。桓公謂㆓鮑叔牙㆒曰。闔不㆔起爲㆓寡人壽㆒乎。鮑叔牙奉ㇾ盃而起曰。使㆓公毋ㇾ忘㆓出如ㇾ莒時㆒也。使㆓管子毋ㇾ忘㆓束縛在ㇾ魯也。使㆓甯戚毋ㇾ忘ㇾ飯㆓牛車下㆒也。桓公辟ㇾ席。再拜曰。寡人與㆓二大夫㆒。能無ㇾ忘㆓夫子之言㆒。則國之社稷必不ㇾ危矣。

(一)桓公・管仲・鮑叔牙・甯戚四人飲す。飲酣なるとき、桓公は鮑叔牙に謂ひて曰く、闔ぞ起ちて寡人の壽をなさざるやと。鮑叔牙盃を奉じて起ちて曰く、公をして、出でて莒に如きし時を忘るゝなからしめん(二)。管子をして、束縛して魯に在りしを忘るゝなからしめん(三)。甯戚をして、牛車の下に飯せしを忘るゝなからしめん(四)と。桓公席を辟け、再拜して曰く、寡人二大夫と、能く夫子の言を忘るなくば、國の社稷必ず危からじと。

(一) 此の段は、桓公盛時の事を追記したるなり　(二) 莒に出奔せし時をいふ　(三) 束縛せられて魯に在りし時の難なり　(四) 甯戚が、牛車の下にて、牛に飯せし卑賤の時の事なり

四稱第三十三　短語七

有道の君と無道の君と、有道の臣と無道の臣との三者を稱して、桓公を戒む

亂。遂公子開方而朝不治。桓公曰。嗟聖人固有悖乎。乃復四子者。處期年。四子作難。圍公一室不得出。有一婦人遂從竇入。得至公所。公曰吾飢而欲食渴而欲飲不可得。其故何也。婦人對曰。易牙。豎刁堂巫。公子開方四人。分齊國。塗十日不通矣。公子開方。以書社七百下衛矣。食將不得矣。公曰。嗟茲乎。聖人之言長乎哉。死者無知則已。若有知。吾何面目以見仲父於地下。乃援素幘以裹首而絕。死十一日。蟲出於戸。乃知桓公之死也。葬以楊門之扇。桓公之所以身死十一日蟲出戸而

乃ち桓公の死を知れり。葬るに楊門の扇を以てす。桓公の身死して十一日、蟲戸より出でて收めざる所以の者は、賢を用ふるを終へざるを以てなり。

(一) 宮女に接することを好み、且嫉妬深し。豎刁は之を知り、去勢して宮に入り給仕せり (二) 道程數日にして達す、然るに其の親を訪省せず (三) 務め爲すとは、心欲せざるも務めて爲すなり (四) 言語を覆ひ隱すことは、長く覆はず (五) 言ふは、其の生時に長く行ふ能はざることとは、老いて死の近づく時には、必ず眞情露れ、害を爲すに至る。人情にあらざることを爲す者は、此の類あり (六) 背は、背頂なり。宮巫は疫病ある病にし、背を以て判す如し。桓公此の病ありしを、宮巫の新藥にて癒えたるに、宮巫去りて復び病起りたりと。(七) 兵の字は、矢字の誤と、劉績にいふ (八) 言ふは、四人を逐ひて、事手足はらざる故に、飢饉して寡人に、理に違ひたる思慮あるかと暗に管仲に謝をいふ (九) 一年なり (十) 穴隙なり (十一) 人家二十五軒あるを一里とし、里に社を置き、戸口田疇を帳簿に記し、社に藏む、之を書社と稱す、七百里一萬七千五百家の土地を以て、衛に降りしなり (十二) 公始めて疑悟して曰ふ、さすがに聖人の言は、長き先きまで洞見したるものかなと (十三) 此れ面目を掩ひ隱すの意なり。躡は足を傷み、足の先より踵に及ぶもの (十四) 楊門は門の名、扇は門扉(とびら)なり。門扉を用て屍を掩ひ埋むとは、禮をなすに暇あらざるなり

情非レ不レ愛二其身一也、於レ身之不レ愛、將何有二於公一、公子開方、事レ公十五年、不三歸視二其親一、齊衞之間、不レ容二數日之行一、臣聞レ之、務爲不レ久、蓋虛不レ長、其生不レ長者、其死必不レ終、桓公曰、善、管仲死、已葬、公憎二四子者一、廢二之官一、逐二堂巫一、而苛病起、兵、逐二易牙一、而味不レ至、逐二豎刁一、而宮中

事ふる十五年、歸りて其の親を視ず、齊・衞(二)の間は數日の行を容れず。臣之を聞く、務め爲す(三)は久からず、虛を蓋ふ(四)は長からず。其の生長(五)からざる者は、其の死必ず終らずと。桓公曰く善し。管仲死し、已に葬る。公、四子者を憎み、之が官を廢す。堂巫を逐ひて、苛病(六)起り、易牙を逐ひて、味至らず。豎刁を逐ひて、宮中亂れ、公子開方を逐ひて、朝治まらず。桓公曰く、嗟(七)聖人も固より悖るあるかと。乃ち四子者を復す。處る期年(八)にして、四子難を作し、公を一室に圍み、出づるを得ざらしむ。一婦人あり、遂に竇(九)より入り、公の所に至るを得たり。公曰く、吾飢ゑて食を欲し、渴して飲を欲するに、得べからず。其の故は何ぞやと。婦人對へて曰く、易牙・豎刁・堂巫・公子開方四人、齊國を分ち、塗十日通ぜず。公子開方書社(一〇)七百を以て衞に下る。食將に得ざらんとす。公曰く、嗟茲れ乎。聖人(一二)の言長きかな。死者知るなくば已まん。若し知るあらば、吾何の面目ありて仲父を地下に見んと。乃ち素(一一)　を援りて首を裹みて絕す。死して十一日、蟲戶より出づ。

也、仲父亦將三何以詔二寡人一。管仲對曰。微二君之命一臣也、故臣且レ謁レ之。雖レ然君猶不レ能レ行也。公曰。仲父。命二寡人東一。寡人東。令二寡人西一。寡人西。仲父之命レ於二寡人一。寡人敢不レ從乎。管仲攝二衣冠一起。對曰。臣願三君之遠二易牙。豎刁。堂巫。公子開方一。夫易牙。以二調和一事レ公。公曰。惟烝二嬰兒一之未レ嘗。於レ是烝二其首子一。而獻二之公一。人情非レ不レ愛二其子一也。於レ子之不レ愛。將何有二於公一。公喜レ宮而妬。豎刁自刑。而爲レ公治レ內。人

猶行ふ能はざらんと。公曰く、仲父寡人に東を命すれば、寡人東し、寡人に西を令すれば、寡人西す。仲父の寡人に(四)命ずることは、寡人從はざらんやと。管仲衣冠を(五)攝し、起ちて對へて曰く、臣は君の易牙・豎刁・堂巫・公子開方を遠ざけんことを願ふ。彼の易牙は、(六)調和を以て公に事ふるに、公曰く、惟嬰兒の烝したるもの、之を未だ嘗めずと。是に於いて其の(七)首子を烝して之を公に獻ず。人情は其の子を愛せざるに非ざるなり。子に於て之れ愛せず、(八)將た公に何か有らん。

(一)病む甚きなり　(二)諱む能はざるは死を云ふ　此の病を起さずとは、病より起復するを得ずとなり　(三)君の命なくも、臣は言上せんとすることありと　(四)言ふは、仲父の言ふ所從はざるなし　(五)攝は整なり　(六)食物を調理するなり　(七)首子は、嫡子なり　(八)言ふは、己れの子さへ、榮利の爲めに殺す者、何ぞ君を愛さんと

公は、(一)宮を喜みて妬む。豎刁自ら刑して公の爲に內を治む。人情は其の身を愛せざるにあらざるなり。身に於て愛せず、將た何ぞ公に有らん。公子開方は、公に

可二以居一レ喪。大以理二天下一。而不レ益也。小以治二一人一。而不レ損也。嘗試往二之中國諸夏蠻夷之國一。以及二禽獸昆蟲一。皆待レ此而爲二治亂一。澤二之身一則榮。去二之身一則辱。審行二之身一。毋怠。雖二夷貉之民一。可三化而使二之愛一。審去二之身一。雖二兄弟父母一。可三化而使二之惡一。故之身者。使二之愛惡一。名者使二之榮辱一。此其變名物也。如レ天如レ地。故先王曰レ道。

父母と雖も、化して之をして惡ましむべし。故に之の(五)身は、之をして愛惡せしめ、名は之をして榮辱せしむ。此れ其の名物を變ずるや、天の如く、地の如し。故に先王は道と曰ふ。

(一) 人に對して遜讓にして、爭ひ逆ひ怨を買ふことなければ、人を失はず。之に反すれば、身を保ち難し (二) 恭遜敬愛なれば、祭祀に入るに失なかるべく、喪に居る場合にも、過あるべからず。されば此の道は、天下を治むる場合にも、一人を治むる場合にも必要にして、大にも別に益すことなく、小にも損することなく、一樣に行はるゝなり (三) 中國は勿論、蠻夷の國に行きて察するに、昆蟲に及ぶまで、上述の恭遜敬愛の道あると否らざるとに因りて、治亂を爲すなり (四) 澤は置なり (五) 故に恭遜敬愛の道の有無にて、身に於ては愛惡を受け、名に於ては榮辱を受け、此の道の有無にて、名と物とを變じて、天の如く地の如く生殺榮枯せしむ。故に先王之を尊びて道と曰ふ

管仲有レ病。桓公往問レ之。曰。仲父之病病矣。若不レ可レ諱。而不レ起二此病一

管仲病あり、桓公往きて之を問ふ。曰く、仲父の病病なり(一)。若し諱む(二)べからずして、此の病を起さずは、仲父亦將に何を以て寡人に詔げんとするか。管仲對へて曰く、(三)君の臣に命ずるなきも、故より臣且に之を謁はんとす。然りと雖も君

民。來驕レ身、此其所三以失二レ身也。故明王懼二聲以感一レ耳、懼二氣以感一レ目、以二此二者一有二天下一矣。可レ毋レ愼乎。匠人有三以感二斤欘一。故繩可レ得レ料也。羿有三以感二弓矢一。故彀可レ得レ中也。造父有三以感二轡筴一。故遬獸可レ及、遠道可レ致。天下無二常亂一、無二常治一。不善人在則亂。善人在則治。在三於既善二所二以感一之也。

感じ、民の毀り怨みを心に留むるなり　（九）明王のみならず、一藝一術に名ある者も、感ずる所を愼む、故に名人なり。匠人は運用の妙を、斤の柄に感ず、故に繩墨理むべし。羿の弓、造父の御、又皆感ずる所ありて其の妙に入る　（一〇）既は、盡なり。盡く其の民を感ずる所以の者に於て善を爲せば、天下は治るなり

管子曰、修二恭遜敬愛一、辭讓除レ怨。無二爭以相逆一也、則不レ失二於人一矣。嘗試多レ怨、爭レ利、相二爲不遜一、則不レ得二其身一。大哉、恭遜敬愛之道。吉事可三以入二祭、凶事

管子曰く、（一）恭遜敬愛を修め、辭讓怨を除き、爭うて以て逆ふなければ、人を失はず。嘗試に怨多く、利を爭ひ、不遜を相爲せば、其の身を得ず。大なるかな、（二）恭遜敬愛の道。吉事は以て祭に入るべく、凶事には以て喪に居るべし。大は天下を理めて益さざるなり。小は一人を治めて損せざるなり。嘗試に中國諸夏蠻夷の國に往かしめて、以て禽獸昆蟲に及ぶまで、皆此れを待ちて治亂を爲す。（三）之を身に澤けば（四）榮え、之を身に去れば辱めらる。審に之を身に行ひて怠るなかれ。夷貉の民と雖も、化して之をして愛せしむべし。審に之を身に去れば、兄弟

之節一者、惠也。不下以二不善一歸中人者。仁也。故明王有レ過。則反二之於身一。有レ善。則歸二之於民一。有レ過而反二之身一。則身懼。有レ善而歸二之民一。則民喜。往喜レ民。來懼レ身。此明王之所二以治一レ民也。今夫桀紂不レ然。有レ善。則反二之於身一。有レ過。則歸二之於民一。歸二之於民一。則民怒。反二之於身一。則身驕。往怒レ

ば民喜ぶ、往(四)くに民を喜ばし、來るに身を懼る、此れ明王の民を治むる所以なり。今夫れ桀紂(五)は然らず。善あれば之を身に反し、過あれば之を民に歸す。之を民に歸すれば民怒り、(六)之を身に反せば身驕る。(七)往に民を怒らし、來に身を驕らす、此れ其の身を失ふ所以なり。故に明王は、懼聲(八)耳に感じ、懼氣目に感ず。此の二者を以て天下を有つ、愼むなかるべけんや。匠人は斤欘に感ずるあり。故に繩料るを得べし。羿は弓矢に感ずるあり。故に轂中(九)るを得べし。造父は轡策に感ずるあり。故に遬獸及ぶべく、遠道も致すべし。天下は常亂なく、常治なし。不善人在れば亂れ、善人在れば治まる。既(一〇)く之を感ずる所以を善くするに在り。

(一)凡そ過ありたる時、自身を罪とし、責むる者には、民は決して其の人を罪せず　(二)されば自身の過を稱道する者は强く、自身の禮節を修むる者は智慧あるものなり。惠は慧に作る　(三)身懼る、故に益々德を修む　(四)往來は內外といふごとし。外に向つては民を喜ばし、內に向つては身を懼る　(五)桀紂は、前言と同じからず、善は其の身に歸し、過は人に歸す　(六)善を身に歸せば、我が所爲は皆善と思ふ。故に身驕ることゝなる　(七)往は外なり。外に向つては民を怒らし、內には自身を驕ることになる　(八)懼るべき聲を耳に感じ、懼るべき氣を目に

不能為我能也。毛嬙西施。天下之美人也。盛怨氣於面。不能以為可好。我且惡面而盛怨氣焉。怨氣見於面。惡言出於口。去惡充以來美名。又可得乎。甚矣百姓之惡人之有餘忌也。是以長者斷之。短者續之。滿者洫之。虛者實之。

は、又得べけんや。甚し、百姓の人を惡むの餘忌あるや。是を以て長き者は之を斷ち、短き者は之を續ぎ、滿つる者は之を洫し、虛しき者は之を實す。(五)

(一) 聖人は最利のもの、仁義などに名を託す、故に民之を重んず (二) 我輩も亦名を託する所あるも、聖人は人の好む所に託するに、我々は往々人の惡む所に託す。此くして美名を得んとするとも得べからず (三) 此の如くなれば、我を愛する民までも、我が才能とする能はざるべし (四) たとひ美人なりとも、滿面怨氣を見はせば、人之を嫌ふ。況して惡面にして、怨氣並に惡氣口より出づる者をや、而も出て去る所の惡言間に充ったるときは、美名を來さんとするも得ず (五) 故に長を斷ち短を補ひ、為す所の事宜きを得るを務めて、百姓の惡みを除き、美を得ざるべからず

管子曰。善罪身者。民不得罪也。不能罪身者。民罪之。故稱身之過者彊也。治身

管子曰く、善く身を罪する者は、民罪するを得ざるなり。身を罪する能はざる者は、民之を罪す。(一) 故に身の(二) 過を稱する者は彊なり。身の節を治むる者は惠なり。不善を以て人に歸せざる者は仁なり。故に明王は、過あれば之を身に反し、善あれば之を民に歸す。過ありて之を身に反せば身懼れ、善ありて之を民に歸せ

善。則立譽我。我有過。則立毀我。當民之毀譽也。則莫歸問於家矣。故先王畏民。操名從人。無不强也。操名去人。無不弱也。雖有天子諸侯。民皆操名而去之。則捐其地而走矣。故先王畏民。在身者。孰爲初。氣與目爲利。

民を畏る。身に在る者孰れか利となす、氣と目とを利と爲す。

㈠ 丹靑や美珠の、山や淵にあるとき、人知りて之を取る如く、人に善行あれば、民之を知るなり ㈡ されば我れ過失ありとも、民の方には過なきに過ありと命ずることは必ずなしと ㈢ 不善あれば、決して遁逃する能はず ㈣ 民の我を毀譽するや、歸りて我が善否を問ふまでもなし。必然のことなり ㈤ 名善なれば、人民は其の善なる名を操りて、其の人に從ひ、其の人爲に强なり ㈥ 名惡しければ人民は其の名を以て、口實として、其の人を離れ去るなり。其の人は爲に弱なり ㈦ 天子諸侯と雖も、名惡しく民に去られたるときは、其の地を出奔するに至る ㈧ 氣と目とは、身に最利なるもの、之に身を託し、運用する如く、凡そ事は最利のものを選びて託せざるべからず

聖人得利而託焉。故民重而名遂。我亦託焉。聖人託可好。我託可惡。以來美名。又可得乎。我託可惡。愛且

聖人は利を得て託す、故に民重じて名遂ぐ。我も亦託す。聖人は好むべきに託す、我は惡むべきに託す。美名を來たさんとするも、又得べけんや。我惡むべきに託せば、愛するもの且つ我を能となすと能はざるなり。毛嬙・西施は、天下の美人なり。怨氣を面に盛にせば、好むべしとなす能はず。我且つ惡面にして怨氣を盛にす。怨氣面に見はれ、惡言も口より出で、去惡は充つ。以て美名を來さん

其學一官之以二其能一。及年而擧則士反行矣。稱德度功。勸二其所一レ能。若稽之以二衆風一。若任以二社稷之任一。若此則士反二於情一矣。

は、師を置きて學ばしめ、期する所の年に及んで能あれば、之を官に就くるときは、士は善行に反る（二）之を試むるに、衆を治め風を移すの官を以てし、又は社稷の大任を以てす。此くすれば士は行も情も改善するに至る

小稱第三十二　短語六

稱は擧言なり先王の道を擧げ言ふとは稱辭なり

管子曰。身不善之患。毋患二人莫二己知一。丹青在レ山。民知而取レ之。美珠在レ淵。民知而取レ之。是以我有二過爲一。而民無二過命一。民之觀也。察矣。不レ可三遁逃以爲二不善一。故我有

管子曰く、身の不善を之れ患へよ。人の己れを知るなきを患ふるなかれ。（一）丹青山に在れば、民知りて之を取り、美珠淵に在れば、民知りて之を取る。是を以て（二）我れ過爲ありて民過命なし。民の觀るや察なり。（三）遁逃して不善をなすべからず。故に我れ善あれば、立ろに我れを譽む。我れ過あれば、立ろに我れを毀る。民の毀譽に當りてや、（四）歸りて家に問ふなし。故に先王は民を畏る。（五）名を操り、人に從ふ、彊ならざるなきなり。（六）名を操り、人を去らしむ、弱ならざるなきなり。（七）天子諸侯ありと雖も、民皆名を操りて之を去れば、其の地を捐てて走る。故に先王は

財匱。財匱生薄。譽諄生慢。稱述。黨偏。妬紛。生變。故正名稽疑。刑殺亟近則內定矣。順大臣以功。順中民以行。順小民以務。則國豐矣。審天時。物地生。以輯民力。禁淫務。勸農功。以職其無事。則小民治矣。上稽之以數。下什伍以徵。近其罪伏。以固其意。鄉樹之師。以遂

其の學を遂げしめ、之を官にするに其の能を以てし、年に及びて擧ぐれば、士は行に反る。（二一）德を稱り、功を度り、其の能くする所を勸め、若くは之を稽ふるに衆風を以てし、若くは任ずるに社稷の任を以てす。此の如くなれば、士は情に反る。

（一）定めとは、妾は必ず一定して妾をして妻の如くならしむべからず（二）嫡と庶と混亂せしむべからず（三）相は其の位に正立し、人をして敢て犯さずして、命令を聽かしむべし（四）百官は必ず忠信にして、上を敬すべし（五）宮中の婦女互に嫉妬反目するをいふ（六）互に黨を立てゝ爭ふをいふ（七）下の諂諛者、其の功德を稱せずして、君主となるべき器量あるを稱するをいふ（八）多言衆を惑はすをいふ（九）財乏しく、生計に苦み、亂を爲すをいふ（一〇）薄は、禮義終息し、情薄くなるなり（一一）姦人多言衆を惑はせば、下民上を慢るの心を生ずるをいふ（一二）嫡庶の名を正し、前言ふ所の三疑の從て來る所を考へ、先づ近臣に加ふれば、內國定る（一三）大臣を和げ治むるには功を以てし、百吏を和げ治むるには行を以てし、小民を和げ治むるには務を以てす。此くして大臣は功を以て、身を立て、百吏は、行を以てし、小民は、農務を以て身を立つれば、其の國は豐なり（一四）其の地の生入る所のものを、物色即ち觀察するなり（一五）輯は集なり（一六）文鏤彫飾の人目を眩すものをいふ（一七）事なき者には、職を授くるなり（一八）上は臣下の行を稽ふるに法數を以てし、又其什伍即ち中間の者に命じて、其の人物の何如を徵驗す（一九）什伍の者に、其の人物を調査せしむるに日期あり。期迫るも供狀せざるときは、供狀せざるの罪を受けしめ、過に伏するの期を近くして、供狀者の意を固くす（二〇）さて仲間の供狀に因りて推擧されたる者

朋黨。以懷其私。則失族矣。國之幾臣。陰約閉謀。以相待也。則失援矣。失族於內。失援於外。此二亡也。

故妻必定。子必正。相必直立以聽。官必忠信以敬。故曰。有宮中之亂。有兄弟之亂。有大臣之亂。有中民之亂。有小人之亂。五者一作。則爲人上者危矣。宮中亂。曰妬紛。兄弟亂曰黨偏。大臣亂曰稱述。中民亂。曰譬諄。小民亂。曰

故に妻は必ず定め、子は必ず正し、相は必ず直立して以て聽き、官必ず忠信以て敬す。故に曰く、宮中の亂あり、兄弟の亂あり、大臣の亂あり、中民の亂あり、小人の亂あり。五の者一も作れば、人の上たる者危し。宮中の亂を妬紛と曰ひ、兄弟の亂を黨偏と曰ひ、大臣の亂を稱述と曰ひ、中民の亂を譬諄と曰ひ、小民の亂を財匱と曰ふ。財匱は薄を生じ、譬諄は慢を生じ、稱述黨偏妬紛は變を生ず。故に名を正し、疑を稽へ、刑殺近きに亟にするときは、內定まる。大臣を順ぐるに功を以てし、中民を順ぐるに行を以てし、小民を順ぐるに務を以てすれば、國豐なり。天時を審にし、地生を物して、民力を輯め、淫務を禁じ、農功を勸め、其の事なきを職すれば、小民治まる。上之を稽ふるに數を以てし、下什伍以て徵し、其の罪狀を近くして、其の意を固くし、鄕に之が師を樹てて、

也。舉ㇾ德以就ㇾ列。不ㇾ　ニ無德一。舉ㇾ能以就ㇾ官。不ㇾ類ニ無能一。以ㇾ德弁ㇾ勞。不ㇾ以傷ㇾ年。如ㇾ此則上無ㇾ困。而民不ニ幸生一矣。國之所ニ以亂一者四。其所ニ以亡一者二。內有ㇾ疑ㇾ妻之妾一。此宮亂也。庶有ㇾ疑ㇾ適之子一。此家亂也。朝有ㇾ疑ㇾ相之臣一。此國亂也。任ニ官無能一。此衆亂也。四者無ㇾ別。主失ニ其體一。羣臣

に就け、無能を類せず。(三)德を以て勞を弁ひ、以て年を傷らず。此の如くなれば、(四)上困むなくして、民幸生せず。國の亂るゝ所以の者四、其の亡ぶる所以の者二、內に(五)妻を疑ふの妾あり、此れ宮亂なり。(六)庶にして適を疑ふの子あり、此れ家亂なり。(七)朝に相を疑ふの臣あり、此れ國亂なり。無能を任官す、此れ衆亂なり。(八)四の者別なければ、主其の體を失ふ。羣臣朋黨して其の私を懷けば(九)族を失ふ。國の(一〇)幾臣、陰約して謀を閉ぢ、以て相待てば援を失ふ。族を內に失ひ、援を外に失ふ、此れ二亡なり。

(一) 賢を選び材を進めんとせば、必ず先づ有德の人を擧げて位に列せしめ、德なき人を同列せしめず (二) 又能ある者を擧げて、官に就け、無能 人を同官と爲さず (三) 又德ある者は、功勞者の上に列し、たとひ年少者なりとも、有德者を上にす、卽ち年を以て之を傷らざるなり (四) 以上のごとくなれば、上は困乏せず、下民も僥倖生活の計を爲さず、安んじて業を務めん (五) 言ふは、嫡妻と疑はしき妾あり (六) 妾腹の庶子なるに、嫡子に疑はしき狀あり (七) 宰相かと疑はしむる權威ある臣あり (八) 以上四者、截然たる區別なければ、人主は其の體を失ふ (九) 內に宗族の心を失ふなり (一〇) 幾臣は、樞機の臣なり。暗に敵國と約し、其の謀を陰閉して、時の到るを待つときは、鄰國の援を失ふ

之交。此先王所以明徳圉姦、昭公威私也。明立寵設、不以逐子傷義、禮私愛驩。勢不並倫、爵位雖尊、禮無不行。選爲都佼、冒之以衣服、旌之以章旗、所以重其威也。然則兄弟無間郄、讒人不敢作矣。故其立相也、陳功而加之以徳、論勞而昭之以法、參伍相徳而周擧之、尊勢而明信之。是以下之人無諫死之誋、而聚立者無鬱怨之心。如此則國平而民無慝矣。

(一) 尹知章云ふ、四肢は手足をいひ、六道は、人體は上に四竅、下に二竅あるを云ふ。竅は穴なり。四正は父子君臣をいひ、五官は五行の官をいふ。正ならずとは、正く行はれざるなり。官ならずとは、官務を爲さゞるなり (二) 姪娣は嫡妻の親族にして、婚嫁の時、嫡妻に附隨し往く者なり。此れ諸侯の女の嫁するときの禮なり (三) 男女間の別を明にするとは、狎れて禮を失ふの嫌を避くる爲なり (四) 宮中と政府との交通を爲さず (五) 婦人は、政府の事に口を出さず (六) 諸臣子弟は、宮中の者に交際せず (七) 私、爲すを警戒する方法なり (八) 明に嫡子を立て太子の位に置き、之を逐ひて父の義を傷ることをせず (九) たとひ私に愛ふ所の子ありて、之を寵し愛するも、太子と同等ならしめず (一〇) 庶子は爵位尊きも、太子を敬禮せざるなし (一一) 太子の爲に選びて、都雅佼好の飾を爲し、衣服章旗を以て之を表するは、其の威を重くする爲なり (一二) 此の如く嫡庶の分明かなれば、兄弟間隙なく、讒人も作ることなし (一三) 相を任ずるには、功を陳し、勞を論じ、法と徳とを參考して、之を擧用す (一四) 既に任じたる上は、其の勢を尊くし、之に信頼して疑はず。故に相能く道を行ふ (一五) 故に群臣諫死する樣のことなく、下の聚居せる民も、相悦びて上を怨まず

其選賢進材

其の賢を選び材を進むるや、徳を擧げて列に就け、無徳を類せず。能を擧げて官

之體也。四正五官。國之體也。四肢不通。六道不達。曰失。四正不正。五官不官。曰亂。是故國君聘妻於異姓。設爲姪娣。命婦宮女。盡有法制。所以治其內也。明男女之別。昭嫌疑之節。所以防其姦也。是以中外不通。讒慝不生。婦言不及宮中之事。而諸臣子弟。無宮中

失と曰ふ。四正の正ならず、五官の官ならざるを亂と曰ふ。是の故に國君は妻を異姓より聘し、姪娣を設け爲し、命婦宮女盡く法制有り。其の內を治むる所以なり。男女の別を明にし、嫌疑の節を昭にするは、其の姦を防ぐ所以なり。是を以て中外通ぜず、讒慝生ぜず、婦言宮中の事に及ばず、諸臣子弟は宮中の交なし。此れ先王の德を明にし、姦を塞ぎ、公を昭にし、私を威す所以なり。明立寵設し、子を逐ふを以て義を傷らず、私を禮し讎を愛するも、勢ひ倫を並べず。爵位尊しと雖も、禮行はれざることなし。選びて都佼と爲し、之を冒ふに衣服を以てし、之を旌すに章旗を以てするは、其の威を重ずる所以なり。然らば則ち兄弟間郄なく、讒人敢て作らず。故に其の相を立つるや、功を陳て、之に加ふるに德を以てし、勢を論じて之を昭にするに法を以てし、相德を參伍して、之を周擧し、勢を尊びて之を明信す。是を以て下の人諫死の諡なくして、衆立する者に鬱怨の心なし。此の如くなれば、國平にして民慝きことなし。

雖有偏卒之大夫。不敢有幸心。則上無危矣。齊民食於力。則作本。作本者衆。農以聽命。是以明君立世。民之制於上。猶草木之制於時也。故民迂則流之。民流通則迂之。決之則行。塞之則止。雖有明君。能決之。又能塞之。決之則君子行於禮。塞之則小人篤於農。君子行於禮。則上尊而民順。小人篤於農。則財厚而備足。四者備體。頃時而王。不難矣。

尊くして民順ひ、小人農に篤ければ、財厚くして備足る。上尊くして民順ひ、財厚くして備足る。四つの者體を備ふれば、(一二)頃時にして王たるも、難からず。(一三)

(一) 明君忠臣相遇へば、國理まり、民安く、人民生を重んじ、衣食の利に牽かれ、分外の事を爲さず (二) 愿は、謹直なり (三) 愿直にして、欲滿ち易し。分外の望なきなり (四) 民を分ち、君子卽ち上の人、小人卽ち下の人の分域明かになり (五) 大臣官威ありとも權なければ、其の私を成し遂げ難し (六) 小人力に食む者、其職を務めざれば、生活する能はず。此くあれば上下各其の分を得る故に、國平に姦なきに至るなり (七) 讒に明かなれば、下級を難えず。兵卒を有するの大夫も、萬一を幸し、非分の企てを爲さず (八) 本は農事なり。民の本を爲す者衆ければ、從來の農民は、業を失ふを恐れて、上の命を聽くに至る (九) 民迂愚なれば、之を流通し、流蕩なれば、之を迂屈し、之をして其の當を得しむ (一〇) 雖は、難に作るべし (一一) 小人流蕩なれば、農事を怠るを恐る、然るときは、之を塞きて農に歸せしむ (一二) 體を備ふとは、完足して缺くるなきなり (一三) 頃時にして王たるも難き事ならずとなり。

四肢六道。身

(一)四肢六道は身の體なり。四正五官は國の體なり。四肢通ぜず、六道達せざるを、

故能節二大義一。審二時節一。上以禮二神明一。下以義二輔佐一者。明君之道也。能據レ法而不レ阿。上以匡二主之過一。下以振二民之病一者。忠臣之所レ行也。

明君在レ上。忠臣佐レ之。則齊レ民以二政刑一。牽二於衣食之利一。故愿而易レ使。愚而易レ塞。君子食二於道一。小人食二於力一。分レ民。威無レ勢也。無レ所レ立。事無レ為也。無レ所レ生。若レ此。則國平而姦省矣。君子食二於道一。則義審而禮明。義審而禮明。則倫等不レ踰。

(一)明君上に在り、忠臣之を佐くれば、民を齊ふるに政刑を以てし、衣食の利に牽す。(二)故に愿にして使ひ易し、(三)愚にして塞ち易し。君子は道に食み、小人は力に食む。此の(四)民を分つに、(五)威ありて勢なければ立つ所なく、(六)事爲すなければ、生する所なし。此の如くなれば、國平にして姦省く。君子道に食めば、義審にして禮明なり。義審にして禮明なれば、(七)倫等踰えず。偏卒あるの大夫と雖も、敢て幸心あらざれば、上危きことなし。齊民力に食めば、本を作す。(八)本をなす者衆ければ、農命を聽く。是を以て明君世に立つときは、民の上に制せらるゝ、猶草木の時に制せらるゝごときなり。故に(九)民迂なれば之を流し、民流通すれば之を迂にす。之を決すれば行き、之を塞げば止まる。(一〇)雖明君ありて、能く之を決し、又能く之を塞ぐ。之を決すれば君子禮に行ひ、之を塞げば(一一)小人農に篤し。君子禮を行へば、上

化於下矣。戒心形於內則容貌動於外矣。正也者。所以明其德知得諸己。知得諸民從其理也。知失諸民。退而修諸己。反其本也。所求於己者多。故德行立。所求於人者少。故民輕給之。故君人者上注。臣人者下注。上注者紀天時。務民力。下注者發地利。足財用也。

る所の者多し、故に德行立つ。人に求むる所の者少し、故に民之に給し輕し。故に人に君たる者は上注し(六)、人に臣たる者は下注す。上注する者は、天時(七)を紀し、民力を務め、下注する者は、地利(八)を發し、財用を足すなり。故に能く大義(九)を飾め、時節(一〇)を審にし、上以て神明(一一)を禮し、下以て補佐を義する者は、明君の道なり。能く法に據りて阿らず、上以て主の過を匡し、下以て民の病を振ふ者は、忠臣の行ふ所なり。

(一) 仁政を制定す　(二) 道德の方針上に一定して、行ひ違はざれば、百姓は自然に下に於て之に化することは、戒む內にあれば、外貌に見はるるが如し　(三) 己れ德を得て民從ひ、內外失なきは、政理に從ふの證なり　(四) 民德を修めず、我に從はざるときは、己れの德修まらず、政失するを知りて、退きて己れの身を省みるは、其の根に反るものなり　(五) 人を責めずして、己れの身に求むる故に德行立つ。人に責め求むるもの少き故に、民は之に供給し易し　(六) 經詁に云ふ、上注は意を天時に屬するなり。下注は意を、利に屬するなり　(七) 天時に從ひ、農事を奪はざるごときをいふ　(八) 地に隱伏せる利を開發す　(九) 飾は修なり。大義は治國の大義なり　(一〇) 農事の時を審知するなり　(一一) 此の如く君たるの道を得る故に、貨財足りて、禮を神明に致すべく、又輔佐の臣に恩義を施すことを得るなり

以人役上。以力役明。以刑役心。此物之理也。心道進退。而刑道滔赶。進退者主制。滔赶者主勞。主勞者方。主制者圓。圓者運。運者通。通則和。方者執。執者固。固則信。君以利和。臣以節信。則上下無邪矣。

となり、通ぜずして但之を罷責する者は、徒卽ち臣たるなり。此れ理數の相因る自然なり　(三)　國家の患を以て首とし關係する者は、官中の諸務に關係せず。又事務を執る者は國家を安んずるの道に關係せず。各分職あるなり　(四)　人の上たる者は、國家の治安を心掛け、力を勞することなく、百姓は唯力を勞す、治安の事に與からず　(五)　索は明なり　(六)　言ふ、下の人は上に役使せられ、力ある者は明智の人に役使せられ、形は心に役作せらるゝは物の道理なり。刑は形なり　(七)　進退當を得るは心の道にして、蹈み走りて勞力を用ふるは、形の爲すべき道なり　(八)　進退は物を制するを主とし、滔赶は勞に服するを主とす　(九)　方とは、固守する意なり　(一〇)　圓とは、圓轉運用なり　(一一)　君たる者は民を利するを以て和を致し、臣は節を守るを以て信を成し、斯くして上下和睦し、姦邪の起ることなし

故曰。君人者制仁。臣人者守信。此言上下之禮也。君之在國都也。若心之在身體也。道德定於上。則百姓

故に曰く、人の君たる者は仁を制し、(一)人に臣たる者は信を守る。此れ上下の禮を言ふなり。君の國都に在るや、心の身體に在るが若きなり。(二)道德上に定まれば、百姓下に化す。戒心内に形るれば、容貌外に動く。正なる者は、其の德を明にする所以なり。(三)諸を己れに得るを知り、諸を民に得るを知るは、其の理に從ふなり。諸を民に失ふを(四)知り退きて諸を己れに修むるは、其の本に反るなり。(五)己れに求む

以爲二勞於下一。兼二上下一。以環二其私一。爵制而不レ可レ加。則爲二人上一者危矣。先二其君一。以レ善者。使二其賞一而奪二之實一者也。先二其君一。以レ惡者。使二其刑一而奪二之威一者也。詭二言於外一者。脇二其君一者也。鬱レ令而不レ出者。幽二其君一者也。四者一作。而上不レ知也。則國之危。可二坐而待一也。

神聖者王。仁智者君。武勇者長。此天之道。人之情也。天道人情通者質。寵者從。此數之因也。是故始二於患一者不レ與二其事一。親二其事一者。不レ規二其道一。是以爲二人上一者。患而不レ勞也。百姓勞而不レ患也。君臣上下之分素。則禮制立矣。是故

(一)神聖なる者は王、仁智なる者は君、武勇なる者は長たるは、此れ天の道、人の情なり。(二)天道人情通ずる者は質、寵する者は從、此れ數の因なり。是の故に患に(三)始むる者は、其の事に與らず。其の事を親する者は、其の道を規せず。是を以て(四)人の上たる者は、患ひて勞せざるなり。百姓は勞して患へざるなり。君臣上下の分素かなれば、(五)禮制立つ。是の故に人を以て上に役し、(六)力を以て明に役し、刑を以て心に役す。此れ物の理なり。(七)心道は進退して刑道は滔赶す。進退は制を(八)主とし、滔赶は勞を主す。勞を主とする者は方に、(九)制を主とする者は圓なり。(一〇)圓なる者は運び、運ぶ者は通ず、通ずれば和ぐ。方なる者は執る、執る者は固し。固ければ信なり。(一一)君は利を以て和し、臣は節を以て信あり。上下邪なし。

(一) 神聖なる者は王たる德あり。仁智は君主、武勇は官長たる德あり　(二) 天道人情の理に通ずる者は、質樸にて

臣主之參。制令之布於民也。必由中央之人。中央之人。以緩爲急。急可以取威。以急爲緩。緩可以惠民。威惠遷於下。則爲人上者危矣。賢不肖之知於上。必由中央之人。財力之貢於上。必由中央之人。能易賢不肖。而可威黨於下。有能以民之財力上陷其主。而可

ふべからざれば、人の上たる者危し。其の君に先ずるに善を以てする者は、其の賞を侵して之が實を奪ふ者なり。(一一)其の君に先ずるに惡を以てする者は、其の刑を侵して之が威を奪ふ者なり。(一二)外に訛言する者は、其の君を脇かす者なり。(一三)令を鬱して出さざる者は、其の君を幽する者なり。(一四)四つの者一作して、上知らざれば、國の危きこと坐して待つべきなり。(一五)

(一) 食は饕餮に、得のごとしとあり。便辟即ち近侍の者、君の姦を知る能はずして姦を爲すに由なし (二) 刑柄、先づ近侍の者に加ふ (三) 大臣は君の勢を侵奪する能はず。比黨の如きは罪を明にし誅を加ふ (四) 淫悖とは、淫蕩悖戻の者なり (五) 行食とは、游食の徒なり (六) 中央 人とは、宰相大夫等なり、中央の人和を上下に通ず (七) 君の意の下に通じ、臣の才の上に知らるゝは、中央の人が、君と臣との間に參與すればなり (八) 然るに中央の人は、君に代りて令を下に布く。故に或は緩急意の如くし、民に私恩を施す、是等の人に君權の遷ることあらば、危しとなり (九) 中央の人は、上下の間に立ちて諸事をなす。故に或は不肖者を賢とし、私恩を以て黨を下に結び、又聚斂の罪を主に負はしめ、己れは之を救ひたりとの勢を下に示し、上下の間に私を行ふことあり (一〇) 又爵制は、權臣の手にあり。君は之を人に加ふる能はざれば危し (一一) 君に先だちて、人に善きことをする者、即ち賞を與ふる如きは、君の賞權を侵奪するなり (一二) 君に先だちて、人に憎惡する者、官位財物を削奪する如きは、君の威を奪ふ者なり (一三) 根なしごとを外に言ひ觸らす者は、君を脅かす者なり (一四) 君の令を塞ぎて通ぜざる者は、君を幽囚する者なり (一五) 四者一ありて上知らざれば國危し、況んや悉く之れあるをや

謀外泄之謂也。伏寇在レ側者、沈疑得レ民之道也。微謀之泄也。狡婦襲二主之請一而資二游慝一也。沈疑之得レ民者、前貴而後賤者、爲二之驅一也。

明君在レ上、便辟不レ能レ食二其意一。刑罰亟近也。大臣不レ能レ侵二其勢一。比黨者誅明也。爲二人君一者、能遠二讒諂一、廢二比黨一。淫悖行食之徒、無下爵二列於朝一者上。此止レ詐拘レ姦、厚レ國存レ身之道也。爲二人上一者、制二羣臣百姓一、通二中央之人和一。是以中夫央人。

明君上に在れば、便辟其の意を食る(一)能はず。(二)刑罰近きに亟かなり。(三)大臣其の勢を侵す能はず。比黨する者は、誅明かなり。人君たる者は、能く讒諂を遠け、比黨を廢し、淫悖(四)行食(五)の徒、朝に爵列する者なし。此れ詐を止め、姦を拘し、國を厚くし、身を存するの道なり。人の上たる者は、羣臣百姓を制し、(六)中央の人和を通ず、是を以て中央の人は、(七)臣主の參なり。制令の民に布くや、必ず中央の人に由る。中央の人は、緩を以て急となす。急は以て威を取るべし。急を以て緩となす。(八)緩は以て民を惠むべし。威惠下に遷れば、人主たる者は危し。賢不肖の上に知らるゝは、必ず中央の人に由る。財力の上に貢するは、必ず中央の人に由る。能く(九)賢不肖を易へて、黨を下に威すべし。有能く民の財力を以て、上其の主を陷れて、勢を下に爲すべし。上下を兼て、其の私を環らし、(一〇)爵制あるも加

法。以牧ニ其羣臣。羣臣盡レ智竭レ力。以役ニ其上。四守者。得則治。易則亂。故不レ可レ不ニ明設而守固ー。昔者聖王。本ニ厚民生。審知ニ禍福之所ヒ生。是故愼ニ小事。微違非。索辯以根レ之。然則躁作姦邪僞詐之人。不ニ敢試ー也。此禮正レ民之道也。古者有ニ二言。牆有レ耳。伏寇在レ側。牆有レ耳者。微

易れば亂る。故に明設して、守り固からざるべからず。(四)昔者聖王は、民生を本厚に(五)して、審に禍福の生ずる所を知る。是の故に小事を愼み、微く違非あれば、(六)索辯して之を根す。然らば則ち(七)躁作姦邪僞詐の人は、敢て試みざるなり。此れ禮をもて民を正すの道なり。古者に二言あり、牆に耳あり、伏寇側に在りと。牆に耳ありとは、微謀外泄の謂なり。伏寇側に在りとは、(八)沈疑民を得るの道なり。(九)微謀の泄るゝや、狡婦主の請を襲ひて、游慝を資くるなり。沈疑の民を得る者は、前に貴くして後に賤き者、之が驅をなすなり。(一〇)

㊀ 政治の根本を執り守り、宰相は要領を執り、大夫は法を執りて、群臣を治む。牧は治なり ㊁ 上に事へるなり ㊂ 君、相、大夫、群臣の四の者、其の道を得れば國治り、之を易ふれば國亂る ㊃ 上に言ふ所の四つの者の執るべき法を明に設け、固く守らざるべからず ㊄ 民をして本を務めしめて、生活を豐にするをいふ。本は農事なり ㊅ 少しにても違非卽ち四邪の行あれば、索求辨別して其の根を究む ㊆ 故に姦邪の人は、敢て非を爲すを試みず ㊇ 沈と疑は、主に疑はれ、下に沈滞する者、此の如き者は、不平の餘、私威を以て民を懐け、君に叛くに至る故に民を得るの道といふ ㊈ 謀の泄るゝときは、宮中の狡婦は主の情を竊取して外より來る。游說姦慝の者を助け、私利を謀るなり (一〇) 言ふは、前に貴かりし者、今賤くなり、不平なる故に、君を怨むに至る。是れ君は民を驅りて、之に歸せしむるものなり

德匡レ過。存レ國定レ民之道也。夫君レ人者有二大過一。臣レ人者有二大罪一。國所レ有也。民所レ君也。有レ國君レ民。而使二民所レ惡制一レ之。此一過也。民有二三務一。不レ布レ其。民非二其民一也。民非二其民一則不レ可二以守戰一。此君レ人者二過也。夫臣レ人者。受二君高爵重祿一。治二大官一。倍二其官一。遺二其事一。穆二君之色一。從二其欲一。阿而勝レ之。此臣レ人之大罪也。君有レ過而不レ改。謂二之倒一。臣當レ罪而不レ誅。謂二之亂一。君爲二倒君一。臣爲二亂臣一。國家之衰也。可二坐而待一レ之。

衰ふるや、坐して之を待つべし。

（一）居官巧者にして、上に諂ふことを睦といふ。睦はお■して人臣の節度を逸するなり　（二）虐とは、人に異害せらるゝをいふ　（三）北ぐとは、戰へば敗北するをいふ　（四）前段の四危をいふ　（五）則は是なり。悠々迫らず、措置すれば亂を齊ふを得。施舍は措置なりと　（六）要は之を抑止するなり　（七）内外通亂せんとする者、陽■す　（八）貴賤威儀服制あり。等級を踰えざれば、功ありて官貴くなる者、榮誉ある故に勸むなり　（九）関の與故強行すれば下怨心なし　（一〇）民は、我が君たる所の民なり　（一一）民の惡む所の官吏をして、之を罰せしむ　（一二）民に三務ありて、君が其の德を布きて其れを遂げしめざれば、民は叛き去るなり。爾雅に云ふ、農時を奪はず、不足を補ひ、不給を助くるは、其の德を布くなりと　（一三）君の顏色を悅ばすことのみ務むるなり　（一四）之に勝つとは、其の欲する所を得るをいふ　（一五）倒は逆なり

是故。有道之君者執レ本。相執レ要。大夫執レ

是の故に、有道の君（一）は本を執り、相は要を執り、大夫は法を執りて、其の羣臣を牧し、羣臣は智を盡し力を竭して、其の（二）上に役し、（三）四守の者、得れば治り、

爲二人臣一者。變レ故易レ常。而巧官以諂レ上。謂二之騰一。亂至則虐。騰至則北。四者有二一至一。敗敵人謀レ之。則故施舍優猶以濟レ亂。則百姓悅。選レ賢遂レ材。而禮二孝弟一。則姦僞止。要二淫佚一。別二男女一。則通亂隔。貴賤有レ義。倫等不レ踰。則有レ功者勸。國有二常式一。故法不レ隱則下無二怨心一。此五者。興レ

せられ、騰至れば北ぐ。(三)四の者、一至あれば敗ち敵人之を謀る。(五)則故に施舍優猶して亂を濟へば、百姓悅ぶ。(四)賢を選び材を遂げて、孝弟を禮すれば、姦僞止み、淫佚を要し、(六)男女を別てば、通亂隔り、(七)貴賤義あり。(八)倫等踰えざれば、功ある者勸み、國常式あり、(九)故法隱れざれば、下怨心なし。此の五つの者は、德を興し、過を匡し、國を存じ、民を定むるの道なり。夫れ人に君たる者は大過あり。人に臣たる者は大罪あり。國は有する所なり、民は君たる所なり。(一〇)國を有ち民に君として、(一一)民の惡む所をして之を制せしむ。此れ一過なり。(一二)民三務ありて、其れを布かざれば、民は其の民にあらざるなり。民其の民にあらざれば、以て守戰すべからず。此れ人に君たる者の二過なり。夫れ人に臣たる者は、君の高爵重祿を受け、大官を治めて其の官に倍き、其の事を遺れ、君の色を穆にし、(一三)其の欲に從ひ、阿りて之に勝つは、(一四)此れ人に臣たるの大罪なり。君過ありて改めざる、之を倒と(一五)謂ひ、臣罪に當りて誅せざる、之を亂と謂ふ。君倒君たり、臣亂臣たらば、國家の

束布之罰。一畝之賦盡可レ知也。治二斧鉞一者。不レ敢讓レ刑。治二軒冕一者不レ敢讓レ賞。墳然若二一父之子一。若二一家之實一。義禮明也。夫下不レ戴二其上一。臣不レ戴二其君一。則賢人不レ來。賢人不レ來。則百姓不レ用。百姓不レ用。則天下不レ至。故曰。德侵則君危。論侵則有レ功者危。令侵則官危。刑侵則百姓危。而明君者。審禁二淫侵一者也。上無二淫侵之論一。則下無二冀幸之心一矣。

論なければ、下冀幸の心なし。(一四)

(一) 天下の人、我が道とする所を同じく道とすれば、我に來り歸す (二) 水は、波たてば上るも、落ちつくときは復すること自然の勢にして、民の有道の君に歸すること、此れに同じ (三) 天下の匹夫匹婦、皆我に歸服す (四) 賢人烈士、功能を上に盡くす。故に千里の內の束布の罰一畝の賦の如き些細の事も、皆知るを得 (五) 罪を治むる刑官は、刑すべきを刑して、避くることなし (六) 軒冕とは、軒車に乘り、冠冕を冠る。行政官は、賞すべき人を賞して讓らず (七) 尹知章云ふ、墳は順ふ貌と。言ふは、刑賞を違へざること、子の父に順ひ、家の長に順ふごとし。此れ禮義明なる故なり (八) 百姓が、上の用を爲さゞるなり (九) 天下の人、來り歸せず (一〇) 德は恩なり 我が恩德が人に侵し用ひらるゝなり (一一) 論議理を侵さるゝときは、功過明ならずして、功ある者危し (一二) 令すべからずして令すれば、民從はずして官吏危し (一三) 刑すべからずして刑すれば、無罪誅せらるゝ恐ありて民危し (一四) 下の者心を安んずる故に、萬一を僥倖するの心なし

爲二人君一者。倍レ道棄レ法。而好行レ私。謂二之亂一。

人君たる者、道に倍き、法を棄てて、好みて私を行ふ、之を亂と謂ふ。人臣たる者、故を變じ、常を易へて、(一)巧官以て上に諂ふ、之を騰と謂ふ。亂至れば虐(二)

民可レ使。居治。戰勝。守固者也。夫賞重。則上不レ給也。罰虐。則下不レ信也。是故明君。飾食飲弔傷之禮。而物屬レ之者也。是故。厲レ之以二八政一。旌レ之以二衣服一。富レ之以二國裹一。貴レ之以二王禁一。則民親レ君可レ用也。民用。則天下可レ致也。

天下道二其道一則至。不レ道二其道一。則不レ至也。夫水波而上。盡二其搖一而復下。其勢固然者也。故德レ之以懷也。威レ之以畏也。則天下歸レ之矣。有道之國。發レ號出レ令。而夫婦盡歸二親於上一矣。布レ法出レ憲。而賢人烈士。盡二功能於上一矣。千里之內。

(一)天下其の道を道とすれば至る。其の道を道とせざれば至らざるなり。夫れ(二)水は波だちて上り、其の搖を盡くして復下る。其の勢固より然る者なり。故に之を德して以て懷くるなり。之を威して以て畏るなり。天下は之に歸す。有道の國は、號を發し令を出して、(三)夫婦盡く上に歸親し、法を布き、憲を出して、(四)賢人烈士功能を上に盡し、千里の內、束布の罰一獻の賦盡く知るべきなり。(五)斧鉞を治むる者は、敢て刑を讓らず。(六)軒冕を治むる者は、敢て賞を讓らず。(七)墳然として一父の子の若く、一家の實の若くなるは、義禮の明なり。夫れ下は其の上を戴かず、臣其の君を戴かざれば、賢人來らず。賢人來らざれば(八)百姓用ひず。百姓用ひざれば、(九)天下至らず。故に曰く、(一〇)德侵せば、君危し。(一一)論侵せば、功ある者危し。(一二)令侵せば官危し。(一三)刑侵せば、百姓危し。明君は審に淫侵を禁ずる者なり。上淫侵の

術徳行出ニ於賢人一。其從ニ義理一。兆ニ形於民心一。則民反レ道矣。名物處レ違。是非之分。則賞罰行矣。上下設。民生レ體而國都立矣。是故國之所ニ以爲一レ國者。民體以爲レ國。君之所ニ以爲一レ君者。賞罰以爲レ君。致レ賞則匱。致レ罰則虐。財匱而令虐。所三以失ニ其民一也。是故。明君審ニ居處之教一而

ち、守れば固き者なり。夫れ賞重ければ、(一二)上給せざるなり。罰虐なれば、(一三)下信ぜざるなり。是の故に明君は、食飲弔傷の禮を飾めて、(一四)物之に屬する者なり。是の故に之を厲すに八政を以てし、(一五)之を旌すに衣服を以てし、(一六)之を富すに國裏を以てし、(一七)之を貴ぶに王禁を以てすれば、(一八)民は君に親み用ふべきなり。民用ふべければ、天下は致すべきなり。

(一) 力強き者は弱き者を征服す (二) 智者は、愚者を欺きて己れを利す (三) 老幼孤獨の者は、安處を得ず (四) 是に於て詐智の人、衆力を合して強虐の者を禁遏して、民を牧ひ、民之を師として尊ぶ (五) 道術徳行賢人より出て、民之に感じて、義理に從ふの意民の心に形(あらは)るるに至れば、民始めて道に反る。兆もあらはるの意 (六) 善惡を明に指名し、背理の違を處すれば、是非善惡自ら分明なり。善惡分明なれば、賞罰正しく行はる (七) 此くして貴賤上下既に設定し、民は君を體するの心を生じて、國都始めて立つ。體は親むなり (八) 民親しみて國立つ (九) 賞罰宜を得て、君の位を保つを得 (一〇) 賞は十分ならず、罰は酷虐なるは民心を失ふ (一一) 民の居處に於ける教を審にす (一二) 賞過重なれば、不足を生じて供給する能はざるに至る (一三) 罰酷虐なれば、罪なき者罪せらるる恐れあり、故に下信ぜず (一四) 食飲弔傷の禮を飾めて、民の爲にする故、物卽ち民は君に親附す。飾は整なり (一五) 書經洪範の八政なり。一に食、二に貨、三に祀、四に居、五に教、六に法、七に交、八に兵、是なり (一六) 言ふは、貴賤を旌はすに衣服を以てす (一七) 貨財なり、富み蓄ふる意なり (一八) 賢者の外、王の禁ずる所のものをいふ

古者、未レ有ニ君臣上下之一。未レ有ニ夫婦妃匹之合一。獸處羣居。以レ力相征。於レ是智者詐レ愚。彊者凌レ弱老幼孤獨。不レ得ニ其所一。故智者假ニ衆力一。以禁ニ彊虐一而暴人止。爲レ民興レ利除レ害。正ニ民之德一。而民師レ之。是故道

卷第十一

君臣下第三十一　短語五

古者は未だ君臣上下の別あらず、未だ夫婦妃匹の合あらず、獸處羣居し、(一)力を以て相征す。是に於て智者は愚を詐り、彊者は弱を凌ぎ、老幼孤獨其の所を得ず。故に智者は衆力を假り、(三)彊虐を禁じて暴人止み、民の爲に利を興し、害を除きて、(四)民の德を正しくして、民之を師とす。是の故に道術德行賢人に出で、(五)其の義理に從ひ、民心に兆形するときは、民道に反る。(六)物を名け違を處し、是非の分あれば、賞罰行はる。上下設け、(七)民體を生じて國都立つ。是の故に國の國たる所以の者は、(八)民體して以て國たり。君の君たる所以の者は、(九)賞罰以て君たり、(一〇)賞を致すは匱く、罰を致すは虐。財匱く令虐なるは、其の民を失ふ所以なり。是の故に明君は(一一)居處の教を審にして民使ふべし。居れば治り、戰へば勝

網。以民守民也。然則民不便爲非矣。雖有明君、百步之外、聽而不聞。間之堵牆、窺而不見也。而名爲明君者。君善用其臣、臣善納其忠也。信以繼信、善以傳善。是以四海之内、可得而治。是以明君之舉其下也、盡知其短長、知其所不能益。若任之以事。賢人之臣其主也、盡知短長與身力之所不至。若量能而授官。上以此畜下。下以此事上。上下交期於正、則百姓男女皆與治焉。

し。賢人の其の主に臣たるや、盡く(九)短長と身力の至らざる所とを知り、能を量りて官を授くるが若し。上之を以て下を畜ひ、下之を以て上に事へ、上下交正に期するときは、百姓男女皆與に治る。

(一) 各自の言ふ所を聽けば愚なるも、人情の好惡は實異同じからざるなし。故に合して之を聽けば聖なり (二) 湯王武王は、聖人の德あるも、好惡市人の言に合はざるなし。所謂民の惡む所之を惡み、民の好む所は之を好むもの是なり (三) 衆心の歸着する所に從ひて令を出す (四) 衆徒上の令を聽く故、刑法を設け置くも用ふることなし (五) 既に民を以て民を守るときは、獨り非を爲せば衆に惡まる、故に非を爲すに便ならず (六) 言ふは、明君と雖も、明百步の外は見聞するを得ず。然るに明君と稱するは、君臣相合して、其の義を盡せばなり (七) 信以て信に繼ぎ善以て善を傳へ、遠近一體なる故に、君の聰明蔽はるゝ所なきなり (八) 其の人の短なる所と長ずる所とを知り、又其の才能の限りある所を知り、其の能くする所の官を授く (九) 自己の短長と身力の限度を知り、其の官を受くるや、恰も他人の才能を量りて之に官を授くる如くし、決して自己に堪へざることを受けず

人主之位也。先王之在二天下一也。民比二之神明之德一。先王善牧二之於民一者也。

て、人心の上に就くがごとしと (六) 言ふは、人に官を授けて自らは官とならず (七) 人に任ずるに事を以てして自らは事を爲さず (八) 言ふは、善く民の情を察するなり

夫民。別而聽レ之則愚。合而聽レ之則聖。雖レ有二湯武之德一。復合二於市人之言一。是以。明君順二人心一。安二情性一。而發二於衆心之所一レ聚。是以。令出而不レ稽。刑設而不レ用。先王善與レ民爲二一體一。與レ民爲二一體一。則是以レ國守レ

夫れ民別れて之を聽くときは愚、合して之を聽くときは聖なり。湯武の德ありと雖も、(二)復た市人の言に合ふ。是を以て明君は、人心に順ひ、情性に安じ、(三)衆心の聚まる所に發す。是を以て令出でて稽まらず、(四)刑設けて用ひず。先王善く民と一體となる。民と一體となれば、是れ國を以て國を守り、民を以て民を守るなり。然らば則ち民非をなすに便ならず。明君ありと雖も、(六)百歩の外は聽きて聞かず。之が堵牆を間つれば、(五)窺ひて見ざるなり。而るに名づけて明君となす者は、君善く其の臣を用ひ、臣善く其の忠を納るればなり。(七)信以て信を繼ぎ、善以て善を傳ふ。是を以て四海の內得て治むべし。是を以て明君の其の下を擧ぐるや、盡く其の長短を知り、(八)其の益す能はざる所を知り、之に任ずるに事を以てするが若

是故將與之。惠厚不能供。將殺之。嚴威不能振。嚴威不能振。惠厚不能供。聲實有間也。有善者不留其賞。故民不私其利。有過者。不宿其罰。故民不疾其威。威罰之制。無踰於民。則人歸親於上矣。如天雨然。澤下尺。生上尺。是以官人不官。事人不事。獨立而無稽者。

是の故に將に之に與へんとすれば、惠厚も供する能はず、將に之を殺さんとすれば、嚴威も振ふ能はず。（一）嚴威も振ふ能はず、惠厚も供する能はざるは、聲實間あればなり。（二）善ある者には、其の賞を留めず、故に民其の利を私せず。過ある者には、其の罰を宿せず、故に民其の威を疾まず。（三）威罰の制民に踰ゆるなければ、（四）人は上に歸親す。天雨の如く然り。澤下ること尺、（五）生上ること尺なり。是を以て人を官にして官せず、人を事へども事とせず、（七）獨立して稽ふるなき者は、人主の位なり。（六）先王の天下に在るや、民之を神明の德に比す。先王善く之を民に牧する者なり。（八）

（一）賞罰は相當ならざるべからざるに溺愛して一心之に與へんとすれば、惠厚の賞あるも、能く其の求めに供する能はず。又一意之を殺さんとすれば、嚴威も人をして畏れしむるに足らざるべし。畢竟其の當を過ぐる故に、賞罰の權立たざるなり　（二）賞罰は公平にして、治を助くるの要あるに、實際は愛する者を賞して憎む所の者を殺すは、名實相反することなり　（三）言ふは、善ある者は速に賞して、留滯せざれば、民は私恩を貪らず。過ある者はたとひ愛する所なりとも、速に罰して決して遲留することなし。故に下は上の威を疾怨せず　（四）民心に踰えずとは、其の賞罰が罪に適當にして、民心を服するに足るなり　（五）尹知章云ふ、澤下降・苗上引すること、猶君恩の下流し

而待之。則下雖有姦僞之心。不敢殺也。夫道者虛設。其人在則通。其人亡則塞者也。非玆。是無以理人。非玆。是無以生財。民治財育。其福歸於上。是以知明君之重道法而輕其國也。故君一國者。其道君之也。王天下者。其道王之也。大王天下。小君一國。其道臨之也。是以其所欲者。能得諸民。其所惡者。能除諸民。所欲者能得諸民。故賢材遂。所惡者能除諸民。故姦僞省。如冶之於金。陶之於埴。制在工也。

明君の道法を重じて、其の國を輕ずるを知るなり。故に一國に君たる者は、其の道之を君とするなり。天下に王たる者は、其の道之を王とするなり。大は天下に王とし、小は一國に君たるは、其の道之に臨むなり。是れ其の欲する所の者能く民に得、其の惡む所の者能く民に除くを以てなり。欲する所の者能く民に得、故に賢材遂ぐ。惡む所の者能く民に除く。故に姦僞省す。冶の金に於ける、陶の埴に於けるが如し。制は工に在るなり。

(一) 言ふは、道は人と與に生ず。別に人身に附隨するにあらず (二) 下に姦僞の心ある者ありとも、君を殺すに至らず (三) 虛設とは、人なければ唯道あるのみ、實行せられざるを云ふ (四) 行はれざるなり (五) 玆は道を指す (六) 道ありて行はるれば、民治り財育す (七) 道と法とを國より重んずるは、二つの者なければ國立たざる故なり (八) 道ありて始めて君たるを得るなり。道なければ身あるも君たる能はず (九) 道を以て下々に臨む故なり (一〇) 君の欲する所は賢才にして、能く民の爲めに賢才を得、惡む所は姦僞にして、能く民の爲に姦僞を除く。故に賢才其功を遂げ姦僞滅するなり (一一) されば鍛冶の金を鑄、陶者の磁器を作る如く、民を治むること自在なりと

官論二其德能一而待レ之。大夫比二官中之事一。不レ言二其外一。而相爲。常具以給レ之。相總レ要。者官レ謀レ士。量二實義美一。匡二請所レ疑。而君發二其明府之法瑞一以稽レ之。立二三階之上一。南面而受レ要。是以上有二餘日一。而官勝二其任一。時令不レ淫。而百姓肅給。唯此上有二法制一。下有二分職一也。

其の職分の事を比較し、職分外の事を言はず（九）相與に常に自己の職分の事を修め、實を具して上に供給す（一〇）宰相は國家の要務を總管し百官の功績を考へ、士行を評議し、事實義美を驗し、疑あれば之を問ひて匡正す。文中の者は考請は問（一一）明府は大府にして、明法を藏むる所なり。其の明法を發して、宰相が百官の爲す所の法瑞に合ふや否を稽ふるなり。瑞は信に同じ（一二）爾雅に云ふ、堂前に賓階阼階あり、北に側階あり。是れ三階なり阼階に立ちて、臣下の上る事項の大要を受く（一三）淫は亂なり（一四）敬して上に供するなり

道者。誠人之性也。非レ在レ人也。而聖王明君。善知而道レ之者也。是故治レ民有二常道一。而生レ財有二常法一。道也者。萬物之要也。爲二人君一者。執レ要

（一）道なる者は、誠に人の性なり。人に在るにあらざるなり。聖王明君は、善く知りて之を道く者なり。是の故に民を治むるに常道あり。財を生ずるに常法あり。道なる者は萬物の要なり。人君たる者、要を執りて之を待てば、（二）下姦僞の心ありと雖も、敢て殺さざるなり。夫れ道なる者は（三）虛設なり。其の人在れば通じ、其の人亡ければ塞る（四）者なり。茲れにあらざれば、是れ以て人を理むるなく、（五）茲れにあらざれば、是れ以て財を生ずるなし。（六）民治まり財育し、其の福上に歸す。是を以て

善讓德於天。諸侯有レ善。慶ニ之於天子一。大夫有レ善。納ニ之於君一。民有レ善。本ニ於父一。慶ニ之於長老一。此道法之所ニ從來一。是治本也。是故。歲一言者君也。時省者相也。月稽者官也。務ニ四支之力一。修ニ耕農之業一。以待レ令者。庶人也。是故。百姓量ニ其力於父兄之間一。聽ニ其言於君臣之義一。而

あれば、之を君に納れ、民善あれば、父に本け、(二)之を長老に慶す。此れ道法の従うて來る所にして、是れ治本なり。是の故に歲に一言する者(三)は君なり。時に省み(四)る者は相なり。月に稽ふる者は官なり。四支の力を務め、耕農の業を修めて、令を待つ者は、庶人(五)なり。是の故に百姓(六)其の力を父兄の間に量り、其の言を君臣の義に聽き、官(七)其の德能を論じて之を待ち、大夫(八)官中の事を比し、其の外を言はずして相爲にし、常(九)に具して以て之を給す。相(一〇)は要を總べ、官を者へ、士を課り、義美を量實し、疑ふ所を匡請し、君は、其の明府(一一)の法瑞を發して之を稽へ、三階(一二)の上に立ち、南面して要を受く。是を以て上餘日ありて、官其の任に勝へ、時令(一三)淫せずして、百姓肅給(一四)す。唯此れ上に法制あり、下に分職あればなり。

(一) 言ふは、天の惠に因るとして、德を天に讓るなり　(二) 己れの善は、父の善より生ずるものとなし、父なければ長老に讓りて之を慶す　(三) 歲首の朝令を天下に布くなり　(四) 又四時毎に、時宜に從ひ令を施くは、宰相の任なり　(五) 毎月施行すべき事を考ふるは、百官有司の任なり　(六) 百姓は、父兄の間に在り、力を度り田を耕し、暇あれば長者に從ひ、君臣の義を講習す　(七) 官は、百姓の德行あるものを論選して、之を待舉す　(八) 大夫は、

盡有法度。則君體法而立矣。君據法而出令。有司奉命而行事。百姓順上而成俗。著久而成常。犯俗離教者。衆共姦之。則爲上者佚矣。天子出令於天下。諸侯受令於天子。大夫受令於君。子受令於父母。下聽其上。弟聽其兄。此至順矣。衡石一稱。斗斛一量。丈尺一綧。制戈兵一度。書同名。車同軌。此至正也。從順獨逆。從正獨辟。此猶夜有求而得火也。姦僞之人。無所伏矣。此先王之所以一民心也。

尺一綧、制に戈兵一度書名を同じくし、車軌を同じくす。此れ至正なり。順に(一四)従ふに獨り逆、正に従ふに、獨り辟なるは、此れ猶ほ夜求むるありて火を得るがごときなり。姦僞の人伏す所なし。此れ先王の民心を一にする所以なり。

(一)五行に法りて、五の官を置く　(二)牧は養なり　(三)軌は法なり　(四)據は監察即ち目付役なり　(五)監察官を置きて、諸有司の所爲を視察す。據即ち傍より視るの義なり　(六)朝廷には、定法正儀ありて、君位を尊くす　(七)尹知章云ふ、袞冕は古の兗冕の字、袞は君主の禮服、袞龍の服、冕は禮冠なり　(八)尹知章云ふ、著明にして久しきなり　(九)其の人を姦となし、之を斥くる故に、上たる者は、勞せずして自治る　(一〇)衡石は重さをはかるもの、一稱は同一なり　(一一)斗斛は量積をはかるもの、此れ亦必ず量を同じくす　(一二)此れ亦必ず寸尺を同じくす　(一三)戈の長さは必ず同じくす　(一四)衆人皆順に従ふに獨り逆に、正に従ふに獨邪辟なるは、夜、物を探り求むるに燈火を得る如く、其の不善なること明白なれば、姦僞の人隱るゝを得ず

是故。天子有

是の故に天子善あれば、德を天に讓り、諸侯善あれば、之を天子に慶し、大夫善

者有比周内爭亂。此其所以然者。由主德不立。而國無常法也。主德不立。則婦人能食其意。國無常法。則大臣敢侵其勢。大臣假於女之能。以規主情。婦人嬖寵假於男之知。以援外權。於是乎。外夫人。而危太子。兵亂内作。以召外寇。此危君之徵也。

に云ふ、食は得の如しと。言ふは、婦人が君の欲する所を知り、因りて私をなす（一〇）君の勢を侵用す（一一）規は窺なり、大臣は婦人の才能を假りて、君主の情を窺ひ知る（一二）外權を握り勢を内外に得るに至る

是故有道之君。上有五官。以牧其民。則衆不敢踰軌而行矣。下有五橫。以揆其官。則有司不敢離法而使矣。朝有定度衡儀。以尊主位。衣服緷絻。

是の故に有道の君は、上に五官（二）ありて其の民を牧すれば、衆敢て軌を踰えて行はず（三）。下に五橫（四）ありて其の官を揆れば（五）、有司敢て法を離れて使はず。朝に定度衡儀（六）ありて、主位を尊ぶ。衣服緷絻（七）盡く法度あれば、君法を體して立つ。君法に據りて令を出し、有司命を奉じて事を行ひ、百姓上に順ひて俗を成し、著久（八）にして常を成す。俗を犯し教を離るゝ者は、衆共に之を姦（九）とし、上たる者は佚す。天子令を天下に出す、諸侯令を天子に受け、大夫令を君に受け、子令を父母に受け、下其の上に聽き、弟其の兄に聽く、此れ至順なり。衡石（一〇）一稱、斗斛（一一）一量、丈（一二）

有道之君者。善明設法。而不以私防者也。而無道之君。既已設法。則舍法而行私者也。爲人上者。釋法而行私。則爲人臣者。援私以爲公。公道不違。則是私道不違者也。行公道而託其私焉。寖久而不知。姦心得無積乎。姦心之積也。其大者有侵偪殺上之禍。其小

り。人の上たる者、法を釋てて私を行へば、人臣たる者は、(四)私を援りて公となす。(五)公道違はざれば、是れ私道の違はざる者なり。(六)公道を行ひて、其の私を託す。寖久くして知らず。姦心積るなきを得んや。姦心の積るや、其の大なる者は、(七)侵偪上を殺すの禍あり。其の小なる者は、(八)比周内爭の亂あり。此れ其の亂る所以の者は、主德立たずして、國常法なきに由るなり。主德立たざれば婦人能く其の意を食、(九)國常法なければ、大臣敢て其の勢を侵し、(一〇)大臣は女の能を假りて主の情を規ひ、婦人の嬖寵は、男の知を假りて外權を援く。(一一)是に於てか夫人を外にし、太子を危くし、兵亂内に作りて、外寇を召ぶ。(一二)此れ君を危くするの徵なり。

(一) 上下の交を別ち、君臣の分を正す　(二) 法を設けたる上は、決して自己の便利の爲に法を拒むことをせず　(三) 法を設けながら、私の爲に法を捨てゝ用ひざるなり　(四) 私を以て、反て公となす　(五) 既に私を以て公道とし、之に違はざるは、是れ私道に違はざるなり　(六) 公道を行ふと稱して、實は私を行ふときは、姦邪の心は益積るばかりなり　(七) 上の權を竊みて、終には弑逆を爲すに至る　(八) 下の者互に黨を立て内爭するに至る　(九) 蝕詁

勝レ任之士。上之明。適不レ足以知レ之。是以明君審知二勝レ任之臣一者也。故曰。主道得。賢材遂。百姓治。治亂在レ主而已矣。故曰。主身者。正レ德之本也。官治者。耳目之制也。身立而民化。德正而官治。治レ官化レ民。其要在レ上。是故君子不レ求二於民一。是以上及二下之事一。謂二之矯一。下及二上之事一。謂二之勝一。爲レ上而矯悖也。爲レ下而勝逆也。國家有二悖逆反迕之行一。有レ士主レ民者。失二其紀一也。

士を有ち民を主る者、其の紀を失ふなり。(一一)

(一) 人君聰明を言はずして自然に善人用ひられ、姦僞誅せらるゝに至るは、材智の人を擧用し、視聽來ければなり (二) 諸生の職とは百貨魚獸草木等、總べて支配するの職といふことなり (三) 賢材を論選して登用すと雖も、亦必ず待つに法を以てして之を督勵す (四) 以上の如くならば、國の福を收むること、收めきれざるほど多からんとなり (五) 官人若し其の任に勝へず、徒に狼狽して敗事を奉承するに至りては、救はんとするも救ふ能はざるべし (六) 賢材の臣、君を輔佐すること、耳目の身に於ける如き制法なる故に、官治まるなり (七) 官治民化、其の本は上の行爲如何に在り。故に君子は民に求めず (八) 上たる者が、下の人の爲す事に手を出すは、矯橫といふ (九) 下の者、上の事に干預するは、威權君に勝つ故なれば、之を勝といふ (一〇) 迕は違なり (一一) 紀は紀律なり

是故。別レ交正レ分。之謂レ理。順レ理而不レ失。之謂レ道。道德定。而民有レ軌矣。

是の故に交を別ち分を正す、之を理と謂ひ、理に順ひて失はざる、之を道と謂ふ。道德定りて、(一)民軌あり。有道の君は、善く明に法を設けて、私を以て防がざる者なり。無道の君は、既已に法を設くれば、法を舍て私を行ふ者な

是以不言智能而順事治。國患解。大臣之任也。不言於聽明而善人擧。姦僞誅。視聽者衆也。是以爲人君者。坐萬物之原而官諸生之職者也。選賢論材而待之以法。擧而得其人坐而收其福不可勝收也。官不勝任奔走而奉其敗事不可勝救也。而國未嘗乏於

是を以て智能を言はずして事に順ひて治め、國患解くは大臣の任なり。(一)聽明を言はずして善人擧げられ、姦僞誅せらるゝは、視聽する者衆なればなり。是を以て人君たる者は、萬物の原に坐して、諸生の職に官する者なり。(二)(三)賢を選び、材を論じて、之を待つに法を以てし、擧げて其の人を得、坐して(四)其の福を收む。勝げて收むべからざるなり。(五)官は任に勝へず、奔走して其の敗事を奉ず、勝げて救ふべからざるなり。而るに國は未だ嘗て任に勝ふるの士に乏しからず。上の明 適 之を知るに足らず。是を以て明君は、審に任に勝ふるの臣を知る者なり。故に曰く、主道得、賢材遂げ、百姓治まると。治亂は主に在るのみ。故に曰く、主の身は、德を正すの本なり。官治るは、(六)耳目の制なり。身立ちて民化し、德正くして官治る。(七)官を治め民を化す、其の要は上に在り。故に君子は民に求めずと。是を以て上の下の事に及ぶ、之を矯と謂ひ、(八)下の上の事に及ぶ、之を(九)勝と謂ふ。上となりて矯なるは悖なり。下となりて勝なるは逆なり。國家悖逆反迕の(一〇)行あるは、

之事也。爲二人君一者。下及二官中之事一則有司不レ任。爲二人臣一者。上共二事於上一則人主失レ威。是故有道之君。正二其德一以蒞レ民。而不レ言二智能聰明一。知能聰明者。下之職也。所三以用二智能聰明一者。上之道也。上之人明二其道一下之人守二其職一。上下之分不レ同レ任。而復合爲二一體一。是故知レ善。人君也。身善。人役也。君身善則不レ公矣。人君不レ公。常惠二於賞一。而不レ忍二於刑一。是國無レ法也。治レ國無レ法。則民朋黨而下比。飾レ巧以成二其私一。法制有レ常。則民不レ散而上合。竭レ情以納二其忠一。

るに法なければ、民朋黨して下比し(一六)、巧を飾りて其の私を成す。法制常あれば、民散ぜずして上合し、情を竭くして其の忠を納る。

(一) 人君に貴きものは、言即ち號令に及ぶものなく、人臣に愛すべきものは、其の力に及ぶものなし (二) 君の言即ち命令は臣に下り、臣は其の勤力を君に上りて、君臣の道を立つるなり (三) 盡すとは、計畫するなり (四) 符節(わりふ)、印璽、法度、記錄等を以て、眞僞是非を擇り、姦僞を防ぐなり (五) 臣下の材能德器を考へて擧げ用ふるは、上人君の道なり (六) 專心一意職を守りて勞苦を厭はざるは、臣下の事なり (七) 人君にして、下官中の事に手出をすれば、有司は職に任ぜず (八) 人臣にして、上人君の事を君と共に爲すときは、人主の威は地に墜つるなり (九) 言ふは、自己の智能聰明を顯はさず (一〇) 智能聰明を用に立つるは臣の職なり (一一) 智能聰明の人を擧用することは、上人君の道なり (一二) 上下の分限を守りて、任務を同じくせずと雖も、國に心を盡すは、同體一心なり (一三) 此に善と言ふは、才能を指す (一四) 言ふは、君の身材能あれば、臣下と競爭することゝなりて、人を視ること自ら公平ならず (一五) 人君公ならざれば、理の正を論る能はず。故に賞に於て往々惠に偏して、刑の場合に亦忍びざるの弊あり。兩つながら當然を得ず (一六) 下比とは、下の者相比黨して上を欺き、私を爲すなり

是故君人也者。無貴如其言。人臣也者無愛如其力。言下力上。而臣主之道畢矣。是故主畫之。相守之。相畫之。官守之。官畫之。民役之則又有符節。印璽。典法。筴籍。以相揆也。此明公道而滅姦僞之術也。論材量能。謀德而擧之上之道也。專意。一心。守職而不勞。下

是の故に人に君たる者は、(一)貴き其の言に如くなし。人臣なる者は、愛其の力に如くなし。(二)言下力上して、臣主の道畢る。是の故に主之を畫し、(三)相之を守り、相之を畫し、官之を守り、官之を畫し、民之に役す。又符節・印璽・典法・筴籍ありて、(四)以て相揆るなり。此れ公道を明かにして、姦僞を滅するの術なり。(五)材を論じ、能を量り、德を謀りて之を擧ぐるは、上の道なり。(六)意を專にし、心を一にし、職を守りて勞せざるは、下の事なり。(七)人君たる者、下官中の事に及べば、有司任ぜず。(八)人臣たる者、上に共專すれば、人主威を失ふ。是の故に有道の君は、其の德を正しくして民に莅みて、(九)智能聰明を言はず。(一〇)智能聰明なる者は下の職なり。(一一)智能聰明を用ふる所以の者は、上の道なり。上の人、其の道を明にし、下の人其の職を守り、(一二)上下の分任を同じくせずして、復合して一體となる。是の故に善を知るは人君なり。(一三)身善なるは人役なり。(一四)君の身善なれば公ならず。(一五)人君公ならざれば、常に賞に惠みて刑に忍びず。是れ國に法なきなり。國を治む

盡㆓力於農㆒矣。故曰。君明。相信。五官肅。士廉農愚。商工愿。則上下體。而外內別也。民性因。而三族制也。夫爲㆓人君㆒者。蔭㆓德於人㆒者也。爲㆓人臣㆒者。仰㆓生於上㆒者也。爲㆓人上㆒者。量㆑功而食㆑之。以足。爲㆓人臣㆒者。受㆑任。而處㆑之以敎。布㆑政有㆑均。民足㆓於產㆒。則國家豐矣。以㆑勞授㆑祿。則民不㆓幸生㆒。刑罰不㆑頗。則下無㆓怨心㆒。名正分明。則民不㆑惑㆓於道㆒。道也者。上之所㆓以導㆑民也。是故道德出㆓於君㆒。制令傳㆓於相㆒。事業程㆓於官㆒。百姓之力也。胥㆑令而動者也。

以て敎へ、政を布く均あり。民產に足れば、國家豐なり。勞を以て祿を授くれば、民幸生せず。(一一)刑罰頗ならざれば、(一二)下怨心なく、名正く分明かなれば、(一三)民道に惑はず。道なる者は、上の民を導く所以なり。是の故に道德君に出づれば、(一四)制令相に傳はり、事業官に程あり。(一五)百姓の力や、令を胥ちて動く者なり。(一六)

(一) 下は其の君に敬事する故に、君其の威を失はず、君は其の下を惠愛する故に、下產業を失はずして、各其の職を盡し互に恩德ありと思はず (二) 義禮上に成るときは善は自然に下に通じ、百姓は主に歸服して、安んじて農事に力を致すなり (三) 愚とは、愚直にして一心業に從ふなり (四) 愿は謹直なり (五) 上下合體するなり (六) 然るに又外內の分に明にして相侵さず (七) 民性因とは、民其の天性に因りて恆心を失はず、父族己族子族其制を守るなり (八) 恩德を下に施すなり (九) 足は滿足せしむるなり (一〇) 上より委任せられ官に居りて下に均一の政を布くものなり (一一) 功なきに、僥倖生を貪るなり (一二) 頗は偏頗なり (一三) 身の分限なり (一四) 君は道德を以て下に臨み、宰相は制度號令を下に傳ふ (一五) 百官各章程に從ひて職を掌る (一六) 百姓は皆上の命令を待ちて動くものなり

一設而不レ更。此謂二三常一。兼而一レ之。人君之道也。分而職レ之。人臣之事也。君失二其道一無二以有二其國一。臣失二其事一無三以有二其位一。然則上之畜レ下不レ妄。而下之事レ上不レ虛。上之畜下不レ妄。則所レ出二法制度一者明也。下之事上不レ虛。則循レ義從レ令者審也。上明下審。上下同レ德。代相序也。

(一) 人に職業を營さしめ、法度を以て其の功過を考へ、功者は爵位田地を以て之を賞する故に、民敢て妄りに賞を望まず (二) 殺生其の當を得る故に、民敢て其の親を遺して他國へ走る者なし (三) 天に日月星辰の象あり、常に更らず (四) 地に高下燥濕の常形あり (五) 人に尊卑の常體あり、萬古變ぜず (六) 君道を失はず、臣事を失はざるときは、上の下を畜ふこと妄ならず、下の上に事ふることも誠實なるべし (七) 法を出し度を制するも、二道に率由すること明白なり (八) 上下次序ありて、皆道を失はず

君不レ失二其威一。下不レ曠二其產一。而莫二相德一也。是以上之人務レ德。而下之人守レ節。義禮成二形於上一。而善下二通於民一。則百姓上歸二親於主一。而下

君其の威を失はず、(一)下其の產を曠くせずして、相德とするなきなり。是を以て上の人德を務めて、下の人節を守り、(二)義禮形を上に成して、善民に下通し、百姓上主に歸親して、下農に盡力す。故に曰く、君明に相信あり五官肅して、士廉に(三)農愚に、商工(四)愿なれば、(五)上下體して(六)外内別るゝなり。(七)民性因りて三族制ありと。夫れ人君たる者は、(八)德を人に噲ふ者なり。人臣たる者は、生を上に仰ぐ者なり。人の上たる者は、功を量りて之を食ひて(九)足し、人臣たる者は(一〇)任を受けて之に處し

不レ得レ善也。而戲豫怠傲者。不レ得レ敗也。如レ此。則人君之事究矣。

是故。爲二人君一者。因二其業一。乘二其事一。而稽レ之以レ度。有レ善者。賞レ之以二列爵之尊。田地之厚一。而民不レ慕也。有レ過者。罰レ之以二廢亡之辱。僇死之刑一。而民不レ疾也。殺生不レ違。而民莫下遺二其親一者上。此唯上有二明法一。而下有二常事一也。天有二常象一。地有二常形一。人有二常禮一。

是の故に人君たる者は、其の業に因り、其の事に乘じて、之を稽ふるに度を以てし、善ある者は、之を賞するに列爵の尊、田地の厚を以てして、民慕はざるなり。過ある者、之を罰するに、廢亡の辱僇死の刑を以てして、民疾まざるなり。殺生違はずして、民其の親を遺るゝ者なし。此れ唯上明法ありて、下常事あればなり。天に常象あり。地に常形あり、人に常禮あり。一設して更らず。此れを三常と謂ふ。兼ねて之を一にするは、人君の道なり。分ちて之を職とするは、人臣の事なり。君其の道を失へば、其の國を有つなく、臣其の事を失へば、其の位を有つなし。然らば則ち上の下を畜ふ妄ならずして、下の上に事ふる虛からず。上の下を畜ふ妄ならざれば、法を出し度を制する者明かなり。下の上に事ふる虛からざれば、義に循ひ令に從ふ者審かなり。上明に下審にして、上下徳を同じくし、代相序づるなり。

吏嗇夫任レ事。人嗇夫任レ教。教在二百姓一。論在レ不レ撓。賞在二信誠一。體レ之以二君臣一。其誠也。以守戰。如レ此。則人嗇夫之事究矣。吏嗇夫。盡有二訾程事律一。論二法辟衡權斗斛一。文劾。不二以レ私論一。而以レ事爲レ正。如レ此則吏嗇夫之事究矣。人嗇夫成レ教。吏嗇夫成レ律之後則雖レ有二敦愨忠信者一。

吏嗇夫(一)事に任じ、人嗇夫(二)は教に任じ、教百姓にあり。論(三)は撓まざるにあり、賞は信誠にあり。之を體する(四)に君臣を以てし、其の誠なるや、以て守戰す。此の如くなれば、人嗇夫の事究まる(五)。吏嗇夫は、盡く訾程(六)事律あり。法、辟(七)、衡、權、斗斛を論じ、文劾し、私を以て論ぜずして、事を以て正となす。此の如くなれば吏嗇夫の事究まる。人嗇夫教を成し、吏嗇夫律を成すの後は、敦愨忠信(八)なる者ありと雖も、善を得ざるなり。戲豫怠傲なる者も、敗を得ざるなり。此の此くなれば、人君の事究まる。

(一) 群吏を檢束するの官吏嗇夫は、事務に就き、吏を督す (二) 人嗇夫は、百姓を檢束す (三) 百姓教に從はざるあれば、其の罪を論し、決して法を撓(たわ)め、私を行はず (四) 爾雅に云ふ、之を教ふるに君臣の道を以て體となす、此くして誠の貫徹するに至れば、守戰ともに功を奏すべし (五) 究とは、其の職事至り盡くるなり (六) 尹知章云ふ、訾程は限程なり、事律とは、每事律に據りて行ふなり (七) 辟は刑なり、吏の行ふ法、斷ずる刑衡權斗斛を以て量計するの事を論じ、過失あれば、文書を以て之を彈劾し、罪責を確得すれば、吏嗇夫の職務は充分なりとす (八) 教成れば、誠あるも與り善とするを得ず、律成れば、戲豫怠傲の者あるも、敗とするを得ず、善惡ともに損益するあるを得ざるをいふ

者疑。權度不レ一。則修レ義者惑。民有ニ疑惑貳豫之心一。而上不レ能レ匡。則百姓之與間。猶三揭レ表而令ニ之止一也。

(一)百官を置くことは、人君の爲すべき道なり、之を官上といふ (二)中とは、百官の職務なり、職務の事は人臣の事なり (三)人臣は其の官中の事を校次し、官外の事を言はず (四)權は輕重を量るもの、度は長短を計るものの法のことなり (五)貳豫は、疑ひて決せざるなり (六)上と下百姓との間隔ありて通ぜざること、猶來るべからずとの表標を揭げて、百姓の來歸するを止むるごとし

是故能象ニ其道於國家一。加ニ之於百姓一。而足ニ以飾レ官化一レ下者。明君也。能上盡ニ言於主一。下致ニ力於民一。而足ニ以修レ義從一レ令者。忠臣也。上惠ニ其道一。下敦ニ其業一。上下相希。若レ望ニ參表一。則邪者可レ知也。

是の故に能く其の道を國家に象(一)し、之を百姓に加へて、官を飾(二)め下を化するに足る者は、明君なり。能く上は言を主に盡し、下は力を民に致して、義を修め令に從ふに足る者は、忠臣なり。上其の道を惠し、下其の業を敦くし、上下相希(三)し、(四)參表を望むが若くなれば、邪なる者知るべきなり。

(一)尹知章云ふ、象は法なり、能く道に本づきて法を立つるをいふ (二)飾は飭にして、正すなり (三)相希は纂詁に摩なり、猶切磋と言ふごとしと、相互に勉勵するなり (四)尹知章云ふ、參表は、表を立て曲直を參驗する所以をいふと

道ㇾ强也。而富未二必强一也。必知二强之數一。然後能强。强者所ㇾ道ㇾ勝也。而强未二必勝一也。必知二勝之理一。然後能勝。勝者所ㇾ道ㇾ制也。而勝未二必制一也。必知二制之分一。然後能制。是故治ㇾ國有ㇾ器。富ㇾ國有ㇾ事。强ㇾ國有ㇾ數。勝ㇾ國有ㇾ理。制二天下一有ㇾ分。

困すとも、未だ彼れに服從するに足らず（八）完全なる城地に、兵を行らず（九）君を毀ひたる國に兵を行らず（一〇）善く兵を用ふる者、敵に我が至らんとするを知る能はず、料らざるに至るを以て、我を圍ぐ能はず（一一）敵は我を止むることも、我を待つことも能はず（一二）事は富を致すの事理を知るなり（一三）數は法なり、强を致すの法を知りて、始めて强を致すべし（一四）制とは、天下を制することなり（一五）天下を制するの辨を知りて、始めて能く制すべし（一六）器は人材なり

君臣上第三十　短語四

爲二人君一者。修二官上之道一。而不ㇾ言二其中一。爲二人臣一者。比二官中之事一。而不ㇾ言二其外一。君道不ㇾ明。則受ㇾ令

人君たる者は、官上（一）の道を修めて、其の中（二）を言はず。人臣たる者は、官中（三）の事を比して、其の外を言はず。君道明かならざれば、令を受くる者疑ふ。權度（四）一ならざれば、義を修むる者惑ふ。民疑惑貳豫（五）の心ありて、上匡す能はざれば、百姓の與間（六）、猶表を掲げて之をして止めしむるがごときなり。

間也。故天道不行。屈不足從。人事荒亂。以十破百。器備不行。以半擊倍。故軍爭者。不行於完城池。有道者不行於無君。故莫知其將至也。至而不可圉。莫知其將去也。去而不可止。敵人雖衆。不能止待。治者所道富也。而治未必富也。必知富之事。然後能富。富者所

きなり。至りて圉ぐべからず、其の將に去らんとするを知るなきなり。去りて止むべからず。敵人衆しと雖も、止待する能はず。(一一)治者は富を道ふ所なり。而も治未だ必ずしも富まざるなり。必ず富の事(一二)を知りて、然る後に能く富む。富なる者は、强を道く所なり。而も富未だ必ずしも强ならざるなり。必ず强の數(一三)を知りて、然る後に能く强なり。强なる者は、勝を道ふ所なり。而も强未だ必ずしも勝たざるなり。必ず勝の理を知りて、然る後に能く勝つ。勝なる者は制(一四)を道ふ所なり、而も勝未だ必ずしも制せざるなり。必ず制の分(一五)を知りて、然る後に能く制す。是の故に國を治むるに器(一六)あり、國を富すに事あり。國を强くするに數あり。國に勝つに理あり。天下を制するに分あり。

(一) 止まりて進む能はず (二) 敵の隙に乘ずれば、其功神の如くなり (三) 敵の形、堅中に瑕あり、瑕中に堅あり、其の堅きを攻むれば我罷れ、瑕反て堅となる (四) 其の堅き所は堅しとして置て攻めず、瑕を求めて之を攻む (五) 纂詁に云、莫は鏌にして、鐵に鑄(ゐる)るなり、言ふは九牛を切解するも、其の刃少しも毀せずして、其の利鐵に鑄るべし (六) 以上の如きは、其刃が骨の間隙に入りて、骨に中らざればなり (七) 天道敵に行はれざれば、我勢

征。千里徧知之。築堵之牆。十人之聚。日五問之。大征徧知天下。日一問之。散金財。用聰明也。故善用兵者無溝壘。而有耳目。兵不呼斂。不苟聚。不妄行。不強進。呼斂則敵人戒。苟聚則衆不用。妄行則群卒困。強進。則鋭士挫。

故凡用兵者。攻堅則軔。乘瑕則神。攻堅則瑕者堅。乘瑕則堅者瑕。故堅其堅者。瑕其瑕者。屠牛坦朝解九牛。而刃可以莫鐵。則刃游

前行多く修まりし故なり、凡そ事は必ず前々より備ありて、始めて成功す (五) 小征とは、都邑に兵を用ふるをいふ、此の場合敵の情況は偏く之を知らざるべからず、一方丈の築墻も十人の聚會の如き小事も、必ず日に五たび之を問ひ、大征とて兵を四方に用ふるときは、廣汎にし、幾回も問ふ能はざるも、一日一問は必ず之を爲し、聰明の人に金財を與へて、其の情況を探らしむべし (六) 言ふは、溝壘を設けざるも、耳目の確なるある故に、敵を防ぐに足る (七) 兵卒を呼び斂めず (八) 必しも用ひざるに苟も兵を聚むるときは、衆人我が用を爲さず (九) 軍旅に幾迴と定度あるを妄りに度を越ゆれば、士卒困む (一〇) 難きを知りながら、妄りに進む

故に凡そ兵を用ふる者は、堅を攻むれば軔まり、(一)瑕に(二)乘ずれば神なり。(三)堅を攻むれば瑕者堅く、瑕に乘ずれば堅者瑕なり。故に其の(四)堅き者を堅しとし、其の瑕なる者を瑕とす。屠牛坦朝に九牛を解して、刃以て鐵に(五)莫るべきは、刃間に游べばなり。(六)故に天道行はれざれば、屈すれども從ふに足らず、人事荒亂(七)すれば、十を以て百を破り、器備行はれざれば、半を以て倍を撃つ。故に軍事の者は、(八)完城池に行かず、有道の者は、(九)君なきに行かず。故に其(一〇)の將に至らんとするを知るな

凡兵之所以先爭。聖人賢士。不爲愛尊爵。道術知能。不爲愛官職。巧伎勇力。不爲愛重祿。聰耳明目。不爲愛金財。故伯夷叔齊。非於死之日。而後有名也。其前行多修矣。武王非於甲子之朝。而後有勝也。其前政多善矣。故小

制分第二十九

短語三

凡そ兵の先づ爭ふ所以、聖人、賢士には爲に(一)尊爵を愛まず、(二)道術知能には、爲に(三)官職を愛せず、巧技勇力には、爲に重祿を愛せず、聰耳明目には、爲に金財を愛せず。故に(四)伯夷叔齊は、死の日に於て而る後に名あるにあらざるなり。其の前行多く修まる。武王は、甲子の朝に於て而る後に勝つあるにあらざるなり。其の前政多く善し。故に(五)小征は、千里偏く之を知る。築堵の牆も、十人の聚も、日に五たび之を問ふ。大征は偏く天下を知る。日に之を一問し、金財を散じ、聰明を用ふるなり。故に善く兵を用ふる者は、(六)溝壘なくして耳目あり。(七)兵呼傚せず。苟聚せず、妄行せず、強進せず。呼傚すれば、敵人戒む。(八)苟聚すれば、衆用ひず。(九)妄行すれば、羣卒困す。(一〇)強進すれば、鋭士挫す。

(一) 兵を用ふるに、第一爭ひ爲すべきことは、下に擧ること是なり　(二) 世の聖賢には、爵祿を惜まず之に與ふ　(三) 道術知能の人には、官職を惜まず、之に授く　(四) 伯夷叔齊の如きは、死の日に於て始めて名あるにあらず

不レ利者。以二其士一予レ人也。士不レ可レ用者。以二其將一予レ人也。將不レ知レ兵者。以二其主一予レ人也。主不レ積二務於兵一者。以二其國一予レ人也。故一器成。往夫具。而天下無二戰心一。二器成。驚夫具。而天下無二守城一。三器成游夫具。而天下無二聚衆一。所謂無二戰心一者。知二戰必不レ勝。故曰。無二戰心一。所レ謂無二守城一者。知二城必拔一。故曰。無二守城一。所レ謂無二聚衆一者。知二衆必散一。故曰。無二聚衆一。

は、其の主（一）を以て人に予ふるなり。（二）主の務を兵に積まざる者は、其の國を以て人に予ふるなり。故に（三）一器成り、往夫具りて、天下戰心なし。（四）二器成り、驚夫具りて、天下守城なし。（五）三器成り、游夫具りて、天下聚衆なしと。所謂（六）戰心なしとは、戰へば必ず勝たざるを知る。故に曰く、戰心なしと。所謂守城なしとは、（七）城必ず拔くを知る。故に曰く、守城なしと。所謂聚衆なしとは、衆必ず散ずるを知る。故に曰く、聚衆なしと。

（一）纂詁に云ふ・六論は遊論なり　（二）言ふは、專ら兵事を務むるに志すなり　（三）五兵の中、一器成り、勇往の夫具るときは、天下は我を畏れて、戰心なきに至る　（四）二器成り、敵國を驚かす勇士具れば、我に對しては守城も其の効なし　（五）三器成り、游説の士具るときは、天下聚衆なく、皆我に服從す。以上言ふは、敵に備へあるとなり　（六）此の段は前段の説明なり、敵に戰心なきは、戰ふとも我に勝つ能はざるを知る故なり　（七）守城なしとは、敵が城を守るとも、我が爲に必ず攻め拔かるゝを知る故なり

夢レ其數。不レ出二於計一。故計必先定。而兵出二於竟一。計未レ定。而兵出二於竟一。則戰レ之自敗。攻レ之自毀者也。得レ衆而不レ得二其心一。則與二獨行者一同レ實。兵不二完利一。與二無レ操者一同レ實。甲不二堅密一。與二倮者一同レ實。弩不レ可三以及二レ遠。與二短兵一同レ實。射而不レ能レ中。與二無レ矢者一同レ實。中而不レ能レ入。與二無レ鏃者一同レ實。將二徒人一。與二倮者一同レ實。短兵待二遠矢一。與二坐而待一レ死者同レ實。

を同じくす。

(一)三たび兵を聚めて敵を驚かすこと、此の費は恰も一たび敵國に至る費用と相當す　(二)三たび其の地に至るの費用は、一軍を屯駐するの費用と同じ　(三)三屯軍の費は、一戰の費用と同じ　(四)一年の屯軍に十年の蓄積罷く　(五)功は累代蓄積する所の業なり　(六)言ふは、敵に勝つにあらずして、自分に勝つなり　(七)言ふは、自分で自分の城を拔くものなり　(八)征伐する所は小にして、正す所は大なり　(九)吉日を用ひ吉夢を思ひ考へて、兵卒の心を統一する等、其の術數を用ふること、皆謀計の爲めなり　(一〇)衆人ありとも、其の心を我に得るにあらざれば、獨行者に同じ　(一一)兵器完利ならざれば、兵を操らざる者と同じ　(一二)倮は裸(はだか)なり　(一三)弩が遠きに及ぶ能はざれば、短き兵器と同じ　(一四)鏃(やじり)なり　(一五)徒人とは、教鍊せざる者なり、此の如き者を戰役に用ふるは、身に兵甲なき者を使ふと同じ

故凡兵有二大論一。必先論二其器一。論二其士一。論二其將一。論二其主一。故曰。器濫惡

故に凡そ兵は大論(二)あり。必ず先づ其の器を論じ、其の士を論じ、其の將を論じ、其の主を論ず。故に曰く、器濫惡にして利ならざる者は、其の士を以て人に予ふるなり。士用ふべからざる者は、其の將を以て人に予ふるなり。將兵を知らざる者

故凡用兵之計。三驚當一至。三至當一軍。三軍當一戰。故一期之師。十年之蓄積殫。一戰之費。累代之功盡。今交刃接兵。而後利之。則戰之自勝者也。攻城圍邑。主人易子而食之。析骸而爨之。則攻之自拔者也。是以聖人。小征而大匡。不失天時。不空地利。用日維

故に凡そ兵を用ふるの計、三驚(一)は一至に當り、三至(二)は一軍に當り、三軍(三)は一戰に當る。故に一期(四)の師に十年の蓄積殫き、一戰の費に累代(五)の功盡く。今刃を交へ兵を接して、而る後に之を利するは、之に戰ひて自ら(六)に勝つ者なり。城を攻め邑を圍み、主人子を易へて之を食ひ、骸を析して之を爨くは、之を攻めて自ら拔く(七)者なり。是を以て聖人は、小征(八)して大匡し、天時を失はず、地利を空くせず、日を用ひ(九)、夢を維ひ、其の數、計より出でず。故に計必ず先づ定りて、兵竟より出づ。計未だ定らずして、兵、竟より出づれば、之と戰ひて自ら敗り、之を攻めて自ら毀つ者なり。衆(一〇)を得て其の心を得ざれば、獨り行く者と實を同くす。兵完利ならざれば、操るなき者と實を同じくす。甲堅密(一一)ならざれば、倭者(一二)と實を同じくす。弩(一三)遠きに及ぶべからざれば、短兵と實を同じくす。射て中る能はざれば、矢なき者と實を同じくす。中りて入る能はざれば、鏃(一四)なき者と實を同じくす。徒(一五)人を將ゐるは、倭者と實を同じくす。短兵遠矢を待つは、坐して死を待つ者と實

正者不安。上失有罪。則行邪者不變道。正者不安。則才能之人去亡。行邪者不變。則羣臣朋黨。才能之人去亡。則宜有外難。羣臣朋黨。則宜有內亂。故曰。猛殺者伐。懦弱者殺也。君之所以卑尊。國之所以安危者。莫要於兵。故誅暴國。必以兵。禁辟民。必以刑。然則兵者外以誅暴。內以禁邪。故兵者。尊主安國之經也。不可廢也。若夫世主則不然。外不以兵。而欲誅暴。則地必虧矣。內不以刑。而欲禁邪。則國必亂矣。

なし。故に暴國を誅するに必ず兵を以てし、辟民(一〇)を禁ずるに必ず刑を以てす。然らば則ち兵なる者は、外以て暴を誅し、内以て邪を禁ず。故に兵なる者は、主を尊び國を安ずるの經(一一)なり。廢すべからざるなり。若し夫れ世主(一二)は然らず。外兵を以てせずして暴を誅せんと欲すれば、地必ず虧く。内刑を以てせずして邪を禁ぜんと欲すれば、國必ず亂る。

(一)伐は、他國より伐たるゝなり (二)內亂にて殺さるゝなり (三)罪ある者にも憚りて、手を出し得ざるをいふ (四)猛殺、懦弱、二者倶に宜きを失ふ (五)有罪なり (六)道は由なり、正き道を守る者、反て安心せず (七)邪を行ふ者は、正に反らず (八)才能ある者、去りて他國に使用せらるる故に外難あり (九)國の君が卑くして威なく、又尊くして威あること、國の安危する所以は、兵の彊弱何如に在り、故に兵より肝要なるなしといふ (一〇)邪辟の民なり (一一)經は法なり (一二)然るに今世の主は、往々此の理に從はず、外に向ひて兵を用ひずして、暴を誅せんとするあらば、土地は必ず削られ、又內に於ては刑を以てせずして、邪を禁ぜんとせば、反抗せられて、必ず殺さるゝに至る

凡便辟左右、不能議諂敗人主之任也。論功勞、行賞罰、不敢蔽賢有私、行用貨財、供給軍之求索、使百吏肅敬、不敢解怠行邪、以待君之令、相室之任也。繕器械、選練士、爲教服、連什伍、偏知天下、審御機數、此兵主之事也。

參患第二十八　　短語二

凡人主者、猛毅則伐、懦弱則殺、猛毅者何也、輕誅殺人之謂猛毅。懦弱者何也。重誅殺人之謂懦弱。此皆有失彼此。凡輕誅者殺不辜、而重誅者失有辠。故上殺不辜、則道

凡そ人主なる者は、猛毅なれば伐たれ(一)、懦弱なれば殺さる(二)。猛毅とは何ぞや。人を誅殺するを輕ずる、之を猛毅と謂ふ。懦弱とは何ぞや。人を誅殺するを(三)重ずる、之を懦弱と謂ふ。此れ皆(四)彼此を失ふあり。凡そ誅を輕ずる者は不辜を殺し、誅を重ずる者は(五)有辠を失ふ。故に上不辜を殺せば、(六)正に道る者安からず。上有罪を失へば、(七)邪を行ふ者變ぜず。正に道る者安らざれば、才能の人去亡し、邪を行ふ者變ぜざれば、羣臣朋黨す。才能の人去亡すれば、宜しく(八)外難あるべく、羣臣朋黨すれば、宜しく内亂あるべし。故に曰く、猛毅なる者は伐たれ、懦弱なる者は殺さると。(九)君の卑尊なる所以、國の安危する所以の者は、兵より要なるは

盡藏之。然後可以行軍。襲邑。擧錯知先後。不失利。此地圖之常也。人之衆寡。士之精麤。器之功苦。盡知之。此乃知形者也。知形。不如知能。知能。不如知意。故主兵必參具者也。主明。相知。將能。之謂參具。故將出令發士。期有日數矣。宿定所征伐之國。使羣臣大夫父

兵は必ず參具する者なり。主明(一三)、相知、將能之を參具と謂ふ。故に將令を出して士を發し、期日數あり(一四)。宿づ(一五)征伐する所の國を定め、羣臣、大夫、父兄、便辟(一六)、左右をして、成敗(一七)を議する能はざらしむるは、人主の任なり。功勞を論じ、賞罰を行ふに、敢て賢を蔽ひ、私あらず。貨財(一八)を行用し、軍の求索に供給し、百吏をして肅敬し、敢て解怠し、邪を行はざらしめ、以て君の令を待つは、相室(一九)の任なり。器械を繕ひ、練士を選び、教服を篤し(二〇)、什伍(二一)を連ね、偏く(二二)天下を知り、審(二三)に機數を御するは、此れ兵主の事なり。

(一)將なり　(二)轘轅は地名　(三)蠡車は川名　(四)大谷なり、其の名天下の通知するもの　(五)經川は大川にして、海に達するもの　(六)困殖の地と、物の能く生殖する地　(七)地形の出入錯綜したる所を悉く心の内に承知す　(八)着手するの先後を知り得るなり　(九)士は兵士なり、兵士の練不練なり　(一〇)功は精なり、苦は精ならざるなり　(一一)材能の何如を知るなり　(一二)兵を主る者は、參具を知らざるべからず　(一三)主君の聰明宰相の知慮、將軍の本能を參具といふ　(一四)必ず日數を期定す　(一五)宿は先なり　(一六)便辟は近侍の者をいふ、辟は嬖に同じ　(一七)事の成敗は、人主獨り其の心に斷定し、各人をして議せしめず　(一八)貨財を運用して、國富を增し、軍の求めに給し、乏からしめず　(一九)相室は宰相なり　(二〇)尹知章云ふ、教令を設け、士をして服習せしむ　(二一)卒伍を連結す　(二二)偏く天下の形能意を知る　(二三)機變術數を使用するは將の事なり

吏而立二公子無虧一。故公死七日不レ斂。九月不レ葬。孝公奔レ宋。宋襄公率二諸侯一以伐レ齊。戰二于甗一。大敗二齊師一。殺二公子無虧一。立二孝公一而還。襄公立。十三年。桓公立。四十二年。

凡兵主者。必先審二知地圖一。轘轅之險。濫車之水。名山通谷。經川陵陸。丘阜之所レ在。苴草林木蒲葦之所レ茂。道里之遠近。城郭之大小。名邑廢邑。困殖之地。必盡知レ之。地形之出入相錯者。

地圖第二十七　　短語一

語る所短し、因りて短語と名く。君臣以下其の篇長し。仍短語と名くる者は、衆短語を聚めて一長篇となしたるにて、其の短語たるを妨げざればなり。

凡そ兵主(一)なる者は、必ず先づ地圖を審知し、轘轅(二)の險、濫車(三)の水、名山通谷(四)、經川陵陸(五)、丘阜の在る所、苴草林木蒲葦の茂る所、道里の遠近城郭の大小、名邑廢邑困殖(六)の地、必ず盡く之を知り、地形(七)の出入相錯る者、盡く之を藏し、然る後に軍を行り、邑を襲ひ、擧錯(八)先後を知り、利を失はざるべし。此れ地圖の常なり。人の衆寡、士の精麤(九)、器の功苦(一〇)、盡く之を知る。此れ乃ち形を知る者なり。形を知るは、能(一一)を知るに如かず。能を知るは、意を知るに如かず。故に主(一二)

子開方。去二其千乘之太子一而臣二事君一。是所レ願三也得二於君一者。是將レ欲レ過二其千乘一也。君必去レ之。桓公曰。諾。管子遂卒。卒十月。隰朋亦卒。桓公。去二易牙。豎刁。衞公子開方一。五味不レ至。於レ是乎復反二易牙一。宮中亂。復反二豎刁一。利言卑辭不レ在レ側。復反二衞公子開方一。桓公內不レ量レ力。外不レ量レ交。而力二伐四鄰一。公薨。六子皆求レ立。易牙與二衞公子一。內與二豎刁一。因共殺二羣

を去れと。桓公曰く、諾と。管子遂に卒す。卒して十月、隰朋亦卒す。桓公は易牙、豎刁、衞の公子開方を去る。五味至らず。(二)是に於いてか復易牙を反す。宮中亂る、(三)復豎刁を反す。利言卑辭側にあらず。(四)復衞の公子開方を反す。桓公は內力を量らず、外交を量らずして、四鄰を力伐す。公薨じ、六子皆立つことを求む。易牙、(五)衞の公子と內の豎刁と、因りて共に羣吏を殺して、公子無虧を立つ。故に公死する、七日斂(六)せず九月葬らず。孝公宋に犇る。宋の襄公、諸侯を率ゐて齊を伐ち、甗に戰ひ、大に齊の師を敗り、公子無虧を殺し、孝公を立てて還る。襄公立つ、十三年。桓公立つて四十二年なり。

(一) 衞に居れば、千乘の太子たるを之を去てゝ君に事ふるは、齊國の君位を欲するなりと (二) 食の調理に事を缺きたる故に、復た易牙を召し反せり (三) 宮內の取締成らず、故に復た豎刁を召し反せり (四) 利口の言、卑諛の辭の我を悅ばすものなし、故に復公子開方を召し反 り (五) 易牙が衞の公子と共謀し、又宮中は豎刁に因りて群吏を殺し、無虧を立つ (六) 斂は棺に入るゝなり

之則亂。自此始矣。桓公曰。諾。管仲又言曰。東郭有狗嘊嘊。且暮欲齧我猳而不使也。今夫易牙子之不能愛。將安能愛君。君必去之。公曰。諾。管子又言曰。北郭有狗嘊嘊且暮欲齧我猳。而不使也。今夫豎刁。其身之不愛。焉能愛君。君必去之。公曰。諾。

諾と。管子又言ひて曰く、北郭に狗あり。(七)嘊嘊旦暮に我猳を齧まんと欲す、而も使めざるなり。今夫れ豎刁は、其の身を愛せず。(八)焉ぞ能く君を愛せん。君必ず之を去れと。公曰く、諾と。

(一) 江黃の二小國は、楚に近ければ早く楚に歸し、其の助力を得しむるに如かずと。寄せるとは委託するの意なり (二) 私せんとは、伐ち亡ぼして其の地を有するなり (三) 嘊嘊は、犬の齧まんとする貌なり (四) 猳は牝豕、愚にして力なし、犬は易牙に、猳は諸公子に喩ふ (五) 言ふは、己れある故に易牙を制し、惡を爲さしめず、己れは管仲なり (六) 桓公人肉を欲す、易牙其の子を殺し、其の肉を桓公に進む (七) 前段の意に同じ (八) 桓公、後宮の治まらざるを憂へしに、豎刁は後宮に入り、之を監督せん爲め、自ら勢を割して後宮に入る、此れ身を愛せざるなり

管子又言曰。西郭有狗嘊嘊且暮欲齧我猳。而不使也。今夫衛公

管子又言ひて曰く、西郭に狗あり、嘊嘊旦暮に我が猳を齧まんと欲す、而も使めざるなり。今夫れ衛の公子開方は、其の千乗の太子を去りて、君に臣事す。君に得るを願ふ所の者、是れ將に其の千乗に過ぐるを欲せんとするなり。君必ず之

人也好直。而不能以國諝。賓胥無之爲人也。好善。而不能以國諝。寗戚之爲人。能事。而不能以足息。孫在之爲人善言。而不能以信默。臣聞之。消息盈虛。與百姓諝信。然後能以國寧。勿已者。朋其可乎。朋之爲人也。動必量力。擧必量技。言終。喟然而歎曰。天之生朋。以爲夷吾舌也。其身死。舌焉得生哉。

(一) 諝は情なり、古は多くは諝情同意に用ふ、言ふは、君は情に於て徒に驚くのみか、宜く心靜に考慮すべしとなり (二) 言論を靜くするなり (三) 言ふは、此の四子には孰れ一人其の上に加ふる者ありや、恐くは無かるべし (四) 此のすぐれたる四子を臣とするに、國を寧からしむる能はざるは何如 (五) 直を好み、國事に就きて時宜に隨ひ諝にする能はず (六) 足るを知りて、止息する能はず (七) 其の言ふ所信ぜらるるも自默止する能はず、反て人の嫌惡を受くるに至る (八) 朋も亦己れに隨つて早く亡し、吾に久しからざるを言ふ

管仲曰。夫江黄之國。近於楚。爲臣死乎。君必歸之楚。而寄之。君不歸。楚必私之。私之而不救也。則不可。救

管仲曰く、夫れ江黄(一)の國は楚に近し。臣死するとせんか、君必ず之を楚に歸して之を寄せよ。君歸さずば、楚必ず之を私(二)せん。之を私して救はずば、不可なり。之を救はば亂此れより始まらんと。桓公曰く、諾と、管仲又言ひて曰く、東郭に狗あり、嘊嘊(三)旦暮に我が猳(四)を齧まんと欲す、而も使(五)めざるなり。今夫れ易(六)牙は子を愛する能はず、將た安ぞ君を能く愛せん。君必ず之を去れと。公曰く、

公又問曰。不幸而失仲父也。二三大夫者。其猶能以國寧乎。管仲對曰。君請矍已乎。鮑叔牙之爲人也。好直。賓胥無之爲人也。好善。甯戚之爲人也。能事。孫在之爲人也。善言。公曰。此四子者。其孰能一人之上也。寡人幷而臣之。則其不以國寧。何也。對曰鮑叔之爲

公又問ひて曰く、不幸にして仲父を失はば、二三大夫は其れ猶、能く國を以て寧ずるかと。管仲對へて曰く、君の請矍くのみか。鮑叔牙の人と爲りや、直を好み、賓胥無の人と爲りや、善を好み、甯戚の人と爲りや、事を能くし、孫在の人と爲りや、言を善くすと。公曰く、此の四子は、其れ孰れか能く一人の上なるか。寡人幷せて之を臣とするに、國を以て寧からずとするは何ぞやと。對へて曰く、鮑叔の人と爲りや、直を好むも、國を以て詘する能はず。賓胥無の人と爲りや、善を好むも、國を以て詘する能はず。甯戚の人と爲りや、事を能くするや、足を以て息する能はず。孫在の人と爲りや、言を善くするも、信を以て默する能はず。臣之を聞く、消息盈虛、百姓と詘信す、然る後に能く國を以て寧ず。已むなくば、朋其れ可ならんか。朋の人と爲りや、動けば必ず力を量り、擧ぐれば必ず技を量ると。言終り喟然として嘆じて曰く、天の朋を生ずる、以て夷吾の舌となすなり。其の身死し、舌焉んぞ生くるを得んやと。

聽レ之。以レ德予レ人者。謂二之仁一。以レ財予レ人者。謂二之良一。以レ善勝レ人者。未レ有二能服レ人者一也。以レ善養レ人者。未レ有二不レ服レ人者一也。於レ國有レ所レ不レ知レ政。於レ家有レ所レ不レ知レ事。必隰朋乎。且朋之爲レ人也。居二其家一不レ忘二公門一。居二公門一。不レ忘二其家一。事レ君不レ二二其心一。亦不レ忘二其身一。擧二齊國之幣一。握二路家五十室一。其人不レ知也。大仁也哉。其朋乎。

る者あらざるなり。(三)善を以て人を養ふ者は未だ人を服せざる者あらず。國に於いて(四)政を知らざる所あり、家に於いて事を知らざる所あるは、必れ隰朋か。且朋の人と爲りや、其の(五)家に居りて公門を忘れず、公門に居りて其の家を忘れず、君に事へて其の心を二にせず。亦其の身を忘れず。(六)齊國の幣を擧げ、路家五十室を握するに、其の人知らざるなり。大仁なるかな、其れ朋かと。

(一) 前哲の言行を記誦して、我德行を修む (二) 善を以て人に勝つとは、其の善を衒ふものなり、故に人亦我に勝たんとし、我に服せず (三) 善を以て人を養ふとは、務めて其の德を崇くし、人をして自然と我に服せしむるなり (四) 國政にも、家事にも知らざる所ありとは、苛察の行なきこと、寛大にして他人の過失等を宥恕するの量あるをいふ (五) 公私ともに、心に留むるなり、家と身とを忘れざるは情の厚きもの、此れを以て君に事ふれば、必ず忠なり (六) 又齊國の貨幣を以て、民家の屋敗れたるもの五十軒を葺盡(やねをふく)し、其の家人をして、孰れがせしかを知らしめず、路家は貧家にして、屋の破れたるをいふ

管仲寢レ疾。桓公往問レ之。曰。仲父之疾甚矣。若不レ可レ諱也。不幸而不レ起二此疾一。彼政。我將二安移一レ之。管仲未レ對。桓公曰。鮑叔之爲レ人何如。管仲對曰。鮑叔君子也。千乘之國。不下以二其道一予上レ之。不レ受也。雖レ然不レ可二以爲一レ政。其爲レ人也。好レ善而惡レ惡已甚。見二一惡一。終身不レ忘。

管仲疾に寢ぬ。桓公往きて之を問ふ。曰く、仲父の疾甚し。若し諱むべから(一)ざるや、不幸にして此の疾に起たずんば、彼の政(二)、我れ將に安くに之を移さんとせんと。管仲未だ對へず。桓公曰く、鮑叔の人と爲りは何如と。管仲對へて曰く、鮑叔は君子なり。千乘の國も、其の道を以て之を予へざれば受けざるなり。然りと雖も、以て政を爲さしむ(三)べからず。其の人と爲りや、善を好みて惡を惡むこと甚し。一惡を見れば、終身忘れずと。

(一) 死は、人の諱み嫌ふ所なり、故に諱むべからずとは、死せんとするをいふ　(二) 言ふは、仲父に委せし政事を誰に移さば可ならんとなり　(三) 政事を預るには、不適當なり

桓公曰。然則孰可。管仲對曰。隰朋可。朋之爲レ人。好二上識一而下問。臣

桓公曰く、然らば則ち孰か可ならんと。管仲對へて曰く、隰朋可なり。朋の人と爲り、上識(一)を好みて下問す。臣之を聽く、德を以て人に予ふる者、之を仁と謂ひ、財を以て人に予ふる者、之を良と謂ふと。(二)善を以て人に勝つ者は、未だ能く人を服す

召二中婦諸子一曰。女焉聞二吾有一レ行也。對曰。妾人聞レ之。君外舍而不二鼎饋一。非レ有二內憂一。必有二外患一。今君外舍而不二鼎饋一。君非レ有二內憂一也。妾是以知二君之將一レ有レ行也。公曰。善。此非二吾所一レ與レ女及一也。而言乃至焉。吾是以語レ女。吾欲レ致二諸侯一。而不レ至。爲レ之奈何。中婦諸子曰。自三妾之身。不二爲レ人持接一也。未三嘗得二人之布織一也。意者更容レ不レ審邪。明日。管仲朝。公告レ之。管仲曰。此聖人之言也。君必行也。

と。公曰く、善し。此れ吾が女と及ぶ所にあらざるなり。而るに言乃ち至る、吾れ是を以て女に語げん。(七)吾れ諸侯を致さんと欲して至らず、之を爲す奈何と。中婦諸子曰く、妾の身、人の爲めに持接せざりしより、(八)未だ嘗て人の布織を得ざるなり。意ふに更に審かならざるべきかと。明日管仲朝す。公之を告ぐ。管仲曰く、此れ聖人の言なり。(九)君必ず行へと。

(一) 外舍に宿して、內寢に居らざるなり (二) 鼎を以て食物を饋(おくる)らず、盛饌を用ひざるなり (三) 婦人の宮中を監督する者、宮人は宮女なり (四) 言ふは、何人が吾の行くあらんとするを告げたるとなり (五) 言ふは汝は何れより吾が行くことあるを聞きしかとなり (六) 人は久の誤なり (七) 言ふは、此の事は吾が汝と謀るに及ぶべきことならずと思ひしも、今汝の言此に至れば、吾れ汝に其の由を語げんと (八) 言ふは、宮中に居る故に出でて人と相持して接對したることなく、隨つて外人の布織を得ず、されば外間の事に暗けれども、私に意ふに、君は未だ諸侯を致すの道を審にせざる所あるならんと (九) 言婦人の口より出づるも、聖人の言も、此の如きに過ぎず

而後繫。謂幾而不正。市正而不布。山林梁澤。以時禁發而不正也。草封澤鹽者之歸之也。譬若市人。三年教人。四年選賢。以爲長。五年始興車踐乘。遂南伐楚。門傅施城。北伐山戎。出冬葱與戎菽。布之天下。果三匡天子。而九合諸侯。

臣等に下問あり、臣等其れに導かれて、一言したるなれば、君より教へられたるものなり（六）馬體に、諂らずして爲したること、遇毀老著（としとりてほける）の三者を考へ、然る後、罪を斷ず、罪は敢にして斷なり（七）正は征、收税なり（八）多少を考量して收税し、少きものは之を免ずる等、留め取らざるなり（九）時宜を以て、開放し又は禁示す、發は開放なり（一〇）草封は、草を刈る者、草を刈取りて積むこと土封の如し　澤鹽は、鹽を澤中に煮る者、此の如き人々は、喜びて我が封内に歸すとなり（一一）車は軍の誤なり（一二）踐は徙なるべし、市乘を修經するなり（一三）門は、城門を攻むるなり、施は攴詁に、於て誤とあり（一四）子は下の誤、三は一の誤なり

桓公外舍。而不鼎饋。中婦諸子。謂宮人。盍不出從乎。君將有行。宮人皆出從。公怒曰。孰謂我有行者。宮人曰。賤妾聞之中婦諸子。公

桓公外舍して鼎饋せず。中婦諸子宮人に謂ふ、盍ぞ出で從はざるや。君將に行くあらんとすと。宮人皆出で從ふ。公怒りて曰く、孰か我が行くあらんと謂ふ者ぞと。宮人曰く、賤妾之を中婦諸子に聞くと。公は中婦諸子を召して曰く、女焉にか吾が行くあるを聞くやと。對へて曰く、妾人く之を聞く、君外舍して鼎饋せざるは、內憂あるにあらずんば、必ず外患ありと。今君外舍して鼎饋せざるは、君內憂あるにあらざるなり。妾は是を以て君の將に行くあらんと欲するを知るなり

公輟射。援綏而乘。自御。管仲爲左。隰朋參乘。朔月三日。進二子於里官。再拜頓首曰。孤之聞二子之言也。耳加聽。而視加明。於孤。不敢獨聽之。薦之先祖。管仲。隰朋。再拜頓首曰。如君之王也。此非臣之言也。君之教也。於是管仲。與管公盟誓。爲令曰。老弱勿刑。參宥

公、射を輟め、綏を援りて(一)乘じ、自ら御し、管仲左となり(二)、隰朋參乘す(三)。朔三日に、二子を里官に進め、再拜頓首して曰く、孤の二子の言を聞くや、耳は聽を加へて、視は明を加ふ。孤に於いて、敢て獨り之を聽かずして、之を先祖に薦め(四)んと。管仲、隰朋再拜頓首して曰く、君の如きは、之れ王たらん(五)、此れ臣の言にあらざるなり。君の敎なりと。是に於いて管仲、桓公と盟誓し、令をなして曰く、老弱は刑するなかれ(六)。參宥して而る後に弊せよ。關幾て(七)正せず(八)、市正して布せず、山林梁澤は時を以て禁發(九)して、正せざるなり(一〇)。草封澤鹽者の之に歸するや、譬へば市人の若し。三年人を敎へ、四年賢を選びて長となし、五年始めて車(一一)を興し乘を踐し(一二)、遂に南楚を伐ち(一三)、門して施城に傅る。北山戎を伐ち、冬葱と戎菽とを出し、之を天下に布き、果して(一四)天子を三匡して、諸侯を九合せり。

(一) 綏は車の(たづな)なり (二) 左となり云々、長者を敬するなり (三) 纂詁に云ふ、朔は齊、里官は寢宮、桓公の父釐公の廟とあり (四) 其の言尊ぶべき故に、獨り聽かず、祖先にも進めんとなり (五) 先きに君鴻鵠に感じて

不レ對乎。管仲對曰。今夫人患レ勞。而上使不レ時。人患レ飢。而上重斂焉。人患レ死。而上急レ刑焉。如レ此。而又近二有色一。而遠二有德一。雖下鴻鵠之有レ翼。濟二大水一之有中舟楫上也。其將レ若二君何一。桓公蹴然逡巡。管仲曰。昔先王之理レ人也。蓋人有レ患レ勞。而上使レ之以レ時。則人不レ患レ勞也。人患レ飢。而上薄斂焉。則人不レ患レ飢矣。人患レ死。而上寬レ刑焉。則人不レ患レ死矣。如レ此而近二有德一而遠二有色一。四封之內。視レ君其猶二父母一邪。四方之外。歸レ君。其猶二流水一乎。

上刑を寬くすれば、人死を患へず。此の如くにして有德を近け、有色を遠くれば、(二二)四封の內、君を視ること其れ猶父母のごときか。(二三)四方の外、君に歸すること、其れ猶流水のごときかと。

（一）廛は、尹知章云ふ、米粟を盛る所以のもの、禽鳥多く集る故に此に在りて弋すと。弋は（いぐるみ）矢に繳を附け、射たる鳥類をくるむものなり　（二）（ゆがけ）射るとき、手にはむるものなり　（三）鴻鵠は、左右の羽翼ありて、南北に翺翔（かける）し、意を天下に遂ぐ　（四）孤は、諸侯自稱する辭なり。言ふは、今我の意を天下に得ざるは、皆孤を左右する二子の罪ばかりならず、孤も亦罪あるなりと。其の意は、二子の如き、羽翼ありながら、孤の志を天下に得ざるは何如と、反詰せしなり　（五）斂は收稅なり　（六）女色なり　（七）君の非行此の如くならば、羽翼あるも、君を何如ともする能はずと　（八）容を正しく改むるなり　（九）却退するなり　（一〇）租稅を輕くするなり　（一一）封內の人民が、君を視ること、父母のごときなり　（一二）四方の外とは、封外卽ち他諸侯の地をいふ。言ふは、他國の人民までも、我に歸するに至るとなり

聞二一言一以貫二萬物一。謂二之知一レ道。多言而不レ當。不レ如二其寡一也。博學而不二自反一。必有レ邪。孝悌者仁之祖也。忠信者。交之慶也。內不レ考二孝弟一。外不レ正二忠信一。澤二其四經一。而誦學者。是亡二其身一者也。

桓公。明日弋在レ廩。管仲隰朋朝。公望二二子一。弛レ弓脫レ釬而迎レ之。曰。今夫鴻鵠。春北而秋南。而不レ失二其時一。夫唯有二羽翼一。以通二其意於天下一。今孤之不レ得二意於天下一。非二二子之憂一也。桓公再言。二子不レ對。桓公曰。孤既言矣。二子何

桓公、明日弋して廩に在り（一）。管仲・隰朋朝す。公二子を望み、弓を弛べ、（二）釬を脫して之を迎へて曰く、今夫れ鴻鵠、春北して秋南し、其の時を失はず。夫れ唯（三）羽翼ありて、其の意を天下に通ずるか。今（四）孤の意を天下に得ざるは、皆二子の憂にあらざるかと。桓公再言するも、二子對へず。桓公曰く、孤既に言へり。二子何ぞ對へざるやと。管仲對へて曰く、今夫れ人勞を患ひて、上の使ふこと時ならず、人飢を患ひて、上重く斂し（五）、人死を患ひて、上刑を急にす。此の如くにして又（六）有色を近け、有德を遠く、鴻鵠の翼あり、大水を濟るの舟楫ありと雖も、其れ將に君を若何（七）せんとせんと。桓公蹵然（八）として逡遁（九）す。管仲曰く、昔先王の人を理むるや、蓋し人勞を患ふるありて、上之を使ふに時を以てすれば、人勞を患へざるなり。人飢を患ひて、上薄く（一〇）斂すれば、人飢を患へず。人死を患ひて、

中而無誇意。南面聽天下。而無驕色。如此而後可以爲天下王。所以謂德者。不動而疾。不相告而知。不爲而成。不召而至。是德也。故天不動。四時云下。而萬物化。君不動。政令陳下。而萬功成。心不動。使四肢耳目。而萬物情。寡交多親。謂之知人。寡事成功。謂之知用。

に天は動かずして四時下に云ぐり(一〇)、萬物化し、君は動かずして政令下に陳して、萬功成り、心動かずして四肢耳目を使ひて、萬物情あり(一一)。交寡くして親多き、之を人を知ると謂ひ、事寡くして功を成す、之を用を知ると謂ひ、一言を聞きて萬物を貫く、之を道を知ると謂ふ。多言して當らざるは、其の寡に如かざるなり。博學して自ら反せざるは、必ず邪あり(一二)。孝悌は仁の祖なり。忠信は交の慶なり(一三)。內孝弟を考さず(一四)、外忠信を正さざる(一五)は、其の四經(一六)に澤して、誦學する者も、是れ其の身を亡す者なり。

(一) 物とは、爵位財寶等をいふ (二) 身に當るは、身に任ずるなり (三) 爵位もなく、庶民の中にありても、失意を感ぜず (四) 天子の位に在りても、別に驕る氣色なし (五) 德とは何如なるものと、其の義を說明するなり (六) 身を動かさずして、疾く遠きに傳はるなり (七) 人の相告げ知らすを俟たずして、天下其の人の德あるを知る (八) 德ある者は、自然に事を成し得ること、天の物を生ずる如し (九) 人を召さざるも、人自ら來る (一〇) 云は運行するなり (一一) 萬物の情をして、各欲する所を得しむ (一二) 唯博學するのみにして、身に反して行ふ所を顧みざる者は、邪曲あるを免れず (一三) 友に交るに忠信を以てすれば、相互に益を得、故に慶すべきなり (一四) 考は成なり (一五) 正は修むるなり (一六) 若し孝悌忠信を缺けば、徒に詩書禮樂の四經書を誦習し、學問該博なるも、反つて其の身を亡するに至るなり

身。塗之畏者莫ㇾ如ㇾ口。期之遠者。莫ㇾ如ㇾ年。以二重任一。行二畏塗一。至二遠期一。唯君子乃能矣。桓公退。再二拜之一曰。夫子數以二此言者一教二寡人一。管仲對曰。滋味動靜。生之養也。好惡。喜怒。哀樂。生之變也。聰明當ㇾ物。生之德也。是故聖人。齊二滋味一而時二動靜一。御二正六氣之變一。禁二止聲色之淫一。邪行亡二乎體一。違言不ㇾ存ㇾ口。靜然定ㇾ生聖也。仁從ㇾ中出。義從ㇾ外作。仁故。不下以二天下一爲ㇾ利。義故。不下以二天下一爲ㇾ名。仁故。不ㇾ代ㇾ王。義故。七十而致ㇾ政。

するものなりと　（一一）順也　（一二）禍福榮辱、口よりして出づ、故に畏るべしと　（一三）滋味は以て内に供し、動は以て外を節す、生養ふ所以なりと　（一四）六情の動は、生が、其常を失ふよりおこるなり　（一五）事也　（一六）得也。即ち、聞見、事理の當を失はざるは、生の得る所なりと　（一七）多食せざる也　（一八）好惡喜怒哀樂なり　（一九）過也　（二〇）道に違ふの言　（二一）靜然恭默以て生の理を定むるは聖人なりと也　（二二）仁者は人を先にしておのれを後にするが故なり　（二三）義に合へば則ち進み、義に合はざれば則ち退く。故に天下を治むるを以ておのが名となさずと　（二四）道を以て之を輔け、敢へて其位に代らず

是故聖人。上ㇾ德而下ㇾ功。尊ㇾ道而賤ㇾ物。道德當ㇾ身。故不二以ㇾ物惑一。是故身在二草茅之

是の故に聖人は、德を上にして功を下にす。道を尊びて物を賤む。道德身に當る、(一)故に物を以て惑はず。是の故に身は草茅(三)の中に在るも惼意(二)なく、南面して(四)天下に聽くも驕色なし。(五)此の如くにして後に天下に王たるべし。德と謂ふ所以の者は、動(六)かずして疾く、(七)相告げずして知り、(八)爲さずして成し、(九)召さずして至る。是德なり。故

亡。從樂而不反者。謂之荒。先王有游夕之業於人。無荒亡之行於身。桓公退。再拜命曰。寶法也管仲復於桓公曰。無翼飛者聲也。無根而固者情也無方而富者生也公亦固情謹聲。以嚴尊生。此謂道之榮。桓公退。再拜。請若此言。管仲復於桓公曰。任之重者。莫若

はんと。管仲桓公に復して曰く、任の重き者は身に若くはなし。塗の畏るゝ者は口に如くはなし。期の遠き者は、年に如くはなし。重任を以て畏塗を行き、遠期に至る。唯君子は乃ち能くすと。桓公退き、之を再拜して曰く、夫子數此の言者を以て、寡人に教へよと。管仲對へて曰く、滋味(一三)・動靜は、生の養なり。好惡(一四)・喜怒・哀樂は生の變なり。聰明(一五)物に當るは、生の德(一六)なり。是の故に聖人は、滋味を齊へて(一七)動靜を時にし、六氣(一八)の變を御正し、聲色の淫(一九)を禁止し、邪行體に亡し、遺言(二〇)口に存せず、靜然(二一)生を定むるは聖なり。仁は、中より出で、義は、外より作る。(二二)仁なる故に、天下を以て利となさず、義なる故に、(二三)天下を以て名となさず。(二四)仁なる故に、王に代らず。義なる故に、七十にして政を致すと。

(一) 殺の誤、こしさ、殺伐するなきをいふ　(二) 公も亦、先王の游をなすのみと　(三) 業也、農事の本務に從らずば、常に之を厭棄すべしと　(四) 節を下る　(五) 教なり　(六) 君子の言(號比言、號令なり)を出して善なれば、千里の外之に應ず。これ翼なくして飛ぶなりと　(七) 恩情相結ぶ、民、死に至るも移らず。これ根なくして固きなり　(八) 有也、所有の義　(九) 嚴然として禮を正しうし以て生命を尊保せよと也　(一〇) これ皆道の榮華の外に發

桓公。將二東游一。問二於管仲一曰。我游猶二軸轉一レ斛。南至二瑯邪一。司馬曰。亦先王之游已。何謂也。管仲對曰。先王之游也。春出。原二農事之不一レ本者一。謂二之游一。秋出。補二人之不一レ足者一。謂二之夕一。夫師行而糧二食其民一者。謂二之

巻第十

戒第二十六

内言九

桓公、將に東游せんとす。管仲に問うて曰く、我が游は猶軸の斛(一)を轉ずるがごとし。南瑯邪に至るに、司馬曰く、(二)亦先王の游のみと。何の謂ぞやと。管仲對へて曰く、先王の游や、春出づるは、農事の本ならざる者を原ぬ、(三)之を游と謂ふ。秋出づるは、人の足らざる者を補ふ、之を夕と謂ふ。夫れ師行きて、其の民に糧食する者、之を亡と謂ふ。樂に従うて反らざる者、之を荒と謂ふ。先王游夕の人を業くるあるも、荒亡の身に行ふなし。桓公退き、(四)命を再拜(五)して曰く、寶法なりと。管仲は桓公に復して曰く、翼(六)なくして飛ぶ者は聲なり。(七)根なくして固き者は情なり。(八)方なくして富む者は生なり。公も亦情を固くし聲を謹みて、(九)嚴に生を尊べ。此れを道の榮と謂ふと。(一〇)桓公退き、再拜して、請ふ此の言に若(一一)

市一。征二於市一者。勿レ征二於關一。虛車勿レ索。徒負勿レ入。以來二遠人一。十六道同。身外事謹。則聽二其名一。視二其名一。視二其色一。是二其事一。稽二其德一。以觀二其外一。則無下敦二於權人一。以困中貌德上。國則不レ惑。行之職也。問二於邊吏一曰。小利害レ信。小怒傷レ義。邊信傷レ德。厚和二構四國一。以順二貌德一。后鄕二四極一。令二守法之官一。曰行レ度。必明レ失二經常一。

にて足し、人互に貿易するを得 〔七〕 言ふは、市の道を正くするときは、五穀熟せざる凶荒の歳あるも、民苛酷の心を生じ、亂を爲すに至らず 〔八〕 國內の地、各主とする所の者あり。其の位職異なるも、商人をして之を亂し、其の職を盡す能はざらしむべからず 〔九〕 言ふは、何れの地も宜きに隨ひ、物を蓄爲し、貨財を生ぜしめ、仇讐と雖も、亦親むべし、九は讎詁に、仇となす、之に從ふ 〔一〇〕 言ふは、他國の財、關より入る 〔一一〕 言ふは、道路の令を明にし、再三禁令を申告す 〔一二〕 物を載せざる車には、征税を索むべからず 〔一三〕 徒歩にて物を負ひ入るる者には征税を取らず 〔一四〕 尹知章云ふ、齊國十六道あり、皆関を置く。言ふは、十六道の關税一樣にするなり 〔一五〕 身外事謹むとは、我身の外、卽ち其の載せ來れる貨物は、謹みて法別に從ひたるもの、禁止の物にあらざるをいふなり 〔一六〕 其の載せ來れる貨物を調べたる上に、其の姓名を聽き、其の顏色を察するときは、始めて欺詐の人に厚く、醜貌惡行ある者を困むる如き過失を免るべく、關に入る者は皆正人にて、國人惑はざるべし。此くして始めて行人を掌る者、其の職を盡したりといふなり 〔一七〕 邊信は、偏信なり 〔一八〕 四鄰の諸侯に親む。鄕は嚮なり 〔一九〕 四極は、四方の邊疆、遠き國に向ひて惠を施す 〔二〇〕 邊疆の吏、常法を失ふ者は、必ず之を簡明して其の罪を正す

謀失第二十五亡　內言八

保國。城郭之險。外應四極。具取之地。而市者天地之財具也。而萬人之所和而利也。正是道也。民荒無苛。人盡地之職。一保其國。各主異位。毋使讒人亂。普而德營。九軍之親。關者諸侯之陬隧也。而外財之門戸也。萬人之道行也。明道以重告之。征於關者。勿征於

を異にするも、讒人をして亂れしむるなかれ。普くして德營し、(九)九軍之れ親む。關なる者は諸侯の陬隧なり、而して外財の門戸なり、(一〇)萬人の道行なり。(一一)明道以て之を重告し、關に征する者は、市に征するなく、市に征する者は、關に征するなかれ。(一二)虛車は索むるなかれ。(一三)徒負は入るなかれ。以て遠人を來し、十六道同じ。(一四)(一五)身外事謹めば、其の名を聽き、其の名を視、其の色を視、其の事を是とし、其の德を稽へ、以て其の外を觀れば、(一六)權人に敦くして、貌德を困するなく、國惑はず。行の職なり。邊吏に問うて曰く、小利は信を害し、小怒は義を傷り、邊信は(一七)德を傷る。厚く(一八)四國を和構して、貌德に順ひ、后に四極に鄉ひ、(一九)守法の官をして、日に度を行はしめ、必す(二〇)經常を失ふを明にす。

(一) 制地とは、地を區畫するをいふ。卽ち城市、關塞、邊境等の制なり (二) 君は古の明君なり、地萬物を生じて人を養ふ。地此の德なければ、人生を遂げず。故に國を理むるの道は、地德を首とす (三) 地に高下あり。是れ君臣の禮、高地は下を覆ひ、下地は上を承く。是れ父子の親、倶に之を地に取る (四) 財物地より出て、人依りて生を遂ぐ。故に曰ふ、萬人を養育すと (五) 四方の求めに應ずるもの、又之を地より取る (六) 言ふは、天地の財は市

保ㇾ國。問。所三以敎ニ選人一者何事。問。執ニ官都一者。其位事幾何年矣。所ㇾ辟ニ草萊。有ㇾ益ニ於家邑一者。幾何矣。所三封表以益ニ人之生利一者。何物也。所ㇾ築城郭。修ㇾ墻閉絕。通ニ道阨闕一。深ニ防溝一。以益ニ人之地守一者。何所也。所ㇾ捕盜賊。除ニ人害一者。幾何矣。

制地。君曰。理ㇾ國之道。地德爲ㇾ首。君臣之禮。父子之親。覆ニ育萬人一。官府之藏。彊ㇾ兵

の所ぞ、捕ふる所の盗賊人害を除く者幾何ぞ。(九)

(一) 先後とは、舊註に、輔佐に同じとあり (二) 言ふは、兵事は危きものにて、時宜に依らず。又不義にして得るありとも、未だ福ならず (三) 人民を敎導し、又人を選ぶは、何如なる事を以てせば可ならんと問ふなり (四) 都邑に職事を務むる者は、何年任官するやとなり (五) 草野を開發して、卿大夫の采地及公邑の益となりしもの幾何あるか (六) 封表とは、或地域を限定することにて、人民に利すべき地を表標するなり (七) 言ふは、垣牆を修築して、旁徑を杜絕し、人を通ぜしめず (八) 言ふは、狹阨の處を開きて、僅に道を通じ、溝防溝を深くし、地を守るに益ある所は何れぞとなり (九) 言ふは、盜賊を捕へ人の害を除きしこと幾何ぞと。以上は官都邑に奉職するもの、功績何如を問ひ、之を黜陟せんとするなり

制地。(一)君曰く、國を理むるの道は、地德を首となす。(二)君臣の禮、父子の親、萬人を覆育す。(三)官府の藏、兵を彊くし國を保ち、城郭の險、外四極に應ず。(五)具に之を地に取る。市なる者は天地の財具なり。(六)而して萬人の和して利する所なり。是の道を正すや、(七)民荒も苛なく、人地の職を盡し、一に其の國を保す。各主とし位(八)

簡稽帥馬牛之肥瘠。其老而死者。皆舉之。其就山藪林澤。食薦者幾何。出入死生之會幾何。若夫城郭之厚薄。溝壑之深淺。門閭之尊卑。宜修而不修者。上必幾之。守備之伍。器物不失其具。淫雨。而各有處藏。

は、何を俟つやと督備するなり（八）又鄕師の輕車輂造修の具は、繕（つくろひ）置けるか（九）言ふは、工官たる者、材用に木を伐るに、春夏秋の三時に於てするなかれ。總べて群材は能く植して、器を造るは冬に於てすべし。材を伐り器を造るに、冬なれば堅牢なり（一〇）人に餘分の兵器を有する者あれば、之を督促して、國の兵器の列に陳せしめ、常法の如くす。舉は貢なり（一一）帥馬牛は、出軍に帥ゐる馬牛なり（一二）舉ぐとは、調査して、帳簿に書するなり（一三）薦は草なり。牧場の草を食ふ馬牛は幾何と數ふ（一四）尊卑は高卑なり（一五）言ふは、之を飭め速に修理せしむ。幾は譏なり（一六）伍は卒伍なり（一七）淫雨の時は、其れ處藏して、腐敗せしめざるを要す

問。兵官之吏。國之豪士。其急難足以先後者。幾何人。夫兵事者危物也。不時而勝。不義而得。未為福也。失謀而敗。國之危也。慎謀乃

問ふ、兵官の吏、國の豪士、其の急難（一一）に先後するに足る者幾何人。夫れ兵事なる者は危物（一二）なり。時ならずして勝ち、義ならずして得。未だ福となさざるなり。謀を失ひて敗るは、國の危なり。謀を慎めば、乃ち國を保つ。問ふ、人を敫選（一三）する所以の者は何事ぞ。問ふ、官都（一四）を執る者は、其の位事幾何年ぞ。（一五）闢く所の草萊、家邑に益ある者幾何ぞ。（一六）封表して人の生利を益する所の者は何物ぞ。築く所の城郭（一七）、牆を修め閉絶し、阨闕（一八）を通道し、防溝を深くし、人の地守を益する者は何れ

疏藏器。弓弩之張。衣夾鈇。鉤弦之造。戈戟之緊。其厲何若。其宜修而不修者。故何視。而造修之官。出器處器之具。宜起而未起者。何待。鄉師車輜造修之具。其繕何若。工尹伐材用。毋於三時。羣材乃植。而造器定冬。完良。備用必足。人有餘兵。詭陳之行。以慎國常。時

疏藏(一)・器(二)・弓弩の張(三)・衣夾鈇(四)、鉤弦の造、戈戟の緊(五)、其の厲(六)何若。其れ宜く修むべくして修めざる者は、故何を視る、而して(七)造修の官の、出器・處器の具宜しく起すべくして、未だ起さざる者は、何を待つか。鄉師車輜造修の具、其の繕(八)何若。工尹(九)材用を伐る、三時に於てするなかれ。羣材乃ち植して、器を造る冬に定む。完良にして備用必ず足る。人餘兵あれば、詭めて之を行に陳し、以て國常を愼ましむ。時に(一一)歸馬牛の肥瘠を簡稽(一〇)し、其の老いて死する者は、皆之を擧ぐ。其の山藪林澤に就き薦(一三)を食ふ者幾何。出入死生の會幾何。若し夫れ城郭の厚薄(一二)、溝壑の淺深、門閭の尊卑(一四)、宜しく修むべくして修めざる者は、上必ず之を幾す(一五)。守備の伍(一六)、器物、其の具を失はず(一七)、淫雨にして各處藏あり。

(一) 兵隊所用の器にして、藏めて鉄鑪の掛合に備ふるもの (二) 張とは、堅張のもの、張の強き弓弩なり (三) は、兩刃なり。衣は其の(さや)なり (四) 弓弦を挾くもの(ゆがけ)なり。造は藏めてあるもの (五) 緊は、舊註に緊の誤とす。緊は、戈戟の(さや)なり (六) 厲とは、磨礪(とぎ)なり。(磨ぎありて)用ふべきや何如となり (七) 言ふは、出器卽ち出軍の器、處器卽ち藏して禦備を保つ者は、造修の官に於て、宜しく興造すべきに、未だ造らざる

子之勝甲兵有行伍者。幾何人。問。男女有巧技能。利備用者幾何人。處女操工事者。幾何人。冗國所開口而食者。幾何人。問。一民有幾年之食也。問。兵車之計。幾何乘也。率家馬。輓家車者。幾何乘。處士修行。足以教人。可使帥眾莅百姓者。幾何人。士之急難可使者。幾何人。工之巧。出足以利軍伍。處可以修城郭。補守備者。幾何人。城粟軍糧。其可以行幾何年也。吏之急難可使者。幾何人。大夫疏器甲兵。兵車。旌旗。鼓鐃。帷幕。帥車之載。幾何乘。

は幾何人か。（九）工の巧にして、出でては軍伍を利するに足り、處りては城郭を修め、守備を補ふべき者は幾何人か。城粟軍糧、其れ以て幾何年を行ふべきか。吏の急難に使ふべき者は幾何人か。大夫の疏器（一〇）甲兵・兵車・旌旗（一一）・鼓鐃・帷幕・帥車（一二）の載、幾何乘か。

（一）人に粟米を貸して、別個に別證券を有する者。貸借人互に契券あるをいふ　（二）隱れたる利ありて、人の急用に供すべき地　（三）人の所爲にて、郷里の害となるものは何物ぞ　（四）軍人の列に在る者なり　（五）嫡子の外の二三男にして、甲兵の任に勝へ行伍にある者　（六）巧なる技術ありて、備用に利する者　（七）冗は（むだ）なり。無用の人、雖口を開きて食ふのみの者　（八）家馬を率きとは、直に馬あるをいふ。家車に馬を輓すとは、直に車あるをいふ。馬には幾匹といふべきを、總て乘といへり　（九）工匠の巧にして、軍伍の用に使ふべき者、軍陣に用ふべき工作にいふ　（一〇）纂詁に、飲食頓舍、用ふる所のものとあり　（一一）鐃は、小鉦なり　（一二）帥車の載とは、軍を出すに飾る車なり。載とは、此の車に載する帷幕等をいふ

夫㆒者。幾何人。外人來游。在㆓大夫之家㆒者。幾何人。鄕子弟。力ㇾ田爲㆓人率㆒者。幾何人。國子弟之無㆓上事㆒。衣食不ㇾ節。率㆓子弟㆒不ㇾ田。弋獵者幾何人。男女不㆓整齊㆒。亂㆓鄕子弟㆒者有乎。

問。人之貸㆓粟米㆒。有㆓別券㆒者。幾何家。問國之伏利。其可ㇾ應㆓人之急㆒者。幾何所也。人之所ㇾ害㆓於鄕里㆒者。何物也。問。士之有㆓田宅㆒。身在㆓陳列㆒者。幾何人。餘

問ふ、人の粟米(一)を貸し、別券ある者幾何家か。問ふ、國の伏利(二)、其の人の急に應ずべき者幾何所なるか。人の鄕里(三)に害する所の者、何物なるか。問ふ、士の田宅あり、身の陳列(四)に在る者幾何人か。餘子(五)の甲兵に勝へ、行伍ある者は幾何人か。問ふ、男女巧技能(六)あり、備用を利する者幾何人か。處女の工事を操る者幾何人か。(七)冗國口を開きて食ふ所の者幾何人か。問ふ、一民幾年の食あるか。問ふ、兵車の計は幾何乘か。家馬(八)を牽き、家車に輓する者は幾何乘か。處士の行を修め、人を敎ふるに足り、衆を師る百姓に從ましむべき者は幾何人か。士の急難使ふべき者

貸す者幾人あるかと。是れ其の大夫の私恩を以て、權威を擴大するを豫防するなり　(八)　他國人の大夫の家に在る者を問ふは、是れ又權威の擴大を防ぐなり　(九)　言ふは、他人の率先となり、鄕の利となる者　(一〇)　上の使令に供せざる者　(一一)　鄕の子弟を率ゐて、弋獵を事とする者　(一二)　男女の間禮なく、猥りなる者

則衆不ㇾ亂。行ニ此道一也。國有ニ常經一。人知ニ終始一。此霸王之術也。然後問ㇾ事。事先ニ大功一。政自ㇾ小始。

常法あり、衆人事の始終あるを知りて、妄擧することなし　(八)大功の者は、速に賞すべし。故に先づ之を問ふ　(九)政事上、利害の小なる者は、人或は之を忽にし、終に大害を生ずるに至る。故に先づ之を問ふ

問。死事之孤。其未ㇾ有ニ田宅一者有乎。問。少壯而未ㇾ勝ニ甲兵一者。幾何人。問。死事之寡。其餼廩何如。問。國之有ㇾ功。大者。何官之吏也。問。州之大夫也。何里之士也。今吏。亦何以明ㇾ之矣。問。刑論有ㇾ常。以行不ㇾ可ㇾ

問ふ、(一)死事の孤、其れ未だ田宅あらざる者あるか。問ふ、少壯にして未だ甲兵に勝へざる者、幾何人か。問ふ、(二)死事の寡、其の餼廩何如。問ふ、國の功ある、大なる者は、何官の吏なるか。問ふ、(三)州の大夫は、何の里の士なるか。今吏亦何を以て之を明にせん。問ふ、(四)刑論常ありて、行ひ改むべからざるなり。今其の事の久く留るは何若。(五)五官に問ふ、度制あり、都に官するに、其れ常斷あり。今事の稽る、何を待つ。問ふ、(六)獨夫・寡婦・孤寡・疾病の者は幾何人なるか。問ふ、國の(七)棄人、何の族の子弟なるか。問ふ、(八)鄉の良家の、其の牧養する所の者幾何人か。問ふ、邑の貧人、(九)債して食ふ者幾何家か。問ふ、園圃を理めて食ふ者は幾何家か、人の田を開きて耕す者は幾何家か。士の身ら耕す者は幾何家か。問ふ、鄉の貧人(一〇)

者。王。擅破一國。彊在鄰國者亡。

問第二十四　　内言七

凡立朝廷。問有本紀。爵授有德。則大臣興義。祿予有功。則士輕死節。上帥士。以人之所戴。則上下和。授事以能。則人上功。審刑當罪。則人不易訟。無亂社稷宗廟。則人有所宗。毋遺老忘親。則大臣不怨。擧知人急。

凡そ朝廷に立ち、問ふに本紀あり。(一)爵有德に授くれば、大臣は義に興る。祿有功に予ふれば、士は節に死するを輕ず。上士を帥ゐ、人の戴く所を以てすれば、上下和す。(二)事を授くるに能を以てすれば、人功を上ぶ。(三)刑を審かにし、罪に當れば、人訟を易くせず。(四)社稷宗廟を亂るなければ、人宗する所あり。(五)老を遺れ、親を忘るゝなければ、大臣怨まず。(六)擧ぐること、人の急を知れば、衆亂れず。此の道を行ふや、國常經あり、(七)人終始を知る。此れ霸王の術なり。然る後に事を問ふ。事は大功を先にし、(八)政は小より始む。(九)

(一)朝廷に立ちて、下に諮問するには、根本の紀綱あらざるべからず　(二)士を擧ぐるに、人の戴き崇ぶ所、卽ち信義勇等を以てすれば、上下和睦す　(三)能ある人に事を授くるときは、人必ず其の事を成して功ある故に、功を貴ぶに至る　(四)罪に適當する刑を行へば、濫りに訟を爲さず　(五)社稷宗廟に事ふる道を亂ることなければなり　(六)凡そ事を擧行するに臨みて、衆人の急要とする所を知りて、之を爲せばなり　(七)以上の道を行ふときは、國

一輕一重者、刑也。令兵一進一退者、權也。故精於謀、則人主之願可得。而令可行也。精於刑、則大國之地可奪。彊國之兵可圉也。精於權、則天下之兵可齊。諸侯之君可朝也。夫神聖視天下之形、知世之所謀、知兵之所攻、知地之所歸、知令之所加矣。夫兵攻所憎而利之。此鄰國之所不親也。權動所惡。而實寡歸者彊。擅破一國。彊在後世一

令行はるべきなり。(五)刑に精ければ、大國の地奪ふべく、彊國の兵圉ぐべきなり。權に精しければ、天下の兵(六)齊くすべく、諸侯の君朝せしむべきなり。夫れ神聖は、天下の形(七)を視て、世の謀る所を知り、兵の攻むる所を知り、(八)地の歸する所を知り、令の加はる所を知る。夫れ兵は、(九)憎む所を攻めて之を利す。此れ鄰國の親まざる所なり。(一〇)權惡む所に動きて、實歸する寡き者は彊く、(一一)擅に一國を破りて、彊後世に在る者は王たり。(一二)擅に一國を破りて、彊鄰國に在る者は亡ぶ。

(一) 刑、纂詁に、形と爲す。從ふべし (二) 尹知章云ふ、謀得れば喜び、謀失へば怒る (三) 刑得れば國重く、刑失へば輕し (四) 權重ければ進み、輕ければ退く (五) 天下の形勢に精しければ、大國の地を取り、彊國の兵を防ぐを得 (六) 天下の兵を齊へて、亂を爲さざらしむるを得 (七) 天下の形勢に精しければ、世の謀る所、兵の攻むる所等を知る (八) 地の我に歸するか否かの所を知る (九) 世の憎む所を攻むるは可なるも、攻めて其の地を取り、我が利とすれば、鄰國は親まざるなり (一〇) 威權を惡む所にかへすも、實利を己に歸すること寡き者は、彊を保つを得べし (一一) 一國を攻破して、後世子孫能く其の彊を保守する者は、必ず善政ある故に王たるべし (一二) 一國を破るも、善政を行はず、土地人民鄰國に歸し、彊鄰國に移るときは亡ぶ

伐也。必先戰而後攻。先攻而後取地。故善攻者。料衆以攻衆。料食以攻食。料備以攻備。以衆攻衆。衆存不攻。以食攻食。食存不攻。以備攻備。備存不攻。釋實而攻虛。釋堅而攻脆。釋難而攻易。夫搏國不在敦古。理世不在善攻。霸王不在成曲。夫舉失而國危。刑過而權倒。謀易而禍反。計得而彊信。功得而名從。權重而令行。固其數也。

世を理むるは、善攻に在らず。霸王は曲を成すに在らず。(一〇)夫れ舉失して國危く、(一一)刑過ぎて權倒る。(一二)謀易くして禍反る。計得て彊信に、功得て名從ひ、權重くして令行はる。固より其の數なり。

(一)湯武の桀紂に於ける如きをいふ　(二)權稱は權衡「はかり」なり。彼此の權衡を考へて、利を取るなり　(三)討伐は、必ず暴國に用ふ　(四)舊註に、攻比攻の誤となす。得は德なり。彼の德の厚薄を攷へて、攻むべき時を知る　(五)小戰を試みて、然る後に其の國城を攻む　(六)先づ國境を攻めて、其の形勢に因りて、土地を取る　(七)敵の衆の形勢を料りたる上にて之を攻む。以下皆多少完缺の何如を料りて攻むるなり　(八)脆は、脆弱（もろき）なり　(九)搏は、聚なり。言ふは、國民を聚合して離叛せしめざるは、必しも古道に厚きの故にあらず、君權の重ければなり　(一〇)霸王となる事は小曲を成すに存せず　(一一)刑過當なれば、反て權を失ふ　(一二)易は違なり。謀違へば禍我身に反る

夫爭彊之國。必先爭謀。爭刑。爭權。令人主一喜一怒者。謀也。令國

夫れ彊を爭ふの國は、必ず先づ謀を爭ひ、(一)刑を爭ひ、權を爭ふ。人主をして一(二)喜一怒せしむる者は、謀なり。國をして(三)一輕一重せしむる者は、刑なり。兵をして一(四)進一退せしむる者は、權なり。故に謀に精ければ、人主の願得べくして、

以避罪。小國之形也。自レ古以至レ今。未下嘗有中先能作レ難。違レ時易レ形。以立二功名一者上。無レ有下常先作レ難。違レ時易レ形。無中不レ敗者上也。

意、卽ち蠻夷をいふ。負海を以て負海を攻むとは、夷を以て夷を攻むる義。中國の形は此くあるべしと　(一〇)古來我より先づ難を作し、時宜に違ひ、形勢に背きて、功名を立つる者あらず

夫欲下臣伐レ君。正中四海上者。不レ可二以レ兵獨攻而取一也。必先定二謀慮一。便二地形一。利二權稱一。親二與國一。視レ時而動。王者之術也。夫先王之伐也。擧レ之必義。用レ之必暴。相レ形而知レ可。量レ力而知レ攻。攻レ得而知レ時。是故先王之

夫れ臣として君を伐ち、四海を正さんと欲する者は、兵を以て獨り攻めて取るべからざるなり。(一一)必ず先づ謀慮を定め、地形を便にし、權稱(一二)を利し、與國を親み、時を視て動く。王者の術なり。夫れ先王の伐つや、之を擧ぐるに必ず義、之を用(一三)ふるに必ず暴、形を相て可を知り、力を量りて攻を知り、得を攻(一四)へて時を知る。是故に先王の伐つや、必ず先づ戰(一五)ひて而る後に攻め、先づ攻め(一六)て而る後に地を取る。故に善く攻むる者は、衆(一七)を料りて衆を攻め、食を料りて食を攻め、備を料りて備を攻む。衆を以て衆を攻む、衆存すれば攻めず。食を以て食を攻む、食存すれば攻めず。備を以て備を攻む、備存すれば攻めず。實を釋てて虛を攻め、堅を釋てて膬(一八)を攻め、難を釋てて易を攻む。夫れ國(一九)を摶るは、古に敦きに在らず。

驥之材。而百馬伐之。驥必罷矣。彊最一伐。而天下共之。國必弱矣。彊國得之也。以收小。其失之也。以恃彊。小國得之也。以制節。其失之也。以離彊。夫國小大有謀。彊弱有形。服近而彊遠。王國之形也。合小以攻大。敵國之形也。以負海攻負海。中國之形也。折節事彊

必ず弱し。彊國の之を得るや、小を收むるを以てし、其の之を失ふや、彊を恃むを以てす。小國の之を得るや、節を制するを以てし、其の之を失ふや、彊に離るゝを以てす。夫れ國の小大謀あり、彊弱形あり。近きを服して遠きを彊むるは王國の形なり。小を合せて大を攻むるは、敵國の形なり。負海を以て負海を攻むるは、中國の形なり。節を折り彊に事へて、罪を避くるは、小國の形なり。古より今に至るまで、未だ嘗て先づ能く難を作して、時に違ひ形を易へ、以て功名を立つる者はあらず。常に先づ難を作して、時に違ひ形を易へ、敗れざる者無きことあるなきなり。

(一) 驥は駿足なるも、百馬を以て之に當れば、必ず罷る。是れ寡は衆に敵せざるなり。原文伐は代の誤　(二) 言ふは、其の一代に最強の國なりとも、天下共に之に敵すれば、國必ず弱し　(三) 言ふは、強國の強を得る所以は、能く小國の心を得る故なり　(四) 言ふは、小國の存立し得る所以は、節を抑制して大國に事ふればなり　(五) 言ふは、強國に離れて孤立すればなり　(六) 言ふは、國の大小に因りて、各籌謀ありて、其の國存立す　(七) 強弱に因りて形を爲す、各宜きあり　(八) 言ふは、先づ近き國を服從せしめて、遠國の事に彊む。彊は勉なり　(九) 敵國とは、其の勢力匹敵するなり。力同きときは、小を合せて敵を攻むる形を爲す　(一〇) 負海とは、國の遠く海に接する所の

理之也。以平易。立政出令。用人道。施爵祿。用地道。舉大事。用天道。是故先王之伐也。伐逆不伐順。伐險不伐易。伐過不伐不及。四封之內。以正使之。諸侯之會。以權致之。近而不服者。以地患之。遠而不聽者。以刑危之。一而伐之。武也。服而舍之。文也。文武具滿。德也。

諸侯の會は權を以て之を致す。近くして服せざる者は、地を以て之を患しめ、遠くして聽かざる者は、刑を以て之を危くす。一にして之を伐つは武なり、服して之を舍くは文なり。文武具滿するは德なり。

(一) 王者は王たらんと圖る者なり。其の心方正なれども、十分ならず、缺けたる所あり (二) 列は位なり。言ふは、位を賢者に與へず (三) 賢者を錄用せず。(四) 齒は錄なり (五) 唯衆人を選擇して採用す (六) 此の如きは、王たるべき才德なくして、徒に大物なる王位を貪るなり (七) 是の故に王たるの形は、大なるものにて、才德なく、徒に王位を貪るものの、得る能はざる所なり (八) 方心は、方正の心なり (九) 施行する所、人意に合ふを要するなり (一〇) 高下宜きを得しむるは、地道なり (一一) 天道は、善に福し淫に禍するの理に從ふ (一二) 四封は我國內なり。封內の民は、正を以て使ふ (一三) 其の地を削取して、之を憂苦せしむ (一四) 刑とは、兵力を以て之を危くするなり (一五) 服せざる者を治め、一たびは之は伐つは、武を示すなり。既に服するときは、之を赦すは文の道なり

夫輕重彊弱之形。諸侯合則彊。孤則弱。

夫れ輕重彊弱の形は、諸侯合ふときは彊く、孤なるときは弱く、驥の材にして、百馬之に代れば、驥必ず罷る。彊は一代に最たるも、天下之を共にすれば、國

後之稱。知禍福之門。彊國衆。先擧者危。後擧者利。彊國少。先擧者王。後擧者亡。戰國衆。後擧可以霸。戰國少。先擧可以王。
夫王者之心。方而不最。列不讓賢。賢不齒。第擇衆。是貪大物也。是以王之形大也。夫先王之爭天下也。以方心。其立之也。以整齊。其

先づ擧ぐる者は王、後に擧ぐる者は亡ぶ。戰國衆ければ、後擧は以て霸たるべし。戰國少ければ、先擧は以て王たるべし。

㈠ 神聖なる者は、天下の形勢を觀察して、動くべき時か、靜かに俟つの時かを知る ㈡ 何れを先とし、何れを後にすべきかの宜きを觀察して、福なると禍なるとの門を知る ㈢ 彊國衆きに、先づ事を擧ぐれば、衆力を合して我に向ふ故に危く、後に擧ぐるは、彼の弊を伐つの利あり ㈣ 前に反して彊國少ければ征服し易し。故に先づ擧ぐる者は王たるを得、後るゝときは人に制せらる、故に亡ぶ

夫れ王者の(一)心は、方にして最ならず。(二)列は賢に讓らず、(三)賢は齒さず、(四)第衆を擇ぶ。是れ(五)大物を貪るなり。(六)是を以て王の形は大なり。夫れ先王の天下を爭ふや、(七)方心を以てし、其の之を立つるや、整齊を以てし、其の之を理むるや、平易を以てす。政を立て令を出すに、(八)人道を用ひ、爵祿を施すに、(九)地道を用ひ、大事を擧ぐるに、(一〇)天道を用ふ。是の故に先王の伐つや、逆を伐ちて順を伐たず。險を伐ちて易を伐たず。過を伐ちて不及を伐たず。(一一)四封の内は、正を以て之を使ひ、

伏服。霸王之形。德義勝レ之。智謀勝レ之。兵戰勝レ之。地形勝レ之。動作勝レ之。故王レ之。

夫善用レ國者。因二大國之重一。以二其勢一小レ之。因二彊國之權一。以二其勢一弱レ之。因二重國之形一。以二其勢一輕レ之。彊國衆。合レ彊以攻レ弱。以圖レ霸。彊國少。合レ小以攻レ大。以圖レ王。彊國衆。而言二王勢一者。愚人之智也。彊國少。而施二霸道一者。敗事之謀也。

夫れ善く國を用ふる者は、(一)大國の重きに因りて、其の勢を以て之を小にし、彊國の權に因りて、其の勢を以て之を弱め、重國の形に因りて、其の勢を以て之を輕くし、彊國衆ければ、彊を合して以て弱を攻め、以て霸を圖り、彊國少ければ、小を合して以て大を攻め、以て王を圖る。(二)彊國衆くして王勢を言ふ者は、愚人の智なり。(三)彊國少くして霸道を施す者は、敗事の謀なり。

(一) 尹知章云ふ、凡そ大彊重は、皆國の盈盛なる者なり。然も盛者時ありて衰へ、盈者は時ありて息む。故に其の衰息の勢に因り、大者は之を小にし、彊者は之を弱め、重者は之を輕くす (二) 彊國衆ければ、小を合して之を攻むるも、勝つ能はず。故に王たるべき勢ありと言ふ者は、愚人の智なり (三) 彊國少ければ、彊を合して弱を攻むる能はず。然るに霸道を行はんとするは、敗事なり

夫神聖。視二天下之形一。知二動靜之時一。視二先

夫れ神聖は、(一)天下の形を視て動靜の時を知り、(二)先後の稱を視て禍福の門を知る。(三)彊國衆ければ、先づ擧ぐる者は危く、後に擧ぐる者は利あり。(四)彊國少ければ、

而兩君。一國不可理也。一家而兩父。一家不可理也。

夫令。不高不行。不摶不聽。堯舜之人。非生而理也。桀紂之人。非生而亂也。故理亂在上也。

夫れ令は、高からざれば行はれず、摶ならざれば聽かれず。堯舜の人も生ながらにして理まれるにあらざるなり。桀紂の人も、生ながらにして亂るゝにあらざるなり。故に理亂は上に在るなり。

(一) 摶は、專なり。專一ならず、屢改むれば、人民は之を聽かず　(二) 理亂は、皆上の人に責任あり

夫霸王之所始也。以人爲本。本理則國固。本亂則國危。故上明則下敬。政平則人安。士教和。則兵勝敵。使能則百事理。親仁則上不危。任賢則諸

夫れ霸王の始むる所や、人を以て本となす。本理れば國固し。本亂るれば國危し。故に上明なれば下敬し、政平かなれば人安く、士教和すれば兵敵に勝ち、能を使へば百事理まり、仁に親めば上危からず、賢に任ずれば諸侯服す。霸王の形は、德義之に勝ち、智謀之に勝ち、兵戰之に勝ち、地形之に勝ち、動作之に勝つ。故に之に王たり。

(一) 言ふは、士の教成りて相和すれば、皆力を盡す、故に敵に勝つ　(二) 言ふは、霸となり王となるに、必要なる形勢なり　(三) 擧動作爲なり

不ㇾ爲。命曰二土滿一。人衆而不ㇾ理。命曰二人滿一。兵威而不ㇾ止。命曰二武滿一。三滿而不ㇾ止。國非二其國一也。地大而不ㇾ耕。非二其地一也。卿貴而不ㇾ臣。非二其卿一也。人衆而不ㇾ親。非二其人一也。

君明将賢民耕の三者なり　(六) 土滿は、土地勝ちて、人理むる能はざるの謂なり　(七) 武事に偏して、之を裁する能はざるなり　(八) 國の卿たるもの、貴くして臣たるの節を致さゞるは、名は卿なるも、其の國の卿にはあらざるなり　(九) 國人相親まざるば、其の國人といふを得ず、全く他國人に同じ

夫無ㇾ土而欲ㇾ富者憂。無ㇾ德而欲ㇾ王者危。施薄而求厚者孤。夫上夾而下苴。國小而都大者弒。主尊臣卑。上威下敬。令行人服。理之至也。使二天下兩天子一。天下不ㇾ可ㇾ理也。一國

夫れ土なくして富を欲する者は憂あり。德なくして王を欲する者は危し。施薄くして求厚き者は孤なり。夫れ上夾(一)にして下苴、國小(二)にして都大なる者は弒せらる。主尊く臣卑く、上威ありて下敬し、令行はれ、人服するは、理の至なり。天下をして兩天子ならしめば、天下は理むべからざるなり。一國にして兩君ならば、一國理むべからざるなり。一家にして兩父ならば、一家理むべからざるなり。

(一) 夾は狹なり。上狹小にして下之を包苴するは、卽ち上小下大なるものにして、上の威權行はれず　(二) 國は君の居る地、都は下邑なり

大者。國益大。大而不レ爲者復小。彊而不レ理者復弱。衆而不レ理者。復寡。貴而無レ禮者復賤。重而陵レ節者復輕。富而驕肆者復貧。故觀レ國者觀レ君。觀レ軍者觀レ將。觀レ備者觀レ野。其君如レ明而非レ明也。其將如レ賢而非レ賢也。其人如レ耕者一而非レ耕也。三守既失。國非二其國一也。地大而

衆にして理めざる者は、復寡く、貴くして禮なき者は、復賤く、重くして(二)節を陵ぐ者は、復輕く、富みて驕肆なる者は復貧し。故に(三)國を觀る者は君を觀る、軍を觀る者は、將を觀る。備を觀る者は、(四)野を觀る。其の君は明の如くにして明にあらざるなり。其の將は賢の如くにして賢にあらざるなり。其の人は耕す者の如くにして耕すにあらざるなり。(五)三守既に失すれば、國は其の國にあらざるなり。地大にして爲めざるは、命じて(六)土滿と曰ふ。人衆くして理めざるは、命じて人滿と曰ふ。兵威にして止めざるは、命じて(七)武滿と曰ふ。三滿して止めざるは、國其の國にあらざるなり。地大にして耕さざるは、其の地にあらざるなり。(八)卿貴くして臣たらざるは、其の卿にあらざるなり。人衆くして親まざるは、(九)其の人にあらざるなり。

(一) 言ふは國大なりとも、政を爲す小なるときは、其れにつれて、小國の形となるを免れず　(二) 言ふは、威重き人も、之を恃みて制度に超えたることをなせばなり　(三) 國の治まるか否やを觀んとせば、先づ其の君の行を觀れば分るなり　(四) 田野の闢けたるか否やを觀る、田闢け耕作する者衆ければ、國富み備へも十分なり　(五) 三守は

止レ貪。存レ亡定レ危。繼二絕世一。此天下之所レ載也。諸侯之所レ與也。百姓之所レ利也。是故天下王レ之。知蓋二天下一。繼最二一世一。材振二四海一。王之佐也。千乘之國。得二其守一。諸侯可二得而臣一。天下可二得而有一也。萬乘之國。失二其守一。國非二其國一也。天下皆理。己獨亂。國非二其國一也。諸侯皆令。己獨孤。國非二其國一也。鄰國皆險。己獨易。國非二其國一也。此三者。亡國之徵也。

所なり、百姓の利する所なり。是の故に天下之を王とす。知は天下を蓋ひ、繼(二)は一世に最たり、材(三)は四海を振かす、王の佐なり。千乘の國、其の守(四)を得れば、諸侯得て臣となすべく、天下得て有すべきなり。萬乘の國其の守を失へば、國其の國にあらざるなり(五)。天下皆理り、己れ獨り亂るれば、國其の國にあらざるなり。諸侯皆令し己れ獨り孤なるときは、國其の國にあらざるなり。鄰國(六)皆險にして、己れ獨り易なるときは、國其の國にあらざるなり。此の三者は亡國の徵なり。

(一) 戴は載なり　(二) 繼は、纂詁に計に作る。言ふは、其の計畫一世の最たり　(三) 其の材智四海を動かすに足る　(四) 言ふは、國を守るの道を得ればなり　(五) 言ふは、國として存立する能はず。以下同意なり　(六) 言ふは、鄰國は皆險阻に據りて國を固め、己れ獨り平易守禦の堅固なければなり

夫國大而政小者。國從二其政一。國小而政

夫れ國大(一)にして政小なる者は、國其の政に從ひ、國小にして政大なる者は、國益々大なり。大にして爲めざる者は復小なり。彊にして理めざる者は、復弱なり。

夫謀無ㇾ主則困。事無ㇾ備則廢。是以聖王。務具二其備一。而愼守二其時一。以備待ㇾ時。以ㇾ時興ㇾ事。時至而擧ㇾ兵。絕ㇾ堅而攻ㇾ國。破ㇾ大而制ㇾ地。大ㇾ本而小ㇾ標。埊ㇾ近而攻ㇾ遠。以ㇾ大牽ㇾ小。以ㇾ強使ㇾ弱。以ㇾ衆致ㇾ寡。德利二百姓一。威振二天下一。令行二諸侯一。而不ㇾ拂。近無ㇾ不ㇾ服。遠無ㇾ不ㇾ聽。

夫れ謀(一)は、主なければ困す。事は備なければ廢す。是を以て聖王は務めて其の備を具へ、愼みて其の時を守り、以て備へて時を俟ち、時を以て事を興す。時至りて兵を擧げ、堅(二)を絕えて國を攻め、大を破りて地(三)を制し、本(四)を大にして標を小にし、近きに埊(五)して、遠きを攻め、大を以て小を牽き、強を以て弱を使ひ、衆を以て寡を致し、德百姓を利し、威天下に振ひ、令諸侯に行はれて拂らず。近きは服せざるなく、遠きも聽かざるなし。

(一) 言ふは、謀は善と雖も、守りて時機を待つなければ、困窮に遇ふなり。主は、堅固に守なりとあり、從ふべし　(二) 堅固の城塞ありと雖も、之を絕えて攻め入るを得。絕は、超越なり　(三) 大國を破りて、其の地を割裂して之を有す　(四) 中央都府の勢を大にし、末邑の勢を小にして制すべかしむ　(五) 埊は墮なり。言ふは、近くして服せざる者は其の地を劫かして屈服せしめ、遠きは攻めて之を服從せしむ

夫明王爲二天下一。正ㇾ理也。按ㇾ彊助ㇾ弱。圉ㇾ暴

夫れ明王の天下を爲むるは、理を正すなり。彊きを按へ、弱きを助け、暴を圉ぎ貪を止め、亡を存し、危きを定め、絕世を繼ぐ。此れ天下の(一)載く所なり、諸侯の與する

重二宮門之營一。而輕二四竟之守一。所二以削一也。夫權者、神聖之所レ資也。獨明者。天下之利器也。獨斷者。微密之營壘也。此三者。聖人之所レ則也。

る所なり。

(一) 失主とは、道を失ふの君なり (二) 政は國の大事なるに、之を人に任ずるを輕んじ、馬を予ふるを輕んずるは顚倒の甚しきなり (三) 敵國に攻められ、地を削り取らるゝなり (四) 權なるものは、神聖の君と雖も、此の資(たすけ)を借らざるべからず (五) 言ふは、己れ獨り明に知りて、世人知らず。故に天下を理むるの利器を、獨り持するものなり (六) 獨斷とは、幾密の時に掩蔽とするもの、即ち他に泄るゝの防衞なり

聖人畏レ微。而愚人畏レ明。聖人之憎惡也內。愚人之憎惡也外。聖人將レ動必知。愚人至レ危易レ辭。聖人能輔レ時。不レ能レ違レ時。智者善謀。不レ如レ當レ時。精レ時者。日少而功多。

聖人は微を畏れて、愚人は明を畏る。聖人の憎惡や內、(一)愚人の憎惡や外(二)なり。聖人は將に動かんとして必ず知り、愚人は危きに至りて、(三)辭を易ふ。(四)聖人は能く時を輔け、時に違ふ能はず。(五)智者は善く謀るも、時に當るに如かず。時に精き者は、日少くして功多し。

(一) 言ふは、惡人を憎む場合も成るべく他人に其惡を宣言せず、故に內といふ (二) 外とは、廣く外に宣言し、他に知らしむるなり (三) 聖人は物の始めて動く幾微の際に知り、愚人は事危の時に至りて、始めて平生の言を易ふ (四) 時機に乘じて、其の事を輔け成す。是れ時に違ふ能はざるを知ればなり (五) 智者能く策を立つるも、時に當るに如かずとして、時を利用す

之謂也。夫使國常無患。而名利並至者。神聖也。國在危亡。而能壽者明聖也。是故先王之所師者神聖也。其所賞者明聖也。夫一言而壽國。不聽而國亡。若此者。大聖之言也。

く壽なる者は明聖なり。是の故に先王の師とする所の者は、神聖なり。其の賞する所の者は、明聖なり。（四）夫れ一言にして國を壽し、聽かずして國亡ぶ。此の若き者は、大聖の言なり。

（一）按ずるに、纂詁に衞は古文假借の字恤とあり。言ふは、恤々として民の其の所を得ざるや否やを憂ふ（二）言ふは、人物をして利を得しむるなり（三）言ふは、國危亡の際にありて、能く轉じて存立せしむる者は、明聖の臣なり（四）其の一言を聽き、用ふれば國存し、聽かざれば國亡ぶと。此の如きは大聖の言なり

夫明王之所輕者。馬與玉。其所重者。政與軍。若失主。不然。輕與人政。而重予人馬。輕予人軍。而重與人玉。

夫れ明王の輕ずる所の者は、馬と玉となり。其の重ずる所の者は、政と軍となり、（一）先主の若きは然らず。人に（二）政を與ふるを輕じて、人に馬を予ふるを重じ、人に軍を予ふるを輕じて、人に玉を與ふるを重ず。宮門の營を重じて、四、竟の守を輕ず。（三）削らるゝ所以なり。夫れ（四）權なる者は、神聖の資くる所なり。（五）獨明なる者は、天下の利器なり。獨斷なる者は、（六）微密の營壘なり。此の三者は聖人の則

禮。以下天下之賢。而王之。均分以釣天下之衆。而臣之。故貴爲天子。富有天下。而伐不謂貪者。其大計存也。以天下之財。利天下之人。以明威之振。合天下之權。以遂德之行。結諸侯之親。以姦佞之罪。刑天下之心。因天下之威。以廣明王之伐。攻逆亂之國。賞有功之勞。封賢聖之德。明一人之行。而百姓定矣。

の衆を釣りて、之を臣とす。故に貴き天子と爲り、富天下を有ちて、伐貪(二)と謂はざる者は、其の大計存すればなり。天下の財を以て天下の人を利し、明威(三)の振を以て、天下の權を合し、遂德(四)の行を以て、諸侯の親を結び、姦佞(五)の罪を以て、天下の心を刑し、天下(六)の威に因りて、明王の伐を廣め、逆亂の國を攻めて、有功の勞を賞し、賢聖の德(七)を封じ、一人の行を明にし、而して百姓定まる。

(一) 均分は、祿を均分して、其の心を引き寄するなり (二) 纂詁に云ふ、伐は代の誤、世なり。唐人太宗世民の字を諱みて、世を代となす (三) 權威を明顯して、天下の權を我に總攬す (四) 成德の行を以て、諸侯を親睦せしむ (五) 姦佞の者を罪し、天下の人をして刑の畏るべきを知らしむ (六) 天下の諸侯をして天子に歸服せざる者を伐たしむ (七) 賢聖有德の人に封を與へて、上一人卽ち天子の行を明にし、百姓をして向ふ所を知らしむ

夫先王取天下也。術術乎大德哉。物利

夫れ先王の天下を取るや、術術(一)乎として大德なるかな。(二)物利の謂なり。夫れ國をして常に患なくして、名利並び至らしむる者は、神聖なり。(三)國危亡に在りて、能

者。貪鄰國之舉不當也。舉而不當、此鄰敵之所以得意也。

夫欲用天下之權者。必先布德諸侯。是故先王有所取。有所與。有所詘。有所信。然後能用天下之權。夫兵幸於權。權幸於地。故諸侯之得地利者。權從之。失地利者。權去之。夫爭天下者。必先爭人。明大數者得人。審小計者失人。得天下之衆者王。得其半者霸。

夫れ天下の權を用ひんと欲する者は、必ず先づ德を諸侯に布く。是の故に先王は(一)取る所あり、與ふる所あり、詘する所あり、信ぶる所あり。然る後に能く天下の權を用ふ。夫れ兵は權に幸し、權は地に幸す。故に諸侯の地利を得る者は、權之に從ひ、地利を失ふ者は、權之を去る。夫れ天下を(三)爭ふ者は、必ず先づ人を爭ふ。(四)大數に明なる者は、人を得、小計に審かなる者は、人を失ふ。天下の衆を得る者は王たり。其の半を得る者は霸たり。

(一) 取らんとすれば、必ず與ふる所あり (二) 兵は權の重きに依りて勝つ、權の重きは、地の廣きに依る (三) 務めて人の歸服すべきを謀る (四) 人の歸服を得んには、德を施し財を吝まざる等、大數に明かなるを要す

是故聖王。卑禮以下天下之賢而王之。均分以釣天下之衆而臣之。

是の故に聖王は禮を卑くして、以て天下の賢に下りて之に王たり。(一)均分して天下

也。道同者。不王也。夫爭天下者。以威易危。暴王之常也。君人者有道。霸王者有時。國修而鄰國無道。霸王之資也。

夫國之存也。鄰國有焉。國之亡也。鄰國有焉。鄰國有事。鄰國得焉。鄰國有事。鄰國亡焉。天下有事。則聖王利也。國危則聖人知矣。夫先王所以王

に君たる者は道あり。霸王なる者は時あり。(五)國修りて鄰國道なきは、霸王の資なり。

(一)國を豐す云々。言ふは、霸者は先づ自國を豐富にするに止まるあるも、王者は兼て他國を正すとなり (二)王者は己れ獨り明に知りて、他人知らざるあり (三)德共は德同じく、甲乙なきなり。此の如きは兩個並立し、他に勝ちて獨り王たる能はず (四)威を以て危きに易ふとは、威を失うて國を危くするなり (五)言ふは、時を得ざれば道あるも猶霸王たる能はずと

夫れ國の存するや、鄰國有り。(一)國の亡ぶるや、鄰國有り。(二)鄰國事あれば、鄰國得、鄰國事あれば、鄰國亡ぶ。天下事あれば、聖王の利なり。(三)國の危きは聖人知る。夫れ先王の王たる所以の者は、鄰國の擧當らざるに資るなり。(四)擧げて當らざるは、此れ鄰敵の意を得る所以なり。

(一)國の存立するは、鄰國に無道の君あればなり (二)國の亡ぶるは、鄰國に我れより勝りたる事あればなり (三)言ふは、彼の鄰國に失事あれば、此の鄰國は得る所あり。此の鄰國に得あれば、彼の鄰國は失ふあり。相互に得失を爲すなり (四)我れ事を擧げて當らざれば、鄰敵は其の欲する所を得るに至る

霸言第二十三　内言六

霸王之形。象レ天。則レ地。化レ人。易レ代。創二制天下一。等二列諸侯一。賓二屬四海一。時匡二天下一。大國小レ之。曲國正レ之。彊國弱レ之。重國輕レ之。亂國幷レ之。暴王殘レ之。僇二其罪一。卑二其列一。維二其民一。然後王レ之。

霸王の形は、天に象り、地に則り、人を化し、代を易へ(一)、天下を創制し、諸侯を等列し(二)、四海を賓屬し(三)、時に天下を匡し、大國は之を小にし、曲國(四)は之を正し、彊國は之を弱め、重國は之を輕くし、亂國は之を幷せ、暴王は之を殘し(五)、其の罪を僇し、其の列を卑くし、其の民を維ぎ(六)、然る後に之に王たり。

(一) 代を易へとは亂き世を善に易ふるをいふ　(二) 諸侯を其の功罪に因りて差等區別するをいふ　(三) 四海の内、皆賓服來り屬す　(四) 曲は邪なり、邪曲を行ふ國なり　(五) 殘は、賊害なり　(六) 言ふは、民を維持保護す

夫豐レ國。之謂レ霸。兼二正之國一。之謂レ王。夫王者。有レ所二獨明一。德共者。不レ取

夫れ國を豐(一)にする、之を霸と謂ひ、兼ねて之の國を正す、之を王と謂ふ。夫れ王なる者は、獨明(二)かなる所あり。德共(三)なる者は、取らざるなり。道同き者は、王たらざるなり。夫れ天下を爭ふ者は、威(一)を以て危きに易ふ。暴王の常なり。人

毋レ貯レ粟。毋レ曲レ隄。無三擅廢二適子一。無二置レ妾以爲一レ妻。因以三鄭城與二宋水一爲レ請二於楚一。楚人不レ許。遂退。七十里而舍。使下軍人城二鄭南之地一。立中百代城上焉。

曰自レ此而北至二於河一者鄭自城レ之。而楚不二敢隳一也。東發三宋田夾兩川一。使二水復東流一。而楚不二敢塞一也。遂南伐。及踰二方城一。濟二於汝水一。望二汶山一。南致二楚越之君一。而西伐レ秦。北伐レ狄。東存二晉公於南一。北伐二孤竹一。還存二燕公一。兵車之會六。乘車之會三。九二合諸侯一。反レ位已霸。修二鍾磬一而復樂。管子曰。此臣之所レ謂樂也。

曰く、此れより北、河に至る者は、鄭自ら之に城きて、楚敢て隳たざるなり。東して宋田の兩川に夾まる(一)を發し、水をして復東流せしめて、楚敢て塞がざるなり。遂に南伐し及ち(二)方城を踰え、汝水を濟り、汶山を望み、南は楚越の君を致して西秦を伐ち、北は狄を伐ち、東は晉公を南に存し(三)、北は孤竹を伐ち、還りて燕公を存し、兵車の會六(四)、乘車の會三(五)、諸侯を九合し、位に反りて、已に霸たり、鍾磬を修めて(六)復樂す。管子曰く、此れ臣の所謂樂なりと。

(一) 夾まるを發しとは、兩川にて夾み、水攻にしたるを除き去るなり (二) 纂詁云、及は乃の誤 (三) 存しとは、保存するなり (四) 兵馬を以て會合す (五) 平和の會なり (六) 此くして諸侯を會合して盟約せしめ、功を奏したるを以て、樂器を修めて樂を爲す

齊而以武取宋鄭也。楚取宋鄭而不知禁。是失宋鄭也。禁之則是又不信於楚也。知失於內、兵困於外、非善擧也。桓公曰、善。然則若何。

管子對曰。請興兵而南存宋鄭。而令曰。無攻楚。言與楚王遇。至於遇上。而以鄭城與宋水爲請。楚若許。則是我以文令也。楚若不許。則遂以武令焉。桓公曰。善。於是遂興兵。而南存宋鄭。與楚王遇於召陵之上。而令於遇上曰。

管子對へて曰く、請ふ、兵を興して南宋鄭を存せん、(一)而して令して曰はん、楚を攻むるなかれと。言して(二)楚王と遇ひ、遇上(三)に至り、鄭城(四)と宋水とを以て請をなし、楚若し許さば、是れ我れ文(五)を以て令するなり。楚若し許さずば、遂に武を以て令せんと。桓公曰く、善しと。是に於て遂に兵を興して、南宋鄭を存し、楚王と召陵の上に遇ひ、遇上に令して曰く、粟(六)を貯ふるなかれ、隄(七)を曲ぐるなかれ、擅に適子を廢するなかれ、妾を置きて妻となすなかれと。因て鄭城と宋水とを以て、楚に請をなす。楚人許さず。遂に退き、七十里にして舍す。(八)軍人をして鄭南の地に城き、百代(九)の城を立てしむ。

(一)存立するなり　(二)宣言して楚王と面會す　(三)遇上は遇所に同じ　(四)鄭城を破壞せず、宋を水攻にせざらんことを請ふ　(五)平和を以て合を聽かしむるなり　(六)言ふは、粟を貯へて賑救等に出さざるなり　(七)言ふは隄防を曲げて、鄰國に水害あらしむるなかれ　(八)鄭城を毀壞せず、宋を水攻に爲さざることを請ふ　(九)百代と雖も、敗毀せざるの城。又曰く、代は俘の誤、百俘は城壁の高さをいふと

管子對曰。不可。楚人攻宋鄭。燒焫熯焚鄭地。使城壞者。不得復築也。屋之燒者。不得復葺也。令人有喪雌雄。居室如鳥鼠處穴。要宋田。夾塞兩川。使水不得東流。東山之西。水深滅埳。四百里而後可田也。楚欲呑宋鄭。思人衆兵彊。而能害己者。必齊也。是欲以文克

管子對へて曰く、不可なり。楚人宋鄭を攻め、鄭の地を燒焫熯焚し、城壞る者は復築くを得ざらしむるなり。屋の燒けたる者は、復葺くを得ざらしむるなり。人は(一)雌雄を喪ふあり、居室は鳥鼠穴に處るが如くならしめ、(二)宋田を要し、兩川を夾塞し、水をして東流することを得ざらしめ、東山の西、水深く埳を滅し、(三)四百里にして而る後に田すべきなり。楚は宋鄭を呑んと欲するも、人衆く兵彊くして、能く己れを害する者を思ふに、必ず齊なりと。是れ文を以て齊に克ちて、武を以て宋鄭を取らんと欲するなり。(四)楚、宋鄭を取りて禁ずるを知らず。是れ宋鄭を失ふなり。之を禁ずれば是れ又楚に信ならざるなり。知は內に失し、兵は外に困む、善擧にあらざるなりと。桓公曰く善し。然らば則ち若何せんと。

(一) 夫妻離散し、居室は異類同處す (二) 宋田を遮取し、堤を築き、兩川を夾塞して、水を東流せしめず (三) 四百里を過ぎて始めて田すべく、其間は耕田の地なきに至れり。此の段の解、前にあり、參考すべし (四) 言ふは、楚國が宋鄭を奪取するも、之を禁止せざれば宋鄭を失ふことゝなる。然れども之を禁ぜずば、楚に信を失ひ、交を絕つこととなる

害己者。必齊也。於是乎楚王。號令於國中曰。寡人之所明於人君者。莫如桓公。所賢於人臣者。莫若管仲。明其君。而賢其臣。寡人願事之。誰能爲我交齊者。寡人不愛封侯之君焉。於是楚國之賢士。皆抱其重寶幣帛以事齊桓公之左右。無不受重寶幣帛者。於是桓公。召管仲曰。寡人聞之。善人者。人亦善之。今楚王之善寡人一甚。寡人不善。將拂於道。仲父何不遂交楚哉。

に明とする所の者は、桓公に如くはなし。(一)人臣に賢とする所の者は、管仲に若くはなし。其の君を明として、其の臣を賢とす。寡人之に事へんことを願ふ。誰か能く我が爲めに齊に交る者ぞ。寡人(三)封侯の君を愛まずと。是に於てか楚國の賢士、皆其の重寶幣帛を抱きて以て齊に事へ、桓公の左右、重寶幣帛を受けざる者なし。是に於て桓公、管仲を召して曰く、寡人之を聞く、人に善き者は、(四)人も亦之を善くすと。今楚王の寡人に善きこと(五)一に甚し。寡人善くせざれば、將に道に(六)拂らんとす。仲父何ぞ遂に楚に交はらざるやと。

(一) 言ふは、人君の中にて、明君と思ふ者はなり　(二) 言ふは、人臣の中にて賢と思ふ者はなり　(三) 言ふは、其の人を賢して、封侯の君となすことを惜まず　(四) 人に善きことをすれば、人も亦以て之に報ず　(五) 一は專心なり　(六) 道理に違はん

桓公曰。諸。於是以虎豹皮文錦。使諸侯。諸侯以縵帛鹿皮報。則令固始行於天下矣。此其後。楚人攻宋鄭。燒焫熯焚鄭地。使城壊者。不得復築也。屋之焼者。不得復葺也。令其人有喪雌雄。居室如鳥鼠處穴。要宋田。夾塞兩川。使水不得東流。東山之西。水深滅垝。四百里而後可田也。

桓公曰く、諸と。是に於て虎豹皮文錦を以て諸侯に使せしめ、諸侯縵帛鹿皮を以て報じ、令固より始めて天下に行はる。此れ其の後楚人宋鄭を攻め、鄭の地を焼焫熯焚し、城の壊るゝ者をして復築くを得ざらしむるなり。屋の焼けたる者をして、復葺くを得ざらしむるなり。其の人は雌雄を喪ふあり、居室は鳥鼠穴に處るが如くならしめ、(一)宋田を要し、兩川を夾塞し、水をして東流するを得ざらしめ、(二)東山の西、水深垝を滅し、(三)四百里にして而る後に田すべきなり。

(一) 夫婦は離散し、居室は鳥鼠の同處する如く、異類混居せしめ (二) 宋田を遮取し、堤を築き兩川を夾塞して水を東流せしめず (三) 水深垣垝を沒し、四百里の間耕田を得ず

楚欲呑宋鄭。而畏齊。曰。思人衆兵彊能

楚は宋鄭を呑まんと欲するも、齊を畏る。曰く、人衆く兵彊く、能く己れを害する者を思ふに、必ず齊なりと。是に於てか楚王國中に號令して曰く、寡人の人君(一)

何行。管子對曰。宋伐杞。狄伐邢衛。而君之不救也。臣請以慶。臣聞之。諸侯爭於疆者。勿與分於疆。今君何不定三君之處哉。於是桓公曰。諾。因命以車百乘。卒千人。以緣陵封杞。車百乘。卒千人。以夷儀封邢。車五百乘。卒五千人。以楚丘封衛。桓公曰。寡人已定三君之居處矣。今又將何行。管子對曰。臣聞諸侯貪於利。勿與分於利。君何不發虎豹之皮文錦。以使諸侯。令諸侯以縵帛鹿皮報。

に疆を分つなかれと。今君何ぞ三君の(三)處を定めざるやと。是に於て桓公曰く、諾と。因りて命じて車百乘、卒千人を以て、緣陵を以て杞を封じ、車百乘、卒千人、夷儀を以て邢を封じ、車五百乘、卒五千人、楚丘を以て衛を封ず。桓公曰く、寡人已に三君の居處を定む。今又將に何を行はんとせん。管子對へて曰く、臣聞く、諸侯利を貪る、(四)與に利を分つなかれ。(五)君何ぞ虎豹の皮文錦を發し、以て諸侯に使し、諸侯をして縵帛鹿皮を以て報ぜしめざると。

(一) 言ふは、將事に就きて何を爲めば可ならん　(二) 若し一方を救ふときは、一方を滅し、必ず其疆を分取するに至る。是れ諸侯を救ふ所以にあらず。故に救はざるを褒す　(三) 言ふは、三君の爲め其の安處を定めざるべからず　(四) 言ふは、諸侯は利を貪る故に、我は彼と與に利を分取することなく、廉潔を示すべし　(五) 以上の事を爲すには、我は虎豹の文皮錦を諸侯に使する者に携へ行きて贈らしめ、諸侯よりは縵帛、鹿皮の如き粗末の品を受くべし。縵帛は文采なき帛なり

桓公視管仲曰。樂夫仲父。管子對曰。此臣之所謂哀。非樂也。臣聞之。古者之言樂於鐘磬之間者。不如此。言脫於口。而令行乎天下。游於鐘磬之間。而無四面兵革之憂。今君之事。言脫於口。令不得行於天下。在鐘磬之間。而有四面兵革之憂。此臣之所謂哀。非樂也。桓公曰。善。於是伐鐘磬之縣。幷歌舞之樂。宮中虛無人。

桓公、管仲を視て曰く、樂いかな仲父と。管子對へて曰く、此れ臣の所謂哀にして、樂にあらざるなり。臣之を聞く、古者の樂を鐘磬の間に言ふ者は、(一)此くの如くならず。言口に脫して令天下に行はる。(二)鐘磬の間に游びて、四面兵革の憂なし。今君の事は、言口に脫して、令は天下に行はるゝを得ず。鐘磬の間に在りて四面兵革の憂有り。此れ臣の所謂哀にして樂にあらざるなりと。桓公曰く、善しと。是に於て鐘磬の縣を伐り、歌舞の樂を併け、宮中虛にして人なし。

(一) 古者聖帝の鐘磬の間に在りて樂の事を言ふ者はと也　(二) 古聖王の治を爲すや、言口より出づれば、令は忽ち天下に行はれ、鐘磬の間に游びて、四面兵革の憂なく、眞に樂むことを得るも、今は之と異なり。故に哀なりと也

桓公曰。寡人已伐鐘磬之縣。幷歌舞之樂矣。請問所始於國。將爲

桓公曰く、寡人已に鐘磬の縣を伐り、歌舞の樂を併く。國に始むる所を請ひ問(一)ふ、將た何の行をなさんと。管子對へて曰く、宋は杞を伐ち、狄は邢衛を伐つも、(二)君の救はざるや、臣請ふ、以て慶せん。臣之を聞く。(三)諸侯の疆に爭ふ者は、與

此數年。而民歸之如流水。此其後宋伐杞。狄伐邢衞。桓公不救。裸體紉胸稱疾。召管仲曰。寡人有千歲之食。而無百歲之壽。今有疾病。姑樂乎。管子曰。諾。於是令之縣鍾磬之榱。陳歌舞竽瑟之樂。日殺數十牛者數旬。羣臣進諫曰。宋伐杞。狄伐邢衞。君不可不救。桓公曰。寡人有千歲之食。而無百歲之壽。今又疾病。姑樂乎。且彼非伐寡人之國也。伐鄰國也。子無事焉。宋已取杞。狄已拔邢衞矣。桓公起。行筍虡之間。管子從至大鐘之西。桓公南面而立。管仲北鄉對之。大鐘鳴。

且彼れ寡人の國を伐つにあらざるなり、鄰國を伐つなり、子事とするなかれと。(一四)宋已に杞を取り、狄、已に邢衞を拔く。桓公起ちて、筍虡(一五)の間を行く。管子從ひて大鐘の西に至る。桓公は南面して立ち、管仲は北鄉して之に對し、大鐘鳴る。

(一) 稅を輕くし、刑を緩くし、事を擧ぐるに時を以てする三つの者をいふ (二) 言ふは、先君の廟に發せんとす (三) 方版を削り、筆に墨を附けて、管仲の言を錄せんとす (四) 門朝は太廟門外の拜所なり (五) 尹知章云ふ、たとへば百石に一鍾を取るなり (六) 水堰、魚を捕ふる設備、時に禁じ時に縱すなり (七) 關を通る者をば、唯譏察するのみにて、稅を取らず (八) 市は、賈人の名と貨物を書し置くのみにて、賦稅せず (九) 裸體の胸を紉し、病みある狀を示す (一〇) 言ふは、財は多きも、壽は短し (一一) 虡は、「わく」にして、鍾磬を懸くる絲を卷き置くもの (一二) 數十牛を殺すは、飲食の多きを見る (一三) 解、前に出づ (一四) 言ふは汝等世話をやくなかれ (一五) 鍾磬を懸くるもの、橫を筍と曰ひ、植を虡と曰ふ

上擧レ事不レ時。公輕二其稅斂一。則人不レ憂レ飢。緩二其刑政一。則人不レ懼レ死。擧レ事以レ時。則人不レ傷レ勞。

桓公曰。寡人聞二仲父之言一。此三者聞レ命矣。不二敢擅一也。將レ薦二之先君一。於レ是命二百官有司一。削レ方墨レ筆。明日皆朝二於大廟之門朝一。定令二於百吏一。使下稅者百一鍾、孤幼不レ刑。澤梁時縱。關譏而不レ征。市書而不レ賦。近者示レ之以二忠信一。遠者示レ之以中禮義上。行レ

桓公曰く、寡人仲父の言を聞けり。此の三者(一)は命を聞く、敢て擅にせざるなり。將に之を先君(二)に薦めんとすと。是に於て百官有司に命じて、方(三)を削り、筆を墨にし、明日皆大廟の門朝(四)に朝せしむ。定めて百吏に令し、稅者は百(五)に一鍾、孤幼は刑せず、澤梁(六)時に縱にし、關(七)は譏て征せず、市(八)は書して賦せず、近き者は之に示すに忠信を以てし、遠き者は之に示すに禮義を以てしむ。此れを行ふこと數年にして、民之に歸すること流水の如し。此れ其の後に宋は杞を伐ち、狄は邢衞を伐つも、桓公救はず、裸體(九)胸に納して疾と稱し、管仲を召して曰く、寡人千(一〇)歲の食ありて、百歲の壽なし。今疾病あり、姑く樂まんかと。管子曰く、諾。是に於て之に鍾磬(一一)の榱を縣け、舞歌竽瑟の樂を陳せしめ、日に數十牛(一二)を殺す者數旬。羣臣進み諫めて曰く、宋は杞を伐ち、狄は邢衞を伐つ。君救はざるべからずと。桓公曰く、寡人千歲(一三)の食ありて、百歲の壽なし。今又疾病あり、姑く樂まんか。

朋不對。桓公曰。二子何故不對。管子對曰。君有霸王之心。而夷吾非霸王之臣也。是以不敢對。桓公曰。仲父胡爲然。盍不當言。寡人其有鄉乎。寡人之有仲父也。猶飛鴻之有羽翼也。若濟大水有舟楫也。仲父不一言敎寡人。寡人之有耳。將安聞道而得度哉。管子對曰。君若將欲霸王舉大事乎。則必從其本事矣。

君若し霸王たらんと欲し、大事を舉げんとするか、則ち必ず其の本事に從へと。(六)

(一)其の位置に居坐するなり　(二)暫くあり　(三)四方何れの處をも返しとせざるなり　(四)言ふは、心郷(むか)ふ所ありて、移易すべからずとするか　(五)言ふに、耳あるも一言の敎なくば、如何にして道を聞きて國家の事を計度するを得るべきぞとなり　(六)其の根本の事に從はざるべからず

桓公。變躬。遷席。拱手而問曰。敢問。何謂其本。管子對曰。齊國百姓。公之本也。人甚憂飢。而稅斂重。人甚懼死。而刑政險。人甚傷勞。而

桓公、躬を變じ、(一)席を遷し、手を拱きて問ひて曰く、敢て問ふ、何をか其の本と謂ふと。管子對へて曰く、齊國の百姓は、公の本なり。人甚だ飢を憂ふ。而るに稅斂重し。人甚だ死を懼る。而るに刑政險(二)なり。人甚だ勞を傷む。而るに上(三)事を舉ぐること時あらず。公其の稅斂を輕くせば、人飢を憂へず。其の刑政を緩くせば、人死を懼れず。事を舉ぐるに時を以てせば、人勞を傷まず。

(一)躬を變じ云々は、容を改め他を敬するの狀なり　(二)險は嶮險なり　(三)事を起し、民を使役するに時を擇ばざるなり

桓公在レ位。管仲隰朋見。立有レ間。有二二鴻一。飛而過レ之。桓公歎曰。仲父。今彼鴻鵠。有レ時而南。有レ時而北。有レ時而往。有レ時而來。四方無レ遠。所レ欲レ至而至焉。非下唯有二羽翼一之故。是以能通中其意於天下上乎。管仲隰

卷第九

霸形第二十二　　內言六

桓公位（一）に在り、管仲隰朋見ゆ。立つ間（二）あり。二鴻あり、飛びて之に過ぐ。桓公歎じて曰く、仲父、今彼の鴻鵠時ありて南し、時ありて北し、時ありて往き、時ありて來り、（三）四方遠きなし。至らんと欲する所にして至る。唯羽翼あるの故に、是を以て能く其の意を天下に通ずるにあらずやと。管仲隰朋對へず。桓公曰く、二子何の故に對へざると。管子對へて曰く、君霸王の心あるも、夷吾は霸王の臣にあらざるなり。是を以て敢て對へずと。桓公曰く、仲父胡爲ぞ然る。盍ぞ言ふべからざるや。寡人其れ鄉（四）ふあるか。寡人の仲父あるや、猶ほ飛鴻の羽翼あるがごときなり。大水を濟るに、舟楫あるが若きなり。仲父一言寡人に教へずは、寡人の耳（五）あるも、將に安くに道を聞きて、度るを得んとせんやと。管子對へて曰く、

請立爲二大司理一。犯二君顏色一。進諫必忠。不レ辟二死亡一。不レ撓二富貴一。臣不レ如二東郭牙一。請立以爲二大諫之官一。此五子者。夷吾一不レ如。然而以易二夷吾一。夷吾不レ爲也。君若欲二治レ國彊一レ兵。則五子者存矣。若欲二霸王一。夷吾在レ此。桓公曰。善。

王言第二十一　亡　　内言四

揖讓進退閑習。辨辭之剛柔。臣不如隰朋。請立爲大行。墾草入邑。辟土聚粟。多衆盡地之利。臣不如甯戚。請立爲大司田。平原廣牧。車不結轍。士不旋踵。鼓之。而三軍之士。視死如歸。臣不如王子城父。請立爲大司馬。決獄折中。不殺不辜。不誣無罪。臣不如賓胥無。

（二）草を墾し邑に入れ、土を辟き粟を聚め、衆を多くし地の利を盡くすは、臣、甯戚に如かず。請ふ、立てて大司田（三）となさん。平原廣牧（四）車轍を結ばず（五）、士踵を旋さず、之を鼓して三軍の士死を視ること歸るが如きは、臣、王子城父に如かず。請ふ、立てて大司馬（六）となさん。獄を決し、中を折し（七）、不辜を殺さず、無罪を誣ひざるは、臣、賓胥無に如かず。請ふ、立てて大司理（八）となさん。君の顏色を犯し、進諫必ず忠、死亡を辟けず富貴に撓まざるは、臣は東郭牙に如かず。請ふ、立てて大諫の官となさん。此の五子者に、夷吾は一も如かず。然れども以て夷吾に易ふるは、夷吾は爲さざるなり（九）。君若し國を治め、兵を彊くせんと欲せば、五子者存す。若し霸王を欲せば、夷吾此に在りと。桓公曰く、善しと。

（一）大行は大行人、諸國に使する長官なり　（二）草野を開墾して、進めて村邑となすなり　（三）農官の長なり　（四）牧は郊外なり　（五）言ふは、敵に向つて車は直進し、車轍を結び附けたる如く、進まず混同することなし　（六）軍務の長官なり　（七）輕重中を得て、偏頗なきなり　（八）司獄の長官なり　（九）言ふは、此の五人の有能には、夷吾は及ばざるも、此れを以て夷吾一人の才に易へんと欲すれば、夷吾は爲すを肯ぜざるなり

矣。對曰。人君唯優與不敏爲不可。優則亡衆。不敏不及事。公曰。善。吾子就舍。異日請與吾子圖之。對曰。時可。將與夷吾。何待異日乎。

公曰。奈何。對曰。公子擧爲人博聞而知禮。好學而辭遜。請使游於魯以結交焉。公子開方爲人。巧轉而兌利。請使游於衞以結交焉。曹孫宿其爲人。小廉而苛伏。足恭而辭結。正荊之則也。請使往游以結交焉。遂立行三使者。而後退。

公曰く、奈何と。對へて曰く、公子擧は、人と爲り博聞にして禮を知り、學を好みて辭遜す。請ふ、魯に游ばしめて交を結ばん。公子開方は、人と爲り巧轉にし(一)て兌利なり。請ふ、衞に游ばしめて交を結ばん。曹孫宿は、其の人と爲り小廉にして苛伏(二)、足恭(三)にして辭結、正に荊の則(四)なり。請ふ、往き游びて交を結ばしめんと。遂に立ろに三使者を行りて後に退く。

(一) 事に當りて、巧に轉じて才鋒鋭利なり　(二) 苛は細、伏は智。言ふ、些細の事にても習熟せるなり　(三) 足は成なり、巧言にして其の恭を成し、媚を人に取るなり、辭結は辭結にして辭令の巧なり　(四) 言ふは正しく荊即ち楚國の品式と能く合せりと

相三月。請論百官。公曰。諾。管仲曰。升降

相たる三月にして、百官を論ぜんことを請ふ。公曰く、諾と。管仲曰く、升降揖讓、進退閑習、辨辭の剛柔は、臣隰朋に如かず。請ふ、立てて大行(一)となさん。

而至ニ禽側田莫レ不レ見レ禽。而後反。諸侯使者無レ所レ致。百官有司無レ所レ復。對曰。惡則惡矣。然非ニ其急者一也。

公曰。寡人不幸而好レ酒日夜相繼。諸侯使者無レ所レ致。百官有司無レ所レ復。對曰。惡則惡矣。然非ニ其急者一也。公曰。寡人有ニ汚行一。不幸而好レ色。而姑姊有ニ不レ嫁者一。對曰。惡則惡矣。然非ニ其急者一也。公作レ色曰。此三者且可。則惡有ニ不可者一

公曰く、寡人不幸にして酒を好み、(一)日夜相繼ぐ。(二)諸侯の使者致す所なく、百官有司復す所なしと。對へて曰く、惡は則ち惡なり。然れども其の(三)急なるものにあらざるなりと。公曰く、寡人(四)汚行あり。不幸にして色を好み、(五)姑姊嫁せざる者ありと。對へて曰く、惡は則ち惡なり。然れども其の急なるものにあらざるなりと。公色を作して曰く、此の(六)三の者にして且つ可ならば、惡ぞ不可なる者あらんと。對へて曰く、人君唯(七)優と不敏とを不可となす。優なれば衆を亡ひ、(八)不敏なれば事に及ばずと。公曰く、善し。吾子舍に就け。異日吾子と之を圖らんを請ふと。對へて曰く、時可なり。將に夷吾と與にせんとせば、何ぞ異日を待たんやと。

(一)終日終夜飲酒に耽る (二)解、前に出づ (三)解、前に出づ (四)けがれたる行 (五)言ふは、姑姊にも通じ之を宮に置きて嫁せしめず (六)言ふは、此の三つの所行にも可ならば、如何なる事も惡しとは言ふを得ざらん (七)優柔不斷なり (八)敏速ならざれば、事に間に合はぬなり

事中周室上。桓公大說。於レ是齋戒十日。將レ相二管仲一。管仲曰。斧鉞之人也。幸以獲レ生以屬二其腰領一。臣之祿也。若レ知二國政一。非二臣之任一也。

(一) 參國伍鄙云々とは　國を參分し、鄙を五分し、六鄕を立て、敎化を崇び重んじ、五屬を建てゝ、武を奬勵するなり。此の事は前に詳かなり。併せて考ふべし　(二) 前に出でたる如く、重罪は兵甲等を以て、輕罪は盾を以て罪を贖ふが如きをいふ　(三) 言ふは、刑せらるべき人なり。管仲は始め公子糾に傅となり、桓公に抗敵せし故にいふ　(四) 言ふは、生を得て首と胴とを切斷せられざるは、幸の事なりと

公曰。子大夫受レ政。寡人勝レ任。子大夫不レ受レ政。寡人恐崩。管仲許諾。再拜而受レ相。三日。公曰。寡人有二大邪三一。其猶尙可二以爲一レ國乎。對曰。臣未レ得レ聞。公曰。寡人不幸而好レ田。晦夜

公曰く、子大夫政を受けば、寡人任に勝ふ、子大夫政を受けずば、寡人恐くは崩れ(一)んと。管仲許諾し、再拜して相を受く。三日、公曰く、寡人大邪(二)三あり。其れ猶ほ尙ほ國を爲むべきかと。對へて曰く、臣未だ聞くを得ずと。公曰く、寡人不幸にして田(三)を好む。晦夜にして禽側(四)に至り、田に禽を見ざるなくして(五)、而る後に反る。諸侯の使者致す所なく(六)、百官有司復す所なしと。對へて曰く、惡は則ち惡なり、然れども其の急なるもの(七)にあらざるなり。

(一) 崩れ墮ちて位を保つ能はざるを言ふ　(二) 言ふは、大なる惡行なり　(三) 田獵なり　(四) 禽獸の居る處に至るなり　(五) 狩り盡くして、禽を見ざるに至りて始めて反るなり　(六) 言ふは、宮に居らざる故に、使者命を致す能はず、百官有司も事を復(まうす)す能はず　(七) 言ふは事惡しきも、緊急なるものならず

能假二其羣臣之謀一。以益二其智一也。其相曰二夷吾一。大夫曰二寗戚。隰朋。賓胥無。鮑叔牙一。用二此五子者一何功。度レ義光レ德。繼レ法紹レ終。以遺二後嗣一。貽二孝昭穆一。大霸二天下一。名聲廣裕。不レ可レ掩也。則唯有二明君在レ上。察相在レ下也。

て後嗣に遺し、孝昭穆に貽し、大に天下に霸となり、名聲廣裕掩ふべからざるなり、則ち唯明君上に在る有れば、察相下に在るなり。

(一)居處は内に居るなり、頗は頗當にして行はれざるなきなり (二)言ふは、兵革の事を擧げ動かさずして、文王武王の[illegible]迹を天下に成し遂げたり、稱は擧なり (三)言ふは、如何なる功ありしかと、後の義を度り、德を光にし云々を帶起す (四)昭穆は、廟に祭る先世の次第序位なり (五)察は明なり、上に明とある故に、察といひたり

初桓公郊二迎管子一而問焉。管仲辭讓。然後對。以下參國伍鄙。立二五鄕一以崇レ化。建二五屬一。以厲レ武。寄二兵於政一。因レ罰備二器械一。加二兵無道諸侯一。以

初め桓公、管子を郊迎して問ふ。管仲辭讓し、然る後に對ふるに、參國伍鄙(一)五鄕を立て、以て化を崇び、五屬を建て、以て武を厲まし、兵を政に寄せ、罰に(二)因りて器械を備へ、兵を無道の諸侯に加へ、以て周室に事ふることを以てす。桓公大に說び、是に於て齋戒すること十日にして、將に管仲を相とせんとす。管仲曰く、斧鉞の人なり、幸に生を獲て其の腰領(四)を屬するは、臣の祿なり。國政を知るが若きは、臣の任にあらざるなりと。

是故。大國之君慚愧。小國諸侯附比。是故大國之君。事如臣僕。小國諸侯。驩如父母。夫然。故大國之君不尊。小國諸侯不卑。是故大國之君不驕。小國諸侯不偪。於是列廣地以益狹地。損有財以與無財。周其君子。不失成功。周其小人。不失成命。夫如是。居處則順。出則有成功。不稱動甲兵之事。以遂文武之跡於天下。桓公

是の故に大國の君は慚愧し、小國の諸侯は附比す。是の故に大國の君は事ふること臣僕の如く、小國の諸侯は驩ぶこと父母の如し。夫れ然り、故に大國の君は尊(一)からず、小國の諸侯は卑からず。是の故に大國の君は驕らず、小國の諸侯は慴れず。是に於て廣地を列(二)して狹地に益し、有財を損して無財に與へ、其の君子を周(三)して成功を失はしめず、其の小人を周して成命を失はしめず。

(一) 言ふは大國の君と雖も、特に尊ばす。小國の君と雖も、必しも卑めず　(二) 列は裂古に裂となす。廣き地を裂きて狹地に益すなり　(三) 周は、足らざるを補ふなり。君子小人は上下の身分を以て言ふ

夫れ是の如し。居處(一)すれば順に、出づれば成功あり。甲兵の事を稱動(二)せずして文武の跡を天下に遂ぐ。桓公が能く其の羣臣の謀を假りて、以て其の智を益せばなり。其の相を夷吾と曰ひ、大夫を甯戚・隰朋・賓胥無・鮑叔牙と曰ふ。此の五子者を用ひて何の功(三)あるか。義を度り、德を光にし、法を繼ぎ、終を紹ぎ、以

以衞二戎狄之地一。所三以禁レ暴二於諸侯一也。築二五鹿。中牟。鄴。蓋與。牡丘一。以衞二諸夏之地一。所二以示二勸於中國一也。

貨物に課税せず　(三)上の如く寛大にして諸侯の利をなす　(四)衞は警衞なり、此れは戎狄が中國の諸侯に亂暴するを防ぐ所以なりと　(五)中國諸侯の地なり　(六)勸は、齊語に權となす、權威を示すなり

敎大成。是故天下之於二桓公一。遠國之民。望如二父母一。近國之民。從如二流水一。故行レ地滋遠。得レ人彌衆。是何也。懷二其文一。而畏二其武一。故殺二無道一。定二周室一。天下莫二之能圉一。武事立也。定二三革一。偃二五兵一。朝服以濟レ河。而無二怵惕一焉。文事勝也。

敎大に成る。是の故に天下の桓公に於ける、遠國の民望むこと父母の如く、近國の民從ふこと流水の如し。故に地を行く(一)滋遠く、人を得る彌多し。是れ何ぞや、其の文に懷きて其の武を畏る(二)。故に無道を殺し周室を定め、天下之を能く圉ぐなし、武事立つなり。三革(三)を定めて五兵(四)を偃せ、朝服して河を濟り、怵惕する(五)なし、文事勝つなり。

(一)地を行くは進み行くなり、政の遠くに及ぶをいふ　(二)仁惠に懷き、武威を畏る　(三)三革は甲、冑、盾なり　(四)刀、劍、矛、戟、矢なり、偃は偃せて用ひざるなり　(五)河を濟り諸侯と會し怵惕して危きを畏るゝことなし

而歸之。喜其愛、而貪其利、信其仁、而畏其武。桓公。知天下小國諸侯之多與己也。於是又大施忠焉。可爲憂者。爲之憂、可爲謀者。爲之謀。可爲動者。爲之動。伐譚萊而不有也。諸侯稱仁焉。

桓公は、天下の小國諸侯の、多く己れに與するを知るや、是に於て又大いに忠(一)を施し、爲に憂ふべき者は之が爲めに憂ひ(二)、爲めに謀るべき者は之が爲に謀り、爲に動くべき者は(三)、之が爲に動き、譚萊を伐ちて(四)而して有せず。諸侯仁と稱す。

(一)言ふは、忠信を行ふなり　(二)諸侯の爲に憂ふべきは、其の憂を分ちて之を救ふの計をなす　(三)動とは兵を出すなり　(四)譚萊の罪を責めて之を伐ちしも其の地を奪はず

通齊國之魚鹽於東萊、使關市幾而不征、廛而不稅。以爲諸侯之利。諸侯稱寬焉。築蔡鄢陵。培夏靈父丘。

齊國の魚鹽を東萊に通じ、關(一)市は幾て征せず、廛(二)して稅せざらしめ、以て諸侯の利(三)をなす。諸侯寬と稱す。蔡、鄢陵、培夏、靈父丘に築きて、戎狄の地を衞る(四)は、諸侯に暴するを禁ずる所以なり。五鹿、中牟、鄴、蓋與、牡丘に築きて、(五)諸夏の地を衞るは、勸(六)を中國に示す所以なり。

(一)關を過る者、市に集る者は、唯視察するのみにて、征稅せず、幾は察なり　(二)言ふは、其廛舍に課稅する、

於レ是天下之諸侯。知二桓公之爲レ己勤一也。是以諸侯之歸レ之也。譬若二市人一。桓公知二諸侯之歸一レ己也。故使下輕二其幣一。而重中其禮上。故使下天下諸侯。以二疲馬犬羊一爲上レ幣。齊以二良馬一報。諸侯以二縷。帛。布。鹿皮四分一。以爲レ幣。齊以二文錦虎豹皮一報。諸侯之使。垂レ橐而入。攟載而歸。故鈞レ之以レ愛。致レ之以レ利。結レ之以レ信。示レ之以レ武。是故天下小國諸侯。既服二桓公一。莫二之敢倍一。

是に於て天下の諸侯は、桓公の己れ(一)の爲めに勤むるを知るや、是を以て諸侯の之に歸するや、譬へば市人の若し。桓公は諸侯の己れに歸するを知るや、故に其の幣(二)を輕くして其の禮を重くせしむ。故に天下の諸侯をして、疲馬犬羊を以て幣(三)となさしめ、齊は良馬を以て報じ、諸侯は縷帛布鹿皮四分(四)を以て幣となし、齊は文錦虎豹皮を以て報ず。諸侯の使橐(五)を垂れて入り、攟載して歸る。故に之を釣る(六)に愛を以てし、之を致すに利を以てし、之を結ぶに信を以てし、之に示すに武を以てす。是の故に天下の小國諸侯、既に桓公に服して、之に敢て倍くなくして之に歸し、其の愛を喜びて其の利を貪り、其の仁を信じて其の武を畏る。

(一) 己れとは諸侯自身なり (二) 言ふは、諸侯の齊におくる幣は、輕微ならしめ、齊は禮を重くして諸侯を待つ (三) されば天下の諸侯をして、疲馬犬羊を以て幣となさしめ、齊は良馬を以て之に報ず (四) 鹿皮は、虎豹皮に比すれば輕きものなるに、又之を四分一にして幣となす (五) 諸侯の使者は、齊に來るときは、囊空なるも、歸るときは貨物を滿載す、言ふは、彼の心を釣りて我に歸せしむ

桓公。而不レ受。天下諸侯稱レ順焉。桓公憂ニ天下諸侯。魯有ニ夫人慶父之亂。而二君弑死國絕無レ後。桓公聞レ之。使ニ高子存レ之。男女不レ淫。馬牛選具。執レ玉以見。請レ爲ニ關內之侯。而桓公不レ使也。狄人攻レ邢桓公築ニ夷儀ニ以封レ之。男女不レ淫。馬牛選具。執レ玉以見。請レ爲ニ關內之侯。而桓公不レ使也。狄人攻レ衞。衞人出旅ニ於曹。桓公城ニ楚丘ニ封レ之。其畜以散亡。故桓公予ニ之繫馬三百匹。天下諸侯稱レ仁焉。

魯に(三)夫人慶父の亂ありて、二君弑死し、國絕えて後なし。桓公之を聞きて、高子をして之を存せしむ。(四)(五)男女淫せず、馬牛選具し、玉を執りて以て見え、關內侯たらんを請ふも、桓公使めざるなり。狄人邢を攻む。桓公夷儀に築きて之を封ず。男女淫せず、馬牛選具し、(六)玉を執りて以て見え、關內侯たらんを請ふも、桓公使めざるなり。狄人衞を攻め、衞人出でて曹に旅す。(七)桓公楚丘に城きて之を封ず、(八)其の畜散亡す。故に桓公之に繫馬三百匹を予ふ。(九)天下の諸侯仁と稱す。

(一)言ふは、順當の所行と稱す　(二)諸侯の事を心配するなり　(三)魯の莊公の夫人姜氏と慶父と通じて、子般を弑し、又閔公を弑したる亂あり　(四)言ふは、高子を遣りて之を保護し、國を存立せしむ　(五)國存立の後、男女淫せず、馬牛も皆備はり、散失せず　(六)玉を執りて桓公に見え、齊の關內公たるを請ひしも、桓公之を受けず　(七)狄人に攻められし故に、國を出でゝ曹に寄旅したり　(八)衞を封じたるなり　(九)厩に繫ぎありし馬なり

不レ育。而蓬蒿藜莠並興。夫鳳皇之文。前二德義一。後二日昌一。昔人之受レ命者。龍龜假。河出レ圖。雒出レ書。地出二乘黃一。今三祥未レ見二有者一。雖レ曰レ受レ命。無二乃失一レ諸乎。

(一) 鳳凰は吉鳥、鴟梟鷹隼は凶鳥、吉鳥來らず、凶鳥多く至る (二) 國の守龜に依りて、卜するに吉を告げず (三) 言ふは、民間の粟を取り、卜筮を貴る者の、占は効驗あるに及ばず (四) 昔の天命を受けて王たる者の時は、龍龜至り、河は圖を出し、洛は書を出し、地は乘黃を出す等、吉瑞頻に見はる (五) 三祥は鳳凰圖書乘黃なり、龍龜は唯圖書を負ふ者、三祥に入らず

桓公懼。出見レ客曰。天威不レ違レ顏咫尺。小白承二天子之命一。而毋二下拜一。恐顚二蹶於下一。以爲二天子羞一。遂下拜。登受二賞服。大路。龍旗。九游。渠門。赤旂一。

桓公懼れ、出でて客を見て曰く、天威顏を違らざる咫尺、小白天子の命を承けて下拜するなくば、恐くは下に顚蹶して、以て天子の羞を爲さんと。遂に下拜し、登りて賞服大路龍旗九游渠門赤旂を受く。

(一) 宰孔、天子の命を傳ふ。是れ天子に謁すると同じ。故に天威咫尺といふ (二) 言ふは、命を承けて下拜するなくば、恐くは天爵を棄り、堂下に顚蹶し、天子の羞になることを爲さん (三) 諸侯の、天子に朝するときの車なり (四) 龍旗に附く、九本の小旗なり (五) 兩旗を建てたる軍門なり

天子。致二胙於

天子は胙を桓公に致すも受けず、天下の諸侯順と稱す。桓公天下の諸侯を憂ふ。

曰。余乘車之會三。兵車之會六。九合諸侯。一匡天下。北至於孤竹。山戎。穢貉。拘秦夏。西至流沙。西虞。南至呉。越。巴。牂牁。䑼不庾。雕題。黒齒。荊夷之國。莫違寡人之命。而中國卑我。昔三代之受命者。其異於此乎。

至り、南は呉、越、巴、牂牁䑼不庾雕題黒齒荊夷の國に至り、(三)寡人の命に違ふなし。而るに中國我れを卑む。昔三代の命を受くる者、其れ此れに異なるかと。

(一)言ふは、君でありながら、君たるの節を盡さゞるなり　(二)臣たりながら、臣たるの節を盡さざるなり　(三)言ふは、遠き蠻夷の國も、吾が命に違はざるに、中國の諸侯等我を侮る者あり、三代の天命を受けて王たりし湯武の如きは、此れと異なるか何如となり

管仲對曰。夫鳳凰鸞鳥不降。而鷹隼鴟梟豐。庶神不格。守龜不兆。握粟而筮者屢中。時雨甘露不降。飄風暴雨數臻。五穀不蕃。六畜

管仲對へて曰く、夫れ鳳凰鸞鳥降らずして、(一)鷹隼鴟梟豐かに、庶神格らず、守龜(二)兆せず、(三)粟を握りて筮する者、屢中り、時雨甘露降らず、飄風暴雨數臻り、五穀蕃せず、六畜育せずして、蓬蒿藜藋並び興る。夫れ鳳皇の文は、徳義を前にし、日昌を後にし、昔人を命を受くる者は、(四)龍龜假り、河は圖を出し、雒は書を出し、地は乘黄を出す。今(五)三祥未だ有る者を見ず。命を受くと曰ふと雖も、乃ち諸を失ふなからんやと。

朝二諸侯於陽穀一。故兵車之會六。乘車之會三。九二合諸侯一。一二匡天下一。甲不レ解レ纍。兵不レ解レ翳。弢無レ弓服無レ矢。寢二武事一。行二文道一。以朝二天子一。葵丘之會。天子使二大夫宰孔一。致二胙於桓公一。曰。余一人之命。有二事於文武一。使二宰孔致一レ胙。且有二後命一。曰。以二爾自卑勞一。實謂二爾伯舅一。毋二下拜一。

桓公。召二管仲一而謀。管仲對曰。爲レ君不レ君。爲レ臣不レ臣。亂之本也。桓公

に矢なく、武事を寢め、文道を行ひ、以て天子に朝す。蔡丘の會に、天子大夫宰孔をして、胙を桓公に致さしめて曰く、(五)余れ一人の命、文武に事あり。(六)宰孔をして胙を致さしむ。且後命あり。曰く、(七)爾自卑勞するを以て、實に爾を伯舅と謂ふ、下拜するなかれと。

(一) 牲を飾り云々、言ふは、牲(いけにへ)を清潔にして、載書即ち盟誓の書を牲の上に載せ、上下庶神に誓ふ庶は一に薦に作る (二) 兵馬を以て會せること (三) 平和親睦の爲めの會 (四) 遂に天下を一匡して、甲冑はなほに結びたるまゝにて解かず。兵器はさやを取り去らず、弓はふくろに、矢はこにありて用ひず (五) 祭肉を桓公に贈る (六) 余一人の命祖先文王の廟に祭事を爲したれば、其祭肉を分つとなり (七) 言ふは、自ら王事に勞するを以て、其の勞に酬いて爾を伯舅と稱すとなり

桓公、管仲を召して謀る。管仲對へて曰く、君となりて君たらず、臣となりて臣たらざるは、亂の本なりと。桓公曰く、余は(一)乘車の會三、(二)兵車の會六、諸侯を九合し、天下を一匡し、北は孤竹山戎穢貉拘秦夏に至り、西は流沙西虞に

貉、破二屠何一、而騎寇始服。北伐二山戎一、制二泠支一、斬二孤竹一、而九夷始聽。海濱諸侯、莫レ不二來服一。

西征攘二白狄之地一、遂至二于西河一。方レ舟設レ柎。乘レ桴濟レ河。至二于石沈一。縣レ車束レ馬、踰二大行與二卑耳之谿一、拘二秦夏一。西服二流沙西虞一。而秦戎始從。故兵一出、而大功十二。故東夷西戎、南蠻北狄。中諸侯國、莫レ不二賓服一。

西征して白狄の地を攘ひ、遂に西河に至り、舟を方べ、柎を設け、（一）桴に乘り河を濟り、石沈に至る。車を縣け馬を束ね、（二）大行と卑耳の谿を踰え、秦夏を拘へ、西は流沙西虞を服して、秦戎始めて從ふ。故に兵一たび出でて大功十二。故に東夷西戎南蠻北狄、中は諸侯の國も、賓服せざるなし。

（一）柎は、字書に、方木水に置くを柎といふとあり、いかだなり（二）崎嶇なる處故に、車馬に乘りて通り難し、車を繫ぎ、馬を束縛して送りしなり

與二諸侯一飾レ牲。爲二載書一。以誓二要于上下庶神一。然後率二天下一、定二周室一。大

諸侯と與に牲を飾り、載書を爲りて、上下庶神に誓要し、然る後に天下を率ゐて、周室を定め、大に諸侯を陽穀に朝す。故に兵車の會六、（一）乘車の會三、（二）諸侯を九合し、（三）天下を一匡し、甲は纍を解かず、兵は翳を解かず、弢に弓なく、服

の時に諸侯多く酒に沈湎し、淫暴にして天子に服せざるものあり

於有レ弊。渠彌於有レ隆。綱山於有レ牢。四鄰大親。既反二其侵地一。正二其封疆一。地南至二於岱陰一。西至二於濟一。北至二於海一。東至二於紀隨一。地方三百六十里。三歲治定。四歲教成。五歲兵出。有二教士三萬人。革車八百乘一。諸侯多沈亂。不レ服二於天子一。

於レ是乎。桓公東救二徐州一。分二吳半一。存二魯蔡陵一。割二越地一。南據二宋鄭一。征二伐楚一。濟二汝水一。踰二方地一。望二汶山一。使レ貢二絲于周室一。成周反二胙於隆嶽一。荊州諸侯。莫レ不二來服一。中救二晉侯一。禽二狄王一。敗二胡

是に於て、桓公東して徐州を救ひて、吳の半(一)を分ち、魯の蔡陵を存し、越の地を割きて南宋と鄭とに(二)據り、楚を征伐し、汝水を濟り、方池を踰え、汶山を望み、絲(三)を周室に貢せしめ、成周は胙を隆嶽(四)に反し、荊州の諸侯來服せざるなし。中は晉侯を救うて狄王を禽し、胡貉を敗り、屠何を破りて、騎寇始めて服し、北は山戎を伐ち、冷支を制し、孤竹を斬りて、九夷始めて聽き(五)、海濱の諸侯來服せざるなし。

(一) 吳の國の半を取りて、徐の國に分ち與ふ (二) 宋鄭の國を根據として、楚を征す (三) 楚の産する絲を周の天子に貢せしむ (四) 隆嶽は衡山なり、楚にあり、楚は天子に叛きて祭るを得ず。是に至りて楚新に服し、路通じ始めて胙をおくり祭ることを得たるなり (五) 言ふは、命を聽くなり

子對曰。以晉爲主。反其侵地常潛。使海於有弊。渠彌於有陼。綱山於有牢。桓公曰。吾欲西伐。何主。管子對曰。以衞爲主。反其侵地吉臺原姑。與柒里。使海於有弊。渠彌於有陼。綱山於有牢。桓公曰。吾欲北伐。何主。管子對曰。以燕爲主。反其侵地柴夫吠狗。使海

綱山に牢あらしめんと。

(一) 言ふは、案内者たらしめん　(二) 弊は蔽、渠彌は河渠、綱山は一方を綱紀するの山なり。言ふは、海濱には藩障を置き、河渠には堤防を築き、山に依り城を築きて其の國を堅固にし、他の攻入ることを禦ぐべからしむ

桓公曰く、吾れ西伐せんと欲す。何れを主とせんと。(一) 管子對へて曰く、衞を以て主と爲し、其の侵地の吉臺原姑と柒里とを反し、海に弊あり、(二) 渠彌に陼あり、綱山に牢あらしめんと。桓公曰く、吾れ北伐せんと欲す。何れを主とせんと。管子對へて曰く、燕を以て主となし、其の侵地の柴夫吠狗を反し、海に弊あり、渠彌に陼あり、綱山に牢あらしめんと。四隣大に親み、既に其の侵地を反し、其の封彊を正し、地南は岱陰に至り、西は濟に至り、北は海に至り、東は紀隨に至り、地方三百六十里、三歲治定り、四歲敎成り、五歲兵出で、(三) 敎士三萬人、(四) 革車八百乘有り。諸侯多く沈亂し、(五) 天子に服せず。

(一) 案内者なり。解前に出づ　(二) 解、前に出づ　(三) 敎士は軍陣敎習の士なり　(四) 革車は、兵車なり　(五) 是

樊。多其資糧。財幣足之。使出周游於四方。以號召收求天下之賢士。飾玩好。使出周游於四方。鬻之諸侯。以觀其上下之所貴好。擇其沈亂者。而先政之。

公曰。外內定矣。可乎。管子對曰。未可。鄰國未吾親也。公曰。親之奈何。管子對曰。審吾疆場。反其侵地。正其封界。毋受其貨財。而美爲皮幣。以極聘頫於諸侯。以安四鄰。則鄰國親我矣。

公曰く、外内定る。可なるかと。管子對へて曰く、未だ可ならず。鄰國未だ吾れを親まざるなりと。公曰く、之を親む、奈何と。管子對へて曰く、吾が疆場(一)を審にし、其の侵地を反し、其の封界を正くし、其の貨財を受くるなくして、美しく皮幣(二)を爲り、以て極く諸侯に聘頫(三)し、以て四鄰を安ずれば、鄰國我れを親むと。

(一) 言ふは、自國の境界を審査して、諸侯より侵奪したる地を反す (二) 美しき皮幣を爲るは美き贈物を調へて、數々諸侯に使者を遣るなり。周禮に、大夫衆來を頫と曰ひ、寡來を聘と曰ふと

桓公曰。甲兵大足矣。吾欲南伐。何主。管

桓公曰く、甲兵大に足る。吾れ南伐せんとす、何れを主(一)とせんと。管子對へて曰く、魯を以て主となし、其の侵地常潛を反し、海に弊(二)あり、渠弭に陼あり、

桓公曰。甲兵大足矣。吾欲從事於諸侯。可乎。管子對曰。未可。治內者未具也。爲外者未備也。故使鮑叔牙爲大諫。王子城父爲將。弦子旗爲理。甯戚爲田。隰朋爲行。曹孫宿處楚。商容處宋。季勞處魯。徐開封處衞。匽尙處燕。審友處晉。又游士八千人。奉之以車馬衣

桓公曰く、甲兵大に足る。吾れ諸侯に從事せんと欲す。可ならんやと。管子對へて曰く、未だ可ならず。內を治むる者未だ具らざるなり。外を爲むる者未だ備はらざるなり。故に鮑叔牙をして大諫とならしめ、王子城父は將となり、弦子旗は理となり、甯戚は田となり、隰朋は行となり、曹孫叔は楚に處り、商容は宋に處り、季勞は魯に處り、徐開封は衞に處り、匽尙は燕に處り、審友は晉に處る。又游士八千人、之に奉ずるに車馬衣裘を以てし、其の資糧を多くし、財幣は之を足し、出でて四方に周游せしめて、天下の賢士を號召收求し、玩好を飾り、出でて四方に周游せしめ、之を諸侯に鬻ぎ、以て其の上下の貴好する所を觀、其の沈亂する者を擇びて、先づ之を政す。

(一) 諸侯を會同して、盟約を爲さんとす。解、前に出づ (二) 理は獄を掌る官なり (三) 農事を掌る官なり (四) 賓客を待する官なり (五) 楚に處る以下は、所謂外交官なり (六) 外游の士八千人を擇びて、之に車馬衣裘を供給し、資糧を多く與へ、財幣を不足なきやうにす (七) 天下の賢士を召集し、玩好を調へ飾りて四方に周游し、之を諸侯に賣り、其の好尙を觀て、其の國上下の酒に沈湎し、政亂れたるか否かを察して、先づ是等の諸侯を正す

未レ可。若二軍令一。則吾既寄二諸內政一矣。夫齊國寡二甲兵一。吾欲下輕二重罪一。而移中之於甲兵上。公曰、爲レ之奈何。管子對曰。制。重罪。入以二兵甲犀脇二戟一。輕罪。入二蘭盾鞈革二戟一。小罪。入以二金鈞一。分二宥薄罪一。入以二半鈞一。無二坐抑一而訟獄者。正三二禁之一。而不レ直。則入二一束矢一。以罰レ之。美金以鑄二戈劍矛戟一。試二諸狗馬一。惡金以鑄二斤斧鉏夷鋸欘一。試二諸木土一。

公曰く、之を爲す奈何と。管子對へて曰く、制に、(二)重罪は入るに兵甲犀脇(三)二戟を以てし、輕罪は蘭(四)盾鞈革(五)二戟を入れ、小罪は入るに金鈞(六)を以てし、薄罪を分宥(七)し、入るに半鈞を以てし、坐抑(八)なくして訟獄する者は、正に之を三禁して、直らざれば、一束矢を入れしめて、以て之を罰す。(九)美金は以て戈劍矛戟を鑄て、諸を狗馬に試み、惡金は以て斤斧鉏夷鋸欘を鑄て、諸を木土に試みんと。

(一) 言ふは、重罪の者を輕減して、之を甲兵に移し、罪を贖はしめん (二) 制とは、法制に定めてあるをいふ (三) 犀皮を以て製したる鎧の胴なり (四) 蘭錡は、兵器を掛くる架なり。西京賦註に他の兵を受くるを蘭といひ、弩を受くるを錡といふと (五) 鞈革は、革を合せて製したる胸當なり (六) 鈞は三十斤なり。金物の目方三十斤を入るるなり (七) 言ふは、薄罪には、其事情を分別して、從犯は之を宥し、主犯には半鈞を納れしむ (八) 人より挫折屈抑せられざるに、訟獄する者は三たびまで之を禁じ、其の人直ならざれば、一束矢を納れしめて之を罰す (九) 納むる所の金、良なるものは之を以て戈劍矛戟を鑄て、其の切れ味を狗馬に試み、良ならざるものは、斤斧の類を鑄て、土木の工事に試用す

於是乎五屬大夫。退而修屬。屬退而修連。連退而修鄉。鄉退而修卒。卒退而修邑。邑退而修家。是故匹夫有善。可得而舉。匹夫有不善。可得而誅。政成國安。以守則固。以戰則彊。封內治。百姓親。可以出征四方。立一霸王矣。

是に於てか、五屬の大夫は、退きて屬を修め、屬は退きて連を修め、連は退きて鄉を修め、鄉は退きて卒を修め、卒は退きて邑を修め、邑は退きて家を修む。是の故に匹夫善あれば得て擧ぐべく、匹夫不善あれば得て誅すべし。政成り國安く、以て守れば固く、以て戰へば彊し。封內治り、百姓親む、以て出て四方を征し、一霸王を立つべしと。

（一）各自の官屬なり　（二）一屬は退きて云々、各退きて其の任に就き、配下の人を監督するなり　（三）上に述ぶる如く、上下連屬して治を爲す。故に其の配下の善不善人は明に知られ、賞罰立所に施行するを得　（四）一霸王の業を成すを得べし

桓公曰。卒伍定矣。事已成矣。吾欲從事於諸侯。其可乎。管子對曰。

桓公曰く、卒伍定まり、事已に成る。吾れ諸侯に從事せんと欲す。其れ可なるかと。管子對へて曰く、未だ可ならず。軍令の若きは、吾れ既に諸を內政に寄す。夫れ齊國は甲兵寡し。吾れ重罪を輕くして、之を甲兵に移さんと欲すと。

於二子之屬一。有下居處爲レ義。好レ學。聰明質仁。慈二孝於父母一。長弟聞二於鄉里一者上。有則以告。有而不二以告一。謂二之蔽一レ賢。其罪五。有司已レ事而竣。公又問焉曰。於二子之屬一。有下拳勇股肱之力。秀二出於衆一者上。有則以告。有而不二以告一。謂二之蔽一レ才。其罪五。有司已レ事而竣。公又問焉曰。於二子之屬一。有下不レ慈二孝於父母一。不レ長二弟於鄉里一。驕躁淫暴。不レ用二上令一者上。有則以告。有而不二以告一者。謂二之下比一。其罪五。有司已レ事而竣。

に慈孝に、長弟鄉里に聞ゆる者あるか。有らば以て告げよ。有りて告げざるは、之を賢を蔽ふと謂ふ。其の罪五、(三)有司事を已めて而して竣つと。公又問うて曰く、子の屬に於て、(四)拳勇股肱の力、衆に秀出する者あるか。有らば以て告げよ。有りて告げざれば、之を才を蔽ふと謂ふ。其の罪五、有司事を已めて而して竣つと。公又問うて曰く、子の屬に於て、父母に慈孝ならず、鄉里に長弟ならず、(五)驕躁淫暴にして、上の令を用ひざる者あるか。有らば以て告げよ。有りて告げざるは之を(六)下比と謂ふ。其の罪五、有司事を已めて而して竣つと。

(一) 子の配下の人なり　(二) 此の一節は、前と文義同じ　(三) 有司既に事を復申し畢りて、上の命を俟つなり　(四) 拳勇云々、腕の力股肱の力の衆人に優りたる者、解、既に前に出づ　(五) 傲り高ぶり、淫蕩躁暴なる義なり。解大抵前に同じ　(六) 下に黨比するなり、解、前に同じ

如レ爲二善於里一。與三其爲二善於里一。不レ如レ爲二善家一。是故士莫三敢言二一朝之便一。皆有二終歲之計一。莫下敢以二終歲一爲上レ議。皆有二終身之功一。

便を言ふなく、皆終歲の計あり。敢て終歲を以て議をなすなく、皆終身の功あり。

㊀ 言ふは、家に善を爲すより、里鄕と漸次に廣く及ぼすを要すと、所謂修身より齊家齊家より治國平天下といふに同じ ㊁ 士たる者、一朝の便を計らずして、終歲の計を爲し、終歲を計らずして、終身の功を目的とす。卽ち目前の利を計らずして、永遠の計を爲すをいふ

正月之朝。五屬大夫。復二事於公一。擇二其寡功者一而讓レ之。曰。列レ地分レ民者若レ一。何故獨寡レ功。何以不レ及レ人。教訓不レ善。政事其不レ治。一再則宥。三則不レ赦。

正月の朝に、五屬大夫公に復事し、其の功寡き者を擇びて、之を讓めて曰く、地㊂を列し民を分つ者、一の若し。何の故に獨功寡き、何を以て人に及ばず、敎訓㊃善からず、政事其れ治まらざるや。一再は宥す、三たびなれば赦さずと。

㊂ 言ふは、地を區き、民を分ち、與ふること他と異ならざるに、何如なれば他に及ばざるや、敎訓政事宜からざる故ならんと

公又問焉曰。

公又問ひて曰く、子の屬㊀に於て、居處義㊁をなし學を好み、聰明質仁にして、父母

問其鄉里一。以觀二其所能一。而無二大過一。登以爲二上卿之佐一。名レ之曰二三選一。

高子國子。退而修レ鄉。鄉退而修レ連。連退而修レ里。里退而修レ軌。軌退而修レ家。是故匹夫有レ善。故可二得而擧一也。匹夫有二不善一。故可二得而誅一也。政既成。鄉不レ越レ長。朝不レ越レ爵。罷士無レ伍。罷女無レ家。士三出レ妻。逐二於境外一。女三嫁。入二於舂穀一。

高子國子は、退きて(一)鄉を修め、鄉は退きて連を修め、連は退きて里を修め、里は退きて軌を修め、軌は退きて家を修む。是の故に匹夫善あるとき、故に得て擧ぐべきなり。匹夫不善あるとき、故に得て誅すべきなり。政既に成り、(二)鄉は長を越えず、朝は爵を越えず、(三)罷士は伍なく、罷女は家なし。(四)士は三たび妻を出せば、境外に逐はれ、女は三嫁すれば、舂穀に入る。

(一) 鄉を修め云々、言は鄉長は連を修め、連の長は里を修め、里の長は軌を修め、漸次に監督を爲すなり (二) 言ふは、鄉に於ては長を敬して之を陵すことなく、朝に於ては、爵位を敬して之を陵がず (三) 罷とは、德義に乏き者なり。此の如き者には、伍を爲なす者なく、罷女は人之を娶らず、故に家なし (四) 三出三嫁に至るは、無論缺行あるものとして之を逐ひ又は舂穀に入るるなり。舂穀とは、米を搗(つく)くこと、罰として勞役を課するなり

是故。民皆勉レ爲レ善。士與二其爲二善於鄉一。不レ

是の故に民は皆善士たるを勉む。其の善を(一)鄉になすよりは、善を里になすに如かず。其の善を里になすよりは、善を家になすに如かず。是の故に(二)士は敢て一朝の

是乎。鄕長退。而修ㇾ德進ㇾ賢。桓公親見ㇾ之。遂使二役之官一。公令二官長期而書ㇾ伐以告一。

且令下選二官之賢者一而復上ㇾ之。曰。有ㇾ人。居二我官一。有二功休德一。維順端愨。以待時使。使二民恭敬以勸一。其稱二秉言一。則足三以補二官之不善政一。公宣二問其鄕里一。而有二考驗一。乃召而與ㇾ之坐。省二相其質一。以參二其成功成事一。可ㇾ立。而時設二問國家之患一。而不ㇾ肉。退而察二

且官の賢者(一)を選びて之を復さしむ。曰く、人あり、我が官に居り、功と休德と(二)あり。維れ順にして端愨(三)、以て時使を待つ。民をして恭敬にして以て勸ましむ。其の秉言(四)を稱するは、以て官の不善政を補ふに足ると。公其の鄕里を宣問し、考驗あらば、乃ち召して之と坐し、其の質(五)を省相し、其の成功成事を參し立つ(六)べし。而して時に國家の患を設問するに肉せず(七)。退きて其の鄕里を察問して、其の所能を觀るに、大過なければ、登して上卿の佐となし、之を名けて三選(八)と曰ふ。

(一)官長の部下に居る賢者なり　(二)言ふは、我が掌る官屬内に居りて功あり、又美德ありと推薦す、休は美なり　(三)端正誠實なり　(四)言ふは、其の人の秉言、卽ち稱說する持論は、官の不善政を修補するに足る　(五)言ふは其の人の性質を省視す　(六)言ふは、其の成功を參考して、立てて官吏となす　(七)肉は、韻詁に、慢なり、肉慢、緊の誤とあり。言ふは、國家の患たることを假り設けて問ふに、少しもはづることなく答ふるなり。設問は實に有るにあらず。假りにあることゝして問ふなり　(八)言ふは、鄕長之を進め、官長之を選び、公之を詳觀す。是れ三選なり

公又問焉曰。於子之鄉。有拳勇股肱之力。筋骨秀出於衆者。有則以告。有而不以告。謂之蔽才。其罪五。有司已於事而竣。

公又問ひて曰く、子の鄉に於て、拳勇股肱の力、筋骨衆に秀出する者あるか。有らば以て告げよ。有れども告げざれば、之を才を蔽ふと謂ふ。其の罪五、有司事を已めて、而して竣く。

(一) 腕の力股肱の力ありて、筋肉たくましく、衆人に立ち勝りたるものなり　(二) 才あるものを隠すなり

公又問焉曰。於子之鄉。有不慈孝於父母。不長弟於鄉里。驕躁淫暴。不用上令者。有則以告。有而不以告。謂之下比。其罪五。有司已於事而竣。於

公又問ひて曰く、子の鄉に於て、父母に慈孝ならず、鄉里に長弟ならず、驕躁淫暴にして、上の令を用ひざる者あるか。有らば以て告げよ。有れども告げざれば、之を下比と謂ふ。其の罪五、有司事を已めて、而して竣くと。是に於てか、鄉長退きて、德を修め賢を進む。桓公親ら之を見て、遂に之を官に使役す。公官長をして、期にして伐を書して告げしむ。

(一) 長弟の解、前に出づ　(二) 驕躁は、傲り高ぶりて事を起して、躁(さわぐ)ものなり　(三) 下比とは、鄉長たる者が下に黨比するなり　(四) 官長に命じて、官に使役せし者の一年の成績を察し、伐即ち功を書して上に告げしむ　期は一年なり

相樂。行作相和。哭泣相哀。是故。夜戰其聲相聞。足二以無一レ亂。晝戰其目相見。足二以相識一。驩欣足二以相死一。是故以守則固。以戰則勝。君有二此教士三萬人一。以橫二行於天下一。誅二無道一。以定二周室一。天下大國之君。莫二之能圉一也。

に相驩欣し、事あるときは死を以て相助くるに足る　(七) 周の天下を保護するなり　(八) 言ふは、天下大國の君も桓公の爲す所を拒むを得ず。皆其の命を聽くに至るなり

正月之朝。鄉長復レ事。公親問焉曰。於二子之鄉一。有下居處爲レ義好レ學。聰明質仁。慈二孝於父母一。長弟聞二於鄉里一者上。有則以告。有而不二以告一。謂二之蔽一レ賢。其罪五。有司已二於事一而竣。

正月の朝に、鄉長事を復し、(一) 公親ら問ひて曰く、子の鄉に於て、居處(二)義を爲し、學を好み、聰明質仁(三)父母に慈孝にして、長弟(四)鄉里に聞ゆる者あらん。有らば以て告げよ。有れども告げざれば、之を賢を蔽ふ(五)と謂ふ。其の罪五、(六)有司(七)事を已めて、而して竣くと。

(一) 一年の見聞處理えし所を復申するなり　(二) 居處は、平居と言ふ如し　(三) 質實にして仁心あるなり　(四) 長とは、年長者にして善く年少者を導くをいひ、弟とは年少者にして、善く長者に事ふるをいふ　(五) 賢者を隱蔽して上に進めざるなり　(六) 其の罪は、五刑の中に入る　(七) 言ふは、有司は事を復申し畢りて退き、君命を俟つ

爲レ旅。鄕良人率レ之。五鄕一師。故萬人一軍。五鄕之帥率レ之。

三軍。故有二中軍之鼓一、有二高子之鼓一。有二國子之鼓一。春以田曰レ蒐。振旅。秋以田曰レ獮。治兵。是故卒伍政定二於里一。軍旅政定二於郊一。內教既成。令レ不レ得二遷徙一。故卒伍之人。人與レ人相保。家與レ家相愛。少相居。長相游。祭祀相福。死喪相恤。禍福相憂、居處

三軍、故に中軍(一)の鼓あり、高子の鼓あり、國子の鼓あり。春は以て田して蒐と曰(二)ひ、振旅す。秋は以て田し獮と曰(三)ひ、治兵す。是の故に卒伍の政は里に定り、軍旅の政は郊に定る。內敎既に成り、(四)令遷徙を得ず。故に卒伍の人は、人人と相保(五)ち、家家と相愛し、少くして相居り、長じて相游び、祭祀相福し、死喪相恤み、禍福相憂ひ、居處相樂み、行作相和し、哭泣相哀む。是の故に夜戰にも其の聲相聞え、以て亂るなきに足り、晝戰には、其の目相見、以て相識るに足り、驩欣(六)以て相死するに足る。是の故に守れば固く、戰へば勝つ。君此の敎士三萬人ありて、天下に横行し、無道を誅して、以て周室(七)を定めば、天下大國の君、之を能く圉(八)ぐなきなり。

(一) 中軍は、公の率ゐる所なり。餘の二軍は、高子國子分ちて之を率ゐる (二) 春の田獵を蒐と稱し、戰終り軍旅を整へることを爲す (三) 秋の田獵を獮と稱し、兵を進むることを爲す (四) 國內の敎既に成りたる後、令を下して專斷に居處を移すを得ざらしむ (五) 人と人と互に保護し、吉凶相與にし、一家族の如くならしむ (六) 平生互

里。三二分齊國一、以爲二三軍一。擇二其賢民一、使レ爲二里君一。鄕有二行伍一。卒長則二其制令一。且以田獵。因以賞罰。則百姓通二於軍事一矣。

（一）高子國子は、齊の大臣なり。此の二人と公と、齊國の人類を三分して、三軍と爲し、此れを内政に軍令を寓すといふ　（二）里君は、里の長を置きて里の事を處理せしむ　（三）纂詁に云ふ、制度號令を發布す

桓公曰、善。於レ是乎。管子乃制二五家一以爲レ軌。軌爲二之長一。十軌爲レ里。里有レ司。四里爲レ連。連爲二之長一。十連爲レ鄕。鄕有二良人一。以爲二軍令一。是故五家爲レ軌。五人爲レ伍。軌長率レ之。十軌爲レ里。故五十人爲二小戎一。里有司率レ之。四里爲レ連。故二百人爲レ卒。連長率レ之。十連爲レ鄕。故二千人

桓公曰く、善しと。是に於てか管子乃ち五家を制して（一）軌となし、軌に之れが長を爲し、十軌を里となし、里に司あり。四里を連となし、連に之が長をなす。十連を鄕となし、鄕に良人（二）あり、以て軍令をなす。是の故に五家を軌となし、五人を伍となす。軌長之を率る、十軌を里と爲す。故に五十人を小戎と爲し、里の有司之を率る、四里を連となす。故に二百人を卒となし、連長之を率る。十連を鄕となす。故に二千人を旅となし、鄕の良人之を率る、五鄕に一師、故に萬人一軍、五鄕の帥之を率る。

（一）五家を定めて軌となし、十軌を一里となして、之に司を置き、以上家を以て國城を實むるなり　（二）良人は鄕の長なり。此段は國中を畫して、軍政を寓するを説明す

公曰。民安矣。其可乎、管仲對曰。未レ可。君若欲下正二卒伍一。修中甲兵上。則大國亦將下正二卒伍一修中甲兵上。君有二征戰之事一。則小國諸侯之臣。有二守圉之備一矣。然則難三以速得二意於天下。公欲三速得二意於天下諸侯一。則事有レ所レ隱。而政有レ所レ寓。

公曰く、民安し、其れ可なるかと　管仲對へて曰く、未だ可ならず。君若し卒伍を正し、甲兵を修めんと欲せば、大國亦將に卒伍を正し、甲兵を修めんとす。君征戰の事あらば、小國諸侯の臣も、(一)守圉の備あり。然らば則ち速に意を天下に得難し。(二)公速に意を天下の諸侯に得んと欲せば、(三)事隱す所ありて、政寓する所ありと。

(一) 守備なり。圉は、ふせぐことをいふ　(二) 公は、君に作るを可とす　(三) 言ふは、事を秘密にして、政の中に軍事を寓することあるを要すと

公曰。爲レ之奈何。管子對曰。作二內政一。而寓二軍令一焉。爲二高子之里一。爲二國子之里一。爲二公

公曰く、之を爲は、奈何と。管子對へて曰く、內政を作して軍令を寓す。(一)高子の里を爲し、國子の里を爲し、公の里を爲し、齊國を三分して三軍と爲し、其の賢民を擇びて(二)里君とならしめ、鄕に行伍あり、卒長は其の(三)制令を則し、且つ以て田獵し、因て以て賞罰すれば、百姓軍事に通ずと。

勸民知。加刑無苛。以濟百姓。行之無私。則足以容衆矣。出言必信。則令不窮矣。此使民之道也。

㊀財を有する者を擧用し、工事を善くする者を立てて長となし民の財用を節止す ㊁賢能を陳說し、賢能を賞するときは、民は之を慕ひて、知能を進めんことを勉む ㊂上の令する所、必ず行はれて窮することなし

桓公曰。民居定矣。事已成矣。吾欲從事於天下諸侯。其可乎。管子對曰。未可。民心未安。公曰。安之奈何。管子對曰。修舊法。擇其善者。擧而嚴用之。慈於民。予無財。寬政役。敬百姓。則國富而民安矣。

桓公曰く、民居定り、事已に成る。吾れ天下の諸侯に從事せんと欲す。其れ可なるかと。管子對へて曰く、未だ可ならず。民心未だ安からずと。公曰く、之を安んずるは奈何と。管子對へて曰く、舊法を修め、其の善者を擇び、擧げて之を嚴用し、民に慈し、財なきに予へ、政役を寛にし、百姓を敬すれば、國富みて民安しと。

㊀諸侯を會同して、盟約をなさしむることとなり ㊁舊法を修理して、其の善きものを擇び、擧げて之を嚴用す 嚴用は大切に用ふる義なり

於愛レ民。公曰。愛レ民之道奈何。管子對曰。公修二公族一。家修二家族一。使二相連以一レ事。相及以レ祿。則民相親矣。放二舊罪一。修二舊宗一。立レ無レ後。則民殖矣。省二刑罰一。薄二賦斂一。則民富矣。鄉建二賢士一。使レ教二於國一。則民有レ禮矣。出レ令不レ改。則民正矣。此愛レ民之道也。

ば、民相親む。舊罪を放ち、舊宗を修め、後なきを立つれば民殖す。刑罰を省き賦斂を薄くすれば、民富む。鄉に賢士を建て、國に教へしむれば、民禮有り。令を出して改めざれば、民正し。此れ民を愛するの道なりと。

(一)言ふは、天下を經營して、自己が果して天の時を得たるか否やを試みんと思ふと　(二)卿大夫士の如き、家を有する者は、家族理め一家族互に聯絡して事を爲し、又祿は分與して、相及ぼさしむるときは、民親睦することとなる　(三)舊罪を免すなり　(四)舊宗は云々、舊家の宗親をまとめて離散せしめず　(五)絶えたる家を興すな　(六)民殖は人民蕃殖するなり　(七)しば〳〵令を改むれば、民信ぜずして不正を爲すに至る

公曰。民富而以親。則可二以使一レ之乎。管子對曰。擧レ財長レ工。以止二民用一。陳レ力尙レ賢。以

公曰く、民富みて親しめば、以て之を使ふべきかと。管子對へて曰く、財を擧げ工を長じ、以て民用を止め、力を陳べ賢を尙び、以て民知を勸め、刑を加ふること苛なく、以て百姓を濟ひ、之を行ふこと私なければ、衆を容るゝに足り、言を出す必ず信なれば、令窮らず。此れ民を使ふの道なり。

相レ地而衰二其政一則民不レ移。正二旅舊一則民不レ惰。山澤各以二其時一至。則民不レ苟。陵陸丘井田疇均。則民不レ惑。無レ奪二農時一。則百姓富。犧牲不レ勞。則牛馬育。

桓公又問曰。寡人欲レ修レ政。以干二時於天下一。其可乎。管子對曰。可。公曰。安始而可。管子對曰。始二

地を相して其の政を衰すれば、民移らず。（一）旅舊を正せば、民惰らず。山澤各其の時を以て至れば、民苟もせず、（二）陵陸、丘井、田疇均ければ、民惑はず。（三）農時を奪ふことなければ、百姓富み、（四）犧牲勞せざれば、牛馬育す。（五）

（一）政は征なり、地の肥瘠を相（みる）して其の征賦を差異すれば、民は其地に安んじて、他へ移らず　（二）劉績云ふ、舊語に、政舊を旅せざれば、民淪（をこたる）らずに作る。舊を旅するとは、故舊を弃（すつ）てて用ひざることの如しと。纂詁には、旅は寄留の民、舊は土著の者とし、其の處置を正くすれば、民惰らずとなす、暫く之に從ふ　（三）言ふは、山澤より生ずる材を取るに、時宜を以て入るときは、民も苟且事に從はず　（四）陵陸丘井田疇均とは、此等の地を均一に下民に分與するなり。陵陸は邱地なり　（五）犧牲は牛馬の類なり。勞は運用すること、言ふは、牛馬の類を過度に使用せざれば、蕃息すとなり

桓公、又問ひて曰く、寡人政を修め、時を天下に干めんと欲す、（一）其れ可なるかと。管子對へて曰く、可なりと。公曰く、安くに始めて可なると。管子對へて曰く、公は民を愛するに始まると。公曰く、民を愛するの道奈何と。管子對へて曰く、公は公族を修め、（二）家は家族を修め、相連ぬるに事を以てし、相及ぼすに祿を以てせしめ

今夫商羣萃而州處。觀二凶飢一。審二國變一。察二其四時一。而監二其鄕之貨一。以知二其市之賈一。負任擔荷。服レ牛輅レ馬。以周二四方一。料二多少一。計二貴賤一。以二其所レ有。易二其所レ無。買レ賤鬻レ貴。是以羽毛不レ求而至。竹箭有レ餘二於國一。奇恠時來。珍異物聚。且昔從二事於此一。以敎二其子弟一。相語以レ利。相示以レ時。相陳以レ知レ價。少而習焉。其心安焉。不下見二異物一而遷上焉。是故其父兄之敎。不レ肅而成。其子弟之學。不レ勞而能。夫是故。商之子常爲レ商。

今夫れ商は羣萃(一)して州處し、凶飢を觀、國變を審にし、其の四時を察して、其の鄕の貨を監し、以て其の市の賈を知り(二)、負任擔荷し(三)、牛に服し馬を輅し(四)、以て四方を周り、多少を料り、貴賤を計り、其の有る所を以て、其の無き所に易へ、賤に買ひ、貴に鬻ぐ。是を以て羽毛求めずして至り、竹箭國に餘りあり。奇恠(五)時に來り、珍異の物聚る。且昔此に從事して其の子弟を敎へ、相語るに利を以てし、相示すに時を以てし、相陳するに價を知るを以てし、少にして習ひ、其の心安じ、異物を見て遷らず。是の故に其の父兄の敎肅しまずして成り、其の子弟の學、勞せずして能くす。夫れ是の故に、商の子は常に商たり。

(一)商は群萃とて、あつまりて同類共處す。解、前にあるも此に再解す　(二)凶年飢饉を觀察して、必需の品を融通し、國の變を審かにして、物貨の貴賤を考へ、春夏秋冬の氣候の何如を察して、物價の高低を知る等、商に必要なることをなす　(三)物貨を運搬す　(四)牛馬を車につけて、負荷運送の用に供す　(五)珍奇の貨までも時には至る

父兄之教。不ㇾ肅而成。其子弟之學。不ㇾ勞而能。是故農之子常爲ㇾ農。樸野而不ㇾ慝。其秀才之能爲ㇾ士者。則足ㇾ賴也。故以耕則多ㇾ粟。以仕則多ㇾ賢。是以聖王敬畏。戚ㇾ農。

今夫工羣萃而州處。相二良材一。審二其四時一。辨二其功苦一。權二節其用一。論比計ㇾ制。斷ㇾ器。尚二完利一。相語以ㇾ事。相示以ㇾ功。相陳以ㇾ巧。相高以ㇾ知ㇾ事。旦昔從二事於此一。以教二其子弟一。少而習焉。其心安焉。不ㇾ見二異物一而遷上焉。是故其父兄之教。不ㇾ肅而成。其子弟之學。不ㇾ勞而能。夫是故。工之子常爲ㇾ工。

今夫れ工は羣萃して州處し(一)、良材(二)を相し、其の四時を審かにし(三)、其の功苦を辨じ(四)、其の用を權節し、論比(五)して制を計り、器を斷じ(六)、完利を尚び、相語るに事を以てし、相示すに功を以てし、相陳するに巧を以てし、相高ぶる(七)に事を知るを以てし、旦昔此に從事して、其の子弟を教へ、少にして習ひ、其の心安じ、異物を見て遷らず。是の故に其の父兄の教、肅まずして成り、其の子弟の學勞せずして能くす。夫れ是の故に、工の子は常に工たり。

(一)解、前段にあり　(二)工事に用ふる良材を見分くるなり　(三)材を伐り取る如きは、四時の節を審にす　(四)材料の堅美と粗惡とを辨別す。功は堅美、苦は粗惡なり　(五)其の用を計りて節制し、論比とて彼此を比較論究して、制作の得失を計度す　(六)木を裁斷して器械を作り、利用の完全なるを貴ぶ　(七)相高とは、互に工事を競みて、器を制する巧みを競ふなり

及寒擊稾。除田。以待時乃耕。深耕均種。疾耰。先雨芸耨。以待時雨。時雨既至。挾其槍刈耨鎛。以旦暮從事于田壄。稅衣就功。別苗莠。列疏遬。首戴苧蒲。身服襏襫。沾體塗足。暴其髮膚。盡其四支之力。以疾從事於田野。少而習焉。其心安焉。不見異物而遷焉。是故其

既に至れば、其の(七)槍刈耨鎛を挾みて、旦暮に田壄に從事し、衣を稅ぎ、(八)功に就き、(九)苗莠を別ち、(一〇)疏遬を列し、首に(一一)苧蒲を戴き、身に(一二)襏襫を服し、體を沾し(一三)足を塗り、其の髮膚を暴し、其の四支の力を盡くして、疾く田野に從事し、少にして習ひ、其の心安んじ、異物を見て遷らず。是の故に其の父兄の敎は、肅まずして成り、其の子弟の學は、勞せずして能くす。是の故に(一四)農の子は常に農となり、樸野にして慝ならず。其の秀才の能く士たる者は、賴むに足るなり。故に耕せば粟多く、仕ふれば賢多し。是を以て聖王は敬畏し、農を戚む。

(一) 解は前段に同じ　(二) 四時の氣候を審かにし、輕重の宜を計りて、器械を備ふ　(三) 耞芟は農具にして、耒耜(からすき)より小なるもの、比はそろへておくなり　(四) 草を打ち去り、田を修理して、春耕の時を俟つ　(五) 種を覆ふなり　(六) くさぎるなり　(七) 槍はつきこみ、刈はかま、耨はくは、鎛はすきなり　(八) 仕事に從ふなり　(九) 苗と雜草とを分ち、雜草をして苗を侵さしめず　(一〇) あらく又はこまかく、種を蒔きつく　(一一) 麻又は蒲にて作りたる笠なり　(一二) 蓑衣なり　(一三) 足を泥に塗るなり。農事の勞をいふ　(一四) 農家の子弟にして、秀才のものは士となり、正直にして賴みとするに足る

今夫士羣萃。而州處閒燕。則父與父言義。子與子言孝。其事君者言敬。長者言愛。幼者言悌。旦昔從事於此。以教其子弟。少而習焉。其心安焉。不見異物而遷焉。是故其父兄之教。不肅而成。其子弟之學。不勞而能。夫是故。士之子常爲士。

今夫れ士は羣萃して、閒燕に州處(一)すれば、父は父と義を言ひ、子は子と孝を言ひ、其の君に事ふる者は敬を言ひ、長者は愛を言ひ(二)、幼者は悌を言ふ。旦昔(三)此に從事し、以て其の子弟を教へ、少にして習ひ、其の心安く、異物を見て遷らず(四)。是の故に其の父兄の教、肅まずして成り、其の子弟の學、勞せずして能くす。夫れ是の故に、士の子は常に士となる。

(一) 集韻に云ふ、州は疇たぐひなり、同類と居るをいふ (二) 年下の者を愛する事に就いて相談し、幼者は長者に對する悌の道即ち年下たる者の道を相語る (三) 旦昔は旦夕なり (四) 言ふは、旦夕孝敬等の道に從事し、他の事に心を遷さず

今夫農羣萃。而州處。審其四時。權節具。備其械器用。比耒耜穀芨。

今夫れ農は羣萃して州處(一)し、其の四時を審にし、節を權りて(二)其の械器用を具備し、耒耜穀芨を比し(三)、寒に及びて藁を擊ち(四)、田を除ひ、時を待ちて乃ち耕し、深く耕し、均く種ゑて、疾く耰し(五)、雨に先ちて芸耨(六)し、以て時雨を待ち、時雨

軌。軌有レ長。六軌爲レ邑。邑有レ司。十邑爲レ率。率有レ長。十率爲レ鄕。鄕有二良人一。三鄕爲レ屬。屬有レ帥。五屬一大夫。武故聽レ屬。文政聽レ鄕。各保而聽。毋レ有二淫佚者一。

なし、鄕に良人あり。三鄕を屬となし、屬に帥あり。五屬に一大夫あり。(一)武政は屬に聽き、(二)文政は鄕に聽き、(三)各保して聽き、淫佚する者あるなし。

(一) 武事に關する政は、屬に問うて之をなし　(二) 文事に關する政は、鄕に問うて之をなす　(三) 言ふは、其の民を保安して、淫佚する者なからしむ

桓公曰。定二民之居一。成二民之事一。奈何。管子對曰。士農工商四民者。國之石民也。不レ可レ使二雜處一。雜處則其言哤。其事亂。是故聖王之處レ士。必於二閒燕一。處レ農。必就二田野一。處レ工。必就二官府一。處レ商。必就二市井一。

桓公曰く、民の居を定め、民の事を成す。奈何と。管子對へて曰く、士農工商の四民は、國の石民なり。(一)雜處せしむべからず。雜處すれば、其の言哤なり。(二)其の事は亂る。是の故に聖王の士を處く、必ず閒燕に於てし、(三)農を處く、必ず田野に就き、工を處く、必ず官府に就き、商を處く、必ず市井に就く。

(一) 石民とは、堅固の民なり　(二) 言ふは雜處するときは士にして賈の事を言ひ、農にして工の事を言ひ、其の言亂雜となる、故に哤といふ哤は雜言なり　(三) 言ふは、閒靜の處にをらしむ

桓公曰。參レ國奈何。管子對曰。制レ國以爲二二十一鄕一。商工之鄕六。士農之鄕十五。公帥二十一鄕一。高子帥二五鄕一。國子帥二五鄕一。參レ國。故爲二三軍一。公立二三官之臣一。市立二三鄕一。工立二三族一。澤立二三虞一。山立二三衡一。制二五家一爲レ軌。軌有レ長。十軌爲レ里。里有レ司。四里爲レ連。連有レ長。十連爲レ鄕。鄕有二良人一。五鄕一帥。

桓公曰く、國を參にするは奈何と。管子對へて曰く、國を制して二十一鄕となし、商工の鄕六、(一)士農の鄕十五、公は十一鄕を帥ゐる、高子は五鄕を帥ゐる、國子は五鄕を帥ゐる、國を參にす。故に三軍となす。公は三官の臣を立て、市に三鄕を立て、工に三族を立て、澤に三虞(二)を立て、山に三衡を立つ。五家を制して軌となし、軌に長あり。十軌を里となし、里に司あり。四里を連となし、連に長あり。十連を鄕となし、鄕に良人(三)あり。五鄕に一帥あり。

(一) 國を參にすとは、皆參の數を以て、國內を分つなり、卽ち三七の二十一鄕、二三の六鄕、三五の十五鄕の如し (二) 虞は山澤を掌る官、衡は林川を掌る官とあり (三) 良人は一鄕の長たり

桓公曰。五部奈何。管子對曰。制二五家一爲レ

桓公曰く、五部とは奈何と。管子對へて曰く、五家を制して軌となし。軌に長あり。六軌を邑となし、邑に司あり。十邑を率となし、率に長あり。十率を鄕と

式美以相應。比綴以書。原本窮末。勸之以慶賞。糾之以刑罰。糞除其顚旄。賜予以鎭撫之。以爲民終始。公曰。爲之奈何。

㊀ 文王武王の行ふ所の迹に法る、纂詁に云ふ、遠は大なりと、即ち大なる行迹なり ㊁ 民の道を行ふ書を比較詳論し、其の善き者を舉げて官に就かしむ ㊂ 象は法象、國の法度を國門に掲示するなり ㊃ 民紀となすとは國民の守るべき紀律となすなり ㊄ 式は用なり、美事を取り用ひ、言行相應ずれば、彼此を次弟綴輯して、之を策に書し置き、猶本末を尋繹し、之を賞罰す ㊅ 劉績云ふ、糞は分異なり、顚旄は、纂詁に顚毛に作る、即ち頭毛に依りて其の年齒を分異次第し、賜予して之を鎭撫し、民をして始終を全くせしむ

管子對曰。昔者聖王之治其民也。參其國。而伍其鄙。定民之居。成民之事。以爲民紀。謹用其六秉。如是。而民情可得。而百姓可御矣。桓公曰。六秉者何也。管子曰。殺生貴賤貧富。此六秉也。

管子對へて曰く、昔者聖王の其の民を治むるや。其の國を參にして(一)、其の鄙を伍にし、民の居を定め、民の事を成して、以て民紀をなし、謹みて其の六秉(二)を用ふ。是の如くにして、民情得べく、百姓御すべしと。桓公曰く、六秉とは何ぞやと。管子曰く、殺生、貴賤、貧富は、此れ六秉なりと。

㊀ 解は、次段に詳かなり ㊁ 六秉とは、次に述べたる如く、人を殺すこと、生かすこと、貴くすること、賤くすること、貧しくすること、富ます事にて此の六秉は君の權なり

獵畢弋。不聽國政。卑聖侮士。唯女是崇。九妃六嬪。陳妾數千。食必粱肉。衣必文繡。而戎士凍飢。戎馬待游車之弊。戎士待陳妾之餘。倡優侏儒在前。而賢士大夫在後。是以國家不日益。不月長。吾恐宗廟之不掃除。社稷之不血食。敢問爲之奈何。

前に在りて、賢士大夫後に在り。是を以て國家日に益さず、月に長ぜず。吾れ宗廟の掃除せず、社稷の血食せざるを恐る(五)。敢て問ふ、之を爲す奈何と。

(一) 廟に醴し三酌とは、大臣を尊敬する禮なり (二) 畢は小網、弋は繳射、矢に絲を附け鳥獸を射ること、之をいぐるみといふ (三) 言ふは、戎馬に用ふる車は、游車の敝れたるをつくろひ用ひ、戎士に與ふる食は、陳妾に與へたる餘りのものを用ふ、陳妾は下陳の婢妾下陳は婢妾の列居する所をいふ (四) 倡優の如き者を先きにし、賢士を後にす (五) 言ふは、宗廟を清くするを怠り、先祖の祭も絶えんかを恐る

管子對曰。昔吾先王。周昭王。穆王。世法文武之遠跡。以成其名。合羣國。比校民之有道者。設象以爲民紀。

管子對へて曰く、昔吾が先王、周の昭王、穆王、世文武の遠跡に法りて(一)、其の名を成し、羣國を合し、民の道ある者を比校し(二)、象を設けて民紀となし(三)、美を式して以て相應じ(四)、比綴して以て書し、本を原ね末を窮め、之を勸むるに慶賞を以てし、之を糾すに刑罰を以てし、其の顚旄を糞除し(五)、賜予して之を鎭撫し、以て民の終始をなせりと。公曰く、之をなす奈何と。

至二堂阜之上一。鮑叔祓而浴レ之三。桓公親迎二之郊一。管仲詘レ纓挿レ衽。使三人操レ斧而立二其後一。公辭レ斧三。然後退レ之。公曰。垂レ纓。下レ衽。寡人將レ見。管仲再拜稽首曰。應二公之賜一。殺二之黃泉一。死且不レ朽。公遂與歸。禮二之於廟一。三酌。而問レ爲レ政焉。曰。昔先君襄公。高レ臺廣レ地。湛樂飲レ酒。田

堂阜(一)の上に至り、鮑叔祓(二)して之を浴する三たびし、桓公親ら之を郊に迎ふ。管仲、纓(三)を詘け衽を插み、人をして、斧を操りて其の後に立たしむ。公、斧を(四)辭する三たびし、然る後に之を退く。公曰く、纓を垂れ衽を下せ。寡人將に見んとすと。管仲再拜稽首して曰く、公の(五)賜を應く。之を黃泉(六)に殺すも、死且つ朽ちずと。

(一) 堂阜は、魯境と接する齊地 (二) 祓は不祥をはらふこと、祓浴は身を淨めて入國せしむるなり (三) 纓は冠のひも、衽は裳幅の交裂する所、纓を退け裳を腰帶に插むは、罪人として刑を受くる準備を爲ししなり (四) 言ふは斧を捨て去れと、三たび言ふなり (五) 公は君に作るべし、應は受なり (六) 言ふは、死を賜ふも猶且恩に感じて朽ちずと

公遂に與に歸り、之を廟に禮(一)し、三酌して政をなすを問ふ。曰く、昔先君襄公、臺を高くし地を廣くし、湛樂して酒を飲み、田獵畢弋(二)して國政を聽かず。聖を卑み士を侮り、唯女是れ崇び、九妃六嬪陳妾數千、食は必ず粱肉、衣は必ず文繡にして戎士は凍飢、戎馬(三)は游車の弊を待ち、戎士は陳妾の餘を待つ。倡(四)優侏儒

小白〇先入。得レ國。管仲召忽。奉二公子糾一後入。與レ魯以戰。能使二魯敗一。功足二以得一レ天。與レ失レ天。其人事一也。今魯懼。殺二公子糾召忽一。囚二管仲一以予レ齊。鮑叔知レ無二後事一。必將下勤二管仲一以勞中其君上。願三以顯二其功一。衆必予レ之。有レ得二力死一之功。猶尚可レ加也。顯レ生之功。將二何加一。是昭レ德以貳レ君也。鮑叔之知。不二是失一也。

り、魯と戰ひ、能く魯をして敗れしむ。功以て天を得るに足ると、天を失ふと、其の人事一なり。今魯懼れ、公子糾、召忽を殺し、管仲を囚へて齊に予ふ。鮑叔(二)後事なきを知らば、必ず將に管仲を勸めて、其の君に勞せしめんとし、(三)以て其の功を顯さんことを願ひ、衆必ず之に予へん。(四)力死を得るあるの功、猶尚加ふべきなり。生を顯すの功、將に何如せんとする。是れ德を昭にして、君に貳するなり。(五)(六)鮑叔の知是れ失はざるなり。

㊀ 鮑叔の功は、天を得ると雖も、人事に至りては、管仲の天を失ふと同一なり、是れ言ふは、鮑叔の小白に相として先へ入り、國を得たるは、天を得たるにて、管仲の公子糾を奉じて後に入りしは、天を失ふなり、然るに魯を敗りしは仲にして、其の人事は鮑叔の上にあり、固より彼此優劣なし ㊁ 言ふは、公子糾、召忽死し、管仲復た齊國を爭ふ如き後事の憂なきを知る、故に鮑叔は必ず仲に勸めて、桓公に事へしめんとなり、勤は勸の誤 ㊂ 勞は、君の爲めに勤勞せしむるなり ㊃ 力を盡して事に死する者を得るあるの功は、猶其の上に加ふべき功あるべし、然るに生者を顯はすの功は、其大にして加ふべきなし ㊄ 言ふは、鮑叔は管仲の德を顯はして、君の副貳となせしなり ㊅ 鮑叔の知は、管仲を顯はし己れの功を爲すことを失はざるなり

戮ㇾ魯也。弊邑寡君。願生二得之一。以徇二於國一。爲二羣臣僇一。若不二生得一。是君與二寡君之賊一比也。非二弊邑之君所一ㇾ謂也。使臣不ㇾ能ㇾ受ㇾ命乎。魯君乃不ㇾ殺。遂生束縛。而柙以予ㇾ齊。鮑叔受而哭ㇾ之三擧。施伯從而笑ㇾ之。謂二大夫一曰。管仲必不ㇾ死。夫鮑叔之忍。不ㇾ僇二賢人一。其智稱ㇾ賢。以自成也。

となさん。若し生得せずんば、是れ君、寡君の賊と比(二)するなり。弊邑の君の謂ふ(三)所にあらざるなり。使臣、命を受くる能はざるかと。魯君乃ち殺さず。遂に生ながら束縛して、柙(四)して齊に予ふ。鮑叔受けて之を哭して三擧(五)す。施伯從ひて之を笑ふ。大夫に謂ひて曰く、管仲必ず死せず。夫れ鮑叔の忍(六)、賢人を僇せず。其の智は賢を稱げて自ら成すなり。(七)

(一) 言ふは、齊に於て仲を殺さば、齊が之を誅戮したることにて、魯にて殺さば、魯が之を誅戮したるわけなり然るに本齊に罪を得たるもの、齊の臣なれば、願ふは、寡君に於て生得して之を誅し、羣臣の誡となさんとなり　(二) 言ふは、若し仲を渡さぬとならば、是れ君は寡君の賊と比黨するなり　(三) 謂ふ所は、劉績云ふ一に請ふ所に作ると。言ふは、寡君の願ふ所にあらず、使臣なる拙者は、君の許可を得る能はざるが、遺憾なりと　(四) 柙は檻にてなりなり　(五) 三擧は、三たび聲を擧げて哭するなり　(六) 忍は、尹知章云ふ、容忍なり、容忍して賢人を僇せず　(七) 賢人を推擧して、己れの志を成すの智あり

鮑叔。相二公子

鮑叔、公子小白を相けて先づ入り、國を得たり。管仲召忽、公子糺を奉じて後に入

行レ成。曰。公子糺親也。請君討レ之。魯人爲レ殺二公子糺一。又曰。管仲讎也。請受而甘心焉。魯君許諾。

施伯謂二魯侯一曰。勿レ予。非レ戮レ之也。將レ用二其政一也。管仲者。天下之賢人也。大器也。在レ楚。則楚得二意於天下一。在レ晉。則晉得二意於天下一。在レ狄。則狄得二意於天下一。今齊求而得レ之。則必長爲二魯國憂一。君何不三殺而授二之其屍一。魯君曰。諾。將レ殺二管仲一。

施伯、魯侯に謂ひて曰く、予ふるなかれ。之を戮するにあらざるなり（一）。將に其の政を用ひんとするなり。管仲は天下の賢人なり、大器なり。（二）楚に在らば、楚は意を天下に得ん。晉に在らば、晉は意を天下に得ん。狄に在らば、狄は意を天下に得ん。今齊は求めて之を得ば、必ず長く魯國の憂をなさん。君何ぞ殺して之に其の屍を授けざると。魯君曰く、諾と。將に管仲を殺さんとす。

（一）言ふは、齊は決して管仲を戮するにあらず、之を用ひて國政をなさしめんとなり　（二）楚にあるも、晉にあるも、何れにても管仲在る國は、志を天下に得べし

鮑叔進曰。殺二之齊一是戮レ齊也。殺二之魯一是

鮑叔進みて曰く、之を齊に（一）殺すは、是れ齊に戮するなり。之を魯に殺すは、是れ魯に戮するなり。弊邑の寡君、願くは、之を生得して以て國に徇へ、羣臣の戮

曰。寡君有二不令之臣一。在二君之國一。願請レ之以戮二於羣臣一。魯君必諾。且施伯之知二夷吾之才一。必將レ致二魯之政一。夷吾受レ之。則魯能弱レ齊矣。夷吾不レ受。彼知二其將レ反二於齊一。必殺レ之。

に君に敵せり、若し召し反さば、亦君に忠を盡さんと　(三)令は善なり　(四)言ふは、羣臣の面前にて、戮辱して他の戒となさん

公曰。然則夷吾受乎。鮑叔曰。不レ受也。夷吾事レ君。無二二心一。公曰。其於二寡人一。猶如レ是乎。對曰。非レ爲レ君也。爲二先君與二社稷一之故。君若欲レ定二宗廟一。則亟請レ之。不レ然無レ及也。公乃使二鮑叔

公曰く、然らば則ち夷吾は受けんかと。鮑叔曰く、受けざるなり。夷吾の君に事ふる、二心なし。公曰く、其の寡人に於ける、猶ほ是の如きかと。對へて曰く君のためにするにあらざるなり。先君と社稷とのための故なり。君若し宗廟を(一)定めんと欲せば、亟に之を請へ。然らざれば及ぶなきなりと。(二)公乃ち鮑叔をして成(三)を行はしめて曰く、公子糾は親なり。(四)請ふ、君之を討ぜよと。子糾を殺す。又曰く、管仲は讎なり。請ふ受けて甘心(五)せんと。魯君許諾す。魯人爲に公

(一)宗廟を定むとは、齊國を安定すと言ふがごとし　(二)言ふは、速に魯に請うて仲を反すことを爲さざれば、事に及ばざるの悔あらんとなり　(三)成は平なり、魯と平和を爲す　(四)言ふは、公子糾は我の親族なり、我自ら之を誅するに忍びず、君請ふ之を討ぜよ　(五)甘心とは、思ふまゝにせんとなり

也。忠信可レ結ニ於諸侯一。臣不レ如也。制ニ禮義一。可レ法ニ於四方一。臣不レ如也。介胄執レ枹。立ニ於軍門一。使ニ百姓皆加一レ勇。臣不レ如也。夫管仲。民之父母也。將欲レ治ニ其子一。不レ可レ棄ニ其父母一。

公曰。管夷吾。親射ニ寡人一中レ鉤。殆ニ於死一。今乃用レ之。可乎。鮑叔曰。彼爲ニ其君一動也。若宥而反レ之。其爲レ君。亦猶レ是也。公曰。然則爲レ之奈何。鮑叔曰。君使ニ人請ニ之魯一。公曰。施伯。魯之謀臣也。彼知ニ吾將レ用レ之。必不ニ吾予一也。鮑叔曰。君詔ニ使者一

公曰く、管夷吾親ら寡人を射て鉤(一)に中て、死に殆からしむ。今乃ち之を用ふ、可なるかと。鮑叔曰く、彼れは、其の君のために動きしなり(二)。若し宥して之を反さば、其の君のためにすること、亦猶ほ是のごときなりと。公曰く、然らば則ち之を爲すこと奈何と。鮑叔曰く、君人をして之を魯に請はしめよと。公曰く、施伯は魯の謀臣なり。彼れは吾れの之を用ひんとするを知らば、必ず吾れに予へざらんと。鮑叔曰く、君使者に詔げて曰へ、寡君不令(三)の臣あり、君の國にあり、願くば之を請うて羣臣に戮せん(四)と。魯君必ず諾せん。且施伯の夷吾の才を知る、必ず將に魯の政を致さんとす。夷吾之を受けば、魯は能く齊を弱めん。夷吾受けずば、彼れ其の將に齊に反らんとするを知り、必ず之を殺さんと。

(一) 鉤は、帯止の金なり　(二) 言ふは、其の事ふる君の爲に働きたるなり、當時仲は、公子糺に傅たれば、其の爲

桓公。自レ莒反ニ於齊一。使ニ鮑叔牙爲一レ宰。鮑叔辭曰。臣君之庸臣也。君有レ加ニ惠於其臣一。使三臣不ニ凍飢一。則是君之賜也。若必治ニ國家一。則非ニ臣之所一レ能也。其唯管夷吾乎。臣之所レ不レ如ニ管夷吾一者五。寬惠愛レ民。臣不レ如也。治レ國不レ失レ秉。臣不レ如

小匡第二十

内言

桓公、莒より齊に反り、鮑叔牙をして宰たらしむ。鮑叔辭して曰く、臣は君の庸臣(一)なり。君其の臣(二)に加惠するあり。臣をして凍飢せざらしむるは、是れ君の賜なり。若し必ず國家を治むるは、臣の能くする所にあらざるなり。其れ唯管夷吾か。臣の管夷吾に如かざる所の者五、寬惠民を愛するは、臣如かざるなり。國を治め秉(三)を失はざるは、臣如かざるなり。忠信諸侯に結ぶべきは、臣如かざるなり。禮義を制し、四方に法となるべきは、臣如かざるなり。介冑枹(四)を執り、軍門に立ち、百姓をして皆勇を加へしむるは、臣如かざるなり。夫れ管仲は民の父母なり。將に其の子を治めんと欲せば、其の父母を棄つべからずと。

(一) 言ふは、凡庸の臣にして、國家に宰たる器にあらず (二) 其の臣は、鮑叔自ら稱す、其の字恐くは衍、言ふは君は平生臣に惠を加へ、臣をして凍飢せざらしむるは、實にありがたき事なりと (三) 秉は、政柄なり、言ふは國の政柄を失はざるなり (四) 尹知章云ふ、枹は鼓を擊つ椎なり、言ふは、鼓を打ちて軍を勵(はげ)ますなり

於為國、成於為天下。公曰。請問為身。對曰。道血氣、以求長年長心長德、此為身也。

(一) 纂詁に云ふ、三の之の字は、皆君を指す (二) 言ふは血氣を鎭(しづめ)め、妄動せずして、年を延ばすなり (三) 心を悠長にして、功を急がざるなり

公曰、請問為國。對曰、遠舉賢人、慈愛百姓、外存亡國、繼絕世、起諸孤、薄稅斂、輕刑罰、此為國之大禮也。法行而不苛、刑廉而不赦、有司寬而不淩。菀濁困滯、皆法度不亡、往行不來。而民游世矣、此為天下也。

公曰く、國を爲むるを請ひ問ふと。對へて曰く、遠く賢人を擧げ、百姓を慈愛し外(一)亡國を存じ、絕世を繼ぎ、諸孤(二)を起し、稅斂を薄くし、刑罰を輕くす、此れ國を爲むるの大禮(三)なり。法行はれて苛ならず、刑廉にして赦さず、有司寬にして淩がず(四)。菀濁困滯(五)皆法度ありて亡せず、往行來らずして(六)民世に游ぶ。此れ天下を爲むるなりと。

(一) 外に對しては、亡國をして存立せしむ (二) 公事に死したる者の子を擧げ用ふるなり (三) 大綱といふ如し (四) 言ふは、刑罰は省くを主とするも、罪あれば妄に赦さず、役人は寬大を主として、下民を淩侮せず (五) 菀は纂詁に屈なり、濁は辱なり、言ふは、屈辱困滯、世に憐れなる窮民も、法ありて之を保護し、喪亡せしめず (六) 言ふは、國民他邦に往行し、返り來らざるも之をして自由に遊樂せしめ、追求することなし

一朝安二仲父一也。對曰。臣聞。壯者無レ怠。老者無偸順二天之道一。必以レ善終者也。三王失レ之。非二一朝之萃一。君奈何其偸乎。管仲走出。君以二賓客之禮一。再拜送レ之。

ず善を以て終る者なり。三王之を失ふは、(三)一朝の萃にあらず。君奈何ぞ其れ偸せんやと。管仲走り出づ。君賓客の禮を以て、再拜して之を送る。

(一) 言ふ、敢て仲父に對して禮を修めたりとは言はず (二) 臣聞く云々は管仲の言、仲父年長じ、寡人亦衰へたりに對へて曰ふ、老者と雖も、務を怠るは、天意にあらず、故に衰老に託して、怠慢に流るべからず (三) 三代の天下を失ふは怠と偸とより來りしにて、一朝に聚萃(あつまる)れるにあらず

明日管仲朝。公曰。寡人願聞二國君之信一。對曰。民愛レ之。鄰國親レ之。天下信レ之。此國君之信。公曰。善。請問。信安始而可。對曰。始二於爲一レ身。中二

明日管仲朝す。公曰く、寡人願くば國君の信を聞かんと。對へて曰く、民之を(一)愛し、鄰國之を親み、天下之を信ず。此れ國君の信なりと。公曰く、善し。請ひ問ふ、信は安に始めて可ならんと。對へて曰く、身を爲むるより始め、國を爲むるに中し、天下を爲むるに成ると。公曰く、身を爲むるを請ひ問ふと。對へて曰く、(二)血氣を道きて以て年を長じ、(三)心を長じ徳を長ずるを求む。此れ身を爲むるなりと。

管仲反入。倍屏而立。公不與言。少進中庭。公不與言。少進傳堂。公曰、寡人齋戒十日、而飲仲父。自以爲脫於罪矣。仲父不告寡人而出。未知其故也。對曰、臣聞之、沈於樂者、洽於憂。厚於味者、薄於行。慢於朝者、緩於政。害於國家者、危於社稷。臣是以敢出也。

公遂下堂曰、寡人非敢自爲修也。仲父年長。雖寡人亦衰矣。吾願

進みて堂に傅る。公曰く、寡人齋戒十日にして、仲父に飲ましめ、自ら以爲らく、罪に脱ると。仲父寡人に告げずして出づ。未だ其の故を知らざるなりと。對へて曰く、臣之を聞く、(三)樂に沈む者は憂に洽り、(四)味に厚き者は行に薄く、(五)朝に慢なる者は政に緩なり、(六)國家に害ある者は社稷を危くすと。臣是を以て敢て出でしなりと。

㊀内庭に至りて、屏を背にし堂に向ひて立つ　㊁進みて中庭に至る　㊂樂に耽る者は、身には憂になやまさる　㊃美味に飽き居る人は、其の行薄きものなり　㊄朝見に怠慢なる者、政事を疎かにす、言ふに朝に出て臣下に會するを怠るなり　㊅國家に害あることをなす者は、必ず其の社稷を危からしむ

公、遂に堂を下りて曰く、寡人敢て自ら修(二)となすにあらざるなり。仲父年長じ、寡人と雖も、亦衰へたり。吾れ願ふは、一朝仲父を安ぜんとなりと。對へて曰く、(一)臣聞く、壯者怠るなく、老者偸するなく、天の道に順へば、必

非ニ故且爲レ之也。必少有レ樂焉。不レ知ニ其陷ニ於惡一也。

桓公謂ニ管仲一曰。請致ニ仲父一。公與ニ管仲父一。而將レ飲レ之。掘ニ新井一而柴焉。十日齋戒。召ニ管仲一。管仲至。公執レ爵。夫人執レ尊。觴三行。管仲趨出。公怒曰。寡人齋戒十日。而飲ニ仲父一。寡人自以爲レ修矣。仲父不レ告ニ寡人一而出。其故何也。

桓公、管仲に謂ひて曰く、請ふ、仲父を致さんと。(一)公、管仲に父を與へて、將に之に飲しめんとす。新井を掘りて、(二)柴し、十日齋戒し、管仲を召す。管仲至る。公は爵を執り、(三)夫人は尊を執り、觴三行す。管仲趨り出づ。公怒りて曰く、寡人齋戒十日にして、仲父に飲ましむ。寡人自ら以て修む(四)となすに、仲父寡人に告げずして出づ。其の故何ぞやと。

(一) 仲に父の名稱を致さんとなり (二) 新井を掘りて身を淨め、柴の祭をなす、襃詁に云ふ、肉を柴に實て、之を燒きて天に告ぐるなり (三) さかづきを執りて酒を勸め、夫人は尊即ち酒を容れたる器を執り、夫婦にて仲を歡待す (四) 身を愼み禮を失はず

鮑叔隰朋。趨而出。及ニ管仲於途一。曰。公怒。

鮑叔、隰朋、趨りて出づ。管仲に途に及ぶ。曰く、公怒ると。管仲反り入り、屏(一)に倍きて立つ。公與に言はず。少しく進みて庭に中る。公與に言はず。少しく

曰。昔者禹平治天下。及桀而亂之。湯放桀以定禹功也。湯平治天下。及紂而亂之。武王伐紂。以定湯功也。且善之伐不善也。自古至今。未有改之。君何疑焉。

り今に至るまで、未だ之を改むることあらず。君何ぞ疑はんと。

(一) 三王は、夏の禹殷の湯周の武王なり (二) 禹の時の政治に復したるなり

公又問曰。古之亡國其何失。對曰。計得地與寶。而不計失諸侯。計得財委。而不計失百姓。計見親。而不計見棄。三者之屬。一足以削。遍而有者亡矣。古之隳國家隕社稷者。

公又問うて曰く、古の亡國、其れ何の失あると。對へて曰く、地と寶とを得るを計りて、諸侯を失ふを計らず、財委(一)を得るを計りて、百姓を失ふを計らず、親まるゝを計りて、棄てらるゝを計らず。三者の屬、一は以て削らるゝに足り、(二)遍くして有する者は亡す。(三)古の國家を隳し、社稷を隕す者は、故さらに且つ之をなすにあらざるなり。必ず少しく樂むありて其の惡に陷るを知らざるなりと。

(一) 委は前に解する如く、米薪芻をいふ、此等の物は、皆農民の備ふる所なり (二) 前三者の内、一あれば國は削らるゝなり、若し三者皆あるときは、滅亡するなり (三) 古の國家社稷を失ふ者は、わざと之をなすにはあらず始の少しの樂に耽りて、知らず識らず惡に陷るなり

者。可乎。對曰。愛二四封之内一。而後可三以惡二竟外之不善者一。安二卿大夫家一。而後可三以危二救レ敵之國一。賜二小國地一。而後可三以誅二大國之不道者一。擧二賢良一。而後可三以廢二慢レ法鄙賤之民一。是故先王必有レ置也。而後必有レ廢也。必有レ利也。而後必有レ害也。

じて、而る後に敵を救ふの國を危くすべし。(二)小國に地を賜うて、而る後に大國の不道者を誅すべし。賢良を擧げて、而る後に法を慢る鄙賤の民を廢すべし。是の故に先王は必ず置く(三)ありて、而る後に必ず廢するあるなり。必ず利する(四)あり、而る後に必ず害するあるなりと。

(一)我封土い四境内の民を愛撫して、後に境外の不善者を懲らすべし　(二)征討するをいふ　(三)設置することありたる後に、廢棄するなり　(四)先つ利を民に加ふるありて、後に害するあり、賞を先きにし、罰を後にするの類なり

桓公曰。昔三王者。既弑二其君一。今言二仁義一。則必以二三王一爲二法度一。不レ識。其故何也。對

桓公曰く、昔三王(一)は、既に其の君を弑したるに、今仁義を言へば、必ず三王を以て法度となす。識らず、其の故何ぞやと。對へて曰く、昔者禹、天下を平治し、桀に及びて之を亂し、湯は桀を放ちて禹の功(二)を定む。湯は天下を平治し、紂に及びて之を亂す。武王、紂を伐ちて、湯の功を定む。且善の不善を伐つや、古よ

有聚君人者。名之爲貴。財安可有。

管仲曰、此君之明也。公曰、民辦軍事矣。則可乎。對曰、不可。甲兵未足也。請薄刑罰以厚甲兵。於是死罪不殺、刑罪不罰、使以甲兵贖。死罪以犀甲一戟、刑罰以脇盾一戟、過罰以金、軍無所計。而訟者。成以束矢。

管仲曰く、此れ君の明なりと。公曰く、民、軍事を辦ず、可なる乎と。對へて曰く、不可なり。甲兵未だ足らざるなり。請ふ、刑罰を薄くして、甲兵を厚くせんと。是に於て、死罪は殺さず、刑罪は罰せず、甲兵を以て贖はしむ。死罪は犀甲一戟を以てし、刑罰は脇盾一戟を以てし、過罰は金を以てし、軍計る所なくして訟ふる者は、成ぐるに束矢を以てす。

(一) 言ふは、人民既に軍事を辨別したれば、之を用ひて戰ふも可なるか　(二) 甲冑兵器を以て、罪を贖はしむ、下述ぶる如く、罪の輕重に從ひ、贖ふ(あがなふ)物に次第あり　(三) 過ある者は、金屬を出して罪を贖ふ　(四) 軍事に計畫なくして、私に訟ふる者は、束矢を出さしめて、其の罪を赦するために、一束五十本の矢を徴收す

公曰、甲兵既足矣。吾欲誅大國之不道

公曰く、甲兵既に足れり。吾れ大國の不道者を誅せんと欲す、可なるかと。對へて曰く、四封の内を愛して、而る後に竟外の不善者を惡すべし。卿大夫の家を安

管仲會二國用一。三分二在二賓客一。其一在レ國。管仲懼而復レ之。公曰。吾子猶如レ是乎。四鄰賓客。入者說。出者譽。光名滿二天下一。入者不レ說。出者不レ譽。汚名滿二天下一。壤可二以爲一レ粟。木可二以爲一レ貨。粟盡則有レ生。貨散則

卷第八

中匡第十九　　　內言二

管仲、國用を會するに、(一)三分の二は賓客にあり、其の一は國にあり。管仲懼れて之を復す。公曰く、(二)吾子猶ほ是の如きか。(三)四隣の賓客、入る者は說び、出づる者は譽め、光名天下に滿つ。入る者は說ばず、出づる者は譽めず、汚名天下に滿つ。(四)壤以て粟となすべく、木以て貨となすべし。(五)粟盡くれば生あり、貨散ずれば聚あり、人に君たる者は、名を貴しとなす。(六)財安ぞ有すべけんと。

(一) 三分の二が賓客の費用となり、國の費用は一なるときは、國家の衰弊を慮らざるを得ず、故に懼れて公に白せしなり、復は白なり　(二) 吾子は、管仲を指す、言ふは、吾子の賢なるも、猶之を懼るるかと也　(三) 賓客の費用多く、善く待遇する故に、我國に入る者說び、出づる者譽め、我名天下に滿つるなり、之に反するは、汚名天下に滿つべし　(四) 土壤より粟を生じ、木より器を製して、國の財用は、自由に出づべし　(五) 粟盡くれば復生じ、貨散ずれば又集るものなり、何ぞ懼れん　(六) 財何ぞ愛惜するを須ひん

進レ之。君用レ之。善。爲ニ上賞ニ不善ヿ吏有レ罰。君謂ニ國子ヿ。凡貴賤之義。入與レ父俱出與レ師俱。上與レ君俱。凡三者遇レ賊。不レ死不レ知レ賊。則無レ赦。斷レ獄。情與レ義易。義與レ祿易。易レ祿可レ無レ斂。有レ可無レ赦。

赦すなし。獄を斷ずるに、情(六)は義に易へ、義は祿に易ふ。祿に易へば、斂するなかるべし。有らば赦すなかるべしと。

(一) 父兄に對して過失を爲さゞるなり (二) 用ひられたる者善あるも、推擧者に賞なく、又過あるも罰なし、其賞なきは、既に州里の善と認めたる者にて、吏の見出したるにあらざればなり、故に過あるも吏の責となさず (三) 既に州里に稱せられながら、吏が進めざるときは、其の道を曠廢して賞罰す (四) 州里に稱せられずして、吏の進めたる者は、吏に責任ある故に、賞罰ともに吏に歸するなり (五) 貴賤ともに、家に在りては父と處り、外に在りては師と處り、上は君と共に處る、故に父師君の三者賊に遇ふときは身を殺して之を防ぐべし。然るに此の際に死せず、又賊を逃して知らざれば其の罪を赦さず (六) 情に於ては偶然なるも、義に於ては赦し難し、之を義に易ふといふ、又貴人には議貴とて其の貴き爲に刑を加へず、祿を以て贖刑することあり、既に祿を刑にあつるは贖金を收斂せざるも、實際上贖金收斂に同じきなり、斂とは贖金を徴する道なり

此三者。有罪。無赦。士出入無常。不敬老而營富。行此三者。有罪。無赦。耕者。出入不應於父兄。用力不農。不事賢。行此三者。有罪無赦。告國子曰。工賈出入。不應於父兄。承事不敬。而違老。治危。行此三者。有罪。無赦。

工賈出入、父兄に應ぜず、事を承けて敬せず、老に違ひ、(八)危を治む。(九)此の三の者を行へば罪あり、赦すなしと。

(一)政務に從ふも、其の事を治めず (二)荒野をして原田ならしむる能はず (三)多政の解、前にあり、而は疑詰に、助語にして意義なしとあり (四)訟聽、解前にあり (五)華美を爲し、又交友を輕侮す (六)一定の節度なきなり (七)解、前にあり (八)言ふは、長老の意に逆ふなり (九)危は危險、不正の事を爲すにて、言は器を濫造販賣し、正しからざる等なり

凡於父兄無過。州里稱之。吏進之。君用之。有善無賞。有過無罰。吏不進廉意。於父兄無過。於州里莫稱。吏

凡そ父兄に於て過なく、(一)州里之を稱し、吏之を進めば、君之を用ふ。善ありて(二)賞なく、過ありて罰なし。吏進めざれば意を廉す。(三)父兄に於て過なく、州里に於て稱するなく、吏之を進めて君之を用ひ、善なれば(四)上賞をなし、不善なればば吏は罰あり。君・國子に謂ふ、凡そ貴賤の義、(五)入りては父と倶にし、出でては師と倶にし、上は君と倶にず。凡そ三の者賊に遇ふに、死せず、賊を知らざれば

事教。行二此三者一爲二上擧一。得二二者一爲レ次。得二一者一爲レ下。令二國子以レ情斷一レ獄。三大夫既已選擧。使二縣行一レ之。管仲進而擧言。上而見二之於君一。以二卒年一君擧。

となす。國子をして、(三)情を以て獄を斷ぜしむ。三大夫既已に選擧し、(四)縣をして之を行せしむ。管仲進みて擧言し、(五)上して之を君に見えしめ、卒年を以て君擧す。

(一) 工人と商賈の善行者を進めしむ　(二) 事を引受けたるとき、大切にして怠らざるなり　(三) 情狀を斟酌して公平に獄を斷定す　(四) 選擧すべき人、何れも縣に居る故に、縣吏に命じて擧人を發遣せしむ　(五) 年の終に至りて、君は大夫より推擧せし者を擧用す

管仲告二鮑叔一曰、勸二國家一。不レ得レ成而悔、從レ政不レ治、不レ能二野原一。又多而發レ訟驕。凡三者有レ罪無レ赦。告二晏子一曰、貴人子。處レ華、下レ交、好二飲食一、行二

管仲、鮑叔に告げて曰く、國家を勸め成すを得ずして悔い、(一)政に從ひて治めず、(二)野原する能はず、又(三)多而發し、訟驕る。凡そ三の者は罪あり、赦すなしと。晏子に告げて曰く、貴人の子、(五)華に處り、交を下し、飲食を好む。此の三の者を行へば罪あり、赦すなし。士の出入(六)常なく、老を敬せずして富を營む。此の三の者を行はば罪あり、赦すなし。耕す者、出入父兄に(七)應ぜず、力を用ひて農せず、賢に事へず。此の三の者を行へば罪あり、赦すなしと。國子に告げて曰く、

令晏子進貴人之子。出不仕。處不華。而友有少長。爲上舉。得二爲次。得一爲下。士處靖。敬老與貴。交不失禮。行此三者。爲上舉。得二爲次。得一爲下。耕者農。農用力。應於父兄。事賢多。行此三者。爲上舉。得二爲次。得一爲下。

晏子をして貴人の子を進めしむ。出でて仕とせず、(一)處りて華せず、(二)友少長あるを(三)上擧となし、二を得るを次となし。(四)一を得るを下となす。士靖に處り、(五)老と貴とを敬し、交るに禮を失はず。此の三の者を行ふを上擧となし、二を得るを次となし、一を得るを下となす。耕す者は農、農は力を用ひ、父兄に應じ、(六)賢多に事ふ。(七)此の三の者を行ふを上擧となし、二を得るを次となし、一を得るを下となす。

(一) 外に出て、飲食を事とせず、仕は事なり (二) 家に居るに華美を務めず (三) 交友に少長ありて、長を敬し少を愛する等、道に違はざるをいふ (四) 上の三ケ條中、二を行ふ者を上擧の次ぎとなす (五) 靖は靜なり、命に安んじ、冒進せざるなり (六) 父兄の意に順ふなり (七) 賢にして多能の人なり

令高子進工賈。應於父兄。事長養老。承

高子をして、工賈を進めしむ。父兄に應じ、長に事へ、老を養ひ、事を承けて敬(一)す。此の三の者を行ふを上擧となし、二を得る者を次となし、一を得る者を下

通。吏不通三日。囚。凡縣吏進諸侯士。而有善。觀其能大小。以爲之賞。有過無罪。令鮑叔進大夫。勸國家得之。成而不悔。爲上舉。從政治。爲次。野爲原。又多不發。起訟不驕。次之。勸國家得之。成而悔。從政雖治。而不能野原。又多發。起訟驕。行此三者。爲下。

以て之が賞を爲す。過あるも罪なし。

(一)通は、君に事を通ぜんと欲するに、郷吏捨て置きて七日を過ぐれば、吏を囚す　(二)國語に云ふ、出は士と爲すべしと從ふべし　(三)進めし士の能の大小を觀て、其の推擧したる縣吏を賞し、若し進めたる士に過あるも、推擧者罪なし、此くして廣く賢才を得んとするなり

鮑叔をして大夫を進めしむ。(一)國家を勸めて之を得、成りて悔いざるを上擧となす。(二)政に從ひて治むるを次となし、(三)野を原となし、又多く發せず。(四)訟を起すも驕らざるは、之に次ぐ。國家を勸めて之を得るも、成りて悔い、(六)政に從ひ治むと雖も、(七)野原する能はず。又多く發し、訟を起して驕る。此の三者を行ふを下となす。

(一)進むる所の大夫、能く國家の事を勉めて、其の宜しきを得、亦成就して悔ゆる所なき者を上擧とす、上擧は善の上位に擧ぐる者なり、勸は勉なり　(二)能く國政に從ひ理むる者を上に次ぐ功となす　(三)言ふは、農民を督し荒野を開墾して原田となす　(四)又農民をして和睦して相告發することなからしむ　(五)訟を起すあるも、驕傲を爲さず、謙讓の状を失はず　(六)事成るも、悔ありて全き能はず　(七)野を開墾する能はず

有レ善者一。國子爲レ李。隰朋爲二東國。賓胥無爲二西土。弗鄭爲レ宅。凡仕者近レ宮。不レ仕與二耕者一近レ門。工賈近レ市。三十里置二遽委一焉。有司職レ之。從二諸侯一欲レ通。吏從二行者一。令二一人爲レ負以レ車。若二宿者一。令三人養二其馬一。食以レ委。客與二有司一別レ契。至レ國入レ契。費義レ數。而不レ當有レ罪。

(七)諸侯より通ぜんと欲すれば、吏は行者に從ひ、一人をして負ふ爲に車を以てせしむ。宿する者の若きは、人をして其の馬を養はしめ、食ましむるに委を以てす。客は有司と契を別にし、(八)國に至れば契を入る。(九)費えは數を義し、當らざれば罪あり。

(一) 未だ仕へざる者と農夫との善者を記識して、他日褒賞する爲にす (二) 尹知章云ふ、李は獄官なり (三) 士民に、宅地を分賦することを謂る (四) 君の宮に近く居るなり、以下門に近く市に近くは、各其の便に從ふなり (五) 尹知章云ふ、遽は今の郵驛なり (六) 纂詁に云ふ、委は牢米薪芻の名、大を積と曰ひ、小を委と曰ふ (七) 諸侯より齊に通行せんとする者あれば、吏は其の行者に從ひ、一人をして行者の行裝を車載するの用を爲さしむ (八) 契は通行券なり (九) 客を待するの費用は、其の數を議し、不當なれば、掌者罪あり、義は纂詁に、議に作る

凡庶人欲レ通。鄉吏不レ通七日。囚。出欲レ通。吏不レ通五日。囚。貴人子欲レ

凡そ庶人通ぜんと欲して、(一)鄉吏通ぜざること七日なれば囚す。(二)出通ぜんと欲して、吏通ぜざること五日なれば囚す。貴人の子通ぜんと欲して、吏通ぜざること三日なれば囚す。凡そ縣吏、諸侯の士を進めて善あれば、(三)其の能の大小を觀て、

庶人聞ニ之吏一。賢孝悌可レ賞也。桓公受而行レ之。近侯莫レ不レ請レ事。兵車之會六。乘車之會三。饗國四十有二年。桓公踐レ位十九年。弛ニ關市之征一。五十而取レ一。賦レ祿以レ粟。安レ田而税。二歳而税レ一。上年什取レ三。中年什取レ二。下年什取レ一。歳饑不レ税。歳饑弛而税。

(一) 適子は嫡子なり、嫡子たる者、親に孝、又其の弟を愛するの評判なく、國の長老を敬するの評判なき等、三つの内一あれば誅すべし (二) 言ふは、諸侯の臣の善行及び其の國の善擧が、三年の間に聞えざるときは罰すべし (三) 士匠人の賢孝弟は、之を吏に聞し、果して賢ならば賞すべし (四) 近き諸侯は、必ず桓公に請ひ問うて事を行ふ (五) 兵車の會とは、兵を與す征役の會なり (六) 好を結び民を息するための會なり (七) 國を享有せる四十二年、位に十九年在り (八) 言ふは、臣下に祿を與ふるに、粟を以てし、田を以てせずして、重斂を防ぐ (九) 田の肥瘠を考へて、税を課す (一〇) 集註に云ふ、一歳は上年、一歳は中年なれば、二歳を通じて之を計り、當に二什にして五を取るべきを今其の半を去りて税せず、二歳の税する所、二什にして二有半を取る、此れを二歳にして一を税すといふ (一一) 上年は、極めて豐作の年なり、中下は遞減す (一二) 弛は緩なり、饑饉の緩なるに至るを俟ちて税するなり

桓公使ニ鮑叔一識ニ君臣之有レ善者一。晏子識下不レ仕與ニ耕者一之有レ善者上。高子識ニ工賈之

桓公、鮑叔をして君臣の善ある者を識さしむ。晏子は仕へざると、耕者との善ある者を識し、高子は工賈の善ある者を識す。國子は李を爲め、隰朋は東國を爲め、賓胥無は西土を爲め、弗鄭は宅を爲む。凡そ仕ふる者は宮に近く、仕へざると耕者とは門に近く、工賈は市に近くす。三十里に遽委を置き、有司之を職る。

穀。桓公告㆓諸侯㆒。未㆑徧。諸侯之師竭至。以待㆓桓公㆒。桓公以㆓車千乘㆒。會㆓諸侯于竟㆒。都師未㆑至。吳人逃。諸侯皆罷。

桓公歸。問㆓管仲㆒曰。將㆓何行㆒。管仲曰。可㆓以加㆒政矣。曰。從㆑今以往二年。適子不㆑聞㆑孝。不㆑聞㆑愛㆓其弟㆒。不㆑聞㆑敬㆓老國良㆒。三者無㆑一焉。可㆑誅也。諸侯之臣及國事。三年不㆑聞㆑善。可㆑罰也。君有㆑過。大夫不㆑諫。士庶人有㆑善。而大夫不㆑進。可㆑罰也。士

桓公歸りて、管仲に問うて曰く、將に何を行はんとする。管仲曰く、以て政を加ふべしと。曰く、今より以往二年、(一)適子孝を聞かず、其の弟を愛するを聞かず、老國良を敬するを聞かず。三の者一もなければ誅すべきなり。諸侯の臣及び國事三年善を聞かざれば罰すべきなり。君過ありて大夫諫めず、士庶人(二)善ありて大夫進めずば、罰すべきなり。士庶人之を吏に聞し、賢孝弟ならば賞すべきなりと。桓公受けて之を行ひ、近侯(三)事を請はざることなし。兵車の會(五)六乘車の會三、(六)國(七)を饗くる四十有二年、桓公(四)位を踐む十九年。關市の征を弛べ、五十にして一を取り、祿(八)を賦するに粟を以てし、田(九)を安して税し、二歳(一〇)にして一を税す。上年(一一)は什に三を取り、中年は什に二を取り、下年は什に一を取る。歳饑うれば税せず、歳饑(一二)弛べば税す。

公又問二管仲一曰。何行。管仲對曰。君會二其君臣父子一則可三以加二政矣。公曰。會之道奈何。曰諸侯毋三專立二妾以爲一妻。毋三專殺二大臣一。無二國勞一。毋二專予一祿。士庶人毋二專棄一妻。毋曲隄。毋貯粟。毋禁材。行此卒歳。則始可二以罰一矣。君乃布二之於諸侯一。諸侯許諾。受而行之。卒歳。吳人伐。

公又管仲に問うて曰く、何を行はんと。管仲對へて曰く、君、其の君臣父子を會(一)すれば、以て政を加ふべしと。公曰く、之を會する道奈何と。曰く、諸侯專ら(二)妾を立てて以て妻となすなかれ。專ら大臣を殺すなかれ。(三)國勞なきに、專ら祿を予ふるなかれ。(四)士庶人專ら妻を棄つるなかれ。(五)隄を曲ぐるなかれ。(六)粟を貯ふるなかれ。(七)材を禁ずるなかれ。(八)此れを行ひ歳を卒へば、始めて罰すべしと。君乃ち之を諸侯に布き、諸侯許諾し、受けて之を行ひ、歳を卒ふ。吳人穀を伐つ。桓公之を諸侯に告ぐる、未だ徧からず。諸侯の師竭く至りて桓公を待つ。桓公車千乘を以て、諸侯に竟に會す。(九)都師未だ至らざるに、吳人逃れ、諸侯皆罷む。(一〇)

(一)會は會合して相親ましむるなり　(二)言ふは自己の勝手に妾を妻とせしめず、必ず上聞して允許を得しむ　(三)勝手に大臣を殺さず、請ふて許を俟たしむ　(四)國に功勞なき者に勝手に祿を與へしめず　(五)わざと堤防を正くせずして鄰國に水害を蒙らしむるなかれ　(六)言ふは粟を私藏するなかれ　(七)材を出すを禁ずるなかれ　(八)以上の事を行ひ一年を經て犯す者あれば之を罰すべしと　(九)國境に至りて諸侯と會見するなり　(一〇)都師は都大夫采邑の兵なり

之故。敬天之命。令以救伐。北州侯莫至。上不聽天子令。下無禮諸侯。寡人請誅於北州之侯。諸侯許諾。

(一) 北州侯は北方、南州侯は南州にある諸侯なり　(二) 天子に奉事するの故を以て、天の命を敬承して諸侯に令して伐を救はしむ

桓公乃北伐令支。下鳧之山。斬孤竹。過山戎。顧問管仲曰。將何行。管仲對曰。君敎諸侯。爲民聚食。諸侯之兵不足者。君助之發。如此。則始可以加政矣。桓公乃告諸侯。必足三年之食。安以其餘修兵革。兵革不足以引其事。告齊。齊助之發。既行之。

桓公乃ち北令支を伐ち、鳧之山を下り、孤竹を斬り、山戎を過ぎ、顧みて管仲に問うて曰く、將に何を行はんとせん。管仲對へて曰く、君諸侯に敎へ、民の爲めに食を聚めしめよ。諸侯の兵足らざる者は、君之を助けて發せしめよ。此の如くなれば、始めて政を加ふべしと(一)。桓公乃ち諸侯に告げて、必ず三年の食を足さしめ、其の餘を以て兵革を修めしめ、兵革其の事を引くに足らざれば(二)、齊に告げよ。齊之を助けて發せしめんと。既に之を行ふ(三)。

(一) 言ふは始めて我が政令を諸侯に加ふることを得べし　(二) 兵革弊壊し易く不足あれば齊より助力して兵を發遣す　(三) 以上管仲の言に從ひて既に其の事を實行せり

五年。諸侯附。狄人伐。桓公告諸侯曰。請救伐。諸侯許諾。大侯車二百乘。卒二千人。小侯車百乘。卒千人。諸侯皆許諾。齊車千乘。卒先致緣陵。戰於後故。敗狄。其車甲與貨。小侯受之。大侯近者。以其縣分之。不踐其國。

五年、諸侯附す(一)。狄人伐つ。桓公は諸侯に告げて曰く、請ふ、伐を救へと。諸侯許諾す。大侯は車二百乘、卒二千人。小侯は車百乘。卒千人と。諸侯皆許諾す。齊車千乘卒先して緣陵に致し、(二)後故に戰ひ、(三)狄を敗る。其の車甲と貨とは、小侯之を受く。(四)大侯近き者は、(五)其の縣を以て之を分ち、其の國を踐せず。(六)

(一)附は服從なり　(二)伐は齊を伐つなり　(三)地名なり　(四)遺棄せし車甲寶貨物を小侯に分與す　(五)近きとは狄の土に近き者には狄の縣を分ち與ふるなり　(六)踐は翦と通じ滅なりと、言ふに唯其の地を削るのみ、之を滅ぼさず

北州侯莫來。桓公遇南州侯於召陵曰。狄爲無道。犯天子令。以伐小國。以天子

北州侯來るなし。(一)桓公南州侯に召陵に遇ふ。曰く、狄は無道をなし、天子の令を犯して小國を伐つ。(二)天子の故を以て、天の命を敬し、伐を救はしむるに、北州侯至るなし。上は天子の令を聽かず、下は諸侯に禮なし。寡人請ふ北州の侯を誅せんと。諸侯許諾す。

給。可ㇾ令ㇾ爲二東國一。賓胥無堅强以良、可ㇾ令ㇾ爲二西土一。衞國之教。危傳以利。公子開方之爲ㇾ人也、慧以給。不ㇾ能ㇾ久而樂ㇾ始。可ㇾ游ㇾ於衞。魯邑之教。好ㇾ邇而訓二於禮一。季友之爲ㇾ人也、恭以精。博二於糧一。多二小信。可ㇾ游二於魯一。楚國之教。巧文以利。不ㇾ好ㇾ立二大義一。而好立二小信一。蒙孫博二於教一。而又巧二於辭一。不ㇾ好ㇾ立二大義一。而好結二小信一。可ㇾ游二於楚一。小侯既服。大侯既附。夫如ㇾ是則始可二以施一ㇾ政矣。君曰。諾。乃游二公子開方於衞一。游二季友於魯一。游二蒙孫於楚一。

す。公子開方の人と爲りや、慧以て給(四)、久しき能はずして始を樂む。衞に游ぶべし。魯邑の教は、邇(五)を好みて禮に訓ふ。季友の人と爲りや、恭以て精、糧(六)に博く小信多し。魯に游ぶべし。楚國の教、巧文以て利、大義を立つるを好まずして、好みて小信を立つ。蒙孫は教に博くして、又辭に巧なり。大義を立つるを好まずして、好みて小信を結ぶ。楚に游ぶべし。小侯既に服し、大侯既に附す。夫れ是の如くならば、始めて政を施すべしと。君曰く、諾と。乃ち公子開方を衞に游ばしめ、季友を魯に游ばしめ、蒙孫を楚に游ばしむ。

(一) 捷給は敏捷にして事に間に合ふなり　(二) 心强くして性善良なり　(三) 爾雅に云ふ危は疾なり、傳は敏なり、令を敷く急疾にして利に趨るの俗なり　(四) 給は敏給、すばやきなり　(五) 目前の事を好み禮文に拘泥す　(六) 趙用賢云ふ糧疑らくは禮の字の誤と、言ふは禮の事に博通す

年諸侯可令傳。公曰。諸旣行之。管仲又請曰。諸侯之禮。令齊以豹皮往。小侯以鹿皮報。齊以馬往。小侯以犬報。桓公許諾行之。管仲又請賞於國。以及諸侯君曰。諾行之。管仲賞於國中。君賞於諸侯。諸侯之君。有行事善者。以重幣賀之。從列士以下。有善者衣裳賀之。凡諸侯之臣。有諫其君而善者。以璽問之。以信其言。公既行之。

は國中に賞し、君は諸侯に賞す。諸侯の君、事を行ふに善なる者あれば、重幣を以て之を賀し、(九)列士より以下、善ある者は、衣裳之を賀す。凡そ諸侯の臣、其の君を諫めて善なる者あれば、(一〇)璽を以て之を問ひ、以て其の言を信にす。公既に之を行ふ。

(一) 內政を修め民に善を勸むるなり (二) 關や市の稅をゆるやかにす (三) 田稅を以て祿を與ふるの制を定む (四) 言ふは以上の事を爲し終りしなり (五) 言ふは民の疾病を慰問せよとなり (六) 下に臨むに寛にして罰せざることを期すべし (七) 此の如くして五年を經ば諸侯は我に服從すべし (八) 我より豹皮を贈り、彼れより鹿皮を受くるは重きものを贈り輕きものを受く、諸侯を懷くるの方法なり (九) 尹知章云ふ列士は齊の列士なり (一〇) 桓公の捺印ある書面を送りて之を存問し其の君をして其の言を信ぜしむ

又問管仲曰。何行。管仲曰。隰朋聰明捷

又管仲に問うて曰く、何を行はんと。管仲曰く、隰朋は聰明捷給、東國を爲めしむべし。賓胥無は(一一)堅強以だ良、西土を爲めしむべし。衞國の教、(一二)危傳以て利

曰。不可。三國所以亡者。絶以小。今君薪封亡國。國盡若何。桓公問管仲曰。奚若。管仲曰。君有行之名。安得有其實。君其行也。公又問鮑叔。鮑叔曰。君行夷吾之言。桓公築楚丘。以封之。與車三百乘。甲五千。既以封衛。

公、楚丘に築きて之を封じ、車三百乘、甲五千を與ふ。既に衛を封ず。

（一）齊に致すとは身を以て齊に至るなり（二）土地を與ふるなり（三）尹知章云ふ虛は地の名なり（四）財之絶して國小なる故に亡びたり（五）言ふはわざ〳〵求めて亡國を封ぜば國の財用之が爲めに盡くるをいかんせん（六）言ふは既に義を以て亡國を封ずる名あるときは國を虛くして行ふべし、安ぞ其の富貴を有つを得んやと

明年。桓公問管仲。將何行。管仲對曰。公內修政。而勸民。可以信於諸侯矣。君許諸。乃輕稅。弛關市之征。爲賦祿之制。既已。管仲又請曰。問病。臣願賞而無罰。五

明年、桓公は管仲に問ふ、將に何を行はんとすと。管仲對へて曰く、（一）公内政を修めて民を勸めば、諸侯に信なるべしと。君許諾す。乃ち稅を輕くし、（二）關市の征を弛べ、（三）賦祿の制を爲し、既に（四）已む、管仲又請うて曰く、（五）病を問へ。臣願ふ、（六）賞して罰する無かれ。五年にして諸侯（七）傅せしむべしと。公曰く、諾と。既に之を行ふ。管仲又請うて曰く、諸侯の禮、齊は（八）豹皮を以て往き、小侯は鹿皮を以て報じ、齊は馬を以て往き、小侯は、犬を以て報ぜしめんと。桓公許諾し、之を行ふ。管仲又請ふ、國に賞して諸侯に及ぼさん。君曰く、諾と。之を行ふ。管仲

使レ之。使レ之而不レ聽。君受而封レ之。桓公問二鮑叔一曰。奚若。公行二夷吾之言一。公乃命二曹孫宿一。使二於宋一。宋不レ聽。果伐レ杞。桓公築二緣陵一以封レ之。予二車百乘。甲一千一。

く、奚若と。鮑叔曰く、(三)公、夷吾の言を行へと。公乃ち曹孫宿に命じて、宋に使せしむ。宋聽かず。果して杞を伐つ。桓公緣陵に築きて之を封じ、車百乘、甲一千を予ふ。

(一) 言ふは臣の意を言はゞ君と同じからず (二) 言ふは立派なる贈物を持たせて宋に使を遣るべし、此くしても宋が聽かずして杞を伐てば、君は杞を引き受けて之に封土を與ふべし (三) 公は前例に從ひ共に作るべし

明年。狄人伐レ邢。邢君出致二於齊一。桓公築二夷儀一以封レ之。予二車百乘。卒千人一。明年。狄人伐レ衞。衞君出致二於虛一。桓公且レ封レ之。隰朋賓胥無諫

明年、狄人は邢を伐つ。邢君出でて齊に致す。桓公は夷儀に築きて之を封じ、(二)車百乘、卒千人を予ふ。明年、狄人は衞を伐つ。衞君出でて(三)虛に致す。桓公且に之を封ぜんとす。隰朋賓胥無諫めて曰く、不可なり。三國の亡ぶる所以の者は、(四)絕にして以て小なればなり。今君(五)斬めて亡國を封ず。國盡くれば若何と。桓公は管仲に問うて曰く、奚若と。管仲曰く、(六)君に行の名あり、安ぞ其の實を有つを得ん。君其れ行へと。公、又鮑叔に問ふ。鮑叔曰く、君は夷吾の言を行へと。桓

先レ之。則諸侯可レ令レ附。桓公曰。於レ此不レ救。後無ニ以伐一レ宋。

管仲曰。諸侯之君。不レ貪ニ於土一。貪ニ於土一。必勤ニ於兵一。勤ニ於兵一。必病ニ於民一。民病則多レ詐。夫詐密。而後動者勝。詐則不レ信ニ於民一。夫不レ信ニ於民一。則亂レ内。動則危ニ於身一。是以古之人。聞ニ先王之道一者。不レ競ニ於兵一。桓公曰。然則奚若。

管仲曰く、諸侯の君は土を貪らず。土を貪れば必ず兵を勤めん。兵を勤むれば、必ず民を病ましめん。民病めば詐多し。夫れ詐密(一)にして而る後に動く者は勝つ。詐れば民に信ならず。夫れ民に信ならざれば、内を亂り、動けば身を危くす。是を以て古の人、先王の道を聞く者は(二)、兵を競はずと。桓公曰く、然らば則ち奚若せんと。

(一) 纂詁に云ふ密は止なりと、詐りが止て始めて勝つを得べし (二) 言ふは先聖王の道を聞ける者は兵の多寡强弱を競爭することなしと

管仲對曰。以レ臣則不レ然。若令下人以ニ重幣一

管仲對へて曰く、臣(一)を以てすれば然らず。若し人をして重幣(二)を以て之に使せしめよ、之に使して聽かざれば、君受けて之を封ぜよと。桓公、鮑叔に問うて曰

改レ圖無レ有ニ進者一。管仲曰。君與レ地。以レ汶爲レ竟。桓公許諾。以レ汶爲レ竟而歸。桓公歸。而修ニ於政一。不レ修ニ於兵革一。自圖辟レ人。以レ過弭レ師。

らずと　㈥ 魯の地を取るをやめ魯に地を與へて、穩（おだやか）に事をすませしなり　㈦ 言ふは自身を防衞し、又能く人を採用するの路を開き過を改め師を興すをやめたり

五年。宋伐レ杞。桓公謂ニ管仲與一ニ鮑叔一曰。夫宋。寡人固欲レ伐レ之。無ニ若ニ諸侯一何上。夫杞。明王之後也。今宋伐レ之。予欲レ救レ之。其可乎。管仲對曰。不可。臣聞。內政不レ修。外擧レ義不レ信。君將ニ外擧レ義。以レ行

五年、宋は杞を伐つ。桓公は管仲と鮑叔とに謂ひて曰く、夫れ宋は、寡人固より之を伐たんと欲す。㈠諸侯を若何ともするなし。夫れ杞は、㈡明王の後なり。今宋之を伐つ。予れ之を救はんと欲す。其れ可ならんかと。管仲對へて曰く、不可なり。臣聞く、內政の修まらざるに、㈢外義を擧ぐるも信ならず。君將に外義を擧げんとならば、㈣行を以て之に先んぜば、諸侯附せしむべしと。桓公曰く、此に於て救はずんば、後宋を伐つなけん。

㈠ 言ふは諸侯の宋を助くるを、何如ともする能はず　㈡ 杞は夏禹の後なり、故に明王の後といふ　㈢ 外諸侯の爲めに義兵を防ぐとも未だ信を明にする能はず　㈣ 先づ內行を善くするを先とすべし　㈤ 諸侯をして我に附かしむるを得べし

君必不去魯。胡不用兵。曹劌之爲人也。堅强以忌。不可以約取也。桓公不聽。果與之遇。莊公自懷劍。曹劌亦懷劍踐壇。莊公抽劍其懷曰。魯之境。去國五十里。亦無不死而已。左椹桓公。右自承曰。均之死也。戮死於君前。管仲走君。曹劌抽劍。當兩階之間曰。二君將

や、堅强にして以て忌む。約を以て取るべからざるなりと。桓公聽かず。果して之と遇ふ。莊公自ら(二)劍を懷にし、曹劌も亦劍を懷にし、壇を踐む。莊公劍を其の懷より抽きて曰く、魯の境、(三)國を去る五十里、亦死せざるなきのみ。左に桓公を椹へ(四)、右に自承して曰く、均しく之れ死なり。君の前に戮死せんと。管仲君に走る。曹劌劍を抽き、兩階の間に當りて曰く、二君將に(五)圖を改めんとす。進む者あるなけんと。管仲曰く、(六)君地を與へ、汶を以て竟となせと。桓公許諾し、汶を以て竟となして歸る。桓公歸りて政を修め、兵革を修めず。自ら(七)圍して人を辟き、過を以て師を弭む。

(一) 前に劍を帶びずして盟はんとの事に對して其の不可を諫む、言ふは魯の地を去らざる上は兵を用ひざるべからず、然らざれば危しと (二) 忌は饑詁に云ふ怨むなりと、言ふは曹劌の人物たる心剛强にして怨を抱く、故に盟約を爲しても其の如くにならず、故に我兵なければ危しと (三) 言ふは齊の爲に國土を削少せられ、國境は城を去る僅に五十里なれば一旦は禍を遁るとも終に亦齊に攻められ死するに至るべし (四) 言ふは左の手にて桓公をおさへて右手に劍を執りて曰ふ、地を獻ずるも死し君を殺すも同じく死せん、寧ろ君の面前に死せんと、自承とは手自ら桓公の胸に擬するなり (五) 言ふは魯齊の二君、先きの圖を改めんとせらる、今何人も進みて其の事を妨ぐべか

魯。魯不敢戰。去國五十里。而爲之關。魯請比於關內。以從于齊。齊亦毋復侵魯。桓公許諾。魯人請盟。曰。魯小國也。固不帶劍。今而帶劍。是交兵。聞於諸侯。君不如已。請去兵。桓公曰。諾。乃令從者毋以兵。管仲曰。不可。諸侯加忌於君。君如是以退可。君果弱魯君。諸侯又加貪於君。後有事。小國彌堅。大國設備。非齊國之利也。桓公不聽。

爲す。魯は關(一)內に比して齊に從ひ、齊も亦復び魯を侵す毋からんを請ふ。桓公許諾す。魯人盟を請ふ。曰く、魯は小國なり。固より劍を帶びず。今にして劍を帶ぶ。是れ兵を交ふるを諸侯に聞かしむ。君已むに如かず。請ふ兵を去らんと。桓公曰く。諾と。乃ち從者をして兵を以てする毋からしむ。管仲曰く、不可なり。諸侯忌を君に加ふ。君(三)是の如くして以て退かば可なり。君果して魯(四)君を弱めば、諸侯又貪を君に加へん。後事あらば、小國は彌堅く、大國は備を設けん。齊國の利にあらざるなりと。桓公聽かず。

(一)國は城をいふ、國都より僅に五十里の處にて界をなし關を設くるなり、即ち國を削減するをいふ　(二)齊の關內に比して服從すべしとなり　(三)言ふは君は怨を爲さずに退く可し、然らざれば危しと　(四)言ふは魯の請ふ所の如くして魯をして國土を削減せしめ其の地を取り、魯を弱めることをせば諸侯は君に貪名を加ふるならん

管仲又諫曰。

管仲又諫めて曰く、君必ず魯(一)を去らずんば、胡ぞ兵を用ひざる。曹劌の人と爲り

君。不勤於兵。不忌於辱。不輔其過。則社稷安。勤於兵。忌於辱。輔其過。則社稷危。公不聽。興師伐魯。造於長勺。魯莊公。興師逆之。大敗之。桓公曰。吾兵猶尚少。吾參圍之。安能圍我。四年。修兵。同甲十萬。車五千乘。謂管仲曰。吾士既練。吾兵既多。寡人欲服魯。管仲喟然歎曰。齊國危矣。君不競於德。而競於兵。天下之國。帶甲十萬者不鮮矣。吾欲發小兵。以服大兵。內失吾衆。諸侯設備。吾人設詐。國欲無危。得已乎。

桓公曰く、吾が兵猶尚少し。吾れ之を參圍せば、(五)安ぞ我れを圍がんと。四年、兵を修む。同甲十萬、(六)車五千乘。管仲に謂ひて曰く、吾が士既に練り、吾が兵既に多し。寡人魯を服せんと欲すと。管仲喟然として歎じて曰く、齊國危し。君(七)德を競はずして兵を競ふ。天下の國、帶甲十萬なる者鮮からず。吾れ小兵を發して、大兵を服せんと欲せば、內は吾が衆を失ひ、諸侯備を設け、(八)吾人詐を設けん。國危きなきを欲するも、已むを得んやと。

㈠ 國の相近きなり ㈡ 疾は速なり、早く至るを得るなり ㈢ 忌は纂詁に云ふ、怨なりと ㈣ 言ふは過を助け成す意にて過ちて改めざるをいふ ㈤ 三倍の兵衆を以て攻圍するなり ㈥ 尹知章云ふ同甲は完堅齊等と、言ふは同等なる強兵なり ㈦ 德の高下を爭はずして兵の強弱を爭ふ ㈧ 彼我互に詐術を以て勝たんとす

公不聽。果伐

公聴かず。果して魯を伐つ。魯敢て戰はず。(一)國を去る五十里にして、之が關を

絶。鮑叔謂管仲曰。夫死者衆矣。毋乃害乎。管仲曰。不得已。然此皆其貪民也。夷吾之所患者。諸侯之爲義者。莫肯入齊。齊之爲義者。莫肯仕。此夷吾之所患也。若夫死者。吾安用而愛之。

然も此れ皆其の貪民（一）なり。夷吾の患ふる所の者は、諸侯の義を爲す者、肯て齊に入るなく、齊の義を爲す者、肯て仕ふる（二）なき、此れ夷吾の患ふる所なり。夫の死者の若きは、吾れ安ぞ用ひて之を愛せんと。

（一）言ふは祿の多寡を爭ひて、相戮し又は頭を刎ねて死する者絶えず　（二）言ふは皆徒に祿を貪り、相賊殺する小人にして憂ふるに足らずと　（三）内外有義の士、心を齊に歸せざるは甚患ふべきことなるも、貪人の如きは用ふべき所なきものなれば其の相殺傷するも毋惜するに足らずと

公又内修兵。三年。桓公將伐魯。曰。魯與寡人近。於是其救宋也疾。寡人且誅焉。管仲曰。不可。臣聞。有土之

公、又内兵を修むる三年。桓公將に魯を伐たんとす。曰く、魯は寡人と近し（一）。是に於て其の宋を救ふや疾し。寡人且に誅せんとすと。管仲曰く、不可なり。臣聞く、有土の君は、兵に勤めず（二）、辱に忌まず、其の過（三）を輔けざれば、社稷安し。兵に勤め、辱に忌み、其の過を輔くれば、社稷危しと。公聽かず。師を興し、魯を伐ち、長勺に造る。魯の莊公、師を興して之を逆へ、大に之を敗る。

四封之内。修レ兵。關市之征修レ之。公乃遂用。以レ勇授レ祿。鮑叔謂二管仲一曰。異日者。公許二子霸一。今國彌亂。子將二何如一。管仲曰。吾君惕。其智多誨。姑少胥二其自及一也。鮑叔曰。比二其自及一也。國無二闕亡一乎。管仲曰。未也。國中之政夷吾尚微爲。焉亂乎。尚可二以待一。外諸侯之佐。既無レ有二吾二人者一。未レ有二敢犯レ我者一。

に謂ひて曰く、異日(四)、公は子に霸を許したるに、今國彌亂る。子將に何如せんとすると。管仲曰く、吾が君惕にして、其の智多く誨し。姑少く其の自ら及(五)ぶを胥たんと。鮑叔曰く、其の自ら及ぶ比には、國闕亡なきかと。管仲曰く、未なり。國中の政、夷吾尚微く爲せり(六)。焉ぞ亂れんや。尚待つべし。(七)外諸侯の佐、既に吾が二人の者あるなし。未だ敢て我れを犯す者あらじ。

(一)封内の四方に命令するなり (二)修は増なり、關市の税を増すをいふ (三)遂に増收する所の税を用ひて勇の大小に隨ひて祿を與ふ (四)異は曩日といふ如し (五)自ら患難に遇ひて悔ゆるを待たんと (六)言ふは國内の政は吾尚は少しく爲せり (七)諸侯の輔佐の臣、吾等二人の如き者なし

明年。朝之爭祿相刺。裚領而刎レ頸者不レ

明年朝の爭祿(一)相刺し、領を裚ちて頸を刎する者絶えず。鮑叔は管仲に謂ひて曰く、國死する者衆し。乃ち害なるなからんやと。管仲曰く、安ぞ已むるを得ん。

之。宋受。而嫁之蔡侯。明年。公怒告管仲曰。欲伐宋。管仲曰。不可。臣聞内政不修外擧事不濟。公不聽。果伐宋。

諸侯興兵而救宋。大敗齊師。公怒歸告管仲曰。請修兵革。吾士不練。吾兵不實。諸侯故敢救吾讎。内修兵革。管仲曰。不可。齊國危矣。内奪民用。士勸於勇。外亂之本也。外犯諸侯。民多怨也。爲義之士。不入齊國。安得無危。

鮑叔曰。公必用夷吾之言。公不聽。乃令

諸侯兵を興して宋を救ひ、大に齊の師を敗る。公怒り、歸りて管仲に告げて曰く、請ふ、兵革を修めん。吾が士練せず(一)、吾が兵實せず、諸侯故に敢て吾が讎を救へり(二)。内兵革を修めんと。管仲曰く、不可なり。齊國危し。内民用を奪ひ(三)、士勇に勸むは、外亂の本なり。外諸侯を犯し、民怨多ければ、義を爲すの士、齊國に入らず。安ぞ危きことなきを得ん。

(一) 士は用兵に訓練せず、兵器は充實せず　(二) 其れ故に諸侯は吾を侮り吾讎を救へり　(三) 財を兵器に費し民用を奪ひ士の勇ある者を祿して徒に勇を勸むるは亂の本となるなり

鮑叔曰く、公必ず夷吾の言を用ひよと。公聽かず。乃ち四封の内に令して(一)、兵を修め、關市の征は之を修す(二)。公乃ち遂用して(三)、勇を以て祿を授く。鮑叔は管仲

也。小修中兵革上。管仲曰。不可。百姓病。公先與二百姓一。而藏二其兵一。與三其厚二於兵一。不レ如レ厚二於人一。齊國之社稷未レ定。公未レ始二於人一。而始二於兵一。外不レ親二於諸侯一。而內不レ親二於民一。公曰。諾。政未レ能レ有レ行也。

其の兵に厚くせんよりは、人に厚くするに如かず。齊國の社稷未だ定まらざるに、公未だ人に始めずして兵に始む。外は諸侯に親まずして、內は民に親まずと。公曰く、諾と。(四)政未だ行ふある能はざるなり。

(一) 言ふは諸侯の間無事にして何等煩雜なることなき故、此の時に兵器を修繕して有事に備へんとなり　(二) 纂詁に云ふ古人君と言ふときは皆君と稱し公と曰はず、公は君に改むべし、下同じと從ふべし　(三) 兵器を藏して出すなかれとなり　(四) 言ふは公は管仲の言を諾したるも民に施與するの政は未だ行はざりしとなり

二年。桓公彌亂。又告二管仲一曰。欲レ繕レ兵。管仲又曰。不可。公不レ聽。果爲レ兵。桓公與二宋夫人一飲二船中一。夫人蕩レ船而懼レ公。公怒出レ

二年、桓公(一)彌亂る。又管仲に告げて曰く、兵を繕めんと欲すと。管仲又曰く、不可なりと。公聽かず。(二)果して兵を爲る。桓公、宋夫人と船中に飲む。夫人、船を蕩かして公を懼れしむ。公怒りて之を出す。(三)宋は受けて之を蔡侯に嫁す。明年公怒りて管仲に告げて曰く、宋を伐たんと欲すと。管仲曰く、不可なり。臣聞く、內政修まらずして、外事を擧ぐれば濟らずと。公聽かず。(四)果して宋を伐つ。

(一) 桓公の行益亂る　(二) 決志して兵器をつくる　(三) 離婚せしなり　(四) 決志してなり

君不二霸王一。社稷不レ定。公曰。吾不三敢至二于此一。其大也。定二社稷一而已。管仲又請。君曰。不レ能。管仲辭二於君一曰。君免二臣於死一。臣之幸也。然臣之不レ死糺也。爲レ欲レ定二社稷一也。社稷不レ定。臣祿二齊國之政一而不レ死糺也。臣不レ敢。乃走出至レ門。公召二管仲一。管仲反。公汗出曰。勿レ已。其勉レ霸乎。管仲再拜稽首而起曰。今日君成レ霸。臣貪承レ命。趨立二於相位一。乃令二五官行一レ事。

るは、社稷を定めんと欲するがためなり。社稷定まらず。臣齊國の政を祿して(一)糺に死せざるは、臣敢てせずと。乃ち走り出て門に至る。公管仲を召ぶ。管仲反る。公汗出でて曰く、已むなければ、其れ霸を勉めんかと。管仲再拜稽首して、起ちて曰く、今日君霸を成さんとなれば、(二)臣貪りて命を承けんと。趨りて相位に立ち、乃ち五官をして事を行はしむ。

(一) 言ふは霸王たるを心掛ればなり　(二) 言ふは吾れは其れほどの志なし、大事といひたる所で社稷卽ち此の齊國を定むるのみの事なり　(三) 言ふは臣の志は社稷を定めん爲めなるに、君霸主の志なくば社稷は到底定まらず、臣が糺の傅として其難に死せざるは君に霸王の業を爲したるに其の事能はず、徒に祿を食み活きながらへて糺の難に死せざるは臣の敢て爲すに忍びざる所なり　(四) 貪りて命を承けんとは人の財を貪る如く大に欲望するなり

異日。公告二管仲一曰。欲下以二諸侯之間無一レ事

異日、公管仲に告げて曰く、諸侯の間事なき(一)を以て、小しく兵革を修めんと欲すと。管仲曰く、不可なり。百姓病む(二)。公先づ百姓に與へて、其の兵(三)を藏めよ。

足以塞道。鮑叔乃誓曰。事之濟也。聽我令。事之不濟也。免公子者爲上。死者爲下。吾以五乘之實距路。鮑叔乃爲前驅。遂入國。逐公子糾。管仲射小白。中鉤。管仲與公子糾。召忽。遂走魯。桓公踐位。

る者を下となす。吾れ五乘の實を以て路を距がんと(三)。鮑叔乃ち爲めに前驅して、遂に國に入り、公子糾を逐ふ。管仲小白を射て、鉤に中つ(四)。管仲、公子糾召忽と遂に魯に走り、桓公位を踐む。

(一) 言ふは國人が立君の未だ定まらざるを疑ふの時、必ず己れを殺すに忍びざるべし (二) 言ふは事の濟らざるときは老臣鋒鏑の任に當らざるべからず、二十乘を以て先づ入るべし (三) 鮑叔は、前の二十乘の外更に五乘の兵を以て路を距ぎ、子糾の黨をして小白に迫らしめず (四) 鉤は帶どめの金具なり

魯伐齊。納公子糾。而不能。桓公二年。踐位。召管仲。管仲至。公問曰。社稷可定乎。管仲對曰。君霸王。社稷定。

魯、齊を伐ち、公子糾を納れんとして能はず。桓公二年、位を踐み、管仲を召ぶ。管仲至る。公問うて曰く、社稷定むべきかと。管仲對へて曰く、君霸王たらば、社稷定まらん。君霸王たらざれば、社稷定まらずと。公曰く、吾れ敢て此(二)に至らず。其の大や社稷を定めんのみと。管仲又請ふ。君曰く、能はずと。管仲君に辭して曰く、君が臣を死に免れしめしは、臣の幸なり。然も臣の糾に死せざ

哉。鮑叔對曰。夫國之亂也。智人不ㇾ得ㇾ作ニ内事一。朋友不ㇾ能ニ相合繆一。而國乃可ㇾ圖也。乃命ニ車駕一。鮑叔御ニ小白一。乘而出ニ於莒一。小白曰。夫二人者。奉ニ君命一。吾不ㇾ可ニ以試一也。乃將ㇾ下。鮑叔履ニ其足一曰。事之濟也。在ニ此時一。事若不ㇾ濟。老臣死ㇾ之。公子猶之免也。乃行至ニ於邑郊一。鮑叔。令ニ車二十乘先。十乘後一。

小白曰く、夫の二人の者は、君命を奉ず。吾れ以て試むべからずと。乃ち將に下らんとす、鮑叔、其の足を履みて曰く、事の濟るや、此の時に在り。事若し濟らずは、老臣之に死せん。公子猶之れ免れん(四)と。乃ち行きて邑郊に至る。鮑叔、車二十乘を先にし、十乘を後にせしむ。(五)

（一）彼れ管仲は其の知を行ふを得ずとも其の人在り、懼るべしと　（二）召忽來を得ずとも其の患難に及びたるとき我を圖ることの出來ざるあらんや　（三）元來國の亂れたるときは智者も國内の事を能くするを得ず、又朋友合睦する能はざる故に他より其の國を圖ること容易なり　（四）言ふは事の濟らざるときは老臣之に死せん、公子はいづれにしても免れん　（五）尹知章云ふ、二十乘を以て鮑叔先づ入り十乘を後にして公子をまもらしむ

鮑叔乃告ニ小白一曰。夫國之疑。二三子莫ㇾ忍ニ老臣一。事之未ㇾ濟也。老臣

鮑叔、乃ち小白に告げて曰く、夫れ國の疑(一)あるとき、二三子老臣に忍ぶなし。事の未だ濟らざるや、老臣以て道を塞ぐに足ると。鮑叔乃ち誓ひて曰く、事の濟るや、我が令を聽け。事の濟らざるや、公子を免れしむる者を上となし、死す

公逐二小白一。小白走レ莒。三年。襄公薨。公子糺踐レ位。國人召二小白。鮑叔曰。胡不レ行矣。小白曰。不可。夫管仲智召忽強武。雖二國人召一レ我。我猶不レ得レ入也。鮑叔曰。管仲得レ行二其智於國一。國可レ謂レ亂乎。召忽強武。豈能獨圖レ我哉。

踐む。國人小白を召ぶ。鮑叔曰く、胡ぞ行かざると。小白曰く、不可なり。夫れ管仲は智ありて、召忽は強武。國人我れを召ぶと雖も、我れ猶入るを得ざるなりと。鮑叔曰く、管仲其の智を國に行ふを得ば、(一)國謂つて亂るべけんや。召忽強武なりとも、豈能く(二)獨我れを圖らんやと。

(一)管仲が若し其の智を國に行ふを得ば國は亂るべからず、然るに今亂れたるは是れ其の智行ふ能はざるなり、纂詁に云ふ本文謂の字は以の誤と　(二)言ふは召忽たとひ強武なりとも、國人之に從はざるに豈能く我を圖るを得んやとなり

小白曰。夫雖レ不レ得レ行二其知一。豈且不レ有焉乎。召忽雖レ不レ得レ衆。其及。豈不レ足二以圖一レ我

小白曰く、(一)夫れ其の知を行ふを得ずと雖も、豈且有らざらんや。召忽衆を得ずと雖も、(二)其の及、豈以て我れを圖るに足らざらんやと。鮑叔對へて曰く、夫れ國の(三)亂るゝや、智人内事を作すを得ず。朋友相合摎する能はずして、國乃ち圖るべきなりと。乃ち車駕を命ず。鮑叔、小白に御となり、乘して莒より出でんとす。

齊之右。雖然。殺君而用吾身。是再辱我也。子爲生臣。忽爲死臣。忽也知得萬乘之政而死。公子糺可謂有死臣矣。子生而霸諸侯。公子糺可謂有生臣矣。死者成行。生者成名。名不兩立。行不虛至。子其勉之。死生有分矣。乃行入齊境。自刎而死。管仲遂入。君子聞之。曰。召忽之死也。賢其生也。管仲之生也。賢其死也。

公子糺は生臣(五)ありと謂ふべし。死者は行(六)を成し、生者は名を成す。名は(七)兩立せず、(八)行は虛至せず。子其れ之を勉めよ。(九)死生分ありと。乃ち行きて齊の境に入り、自ら刎ねて死す。管仲遂に入る。君子之を聞きて曰く、召忽の死や、其の生に賢るなり。管仲の生や、其の死に賢るなりと。

(一) 束縛して齊へ引き渡さんとす　(二) 言ふは事の定まるあるを待ちつゝありしなり　(三) 言ふは自己は子糺に傅たるに子糺死して之を救ふ能はざるは一辱なり、今又生きて在たる如きは臣たるの節を盡さず、再び我が身を辱むるなり　(四) 生きて居れば萬乘の國の政を爲すを得るを知りながら死するといふは公子糺には死して臣節を致すの臣ありといふべし　(五) 言ふは子糺は生きながらへて齊國をして諸侯に覇たらしむる、立派の生臣を遺したりといふべし　(六) 死したる者は忠行を成す　(七) 言ふは生きて名を成すと、死して名を成すとは兩立する能はず　(八) 行は實行するものにて虛語にて爲し得るものならず　(九) 死するも生きるも各其の分限あり

或曰。明年。襄

或は曰く、明年襄公小白を逐ひ、小白莒に走る。三年襄公薨ず。公子糺位を

在レ魯。寡人願生二得之一。若不レ得也。是君與二寡人賊一比也。魯君問二施伯一。施伯曰。君與レ之。臣聞齊君惕而亟驕。雖レ得レ賢。庸必能用レ之乎。及二齊君之能用一レ之也。管子之事濟矣。夫管仲天下之大聖也。今彼反レ齊。天下皆鄕レ之。豈獨魯乎。今若殺レ之。此鮑叔之友也。鮑叔因レ此以作レ難。君必不レ能レ待也。不レ若レ與レ之。

㊂ 言ふは我が怨を受くるを恐れて必ず管仲を殺さゞるべし ㊃ 言ふは管仲は其の身に緊要なる責任あるに、其の事成就せず、困却して今我が魯に居れり、君は此の魯の政を仲に委任したまへとなり ㊄ 言ふは之を殺して齊に說き齊が管仲を怒りをるを魯にても同情して怒るといはん、是れ徒に已むにまされりと ㊅ 言ふは寡人の賊と比黨するなり ㊆ 肯たう、はしいまゝと訓ず ㊇ 萬一齊君能く管仲を用ふるに及ばゞ管仲の事は成就するなり、然るときは管仲は天下の大聖なる故に齊に反りて政に任ぜば天下皆之に歸向せん

魯君。乃遂束二縛管仲與二召忽一。管仲謂二召忽一曰。子懼乎。召忽曰。何懼乎。吾不二蚤死一。將レ胥レ有レ所レ定也。今既定矣。令三子相二齊之左一。必令三忽相二

魯君、乃ち遂に管仲と召忽とを束縛す。管仲、召忽に謂て曰く、子懼るかと。召忽曰く、何ぞ懼れんや。吾れ蚤く死せざるは、將に定まる所あるを胥たんとするなり。今既に定まる。子をして齊の左に相たらしめば、必ず忽をして齊の右に相たらしめん。然りと雖も、君を殺して吾が身を用ふるは、是れ再び我れを辱むるなり。子は生臣となれ、忽は死臣とならん。忽や萬乘の政を得るを知りて、而して死す。公子糺は死臣ありと謂ふべし。子は生きて諸侯に霸たらば、

人也。欲而多長。公若先反。恐注怨焉。必不殺也。公曰。諾。施伯進對魯君曰。管仲有急。其事不濟。今在魯。君其致魯之政焉。若受之。則齊可弱也。若不受。則殺之。殺之以說於齊也。與同怒。尙賢於已。君曰。諾。魯未及致政。而齊之使至。曰。寡吾與召忽也。寡人之賊也。今

曰く、諾と。施伯、進みて魯君に對へて曰く、(四)管仲急あり。其の事濟らず。今魯に在り。君其れ魯の政を致せ。若し之を受けば、齊は弱むべきなり。若し受けずば之を殺せ。之を殺して(五)齊に說き、與に怒を同くすとせん。尙ほ已むに賢れりと。君曰く、諾と。魯未だ政を致すに及ばずして、齊の使至る。曰く、寡吾と召忽とは、寡人の賊なり。今魯に在り。寡人願くば之を生得せん。若し得ざるや、是れ君は寡人の賊と比する(六)なりと。魯君、施伯に問ふ。施伯曰く、君之を與へよ。臣聞く、齊君は(七)惕にして亟驕ると。賢を得ると雖も、庸ぞ必ずしも能く(八)之を用ひんや。齊君の能く之を用ふるに及ぶや、管仲の事濟る。夫れ管仲は天下の大聖なり。今彼れ齊に反らば、天下皆之に鄕はん。豈獨り魯のみならんや。今若し之を殺さば、此れ鮑叔の友なり。鮑叔此れに因りて難を作さん。君必ず待つ能はざるなり。之を與ふるに若かずと。

(一) 恐くは聞に合はざるべし　(二) 言ふは先方の決定せるに先ち、我れより管仲を反さんことを申し出でて[illegible]

吾將ㇾ受二魯之政一乎。其否乎。鮑叔對曰。不ㇾ受。夫夷吾之不ㇾ死ㇾ糾也。爲ㇾ欲ㇾ定二齊國之社稷一也。今受二魯之政一。是弱ㇾ齊也。夷吾之事ㇾ君。無二二心一。雖ㇾ知ㇾ死。必不ㇾ受也。公曰。其於ㇾ我也。曾若ㇾ是乎。鮑叔對曰。非ㇾ爲ㇾ君也。爲二先君一也。其於ㇾ君。不ㇾ如ㇾ親ㇾ糾也。糾之不ㇾ死。而況君也。君若欲ㇾ定二齊之社稷一。則亟迎ㇾ之。

公曰。恐不ㇾ及。奈何。鮑叔曰。夫施伯之爲ㇾ

對へて曰く、受けじ。夫れ夷吾の(一)糾に死せざるや、齊國の社稷を定めんと欲するがためなり。今魯の政を受けば、是れ齊を弱むるなり。夷吾の君に事ふるや、二心なし。死を知ると雖も、必ず受けざるなりと。公曰く、(二)其の我に於るや、曾て是の若きかと。鮑叔對へて曰く、君の爲にするにあらざるなり、先君の爲にするなり。(三)其の君に於けるや、糾に親むに如かざるなり。糾にも死せず、而るを況んや君をや。君若し齊の社稷を定めんと欲せば、亟に之を迎へよと。

(一) 公子糾に事へながら其の難に死せざるは齊國を定めん爲めにして所謂君を輕しとし社稷を重しとする譯なり (二) 言ふは管仲の我に對する其の樣に厚かりしかとなり (三) 言ふは管仲の君に對するは其の事へし子糾に對する親密に及ばず、其の親き糾の爲めに死せざりし管仲が何ぞ君の爲めに死すべけんや

公曰く、(一)恐くは及ばざらん。奈何と。鮑叔曰く、夫れ施伯の人と爲りや、敏にして畏多し。公若し(二)先づ反さば、(三)怨を注するを恐れ、必ず殺さざるなりと。公

桓公問二於鮑叔一曰。將三何以定二社稷一。鮑叔曰。得三管仲與二召忽一。則社稷定矣。公曰。夷吾與二召忽一。吾賊也。鮑叔乃告二公其故圖一。公曰。然則可レ得乎。鮑叔曰。若亟召。則可レ得也。不レ亟。不レ可レ得也。夫魯施伯。知二夷吾爲レ人之有レ慧也。其謀。必將レ令三魯致二政於夷吾一。夷吾受レ之。則彼知二能弱レ齊矣。夷吾不レ受。彼知二其將レ反二於齊一也。必將レ殺レ之。

公曰。然則夷

桓公、鮑叔に問ひて曰く、將に何を以て社稷(一)を定めんとするかと。鮑叔曰く、管仲と召忽とを得ば、社稷定まらんと。公曰く、夷吾と召忽とは、吾が賊なりと。鮑叔乃ち公に其の故圖(二)を告ぐ。公曰く、然らば則ち得べきか。鮑叔曰く、若し亟に召べば得べきなり。亟ならざれば得べからざるなり。夫れ魯の施伯、夷吾の人と爲りの慧(三)有るを知るや、其の謀、必ず將に魯をして政を夷吾に致さ(四)しめんとす。夷吾之を受けば、彼(五)れ能く齊を弱むるを知る。夷吾受けずは、彼れ其の將に齊に反らんとするを知るや、必ず將に之を殺さんとすと。

(一) 社稷は國家といふが如し、言ふに如何して國家を治めんとなり (二) 管仲は本來小白即ち桓公を立つるの意圖ありしことを告げしなり (三) 慧は智慧なり (四) 魯の政を夷吾に爲さしめんとすべし (五) 彼は施伯を指す

公曰く、然らば則ち夷吾將に魯の政を受けんとするか、其れ否らざるかと。鮑叔

徒人費。不レ得也。鞭レ之見レ血。費走而出。遇ニ賊於門一。脇而束レ之。費袒而示ニ之背一。賊信レ之。使ニ費先入一。伏レ公而出闘。死ニ于門中一。石之紛如死ニ于階下一。孟陽代レ君寢ニ于牀一。賊殺レ之曰。非レ君也。不レ類。見ニ公之足于戸下一。遂殺レ公。而立ニ公孫無知一也。

るなり。類せずと。公の足を戸下に見、遂に公を殺して、公孫無知を立つ。

㊀ 賊は公を弑せんとする賊なり ㊁ 費をおびやかして之を縛したるなり ㊂ 袒(はだぬぐ)して背を示し公にうたれて逃げ來れるを見せし故に、賊は費を以て公を怨むものと信じ、案内者とし先づ入らしむ、然るに費は公を匿し、出で賊と闘ひて死せり

鮑叔牙。奉ニ公子小白一。奔レ莒。管夷吾。召忽。奉ニ公子糾一。奔レ魯。九年。公孫無知虐ニ於雍廩一。雍廩殺ニ無知一也。桓公自レ莒先入。魯人伐レ齊。入ニ公子糾一。戰ニ於乾時一。管仲射ニ桓公一中レ鉤。魯師敗績。桓公踐レ位。於レ是劫レ魯。使三魯殺ニ公子糾一。

鮑叔牙、公子小白を奉じて莒に奔り、管夷吾・召忽、公子糾を奉じて魯に奔る。九年。公孫無知、雍廩を虐し、雍廩、無知を殺せり。桓公莒より先づ入る。魯人齊を伐ち、公子糾を入れ、乾時に戰ふ。管仲、桓公を射て鉤に中つ。魯の師敗績す。桓公位を踐む。是に於て魯を劫かして、魯をして公子糾を殺さしむ。

㊀ 雍廩を虐せし故反て雍廩の爲に殺されたり ㊁ 胴じめの鉤(かね)なり

二月。魯人告齊曰。寡君畏君之威。不敢寧居。來修舊好。禮成而不反。無所歸死。請以彭生除之。齊人爲殺彭生。以謝於魯。五月。襄公田于貝丘。見豕彘。從者曰。公子彭生也。公怒曰。公子彭生安敢見。射之。豕人立而啼。公懼。墜於車下。傷足亡屨。反誅屨於

二月、魯人齊に告げて曰く、(一)寡君君の威を畏れ、敢て寧居せず、來りて舊交を修む。禮成りて反らず。(二)死を歸する所無し。請ふ、彭生を以て(三)之を除かんと。齊人爲めに彭生を殺して、魯に謝す。

(一)寡君は他國に對して其の君を稱する時、徳寡き君といふ謙辭なり　(二)死罪を歸する所なし　(三)劉績云ふ之を除くは此の恥を除くなり

五月、襄公貝丘に田す。豕彘を見る。從者曰く、公子彭生なりと。公怒りて曰く、公子彭生安ぞ敢て見ると。之を射る。豕人立して啼く。公懼れて車下に墜ち、足を傷り屨を亡ふ。反て屨を徒人費に誅む、得ざるなり。之を鞭ち血を見る。費走りて出で、(一)賊に門に遇ふ。(二)脇して之を束ぬ。費袒して之に背を示す。(三)賊之を信じ、費をして先づ入らしむ。公を伏して出でて闘ひ、門中に死し、石之紛如は階下に死す。孟陽は君に代りて牀に寢ぬ。賊之を殺して曰く、君にあらざ

豎曼曰。賢者死ㇾ忠。以振ㇾ疑。百姓寓焉。智者究ㇾ理而長慮。身得ㇾ免焉。今彭生二ニ於君一。無ニ盡言一。而諛行。以戲ニ我君一。使ニ我君失ニ親戚之禮命一。又力成ニ吾君之禍一。以搆ニ二國之怨一。彭生其得ㇾ免乎。禍理屬焉。夫君以ㇾ怒遂ㇾ禍。不ㇾ畏ニ惡ㇾ親聞容一。昬生無ㇾ醜也。豈及ニ彭生一而能止ㇾ之哉。魯若有ㇾ誅。必以ニ彭生一爲ㇾ說。

豎曼曰く、賢者は忠に死して（一）疑を振ひ、百姓寓す。智者は（二）理を究めて長慮し、身免るを得。今彭生君に（三）二あり。（四）盡言なくして諛行し、以て我が君に（五）戲し、我が君をして（六）親戚の禮命を失はしむ。又力めて吾が君の禍を成して、二國の怨を構ふ。彭生其れ免るゝを得んや。（七）禍理屬す。夫れ君は怒を以て禍を遂げ、（八）親を惡くする聞容を畏れず、（九）昬生醜なきなり。豈（一〇）彭生に及びて能く之を止めんや。魯若し誅あらば、必ず彭生を以て說をなさん。

（一）吾が君の人を害せし疑を救ひ、百姓をして信頼せしむ　（二）道理を考究して深く慮り身の禍を免る　（三）一心に君に事へざるなり　（四）盡言は忠言を盡すなり　（五）戲弄するなり　（六）魯の桓公の夫人は齊の襄公の妹なり、故に親戚の禮命を失はしむと、集詁に云ふ命は名に通ずと、禮と名とを失はしむるなり　（七）禍を受くべきの理彭生に屬せり　（八）集詁に云ふ、容は頌と通ず、頌は誦なり、言ふは親族を惡くするを以て世に聞誦せらるゝを畏れず　（九）昬昧の生醜恥を知らざるなり　（一〇）襄公は醜恥を知らず、外聞を畏れざる故に、公子彭生に對して之を救ふことをなさず、魯より責めらるれば必ず彭生を殺して謝するならん

連稱。管至父。戍二葵丘一、曰。瓜時而往。及二瓜時一而來。期戍公問不レ至。請レ代。不レ許。故二人。因二公孫無知一以作レ亂。

瓜の熟する時に往きて來歳の同時に歸り來らしめんと約せり ㊂ 然るに期年期滿つるまで戍り居りしに、公よりの沙汰なかりき ㊃ 公より何とも言ひ來らざる故に代り戍る人を請ひしなり

魯桓公夫人文姜。齊女也。公將下如齊。與二夫人一偕行上。申兪諫曰。不可。女有レ家。男有レ室。無二相瀆一也。謂二之有禮一。公不レ聽。遂以二文姜一會二齊侯於濼一。文姜通二於齊侯。桓公聞責二文姜一。文姜告二齊侯。齊侯怒。饗レ公。使三公子彭生乘二魯侯一脇レ之。公薨二于車一。

魯の桓公の夫人文姜は、齊の女なり。公將に齊に如くに、夫人と偕に行かんとす。申兪諫めて曰く、不可なり。㈠女は家あり、男は室あり。相瀆すなきなり。之を有禮といふと。公聽かず。遂に文姜を以て、齊侯に濼に會す。文姜齊侯に通ず。桓公聞きて文姜を責む。文姜齊侯に告ぐ。齊侯怒り、公を饗し、公子彭生をして魯侯に乘せしめ、㈡之を脇す。公は車に薨ず。

㈠ 女は家あり、限りに外に往くべからず、男は室あり、限りに他の女に會すべからず ㈡ 魯侯を車に乘せしめ其の脇骨をくじきて之を殺せり

奉レ令則可。鮑叔許諾。乃出奉レ令。遂傅二小白一。鮑叔謂二管仲一曰。何行。管仲曰。爲二人臣一者。不レ盡二力於君一。則不二親信一。不二親信一。則言不レ聽。言不聽。則社稷不レ定。夫事レ君者。無二二心一。鮑叔許諾。

遂に小白に傅となれり。鮑叔管仲に謂て曰く、何を行はんと。管仲曰く、人臣たる者、力を君に盡くさざれば親信ならず、(一)親信ならざれば言聽かれず、言聽かれざれば社稷定まらず。(二)夫れ君に事ふる者は、二心なしと。鮑叔許諾す。

(一) 言ふは君に親み信ぜられずと也　(二) 言ふは言君に聽かれざれば君臣の間お隔離し、其の國安定を得ず

僖公之母弟夷仲年。生二公孫無知一。有レ寵二於僖公一。衣服禮秩如レ適。僖公卒。以二諸兒長一得レ爲レ君。是爲二襄公一。襄公立後。絀二無知一。無知怒。公令三

僖公の母弟夷仲年、公孫無知を生む。僖公に寵あり。衣服禮秩適の如し。(一)僖公卒し、諸兒は長を以て、君たるを得たり。是れを襄公と爲す。襄公立ちて後無知を絀く。(二)無知怒る。公は連稱管至父をして葵丘を戍らしむ。曰く、(三)瓜時にして往き、瓜時に及びて來らんと。(四)期戍にして公の問至らず。(五)代を請ふ。許さず。故に二人、公孫無知に因りて、以て亂を作せり。

(一) 言ふは公孫無知の待遇は嫡子の如しと、適は嫡に同し　(二) 諸兒が年長者なる故に、立ちて君となれり　(三)

受二君令一而不レ改。奉レ所レ立而不レ濟。是吾義也。

管仲曰。夷吾之爲二君臣一也、將下承二君命一。奉二社稷一。以持中宗廟上。豈死二一糺一哉。夷吾之所レ死者。社稷破。宗廟滅。祭祀絕。則夷吾死レ之。非二此三者一。則夷吾生。夷吾生。則齊國利。夷吾死。則齊國不レ利。鮑叔曰。然則奈何。

しむるを其の命を無にせば糺の位置を奪ふたりとなり　(三) 釋詁に曰く、劉敞云ふ、兄は古の況字、言ふは天下の大を得るも爲さず、況んや齊一國の政に與る（あづかる）は小事にて臣の義を忘るゝは忍びざるなり　(四) 濟は釋詁に擠となす、つきおとすなり、君の命を易へず、立つべき者を奉じて擠さゞるは臣たる者の義なりと

管仲曰く、夷吾の君臣たるや(一)、將に君命を承け社稷を奉じて、以て宗廟を持せ(二)んとす。豈一糺に死せんや(三)。夷吾の死する所の者は、社稷破れ、宗廟滅し、祭祀絕せば、夷吾は之に死せん。此の三の者にあらざれば、夷吾は生きん。夷吾生きば、齊國利あり、夷吾死せば、齊國利あらじと。鮑叔曰く、然らば則ち奈何せ(四)んと。

(一) 言ふは夷吾の君臣の間の主義たるは此の如しとなり　(二) 維持するなり　(三) 一人の子糺の爲めに死するものならず　(四) 奈何せば宜からんとなり

管子曰。子出

管子曰く、子出でて令を奉ずれば可なりと。鮑叔許諾し、乃ち出でて令を奉じ、

母也。諸兒長而賤。事未レ可レ知也。夫所三以定二齊國一者。非二此二公子者一。將レ無レ已也。小白之爲レ人。無二小智一。惕而有二大慮一。非二夷吾一。莫レ容二小白一。天不幸降レ禍。加二殃于齊一。糾雖レ得レ立。事將レ不レ濟。非三子定二社稷一。其將レ誰也。

白の人と爲り、小智なく、惕れて大慮あり。(三)夷吾にあらずは、小白を容るゝなし。天不幸にして禍を降し、殃を齊に加へば、糾立つを得ると雖も、事將に濟らざらんとす。(四)子社稷を定むるにあらずば、其れ將に誰ならんとするや。(五)

(一)齊國を定むるは諸兒と子糾の二公子にあらず　(二)言ふは、竟に小白を立てゝ君となすの已む能はざるに至らんと　(三)夷吾は管仲の字(あざな)なり　(四)言ふは一旦糾が立て君となるも事遂げざるならん　(五)尹知章は子を召忽といひ、纂詁には鮑叔を指すとあり、此篇の問答鮑叔去就の事に係れば鮑叔となす、可に似たり

召忽曰。百歳之後。吾君卜レ世。犯二吾君命一。而廢二吾所一レ立。奪二吾糺一也。雖レ得二天下一。吾不レ生也。兄與二我齊國之政一也。

召忽曰く、百歳の後、吾が君世を卜るとき、(一)吾が君の命を犯して、吾が立つる所を廢せば、吾が糺を奪ふなり。(二)天下を得ると雖も、吾れは生きざるなり。(三)兄んや我が齊國の政に與るをや。君令を受けて改めず、立つる所を奉じて濟さず、(四)是れ吾が義なりと。

(一)世を卜すは纂詁に、下の字の壞とあり、下るは世を去るにて死をいふ　(二)言ふは主君に命じて子糺を立て

辭無レ出。吾權任レ子以二死亡一。必免レ子。鮑叔曰。子如レ是。何不レ免之有乎。管仲曰。不可。持二社稷宗廟一者。不レ讓レ事。不レ廣レ間。將レ有レ國者。未レ可レ知也。子其出乎。召忽曰。不可。吾三人者之於二齊國一也。譬レ之猶二鼎之有一レ足也。去レ一則必不レ立矣。吾觀二小白一。必不レ爲レ後矣。

を免れしめん。鮑叔曰く、子是の如くせば、何の免れざるか之れ有らんやと。管仲曰く、不可なり。(二)社稷宗廟を持する者は、事を讓らず、間を廣くせず。將に國を(三)有たんとする者、未だ知るべからざるなり。子、其れ出でんかと。召忽曰く、不可なり。吾が三人の者の齊國に於ける、之を譬ふるに猶ほ鼎の足あるがごとし。一を去れば必ず立たず。吾れ小白を觀るに、必ず後と爲らずと。

(一)任は責任を以て保證し、死を賭して子の出仕を免れしめんと　(二)言ふは國家を保持せんと欲する者は、辭讓もせず、官閑なりとも其の務を曠(むなしく)くせずと、廣は曠なり　(三)言ふは國を有たん者は何人なるか未だ知るべからずと、暗に小白は國を有つに至るものと讃せしなり

管仲曰。不レ然也。夫國人憎二惡糺之母一。以及二糺之身一。而憐二小白之無一レ

管仲曰く、然らざるなり。夫れ國人糺の母を憎惡して、糺の身に及び、而して小白の母なきを憐めり。諸兒は長にして賤、事未だ知るべからざるなり。夫れ齊國を定むる所以の者、(一)此の二公子にあらず、將に(二)已むなからんとするなり。小

巻第七

大臣第十八（一）　内言一

齊僖公生公子諸兒。公子糾。公子小白。使鮑叔傅小白。鮑叔辭。稱疾不出。管仲與召忽往見之。曰。何故不出。鮑叔曰。先人有言。曰。知子莫若父。知臣莫若君。今君知臣不肖也。是以使賤臣傅小白也。賤臣知棄矣。

齊の僖公、公子諸兒公子糾・公子小白を生む。鮑叔をして小白に傅（二）たらしむ。鮑叔辭す、疾と稱して出でず。管仲、召忽と往きて之を見て曰く、何の故に出でざると。鮑叔曰く、（三）先人言あり。曰く、子を知るは父に若くはなし、臣を知るは君に若くはなし。今君は臣の不肖を知るなり。（四）是を以て賤臣をして小白に傅たらしむ。賤臣棄を知る。

（一）大臣は桓公天下を匡正するの事を記す　（二）傅はもり役なり　（三）先人は古人なり　（四）言ふは主君は拙者の不賢なるを知る故に、小白の如き嗣君たるを得ざる人のもり役たらしめたるにて拙者は到底棄てられたるなりと

召忽曰。子固

召忽曰く、子固辭して出づるなかれ。吾權に（一）子を任ずるに死亡を以てし、必ず子

修。士自修。則同レ心同レ力。

善者之爲レ兵也。使三敵若レ據レ虛若二搏レ景。無レ設無レ形焉、無レ不レ可二以成一也。無レ形無レ爲焉。無レ不レ可二以化一也。此之謂レ道矣。若レ亡而存。若レ後而先、威不レ足三以命二之。

善者の兵を爲むるや、敵をして虛に據るが若く、景を搏つが若くならしめ、設なく形なく、以て成すべからざるなきなり。形なく、爲なく、以て化すべからざるなきなり。此れ之を道と謂ふ。亡きが若くにして存し、後れたるが若くにして先ち、威以て之を命ずるに足らず。

(一)空虛 虛に據る如く、敵我を據ふる能はず、又影を搏(うつ)つ如く據る所なからしむ (二)設置するものなく形の見るべきなし (三)設なく形なき故、敵我を知る能はず、故に我より爲す事は何事も成す能はざるなし (四)行はんとする所變化すべからざるなし (五)以上の善兵は威武の上に在り、故に威武を以て若くるに足らず

不レ以レ詭勝レ之、不レ以レ詐。一之實也。近則用レ實。遠則施レ號。力不レ可レ量。彊不レ可レ度。氣不レ可レ極。德不レ可レ測。一之原也。衆若レ時雨。寡若レ飄風。一之終也。

せしめ ㊈ 遠き國は號令以て威嚇(おどす)して之を服せしむ ㊉ 兵氣の盛なるなり ⑪ 力量るべからず以下德測るべからずまでは、敵をして我に服せしむる術、故に一の原といふ ⑫ 我兵衆ければ、敵に對して餘裕ある故に、德を以て之を懐くるの手段を取る、若し寡ければ猶豫し難き故、飄風の如く速に敵を攻め之を服せしむ、是れ一戰最後の手段なり

利適器之至也。用レ敵。敎之盡也。不レ能レ致レ器者。不レ能レ利レ適。不レ能レ盡レ敎者。不レ能レ用レ敵。不レ能レ用レ敵者窮。不レ能レ致レ器者困。遠用レ兵則可三以必二勝一。出入異レ塗。則傷二其敵一。深入危レ之。則士自

(一)利適は器の至なり。(二)敵を用ふるは敎の盡なり。(三)器を致す能はざる者は、利適する能はず。敎を盡くす能はざる者は、敵を用ふる能はず。敵を用ふる能はざる者は窮し、器を致す能はざる者は困む。遠く兵を用ふれば、必ず勝つべし。(三)出入途を異にすれば、其の敵を傷る。(四)深く入り之を危めば、士自ら修む。士自ら修むれば、心を同くし力を同くす。

㊀ 利適は兵器の利にして用に適せるなり ㊁ 敵を我用となすに、敎化の道至る故なり ㊂ 器を致すは器を作るの巧を極めたるなり ㊂ 出ると入るとの道を異にすれば敵は我を測り知る能はず、故に敵を傷るを得 ㊃ 深く敵地に入るときは士卒危む故に、皆自ら用心す、故に協心戮力(ちからを合はす)す

道。則民和。養之以德。則民合。和合故能諧。諧故能輯。諧輯以悉。莫之能傷。

定一至。行二要。縱三權。施四教。發五機。設六行。論七數。守八應。審九器。章十號。故能全勝。大勝無守也。故能守勝。數戰則士罷。數勝則君驕。夫以驕君使罷民。則國安得無危。故至善不戰。其次一之。破大勝强。一之至也。亂之不以變。乘之

(一)一至を定め、二要を行ひ、三權を縱にし、四教を施し、五機を發し、六行を設け、七數を論じ、八應を守り、九器を審かにし、十號を章かにす。故に能く全く勝つ。大勝は守るなきなり。(二)故に能く勝を守る。(三)數戰へば士罷る。數勝てば君驕る。夫れ驕君を以て罷民を使へば、國安ぞ危きことなきを得ん。故に至善は戰はず。其の次は之を一にす。(四)大を破り强に勝つは、一の至なり。(五)之を亂すに變を以てせず、之に乘ずるに詭を以てせず、(六)之に勝つに詐を以てせざるは、一の實なり。(七)近きは實を用ひ、(八)遠きは號を施き、(九)力量るべからず、彊度るべからず、氣極むべからず、(一〇)德測るべからざるは、一の原なり。(一一)衆は時雨の若く、寡は飄風の若きは、一の終なり。(一二)

(一) 一至より十號に至り、管子其數を示さず　(二) 舊註に云ふ、大勝を守りて已れの有とせず、言ふは自矜(ほこ)りて敵を侮らず　(三) 敵を侮らざる故に能く其の勝は保守するを得　(四) 一は一戰して敵を服せしむ　(五) 一戰の功至極せるものなり　(六) 詭は術を以て敵を欺くなり　(七) 一戰の實効なり　(八) 近隣の諸侯は賞數を以て之を服

疑匱。一氣專定。則傍通而不疑。厲士利械。則涉難而不匱。進無所疑。退無所匱。敵乃爲用。凌山阬。不待鉤梯。歷水谷。不須舟檝。徑於絕地。攻於恃固。獨出獨入。而莫之能止。寶不獨入。故莫之能止。寶不獨見。故莫之能斂。無名之至盡。盡而不意。故不能疑神。畜之以

を待たず。水谷を歷るに舟檝を須ひず、絕地に徑り、(八)恃固に攻め、獨出獨入して、之を能く止むるなし。(九)寶獨り入れず、故に之を能く止むるなし。(一〇)寶獨り見ず、故に之を能く斂むるなし。之を名くるなくして、(一一)盡くるに至り、盡きて意はず。故に神を疑ふ能はず。之を畜るゝに道を以てすれば、(一二)民和す。之を養ふに德を以てすれば、民合す。和合する故に、能く諧ふ。諧ふ故に、能く輯ぐ。(一三)諸輯して以て悉くせば、之を能く傷るなし。

(一) 四鄰の諸侯抗衡せず、故に中繼して敵なしといふ (二) 諸侯服從す、故に合行はれて停滯(ていたい)せず (三) 兵を分ち散すに常の方なく、兵を合し聚むるに計り知り難く、縱横自在にして敵をして我を伺ふ能はざらしむ (四) 敎へ備り器械利にして少しも疑ふ所なく兵氣旺盛にして匱竭(つきず)せず (五) 兵氣精一にして傍通とて總てに心行届くなり (六) 前述の如くなれば敵遂に我が用を爲すに至る (七) 敵既に我が用をなすに至れば山阬を渉るに鉤梯を用ひず、水谷を歷(ふる)るに舟檝を用ふるなし、鉤梯は俗のかぎなはなり、言ふは、苦難なく入るを得るなり (八) 敵の堅固と恃む所へ自在に攻め入るなり (九) 敵より取る寶を獨り己れの物となさず、衆と之を分つ (一〇) 取る所の寶獨り見ず衆と之を見る故に、人私に之を竊取するものなく、上より與ふるを待つなり (一一) 兵を用ふるの巧妙なること、人名くる能はずして理を盡すに至り、理を盡して後に又變化測られず、敵の意表に出づ、故に人其の神妙を疑はず (一二) 畜は民を容れたくはふなり (一三) 民を調べ輯ぐる道を悉くせば、敵我を傷害する能はず

則衆援不能圖。不可數。則僞詐不敢嚮。兩者備施。則動靜有功。徑乎不知。發乎不意。徑乎不知。故莫之能禦也。發乎不意。故莫之能應也。故全勝而無害。因便而敎。准利而行。敎無常。行無常。兩者備施。動乃有功。器成敎施。追亡逐遁。若飄風。擊刺若雷電。絕地不守。恃固不拔。

く行常なし。(八)兩の者備施すれば、動きて乃ち功あり。器成り敎施し、亡ろを追ひ遁るを逐ふ。飄風の若く、擊刺雷電の若く、(九)絕地守らず、固を恃むも必ず拔く。(一〇)

㊀ 九章の定めあるときは此れに從ひて動靜を過つことなし ㊁ 論述する所の三官より九章まで環の如く端なく轉回して行はるゝなり ㊂ 道徳ある者は敵其の所爲を計り知る能はず ㊃ 兵衆く強き大國も兵を興る能はず ㊄ 兩の者は道と徳とをいふ ㊅ 敵の知らざる所に行き過ぐるなり ㊆ 民の便に從ひて敎を施し、民の利を目的として行ふ ㊇ 兩の者は敎と行とをいふ ㊈ 地勢懸絕して攻め難き所と雖も雷電飄風の如く疾攻する時に敵守る能はず ㊉ 原文の不の字纂詁に、必の誤とす、言ふは堅固を恃みても必ず拔けざることなしとなり

中處而無敵。令行而不留。器成敎施散之無方。聚之不可計。敎器備利。進退若雷電。而無所

中處して敵なく、令行はれて留まらず、器成り敎施し、之を散ずる方なく、(一一)之を聚むる計るべからず。(一二)敎器備利進退雷電の如くにして、(一三)疑匱する所なく、(一四)一氣專定すれば、傍通して疑はず。士を厲まし、械を利すれば、難に涉りて匱せず、進みて疑ふ所なく、退きて匱する所なければ、(一五)敵乃ち用をなす。(一六)山阬を凌ぐに鉤梯

水。四曰。擧二虎章一則行レ林。五曰。擧二烏章一則行レ陂。六曰。擧二蛇章一則行レ澤。七曰。擧二鵲章一則行レ陸。八曰。擧二狼章一則行レ山。九曰。擧二韓章一則載レ食而駕。

七に曰く、鵲章を擧ぐれば陸を行く。八に曰く、狼章を擧ぐれば山を行く。九に曰く、(二)韓章を擢ぐれば食を載せて駕す。

(一) 日章以下は皆旗印なり、日の章旗を擧示すれば晝行月章を擧ぐれば夜行す云々、各其の物章に應じて行動するなり (二) 韓は弓衣なり、旗に弓衣の状を畫きたるものなり、此の旗を擧ぐれば軍を止め還らんとするを示す、故に食糧を車に載せ駕して還るなり

九章既定。而動靜不レ過。三官。五敎。九章。始二乎無端一。卒二乎無窮一。始二乎無端一者道也。卒二乎無窮一者德也。道不レ可レ量。德不レ可レ數也。故不レ可レ量。

九章既に定まりて(一)動靜過たず、(二)三官・五教・九章、無端に始まりて無窮に卒る。無端に始まる者は道なり。無窮に卒る者は德なり。(三)道は量るべからず。德は數ふべからざるなり。故に量るべからざれば、(四)衆強圖る能はず。數ふべからざれば、僞詐敢て嚮はず。(五)兩の者備へ施せば動靜功あり。(六)不知に徑り、不意に發す。不知に徑る、故に之を能く禦ぐなきなり。不意に發す、故に之に能く應ずるなきなり。故に全く勝ちて害なく、(七)便に因りて教へ、利に准りて行ふ。教常な

也。此之謂三官。有三令。而兵法治也。

五教。一曰。教其目以形色之旗。二曰。教其身以號令之數。三曰。教其足以進退之度。四曰。教其手以長短之利。五曰。教其心以賞罰之誠。五教各習。而士負以勇矣。

五教一に曰く、其の目を教ふるに形色の旗を以てす。(一)二に曰く、其の身を教ふるに號令の數を以てす。(二)三に曰く、其の足を教ふるに進退の度を以てす。(三)四に曰く、其の手を教ふるに長短の利を以てす。(四)五に曰く、其の心を教ふるに賞罰の誠を以てす。(五)五教各〻習ひて、士負みて以て勇なり。(六)

(一)旗の形色を以て目をならし (二)號令の數を以て坐作の法を教へ (三)進退の度を以て足をならし (四)兵器の長短を以て其の手をならし運用せしむ (五)賞罰を以て兵卒の心を定む (六)平生練習したる所を恃みて勇氣あるなり

九章。一曰。擧日章則晝行。二曰。擧月章則夜行。三曰。擧龍章則行

九章、一に曰く、日章を擧ぐれば晝行す。(一)二に曰く、月章を擧ぐれば夜行す。三に曰く、龍章を擧ぐれば水を行く。四に曰く、虎章を擧ぐれば林を行く。五に曰く、鳥章を擧ぐれば陂を行く。六に曰く、蛇章を擧ぐれば澤を行く。

不レ明則民輕ニ其產一。故曰。早知レ敵。則獨行。有ニ蓄積一。則久而不レ匱。器械巧。則伐而不レ費。賞罰明。則勇士勸也。

三官不レ繆。五教不レ亂。九章著治。則危レ危而無レ害。窮レ窮而無レ難。故能致レ遠以レ數。縱レ強以レ制。三官。一曰。鼓。鼓所ニ以任一也。所ニ以起一也。所ニ以進一也。二曰。金。金所ニ以坐一也。所ニ以退一也。所ニ以免一也。三曰。旗。旗所ニ以立レ兵也。所ニ以利レ兵也。所ニ以偃レ兵也。

(一)三官繆らず、五數亂れず、五章著明なれば、(二)危きを危しとして(三)害なく、窮を窮として難なし。故に能く(四)遠きを致すに數を以てし、強を縱すに制を以てす。三官とは、一に曰く、(五)鼓。鼓は任ずる所以なり。(六)起す所以なり。進む所以なり。二に曰く、(七)金金は坐する所以なり、退く所以なり。免むる所以なり。三に曰く、(八)旗。旗は兵を立つる所以なり。兵を利する所以なり。兵を偃する所以なり。此れ之を三官と謂ふ。三令ありて兵法治まるなり。

(一)三官・五數・九章の義後に詳なり (二)危きものは危きとして之を捨てゝ其の危きに任ず、又窮せるものは窮として之を捨てゝ顧みず、或曰、危き者は始めて之を危く窮せる者は益之を窮地に陷らしむと (三)危きものを顧みず、窮を捨つる如きことをなすも我を害とし難ずるなし (四)數は術數なり、卽ち術を以て遠人を招き寄せ、制度を以て強國を緩和す (五)鼓を打つは兵卒をして戰はしむ爲め、卽ち其の任を爲さしむる所以なり (六)起とは兵氣を振起するをいふ (七)金を鳴らすに戰を止むる相圖に用ふ、坐す退くは皆復戰はざるなり (八)旗は兵器を立てて使用の準備を爲し利用し偃ふす等の相圖に用ふ

制也。法度審。則有守也。計數得則有明也。治衆有數。勝敵有理。察數而知理。審器而識勝。明理而勝敵。定宗廟。遂男女。官四分則可以定威德。制法儀。出號令。然後可以一衆治民。兵無主。則不蚤知敵。野無吏。則無蓄積。官無常。則下怨上。器械不巧。則朝無定賞罰

り。敵に勝つ理(六)あり。數を察して理を知り、器を審にして勝を識り、理を明にして敵に勝つ。宗廟(七)を定め、男女(八)を遂げ、官(九)四分すれば以て威德を定め、法儀を制し、號令を出すべし。然る後衆を一にし、民を治むべし。兵主(一〇)なければ、蚤く敵を知らず。野(一一)に吏なければ蓄積なく、官常(一二)なければ、下は上を怨み、器械巧ならざれば、朝(一三)定りなく、賞罰(一四)明ならざれば、民其の産を輕んず。故に曰く、早く敵を知れば獨行(一五)す、蓄積あれば久くして匱からず。器械(一六)巧なれば、伐ちて費えず、賞罰明なれば勇士勸むと。

(一) 號令制度能く民心を動かすを得るなり　(二) 人を制裁するに足る　(三) 兵は遵守する所あり令能く行はる　(四) 財用の數を明に知るを得るなり　(五) 舊註に云ふ、數は猶ほ法のごとし　(六) 彼我衆を治むるの法を察して、敵に勝つの理を究む　(七) 宗廟は先祖のたまやなり、四隣氏に敵なければ、宗廟を安定するを得　(八) 男女の民をして各其の生を遂げしむ　(九) 官吏を分けて四方を守らしむ　(一〇) 主將なきなり　(一一) 野に吏なければ、人は業を怠り蓄積なし　(一二) 官に常法なければ收斂(せいをとる)節度なくして、下民上を怨むに至る　(一三) 其の朝に安定なく、敵に侵さるゝの憂あり　(一四) 賞罰明かならざれば何時罰せらるか分らざる故に、民は其の産を輕んじて蓄積の心なし　(一五) 我に敵するものなく、獨立獨行するを得　(一六) 器械が精巧なれば敵を伐つに無用の費なし

多死。得レ地而國敗。此四者用レ兵之禍者也。四ニ禍其國一。而無レ不レ危矣。

大度之書曰。舉レ兵之日。而境內不レ貧。戰而必勝。勝而不レ死。得レ地而國不レ敗。爲ニ此四者一若何。舉レ兵之日。而境內不レ貧者。計數得也。戰而必勝者。法度審也。勝而不レ死者。教器備利。而敵不ニ敢校一也。得レ地而國不レ敗者。因ニ其民一也。

大度(一)の書に曰く、兵を擧ぐるの日にして、境內貧ならず、戰ひて必ず勝つ。勝ちて死せず、地を得て國敗れず、此の四者をなす若何。兵を擧ぐるの日にして、境內貧ならざる者は、計數(二)得ればなり。戰ひて必ず勝つ者は、法度審なればなり。勝ちて死せざる者は、教器備利(三)にして、敵敢て校せざればなり。地を得て國敗れざる者は、其の民に因る(四)なりと。

(一) 尹知章云ふ、大に法度を陳するの書をいふ　(二) 軍費の計算、其の當を得たる故なり　(三) 教習備りて器械利にして敵敢へて我と角せざる故なり　(四) 其の地の民俗に因り隨ひて政を施す故なり

因ニ其民一。則號制有レ發也。教器備利則有レ

其の民に因れば、號制(一)發するあるなり。教器備利なれば、制する(二)あるなり。法度審なれば、守る(三)あるなり。計數得れば、明にする(四)あるなり。衆を治むる數(五)あ

羣臣比周。羣臣比周。則蔽ㇾ美揚ㇾ惡。蔽ㇾ美揚ㇾ惡。則內亂自ㇾ是起。故曰。懦弱之君。不ㇾ免ニ於內亂一。明君不下爲ニ親戚一危中其社稷上。社稷戚ニ於親一。不下爲ニ君欲一變中其令上。令尊ニ於君一。不下爲ニ重寶一分中其威上。威貴ニ於寶一。不下爲ニ愛ㇾ民虧中其法上。法愛ニ於民一。

明ㇾ一者皇。察ㇾ道者帝。通ㇾ德者王。謀得兵勝者霸。故夫兵雖ㇾ非ニ備道至德一也。然而所ニ以輔ㇾ王成ㇾ霸。今代之用ㇾ兵者不ㇾ然。不ㇾ知ニ兵權一者也。故擧ㇾ兵之日。而境內貧。戰不ニ必勝一。勝則

兵法第十七　外言八

(一)一を明にする者は皇、(二)道を察する者は帝、(三)德に通ずる者王たり。謀得兵勝つ者は霸なり。故に夫れ兵は備道至德にあらずと雖も、然而れども王を輔け霸を成す所以なり。今代の兵を用ふる者は然らず。兵權を知らざる者なり。故に兵を擧ぐるの日にして、境內貧しく、戰必しも勝たず、勝てば多く死し、地を得て國敗る。此の四者は、兵を用ふるの禍なる者なり。其の國を四禍して危からざるなし。

(一) 一とは古へ三皇の時、純一にして名くべきものなし、此の一の理に明かなる者は皇人なり　(二) 道なるものの生し、其の道を審知するものは五帝の如き帝なり　(三) 德は道に由りて成るもの、故に德に通ずる者、禹湯武の如き名王なり

猛毅之君。不レ免二於外難一。懦弱之君。不レ免二於內亂一。猛毅之君者輕レ誅。輕レ誅之流。道レ正者不レ安。道レ正者不レ安。則材能之臣去亡矣。彼智者。知二吾情僞一。爲レ敵謀レ我。則外難自レ是至矣。故曰。猛毅之君。不レ免二於外難一。懦弱之君者重レ誅。重レ誅之過。行レ邪者不レ革。行レ邪者久而不レ革。則

猛毅の君は外難を免れず。懦弱の君は內亂を免れず。猛毅の君は誅を輕ず。誅を輕ずるの流(一)は、正に道る者安らず、正に道る者安らざれば、材能の臣去亡(二)す。彼の智者は吾が情僞を知り、敵のために我を謀れば、外難是れより至らん。故に曰く、猛毅の君は外難を免れずと。懦弱の君は誅を重ず。誅を重ずるの過は、邪を行ふ者革めず。邪を行ふ者久しくして革めざれば、羣臣比周(三)す。羣臣比周すれば、美を蔽ひ惡を揚ぐ(四)。美を蔽ひ惡を揚ぐれば、內亂是れより起る。故に曰く、懦弱の君は、內亂を免れずと。明君は、親戚(五)の爲めに其の社稷を危くせず。社稷は親より戚し。君欲の爲めに其の令を變ぜず。令は君より尊し。重寶(六)の爲めに其の威を分たず。威は寶より貴し。民を愛するが爲めに、其の法を虧かず。法は民より愛なり。

(一) 誅を輕んずるの流弊は正道に由る者心を安んぜざるに至る (二) 誅を恐れて亡げ去るなり (三) 比周は黨與をなすなり (四) 君の美を蔽ひて惡を顯はし、自己の利を圖る (五) 親戚を偏寵して他の怨を買ひ國家を危くせず (六) 重寶を受けたるために威權を分與して君權を失墜せしめず

兵一。此四患者明矣。古今莫二之能廢一也。兵當レ廢而不レ廢。則古今惑也。此二者不レ廢。而欲レ廢レ之。則亦惑也。此二者傷レ國一也。黃帝唐虞。帝之隆也。資二有天下一。制在二一人一。當二此之時一也。兵不レ廢。今德不レ及二三帝一。天下不レ順。而求レ廢レ兵。不二亦難一乎。故明君知レ所レ擅。知レ所レ患。國治而民務レ積。此所レ謂擅也。動與レ靜。此所レ患也。是故明君審二其所一レ擅。以備二其所一レ患也。

り。兵當に廢すべくして廢せざるは、古今の惑なり。此の二者廢せずして、之を廢せんと欲するは、亦惑なり。此の二者國を傷るは一なり。黃帝唐虞は帝の隆なり。天下を資有し、制一人に在り。此の時に當りて兵廢せず。今德三帝に及ばず、天下順はずして、兵を廢するを求むるは、亦難からずや。故に明君は擅にする所を知り、患ふる所を知る。國治りて民積むを務むるは、此れ所謂擅なり。動と靜とは、此れ患ふる所たり。是の故に明君は、其の擅にする所を審にして、其の患ふる所に備ふるなり。

(一) 貧しくし傷り危くし憂しむの四者なり (二) 二者は舊註に、古今を指すとあり (三) 二者は廢不廢の二者なり (四) 廢するも國を傷り、廢せざるも亦傷る、故に一なりといふ (五) 帝の隆盛なるものなり、天下を持有して制一人の手にありたり、此の盛時に在りても兵を廢せず (六) 自己に於て專制するを得るもの (七) 他國の相手にて自己に奈何ともし難きもの、後の解說に明なり (八) 天下の動靜は外諸侯の所爲にして我々を奈何ともし難し、故に患ふる所といふ (九) 言ふは能く內を治めて外に備ふるなり

利官大なるも、從はざるなきなり。此れを以て君に事へば、此れ所謂能を誣ひ、利を簒ふの臣なる者なり。世に國を公にするの君なければ、直進の臣なし。能を論ずるの主なければ、功を成すの臣なし。昔者三代（五）の相授くるや、安ぞ天下を二にして之を殺すを得ん。

㊀ 臣は尹知章云ふ、管子の自稱と、先王の事に考量すれば能を誣ふるの人は明に知り易しとなり ㊁ 禹・契・皐陶・后稷の如きは何事なりとも成し得る賢人なるも、其れすら猶一事を專務するに今の能を誣ふる人は此の四賢人の能を兼ぬと稱す、此くては功を成す能はざるも知り易き譯なり ㊂ 能を誣ふる人は位尊く祿重きも決して無能を以て辭退せず ㊃ 權勢ある大官にして自己の才能に稱はざるも君の命に從ひて受けざることなし ㊄ 三代の天下を相授くるは無能者の有能に授けたるにて、桀紂の無能、湯武の有能に授けたるなり、是れ湯武は國を公有として萬民を救ふが爲にせしことにて、別に一國を設けて彼の民を殺せしにあらず

爲レ李。后稷爲レ田。此四士者。天下之賢人也。猶尚精二一德一。以事二其君一。今誣レ能之人。服レ事任レ官。皆兼二四賢之能一。自レ此觀レ之。功名之不レ立。亦易レ知也。故列尊祿重。無二以不一レ受也。勢利官大。無二以不一レ從也。以レ此事レ君。此所レ謂誣レ能簒レ利之臣者也。世無二公レ國之君一。則無二直進之臣一。無レ論レ能之主。則無レ成レ功之臣一。昔者三代之相授也。安得下二二天下一而殺上レ之。

貧レ民傷レ財。莫レ大二於兵一。危レ國憂レ主。莫レ速二於

民を貧しくし財を傷るは、兵より大なるはなし。國を危くし主を憂へしむるは、兵より速なるはなし。此の四（一）患なる者は明なり。古今之を能く廢するなきな

其身也。忘其有名也。王主之行其道也。忘其成功也。賢人之行。王主之道。其所不能已也。明君公國一民。以聽於世。忠臣直進。以論其能。明君不以祿爵私所愛。忠臣不誣能以干爵祿。君不私國。臣不誣能。行此道者。雖未大治。正民之經也。

るは、智者にあらずとなり　(六)　たとひ身に德行あるも古道に疎遠なるは事を爲すに資けを得ず、愚人なり　(七)　時に遇ひ力めて我道を行ふべきに其の業を怠るは愚人なりと　(八)　王主なしとは天下に王たるの主にあらずとなり　(九)　賢人の其の身を行ひ王主の其の道を行ふは、心誠に之を好み已むる能はざる故に名と利とを忘るゝなり　(一〇)　國を公けのものとし私有とせず、心を民の事に專一にして政の善否を世の人の評に聽くなり　(一一)　君の左右の人に取り入らず所能を論じ決して能はざる所を誣ひず　(一二)　能を誣ふとは能くせざる所を能くする如く言ひ立つるなり　(一三)　此の道とは國に私せず能を誣ひざる事をいふ

今以誣能之臣。事私國之君。而能濟功名者。古今無之。誣能之人易知也。臣度之先王者。舜之有天下也。禹爲司空。契爲司徒。皐陶爲

今能を誣るの臣を以て、國に私するの君に事へて、能く功名を濟す者は、古今之れなし。能を誣るの人は、知り易きなり。(一四)臣之を先王なる者に度るに、舜の天下を有つや、禹司空と爲り、契司徒となり、皐陶李となり、后稷田となる。(一五)此の四士なる者は、天下の賢人なり。猶尚一德を精しくして其の君に事ふ。今能を誣ふるの人は、事に服し、官に任じ、皆四賢の能を兼ぬ。此れより之を觀れば、功名の立たざる、亦知り易きなり。故に列尊く祿重きも、受けざるなきなり。(一六)勢

務レ物之人。無二大士一焉。彼矜者滿也。滿者虛也。滿虛在レ物。在レ物爲レ制也。矜者。細之屬也。凡論レ人而遠レ古者。無二高士一焉。既不レ知レ古。而易二其功一者。無二智士一焉。德行成二於身一而遠レ古。卑人也。事無レ資遇レ時而簡二其業一者。愚士也。釣レ名之人無二賢士一焉。釣レ利之君無二王主一焉。賢人之行二

なる者は虛なり。(四)滿虛物に在り。物に在れば制を爲すなり。矜なる者は細の屬なり。凡そ人を論じて古に遠き者は、高士なし。既に古を知らずして、其の功(五)を易くする者は、智士なし。(六)德行身に成りて古に遠きは、卑人たり。事資なし、(七)時に遇うて其の業を簡にする者は愚士なり。名を釣るの人は、賢士なし。利を釣るの君は、(八)王主なし。賢人の其の身を行ふや、其の名あるを忘るゝなり。王主の其の道を行ふや、其の功を成すを忘るゝなり。(九)賢人の行、王主の道は、其の已む能はざる所なり。明君は、(一〇)國を公にし民を一にして、世に聽き、忠臣は、(一一)直進して其の能を論ず。明君は、祿爵を以て、愛する所に私せず、忠臣は能を誣ひて爵祿を干めず。君は國に私せず、臣は能を誣ひず。(一二)此の道を行ふ者は、未だ大に治らずと雖も、民を正すの經なり。

(一) 人物の何如を論ずるに必要なる條件あり (二) 纂詁に稲飼彥博の說を引きて云ふ、務は矜なり物にほこるの士は大人物にあらずとなり (三) 矜とは自ら滿とするものにて、內虛なる所あるなり (四) 我が心物に對して、或は滿、或は虛なるときは物に制せらる、矜は細の類なれば固より大士たるを得ずとなり (五) 言ふは其の事を輕んず

不レ止。謂二之逆一。蔽塞障逆之君者。不下杜二其門一而守中其戸上也。爲二賢者之不レ至。令之不レ行也。凡民從レ上也。不レ從二口之所レ言從二情之所レ好者也。上好レ勇。則民輕レ死。上好レ仁。則民輕レ財。故上之所レ好。民必甚レ焉。是故明君知二民之必以レ上爲レ心也。故置レ法以自治。立レ儀以自正也。故上不レ行則民不レ從。彼民不二服レ法死レ制。則國必亂矣。是以有道之君行レ法修レ制。先レ民服也。

の行はれざるがためなり。凡そ民は上に從ふなり。口の言ふ所に從はずして、情の好む所に從ふ者なり。(四)上勇を好めば民死を輕じ、上仁を好めば民財を輕ず。故に上の好む所は、民必ずこれより甚し。是の故に、明君は民の必ず上を以て心と爲すを知るなり。故に(五)法を置きて自ら治め、儀を立てて自ら正すなり。故に上行はざれば民從はず。彼の民法に服し制に死せざれば、國必ず亂る。是を以て有道の君は、法を行ひ制を修め、民に先ちて服するなり。

(一) 塞は路を塞ぎ忠良の人を通ぜざるなり　(二) 障は妨なり　(三) 逆は上に逆ふをいふ　(四) 下民は上に從ふものなれども其の言に從はずして情の好む所に從ふ、故にいかに命令するも上の人實行せざることは行はれざるなり　(五) 言ふは、法を置きて先づ自身を治め禮儀を立てゝ先づ自身を正すと

凡論レ人有レ要。

凡そ人を論ずるに要あり。(一)物に務むるの人は大士なし。(二)彼矜なる者は滿なり。(三)滿

六者在レ臣。則主蔽矣。主蔽者。失二其令一也。故曰。令入而不レ出。謂二之蔽一。令出而不レ入。謂二之壅一。令出而不レ行。謂二之牽一。令入而不レ至。謂二之瑕一。牽瑕蔽壅之事。君者。非下敢杜二其門一。而守中其戸上也。爲三令之有二所レ不レ行也。此其所三以然二者。由二賢人不一レ至。而忠臣不二用也。故人主不レ可二以不一レ愼二其令一。令者人主之大寶也。

者、敢て其の門を杜ぎて、其の戸を守るにあらざるなり。令の行はれざる所あるがためなり。此れ其の然る所以の者は、賢人至らずして、忠臣用ひられざるに由るなり。故に人主は其の令を愼まざるべからず。令なる者は、人主の大寶なり。

(一) 上述の六のもの、權、移りて臣下に在ること期年、即ち一年の久しきに渉ればたとひ臣が不忠なるも其の權を上に奪ひ返す能はず、君は其臣の不忠を知るも何んともし難し、父の權移りて子に在る場合も同一なり (二) されば臣子の權勢益強くなりて弑逆を爲すに至るなり (三) 臣下に牽制せらる (四) 釋詁に云ふ、瑕は隙なり、令入りて君の所には至らず物の隙中に沒する如しと (五) 上述の牽瑕蔽壅なる四の事は敢て門を杜ぎ戸を守り、ことさらに之を爲すにあらず令の行はれざる所あるに由るなり

一曰。賢人不レ至。謂二之蔽一。忠臣不レ用。謂二之塞一。令而不レ行。謂二之障一。禁而

一に曰く、賢人至らざる、之を蔽と謂ひ、忠臣用ひられざる、之を塞と謂ひ、令して行はれざる、之を障と謂ひ、禁じて止まざる、之を逆と謂ふ。蔽塞障逆の君なる者は、其の門を杜ぎて、其の戸を守らざるなり。賢者の至らず、令

殺生急二於司命一也。富レ人貧レ人。使二人相畜一也。貴レ人賤レ人。使二人相臣一也。人主操二此六者一。以畜二其臣一。人臣亦望二此六者一以事二其君一。君臣之會。六者謂二之謀一。

ふ。君臣の會、六の者之を謀と謂ふ。

(一) 言ふは、人君の德行威嚴、必ずしも人より優りたるにあらざるも人君なりといふ所より、人之を貴び、其の德行を議せざる故は人を殺生するの權を有すること、司命よりも急なるに由るなり、司命は天上文昌星の第四星、人命の長短を司るものといふ (二) 人主たる者には人を貴くし人を賤くし、人を富まし人を貧くし、富者は貧者を畜ひ、貴者は賤者を臣とすといふ、六の權能あり、臣下たるものも此の大のものを望みて君主に事ふるなり、君臣の會合、(三)六の者を以し成立し之を謀と名く

六者在レ臣期年。臣不忠。君不レ能レ奪。在レ子期年。子不孝。父不レ能レ奪。故春秋之記。臣有レ弑二其君一。子有下弑二其父一者上。得二此六者一。而君父不レ智也。

(一)六の者臣に在ること期年にして、臣不忠なるも、君は奪ふ能はず。子に在ること期年にして、子不孝なるも、父奪ふ能はず。(二)故に春秋の記に、臣其の君を弑する者あり。子其の父を弑する者あり。此の六の者を得て、君父智らざればなり。六の者臣に在れば、主蔽はる。主蔽はるゝ者は、其の令を失ふなり。故に令入りて出でざる、之を蔽と謂ひ、令出でて入らざる、之を壅と謂ひ、令出でて行はれざる、(三)之を牽と謂ひ、令入りて至らざる、(四)之を瑕と謂ふ。(五)牽瑕蔽壅の事は、君なる

必思レ善。不二苟爲一レ難。規矩者方圓之正也。雖レ有二巧目利手一。不レ知三拙規矩之正二方圓一也。故巧者能生二規矩一。不レ能下廢二規矩一而正中方圓上。雖二聖人能生一レ法。不レ能二廢レ法而治一レ國。故雖レ有二明智高行一。倍レ法而治。是廢二規矩一而正二方圓一也。

如かざるなり。故に巧者は能く規矩を生ずるも、規矩を廢して方圓を正す能はず。(三)聖人は能く法を生すと雖も、法を廢して國を治むる能はず。故に明智高行ありと雖も、法に倍きて治むるは、是れ規矩を廢して方圓を正すなり。(四)

㊀言ふは、辯論は勝れたりとも無用の辯にして務にあらざるあり ㊁行ひは常人の爲し難きものにても必ずしも善ならざるものあり ㊂巧者は能く規矩（さしがね）を製作するも、規矩を廢して方圓を作る能はず ㊃聖人は能く法を作爲するの才知を有するも法を舍て國を治むる能はず

一曰。凡人君之德行威嚴。非三獨能盡賢二於人一也。曰人君也。故從而貴レ之。不三敢論二其德行之高卑一。有レ故。爲三其

一に曰く、凡そ人君の德行威嚴、(一)獨り能く盡く人に賢るにあらざるなり。曰く、人君なり。故に從ひて之を貴び、敢て其の德行の高卑を論ぜざるは故あり。其の殺生、司命よりも急なるがためなり。人を富まし人を貧くし、人をして相畜はしむるなり。人を貴くし人を賤くし、人をして相臣とせしむるなり。(二)人主此の六の者を操りて、其の臣を畜ひ、人臣も亦此の六の者を望みて、其の君に事

政者正也。正也者。所㆔以正㆓定萬物之命㆒也。是故聖人精㆑德立㆑中、以生㆑正。明㆑正以治㆑國。故正者所㆔以止㆑過而逮㆓不及㆒也。過與㆓不及㆒也。皆非㆑正也。非㆑正。則傷㆑國一也。故勇而不㆑義。傷㆑兵。仁而不㆑法。傷㆑正。故軍之敗也。生㆓於不義㆒。法之侵也。生㆓於不正㆒。

政なる者は、正なり。正なる者は、(一)萬物の命を正定する所以なり。是の故に、聖人は德を精にし、(二)中を立て、以て正を生ず。正を明にして國を治む。故に(三)正なる者は、過を止めて不及を逮す所以なり。過と不及とは、皆正にあらざるなり。正にあらざれば、國を傷るは一なり。故に勇にして義ならざれば兵を傷り、仁にして法ならざれば正を傷る。故に軍の敗るゝや、不義より生し、法の侵るゝや、不正より生ず。

(一)萬物の命は、正を得て定る　(二)中庸の道を立てゝ正となす　(三)正とは過不及なからしむるもの、所謂中なり

故言有㆓辯而非㆑務者㆒。行有㆓難而非㆑善者㆒。故言必中㆑務。不㆓苟爲㆑辯。行

故に言は(一)辯にして、務にあらざる者あり。(二)行は難くして、善にあらざる者あり。故に言は必ず務に中り、苟も辯をなさず。行は必ず善を思ひ、苟も難をなさず。規矩なる者は、方圓の正なり。巧目利手ありと雖も、拙規矩の方圓を正すに

遠二於萬里一也。故請入而不レ出。謂二之滅一。出而不レ入。謂二之絶一。入而不レ至。謂二之侵一。出而道止。謂二之壅一。滅絶侵壅之君者。非下杜二其門一。而守中其戶上也。爲レ政之有レ所レ不レ行也。

塞するものなり。故に壅といふ (八) 以上滅絶侵壅の事ある、君は何にもことさらに門を杜ぎ戸を守るに由るにあらず、政の行はれざるより自然此に至るなり

故曰。令重二於寶一。社稷先二於親戚一。法重二於民一。威權貴二於爵祿一。故不下爲二重寶一輕中號令上。不下爲二親戚一後中社稷上。不下爲レ愛レ民枉中法律上。不下爲二爵祿一分中威權上。故曰。勢非レ所二以予一レ人也。

故に曰く、令は寶よりも重く、(一)社稷は親戚よりも先きに、法は民よりも重く、(二)威權は爵祿よりも貴しと。故に重寶のために號令を輕ぜず、親戚のために社稷を後にせず、民を愛するがために法律を枉げず、(三)爵祿のために威權を分たず。故に曰く、勢は人に予ふる所以にあらざるなり。

(一) 社稷、卽ち國の爲めには親戚を捨つることあり。社稷の方大切なればなり (二) 君の威權は爵祿より貴き故に臣下に爵祿を與ふるも、威權を與ふるべからず (三) 大功あらば爵祿を與ふべく、威權を與ふべからず。言ふは、爵祿を與ふるを惜む爲めに、我が威權を分ち與ふるなかれとなり

故曰。堂上遠ニ於百里一。堂下遠ニ於千里一。門廷遠ニ於萬里一。今步者一日。百里之情通矣。堂上有レ事。十日而君不レ聞。此所レ謂遠ニ於百里一也。步者十日。千里之情通矣。堂下有レ事。一月而君不レ聞。此所レ謂遠ニ於千里一也。步者百日。萬里之情通矣。門廷有レ事。期年而君不レ聞。此所レ謂

故に曰く、堂上は百里より遠く、(一)堂下は千里より遠く、門廷は萬里より遠し。(二)今歩者一日、(三)百里の情通ず。堂上事ありて、十日にして君聞かざれば、此れ所謂百里より遠きなり。歩者十日、千里の情通ず。堂下事あり、一月にして君聞かざれば、此れ所謂千里より遠きなり。歩者百日、萬里の情通ず。門廷事あり、期年にして君聞かざれば、此れ所謂萬里より、遠きなり。故に請(四)入りて出さざる、之を滅と謂ひ、出(五)でて入らざる、之を絕と謂ひ、入りて至らざる、之を(六)侵と謂ひ、出して道止まる、之を(七)壅と謂ふ。滅絕侵壅の君は、其の(八)門を杜ぎて、其の戸を守るにあらざるなり。敵をなすの行はれざる所あるなり。

(一) 里數と日數とを比對して、君主が耳目を蔽はるゝを說明せしなり (二) 例へば歩する者は、一日百里を行くとすれば、其間の事情に通ずるを得。然るに堂上に事ありて、十日の間其の事を聞見せざれば、堂上は目前にあるも、猶百里より遠きが如し。千里萬里も、皆此例なり (三) 支那の里數は、日本の十分の一なれば、百里は十里なり (四) 請は、臣より請ふ所の事なり。臣請ふことあるも、君捨てゝ用ひず、消滅するが如し。故に滅といふ (五) 令を出すも、請ひを入れざるは、所言を拒絕するなり。故に絕といふ (六) 請を入るゝも、左右の者に止り、君の手に達せず。是れ臣が君の權を侵す故に、侵といふ (七) 君令を出すも、中途に止り、下に達せざる大臣、君命を壅

國何可レ無レ道。人何可レ無レ求。得レ道而道レ之。得レ賢而使レ之。將レ有レ所三大期二於興レ利除レ害。期二於興レ利除レ害。莫レ急二於身一。而君獨甚傷也。必先令之失。

人主失レ令而蔽。已蔽而劫。已劫而弑。凡人君之所三以爲二君者勢也。故人君失レ勢。則臣制レ之矣。勢在レ下。則君制二於臣一矣。勢在レ上。則臣制二於君一矣。故君臣之易レ位。勢在レ下也。在レ臣期年。臣雖二不忠一。君不レ能レ奪也。在レ子期年。子雖二不孝一。父不レ能レ服也。故春秋之記。臣有レ弑二其君一。子有下弑二其父一者上矣。

(一)人主令を失して蔽る。(二)已に蔽れて劫る。已に劫れて弑せらる。凡そ人君の君たる所以の者は勢なり。故に人君勢を失へば、臣之を制す。勢下に在れば、君は臣に制せらる。勢上に在れば、臣は君に制せらる。故に君臣の位を易ふるは、勢下に在ればなり。(三)臣に在る期年なれば、臣不忠と雖も、君奪ふ能はざるなり。子に在る期年なれば、子不孝と雖も、(四)父服する能はざるなり。故に春秋の記に、臣其の君を弑するあり、子其の父を弑する者あり。

(一) 令を失するときは、下の者に其の聰明を蔽はる (二) 蔽はれたる後は、おびやかさるゝに至り、終には勢全く下に移り、君は反つて臣に制せらる (三) 勢が臣に在ること、一年の久きに至れば、臣は不忠と雖も、君は之を動かし難しとなり。父子の場合も同一なり (四) 服は折服なり。父と雖も之をいかんともなし難しとなり

國無ㇾ以三小與二不幸一而削亡者。必主與二大臣一之德行。失二於身一也。官職法制政敎。失二於國一也。諸侯之謀慮。失二於外一也。故地削。而國危矣。國無ㇾ以一大與ㇾ幸。而有二功名一者。必主與二大臣一之德行。得二於身一也。官職法制政敎。得二於國一也。諸侯之謀慮。得二於外一也。然後功立。而名成。然則

(一)國の小と不幸とを以てするなくして削亡する者は、必ず主と大臣との德行身に失すればなり。官職法制政敎、國に失すればなり。諸侯の(二)謀慮外に失すればなり。故に地削られて國危し。(三)國は大と幸とを以てするなくして、功名ある者は、必ず主と大臣との德行身に得ればなり。官職法制政敎、國に得ればなり。(四)諸侯の謀慮外に得ればなり。然る後に功立ちて名成る。然らば則ち、國何ぞ道なかるべけん。(五)人何ぞ求なかるべけん。(六)道を得て之を道き、賢を得て之を使ひ、將に大に利を興し、害を除くに期するあらんとす。利を興し害を除くを期するは、(七)身より急なるはなくして、君獨り甚だ傷むや、必ず先づ令の失なり。

(一) 言ふは、小國又は不幸の故にあらずして削られ亡ぶるものは、必ず其君主と大臣との德行に缺くる所あり。官職法政等の失ある故なり　(二) 外諸侯に對する謀慮に、失ふ所あればなり　(三) 上に反して國は大ならず、幸運の位地にもあらざるに功名あるは、其の主と大臣との德行あるに依るなり　(四) 又諸侯に對して、謀慮缺くるなき故なり　(五) 人は賢人なり。賢人を求めて治國の事を相談せざるべからず　(六) 道を以て民を導くなり　(七) 人君其の身を以て重要となし、先づ身を害せずして物を利すべし。然るに君獨立して助けなく、終に身を害するが如きあるは、先に令する所に失策ある故なり

冕不二下僭一。而斧鉞不レ上レ因。如レ是則賢者勸。而暴人止。賢者勸。而暴人止。則功名立二其後一矣。

蹈二白刃一。受二矢石一。入二水火一。以聽二上令一。上令盡行。禁盡止。引而使レ之。民不三敢轉二其力一。推而戰レ之。民不三敢愛二其死一。不三敢轉二其力一。然後有レ功。不三敢愛二其死一。然後無レ敵。進無レ敵。退有レ功。是以三軍之衆。皆得レ保二其首領一。父母妻子。完二安於内一。故民未三嘗可二與慮一レ始。而可三與樂二成功一。是故仁者。知者。有道者。不二與レ人慮一レ始。

(一)白刃を蹈み、矢石を受け、水火に入り、以て上の令を聽き、上令盡く行はれ、禁盡く止み、引きて之を使ひて、民敢て其の力を轉せず、(二)推して(三)之を戰はしめて、民敢て其の死を愛まず。敢て其の力を轉ぜずして、然る後に功あり。敢て其の死を愛まずして、然る後に敵なし。進みて敵なく、退きて功あり。是を以て三軍の衆、皆其の首領(四)を保つを得て、父母妻子内に完安なり。故に民は未だ嘗て與に始を慮るべからずして、與に成功を樂むべし。是の故に仁者知者有道者は、人と始を慮らず。(五)

(一) 白刃云々數句、民が上令を奉じて死を畏れず、力を致すをいふ (二) 力を轉移することにて、上の命を廻避するをいふ (三) 進め行かしむるなり (四) 上述の如く皆勇奮して敵に當る故に、衆其の身を保全するを得るなり (五) 言ふは、仁者智者己れの善とすることは、斷然決行して其の始に當りては、人と相談せず

愛レ民者。爲レ用レ之愛レ之也。爲レ愛レ民之故。不レ難レ毀レ法虧レ令。則是失二所謂愛レ民矣。夫以レ愛レ民用レ民。則民之不レ用明矣。夫至用レ民者。殺レ之危レ之。勞レ之苦レ之。飢レ之渴レ之。用レ民者。將レ致二之此極一也。而民毋下可二與慮上レ害レ己者上。明王在レ上。道法行二於國一。民皆舍レ所レ好。而行レ所レ惡。故善用レ民者。軒

するがための故に、法を毀ち、令を虧ぐを難からざれば、是れ所謂民を愛することを失ふ。夫れ(二)民を愛することを以て民を用ふれば、民の用ひられざること明かなり。(三)夫れ至く民を用ふる者は、之を殺し、之を危くし、之を勞し、之を苦め之を飢し、之を渴し、民を用ふる者は將に之を此の極に致らしめんとするなり、而るに、(四)民與に己れを害するを慮るべき者なし。明王上に在れば、道法國に行はれ、民皆好む所を舍てて、惡む所を行ふ。故に善く民を用ふる者は、軒冕下儗せ(五)ずして、斧鉞上因せず。是の如くなれば、賢者は勸めて暴人は止む。賢者勸みて暴人止めば、功名其の後に立つ。

(一)民を愛するがために法を毀ち、令を虧くやうのことをすれば、反つて愛するの旨を失ふなり　(二)法を枉げてまでも、唯々民を愛することを以て民を用ひんとすれば、民は反つて用とならず　(三)尹知章云ふ、至は善なり善く民を用ふる者は、徒に民を愛せず。之を殺し之を危くする等、其の極に至るも、民をして我を怨まざらしめ、此くして恩威を民の心に結び我を離ちずして我が用を爲さしむ　(四)民の好む所は私欲なるも、道と法とが善く行はるれば、民は反つて嫌惡する所の法度を行ひ守り好む所を捨つるに至るなり　(五)徒に下を愛して、軒冕を與へず。又妄りに私怨の爲めに上より斧鉞の誅を行はず。儗は擬にして、某官に擬するの擬即ちあてるなり

者衆則尊。爲二之用一者寡則卑。則人主安能不レ欲三民之衆爲二己用一也。使二民衆爲二己用一奈何。曰法立令行。則民之用者衆矣。法不レ立。令不行。則民之用者寡矣。故法之所レ立。令之所レ行者多。而所レ廢者寡。則民不二誹議一。民不二誹議一。則聽從矣。法之所レ立。令之所レ行。與二其所廢者一鈞。則國毋二常經一。國毋二常經一。則民妄行矣。法之所レ立。令之所レ行者寡。而所レ廢者多。則民不レ聽。民不レ聽。則暴人起而姦邪作矣。

し。故に(三)法の立つ所、令の行はるゝ所の者多くして、廢する所の者寡ければ、民誹議せず。民誹議せざれば聽從す。法の立つ所、(四)令の行はるゝ所、其の廢する所の者と鈞ければ、國常經なし。國常經なければ、民妄行す。法の立つ所、令の行はるゝ所の者寡くして、廢する所の者多ければ、民聽かず。民聽かざれば、暴人起りて姦邪作る。

(一)君主の用を爲す者衆く、隨つて其の勢力强大に、他より尊ばるゝに至る。小國は之に反す　(二)民に衆く己れの用を爲さしむる方法は、いかにせば可ならんとなり。己れは君主を指す　(三)法令行はるゝ多く、廢するもの寡きは、其の善なるの證にして、民の聽從する所以なり　(四)法令の廢せらるゝものと、行はるゝものと均分なれば、其の國一定の法なきに至り、民は之に乘じて妄行するなり。又廢せらるゝものゝ多ければ、民は聽從せずして、暴徒姦者起るに至るなり

計二上之所一以

上の民を愛する所以の者を計るに、之を用ふるがために之を愛するなり。(二)民を愛

從。則是使下民不二勸勉一不レ行レ制。不レ死レ節。民不二勸勉一不レ行レ制。不レ死レ節。則戰不レ勝。而守不レ固。戰不レ勝。而守不レ固。則國不レ安矣。令已布。而罰不レ及。則是教二民不一レ聽。民不レ聽。則彊者立。彊者立。則主位危矣。故曰。憲律制度必法レ道。號令必著明。賞罰必信密。此正レ民之經也。

功臣は怨み、愚民は姦妄作し、大亂の本となるなり ㊂ 令未だ布かざるに罰すれば、妄に誅するなり。此くあるときは、何時誅罰せらるゝも分らざる故に、民は生命を輕んじ、暴亂を起すことゝなるべし ㊃ 令已に布云々は賞の事に就きて述し、賞分明なれば解釋せず ㊄ 民に、上の令を奉行せざるも可なりと教ふるものあり ㊅ 彊き者は立て事を起し、弱き者は之に從ふに至る故に、君主は危くなるなり ㊆ 道に法りて之を制定す ㊇ 經は法なり

凡大國之君尊。小國之君卑。大國之君。所二以尊一者何也。曰爲二之用一者衆也。小國之君。所二以卑一者何也。曰爲二之用一者寡也。然則爲二之用一之者衆則尊。爲二之用一者寡則卑。

凡そ大國の君は尊く、小國の君は卑し。大國の君の尊き所以の者は何ぞや。曰く、之が用をなす者衆ければなり。小國の君の卑しき所以の者は何ぞや。曰く、之が用をなす者寡ければなり。然らば則ち、之が用をなす者衆ければ尊く、之が用をなす者寡ければ卑しきときは、人主安ぞ能く、民の衆く己れが用をなすを欲せざらん。民をして、衆く己れの用をなさしむるは奈何。曰く法立ち令行はるれば、民の用ひらるゝ者衆し。法立たず令行はれざれば、民の用ひらるゝ者寡

其功。商無廢利。民無游日。財無砥墆。故曰。儉其道乎。

令未布。而民或爲之。而賞從之。則是上妄予也。上妄予。則功臣怨。功臣怨。而愚民操事於妄作。愚民操事於妄作。則大亂之本也。令未布。而罰及之。則是上妄誅也。上妄誅。則民輕生。民輕生。則暴人興曹黨起。而亂賊作矣。令已布。而賞不

(一)令未だ布かずして、民或は之を爲して、賞之に從へば、是れ上妄に予ふるなり。(二)上妄に予ふれば、功臣怨む。功臣怨みて、愚民妄作に操事するは、大亂の本なり。令未だ布かずして、(三)罰之に及べば、是れ上妄に誅するなり。上妄に誅すれば、民生を輕ず。民生を輕ずれば、暴人興り、曹黨起りて亂賊作る。(四)令已に布きて、賞從はざれば、是れ民をして勸勉ならず、制を行はず、節に死せざらしむ。民勸勉せず、制を行はず、節に死せざれば、戰勝たずして守固らず。戰勝たずして守固らざれば、國安からず。令已に布きて罰及ばざれば、是れ民に聽かざるを敎ふるなり。(五)民聽かざれば、(六)彊者は立つ。彊者立てば主位危し。故に曰く、憲律制度は、必ず道に法り、(七)號令必ず著明、賞罰必ず信密にす。此れ民を正すの(八)經なり。

(一) 令未だ布かざるに、人民が私意を以て事を爲し、之に賞を與ふれば、上は妄に予ふるなり (二) 妄に予ふれば

赦。惠者多赦者也。先易而後難。久而不勝其禍。法者先難而後易。久而不勝其福。故惠者民之仇讎也。法者民之父母也。

太上以制制度。其次。失而能追之。雖有過。亦不甚矣。明君制宗廟。足以設賓祀。不求其美。爲宮室臺榭。足以避燥濕寒暑。不求其大。爲彫文刻鏤。足以辨貴賤。不求其觀。故農夫不失其時。百工不失

は、始め民に悦ばるゝ故に、先には容易なるも後には困難になる。民は惠に狎れて、不善をなすこと多ければなり　(四) 法は先には難きも、後には易し。民、法を恐れて、惡をなさず。自然に善良の途に赴けばなり

太上は、制を以て度を制す。其の次は、失して能く之を追ひ、過ありと雖も亦甚しからず。明君は宗廟を制し、以て賓祀を設くるに足り、其の美を求めず。宮室臺榭を爲り、以て燥濕寒暑を避くるに足り、其の大を求めず。彫文刻鏤を爲り、以て貴賤を辨ずるに足り、其の觀を求めず。故に農夫は其の時を失はず、百工は其の功を失はず、商は廢利なく、民は游日なく、財は砥滯なし。故に曰く、儉は其れ道なるかと。

(一) 太上は至聖なり。古へ至聖の王をいふ　(二) 禮制を以て、法度を制す　(三) 失ふことありても、追悔する故に甚しき過なし　(四) 宗廟の制を定むるに、賓祀を設くるに足るを度とし、華美を求めず　(五) 車輿服飾等に、彫文刻鏤を爲すことなきにあらざるも、此れ唯貴賤を辨ずるに足るを度とし、決して美觀を求めず　(六) 砥滯は、滯とあり、止なり。財の能く融通するなり　(七) 以上は、皆儉約の事なり。儉は道にあらざるも、道といひ得べしとなり

其道一爲レ未レ可二以求一レ之也。是故先王制二軒冕一、所三以著二貴賤一、不レ求二其美一。設二爵祿一、所三以守二其服一、不レ求二其觀一也。

ふ、唯恐くは疽なりと。痤は小腫なり、鍼石は石針を打つなり。恰も小き腫(はれ物)に針を打ちて療治する如く、初め少しく病苦なるも、其の患必ず除かるゝなり (四) 爵祿の尊重ならざる者は、輿に難を聞り、危きを犯さず。輕微の爵祿は、我身を蹈(かくる)するに足らずと爲すなり (五) 馬車冠冕の制を定めたるは、貴賤を明にする所以、美飾の爲めにあらず (六) 爵祿を設くるは、其の服事する者を保守する所以にして、觀を美にするにあらず

使下君子食二於道一、小人食中於力上。君子食二於道一、則上尊而民順。小人食二於力一、則財厚而養足。上尊而民順、財厚而養足。四者備レ體、則胥足上尊。時而王。不レ難矣。文有二三侑一、武毋二一

君子をして道に食み、(一)小人をして力に食ましむ。君子道に食めば、上尊くして民順ふ。(二)小人力に食めば、財厚くして養足る。上尊くして民順ひ、財厚くして養足る、(三)四の者體を備ふれば、胥足り上尊し。(四)時にして王たる難からず。(五)文三侑あり、武一赦なし。(六)惠なる者は、赦多き者なり。先に易くして後に難し。久しくして其の禍に勝へず。(七)法なる者は、先に難くして後に易し。久しくして其の福に勝へず。故に惠なる者は、民の仇讎なり。法なる者は民の父母なり。

(一) 道に食むとは、學びたる道を以て仕官し、祿を受くるをいふ (二) 小人は下民なり。力に食むとは農事を力めて食を得るなり (三) 上尊く、民順ひ、財厚く、養足るの四者、全く實行さるればなり (四) 時機到れば、王となること容易なり (五) 文に於ては三宥あるも、武にては一たびも赦すことなし。三宥の事、周禮秋官に見ゆ (六) 惠

也。繩之外誅。使賢者食於能、鬭士食於功。賢者食於能、則上尊而民從。鬭士食於功、則卒輕患而傲敵。上尊而民從。卒輕患而傲敵。二者設於國、則天下治而主安矣。

を立つる者ありては、主君の道更に卑くなるなり　(三)君の牧養外の人民なり　(四)繩は法度なり　(五)才能に相當せる祿を與ふるなり　(六)戰功に相當せる祿を與ふるなり　(七)兵卒は艱苦を憂へず、敵を畏れざるべし　(八)民從ふと、卒敵を輕ずるとの、此の二者國に立ては、天下治まり、君主も安穩なりと

凡赦者小利而大害者也。故久而不勝其禍。毋赦者小害而大利者也。故久而不勝其福。故赦者犇馬之委轡。毋赦者痤雎之礦石也。爵不尊。祿不重者。不與圖難犯危。以

凡そ赦なる者は、小利にして大害なる者なり。故に久くして其の禍(一)に勝へず。赦すなき者は、小害にして大利なる者なり。故に久しくして其の福に勝へず。故に赦なる者は、(二)犇馬の轡を委て、赦すなき者は、(三)痤雎の石を礦つなり。爵尊からず、祿重からざる者は、(四)與に難を圖り、危きを犯さず。其の道を以て、未だ以て之を求むべからずと爲せばなり。是の故に先王の(五)軒冕を制するは、貴賤を著はす所以にして、其の美を求めず。(六)爵祿を設くるは、其の服を守る所以にして、其の觀を求めざるなり。

(一)禍多きなり　(二)罪ある者を赦すは、逸しる馬のくつわをすてたる如く、取り止むるなきに至る　(三)說文云

戮。故萬民之心。皆服而從上。推之而往。引之而來。彼下有立其私議自貴。分爭而退者。則令自此不行矣。

も一定して錯雜せず　(四) 若し倨傲（おごりたかぶり）にして、儀式を更め立てたるときはなり　(五) 纂詁に云ふ　制度を計畫し、議論を作爲する者は、上に拂る故に、誅を加ふ　(六) 此くして民の強き者は之を折り、鋭き者は挫き、堅き者は破りて上に反抗せしめず　(七) 法を以て之を導くなり。從はざる者は又法を以て之を誅戮す　(八) 言ふは下民をして進退上の令に從はしむ　(九) 自己を尊大にし、上と分爭して身を退き、仕官せざる者なり

故曰。私議立。則主道卑矣。況主倨傲。易令錯儀。畫制。變易風俗。詭服殊說猶立。上不行君令。下不合於鄉里。變更自爲。易國之成俗者。命之曰不牧之民。不牧之民。繩之外

故に曰く、私議立てば、主道卑しと。況んや倨傲を主とし、(一)令を易へ、儀を錯き、制を畫し、風俗を變易し、(二)詭服殊說猶ほ立つをや。上は君の令を行はず。下は鄉里に合はず、變更自ら爲し、國の成俗を易ふる者は、之を命じて(三)不牧の民と曰ふ。不牧の民は、(四)繩の外なり。繩の外は誅す。賢者をして(五)能に食み、鬭士をして(六)功に食ましむ。賢者能に食めば、上尊くして民從はん。鬭士功に食めば、卒患を輕じて敵に傲らん。上尊くして民從ひ、卒患を輕じて敵に傲り、二(八)者國に設くれば、天下治まりて主安し。

(一) 主とし は、倨傲の態を主持するなり　(二) 詭服殊說は、國の制服を服せず、國の是とするものに殊なりたる說

量已制。又遷レ之。刑法已錯。又移レ之。如レ是。則慶賞雖レ重。民不レ勸也。殺戮雖レ繁。民不レ畏也。故曰。上無二固植一。下有二疑心一。國無二常經一。民力必竭。數也。

ざるなり。殺戮繁しと雖も、民畏れざるなり。故に曰く、上固植なく、下疑心あり、國常經なければ、民力必ず竭くるは、數なりと。

(一)遷は移なり、改むることをいふ (二)錯は設定なり。已に設定して、又之を易ふるなり (三)固植は固く立つなり、一定不變の意 (四)自然の道理なり

明君在二上位一。民毋下敢立二私議一自貴者上。國毋二怪嚴一。毋二雜俗一。毋二異禮一。士毋二私議一。倨傲易レ令錯レ儀。畫レ制作レ議者盡誅。故彊者折。銳者挫。堅者破。引レ之以二繩墨一。繩レ之以二誅

明君上位に在れば、民敢て私議を立て、自ら貴ぶ者なく、國怪嚴なく、雜俗なく、異禮なく、士私議するなし。倨傲にして令を易へ、儀を錯き、制を畫し、議を作す者は、盡く誅す。故に彊者は折り、銳者は挫き、堅者は破る。之を引くに繩墨を以てし、之を繩すに誅戮を以てす。故に萬民の心皆服して上に從ふ。之を推して往き、之を引きて來る。彼れ下に其の私議を立て、自ら貴び、分爭して退く者あれば、令此れより行はれず。

(一)皆べて上の命に從ひ、私議を立て、自尊するものなし (二)爾雅に云ふ、嚴急怪異すべき號令なしと (三)た

求多者其得寡。禁多者其止寡。令多者其行寡。求而不レ得。則威日損。禁而不レ止。則刑罰侮。令而不レ行。則下凌レ上。故未レ有二能多求而多得者一也。未レ有二能多禁而多止者一也。未レ有二能多令而多行者一也。故曰。上苛則下不レ聽。下不レ聽而彊以二刑罰一。則爲二人上一者衆謀矣。爲二人上一而衆謀レ之。雖レ欲レ無レ危。不レ可レ得也。

多く求めて、多く得る者はあらざるなり。未だ能く多く禁じて、多く止む者はあらざるなり。未だ能く多く令して、多く行はるゝ者はあらざるなり。故に曰く、(三)上苛なれば下聽かず、下聽かずして、彊ふるに刑罰を以てすれば、人の上たる者は衆に謀らる。(四)人の上となりて衆之を謀れば、危きなきを欲するも、得べからざるなりと。

(一)民に望む所三つあり。下に言ふ所の如し　(二)言ふは、求むる所、禁ずる所、令する所多きに過ぐれば、得ること、行はること、止むことと反てすくなし　(三)以上述ぶる所の如き故に、上の令する所苛細なれば、下民は從はざるもの多し因て彊(しふる)ふるに刑罰を以てすれば、下之を怨みて、上を謀るの心生ず　(四)人の上たる君として、衆民にそむかれ、謀らるゝに至るときは、其の身の危きこと知るべし

號令已出。又易レ之。禮義已行。又止レ之。度

號令已に出でて又之を易へ、禮義已に行ひて又之を止め、度量已に制して又之を(一)遷し、刑法已に(二)錯きて又之を移す。是の如くなれば、慶賞重しと雖も、民勸ま

而毋㆑内。人臣黨而成㆑羣者。此非㆓人臣之罪㆒也。人主之過也。民毋㆓重罪㆒。過不㆑大也。民毋㆓大過㆒。上無㆑赦也。上赦㆓小過㆒。則民多㆓重罪㆒。積之所㆑生也。故曰。赦出。則民不㆑敬。惠行。則過日益。惠赦加㆓於民㆒。而囹圄雖㆑實殺戮雖㆑繁。姦不㆑勝矣。故曰。邪莫㆑如㆓蚤禁㆒之。赦㆑過遺㆑善。則民不㆑勵。有㆑過不㆑赦。有㆑善不㆑遺。勵㆑民之道。於㆑此乎用㆑之矣。故曰。明君者事㆑斷者也。

すの道、此に於てか之を用ふ。故に曰く、明君なる者は断を事とする者なりと。

(一) 同く徒黨して後に分離するは危険 (二) 人を危きに陥れて成し遂げざれば身殆し (三) 偽詐の事 (四) 既に正直の士が遠ざかざれば、君を直諫する者なく、人主は孤立するなり (五) 民重罪なきは、過大ならざるなり (六) 大過なきも、罰して赦すことなし。小過たりとも赦すときは自ら過を重ねて終に重罪を犯すに至ればなり (七) 恵赦を民に加ふれば、たとひ一方に於て囹圄に繋ぐこと多く又殺戮を繁くして民を懲すとも姦人を禁ずる能はず (八) 善を遺すとは、善を爲すも賞を與へざるなり (九) 信賞必罰は、果断なる明君にあらざれば能はず

君有㆓三欲於民㆒。三欲不㆑節。則上位危。三欲者何也。一曰。求。二曰。禁。三曰。令。求必欲㆑得。禁必欲㆑止。令必欲㆑行。

君は民に三欲あり。三欲節せざれば、上位危し。三欲なる者は何ぞや。一に曰く、求。二に曰く禁。三に曰く令。求は必ず得んことを欲し、禁は必ず止めんことを欲し、令は必ず行はれんことを欲す。求多き者は、其の得寡く、禁多き者は、其の止寡く、令多き者は、其の行寡し。求めて得ざれば、威日に損ず。禁じて止まざれば、刑罰侮られ、令して行はれざれば、下は上を淩ぐ。故に未だ能く

聞㆑賢而不㆑擧殆。聞㆑善而不㆑索殆。見㆑能而不㆑使殆。親㆑人而不㆑固殆。同謀而離殆。危㆑人而不㆑能殆。廢㆑人而復起殆。可而不㆑爲殆。足而不㆑施殆。幾而不㆑密殆。人主不㆓周密㆒則正言直行之士危。正言直行之士危。則人主孤而毋㆑內。人主孤而毋㆑內。則人臣黨而成㆑羣。使㆓人主孤

賢を聞きて擧げざるは殆し。善を聞きて索めざるは殆し。能を見て使はざるは殆し。人を親みて固らざるは殆し。同じく謀りて離るゝは殆し。(二)人を危くして能くせざるは殆し。人を廢して(一)復起すは殆し。可として爲さざるは殆し。足りて施さざるは殆し。(三)幾にして密ならざるは殆し。人主周密ならざれば、正言直行の士危し。正言直言の士危ければ、(四)人主孤にして内るゝなし。人主孤にして内るゝなければ、人臣黨して羣を成す、人主をして孤にして内るゝなく、人臣黨して羣を成さしむる者は、此れ人臣の罪にあらざるなり。人主の過なり。(五)民重罪なきは、過大ならざるなり。(六)民大過なきも、上赦すなきなり。上小過を赦すときは、民重罪多し。積の生する所なればなり。故に曰く、赦出づれば、民敬せず、惠行はるれば過日に益すと。(七)惠赦民に加はりては、囹圄實すと雖も、殺戮繁しと雖も姦勝へず。故に曰く、邪は蚤く之を禁ずるに如くはなし。過を赦し(八)善を遺せば、民勵まず。過ありて赦さず、善ありて遺さざれば、民を勵ま

不レ法レ法。則事毋レ常。法レ不レ法。則令不レ行。令而不レ行則令不レ法也。法而不レ行、則修レ令者不レ審也。審而不レ行。則賞罰輕也。重而不レ行。則賞罰不レ信也。信而不レ行。則不下以レ身先上レ之也。故曰、禁勝二於身一則令行二於民一矣。

巻第六

法法第十六　外言七

(一)法を法とせざれば、事常なし。法ならざるを法とすれば、令して行はれず。令して行はれざるは、(二)令法ならざればなり。法にして行はれざるは、令を修むる者(三)審ならざればなり。審にして行はれざるは、(四)賞罰輕ければなり。重くして行はれざるは、賞罰信ならざればなり。信にして行はれざるは、(五)身を以て之に先せざればなり。故に曰く、(六)禁身に勝てば、令民に行はると。

(一) 令法のものを法として奉ぜざれば、(?)變更多くして定まらず (二) 令が法にかなはざる故なり (三) 法にかなひながら行はれざるは、令を編ること審密ならざる故なり (四) 令は審密に編られながら行はれざるは、賞罰輕く民恐れざる故なり。此の處にては輕の字を重んず (五) 上の人先づ令を奉行せざる故なり (六) 禁身に勝つとは禁が自己の私情に打ち勝つこと、身を愼み敢て禁を犯さざるなり

近一レ心。遠近一レ心。則衆寡同レ力。衆寡同レ力。則戰可二以必勝一。而守可二以必固一。非二以幷兼攘奪一也。以爲二天下政治一也。此正二天下一之道也。

㊀ 言ふは、古への賢王は、如何して前述の如き弊害を除かるゝやとなり ㊁ 六者は、珍貨より玩好までの者をいふ此の如き の爲に、命令を變じて之を偏愛せず ㊂ 纂詁に云ふ、遲疑錯誤なりと。誅を加ふることを遲滯せしめ、又は故さらに法を枉ぐる如きをいふ ㊃ 戰勝守國の用意たる、人の國を併兼攘奪する爲にあらず、天下に政務を爲し、天下を正すに必要なればなり

得レ免者上。則斧鉞不レ足三以威二衆。有下毋レ功而可三以得レ富者上。則祿賞不レ足二以勸レ民。號令不レ足二以使レ下。斧鉞不レ足二以威レ衆。祿賞不レ足二以勸レ民。若レ此。則民毋レ爲二自用一。民毋レ爲二自用一。則戰不レ勝。戰不レ勝。則守不レ固。守不レ固。則敵國制レ之矣。

衆を威すに足らず、(二)祿賞民を勸むるに足らざること、此くの若くなりとせば、民自ら用ふることを爲すなし。民自ら用ふることを爲すなければ、戰勝たず。(三)戰勝たざれば、守固からず、守固からざれば、敵國之を制せん。

(一)斧鉞は、衆を威する所以なるも、上に言ふ如くなれば之を威するに足らざるなり　(二)祿賞は民を勸まし勵むる所以なるも、是れ又之を勸むる能はず　(三)尹知章云ふ、罪ありて誅せず、功ありて賞せずば、民は自ら勉めて其の力を用ひざるなり

然則先王。將二若レ之何一。曰。不下爲二六者一變中更於號令上。不下爲二六者一疑中錯於斧鉞上。不下爲二六者一益中損於祿賞上。若レ此則遠

然らば則ち先王は、將に之を若何せんとするか。曰く、(一)六者の爲に號令を變更せず。六者の爲めに斧鉞を(二)疑錯せず。六者の爲めに祿賞を(三)益損せず。此の若くなれば、遠近心を一にせん。遠近心を一にせば、衆寡力を同じくせん。衆寡力を同じくすれば、戰必ず勝つべくして、守必ず固かるべし、以て(四)并兼攘奪するにあらざるなり。以て天下の政治を爲すなり。此れ天下を正すの道なり。

故亦不レ損二於三者一。而自レ有二天下一而亡。三器者何也。曰。號令也。斧鉞也。祿賞也。六攻者何也。曰。親也。貴也。貨也。色也。巧佞也。玩好也。三器之用何也。曰非二號令一。毋二以使一レ下。非二斧鉞一。毋二以威一レ衆。非二祿賞一。毋二以勸一レ民。六攻之敗何也。曰。雖レ不レ聽。而可二以得一レ存者。雖レ犯レ禁。而可二以得一レ免者。雖レ毋レ功。而可二以得一レ富者。

れば下を使ふなく、斧鉞にあらざれば衆を威すなく、祿賞にあらざれば民を勸むるなし。六攻の敗とは何ぞや。曰く、(五)聽かずと雖も、而も存するを得べき者、禁を犯すと雖も免るを得べき者、功なしと雖も富を得べき者なり。

㈠ 之を毀つ者に勝つ、故に別に三器に益を加へずして、終に國を有つよりして、天下を有つに至る ㈡ 亂王は六つのもの〻攻に勝つ能はざる故に、別に三器の用を損減せざるも、天下の主より下りて滅亡に至るなり ㈢ 斧鉞とは、誅罰を爲すなり ㈣ 親は親近の者、貴は貴族、貨は貨財ある人。色は女色巧佞なる人、玩好は玩物を進めて君の心を惑はすもの。此を六攻といふは、此れに心を傾くれば、終には國を失ふこと、恰も敵より攻めらる〻如き故なり ㈤ 言ふは、上の命令を聽きて行はざるも、尙は身を存するを得る者、又禁を犯して罪を免れ、功なくして祿を得て富む者等は、往々貴親等に之れあり。此の如きは、亂の本にして、敵國に乘ぜらる〻なり

凡國。有下不レ聽而可二以得一レ存者上。則號令不レ足二以使一レ下。有下犯レ禁而可二以

凡そ國聽かずして存するを得べき者あるときは、號令も下を使ふに足らず。禁を犯して免る〻を得べき者あるときは、斧鉞も衆を威すに足らず。功なくして富を得べき者あるときは、祿賞も民を勸むるに足らず。號令下を使ふに足らず、斧鉞(一)

驕諸侯驕諸侯者。諸侯失於外。緩怠者。民亂於內。諸侯失於外。民亂於內。天道也。此危亡之時也。若夫地雖大。而不幷兼。不攘奪。人雖衆。不緩怠。不傲下。國雖富。不侈泰。不縱欲。兵雖强。不輕侮諸侯。動衆用兵。必爲天下政理。此正天下之本。而霸王之主也。

て、霸王の主なり。

(一)國富兵强は霸王の本なるも、又危亡に近づくものなり。何となれば天數人心の變あればなり (二)天數に極に至れば原に反り、盛なれば又衰ふるなり (三)人心の變たる、餘あれば驕ることになり、驕れば怠慢になるものなり (四)國外にては、諸侯の譽を失ふ (五)驕り又怠りて諸侯を失ひ、民內に亂るゝは自然の理、故に天道なりといふ (六)隣國を攻めて、土地を併合せず (七)下に傲りおごり高ぶるなり (八)衆を動かし兵を用ふるも、自己の爲めにせず、必ず天下の政治の爲にするなり

凡先王治國之器三。攻而毀之者六。明王能勝其攻。故不益於三者。而自有國。正天下。亂王不能勝其攻。

凡そ先王國を治むるの器三、攻めて之を毀つ者六、明王は能く其の攻に勝つ。故に三者に益せずして(一)、國を有つより天下を正す。亂王は其の攻に勝つ能はず。故に亦三者を損せずして(二)、天下を有つよりして亡ぶ。三器なる者は何ぞや。曰く、號令なり、(三)斧鉞なり、祿賞なり、六攻なる者は何ぞや。曰く、(四)親なり、貴なり、貨なり、色なり、巧佞なり、玩好なり。三器の用とは何ぞや。曰く號令にあらざ

得也。德不加於弱小。威不信於彊大。征伐不能服天下。而求霸諸侯。不可得也。威有與兩立。兵有與分爭。德不能懷遠國。令不能一諸侯。而求王天下。不可得也。

能はず、(四)令諸侯を一にする能はずして、天下に王たるを求むるも、得べからざるなり。

(一) 外敵を攻むるも、之を征服する能はず　(二) 兩立は、彼我勢威同等なるをいふ　(三) 其の兵力も相均しく、相敵するものをいふ　(四) 諸侯をして悉く我が令に從はしむる能はず

地大國富。人衆兵彊。此霸王之本也。然而與危亡爲鄰矣。天道之數。人心之變。天道之數。至則反。盛則衰。人心之變。有餘則驕。驕則緩怠。夫驕者

地大にして國富み、人衆くして兵彊きは、此れ霸王の本なり。然れども危亡と鄰(一)を爲せり。(二)天道の數、人心の變なり。天道の數、至れば反し、盛なれば衰ふ。(三)人心の變、餘あれば驕り、驕れば緩怠す。夫れ驕る者は諸侯に驕り、諸侯に驕る者は、(四)諸侯外に失ひ、緩怠なる者は、民内に亂るゝは、(五)天道なり。此れ危亡の時なり。若し夫れ地大と雖も、(六)幷兼せず、攘奪せず、人衆しと雖も、緩怠せず(七)傲下せず、國富むと雖も、侈泰せず欲を縱にせず、兵彊しと雖も諸侯を輕侮せず。(八)衆を動かし兵を用ふるは、必ず天下の政理の爲にす。此れ天下を正すの本にし

不施於卑賤。二三。而求令之必行。不可得也。能不通於官。受祿賞不當於功。號令逆於民心。動靜詭於時變。有功不必賞。有罪不必誅。令焉不必行。禁焉不必止。在上位。無以使下。而求民之必用。不可得也。將帥不嚴威。民心不專一。陳士不死制。卒士不輕敵。而求兵之必勝。不可得也。

內守不能完。外攻不能服。野戰不能制敵。侵伐不能威四鄰。而求國之重。不可

るは、實質あればなり。財力充實せるをいふ　(四)　兵の勝つは、民の用ひらるゝに依り、民の用ひらるゝは、令行はれて民本業を務むるによる　(五)　令の行はるゝは、其令必ず君の左右親近者を勝服し、然る後一般に行はるゝに至るなり　(六)　國君の親貴の人に、禁令が行はれざれば、國は便辟、即ち近侍の者に行はれず。便辟は此に左右の侍者をいふ　(七)　殷重は、威儀ある貴臣なり。罪ありても此の如き者は誅せずして、國君に疏遠なる者をば罰するなり　(八)　卑賤者には功あるも、慶賞及ばず　(九)　賞罰一定せず、信賞必罰ならざるをいふ　(一〇)　擧行することが、時の變動に相當せず　(一一)　使ふ能はざるなり　(一二)　必しも或は行はれ、或は行はれず、一定せざるをいふ　(一三)　陳士は軍陣の士、一部の長なり。制に死せずは、上將の命に死を決して、軍に進むなり　(一四)　兵卒は、敵を見て恐るゝなり

內守完き能はず、外攻服する能はず、野戰敵を制する能はず、侵伐四鄰を威す能はずして、國の重を求むるも、得べからざるなり。德弱小に加はらず、威彊大に信ぜられず、征伐天下を服する能はずして、諸侯に霸たらんを求むるも、得べからざるなり。威與に兩(一)立するあり、兵與に分(二)爭するあり、德遠國を懷くる

兵不虚勝。民不虚用。令不虚行。凡國之重也。必待兵之勝也。而國乃重。凡兵之勝也。必待民之用也。而兵乃勝。凡民之用也。必待令之行也。而民乃用。凡令之行也。必待近者之勝也。而令乃行。故禁不勝於親貴。罰不行於便辟。法禁不誅於嚴重。而害於疏遠。慶賞

きや、必ず兵の勝つを待つなり。而して國乃ち重し。凡そ兵の勝つや(四)、必ず民の用を待つなり。而して兵乃ち勝つ。凡そ民の用ひらるゝや、必ず令の行はるゝを待つなり。而して民乃ち用ひらる。凡そ令の(五)行はるゝや、必ず近者の勝つを待つなり。而して令乃ち行はる。故に禁(六)、親貴に勝たざれば、罰、便辟に行はれず。法禁(七)、嚴重に誅せずして疏遠を害し、慶賞(八)、卑賤に施さずして、二三にして(九)、令の必ず行はるゝを求むとも得べからざるなり。能にして官に通ぜず、祿賞を受けて功に當らず、號令民心に逆ひ、動靜時變(一〇)に詭ひ、功あるも必しも賞せられず、罪あるも必しも誅せられず、令して必しも行はれず、禁じて必しも止まず、上位に在りて下を使ふ(一一)なくして、民(一二)の必ず用ひらるゝを求むるも、得べからざるなり、將帥嚴威ならず、民心專一ならず、陳士制(一三)に死せず、卒士(一四)敵を輕ぜずして、兵の必ず勝つを求むるも、得べからざるなり。

㊀ 其の賞ありて始めて重きなり　㊁ 勝つべき備ありて、始めて勝つ。空虚にして勝つを得ず　㊂ 民の用ひらる

樹藝。務レ時殖レ穀。力レ農墾レ草、禁二止末事一者。民之經產也。

故曰。朝不レ貴二經臣一則便辟得レ進。毋功虛取姦邪得レ行。毋能上通。國不レ服二經俗一則臣下不レ順。而上令難レ行。民不レ務二經產一則倉廩空虛。財用不レ足。便辟得レ進毋功虛取。姦邪得レ行。毋能上通。大臣不レ和。臣下不レ順。上令難レ行。則應レ難不レ捷。倉廩空虛。財用不レ足。則國毋二以固守一。三者見レ一焉。則敵國制レ之矣。

故に曰く、朝に經臣を貴ばざれば、便辟進むを得、毋功虛取すれば(一)、姦邪行を得、毋能上通す(二)。國經俗に服せざれば、臣下順はずして上令行ひ難し。民經產を務めざれば、倉廩空虛財用足らず。便辟進むを得、毋功虛取し、姦邪行を得、毋能上通すれば、大臣和せず、臣下順はず、上令行ひ難ければ、難に應ずること捷ならず(三)。倉廩空虛、財用足らざれば、國固守するなし。三の者一を見はせば、(四)敵國之を制す。

(一) 功なくして祿位を得、故に虛取といふ　(二) 姦邪の人志を行ふことを得て、能なき者昇進す　(三) 國難に當りて、之を處分すること敏捷ならず　(四) 敵國に乘ぜらる

故國不二虛重一。

故に國は虛重せず(一)、兵は虛勝せず(二)、民は虛用せず(三)、令は虛行せず。凡そ國の重

之經臣。察二身能一而受レ官。不レ誣二於上一。謹二於法令一以治。不レ阿黨一。竭レ能盡レ力。而不レ尙レ得。犯レ難離レ患。而不レ辭レ死。受レ祿不レ過二其功一。服レ位。不レ侈二其能一。不下以二毋實一虛受上者。朝之經臣也。何謂二國之經俗一。所二好惡一。不レ違二於上一。所二貴賤一。不レ逆二於令一。毋二上拂之事一。毋二下比之說一。毋二侈泰之養一。毋二踰レ等之服一。謹二於郷里之行一。而不レ逆二本朝之事一者。國之經俗也。何謂二民之經產一。畜長

盡くして、(三)得を尙ばず。難を犯し、患に離うて、死を辭せず、祿を受けて、其の功に過ごさず、位に服して、其の能に侈せず、毋實を以て虛受せざる者は、朝の(四)經臣也。何をか國の經俗と謂ふ。好惡する所上に違はず、(五)貴賤する所令に逆はず、(六)上拂の事なく、下比の說なく、(七)侈泰の養なく、(八)等を踰ゆるの服なく、郷里の行を謹みて、(九)本朝の事に逆はざる者は、國の經俗なり。何をか民の(一〇)經產と謂ふ。(一一)畜長樹藝、時を務め穀を殖し、農を力め草を墾し、(一二)末事を禁止する者は、民の經產なり。

㊀ 經は常なり、常度あるをいふ ㊁ 己れの身の能を察して官を受け、不能を以て職を受け、上を欺かず ㊂ 力を竭くして職に從ひ、苟くも得るを貴ばず ㊃ 其の功に相當する祿を受く。位に就くにも、其の能より大ならしめず ㊄ 民の貴び賤む所のものは、上の意旨に違はざるなり ㊅ 上にさからふことなく、下に比黨せざるなり ㊆ 飲食に侈りたることをせず ㊇ 身分不相當の衣服を着す ㊈ 本朝は、其の國君の朝なり ㊉ 經產は、恆產なり ⑪ 六畜を養ひ育つるなり ⑫ 末事は商賈なり。農たるもの、本業を務めて末事に關係せざるなり

謂之逆。布帛不足。衣服毋度。民必有凍寒之傷。而女以美衣錦繡綦組相稱也。謂之逆。萬乘藏兵之國。卒不能野戰應敵。社稷必有危亡之患。而士以毋分役相稱也。謂之逆。爵人不論能。祿人不論功。則士無爲行制死節。而羣臣必通外。請謁取權。道行。事便辟。以貴富爲榮華。以相稱也。謂之逆。

の國、卒に野戰敵に應ずる能はず、社稷必ず危亡の患あり。而して士は分役(四)なきを以て、相稱ずるや、之を逆と謂ふ。人を爵するに能を論ぜず、人を祿するに功を論ぜざれば、士は制を行ひ(五)、節に死するを爲すなし。而して羣臣必ず外に通じ、請謁權を取り行を道ひ(六)、便辟を事とし、貴富を以て榮華となし、以て相稱ずるや、之を逆と謂ふ。

㊀ 末生は商賈なり ㊁ 民に饑色ある時に、一方に於ては雕飾を事として、他を輕する者あらん、之を逆といふ 纂詁は稱に輕とあり ㊂ 民凍寒の傷あるに、一方に於ては女は美服錦繡を以て己れを誇り、他を輕んずるなり ㊃ 危急の時敵を防ぐことも出來ざるに、士は分役なきを以て、分役ある者を輕んずるは逆なり。逆とは皆事理に反きたるをいふ ㊄ 制は上の命令なり ㊅ 自己の操行を稱說して君子人たるを謹ひ、貴富を以て身の榮と爲し、他を輕んずるは逆なり

朝有經臣。國有經俗。民有經產。何謂朝

朝に經臣(一)あり、國に經俗あり、民に經產あり。何をか朝の經臣と謂ふ。身能を察(二)して官を受け、上を誣ひず、法令を謹みて以て治め、阿黨せず、能を竭し力を

如此。則巧佞之人。將以此成私爲交。比周之人。將以此阿黨取與。貪利之人。將以此收貨聚財。懦弱之人。將以此阿貴事富。便辟伐矜之人。將以此買譽成名。故令一出。示民邪途。五衢。而求上之毋危。下之毋亂。不可得也。

此の如くなれば、巧佞の人、將に此れを以て私を成し交を爲さんとし、(一)比周の人、將に此れを以て阿黨與を取らんとし、貪利の人は、將に此れを以て貨を收め財を聚めんとし、懦弱の人は、將に此れを以て貴に阿り富に事へんとし、便辟伐矜の人は、將に此れを以て(二)譽を買ひ名を成さんとす。故に令一たび出で、民に邪途を示す。(三)五衢にして上の危きなく、下の亂るなきを求むとも、得べからざるなり。

(一) 比周は朋黨なり、結託して私事を爲さんとす (二) 君子人たるを飾り、名譽を得んとする野心ある者をいふ

(三) 五衢は、五道に同じ。上に述ぶる巧佞以下五の道存すれば危く、存せざれば安し

菽粟不足。末生不禁。民必有饑餓之色。而工以雕文刻鏤相稺也。

菽粟足らず、(一)末生禁ぜざれば、民必ず饑餓の色あり。而して(二)工雕文刻鏤を以て相稺ずるや、之を逆と謂ふ。布帛足らず衣服度なければ、民必ず凍寒の傷あり。而して女は(三)美衣錦繡綦組を以て相稺ずるや、之を逆と謂ふ。萬乘兵を藏むる

令出。雖レ自レ上。而論三可與二不可一者在レ下。夫倍二上令一以爲レ威、則行恣二於己一以爲レ私、百吏奚不レ喜之有。且夫令出。雖レ自レ上而論三可與二不可一者在レ下。是威下繫二於民一也。威下繫二於民一。而求二上之毋レ危。不レ可レ得也。令出而留者無レ罪。則是教二民不レ敬一也。令出而不レ行者毋レ罪。行レ之者有レ罪。是皆教二民不レ聽也。令出而論三可與二不可一者在レ官。是威下分也。益損者毋レ罪。則是教二民邪途一也。

に在り。夫れ上令に倍きて以て威となし、行己れに恣にして以て私をなさば、百吏奚ぞ喜ばざることか之れ有らん。(一)且夫れ令出づる、上よりすと雖も、可と不可とを論ずる者下に在れば、是れ威下、民に繫するなり。(二)威下民に繫して、上の危きなきを求むるも、得べからざるなり。令出でて留むる者罪なければ、是れ民に不敬を教ふるなり。(三)令出でて行はざる者罪なく、之を行ふ者罪あれば、是れ皆民に聽かざるを教ふるなり。(四)令出でて可と不可とを論ずる者官に在れば、(五)是れ威下に分るゝなり。益損する者罪なければ、是れ民に邪途を教ふるなり。

(一) 上令に倍きて、威福を恣にし、私を爲すを得ば、吏員は誰か喜ばざらん (二) 上の威權下りて、民に屬するなり (三) 上の令を留め遲滯せしむる者を罪せざれば、民に不敬を爲すも可なりと教ふるものなり (四) 上の令を聽くとは承服するなり (五) 前の上令を論ずる者は下民に在り。此處は下級官吏に在り。吏員も人民も共に論ずるなり

君尊則國安。令輕則君卑。君卑則國危。故安レ國。在二乎尊一レ君。尊レ君。在二乎行一レ令。行レ令。在二乎嚴一レ罰。罰嚴令行。則百吏皆恐。罰不レ嚴。令不レ行。則百吏皆喜。故明君察二於治一レ民之本一。本莫レ要二於令一。故曰。虧レ令者死。益レ令者死。不レ行レ令者死。留レ令者死。不レ從レ令者死。五者。死而無レ赦。惟令是視。故曰。令重而下恐。

ぶに在り、君を尊ぶは令を行ふに在り、令を行ふは、罰を嚴にするに在り。罰嚴に令行はるれば、百吏皆恐る。罰嚴ならず、令行はれざれば、百吏皆喜ぶ。(二)故に明君は民を治むるの本を察す。本は令より要なるはなし、故に曰く、(三)令を虧く者は死し、(四)令を益す者は死し、令を行はざる者は死し、(五)令を留むる者は死し、(六)令に從はざる者は死す。五の者は死して(七)赦すなく、惟令を是れ視ると。故に曰く、令重くして下恐ると。

(一)令重とは、嚴にして犯すべからざるなり　(二)令行はれざるときは、百の吏員は私を恣にするを得る故喜ぶなり　(三)令を虧くとは、臣下が令條を裁減するなり　(四)益とは、益し加ふるなり。二句は、臣下が上の令を損益するをいふ　(五)留むとは、施行を遲滯せしむるなり　(六)變詐に令に從はざるは民にして、上述の令を損益し行はず留むるは、吏の所爲をいふと　(七)死は、死刑に處するなり

爲レ上者。不レ明。

上たる者明ならざれば、令出づる、上よりすと雖も、可と不可とを論ずる者は下

退則使無由避其所害。必使反乎安其位。樂其羣。務其職。榮其名。而後止矣。故踰其官。而離其羣者。必使有害。不能其事。而失其職者。必使有恥。是故。聖王之教民也。以仁錯之。以恥使之。修其能。致其所成而止。故曰。絕而定。靜而治。安而尊。擧錯而不變者。聖王之道也。

て尊く、擧錯して變ぜざる者は、(一一)聖王の道なりと。

(一) 德行、必ず一定の國是あり (二) 道義必ず明瞭に定まり居れり (三) されば士たるもの、俗を諭るの行をなして、己れを見はす必要なし (四) 唯私悪を施し、躬行を以て急要となさず、ひたすら上下の交際を事とし、民に和親するを求めず (五) 故の字、集詁に衍となせり (六) 集詁に、某説を引て云ふ、踰は踰なりと (七) 言ふは、上の合する所に從はしめ、民の勝手氣儘に利害を取捨せしめざるなり (八) 〻に安んじと云々、以下の三の者を守りて上に忠實なるの榮名を得しむる（至らしめて止む）反らしむとは、立ち反らしむるの意なり (九) 己れの官職に安んぜずして分外の事に關係する也 (一〇) 人の利害の念を絕せしめて、安靜となす。安靜なれば、事なくして國自ら治まるなり (一一) 事を擧行するに、一定して變ぜざるなり

重令第十五　　外言六

凡君國之重器。莫重於令。令重則君尊。

凡そ國に君たるの重器は、令より重きはなし。(一)令重ければ君尊し、君尊ければ國安し、令輕ければ君卑し、君卑しければ國危し。故に國を安ずるは君を尊

重斂二爲レ忠。以レ遂レ忿爲レ勇者。聖王之禁也。固二國之本一。其身務往二於上一。深附二於諸侯一者。聖王之禁也。

聖王之身。治レ世之時。德行必有レ所レ是。道義必有レ所レ明。故士。莫下敢詭レ俗異レ禮。以自見中於國上。莫下敢布レ惠緩レ行。修二上下之交一。以和中親於民上。故莫下敢超レ等踰レ官。漁レ利蘇レ功。以取上順二其君一。聖王之治レ民也。進則使レ無レ由レ得二其所一レ利。

聖王の身世を治むるの時、(一)德行必ず是とする所あり。(二)道義必ず明なる所あり。故に士敢て(三)俗を詭り禮を異にし、自ら國に見はるゝなく、敢て惠を布き(四)行を緩くし、上下の交を修めて、民に和親するなし。(五)故に敢て等を超え、官を踰え、利に漁し、(六)功を蘇して、其の君に順ふを取るなし。聖王の民を治むるや、進みては其の利とする所を得るに由なからしめ、退きては其の害とする所を避くるに由な(七)からしめ、必ず其の位に安じ、其の羣を樂み、其の職を務め、其の名を榮するに反らしめて、而る後に止む。故に、其の官を踰えて其の羣を離るゝ者は、(八)必ず害あらしめ、其の事を能くせずして其の職を失ふ者は、(九)必ず恥あらしむ。是の故に、聖王の民を教ふるや、仁を以て之を錯き、恥を以て之を使ひ、其の能を修め、其の成す所を致して止む。故に曰く、(一〇)絕して定り、靜にして治り、安じ

之禁也。詭俗異禮。大言法行。難其所爲。而高自錯者。聖王之禁也。守委閒居。博分以致衆。勤身遂行。說人以貨財。濟人以買譽。其身甚靜。而使人求者。聖王之禁也。行辟而堅。言詭而辯。術非而博。順惡而澤者。聖王之禁也。以朋黨爲友。以蔽惡爲仁。以數變爲智。以

聖王の禁なり、行辟にして堅く、言詭りて辯、術非にして博く、順惡にして澤なる者は、聖王の禁なり、朋黨を以て友となし惡を蔽ふを以て仁となし、數變を以て智と爲し、重斂を以て忠となし、忿を遂ぐるを以て勇となす者は、聖王の禁なり。國の本を固くし、其の身務めて上に往き、深く諸侯に附く者は、聖王の禁なり。

(一) 小節細行を飾りて、君子人たる樣子を民に見するなり　(二) 上の人を誑かす　(三) 國外の人に交り、其の助けを得て、位同輩の上に出づ　(四) 才德なく爵位を假りて、朝に列する者なり　(五) 身を卑く下して、衆人と雜處す　(六) 人に知られざる樣に、邪僻の行をなす　(七) 利至れば、身を側して之に入り、利の遠きに在るものには、遜へて之を引き寄するなり　(八) 邪僻の行につきて、上下の親睦を遠ざくること、卽ち陰に行ふをいふ　(九) 俗の目を迷はし、故さらに人に異なる行をなすをいふ　(一〇) 言ふ所誇大にして、行ふ所法度あり。務めて人の爲し難きをなし、高く標榜するなり　(一一) 委は、尹知章云ふ委積なり其畜積したる財なり　(一二) 財多き故に、其の身は靜に家に在りて人をして來り求めしむる也　(一三) 其の術は非なるも、博識にして常人の及ばざるものあるなり　(一四) 順とは、平生服習する所の事惡なるも、修飾して好く見するなり　(一五) 集詁に云ふ、計數變詐なりと。詐術を用ふるをいふ　(一六) 民に重稅を課して、上の收入を多くするなり　(一七) 國の本とは、農事をいふ。集詁に、固は錮にして塞ぐなりとあり　(一八) 善惡ともに、唯上の欲する所に從ふなり　(一九) 外諸侯に附きて、己れの勢力を殖するなり

王之禁也。飾ニ於貧窮一。而發ニ於勤勞一。權ニ於貧賤一。身無ニ職事一。家無ニ常姓一。列ニ上下之間一。議言レ爲レ民者。聖王之禁也。壹レ士以爲ニ亡資一。脩レ田以爲ニ亡本一。則生レ之。養レ私不レ死。然後失矯。以深與レ上爲レ市者。聖王之禁也。

は富にして貧窮をよそほひ、富は安逸にして、勤勞により出世したる如く見せ、貧賤の中にありて、權を縱まゝにするなり　一五　纂詁に、常姓は常生にして、恒產なりとあり　一六　其の身官と民との間に在りて、議ある毎に、民のために計ると唱ふる者　一七　平生壺飧を以て士を救ひ、以て亡げ去るとき、己れ助けを得るの資となす　一八　又田業を修め、亡去のときの資本を貯ふ　一九　纂詁に云ふ、則の上に貧の字を脫すと。貧しき者には之に生業を與へ、私人を養ひて死なざらしむ　二〇　此くして君に失あれば之をため、從はざれば去るべきの勢を示して、上と爭ひを爲す

審飾ニ小節一。以示レ民。時言ニ大事一。以動レ上。遠交以踰レ羣。假爵以臨レ朝者。聖王之禁也。卑レ身雜處。隱行ニ辟倚一。側入迎遠。遁レ上而遁レ民者。聖王

（一）審に小節を飾りて民に示し、時に大事を言ひて（二）上を動かし、（三）遠交して羣を踰え、（四）爵を假りて朝に臨む者は、聖王の禁なり。（五）身を卑くして雜處し、（六）隱に辟倚を行ひ、（七）側入迎遠、（八）上を遁れて民を遁るゝ者は、聖王の禁なり。（九）俗を詭り禮を異にし、（一〇）大言法行、其の爲す所を難くして、高く自ら錯く者は、聖王の禁なり。（一一）委を守りて閒居し、博分して衆を致し、身を勤めて行を遂げ、人に說くに貨財を以てし、人を濟ひて譽を買ひ、（一二）其の身甚だ靜にして、人をして求めしむる者は、

己勞仕人。則與分其祿者。聖王之禁也。交於利通。而獲於貧窮。輕取於其民。而重致於其君。削上以附下。枉法。以求於民者。聖王之禁也。用不稱其人。家富於其列。其祿甚寡。而資財甚多者。聖王之禁也。拂世以爲行。非上以爲名。常反上之法制。以成羣於國者。聖

はず、家其の列に富み、其の祿甚だ寡くして、資財甚だ多き者は、聖王の禁なり。(一二)世に拂りて以て行をなし、上を非として以て名をなし、常に上の法制に反して、(一三)羣を國に成す者は、聖王の禁なり。(一四)貧窮に飾りて、勤勞に發し、貧賤に權し、身に職事なく、家に常姓なく、上下の間に列し、議して民の爲めにすと言ふ者は、聖王の禁なり。(一五)士を辜して(一六)亡資となし、(一七)田を脩めて亡本となし、(一八)則之を生し、私を養うて死せず。然る後(一九)失矯して、深く上と市をなす者は、(二〇)聖王の禁なり。

(一) 其の行は、父母に孝敬なるを本とせず　(二) 官の事を盗り、私利を營むを主とす　(三) 毋能は無能なり　(四) 人を推擧した人に交るは、下の人に交るをいふ。下の人の己れに交るを得たるは、己の恩賜なりとするなり　(五) 人を推擧したるときは、己れの功勞なりと誇るなり　(六) 人を薦めて仕へしむれば、己れの恩を恃みて其の祿を己れに分たしむ　(七) 利達の人に交り其の勞力に依りて、貧窮の人より財をとるなり　(八) 容易く民より物を取り立て、其の君に致すことは容易になさず　(九) 恩を賣るために、法を枉げて民の歡心を得んとするなり　(一〇) 財を用ふること、其の人の身分に相應せず、其の家產は、同列の人よりも過ぎ殖えたるなり　(一一) 祿寡く財多きは、不正の收入多きを證す　(一二) ことさらに世と異りたる行をなし、上の事を非として名を賣るをいふ　(一三) 黨與を爲すなり　(一四) 貧

士。以爲亡黨。行公道。以爲私惠。進則相推於君。退則相譽於民。各便其身。而忘社稷。以廣其居。聚徒成羣。上以蔽君。下以索民。此皆弱君亂國之道也。故國之危也。擅國權。以深索於民者。聖王之禁也。其身無任於上者。聖王之禁也。進則受祿於君。退則藏祿於室。毋事治職。但力事屬私。王官私。任事去。非其人。而人私行者。聖王之禁也。

るなり (三) 一國の士の方針を一にするなり (四) 上の治法を、下の者法として固く守るなり。以上の事を成す能はざれば、土地廣く民衆きも、國は安泰ならざるなり (五) 大臣どもが、權重き者に比合し、相與に國に推擧し、私欲を擅にす (六) 私利を得んとして、大臣の權力ある者に就き從ふ (七) 多數徒黨を爲す、故に誰も其の非を指すものなし (八) 公道を行ふ如くして、實は私惠を施し、自己の利を計る (九) 自己の黨を君に推擧す (一〇) 纂詁に云ふ、務めて黨與を多くすと (一一) 纂詁に云ふ、民心を求むるなり (一二) 民の心を得るを索むるなり (一三) 誠意上に服事するなし (一四) 唯務めて其の家を富まし、職事を怠る者 (一五) 私黨を結ぶを事とす (一六) 王臣たる者、私事のみを爲し、君の事を務めず (一七) 人の非を擧げながら、自己は反て私行を爲すなり

修行。則不以親爲本。治事。則不以官爲主。擧毋能。進毋功者。聖王之禁也。交人。則以爲己賜。擧人。則以爲

行を修むれば、(一)親を以て本とせず、事を治むれば(二)官を以て主となさず、(三)毋能を擧げ、毋功を進むるものは、聖王の禁なり。(四)人に交れば、以て己れの賜となし、(五)人を擧れば、以て己れの勞となし、人を仕むれば、與に其の(六)祿を分つ者は、聖王の禁なり。(七)利通に交りて貧窮に獲、其の民に取るを輕じて其の君に致すを重じ、(八)上を削りて下に附し、(九)法を枉げて民に求むる者は、聖王の禁なり。(一〇)用其の人に稱

臣億萬人。亦有億萬之心。武王有臣三千。而一心。故紂以億萬之心亡。武王以一心存。故有國之君。苟不能同人心。一國威。齊士義。通上之治。以爲下法。則雖有廣地衆民。猶不能以爲安也。君失其道。則大臣比權重。以相擧於國。小臣必循利。以相就也。故擧國之

義を齊くし、(四)上の治を通じ、下の法となす能はざれば、廣地衆民ありと雖も、猶安きを爲す能はざるなり。君其の道を失へば、大臣(五)權重を比して、國に相擧げ、小臣必ず(六)利に循ひて、相就くなり。故に擧國の士、以て黨(七)なしとなし、公道(八)を行ひ、以て私惠をなす。進みては君に相推し、(九)退きては民に相譽め、各〻其の身に便して、社稷を忘れ、以て其の居を廣め、(一〇)徒を聚め、羣を成し、上は以て君を蔽ひ、下は以て民を索む。(一一)此れ皆君を弱め、國を亂すの道なり。故に國の危きや、國權を擅にし、以て深く(一二)民に索むる者は、聖王の禁なり。其の身上に任ふ(一三)るなき者は、聖王の禁なり。進みては祿を君に受け、退きては祿を室に藏め、(一四)職を治むるを事とするなく、但力めて私(一五)を屬ぶを事とし、王官(一六)私し、君事去り、其の人(一七)を非として、人私行する者は、聖王の禁なり。

(一) 泰誓は書經の篇名。紂は殷の紂王なり。言ふは、紂王には億萬人の多き臣あるも、億萬人各心ありて一致せず。武王は僅に三千人の臣なるも、一心即ち一致共同せる故に、紂に勝てり (二) 國威を一にすとは、威福を上に總ぶ

以私親於民者。正經而自正矣。亂國之道、易國之常。賜賞恣於己者。聖王之禁也。聖王既歿。受之者衰。君人而不能知立君之道。以爲國本。則大臣之贅下。而射人心者。必多矣。君不能審立其法。以爲下制。則百姓之立私理而徑於利者。必衆矣。

聖王既に歿し、之を受くる者衰へ、(四)人に君として、君を立つるの道を知りて、以て國本となす能はざれば、大臣の贅下して(五)人心を射る者、必ず多し。君審に其の法を立て、下制を爲す能はざれば、(六)百姓の私理を立てて利に徑く者、必ず衆し。

㊀ 其の者に彼らしむるに恥を以てす。衆に擯(しりぞ)けらるゝ如きをいふ ㊁ 財ある者、民に私恩を施すは、上の所爲に擬するものなれば、法を以て之を制し、下民の職分を守らしむ ㊂ 賜賞は君主の爲すべき所、然るに下民にして之を爲すは、常道に違ふなり ㊃ 聖王に繼ぎて王たる者、其の德なく、其政衰へたり ㊄ 物を人に與へて、心を已れに歸せしむるなり ㊅ 下民の制度を爲す能はず、徑は邪路に趨くなり

昔者聖王之治人也。不貴其人博學也。欲其人之和同。以聽令也。泰誓曰。紂有

昔者聖王の人を治むるや、其の人の博學を貴ばざるなり。其の人の和同して、令を聽くことを欲するなり。(一)泰誓に曰く、紂は臣億萬人あるも、亦億萬の心なり、武王は臣三千ありて、而して一心なりと。故に紂は億萬の心を以て亡び、武王は一心を以て存す。故に國を有つの君は、苟くも人心を同くし、(二)國威を一にし、(三)士

國則成俗。其餘不彊而治矣。君一置其儀。則百官守其法。上明陳其制。則下皆會其度矣。君之置其儀也不一。則下之倍法而立私理者。必多矣。是以。人用其私。廢上之制而道其所聞。故下與官列法。而上與君分威。國家之危。必自此始矣。

の私を用ひて、上の制を廢して、其の聞く所を道ふ。故に下官(九)と法を列して、上君(八)と威を分ち、國家の危き必ず此れより始る。

(一) 一たび法制を定めたるとき、猥に其の輕重を論議せざれば、民は法の數を畏れて私をなさず (二) 與ふべからざる人に與ふるなり。蒙話に云ふ、亂は犯なり (三) 前の三の者、官の手に在るときは、法となり。之を國に行へば、俗となる。此の如く、政の根本確立すれば、餘の事は勉めずして治まるなり (四) 下民は皆上の制度に合はんことを求む。明にとは、明白に下に示すなり、若し明白ならざれば、下遵從する所を知らず、法制行はれず (五) 儀は儀法なり (六) 一ならずとは、一定せずして朝令暮改する如きをいふなり (七) 下は上の法を循せずして、私理を立つる者多し (八) 人々其の私意を以て、上の制度を棄てゝ從はず、其の聞く所を唱道するなり (九) 下民は、上國君と法を並び立て、又國君と威を分ち、殆ど上下の別なきに至る。此の如き國は、必ず危し

昔者聖王之治其民也。不然。廢上之法制者。必負以恥。財厚博惠。

昔者聖王の其の民を治むるや、然らず。上の法制を廢する者は、必ず負(一)はしむるに恥を以てす。財(二)厚く、博く惠し、私を以て民に親む者は、經を正して自ら正し。國の道を亂り、國の常を易へ、賜(三)賞己れに恣なる者は、聖王の禁なり。

勞之人。不懷其祿。則兵士不用。民偸處而不事積聚。則囷倉空虛。如是。而君不爲變。然則攘奪竊盜殘賊進取之人起矣。內者廷無良臣。兵士不用。囷倉空虛。而外有彊敵之憂。則國居而自毀矣。故曰。計敵與。量上意。察國本。觀民產之所有餘不足。而存亡之國可知也。故以此八者。觀人主之國。而人主無所匿其情矣。

り (一〇) 耕織を勉め、穀帛を積み、聚むることを爲さゞる故に、倉庫は空虛なり (一一) 進取は冒進するなり (一二) 尹知章云ふ、居而は居然にして、自然に毀滅するなりと

法制不議。則民不相私。刑殺毋赦。則民不偸於爲善。爵祿毋假。則下不亂其上。三者藏於官。則爲法。施於

法禁第十四　外言五

法制議せざれば(一)、民相ひ私せず。刑殺赦すなければ、民善を爲すに偸からず。爵祿假すなければ(二)、下其の上を亂さず。三の者官に藏むれば(三)、法となり、國に施せば、俗を成し、其の餘は彊めずして治る。君一たび其の儀を置き(四)、百官其の法を守り、上明に其の制を陳すれば、下皆其の度に會す(五)。君の其の儀を置くや一ならざれば(六)、下の法に倍きて私理を立つる者(七)、必ず多し。是を以て、人其

意。察國本。觀民產之所有餘不足。而存亡之國可知也。敵國彊。而與國弱。諫臣死。而諛臣尊。私情行。而公法毀。然則與國不恃其親。而敵國不畏其彊。豪傑不安其位。而積勞之人。不懷其祿。悅商販。而不務本貨。則民偸處而不事積聚。豪傑不安其位。則良臣出。積

知るべきなり。敵國彊くして與國弱く、諫臣死して諛臣尊く、私情行はれて公法毀る。然るときは與國其の親を恃まずして、敵國其の彊を畏れず、豪傑其の位に安んぜずして、積勞の人其の祿を懷はず。商販を悅びて本貨を務めざれば、民偸處して積聚を事とせず。豪傑其の位に安んぜざれば良臣出で、積勞の人其の祿を懷はざれば、兵士用ひられず、民偸處して積聚を事とせざれば囷倉空虛なり。是の如くにして君爲に變ぜざるときは、攘奪竊盜殘敗進取の人起る。內には、廷に良臣なく、兵士用ひられず。囷倉空虛にして、外には彊敵の憂あるときは、國居而として自ら毀る。故に曰く、敵與を計り、上意を量り、國本を察し、民產の有餘不足する所を觀て、存亡の國知るべきなりと。故に此の八の者を以て、人主の國を觀て、人主其の情を匿すなし。

(一) 敵國、與國となり　(二) 其の國君の意志なり　(三) 其の人民の俗習なり　(四) 與國も我を輕んじて、我が親睦を恃みとせず　(五) 功勞の人も、我が恃むに足らざるを觀て、祿をしたはず　(六) 本貨は耕農より產する物なり　(七) 怠惰にして苟且日を送るのみ貯蓄を事とせず　(八) 良き臣は其の國を出て去るなり　(九) 上用とならざるな

行於其民。可知也。法虛立。而害疏遠。令一布。而不聽者存。賤爵祿。而毋功者富。然則衆必輕令。而上位危。故曰。良田不在戰士。三年而兵弱。賞罰不信。五年而破。上賣官爵。十年而亡。倍人倫。而禽獸行。十年而滅。戰不勝。弱也。地四削入諸侯。破也。離本國。徙都邑。亡也。有者異姓滅也。故曰。置法出令。臨衆用民。計威嚴寬惠。而行於其民。不行於其民。可知也。

て上位危し。故に曰く、(三)良田戰士に在らざれば、三年にして兵弱し、賞罰信ならざれば、五年にして破る、上官爵を賣れば、十年にして亡ぶ。人倫に倍きて禽獸行なれば、十年にして滅す。戰勝たざるは、弱きなり、(四)地四削せられて諸侯に入るは、破るゝなり。本國を離れ、都邑を徙すは、亡ぶるなり。有つ者(五)姓を異にするは滅するなり。故に曰く、法を置き令を出し、衆に臨み民を用ひ、威嚴寬惠を計りて、其の民に行はるゝと、其の民に行はれざると、知るべきなりと。

(一)其の威嚴と寬惠とを計考して、法令の行はるゝや否が、明に知らるゝなり (二)法は空しく在りて、あまねく行はれず。唯疏遠の者を害し、令一たび布きて下之に從はざる者あり。爵祿を輕視して、猥りに功なき者に與へて之を富ましむるときは、民は法令を輕んじて、上位危くなるなり (三)戰功ある者も、良田を與へられざるなり (四)四削は、四方の國境を、鄰國より削り取らるゝなり (五)呂氏秦の國滅び漢之に代る如きをいふ

計敵與。量上

(一)敵與を計り、(二)上意を量り、(三)國本を察し、民產の有餘不足する所を觀て、存亡の國

不レ務レ盡レ力。則兵士不レ戰矣。豪傑材臣。不レ務レ竭レ能。則內治不レ別矣。百姓疾怨非レ上。賤レ爵輕レ祿。則上無ニ以勸一レ衆矣。上令輕。法制毀。則君毋ニ以使一レ臣。臣毋ニ以事一レ君矣。民倍ニ本行一而求ニ外勢一。則國之情僞竭在ニ敵國一矣。故曰。入ニ朝廷一。觀ニ左右一。本ニ求朝之臣一。論ニ上下之所ニ貴賤一者上。而彊弱之國可レ知也。

ば、內治別れず、百姓疾怨上を非り、爵を賤み祿を輕ずるときは、上以て衆を勸むることなし。上令輕く、法制毀れば、君以て臣を使ふなく、臣以て君に事ふるなし。民本行に倍きて外勢を求むれば、國の情僞竭く敵國に在り。故に曰く、朝廷に入り、左右を觀、朝の臣を本求し、上下の貴賤する所の者を論じて、彊弱の國知るべきなりと。

㊀ 內政の得失、辨別なきに至るなり　㊁ 爵祿は衆の力を盡すを勸むるものなるに、衆之を輕賤するに至れば、勸奬の道なきなり

置レ法出レ令。臨レ衆用レ民。計ニ其威嚴寬惠一。行ニ於其民一。與レ不レ

法を置き令を出し、衆に臨み民を用ひ、其の威嚴寬惠を計りて、其民に行はるゝと、其の民に行はれざると、知るべきなり。法虛立して疏遠を害し、令一布して聽かざる者存し、爵祿を賤んで功なき者富む。然るときは衆必ず令を輕んじ

所二貴賤一者上。而彊弱之國可レ知也。功多爲レ上。祿賞爲レ下。則積勞之臣。不レ務レ盡レ力。治行爲レ上。爵列爲レ下。則豪傑材臣。不レ務レ竭レ能。便辟左右。不レ論二功能一而有二爵祿一。則百姓疾怨、非レ上。賤レ爵。輕レ祿。金玉貨財。商賈之人。不レ論二志行一而有二爵祿一也。則上令輕。法制毀。權重之人。不レ論二才能一而得二尊位一。則民倍二本行一。而求二外勢一。

盡すを務めず。治行上たるも、爵列を下となせば、豪傑材臣、能を竭すを務めず(四)便辟左右、功能を論ぜずして爵祿を有つときは、百姓疾怨、上を非とし、爵を賤み祿を輕じ、金玉貨財、商賈の人志行を論ぜずして爵祿を有つときは、上令輕く法制毀る。權重の人才能を論ぜずして尊位を得れば、(五)民本行に倍きて外勢を求む。

(一)本求は原本にして、其の行爲何如を尋ね求むるなり　(二)上下の人が貴ぶ所、賤む所何如を論求し、若し賢を貴び不肖を賤めば、其の國强く、否らざれば弱し　(三)功多きことと衆人の上にありて、祿賞は反て下たるときは、功勞多きの臣は、終に力を盡さゞるにいたるなり　(四)功能の有無に拘はらず、左右便佞の臣に爵祿を有たしむれば、百姓の怨むは勿論、終には爵祿を輕んじ賤むことゝなる。以下同樣の意義なり　(五)纂詁に孝悌忠信とあり外勢を求むとは、外邦の勢力に依頼するなり

彼積勞之人。

彼れ積勞の人、力を盡すを務めざれは、兵士戰はず、豪傑材臣能を竭すを務めざれ

交通。則男女之別無自正矣。鄉毋長游。里毋士舍。時毋會同。喪蒸不聚。禁罰不嚴。則齒長輯睦毋自生矣。故昏禮不謹。則民不修廉。論賢不鄉擧。則士不及行。貨財行於國。則法令毀於官。請謁得於上。則黨與成於下。鄉官無法制。百姓羣徒不從。此亡國弑君之所自生也。故曰。入州里觀習俗。聽民之所以化其上者。而治亂之國可知也。

化する所以の者を聽きて、治亂の國知るべきなりと。

(一)其の人民が、上の如何なる化を受くるか、善なるか惡なるかを聽きて、其の國の治亂が知らるゝとなり　(二)少壯な輕薄等に對し、何によりて勝つを得んとなり　(三)谷水を食ひ、巷に井戸を穿ち、相聚りて水を汲む如き、少しも限界なき狀態にては、何に由りて男女の別を正すを得んとなり　(四)鄉の游長、卽ち監督なり　(五)每里舍を置き里尉をして居守せしむ　(六)鄉里に時を以て會同し、懇親を結ぶなり　(七)蒸は冬の祭なり。祭蒸の時、相聚りて助力せざるなり　(八)齒は年齡なり、齒の長ぜる者を貴び、相親睦するを善とするも、前述の如くなれば其の事行はれず　(九)昏禮は男女に大切なるに、之を謹しまざれば、人民は廉恥の行なきに至るなり　(一〇)賢を論じ、鄉飲酒の禮を行ひて、之を擧ぐるなり。此の如く一鄉の推薦を以て、士を擧ぐることなくば、士は學を勉めず行ふべきことを行ふに至らざるなり　(一一)國人貨財を得るを勉めて、廉潔の風なければ、法令行はれず　(一二)請謁は賄賂等を以て、上の人に取り入るをいふ。請謁が上に行はるれば、下は又必ず黨與を立てゝ、上を強要するに至る　(一三)鄉官に法制なければ、下を治むる能はずして、百姓等上に從はず、此の如きは、終に國を亡し君を弑するの原因となるなり

入朝廷。觀左右。本求朝之臣。論上下之

朝廷に入り左右を觀、朝の臣を本求し、上下の貴賤する所の者を論じて、強弱の國知るべきなり。(一)功多きこと、(二)上たるも、祿賞を下と爲せば、積勞の臣、力を

其上下相怨也。民無餘積者。其禁不必止。衆有遺苞者。其戰不必勝。道有損瘠者。其守不必固。故令不必行。禁不必止。戰不必勝。守不必固。則危亡隨其後矣。故曰。課凶飢。計師役。觀臺榭。量國費。而實虛之國可知也。

入州里。觀習俗。聽民之所以化其上。而治亂之國可知也。州里不鬲。閭閈不設。出入無時。早晏不禁。則攘奪竊盜攻擊殘賊之民。毋自勝矣。食谷水。巷鑿井。場圃接。樹木茂。宮牆毀壞。門戶不閉。外內

州里に入り、習俗を觀、(一)民の其の上に化する所以を聽きて、治亂の國知るべきなり。州里鬲てず、閭閈設けず、出入時なく、早晏禁ぜざるときは、攘奪竊盜攻擊殘賊の民、自て(二)勝つなし。(三)谷水を食ひ、巷に井を鑿り、場圃接し、樹木茂く、宮牆毀壞し、門戶閉ぢず、外內交通するときは、男女の別自りて正すなし。鄉に長游なく、(五)里に士舍なく、時に(六)會同なく、(七)喪蒸聚らず、禁罰嚴ならざれば、(四)齒長輯睦自りて生ずるなし。故に昏禮謹まざれば、民廉を修めず。(一〇)賢を論じ鄉(八)舉せざれば、士行に及ばず。(一一)貨財國に(九)行はるれば、法令官に毀る。(一二)請謁上に得られば、黨與下に成る。(一三)鄉官法制なく、百姓羣徒從はざるは、此れ國を亡し君を弑するの、自りて生ずる所なり。故に曰く、州里に入り習俗を觀、民の其の上に

財而成レ也。非下私二草木一愛中魚鼈上也。惡レ廢二民於生一殺也。故曰、先王之禁二山澤之作一者。博二民於生一殺也。彼民非レ穀不レ食。穀非レ地不レ生。地非レ民不レ動。民非レ作力一毋二以致一レ財。天下之所レ生。生二於用一レ力。用レ力之所レ生。生二於勞一レ身。是故。主上用レ財毋レ已。是民用レ力毋レ休也。故曰。臺榭相望者。

勝せず。道に損瘠(一六)ある者は、其の守必固ならず。故に令必行せず、禁必止せず、戰必勝せず、守必固ならざれば、危亡其の後に隨ふ。故に曰く、凶飢を課し、(一七)師役を計り、臺榭を觀、國費を量りて、實虛の國知るべきなりと。

(一) 獨り伐るべからず云々とは、必ず衆人の力を要するゆゑ、農事を妨ぐるなり (二) 言ふは、既に大木を得れば必ず其の室を大にし、其の牀を厚くせんと欲し、其の費多大なりと也 (三) 禁は伐採を禁じ、發は禁を解くなり。此くせざれば亂伐と多費との憂あり (四) 量費をはかりて、節度をなすなり (五) 罔は網なり、魚を取るあみには必ず征賦、卽ち稅をかけ之を制限するなり (六) 此く征賦ありて制限せらるゝ故に、網罟は財少き者には成すを得ず (七) なにも草木や魚鼈に私して之を偏愛するにあらざるも、人民が伐採漁獵にのみ傾きて、穀を生ずる農事を忘れてのことなり (八) 動は耕作するなり。民の力を假らざれば耕作することを得ず (九) 民も力を盡すなくば、財を得る能はず (一〇) 天下の人其の生を保つは力を用ふるが故なり (一一) 力を用ふるは、身を勞せざるを得ず (一二) 財は民の力を用ふるより生ずるものゆゑ、若し上の人財を用ふること度なきときは、民は休養するの暇なきなり (一三) されば臺榭等を多く築くことは、民を苦め農事を妨ぐる故に、上は下の供給少きを怨み、下は上の征多きを怨むことゝなるなり (一四) 民にあまる財なければ、饑死を救ふに汲々たる故、禁令も行はれずとなり (一五) 莩は餓死の如く野に遺じ、餓莩をいふ。親族も相救ふ能はず、遺棄して道に餓莩となる。此の如くなれば強國と戰ふも勝を得難しとなり (一六) 損瘠に損は捐の誤とあり。道路に棄捐せられて、痩せ病む者もあるなり。此の如き狀態にては、其國の守りも必固なり難しとなり (一七) 課は討なり

近。草木雖レ美。宮室必有レ度。禁發必有レ時。是何也。曰。大木不レ可ニ獨伐一也。大木不レ可ニ獨擧一也。大木不レ可ニ獨運一也。大木不レ可レ加ニ之薄牆之上一。故曰。山林雖レ廣。草木雖レ美。禁發必有レ時。國雖ニ充盈一。金玉雖レ多。宮室必有レ度。江海雖レ廣。池澤雖レ博。魚鼈雖レ多。罔罟必有レ正。船網不レ可ニ一

り。是れ何ぞや。曰く、大木は獨り伐るべからざるなり、大木は獨り擧ぐべからざるなり、大木は獨り運すべからざるなり、大木之を薄牆の上に加ふべからざるなり。故に曰く、山林廣しと雖も、草木美なりと雖も、禁發必ず時あり。國充盈すと雖も、金玉多しと雖も、宮室必ず度あり。江海廣しと雖も、池澤博しと雖も、魚鼈多しと雖も、罔罟必ず正あり。船網は一財にして成すべからざるなり。草木に私し魚鼈を愛するにあらざるなり。民の穀を生ずるを廢するを惡むなり。故に曰く、先王の山澤の作を禁ずる者は、民を穀を生ずるに博するなりと。彼の民は穀にあらざれば食はれず。穀は地にあらざれば生ぜず。地は民にあらざれば動かず。民作力にあらざれば、財を致すなし。天下を生ずる所は、力を用ふるより生ず。是の故に、主上財を用ふること已むなくば、是れ民力を用ふること休むなきなり。故に曰く、臺榭相望む者は、其の上下相怨むと。民餘積なき者は、其の禁必ず止まず。衆遺苞ある者は、其の戰必

大。而野不辟者。君好貨而臣好利者也。辟地廣。而民不足者。上賦重。流其藏者也。故曰。粟行於三百里則國毋一年之積。粟行於四百里則國毋二年之積。粟行於五百里則衆有飢色。其稼亡三之一者。命曰小凶。小凶三年。而大凶。大凶。則衆有大遺苞矣。什一之師。什三毋事。則稼亡三之一。稼亡三之一。而非有故蓋積也。則道有損瘠矣。什一之師。三年不解。非有餘食也。則民有鬻子矣。

(一) 課は數詁に計なりとあり、計量するをいふ (二) 師役は軍役なり、如何に人民を軍役に服せしむるかを察し視るなり (三) 臺榭の壯麗と否とを觀るなり (四) 其の國の充實せるや虚耗せるやを知ることを得 (五) 田野に於て萬家の衆の食ふべき地は、方五十里あれば不足なしとなり (六) 萬家以下なれば、山澤ある地にても容れ得べきも以上なるときは、平地にあらざれば容るゝ能はず。山澤多く人衆きときは居るべき所少なければ也 (七) 原野は悉く辟けながら、人民に畜積せる穀粟なきは、國の土地小にして耕作すべき地狭きを知るなり (八) 君臣貨利を好めば下民は之に傚ひて商估の末を逐ひ農を勉めざるため國大なるも原野闢けざるなり (九) 地が廣く闢發されてゐながら、民の食足らざるは、上の賦税重きため穀を賣りて錢に易ふる故に、穀は多く他國に流出すればなり (一〇) されば粟が三百里の遠きに流移するときは、國に一年の畜積なく、四百里五百里と遠移するに隨ひて、國の穀乏しくなるなり (一一) 衆は衆民なり、苞は某本に菅莩餓莩とあり。國大凶なれば親族も相救ふ能はず、相遺棄して道路に餓莩となるなり (一二) 什一の師とは、數詁に據るに、十人中一人を取りて兵となし、軍輸薪芻に役する者、十人中復び二を取ることゝするゆゑ、十人の中三人農を事とせず、稼の三分一を亡ふに至ると也 (一三) 故蓋積とは舊來蓄藏畜積せる穀なり

故曰。山林雖

故に曰く、山林近しと雖も、草木美なりと雖も、宮室必ず度あり、禁發必ず時あ

課二凶饑一。計二師役一。觀二臺榭一。量二國費一。而實虛之國可レ知也。凡田野。萬家之衆。可レ食之地。方五十里。可二以爲一レ足矣。萬家以下。則就二山澤一可矣。萬家以上。則去二山澤一可矣。彼野悉辟。而民無レ積者。國地小。而食地淺也。田半墾。而民有二餘食一。而粟米多者。國地大而食地博也。國地

凶饑を課り、師役を計り、臺榭を觀、國費を量りて、實虛の國知るべきなり。凡そ田野萬家の衆、食ふべきの地、方五十里なれば、足ると爲すべし。萬家以下は山澤に就く可なり。萬家以上は、山澤を去る可なり。彼の野悉く辟けて民に積なき者は、國地小にして食地淺きなり。田半墾けて民に餘食あり、粟米多き者は、國地大にして食地博きなり。國地大にして野辟けざる者は、君貨を好みて、臣利を好む者なり。地を辟く廣くして民足らざる者は、上の賦重く其の藏を流す者なり。故に曰く、粟三百里に行くときは、國一年の積なし、粟四百里に行くときは、國二年の積なし、粟五百里に行くときは、衆飢色ありと。其の稼三の一を亡ふ者は、命けて小凶と曰ふ、小凶三年にして大凶なり。大凶なれば衆大遺苞あり。什一の師は、什三事とすることなくば、稼三の一を亡ふ。稼三の一を亡ひて、故蓋積あるにあらざれば、道に損瘠あり。什一の師、三年解けずして餘食あるにあらざれば、民子を鬻ぐあり。

以實其宮室。屋衆。而人徒寡者。其人不足以處其室。囷倉寡。而臺樹繁者。其藏不足以共其費。故曰。主上無積。而宮室美。氓家無積。而衣服修。乘車者。飾觀望。步行者。雜文采。本資少。而末用多者。侈國之俗也。國侈則用費。用費則民貧。民貧則姦智生。姦智生。則邪巧作。故姦邪之所生。生於匱不足。匱不足之所生。生於侈。侈之所生。生於無度。故曰。審度量。節衣服。儉財用。禁侈泰。爲國之急也。不通於若計者。不可使用國。故曰。入國邑。視宮室。觀車馬衣服。而侈儉之國可知也。

巧作る。故に姦邪の生ずるは匱（九）不足に生ず。匱不足の生ずるは侈に生ず。侈の生ずる所は度なきに生ず（一〇）。故に曰く、度量を審にし、衣服を節し、財用を儉し（一一）、侈泰（一二）を禁ずるは、國を爲むるの急なり。若き（一三）計に通ぜざる者は、國を用ひしむべからず。故に曰く、國邑に入り、宮室を視、車馬衣服を觀て、侈儉の國知るべきなりと。

（一）其の國俗が侈れるか、儉約なるかを明知す　（二）宮營は、宮城の周邊區域なり、徒に區域のみ廣くして室屋寡ければ、宮城たるの實なし　（三）前と反して室屋のみ多くして、人徒寡ければ、人無きの觀あり　（四）囷倉少きは貨財乏しきの謂なり。貨財乏しくして遊觀の爲めなる臺樹多ければ、費用多く其の藏財は實に供するに足らずとなり　（五）積は畜積、即畜財たり　（六）氓家は民家なり　（七）外觀を美にするなり　（八）尹知章注に本資は穀帛とあり　（九）匱は乏しきなり　（一〇）費用の定度なきなり　（一一）儉約なり　（一二）泰も侈るなり　（一三）度量を審にし云々以下を指す。以上の如き計に通ぜざる者には國の政務を託すべからずとなり

桑麻毋ㇾ數、薦草雖ㇾ多。六畜有ㇾ征。閉ㇾ貨之門一也。故曰。時貨不ㇾ遂。金玉雖ㇾ多。謂二之貧國一也。故曰。行二其山澤一。觀二其桑麻一。計二其六畜之産一。而貧富之國可ㇾ知也。

を採取せしむ ㈢ たとひ土地肥美なりとも、桑麻を植うること少なく薦草多きも、六畜に課税するときは、牧畜者自然に少なくなる。故に恰も門を閉ぢて入るべき貨を拒ぐが如しと ㈣ 時貨とは、年中時に從て成長する物貨にして、穀帛畜産の如きものなり、此等の貨が時に從て生成することなければ、金玉多きも、人民の衣食足らざる故に、之を貧國と稱す

入二國邑一。視二宮室一。觀二車馬衣服一。而侈儉之國可ㇾ知也。夫國城大。而田野淺狹者。其野不ㇾ足三以養二其民一。城域大。而人民寡者。其民。不ㇾ足三以守二其城一。宮營大。而室屋寡者。其室。不ㇾ足三

國邑に入り宮室を視、車馬衣服を觀て、侈儉の國知るべきなり。(一)夫れ國城大にして、田野淺狹なる者は、其の野其の民を養ふに足らず。城域大にして人民寡き者は、其の民、其の城を守るに足らず。宮營大にして室屋寡き者は、其の室、(二)其の宮を實すに足らず。室屋衆くして人徒寡き者は、其の人、其の室に處るに足らず。(三)囷倉寡くして臺榭繁き者は、其の藏、其の費に共するに足らず。故に曰く、(四)主上積なくして宮室美に、(五)氓家積なくして、衣服修り、車に乘る者(六)觀望を飾り、(七)歩行する者文采を褋へ、本資少くして末用多き者は、(八)侈國の俗なり。國侈れば用費え、用費ゆれば民貧し。民貧しければ姦智生じ、姦智生ずれば邪

民不レ足二以守一者。其城不レ固。民飢者。不レ可二以使一レ戰。衆散而不レ收。則國爲二丘墟一。故曰。有レ地君レ國。而不レ務二耕耘一。寄生之君也。故曰。行二其田野一。視二其耕耘一。計二其農事一。而飢飽之國可レ知也。

る。㈣たとひ土地を有する國君なりとも、耕耘を勉むる人衆少く、食料乏絶すれば、恰も其の身を人に寄託せるものにして國土を有せざると異ならずと

行二其山澤一。觀二其桑麻一。計二其六畜之產一。而貧富之國可レ知也。夫山澤廣大。則草木易レ多也。壤地肥饒。則桑麻易レ殖也。薦草多衍。則六畜易レ繁也。山澤雖レ廣。草木毋レ禁。壤地雖レ肥。

其の山澤を行き、其の桑麻を觀、其の六畜の產を計れば、貧富の國知るべきなり。夫れ山澤廣大なれば、草木多なり易きなり。壤地肥饒なれば、桑麻殖し易きなり。㈠薦草多衍なれば、六畜繁し易きなり。山澤廣しと雖も、草木禁ずるなかれ。㈡壤地肥えたりと雖も、桑麻數なく、薦草多しと雖も、六畜征あらば、貨の門を閉るなり。故に曰く、㈢時貨遂げず、金玉多しと雖も、之を貧國と謂ふなり。故に曰く、其の山澤を行き、其の桑麻を觀、其の六畜の產を計りて、貧富の國知るべきなりと。

㈠薦草は淺草なり。衍は多なり　草多ければ六畜の成長充分なる故に蕃息するなり　㈡人民をして、自由に草木

其耕耘一。計二其農事一。而飢飽之國可二以知一也。其耕レ之不レ深。芸レ之不レ謹。地宜不レ任。草田多レ穢。耕者不二必肥一。荒者不二必墝一。以二人猥一計二其野一。草田多而辟田少者。雖レ不二水旱一。飢國之野也。若レ是而民寡。則不レ足三以守二其地一。若レ是而民衆。則國貧民飢。以レ此遇二水旱一。則衆散而不レ收。彼

の之を耕すや深からず、之を芸るや謹まず。（二）地宜に任せず、草田穢多く、耕す者必ずしも肥ならず。荒れたる者必ずしも墝ならず、（三）人猥を以て其の野を計るに草田多くして辟田少き者は、水旱ならずと雖も、飢國の野なり。是の若くにして民寡ければ、其の地を守るに足らず。是の若くにして民衆ければ、國貧しく民飢う。此れを以て水旱に遇へば、衆散じて收まらず。彼れ民守るに足らざる者は、其の城固らず。民飢うる者は、戰はしむべからず。衆散じて收まらざれば、國（四）丘墟となる。故に曰く、（五）地を有する君國にして、耕耘を務めざるは寄生の君なり。故に曰く、其の田野を行り其の耕耘を視、其の農事を計りて、飢飽の國知るべきなりと。

（一）田野を行き耕耘を視て、農事の行き屆きたるや否やを考ふれば、其の國の食料の豐かなるか乏しきかは分るなり　（二）宜に任せずとは、耕す所の田は、往々肥美の土にあらずして、荒れたるまゝにして捨て置かれたる地は、必ずしも瘠せ地にあらずして反て肥美なるが如き、此れ地の宜きを計らざるなり　（三）尹知章云ふ、猥は衆なり、人民の衆寡と其の田野の廣狹とを考量し、人民多きわりに草田多く闢けたる田の少きは、飢國なり　（四）國は空虚とな

外内交通。則男女無別。宮垣不備。關閉不固。雖有其貨。不能守也。故形勢不得爲非。則姦邪之人慤愿。禁罰威嚴。則簡慢之人整齊。憲令著明。則蠻夷之人不敢犯。賞慶信必。則有功者勸。教訓習俗者衆。則君民化變而不自知也。是故明君在上位。刑省罰寡。非可刑而不刑。非可罪而不罪也。明君者閉其門。塞其塗。弇其迹。使民無由接於淫非之地。是以民之道正行善也。若性然。故罪罰寡。而民以治矣。

あらざるなり。明君なる者は、其の門を閉ぢ(一〇)、其の塗を塞ぎ、其の迹を弇ひ、民をして淫非の地に接するに由なからしむ。是を以て民の正に道り(一一)善を行ふや(一二)、性の若く然り。故に罪罰寡くして民治まる。

㊀ 外郭の周圍は、自由に通行する能はざる樣にす ㊁ 里の區域は、皆道にして傍通する道なきを要す ㊂ 里の牆門は、閉づる樣に門扉を附す ㊃ 家宅の周圍は、垣をめぐらし、門扉は閉づべからしむ ㊄ 郭の周圍外通するときは、盗人又は逃迷する者の外出道路となる ㊅ 自由に往來するを得る故に、男女の間猥なる事あり ㊆ 貨貴なり ㊇ 事を疏略にするなり ㊈ 教訓宜しきを得て、其の俗自ら善を行ふこと多ければ、君民ともに知らず知らず善にうつるなり (一〇) 其の門其の塗は、皆淫邪を指して言ふ (一一) 義詁に道は由なりとあり (一二) 生れ付きの樣なり

行其田野。視其

其の田野を行き(一三)、其の耕耘を視、其の農事を計りて、飢飽の國知るべきなり。其

大城不可以不完。郭周不可以外通。里域不可以横通。閭閈不可以毋闔。宮垣關閉。不可以不修。故大城不完。則亂賊之人謀。郭周外通。則姦遁踰越者作。里域横通。則攘奪竊盜者不止。閭閈無闔。

卷第五

八觀第十三　　外言四

大城は完からざるべからず。(一)郭周は外通すべからず。(二)里域は横通すべからず。(三)閭閈は闔づるなかるべからず。(四)宮垣關閉は修めざるべからず。故に大城完からざれば、亂賊の人謀る。(五)郭周外通すれば、姦遁踰越する者作る。里域横通すれば、攘奪竊盜する者止まず。閭閈闔づるなく、(六)外内交通すれば、男女別なし。宮垣備はらず、關閉固らざれば、良貨ありと雖も守る能はざるなり。故に形勢非を爲すを得ざれば、姦邪の人(七)愨愿なり。禁罰威嚴なれば、(八)簡慢の人整齊なり。憲令著明なれば、蠻夷の人敢て犯さず。賞慶信必なれば、功ある者勸み(九)教訓俗を習す者衆ければ、君民化變して自ら知らざるなり。是故に明君上位に在れば、刑省け罰寡し。刑すべくして刑せざるにあらず、罪すべくして罪せざるに

愛惡重閉必固。釜鼓滿。則人概之。人滿。則天概之。故先王不滿也。先王之書心之敬執也。而衆人不知也。故有事事也。毋事亦事也。吾畏事。不欲爲事。吾畏言。不欲爲言。故行年六十而老吃也。

挙するなり（三）窮とは、人の窮す所なり（四）人の招き致す所なるをいふ（五）賞すべきを賞す、故に係要の賞なし（六）刑すべきを刑す、故に濫ならず（七）賞罰の明白なるを貴ぶ（八）天道は廣大にして愛惡なきも、帝王の人を用ふるや、愛惡なきを得ず（九）然れども愛惡は、秘して其の心を重閉し、固くすべし。慎むの謂なり（一〇）釜鼓は量の名、概は、量目を平にするに用ふる木なり（一一）天より其の餘分を去る（一二）敬執とは、畏敬する所の友なり（一三）衆人は、始終名利の欲を離れず、事を事とせば、固より事なり、然るに事を事とするなき時にも事あるを忘れず、常に營營たるなり（一四）吾、事を畏れ言を畏る、故に行年六十にして老吃して言はず、吾は、管仲自ら言ふなり

之始也。德者怨之本也。其事レ親也。妻子具。則孝衰矣。其事レ君也。有二好業一。家室富足。則行衰矣。爵祿滿。則忠衰矣。唯賢者不レ然。故先王不レ滿也。

人主操レ逆。人臣操レ順。先王重二榮辱一。榮辱在レ爲。天下無二私愛一也。無二私憎一也。爲レ善者有レ福。爲二不善一者有レ禍。禍福在レ爲。故先王重レ爲。明賞不レ費。明刑不レ暴。賞罰明。則德之至者也。故先王貴レ明。天道大。而帝王者用二愛惡一。愛惡天下可レ秘。

人主は逆を操り(一)。人臣は順を操る(二)。先王榮辱を重んず。榮辱は(三)爲に在り。天下は私愛なきなり。私憎なきなり、善を爲す者は福あり、不善を爲す者は禍あり禍福は(四)爲に在り。故に先王は爲を重んず(五)。明賞は費さず(六)、明刑は暴ならず。賞罰明なるは、德の至る者なり。故に先王は(七)明を貴ぶ。天道は大にして、帝王なる者は(八)、愛惡を用ふ。愛惡は(九)天下に秘すべし。愛惡は重閉、必ず固くす。釜鼓(一〇)滿つれば、人之を概す、人滿つれば(一一)、天之を概す。故に先王は滿たさざるなり。先王の書は、心の敬執なり(一二)、而も衆人は知らざるなり。故に事(一三)あるも事なり、事なきも亦事なり。吾事を畏る、事を爲すを欲せず、吾言を畏る、言を爲すを欲せず。故に(一四)行年六十にして老吃せり。

(一) 逆に下の言を取るなり、順の反なり。上より下に行くは、順なり、下より操る故に逆といふ　(二) 上の命を順

者以レ禮。近者以レ體體禮者。所三以取二天下一。遠近者。所三以殊二天下之際一。日益レ之。而患レ少者唯忠。日損レ之。而患レ多者惟欲。多忠少欲智也。爲二人臣一者之廣道也。爲二人臣一者。非レ有二功勞于國一也。家富而國貧。爲二人臣一者之大罪也。爲二人臣一者。非レ有二功勞于國一也。爵尊而主卑。爲二人臣一者之大罪也。無二功勞于國一而貴富者。其唯尙賢乎。衆人之用二其心一也。愛者憎

たる者の大罪なり。人臣たる者、國に功勞あるにあらずして、爵尊くして主卑(七)きは、人臣たる者の大罪なり。國に功勞なくして、貴富なる者は、其れ唯尙賢な(八)るか。(九)衆人の其の心を用ふるや、愛なる者は憎の始なり、德なる者は怨の本なり。其の親に事ふるや、妻子具れば孝衰へ、其の君に事ふるや、好業あり、家室富足すれば行衰へ、爵祿滿つれば忠衰ふ。唯賢者は然らず。故に先王(一〇)は滿たしめざるなり。

(一)治とは、能く之を治むるなり。恥とは、人に及ばざるを恥づるなり。事とは、事を事にするなり　(二)五の者とは、治、恥、事、正、察をいふ　(三)名僞とは、名曲にして正しからざるなり　(四)體とは、親むなり　(五)際は交際なり、遠近によりて異同たる能はず　(六)日日之を益しても猶不足を患ふるは忠にして、日日損する様にしても多きを患ふるは欲なり。忠は多き上にも多きを欲すべく、欲は少き上にも少くすべし　(七)主卑とは、主の威權振はざるなり　(八)賢者は其の德を貴ぶ、故に功勞なくして貴富なるは、賢者を尙ぶに於て、獨り之を爲すを得　(九)衆人は、愛憎常なきなり　(一〇)先王は、衆人が一方に得意の事あれば、忽ち一方を棄つること常なるを知る。故に其の意を滿たしめざるを以て之を御す

無二天道一。凡此七勝者貴衆。用レ之終レ身者衆矣。人主好二佚欲一。亡二其身一。失二其國一者殆。其德不レ足三以懷二其民一者殆。明二其刑一。而賤二其士一者殆。諸侯假二之威一。久而不レ知レ極已一者殆。身彌老。不レ知レ敬二其適子一者殆。蓄藏積陳朽腐。不二以與レ人者殆。

(一) 長所、其の得意なる所のものなり。得意なるものにて反つて失敗すとなり (二) 梁池に溺死するなり。梁は水堰たり (三) 天道あるとは、天理に順ふ者なり (四) 貴とは、身貴きなり。衆とは、民衆きなり。之を以て善く身を終ふる者多し (五) 刑を嚴明にして、士を賤み輕んずる者は怨を受く、故に殆し (六) 諸侯の威を假り、之を以て天下を威嚇し、已むを知らざる者は殆し

凡人之名三。有二治也者一。有二恥也者一。有二事也者一。事之名二。正レ之。察レ之。五者。而天下治矣。名正則治。名倚則亂。無レ名則死。故先王貴レ名。先王取二天下一。遠

凡そ人の名三、治なる者あり、(一)恥なる者あり、事なる者あり、事の名二、之を正しくし、之を察す。(二)五つの者にして天下治まる。名正しければ治り、名倚れば亂れ、(三)名なければ死す。故に先王は名を貴ぶ。先王の天下を取るや、遠き者は禮を以てし、近き者は體を以てす。(四)體禮なる者は、天下を取る所以にして、遠近なる者は天下の際を殊にする所以なり。(五)日に之を益して少きを患ふる者は、唯忠、(六)日に之を損して多きを患ふる者は、惟欲なり。多忠少欲は、智なり。人臣たる者の廣道なり。人臣たる者、國に功勞あるにあらずして、家富みて國貧しければ、人臣

能戒乎。能救乎。能隱而伏乎。能而礙乎。能而麥乎。春不生而夏無得乎。衆人之用心也。愛者憎之始也。德者怨之本也。唯賢者不然。先王事以合交。德以合人。二者不合。則無成矣。無親矣。

凡國之亡也。以其長者也。人之自失也。以其所長者也。故善游者死于梁池。善射者死于中野。命屬于食。治屬于事。無善事而有善治者。自古及今。未嘗之有也。衆勝寡。疾勝徐。勇勝怯。智勝愚。善勝惡。有義勝無義。有天道勝

凡そ國の亡ぶるや、其の長(一)なる者を以てす。人の自ら失ふや、其の長ずる所の者を以てす。故に善く游ぐ者は梁池(二)に死し、善く射る者は中野に死す。命は食に屬し、治は事に屬す。善事なくして善治ある者は、古より今に及ぶまで、未だ嘗て之れあらざるなり。衆は寡に勝ち、疾は徐に勝ち、勇は怯に勝ち、智は愚に勝ち、善は惡に勝ち、義あるは義なきに勝ち、天道(三)あるは天道なきに勝つ。凡そ此の七勝なる者は、貴衆(四)なり。之を用ひ身を終ふる者衆し。人主佚欲を好み、其の身を亡れ、其の國を失ふ者は殆し。其の德以て其の民を懷くるに足らざる者は殆し。其の刑(五)を明にして、其の士を賤む者は殆し。諸侯之に威(六)を假し、久しくして極己を知らざる者は殆し。身彌老いて、其の適子を敬するを知らざる者は殆し。蓄藏積陳朽腐するも、以て人に與へざる者は殆し。

故先王貴之。天以時使。地以材使。人以德使。鬼神以祥使。禽獸以力使。所謂德者。先之之謂也。故德莫如先。應適莫如後。先王用一陰二陽者霸。盡以陽者王。以一陽二陰者削。盡以陰者亡。量之不以少多。稱之不以輕重。度之不以短長。不審此三者。不可擧大事。

てする者は王たり。一陽二陰(七)を以てする者は削られ、盡く陰を以てする者は亡ぶ。之を量るに少多(八)を以てせず、之を稱る(九)に輕重を以てせず、之を度るに短長を以てせず。此の三者を審にせざれば、大事を擧ぐべからず。能く戒めよ。能く敕めよ。能く隱れて伏せよ。能く稷せよ(一〇)。能く麥せよ。春生ぜずして夏得るなからんか。衆人(一一)の心を用ふるや、愛なる者は憎の始なり、德なる者は怨の本なり。唯賢者は然らず。先王事以て交(一二)を合し、德以て人を合す。二者合せざれば成ることなく、親むことなし。

(一) 惡醜なる者世にありて、美人の美を充實することを得るなり (二) 美ある故に、醜たるを充實するを得 (三) 故に先王は兩つながら之を貴ぶ (四) 天は時候を以て之を使ひ、地は材を以て之を使ふ。此れ言ふは、天を使ふには時候を以てし、地を使ふは材を以てす。地は用材を供すればなり。禽獸に力を以て之を使ふ、人が他を使ふにて人を使ふにあらず (五) 適は敵なり、敵に應ずるは、後るゝを善とす。後にて起つ者は、天下を得るなり (六) 箋詁に云ふ、陽は德を謂ひ、陰は兵を謂ふと。先王二字衍なり (七) 德一にして兵二を用ふる者は、國勢日に削小せらる (八) 少多は、士卒に就きて言ふ (九) 言ふは、少多輕重短長を量度して、勝敗を觀察せざるは者、大事を擧ぐるを得ず (一〇) 稷や麥を能く播種せざれば、財を得る能はず (一一) 衆人は愛憎常なく、愛することありと思へば、憎むことあり (一二) 交とは、朝聘燕享等なり。此くして交を合するなり

有レ禮。彼欲レ勇。我勇レ之。人謂二我恭一。彼欲レ利。我利レ之。人謂二我仁一。彼欲レ知。我知レ之。人謂二我敏一。戒レ之戒レ之。微而異レ之。動作必思レ之。無レ令二人識一レ之。卒來者。必備レ之。信レ之者仁也。不レ可レ欺者智也。既智且仁。是謂二成人一。

欲を滿たす。是れ聖賢人を御するの法なり　(七)微は、隱なり　(八)彼れ智利勇貴を欲して、我之を智利勇貴とするは、人と同一なるも、其の間差異あるべし。然も其の異にするは微にして、人に知らしむべからず　(九)人自ら以て智利勇貴と爲して、我之を信とする　仁心なり　(一〇)然も卒然に至るとき、彼れを識別し難ければ之に備へて欺くべからざるは、智なり。智にして仁なる、之を聖人といふ

賤固事レ貴。不肖固事レ賢。貴之所三以能成二其貴一者。以二其貴而事一レ賤也。賢之所三以能成二其賢一者。以三其賢而事二不肖一也。惡者美之充也。卑者尊之充也。賤者貴之充也。

賤は固より貴に事へ、不肖は固より賢に事ふ。貴の能く其の貴を成す所以の者は、其の貴にして賤に事ふるを以てなり。賢の能く其の賢を成す所以の者は、其の賢にして不肖に事ふるを以てなり。(一一)惡なる者は美の充なり、(一二)卑なる者は、尊の充なり、賤なる者は、貴の充なり。故に先王之を貴ぶ。(一三)天は時を以て使ひ、地は材を以て使ひ、人は德を以て使ひ、鬼神は祥を以て使ひ、禽獸は力を以て使ふ。所謂德なる者は、之に先ずるの謂なり。故に德は先ずるに如くはなし。(一五)適に應ずるは、後るゝに如くはなし。先王一陰二陽を用ふる者は霸にして、(一六)盡く陽を以

夫不レ恃ニ宗室一。士不レ恃ニ外權一。坦坦之利。不レ以レ功。坦坦之備不レ爲レ用。故存ニ國家一。定ニ社稷一。在ニ卒謀之間一耳。聖人用ニ其心一。沌沌乎博而圜。豚豚乎莫レ得ニ其門一。紛紛乎若ニ亂絲一。遺遺乎若レ有レ所ニ從治一。故曰、欲レ知者知レ之。欲レ利者利レ之。欲レ勇者勇レ之。欲レ貴者貴レ之。彼欲レ貴。我貴レ之。人謂ニ我

を存し、社稷を定むるは、卒謀(四)の間に在るのみ。聖人其の心を用ひ、沌沌乎(五)として博にして圜、豚豚乎として其の門を得ることなく、紛紛乎として亂絲の若く、遺遺乎として從ひて治むる所あるが若し。故に曰く、(六)知を欲する者は之を知とし、利を欲する者は之を利し、勇を欲する者は之を勇とし、貴を欲する者は之を貴とす。彼貴を欲し、我之を貴とすれば、人我を禮ありと謂はん。彼勇を欲し、我れ之を勇とすれば、人我を恭と謂はん。彼れ利を欲し、我之を利すれば、人我を仁と謂はん。彼れ知を欲し、我れ之を知とすれば、人我を敏(七)と謂はん。之を戒(八)めよ、之を戒めよ。微にして之を異とし、動作必ず之を思ひ、人に之を識らしむるなかれ。卒に來る者は、必ず之に備へよ。之を信ずる者は仁(九)なり。欺くべからざる者は智なり。既に智且仁なれば、是れを成人と謂ふ。(一〇)

(一) 君主の宗室に依頼せず (二) 外親の權力者なり (三) 坦坦は平凡なり (四) 卒謀は、急に謀を爲し、機會を失はざるなり (五) 纂詁に、沌々は圓なる貌。豚豚は、旋轉の貌。遺々は、迫らざる貌とあり。聖人の心測るべからざるを形容す (六) されば人若し知を欲すれば之を知にし、利を欲すれば之を利し、總べて他の心を察して、其の

卑爲卑。卑不可得。以尊爲尊。尊不可得。桀舜是也。先王之所以最重也。得之必生。失之必死者何也。唯無得之。堯舜禹湯文武孝己。斯待以成。天下必待以生。故先王重之。一日不食。比歲歉。三日不食。比歲飢。五日不食。比歲荒。七日不食。無國土。十日不食。無疇類。盡死矣。

を重んず。一日食はざれば、比歲歉す。三日食はざれば、比歲飢う。五日食はざれば、比歲荒る。(七)七日食はざれば、國土なし。十日食はざれば、儔類なく、盡く死す。

(一) 萬物は、陰に生ずるあり、陽に生ずるあり、人は彼此を參觀して、其の良否多少を察す (二) 先王は、其の參觀に因りて、其の産出する物、土地に從ひて、異なるを知り、税を課し、又之を用ふるの加減を爲す、故に上下闕まず (三) 卑を以て卑と爲すも、卑を得べからず、尊を得ることあり。又尊を以て尊と爲すも、尊を得べからず。舜は卑よりして尊を得、桀は尊を失ふ。是れ道あると無道なるとの別なり (四) 之を得るとは、穀粟を得るをいふ (五) 言ふは、唯之を得るといふにあらず、之を待つて用を爲すなり (六) 孝己は、殷の高宗の子、親に孝なり。言ふは、堯舜以下孝己に至るまで、是等聖賢は皆穀粟を待つて事業を成したり (七) 民一日食はざれば、餓れて耕作を怠る、故に比歲卽ち每年穀みのらず

先王貴誠信。誠信者天下之結也。賢大

先王は誠信を貴ぶ。誠信なる者は天下の結なり。賢大夫は宗室を恃まず。(一)士は(二)外權を持まず。(三)坦坦の利は、功を以てず、坦坦の備は、用を爲さず。故に國家

鞭箠使也。時也。利也。出爲之也。餘目不明。餘耳不聰。是以能繼天子之容。官職亦然。時者得天。義者得人。既時且義。故能得天與人。先王不以勇猛爲邊竟。則邊竟安。邊竟安。則鄰國親。鄰國親則學當矣。人故相暱也。

なり (六) 唯誠心誠意を以て人を結び、決して約束結紐せず (七) 貨を以て人心を結ばず (八) 列は、爾詁に、裂に作る。地を裂きて人に賂ふなり (九) 天下の勢速に改むべからざれば、鞭箠して驅使すべし。然るに之を悟すれ時と利を考へて、之を出ださゞるべからず (一〇) 餘目餘耳は、聰明餘りあるなり。言ふは、聰明と雖も之を得ざ用ひず、故に能く天子穆々の容を纏綴するを得 (一一) 百官の其の職に於けるも、天子と同じく餘り寡々ならざるを善とす (一二) 言ふは、人其の德に服し、金幣を賂るに至る

人之心悍。故爲之法。法出于禮。禮出于治。治禮道也。萬物待治禮而後定。凡萬物陰陽兩生。而參視。先王因其參。而愼所入所出。以

人の心は悍なり。故に之が法を爲す。法は禮より出で、禮は治より出づ。治禮は道なり。萬物は治禮を待つて後に定る。凡そ萬物は(一)陰陽兩生して參視す。(二)先王其の參に因りて、入る所出す所を愼む。(三)卑を以て卑と爲すも、卑は得べからず、尊を以て尊と爲すも、尊は得べからず。桀舜是れなり。先王の最も重んずる所以なり。之を得れば必ず生じ、之を失へば必ず死する者は何ぞや。(五)唯之を得るなし。堯舜(四)禹湯文武孝己(六)は斯れを待つて成し、天下必ず待つて以て生ず。故に先王は之

能利也。憎人甚而不能害也。故先王貴當貴周。周者不出于口、不見于色、一龍一蛇。一日五化。之謂周。故先王不以一過二、先王不獨擧、不擅功。先王不約束、不結紐。約束則解、結紐則絶。故親不在約束結紐。先王不貨交、不列地、以爲天下。天下不可改也。而可以

るなり。故に先王は當を貴び、周を貴ぶ。周なる者は口より出さず、色に見はさず。一龍一蛇、一日五化する、之を周といふ。故に先王は、一を以て二を過さず。先王は、獨擧せず、功を擅にせず。先王は、約束せず、結紐せず。約束すれば解け、結紐すれば絶ゆ。故に親は約束結紐に在らず。先王は貨交せず、地を列せずして天下を爲む。天下改むべからざるなり、而も鞭箠を以て使ふべきなり。時なり、利なり、之を爲すを出すなり。餘目も明ならざらしめ、餘耳も聰ならざらしむ。是を以て能く天子の容を繼ぐ。官職も亦然り。時なる者は天を得、義なる者は人を得。既に時にして且義なり、故に能く天と人とを得。先王は勇猛を以て邊竟を爲めざれば、邊竟安し。邊竟安ければ鄰國親む。鄰國親めば擧當る。人故に相贈るなり。

(一) 言ふ心、甚だ人を愛するも、之を利する能はず、甚だ人を憎むも、之を害する能はざれば、徒に怨みと怒りとを受くるなり (二) されば先王は甚しきを爲さずして、其の當を得ると、又周密にして漏らさゞるを貴ぶ (三) 言ふ心、變化測る能はず人窺ふを得ず (四) 一を以て二を踰えしめず、過ぎたることを爲さず (五) 獨擧とは、獨擅

者。有不能制人。人亦不能制者。何以知其然。德盛義尊。而不好加名於人。人衆兵强。而不以其國造難生患。天下有大事。而好以其國後。如此者。制人者也。德不盛。義不尊。而好加名于人。人不衆。兵不强。而好以其國造難生患。恃與國。幸名利。如此者人之所制也。人進亦進。人退亦退。人勞亦勞。人佚亦佚。進退勞佚。與人相胥。如此者不能制人。人亦不能制也。

な人に加ふるを好まず。人衆く兵强くして、其の國を以て(一)難を造し、患を生ぜず。天下大事ありて、好んで其の國を以て後にす(二)。此の如き者は、人を制する者なり。德盛ならず、義尊からずして、好んで名を人に加へ(三)、人衆からず、兵强からずして、好んで其の國を以て難を造し、患を生じ、與國を恃み、名利を幸す。此の如き者は人に制せらるゝなり。人進めば亦進み、人退けば亦退き、人勞すれば亦勞し、人佚すれば亦佚し、進退勞佚人と相胥にす、此の如き者は人を制する能はず、人も亦制する能はざるなり。

(一) 己れの國の人衆、兵强を以て患難を他國に加へず (二) 他に先んじて事を爲さず、謙を守るなり (三) 人に高ぶることをいふ

愛人甚。而不

人を愛する甚しくして、利する能はざるなり。人を憎む甚しくして、害する能はざ

而輕二其末用一。故能爲二天下一。生而不レ死者二。立而不レ立者四。喜也者。怒也者。惡也者。欲也者。天下之敗也。而賢者寶レ之。爲レ善者。非レ善也。故善無レ以爲也。故先王貴レ善。王主積二于民一。霸主積二于將士一。衰主積二于貴人一。亡主積二于婦女珠玉一。故先王愼二其所レ積。疾レ之疾レ之。萬物之師也。爲レ之爲レ之。萬物之時也。強レ之強レ之。萬物之指也。

なす、故に善は爲すを以ひる無し。故に先王善を貴ぶ。(五)王主は民を積み、霸主は將士を積み、衰王は貴人を積み、亡主は婦女珠玉を積む。故に先王は其の積む所を愼む。之を疾くし、(六)之を疾くするは、萬物の師なり。(七)之を爲し之を爲すは、萬物の時なり。(八)之を強め之を強むるは、萬物の指なり。(九)

㊀ 珠玉は、飢えて食ふべからず、寒きも衣るべからず。唯玩具たるに過ぎず、故に末用といふ ㊁ 能く爲る所の、寶と器とを指す ㊂ 事立ちて身立たざる者は、即ち喜、怒、惡、欲たり。此の四者は天下の敗を取るものなるも、賢者は此の四者に因りて能く人を使ひ、害を爲さゞらしむ。故に之を寶とす ㊃ 言ふは世の庸主は、善を爲すものを善にあらずといふ。故に人善を爲さずして國敗る。先王は之に反して善を貴ぶ。故に國治る ㊄ 天下に王となるほどの賢主は、民を愛し、利を民に積む。以下積む所、下るに隨ひて國衰ふ ㊅ 疾は微疾なり。㊆ 師は法なり ㊇ 其の時を違へずして爲すなり ㊈ 強むることは萬物の宜なり

凡國有二三制一。有二制レ人者一。有下爲二人之所レ制

凡そ國に三制あり。人を制する者あり、人に制せらるゝ者あり、人を制する能はず、人も亦制する能はざる者あり。何を以て其の然るを知るや。德盛に義尊くして、名

天下而治矣。帝王者審二所レ先所レ後。先二民與レ地則得矣。先二貴與レ驕則失矣。是故先王愼レ貴。在二所レ先所レ後。人主不レ可二以不レ愼レ貴。不レ可二以不レ愼レ民。不レ可二以不レ愼レ富。愼レ貴在レ擧レ賢。愼レ民在レ置レ官。愼レ富。在レ務レ地。故人主之卑尊輕重。在二此三者一。不レ可レ不レ愼。

に在り。富を愼むは地を務むるに在り。(一〇)故に人主の卑尊輕重は、此の三者に在り、愼まざるべからず。

(一) 名正しくして事順ふ。能く國を治むるを得る所以は、名正しければなり (二) 纂詁に云ふ、四の之の字、民を指す (三) 道より出づ (四) 先きにすべきものと後にすべきものとを審にす (五) 民と地との事に先きにし、心を之に留むれば、益を得 (六) 尹知章云ふ、貴くして已まざれば驕り、驕りて已まざれば亡す。此の二者を先きにすれば、失はざるなし (七) 先王の下、貴の字衍ならん。先王の愼む所は、先後を審にするにあり (八) 貴を愼み驕らざるは、賢を擧ぐるにあり (九) 民を愼むは、民を愛するなり。民を愛するは、官を置きて民を治むるにあり (一〇) 地の利を得るを務むるなり

國有レ寶。有レ器。有レ用。城郭險阻蓄藏寶也。聖智器也。珠玉末用也。先王重二其寶器一。

國に寶あり、器あり、用あり。城郭險阻蓄藏は寶なり。聖知は器なり。珠玉は末用なり。(一)先王は其の寶器を重じて、其の末用を輕んず。故に能く天下を爲む。生して死せざるもの二、(二)立ちて立たざるもの四、(三)喜なる者、怒なる者、惡なる者、欲なる者は、天下の敗なり、而も賢者之を寶とす。(四)善を爲す者を善にあらずと

曰。有棄天地其義不傳。一典品之不極。一薄。然而典品無治也。多內則富。時出則當。而聖人之道貴富以當。奚謂當。本乎無妄之治。運乎無方之事。應變不失。之謂當。變無不至。無有應當。本錯不敢忿。故言而名之曰宙合。

樞言第十二　外言三

（此の篇の述ぶる所、皆樞要の言なり。）

管子曰、道之在天者日也。其在人者心也。故曰、有氣則生、無氣則死。生者以其氣。有名則治、無名則亂。治者以其名。樞言曰、愛之利之、益之安之。四者道之出。帝王者用之

管子曰く、道の天に在る者は日なり、其の人に在る者は心なり。故に曰く、氣あれば生し、氣なければ死すと。生する者は其の氣を以てなり。名あれば治まり、名なければ亂る。(一)治まる者は其の名を以てなり。樞言に曰く、(二)之を愛し、之を利し、之を益し、之を安んずと。四の者は、(三)道の出なり。帝王は之を用ひて天下治る。帝王は(四)先にする所と、後にする所とを審にす。民と地とを先にすれば得るも、(六)貴と驕とを先にすれば失ふ。是の故に(七)先王の貴を愼むは、先にする所、後にする所に在り。人主は貴を愼まざるべからず、民を愼まざるべからず、富を愼まざるべからず。(八)貴を愼むは、賢を擧ぐるに在り、(九)民を愼むは、官を置く

聖人。明乎物之往者。必以其類來也。故君子。繩繩乎愼其所先。天地萬物之槖也。宙合有槖天地。天地苴萬物。故曰。萬物之槖。宙合之意。上通於天之上。下泉於地之下。外出於四海之外。合絡天地。以爲一裹。散之至于無間。不可名而止。是大之無外。小之無內。故

泉し、外四海の外に出で、天地を合絡して一裹となし、之を散じて無間に至り、(八)名くべからずして止むと。是れ之を大にして外なく、之を小にして内なし。故に曰く、有天地を槖すと。其の義傳はらず。(九)一なれば典品の極らざるあり、(一〇)一を薄ずれば典品治るなし。多く内るれば富み、時に出せば當る。(一一)聖人の道は富みて當るを貴ぶ。奚をか當と謂ふ。(一二)無妄の治を本とし、(一三)無方の事を運し、變に應じて失はず、之を當と謂ふ。變至らざるなく、應當あらざるなく、(一四)本錯も敢へて忿らず。故に言つて之を名けて宙合と曰ふ。

(一) 捽は撞うつなり (二) 摘捁は鼓聲なり (三) 若し人天地の道に和して埀はざれば、天地の道を奉ずることゝなるなり (四) 惡聲往けば、惡聲來るなり (五) 戒愼するなり。言ふは、我先きに爲す所を愼む。我先づ善を以てすれば、彼亦善を以て報じ、惡を以てすれば、惡を以て報ずるが故なり (六) 槖は囊なり (七) 苴は包むなり (八) 泉の在る處まで達す (九) 前に述ぶる廣大無邊の義、失して傳はらず、强ひて之を道と名く (一〇) 常なり、宙合の道は、心を專一にして能く常に行へば、窮りあらず。若し之を薄んじて崇重せざれば、此の道止息し治まるなし (一一) 多く學びて内に蓄ふれば、之を出して事に當る (一二) 妄ならざるなり (一三) 一定せざるなり (一四) 人をして事を爲さしめ、根本錯誤するあるも、忿らずして徐徐に之を理む。是れ學優に道大なるにあらざれば能はず

曰。人不レ一レ事。此各事之儀。其詳不レ可レ盡也。可レ正二而視一。言察二美惡一。辨二別其苦一。不レ可二以不レ辨。操分不レ雜。故政治不レ悔。定二而履一。言下處二其位一。行二其路一。爲中其事上。則民守二其職一而不レ亂。故葆レ統而好レ終。深二而迹一。言下明曇章書。道德有レ常。則後世人人修理而不レ迷。故名聲不レ息。

(三)高峻なり　(四)固は廣なり　(五)泉は、湊り溢るの流、之を淵といふ。湊る緩にして溢る早ければ、宜しく盡くべくして盡きず　(六)溥は湊溢の水を承くるもの、滿つべくして滿たず、各其の宜しきあり　(七)品各々宜しきに從って成す所あり　(八)其の操る所を分別して、錯雜すべからず　(九)葆は保なり。凡そ事能く其の緒を保ちて失はず　(一〇)明曇は、漫曇を以て分明に書するなり。人君の德行常あるの事を明記して、後に傳ふるなり。然るときは、後の臣たる者之に從ひ名行長く傳ふ

夫天地一險一易。若二鼓之有レ椁。擿擋則擊。言苟有レ唱之。必有レ和レ之。和レ之不レ差。因以盡二天地之道一。景不レ爲二曲物一直。響不レ爲二惡聲一美。是以

夫れ天地は一險一易、鼓の椁あり、(一)擿擋すれば、擊つが若し。言ふは苟も之を唱ふるあれば、必ず之を和することあり、(三)之に和して差はず、因りて天地の道を盡すなり。景は曲物の爲に直からず、響は惡聲の爲に美ならず。是を以て聖人は物(四)の往く者は、必ず其の類を以て來るを明にするなり。故に君子は、(五)繩繩として其の先にする所を愼む。天地は萬物の橐なり。(六)宙合は有天地を橐す。天地は萬物を苴す。(七)故に曰く、萬物の橐と。宙合の意は、上天の上に通じ、下地の下に

歲有二春秋冬夏一。月有二上下中旬一。日有二朝暮一。夜有二昏晨半星一。辰序各有二其司一。故曰。天不レ一レ時。山陵岑巖。淵泉閎流。泉踰レ瀷而不レ盡。薄承レ瀷而不レ滿。高下肥磽。物有レ所レ宜。故曰。地不レ一レ利。鄉有レ俗。國有レ法。食飲不レ同レ味。衣服異レ采。世用器械。規矩繩準。稱量數度。品有レ所レ成。故

歲に春秋冬夏あり、月に上下中旬あり、日に朝暮あり、夜に昏晨半星あり、(一)辰序(二)各其の司あり。故に曰く、天は時を一にせずと。山陵岑巖、(三)淵泉閎流、(四)泉は、(五)瀷を踰ゆれども盡きず、薄(六)は瀷を承くれども滿たず。高下肥磽物宜き所あり。故に曰く、地は利を一にせずと。鄉に俗あり、國に法あり、食飲味を同じくせず、衣服采を異にし、世用器械規矩繩準稱量數度、品成す所あり。(七)故に曰く、人事を一にせずと。此れ各事の儀、其の詳盡すべからざるなり。而の視を正しくすべしとは、美惡を察し、良苦を審別し、審にせざるべからず(八)操ること分けて雜ならざるを言ふ。故に政治悔いず。而の履を定むとは、其の位に處り、其の路を行き、其の事を爲せば、民其の職を守りて亂れざるを言ふ。故に統を葆(九)して終りを好くす。而の迹を深くすとは、明墨(一〇)章書道德常あれば、後世人人修理して迷はざるを言ふ。故に名聲息まず。

(一) 尹知章云ふ、星半隱半見と、朝と暮と中天に在り、一夜の半を有するなり (二) 十二辰の順序、各司る所あるなり

可レ淺可レ深。可レ沈。可レ浮。可レ曲。可レ直。可レ言。可レ默。此言二指意要レ功之謂一也。天不レ一レ時。地不レ一レ利。人不レ一レ事。是以著業不レ得レ不レ多。人之名位。不レ得レ不レ殊。方明者察二于事一。故不レ官二于物一。而旁二通于道一。道也者。通二于無上一。詳二乎無窮一。運二于諸生一。是故辯二于一言一。察二于一治一。攻二于一事一者。可二以曲說一。而不レ可二以廣擧一。聖人由レ此。知二言之不一レ可レ兼也。故博爲二之治一而計二其意一。知二事之不一レ可レ兼也。故多爲二之說一。而況二其功一。

淺くすべく、深くすべく、沈むべく、浮ぶべく、曲ぐべく、直くすべく、言ふべく、默(一)すべしとは、此れ指意功を要むるの謂を言ふなり。天は時を一にせず、地は利を一にせず、人は事を一にせず。是を以て著業多からざるを得ず。人の名位殊ならざるを得ず。方明(二)なる者は事に察す、故に物に官せずして道に旁通す。道なる者は無上に通じ、無窮に詳に、諸生(三)に運す。是の故に一言に辯じ、一治に察し一事に攻むる者は、曲說(四)すべくして廣擧すべからず。聖人此れに由りて言の兼ぬべからざるを知るなり。故に博く之が治を爲して、其の意を計る。事の兼ぬべからざるを知るや、故に多く之が說を爲(五)して、其の功を況ぶ。

㊀ 此の段は深沈浮等、反對の事を述ぶる所以は、其の求むる事業に從ひて、差異あるを言ふなり ㊁ 上下四方の事に明かなる者は其才一局部に偏れる者と異なりて、總ての事に明察なるが故に、一官職に限られずして、道に傍通す ㊂ 諸生とは、天地間の諸動物なり ㊃ 曲說は、其の一小事に就きて言ひ得るのみ、廣擧するを得ず ㊄ 博く衆言を聚めて、其の言ふ所の事を計考す

姓。則萬民懟怨。遠其憂。言上之亡其國也。常邇其樂。立優美。而外淫于馳騁田獵。內縱于美色淫聲。下乃解怠惰失。百吏皆失其端。則煩亂以亡其國家矣。高爲其居。危顚莫之救。此言尊高滿大。而好矜人以麗。主盛處賢。而自予雄也。故盛必失。而雄必敗。夫上既主盛處賢。以操士民。國家煩亂。萬民心怨。此其必亡也。猶自萬仞之山。播而入深淵。其死而不振也必。故曰。毋邇其求。而遠其憂。高爲其居。危顚莫之救也。

の國家を亡すを言ふ。高く其の居を爲し、危顚して之を救ふなしとは、此れ尊高滿大にして、好んで人に矜るに麗を以てし、(七)盛を主り賢に處りて、(八)自ら雄を予ふるを言ふなり。故に盛は必ず失して、雄は必ず敗る。夫れ上既に盛を主り賢に處りて、士民を操れば、國家煩亂し、萬民心怨む。此れ其の必ず亡ぶるや、猶萬仞の山より、播(一〇)して深淵に入るがごとし。其の死して振はざるや必せり。故に曰く、其の求を邇くして、其の憂を遠くするなかれ。高く其の居を爲して、危顚して之を救ふなきなりと。

(一) 謹愼の心を害ふるなり (二) 其の欲求する所を遠けて、邇くせざるを務むべしとなり (三) 絲斂は、收斂な (四) 邇くすとはしばしばするなり (五) 優美の事を爲すなり、奢侈と言ふに同じ (六) 端正の心を失ふなり (七) 華麗を示して矜るなり (八) 盛大なるを誇りて、自ら賢とするなり (九) 仁愛を以てせずして、威法を以て士民を把持するなり (一〇) 播は轉なり、轉落するなり

則博。博而不惛。所以易政也。政易民利。利乃勸。勸乃告。聽不審不聽。不審不聽則繆。視不察不明。不察不明則過。過不得不知。不得不知則昏。繆過以昏則憂。憂則所以伎苛。伎苛所以險政。政險民害。害則怨。怨則凶。故曰遵充末衡言易政利民也。

毋犯其凶。言中正以蓄愼也。毋遁其求。言下之敗常貪於金玉馬女而吝愛於粟米貨財也。厚籍斂于百

過にして昏ければ憂あり。憂あるは伎苛なる所以にして、伎苛は政を險にする所以なり。政險なれば民害せらる。害せらるれば怨み、怨めば凶なり。故に曰く。遵充末衡と言ふは政を易くして民を利するなり。

(一) 遵充とは、纂詁に、求むる所ありて、内に充實する者とあり。即ち心を言ふなり　(二) 心は本にして、耳目は末なり。衡は平なり、端なり。故に末衡は耳目なり　(三) 順見とは、見ること其の當を得るなり　(四) 思慮するときは其の言理に順ふ　(五) 言其の當を得るなり　(六) 伎苛とは、煩苛なり。煩擾多事なるをいふ

其の凶を犯すなかれとは、中正にして愼を蓄ふを言ふなり。其の求を遁くするなかれとは、上の敗る、常に金玉馬女を貪りて、粟米貨財を吝愛し、厚く百姓を籍斂すれば、萬民懟怨するを言ふなり。其の憂を遠くすとは、上の其の國を亡すや、常に其の樂を遁くし、優美を立て、外は馳騁田獵に淫し、内は美色淫聲を縱にし、下は乃ち解怠惰失、百吏皆其の端を失ふときは、煩亂して其

南一。起二于南一。意北而至二于北一。苟大意得。不下以二小缺一爲上傷。故聖人美而著レ之。曰。千里之路。不レ可二扶以一レ繩。萬家之都。不レ可二平以一レ準。言。大人之行。不下必以二先帝常義一。立レ之謂二之賢一。故爲レ上者之論二其下一也。不レ可三以失二此術一也。

（一）言ふは、鳥の飛ぶ、多少の屈曲あるも、北よりすれば南、南よりすれば北と、自ら準繩即ち定則あるをいふ　（二）言ふは、些少の準繩に違ふ所即ち缺ありとも、傷とせず　（三）されば千里ある路は、必ず繩の如く直となす能はず　（四）上の意と同じく、大人の行は必ずしも先王の常義を以て律する能はず。所謂權道なり

諰充言レ心也。心欲レ忠。末衡言二耳目一也。耳目欲レ端。中正者治之本也。耳司レ聽。聽必順聞。聞審謂二之聰一。目司レ視。視必順見。見察謂二之明一。心司レ慮。慮必順言。言得。謂二之知一。聰明以知

（一）諰充は心を言ふなり。心は忠ならんを欲す。（二）末衡は耳目を言ふなり。耳目は端ならんを欲す。中正なる者は、治の本なり。耳は聽を司る。聽くは必ず順聞す。聞く審なる、之を聰と謂ふ。目は視るを司る、視るは必ず（三）順見す。見る察なる、之を明と謂ふ。心は慮を（四）司る。慮は必ず順言す。（五）言得る、之を知と謂ふ。聰明にして知なれば博なり。博にして惛ならざるは、政を易くする所以なり。政易ければ民利あり。利あれば乃ち勸む。勸めば乃ち吉なり。聽く審ならざれば聰ならず。審ならず聰ならざれば繆る。視る察ならざれば明ならず、察ならず明ならざれば過つ。慮得ざれば知ならず。得ず知ならざれば昏し。繆

可レ善也。所三賢二美於聖人一者。以二其與レ變隨化一也。淵泉而不レ盡。微約而流施。是以德之流二潤澤一。均加二于萬物一。故曰。聖人參二于天地一。

…隄の如しとあり。志氣薄弱、事を成す能はざるなり (三) 集註に、植は心なりと。言ふは、既に心の正を失ふときは事に於て誤なきも賢たるを得ず (四) 能く心を植つるも、才能なくば善と爲さず (五) 微妙隱約にして、流れ行かざるなし。言ふは、遍く潤澤するなり

鳥飛准繩。此言二大人之義一也。夫鳥之飛也。必還レ山。集レ谷。不レ還レ山則困。不レ集レ谷則死。山與レ谷之處也。不二必正直一。而還レ山集レ谷。曲則曲矣。而名レ繩焉。以爲。鳥起二于北一。意南而至二于

鳥飛准繩(一)とは、此れ大人の義を言ふなり。夫れ鳥の飛ぶや、必ず山に還り、谷に集る。山に還らざれば困み、谷に集らざれば則ち死す。山と谷との處や必ずしも正直ならずして、山に還り谷に集る。曲は則ち曲なり、而るに繩と名くるは、以爲らく鳥北に起るも、意南して南に至り、南より起るも、意北して北に至る。苟も大意得れば、小缺を以て傷となさず。故に聖人美として之を著す。曰く、千里(二)の路(三)、扶くるに繩を以てすべからず。萬家の都、平にするに准を以てすべからずと。言ふは、(四)大人の行は、必ずしも先帝の常義を以て之を立てて賢と謂はず。故に上たる者の其の下を論ずるや、此の術を失ふべからざるなり。

爲二名譽一。爲臣者不忠。而邪以趨二爵祿一。亂俗。敗世。以僥安懷樂。雖廣。其威可損也。故曰。不正。廣其荒。是以古之人阻二其路一。塞二其遂一。守而物修。故著二之簡策一。傳以告二後世人一曰。其爲怨也深。是以威盡焉。

(一) 偏私の事多く行はれ、公平ならず (二) 凶暴の人なり (三) 監とは、讒者に聽きて、餘人を監禁するなり (四) 上に掲ぐる如き不善人の言を聽き、我に諂ひ、我を譽むるを知ず。名譽ありと爲すなり (五) 言ふは、爵祿を得んことのみを務む (六) 其の國廣大なりとも、威衰ふ (七) 言ふは、讒佞凶暴の人るべき路を阻塞するなり (八) 前に述ぶる如き凶人を用ふれば、民の怨を受くること深きなり

不用其區。區者虛也。人而無良焉。故曰。虛也。凡堅解而不動。陼隱而不行。其於時必失。失則廢而不濟。失二植之正一而不謬不可賢也。植而無能不

用ひざれば其れ區す。區なる者は虛なり。人にして良なし。故に曰く、虛なり(一)と。凡そ(二)堅解して動かず、陼隱して行はざれば、其の時に於けるや、必ず失ふ。失へば廢して濟らず。(三)植の正を失へば、謬らざるも賢とすべからざるなり。(四)植して能なければ、善とすべからざるなり。聖人を賢美とする所の者は、其の變と隨て化するを以てなり。淵泉にして盡きず、(五)微約にして流れ施く。是を以て德の潤澤を流す、均しく萬物に加はる。故に曰く、聖人は天地に參すと。

(一) 言ふは、賢人を用ひざれば、國終に空虛とならんと (二) 纂詁に、堅解は、慳懈なり。陼隱は、自守移らざる

也。仁良既明。通於可不利害之理。循發蒙也。故曰、若覺臥、若晦明、若敖之在堯也。

毋訪於佞言、毋用佞人也。用佞人、則私多行。毋蓄於諂言、毋聽諂。聽諂則欺上。毋育於凶言、毋使暴。使暴則傷民。毋監于讒言、毋聽讒。聽讒則失士。夫行私、欺上、傷民、失士、此四者用。所以害君義、失正也。夫爲君上者、既失其義正、而倚以

佞に訪ふなかれとは、言ふは、佞人を用ふるなかれとなり。佞人を用ふれば、私(一)多く行る。諂を蓄ふなかれとは、言ふは、諂に聴くなかれとなり、諂に聴けば、上を欺く。凶を育するなかれとは、言ふは暴を使ふなかれとなり。暴を使へば民を傷る。讒に監(三)するなかれとは、言ふは、讒を聴くなかれとなり。讒を聴けば士を失ふ。夫れ私を行ひ、上を欺き、民を傷り、士を失ふ。此の四者用ひらるるは、君の義を害し、正を失ふ所以なり。夫れ君上たる者、既に其の義正を失ひて、(四)倚りて以て名譽となし、臣たる者不忠にして、邪以て(五)爵祿に趨り、俗を亂り、世を敗り、以て安を偸み、樂を懐はば、(六)廣しと雖も、其の威損すべきなり。故に曰く、正ならざれば、廣きも其れ荒ると。是を以て古の人、其の(七)路を阻し其の遂を塞ぎ、守りて而して物修る。故に之を簡棄に著し、傳へて後世の人に告げて曰く、其の(八)怨たるや深し、是を以て威盡くと。

言下止ニ忿速一。濟ャ沒レ法也。怨而無レ言。言不レ可レ不レ愼也。言不ニ周密一。反傷ニ其身一。故曰。欲而無レ謀。言謀不レ可ニ以泄一。謀泄菑極。夫行ニ忿速一。遂ニ沒法一。賊發言輕謀泄。菑必及ニ於身一。故曰。毒而無レ怒。怨而無レ言。欲而無レ謀。大揆ニ度儀一若ニ覺臥一。若ニ晦明一。言淵色以自詰也。靜默以審慮。依ニ賢可レ用

みて言なしとは、言ふは愼まざるべからざるなり。言周密ならざれば、反つて其の身を傷る。故に曰く、欲して謀るなかれと。言ふは、謀は泄すべからず。謀泄るれば菑極る。夫れ忿速を行ひ、沒法を遂ぐれば、賊發す。(三)言輕く謀泄るれば菑必ず身に及ぶ。故に曰く、毒して怒るなく、怨んで言なく、欲して謀るなかれ。大に度儀を揆り、(四)覺臥の若く、(五)晦明の若し。(六)言ふは、淵色して自ら詰るなり。(七)靜默して審慮し、賢の用ふべきに依るなり。仁良既に明にして、可不利害の理に通じ、循にして蒙を發するなり。故に曰く、覺臥の若く、晦明の若く、敖の(八)堯に在るがごときなりと。

(一) 人あり、我を楚毒するも、我怒るなきなり (二) 此れは俄に忿るを止め、禮法を滅失せざる樣にするを言ふなり (三) 賊盜竊發す (四) 纂詁に云ふ人君身を處する法を言ふ儀法を揆度して妄行せざるなり (五) 言ふは既に覺めたるも猶臥するが如く自ら其の理を顯さざるなり (六) 言ふは其の理明かに知るも猶晦に處りて明を見るが如くす (七) 淵は靜なり靜にして自己の過を詰問す此深慮して然る後に賢者に依り謀るなり (八) 以上述ぶる如くなれば堯の子丹朱が堯の傍に在る如く下民邪を去り正に就くに至る、敖は傲慢なり丹朱をいふ

言ㇾ擅ㇾ美主ㇾ盛。自奮也。以琅湯凌₂轢人₁。人之敗也。常自ㇾ此。是故聖人著₂之簡策₁傳。以告₂後進₁曰。奮盛苓落也。盛而不ㇾ落者。未₂之有₁也。故有道者。不ㇾ平₂其稱₁。不ㇾ滿₂其量₁。不ㇾ依₂其樂₁。不ㇾ致₂其度₁。爵尊則肅ㇾ士。祿豐則務ㇾ施。功大而不ㇾ伐。業明而不ㇾ矜。夫名實之相怨久矣。是故絕而無ㇾ交。惠者知₂其不ㇾ可₂兩守₁。乃取ㇾ一焉。故安而無ㇾ憂。

りす。是の故に聖人之を簡策に著し傳へて、後進に告げて曰く、盛を奮ふは苓落なり、盛にして落ちざる者は、未だ之れあらざるなりと。故に有道者は、其の稱を(四)平にせず、其の量を(五)滿さず、其の樂に(六)依らず、其の度を致さず、爵(七)尊ければ士を肅し、祿豐なれば施を務め、功大にして伐らず、業明にして矜らず。夫れ名實の(八)相怨むや久し。是の故に絕えて交なし。惠者は其の兩守すべからざるを知り、乃ち一を取る。故に安くして憂なし。

(一)奮ひ盛なるも、終に零落す　(二)琅湯は、琅諳に、俍傷に作る。自ら質とすることなり　(三)此れよりとは、人を凌轢するを指す　(四)平にせずとは、自ら受くる分を少くする故に、平等にせざるなり　(五)量を滿さずとは自ら取る量目を少くするなり　(六)樂みに依り從はず　(七)己れ爵位厚きも、士を敬す　(八)名と實とは、相怨みて合はざること、古へより然り。故に實を務むる者は名を避け、名を貪る者は實を失ふ。されば惠者は兩守すべからざるを知りて、一を取る。惠は慧なり

毒而無ㇾ怨。此

(一)毒して怒るなしとは、此れ(二)忿速を止め、法を沒するを濟むることを言ふなり。怨

陽也。故愁ニ其治言一。含愁而藏ㇾ之也。賢人之處ニ亂世一也。知ニ道之不ㇾ可ㇾ行。則沈抑以辟ㇾ罰。靜默以侔ㇾ免。辟ㇾ之也。猶ニ夏之就ㇾ清。冬之就ㇾ溫焉。可ニ以無ㇾ及ニ於寒暑之菑一矣。非ㇾ爲ニ畏ㇾ死而不ㇾ忠也。夫強言以爲ㇾ僇。而功澤不ㇾ加。進傷下爲ニ人君一嚴之義上。退害下爲ニ人臣一者之生上。其爲ニ不利一彌甚。故退ㇾ身不ㇾ舍ㇾ端。修ㇾ業不ㇾ息ㇾ版。以待清明。故微子不ㇾ與ニ於紂之難一而封ニ於宋一。以爲ニ殷主一。先祖不ㇾ滅。後世不ㇾ絶。故曰。大賢之德長。

て、忠ならざるためにはあらざるなり。夫れ強言僇となりて、功澤の加はらざるは、進みては人君たる嚴なるの義を傷り、退きては人臣たる者の生を害し、其の不利たる彌甚し。故に身を退けて端(四)を舍てず、業を修めて版(五)を息めずして、清明(六)を待つ。故に微子は紂の難に與らずして、宋に封ぜられ、殷主となり、先祖滅せず、後世絶えず。故に曰く、大賢の德長しと。

(一)生は、草木の始めて葉を生ずるもの。蔬は草實なり。取捨動靜時宜に從ふをいふ　(二)尹知章云ふ、涅濡は滑滯と言ふ如しと、動靜と略同一意なり　(三)愁は揫にして、斂なり。其の治國の道を收斂して出さゞるなり　(四)端は正なり。正き道を舍てざるなり　(五)版は書籍なり。書を讀むを休めざるなり　(六)清明の世を待つなり

明乃哲。哲乃明。奮乃苓。明哲乃大行。此

明は乃ち哲、哲は乃ち明、奮は乃ち苓(一)、明哲乃ち大に行る。此れ美を擅にし、盛を主り、自ら奮ふや、琅湯(二)人を凌轢することを言ふ。人の敗るゝや、常に此よ(三)

苟信。是以有不可先規之。必有不可識慮之。然將卒而不戒。故聖人博聞多見。畜道以待物。物至而對形。曲均存矣。減盡也。溜發也。言偏環畢。莫不備得。故曰。減溜大成。成功之術。必有巨獲。必周於德。審於時。時德之遇。事之會也。若合符然。故曰。是唯時德之節。春采生。秋采蓏。夏處陰。冬處陽。此言聖人之動靜開闔。詘信浧濡。取與之必因於時也。時則動。不時則靜。是以古之士有意而未可

むること足の體に於けるに同じ　(四)　遍富するなり　(五)　輕く足を擧ぐべきなり　(六)　法を成すの器を、法に取き足の法を求むるに取る　(七)　言ふは、天は育養にして物を生ずる量なく、地は物を化生して際涯なし　(八)　所謂以下は、世人の心を設くることをいふ。言ふは、己れ是として非とせず、非として是とせず、是非總べて心に必然を期す。是非交來るとき、容易に信じて疑はず　(九)　故に先規する能はざる心あり、知能の及ばざる然あり。忽卒にして備ふるに及ばざる患あるを免れず　(一〇)　故に聖人は以下、聖人の用意周備なるを言ふ　(一一)　舊註に云ふ、均は造尾の具法と言ふ如しと。言ふは、委曲の法我に存す

春は生を采り、秋は蓏を采り、夏は陰に處り、冬は陽に處る。此れ聖人の、動靜開闔(一)詘信浧濡(二)取與の、必ず時に因るを言ふなり。時なれば動き時ならざれば靜かにす。是を以て古の士、意ありて未だ陽すべからざるなり。故に其の治言を(三)懣め、含愁して之を藏むるなり。賢人の亂世に處るや、道の行はるべからざるを知れば、沈抑して罰を辟け、靜默して免るゝを伴る。之を辟るに、猶ほ夏の淸に就き、冬の温に就くがごとし。以て寒暑の菑に及ぶことなかるべし。死を畏れ

法以期。民之從善也。如此。湯武之功是也。多備規軸者。成軸也。夫成軸之多也。其處大也不究。其入小也不塞。猶迹求履之憲也。夫焉有不適善。適善備也。僊也。是以無乏。故諭教者。取辟焉。天稽陽無計量。地化生無法崖。所謂是而無非。非而無是。是非有必。交來

多きや、其の大に處るや究ならず、其の小に入るや塞がらず。猶迹の履の憲を求むるがごときなり。夫れ焉ぞ適善ならざるあらんや。適善は備なり、僊なり。是を以て乏きことなし。故に教を諭す者、辟を取る。天は稽陽にして計量なし。地は化生にして法崖なし。所謂是にして非なく、非にして是なく、是非必あり。交来りて苟も信ず。是を以て先規すべからざるの必あり、識慮すべからざるの然あり。將に卒かにして戒めざらんとす。故に聖人は博聞多見、道を畜へて物を待ち、物至りて形を對し、曲均存す。減は盡なり、溜は發なり。言ふは、偏く環畢して備得せざるなし。故に曰く、減溜大成と。功を成すの術、必ず巨獲あり、必ず德に周く、時に審にす。時德の遇は事の會なり。符を合すがごとく然り。故に曰く、是れ唯時德の節と。

(一) 多く規軸を備ふとは、具備多き者は、能く法を發し得るなり (二) 軸を成すは、法を成すの多きなり。然るときは大小に從ひて之を用ひ大に處るも究むることなく、小に入るも、塞がりて通ぜざる様のことなし (三) 恰も足迹を見て履の長短を求むる如し、憲は寸法なり。言ふは、法を成して事を理むるは、大小宜きに從ひて、適法を求

其犯。不レ失ニ其事一。而無レ有ニ其名一。分敬而無レ妬。則夫婦和勉矣。君失レ音。則風律必流。流則亂敗。臣離レ味。則百姓不レ養。百姓不レ養。則衆散亡。君臣各能ニ其分一。則國寧矣。故名レ之曰ニ不德一。

懷ニ繩與ニ准鉤一。多備ニ規軸一。減溜大成。是唯時德之節。夫繩扶レ撥以爲レ正。准壞レ險以爲レ平。鉤入レ枉而出レ直。此言ニ聖君賢佐之制擧一也。博而不レ失。因以備レ能而無レ遺。國猶是國也。民猶是民也。桀紂以亂亡。湯武以治昌。章レ道以敎明レ

繩と准鉤とを懷き、多く規軸を備へ、減溜大成、是れ唯時德の節と。夫れ繩は撥を扶けて正となし、准は險を壞りて平となし、鉤は枉を入れて直を出す。此れ聖君賢佐の制擧を言ふ。博にして失はず、因て以て能を備へて遺すなし。

(一)繩は、物を直くするに用ふ。准は準なり、準鉤の準は、物を平にするもの。鉤は曲れるもの。穴中の物を取るの用あり。是等の物を持するなり　(二)軸は、輪を轉ずるもの、輪轉して規を成す。是等の物を備ふ。以上は其の道を以て法度を制するをいふ　(三)減は、成なり、溜は、疑なり。言ふは、盡く其の義を疑して、其の道を大成するなり　(四)時と德と相遇ひ、事離錯せずして、事成るなり

國は猶是の國なり。民は猶是の民なり。桀紂以て亂亡し、湯武は以て治昌なり。道を章にして以て敎へ、法を明にして以て期すれば、民の善に從ふや、此の如し。湯武の功是れなり。多く規軸を備ふる者は、軸を成すなり。夫れ軸を成すの

右。夫五音不同聲而能調。此言君之所出令。無妄也。而無所不順。順而令行。政成。五味不同物。而能和。此言臣之所任力。無妄也。而無所不得。得而力務。財多。故君出令。正其國。而無齊其欲。一其愛。而無獨與是。王施而無私。則海内來賓矣。臣任力。同其忠。而無争

れ臣の力に任ずる所、妄なく得ざる所(三)なきを言ふなり。(四)得て而して務を力めば財多し。故に君令を出し、其の國を正して、其の欲を齊す(五)なく、其の愛を一にして獨り是に與ふるなく、(六)王施して(七)私なければ、海内來賓す。臣力に任じ、其の忠を同じくして、其の利を爭ふなく、其の事を失はずして、其の名を有するなく、分敬して妬むなければ、夫婦和勉す。君音(九)を失へば、風律必ず流る。(八)流るれば亂敗す。臣、味(一〇)を離るれば、百姓養はれず。百姓養はれざれば、衆散亡す。君臣各其の分を能くすれば、國寧し。故に之を名けて不德(一一)と曰ふ。

(一) 君は令を出すもの故に、音を操るを以て君に屬し、臣は令を受けて之を執る者故に、五味を調ふるを以て、臣の分とす (二) 纂詁に云ふ、凡そ事を執るは、右手便なり。君は事を執らず、故に左に居り、臣は事を執る、故に右に居る (三) 其の爲す所、其の事を得ざるなきなり (四) 臣、職事を得て、務むべきを勉むれば、財必ず多し (五) 齊は濟にして、成なり。言ふは、我が賜を成すなし (六) 獨り己れの是とする者に與ふることなし (七) 王の施、公平に施すなり (八) 己れ名譽を有することを避く (九) 音を失ふとは、令を失ふなり。然るときは政法衰敗す (一〇) 職を勸めざるをいふ (一一) 所謂大德は德あらざるなり

覺臥。若晦明。若敖之在堯也。毋訪于佞。毋蓄于謟。毋育于凶。毋監于讒。不正。廣其荒。不用其區區。鳥飛准繩。讙充末衡。易政利民。毋犯其凶。毋遁其求。而遠其憂。高爲其居。危顚莫之救。可淺。可深。可存。可沈。可曲。可直。可言。可默。天不一時。地不一利。人不一事。可正而視。定而履。深而迹。夫天地一險一易。若鼓之有桴。擿擋則擊。天地萬物之橐。宙合有橐天地。

くすべく、言ふべく、默すべし。天は一時ならず、地は一利ならず、人は一事ならず。而の視を正しくし、而の履を定め、而の迹を深くすべし。夫れ天地は一險一易、鼓の桴有り、擿擋すれば擊つがごとし。天地萬物の橐、宙合有天地を橐す。

(一) 宮商角徵羽の五音なり　(二) 辛甘苦鹹酸の五味なり。以上は君の令を出すを五音とし、臣の之に協和するを五味とし、君臣調和して政を爲すをいふ。此の段は、後段の綱を示したるものにして、後段に詳細の說明あれば、對照すべし

左操五音。右執五味。此言君臣之分也。君出令佚。故立于左。臣任力。勞。故立于右。

左に五音(一)を操り、右に五味を執るとは、此れ君臣の分を言ふなり。君令を出せば佚す、故に(二)左に立ち、臣力に任ずるは勞す、故に右に立つ。夫れ五音聲を同じくせずして、能く調ふ。此れ君の令を出す所、妄なく順はざる所なきを言ふなり。順ひて而して令行はれ、政成る。五味物を同じくせずして、能く和す。此

左操五音。右執五味。懷繩與准鉤。多備規軸。減溜大成。是唯時德之節。春采生。秋采蓏。夏處陰。冬處陽。大賢之德長。明乃哲。哲乃明。奮乃苓。明哲乃大行。毒而無怒。怨而無言。欲而無謀。大揆度儀。若

卷第四

宙合第十一　外言二

往古來今を宙といふ、陳する所の道既に往古に通じ、又來今に合す。苞羅せざるなきなり。

左に五音を操り、右に五味を執る。繩と准鉤とを懷き、多く規軸を備へ、減溜大成是れ唯時德の節。春は生を采り、秋は蓏を采り、夏は陰に處り、冬は陽に處り、大賢の德長く、明は乃ち哲、哲は乃ち明、奮は乃ち苓、明哲乃ち大に行はる。毒して怒るなく、怨みて言なく、欲して謀なく。大に度儀を揆り、覺臥の若く、晦明の若く、敖の堯に在るが如し。佞を訪ふなかれ、諂を蓄ふなかれ、凶を育するなかれ、讒を監するなかれ。正しからざれば廣くして其れ荒る。用ひざれば其れ區なり。區。鳥飛准繩、譿充末衡、政を易へ民を利す。其の凶を犯すなかれ。其の求を邇くして、其の憂を遠くするなかれ。高く其の居を爲せば、危顚之を救ふなし。淺くすべく、深くすべく、浮ぶべく、沈むべく、曲くべく、直

而民不足以備用者。其悦在玩巧。農以勞矣。而天下飢者。其悦在珍怪方丈。陳於前。女以巧矣。而天下寒者。其悦在文繡。是故博帶梨。大袂列。文繡染。刻鏤削。彫琢采。關幾而不征。市廛而不税。古之良工。不勞其知巧以爲玩好。是故無用之物。守法者不失。

あればなり。(二)農は勞せり、而るに天下飢うるものは、其の悦珍怪方丈前に陳するにあればなり。(三)女は巧なり、而るに天下寒せるものは、其の悦文繡にあればなり。是の故に、(四)博帶は梨し、大袂は列し、文繡は染め、刻鏤は削り、彫琢は采し、(五)關幾して征せず、市廛して税せず。古の良工は、其の知巧を勞して玩好を爲らず。是の故に(六)無用の物は、法を守る者失はず。

(一) 工人巧なりと雖も、民の用に備ふるに足らざるは、上の好む所玩巧にあり。工人實用に勉めざればなり (二) 農は勞するも、天下に飢うる者あるは、上の人美味を好み、遠方非常の物を欲すればなり (三) 女工巧なるも、天下寒する者多きは、文繡を事とし、實用の織物を爲らざればなり (四) されば博帶は梨す、梨は劈にて割破するなり。大袂は裂き、文繡は染めて之を穢し、刻鏤は削り去り、彫琢は采取して之を去り、以上の弊を除くべし (五) 關を通行する人あれば、唯其の人物の何如を察するのみ、征税せず。市は其の廛に課税するのみ、品物に税せず。 (六) 無用の物を爲らざれば、法を行ふ者、之を誤りて失ふことなし

也。曰實二壙虛一。墾二田疇一。修二牆屋一。則國家富。節二飲食一。撙二衣服一。則財用足。擧二賢良一。務二功勞一。布二德惠一。則賢人進。逐二姦人一。詰二詐僞一。去二讒慝一。則姦人止。修二飢饉一。救二災害一。賑二罷露一。則國家定。明王之務。在下於强二本事一。去中無用上。然後民可レ使レ富。論二賢人一。用二有能一。而民可レ使レ治。薄二稅斂一。無レ苟二於民一。待以二忠愛一。而民可レ使レ親。三者霸王之事也。事有レ本。而仁義其要也。

曰く、壙虛(一)を實し、田疇を墾し、牆屋を修めば、國家富み、飲食を節し、衣服を撙(二)すれば、財用足り、賢良を擧げ、功勞(三)を務め、德惠を布けば、賢人進み、姦人を逐ひ、詐僞を詰り、讒慝を去れば、姦人止み、飢饉を修め、災害を救ひ、罷露(四)を賑へば、國家定る。明王の務は、本事(五)を强くし、無用を去るにあり。然る後に民は富ましむべし。賢人を論じ、有能を用ひて、民は治めしむべし。稅斂を薄くし、民に(六)苟もするなく、待つに忠愛を以てして、民は親まこむべし。三の者は霸王の事なり。事本ありて、仁義は其の要なり。

㊀空虛の地は、人を移住せしめて之を實す ㊁節約するなり ㊂功勞を勸め勉めしむ ㊃罷露は疲厭なり
解は前にあり ㊄農事なり、無用は游手なり ㊅民を待するは、苟且にせず、必ず忠實を以てす

今工以巧矣。

今工(一)は巧なり、而るに民は以て用に備ふるに足らざるものは、其の悅玩巧に

巧。若民有淫行邪性樹爲淫辟。作爲淫巧。以上諂君上。而下惑百姓。移國動衆。以害民務者。其刑死流。

を害する者あらば、其の刑は死流なり。

(一) 五經は、篇名に掲ぐる五經なり (二) 詐僞の者を詰責す (三) 邪辟を聽き入るべからず (四) 不正淫邪の言辭を設け、淫巧の物を作爲して、上下を惑はし、國俗を移易し、衆心を動搖し、民の務を妨害する者は、死罪又は流刑とす

故曰。凡人君之。所以內失百姓。外失諸侯。兵挫而地削。名卑而國斷。社稷滅覆。身體危殆。非生於諂淫者。未之嘗聞也。何以知其然也。曰淫聲諂耳。淫觀諂目。耳目之所好諂心。心之所好傷民。民傷而身不危者。未之嘗聞

故に曰く、凡そ人君の、內は百姓を失ひ、外は諸侯を失ひ、兵挫けて地削られ、名卑くして國斷け(一)、社稷滅覆して身體危殆なる所以は、諂淫(二)より生ずるにあらざるもの、未だ嘗て之を聞かざるなり。何を以て其の然るを知るか。曰く、淫聲耳に諂ひ、淫觀目に諂ひ(三)、耳目の好む所は心に諂ひ、心の好む所は民を傷しむ。民傷みて身危からざる者は、未だ之を嘗て聞かざるなり。

(一) 國威を失ふなり (二) 下に諂諛の臣あり、淫巧上を惑はすに由る (三) 目に諂ひは、目を喜ばしむるなり

度二之天祥一。下度二之地宜一。中度二之人順一。此所レ謂三度。故曰。天時不祥。則有二水旱一。地道不レ宜。則有二飢饉一。人道不順。則有二禍亂一。此三者之來也。政召レ之。曰齊レ時以擧レ事。以レ事動レ民。以レ民動レ國。以レ國動二天下一。天下動。然後功名可レ成也。故民必知レ權。然後擧措得。擧措得。則民和輯。民和輯。則功名立矣。故曰。權不レ可レ不レ度也。

あり、人道不順なれば禍亂あり。此の三者の來るや、政之を召ぶなり。曰く、(三)時を審かにして事を擧げ、事を以て(四)民を動かし、(五)民を以て國を動かし、國を以て(六)天下を動かす。天下動いて、然る後に功名成すべきなり。故に民必ず權を知りて然る後に擧措得、擧措得れば民和輯す、民和輯すれば、功名立つ。故に曰く、權は度らざるべからざるなりと。

(一) 權は權道、變に應じて事を爲すの法なり　(二) 天時の好否なり　(三) 尹知章云ふ、天祥、地宜、人順の三時なり　(四) 事成れば民動くべし　(五) 民服すれば、國を動かすべし　(六) 國强ければ、天下を動かすべし

故曰。五經既布。然後逐二姦民一。詰二詐僞一。屏二讒慝一。而毋レ聽二淫辭一。毋レ作二淫

故に曰く、(一)五經既に布きて、然る後に姦民を逐ひ、(二)詐僞を詰り、讒慝を屏く。(三)淫辭を聽くなかれ。淫巧を作すなかれ。若し民淫行邪性、淫辭を樹爲し、淫巧を作爲して、上は君上に諂ひ、下は百姓を惑はし、國を移し、衆を動かし、民の務

任官。大夫任官辨事。官長任事守職。士修身功材。庶人耕農樹藝。君擇臣而任官。則事不煩亂。大夫任官辨事。則擧措時。官長任事守職。則動作和。士修身功材。則賢良發。庶人耕農樹藝。則財用足。故曰。凡此五者力之務也。夫民必知務。然後心一。心一然後意專。心一而意專。然後功足觀也。故曰力不可不務也。

任じ、事を辨ずれば、擧措時あり、官長事に任じ、職を守れば、動作和し、士身を修め、材を功すれば、賢良發し、庶人耕農樹藝すれば、財用足る。故に曰く、凡そ此の五の者は、力の務なり、夫民必ず務を知りて然る後に心一なり、心一にして然る後は意專なり。心一に意專にして然る後に功觀るに足るなり。故に曰く、力は務ざるべからざるなりと。

(一) 言ふは、力を盡さしむるなり (二) 自己の官に任じて、事を治めしむ (三) 事を執りて職責を守る (四) 尹知章云ふ、材は藝能をいふ。士既に身を修むれば、必ず藝能に於て功あるなり (五) 各其の才を盡すを以て、事を爲すに時を失はず (六) 動作和同して事成らざるなし (七) 賢良の人興起して、事に從はんことを欲す

曰。民知務矣。而未知權。然後考三度以動之。所謂三度者何。曰。上

曰く、民務を知る、而も未だ權を知らず。然る後三度を考へて之を動かす。所謂三度なる者は何ぞ。曰く、上之を天祥に度り、下之を地宜に度り、中之を人順に度る。此れ所謂三度なり 故に曰く、天時不祥なれば水旱あり、地道宜からざれば飢饉

導㆓其民㆒。八者各得㆓其義㆒、則爲㆓人君㆒者。中正而無㆑私。爲㆓人臣㆒者。忠信而不㆑黨。爲㆓人父㆒者。慈惠以敎。爲㆓人子㆒者。孝悌以肅。爲㆓人兄㆒者。寬裕以誨。爲㆓人弟㆒者。比順以敬。爲㆓人夫㆒者。敦懞以固。爲㆓人妻㆒者。勸勉以貞。夫然則下不㆑倍㆑上。臣不㆑弑㆑君。賤不㆑踰㆑貴。少不㆑陵㆑長。遠不㆑間㆑親。新不㆑間㆑舊。小不㆑加㆑大。淫不㆑破㆑義。凡此八者禮之經也。夫人必知㆑禮。然後恭敬。恭敬然後尊讓。尊讓。然後少長貴賤不㆓相踰越㆒。故亂不㆑生。而患不㆑作。故曰。禮不㆑可㆑不㆑謹也。

讓にして然る後に少長貴賤相踰越せず。故に亂生ぜずして患作らず。故に曰く、禮は謹まざるべからざるなりと。

㊀ 貴賤分限あり相亂さず ㊁ 長幼等差次序あり ㊂ 限度ありて、各相當の事に安んずるなり ㊃ 言ふは、私情を以て人を黜陟する等の事なし ㊄ 眞心君に忠を盡し、比爲して私を行はず ㊅ 比は親なり、親み順ふなり ㊆ 解、前にあり

曰。民知㆑禮矣。而未㆑知㆑務。然後布㆑法以任㆑力。任㆑力有㆓五務㆒。五務者何。曰。君擇㆑臣而

曰く、民禮を知る、而も未だ務を知らず、然る後に法を布きて力に任ず。力に任ずるに五務あり。五務なるは者は何ぞ。曰く、君は臣を擇びて官に任じ、大夫は官(一)に任じて事を辨じ、官長は事(二)に任じて職を守り、士は身を修めて材を功(三)し、庶人は耕農樹藝す。君は臣を擇びて官に任ずれば、事は煩亂せず、大夫官に

而未知禮然後飾八經以導之禮。所謂八經者何。曰。上下有義。貴賤有分。長幼有等。貧富有度。凡此八者。禮之經也。故上下無義則亂。貴賤無分則爭。長幼無等則倍。貧富無度則失。上下亂。貴賤爭。長幼倍。貧富失。而國不亂者。未之嘗聞也。是故聖王。飭此八禮。以

所謂八經なる者は何ぞ。曰く、上下義あり、貴賤分(一)あり、(二)長幼等あり、貧富度(三)あり。凡そ此の八の者は、禮の經なり。故に上下義なければ亂れ、貴賤分なければ爭ひ、長幼等なければ倍き、貧富度なければ失す。上下亂れ貴賤爭ひ、長幼倍き、貧富失して、國亂れざるものは、未だ嘗て之を聞かざるなり。是の故に聖王は此の八禮を飭へて、其の民を導く。八の者各其の義を得れば、人の君たる者、中正にして私(四)なく、人の臣たる者、忠信にして黨せず(五)、人の父たる者慈惠にして以て敎へ、人の子たる者孝悌にして以て肅み、人の兄たる者、寛裕にして以て誨へ、人の弟たる者、比順にして以て敬み、人の夫たる者、敦懞(七)にして以て固く、人の妻たる者、勸勉(六)にして以て貞なり。夫れ然れば則ち下は上に倍かず、臣は君を弑せず、賤は貴を踰えず、少は長を陵がず、遠は親を間てず、新は舊を間てず、小は大に加へず、淫は義を破らず。凡そ此の八の者は、禮の經なり。夫れ人必ず禮を知りて然る後恭敬なり、恭敬にして然る後に尊讓なり、尊

而未知義。然後明行以導之義。義有七體。七體者何。曰。孝悌慈惠。以養親戚。恭敬忠信。以事君上。中正比宜。以行禮節。整齊撙詘。以辟刑僇。纖嗇省用。以備飢饉。敦懞純固。以備禍亂。和協輯睦。以備寇戎。凡此七者。義之體也。夫民必知義。然後中正。中正然後和調。和調乃能處安。處安然後動威。動威。乃可以戰勝而守固。故曰。義不可不行也。

く。義に七體あり、七體なる者は何ぞ。曰く、孝悌慈惠にして親戚を養ひ、恭敬忠信にして君上に事へ、中正比宜(二)にして禮節を行ひ、整齊撙詘(三)にして刑僇を辟け、纖嗇(四)用を省きて飢饉に備へ、敦懞純固(五)にして禍亂に備へ、和協輯睦にして寇戎に備ふ。凡そ此の七の者は、義の體なり。夫れ民必ず義を知り、然る後に中正なり、中正にして然る後に和調す、和調して乃ち能く處ること安し、處ること安くして然る後に動くこと威あり、動くこと威あれば、乃ち戰勝つて安固かるべし。故に曰く、義は行はざるべからざるなりと。

(一) 民を導かんとして、自己の行を明示す (二) 比は親なり、人に親比して禮節を違へず (三) 謙退にして人を凌がず (四) 儉約なり (五) 懞は厚なり、敦厚堅固なり

曰民知義矣。

曰く、民は義を知る、而も未だ禮を知らず。然る後八經を飾めて之を禮に導く。

此謂輸之以財。導水潦。利陂溝。決潘渚。潰泥滯。通鬱閉。愼津梁。此謂遺之以利。薄徵斂。輕征賦。弛刑罰。赦罪戾。宥小過。此謂寬其政。養長老。慈幼孤。恤鰥寡。問疾病。弔禍喪。此謂匡其急。衣凍寒。食饑渴。匡貧窶。賑罷露。資乏絕。此謂賑其窮。凡此六者。德之興也。六者既布。則民之所欲。無不得矣。夫民必得其所欲。然後聽上。聽上。然後。政可善爲也。故曰。德不可不興也。

を匡ふと謂ふ。凍寒に衣せ、饑渴に食しめ、貧窶を匡ひ、罷露(九)を賑ひ、乏絕を資く。此れを其の窮を賑ふと謂ふ。凡そ此の六の者は、德の興なり。六の者既に布けば、民の欲する所は、得ざることなし。夫れ民必ず其の欲する所を得て、然る後に上に聽く、上に聽いて然る後に政は善く爲すべきなり。故に曰く、德は興さざるべからざるなりと。

(一) 六興以下逐次解あり (二) 壇は、廛なり、民居の區を云ふ。言ふは、廛宅を便利にするなり (三) 家屋を修理す (四) 人の未だ發せざる利を發くなり (五) 貯積を輸出して利を得しむ (六) 貨財を送るに、其の止宿を安寧にし、寇盜を避けしむ (七) 天下の財を通して、己れに致すの道なり (八) 水の壅塞するを通じ、津渡橋梁を修め、水害を除けば、利自ら興る。故に遺すに利を以てすといふ (九) 罷露は、韻詁に、疲羸とあり。疲羸して事を務むる能はざる者

曰民知德矣。

曰く、民は德を知る、而も未だ義を知らず。然る後行を明(一)にして之を義に導

食而惡耕農。於是財用匱。而食飲薪菜乏。上彌殘苟。而無解舍。下愈覆鷙。而不聽從。上下交引。而不和同。故處不安。而動不威。戰不勝。而守不固。是以小者兵挫而地削。大者身死而國亡。故以此觀之。則政不可不愼也。

(一)兇は、騷擾絶えざるなり　(二)罪人多き故に牢獄充實す　(三)君子は上位の人なり　(四)劉績云ふ、殘苛に作るべしと。言ふは、殘忍苛酷なり　(五)朱長春云ふ、伏匿悍戾なり。聽從せずは、上の令に從はざるなり　(六)上下互に利を引き取り合ひて和同せず

德有六興。義有七體。禮有八經。法有五務。權有三度。所謂六興者何。曰。辟田疇。利壇宅。修樹藝。勸士民。勉稼穡。修牆屋。此謂厚其生。發伏利。輸滯積。修道途。便關市。愼將宿。

徳に(一)六興あり、義に七體あり、禮に八經あり、法に五務あり、權に三度あり。所謂六興なる者は何ぞ。曰く、田疇を辟き、(二)壇宅を利し、樹藝を修め、士民を勸め、稼穡を勉め、(三)牆屋を修む。此れを其の生を厚うすと謂ふ。(四)伏利を發し、(五)滯積を輸し、道途を修め、關市を便にし、(六)將宿を愼む。此れ之を(七)輸すに財を以てすと謂ふ。水潦を導き、陂溝を利し、潘渚を決し、泥滯を潰し、(八)鬱閉を通じ、津梁を愼む。此れ之を遺すに利を以てすと謂ふ。徴斂を薄くし、征賦を輕くし、刑罰を弛べ、罪戾を赦し、小過を宥す。此れを其の政を寬にすと謂ふ。長老を養ひ、幼孤を慈み、鰥寡を恤み、疾病を問ひ、禍喪を弔す。此れを其の急

武勇ニ而賤ニ得利ヲ。其庶人好ニ耕農ヲ而惡ニ飲食ヲ。於是財用足。而飲食薪菜饒。是上故必寛裕。而有ニ解舍ヲ。下必聽從。而不ニ疾怨ヲ。上下和同。而有ニ禮義ヲ。故處安而動威。戰勝而守固。是以一戰而正ニ諸侯ヲ。

飲食に耽るを惡む　㊃尹知章云ふ解舍は放免なりと

不ㇾ能ㇾ爲ㇾ政者。田疇荒。而國邑虚。朝廷兇。而官府亂。公法廢。而私曲行。倉廩虚。而囹圄實。賢人退。而姦民進。其君子上ニ諂諛ニ而下ニ中正ヲ。其士民貴ニ得利ヲ而賤ニ武勇ヲ。其庶人好ニ飲

政を爲す能はざる者は、田疇荒れて國邑虚く、朝廷兇して官府亂れ、公法廢れて私曲行れ、倉廩虚くして囹圄實ち、賢人退きて姦民進む。其の君子は、諂諛を上にして中正を下にし、其の士民は、得利を貴びて武勇を賤み、其の庶人は飲食を好みて耕農を惡む。是に於て財用匱くし、食飲薪菜乏しく、上彌殘苟にして解舍なく、下愈覆鷙にして聽從せず。上下交〻引きて和同せず。故に處る安からずして、動く威あらず、戰勝たずして守固からず。是を以て小なる者は兵挫けて地削られ、大なる者は身死して國亡ぶ。故に此れを以て之れ觀れば、政は愼まざるべからざるなり。

國。大者欲レ王ニ天下ー。小者欲レ霸ニ諸侯ー。而不レ務レ得レ人。是以小者。兵挫而地削。大者身死而國亡。故曰。人不レ可レ不レ務也。此天下之極也。

王の國家を失ふは、人を失ふに出る （四）言ふは、人心を得るの道は務めざるべからずと （五）此れ天下を得るの極意なり

曰。然則得レ人之道。莫レ如レ利レ之。利レ之之道。莫レ如ニ教レ之以レ政。故善爲レ政者。田疇墾。而國邑實。朝廷閒。而官府治。公法行。而私曲止。倉廩實。而囹圄空。賢人進。而姦民退。其君子上ニ中正ー而下ニ諂諛ー。其士民貴ニ

曰く、然らば人を得るの道は、之を利するに如くはなく、(一)之を利するの道は、之を敎ふるに、政を以てするに如くはなし。(二)故に善く政を爲す者は、田疇墾せられ國邑實ち、朝廷閒にして官府治り、公法行はれ私曲止み、倉廩實ちて囹圄空しく、(三)賢人進みて姦民退く。其の君子は中正を上にして諂諛を下にし、其の士民は武勇を貴びて得利を賤み、其の庶人は、耕農を好みて飲食を惡む。是に於て財用足りて飲食薪菜饒し。是の故に上必ず寬裕にして解舍(四)あれば、下必ず聽從して疾怨せず、上下和同して禮義あり。故に處る安くして動く威あり、戰勝つて守固し。是を以て一戰して諸侯を正す。

（一）人に利を得しむるに如くはなし （二）政法を以てするに如くはなし （三）罪人少なき故に牢獄空し （四）從に

古之聖王。所以取明名廣譽厚功大業。顯於天下。不忘於後世。非得人者。未之嘗聞。暴王之所以失國家。危社稷。覆宗廟。滅於天下。非失人者。未之嘗聞。今有土之君。皆處欲安。動欲威。戰欲勝。守欲

圖次之。北方副圖次之。東方本圖次之。副圖居尾。以西東本副。曹古尾南次西北前東。中居其中。而副則從南中北之次。而其紋詳考其位。似非失次。然未詳其所在。姑記以待後考云。

五輔第十　(一)外言一

尹知章云ふ、六興七體八經五務三度の五者は、國政を輔くべきを言ふ。

古の聖王の、明名廣譽厚功大業を取りて天下に顯れ、後世に忘れられざる所以は、人を得る者にあらざれば、未だ之を嘗て聞かず。暴王の、(二)國家を失ひ、社稷を危くし、宗廟を覆し、(三)天下を滅す所以は、人を失ふ者にあらざれば、未だ嘗て之を聞かず。今有土の君、皆處れば安きを欲し、動けば威あるを欲し、戰へば勝つを欲し、守れば固きを欲し、大なる者は天下に王たるを欲し、小なる者は諸侯に覇たるを欲するも、人を得るを務めず。是を以て小なる者は、兵挫けて地削られ、大なる者は身死して國亡ぶ。故に曰く、人は(四)務めざるべからざるなりと。此れ天下の極(五)なり。

(一) 舊註に云ふ、外言とは、外を正す所以と　(二) 人心を得て人歸服する故に、大業を天下に著はすを得　(三) 謂

日。令大夫來修。受命三公。二千里之外。三千里之內。諸侯五年而會。至。習命。三年。名卿請事。二年。大夫通吉凶。七年。重適入。正禮義。五年。大夫請受變。（諸本脫受字。今從古本。）三千里之外。諸侯世一至。置大夫以爲廷安。入共受命。（俗本入共誤入其。）此居於圖北方方外。

右北方本圖

旗物尙黑。兵尙脅盾。刑則游仰灌流。察數而知治。審器而識勝。明謀而適勝。通德而天下定。定宗廟。育男女。官四分。則可以立威行德。制法儀。出號令。至善之爲兵也。非地是求也。罰人是君也。立義而加之以勝。至威而實之以德。守之而後修勝心。焚海內。民之所利立之。所害除之。則民人從。立爲六千里之侯。則大人從。使國君得其治。則人君從。會請命於天地。知氣和。則生物從。計緩急之事。則危危而無難。明於器械之利。則涉難而不變。察先後之理。則兵出而不困。通於出入之度。則深入而不危。審於動靜之務。則功得而無害也。（幼官無也字。）著於取與之分。則得地而不執。愼於號令之官。則擧事而有功。此居於圖北方方外。（此篇古本次叙錯誤。西方本圖居首。副圖次之。南方本圖次之。中方本圖次之。北方本圖次之。南方副圖次之。中方副

冬行秋政霧。行夏政雷。行春政烝泄。十二始寒盡刑。十二小榆賜予。十二中寒收聚。十二中榆大收。十二寒至靜。十二大寒之陰。十二大寒終。三寒同事。六行時節。君服黑色。味鹹味。聽徵聲。治陰氣。用六數。飲於黑后之井。以鱗獸之火爨。藏慈厚。行薄純。坦氣修通。凡物開靜形生理。器成於僇。教行於鈔。動靜不記。行止無量。戒審四時。以別息。異出入以兩易。明養生以解固。審取與以總之。一會諸侯。令曰。非玄帝之命。毋有一日之師役。再會諸侯。令曰、養孤老。食常疾。收孤寡。三會諸侯。令曰。田租百取五。市賦百取二。關賦百取一。毋乏耕織之器。四會諸侯。令曰、修道路。偕度量。一稱數。毋征藪澤。以時禁發之。五會諸侯。令曰、修春秋冬夏之常祭。食天壤山川之故祀。必以時。六會諸侯。令曰。以爾壤生物。共玄官。請四輔。將以禮上帝。（諸本禮作祀。今從古本。）七會諸侯。令曰。官處四體。而無禮者。流之焉。莠命。八會諸侯。令曰。立四義而無議者。尚之于玄官。聽於三公。九會諸侯。令曰。以爾封內之財物。國之所有為幣。九會。大命焉出。常至。千里之外。二千里之內。諸侯三年而朝。習命。二年。三卿使四輔。一年。正月朔

秋行夏政葉。行春政華。行冬政耗。十二期風至。戒秋事。十二小卯。薄百爵。十二白露下。收聚。十二復理賜予。十二始前節第賦事。劉績云。前作十二始節賦事、無前第二字。十二始卯。合男女。十二中卯。十二下卯。三卯同事。九和時節。君服白色。味辛味。聽商聲。治濕氣。用九數。飮于白后之井。以介蟲之火爨。藏恭敬。行搏鋭。坦氣修通。凡物開靜形生理。間男女之畜。修鄕里之什伍。量委積之多寡。定府官之計數。養老弱而勿通。信利害而無私。此居於圖西方方外。

右西方本圖

旗物尙白。兵尙劒。刑則紹昧斷絕。始乎無端。卒乎無窮。始乎無端道也。卒乎無窮德也。道不可量。德不可數。不可量。則衆强不能圖。不可數。則爲詐不敢鄕。兩者備施。動靜有功。畜之以道。養之以德。畜之以道。則民和。養之以德。則民合。和合。故能習。習。故能偕。偕習以悉。莫之能傷也。此居於圖西方方外。

右西方副圖

夏行春政風。行冬政落。重則雨雹。行秋政水。十二小郢至德。十二絕氣下。下爵賞。十二中郢賜與。十二中絕收聚。十二大暑至。盡善。十二中暑。十二小暑終。三暑同事。七舉時節。君服赤色。味苦味。聽羽聲。治陽氣。用七數。飲於赤后之井。以毛獸之火爨。藏薄純。行篤厚。坦氣修通。凡物開靜形生理。定府官。明名分。而審責於羣臣有司。則下不乘上。賤不乘貴。法立數得。而無比周之民。則上尊而下卑。遠近不乖。此居於圖南方方外。

右南方本圖

旗物尚赤。兵尚戟。刑則燒交疆郊。必明其一。必明其將。必明其政。必明其士。四者備。則以治擊亂。以成擊敗。數戰則士疲。數勝則君驕。驕君使疲民。則危國。至善不戰。其次一之。大勝者。積衆勝而無非義者焉。可以爲大勝。大勝無不勝也。此居於圖南方方外。

右南方副圖

天氣下。賜與。十二義氣至。修門閭。十二清明。發禁。十二始卯。合男女。十二中卯。十二下卯。（俗本。下誤小。）三卯同事。八擧時節。君服青色。味酸味。聽角聲。治濕氣。用八數。飲於青后之井。以羽獸之火爨。藏不忍。行敺養。坦氣修通。凡物開靜形生理。合內空周外。强國爲圈。弱國爲屬。動而無不從。靜而無不同。擧發以禮。時禮必得。和好不基。貴賤無司。事變日至。此居於圖東方方外。

右東方本圖

旗物尚青。兵尚矛。刑則交寒害釱。器成不守。經不知。教習不著。發不意。經不知。故莫之能圉。發不意。故莫之能應。莫之能應。故全勝而無害。莫之能圉。故必勝而無敵。四機不明。不過九日。而游兵驚軍。障塞不審。不過八日。而外賊得間。由守不慎。不過七日。而內有讒謀。詭禁不修。不過六日。而竊盜者起。死亡不食。不過四日。而軍財在敵。此居於圖東方方外。

右東方副圖

古本 定選士勝。定制祿勝。定方用勝。定綸理勝。定死生勝。定成敗勝。定依奇勝。定實虛勝。定盛衰勝。舉機誠要。則敵不量。用利至誠。則敵不校。明名章實。則士死節。奇舉發不意。則士歡用。交物因方。則械器備。因能利備。則求必得。執務明本。則士不偸。備具無常。無方應也。聽於鈔。故能聞無極。視於新。故能見未形。思於濬。故能知未始。發於驚。故能全無量。動於昌。故能得其寶。立於謀。故能實不可故也。器成教守。則不遠道里。號審教施。則不險山河。博一統固。則獨行而無敵。愼號審章。則其攻不待權與。明必勝。則慈者勇。器無方。則愚者智。攻不守。則拙者巧。數也。動愼十號。明審九章。飾習十器。善習五官。謹修三官。必設常主。計必先定。求天下之精材。論百工之銳器。器成角試否臧。收天下之豪傑。有天下之稱材。說行若風雨。發若雷電。此居於圖方中。

右中方副圖

春行冬政肅。行秋政雷。行夏政則闇。（則字衍。）十二地氣發。戒春事。十二小卯。出耕。十二

審數。立常備能則治。同異分官則安。通之以道。畜之以惠。親之以仁。養之以義。報之以德。結之以信。接之以禮。和之以樂。期之以事。攷之以言。（諸本。攷作攻。今從古本。）發之以力。威之以誠。一擧而上下得終。再擧而民無不從。三擧而地辟散成。四擧而農佚粟十。五擧而務輕金九。六擧而絜知事變。七擧而內外爲用。八擧而勝行威立。九擧而帝事成形。九本搏大。人主之守也。八分有職卿相之守也。十官飾勝。（古本。飾作飭。適。）將軍之守也。六紀審密。賢人之守也。五紀不解。庶人之守也。動而無不從。靜而無不同。治亂之本三。卑尊之交四。富貧之終五。盛衰之紀六。安危之機七。强弱之應八。存亡之數九。練之以散羣倗署。凡數財署。殺僇以聚財。勸勉以遷衆。（各本。遷作選。今從古本。）使二分具本。發善必審於密。執威必明於中。此居圖方中。

右中方本圖

必得文威武官習。勝之務時因。勝之終。無方。勝之幾。行義。勝之理。名實。勝之急時分。勝之事。察伐。勝之行。備具。勝之原。無象。勝之本。定獨威勝。定計財勝。定聞知勝。（各本作知聞。今從

生物從計。援急之事、則危。危而無難。明於器械之利、則涉難而不變。察於先後之理、則兵出而不困。通於出入之度、則深入而不危。審於動靜之務、則功得而無害。著於取與之分、則得地而不執。慎於號令之官、則擧事而有功。此居於圖北方方外。

君を守りて、敵に勝つの心を修むるを後にすれば、海内を服し、之を我が樊籠の中に入るべし。樊は、舊詁に、樊の誤とあり　以上に述ぶる如き諸侯あれば、大人即ち卿大夫も悦びて從ふ、是れ覇業なり ㊃ 又同盟の國君を助けて治を得しむれば、其の君を君として從ふ ㊄ 命を天地の神に會請し、氣の和を知れば、生物の理從て知るべし 會請は、合請なり ㊅ 能く事の緩急を計り一定見あれば 危きも難なし ㊆ 敵國に入るに、其の出入の方を定むれば、進退に苦まず ㊇ 動くべくして動き、靜なるべくして靜にするの務を審にすれば、功ありて害なし ㊈ 執は熱にして、慴づるなり。地を得るも、取與の分を明かにし、貪ることなければ、慴づるなきなり

幼官圖第九

此篇名圖。則當時乘列幼官所不及以爲十圖。今不唯無圖、其言又與前篇稍異。蓋原圖既亡。後人以再鈔幼官以充篇數耳。非管子之舊也。

經言九

若因處虛守靜。幼官。虛作夜、是也。人物則皇。五和時節。君服黃色。味甘味。聽宮聲。治和氣。用五數。飲於黃后之井。以倮獸之火爨。藏溫濡。行敺養。坦氣修通。凡物開靜。形生理。常至命。尊賢授德則帝。身仁行義。服忠用信則王。審謀章禮。選士利械則霸。定生處死。謹賢修伍則衆。信賞審罰。爵材祿能則強。計凡付終。務本飾末則富。明法

傷一也。此居二於圖西方方外一。旗物尙レ黑。兵尙二脅盾一。刑則游二仰灌流一。察レ數而知レ治。審レ器而知レ勝。明レ謀而適レ勝。通レ德而天下定。定二宗廟一。育二男女一。官四分。則可下以立レ威行レ德。制二法儀一。出中號令上。

至善之爲レ兵也。非二地是求一也。罰レ人是君也。立レ義而加レ之以レ勝。至威而實レ之以レ德。守レ之而後修二勝心一。焚二海內一。民之所レ利立レ之。所レ害除レ之。則民人從立。爲二六千里之侯一。則大人從。使三國君得二其治一。則人君從。會二請命於天地一。知二氣和一。則

至善の兵たるや、地を是れ求むるにあらず。人を罰するは是れ君なり、(一)義を立てて之に加ふるに勝を以てし、至威にして之を實するに德を以てし、(二)之を守りて而る後に勝心を修め、海內を焚す。民の利する所は之を立て、害する所は之を除けば、民人從ひ立ちて、(三)六千里の侯たれば、大人從ひ、(四)國君をして其の治を得しむれば、人君從ひ、命を天地に會請し、(五)氣の和を知れば、生物從ふ。(六)緩急の事を計れば、危きを危きとして難なく、器械の利を明にすれば、難を渉りて變ぜず。先後の理を察すれば、兵出でて困まず。(七)出入の度に通ずれば、深く入りて危からず。(八)動靜の務を審にすれば、功得て害なく、取與の分を著にすれば、地を得て執せず。(九)號令の官を愼めば、事を擧げて功あり。此れ圖の北方方外に居る。

(一)唯其の君の暴を懲罰するなり　(二)義を立て、加ふるに勝を以てし、至威にして實するに德を以てす。先づ二

尙ㇾ劍。刑則紹ㇾ昧。斷絕。始ニ乎無ㇾ端。卒ニ乎無ㇾ窮。始ニ乎無ㇾ端道也。卒ニ乎無ㇾ窮德也。道不ㇾ可ㇾ量。德不ㇾ可ㇾ數。不ㇾ可ㇾ量。則衆强不ㇾ能ㇾ圖。不ㇾ可ㇾ數。則僞詐不ㇾ敢ㇾ鄕。兩者備施。動靜有ㇾ功。畜ㇾ之以ㇾ道。養ㇾ之以ㇾ德。畜ㇾ之以ㇾ道。則民和。養ㇾ之以ㇾ德。則民合。和合。故能習。習故能偕。偕習以悉。莫ニ之ㇾ能

きに卒る。端なきに始るは道なり、窮なきに卒るは德なり。道は量るべからず、德は數ふべからず。量るべからざれば、衆强圖る能はず。數ふべからざれば、僞詐敢へて鄕はず。兩者備に施せば、動靜功あり。之を畜ふに道を以てし、之を養ふに德を以てす。之を畜ふに道を以てすれば民和し、之を養ふに德を以てすれば民合す。和合す、故に能く習ふ。習ふ、故に能く偕ぐ。偕習して以て悉せば、之を能く傷るなきなり。此れ圖に西方方外に居り。旗物は黑を尙び、兵は(四)脅盾を尙び、刑は(五)灌流を游仰す。(六)數を綦して治を知り、器を審にして勝を知り、(七)謀を明にして勝に適き、(八)德を通て天下定り、宗廟を定め、男女を育ふ。(九)官四分すれば、威を立て德を行ひ法儀を制し、號令を出すべし。

(一) 昧に繼ぐとは早晩に行ひ、斷絕して之を殺するなり　(二) 道と德との作用を形容するなり　(三) 鄕は、嚮の誤なり。言ふは我に對して詐僞を爲す能はず　(四) 尹知章云ふ、盾或は之を脅に著く、故に脅盾といふ　(五) 其の刑は、板を背に縛し、之を水に浮べて、仰いて面を見るべからしむ。戮辱する所以なり　(六) 計數を綦して治を知る、言ふは、數得れば治まり、得ざれば亂る　(七) 謀は明かにして、故に勝つの道に適く　(八) 德を編く施し行ふなり　(九) 官四分とは、官吏を四方に派するなり

外賊得レ間。由守不レ愼。不レ過ニ七日ニ而內有ニ譏謀ニ。譏禁不レ修。不レ過ニ六日ニ。而竊盜者起。死亡不レ食。不レ過ニ四日ニ。而軍財在レ敵。此居ニ於圖東方方外ニ。旗物尙レ赤。兵尙レ戟。刑則燒ニ交疆郊ニ。必明ニ其一ニ。必明ニ其將ニ。必明ニ其政ニ。必明ニ其士ニ。四者備。則以レ治撃レ亂。以レ成撃レ敗。數戰則士疲。數勝則君驕。驕君使ニ疲民ニ。則國危。至善不レ戰。其次一レ之。大勝者。積ニ衆勝ニ。無ニ非レ義者ニ焉。可ニ以爲ニ大勝ニ。大勝無レ不レ勝也。此居ニ於圖南方方外ニ。

士疲れ、數々勝てば君驕る。驕君、疲民を使へば、國危し。至善は戰はず。其の次は之を一たびす。(一二)大勝者は衆勝を積み、義にあらざるものなし。以て大勝は勝たざるなきなり。(一三)此れ圖の南方方外に居れり。

(一)陰と寒と交るとき、日出の時に刑を行ひて之を殘害す。欽は鎖を以て足をしばる也。日出の時に刑し、又は鎖するなり (二)敵の器械成るも、守る能はざるときは、敵の知らざる所を行過す (三)敵の教導にして、其效未だ著はれざるときは、敵の意外に發す (四)四鄰の機を明知せざれば、九日を過ぎずして、敵の遊兵我が軍を驚かすべし (五)防守の爲の、城塞の固を審かにせざれば、外敵我情を窺ひ知らん (六)軍の出つて出づる所と、兵を置きて守る所とを愼まざれば、人より疑はれて譏を受くることあり (七)譏僞を禁ぜざれば、竊盜者起る (八)軍陣に死したる者の後を食なはされば、人怨みて我財を敵に送らん (九)其の刑は疆郊に於て、屍を焚きて交錯す。疆郊は郊原なり (一〇)號令一ならざるを明にす (一一)一を明にするより、士を明にするまでの四者なり (一二)一戰するに過ぎず (一三)大勝は、衆勝を積みて此に至るものにして、其の勝は義によるにあらざるものなし

旗物尙レ白。兵

旗物は白を尙び、兵は劍を尙び、刑は昧に紹ぎ(一)斷絶す。(二)端なきに始まり、窮な

求二天下精之材一。論二百工之銳器一。器成。角二試否臧一。收二天下之豪傑一。有二天下之稱材一。說行若二風雨一。發如二雷電一。此居二於圖方中一。

旗物尙レ青。兵尙レ矛。刑則交寒害。鈦。器成不レ守。經二不知一。教習不レ著。發二不意一。經二不知一。故莫二之能圉一。發二不意一。故莫二之能應一。莫二之能應一。故全勝而無レ害。莫二之能圉一故必勝而無レ敵。四機不レ明。不レ過二九日一。而游兵驚レ軍。障塞不レ審。不レ過二八日一。而

旗物は青を尙び、兵は矛を尙び、刑は交寒して害し、鈦し、器成りて守らざれば、(一)不知を經、(二)教習著はれざれば(三)不意に發す。不知を經、故に之を能く圍ぐなし。不意に發す、故に之に能く應ずるなし。之に能く應ずるなし。故に全く勝つて害なし。之を能く圍ぐなし、故に必ず勝つて敵なし。(四)四機明ならざれば、九日に過ぎずして、游兵軍を驚かし(五)障塞審ならざれば、八日に過ぎずして、外賊間を得、(六)由守愼まざれば、七日に過ぎずして内に讒謀有り、(七)詭禁修めざれば、六日に過ぎずして竊盗者起り、(八)死亡食はざれば、四日に過ぎずして軍財敵にあり。此れ圖の東方方外に居り。旗物は赤を尙び、兵は戟を尙び、刑は(九)彊郊を燒交す。必ず其の一を明にし、(一〇)必ず其の將を明にし、必ず其の政を明にし、必ず其の士を明にし、(一一)四者備はれば、治を以て亂を擊ち、成を以て敗を擊つ。數〻戰へば

立二於謀一。故能實不レ可レ故也。器成教守。則不レ遠二道里一。號審教施。則不レ險二山河一。博一純固。則獨行而無レ敵。愼レ號審レ章。則其攻不レ待。權與レ明必勝。則慈者勇。器無レ方。則愚者智。攻レ不レ守。則拙者巧。數也。動愼二十號一。明審二九章一。飾習二十器一。善習二五官一。謹修二三官一。必設二常主一。計必先定。

下の稱材を有ち、(二七)說行は風雨の若く、(二八)發すること雷電の如し。此れ圖の方中に居る。

(一) 兵を擧ぐるの機會、純誠にして要を得れば、敵は我を量る能はず (二) 兵を用ふること利にして又至誠なれば敵は我と校せず (三) 物を交換すること方法宜しきを得れば、器械備る (四) 才能に因りて其の利する所を備ふれば、求むる所必ず得 (五) 營む所の務を執り守り、爲す所の本を明にすれば、士は苟且せず (六) 備具の法常なく、之に應ずる方なく、地と時とに從ひて之を備へ、之に應ず (七) 鈔は抄、微小なり。微小の時に聽き分くる故に、未極に聞くことを得 (八) 新事起らんとするを察す、故に未形に見るを得 (九) 思ひ深遠なり (一〇) 事を擧ぐる、驚くべし。故に敵量る能はず (一一) 擧動畏盛、故に敵懼れて實を賂り和を乞ふ (一二) 其の建立する所の事深謀に出づ故に堅實にして欺敵すべからず故は纂詁に巧なり巧は欺の如しとあり (一三) 號は號令なり (一四) 德博くして一に行純にして固なれば人我に歸す故に敵するものなし (一五) 號令を愼み旗章を審にすれば敵を攻むる者爭ひて進み人を待たず (一六) 權謀明略にして敵に勝つこと必然なれば柔者も勇となる慈は柔なり (一七) 器械方なく雖良を求むれば能く敵を制すべく愚者も智となる (一八) 敵の守る能はざる所を攻むれば拙者も巧となる (一九) 數は自然の理なるをいふ (二〇) 十箇條の號令 (二一) 九の旗章なり。纂詁に云ふ、日、月、龍、虎、鳥、蛇、鵲、狼、韓の章、兵法に詳なりと (二二) 十器は、蓋し矛戟等十個の兵器ならん (二三) 目、耳、手、足、心の數 (二四) 鼓、金、旗の三器 (二五) 軍の主將たり (二六) 器の良否を試驗す。誠は良なり (二七) 用に稱ふ材なり (二八) 纂詁に云ふ、說は舍なり。次舍行軍風雨の止むるべからざる如し

敵不量。用利至誠。則敵不校。明名章實。則士死節。奇擧發不意。則士歡用。交物因方。則器械備。因能利備。則求必得。執務明本。則士不偸。備具無常。無方應也。聽於鈔故能聞未極。視於新。故能見未形。思於濬。故能知未始。發於驚。故能至無量。動於昌。故能得其實。

實を章にすれば、士節に死し、奇擧不意に發すれば、士歡び用ひられ、物を交(三)する方に因れば、器械備り、能に(四)因り備を利すれば、求必ず得、(五)務を執り本を明にすれば、士偸せず。(六)備具常なく、方應なきなり。(七)鈔に聽く、故に能く未極に聞く。(八)新に視る、故に能く未形に見る。(九)濬に思ふ、故に能く未始に知る。(一〇)驚に發す、故に能く無量に至る。(一一)昌に動く、故に能く其の實を得、(一二)謀に立つ、故に能く實にして故すべからざるなり。器成り敎守れば、道里を遠しとせず、(一三)號審かに敎施せば、山河を險とせず、(一四)博一純固なれば、獨行して敵なし。(一五)號を愼み章を審かにすれば、其の攻待たず、(一六)權と明とにして必ず勝てば、慈者も勇なり。(一七)器方なければ、愚者も智となり、(一八)攻守らざれば、則ち拙者も巧となるは、數なり。(一九)動くに十號を愼み、(二〇)明に九章を審にし、(二一)飾みて十器を習ひ、(二二)善く五官を習ひ、(二三)謹みて三官を修め、(二四)必ず常主を設け、(二五)計必ず先づ定め、天下の精材を求め、百工の鋭器を論じ、器成れば否臧を角試し、(二六)天下の豪傑を收め、天

禮義。五年。大夫請レ受レ變。三千里之外。諸侯世一至。置ニ大夫一。以爲ニ廷安一。入共受レ命焉。此居ニ於圖北方方外一。必得文威武官習。勝之務。時因。勝之終。無方。勝之幾。行レ義。勝之理。名實。勝之急。時分。勝之事。察レ伐。勝之行。備具。勝之原。無レ象。勝之本。定ニ獨威一勝。定ニ計財一勝。定開知一勝。定ニ選士一勝。定レ制レ祿勝。定ニ方用一勝。定ニ綸理一勝。定ニ死生一勝。定ニ成敗一勝。定ニ依奇一勝。定ニ實虛一勝。定ニ盛衰一勝。

用を定むれば勝ち、(二〇)綸理を定むれば勝ち、死生を定むれば勝ち、成敗を定むれば勝ち、(二一)依奇を定むれば勝ち、實虛を定むれば勝ち、盛衰を定むれば勝つ。

一 諸侯を九會するの後、大に諸侯に命じ、常に來り朝會するの命を出す　二 尹知章云ふ、諸侯の三卿は、天子四輔の大臣に使し、制を受く　三 諸侯は大夫を來らしめ、命を天子の三公に受く　四 纂話に云ふ、名の王室に通ずる者一命以上の卿　五 國の吉凶を通知す　六 諸侯の嫡子重任を承くる者、入朝して禮義を正しくす　七 變更ありし所の命を受けんことを請ふ　八 廷安なる官を置き、朝廷の安否を問はしむ　九 國の產物を供し、朝命を受く　一〇 得は、纂話に、德と爲す。君主たる者は、文德武威あり、百官は各其の職に熟習するは、敵に勝つの要務なり　一一 時機に因り事を爲すは、敵に勝つの終極　一二 始終變化して方なき者は、勝の機　一三 名に從ひ實を責むれば、人各職を怠らざるは、勝の急務　一四 凡そ獲る所を分ち與ふれば、人戰を勉む。是れ勝の事　一五 器械の備具するは、勝の源　一六 形狀の窺ふべきなきは、勝の本　一七 已れ一人の威を定め、與國を恃まず　一八 敵情を聞知す　一九 方向の用を定めば、士卒向ふ處に迷はず　二〇 道理を定め、彼は逆、我は順、故に勝つ　二一 奇は倚なり、依倚とは、依賴する所の國なり綸は理なり

擧機誠要。則

(一)擧機誠要なれば敵量らず、(二)利を用ふること至誠なれば、敵校せず、名を明にし

祭。食天壤山川之故祀必以時。六會諸侯。令曰。以爾壤生物共玄官。請四輔。將以禮上帝。七會諸侯。令曰。官處四體。而無禮者流之焉。莠命。八會諸侯。令曰。立四義而毋議者。尙之于玄官。聽于三公。九會諸侯。令曰。以爾封內之財物。國之所有爲幣。

九會。大命焉出。常至。千里之外。二千里之內。諸侯三年而朝。習命。二年。三卿使四輔。一年。正月朔日。令大夫來修受命三公。二千里之外。三千里之內。諸侯五年而會。至習命。三年。名卿請事。二年。大夫通吉凶。十年。重適入。正

九會にして大命(一)出で、常に至る。千里の外二千里の內は、諸侯三年にして朝し、命を習ふ。二年にして三卿(二)は四輔に使し、一年にして正月朔日大夫(三)をして來り修めしめ、命を三公に受く。二千里の外三千里の內は、諸侯五年にして會し、至りて命を習ひ、三年にして名卿(四)事を請ひ、二年にして大夫吉凶(五)を通じ、十年にして重適(六)入り、禮義を正し、五年にして大夫變(七)を受くるを請ふ。三千里の外は、諸侯世に一たび至り、大夫を置きて(八)廷安となし、入共(九)して命を受く。此れ圖の北方方外に居る。必ず得文威武官習(一〇)は、勝の務(一一)、時に因るは、勝の終、無方(一二)は勝の幾、義を行ふは勝の理、名實(一三)は勝の急、時に分つ(一四)は勝の事、伐を察するは勝の行(一五)、備具は勝の原、象(一六)なきは勝の本。獨威(一七)を定むれば勝ち、計財を定むれば勝ち、聞知(一八)を定むれば勝ち、選士を定むれば勝ち、祿を制するを定むれば勝ち、方(一九)

取予以總之。一會諸侯。令曰。非玄帝之命。毋有一日之師役。再會諸侯。令曰。養孤老。食常疾。收孤寡。三會諸侯。令曰。田租。百取五。市賦。百取二。關賦。百取一。毋乏耕織之器。四會諸侯。令曰。修道路。偕度量。一稱數。藪澤以時禁發之。五會諸侯。令曰。修春秋冬夏之常

して曰く、春秋冬夏の常祭を修め、天壤山川の故祀(一二)を食する、必ず時を以てせよと。諸侯を六會し、令して曰く、爾の壤の生物を以て玄官(一三)に共し、四輔(一四)に請ひ、將に以て上帝を禮せんとすと。諸侯を七會し、令して曰く、官(一五)四體に處りて禮なき者は、之を流さんと。命を考せばなり。諸侯を八會し、令して曰く、四義(一六)を立てて議するなき者は、之(一七)を玄官に尙り三公に聽けと。諸侯を九會し、令して曰く、爾の封內の財物國の有る所を以て、幣(一八)となせと。

(一) 六は水の成數、冬の季節なり (二) 器は兵器なり、兵器を有罪者より納めしめ、罪を贖ふ (三) 數は戰陣の數なり、鈔は抄なり、識の末冬に行ふ (四) 靜動行止の數を定めず、數々行ひて戰陣に熟練せしむ (五) 尹知章云ふ、息は生なり、四時物を生ずること同からず、之を分別すべし (六) 財の出と入とを別籍に記し、又兩籍ともに改易し、故を藏めて改て新籍に記す (七) 寒氣凝固す、故に陰を以て之を解き、生を養ふ (八) 一年取與の數を審かにして、之を總計す (九) 玄帝は天帝なり。言ふは、其の罪討伐すべきなり (一〇) 百に五を取るは、二十にして一を征するなり (一一) 禁は、禁じて入らしめず、發は、放ちて入らしむるなり (一二) 食は饗にして、之を祭るなり (一三) 天を祭るを常る官なり (一四) 尹知章云ふ、四輔は三公四輔、祭を助け禮を行ふ者 (一五) 四體は、股肱四支なり股肱の臣にして禮なき者 (一六) 四時令する所の義を行ひ、議すべき缺點なき者 (一七) 天子の玄官に上り、三公の命を聽くべし (一八) 幣禮となす。以上は桓公諸侯を會するの儀なり

政一丞澧。十二始寒盡刑。十二小楡賜予。十二中寒收聚。十二中楡大收。十二寒至靜。十二大寒之陰。十二大寒終。三寒同レ事。

六行時節。君服二黑色一。味二鹹味一。聽二徵聲一。治二陰氣一。用二六數一。飲二於黑后之井一。以二鱗獸之火一爨。藏二慈厚一。行二薄純一。坦氣修通。凡物開レ靜。形二生理一。器成二於儋一。教行二於鈔一。動靜不レ記。行止無レ量。戒二審四時一。以別レ息。異二出入一以兩易。明レ養レ生以解レ固。審二

六行の時節、君は黑色を服し、鹹味を味ひ、徵聲を聽き、陰氣を治め、六數を用ひ、黑后(一)の井に飲み、鱗獸の火を以て爨し、慈厚を藏め、薄純を行ひ、坦氣修通す。凡そ物靜を開き、生理を形し、器(二)儋に成し、敎(三)鈔に行ひ、動靜(四)記せず、行止量なく、四時(五)を戒審して息を別ち、出入(六)を異にして兩易し、生を養ふことを明かにして固(七)を解き、取予(八)を審かにして之を總ぶ。諸侯を一會し、令して曰く、玄帝(九)の命にあらざれば一日の師役ある毋かれと。諸侯を再會し令して曰く、孤老を養ひ、常疾を食ひ、孤寡を收めよと。諸侯を三會し、令して曰く、田租は百にして五を取り、市賦は百にして二を取り、關賦(一〇)は百にして一を取り、耕織の器を乏くすることなかれと。諸侯を四會し、令して曰く、道路を修め、度量を偕しくて、稱數を一にし、藪澤時を以て之を禁發(一一)せよと。諸侯を五會し、令

與。十二始節賦事。十二始卯。合男女。十二中卯。十二下卯。三卯同事。九和時節。君服白色。味辛味。聽商聲。治濕氣。用九數。飲於白后之井。以介蟲之火爨。藏恭敬。行搏銳。坦氣修通。凡物開靜。形生理。間男女之畜。修鄉閭之什伍。量委積之多寡。定府官之計數。養老弱。而勿通。信利周。而無私。此居於圖西方方外。冬行秋政霧。行夏政雷。行春

て爨す。恭敬を藏め、搏銳を行ひ、(五)坦氣修通す。凡そ物靜を開き、生理を形し、男女の畜を間し、(六)鄉閭の什伍を修め、委積の多寡を量り、府官の計數を定め、老(七)弱を養つて通ずるなかれ。(八)利周を信にして私するなし。此れ圖の西方方外に居る。冬にして秋の政を行へば霧あり、夏の政を行へば雷あり、春の政を行へば烝泄す。(九)十二始寒(一〇)には盡く刑し、十二小榆には賜予し、十二中寒には收聚し、十二中榆には大收し、十二寒至には靜にし、(一一)十二大寒の陰、十二大寒は終る。(一二)三寒事を同じくす。

(一) 木復び葉を生ず (二) 耗は澁耗なり (三) 百爵は百官なり、百官を勉めしむるなり (四) 尹知章云ふ、九は金の成數、秋は金なり (五) 秋氣の嚴肅に從ひ、外搏銳を行ふ (六) 男女は内外の分あり、故に之を畜ふに間隔あり、同處せしめず (七) 老弱食糧を異にす、故に其の養を通ずるなからしむ (八) 豬飼彥博云ふ、周は害なり、利害を信にすとは、賞罰を明にするをいふ (九) 冬は收藏すべきに春の政を行へば、之に感じて地氣烝泄す (一〇) 氣節の名なり。以下皆同し (一一) 十二寒至の節には、靜にして事を爲さず (一二) 十二寒至・十二大寒の陰・十二大寒終を三寒とす。此節には事を同じくす

絶收聚。十二大暑至盡善。十二中暑。十二小暑終。三暑同事。七舉時節。君服赤色。味苦味。聽羽聲。治陽氣。用七數。飲於赤后之井。以毛獸之火爨。藏薄純。行篤行。坦氣修通。凡物開靜形生理。定府官。明名分。而審責於羣臣有司。則下不乘上。賤不乘貴。法立數得而無比周之民。則上尊而下卑。遠近不乖。此居於圖南方方外。

と、國に牛羊を養ふ如し故に云ふ。國は養牢なり（八）事を行ふ、時と處と其の宜しきを得ざるべからず（九）若し外には和好固からず、内には貴賤主司する所なくば、事變至る。基は基礎の固きなり（一〇）草木凋落す。若し災重ければ罰を下すなり（一一）邪は盈にして、夏は陽氣盈つ、故に云ふ。十二日にして邪氣至れば、盛徳を施す（一二）絶氣とは、陰氣終るを云ふ（一三）火の成數は七、夏は火なり（一四）尹知章云ふ、羽は北方の聲なり。火旺の時、徵の聲を聽かずして羽を聽くものは、盛陽を抑ふる所以と（一五）尹知章云ふ、盛陽の性、失奢縦に在り、故に藏むる所のもの皆薄純素なり（一六）群臣有司に職責を盡さしむ

秋行夏政葉。行春政華。行冬政耗。十二期風至。戒秋事。十二小卯。薄百爵。十二白露下。收聚。十二復理。賜

秋にして夏の政を行へば、葉あり、（一七）春の政を行へば華あり、冬の政を行へば耗す。（一八）十二期風至れば、秋事を戒め、十二小卯には百爵を薄め、十二白露下れば收聚し、十二復理には賜與し、十二始節には事を賦し、（一九）十二始卯には男女を合し、十二中卯、十二下卯、三卯は事を同じくす、（二〇）九和の時節、君は白色を服し、辛味を味ひ、商聲を聽き、濕氣を治め、九數を用ひ、白后の井に飲み、介蟲の火を以

修通。凡物。開レ靜形ニ生理一。合ニ内空周外一。强國爲レ圈。弱國爲レ屬。動而無レ不レ從。靜而無レ不レ同。擧發以レ禮。時禮必得。和好不レ基。賞賤無レ司。事變日至。此居ニ於圖東方方外一。夏行ニ春政一風。行ニ冬政一落。重則雨雹。行ニ秋政一水。十二小郢至德。十二絕氣下。下ニ爵賞一。十二中郢賜與。十二中

居る。夏にして春の政を行へば風あり、冬の政を行へば落し(一〇)、重ければ雹を雨らす。秋の政を行へば水あり。十二小郢(一一)至れば德をす。十二絕氣(一二)下れば、爵賞を下し、十二中郢には賜與し、十二中絕すれば收聚し、十二にして大暑至れば善を盡し、十二にして中暑、十二日にして小暑終る。三暑事を同じくす。七擧(一三)の時節、君赤色を服し、苦味を味ひ、羽聲(一四)を聽き、陽氣を治め、七數を用ひ、赤后の井に飲み、毛獸の火を以て爨し、薄純(一五)を藏め、篤行を行ひ、坦氣修通す。凡そ物靜を開き、生理を形し、府官を定め、名分を明かにして、審かに羣臣有司を責むるときは、下は上に乘ぜず、賤は貴に乘ぜず。法立ち數得て、比周(一六)の民なければ、上尊くして下卑しく、遠近乖かず。此れ圖の南方方外に居る。

㊀ 春は、十二日の節を八回代ふる故に云ふ ㊁ 東方の善なり ㊂ 春は雨澤あり、耕に利す。燥けば害あり、故に之を治む ㊃ 南方の朱鳥の骨を鑽し火を取る。春に南方夏の羽族を用ふるは、時氣を調和するなり ㊄ 人に忍びざるの心、藏す、春德に倣ふ ㊅ 春は、物の蟄したるもの外出す、故に内空外周と云ふ ㊆ 弱國を蓄ふこと

明二於中一。此居二圖方中一。春行二冬政一肅。行二秋政一雷。行二夏政一閣。十二地氣發。戒二春事一。十二小卯。出耕。十二天氣下賜與。十二義氣至。修二門閭一。十二清明發レ禁。十二始卯合二男女一。十二中卯。十二下卯。三卯同レ事。

八舉時節。君服二青色一。味二酸味一。聽二角聲一。治二燥氣一。用二八數一。飲二於青后之井一。以二羽獸之火一爨。藏二不忍一。行二毆養一坦氣

して來歸せしめ、殺傷と勧勉との二分なる根本の道を具す　〔二〇〕根本の道とは、密に審かに中に明かなるの二なり　〔二一〕尹知章云ふ、善を務くとは、賞を行ふなり。威を致るは、刑を行ふなり。密に審にするは、盗賊を避くる所以、中に明するは、淫刑を防ぐ所以なり。此の中とは、中道にして不偏の意なり　〔二二〕春に冬政云々は幼官圖を説くに、先づ東より始むるなり　〔二三〕雷は殺にして、草木生を遂げざるをいふ　〔二四〕閣は奄閉して、出づる能はざるなり　〔二五〕朱長春云ふ、氣は十二一代し、春秋には八代し、冬夏には七代す　〔二六〕前述ぶる如く、地氣發すれば春事即ち耕作を督催す　〔二七〕更に十二日を經て小卯の日に至れば出でゝ耕す。又十二日經て天氣下れば、此の時を以て物を賜與す。以下皆十二日を經る毎に、事を爲すなり　〔二八〕禁合して物を傷害するを禁む　〔二九〕婚姻を爲さしむ

(一)八舉の時節、君は青色を服し、酸味を味ひ、(二)角聲を聞き、(三)燥氣を治め、八数を用ひ、青后の井に食み、(四)羽獸の火を以て爨し、(五)不忍を藏め、毆養を行ひ、坦氣修通す。凡そ物、靜を開き、生理を形し、(六)内空周外に合し、強國は(七)圈となり、弱國は屬となり、動いて從はざるなく、靜にして同じからざるなく、擧發禮を以てし、(八)時禮必ず得。(九)和好基せず、貴賤司なくば、事變日に至らん。此れ圖の東方方外に

守也。六紀審密。賢人之守也。五紀不解。庶人之守也。動而無不從。靜而無不同。治亂之本三。卑尊之交四。富貧之終五。盛衰之紀六。安危之機七。强弱之應八。存亡之數九。練之。以散羣備署。凡數財署。殺僇以聚財。勸勉以遷衆。使二分具本。發善。必審於密。執威必

十二小卯には出で耕し、十二天氣下れば賜與し、十二義氣至れば門閭を修め、十(二七)二清明には禁を發し(二八)、十二始卯には男女を合し(二九)、十二中卯十二下卯三卯事を同じくす。

(一) 齊桓公の、諸侯と初めて會するなり。終を得とは、終を合くするを得たるなり　(二) 散成とは、地闢け、用に堪へざる散地も、有用となりしなり　(三) 地皆良田となりし故に、農民も勞せずして、粟は前の十倍も收穫するを得るなり　(四) 務は、纂詁に、貿の字、有無を貿易すにて、貿易に同し。言ふは、貿易も容易にして、天下の金九分を得　(五) 絜は、度（はかる）なり　(六) 內は我封內、外は諸侯、外內我が用とならざるなし　(七) 帝王の業、其の形を成すに至るなり　(八) 九本とは、前の九回の擧行を云ふ。言ふは、九本の搏大は、人主の守るべき法なり。搏は至なり、至大の意なり　(九) 其の八は、各分職あり、卿相の守るべきものなり　(一〇) 其の七は、官各戰勝の道を修め、武威を備ふ、將軍の守るべきものなり　(一一) 其の六は、紀綱を審密にす、賢人の守なり　(一二) 其の五は、法紀を守りて懈らず、庶人の守なり　(一三) 上述ぶる所を行へば、其の動勤靜に從ひて見はる　(一四) 此の處は、前の九事の意を反說す。前述ぶる所の常を立つとは、五常卽ち仁義禮智信にして、治亂の本なるものなり。三とは、第三位に在り。第二第一を言はざるは、第三と同じき故なり。後の四五皆三と同じく、其の位にあるなり　(一五) 纂詁に云ふ、蓋鄉飲酒の禮をいふ　(一六) 上に述ぶる所の條項を修練し、然る後に之を群衆に散布し、吏をして署名せしめ、之を司らしむ。備は朋にして、同じく署するの意なり　(一七) 大凡の國用は、入るを計りて之を署し出費を收入に過ぐるなからしむ　(一八) 言ふは、姦商の利を射る者を殺僇して、財を聚む　(一九) 群工を勸め勉めしめて、之を

官。發レ之以レ力。威レ之以レ誠。

一學而上下得レ終。再學而民無レ不レ從。三學而地辟ゝ散成。四學而農佚粟十。五學而務輕。金九。六學而絜ニ知事變一。七學而外內爲レ用。八學而勝行威立。九學而帝事成レ形。九本搏大。人主之守也。八分有レ職。卿相之守也。七官飾レ勝備レ威。將軍之

一擧して上下終を得、再擧して民從はざるなく、三擧して地辟け、散成り、四擧して農佚し、粟十となり、五擧して務輕くして、金九となり、六擧して事變を絜り知り、七擧して外内用を爲し、八擧して勝行はれ威立ち、九擧して帝事形を成す。九本搏大は、人主の守なり。八分職あり、卿相の守なり。七官勝を飾へ威を備ふるは、將軍の守なり。六紀審密は、賢人の守なり。五起解らざるは庶人の守なり。動いて從はざるなく、靜にして同からざるなし。治亂の本三、卑尊の交四、富貧の終五、盛衰の紀六、安危の機七、強弱の應八、存亡の數九、之を練して羣に散じ、備署す。凡そ數は財署し、殺僇して以て財を聚め、勸勉して以て衆を遷し、二分して本を具へしむ。善を發す、必ず密に審かにし、威を執る、必ず中に明かにす。此れ圖の方中に居る。春にして冬の政を行へば、肅し、秋の政を行へば雷あり、夏の政を行へば闇す。十二地氣發すれば、春事を戒め、

忠用信則王。審謀章禮。選士利械。則覇。定生。處死。謹賢。修伍則衆。信賞。審罰。爵材祿能則强。計凡付終。務本。飭末則富。明法審數。立常備能則治。同異分官則安。通之以道。畜之以惠。親之以仁。養之以義。報之以德。結之以信。接之以禮。和之以樂。期之以事。攻之以

を畜ふに惠を以てし、之を親むに仁を以てし、之を養ふに義を以てし、之に報ずるに德を以て(一六)し、之を結ぶに信を以てし、之に接するに禮を以てし、之を和するに樂(一七)を以てし、之を期(一八)するに事を以てし、之を攻(一九)むるに官を以てし、之を發す(二〇)るに力を以てし、之を威(二一)れしむるに誠を以てす。

(一) 幼は精微なり、官制の精微なる者をいふ (二) 人心、夜は靈にして晝は賓なり。今晝と雖も、夜靈の理に順ひ節を守れば、之を人事に發して皇大なり。上の人物二字は、衍字たり。物は事なり (三) 釋詁に云ふ、五は、土の數、五和の時節とは、土旺の時なり (四) 土の色は黃、故に黃色を服す。土味は甘、故に甘味を味ふ。土聲は宮、故に宮聲を聽く (五) 尹知章云ふ、倮獸は淺毛の獸虎豹の類、其の骨を鑽して火を取り爨す (六) 濡は柔なり、温柔の心を養め、邪を去り、正を養ふの政を行ふ (七) 命に至るとは、物各其の性を遂ぐるなり (八) 械は兵器なり (九) 生者は之を安定し、死者は之を處置し、斂葬す (一〇) 衆とは、未だ覇者たるに至らざるも、衆國を合して一と爲すを得 (一一) 本は農なり、末は商賈なり (一二) 政令の常あるなり (一三) 才能の士を備へ置くなり (一四) 事同異あれば官を分ち、適材を適所に用ふれば國安し (一五) 此の段は、臣下を待するの法を述ぶ。之を通達するに、道を以てするなり (一六) 德は恩なり (一七) 其の心を和ぐるに樂を以てす (一八) 之に事を授けて、其の成を期待す (一九) 攻は治なり、官を授けて之を治む (二〇) 發作するなり。勢力を發作して之に示す (二一) 威服するに誠實を以てす

若因ニ夜虚一。守レ靜。人物。人物則皇。五和時節。君服ニ黄色一。味ニ甘味一。聽ニ宮聲一。治ニ和氣一。用ニ五數一。飮ニ於黄后之井一。以ニ倮獸之火一爨。藏ニ溫濡一。行ニ𢿙養一。坦氣修通。凡物開レ靜形ニ生理一。常至レ命。尊レ賢授レ德。則帝。身レ仁。行レ義。服レ

巻第三

幼官第八(一)　　經言八

(一)若し夜虚に因り靜を守れば、人物人物は皇なり。(三)五和の時節、君は黄色を服し、(二)甘味を味ひ、宮聲を聽き、和氣を治め、五數を用ひ、黄后の井に飮み、(四)倮(五)獸の火を以て爨し、(六)溫濡を藏め、𢿙養を行ひ、坦氣修通す。凡そ物靜を開けば、生理を形し、(七)常に命に至る。賢を尊び德に授くれば、帝たり。仁を身にし、義を行ひ、忠を服し、信を用ふれば王たり。謀を審かにし、禮を章かにし、士を選び、(八)械を利すれば霸たり。(九)生を定め、死に處し、賢を謹み、伍を修むれば衆(一〇)なり。賞を信にし、罰を審かにし、材を爵し、能を祿すれば強し。凡を計り、終を付し、(一一)本を務め、末を飭ふれば富む。法を明かにし數を審かにし、(一二)常を立て、(一三)能を備ふれば治る。(一四)同異、官を分てば安し。(一五)之を通ずるに道を以てし、之

之。殺ニ僇犯一レ禁以振レ之。植固不レ動。倚邪乃恐。倚革邪化。令往。民移。法ニ天合一レ德。象ニ地無一レ親。參ニ於日月一。伍ニ於四時一。悅在ニ愛施一。有レ衆在レ廢レ私。召レ遠在レ修レ近。閉レ禍在レ除レ怨。修長在ニ乎任一レ賢。高安在ニ乎同一レ利。

り。嗇なれば人怨み、反つて損失を醸す 四 人力を過度に用ひ、苦しむべからず 五 民過勞して力足らざるに至る 六 施報すること其の當を得ざれば、禍起る 七 民各自ら圖り、君の令を用ひず 八 一令して民聽くなり 九 危倚者を撞捽して、之を辱む。頓は撞、捽は捽にして困なり 一〇 振は震にして、震ひ畏れしむ 一一 心を植つる堅固なり 一二 倚は偏倚にして、不正者なり 一三 令行はれ、民善に移るなり 一四 地は偏く萬物を生じ、私親することなし 一五 言ふは、日月の明普偏にして、四時の生長を先きにし、殺僇を後にする如くす 一六 國家の修長なるは、賢者に任ずるにあり。修も亦長なり 一七 君位の高きにありて安隱なるは、民と利を同じくするにあり

事以質。稱用財。愼施報。察稱量。故用財不可以嗇。用力不可以苦。用財嗇則費。用力苦則勞。民不足。令乃辱。民苦殃。令不行。施報不得。禍乃始昌。禍昌不寤。民乃自圖。正法。直度。罪殺不赦。殺僇必信。民畏而懼。武威既明。令不再行。頓卒怠倦以辱之。罰有過以懲

み、稱量を察す。故に財を用ふること嗇なるべからず、力を用ふること、苦なるべからず。財を用ふること嗇なれば費え、力を用ふること苦なれば勞す。民足らざれば令乃ち辱められ、民殃に苦みて令行はれず。施報得ざれば、禍乃ち始めて昌なり。禍昌にして寤らざれば、民乃ち自圖る。法を正くし、度を直くし、罪殺して赦さず、殺僇必ず信なれば、民畏れて懼る。武威既に明かなれば、令再行せず。怠倦を頓卒して之を辱め、有過を罰罪して之を懲し、禁を犯すを殺僇して之を振し、植固にして動かざれば、倚邪乃ち恐る。倚革り、邪化し、令往き、民移る。天の德を合くするに法り、地の親なきに象り、日月に參し、四時に伍す。悅ばすこと愛施にあり。衆を有つこと私を廢するにあり。遠きを召ぶ、近きを修むるにあり。禍を閉ること、怨を除くにあり。修長は、賢に任ずるにあり。高安は、利を同じくするにあり。

(一) 人を用ふるに、己れ用ひらる、ときの例ノ以てす　(二) 事を成すには、材質の適否を考ふべし　(三) 嗇は吝なり

以殺。怨乃起。令乃廢。驟令不レ行。民心乃外。外之有レ徒。禍乃始牙。衆之所レ怨。置。不レ能レ圖。擧レ所レ美。必觀ニ其所一レ終。廢レ所レ惡。必計ニ其所一レ窮。慶ニ勉敦敬一以顯レ之。富ニ祿有功一以勸レ之。爵ニ貴有名一以休レ之。兼愛無レ遺。是謂ニ君心一。必先順レ敎。萬民鄕レ風。旦暮利レ之。衆乃勝レ任。

所を觀、惡とする所を廢するに、必ず其の窮る所を計り、敦敬を慶勉して之を顯し、有功を富祿して之を勸め、有名を爵貴して之を休みし、兼愛遺すことなき、是を君の心と謂ふ。必ず先づ敎に順ひ、萬民風に鄕ふ。旦暮に之を利して、衆乃ち任に勝ふ。

(一) 國家を經營するの事なり (二) 某解に云ふ、天植は心なり (三) 遠近高下何れの處にても、各人其の業を繼續して、身家を安全にするを得ん (四) 三經は、天植、風雨、遠近高下三の者をいふ (五) 喜怒に因りて賞罰すれば、民怨起る (六) 民心は外に向はん (七) 心の外に向ひたる者徒黨あるときは、禍始めて萠すなり。牙は芽萠なり (八) 置は、劉績云ふ、寘に作るべし。言ふは、寘は衆の怒に敵する能はず (九) 某の人を善と思ひて擧用するとき、其の終を觀察し、惡む所の人を廢せんとするとき、其の窮極の處を計度すべく、妄に用ひ妄に廢すべからず (一〇) 敦厚恭敬の人を慶賞し、勉めて之を顯はす (一一) 言ふは、功名の士、旦暮に利を得るときは、衆之を見て勉勵して任に勝ふ

取レ人以レ己。成レ

人を取るに己れを以てし、事を成すに質を以てし、用財を審かにし、施報を愼

財。設二耳目一也。一體之治者。去二奇説一。禁二彫俗一也。不レ遠二道里一。故能威二絶域之民一。不レ險二山河一。故能服二恃固之國一。獨行無レ敵。故令行。而禁止。故攻レ國救レ邑。不レ恃二權與之國一。故所レ指必聽。定二宗廟一。育二男女一。天下莫二之能傷一。然後可二以有一レ國。制二儀法一。出二號令一。莫レ不二響應一。然後可二以治レ民一レ衆矣。

る暇なきなり　(八) 水旱の解、前段にあり　(九) 貨財を用ひ人を使ひて、我が耳目となす、故に敵の動靜を知り、我にに金鐵の堅守なり　(一〇) 奇怪の説を去り、敝俗を禁ず　(一一) 權力ありて、我の與國たる者　(一二) 響に應ず、響の聲に應ずる如く、民が儀法に從ふなり

版法第七　　經言七

尹知章云ふ、政要を選擇して、之を版に載せ、以て常法と爲す。

凡將レ立レ事。正二彼天植一。風雨無レ違。遠近高下。各得二其嗣一。三經既飭。君乃有レ國。喜無二以賞一。怒無二以殺一。喜以賞。怒

凡そ將に事を立てんとして、彼の天植を正くすれば、(一)風雨違ふなく、遠近高下各其の(二)嗣を得ん。三經既に飭ふときは、(三)君乃ち國を有つ。喜びて賞することなく、怒りて殺すことなかれ。(四)喜びて賞し、怒りて殺せば、(五)怨乃ち起り、令乃ち廢せん。(六)隸令すれば行はれず。民心乃ち外とならん。外の徒ある、(七)禍乃ち始めて牙さん。衆の忿る所、(八)置、圖る能はず。(九)美とする所を擧ぐるに、必ず其の終る

能不レ險ニ山河一矣。有ニ雷電之戰一。故能獨行而無レ敵矣。有ニ水旱之功一。故能攻レ國救レ邑。有ニ金城之守一。故能定ニ宗廟一。育ニ男女一矣。有ニ一體之治一。故能出ニ號令一。明ニ憲法一矣。風雨之行者。速也。飛鳥之擧者。輕也。雷電之戰者。士不レ齊也。水旱之功者。野不レ收。耕不レ穫也。金城之守者。用ニ貨

は、輕きなり。雷電の戰なる者は、士齊(七)しからざるなり。水旱の功なる者は、野收めず、耕穫ざるなり。(九)金城の守なる者は、貨財を用ひ、(八)耳目を設くるなり。一體の治なる者は、(一〇)奇說を去て、彫俗を禁ずるなり。道里を遠しとせず、故に能ぐ絶域の民を威す。山河を險とせず、故に能く恃固の國を服す。獨行敵なし、故に令すれば行はれ、禁ずれば止む。故に國を攻め邑を救ふに、(一一)權與の國を恃まず。故に指す所は必ず聽く。宗廟を定め男女を育し、天下之を能く傷ることなし。然る後に國を有つべく、儀法を制し、號令を出して、(一二)嚮應せざるなくして、然る後に民を治め衆を一にすべし。

右選陳

(一) 地の遠近險易を審知す (二) 兵卒十人の長なり。謀とは、適當の人を得るを謀るなり (三) 勇士を齊整し、材藝均しき者を一團とす (四) 將たる者の事なり (五) 上述ぶる如く、事整備する故に、疾きこと風雨の如く、道の遠きを苦とせず。輕捷飛鳥の如し、故に山河を險とせず。戰ふ雷電の如し、之に敵する者なし (六) 言ふは、敵其の地の穀を收穫するの力を得ずして、水旱穀を得ざるに同じ (七) 言ふは、吾が兵の疾き雷電の如く、敵列を齊ふ

也。是故以衆擊寡。以治擊亂。以富擊貧。以能擊不能。以教卒練士。擊毆衆白徒。故十戰十勝。百戰百勝。故事無備。兵無主。則不蚤知。野不辟。地無吏。則無蓄積。官無常。下怨上。則器械不功。朝無政。則賞罰不明。賞罰不明。則民幸生。故蚤知敵人。如獨行。有蓄積。則久而不匱。器械功。則伐而不費。賞罰明。則人不幸。人不幸。則勇士勸之。

を出し陳を列せざるなり　(七)言ふは、聚り集めたる衆と教練なき徒衆となり　(八)兵に將たる者なければ、早く敵情を知るを得ず　(九)堅利ならず　(一〇)政なしとは、政務に任ずる人無能なるなり　(一一)何時生命を奪はるゝも知るべからず、故に生を僥倖とす

故兵也者。審於地圖。謀十官。日量蓄積。齊勇士。徧知天下。審御機數。兵主之事也。故有風雨之行。故能不遠道里矣。有飛鳥之擧。故

故に兵なる者は、地圖(一)を審かにし、十官(二)を謀る。日に蓄積を量り、勇士を齊くし(三)、徧く天下を知り、審かに機數を御するは、兵主(四)の事なり。故に風雨の行(五)あり、故に能く道里を遠しとせず。飛鳥の擧あり、故に能く山河を險とせず。雷電の戰あり、故に能く獨行して敵なし。水旱(六)の功あり、故に能く國を攻め邑を救ふ。金城の守あり、故に能く宗廟を定め男女を育す。一體の治あり、故に能く號令を出し憲法を明かにす。風雨の行なる者は、速かなるなり。飛鳥の擧なる者

後兵出二乎境一。計未レ定二於內一。而兵出二乎境一。是則戰レ之自勝。攻レ之自毀也。是故張レ軍而不レ能レ戰。圍レ邑而不レ能レ攻。得レ地而不レ能レ實。三者見レ一焉。則可二破毀一也。故不レ明二于敵人之政一。不レ能レ加也。不レ明二于敵人之情一。不レ可レ約也。不レ明二于敵人之將一。不二先軍一也。不レ明二于敵人之士一。不二先陳一

三者一を見ば破毀すべきなり。故に敵人(五)の政に明かならざれば、加ふる能はざるなり、敵人の情に明かならざれば、約すべからざるなり、敵人の將(六)に明かならざれば、先づ軍せざるなり、敵人の士に明かならざれば、先づ陳せざるなり。是の故に衆を以て寡を撃ち、治を以て亂を撃ち、富を以て貧を撃ち、能を以て不能を撃ち、教卒練士を以て、(七)敺衆白徒を撃つ、故に十戰十勝し百戰百勝す。故に事備なく兵主(八)なければ、蚤く知らず。野辟けず地吏なければ、蓄積なく、官常なく、下上を怨めば、器械功(九)ならず、朝に政(一〇)なければ、賞罰明かならず、賞罰明かならざれば、民生を幸とす。故に蚤く敵人を知れば、獨行のごとく、蓄積あれば、久くして匱(一一)からず、器械功なれば、伐ちて費えず、賞罰明かなれば、人幸せず。人幸せざれば勇士之に勸む。

(一) 委曲に制度を定め、時宜に從ひて擧行するなり (二) 兵士器械等の多少は、計數の定めあるを要す (三) 己れが己れに勝ちて、己れを毀るものなり (四) 言ふは、土地を攻取するも、人民を保容し、永く自己の有となす能はず (五) 敵の政の善否を明知せざれば、兵を加ふるを得ず (六) 敵將の能否と其の兵士の強弱を明知せざれば、軍

之鋭器。春秋角試以練精鋭爲右。成器不課不用。不試不藏。收天下之豪傑。有天下之駿雄。故擧之如飛鳥。動之如雷電。發之如風雨。莫當其前。莫害其後。獨出獨入。莫敢禁圉。成功立事。必順於禮義。故不禮不勝天下。不義不勝人。故賢知之君。必立於勝地。故正天下。而莫之敢禦也。

られず、然るに王道を知る者、王位を窺はざるは、時王に道あればなり。即ち王者の正なり　(三) 衡は、物の軽重を平にする器なり。衡平なる故に天下服す。庫に藏蓄あり、故に事あるも缺けず　(四) 春に儀散を用ふるときは、獨行して敵なし。言ふは、人の拒むものなきなり　(五) 之を貴ぶとは、兵を貴ぶなり　(六) 言ふは亡國を興立すること少きも、天下共に之を服る、故に其の仁心に歸くなり　(七) 兵器を造るに、材料の精良なるものを聚むるなり　(八) 春秋二季に、其の工の巧拙を比較し試驗す　(九) 右は上なり、上品と定むるなり　(一〇) 器成るも、課試せざれば用ひず、又藏めず　(一一) 前後に敵なきなり　(一二) 敵、之を防止する能はず　(一三) 舊註に云ふ、天下とは大に就きて言ひ、人とは小に就きて言ふ　(一四) 勝地とは、敵の勝つ能はざる地に立つなり

若夫曲制時擧。不失天時。毋壙地利。其數多少。其要必出於計數。故凡攻伐之爲道也。計必先定於內。然

若し夫れ曲(一)に制し時に擧ぐれば、天時を失はず、地利を壙くすることなし。其の數多少、其の要必ず計數より出づ。故に凡そ攻伐の道たるや、計必ず先づ內に定まりて(二)、然る後兵境より出づ、計未だ內に定らずして、兵境より出づるは、是れ(三)之と戰ひて自ら勝ち、之を攻めて自ら毀るなり。是の故に軍を張りて戰ふこと能はず、邑を圍みて攻むること能はず、地を得て實(四)すること能はず。

之禮也。是故器成卒選、則士知勝矣。偏知天下、審御機數、則獨行而無敵矣。所愛之國、而獨利之。所惡之國而獨害之。則令行。禁止。是以聖王貴之。勝一而服百、則天下畏之矣。立少而觀多、則天下懷之矣。罰有罪、賞有功、則天下從之矣。故聚天下之精財、論百工

を害せば、令すれば行はれ、禁ずれば止む。是を以て聖王之を貴ぶ。(五)一に勝つて百を服すれば、天下之を畏る。(六)少を立て多に觀せば、天下之に懷く。有罪を罰し、有功を賞すれば、天下之に從ふ。故に天下の精財を聚め、(七)百工の鋭器を論じ、春秋角試(八)して以て練し、精鋭を右となす。(九)器を成すも、課せざれば用ひず、試みざれば藏めず。天下の豪傑を收め、天下の駿雄を有す。(一〇)故に之を擧ぐること飛鳥の如く、之を動かすこと雷電の如く、之を發すること風雨の如く、其の前(一一)に當ることなく、其の後を害することなく、獨出獨入、敢へて禁圉(一二)することなし。功を成し事を立つる、必ず禮義に順ふ。故に禮あらざれば(一三)天下に勝たず、義ならざれば人に勝たず。故に賢知の君は必ず勝地(一四)に立つ。故に天下を正して之を敢へて禦ぐなきなり。

右爲兵之數

(一) 大事を成す者は、天時を得るにあり、小事は謀計して成る、必ずしも天時にあらず　(二) 王者の道は　今日貧興せ

是以欲正天下。財不蓋天下。不能正天下。財蓋天下。而工不蓋天下。不能正天下。工蓋天下。而器不蓋天下。不能正天下。器蓋天下。而士不蓋天下。不能正天下。士蓋天下。而教不蓋天下。不能正天下。教蓋天下。而習不蓋天下。不能正天下。習蓋天下。而不遍知天下。不能正天下。遍知天下。而不明於機數。不能正天下。故明於機數者。用兵之勢也。

機數に明かなる者は、兵を用ふるの勢なり。

(一) 言ふは、兵を用ふるの要は、財を聚むるを最とし、若し財充分なれば、卽ち財に於て天下我に敵するなしと。又器を選ぶに心を用ふれば、器に於て我に敵するものなし。又工を論じて、充分に之を工に用ふれば、我工に敵するものなし。以下同一意義にして、皆兵を用ふるの要件なり　(二) 此の段は、前說に反する事を述ぶ　(三) 八とは、財を聚むる以下機數に明かなるまでの八の條項をいふ　(四) 機は動の微なる者、機を見るに敏にして又計數に明かなる者は、用兵の要理なり

大者時也。小者計也。王道非廢也。而天下莫敢窺者。王者之正也。衡庫者。天子

(一)大なる者は時なり、小なる者は計なり。(二)王道は廢せられたるにあらざるも、天下敢へて窺ふなき者は、王者の正なり。(三)衡庫なる者は天子の禮なり。是の故に器成り卒選ばるれば、士は勝を知る。遍く天下を知り、審かに(四)機數を御すれば、獨行して敵無し。愛する所の國にして、獨り之を利し、惡む所の國にして、獨り之

陣之士。皆輕二其死一而安レ難。以要二上事一。本兵之極也。

爲レ兵之數。存二乎聚レ財。而財無レ敵。存二乎論レ工。而工無レ敵。存二乎制レ器。而器無レ敵。存二乎選レ士。而士無レ敵。存二乎政敎一。而政敎無レ敵。存二乎服習一。而服習無レ敵。存三乎偏知二天下一。而偏知二天下一無レ敵。存三乎明二於機數一。而明二於機數一無レ敵。故兵未レ出レ境。而無レ敵者八。

(一)兵を爲むるの數は財を聚むるに存して、財に敵なし、工を論ずるに存して、工に敵なし。器を制するに存して、器に敵なし、士を選ぶに存じて士に敵なし、政敎に存して政敎に敵なし、服習に存して、服習に敵なし、偏く天下を知るに存して、偏く天下を知るに敵なし、機數を明かにするに存して、機數を明かにするに敵なし。(二)故に兵未だ境を出でずして敵なき者八。(三)是を以て天下を正さんと欲せば、財天下を蓋はざれば、天下を正す能はず。財天下を蓋ふも、工天下を蓋はざれば、天下を正す能はず、工天下を蓋ふも、器天下を蓋はざれば、天下を正す能はず。器天下を蓋ふも、士天下を蓋はざれば、天下を正す能はず。士天下を蓋ふも、敎天下を蓋はざれば、天下を正す能はず、敎天下を蓋ふも、習天下を蓋はざれば、天下を正す能はず。習天下を蓋ふも、偏く天下を知らざれば、天下を正す能はず。偏く天下を知るも、(四)機數に明かならざれば、天下を正す能はず。故に

人枉其法。故曰、法愛於人。不為重祿爵。分其威。故曰、威重於爵祿。不通此四者、則反於無有。故曰、治人如治水潦、養人如養六畜、用人如用草木。居身論道行理、則群臣服教、百吏嚴斷、莫敢開私焉。論功計勞、未嘗失法律也。便辟左右大族尊貴大臣、不得增其功焉。疏遠卑賤隱不知之人、不忘其勞。故有罪者不怨上、愛賞者無貪心。則列

吏嚴斷して敢へて私を開くことなし。功を論じ勞を計るに、未だ嘗て法律を失はず。便辟左右大族尊貴大臣、其の功（一二）を增すことを得ず。疏遠卑賤隱れて知れざるの人も、其の勞を忘れず。故に罪ある者も上を怨みず、賞を愛する者も貪心なく、列陳の士（一三）、皆其の死を輕んじ難に安んじ、以て上事（一四）を要む。（一五）本兵の極たり。

右四傷百匿

（一）世主は、舊詁に、庸君とあり、凡庸の君なり（二）民を愛するは明君の所為なるも、此處は從服の人を愛する為に法を枉げざる意にして、法を民よりも愛するを云ふ（三）亡君は、舊詁に、明君の誤とあり、從ふべし（四）愛する所は、民にあらずして法にあり（五）されば明君は、重賞の為に其の命令を虧かず（六）威權を下に移すよりは、寧ろ爵祿を與ふるの意なり（七）前述ぶる所の故に云々、四個の道に通ぜざれば、無有に歸して國亡ぶ（八）能く疏通し、能く堤を以て防げば決潰氾濫なきをいふ（九）畜類の性に從うて、之を養ふ（一〇）長短大小、其の材に從つて之を用ふ（一一）人君たる者、其の身を、道を論じ理を行ふの中に居くときは、臣下服從し、百吏私を為さず（一二）便辟以下大臣と雖も、其功勞に對して他人より多く賞賜せず（一三）陳に列するの兵士なり（一四）上事は賞なり（一五）兵を治むるの本は、其の極、以上述ぶる如く賞罰を私せざるにあり

而士不厲。兵弱而士不厲。則戰不勝而守不固。戰不勝而守不固。則國不安矣。故曰。常令不審。則百匿勝。官爵不審。則姦吏勝。符籍不審。則姦民勝。刑法不審。則盜賊勝。國之四經敗。人君泄見危。人君泄則言實之士不進。言實之士不進。則國之情僞不竭于上。

世主所貴者寶也。所親者戚也。所愛者民也。所重者爵祿也。亡君則不然。致所貴。非寶也。致所親。非戚也。致所愛。非民也。致所重。非爵祿也。故不爲重寶虧其命。故曰。令貴於寶。不爲愛親危其社稷。故曰。社稷戚於親。不爲愛

世主の貴ぶ所の者は寶なり。親む所の者は戚なり。(二)愛する所の者は民なり。(一)重ずる所の者は爵祿なり。(三)亡君は然らず、貴ぶ所を致す、寶にあらざるなり。親む所を致す、戚にあらざるなり。愛する所を致す、(四)民にあらざるなり。重ずる所を致す、爵祿にあらざるなり。故に(五)重寶の爲に其の命を虧かず。故に曰く、令は寶よりも貴しと。親を愛するが爲に其の社稷を危くせず。故に曰く、社稷は親よりも戚しと。人を愛するが爲に其の法を枉げず、故に曰く、法は人よりも愛まると。(六)爵祿を重んずるが爲に其の威を分たず。故に曰く、威は爵祿よりも重しと。(七)此の四つの者に通ぜざれば、有るなきに反る。故に曰く、人を治むるは、(八)水潦を治むるがごとく、人を養ふは、(九)六畜を養ふがごとく、人を用ふるは、(一〇)草木を用ふるがごとしと。身を、(一一)道を論じ理を行ふに居くときは、羣臣敎に服し、百

下。法傷則貨上流。教傷則從令者不輯。衆傷則百姓不安其居重在下。則令不行。貨上流。則官徒毀從令者不輯則百事無功。百姓不安其居則輕民處而重民散。輕民處。重民散。則地不辟。地不辟。則六畜不育。六畜不育則國貧而用不足。國貧而用不足。則兵弱

流すれば官徒毀り、令に從ふ者輯がざれば、百事功なし。百姓其の居を安んぜざれば、(五)輕民處りて(六)重民散ず。輕民處りて重民散ずれば、地辟かず。地辟かざれば、六畜育せず。六畜育せざれば、國貧くして用足らず。國貧くして用足らざれば、兵弱くして士勵まず。兵弱くして士勵まざれば、戰勝たずして守固からず。戰勝たずして守固からざれば、國安からず。故に曰く、常令審かならざれば(七)百匿勝ち、官爵審かならざれば姦吏勝ち、(八)符籍審かならざれば姦民勝ち、刑法審かならざれば盜賊勝ち、國の(九)四經敗れ。人君泄せば、危きを見る。人君泄せば實を言ふの士進まず。實を言ふの士進まざれば(一〇)、國の情僞上に竭されず。

(一) 匿に惡にして、百惡と曰ふ如し (二) 民俗國教を傷る (三) 君の威傷るときは、臣下反つて權道を得 (四) 仕官する者、才德を以て進まず、貨を入れ官を得、故に貨上流し、官徒毀るに至る、尹知章云ふ、徒は卒なり (五) 輕民は、遊手浮食の民なり (六) 重民は、農事を務むる良民なり (七) 匿は惡なり (八) 符は調符、籍は戶籍なり (九) 尹知章云ふ、四經は常令、官爵、符籍、刑法の四者をいふ (一〇) 謀事は密を貴ぶ。然るに人君之を泄らせば、臣下禍を畏れて敢へて言はずして、人君の位危し

行二令於人一。猶三倍招而必二拘之一。不レ明二於計數一。而欲レ擧二大事一。猶下無二舟檝一而欲上レ經二於水險一也。故曰。錯レ儀畫レ制。不レ知則不可。論レ材審レ用。不レ知レ象不可。和レ民一レ衆。不レ知レ法不可。變レ俗易レ敎。不レ知レ化不可。毆レ衆移レ民。不レ知二決塞一不可。布レ令必行。不レ知二心術一不可。擧レ事必成。不レ知二計數一不可。

に、心術を知らざれば不可なり、事を擧げて必ず成すに、計數を知らざれば不可なり。

右七法

㊀ 朝夕は日景を測るもの。運は轉なり。均は製陶者の輪なり。言ふは、日景を測る器を運均の上に立てて日景を測り、竿を搖かして其の末端を靜定せんとするも能はざるに同じ ㊁ 所謂鶴脛長きも斷つべからず、鳧脛短きも續くべからざるに、强ひて之を斷續せんとするが如し ㊂ 速急にして施行し能はざるに喩ふ ㊃ 言ふは、人を招く者は必ず之に面す。今招きて之に背き、又拘囚せば人來らじ ㊄ 水の險難なる處なり ㊅ 纂詁に云ふ威儀を錯設し、制度を畫定するに、天地寒暑水土の宜に明ならざれば、爲す能はず

百匿傷二上威一。姦吏傷二官法一。姦民傷二俗敎一。賊盜傷二國衆一。威傷則重在レ

(一)百匿は上威を傷り、姦吏は官法を傷り、姦民は俗敎を傷り(二)、賊盜は國衆を傷る。(三)威傷れば重きこと下にあり、法傷れば貨上流し、敎傷れば令に從ふ者輯がず、衆傷れば百姓其の居を安んぜず、重きこと下にあれば、令行はれず、貨上(四)

欲レ出二號令一。猶下立二朝夕於運均之上一。擔レ竿而欲上レ定二其末一。不レ明二於象一而欲下論レ材審上レ用。猶下絶レ長以爲レ短續レ短以爲上レ長。不レ明二於法一。而欲下治レ民一上レ衆。猶下左書而右息上レ之。不レ明二於化一而欲下變レ俗易上レ敎。猶下朝揉レ輪而夕欲上レ乘レ車。不レ明二於決塞一而欲下敺レ衆移上レ民。猶レ使二水逆流一。不レ明二於心術一而欲レ

擔つて其の末を定めんと欲するがごとし。象に明かならずして材を論じ用を審かにせんと欲するは、猶ほ長(二)を絶ちて短となし、短を續ぎて長となすがごとし。法に明かならずして、民を治め衆を一にせんと欲するは、猶ほ左は書して右は之を息むるがごとし。化に明かならずして、俗を變じ敎を易へんと欲するは、猶ほ朝(三)に輪を揉めて、夕に車に乘らんと欲するがごとし。決塞に明かならずして、衆を敺り民を移さんと欲するは、猶ほ水を逆流せしむるがごとし。心術に明かならずして令を人に行はんと欲するは、猶ほ倍招(四)して之を必拘するがごとし。計數に明かならずして大事を擧げんと欲するは、猶ほ舟檝なくして水險(五)を經らんと欲するがごときなり。故に曰く、(六)儀を錯し制を畫するに、則を知らざれば不可なり、材を論じ用を審かにするに、象を知らざれば不可なり、民を和し衆を一にするに、法を知らざれば不可なり、俗を變じ敎を易ふるに、化を知らざれば不可なり、衆を敺り民を移すに、決塞を知らざれば不可なり、令を布きて必ず行ふ

土之性。人民鳥獸草木之生。物雖不甚多。皆均有焉。而未嘗變也。謂之則。義也。名也。時也。似也。類也。比也。狀也。謂之象。尺寸也。縄墨也。規矩也。衡石也。斗斛也。角量也。謂之法。漸也。順也。靡也。久也。服也。習也。謂之化。予奪也。險易也。利害也。難易也。開閉也。殺生也。謂之決塞。實也。誠也。厚也。施也。度也。恕也。謂之心術。剛柔也。輕重也。大小也。實虛也。遠近也。多少也。謂之計數。

(六)角量なり、之を法と謂ふ。漸なり、順なり、靡なり、久なり、服なり、習なり、之を化と謂ふ。(七)予奪なり、險易なり、利害なり、難易なり、開閉なり、殺生なり、之を決塞と謂ふ。實なり、誠なり、厚なり、施なり、度なり、恕なり、之を心術と謂ふ。剛柔なり、輕重なり、大小なり、實虛なり、遠近なり、多少なり、之を計數と謂ふ。

(一) 尹知章云ふ器數理分即ち下の七法なり (二) 則・象・法・化・決塞・心術・計數の七法、後に逐節解義あり (三) 人民鳥獸、草木の生ずるや、甚多からざる處あるも、何れの地にも有らざるはなし (四) 義は事の宜きに合ふなり。名は事を命ずる所以、時は名の當る所あるなり。似は肖るなり。類は同類なり。比は比擬すべきこと。狀は事の情態なり (五) 輕重を計るもの (六) 角は較なり、比較して多少を知るもの (七) 予奪以下殺生までは、互に相反せることとなる故に、或は之を決開し、或は之を塞止す。決塞と稱する所以なり

不明於則。而

則に明かならずして號令を出さんと欲するは、猶ほ(一)朝夕を運均の上に立て、竿を

具。四者備。治矣。不レ能レ治二其民一。而能彊二其兵一者。未二之有一也。能治二其民一矣。而不レ明二于爲レ兵之數一。猶之不可。不レ能レ彊二其兵一。而能必勝二敵國一者。未二之有一也。能彊二其兵一。而不レ明下于勝二敵國一之理上。猶之不レ勝也。兵不三必勝二敵國一。而能正二天下一者。未二之有一也。兵必勝二敵國一矣。而不レ明下正二天下一之分上。猶之不可。

必ず敵國に勝たずして、能く天下を正す者は、(六)未だ之れあらざるなり。兵必ず敵國に勝つも、天下を正すの分(七)に明かならざれば、猶は之れ不可なり。

(一)言の是なるも、取り立て、用ふる能はず　(二)自國の形狀勢力の確立せざるなり　(三)四つの者とは、是を用ひ非を廢し、功を賞し罪を誅するをいふ　(四)數は術數なり。兵を治むるの術數に明かなるなり　(五)孫子の所謂敵を知り己れを知りて勝つ所以の道理に明かなるなり　(六)天下を匡正するなり　(七)分は、爾雅に、分別なりとあり。大小多少等の分別を爲すなり

故曰。治レ民有レ器。爲レ兵有レ數。勝二敵國一有レ理。正二天下一有レ分。則。象。法。化。決塞。心術。計數。根二天地之氣。寒暑之和。水

故に曰く、民を治むるに器あり、兵を爲むるに數あり、敵國に勝つに理あり、天下を正すに分あり、(一)則・象・法・化・決塞・心術・計數なり。天地の氣、寒暑の和、水土の性、人民鳥獸草木の生、(二)物甚だ多からずと雖も、皆均しく有り、未だ嘗て變ぜざるなり。之を則と謂ふ。(三)義なり、名なり、時なり、似なり、類なり、比なり、狀なり、之を象と謂ふ。(四)尺寸なり、繩墨なり、規矩なり、(五)衡石なり、斗斛なり、

言是而不能立。言非而不能廢。有功而不能賞。有罪而不能誅。若是而能治民者。未之有也。是必立。非必廢。有功必賞。有罪必誅。若是安治矣。未也。是何也。曰形勢器械未具。猶之不治也。形勢器械

卷第二

七法第六　經言六

言是にして立つる能はず、言非にして廢する能はず、功ありて賞する能はず、罪ありて誅する能はず。是の若くにして能く民を治むる者は、未だ之れあらざるなり。是は必ず立て、非は必ず廢し、功あれば必ず賞し、罪あれば必ず誅す。是の若くなるも、安治するは未だなり。是れ何ぞや。曰く、形勢器械未だ具らざれば、猶ほ之れ治らざるなり。形勢器械具り四の者備れば、治まる。其の民を治むる能はずして、能く其の兵を彊くする者は未だ之れあらざるなり。能く其の民を治むるも、兵を爲むるの數に明かならざれば、猶ほ之れ不可なり。其の兵を彊くする能はずして、能く必ず敵國に勝つ者は、未だ之れあらざるなり。能く其の兵を彊くするも、敵國に勝つの理に明かならざれば、猶ほ之れ勝たざるなり。兵

之國一。千室之都四。㊀以[三]上地方八十里。㊁與[二]下地方百二十里[一]。通[二]於中地方百里[一]。

㊀ 國とは、城中なり。都とは、下邑なり ㊁ 都卽ち下邑の四あるは、四方を禦ぐ爲なり

託二業於民一。民之生也。辟則愚。閉則類。上爲レ一。下爲レ二。時之處レ事精矣。不レ可二藏而舍一也。故曰。今日不レ爲。明日亡レ貨。昔之日。已往而不レ來矣。

上地方八十里。萬室之國一。千室之都四。中地方百里。萬室之國一。千室之都四。下地方百二十里。萬室

委託するなり (五) 辟とは、放縦なり (六) 閉とは、禁じて縦にせざるなり。此くするときは、善類となる (七) 上の人一を爲せば、下は倍の事を爲す。善惡ともに然り。故に上たる者愼むべし

時の事を處すること精し、藏めて舍くべからず。故に曰く、今日爲さざれば、明日貨を亡ふ。昔の日は已に往きて來らず。

右 失 時

(一) 時間の事を處する、精密にして寸隙なし。言ふは、時間は速に去りて、蓄藏して止舍する能はず (二) 今日爲さずして明日を待たば、貨を失ふに至る

上地方は八十里にして、萬室の國一あり、千室の都四あり。中地方は百里にして、萬室の國一あり、千室の都四あり。下地方は百二十里にして、萬室の國一あり。千室の都四あり。上地方の八十里と下地方の百二十里とを以て、中地方の百里に通ず。

右 地 里

乃知時日之蚤晏。日月之不足。饑寒之至于身也。是故夜寢蚤起。父子兄弟。不忘其功。爲而不倦。民不憚勞苦。故不均之爲惡也。地利不可竭。民力不可殫。不告之以時。而民不知。不道之以事。而民不爲。與之分貨。則民知得正矣。審其分。則民盡力矣。是故不使而父子兄弟不忘其功。

せざる所の事なく、强ひて能くすと言はず　(九)　上下俱に誠を以て談合す　(一〇)　尋詰に言ふ、地を均しくすとは、田百畝萊二百畝の類、力を分つとは、民に各力を盡くし、其の田を耕さしむるなり　(一一)　時日の蚤晏等に注意せざれば、饑寒を免れず　(一二)　務むべき事を忘れず　(一三)　地を均くして力を分たざれば、民は際限なく力を費し、功を擧ぐる能はず　(一四)　尋詰に云ふ、民は耕田得る所の什一を貸して、各其の餘を私有するは、貨を分つと同じ。此くして民窮乏ならず、智慮正を得　(一五)　上より使令せざるも、各人其事を務むることを忘れず

聖人之所以爲聖人者。善分民也。聖人不能分民。則猶百姓也。於己不足。安得名聖。是故有事則用。無事則歸之於民。唯聖人爲善

聖人の聖人たる所以のものは、善く民に分て(一)ばなり。聖人民に分つ能はざれば、猶ほ百姓(二)の如きなり。己れに於て足らず(三)、安ぞ聖と名くるを得ん。是の故に事あれば用ひ、事なければ之を民に歸す。唯聖人善く業を民に託する(四)ことを爲す。民の生や、辟けば(五)愚にして閉づれば(六)類す。上一を爲せば(七)、下二を爲す。

右　聖　人

(一)　民より重く收斂せざるをいふ　(二)　一般の人民と異ならず　(三)　己れ欲心あり、貪りて足るとせず　(四)　託は

故非ニ誠賈一不レ得レ食ニ于賈一。非ニ誠工一不レ得レ食ニ于工一。非ニ誠農一。不レ得レ食ニ于農一。非ニ信士一。不レ得レ立ニ于朝一。是故官虛而莫ニ敢爲レ之請一。君有ニ珍車珍甲一。而莫ニ之敢有一。君舉レ事。臣不ニ敢誣ニ其所一レ不レ能。君知レ臣。臣亦知ニ君知一レ己也。故臣莫ニ敢不一レ竭レ力。俱操ニ其誠一以來道。曰。均レ地分レ力。使ニ民知一レ時也。民

知り臣も亦君の己れを知ることを知れり。故に臣敢へて力を竭さざるなし。俱に其の誠を操りて、(九)以て來り道ふ。曰く、地を均しく力を分つは、民をして時を知らしむるなり。民乃ち時日の蚤晏、日月の足らざること、(一〇)饑寒の身に至るを(一一)知る。是の故に夜に寢ね蚤に起き、父子兄弟其の功を忘れず、(一二)爲して倦まず、民勞苦を憚からず。故に不均の惡たるや、(一三)地利竭すべからず、民力殫すべからず。之に告ぐるに時を以てせずして民知らず、之を道くに事を以てせずして民爲さず。之と貨を分てば、(一四)民知正を得、其の分を審かにせば、民力を盡す。是の故に使はずして(一五)父子兄弟其の功を忘れず。

右士農工商

(一) 智者のみ知るを得るものにして、愚者の知るを得ざるものは、民の數と爲す能はず (二) 前と同意にて、巧者のみ能くして、拙者能くせざるものは、一般の數とするに足らず (三) 夫人は、人人といふに同じ (四) 誠賈とは、誠實に賈を爲す者なり (五) 信士とは、士を農工商と分ち稱したるなり (六) 言ふは、官缺くるありとも、己れの才能適せざれば、請ひて其の官に就かず (七) 君に美なる車甲あるも、位なき者は之を用ふるを得ず (八) 其の能く

芸卒焉。士聞見博。學意察。而不爲君臣者。與功而不與分焉。賈知賈之貴賤。日至於市。而不爲官賈者。與功而不與分焉。工治容貌功能。日至於市。而不爲官工者。與功而不與分焉。不可使而爲工。則視貨離之實。而出夫粟。

子は十二歳に至れば、一柄の鋤を用ひ、官の爲に田を耕し、三日の勞を爲す 〔二〕正月は、農をして官田に作業せしむ 〔三〕官仕せざる者をいふ。是等志を高尚にして仕へざる者には、其の功に對して之を賞與し一夫受くる所の分を與へず 〔四〕官の賈人たらざる者は、同じく其の功を賞し一夫の分を與へず 〔五〕使用すべき技術なくして工を爲せば、其の惡品を檢査し、罰として、一夫納る所の粟を出さしむ

是故智者知之。愚者不知。不可以教民。巧者能之。拙者不能。不可以教民。非一令而民服之也。不可以爲大善。非夫人能之也。不可以爲大功。是

是の故に〔一〕智者之を知り、愚者知らざれば、以て民を教ふべからず。〔二〕巧者之を能くし、拙者能くせざれば、以て民を教ふべからず。一令して民之に服するにあらざれば、大善と爲すべからず。〔三〕夫人之を能くするにあらざれば、大功と爲すべからず。是の故に〔四〕誠賈にあらざれば、賈に食むを得ず。誠工にあらざれば、工に食むを得ず。誠農にあらざれば、農に食むを得ず。〔五〕信士にあらざれば、朝に立つを得ず。是の故に〔六〕官虚きも敢へて之が爲めに請ふ莫し。〔七〕君珍車珍甲あるも、之を敢へて有つなし。君事を舉ぐるに、臣敢へて其の能くせざる所を〔八〕誣ひず。君は臣を

一仞見レ水。輕征。十分去二三。二則去三四。四則去レ四。五則去レ半。比二之於山一。五尺見レ水。十分去レ一。四則去レ三。三則去レ二。二則去レ一。二尺而見レ水。比二之於澤一。距二國門一以外。窮二四竟之內一。丈夫二犂。童五尺一犂。以爲二三日之功一。正月。令三農始作二服于公田一。農耕。及二雪釋一耕始焉。

なれば三を去り、三なれば二を去り、二なれば一を去る。二尺(一〇)にして水を見れば、之を澤に比す。國門を距る以外四竟の內を窮め、丈夫は二犂、童五尺は一犂、以て三日の功と爲す。(一一)正月は、農をして始めて公田に作服せしむ。(一二)農耕は、雪釋くるに及びて耕を始め、芸を卒る。士聞見博く、學意察にして、(一三)君臣と爲らざる者は、功を與へて分を與へず。賈たるもの、賈の貴賤を知り、日に市に至りて官賈たらざる者は、功を與へて(一四)分を與へず。工たるもの、容貌功能を治め、日に市に至りて官工と爲らざる者は、功を與へて分を與へず。(一五)使ふべからずして工と爲れば、貨離の實を視て、夫粟を出さしむ。

(一)三歲に田境の封を修む。封とは、境に土を盛るなり (二)五歲に堺を修む (三)十歲には、經界を更め正すなり (四)仞は八尺なり。十仞の深さにて、始めて水を見るは、地高き故に、雨量多き年も水害なし (五)五尺にして水を見るとき、地低き故旱する憂なし (六)十一仞の深さにて水を見るは、地高きに過ぎて旱害あり。故に税を輕くし、上田の税を十分 て、其の二三分を減ず (七)二なればとは、十二仞なり (八)四なればとは、十四仞なり。四を去るは前の例に同じ (九)山と同一に見るなり (一〇)二尺の深さにて水を見れば澤に比し、平地と見ざるなり (一一)國門は、城門なり。城門を距る以外四境の窮る處までの地に在る丈夫は、二柄の鍬を用ひて耕作し、童

地也。方一里。九夫之田也。黄金一鎰。百乘一宿之盡也。無金則用其絹。季絹三十三制。當一鎰。無絹則用其布。經暴布百兩。當一鎰。一鎰之金。食百乘之一宿。則所市之地。六歩一斛。命之曰中歳。有市。(無市)則民不乏矣。方六里。名之曰社。有邑焉。名之曰央。亦關市之賦。黄金百鎰爲一篋。其貨一穀籠爲十篋。其商苟在市者三十人。其正月十二月。黄金一鎰。命之曰正分。春曰書比。立夏曰月程。秋曰大稽。與民數得亡。

故に乘と曰ふ (三) 是に於て邑の制立つ (四) 一乘の賦を負擔する地をいふ (五) 一馬に對して甲士七人、蔽を持する兵五人。蔽は矢石を捍ぐ板なり (六) 言ふは、百乘が一宿するだけの費に充つべし (七) 制は一丈八尺なり (八) 經暴して日に曝すことを經たる布にして、一兩は一匹なり (九) 市する地には、六歩毎に穀一斗を出さしむ、之を中歳と曰ふ。斛は斗なり (一〇) 市あれば云々は、市なければ民之に作る、可に似たり (一一) 一穀の籠を十篋となす (一二) 正月十二月は、貨多く賣る、故に黄金一鎰を賦課す (一三) 正籍の賦法なり (一四) 春分なり、此の時商賈貴賤の比例を書す (一五) 一月の定額なり (一六) 商比計なり。商賈の多少、價の高下を計り、損得を考ふ

三歳修封。五歳修界。十歳更制。經正也。十仞見水。不大潦。五尺見水。不大旱。十

三歳に封を修め、(一)五歳に界を修め、(二)十歳に更制す。(三)經正なり。(四)十仞にして水を見れば、大潦せず。(五)五尺にして水を見れば大旱せず。(六)十一仞にして水を見れば、輕く征し、十分にして二三を去る。(七)二なれば三四を去り、(八)四なれば四を去り、五なれば半を去る。(九)之を山に比す。五尺にして水を見れば、十分にして一を去る。四

鄕。四鄕。命之曰都。邑制也。邑成而制事。四聚爲一離。五離爲一制。五制爲一田。二田爲一夫。三夫爲一家。事制也。事成而制器。方六里爲一乘之地也。一乘者四馬也。一馬。其甲七。其蔽五。四乘。其甲二十有八。其蔽二十。白徒三十人。奉車兩。器制也。方六里。一乘之

田を一夫となし、三夫を一家となす。事制なり。事成りて器を制す。方六里を一乘の(四)地となすなり。一乘は四馬なり。(五)一馬其の甲七、其の蔽五なり。四乘は、其の甲二十有八、其の蔽二十。白徒三十人、車兩を奉ず。器の制なり。方六里は一乘の地たり。方一里は九夫の田なり。黃金一鎰は、(六)百乘一宿の盡なり。金なければ其の絹を用ふ。季絹三十三制は(七)一鎰に當る。絹なければ其の布を用ふ。(八)經暴布百兩は一鎰に當る。一鎰の金は百乘の一宿を食ふ。(九)市する所の地は、六步一㪷、之を命じて中歲と曰ふ。(一〇)市あれば民乏しからず。方六里之を名けて社と曰ふ。邑あれば之を名けて央と曰ふ、亦關市の賦は、黃金百鎰を一篋となす。其の貨(一一)一穀籠を十篋となす。其の商荷に市にある者三十人。其の正月十二月は、(一二)黃金一鎰、之を命じて正と曰ふ。(一三)分春を書比と曰ひ、(一四)立夏を月程と曰ひ、(一五)秋を大稽(一六)と曰ひ、民と得亡を數ふ。

㊀ 十家を合して連と曰ひ、二伍連繫して公私の事を爲す ㊁ 纂詁に云ふ、賦役の事、五十家に至りて顯著なり

九而當レ一。蔓山。其木可二以爲一材。可二以爲一軸。斤斧得レ入焉。九而當レ一。汎山。其木可二以爲一棺。可二以爲一車。斤斧得レ入焉。十而當レ一。流水。網罟得レ入焉。五而當レ一。林。其木可二以爲一棺。可二以爲一車。斤斧得レ入焉。五而當レ一。澤。網罟得レ入焉。五而當レ一。命レ之曰二地均一以レ實數。方六里。命レ之曰レ暴。五暴。命レ之曰レ部。五部命レ之曰レ聚。聚者有レ市。無レ市則民乏。五聚。命レ之曰二某鄉一。四鄉命レ之曰レ方。官制也。

入るを得るは、五にして一に當る。之を命じて地均と曰ひ、(三)實を以て數ふ。方六里、之を命じて暴と曰ふ。(四)五暴は之を命じて部と曰ふ。(五)五部は之を命じて聚と曰ふ。聚なる者は市あり、市なければ民乏し。五聚は之を命じて某鄉と曰ふ。四鄉は之を命じて方と曰ふ。官制なり。

(一) 地の數を生ぜざる處、山の木なきものは其利少なく、恰も百ありて數を生ずる地の一と同樣となる。以下皆同定なり　(二) 數地にして、鎌を入れて物を刈り、刈りたる物を獲收し出すなり　(三) 地均は、地の實收を以て數ふるものにして、徒に廣狹を以て計らざるなり　(四) 方六里の地にして、政教始めて顯はる。故に暴と曰ふ。暴は顯なり　(五) 方六里を始めとして、五暴六部以下皆官府を置く。故に官制なりといふ

官成而立レ邑。五家而伍。十家而連。五連而暴。五暴而長。命レ之曰二某

官成りて邑を立つ。五家にして伍、十家にして連、(一)五連にして暴、(二)五暴にして長あり、之を命じて某鄉と曰ふ。四鄉は、之を命じて都と曰ふ。(三)邑制なり。邑成りて事を制す。四聚を一離となし、五離を一制となし、五制を一田となし、二

馬服ㇾ牛。而任之輕重有ㇾ制。有ニ壹宿之行一。道之遠近有ㇾ數矣。是知諸侯之地。千乘之國者。所ニ以知ニ地之小大一也。所ニ以知ニ任之輕重一也。重而後損ㇾ之。是不ㇾ知ㇾ任也。輕而後益ㇾ之。是不ㇾ知ㇾ器也。不ㇾ知ㇾ任。不ㇾ知ㇾ器。不ㇾ可ㇾ謂ニ之有道一。

知きは、量を知らざるものなり（五）貨餘りあれば、工人業を休止して爲さゞるに至る。是に至りて始めて貨の餘あるを知る如きは、節制を知らざるなり、量を知らず、節を知らず、之を有道と謂ふべからず（六）天下の人、馬に乘り又牛を服役するに、馬牛に任ずる輕重の宜しきを制定す。輕きは遠きに致すべく、重ければ遠きに致すを得ず（七）里程幾何にして一宿すべきの制を定む（八）是に於て諸侯の國車千乘を出すを得る地域は前述の方法にて地の小大と任の輕重とを知るを得（九）言ふは、始の重くして後に之を損するは、能く考量せざる故にして、任を知らざるなり（一〇）始の輕くして後に之を益すは、器の輕重何如を知得せざるなり

地之不ㇾ可ㇾ食者。山之無ㇾ木者。百而當ㇾ一。涸澤百而當ㇾ一。地之無ニ草木一者。百而當ㇾ一。樊棘襍處。民不ㇾ得ㇾ入焉。百而當ㇾ一。藪鎌纏得ㇾ入焉。

（一）地の食ふべからざるもの、山の木なきものは、百にして一に當る。涸澤は百にして一に當る。地の草木なきものは、百にして一に當る。樊棘襍處民入るを得ざるものは、百にして一に當る。藪の鎌纏（二）入るを得るは、九にして一に當る。蔓山の、其の木の材となすべく、軸となすべく、斤斧入るを得るは、九にして一に當る。汎山の、其の木は棺となすべく、車となすべく、斤斧入るを得るは、十にして一に當る。流水の、網罟入るを得るは、五にして一に當る。林の、其の木以て棺と爲すべく、以て車を爲るべく、斤斧入るを得るは、五にして一に當る。澤の、網罟

黃金者。用之量也。辨二於黃金之理一。則知二侈儉一。知二侈儉一。則百用節矣。故儉則傷レ事。侈則傷レ貨。儉則金賤。金賤則事不レ成。故傷レ事。侈則金貴。金貴則貨賤。故傷レ貨。貨盡而後知レ不レ足。是不レ知レ量也。事已而後知二貨之有一レ餘。是不レ知レ節也。不レ知レ量。不レ知レ節。不レ可レ謂二之有道一。天下乘レ

黃金なる者は、用の量たり。黃金の理を辨ずれば、侈儉を知る。(一)侈儉を知れば、百用節せらる。(二)故に儉なれば事を傷り、侈なれば貨を傷る。儉なれば金賤し。金賤しければ事成らず。(三)故に事を傷る。侈なれば金貴し。金貴ければ貨賤し。故に貨を傷る。(四)貨盡きて而る後に足らざるを知るは、是れ量を知らざるなり。事已みて(五)而る後に貨の餘あるを知るは、是れ節を知らざるなり。量を知らず節を知らざれば、之を有道と謂ふべからず。(六)天下馬に乘り牛を服して、之に任ずること輕重制あり、(七)壹宿の行あり、道の遠近數あり。(八)是に知る諸侯の地千乘の國は、地の大小を知る所以なり。任の輕重を知る所以なり。(九)重くして而る後に之を損するは、是れ任を知らざるなり。(一〇)輕くして而る後に之を益すは、是れ器を知らざるなり。任を知らず、器を知らざれば、之を有道と謂ふべからず。

(一) 黃金の貴賤相變ずる理を辨知すれば、人の侈れるか儉なるかを知るを得　(二) 其の侈りに傾くを知れば之を禁制し、儉に過ぐれば之を導きて、中所を得しむる故に、百用の節度宜しきを得　(三) 儉に過ぐれば貨賣れず、商賈業を勸めざる故に、百事澁滯す　(四) 貨賤ければ買者多く、貨盡くるに至る、既に貨盡きて、始めて足らざるを知る

於爵列之尊卑一。則知二先後之序。貴賤之義一矣。爲二之有道一。

市者、貨之準也。是故百貨賤。則百利不レ得。百利不レ得。則百事治。百事治。則百用節矣。是故事者生二於慮一。成二於務一。失二於傲一。不レ慮則不レ生。不レ務則不レ成。不レ傲則不レ失。故曰市者可三以知二治亂一。可三以知二多寡一。而不レ能レ爲二多寡一。爲二之有道一。

市なる者は、貨の準なり。是の故に百貨賤ければ百利得ず、(一)百利得ざれば、百事治る、(二)百事治れば百用節せらる。是の故に事なる者は慮より生じ、(三)務に成り、傲に失す。慮らざれば生ぜず、務めざれば成らず、傲らざれば失せず。故に曰く、市なる者は以て治亂を知るべく、(四)以て多寡を知るべくして、(五)多寡を爲す能はず。(六)之を有道と爲す。

右務二市事一

(一) 言ふは、百貨を販賣する者利を得ず (二) 言ふは、商賈は、貨の賣れざる故に、皆商賈の末を去りて、農事に勉む。故に百事治まる。農を以て國本とすること、彼の國古來然り (三) 事は思慮より生ずるものにて、專ら力を盡すによりて成就し、傲とて、傲慢怠惰によりて失敗す (四) 市の景況を察すれば、世人の儉奢を知り、隨つて治亂の由る所を窺ふべし (五) 多寡を知るとは、世の好むものは市に出づる多く、好まざるものは寡きを知るなり (六) 世の好向により、市の貨物に多寡あるは自然の情なれば、市人之を奈何とも爲しがたし。唯上の人之によりて將來の事を察し、之が制裁を爲すを要す

正。短亦正。小亦正。大亦正。長短大小盡正。正不正則官不理。官不理則事不治。事不治則貨不多。是故何以知貨之多也。曰事治。何以知事之治也。曰。貨多。貨多事治。則所求於天下者寡矣。爲之有道。

朝者義之理也。是故爵位正。而民不怨。民不怨。則不亂。然後義可理。理不正。則不可以治。而不可不理也。故一國之人。不可以皆貴。皆貴則事不成而國不利也。爲事之不成。國之不利也。使無貴者。則民不能自理也。是故辨

朝なる者は義の理なり。(一)是の故に爵位正しくして民怨まず。民怨まざれば亂せず。然る後に義理むべし。(二)理正しからざれば、治むべからずして理めざるべからず。(三)故に一國の人皆貴かるべからず。皆貴ければ事成らずして、國利あらざるなり。事を爲して成らざるは、國の不利なり。貴者なからしめば、民自ら理むる能はざるなり。是の故に爵列の尊卑を辨ずれば、先後の序、貴賤の義を知る。之を有道と爲す。

右　爵位

(一)朝は正義を以て理めざるべからず　(二)理め方若し正しからざるときは、理むること能はざれば、理め方は正しからざるべからず　(三)爵位を正しくすべき所以は、一國の人皆貴かるべからざればなり。若し皆貴ければ、秩序立たずして、理治を爲す能はず。則ち事成らずして國利あらず。されど又人民皆平等にして貴者上にあらざれば、下民自ら理むる能はず。貴賤尊卑の序なかるべからざる所以なり

平均和調。則政不可正也。政不正。則事不可理也。春秋冬夏。陰陽之推移也。時之短長。陰陽之利用也。日夜之易。陰陽之化也。然則陰陽正矣。雖不正。有餘不可損。不足不可益也。天地莫之能損益也。然則可以正政者地也。故不可不正也。正地者。其實必正。長亦

なり。地を正す者は、其の實必ず正し。長も亦正しく、短も亦正しく、小も亦正しく、大も亦正しく、長短大小盡く正し(一〇)。正すこと正ならざれば、官理まらず。官理まらざれば、事治まらず、事治まらざれば貨多からず。是の故に何を以て貨の多きを知るか。曰く、事治まればなり。何を以て事の治を知るか。曰く、貨多ければなり。貨多く事治まれば、天下に求むる所の者寡し。之を有道と爲す。

右陰陽

㈠ 地は諸物を生ず、物ありて始めて政を爲すの用あり ㈡ 朝は廷なり。義は朝より施行せらる ㈢ 市は、貨物の輕重貴賤を定むる所なり ㈣ 黃金の多少に因りて國有を制定す。用の量とは、入貲の定度とするをいふ ㈤ 車千乘を出す諸侯の國は其の産出する物定限あり、恰も器の物を容る限ある如し ㈥ 纂詁に云ふ、平均は經界正しきなり。利調は、土化耕耘の其の法を得るなりと ㈦ 陽盛なれば晝長く、陰盛なれば晝短く、晝夜の長短あるは、陰陽の利用にして、是に因りて萬物を生ず ㈧ 日と夜と相易るは陰陽の萬物を化成する所以なり ㈨ 陰陽の變化は、天地自然の理にして、萬一正しからざることあるも、人力にて損益し、是正する能はず。然れども地は之を正すことを得 ㈩ 地を正すには、其の實を正しくす。實とは、地より收穫する物にして、地形には長短大小あるも、其の收穫する所の物を同一ならしむることは、地を正しくするものなり

道也。貴而不ㇾ過ㇾ度。則臣道也。

地者政之本也。朝者義之理也。市者貨之準也。黃金者用之量也。諸侯之地。千乘之國者。器之制也。五者其理可ㇾ知也。爲ㇾ之有ㇾ道。地者政之本也。是政ㇾ地可二以正ㇾ政也。地不二

右大數

㊀ 德を以て自然に人民を化し、無爲にして治る者たり ㊁ 法制等を爲して政を行ふも終には是等の事を用ひざるを期する者たり ㊂ 法度等を爲して政を行ふも、此れを以て貴き事として侍らざる者。以上言ふは、君主の治政に於て、最上は帝堯舜の如く、中は王湯武の如く、下は覇者桓公文の如く、三種の差等ありとす ㊃ 自己を以て人の貴ぶ所なりと思はず、謙抑なること ㊄ 貴き地位にあるも、度を過ごし僭越の事を爲さゞること

(一)地なる者は政の本なり、(二)朝なる者は義の理なり、市なる者は貨の準なり、黃金なる者は用の量なり、(四)諸侯の地千乘の國なる者は器の制なり。(五)五の者其の理知るべきなり。之を爲すに道あり。地なる者は政の本なり。是れ地を政すは、以て政を正すべきなり。地平均和調せざれば、(六)政は正すべからざるなり。政正しからざれば、事理むべからざるなり。春秋冬夏は、陰陽の推移なり。(七)時の短長は、陰陽の利用なり。(八)日夜の易は、陰陽の化なり。然らば則ち陰陽正し。(九)正しからずと雖も、餘りあるも損すべからず、足らざるも益すべからざるなり。天地之を能く損益するなきなり。然らば則ち政を正すべき者は地なり。故に正さざるべからざる

凡立二國都一。非レ於二大山之下一。必於二廣川之上一。高毋レ近レ旱。而水用足。下毋レ近レ水。而溝防省。因二天材一。就二地利一。故城郭不三必中二規矩一。道路不三必中二準繩一。

無レ爲者帝。爲而無レ以レ爲者王。爲而不レ貴者霸。不二自以爲一レ所レ貴則君

乘馬第五

四馬を乘と爲す。兵賦は馬を主とし、法は地より生ず。地を正すに政を以てす。故に乘馬と名く。

凡そ國都を立つるは、大山の下に於てするにあらず、必ず廣川の上に於てす。高きも旱(一)に近くなかれ、水用足らん。下きも水に近くなかれ、溝防省けん。(二)天材(三)に因り、地利に就く、故に城郭必ずしも規矩に中らず、道路必ずしも準繩に中らず。

右立國

(一) 土地高きに過ぐれば水乏し、故に旱といふ。言ふは、過高の地に居らずして水の不足を避けよと (二) 餘り水に近づけば、溝渠を掘りて水を通じ、堤防を築きて出水を防ぐ等の煩あり。故に水に近づかずして、其の勞費を省くなり (三) 天然の材に因り、地の利に就きて、國都を立て、城郭も道路も其都合の好きに從ひ、必ずしも規則に當るを要せず

爲すなき者(一)は帝、爲して爲すを以ふるなき者(二)は王、爲して貴しとせざる者(三)は霸、自ら以て貴ぶ所と爲さざる者(四)は則ち君道なり。貴くして度に過ぎざるは臣道(五)なり。

一人服之。萬人從之。訓之所期也。未之令而爲。未之使而往。上不加勉。而民自盡竭俗之所期也。好惡形於心。百姓化於下。罰未行。而民畏恐。賞未加。而民勸勉。誠信之所期也。爲而無害。成而不議。得而莫之能爭。天道之所期也。爲之而成、求之而得。上之所欲、小大必擧。事之所期也。令則行。禁則止。憲之所及。俗之所被。如百體之從心。政之所期也。

れ、百姓下に化し、罰未だ行はずして民畏恐し、賞未だ加へずして民勸勉するは、誠信(七)の期する所なり。(八)爲して害なく、成りて議せず、得て之を能く爭ふなきは、天道の期する所なり。之を爲して成り、之を求めて得、上の欲する所小大必ず擧るは、事(九)の期する所なり。令すれば行はれ、禁ずれば止み、憲の及ぶ所、俗の被る所、百體の心に從ふ如きは、政(一〇)の期する所なり。

右七觀

(一) 期を約して、違へず至るなり (二) 往かしめて、違へず往くなり (三) 百姓、皆上の欲するまゝに從ふなり (四) 教の期待する所なり (五) 始めて見るに足らざる如きも、漸次に其の効顯れて、終には政令の及ばざる成果を見るは、訓誨に期待する所たり (六) 上より督責せざるも、民自ら心力を盡して上に奉ずる風俗は、顯はしきものたり (七) 上に誠意ある故に、下民は信として疑はず。即ち誠信に依りて期待し得る所なり (八) 事を爲すに之を害する者なく、事成れる後又之を誹議する者なきは、其の道天と合ひたる者にして、始めて期待し得べしと (九) 上の欲する所、小大必ず擧る事に於て期待する所なりと (一〇) 政を爲す上に於て、此く顯はしく期待する所なりと

則廉恥不立。私議自貴之説勝。則上令不行。羣徒比周之説勝。則賢不肖不分。金玉貨財之説勝。則爵服下流。觀樂玩好之説勝。則姦民在上位。請謁任擧之説勝。則繩墨不正。諂諛飾過之説勝。則巧佞者用。

に在り、請謁任擧の説勝てば、(七)繩墨正からず、諂諛飾過の説勝てば、巧佞者用ひらる。

右九敗

(一)寢は、兵を偃すなり、やめて用ひざるをいふ　(二)人相愛するときは、怒氣起らず、士卒戰に進まざるなり　(三)必ず生命を全くせんとの説なり。然るときは如何なる屈辱も忍ぶこととなり、廉恥行はれず　(四)私に政を議し、自ら貴びて上を賤むの説勝てば、上令行はれず　(五)金玉貨財貴ければ、賣爵の事行はれ、爵服下流す　(六)觀樂玩好の説勝ち、君主遊樂に耽るに至れば、姦人君主の意を迎へて之を悦ばしめ、上位を占む　(七)請謁して官を得ること行はるれば、法度は正しく行はれず

期而致。使而往。百姓舍已。以上爲心者。敎之所期也。始於不足見。終於不可及。

(一)期して(二)致り、使めて往き、百姓(三)已を捨て、上を以て心と爲す者は、(四)敎の期する所なり。見るに足らざるに始り、及ぶべからざるに終り、一人之を服して萬人之に從ふは、(五)訓の期する所なり。未だ之を令せずして爲し、未だ之を使めずして往き、上勉を加へずして、民(六)自ら盡竭するは、俗の期する所なり。好惡心に形

有棺槨絞衾壙壟之度。雖有賢身貴體。毋其爵。不敢服其服。雖有富家多資。毋其祿。不敢用其財。天子服文有章。而夫人不敢以燕。以饗廟。將軍大夫以朝。官吏以命。士止于帶緣。散民不敢服襍采。百工商賈。不得服長鬈貂。刑餘戮民。不敢服絻。不敢畜連乘車。

せず、百工商賈は長鬈貂を服するを得ず、(一〇)刑餘の戮民は敢へて絻を服せず、(一一)敢へて(一二)連乘車を畜へず。

右服制

(一)爵の高下によりて、服制の差異あり　(二)馬牛羊豚鶏犬の六畜を育し、人徒を使役するにも、身分によりて定數あり　(三)陳器は、陳列する器なり。是等のものに於ても、奢れば之を禁じ、敝るれば之を修理せしむ　(四)死生の際用ふる具も、身分に應じて度あり　(五)たとひ賢人貴體も、爵なければ其の服を用ひず　(六)燕樂の時に、文章ある服を用ひず。只廟に饗するときに用ふ　(七)文章ある服を着て朝廷に出づ　(八)官吏は、上の命によりて文章ある服を着す　(九)帶緣に文章を飾すのみ　(一〇)鬈は髮を兩分して卷きたるなり。言ふ心は長き髮に、貂の尾を以て飾と爲すなり　(一一)絻は冕にして、かぶりものなり　(一二)連は輦、手を以て挽く車。乘車は馬車なり

寢兵之說勝。則險阻不守。兼愛之說勝。則士卒不戰。全生之說勝。

(一)寢兵の說勝てば、險阻守らず、(二)兼愛の說勝てば、士卒戰はず、(三)全生の說勝てば、廉恥立ず、(四)私議自貴の說勝てば、上令行はれず、羣徒比周の說勝てば、賢不肖分れず、(五)金玉貨財の說勝てば、爵服下流し、(六)觀樂玩好の說勝てば、姦民上位

安其所。由田之事也。行郷里。視宮室。觀樹藝。簡六畜。以時鈞修焉。勸勉百姓。使力作毋偸。懷樂家室。重去郷里。郷師之事也。論百工。審時事。辨功苦。上完利。監壹五郷。以時鈞修焉。使刻鏤文采。毋敢造于郷。工師之事也。

は、山澤林藪等を云ふ。此の如き處は、平常警戒を嚴にし、時の宜しきを見て禁を開き、財を取らしむるなり（三）宮室の用材木なり。蒸は薪の細きものなり（四）山澤を掌る官（五）水藏は、水の在る所なり。言ふは、水をして在る所に安んぜしめ、横溢の憂なからしむ（六）時水とは、霖雨等の時節に應じて降る雨なり（七）枌は、種なり（八）司空は、營築を掌る官（九）墝は、瘠せ地なり（一〇）土地に因りて耕稼の時を異にする故に、其等の事を民に告ぐるなり（一一）纂詁に、呂氏春秋を引きて云ふ、舜、后稷をして大田たらしむと。農事を掌る官なり（一二）簡は、簡閲なり（一三）利を完くし、損失なきを最とす（一四）五鄕を監督して、事を同一ならしむ

度爵而制服。量祿而用財。飲食有量。衣服有制。宮室有度。六畜人徒有數。舟車陳器有禁修。生則有軒冕服位穀祿田宅之分。死則

（一）爵を度りて服を制し、祿を量りて財を用ふ。飲食量あり、衣服制あり、宮室度あり、六畜人徒數あり、（二）舟車陳器禁修あり。（三）生には軒冕服位穀祿田宅の分あり。（四）死には棺槨絞衾壙壟の度あり。（五）賢身貴體ありと雖も、其の爵なければ敢へて其の服を服せず。富家多資ありと雖も、其の祿なければ、敢へて其の財を用ひず。天子は文を服する章あり、夫人は敢へて以て燕せず、（六）以て廟に饗す。將軍大夫は以て朝す。（七）官吏は命を以てし、（八）士は帶緣に止まり、（九）散民は敢へて襍采を服

修火憲、敬山澤林藪積草。夫財之所出。以時禁發焉。使民於宮室之用。薪蒸之所積。虞師之事也。決水潦。通溝瀆、修障防、安水藏、使時水雖過度、無害于五穀。歲雖凶旱。有所秎穫。司空之事也。相高下、視肥墝、觀地宜。明詔期前後。農夫以時均修焉。使五穀桑麻、皆

(一)火憲を修め、山澤林藪積草を儆め、夫の(三)財の出づる所、時を以て禁發す。民を(二)宮室の用、薪蒸の積む所に使ふは、(四)虞師の事なり。水潦を決し、溝瀆を通じ、障防を修め、(五)水藏を安んじ、(六)時水をして度に過ぐと雖も、五穀を害するなからしめ、歲凶旱と雖も、(七)秎穫する所あらしむるは、(八)司空の事なり。高下を相し、(九)肥墝を視、地宜を觀し、明に期の前後を詔げ、(一〇)農夫時を以て均修し、五穀桑麻皆其の所に安んぜしむるは、(一一)由田の事なり。鄕里を行り、宮室を視、樹蓺を觀、六畜を簡し、時を以て鈞修し、百姓を勸勉し、力作偸くもするなく、家室を懷樂し、(一二)鄕里を去るを重からしむるは、鄕師の事なり。百工を論じ、時事を審にし、功苦を辨じ、(一三)完利を上にし、(一四)五鄕を監壹にし、時を以て鈞修し、刻鏤文采をして、敢て鄕に造ることなからしむるは、工師の事なり。

右省官（諸事を省察する官なり。）

(一) 火憲は、火に就ての法禁なり。火を戒め、山澤林藪積草を燒くことなからしむるをいふ　(二) 財の出づる所と

發。不敢就舍。就令。謂之留令。罪死不赦。憲既布。有不行憲者。謂之不從令。罪死不赦。考憲而有不合于大府之籍者。侈曰專制。不足曰虧令。罪死不赦。首憲既布。然後可以布憲。

ものと合はざれば、侈なるもの即ち餘計の文字を入れたるを專制と曰ひ、令の足らざるを虧令と曰ひ、孰れも死罪なり　(四)君の頒布する所のものなり

凡將擧事。令必先出。曰。事將爲。其賞罰之數。必先明之。立事者。謹守令以行賞罰。計事致令。復賞罰之所加。有不合於令之所謂者。雖有功利。則謂之專制。罪死不赦。首事既布。然後可以擧事。

凡そ將に事を擧げんとせば、令必ず先づ出す。曰く、事將に爲さんとすと。(一)其の賞罰の數必ず先づ之を明かにす。事を立つる者は、(二)謹みて令を守りて賞罰を行ひ、事を計り令を致し、賞罰の加る所を復す。(三)令の謂ふ所に合はざる者あれば、功利ありと雖も之を專制と謂ふ。罪死して赦さず。首事既に布き、(四)然る後事を擧ぐべし。

右首事

(一)必ず先づ令を出し、某の事を爲さんとすと言ふなり　(二)事を立つる者とは、其の事を監理する人なり　(三)賞罰すべき事に就きて復命す　(四)事を首(はじ)むるの令布きて、然る後に從事す

憲。憲既布。乃反致レ令焉。然後敢就レ舍。憲未レ布。令未レ致。不二敢就一レ舍。就レ舍謂二之留令一。死罪不レ赦。五屬大夫。皆以二行車一朝。出レ朝不二敢就一レ舍。遂行。至レ都之日。遂於レ廟致二屬吏一。皆受レ憲。憲既布。乃發二使者一。致レ令。以二布レ憲之日。蚤晏之時一。憲既布。使者已發。然後敢就レ舍。憲未レ布。使者未レ

て赦さず。五屬大夫皆行車を以て朝す。朝を出でて敢て舍に就かず。遂に行きて都(三)に至るの日、遂に廟に於て屬吏に致し、皆憲を受く。憲既に布けば、乃ち使者を發し、令を致し、憲を布くの日の、蚤晏(四)の時を以てす。憲既に布き、使者已に發し、然る後敢て舍に就く。憲未だ布かず、使者未だ發せざれば、敢へて舍に就かず。舍に就けば、之を留令と謂ふ。罪死して赦さず。憲既に布き、憲を行はざる者あれば、之を令に從はずと謂ふ。罪死して赦さず。(七)憲を考して大府の籍に合はざる者あれば、侈なるを專制と曰ひ、足らざるを虧令と曰ふ。罪死して赦さず。(八)首憲既に布き、然る後憲を布くべし。

右　首憲

(一) 言ふは、朝廷を出でゝ、郷の官署に於て、憲を郷師に致すなり (二) 憲を布きたることを朝廷に復命するなり (三) 憲未だ布かず令を復せざるに、舍に就くときは、令を留滯すと爲し、死刑に處す (四) 行旅の車なり (五) 要詁に云ふ、邑に先君の廟ある所を都と曰ふ。五屬大夫は其の都に居り、郷師は國に居る。憲を廟に致すは、之を重ずるなり (六) 憲を布くの日早ければ、早く使を發し、遲ければ、遲く使を發す (七) 憲を考へ見て、大府に在る

于州長。其在二州長一。及二于鄉師一。其在二鄉師一。及二于士師一。三月一復。六月一計。十二月一著。凡上レ賢不レ過レ等。使レ能不レ兼レ官。罰二有罪一不二獨及一。賞二有功一不二專與一。孟春之朝。君自聽レ朝。論二爵賞一。校レ官。終二五日一。季冬之夕。君自聽レ朝。論二罰罪一。刑殺亦終二五日一。正月之朔。百吏在レ朝。君乃出レ令。布二憲于國一。五鄉之師。五屬大夫。皆受二憲于太史一。大朝之日。五鄉之師。五屬大夫。皆身習二憲于君前一。太史既布レ憲。入二籍于大府一。憲籍分二于君前一。

㊀言ふは、長家より賓客に至るまでに、孝悌忠信等の人あれば、什伍より順を以て士師までに達し、收用するなり。長家は家長なり ㊁前は人材の擧用に就て言ひ、此處は過黨とて、過失ありたるものを連坐せしむる法を論ず。家屬に過ありたるときは、其の家の家長に連及し、家長に過ありたるときは、什伍の長に連及す云々。漸次上の者に連及す。斯くして其の事を三月に一たび上申し六月に一たび計算し十二月に一たび簿に記す ㊂賢才を推擧するには、其の賢才の大小を考へ、適所に進め、等級を過ごさず ㊃能を使ふには、官を兼ねしめず。一官に專任して能を盡さしむ ㊄有罪を罰するは獨りに及ぼさず、黨與に及ぶ ㊅有功者を賞するには、之を推擧せし者に及ぶ ㊆法憲を國中に布き、郊外を治むることを掌る。五屬大夫五鄉の師は、憲を太史より受く ㊇籍は法憲の副本なり。一通を布き一通を大府に納む、此の事は君前にて分つなり

五鄉之師出レ朝。遂于二鄉官一。致二于鄉屬一。及二于游宗一。皆受レ

五鄉の師朝を出で、遂に鄉官に于いて、鄉屬に致し、游宗に及ぶまで、皆憲を受く。(一)憲既に布くときは、乃ち反て令を致し、(二)然る後敢て舍に就く。憲未だ布かず、令未だ致さざれば、敢て舍に就かず。(三)舍に就けば之を留令と謂ふ。罪死し

凡孝悌忠信。賢良儁材。若在長家子弟臣妾屬役賓客。則什伍以復于游宗。游宗以復于里尉。里尉以復于州長。州長以計于鄉師。鄉師以著士師。凡過黨其在家屬。及于長家。在于長家。及于什伍之長。其在什伍之長。及于游宗。其在游宗。及于里尉。其在里尉。及

凡そ孝悌忠信賢良儁材は、若し長家子弟臣妾屬役賓客に在りては、什伍は以て游宗に復し、游宗は以て里尉に復し、里尉は以て州長に復し、州長は以て鄉師に計り、鄉師は以て士師に著す。凡そ過黨は、其の家屬に在りては長家に及び、其の長家に在りては什伍の長に及び、其の什伍の長に在りては游宗に及び、其の游宗に在りては里尉に及び、其の里尉に在りては州長に及び、其の州長に在りては鄉師に及び、其の鄉師に在りては士師に及び、三月に一復、六月に一計、十二月に一著す。凡そ賢を上るに等を過さず、能を使ふに官を兼ねしめず、有罪を罰するに獨り及ぼさず、有功を賞するに專ら與へず。孟春の朝、君自ら朝を聽き、爵賞を論じ、官を校し、五日を終ふ。季冬の夕、君自ら朝を聽き、罰罪を論じ、刑殺亦五日を終ふ。正月の朔、百吏朝に在り。君乃ち令を出し憲を國に布き、五鄉の師五屬大夫、憲を太史に受く。大朝の日、五鄉の師五屬大夫、皆身憲を君前に習ふ。太史既に憲を布き、籍を太府に入れ、憲籍君前に分つ。

州。州爲二之長一。分レ州以爲二十里一。里爲二之尉一。分レ里以爲二十游一。游爲二之宗一。十家爲レ什。五家爲レ伍。什伍皆有レ長焉。築レ障塞レ匿。一二道路一。博二出入一。審二閭閈一。愼二筦鍵一。筦藏二于里尉一。置二閭有司一以レ時開閉。閭有司觀二出入者一。以復二于里尉一。凡出入不レ時。衣服不レ中。圈屬羣徒不レ順二於常一者。閭有司見レ之。復無レ時。若在二長家子弟臣妾屬役賓客一。則里尉以譙二于游宗一。游宗以譙二于什伍一。什伍以譙二長家一。譙敬而勿レ復。一再則宥。三則不レ赦。

し、游に之が宗を爲す。十家を什となし、五家を伍となし、什伍皆長あり。(一)障を築き匿を塞ぎ、道路を一にし、(二)出入を博にし、閭閈を審かにし、(三)筦鍵を愼み、筦は里尉に藏む。閭有司を置き、時を以て開閉す。(四)閭有司出入者を觀て里尉に復す。凡そ出入時ならず、衣服中らず、(五)圈屬羣徒常に順はざる者は、閭有司之を見れば、(六)復すること時なし。若し長家子弟臣妾屬役賓客に在りては、里尉は以て游宗に譙め、游宗は以て什伍に譙め、什伍は以て長家に譙め、(七)譙めらるれば、敬して復するなかれ。一再するは宥し、三たびすれば赦さず。

(一)國より什伍に至るまで、皆土を以て屛障を築き、隱匿すべき旁徑を塞ぐなり　(二)道路を一にして往來者の出入する所を專定するなり　(三)筦鍵即ちかぎを大切にして、開閉を嚴にするなり　(四)時刻を定めて開閉す　(五)配下の者及役徒なり　(六)閭有司たる者、常規に順はざるを見れば、不時に里尉に告ぐるなり。纂詁に云ふ、上の里尉にまをすは、日暮を以てすと　(七)既に譙めらるれば、已後敬愼して再びするなかれとなり

隘。郭水不レ安ニ其藏ー。國之貧也。三曰。桑麻不レ殖ニ於野ー。五穀不レ宜ニ其地ー。國之貧也。四曰。六畜不レ育ニ於家ー。瓜瓠葷菜百果不ニ備具ー。國之貧也。五曰。工事競ニ於刻鏤ー。女事繁ニ於文章ー。國之貧也。故曰。山澤救ニ於火ー。草木殖成。國之富也。溝瀆遂ニ於隘ー。障水安ニ其藏ー。國之富也。桑麻殖ニ於野ー。五穀宜ニ其地ー。國之富也。六畜育ニ於家ー。瓜瓠葷菜百果備具。國之富也。工事無ニ刻鏤ー。女事無ニ文章ー。國之富也。

刻鏤を競ひ、女事文章に繁きは、國の貧なり。故に曰く、山澤火を救ひ、草木殖成するは、國の富なり。溝瀆隘に遂け、障水其の藏に安ずるは、國の富なり。桑麻野に殖し、五穀其の地に宜きは、國の富なり。六畜家に育し、瓜瓠葷菜百果備具するは、國の富なり。工事刻鏤なく、女事文章なきは、國の富なり。

右五事

㊀ 山澤火に燒かれて救ふことなければ、草木は生長せず ㊁ 舊註に云ふ、遂は通なり。陝隘の地にまでも溝瀆ありて、溝瀆閉きなり ㊂ 障は堤なり。水が其の所に安居せず、今之に反するなり。堤防を決潰して田宅を漂はすなり ㊃ 地味良からずして、五穀豐熟せず ㊄ 百工は刻鏤の飾を競ひ、女工の手に成る織物等は、文飾を事とす

分レ國以爲ニ五鄕ー。鄕爲ニ之師ー。分レ鄕以爲ニ五

國を分ちて五鄕となし、鄕に之が師を爲す。鄕を分ちて五州となし、州に之が長を爲す。州を分ちて十里となし、里に之が尉を爲す。里を分ちて十游とな

安危之本也。故曰。卿相不レ得レ衆。國之危也。大臣不レ和同。國之危也。兵主不レ足レ畏。國之危也。民不レ懷二其產一。國之危也。故大德至仁。則操レ國得レ衆。見レ賢能讓。則大臣和同。罰不レ避二親貴一。則威行二於鄰敵一。好二本事一。務二地利一。重二賦斂一。則民懷二其產一。

重んずれば、民其の產を懷ふ。(七)

右四固　本文擧ぐる所の四務を忘れざれば、國は鞏固なり、故に四固といふ。

(一) 人德行あるも、仁に缺くるあるときは、偏心なきを保せず。故に權柄を授くべからず (二) 人を罰するに、君の親近貴人等を避くる者は、心剛直ならずして、將帥の器にあらず。故に兵を主らしむべからず (三) 本事は農事なり。輕賦斂とは、民に課稅するを輕く視做すこと、卽ち妄に課稅するなり (四) 兵主は、將帥なり。士卒將を畏れざれば、命令行はれず。故に國危し (五) 產は其生れたる地なり (六) 能く國の權を操りて、衆心を得るなり (七) 重は重く取り立つるにはあらず、賦斂を容易に取り立てざるをいふ。此くあるときは、人民其の鄉地を懷ひて離散せず

君之所レ務者五。一曰。山澤不レ救二於火一。草木不レ殖成。國之貧也。二曰。溝瀆不レ遂二於

君の務むる所の者五、一に曰く、山澤(一)火を救はず、草木殖成せざるは、國の貧なり。二に曰く、溝瀆(二)隘に遂げず、鄣水(三)其の藏に安んぜざるは、國の貧なり。三に曰く、桑麻野に殖せず、五穀其の地に宜しから(四)ざるは、國の貧なり。四に曰く、六畜家に育せず、瓜瓠葷菜百果備具せざるは、國の貧なり。五に曰く、工事(五)

而治擧二於下一。正道捐棄。而邪事日長。三本者審、則便辟無レ威二於國一、道塗無レ行禽。疏遠無レ蔽獄、孤寡無レ隱治。故曰、刑省治寡、朝不レ會衆。

告の者を隱蔽して、上に知らしめざる如き吏治なしと (六) 言ふは、善く治りて治術を煩はさゞるなり (七) 善く治まれる故に、衆臣を朝に集合して治を圖るの要なきなり

君之所レ愼者四。一曰、大德不レ至レ仁、不レ可三以授二國柄一。二曰、見レ賢不レ能レ讓、不レ可レ與二尊位一。三曰、罰避二親貴一、不レ可レ使レ主レ兵。四曰、不レ好二本事一、不レ務二地利一、而輕二賦斂一、不レ可レ與二都邑一。此四務者

君の愼む所の者四、一に曰く、大德なるも至仁ならざれば、國柄を授くべからず。二に曰く、賢を見て讓る能はざるには、尊位を與ふべからず。三に曰く、罰親貴を避くるには、兵を主らしむべからず。四に曰く、本事を好まず地利を務めずして、賦斂を輕んずるには、都邑を與ふべからず。此の四務なる者は、安危の本なり。故に曰く、卿相衆を得ざるは、國の危なり。大臣和同せざるは、國の危なり。兵主畏るゝに足らざるは、國の危なり。民其の產を懷はざるは、國の危なり。故に大德至仁なれば、國を操り衆を得、賢を見て能く讓れば、大臣和同し、罰親貴を避けざれば、威隣敵に行はれ、本事を好み、地利を務め、賦斂を

國一者。則不レ可三授以二重祿一。臨レ事不レ信二於民一者。則不レ可レ使レ任二大官一。故德厚而位卑者。謂二之過一。德薄而位尊者。謂二之失一。寧過二於君子一。而毋レ失二於小人一。過二於君子一。其爲レ怨淺。失二於小人一。其爲レ禍深。

是故國有下德義未レ明二於朝一。而處二尊位一者上。則良臣不レ進。有下功力未レ見二於國一而有二重祿一者上。則勞臣不レ勸。有下臨レ事不レ信二於民一。而任二大官一者上。則材臣不レ用。三本者審。則下不二敢求一。三本者不レ審。則邪臣上通。而便辟制レ威。如レ此則明塞二於上一。

是故に國に、德義未だ朝に明かならずして尊位に處る者あれば、良臣進まず。功力未だ國に見はれずして、重祿を有つ者あれば、勞臣勸まず。(一)事に臨み民に信ぜられずして、大官に任ずる者あれば、材臣用ひられず。(二)三本なる者審かなれば、下敢て求めず。三本なる者審かならざれば、邪臣上に通じて、便辟威を制す。此の如くなれば明上に塞がりて治下に壅がり、正道損棄せられて邪事日に長ず。三本なる者審かなれば、便辟國に威なく、道途行禽なく、(三)疏遠蔽獄なく、(四)孤寡隱治なし。(五)故に曰く、刑省け、(六)治寡く、(七)朝は衆を合せず。」と。

右三本

(一) 功勞ある臣を勵まし勸ましむる能はざるなり　(二) 用ひられずとは、上の用とならざること、力を盡さゞるなり　(三) 纂詁に云ふ、行禽は、行路の者も皆正人にして、禽獸に類する者なしと　(四) 疏遠の者と雖も、其の情を掩蔽して上に達せしめざることなし。言ふは、親疏に因つて獄を斷ずる如き不公平の事なきなり　(五) 孤兒寡婦無

守也。國之所ニ以富貧ー者五。輕ニ稅租ー薄ニ賦斂ー。不レ足レ恃也。治レ國有ニ三本ー。而安レ國有ニ四固ー。而富レ國有ニ五事ー。五事五經也。君之所レ審者三。一曰。德不レ當ニ其位ー。二曰。功不レ當ニ其祿ー。三曰。能不レ當ニ其官ー。此三本者。治亂之原也。故國有下德義未レ明ニ於朝ー者上。則不レ可レ加ニ于尊位ー。功力未レ見ニ于

なり。一に曰く、德其の位に當らず。二に曰く、功其の祿に當らず。三に曰く、能其の官に當らず。此の三本なる者は、(五)治亂の原なり。故に國は德義未だ朝に明かならざる者あるときは、尊位に加ふべからず。(六)功力未だ國に見れざる者には、授くるに重祿を以てすべからず。(七)事に臨み民に信ぜられざる者は、大官に任ぜしむべからず。故に德厚くして位卑き者は、之を過と謂ふ。(八)德薄くして位尊き者は、之を失と謂ふ。寧ろ君子に過つも、小人に失するなかれ。君子に過つときは、其の怨たる淺く、小人に失するときは、其の禍たる深し。

(一) 言ふは、國の治亂は三本の有無に因るものにして、殺戮刑罰を以て安定せんとするも、用を爲さずと (二) 國の安危は、下に說く所の四固の有無に因るものにして、城郭險阻あるも守るに足らずと (三) 國の富貧は五事に因るものにして、徒に租稅賦斂を輕減するが如きは恃みにならずと。以上三本四固五事は、下に詳かなり (四) 君たる者は、三者を審にすべし。一には、用ふる人の德が、其の位に相當なるや否や。二には、其の人の功が、其の祿に相當するや否や。三には、其の才能が、其の授くる官に相當するや否やと (五) 前述の如く、三本を以て考量し相當すれば、其の國よく治まるも、否らざれば亂る。故に治亂の原なりといふ (六) 舊註に、加は置の如しと爲す (七) 言ふは、或る事務に關係するも、才能が民に認められざるなり (八) 過の方は輕く、失の方は重し

其治則理不上通。理不上通則下怨其上。下怨其上則令不行矣。法者將用民之死命者也。用民之死命者。則刑罰不可不審。刑罰不審。則有辟就。有辟就則殺不辜而赦有罪。殺不辜而赦有罪。則國不免於賊臣矣。故夫爵服賤。祿賞輕。民間其治。賊臣首難。此謂敗國之教也。

（七）若し祿賞を無功の人に與ふれば、民を勸むる能はず（八）民の才能ある者を擧げ用ひんとす（九）言ふは、官を授くるに、其の能不能を審察すべし（一〇）間は非間なり。言ふは、民其の治を非とし、上下の情間隔するなり（一一）民の執る所の理上に通せずして上下の情間隔すれば、下其の上を怨む（一二）言ふは、刑罰審かならざれば、親貴の者は避けて之を赦し、疎賤の者は就きて之を刑する弊あり。辟は避たり（一三）不辜を殺し、有罪を赦すことあれば、民は上を怨むべく、其の機會に乘じて、賊臣は亂を起し、國は其の害を免れじ

國之所以治亂者三。殺戮刑罰不足用也。國之所以安危者四。城郭險阻不足

立政第四

經言四

國の治亂ある所以の者三、殺戮刑罰用ふるに足らざるなり。國の安危なる所以の者四、城郭險阻守るに足らざるなり。國の富貧なる所以の者五、稅租を輕くし賦斂を薄くするは、恃むに足らざるなり。國を治むるに三本あり、國を安ずるに四固あり、國を富ますに五事あり。五事は五經なり。君の審かにする所の者三

則人主不ㇾ尊。人主不ㇾ尊、則令不ㇾ行矣。法者將ㇾ用二民力一者也。將ㇾ用二民力一者、則祿賞不ㇾ可ㇾ不ㇾ重也。祿賞加二于無功一。則民輕二其祿賞一。民輕二其祿賞一、則上無二以勸ㇾ民。上無二以勸ㇾ民。則令不ㇾ行矣。法者將ㇾ用二民能一者也。將ㇾ用二民能一者、則授ㇾ官不ㇾ可ㇾ不ㇾ審也。授ㇾ官不ㇾ審、則民閒二其治一。民閒二

むることなければ、令行はれず。法なる者は、將に民能(八)を用ひんとする者なり。將に民能を用ひんとする者は、官(九)を授くること審かにせざるべからず。官を授くること審かにせざれば、民其の治を閒す。(一〇)民其の治を閒すれば、(一一)理上に通ぜず。理上に通ぜざれば、下其の上を怨む。下其の上を怨めば、令行はれず。法なる者は、將に民の死命を用ひんとする者なり。民の死命を用ふる者は、刑罰審かにせざるべからず。刑罰審かにせざれば、辟就(一二)あり。辟就あれば、不辜を殺して有罪を赦す。不辜を殺して有罪を赦せば國賊(一三)臣に免れず。故に夫れ爵服賤く、祿賞輕く、民其の治を閒し、賊臣難を首むれば、此を敗國の教と謂ふなり。

(一) 御すべきとは、民を統御するなり (二) 法を審に定めざれば、上下節度なきに至る。故に朝廷を立てんとするには、法は必要なるものなり (三) 爵服を貴重のものとして、濫りに人に與ふべからず (四) 不義の人に爵服を與ふれば、爵服は貴からざるものとなる (五) 爵服を與ふるは、人主の權なり、今、爵服の[illegible]まるゝに至れば、卽ち人主尊からざること、なるは、自然の理なり (六) 民力を使用せんとせば、祿賞を重くし、濫りに與ふべからず。

行二大義一。不レ可レ得也。凡牧レ民者。欲二民之有一レ廉也。欲二民之有一レ廉。則小廉不レ可レ不レ修也。小廉不レ修二於國一。而求二百姓之行二大廉一。不レ可レ得也。凡牧レ民者。欲二民之有一レ恥也。欲二民之有一レ恥。則小恥不レ可レ不レ飾也。小恥不レ飾二於國一。而求二百姓之行二大恥一。不レ可レ得也。凡牧レ民者。欲下民之修二小禮一。行二小義一。飾二小廉一。謹二小恥一。禁中微邪上。此厲レ民之道也。民之修二小禮一。行二小義一。飾二小廉一。謹二小恥一。禁二微邪一。治之本也。

(一)飾は修なり　(二)大恥は、大事の人に及ばざるを恥づるなり　(三)凡そ事は小より大に至る。故に善は小と雖も之を修め、惡は小と雖も之を禁ずべし。小禮以下數事を行ふは、國を治むる本なり

凡牧レ民者。欲二民之可一レ御也。欲二民之可一レ御。則法不レ可レ不レ審也。法者將レ立二朝廷一者也。將レ立二朝廷一者。則爵服不レ可レ不レ貴也。爵服加二于不義一。則民賤二其爵服一。民賤二其爵服一。

凡そ民に牧たる者は、民の御すべきを欲するなり。民の御すべきを欲せば、法審かにせざるべからず。(二)法なる者は、將に朝廷を立てんとする者なり。將に朝廷を立てんとする者は、(三)爵服貴くせざるべからず。(四)爵服不義に加ふれば、民其の爵服を賤む。(五)民其の爵服を賤めば、人主尊からず。人主尊からざれば、令行はれず。法なる者は、將に(六)民力を用ひんとする者なり。將に民力を用ひんとする者は、祿賞重くせざるべからず。(七)祿賞無功に加ふれば、民其の祿賞を輕ず。民其の祿賞を輕ずれば、上は以て民を勸むることなし。上以て民を勸

也。微邪者。大邪之所ㇾ生也。微邪不ㇾ禁、而求二大邪之無ㇾ傷ㇾ國、不ㇾ可ㇾ得也。凡牧ㇾ民者。欲二民之有ㇾ禮也。欲二民之有ㇾ禮。則小禮不ㇾ可ㇾ不ㇾ謹也。小禮不ㇾ謹二於國一。而求三百姓之行二大禮一不ㇾ可ㇾ得也。凡牧ㇾ民者。欲二民之有ㇾ義也。欲二民之有ㇾ義。則小義不ㇾ可ㇾ不ㇾ行。小義不ㇾ行二於國一。而求三百姓之

に牧たる者は、民の義あるを欲するなり。民の義あるを欲せば、(七)小義も行はざるべからず、小義國に行はれずして百姓の(八)大義を行ふを求むるも得べからざるなり。凡そ民に牧たる者は民の廉あるを欲するなり。民の廉あるを欲せば(一〇)小廉も修めざるべからず、(九)小廉國に修めずして百姓の大廉を行ふを求むるも得べからざるなり。凡そ民に牧たる者は、民の恥あるを欲するなり。民の恥あるを欲せば、(一一)小恥も飾めざるべからず。小恥國に飾めずして、百姓の(一二)大恥を行ふを求むるも、得べからざるなり。凡そ民に牧たる者は、民の小禮を修め、小義を行ひ、小廉を飾め、小恥を謹み、微邪を禁ずるを欲するなり。此れ民を厲すの道なり。民の(一三)小禮を修め、小義を行ひ、小廉を飾め、小恥を謹み、微邪を禁ずるは、治の本なり。

(一) 君主たる者は、士女をして邪行淫事なからしむるを期すべし (二) 自然の道理なり (三) 微細なる邪事を禁じて、大邪の生ずるを防ぐを要す (四) 微邪を禁ぜざれば、大邪必ず國を傷る (五) 小禮と雖も、國に謹みて百姓に範を示すべし (六) 大禮は、禮の大節なり (七) 義と雖も忽にせず、百姓に範を示すべし (八) 大義は、百姓の適に該すべき義なり (九) 廉は廉潔にして、貪汚ならざるなり (一〇) 小廉と雖も、國に修めて百姓に範を示すべし

有レ地不レ務二本事一。君レ國不レ能レ壹レ民。而求二宗廟社稷之無一レ危。不レ可レ得也。上恃二龜筮一。好用二巫醫一。則鬼神數祟。故功之不レ立。名之不レ章。爲レ之患者三。有二獨王者一。有二貧賤者一。有二日不レ足者一。一年之計。莫レ如レ樹レ穀。十年之計。莫レ如レ樹レ木。終身之計。莫レ如レ樹レ人。一樹一穫者穀也。一樹十穫者木也。一樹百穫者人也。我苟種レ之。如二神用一レ之。擧レ事如レ神。唯王之門。

鬼神に祟らる（一一）獨王は、賢臣の輔佐なき者なり（一二）國貧にして人に賤まるゝ者あり（一三）政煩はしく、日も足らざる者あり（一四）人を樹うるとは、賢人を用ひ政を委するをいふ（一五）神ありて之を爲す如し。必ず効驗あり（一六）言ふは、唯王者たるの明主にして、始めて之れあり

凡牧レ民者。使下士無二邪行一。女無中淫事上。士無二邪行一。教也。女無二淫事一。訓也。教訓成レ俗。而刑罰省。數也。凡牧レ民者。欲二民之正一也。欲二民之正一。則微邪不レ可レ不レ禁

凡そ民に牧たる者は、（二）士をして邪行なく、女をして淫事なからしむ、士邪行なきは、教ふればなり。女淫事なきは、訓ふればなり。教訓俗を成して刑罰省くは、數なり。凡そ民に牧たる者は、民の正きを欲するなり。民の正きを欲せば、（三）微邪も禁ぜざるべからず。微邪なる者は、大邪の生ずる所なればなり。（四）微邪禁ぜずして、大邪の國を傷るなきを求むるも、得べからざるなり。凡そ民に牧たる者は、民の禮あるを欲するなり。民の禮あるを欲せば、（五）小禮も謹まざるべからず。小禮國に謹まずして、百姓の（一六）大禮を行ふを求むるも、得べからざるなり。凡そ民

民無廉恥貨
財上流賞罰
不信民無廉
恥而求百姓
之安難兵士
之死節不可
得也朝廷不
肅貴賤不明
長幼不分度
量不審衣服
無等上下凌
節而求百姓
之尊主政令
不可得也上
好詐謀閒欺
臣下賦斂競
得使民偸壹
則百姓疾怨
而求下之親
上不可得也

て下の上に親むを求むるも、得べからざるなり。地あり本事を務めず、國に君として民を壹にする能はずして、宗廟社稷の危きなきを求むるも、得べからざるなり。上、龜筮を恃み、(一〇)好んで巫醫を用ふれば、鬼神數々祟る。故に功の立たず、名の章かならざるは、之が患を爲す者三、(一一)獨王なる者あり、(一二)貧賤なる者あり、(一三)日足らざる者あり。一年の計は穀を樹うるに如くはなく、十年の計は木を樹うるに如くはなく、終身の計は(一四)人を樹うるに如くはなし。一樹一穫なる者は穀なり、一樹十穫なる者は木なり、一樹百穫なる者は人なり。我苟も之を種うれば(一五)神の之を用ふるがごとし。事を擧ぐること神の如きは、(一六)唯王の門のみ。

(一) 本事とは農事なり。末産は、商賈なり (二) 春夏秋三時の農事を怠りて、地の生ずる所の利を軽んず (三) 商賈事朝廷にあれば、貨財上に聚まりて下民乏しと。尹知章云、漢石慶、朝の貴官の若しと (四) 言ふは、婦人お政事を言ふなり。婦人は陰險[illegible]信ならざるなり (五) 衣服に、上下の差別なきなり (六) 上下は、舊註に、下賤に作るを是となせり。言ふは、下賤の者、節度を踰えて事を爲すなり (七) 主は君主なり (八) 閒は覗なり 其の所爲を覗(うかが)ひて之を欺くなり (九) 上下の者、競ひて民より租税を取得し、苟も己れに合はしめんとせば、百姓怨むべし (一〇) 上、室を恃みにして、數ば之を行ひ、巫醫の如き、鬼神を假りて利を射る者を用ふれば、却て

在レ粟。故地不レ辟。則城不レ固。有レ身不レ治。奚待二於人一。有レ人不レ治。奚待二於家一。有レ家不レ治。奚待二於郷一。有レ郷不レ治。奚待二於國一。有レ國不レ治。奚待二於天下一。天下者國之本也。國者郷之本也。郷者家之本也。家者人之本也。人者身之本也。身者治之本也。

能ある者を見出して、官に任ずるを得べしと　(九)己れの身を治むる能はざれば、何を以て民を治むるを得ん。以下此の意を推演せしなり　(一〇)天下は根幹にして、國は枝分なり。以下同一意なり　(一一)治をなすは、身を以て先きと爲す。身修まりて家國に及ぼすを得

故上不レ好二本事一。則末産不レ禁。末産不レ禁。則民緩二於時事一。而輕二地利一。輕二地利一。而求二田野之辟。倉廩之實一。不レ可レ得也。商賈在レ朝。則貨財上流。婦言二人事一。則賞罰不レ信。男女無レ別。則

故に上、本事を好まざれば、末産禁ぜず、末産禁ぜざれば、民時事(一二)に緩にして、地利を輕んず、地利を輕んじて、田野の辟け、倉廩の實つることを求むるも、得べからざるなり。(一三)商賈朝にあれば、貨財上流す、婦、(一四)人事を言へば、賞罰信ならず、男女別なければ、民廉恥なし。貨財上流し、賞罰信ならず、民廉恥なくして、百姓の難に安んじ、兵士の節に死することを求むるも、得べからざるなり。朝廷肅ならず、貴賤明ならず、長幼分れず、度量審ならず、(一五)衣服等なく、(一六)上下節を凌ぎて、百姓の主(一七)の政令を尊ぶを求むるも、得べからざるなり。上詐謀間欺(一八)を好み、臣下賦斂競得(一九)し、民をして偷壹せしむれば、百姓疾怨す。而し

肆家用足也。朝不合衆、鄉分治也。故野不積草。府不積貨。市不成肆。朝不合衆。治之至也。人情不二。故民情可得而御也。審其所好惡。則其長短可知也。觀其交游則其賢不肖可察也。二者不失。則民能可得而官也。地之守在城。城之守在兵。兵之守在人。人之守

の好悪する所を審にすれば、其の長短知るべきなり。其の交游を観れば、其の賢不肖察すべきなり。（八）二の者失はざれば、民の能得て官にすべきなり。地の守は城にあり、城の守は兵にあり、兵の守は人にあり、人の守は粟にあり。故に地辟けざれば城固からず、（九）身あり治まらざれば奚ぞ人を待たん。人あり治まらず、奚ぞ家を待たん、家あり治まらず、奚ぞ郷を待たん、郷あり治まらず、奚ぞ國を待たん。國あり治まらず、奚ぞ天下を待たん。（一〇）天下なる者は、國の本なり、國なる者は、郷の本なり、郷なる者は、家の本なり、家なる者は、人の本なり、人なる者は、身の本なり、身なる者は治の本なり（一一）

（一）市は野より人民多きものなるが、今や野に在りて耕作する者多く、野は市と民衆の多少を競ふほどありとなり（二）官府の貨は、家より多きものなるが、今や家富みて府と貨の多少を争ふに至れりとなり（三）米粟は金と貴を争ふほどになれり。言ふは、穀を貴とし貴ぶこと、金に劣らざるなり（四）郷に官職ある者は、職を務め怠らざる故、朝廷と治績を競ふに至れり（五）肆は店舗なり（六）郷は能く治る故に、鄙に分任して朝に競合することなし（七）民情の情の字は、衍なるべし（八）二者は、長短と賢不肖なり。此の二者を観察することを失はざれば民の才

凡牧レ民者。以二其所レ積者一食レ之。不レ可レ不レ審也。其積多者。其食多。其積寡者。其食寡。無レ積者不レ食。或有二積而不レ食者一。則民離レ上。有二積多而食寡者一。則民不レ力。有二積寡而食多者一。則民多レ詐。有二無積而徒食者一。則民偸幸。故離上。不力。多詐。偸幸。擧レ事不レ成。應レ敵不レ用。故曰。察レ能授レ官。班レ祿賜予。使レ民之機也。

(一)度量即ち制度ありて、之を抑制せざれば、上下相疾怨するに至る (二)止は限なり、制限あるをいふ (三)地辟けざれば何の得る所もなし。故に地なきと同じ (四)善く民を牧はざれば、民は上の爲に力を盡さず、民なきと同じ (五)積多きも、民に與ふること寡きなり (六)積寡くして食多きは、功なくして祿を食む者多きなり。故に民は詐僞を以て食を得んとす (七)積なく徒食する者あれば、民は僥倖とて、僥倖に食祿を得んとの心あり (八)敵に應ぜんとするも、其の民を用ふる能はず (九)されば人の才能を察して、官祿を賜予するは、民を使ふの機なり

野與レ市爭レ民。家與レ府爭レ貨。金與レ粟爭レ貴。鄉與レ朝爭レ治。故野不レ積レ草。農事先也。府不レ積レ貨。藏二於民一也。市不レ成レ

(一)野は市と民を爭ひ、(二)家は府と貨を爭ひ、(三)金は粟と貴を爭ひ、(四)鄉は朝と治を爭ふ。故に野の草を積まざるは、農事先きだてばなり。府の貨を積まざるは、民に藏まればなり。市の(五)肆を成さざるは、家用足ればなり。朝の(六)衆を合せざるは、鄉、治を分てばなり。故に野は草を積まず、府は貨を積まず、市は肆を成さず、朝は衆を合せざるは、治の至りなり。人情一ならず。故に(七)民情得て御すべきなり。其

時。民之用力有倦。而人君之欲無窮。以有時與有倦。養無窮之君。而度量不生於其間。則上下相疾也。是以臣有殺其君。子有殺其父者矣。故取於民有度。用之有止。國雖小必安。取於民無度。用之不止。國雖大必危。地之不辟者。非吾地也。民之不牧者。非吾民也。

なし。時あると倦むあるとを以て、無窮の君を養ひて、度量其の間に生ぜざれば、上下相疾むなり。是を以て臣其の君を殺すあり、子其の父を殺す者あり。故に民に取ること度あり、之を用ふること止あらば、國小と雖も、必ず安く、民に取る度なく、之を用ふること止まざれば、國大と雖も必ず危し。地の辟けざる者は、吾が地にあらざるなり、民の牧はざる者は、吾が民にあらざるなり。

凡そ民を牧ふ者は、其の積む所の者を以て之を食ふ、審かにせざるべからず。其の積多き者は其の食多く、其の積寡き者は、其の食寡し。積なき者は食はれず。或は積ありて食はざる者あれば、民は上を離れ、積多くして食寡き者あれば、民は力めず、積寡くして食多き者あれば、民詐多く、積なくして徒食する者あれば、民偷幸す。故に離上・不力・多詐・偷幸なれば、事を舉るも成らず、敵に應ずるにも用ひられず。故に曰く、能を察し官を授け、祿を班ち賜予するは、民を使ふの機なり。

也。見二其可一也。喜レ之有レ徵。見二其不可一也。惡レ之有レ刑。賞罰信二於其所一レ見。雖二其所一レ不レ見。其敢爲レ之乎。見二其可一也。喜レ之無レ徵。見二其不可一也。惡レ之無レ刑。賞罰不レ信二於其所一レ見。而求二其所一レ不レ見之爲一レ之化。不レ可レ得也。厚二愛利一。足二以親一レ之。明二智禮一。足二以敎一レ之。上身服以先レ之。審二度量一以閑レ之。鄕置レ師以說二道之一。然後申レ之以二憲令一。勸レ之以二慶賞一。振レ之以二刑罰一。故百姓皆說爲レ善。則暴亂之行無レ由至矣。

むに足り、智禮を明かにして以て之を敎ふるに足り、上、身服して之に先ち、(九)度量を審かにして以て之を閑ぎ、鄕に師を置きて之を說道し(八)、然る後に之に申ぬるに憲令を以てし、之を勸むるに慶賞を以てし、之を振すに刑罰を以てす。故に百姓皆說びて善を爲すときは、暴亂の行至るに由なきなり。

(一) 國を用ふること鄭重にす　(二) 民力を盡くすを重んじ、妄に使役せず　(三) 民は之を容れ保つの善政なければ去りて止むるを得ず　(四) 可は善なり。上たる者、民の善を見れば、之を喜び、必ず喜ぶの徵ありて、之を賞せざるべからず　(五) 其の不善を見れば之を惡み、惡むの徵として刑あり　(六) 言ふは、見る所に於て賞罰旣に信なるときは、見ざる所と雖も、懼れて非をなさじ　(七) 善化なり　(八) 身躬から衆に先ちて行ふをいふ。服は、行なり　(九) 度量は、制度なり。制度を明にして、民の邪に入るを閑(ふせ)ぐ

地之生レ財有レ

地の財を生ずるは時あり、民の力を用ふるは倦むあり、而るに人君の欲は窮り

興飾臺榭廣也。賞罰信而兵弱者。輕用衆。使民勞也。舟車飾。臺榭廣則賦斂厚矣。輕用衆。使民勞。則民力竭矣。賦斂厚。則下怨上矣。民力竭則令不行矣。下怨上。令不行。而求敵之勿謀己。不可得也。

欲為天下者。必重用其國。欲為其國者。必重用其民。欲為其民者。必重盡其民力。無以畜之。則往而不可止也。無以牧之則處而不可使也。遠人至而不去。則有以畜之也。民衆而可一。則有以牧之

天下を爲めんと欲する者は、必ず其の國を用ふるを重んず。其國を爲めんと欲する者は、必ず其の民を用ふるを重んじ、其の民を爲めんと欲する者は、必ず其の民力を盡すを重んず。之を畜るゝなければ、往きて止むべからず、之を牧ふなければ、處るも使ふべからず。遠人至りて去らざるは、之を畜るゝあればなり。民衆くして一なるべきは、之を牧ふあればなり。其の可を見れば之を喜ぶ徵あり、其の不可を見れば、之を惡む刑あり。賞罰其の見る所に信ぜらるれば、其の見ざる所と雖も、其れ敢て之を爲さんや。其の可を見て之を喜ぶも徵なく、其の不可を見て之を惡むも刑なく、賞罰其の見る所に信ぜられずして、其の見ざる所の、之が爲めに化するを求むるも得べからざるなり。愛利を厚くし以て之を親

不可以無長。操民之命。朝不可以無政。地博而國貧者。野不辟也。民衆而兵弱者。民無取也。故末産不禁。則野不辟。賞罰不信。則民無取。野不辟。民無取。外不可以應敵。內不可以固守。故曰。有萬乘之號。而無千乘之用。而求權之無輕。不可得也。地辟而國貧者。舟

るなければなり。故に末産禁ぜざれば野辟けず、賞罰信ならざれば民取るなし。野辟けず、民取るなければ、外は敵に應ずべからず、内は固守すべからず。故に曰く、萬乘の號あるも、千乘の用なくして、權の輕きなきを求むるも得べからざるなりと。地辟けて國貧き者は、舟輿飾られ、臺榭廣ければなり。賞罰信にして兵弱き者は、輕く衆を用ひ、民をして勞せしむればなり。舟車飾られ、臺榭廣ければ、賦斂厚し。輕く衆を用ひ、民をして勞せしむれば、民力竭く。賦斂厚ければ、下、上を怨み、民力竭れば、令行はれず。下、上を怨み、令行はれずして、敵の己れを謀るなからんことを求むるも、得べからざるなり。

(一) 主は、將なり (二) 民命を制するには、朝に政なかるべからず (三) 言ふは、民が上に索むる所なく、心離るればなり (四) 賞罰信ならざるときは、怠惰なるも勉強なるも無差別なる故に、民に奮發の心なし。兵弱からざるを得ず (五) 前言ふ所の如く、地博きも國貧しく、民衆きも兵弱ければ、たとひ萬乘の名ありても、千乘の用をも爲さず (六) 舟輿は實用のものなるに、徒に修飾するは驕奢なり。臺榭を廣むるも、游觀の爲めなり。此等の費用多ければ、國貧しきなり (七) 民力を惜まず、妄りに勞役せしむればなり

不信。未之見、而親焉。可以往矣。久而不忘焉。可以來矣。日月不明。天不易也。山高而不見。地不易也。言而不可復者。君不言也。行而不可再者。君不行也。凡言而不可復。行而不可再者。有國者之大禁也。

見はして交る友は、親密ならざるにちかし。劉績云、與は愛なり　(六) 得は某本交に作る。交は誠實なり。表面に偽容を見はすの交は、結ぶ固からず　(七) 表面に恩命を見はす者は、報を受けざるにちかし　(八) 心行にして表面に表はさゞる者は、四方之に歸服す　(九) 獨王とは、自ら用ひて人に任せざるなり　(一〇) 獨國とは、與國なきなり　(一一) 自媒は、人の媒を待たずして往く者、人以て醜行として之を信ぜず　(一二) 相見ずして親むは、これを知る者ならず。故に去りて仕ふべからず　(一三) 久しくして忘れざるは知己なり。故に來りて仕ふべし　(一四) 日月時ありて蝕して明を失ふも、天は之を易視せず。山の高き物に遮ぎられて、時に見えざるあるも、地は之を易視せず。賢君は小過あるも、德を累はすに足らざるに喩ふ　(一五) 復すべからず、再すべからざる者を犯すは、國を有つ者の大に禁ずべきことなり

萬乘之國、兵不可以無主。土地博大、野不可以無吏。百姓殷衆、官

權修第三　經言三

權は、輕重を知る所以の者、人に君たる者は、必ず事の輕重を知りて國を修むべし。

萬乘の國、兵に主なかるべからず。(一) 土地博大なれば、野に吏なかるべからず。百姓殷衆なれば、官に長なかるべからず。(二) 民の命を操る、朝に政なかるべからず。地博くして國貧き者は、野辟けざればなり。民衆くして兵弱き者は、(三)民取

善不ㇾ親。不重之結。雖ㇾ固必解。道之用也。貴二其重一也。毋ㇾ與二不可一。毋ㇾ彊二不能一。毋ㇾ告二不知一。與二不可一。彊二不能一。告二不知一。謂二之勞而無一ㇾ功。見與之友。幾二於不一ㇾ親。見哀之役。幾二於不一ㇾ結。見施之德。幾二於不一ㇾ報。四方所ㇾ歸心行者也。獨王之國。勞而多ㇾ禍。獨國之君。卑而不ㇾ威。自媒之女。醜而

其の重を貴ぶなり。(四)不可に與するなかれ。不能を彊ふるなかれ。不知に告ぐるなかれ。不可に與みし、不能を彊ひ、不知に告ぐるは、之を勞して功なしと謂ふ。(五)見與の友は、親まざるに幾し、(六)見哀の役は、結ばざるに幾し。(七)見施の德は、報ぜざるに幾し。四方の歸する所は、(八)心行なる者なり。(九)獨王の國は、勞して禍多し。(一〇)獨國の君は、卑くして威ならず。(一一)自媒の女は、醜にして信ぜられず。未だ之を見ずして親むには、以て往るべし。(一二)久しくして忘れざるには、以て來るべし。(一三)日月明かならざるも、天は易へざるなり、山高くして見えざるも、地は易へざるなり、言うて復すべからざる者は、君、言はざるなり、行ひて再すべからざる者は、君行はざるなり。凡そ言ひて復すべからず、行ひて再すべからざる者は、國を有つ者の大禁なり。(一五)

(一)烏鳥の性は、狡にして猜忌す。故に初めは相善きも、終に親まず (二)愼重にせざる結約は、一時固しと雖も必ず解離す (三)道の用は、愼重にして輕卒ならざるを貴ぶ (四)不可は、不善なり。不善に與みすることなかれ。不能の事を強ひて爲さしむるなかれ。不知に告ぐるなかれ。勞して功なければなり (五)見は表顯なり、表面に愛を

一也。生棟覆屋。怨怒不及。弱子下瓦。慈母操箠。天道之極。遠者自親。人事之起。近親造怨。萬物之於人也。無私近也。無私遠也。巧者有餘。而拙者不足。其功順天者天助之。其功逆天者天違之。天之所助。雖小必大。天之所違。雖成必敗。順天者有其功。逆天者懷其凶。不可復振也。

る、近親怨を造す。（六）萬物の人に於けるや、私近なきなり、私遠なきなり。巧者は餘ありて、拙者は足らず。其の功天に順ふ者は、天之を助け、其の功天に逆ふ者は、天之に違ふ。天の助くる所は、小と雖も必ず大に、天の違ふ所は、成ると雖も必ず敗る。天に順ふ者は其の功あり、天に逆ふ者は其の凶を（七）懐し、復た振ふべからざるなり。

（一）今の事にして疑あらば、古の事に於て鑑み、未來の事は、過去の事に於て觀れば、知るを得べし（二）萬事多少の差あるも、歸着する所は、大抵古今同一なり（三）生棟（なまの木）の棟が、裂け折れて屋を覆すも、怨怒棟木に及ばず、幼兒が屋根より瓦を投げ下せば、慈母も箠（むち）を操りて之を怒るは、一は無心にして、一は有心なればなり（四）天道は公平にして、遠近二なし、故に遠き者も自ら親むなり（五）人事は愛憎ありて、公平ならず。故に近き者まで怨を造すに至る（六）天地の萬物、動物は識あるも知なく、植物は生ありて識なし。故に人に於て私の遠近なし。萬物既に人に私せざるときは、唯之を用ふる巧拙によりて、有餘不足あるなり。此に論ありとは、懸隔ありといふことなり（七）懐は、釋詁に、來となり。凶事を招來するなり

烏鳥之狡。雖

（一）烏鳥の狡は、善しと雖も親ます、（二）不重の結は、固しと雖も必ず解く。（三）道の用や、

好レ爲二天下一者上。天下之人也。有下聞レ道而好レ定二萬物一者上。天下之配也。道往者。其人莫レ來。道來者。其人莫レ往。道之所レ設。身之化也。持レ滿者與レ天。安レ危者與レ人。失二天之度一。雖レ滿必涸。上下不レ和。雖レ安必危。欲レ王二天下一而失二天之道一。天下不レ可二得而王一也。得二天之道一。其事若二自然一。失二天之道一。雖レ立不レ安。其道既得。莫レ知二其爲一レ之。其功既成。莫レ知二其釋一レ之。藏二之無一レ形。天之道也。

(一) 衣冠を端正にせざれば、賓客も肅敬せず (二) 進退威儀なければ、下は上を侮り、政令行はれず (三) 君たる者、下民を樂ましむる政を爲さざれば、下民は君の哀みを哀まず (四) 下民を生育するの政なければ、民は君の爲めに死せず (五) 言ふは、往いて民に加ふるもの善ならざれば、民の來りて君に報ずる者亦厚きを極めず (六) 道といふ意義は一なるも、用ふるに至りては各異なり (七) 言ふは、一家ををさむるだけの人物なり (八) 其の德化鳥獸蟲魚にまでも及ぶ者にして、天地に配すべきなり (九) 道往くとは、道が其の身を去るなり。然るときは、民去りて來歸せず。道來りて我身に留まれば、民來り歸して、我を去らず。道の設け我に在れば、身之と化す (一〇) 能く滿を持して缺けざる者は、天の道と合すればなり。四時序を失はざるは滿を持する所以なり (一一) 能く危きを安んずる者は人和を得ればなり (一二) 自然の若しとは、行ひ易きなり (一三) 事立つと雖も、終に安きを得ず (一四) 自然にして、知らず識らず行はるゝなり (一五) 功既に成れば、其の事を舍いて爲さずして、人之を知るものなし (一六) 上の如きことを稱して、功を形迹の外に藏むといふ、即ち天の道なり

疑レ今者。察二之古一。不レ知レ來者。視二之往一。萬事之生也。異レ趣而同レ歸。古今

(一)今を疑ふ者は、之を古に察し、來を知らざる者は、之を往に視る。萬事の生ずるや、(二)趣を異にして歸を同じうするは、古今一なり。(三)生棟屋を覆すも、怨怒及ばず、弱子瓦を下すも、慈母箠を操る。(四)天道の極、遠き者自ら親み、(五)人事の起

則貧者不ㇾ肅。進退無ㇾ儀。則政令不ㇾ行。且懷且威。則君道備矣。莫ㇾ樂ㇾ之。則莫ㇾ哀ㇾ之。莫ㇾ生ㇾ之。則莫ㇾ死ㇾ之。往者不ㇾ至。來者不ㇾ極。道之所ㇾ言者一也。而用ㇾ之者異。有㆓聞ㇾ道而好ㇾ爲ㇾ家者㆒。一家之人也。有㆓聞ㇾ道而好ㇾ爲ㇾ鄕者㆒。一鄕之人也。有㆓聞ㇾ道而好ㇾ爲ㇾ國者㆒。一國之人也。有㆘聞ㇾ道而

死することなし。(五)往者至らざれば、來者極めず。(六)道の言ふ所の者一なるも、之を用ふる者異なり。道を聞きて家を爲るを好む者あり、(七)一家の人なり。道を聞きて鄕を爲むるを好む者あり、一鄕の人なり。道を聞きて國を爲むるを好む者あり、一國の人なり。道を聞きて天下を爲むるを好む者あり、天下の人なり。道を聞きて(八)萬物を定むるを好む者あり、天下の配あり。道往く者は、其の人來ることなし。(九)道來る者は、其の人往くことなし。道の設くる所は、身の化なり。(一〇)滿を持する者は、天に與す。(一一)危を安ずる者は、人に與す。天の度を失へば、滿つと雖も必ず涸る。上下和せざれば、安しと雖も必ず危し。天下に王たらんと欲して、天の道を失へば、天下に得て王たるべからず。天の道を得ば、其の事(一二)自然の若し。天の道を失へば、(一三)立つと雖も安からず。其の道既に得れば、其の之を(一四)爲すを知ることなし。其の(一五)功既に成れば、其の之を釋つるを知ることなし。之を(一六)形なきに藏むるは天の道なり。

其馬。能予而無取者。天地之配也。怠倦者不及。無廣者疑神。神者在内。不及者在門。在内者將假。在門者將待。曙戒勿怠。後穉逢殃。朝忘其事。夕失其功。邪氣入内。正色乃衰。

ふ

〔一〇〕其の言ふ所皆善にして、棄つべきなき者は、之に政を任じ、天地の化育を賛すべし。故に之を天地に參すといふ 〔一一〕一仞は七尺なり。三仞の岸に落下するは、人の難しとする所なるも、猿猱は下りて水を飲む。其の長ずる所に至りては、人は猿に及ばず。されば己れの短所を省みて、伐矜(ほこる)して事を爲せば禍を受く 〔一二〕たとひ野に行かざるも、其の馬に違離せず、無事と雖も、民を親愛して離畔せしめざるに喩ふ 〔一三〕配は、其の爲す所天地に配すべきをいふ 〔一四〕怠倦者は事機を失す 〔一五〕廣は曠なり、日を曠しくせず、速に事を成す者は、人に神なるを疑はしむ 〔一六〕事を神速にする者は、物皆其の度内に在り 〔一七〕門にある者に、事機を失し、及ばざるあり 〔一八〕内に在る者は、物皆己れの有たれば、其の餘を假りて人を救ふべきも、門に在る者は得る所なく、人を待ちて事を成さんとするなり 〔一九〕曙は曉なり。早曉は毎に人を督して、今日も亦怠るなかれと戒むるなり 〔二〇〕穉は遲なり。怠りて後るゝときは、殃に逢ふを免れず。

君不君。則臣不臣。父不父。則子不子。上失其位。則下踰其節。上下不和。令乃不行。衣冠不正。

君君たらざれば、臣臣たらず、父父たらざれば、子、子たらず。上其の位を失へば、下其の節を踰ゆ。上下和せざれば、令乃ち行はれず。〔一〕衣冠正からざれば、賓者肅せず。〔二〕進退儀なければ、政令行はれず。且懐け且威せば、君道備はる。〔三〕之を樂ましむるなければ、之を哀むことなし。〔四〕之を生せしむるなければ、之に

召也。學長者可遠見也。裁大者、衆之所比也。美人之懷、定服而勿厭也。必得之事、不足賴也。必諾之言、不足信也。小謹者不大立。饕食者不肥體。有無棄之言者、必參之於天地也。墜岸三仞、人之所大難也。而猿猱飲焉。故曰、伐矜好專、舉事之禍也。不行其野、不違

なきの言ある者は、必ず之を天地に參するなり。墜岸三仞（一一）は、人の大に難しとする所なり、而も猿猱は飲む。故に曰ふ、伐矜にして專を好むは、事を舉ぐるの禍なり。其の野に行かず（一二）、其の馬に逢はず、能く予へて取るなき者は、天地の配なり（一三）。怠倦（一四）なる者は及ばず、廣く（一五）するなき者は、神なるを疑はしむ。神なる者（一六）は内にありて、及ばざる者は門にあり（一七）。内にある者は將に假らんとし（一八）、門にある者は將に待たんとす。曙（一九）は怠るなかれと戒む。後稚（二〇）は殃に逢ふ。朝に其の事を忘れ、夕に其の功を失ふ。邪氣内に入れば正色乃ち衰ふ。

（一）阪は、小阪なり。言ふは、平原に小阪ありとも、高しとするに足らず、德行立たざれば、小善取るに足らざるに喩ふ　（二）言ふは、高大なる山に小谷あるも深しとするに足らず、德高き者は、小過あるも瑕（キズ）とするに足らざるに喩ふ　（三）訾とは、賢者を毀訾し、譽じ不肖を推稱するなり。此の如き人は、大事に任ずる能はず　（四）謨は舊詁に、古の謀（ハカリゴト）の字とあり。臣一に巨に作る　（五）其の計の遂に成らんことを欲し、遠近きに在るを顧みざる者は、之を去らしめて召すことなかれ　（六）長久の利を擧行する者は、其効必ず遠方に顯はる　（七）能く大事を裁斷する者は、衆人必ず之に親む　（八）人の我に懷くことを美となし悅ぶ者は、道德を定服して厭倦するなかれ　（九）食物を饕貪する者は、體を肥やす能はず。是れ下の諫を納れざる者は、國を治むる能はざるに喩

賓。燕雀之集。道行不顧。犧牲圭璧。不足以饗鬼神。主功有素。寶幣奚爲。羿之道非射也。造父之術非馭也。奚仲之巧非斲削也。召遠者。使無爲焉。親近者。言無事焉。唯夜行者獨有也。

も饗みず。（一二） 何ぞに璧先三璧を供ふるも、其の徳なきときは、鬼神は享けず （一四） されば君主たる者功業あれば、實幣の贈なきも諸侯朝さず、實幣の有無何ぞ論ずるに足らん （一三） 羿の道は、武を講じ、戎を鎮ずるに在りて鳥、鼠る位の小技にあらず。造父御馬の術は、軍容を遠きに致すに在りて、徒に天下を馳せ廻るにあらず、奚仲の巧は、其の九車以て戴すにあり、徒に車を削り成して、飾を美にするにあらず。言ふは、技術以外道徳を有するなり （一六） 遠人を召すに使を遣はすなく、近人を親むに言を以てするの要なし。必ずや仁義を行ふときは遠きを召し近きを親むことを得ん。夜行は陰に徳を行ふ者の初めは知られざるも、畢竟に人心に達するをいふ

平原之隰。奚有於高。大山之隈。奚有於深。訾讆之人。勿與任大。譕臣者可以遠擧。顧憂者可與致道。其計也速。而憂在近者。往而勿

平原の隰は、奚ぞ高きにあらん。大山の隈は、奚ぞ深きにあらん。訾讆の人は、與に大に任ずるなし。譕臣なる者は遠擧すべく、憂を顧る者は與に道に致るべし。其の計を速かにして、憂近きにある者は、往て召すなかれ。長を擧ぐる者は、遠く見るべきなり。大を裁する者は、衆の比する所なり。人の儀を美にせんとせば、定服して厭ふなかれ。必得の事は、頼むに足らざるなり、必諾の言は、信ずるに足らざるなり。小謹なる者は大立せず、餐食する者は肥體せず、棄つる

水。而神可レ立也。虎豹託レ幽。而威可レ載也。風雨無レ鄕。而怨怒不レ及也。貴有二以行一レ令。賤有二以忘一レ卑。壽夭貧富。無二徒歸一也。銜レ命者。君之尊也。受レ辭者。名之運也。上無レ事。而民自試。抱レ蜀不レ言。而廟堂既脩。鴻鵠鏘鏘唯民歌レ之。濟濟多士。殷民化レ之。紂之失也。飛蓬之問。不レ在レ所レ

ればなり」(九)上事なくして民自ら試み、蜀を抱き言はずして廟堂既に脩まる。(一〇)鴻鵠鏘鏘唯民之を歌ひ、濟濟たる多士、殷民之に化すは、紂の失なり。(一一)飛蓬の問は賓する所にあらず、(一二)燕雀の集は、道行も顧みず。(一三)犧牷圭璧鬼神を饗するに足らず、(一四)主功素あらば寶幣奚を爲さん。(一五)羿の道は、射にあらざるなり、造父の術は馭にあらざるなり、奚仲の巧は斲削にあらざるなり。(一六)遠きを召す者は使を爲すなく、近きを親む者は言を事とするなし。唯夜行する者獨り有するなり。

(一)山岳高なれば其の形を尊敬し、羊を以て祈る者至り、淵深ければ、玉を沈めて祈る者至る。言ふは、行高き山の如く、道深き淵の如くなれば、人自ら歸向す　(二)天地四時常則ありて變せず。人君能く此の如くなれば人民服從す　(三)幽は、幽深の地に身を置くなり。載は行なり、其の威を行ふをいふ　(四)風雨は鄕なしとは、宿を擇ばず、何れの地にも同一になるなり、故に民怨怒するなし　(五)貴賤各其の所を得て樂むなり　(六)皆理存するなり偶然にあらず　(七)君命として、民受け順ふは、君の尊きに由るなり　(八)君辭令を出して、四方之を受け順ふは、威名の遠く及ぶが故なり　(九)上無事にして、民各其の業を勉め、君は唯祠器を抱き、靜然一言せずして、廟堂の政理まる。尹知章註に、蜀は祠器なり、蓋し手を拱して、尊位に在るのみにして修まるの意なり　(一〇)鴻鵠は鏘鏘として鳴き、下民は上の德に化して歌ひ、文王は濟濟たる衆多の士あり、殷の民之に化して周に歸するは、紂の失德あればなり　(一一)飛蓬の如き、動搖不定の名譽は、賓敬する所にあらず　(一二)燕雀の集の如き細微は、行道の人

力。不レ足二以應一レ敵。博地多財。不レ足二以有一レ衆。惟有道者能備二患於未一レ形也。故禍不レ萌。天下不レ患レ無レ臣。患レ無二君以使一レ之。天下不レ患レ無レ財。患レ無二人以分一レ之。故知レ時者。可二立以爲一レ長。無レ私者。可二置以爲一レ政。審二於時一而察二於用一而能備レ官者。可二奉以爲一レ君也。緩者後二於事一。吝二於財一者失レ所レ親。信二小人一者失レ士。

の君ならば、城郭・溝渠・兵甲・強力・博地・多財、孰れも恃むに足らざるなり 〔一〇〕時機の何如を知りて事を爲す者は、人の長となすべし 〔一一〕時を審にし用を察して官を備ふる者は、政を爲すの技量ある者なり 〔一二〕緩は緩慢なり

山高而不レ崩。則祈羊至矣。淵深而不レ涸。則沈玉極矣。天不レ變二其常一。地不レ易二其則一。春秋冬夏不レ更二其節一。古今一也。蛟龍得レ

形埶第二　　經言二

（一）山高くして崩れざれば祈羊至り、淵深くして涸れざれば沈玉極る。天其の常（二）を變ぜず、地其の則を易へず、春秋冬夏其の節を更へざるは、古今一なり。蛟（三）龍は水を得て、神立つべきなり、虎豹は幽に託して、威載ふべきなり。風雨鄕（四）なくして、怨怒及ばざるなり。貴は令を行ふあり、賤は卑を忘るゝあり。（五）壽夭貧富徒歸なきなり、（六）命を銜む者は、（七）君の尊ければなり、辭を受くる者は、（八）名の運

曰。唯君之節。御レ民之轡。在二上之所一レ貴。道レ民之門。在二上之所一レ先。召レ民之路。在三上之所二好惡一。故君求レ之、則臣得レ之。君嗜レ之、則臣食レ之。君好レ之。則臣服レ之。君惡レ之、則臣匿レ之。毋レ蔽二汝惡一。毋レ異二汝度一。賢者將レ不二汝助一。言レ室滿レ室。言レ堂滿レ堂。是謂二聖王一。城郭溝渠。不レ足二以固守一。兵甲彊

へば(八)室に滿ち、堂に言へば堂に滿つ、是を聖王と謂ふ。(九)城郭溝渠固守するに足らず、兵甲彊力敵に應ずるに足らず、博地多財衆を有つに足らず、惟有道者は能く患を未だ形はれざるに備ふるなり、故に禍萌さず。天下は臣なきを患へず、君の之を使ふなきを患ふ。天下は財なきを患へず、人の之を分つなきを患ふ。故に時を知る者は立てて長と爲すべく、私なき者は置きて政を爲すべし。(一〇)時を審にして用を察し、能く官を備ふる者は、奉じて君と爲すべきなり。(一一)緩なる者は事に後れ、財に吝なる者は、親む所を失ひ、小人を信ずる者は士を失ふ。

右六親五法

(一) 家は郷より小なる故に、家ををさむる法を以て郷を治むる能はず (二) 言ふは、家口ををさむる法を以て家を治むるなり。以下郷を治め國を治むるも同意なり (三) たとひ郷人と我とは同家に生れざる者なりと言はざるも、遠き者は自ら疎遠にして我言を聽かじ (四) 君の下に臨むは、天地の私なきが如く、又日月の如く行ふ所明かなれば、民は君の節度に順はざることなし (五) 尹知章云ふ、言ふは、人は上の貴ぶ所に從ふこと、馬の轡に從ふが如し (六) 言ふは、之を隱匿して君に見しめず (七) 度は容儀なり、心と容儀と異なるなり、容儀は善良に見せて、心然らざるをいふ (八) 室にて言ふときは、其の言室に滿つとは、公明にして隱すなきなり (九) 言ふは、苟し有道

欺二其民一也。故授二有徳一則國安。務二五穀一則食足。養二桑麻一育二六畜一則民富。令順二民心一則威令行。使三民各爲二其所一レ長。則用備。嚴二刑罰一則民遠レ邪。信二慶賞一則民輕レ難。量二民力一則事無レ不レ成。不三彊レ民以二其所一レ惡。則詐僞不レ生。不レ偸二取一世一則民無二怨心一。不レ欺二其民一則下親二其上一。

以レ家爲レ郷。郷不レ可レ爲也。以レ郷爲レ國。國不レ可レ爲也。以レ國爲二天下一。天下不レ可レ爲也。以レ家爲レ家。以レ郷爲レ郷。以レ國爲レ國。以二天下一爲二天下一。毋レ曰レ不レ同レ生。遠者不レ聽。毋レ曰レ不レ同レ郷。遠者不レ行。毋レ曰レ不レ同レ國。遠者不レ從。如レ地如レ天。何私何親。如レ月如レ

(一)家を以て郷を爲むれば、郷は爲むべからざるなり、郷を以て國を爲むれば、國は爲むべからざるなり、國を以て天下を爲むれば、天下は爲むべからざるなり。(二)家を以て家を爲め、郷を以て郷を爲め、國を以て國を爲め、天下を以て天下を爲む、生を同じうせずと曰ふなきも、遠き者聽かじ、郷を同じうせずと曰ふなきも、(三)遠き者行かじ、國を同じうせずと曰ふなきも、遠き者從はじ。(四)地の如く天の如く、何を私し何を親まん。月の如く、日の如く、唯君の節のまゝにす。民を(五)御するの轡は、上の貴ぶ所にあり、民を道くの門は、上の先づる所にあり、民を召すの路は、上の好惡する所にあり。故に君之を求むれば臣之を得、君之を嗜めば臣之を食ひ、君之を好めば臣之を服し、君之を惡めば臣之を(六)匿す。汝の惡を蔽ふなかれ。汝の度を(七)異にするなかれ。賢者將に汝を助けざらんとす。室に言

之府一者。養二桑麻一育二六畜一也。下二令流水之原一者。令順二民心一也。使二民於不爭之官一者。使三各爲二其所一レ長也。明二必死之路一者。嚴二刑罰一也。開二必得之門一者。信二慶賞一也。不レ爲レ不レ可レ成者。量二民力一也。不レ求レ不レ可レ得者。不三彊民以二其所一レ惡也。不レ處レ不レ可レ久者。不レ偸二取一世一也。不レ行不レ可レ復者。不レ

故に有德に授くれば、國安く、五穀を務むれば、食足り、桑麻を養ひ、六畜を育へば、民富み、令民心に順へば、威令行はれ、民をして各其の長ずる所を爲さしむれば、用備り、刑罰を嚴にすれば、民邪に遠かり、(八)慶賞を信にすれば、民難を輕んじ、(九)民力を量れば、事成らざるなく、民を彊ふるに其の(一〇)惡む所を以てせざれば、詐僞生せず、(一一)一世に偸取せざれば、民怨心なし、其の民を欺かざれば、下其の上に親む。

右士經（尹知章云ふ、士の事なり）（安井衡云ふ、經の法なり）

(一) 有德の人上に居れば、國傾かず (二) 民耕織を務むれば、府庫常に盈つ (三) 令を布く民心に逆はざれば、其の行はるゝ流水の如し (四) 人を使ふに其の才能に適せしむ (五) 罪ある者は、必ず嚴罰を受くべきを示す (六) 善あれば、必ず賞を得るを示す (七) 偸は苟なり、苟くも財を一旦に取らんとせざるなり。然らざれば源を竭くして漁する如く、一時行ふべきも久しく行ふ能はず (八) 賦歛を顧みざるは、慶賞あるを信ずればなり (九) 民力の堪ふる所を量りて事を爲せば、必ず成就するなり (一〇) 民の惡むことを強ひて爲さしむれば、民は之を免れんとして詐僞をなすに至る (一一) 苟くも一時に取り竭くすことを爲さざれば、民は上を怨む心なし

者。政之寶也。

錯二國於不レ傾之地一。積二於不レ涸之倉一。藏二於不レ竭之府一。下二令於流水之原一。使二民於不爭之官一。明二必死之路一。開二必得之門一。不レ爲不レ可レ成。不レ求不レ可レ得。不レ處不レ可レ久。不レ行不レ可レ復。錯二國於不レ傾之地一者。授二有德一也。積二於不レ涸之倉一者。務二五穀一也。藏二於不レ竭

國を傾かざるの地に錯き、(二)涸れざるの倉に積み、竭きざるの府に藏め、(三)令を流水の原(一)に下し、(四)民を不爭の官に使ひ、(五)必死の路を明にし、(六)必得の門を開き、成すべからざるを爲さず、得べからざるを求めず、久しうすべからざるに處らず、復すべからざるを行はず。國を傾けざるの地に錯く者は、有德に授くるなり。涸れざるの倉に積む者は、五穀を務むるなり、竭きざるの府に藏むる者は、桑麻を養ひ、六畜を育ふなり。令を流水の原に下す者は、令民心に順はしむるなり、民を不爭の官に使ふ者は、各〻其の長ずる所を爲さしむるなり、必死の路を明にする者は刑罰を嚴にするなり、必得の門を開く者は、慶賞を信にするなり。成すべからざるを爲さざる者は、民力を量るなり、得べからざるを求めざる者は、民を彊ふるに其の惡む所を以てせざるなり、久しうすべからざるに處らざる者は一世に(七)偸取せざるなり、復すべからざるを行はざる者は、其の民を欺かざるなり。

惡貧賤。我富貴之。民惡危墜。我存安之。民惡滅絕。我生育之。能佚樂之。則民爲之憂勞。能富貴之。則民爲之貧賤。能存安之。則民爲之危墜。能生育之。民爲之滅絕。故刑罰不足以畏其意。殺戮不足以服其心。故刑罰繁而意不恐。則令不行矣。殺戮衆而心不服則上位危矣。故從其四欲。則遠者自親。行其四惡。則近者叛之。故知予之爲取

めに憂勞す、(四)能く之を富貴にすれば、民之が爲めに貧賤となり、能く之を存安すれば、(五)民之が爲めに危墜し、能く之を生育すれば、(六)民之が爲めに滅絕す。故に刑罰は其の意を畏れしむるに足らず、殺戮は其の心を服するに足らず。故に刑罰繁くして意恐れざれば、令行はれず、殺戮衆くして心服せざれば、上位危し。故に其の(七)四欲に從へば、遠き者自ら親み、其の(八)四惡を行へば、近き者之に叛く。故に(九)予ふるの取るたるを知る者は、政の寶なり。

右四順

(一) 政治の隆盛なる所以は、民心に順ふに在り (二) 政治の衰廢する所以は、民心に逆へばなり (三) 君たる者民を佚樂にすれば、民は亦君の憂を憂ふ (四) 君たる者民を富貴にせんと心掛くれば、民は自ら貧賤に甘んじ、君の富を願ふなり (五) 君の爲めには、己れの危墜を顧みず (六) 是れ又君の恩に感じて、自己の滅絕を顧みざるなり (七) 佚樂・富貴・存安・生育の四欲なり (八) 憂勞・貧賤・危墜・滅絕の四惡なり (九) 君たる者己れを利せんと欲せば、先づ民に與ふべし。佚樂以下四欲を民に與ふるは己れを利する所以なり

維絶則覆。四維絶則滅。傾可ㇾ正也。危可ㇾ安也。覆可ㇾ起也。滅不ㇾ可二復錯一也。何謂二四維一。一曰禮。二曰義。三曰廉。四曰恥。禮不ㇾ踰ㇾ節。義不二自進一。廉不ㇾ蔽ㇾ惡。恥不ㇾ從ㇾ枉。故不ㇾ踰ㇾ節。則上位安。不二自進一。則民無二巧詐一。不ㇾ蔽ㇾ惡。則行自全。不ㇾ從ㇾ枉。則邪事不ㇾ生。

滅は復た錯く(二)べからざるなり。何をか四維と謂ふ、一に曰く禮、二に曰く義、三に曰く廉、四に曰く恥。禮(三)は節を踰えず、義(四)は自ら進まず、廉(五)は惡を蔽はず、恥(六)は枉に從はず。故に節を踰えざれば(七)、上位安く、自ら進まざれば(八)、民巧詐なく、惡を蔽はざれば、行自ら全く、枉に從はざれば、邪事生せず。

右四維

(一)四維は、後に解あり (二)言ふは、復起立し難し、救ふ能はざるをいふ (三)禮ある者は、節を守りて僭越せず (四)義なる者は、其の分に安んじ自ら妄進せず (五)廉潔なる者は、惡を隱さず (六)恥を知る者は、邪枉に從はず (七)下の人節を守れば、上の人は安穩なり (八)人の推擧に任せ、自ら進まざれば、民巧詐の念なし

政之所ㇾ興。在ㇾ順二民心一。政之所ㇾ廢。在ㇾ逆二民心一。民惡二憂勞一。我佚二樂之一。民

政(一)の興る所は、民心に順ふに在り、政の廢する所(二)は、民心に逆ふに在り。民憂勞を惡めば我之を佚樂し、民貧賤を惡めば、我之を富貴にし、民危墜を惡めば、我之を存安し、民滅絶を惡めば、我之を生育す。(三)能く之を佚樂すれば、民之が爲

之經。在下明二鬼神一。祗二山川一。敬二宗廟一。恭中祖舊上。不レ務二天時一。則財不レ生。不レ務二地利一。則倉廩不レ盈。野蕪曠。則民乃菅。上無レ量。則民乃妄。文巧不レ禁。則民乃淫。不レ璋二兩原一。則刑乃繁。不レ明二鬼神一。則陋民不レ悟。不レ祇二山川一。則威令不レ聞。不レ敬二宗廟一。則民乃上校。不レ恭二祖舊一。則孝悌不レ備。四維不レ張。國乃滅亡。

ば、孝悌備らず、四維張らざれば、國乃ち滅亡す。

右國頌　尹知章云ふ、頌は容なり、國の容を說きしなり。

(一) 言ふは、令を布く、四時の季節に違はざれば穀類生殖す (二) 言ふは、倉を守りて、米粟を缺乏せしめず (三) 辟は、闢(ひらく)なり、擧は、起なり、土地開墾せられ、荒蕪の所なければ、民は安んじて留り居るなり (四) 上の人禮法を行ふときは、父母兄弟妻子の六親も、親密にして睦まじとなし (五) 禮義廉恥の四者をいふ (六) 文飾伎巧を禁ずれば、民質樸となり、狡黠の心なく、刑自ら減ず (七) 飾に修なり (八) 民心に順ひ、國を治むる法は、鬼神を明かに尊び、祖先の廟を敬し、祖先の舊法を謹く遵守するにあり (九) 四時の次序に從ひ、農事を務めざれば財生せず (一〇) 開墾を務めず、地利を遺棄するなり (一一) 菅は草を食ふなり、野蕪曠するときは穀なく、民飢えて此に至る (一二) 兩原は、無量と文巧とをいふ　璋は障にして、塞ぐなり (一三) 言ふは、陋民其の迷を改めざるなり (一四) 悟は、覺悟に、悟とあり、悟は、改なり。言ふは、山川の祀を祇み行はざれば、君の威令遠きに達せず。山川は外に在り、民の具瞻する所なればなり (一五) 言ふは、上に反抗し、其の令を聽かず。

國有二四維一。一維絶則傾。二維絶則危。三

國に四維あり、一維絶ゆれば傾き、二維絶ゆれば危く、三維絶ゆれば覆り、四維絶ゆれば滅ぶ。傾は正すべきなり、危は安ずべきなり、覆は起すべきなり、

凡有レ地牧レ民者。務在二四時一。守在二倉廩一。國多レ財。則遠者來。地辟擧。則民留處。倉廩實。則知二禮節一。衣食足。則知二榮辱一。上服レ度。則六親固。四維張。則君令行。故省レ刑之要。在レ禁二文巧一。守レ國之度。在レ飾二四維一。順レ民

管子巻第一

牧民第一

牧は養なり、民を牧ふをいふ。

經言一

凡そ地を有し民を牧ふ者は、務め四時に在り(一)、守り倉廩に在り(二)。國に財多ければ、遠き者來り、地辟擧すれば(三)、民留處し、倉廩實つれば、禮節を知り、衣食足れば榮辱を知る。上度を服すれば(四)、六親固く、四維張れば(五)、君の令行はる。故に刑を省くの要は、文巧を禁ずるに在り(六)、國を守るの度は、四維を飾るに在り(七)。民に順ふの經は(八)、鬼神を明にし山川を祗し、宗廟を敬し、祖舊を恭するにあり。天時を務めざれば(九)、財生せず、地利を務めざれば(一〇)、倉廩盈ちず、野蕪曠すれば民乃ち菅し(一一)、上、量なければ、民乃ち妄なり。文巧禁ぜざれば、民乃ち淫し、兩原を璋がざれば(一二)、刑乃ち繁く、鬼神を明にせざれば、陋民悟めず(一三)。山川を祗せざれば(一四)、威令聞えず、宗廟を敬せざれば、民乃ち上校し(一五)、祖舊を恭せざれ

スナカレ」と相應す。其他水地第三十九、四時第四十、五行第四十一の如きは、陰陽說五行說に類す、恐くは皆是れ後人の附說ならん。故に之を餘論といふ。之を要するに本書は、研究の價あるにも關せず、之を解說疏通したる者甚だ乏し、近時梁啓超氏は「中國六大政治家」を著はして之が論評を試む、以て參照に供するに足る、又西人の管子論(Vorlereitendes Zur Kritik des Kuan-tti 1892. Sitz gb d. Kgl)あるも余未だ之を見ず。

文學博士　小柳司氣太識

其三。貨幣激增すれば其價格下落すると反比例に、物價の暴騰するは如何なる學者も之を認むる所にして目下我邦の經濟的狀況、之を徵して明かなり。故に管仲は貨幣の增減盈縮につき、大なる注意を拂ひたることは、國畜第七十三輕重諸篇に明かなり。

二千五百有餘年前の管仲にして、すでに此卓見あるは、豈支那經濟學上の名譽に非ずや。

其三　餘說。

管仲の本領は政治家なり、然れども今本の心術、白心、內業の諸篇は主として哲學乃至倫理說に關し、其の旨歸は大に老莊と同じ。心術上第三十六に「天ヲ虛ト曰ヒ地ヲ靜ト曰フ」又曰く「道ハ動イテ其形ヲ見ハサズ、施シテ其ノ德ヲ見ハサズ、萬物皆ナ然ルヲ得テ、其ノ極ヲ知ルナシ」の如きは、其の一例なり。又小問第五十一には「其ノ欲スル所ニ非ルヲ人ニ施スナキハ、仁ナリ」と、儒敎の所謂「己ノ欲セザル所人ニ施

せんとす。

其一。貨幣のみを以て富又は資本と認めず、生産力又勤勞をも併せ認めたること、故に八觀第十三に「時貨遂ゲザレバ金玉多シト雖モ、之ヲ貧國ト謂フ」此時貨とは、其の時〻の物貨にして、遂とは生産をいふ。又同篇に「天下ノ生ズル所ハ力ヲ用フルニ生ジ、身ヲ勞スルニ生ズ」と此勞」身は、則ち勤勞をいふ。如此き説は、西洋に於ても「アダム、スミス」が始めて富國論(Wealth of Nation)に唱導したる説なり。

其二　貿易の利益を認めたること、地數第七十七に「天下ノ寶ハ一ニ我ガ用ヲナス、善者ハ有ニアラザルヲ用ヒ、人ニ非ルヲ使フ」と、貿易すれば坐ながらにして、我土地に生せざる物産も、又我人民の製作に非る物品も、自由に之を使用することを得るをいふ。又輕重第八十三に「物ノ生ズル所ハ其ノ聚スル所ニ如カズ」と、歐洲にも中世紀には未だ貿易の眞理認められずして、各國の政策は重農説、又重商説によりて左右せられたり。

吹する場合に、仁義の如き若くは他の內省的又は抽象的道德よりも、此のやや形式的具體的なる範疇を選擇したるの偶然に非るを知るに足るべし。又管仲が時勢に應じて、周禮の制度を變更し、之によりて稅制兵制自治制等を改良せしことは、學者の認むる所にして、大江廣元三善康信が賴朝を輔けて、武家制度を開きし如き關係あり、然れども此等の硏究は紙上限りあるを以て、之を略す、なほ東亞說林第四卷第二號の余が「管子と周禮」を見よ。

其二　經濟學說

道德と經濟とは、密接なる關係を有すること、管仲すでに之を道破せり、牧民第一の所謂「倉廩實スレハ則チ禮節ヲ知リ、衣食足レハ則チ榮辱ヲ知ル」は、廣く人口に膾炙する名言にして、孟子の王道も仁政も歸着する所、之に外ならず。管仲は亦支那一般の政治家の唱ふる如く、農業を尙とび水利を重んじたることは、立政第四に見ゆることとなるが、今本節に於て、少しく其の貨幣、其他經濟學說に關係する者を列擧

らざれば姦曲佞邪の徒日に進みて、善良正義の臣益す退かん。人或は法治を以て君主任意の政治なりとなすも然らず、君主は法律を作ると雖も、其の既に成りて之を實行する時には、絶對至大の權威を有する者なれば、君主と雖も、亦之に從はざるべからず。國法の行はれざるは、畢竟君主自ら之を犯せばなり、法は君主よりも尊し、故に君主と雖も任意に之を變更すべからず（法法第十六及び任法第四十六）。管仲が他の法家者と異なる者二ケ條あり。其一は、輿論公議を重んじ、民意に從ふて、政治を行ふことなり。以爲へらく政治の行はると行はれざるとは、民心に順ふと逆ふとに在り、（牧民第一）すべて人民の議論は、箇々別々に聽くときは格別の名說なきも、合して之を聽くときは、聖人と雖も及ばざる者ありと（君臣上第三十）恰も今日の代議政體の神髓を道破したる者が如き口吻あり。其二は、道德敎化の必要を主張したることにして、開卷に禮義廉恥を以て、國家の四維と認めたることなり（牧民第一）。此四種の道德が我が武士道の精神と相似たるを見ば、管仲が軍國主義を鼓

に於て法治主義起り、主權の威力により、武力の制裁を假りて、社會民心を統一するの必要を生ず。されば法治主義とて、必しも道德を無視する非ること、猶ほ德治主義の法律武力に於けるが如き者あり、但だ其重んずる所の點如何によりて、一を德治といひ、一を法治といふのみ。此法治主義を主張する者を、支那哲學史上に法家といふ。管仲は實に法家の鼻祖にして、韓非子は後繼者中の最も顯著なる者なり。

管仲は、君主の君主たるは賞罰の大權を以て、臣民に臨み、正邪曲直を公平に判斷するに在りとなす、若し君主にして之を失はんか、內亂內に作りて外患外より來らん。故に曰く「萬乘ノ國ニハ、兵以テ主ナカルベカラズ、土地博大ナレバ、野以テ吏ナカルベカラズ、百姓殷衆ナレバ官以テ兵ナカルベカラズ、民ノ命ヲ操レバ朝以テ政ナカルベカラズ」(權修第三)と。卽ち軍隊には大將の必要あり、土地を治め人民を統べ、其の生命財産を保護せんと欲せば、數多大小の官吏なかるべからざるをいふ。而して君主がこれ等の官吏を監督するには、必ず法律の力を假らざるべからず、然

ることを禁ず)曰ク凡ソ我同盟ノ後、言ニ好ニ歸セヨ」と(告子下)。又孔子は管仲の功業を頌して「桓公諸侯ヲ九合シ兵車ヲ以テセザルハ、管仲ノ力ナリ、其ノ仁ニ如カンヤ其ノ仁ニ如カンヤ」といひ、又「管仲桓公を相ケテ諸侯ニ霸タラシメ、一タビ天下ヲ匡ス、民今ニ到ルマデ其ノ賜ヲ受ク、管仲ナカリセバ吾其レ被髮左衽セン」(被髮左衽は夷狄の風俗をいふ(論語憲問第十四)此政策を實行するには、武力と經濟力とに依らざるを得ず、而して管仲は實に其軍師たり、顧問官たり。然則彼は如何なる經綸を實行して、齊國の霸業を完成せしか、是れ即ち管子の述ぶる所の者なり。

其一　法治主義

儒教の目的は、治國平天下にあり。故に決して法律及武力を度外に置く者に非ずと雖も、道德を素質となし、教化を形式をなす。所謂禮樂刑政即是れなり。之を德治主義といふ。然るに世亂れ俗弊するに及びては、德治主義も十分に效を奏する能はず、恰かも盜賊に仁義を談じて、其の横暴を止めんとするが如き者あり。是

過ぎず。故に宋の向戌が平和會議を催ふして列國を招集するに當り、晉の全權大使趙孟は曰く、晉楚齊秦は同等なり。（左傳襄公廿七年）

以上の事實により、齊の桓公の霸業を概括すれば、第一王室を尊ぶこと、第二諸侯の專橫を制すること、第三楚國の南侵を防ぎて、中原の文化を維持すること、第四他の野蠻人を掃蕩して、漢人を保護することとなり。故に孟子は葵丘の會合を記して曰く「五霸ハ桓公ヲ盛ナリト爲ス、葵丘ノ會ニ、諸侯牲ヲ束ネ書ヲ載セテ、血ヲ歃ラズ、初命に曰く、不孝ヲ誅シ、樹子（世子）ヲ易フルナカレ、妾ヲ以テ妻トナスナカレ、再命ニ曰ク、賢ヲ尊ビ才ヲ育ナヒ、以テ有德ヲ彰ハセ、三命ニ曰ク、老ヲ敬シ幼ヲ慈シ、賓旅（外國人）ヲ忘ルルナカレ、四命ニ曰ク、士ハ官ヲ世世ニスルナカレ、（門閥を防ぐため）官事ハ攝ヌルナカレ、（兼官を許さざること）、士ヲ取ルニハ必ズ得（必ず適任者を選拔すること）專ラ大夫ヲ殺スナカレ、五命ニ曰ク、防ヲ曲グルナカレ（防は隄防）糴ヲ遏ムルナカレ（糴は凶年の時、他國より輸入さるる米穀）封アリテ告ゲザルナカレ、（擅に封賞す

秦は陝西省地方に據る、此地は函谷關を障壁として、自ら守り易く、人を攻め易し。其人民亦剽悍にして勇猛なり、然れども文明は一般に劣れる者の如し。　然れば管仲を距ること二百餘年後の戰國時代にも、各國より夷狄の待遇を受けて、同等の交際を嫌はれしこと、秦本記に見よ。　又楚國は、今の湖南省地方によりて、隱然勢力を占む、此國は子爵の國なるも、既に僭して王と稱し、其風俗言語等も、自ら支那の中原即揚子口北と異なる者あり、故に荊蠻又は南蠻鴃舌の稱ありて、文化はやや低級なるが、之に反して武力盛んにして強兵に富みたるを以て、日夜南進、以て覇を中原に爭はんと欲す。　且又北狄人種も内地に侵入して、漢人を陵ぎし者頗る多し。　之を要するに、一面より見れば人種の衝突にして、一面より見れば文野の軋轢なり。　現代の時局を以て之を譬ふれば、齊晉二國は英佛米三國の如き者にして、秦楚は露獨二國に似たり。　春秋二百四十二年の外交戰鬪頗る多しと雖も、要するに此の四國は其の中心となりて、常に樞軸を握り、他の小邦は形勢を觀望して、向背を決するに

て之を明にすることを得たり。近時富山房の漢文大系を編するや、更に校訂を余に屬す、仍つて息軒本を底本とし、戴氏以下の諸説を鼇頭に挿注す。

第三　管子の思想

管子の内容を記し、之を評論するに先だちて、少しく當時の時勢と、齊國の位地とを敍述せざるべからず。此時に當りて周室漸く衰へて、禮樂政伐の大權は十分に行はれず、諸侯各々割據して自利を圖る、恰も我元龜天正の際の如し、是に於てか苟くも有力なる諸侯は雄大なる武力を備へ豐富なる財源を貯へて、上は周室を戴き、下は同列の諸侯を統御せんと欲する者を生ず、之を霸者又は霸王といふ、恰も我國の將軍の如し。而して齊の桓公は、實に此霸者の第一人なり。今眼を全局に注いで、列國の狀況を見るに、此の霸權を握りたる國四あり、齊晉秦楚即是れなり、齊楚二國は皆大國にして、中原所謂揚子江岸と黃河の左右に割據し、支那文明の中心たり。

今本は八十六篇にして、之を分ちて經言九篇、外言八篇、內言九篇、短語十九篇、區言五篇、雜篇十一篇、管子解三篇、管子輕重十九篇となす。　但し其中十篇一圖は題目あるも、本文を佚す。　今之を通覽するに、管子以後の事實あり、又管仲の功業を贊頌したる者ありて、其大部分は後人の續筆に出づ。　經言九篇の如きは、其の最も醇粹なる者と稱せらるるも、立政第四九敗の條に「寢兵ノ說勝ツトキハ則チ險阻守ラレズ、兼愛ノ說勝ツトキハ則チ士卒戰ハズ、全生ノ說勝ツトキハ則チ廉恥立タズ、和議自ラ貴フスルノ說勝ツトキハ、則チ上令行ハレズ」といふ如き、皆な多く戰國時代の思想にして、管仲の當時には、未だ之れなかりし者なり。　然れば本書は、管仲の名を冒すも、寧ろ管仲時代若くは管仲の學派の思想を記したる者とすること、妥當なるべし。其の註釋は唐の房玄齡を以て始となすも、實は尹知章が假托に出づ、其解釋淺陋蕪雜にして、觀るに足らず。　爾來久しく善本なかりしが、清朝の戴望に至り、管子校正二十四卷を著はし、又我安井息軒も、是より先に管子纂詁二十四卷を著はして、始め

に其の疾に罹るや、之を憂ふるの餘り、飲食も咽を下らざりし。甯戚之を諫めたれば、曰く我を生む者は父母、我を知る者は鮑子、士は己を知る者の爲に死し馬は己を知る者の爲に良なり、鮑子もし死せば天下吾を知るものなけん、何ぞ食を貪ぼりて生命を欲するの要あらんやと(韓詩外傳)。世人今に至るまで「管鮑交」を稱するは、亦宜なるかな。其の將に病篤くして沒せんとするや、桓公に遺言して曰く、易牙、豎刁、開方の三人は、皆殘忍酷薄の小人なれば、必ず之を遠くべし、唯それ隰朋可なりと。然るに管仲の沒後、十月にして隰朋も亦沒し、桓公三子を重用せしかば、政治大に亂れ、其の翌年薨するに及びて五公子互に相續を爭ふて、九ヶ月間葬儀を執行すること能はざるに至れり。

第二　管子の由來

史記管晏列傳によれば、管仲には牧民、山高諸篇の著述ありたること明かなり。

あれば必ず之を朝に薦む、故に絃商の清廉潔白にして、辭辯精到よく人情に通ずるや、之を司法官に任じ、隰朋の典禮に熟し交際に老けたるや、之を外交官に任じ、甯武の農桑水利に明かなるや、之を農務官に任じ、公子成文の義勇にして能く士心を得るや、之を軍務に任じ、東郭牙の硬骨にして直言諱まざるや、之を諫臣に任ず。　其の他甚しきに至りては、盗賊の中より人材を發見して之を登用したる程なり(禮記)。又桓公の命を奉じて、周室に使せし時、襄王之を優待して上卿の禮を賜ひ、敕を降して曰く「余乃ノ動ヲ嘉シ、乃ノ懿徳ニ應ジ督ク忘レザランコトヲ謂フ、往イテ乃ノ職ヲ踐ミ、朕ノ命ニ逆フナカレ」陪臣にしてかかる綸旨を辱くしたるは、實に至大なる名譽といふべし。　されども管仲は謙抑自ら持し、固辭して下卿の禮を受く(左傳僖公十三年を見よ)。孔子が其の三歸反坫を咎めて、非禮となしたるは、當時或人の質問に對へて、公平なる批評を下したるまでの事にして、決して管仲の罪となすに足らざるなり。　管仲また頗る恩誼に厚し、鮑叔の管仲を遇するの深きこと前述の如し、故

もし唯だ齊國の諸侯を以て滿足せんか、臣等の補佐にて可ならん、然れども天下に霸王たらんと欲せば、管仲に非れば不可なり、宜しく舊怨を赦して、之を用ふべしと。桓公之を聽き、直ちに其縛を釋き、任ずるに國政を以てす。　爾來殆んど四十年間、管仲は桓公の信任を得て、其驥足を十分に展はずことを得、桓公之を尊敬すること父の如く、常に仲父の名を以て、之を呼ぶに至れり。　されぱかつて晉國の公使來朝せし時、有司は如何なる待遇を以て、之を迎ふべきかを公に請ひしに、一にも仲父、二にも仲父、三にも仲父と答へしかば、侍臣笑つて曰く、さて〳〵、人君といふ者は氣樂なる者かな、一にも仲父、二にも仲父、三にも仲父、かくては如何なる無能者も、君位に上ることを得べしと。　桓公曰く、吾聞く人に君たる者は、人を索むるに勞して、人を使ふに佚すと。　余の仲父を臣とするにも、尋常一樣の苦勞には非ざりし。　されど已に之を臣としたれば、今萬事を之に委し、枕を高くし手を袖にするも、無理からぬことなりと（韓非子難二）。然れども管仲は敢へて功を誇りて、權を擅にせず、苟くも人材

て、之と相爭ふ。管仲乃ち別隊の將として、小白を途に要し之を射て其の帶鉤(オビガネ)に中つ。小白佯り死す。公子糾等は意滿ち心驕りて、歸國の準備をゆるめしに乘じ、小白は既に內國の大夫と策應して、國に歸り立つて桓公となり、兵を發して公子糾及び魯軍を距ぎ、之を乾時(カンジ)に破り、勢に乘じて魯を脅かし、公子糾を殺さしめ、管仲、召忽の引渡を請求す、召忽は其主に殉死し、管仲は捕虜となる。初め鮑叔、管仲と相知ること深し。相與に商賣を營みて、利益を折半するに當り、管仲は自ら取ること多し。然れども鮑叔は其の貧賤を知りしかば、此を以て貪ほるとなさず。又かつて鮑叔の爲に、或る事業を計畫して、失敗に終りしかど、鮑叔は時に利と不利とあるを知りしかば、此を以て意となさず。又三君に臣事して、皆容れられざりしかど、鮑叔は其の明君に知られざる爲なりとなし又かつて三たび戰ふて、三たびながら逃亡せしかど、鮑叔はかかる卑怯なる振舞も、畢竟するに老母なほ在りて、彼の扶養を須(マ)つためなりと認めたり。此に至りて、鮑叔は管仲を桓公に推薦して曰く、君

管子解題

第一　管子の著者

本書の著者、管仲（字は夷吾）の沒年は、實に我神武天皇即位十六年（周の襄王七年）なり。當時齊國第十三世の主を僖公といふ、諸兒、公子糾、小白の三子あり。諸兒太子たるを以て、位を嗣ぐ、之を襄公となす。淫佚にして宮廷治まらず、數ば大臣を欺いて下民を虐使す、從弟無知之を弑して、自立したれども又殺され、齊國大に亂る。是れより先、小白の傅育官鮑叔、襄公の失政を視て、禍亂の起らんとするを知り、之を奉じて莒に逃る。尋ぎて公子糾の傅育官召忽、管仲の兩人も亦其主を奉じて魯に奔る。今や小白は無知死して國內君主なきを聞き、遙かに齊の大夫等と謀を合して、國に歸へり、襄公の後を繼がんとす。公子糾も亦之を聞き、魯國の兵力を後援とし

卷第二十三

卷第二十四

—(目次終)—

卷第十七

卷第十八

卷第十九

卷第二十

卷第二十一

卷第二十二

管子 目次

例言

一管子全部を收め譯註を加へて本書一卷と爲す。

一管子纂詁を以て底本とし、諸家の說を參酌して譯註その宜しきに從はん事を期したり。

一幼官圖は幼官と殆ど同一文なるを以て、單に其原文のみを下欄に收め、重ねて譯註を施すの煩を避けたり。

管子 全